蘇武綠郎編著

明治史總覽

東京
明治史刊行會

明治史總覽　最終卷

目次

第一章　政治篇

第三十七節　政府と政黨

第二章　經濟篇

第三章　軍事篇

第五章　美術工藝篇

第八章　教育篇

明治史總覽　第四・最終卷　目次　終

政治篇

一五　大同團結の分裂

大同團結の分裂

輿論に制せられて遂に條約改正は中止され、大隈外相(重信)攻撃の同盟が解散されると共に、改進黨以外の各政黨間には頻りに離合聚散が行はれ、政黨界には一大變化が起つた。大同團結の解散の如きもその一である。

大同團結と後藤象二郎

大同團結は大同倶樂部と大同協和會の二派に分裂す

抑も大同團結は政界各層の人々が唯だ後藤象二郎が唱道した危急存亡論に贊じて馳せ集つた云はゞ烏合の團體に過ぎないから、これを政黨と呼ぶべきやは頗る疑問で、寧ろ倶樂部と稱すべき團體であつた。殊にその首領たる後藤は當時この大同團結を踏臺として自己の政治的野心を遂行しようと計畫してゐたと云はれる。隨てこの大同團結はその首領たる後藤の入閣と共に、政社組織を主張する大同倶樂部と非政社意見を堅持する大同協和會との二派に分裂してしまつた。蓋し大同倶樂部は後藤の直參を以て自任してゐたから、飽くまで大同團結の現狀を維持しようとし、之れに反して大同協和會は後藤が入閣して藩閥內閣の一員となつたことを喜ばず、在野の板垣退助を起して自由黨を再興せしめ、以て局面展開の機運を導かうとしたのであつた。これは要するに大同團結解散の先驅と認めてよいのである。

板垣退助の調停失敗

愛國公黨の結成

然れども板垣退助が一たび自由黨を再興せば、到底後藤象二郎との衝突を回避し得ざる狀勢だつたので、土佐に退隱してゐる板垣は、窃にその輩下に命じて大同團結の內訌を調停させたが、その盡力は毫も効を奏しなかつたので、次いで板垣は愛國公黨を組織して兩派を調停しようと企て、十二月の末舊友懇親會の名を以て大阪大會を開くの計畫に出でたり。此の計畫は大同團結を維持せむとする後藤の直參派にも、又自由黨再興を希望する大井派にも贊成せられざるものなりき。

自由黨の再興を計畫したるものは大井憲太郎に依て率ゐられたる關東自由派と稱するものなりき。關東自

大同團結の解體

由派は舊自由黨中最も急激なる思想を有する團體にして、大井は實に之れが代表的人物なりき。彼が大赦の恩典によりて獄中より出でたる時は、舊自由黨員は殆ど悉く大同團結の人たりしを以て、彼も亦其の同志と共に此の大團の中に投じたりと雖も、後藤の人物及び其の行動は彼れの甚だ慊ばざる所なりしか故に、大同團結を破壞して自由黨を再興するは彼れの熱心な希望なりき。故に彼は板垣の調停策を以て寧ろ無用の盡力と爲し、數百の關東壯士を携へて大阪に乘り込み、板垣に迫りて自由黨再興の擧に出でしめむと謀れり。

大阪大會の報東京に達するや、河野廣中は之れが對抗運動として、別に大同倶樂部の大會を大阪に開かむことを提議し、且つ自ら大阪に往きて作戰計畫の任に當らむことを企てたり。後藤の直參派は、河野と板垣との關係を知り、又河野の涙脆き性質をも知れるを以て、彼を大阪に派するを却つて大同團結に利あらざるを說けり。蓋し彼れ一たび板垣と會見せば、相互の舊情忽ち復活して、板垣の所謂る調和策に致さるゝの恐あるを以てなり。然れども河野は強て往かむことを求めて止まざりしが故に、後藤も亦强て之れを抑止する能はずして止めり。既にして大阪の大會は開かれたり。其の結果は愛國公黨の組織となれり。果然河野は愛國公黨に對して滿腹の同情を表し、奮つて板垣の爲に其の志を成さしめんと努むるに至れり。獨り大井は自由黨の代りに愛國公黨の生れたるを憤激し、憤激に次ぐに攻擊を以てし、斷然板垣と絕ちて東京に歸り、遂に關東派を擁して自ら自由黨を再興し、其の主義綱領を天下に發表したり。顧ふるに大井の自由黨再興論は、確かに板垣の心絃に觸れたるものに相違なしと雖も、當時の形勢より見れば直に之れを實行し難き事情なきに非ず。何となれば自由黨解黨以來、政局の狀態大に推移し、特に大同團結の出現と共に舊自由黨の位地にも少なからざる變化を來たしたるものあるを以て、若し輕率に自由黨再興に著手せば、舊自由黨員の中にも復歸を肯むぜざるものを生ずべく、爲めに收容し得べき多數を收容し得ざるが如きことなきを保せざればなり。是れ板垣が自由黨再興の準備として、先づ愛國公黨を組織したる所以なり、是に於てか大同團結は

自然的解體の運命を見たり。其殘骸たる大同俱樂部は、僅に後藤直參の少數を以て維持せられたりと雖も、到底存在の價値あるものに非ず。況むや其の首領たる後藤の入閣と共に、之れを統率するもの其の適材を得ざるに於てをや。

一六 民黨合同運動

民黨合同運動

大同團結解體に次で起りたるものは、民黨合同の運動なりき。板垣の愛國公黨を組織したる目的は、要するに之れを基礎として自由主義を有する人士の全部を收容して自由黨を再興するの準備となさむとするに在りき。大井の關東自由黨及び大同俱樂部の有志も亦愛國公黨と合同して更に一大政黨を結成せむと欲したりしが、三派の代表者は五月十四日吳服橋外柳屋に會して議する所あり。其の結果新たに庚寅俱樂部を設け、三派より各々三名を選出して諸般の事務を掌理せしむることゝし、更に期を定め會議を開きて綱領黨議を決し、結黨式を擧行すべきことを約したり。斯く庚寅俱樂部は六月十七日幹事小久保善七、八木原繁祉、秋山小太郎三人の名を以て八月二十日政黨組織の事を屆け出でしめ、尋で八月四日愛國公黨と關東自由黨先づ解黨し、八月十七日大同俱樂部亦解散したり。

庚寅俱樂部の設立

愛國公黨及び關東自由黨の解黨

九州同志聯合會の組織

是より先、九州に於ける進步主義の徒は、民黨聯合の目的を以て同志の協議會を鹿兒島に開きたりしが、當時會するものは鹿兒島同志會、佐賀鄉黨會、長崎同好會、宮崎同志會、福岡三州俱樂部、福岡政談會、大分改進黨、宮崎大同派、及び熊本改進黨等の各委員なりき。彼等は全國進步主義の大聯合を謀るに決し、先づ九州同志聯合會を組織して之れが基礎と爲し、將に進んで中央の各政黨に交涉を開かむとするに際し、東京に於ては愛國、大同、自由の三黨合同の議ありと聞き、此の機失ふべからずと爲し、直に委員を派して板垣と神戶に會見せしめたりしに、板垣の意見亦民黨合同に在りしが故に、喜むで九州進步派の提議に贊成

九州進步派委員等の東上
島田三郎
高田早苗

し、共に力を竭くさむことを誓へり。是に於て委員岡田孤鹿、田中賢道、志波三九郎、狩野雄一等東上し、先づ改進黨に對して民黨の合同を說きたるが、島田三郎、高田早苗二人は、一個人の資格を以て其の擧を贊成したるも、改進黨員としては大會を開きて黨議を決したる上に非ざれば確答し難しといひたれば、彼等は次に之を庚寅俱樂部に謀れり。愛國公黨の一派は合同に贊成したるも、大同俱樂部及び關東自由黨の一派は改進黨と合同するを嫌ひて躊躇の色あり。爲に議容易に纒るを得ざりき。

政界の狀態斯くの如く混沌たるの時に於て衆議院の選擧は執行せられたり。故に激烈なる選擧競爭は同主義間に行はれ、爲に從來政黨に關係せざりしもの丶當選したるもの頗る多くして、七月一日開票の結果は實に左の如くなりき。

大同派	五五	愛國派	三五
自由派	一七	改進黨	四六
九州進步	二一	中立	六九
保守派	二二	自治黨	一七
官吏	一八	無所屬	二

是れに由て之を觀れば、比較的多數を占めたるものは中立派にして、之れに保守派、自治派及び官吏を加ふれば、優に百二十六名の政府黨を成立し得べし。民黨合同の必要是に於てか益々緊切を感ずるものと謂ふべし。

されば選擧の終了と共に、九州同志會は、鹿兒島の河島醇、福岡の岡田孤鹿、熊本の山田武甫及び田中賢道を上京せしめて、頻りに民黨合同の議を進行せしめたり。然るに政府は其の成立を妨げむとし、政社法を勵行して黨派間の通信往復を禁じたりしかば、九州同志會及び庚寅俱樂部は、斷然舊團體を解き改進黨をも

解黨せしめて一大政黨を組織し、以て堂々政府と爭はむことを期せり。當時改進黨の多數は、既に合同に傾き、島田三郎高田早苗等を委員として屢々河島醇、大江卓等の邸に會し、大同、自由、愛國等の各派と協議する所あらしめしも議容易に合はざりき。蓋し新政黨の主義に關し、島田等は原案が單に自由主義と記したるを修正して、自由改進主義、若しくは自由の主義を執り改進の政策を行ふと爲さむことを提議したるも、他の各派委員は之れに反對したればなり。

立憲自由黨の組織

是に於て改進黨を除きたる他の各派は、八月二十五日芝愛宕館に會して自由主義を標榜としたる立憲自由黨を組織したり。其の綱領は極めて簡單にして、第一皇室の尊榮を保ち民權の擴張を期す、第二內治は干涉の政略を省き、外交は對等の條約を期す、第三代議政體の實を擧け、政黨內閣の成立を期すといふに過ぎざるのみ。是れより先、改進黨の尾崎行雄は獨り群議を排して民黨合同の不可能なるを痛論し、島田等の合同運動に盡力するを稱して改進黨を誤るものなりと罵りしが、事實は終に彼れをして先見の名を成さしめたりき。

一七　民黨と吏黨の對抗

民黨と吏黨の對抗

帝國議會は明治二十三年十一月二十九日を以て始めて開會せられたり。多年藩閥政府と抗爭して幾多の艱難を甞めたる政黨員は今や言論集會出版結社の自由を拘束せられたる桎梏を脫し、公然憲法に依て與へられたる立法機關に據りて政府と對陣するに至れり。憲法政治の運用は政府に取つても最初の經驗なると共に、政黨に取つても亦最初の經驗なるが故に、政府も政黨も恰も暗中模索の狀態を以て議會に臨めり。然れども政黨は唯だ政府と戰ふを快事として意氣頗る揚がり、政府は受動的に之れを防禦するの位置に立ちたれば、主客の勢に利不利ありしは言ふを待たず。而して始めて此の難局に當りしものは黑田內閣を繼ぎだる山縣內閣なりき。

山縣首相の地方長官に對する施政演說

勿論山縣內閣は超然主義を以て政黨に臨まむとするの內閣なりき。故に首相山縣は議會召集以前に於て、左の如き訓令を地方長官に下し、以て內閣の施政方針を示し、且つ明かに政府が政黨以外に超然たる所以の大旨を發表したりき。

憲法の實施は方に近きに在り、國家の盛事日を期して待つの時に當り、他の一方に於ては、人心激昂して政論に競爭し、黨比して相鬩ぐ亦勢の免れざる事なり。加ふるに外交事件の困難を以てし、轉々物論洶起の媒を爲すに際したり。

此時に當り、中外官僚の務は、唯一意純誠聖旨を奉體し、百難を凌ぎ、同心協力、以て立憲の大事を贊け、終局の美果を收むるの一途あるのみ。本官不肖なりと雖も、各位と共に力の有る所を盡して、此の至難の義務を全くせむことを願ふものなり。

地方の施政は、各位既に分憂の任に當り、其計畫措置各々一定の針路あり。今茲に最も注意を要する所の者は、此の時に當り、各位は宜しく屹然として中流の砥柱たるへきのみならす、亦宜しく人民の爲めに適當の標準を示し、亦偏頗を抑へ、向ふ所を謬らさしむることを勉めさるへからす。要するに行政權は至尊の大權なり。其執行の任に當る者は、宜しく各種政黨の外に立ち引援附比の習を去り專ら公正の方向を取り、以て職任の重きに對ふへきなり。

教育殖產其他內地の事業は、仍ほ改正提起を要する者あるに拘らず、二十年來の經營に依り、漸くに其步を進め駸々として前途の望むへきあり。今或は一時政論激動の爲めに挫折停滯せは、忽ちにして退却の狀を現すに至らしめんとす。是亦宜しく意を加へて勸導し、以て前緒を繼續し、人民の幸福を增進することを期すへきなり。

一地方の公益は、全國の公益と必しも相干涉せざるものあり。故に各地人民の幸福を進めんと欲せば、宜

しく政論の外に立ち、各其區域の内に畫策する所あらさるへからす。一村人民は、各其一村の公益を進め、一郡の人民は各其一郡の公益を進め、一縣の人民は各其一縣の公益を進むることを遺忘せす、汲々として力むる所を知らは、全國の公益は從て其進路を失はさるは必然の結果ならさることを得す。今若し之に反して、一縣一郡又は一村にして却て中央の政論に熱心し、其撰擧又は會議等を機として、黨派の爭論を開くことあらは、其勢は延て小民に及ひ、怨讎相結ひ狂暴之に乘し、春風和風子を育し孫を長するの地は、轉して喧囂紛爭の巷となり、家を富まし國を利するの業は得て興すへからさらんとす。之を各國の歷史に徵するに、古今政體變遷の間尤も戒むへきの事情なりとす。

之れ畢竟、中央政治と、地方政治とを混淆するの謬の致す所によらすんはあらす。今遽に是等深奥の理論を分析して、地方の政論を一轉すれは、極めて至難の事に屬すと雖も、各位若し懇に意を加へて提携訓導し、其良知に設へ、釋然たる處あらしめは、猶ほ其橫流を未決に救ひ、前途平易に歸する事を望むへきなり。

治道の要は平易にして民に近き、上下阻隔する所無く、法律規則の外に於て、靄然として親和する所あらん事を欲す。處務手數の繁細及延滯なるにより、小民をして徒に其時を失はしむるは、最も厭苦を招くの道なり。之れ宜しく及ぶべく簡易敏速を主とし、力めて煩苛の弊を除くへし。地方の經濟は、其要勤儉にあり、奢美相競は殖産僅に進むの國に在りて、最も富源の毒を流すものなり。親民の官は宜しく淸廉を守り、貨利豪華の習を痛斥ぜさるへからす。地方の風氣一たび敗るゝときは、人心離散して復た收容すべからさるに至らむ。

本官各位と相見るの期近きに在りと雖も、地方の事宜深く憂慮に切なり。玆に謹みて聖旨を受け、聊施治の務を示す。各位の厚く此の意を體せられんとを望む。

其文中行政權は至尊の大權なり、其の執行の任に當るものは、宜しく各種政黨の外に立ち引援附比の習を去り、專ら公正の方向を取り、以て職任の重きに對ふべきなりといふもの、以て山縣内閣か明かに超然主義を保持したるを見るべし。

然れども議會は多數決の府なり。此の多數決の憲法が與へたる權能に依て行はるものなれば、政府に固より自由勝手に之れを動かす能はず。如何に政府は黨派以外に超然たるも反對黨にして多數の投票權を有せば、政府案は悉く其の否決する所となるべし。抑も議會なきの時代に在ては、政黨の意見は唯た德義上の制裁を政府に與ふるに止まりしと雖も　今や政黨の意見は、立法機關を通じて政府案に對し有效なる票決を爲すを得るが故に、超然主義は事實に於て憲法政治と兩立し難きものなり。されば山縣内閣は自ら超然主義を執ると稱して、表面上政黨と何等の關係なきものゝ如くに見せ掛けたれども、反對黨と對抗するが爲めには勢ひ政府の味方たるべき黨與を有せざる可からず。是に於てか官吏出身の代議士及び保守思想を有する中立の代議士を以て組織せられたる大成會は現はれたり。別に舊大同派中國權主義に傾けるもの相集りて成りたる國民自由黨の如きも、亦大成會と相提携して政府を援助するの位地に立てり。國民自由黨に屬するもの約三十五名、大成會に屬するもの約七十名、此の二派を合せたる百五名の人員は、是れ實に山縣内閣が率ゐて以て反對黨に戰ふの親兵にして、此の外無所屬團體約二十五名を悉く政府の味方とするも、其の總數百三十名に過ぎず。顧みて反對黨の陣立を見れば、立憲自由黨は百三十名、之れに改進黨の四十名を加ふるときは百七十名の過半數を有せり。勝負の勢豫め定まれりと謂ふべし、試に議長、副議長、及び全院委員長の選擧結果を見よ。

議長選擧の結果	第一回投票	決選投票	高點投票

中島信行	一五〇	一六一(當選)	—
津田眞道	一一〇	一五八	—
河野廣中	一〇二	—	—
楠本正隆	八四	一三八	一三七(當選)
芳野世經	八一	—	—
松田正久	六六	一四一	一五三(當選)

副議長選擧の結果

	第一回投票	決選投票	高點投票
芳野世經	一〇〇	一二五	一三五
河野廣中	九八	一一〇	一一三
島田三郎	九六	九六	六〇
津田眞道	八四	一四四	一六九(當選)
楠本正隆	八三	一二九	一二九
松田正久	四七	一二一	一一七

過半數を得たるものは津田眞道のみなりしを以て、更に他の高點者四名に就て決選投票を行ひたる結果左の如し。

	第一回決選投票	第二回決選投票
楠本正隆	一七一(當選)	—
芳野世經	一二七	一四一(當選)

河野廣中	一二一		一三一
松田正久	九八		｜

全院委員長選擧の結果

	第一回投票	決選投票	第二決選
河野廣中	一三〇	一四三	一三六
島田三郎	一〇一	一四一	一四九(當選)

議長には自由黨の中島信行を擧け、全院委員長には改進黨の島田三郎を擧け而して大成會の一派は僅に津田眞道を副議長たらしむるを得たるのみ。反對黨の勢力優に議會を壓するに足りしは此の一事を見るも明かなり。

獨り改進黨は民黨聯合に加はらずして、依然其原形を維持し來りしも、山縣内閣の政敵たるに於ては自由黨と其の位地を同うしたるを以て、議會の行動に就ては、從來の情實感情を一掃して、共通の目的の上に一致したりき。彼等は經費節減民力休養の題目を掲けて、直に政府に肉薄せむことを期し、先つ豫算委員の大多數を自己の手に占めたり。而して自由黨の大江卓は之れが委員長に選まれ、改進黨の尾崎行雄及び阿部興人は之れが理事に擧けられたり。彼等は各分科の豫算審査に著手するに先ち、各科より主査及び協議員一名を擧けて審査の標準を議定したり。而して其の議定したる審査の標準は、殆ど豫算の根本的改造を企てむとするものなりき。曰く、憲法第五十七條規定の歳出削減に關しては、委員會は政府の同意を求むるの手續を執るを要せず。曰く、深く官制に立ち入りて豫算を審査すべし。曰く、官制改革の要求は豫算委員會之れを爲さずして、有志議員の之れを爲すに一任すべし。曰く、非職給制度を廢すべし。曰く官舍を廢すべし。曰く、秘書官知事裁判所々長の交際費を全廢し、旅費規則を改正すべしと。斯くて委員會は特に官吏の俸給、

各局の廢合及び人員配合の概要を定めたる一表を作り、總て此の標準に依りて審査を進行し、經常臨時兩部の歲出に於て約八百萬餘を削減して之れを議會に報告したり。世之れを民黨の査定案と名けたりき。

民黨の査定案の提出

當時民黨は議會に多數を占めたりしを以て、種々の修正案、種々の緊急動議續出して査定案の通過を妨げむとしたるに拘らず、議會は破竹の勢を以て査定案を可決したり。査定案に反對するものは世間之れを吏黨と稱したりしが、中には公然自ら吏黨と名乘れるものありき。議會に於ける進退掛引よりいへば、寧ろ吏黨に於て其の巧妙多智を見るものありしと雖も、又井上角五郎の如きは、豫算討議の際、二日に涉るの大雄辯を揮つて査定案の杜撰疎漏を罵倒し、吏黨の爲に萬丈の氣焰を吐きたりと雖も、猛りに猛りたる民黨は、無二無三に側目もふらず突進したり。果然禍は蕭牆の内より起れり。民黨の陣立は、林有造を首領としたる土佐派の一角より崩れかゝれり。彼等は査定案の將に可決確定せむとする瞬間に於て、忽ち吏黨と相通じ、憲法第六十七條の歲出に關する廢除削減の議決は確定議以外に政府の同意を求むべしとの動議に贊成したり。此の動議の成立するや、吏黨の勢力は漸く勃興し、豫算案は再調査に附せられたり。何となれば政府は査定案に不同意を表明したればなり。而して再調査の結果は、終に吏黨の勝利に歸し、八百萬圓削減の代りに六百五十萬圓の削減に確定して、政府と議會との妥協を見るに至れり。

一八　松方内閣の成立

松方内閣の成立

第一期の議會は、民黨中軟化したるものありしと、山縣内閣の讓歩によりて無事の閉會を見たりと雖も、是れと同時に山縣内閣は、成るべく査定案の方針を容れて、次の議會までに行政を整理し經費を節減すべきことを議會に約せり。是れ山縣首相の中心の好まざる所なりしと雖も、亦實に勢ひの止むべからざるものなりしに由れり。蓋し山縣は謹愼なる政治家なり。彼は第一期の議會を解散に終らしむるを以て帝國憲政の信

用を中外に失ふ所以と爲し、出來るだけ妥協の道を求めて平和の終結を謀らむとしたりき。故に民黨の要求を容れて、行政整理經費節減の豫約を爲したるのみ。然れども此の豫約を履行して、次の議會を滿足せしむることは談決して容易に非ずと信じたれば、寧ろ暫らく此の難局を避けて靜かに後圖を爲すに如かずと思惟し、議會閉會と共に直に辭表を闕下に奉りぬ。是に於て伊藤博文の後任說頗る高かりしも、伊藤は起たず、黑田亦之れに應ぜず、西鄕は自ら首相の器に非ずと稱して之れを避けたれば、松方大藏大臣は終に推されて首相の椅子に就きたりしが、偶々大津事件ありしが爲に、西鄕內務大臣青木外務大臣の引責辭職あり、大山陸軍大臣も願に依りて免官せられ、品川彌二郞新たに內務大臣に任ぜられ、榎本武揚又入つて外務大臣となり、高島鞆之助は陸軍大臣として、大木喬任は文部大臣として、田中不二麿は司法大臣として前後入閣し、前內閣員にして留任に決したるものは、後藤遞信大臣、樺山海軍大臣、陸奧農商務大臣の三人のみ。斯くて松方內閣は成立したり。

旣にして品川內務大臣は、地方官に向て內閣の施政方針とも目すべき一訓し令を發たりしが、彼は其の冒頭に於て、一片の至誠以て上下を貫かむことを期すといへり。曰く

不才彌二郞玆に內務大臣の職を辱うす。固より此の重任に膺るの器にあらず。加之比年宿痾身に在り、復平昔にあらず。然れども、聖恩優渥感激の餘り、樗櫟の才、羸弱の身を忘れ、敢て決然起て大命を奉ずるに至れり。唯一片の至誠、以て上下の情を貫き、聖恩に對へんことを期するのみ。

內政の要は地方制度に在りて、地方自治の制は國家組織の基礎なり。誠に以て此基礎を鞏固ならしめんと欲せば、徒らに形式の完備を求めず、實力の養成を謀らざるべからず。然り而して地方制度の實施稍々緒に就くと雖ども、未だ全く完具の域に進みたりと云ふべからず。益々自治の精神を啓發し、該制度施行の目的を達せざるべからず。

社會の秩序を保ち、衆庶の安寧を持するは警察の務なり。蓋し警察の要は、機に臨み變に應じ、寛嚴宜しきを得、保護を主として威嚴を事とせず、公と愛とを以て衆庶を待ち、常に此二義を服膺し、以て其實効を擧ぐるに在り。

今や立憲の治既に成り、典章制度大に備はれり、隨て法條漸く繁密を來し、政費も亦增加するを免れず。是れ勢の已むを得ざるものなり、然ども制度の進歩は、實力の增殖と並び行き相伴はざるべからず。須らく勤儉着實を主とし、苟くも形式の外飾に泥まず、國家前途の實力を涵養せんことを勉めざるべからず。行政の目的は公利公益を增進するに在り。而して此目的を達するは、專ら當局者の力行如何に據るものなりとす。當局者たるものは、宜しく玆に注意戒心し、簡易敏活を主として、以て其實を擧げられんことを要す。

以上揭ぐる所のものは內疎の大綱にして、其細節に至りては、事に方り物に就き開示するものあらんとす。夫れ內務省の地方に於けるや、譬へば猶頭首の支體に於けるが如し。其精神脈絡相互に貫通するに非ざれば、施政の成功得て期すべからず。是れ今日特に各位に告ぐることある所以なり。希くば各位夫れ之を諒せられよ。

尋で松方首相は前內閣の豫約に屬する行政整理經費節減に著手し、自ら屬僚を統督して官制を改革し、七月二十七日（明治二十四年）を以て之れを公布したり。局課の廢合、人員の淘汰したるもの之れなきに非ざりしも、曾て第一期議會に於て民黨の立てたる查定案を去ること頗る遠かりしのみならず、別に軍艦製造、砲臺建築、製鋼所設置、鐵道國有等の新計畫を爲したれば、其の豫算は前年度に比し、歲出に於て六百四十九萬餘圓を增加したり。故に世人は先づ官制改革に失望し、次に豫算の膨脹に失望し、民黨贊成の新聞は漸く內閣の政策を攻擊するに至れり。然れども松方內閣は、切めより民黨の反對を覺悟したりしもの丶如く、

盛むに其の機關新聞をして内閣の强硬なるを吹聽せしめ、議會にして若し飽くまで政府の施設に反對せば、當然之れに解散を命じて新議會を召集すべく、苟くも自ら悛むることなくむば幾回にても解散を連續すべしと威嚇せしめたりき。蓋し松方内閣は明かに超然主義の上に一歩を進めて民黨征伐の鋒鋩を露はし來れり。其の機關新聞は、民黨を目するに破壞黨を以てし、國家の急務は、破壞黨の爲めに之れを等閑に附すべからずと極論するに至れり。是れ實に議會に向て宣戰を豫告するものと謂ふべし。

大隈板垣兩黨首の會見

一九　大隈板垣兩黨首の會見

是の時に當り、各黨派の嚮背未だ料知すべからざりしと雖も、改進黨は黨紀整然として、步調少しも紊るゝことなく、舊に依りて政府反對の旗幟甚だ鮮明なり。自由黨は前朝議會に於て、豫算再調査問題の爲めに分裂を招きたりと雖も、異分子淘汰の結果却つて其の内容を刷新し、改進黨と相提携して内閣に當らむとするの意氣益々旺盛なり。自由黨を分離したる土佐派、及び後藤の直參派と目せられたるものは、別に自由俱樂部を組織して政府の與黨たらむとし、此の外前朝議會に於て吏黨と稱せられたる大成會中、更に協同俱樂部なるものを組織して、政府黨の範圍を擴張せむと企てたる策士あり、而して一人にして大成會と協同俱樂部に兩屬するもの亦少なからざりき。又自ら正義派と稱し、或は中立派を以て自ら居るもの約五十七名あり。黨派の形勢は頗る混沌を極めたりき。

中江篤介

自由改進兩黨が政府反對の位地に立つこと猶ほ前朝議會に於けるが如くならむことは必然の趨勢なりしと雖も、從來此の兩黨は、歷史感情を異にするが爲に、其の意思未だ十分融解するに至らざりしを以て、此の際板垣大隈の兩黨首を會見せしめ、以て民黨聯合の基礎を一層鞏固ならしむべしと說くものあり、而して最も熱心に之れを主張したるものは中江篤介なりき。彼は佛學者の泰斗として、ルーソー民約論の解說者とし

第一次のクーデター

て自由民權主義の傳道者として、久しく年少氣鋭の士の心を得たりき。彼は學者文人たるの天才を有すると共に、又多血多感なる革命家の性格をも有せり。彼は明治十五年自由黨創立以來、常に藩閥攻撃の重もなる作戰計畫者として板垣を助けたりき。第一期議會の開くるや、彼れは大阪より選出せられて衆議院に入り、最も健全なる自由黨員として働らきたりしが、土佐派が反覆して吏黨と欵を通ずるに及び、彼はアルコール中毒を理由としたる奇妙なる辭表を提出して議席を棄て去れり。今や彼は松方內閣が民黨征伐の蠻勇を揮はむとするを見て、自ら大隈板垣の間に周旋し、遂に板垣をして大隈を早稻田に訪問し、互に舊交を溫め、且つ意見の交換を行はしめたりき。此の會見は甚大の波動を政界に與へ、民黨聯合をして益々鞏固ならしむるを得たり。

松方內閣は大隈が板垣と會見したるを以て官紀を紊亂するものと爲し（當時大隈は樞密顧問官たりき）旨を論じて其の官を免じたりしが、是れ民黨征伐の征略としては極めて拙劣なるを免がれざりき。何となれば、大隈は却つて之れが爲めに自由に民黨を指揮し得るの位地に立ちたると同時に、又民黨の奮興を促がして政府反對の氣焰を煽揚したるに過ぎざればなり。現に第二期議會開會に先ちて民黨大懇親會あるや、自由黨を分離したる自由俱樂部員すらも之れに臨席したるもの多かりき。形勢の漸く一變せむとしたるを想見すべし。

二〇　第一次のクーデター

公平なる批判者より見れば、松方內閣の財政計畫は必らずしも不法不當なるものに非ず。國防の必要に依りて兵器彈藥の改良、砲臺の建築、及び軍艦製造の費用を請求したる如き、兵器の獨立を圖るが爲に製鋼所を設置せむとしたる如き、地方費支辨に屬する監獄費を國庫の負擔に移さむとしたる如き、孰れも政策とし

ては時代の急要に應じたるものならざるに非ず。然れども彼れは餘りに喧嘩腰なりき。其の態度は殆ど議會を無視するの傾ありき。山縣内閣は柔を以て剛を制する手段を用ひたれども、松方内閣は剛を以て剛に當るの手段を執りたりき。是に於て民黨は前期議會に於て定めたる査定案を固執して、再び政府と奮鬪したり。彼等は政府の豫算案に對して、總計約七百九十四萬餘圓の削減を加へ、其の理由を說明して曰く、前期議會に於て、政府は屢々豫算査定案に不同意を表したりしに拘らず、遂に六百餘萬の削減に同意したる例あり、本期の議會亦此の事あらむことを豫期し、政府の反對あるを顧みず、豫算に削減を試みたりと。政府を侮辱するも亦太甚しと謂ふべし。民黨の意氣旣に斯くの如く、而して政府の態度亦彼れが如くなるに於て、大衝突の起らざらむことを欲するも得むや。

豫算案の議決せらるゝや、松方首相は自ら議場に臨み强硬なる不同意を表したりき。吏黨の大雄辯家たる井上角五郎は、豫算再調査の動議を提出したりき。而も一も議會の顧みる所とならずして、民黨の査定案は一瀉千里の通過を爲したり。是れ恰も政府の豫期し居たりしものゝ如く、首相は直に解散の手續きを了したり。解散の奏疏に曰く、

臣等謹て惟ふに、立憲の美は、一に行政立法兩部の相俱に和衷協同して、以て國家の利益と臣民の幸福を增進するに在り。憲法の施行方に初步に屬するに當り、不幸にして機關の調製を缺き、視て勢力競爭の具と爲し、其の國運を發達するに於て、殆ど愼重の顧念を缺くものゝ如し。

昨年豫算會議に於て、議會は實に巨大の減額を唱へたり。政府は殊に立憲施行の第一期なるに注意し、大局を顧全するか爲めに、專ら讓步を主とし、歲出六百四十五萬餘圓を節減し、更に行政組織の上に改正を施して、仍刪減を行ひたり。而して二十五年度の豫算は、實に二十四年豫算節減の餘を享け、更に及ぶ所の節減を加へ、國家の生存行政組織の繼續を維持する爲め、必要の限りに於て編製したり。又新設事業に

在りては、殊に製鋼所設立の如き、軍艦製造の如き、治水事業の如き、其他監獄費國費支辨案の如き、鐵道買收法案の如き、皆國防上及び國家經濟上缺く可らざるの急務とす。然るに議會は擧て之を排斥するの意を表したり。之に加ふるに、憲法第六十七條に揭けたる國家必用の費目に對し、政府が屢々憲法上の權力に依り、不同意を表明したるに拘はらず、廢除削減の所見を固執せり。此の如く年々削減を以て相依りて例を爲さば、行政機關は殆んど其の運轉を妨げられ、維新以來施政の方針たる進歩の事業、及び國家の經濟は、漸次退縮に傾き而して後止まんとす。

彼の岐阜愛知兩縣の非常なる災害を救濟し、破壞せる堤防工事費に充る爲めに、政府の斷行せし豫算外の支出承諾の件は、政府より緊急の議決を要求したるに、提出の後既に數旬を經るも、未だ議事に上らず。

富山福岡兩縣水害費補助、及び岐阜愛知縣土木費補助豫算の件も、亦た之を緩漫に付したり。

開會以來、衆議院の經過此の如し。臣等躬責重に當り、國事を以て是の如き議會の贊畫に託するの國家の昌運、臣民の福利と相容れざることを信ず。臣等誠惶誠恐、玆に仰で陛下の憲法第七條に據り、衆議院を解散し、續て選擧法、第三十條に依り、新に議員を召集したまはんことを。

謹で上奏し、敢て陛下の裁可を祈る

是れ實に、議會開設以來第一次のクーデターなりき。松方內閣は此の奏疏に於て、議會が年々削減を以て相依る例を爲さば、行政機關は殆ど運轉を妨けらるべしといひ、國事を以て斯の如き議會の贊畫に託するの國家の昌運臣民の福利と相容れずとし、以て解散を止むを得ずと言明したるは暗に懲罰的解散の必要を說きたるものなり。

是れより先豫算案海軍所管の討議日程に上りたる際、樺山海軍大臣は四面紛擾の間に立つて原案維持の演說を爲し、進で薩長政府の功勞に言及して曰く、現政府は國家內外の艱難を切り抜けて今日に及べり。世人

は薩長政府と稱して之れを攻擊するものあるも、今日國家の治安を保ち、四千萬の生靈の安寧を致したるは誰れの力ぞと。彼か露骨なる薩長政府の辯護は頗る議場の嘲笑と怒罵とを招ぎ、改進黨第一の能辯家島田三郎は、直ちに演壇に驅け登りて海軍大臣に反駁を試み、最後に其の失言を咎めていへり。明治元年より今日の有り難き時世に至らしめたるは、神聖なる御聖德に依る。然るに此の議會に向つて薩長政府の功勞を語るは君主に對し奉りて禮を失するの太甚しきものなりと。要するにたとひ薩長政府は國家に對して多大の功勞ありとするも、是の故を以て現在及び未來に於ける政府の信任を議會に要求するは論理の許さゞる所なり。況むや議會の多數は薩長政府を以て既に立憲政治と兩立せざるものと認め、之れに向て絕對的信任を表せずといふに於て、獨り既往の功勞を語るも復た何の益ならむや。唯徒らに議會の反感を激發するに過ぎざるのみ。而して樺山海軍大臣が故らに議會の反感を激發するの擧に出でたりしは、是れ初めより解散を斷行せむとしたる政府の意向を暗示したるに外ならず。松方內閣は其の組織の時既に議會解散民黨征伐の辣腕を揮はむとしたりしを知るべし。

二一　選擧干涉と民黨の苦戰

第二議會解散せられたる翌年一月十一日を以て、臨時總選擧執行の詔勅は降れり。松方內閣は民黨征伐の目的を以て議會を解散したれば、世人は早くも選擧干涉の實現せらるべきを豫期したりき。而して民黨は再び此の選擧に於て多數の議員を選出し、以て解散の無効を政府に示さむとしたるを以て、自由改進の兩黨は益々其の結合力を鞏固にし、成るべく同志打を避くるの方針を以て選擧運動を指導することを期し、大隈板垣の兩黨首互ひに相來往して措畫する所ありたり。民吏兩黨の競爭激裂ならざらむを欲するも得むや。果然選擧干涉は地方官に依て開始せられたり。干涉は全國の選擧區に行はれたりと雖も、其の最も猛烈を

極めたるは、高知佐賀の二縣なりき。蓋し佐賀縣は大隈の故鄕にして、高知縣は板垣を出したるの地なり。從つて此の二縣は民黨の根據として特に政府の力を用ゐて征服せむと欲したる敵國なり。品川內務大臣及び白根次官は、內訓を地方官に發し、民黨議員の當選を妨害するが爲には、高壓手段を執るも亦止むべからざる旨を命じたれば、地方の警吏は公然自ら選擧に干涉し、或は溫言を以て吏黨候補者の投票を勸誘し、或は威嚇を以て民黨の同情者を動かさむとし、太甚しきは官服の警吏にして選擧人に刄傷を加へたるものあるに至る。官憲の行動既に斯くの如くなれば、暴徒群を成して白日選擧區に橫行し、劍を拔き、砲を發ち、家を燒き、人を殺して憚らず。佐賀縣第三區の如きは爭擾激甚なるが爲に、法定期日の投票を行ふこと能はず。又高知縣第二區の如きは、暴徒の爲に投票函を奪はれ、再投票を行ふの怪事を見たりき。其他の地方にして此れと大同小異の慘劇を演じたること殆ど枚擧すべからざるなり。政府は豫戒令を發布し、保安條例を實施し、競爭の最も激烈なる地方には憲兵を派遣し、以て選擧區の秩序を維持せむとすと聲言したるも、其措置却つて吏黨に寬にして民黨に酷なりしかば、名は選擧取締の爲といふと雖も、實は民黨征伐の利器に供せられたりき。試みに當年政府の調査したる選擧區死傷者の計數を見よ。

選擧に於ける死傷者

	死亡	負傷
東京	—	—
大阪	—	六
神奈川	—	—
兵庫	—	九
群馬	—	一
千葉	二	四〇

	死亡	負傷
石川	—	二四
富山	—	—
岡山	—	—
廣島	—	一
和歌山	—	一
香川	—	一

愛媛	—	—
高知	一〇	六六
茨城	—	—
栃木	—	八
奈良	—	四
三重	—	—
長野	—	—
福島	—	三
福岡	—	三
大分	—	—
佐賀	八	—
熊本	一	三
宮崎	—	—
鹿児島	—	—
總計	二四	三八八

選擧干渉の張本人品川内相被免

斯くの如くにして二月十五日に終了したる選擧の結果は、依然として民黨亦多數を占めたり。選擧干渉の大慘劇は唯だに政府の威信を傷けたるのみにて何の得る所なかりき。伊藤樞密院議長は先づ選擧干渉の善後策を講ずべきを唱へて、井上、黑田、西鄕、大山等の諸老と相會し密議する所あり、之れが結果として品川内務大臣は免ぜられ、樞密院副議長副島種臣之に代り、農商務大臣陸奧宗光亦樞密顧問官に轉任せられて、河野敏鎌之れに代れり。蓋し陸奧は初めより選擧干渉に反對し、屢々品川と廟堂に論爭したるも、獨り後藤遞信大臣の陸奧に贊成するあるのみにて、松方首相を始め他の閣員は孰れも品川に左袒したれば、陸奧の辭意は既に此の時に於て定まりたりき。彼は曾て藩閥論を草して薩長政府の忌諱に觸れ、特に大久保利通の如きは、彼れの機變不可測なる才略を憚りて之れを近けざりしを以て、大久保全盛時代に在ては、彼は十分其の驥足を展ばすこと能はざりき。彼は木戸孝允に說くに大久保の權勢を割くの術を以てしたりしも、木戸の爲すなきを知りて、井上馨後藤象二郎等と相結び、薩人排斥の目的を遂けむとしたることありき。西南の役には、彼は土佐の林有造大江卓等と傍に兵を擧け、不意に大阪を襲ふて鎭臺を陷れ、大西鄕と遙かに相策應

陸奧宗光の轉任と過去の經歷

じて政府を顚覆するの大陰謀に著手し、事覺れて獄に投ぜられたりき。彼れの獄を出づるや、直に英國に遊びて親しく代議機關の動作を視察したれば、其の頭腦は頗る英人の政治思想に感化せられたりき。歸朝の後は井上外務大臣の下に條約改正取調委員となり、尋て米國駐劄公使に任ぜられしが、第一期議會の開くるに及て、一躍して農商務大臣に榮轉し、又和歌山縣より選出せられて衆議院の議席を占めたりき。大臣にして代議士を兼ぬるは、實に彼を以て開祖と爲す。彼は自ら英國風の政治家を以て任ぜむとしたるなり。當時彼は政務調査局を內閣に設け、自ら之れが局長となりて議會操縱の任に當らむことを計畫したりしも、山縣首相の容るゝ所とならずして終に止めりき。蓋し彼は政府の議案を此の機關に依て統一整理し、以て政府委員を指揮するの權力を自家の手中に收めむとしたるのみ。彼は果して純然たる政黨內閣論者なりや否やは明かならざれども、兎に角憲法政治の運用及び理論に通曉したる人なるは疑ふ可からず。故にたとひ選擧干涉問題なきも、彼は固より松方內閣の順良なる臣僕たる能はざるべきは言ふを待たず、而るを況むや政府自ら命令を下して公然秩序を破壞するの亡狀を演せしむるをや。

選擧干涉派の失敗

選擧干涉の張本人たる品川と、其の正面の反對者たる陸奧とを內閣より去らしめたるは、所謂る喧嘩兩成敗の迹あるに似たりと雖も、新內務大臣たる副島種臣が、就任以來頗る意を官民調和に用ひ、民黨の首領たる大隈板垣等と屢々會見して選擧干涉の善後策に苦心したるを見、又陸奧の後繼となれる河野敏鎌が曾て大隈等と共に改進黨を組織したる經歷を有したる進步主義の一政治家たるを見れば、此の更迭は、政府に於ける選擧干涉派の失敗と認むべし。

既にして第三議會は開けたり。新議員の所屬別を檢すれば、民黨は尙ほ百四十餘名を占め、純粹の吏黨と目せられたるものは百十名にして、餘の中立議員約五十名民黨に同情を表するもの少なからざれば、選擧干涉の代價は頗る高かりしを知るべし。果して豫期の如く此の問題に關する上奏案は、河野廣中等民黨議員の

手より開會劈頭に提出せられたり。曰く、

衆議院議長誠惶誠恐頓首々々。茲に衆議院の決議を以て上奏す。本年二月總選擧に際し、行政百司擅に職權を私し、各官内選擧人を誘惑し、若しくは之を脅迫し、其甚しき者に至ては、選擧競爭の間、法律其效を失ひ、正邪其別を淆り、紛紜擾亂殆ど政府なきに類す。是を以て、兇暴の徒所在に横行し、隊伍を結び、兵器を携へ、民屋を毀壞し、民人を傷殺し。慘禍劇毒至らざる所なく、洵に典憲の神聖を涸瀆し、選權の自由を蔑如すること、之より甚しきはなし。嗚呼此亂虐非法、誰か其責に任ずる者ぞ。夫れ内閣大臣は、行政百司の上に居り、之を指揮監督す。然るに其亂虐の擧動を見て、之を制することを爲さず、非法の行爲を措て、之を問ふことを爲さず。抑々是れ内閣大臣の責に非ずして何ぞや。臣某伏て惟るに、選擧法は立憲政治の最も重しとなす所、苟も行政百司其職權を擅私し、以て民意を枉屈すること此の如くんば、選擧の法、終に空文に屬し、立憲の治、遂に徒爲に歸せん。然るに私明を畜引し、以て公議を粉飾し、上は　陛下立憲の聖旨に背戻し、下は臣民翼贊の赤誠を隔塞せんとす。是れ内閣諸臣の擧措、竟に國家の昌運、臣民の福利と相容れざる所なり、臣某誠惶誠恐頓首々々、伏して願くば　陛下聖鑑を垂れ、叡斷を下し。以て其典憲を涸瀆し、選權を蔑如したる者の咎過を匡正し給はんことを。謹て上奏す。

此の案は百四十三に對する百四十六の差即ち僅々三票の少數を以て破れたりと雖も、議會の多數は必らずしも選擧干渉の事實を否認したるに非ず、唯だ政府彈劾の形式を上奏案に取りたるを穩當ならずとしたるのみ。故に民黨は更に緊急動議として左の決議案を提出したりしが、此の案は百十一に對する百五十四の多數を以て通過したり。決議案に曰く、

本年二月衆議院總選擧に於て、官吏が其職權を濫用し、選擧權を侵犯したるは證迹明確にして、全國人民の俱瞻する所、區々の辯疏を以て之を掩ふべきにあらず。本院は認めて以て事實と爲す。内閣大臣は、宜

しく反して其責に任じ、自ら疏決する所なかるべからず。否らざれば立憲制度の大綱を失墜せん。茲に之を決議す。

決議案は內務大臣に求むるに、宜しく反省して其の責に任じ、自ら疏決すべきを以てしたり。是れ議會の多數は亦輿論の向背に依りて進退するを立憲內閣の責任としたるなり。松方首相は本案に反對して、選擧干涉は誣妄なり、議院は資格問題を除くの外、事實を審査するの權を有せず、本案たとひ可決するも、我帝國々務大臣は此の如き浮々泛々たる決議に依り輕々しく進退するものに非ずといひ、內閣は輿論の向背に依て進退するものに非ることを言明したりき。されば松方內閣は啻に疏決を爲さゞりしのみならず、却つて一週間の停會を議會に命じたり。此の停會は議會の反省を求めむが爲なりしも、議會は內閣自ら疏決するに非ずむば再び議會を解散するの手段に出づるを立憲內閣の本義としたるが故に、停會滿期後の議場に於て、民黨の島田三郎は、停會の理由を政府に質問し、以て此の本義を明かにせむとしたり。而も松方內閣は、議院の停會は天皇の大權に屬するを以て、政府は其の理由を說明するの限りに非ずと答へ、民黨議員をして呆然たらしめたりき。

松方內閣の瓦解及び元勳內閣の成立

二二 松方內閣の瓦解及び元勳內閣の成立

選擧干涉問題に於て議會の彈劾を受けたる松方內閣は、又解散問題と謂ふべき各種の重要なる議案をも否決せられたりき。卽ち製鋼所設立費の如き軍艦製造費の如き、是れなり。其他豫算の各項に付ても前期同樣の決定を與へたれば、第三議會は復た民黨の勝利に歸したりき。然れども松方內閣は憲法上の責任に關して民黨と全く其の見解を異にし、凡そ內閣は君主の信任に依て立つものたるを以て、議會の彈劾に依て疏決するものに非ずと主張し、現に之れを議會に聲明したりき。故に民黨の勝利は敢て松方內閣を動かすに足らざ

りしも、松方內閣は外より倒れずして終に內より瓦解したるを如何せむ。其の瓦解の第一段は副島內務大臣の辭職なりき。是れより先、副島內務大臣は其の持論たる王道蕩々無偏無私を旨として、勉めて民黨との調和を圖らむとしたるも、次官白根專一は事毎に副島を掣制して其の爲す所を妨げたれば、率直にして無邪氣なる副島は、在職僅に三個月に滿たずして政府を去りたりき。是に於て議會閉會と共に內務大臣選任問題起りしが、松方首相は遂に現任農商務大臣河野敏鎌をして內務大臣に轉任せしめたり。內閣瓦解の機關實に此に萌せり。蓋し河野は選擧に干涉したる地方官を更迭することを條件としたるが故に、白根次官は斯る大臣の下に服從するを肯むぜずして、斷然其の官を辭したり。何となれば選擧干涉は彼れと品川との畫策に成り、地方官は唯だ中央政府の命令を奉じたるに過ぎざるを以て、之れを處分するは彼れの咽喉に刄を加ふるものなればなり。彼は無學なれども事務の才あり、麤獷なれども冷膽にして自信力に富み、民黨を視ること蛇蝎の如く、彼等を以て政權爭奪の外何等の目的を有せざる非愛國者となせり。故に彼は選擧干涉の大慘劇を演じて毫も悔へざりしなり。彼れ旣に去れり。是れ河野內務大臣に取つては、寧ろ商上の瘤を除きたるのみ。河野は其の去るに任かせて北垣國道を次官と爲し、後藤遞信大臣と相謀りて、先づ福岡縣知事安場保和を愛媛縣知事に移し、尋で五六の知事に轉官非職を命じたり。是れ松方內閣瓦解の第二段なりき。何となれば安場は河野の命に接すると共に、他の不平知事と相携へて上京し、薩派の大臣間を來往して躍起運動を開始し、遂に高島陸軍、樺山海軍大臣の二人をして亦辭表を呈出せしむるに至りたればなり。內閣此の二人を失ふ、是れ松方首相の手足を奪はれたるに均し。故に彼れも亦闕下に伏して骸骨を乞へり。

斯くの如くにして松方內閣は瓦解したりき。是に於て元老會議復た起り、八月八日を以て左の如き內閣の組織せらるゝを見たり。

内閣總理大臣　　樞密院議長伯爵　伊　藤　博　文

司法大臣　伯爵山縣有朋
遞信大臣　樞密顧問官伯爵黑田清隆
內務大臣　伯爵井上馨
陸軍大臣　樞密顧問官伯爵大山巖
農商務大臣　遞信大臣伯爵後藤象二郎
外務大臣　樞密顧問官陸奧宗光
文部大臣　內務大臣兼司法大臣河野敏鎌
海軍大臣　子爵仁禮景範
大藏大臣　大藏次官渡邊國武

是れ第二次の伊藤內閣にして、其の薩長の元勳の總出なる故を以て、世間之れを元勳內閣と稱せり。或は重要なる內務大臣の位地は井上馨之れを占め、且つ彼の威望手腕伊藤と雁行するに足るものあるを以て、一に之れを伊井內閣ともいへり。

二三　國民協會の組織

松方內閣の策士として民黨征伐の辣腕を揮ひたる子爵品川彌二郎及び白根專一等は、選擧干渉の問題の爲めに引責して、前後政府を去りたるも、彼等の援助に依りて當選したる代議士は、第三期議會の際、中央交渉部なるものを組織し、全力を擧げて民黨と戰ひ、以て松方內閣の親兵たる役目を働きたりき。民黨征伐の目的は失敗に歸したりと雖も、兎に角選擧干渉の最も盛むに行はれたる地方に於て、最も多數の中央交渉部所屬代議士を出したるを見れば、品川白根等の一派は、選擧干渉に依りて多少の獲物を得たりと謂はざる可

らず。而して第三議會の閉會するや、中央交渉部は我等の意を承けて政黨組織の計畫に着手し、遂に國民協會と名くる一團體を作るに至れり。其の趣意は、天壤無窮の國體を尊重し、欽定憲法の本義を遵守し、社會開明の事物を併行進歩せしめ、國威を宣揚し、民福を增進せむことを企圖するに在りて、軍備教育家業の擴張發達に重きを置き、之れを貫くに國家萬能主義を以てせむとしたり。

協會の事實上の首領が品川彌二郎たるは自然の約束たるべきも、彼は更に西郷從道に說きて亦協會の重力たるを諾せしめたりき。此の二人は、協會の成立したる際相携へて其の發會式に臨み、各々演說する所ありしが、西郷は單に協會の趣意に同意なるが故に、國家の爲め官を辭して協會の事に從はむといふに過ぎざりしと雖も、品川の演說は一時世人を驚かすの奇言を交へたりき。曰く、若し西郷伯にして其の志を變じ、我が協會に謀叛を企つることあらば、余は其の生首を申受くべし。若し余にして同一の行動あらば、亦此の生首を獻上せむ。是れ我等兩人間に固く相約したる所なり。若し夫れ我等兩人にして、敢て私心を挾み、自利を圖ることあらば、我等兩人は甘むじて生首を諸君に授くべしと。彼は立憲國に於ける政黨の必要を精確に領會したるものに非ずと雖も、戰爭に軍隊の必要たるを認むると同じ意義に於て、政治上の對抗運動にも亦組織ある團體を有するの必要を認めたり。彼は此の單純なる理由に依つて國民協會の指揮者となれり。彼は協會を率ひて民黨征伐の初志を繼續せむとするなり。當時彼れ及び西郷は均しく樞密顧問たりしが、協會の成立と共に、二人は日ならずして官を免ぜられたり。

西郷品川二人が公然國民協會に入會するや、伊藤、山縣、井上、黑田の元老閣員は二人を招き、先づ友誼を辭として二人に協會を脫すべきことを勸告したれども、二人の決意固くして脫會を肯むざりしかば、閣員は斷然二人に宣告して曰く、卿等にして既に協會を脫せずとならば、政府の協會を視ることは一般政黨に同じかるべし。政府は孰れの政黨に對しても公平の態度を執らざるべからざるを以てなりと。蓋し國民協會は

本來政府の味方たらむことを期したるもの丶如きも、伊藤內閣は選擧干涉の私生兒と特殊の關係を結びて、之れが爲に議會多數の反感を一層激發することを不利としたればなり。況むや伊藤首相の如き、陸奧外務大臣の如きは、思想に於ても感情に於ても國民協會とは到底相投合するを得ざるに於てをや。

斯くて西鄕と品川とは、東西手を分ちて遊說の途に上れり。西鄕は到る處唯だ酒を被むり、俚謠を歌ひ、躍どり且つ舞ふに過ぎずして、其の行動は全く樂天的なりき。之れに反して品川は殆ど矯激の調子を以て悲憤慷慨の演說を爲せり彼は某地の同志懇親會に於て民黨を罵りて曰く、第二期議會に破壞主義の徒跋扈し、天皇の大權を侵犯するに至りたるが故に、止むを得ず解散の不幸を見るに至れり。總選擧の際、彌二郞は內務大臣の任に在り。再び破壞主義の徒を當選せしめば、國家の爲に相濟まざる儀なり。是を以て斯くの如きもの丶當選を妨げて、忠良の士を擧げむと欲し、出來得るだけの手段を盡くして干涉を行へり。余は玆に飽くまで選擧に干涉したるに相違なきことを斷言す。獨り既往のみならず、將來も必らず此の方針を固執して、夫の破壞主義を撲滅するの決心なり。余は決して虛言を吐くものに非ず、余は天を指して神明に誓ふものなりと。是れ明かに民黨征伐の目的及び選擧干涉の事實を自白するものなり。且つ彼は此の演說に依りて、其の國民協會を組織する所以の本意が唯だ民黨征伐に在りて其他に在らざることを開示したり。

二四　第二次伊藤內閣と民黨との最初の衝突

伊藤內閣は松方內閣時代の菲政を匡救せむとして、先づ選擧干涉の善後策を講じ、干涉の事實明白なる知事郡長警官等に非免轉官を命じ、且つ議會に與へたる施政方針書に於ても、內憲法の條章に遵由し、行政百般の機關をして憲法的の動作を爲さしめ、以て益々其の改善を圖り、上は宏謨を遵奉して國家の基礎を鞏固にし、下は人民の權利を保全して其の慶福を增進し、外列國に對して國光を發揚し、以て其の終局の目的を

達せむことを欲するに外ならずといひ、暗に前内閣の選擧干渉手段を非認すると同時に、憲法的動作に一歩を進めむとするの希望あることを示したり。然れども民黨は伊藤内閣を以て却つて大に爭ふべきの好敵手と爲し、第一期以來民黨の中堅たりし改進黨の如きは、其の大會に於て、經費節減、民力休養、選擧干渉處分、及び三條例改正の四題目を決議し、自由黨の如きも、其の大會席上板垣退助は、現政府は依然たる情實政府なるを以て、我黨は到底現内閣と戰はざるべからずと揚言し、又第三議會に於て自由改進黨以外に獨立して民黨の一角たりし同志團體は、新たに同盟俱樂部を組織し、本俱樂部は閥族の積弊を除き、憲政の完成を期し、國利民福の增進を圖るを目的とし、政治上進步の主義を執り、立憲的の運動を爲し、速に國民の輿望を達せむことを希望する獨立議員を以て組織すと宣言し、而して第四議會に對しては、立法權を固守して行政を監督し、選擧干渉其他の非擧を矯正處理するを急務とすと決議せり。其他大井憲太郎の率ゐる東洋自由黨及び民黨に近かき無所屬の小團體を合せて、民黨議員總數百五十九名と註せられたりき。之れに對し、國民協會六十六名、實業派、紀州派、若くは官權崇拜派と目せらるゝもの四十八名、總計百十四名と稱せられ、此の外二十六名の中立議員ありと雖も、民黨は既に議會の過半數を占めたり。

伊藤内閣と民黨との衝突は、先づ國務大臣出席の要求問題に於て始まれり。政府の施政方針書は、單に井上臨時首相（當時伊藤首相は負傷の爲め井上をして首相の職務を代攝せしめたり）之れを朗讀したるを以て、議員は其の趣意を詳悉する能はずと爲し、國務大臣の出席を求めて質問する所あらむとせり。然れども政府は、國務大臣は何時にても各議院に出席するの權あるが故に、特に貴院の請求を要せずと覆牒して民黨の激昂を招ぎたりき。初めより伊藤内閣に信任を置かざりし民黨は、此の覆牒に接して其の反抗心は殆ど極度に達したり。彼等は依然從來の査定方針を固執して、政府の豫算案を滅茶苦茶に叩き壞はせり。彼等は二十六年豫算歲出額に對して約八百七十一萬餘圓の削減を試み、議會の多數は之れを是認したり。政府は斷然

之れに不同意を表したりしが、民黨は河野廣中をして再び政府の同意を求むるの動議を提出せしめ、政府に向て大決戰を開きたり。彼は動議提出の理由を説明するに當り、單に豫算問題のみを爭點と爲さずして、直ちに朝野の根本的爭點に向つて大氣焰を吐きたりき。彼れ曰く、

仰も我黨は代議政體を渴望せしものであります。我等は憲法を遵守し四千萬の同胞を代表して此議會に立つ者であります。卽ち立憲政體を完備ならしめ、上　皇室の尊榮を增し、下人民の幸福を增進せんことを希望する者であります、是等は內閣諸公と雖も異議のない所でありませう、而して此立憲政體を完備ならしめんと致しますれば、封建の遺物、自由を束縛するの法律、藩閥の弊、階級政務の弊、中央集權官吏の冗員國費の濫出等の如きものは一切之を廢滅し、之が改良をしなければならぬと思ひます、故に我々は我々の方針は先づ消極的に政費を節約致しまして、然る後事の輕重緩急を計り積極的の事業に就く積りであります。然るに政府は我々を目して破壞黨とか何とか稱しまして遂に議會を解散致しました、扨其議會を解散したる理由は何であるか丸で分らずに仕舞ひました、畢竟夫の解散の如きは立憲政治の下に行はるべき解散でなくして、昔封建時代の御侍が疳癪に障つたと云つて百姓の頭を敲いたのと同じく、議會のする仕事が癪に障つたら解散したと云ふが如きものと思ひます、我々が政弊を改革せんとして消極のことをしますれば、政府は却つて之を破壞なりと申します、我々は其何の故たるを解しませぬ、成程回顧しますれば、我々は專制抑壓の政治の下に在つて隨分破壞的の仕事を致しました、併しそれは社會的の境遇の致した譯であります、專制政治の下に在りましては、我々は奴隷の如き待遇を受けました、政府は弊害の政事を致しました、藩閥政府の專橫は極りなき譯で、裁判は恃むに足りませぬ、警察は殘虐を極め、賄賂公行曲者必勝、斯の如き社會に在つては我々が望むが如き民權を唱へました、專制抑壓の雲霧を披いて代議政體にせんと誓ひました時に在りましては、過激破壞の手段を取りしには相違ありませぬ、是れ我々の素質

が過激なるの故にあらずして、社會の境遇の殘虐暴戾なるが故であります、今日は昔日と違ひ立憲政體が立ちまして我々は參政の權を得ました、社會の改良は我々の責任となりました、法律を破るは自ら損ふ譯であります、要するに我々は專制時代の下に在つては破壞黨であつて、立憲政體にあつては純良にして建設的の主義を取る者であります、故に我々は政費を節約して一方に民力を休養し、國家積年の弊を矯正して國家富强の結果を將來に期し、又一方に國家の進運發達に必要なる事業を成就せんとする者であります、然るに政府は外列國に對して國光を宣揚すると云ひ、兵備の急務あり而かも海軍の擴張は急務中の急なるものと云ひまして、軍艦製造費として巨額の支出を要求しました、翻つて政府部內の有樣を見るに藩閥と情實とは依然として全っして居ります、政府の各省は專制的割據とも謂ふべき有樣でございます、陸軍省は稍々改良致しましたなれども、海軍の藩閥情實は例として稱せらるゝにも拘らず、是も其弊を改むることを致しませぬ、內務省は治民の要を誤りたる地方官を取換へることが出來ませぬ、選擧干涉の善後策をなすことが出來ませぬのみならず、却つて其非を蔽ふ有樣であります、警察は武斷の精神を以て人民に臨み、如何に不親切を被らしむるも改良することが出來ませぬ、北海道の施政の不可なることは社會の輿論でありましても、之を改めることが出來ませぬ、鐵道廳の弊害醜聞は天下の認める所でありましても、之を革めることは出來ませぬ、教育は曲學阿世の徒を養ふて藩閥の名を永からするの道具に過ぎませぬ、一々各省の事を擧ぐれば、又遑もない譯であります、斯る官海は殆ど私黨の養成所となりました、我々が進んで之を改良せんとするも亦止むを得ぬ次第であります、我々は唯茲に今の政府を藩閥政府と呼んで、薩長の人を排斥するものではありませぬ、內務省は、如何であります長州出身の人でなければ、長官となることが出來ないではありませぬか、鐵道廳も亦左樣であります、海軍省も如何であります薩州出身の人でなければ、長官となることが出來ぬ、警視廳も亦左樣であります、陸軍省も薩長の人でなければ

長官となることは出來ぬ、北海道の長官も薩州の人にあらざれば一種の薩州の人に服從する人にあらざれば、如何に適當の人なるも他の地方の人を以てすることは出來ない、先日陸海軍の屬官がストライキの様なことを起して、大臣が遂に其地位を保つことが出來ぬではありませぬか、之が藩閥情實の政府と云はずして何と申しませう、政府が政黨嫌ひと云ふことは疾くに承知して居ります、然るに政黨嫌ひの政府の中には主義も目的もなく、唯私利を爭ふの徒黨が蟠まつて居ります、此徒黨を以て立憲政體の公黨に優たるものと云へませうか、政府が如何に巧みに超然主義を唱へて世を瞞着せんとするも、具眼の士は諸公が此徒黨の中の人であると云ふことを知つて居ります、之を改良せんと致しまして我々は攻撃を致します、我々が攻撃を致しますれば、諸公は夫の佞辯の士を使ふて我々を破壞黨とか何とか名付け、自ら立憲政體の破壞黨なるを覺らないのは慨嘆に堪へぬ次第であります。(拍手する者あり)

是れ實に多年蓄へ來れる民黨の大不平を遺憾なく洩らしたるものなり。彼は一轉して施行方針書を批評し、又國務大臣出席の要求を拒絶したるを非難したる後、極めて沈痛なる調子を以て其の演説を終れり。曰く

本來我々は現內閣と意見を異にし、主義目的を異にするものであります。今日世界の大勢を見るに貧富の懸隔から社會の問題を惹起して居ります。是には自由があると云ふか自由放任の過りがあらうと思ひます、自由には平等博愛の德がなければならぬ、天下の事にして之を競爭場裏に放任すべきものと、放任すべからざるものを明にして、平等博愛の德を以て法律の保護を與へますれば、決して斯う云ふことはない、然るに歐羅巴諸國に於ては、貧者より奪つて富豪者に與へて貧富を懸隔したものであります、我國は從來歐羅巴の失政の跡を繼いで、日本の政治を行ふに獨逸失政の跡を推し、懷舊姑息の政治を地方及中央に行つて居る、歐羅巴の善き所は取らず惡しき所を行ふて居ります、希くは內閣諸公歐羅巴を以て後車の

戒となし、從來の制度を改め我國に社會黨の生じたと云ふが如き、後悔をせぬ樣に致したきものであると思ひます、政府の方針に國力を發達し國威を宣揚し、又宇內の强國と騈進せんと云ひました、果して是が實行しやうとすれば非常の決心がなからねばならぬ、昔時字漏生に於てなせし如く眞正に國を愛する精神があつて全うするならば、所謂膽を嘗め薪に臥する決心がなければなるまいと思ひます、故に庶幾く政費を節減し官吏の俸給を減じ官吏の人員を減少するが如き爲すべき所あることを信じます、又方針に言ふ如く一國の事業を經營するは、固より上下協同の力に依らざるべからず、果して此主意ならば積年の輿論即ち希望したる豫算修正案に斷然同意を表せられたきことであります、若し政府にして之に同意せざるならば、獨り豫算に於て前途幾年の衝突を來たすのみならず、政治上萬般の事に就いて大に衝突を起し、國家の不幸是れより大なるはないと深く寒心する所であります、尙ほ殊更に申述べて置きますが、今日は尋常の日ではありませぬ、和衷協同上下乖離の分るゝ所でありますから、內閣諸公は趨趄遼遠以て國家百年の大計を誤るが如きことなく斷然玆に決する所あつて、本院の議決を容れ人民の從來の積望を容れて、大に其面目を一新して和衷協同の實を擧げ、上は皇室に對し下は人民の福祉を增進したいものである、是れ我黨の切に希望に堪へざる所であります、是は卽ち我々の意見を述べて內閣諸公に大に熟慮を煩したい所であります、唯今より滿場に向つては更に此豫算修正案に對して愚見を述べます、此豫算修正案は政府が本院に向つて再議を求めましたが、此修正案は我國現時の狀況に照して不正當の削減にあらずと私は確信致します、其理由の如きは縷々玆に陳述するの必要はありませぬ、故に本員は別に再考を要せず直に政府に向つて同意を求むるの動議を起します、諸君希くは滿場一致を以て御贊成あらんことを、切望に堪へませぬことであります（拍手起り贊成々々と呼ぶ者あり）

然れども政府は再び不同意を表し來れり。是に於て河野は政府の反省を求むるが爲に、五日間休會の動議

を提出し、且つ政府の執るべき措置として三目を擧げたり。曰く、內閣總辭職、曰く衆議院解散、曰く査定案同意是れなりと。而して動議は八十に對する百七十六の大多數を以て通過したり、以て民黨の勢頗る振へるを見るべし。然れども政府は尙ほ其の主張を固執して動かざりしを以て、民黨の各派は更に上奏の手段に訴ふることを決し、休會期滿ちて再び開會せる二十三日の議事日程を變更して上奏案を議題に附し、提出者の一人河野が將に壇上に在て提出の理由を說明せむとするの瞬間に、突如として十五日間の停會の命は下れり。是れ上奏案の通過するを恐れ、休會期間に於て民黨に對する方針を決定せむが爲なりき。既にして停會期滿ち、再び開會するや、議會は毫も躊躇する所なく上奏案の議事を繼續せり。當時伊藤首相は方に復職して衆議院に臨めり。彼は自ら壇上に出でゝ上奏案に反對するの演說を爲したるも、議會は百三に對する百八十一の多數を以て上奏案を可決し、更に政府をして責任ある處決を爲さしむるが爲に、此の日より二十五日までの休會を決議したり。

局面一變と民黨の分裂

二五　局面一變と民黨の分裂

上奏案通過したる日、流言あり曰く伊藤首相は參內して衆議院の解散を奏請したるも、主上輙すく之れを裁可せずと。既にして此の月十日　主上は各國務大臣、各樞密顧問官、及び兩院議長を宮中に召し、正殿に御して左の詔勅を賜はりぬ。

古者皇祖國を肇むるの初に當り、六合を兼ね八紘を掩ふの詔あり。朕既に大權を總攬し、藩邦の制を廢し、文武の政を革め、又宇內の大勢を察し、開國の國是を定む。爾來二十有餘年、百揆の施設、一に皆祖宗の遺猷に率由し、以て臣民の康福を增し、國家の隆昌を圖らむとするに外ならず。朕又議會を開き、公議を盡し、以て大業を翼贊せしめむことを期したり。而して憲法の施行、方に初步に屬す。始を愼み終を

克くし、端を今日に正し、大成を將來に期せざるべからず。顧るに宇內列國の進勢は、日一日より急なり。今の時に當り、紛爭日を曠くし、遂に大計を遺れ、以て國運進張の機を誤るが如きことあらば、朕が祖宗の威靈に奉對するの志に非ず、又立憲の美果を收むるの道に非ざるなり。朕は在廷の臣僚に信任して、其の大事を終始せむことを欲し、又人民の選良に倚藉して、朕が日夕の憂慮を分つことを疑はざるなり。

憲法第六十七條に掲げたる費目は、既に正文の保障する所に屬し、今に於て紛議の因たるべからず、但し朕は特に閣臣に命じ、行政各般の整理は、其必要に從ひ、徐ろに審議熟計して遺算なきを期し、朕が裁定を仰がしむ。

國家軍防の事に至ては、苟も一日を緩くするときは、或は百年の悔を遺さむ。朕茲に內廷の費を省き、六年の間、毎歲三十萬圓を下付し、又文武の官僚に命じ、特別の情狀ある者を除く外、同年月間其の俸給十分一を納れ、以て製艦費の補足に充てしむ。朕は閣臣と議會とに倚り、立憲の機關とし、其の各々權域を愼み、和協の道に由り、以て朕が大事を補翼し、有終の美を成さむことを望む。

詔勅天來して、議員感泣、局面之れが爲に一變せり。是に於て衆議院は十三日を以て開會したりしが、改進黨の島田三郎は、詔勅を遵行するに就て政府の意向を確むるが爲め、特別委員九名を選擧すべしとの動議を提出したり。動議は百三十に對し百四十九の多數を以て可決せられたるも、民黨中の保守主義に傾けるものは、既に詔勅を附したる以上は、政府の意向を確むるを待たずして、一意專心直ちに之れを遵行せざるべからずと論じて動議の反對側に立ちたれば、民黨の聯合は此の時を以て稍解弛の端を啓きたるもの丶如し。

九名の委員は悉く民黨より選まれ、河野廣中を委員長と爲し、伊藤首相及び渡邊大藏大臣と會見數次の

後政府をして左の公約を爲さしめたり。

一、政府に於ては、詔勅煥發の爲め局面を一變せざる可からず。故に從來の覆轍を固執せず、憲法第六條の欵項中緩急を圖り削減に同意すべきものは同意すべし。

二、政府は第五議會開會までには、行政各部の整理を爲し、政費節減の實を擧ぐることを努むべし。

三、特に海軍の如きは大には改革し、且つ其著手を最も急にすべし。

是れ政府が議會と妥協して局面を改變せむが爲に公約したる讓步案なり。

是に於て豫算は再調査に附せられ、豫算委員會の特別委員は、第一軍艦製造費に協賛し、第二俸給其他の雜給は概ね政府案を容れ、此の讓步の代償として、憲法第六十七條に關する歲出に對し、政府をして衆議院の査定案に同意せしめむとしたり。然るに政府は斷然此の要求を拒絕して、豫算委員會も亦政府の不同意を以て止むを得ずと爲し、政府の同意し得べき程度に於て豫算案を審査することゝ爲したれば、民黨は全く分裂して、議會に於ける黨派の形勢に著るしき變動を來たしたり。蓋し詔勅煥發と共に自由黨は俄に其の態度を改め、從來の査定案を固執して政府と爭ふの政策を拋棄したるに反して、獨り改進黨は飽くまで査定案の精神を貫かむとしたるを以て、民黨を聯合せしめたる最も重要なる紐帶は端なく茲に斷絕を告げたればなり。

然れども民黨議員中には、單に豫算問題に關する意見の衝突によりて民黨を分裂せしむを惜むものあり、彼等は第四議會閉會の後、頻りに自由改進兩黨の間に遊說して其の聯合を將來に維持せむことを圖りたるも、自由黨は斷然之れを拒絕し、改進黨とは到底進行を倶にする能はずと言明したりしかば、民黨の名稱は是れと共に消滅するに至れり。

二六　對外硬派の團結と第五議會の解散

伊藤内閣は詔勅の降下によりて僅に第四議會の難關を切り拔けたりと雖も、其の議會に公約したる行政整理政費節減の二大綱は、第五議會開會以前に之れを履行せざる可からず。是に於て第四議會閉會後直ちに行政整理委員を設け、又別に海軍整理取調委員を舉けて之れに着手し、遂に二十六年五月を以て先づ海軍省官制を改正し、八月を以て陸軍省官制を改正し、十月を以て諸官省全部の官制を改正したり。而も此等の改正官制を以て之れを舊官制に對照すれば、其の人員を減ずること勅任十四人、奏任三百九十三人、判任二千八百六十九人、合計三千二百七十六人。人員の淘汰に於て又勉めざるに非ずと雖も、其の減員や下級に多くして高級に少なく、例へば高級官吏の減員中、現役の海陸軍將校を豫備に編入したるもの多くして、實際免官したるものは少し。故に減員の多き割合に經費の節減せられたるは極めて少額なりき。若し民黨聯合にして尙ほ存在せば、彼等は復た此の問題を爭點として伊藤内閣と第五議會に對戰すべかりしなり。今や民黨は分裂して其の原形を失ひ、黨派の形勢も亦漸く變動の兆を呈したるに於て、機を見るに敏なる改進黨は、寧ろ暫く此の問題を棚上に納め、別に他の緊急問題を求めて、一矢を伊藤内閣に酬へむと期したり。彼等は最早自由黨以外に、相提携すべき味方を物色せざるべからざる時代に遭遇したるなり。

大日本協會の組織

是れより先内地雜居及び之れに關聯したる問題を研究するの目的を以て起りたる一團體ありしが、此の團體に集まれるものは、一種の排外思想を有する保守主義者にして、内地雜居尙早說を主張するものなりき。彼等は一面に於て内地雜居尙早說を持すると共に、一面に於ては現行條約の勵行を唱へて政府に迫らむとせり。彼等は遂に大日本協會を組織し、外交問題によりて伊藤内閣と對抗せむとしたり。改進黨及び同盟倶樂部は、自由黨と均しく内地雜居尙早說に反對すと雖も、彼等は現行條約勵行を主張するに於て大日本協會と一致したりき。彼等は以爲らく、内地雜居と條約勵行とは別問題なり。條約勵行に同意するもの必らずしも内地雜居に反對するものに非ず、又雜居尙早の意見を有するものに非ずと。彼等は此の理由によりて直ちに

大日本協會の一派と聯合するに決したり。

國民協會は本來政府黨たるを以て自ら任じ、現に第四議會に於ては伊藤內閣を助けたるが故に、彼は第五議會に於ても亦同一の行動に出づべく思はれたるに拘らず、第四議會の閉會後は、漸次に其の態度を變じて、終に公然伊藤內閣の政策を否認するに至れり。其の豹變殆ど端倪し難しと謂ふべし。特に怪むべきは、其の一首領たる西鄕從道が、前日既に伊藤內閣に羅致せられて海軍大臣たるの時に於て、却つて政府反對の黨略を定めたること是れなり。蓋し是れ伊藤內閣が超然主義を口實として國民協會に無關係なることを宣告し、彼等をして不快の念を起さしめたるも其の一原因なるべく、又協會員の最も尊信する司法大臣山縣有朋が伊藤首相の施設を喜ばずして、第四議會閉會後間もなく辭職したるも其の一原因たるべく、又伊藤首相は選擧干涉に反對して松方內閣を去りたる陸奧宗光を入閣せしめ、彼れに與ふるに外務大臣の要職を以てしたるも其の一原因なるべしと雖も、若し彼等にして政府攻擊の題目を得ざるに於ては、彼等は決して遽に反對黨たるの旗幟を鮮明にする能はざりしならむ。而も彼等は外交問題に於て政府攻擊の題目を捉らへ得たりき。彼等は陸奧外務大臣が條約改正に著手したるを嗅ぎ付けたり。彼等は陸奧外務大臣の外交が歐化政略の系統に屬するものなるを信じたり。國民協會は內治外交共に保守主義を以て一貫せむとするものなり。特に彼等は外交に於ては、攘夷思想の進化したる一種の國權論を主張するものなり。故に大日本協會起るや、彼等の多數は其の仲間に加はりて內地雜居尙早說を鼓吹し、條約勵行論を唱道したり。而して內地雜居問題は、當時未だ議會の事實問題と爲らざりしが故に、彼等は先づ條約勵行論を以て伊藤內閣と戰ふの武器としたり。是に於てか此の兩協會及び改進黨其他の反政府派を聯合して成りたる對外硬派なるもの始めて議會に現はれたり。

若し夫れ自由黨は、民黨分裂と共に、黨內意見感情の衝突絕ゆる事なく、紛擾漸く大ならむとするの狀あ

り。是れ一は伊藤內閣と黨の一二領袖との間に、政治的意味を有する秘密の交通開始せられたる形迹ありしと、一は第四議會以來自由黨の最有力者となれる星亨の悖德問題起りて、從來星の人物に慊焉たる一派が此の問題を掲げて星を排斥し、倂せて黨內の客氣を廓清せむとしたるに由れり。悖德問題とは他なし、星亨が衆議院議長の重任に在りながら、取引所問題に關して暮夜窃に商賈と會合し、收賄の行爲ありたりといへること是れなり。自由黨は是等の內訌の爲めに、其の態度頗る亂れたりしも、大勢は既に伊藤內閣贊成に傾きたるものゝ如くなりき。

黨派の關係斯くの如く變化したるに伴ふて、最も利益ある位地に立ちたるは改進黨員なりき。何となれば彼等は自由黨との提携破れたるが爲に、最早民黨としての綱領に依りて伊藤內閣に肉薄するを得ずと雖も、今や新たに對外硬派の中堅たる位地を占めたるによりて、依然政府攻擊の急先鋒たるを得ればなり。且つ星亨の悖德問題起るや、改進黨は之れを利用して自由黨に對する報復上の黨略に供したり。彼等は大日本協會及び國民協會と聯合して、第五議會の劈頭第一に先づ星議長不信任問題を提出して之れを通過し、星が院議に應ぜずして議長の椅子を固守するや、改進黨の鳩山和夫等は、星を懲罰委員に附するの動議を提出して之れを可決せしめ、最後に星を議員席より除れしして之れを院外に放逐したり。是れ自由黨に與へたる一大打擊なりしは言ふを待たず。是れより先、自由黨中の正義派と目せられたる工藤行幹、長谷場純孝の徒は星議長不信任問題の議事に上りたると同時に、星の處分を板垣總理に迫りたりしも黨議は之れを容れざりしを以て彼等は斷然自由黨を脫して、別に同志俱樂部なるものを組織し、改進黨及び同盟俱樂部の議員と其の行動を俱にするに至れり。是に於てか自由黨は頗る其の勢力を失ひ、且つ全く議會に孤立したり。

聯合黨は星亨を除名したる勢に乘じて、官紀振肅の上奏案を提出せり。是れ農商務大臣後藤象二郎及び次官齋藤修一郎が星亨の悖德問題に關係したるものありしを以てなり。蓋し自由黨と伊藤內閣とを倂せて死地

に陥らしむるの手段なりき。上奏案は通過したり、伊藤首相は端揆統督の任を完くせざるの責を引て宸斷を待ちたり。而して樞密院の奏疏となり、而して主上の勅語と爲り、而して終に後藤農商務大臣及び齋藤次官の罷免と爲り、以て此の問題を解決したり。是れ聯合黨の第一勝利なり。

聯合黨は又行政整理政費節減に關する政府の公約履行程度に付ても、固より滿足を表するものには非ざりき。然れども此の問題に於ける聯合黨の意見を一致するは甚だ困難なりしを以て、彼等は寧ろ豫算問題を以て政府と爭ふの戰略を考慮せざりしものゝ如く、從つて豫算委員の如きも其の多くの椅子を自由黨に與ふるを吝まざりき。何となれば彼等は豫算以外に政府と爭ふべき最好の題目に於て其の步趨を整ふるを必要としたればなり。

斯くて彼等は先づ軍艦千島號事件に於て論戰を政府に挑みたり。抑も此の事件の由來を尋ぬるに佛國に於て製造したる帝國水雷砲艦千島號は、其の工を竣へて本邦に回航の途次、瀨戶灣內愛媛縣和氣郡堀江村に於て英國彼阿會社の郵船ラベンナ號と衝突し、不幸にして遂に沈沒したりき。是れ實に明治二十五年十一月三十日なり。日本政府は彼阿會社に對して八十五萬圓要償の訴訟を在橫濱英國領事裁判所に提起したりしが、被告彼阿會社は、却つて之れに對して十萬圓損害要償の反訴を提起したりき。而して日本政府の訴訟代理人は領事裁判所に於て辯論するに當り、常に日本天皇陛下の御名を用ひたりき。又領事裁判所は本案を審理するに先ち、被告會社の反訴を受理すべきものなりや否やを決するの必要を生じ、審理の結果、日本天皇陛下は神聖不可侵なる御方なるを以て、此の御方に對して訴訟を提起する能はずと爲し、反訴は受理すべからずと判決したりしが、被告會社は此の中間判決に服せずして之れを在上海上等裁判所に控訴し、日本政府は其の裁判所の召喚に應じて代理人を派し、辯論の任に當らしめたりき。然るに英國上等裁判所は瀨戶灣內を以て日本の領海に非ずと判決し、遂に日本の敗訴に歸したりき。改進黨議員鳩山和夫は、同事件に關する質問

書を提出し、第一政府は當局官吏の名を以てせず、天皇陛下の御名を以て原告たる資格を代表せしめたる理由及び其手續、第二日英條約に依れば、日本人が原告となる場合には英國領事の裁判を受くべきことを規定したるのみにて、其他の場合に於ては何等の裁判權を認めざるに、横濱領事裁判に對し彼商會社が在上海英國上等裁判所に上訴したる場合に於て、日本政府が之れに出廷答辯を爲し條約に規定せざる外國裁判管轄に服從したる理由に就て政府の答辯を求めたり。然るに政府は直ちに答辯を與へざるを以て、質問者は更に質問の趣旨を敷衍したる演說を試みて政府の答辯を促がしたるに、政府始めて之れに簡短なる答辯を與へて曰く、原告の名稱は日本政府の名稱を用ゐたり、上海の英國上等裁判所に出廷答辯を爲したるは先例に據れりと。議院は此の答辯に滿足せず、十二月十三日鳩山の署名を以て再質問を提出したれども、政府は之れに何の答ふる所なかりしを以て、議院は終に最後の手段として、同月十九日鳩山等より上奏案を提出したり。蓋し彼等は政府の千島號に關する措置を以て、條約の明文に由らず又正當の條理にも基かず、叨りに帝國を擧げて英國の主權の下に屈從せしめたりと爲し、且つ政府が代理人をして横濱領事廳に於ける質問に答ふるに大御名を以てせしめ、終に英國裁判官をして至尊を外國一商民と伍し、其の判決を爲さしむるに至りたるは千古の失體ありと爲したり。是れ對外硬派が伊藤內閣に對する作戰の第一策なりき。

此の上奏案の提出せられたる十二月十九日には、恰も大日本協會に屬する安部井磐根緊急動議として條約勵行建議案を提出したるの日なりき。建議案は極めて簡單なりき、曰く衆議院は政府が現行條約の實施上、我帝國の權利を汚損する所あるを認む。故に衆議院は切に望む、政府が條約の權義を明確にし、以て之れを勵行せられむことをと。然れども其の理由書に至りては、一々實例を擧示して條約執行の緩漫を立證せり。卽ち民事裁判權に關しては、條約の外に出てゝ政府自ら進て他國裁判權の下に立てること日本語は外國人に對して現に日本法廷の用語たらざること、訴訟印紙貼用規則も亦外人に效なきに至れることを記し、警察權

に關しては、外人の家屋、居留地內に在る本邦人、及び神戶の雜居地等一も我が警察權を及ぼす能はざることを記し、外人の土地家屋所有の事實に關しては數十の實例を叙して外人が恣に條約外の利益を貪りつゝあるを證し、其他外人の內地商業、檢疫規則設定、內地旅行の犯則、課税、密獵船等に關し、政府が總て帝國の主權を外人に推し及ぼす能はざることを責めたり。是れ對外硬派が伊藤內閣に對する作戰の第二策なりき。

今や對外硬派は一面に於ては軍艦千島事件に關する上奏案を以て、一面に於て條約勵行の建議案を以て政府を挾撃するの作戰に出でたり。當時此の二案の共に通過すべき形勢の定まり居たるは明瞭なりしかば、政府は安部井磐根が徐ろに建議案の說明を始めたるの瞬間を以て突然衆議院に停會を命じたり。尋で十二月二十九日停會期滿ちて開會するや、陸奧外務大臣は自ら衆議院に臨みて、條約勵行案に反對の演說を爲したりしが、其の要現行條約は進步せる今日の社會に適せざるを以て之れを勵行せず之れを勵行するは開國の方針に反し、且つたとひ之れを勵行するも條約改正に資するに足らずといふに在りき。然れども議會は毫も之れに耳を傾くるの色なく、將に停會前に續きて建議案の討議に入らむとしたるを以て、政府は又十五日間の停會を命じ、翌日終に解散の詔勅を傳へたり。

貴族院有志議員の運動幷に衆議院議員總選擧の結果

二七　貴族院有志議員の運動幷に衆議院議員總選擧の結果

貴族院議員の中に對外硬派に同情を表する一派あり。彼等は伊藤內閣が屢々議會を停會し、終に衆議院を解散し、而も其の理由を公示する所なきを目して、非立憲的動作と爲し、屢々華族會館に會して協議し、遂に子爵谷干城及び男爵渡邊清を委員として伊藤首相と會見せしめ、政府が衆議院を解散したるは條約勵行案に起因するやを問はしめ、首相が然りと確答したるに及び、彼等は連署を以て左の忠告書を首相に送致した

り。

夫れ外國條約の問題たるや、實に國家興廢の繋る所、國民利害の關する所にして、其の改正の期を過ぎ徒らに紛紜の間に在ること二十有餘年、先に井上伯の談判に其志を達せず、後には大隈伯の考案に其功を奏せず、是皆條約改正其物の難きにあらずして、全く我が國權を散維し、以て民福を損傷せざらんことを期すればなり。今や國民は舊時の國民にあらず、學識は內外に通じ、利害を各國の得失に鑑み、以て外交の是非を講ずる者、朝野に滿つ。其國家自衛の念に促され、喙を對外政策に容るゝは是國民の至情のみ。其所論或は外交上圓滑の主旨に合せざる所あるも、人文進運の一大徵候にして、國家の依て以て立つ所のものも、亦茲に在りと謂はざるを得ず。

帝國議會の開設以來、衆議院の傾向は每に豫算上に於て專ら削減のみを事とし、殆んど他の國務を顧みざりき。縱令國家財政の整理に急なると云ふも、某等窃に恐るゝ其傾向の延て議政の本旨を失せんことを。然るに今や從來の慣行を改め、國權の退縮を憂ひ、官紀の弛廢を悲み、或は上奏を爲し、或は建議を提出す、是れ蓋し大政翼贊の道に向ひ、國家利弊の根源に着眼し、其蹇々の誠を致すもの、素より議員當然の職分なりとす。

然るに政府は議會行動の意見を誤認し、以て開國進取の國是を阻格するものとなすが如きは、某等の窃に疑惑する所なり。夫れ天下の廣き、或は一二の頑固論者なしと謂ひ難し。彼れ開明を以て自負する歐米人も、亦猶ほ異種人異邦民を忌嫌し、之を虐待するものあり、況んや本邦開國以來日尙淺し、其間事理に通ぜざる迷頑の徒あるは數の免れざる所なり。雖然其衆議院議員の如きは、皆是一地方の俊士にして、決して彼れ迷頑事理に通ぜざるものと同一視すべきにあらず。然るに政府は議會の多數を擧けて彼徒と同一視するが如きは、某等窃に之を取らず。且其建議せんと欲する所の現條約勵行案なるものは、要するに政府

に對し、現條約規定の如く之を實踐履行せざれば、縱令所謂對等條約を訂結するも、是文字上の對等にして決して國家の實權を維持す可らず。何となれば條約ありて其實行を顧みざれば、啻に條約なきのみならず遂には國家自身の經紀をも弛廢するに至らん。顧ふに衆議院議員多數の意見も亦之に過ぎざるべし。若し其所論事宜に合せざるものあるか、政府宜々叮嚀反覆、其是非得失を辨明するの責に當り、彼をして其所論を盡さしむるは政府の本色にあらずや。然るに事玆に出でず、直に臆斷して開國進取の國是を阻格する者となし、直に停會を奏請して議會の言論を雍塞するは何ぞ。惟みるに我國家は我　天皇陛下の　祖宗より斷承し給ひ、立憲以て上下の意志を貫通し、以て國家を經營し給ふ所にして、吾臣民の一致協力以て聖旨に奉對する所のものなり。若し夫れ諸公衆議院議員の多數を誤認して恰も攘夷論者の如くせば、啻に政府輔弼の責任に應ぜざるのみならず、却て延て外人の疑心を招き、國民の反抗を來し、遂に國家將來の一大不幸を釀成するに至らん。是實に某等が政府の措置に心服する能ざるのみならず、深く國家の爲に憂慮措かざる所なり。且夫れ議會の停會解散は實に　陛下の大權にして、諸公が一旦の意氣に任せ、猥りに奏請すべからず。蓋し詔勅は萬民の敬信順奉すべき至聲なればなり。然るに政府は已に二週間の停會を奏請し、勅書已に下り僅に一夜を隔て又解散を奏請し、遂に前勅を徒爲に歸す。是亦某等の深く國家の爲に歎惜する所なり。噫既往は追ふべからず、來者猶及ぶべし。願くは諸公の賢明なる、某等の蕪言を棄てず翻然其非を改め以て我　陛下の御信任に奉答あらんことを。

署名者は公爵近衞篤麿同二條基弘、伯爵島津忠亮、子爵鳥尾小彌太、同谷干城、同曾我祐準等三十八名なりしが、伊藤首相は此の忠告書を天聽に達し、閣議を經て左の復書を致したり。是れ實に解散の理由を說明したるものなりとす。

公爵二條基弘君外三十七君貴下、諸君が衆議院解散に付きて、博文及び同僚に忠告せらるゝ一書を領す。

諸君情誼の殷なる感銘何ぞ堪へん。博文不肖叨りに重任を受け、以て大政統督の職に當る、獻替の責實に一身に在り。又素より自ら信ずる所のものなくんばあらず。

來論言ふ所、要するに客臘解散を奏請したるの非なるを論ずるものなり。博文乃ち亦解散を奏請したるの理由に付て辨ぜずんばあらず。博文謹みて惟みるに。憲法の施用は國家各機關の和衷協同に存す。是れ憲法發布の日に宣示せられ、各期の議會を開かるゝに付て、亦每々 親論あらせられ、而して、客歲二月十日の聖詔に至て特に申明せられたる所にして、議院と閣臣との俱に眷々服膺せざるべからざる所なり。則ち互に各自の權域を守り、以て國務を審議するに於ては、縱令常に扞格なきを得ずとするも、政務の大局に於て國運の進步を企畫するもの、蓋し亦難しとせず。博文不肖就職以來夙夜戰兢以て重任を虛せざらんと欲し、敢て妄進を貪らず、乃議院の議員の如きは、實に不肖が取て以て己の及ばざるを補ふの儀偏となさんことを樂む所。願ふに立憲の義亦茲に存するを疑はず。奈何せん衆議院の爲す所、主として政府の施設と相抗議し、國家事業の案件に就て深く是非利害を究むることをなさず、或は豫算に就て實施し難きの削減を加へんとし、或は國防に於て最も急要とするの事業を廢止せんとし、群議囂々閣臣の說明の如き殆んど耳に入る所に非らず。幸ひに第四議會は聖德に依り、至仁の優詔を垂れ給ふありて、協贊の任を盡くし、閉會に至るを得たりと雖ども、第五議會も亦た第四議會閉會期の當初に於けるが如く、諸黨派は開會の前よりして已に互ひに相排擠するの端を啓き、其の開會に至るや、國法の豫算審査期日を特定し、從て常任委員の選擧必ず開會の劈頭に於てすべきを明示せるにも拘らず、忽ち議長進退の爭議となり、之れがために上奏の特權を濫用して、宸聞を褻むるの後ち纔に不明を謝するの陳奏をなしたり。是れ果して俱に和協を望むべきものとする乎。博文等客歲二月十日の聖勅を奉じ、行政諸般の整理を遂げ、制度の必要を考へ、事業の進張に應じ、人民の利源を通じ、經濟の發達に資し、今の國情民度と方に相適當するの組織

を立て、由て以て前年度削減額の外、更に巨額の節減を經常の行政諸費に加へ、得る所の餘剩は以て國家民人の急需に供せんとし、改正官制及其他の勅令に基て、明治廿七年度の豫算を調製し、必要なる事業の計畫を定め　勅允を得て之を提出したるに拘らず、衆議院の豫算委員は政府提案の趣旨の在る所を推究せず、直に前期即ち行政未だ整理を加へざる時に提出したる豫算に對して作りたる舊査定方針なるものを取り、以て直に新豫算を審査修正するの標準となしたり。然れども閣臣は猶苦心經營の存する所を貫徹せんとし、委員會に出席して十分辯明を與へたるに、議員等は始め閣臣の出席辯明を求めたるに拘らず、多く抗議する所あらずして、而かも頑然査定方針なるものを固執し、自ら改むることを爲さず、而して其査定したる所に依れば、客歳二月十日に下されたる　詔勅の趣旨に違ひ、官吏俸給十分一納付の制を廢し、更に憑據なきの削減を加へんとし、又國防の急要事業として提出したる海峽砲臺建築の費額を削り、而も其籍口する所は政府の擧行したる改革の其前會期に宣告したる所に違ふとすと雖も、抑衆議院が府政の意向を聞く爲め選擧したる議員に對し、博文が當時に宣言したるは官吏の俸給を減ぜず、組織を簡にし、吏員を汰すると云ふに止まる。而して時宜の緩急を計り、行政の組織を立つるは、素より政府の責任に屬し、一々局外者の言議に徇ふ能はずと雖も、苟も議會の審議に依て知見の至らざるを補ふを得ば、博文亦喜で之に就くべし。獨り事實を究めず、理由を尋ねず、行政組織の觀念なくして、政府の措置輿論に反すと稱して排擊するが如きは、博文が和協の望を絕たざるを得ざる所なり。然れども是れ豫算委員の言動に屬し、院議の決に至ては未だ知るべからざるものなりとするも、豫算委員は議院の屬望を以て選ばれたるものにして、其意見は即ち實際の院議を代表すと認むべきものあるのみならず、現に各黨派の豫算に就て論議する所を聞くに、其妄之に加ふるあるも決して之に減ぜざりしは、諸君も亦其の記憶にせらるゝならん。來論乃ち衆議院は豫算削減の慣行を改め、大政翼賛の道に向ひ、其蹇々の誠を致すと云ふ、是れ博文

が事實に徴して諸君と共見る所を同くする能はざる所なり。開國進取の國是は政府の萬難を排して奉行せざるべからざる所、而して條約を勵行して國權を擴むべきものは素より之を勵行すべき耳ならず、苟も國權を主張するの必要あらん乎、亦之を排除訂正するに務めざるべからず。然るに現在の條約は維新後の締結に係り、今日の事情に適せざる者多く、其條文を墨守するは却て國家に不利益なるもの一にして足らず、其得失を推窮せずして一概に勵行せんと云ふが如きは、不稽も亦甚し、政府は素より其利害の存する所を講究して其宜を制し以て外政の衝に當る、徒に事を好み端を滋くし、以て平和を傷くるが如きは務て之を避けざる可らずと雖も、亦未曾て國權の汚辱侵蝕を條約の外に受けず、而して議院の數黨派は聯合して政府を以て國權を汚損する者と爲すの建議案を提出し、又名を條約勵行に託して現に條約の本文に牴觸するをも顧みず、外人を畏怖し之れを擱沮するの目的を以て、種々の方案を立て、甚しきは外交の運用か如何に重大の干繫を國家に及ぼす乎を熟識せざる者あるを利とし、其説を誇張して以て一時の感情を動かし、以て黨務擴張の資と爲さんとするに至る、是れ實に國家の大計を玩弄するものと謂はざるを得ず。政府は維新後半の事業として條約を改正し、對等の國權を恢復するに汲々たるが故に、從來屢々着手して屢々其成るを見ざるに拘らず、百折不撓以て早晩國是を貫徹せんことを期す。顧ふに此目的の一定不動なるに於て、政府が機宜に應ずるは、復た内外に對して其言を二三にするの要を見ず、亦實に曾て之を二三にせざるなり。是を以て政府は永久無限に現條約に服從して、以て我國家の權利を犧牲にすることを甘受するの義務を負はざるを確信すると同時に、亦徒に遠來の外人に不便不利を蒙らしめ、以て自ら勇とするの行を學ぶを欲せず。而して衆議院に於ける聯合諸派の要望する所を視れば、其主眼とする所全く彼に存せずして此に存し、而も一意之を迷執して、毫も愼重に對外の要務を審議するの誠意を認むべからざりしは、閣臣が外政の方針を演説したる時の狀況に就ても觀るを得べし。則ち條約勵行に關する諸議案は、閣

より國民多數の眞正なる意思と符合せざるものたるを確信すと雖も、衆議院に於ける勢の馴致する所は明に推定すべきものあり。而して建議案の本文に、政府國權を汚損すと明言し、其理由書亦多く無稽の事實を陳ね、外人擱沮の意思斑々見るべきは、諸君も亦其本書に就て知らるゝ所なるべし。博文素より議員の國權を以て念とするを喜ぶと雖も、愼思熟計倶に開國進取の大計を講ぜんとするの誠を存するに非ずして、無責任の言議を弄するものに與する能はず。以上の數件は、博文をして衆議院は到底共に大業の翼賛に和協すべきの望なしと認めしめたる所以のものにして、一件は一件より迫り、層疊累積して政府を排擊するも、一面に議院の法定要務を緩慢にし、他の一面に國家人民に利するの計畫を沮廢するの外成績の見るべきものあらず。而も往々自ら休會して其職任を曠くせんとするより、政府は玆に斷じて解散を奏請せんとし、之が準備をなしたるは、國法の規定に遵ひたるに過ぎず。其翌日解散を奏請したるは、停會期日の經過を待つの必要あらざるを見たるが爲めにして、俄に廟議を變じて解散したるに非ず。其詔勅を重ねざるを得ざりしは、憲法の定むる所、停會は解散の準備たると否とに關せず、必ず大權の示命を待つを以てのみ。抑々解散は大權の發動にして、閣臣苟も責任を取り奏請奉行す、素より必ずしも一事一件を以て斷行するを要せず。然れども強て斷案を求めば、今回の解散は、博文衆議院を以て和協に由り大業を翼賛するの望なしと認めたるに出づと斷言するに憚らず。夫れ和衷なるもの固より此れを以て彼れに徇ふの謂に非ず、博文素より衆議院を以て一に政府の提議に雷同すべしと望むものに非ず、倶に國務に就て得失を審議して、互に憲法上の權域を守りて相踰越することなくんば、立憲の美果亦之を收むるに難からざるべし。惟ふに去年二月十日の　詔勅其趣旨亦此に外ならず。博文同僚と共に服膺他なし。博文素より諸君の忠告に對し、徒らに抗議を試るに非ず、唯諸君切偲の厚きに對して聊か心衷を披陳するのみ博文敬具。

約していへば、政府が衆議院を解散したる重なる理由は、衆議院は第一黨派の爭鬪を事として上奏の特權

を濫用したり、第二開國進取の國是と相容ざる條約勵行案を提出して國家の大計を玩弄せむと企てたり、第二和協の道を破りて大業を翼贊するの意思なしといふに在り。而も貴族院の有志議員は、首相の復書を得て之れに滿足する能はざりしかば、更に近衞、二條公の二人を總代として、復論に服する能はざる理由書を伊藤首相に致したるも、首相は再び之れに答へずして終へき。

貴族院議員二十八名の有志は、伊藤内閣の舉措を以て非立憲的動作と爲し、從つて對外硬派に對する同情頗る殷切なるものありしを以て、衆議院議員の總選舉に際しては、間接に對外硬派の後援をなし、以て成るべく其の當選者の多數を占めむことを希望したりき。而して彼等は爾來貴族院の硬派と稱せらるゝに至りたり。

衆議院の議員の總選舉は、二十七年三月一日を以て行はれたりしが、政府は各府縣知事を召集して、干渉偏頗の事あるべからざるを訓諭し、且つ實際に於ても干渉を行はざりしを以て、概して平穩の間に結了したり。其の結果は左の如し。

自由黨	一二〇	改進黨	六〇
國民政社	三五	同志政社	二五
同盟政社	一八	政務調査派	五
舊大日本協會	八	無所屬派	三〇

國民協會は國民政社と改まる

是れより先、政府は大日本協會を目して攘夷黨と爲し、之れを忌むこと蛇蝎の如く、遂に衆議院解散の翌日、治安妨害の理由を以て之れに解散を命じ、又同會の一部たる大日本俱樂部にも同樣の命令を發したりき。且つ政府は遍く政治團體に對する取締を嚴重にし、國民協會に命ずるに解散若くは政社組織の一を擇ぶべきを以てしたれば、該會は遂に政社組織に改めて國民政社と稱したりき。尋で政府は同志俱樂部及び同盟

倶樂部を政社と認定したれば、兩倶樂部は各々政社と改稱したりき。

二八　自由黨伊藤內閣と提携す

自由黨伊藤內閣と提携す

立憲革新黨と楠本正隆

財政革新會

中國進步黨

解散後の議會（第六議會）を召集するの前に當り、對外硬派の有志間には、此の際聯合體を解て新たに一大民黨を組織すべきの議を唱へたるものありしも、時機未だ熟せざるものあるを以て其の組織を見る能はざりしが、唯だ同志同盟の兩政社は、其主義意見全く一致したるを以て、各々其の政社を解きて更に立憲革新黨を組織し、五月九日を以て其の結黨式を擧けたり。彼等は首領を置かずして合議制を採りたりと雖も楠本正隆隱然として之れが牛耳を握りたり。又田口卯吉等の組織したる財政革新會なるもの成立したりしが、此の團體は經濟問題の解決を主として、監獄費國庫支辨、輸出税全廢等を綱領として起りたるも其の進退は改進黨及び革新黨と略々一致し、犬養毅等の組織したる中國進步黨の如きは、其の主義綱領改進黨と毫も異る所なかりき。

彼等は第六議會に臨むに當りて、全國同志大懇親會を江東中村樓に開き、以て政府に對する示威的決議を爲したりしが、其の條項は左の如くなりき。

一、本集會は强硬的對外政略を執り、且つ責任內閣の完成を期するものとす。

一、本集會は少なくとも日本國民の過半數を代表するものと認む。

一、故に帝國議會をして立法上に此の主義を執らしめざるべからず。

一、故に政府をして行政上に此の主義を執らしめざるべからず。

卽ち彼等は對外强硬、責任內閣の二大綱を以て伊藤內閣と抗爭せむとしたり。

是の時に方り自由黨は、其の對議會策として、第一前議會解散の不當を責むること、第二行政整理及び海

軍改革の不完全を責むること、條約勵行案に反對すること等を議決し、其の宣言は頗る明晰なりと雖も、彼等の第六議會に於ける態度は甚だ曖昧なりき。蓋し彼等は既に第四議會閉會後より漸く伊藤内閣に接近して政府黨たらむとするの段階に進み居たればなり。然れども第五議會の解散は、驀然として伊藤内閣の信望を一掃したりき。自由黨若し公然之れを庇保せば、彼等が地方に於ける根據は忽ち崩れむ。故に彼等は一面に於ては政府の爲めに對外硬派の攻撃を妨げ、一面に於ては猶ほ民黨たりし時代の方針を確持するものゝ如くに見せ掛けむとしたるが故に、其の態度は極めて曖昧なりき。

自由黨の苦心慘憺たる考案は、先つ第五議會解散の行爲を不當とするの決議案に於て現れ出でたり。曰く明治二十六年第五議會に於て本院未だ意思行爲を發表せざるに當て、政府が之れを解散し且つ其の理由を明示せざるは、立憲的動作にあらずと認む。因て本院は第五議會解散に伴へる政府の行爲を不當なりと決議すと。蓋し第五議會の解散は、當時天下を擧げて之れを否認したれば、自由黨は此の決議案を提出して黨勢を維持せむとしたるに外ならず。然れども對外硬派に在りては、單に解散の行爲を不當としたるのみならず、凡そ伊藤内閣の内治外交に關する一切の施設を不當として全く之れに信任を置かずと主張したり。故に犬養毅等は自由黨の決議案に對する修正として下の如き決議案を提出したりき。曰く、現内閣の行爲は非理不當なりと認む。依て本院は現内閣に信を措く能はず茲に之れを決議すと。此の兩案は共に少數にて否決せられたれば、神鞭知常等の發議に依りて特別委員を選擧し、之れに決議案の起草を托したりしが、委員の成案は左の如くなりき。

第五帝國議會に於て、本院未だ其の意思行爲を發表せざるに當つて、政府が之れを解散し、且つ其の理由を明示せざるは、立憲的動作にあらずと認む。依て本院は第五議會解散に伴ふ政府の行爲に信任を置く能はず。茲に之れを決議す。

此の案は十七に對する二百五十三の大多數を以て通過したりしが、之れを自由黨の提案に對照すれば、僅に政府の行爲を不當とすといふを改めて、政府の行爲に信任を置く能はずと爲したるに過ぎず。是れ寧ろ自由黨の勝利にして、對外硬派の失敗と謂ふべし。顧ふに總選擧の結果、對外硬派に屬する議員に異動を生じ、其の勢力亦前日の如く强大ならざりしが爲なるべし。然れども第五議會解散の重もなる理由は、條約勵行案に存するが故に、對外硬派の議員は勢ひ前期の解散問題を提出し、其の輸贏如何に依て解散の當否を決せざる可からず。是に於てか條約勵行案及び前期議會に現はれたる內治外交の失政を一括して之れを上奏案と爲し、大井憲太郎等をして之れを議會に提出せしめたり。而も此の上奏案は亦百四十九に對する百四十四の少數を以て否決せられたり。

是れと相前後して自由黨も亦上奏案を提出したりき。是れ決議案と同じく表面に於ては政府攻擊の態度を裝ふと雖も、其の實質は政府の餘り痛痒を感ぜざる方面に於て政府を攻擊し、以て政府黨たるの役目を盡さむとしたるものなりき。卽ち彼等は一言も外交に及ばず、唯だ內閣問題を云爲し、公約を履行せざるを責めたるに止まり、而も內閣の更迭を期するに非ずして、僅に閣臣の行爲を戒飭して和協の道を盡さしめむことを望むといふに過ぎざるのみ。衆議院は此の案を委員に附托して審査せしめたるに、對外硬派の委員は之れを修正して外交に關する政府の失策を挿入せむことを主張し其の說遂に勝を制して、內治外交兩つながら其の職責を失すといふ趣意を以て修正案を作り、之れを議院に報告せり。其の中にいへるあり、曰く、特に外政に至りては、偷安姑息唯だ外人の歡心を失はむことを是れ畏れ、內外親疎輕重の辨別を顚倒するに至ると。また曰く、閣臣常に和協の道に背き、臣等をして大政翼贊の重責を全うする能はざらしむ。此を以て臣等閣臣に信を置く能はざるなり。今にして之れを匡正せずむば、臣等竊に恐る、憲政內に紊亂し、國威外に失墜せむことをと。此の修正案は、自由黨の力を極めて反對したるに拘らず、遂に百三十九に對する百五十

三の多數を以て通過したり。是れ實に二十七年五月三十一日にして、其の翌六月一日、衆議院は再び解散の詔勅に接したり。

此の解散連施は益々對外硬派を激昂せしめたりき。彼等は解散後屢々集會を開きて、自主的外交、責任內閣の二大要義に成る國民的同盟を鞏固にせむことを誓ひ、又總選擧本部を設けて同志議員の再選に助力し、又同主義の新聞同盟會をも組織し大に奔走盡力する所ありしが政府は直ちに新聞同盟會に解散を命じ、且つ各政社が相聯結して、政治運動を共にするは政社法の規定に背けりと爲し、以て各派の聯合を禁遏せむと試みたり。是に於て各派の二三領袖は、各々其の所屬の黨派を脫して、更に中央政社を組織し、之れに依て各派の聯合を維持したれば、對外硬派の勢力は毫も政府の干涉によりて減退する所なかりき。

然れども當時朝鮮東學黨の亂あり、延て日淸の交涉と爲り、遂に開戰の詔勅を見るに至りしかば、對外硬派は肅然其の鋒鋩を收め、擧國の民心悉く外に嚮ひたるを以て、戰爭開始より媾和成立に至るまでの政治界は、全く黨爭の迹を絕つに至りたり。されば九月一日に執行したる總選擧の如きも、極めて靜穩に終了し、世人をして殆ど總選擧あるを感ぜしめざるほどなりしが、其の結果は左の如く各派共に著るしき增減なく、而して何人も又黨派の消長を顧念せざりしもの丶如し。

自由黨	一一五	改進黨	四七
革新黨	四〇	國民協會	三五
財政革新會	四	中國進步黨	四
無所屬硬派	二五	餘の無所屬	三〇

然るに明治二十八年五月十日遼東還附の詔勅出づるや、對外硬派は茲に復活して、政府の失政を彈劾せむとするの運動を開始したり。對外硬派は前年來多少の變動あり、當時存するものは改進黨、革新黨、中國進

歩黨、國民協會、大同倶樂部、財政革新會等なりしが、此の各派に屬する議員は中央議員倶樂部を組織し、屢々會合して還遼問題に對する善後策を講じ、從來反對の位地に立ちたりし自由黨にも交渉して之れに參加せしめ、以て其の主張と運動方法とを決議せり。其の要領は至尊容忍の大德量を奉體し、軍隊の忠勇義烈を感謝し、是れと同時に政府の外交上に於ける失敗を責め、帝國の光榮を復興するが爲に速に軍備を擴張し、外政を刷新し、且つ朝鮮に於ける帝國の地位勢力を維持すべしといふに在り。而して彼等は其の運動方法として臨時議會を開き、又全國に演説會懇親會等を開きて國民を鼓舞作興せむとしたり。是に於て政治界は再び戰爭前の活動狀態に復したり。

初め自由黨は還遼の責任を問ふの同盟に加はりしが、久しからずして其の同盟を離れ、遂に七月の同黨代議士總會に於て左の決議を爲したり。

方今我國の地位形勢は昔と相異るに從ひ、列國との關繫益々重きを加へ、外交の危變測り難し。此の非常の時運に際しては、非常の決心を以て內政を整理し、以て將來の計を成さゞるべからず、遼東の還附は誠に遺憾なりと雖も、今日は實に是れ善後の策を施すに急なり。此の事に關し、漫に爭鬪を生じ、以て國家の大事を誤るは、我黨の斷じて取らざる所なり。故に今後我黨と其の方針を同うし、相共に謀るべきものは、相共に內外の事に力を鼓し、誓つて愛國至誠を推し、私を去り、公に殉ひ、以て將來の謀を爲すべし。

是れ實に自由黨が政府と提携せむとするの意を機微の間に洩したる決議にして、彼等は遂に十一月に及て公然之れを實現し、前年以來の覆面を脫して明白に政府黨たるの眞相を發表したり。其の宣言に曰く、

我黨は夙に立憲政體を扶植し、責任內閣の基を鞏くし、以て皇室の威嚴を保ち、其國民の康福を進めんことを企圖する、年既に久し議會開設以來幾歲を經るも、其効果未だ全きを得ず、從て國家急要の事業未だ

興らず、海陸の軍備未だ整はず、而して海外の形勢は日に迫り、終に我國は忽然彼の朝鮮の變亂より、延て淸國との交戰と爲り、國力の足らず軍備の全からざるも、尙能く凱旋の功を奏し、世界列國に對し强國の名を得ると共に、益々其國勢の重きを加へ、外交の危變測る可らず。此際上下一致以て百年の大計を定め、內外の庶政を理するは當さに務むべきの急たり。區々爭鬪の爲めに前途を誤るが如きは、我黨の深く憂慮に堪へざる所なり。是を以て我黨は、本年七月方針を議定して之を世に公にし、今後我黨と其方針を同ふし、相共に謀るべき者は相共に內外の事に力を致し、以て將來の謀を成さんことを宣言し、即ち朝野を論ぜず、其方針の相同き者あれば相共に提携せんことを以てせり。我黨憂國の至誠又た必らずや大に一世を警醒するに足るべきを信じ、肝膽を吐露し以て之を當路者に詢る所あり。當路者亦深く時局の要を察し、我黨の議を諒し、間々民議を容るゝに吝ならざらんとし、其立憲政體を完美にし、國家の基礎を鞏固にするの方針を取り、內外の事を處するに於て、我黨は將來に其望あるを認めたり。是に於て我黨は向來當路者と其針路を同くして進み、之と相提携して其國家の要務を處するに協贊し、以て我國の進運を致さんとす。我黨は立憲政體を首唱せり、即之が完成を期するは宜く自ら任ずべき所なり、我黨は深く內外の形勢に鑑み、憂國慨世の情自ら禁ずる能はず。噫我黨は唯だ至誠以て國に盡すあるを知るのみ豈に他心あらんや。人に自主あり、黨に主義あり、苟も其自主を害し、其主義に戾るに至つては、固より之を爲さず。而して意氣相投じ、偕に時運に際して當路者と進路を同くするに躊躇せざるもの、是れ我黨が大に國家將來に向て期する所あるを以てなり。

當時自由黨は何等正式の交涉に依らず、又何等の具體的條件を提起して伊藤內閣と提携を約したるに非ず。然れども此の宣言を見れば、伊藤內閣と自由黨との提携は、唯だ兩者意氣相投じ時局に對して針路を同うしたるに出でたりと謂ふべし。

二九　自由黨と國民協會

政府は曾て口に超然主義を唱へて政黨を無視するの態度を執りしと雖も、初期議會以來の經驗によりて、到底政黨の力を藉らずに、憲法政治を運用するの難きを認め、遂に伊藤內閣に至つて公然自由黨と提携するに至れり。而して此の提携は唯だ意氣相投じたる結果といふに過ぎずして、主義綱領を同うしたるが爲に成れるものに非ざるが故に、其の所謂る提携なるものは、要するに一時の苟合と評するの外なし。然れども彼等は此の提携を以て漸次政黨內閣に進むの段階と爲し得べしと信じたるに似たり。兎に角政府と政黨と公然提携したる事實は、我が政黨界の一大發展期を導きたるを證するものなり。是の時に當り、戰爭前まで對外硬派と步趨を俱にしたる國民協會も亦其の去就の甚だ曖昧なるものありき、彼等は第九議會召集の期迫るに及で、其の對議會方針を決議して曰く、今や國家方に戰後に屬す、百般の事業は宜しく朝野の紛爭を排して經營せざるべからず、然れども政府の失政を認めて之れを問はざるは國家に忠なる所以に非ず。故に協會の第九議會に對する、先づ國家經綸の大業を襄成し、而して後に現內閣の失政を糺すべしと。是れ對外硬派が逡巡の責任を問はむとすると大に其の意見を異にするものなり。

旣にして第九議會了るや、果然外交の失政を彈劾するの上奏案は現はれたり。而も比較的多數を有する自由黨は旣に政府黨として之れに反對したるのみならず、國民協會及び其他の中立派の如きも此の案に對しては、自由黨と一致の態度を執るに至りしを以て、勝敗の數豫め定まれるものなり。是を以て二十九年一月九日の議場に於て、百七十に對する百三の少數を以て問責の奏請は否決せられたり。

改進黨革新黨の聯合派は、又伊藤內閣の立案せる戰後の財政計畫の杜撰なるを認めて之に一大修正を加へむとしたるも多數を占めたる政府黨は、彼等の意見の少量をも成立せしめざるほどに伊藤內閣に忠實なり

き。故に豫算案の議場に現るゝや、一政府委員の出でて原案說明の勞を執りたるものなくも、議事の進行は頗る快滑にして、總豫算各特別會計豫算及び豫算外國庫の負擔たるべき契約を要するの件は、僅に一日有半の間に議了せられたり。即ち其の結果は、政府の歳出要求額約一億五千二百五十萬餘圓に對し、衆議院は約三十一萬餘圓を削減したるに過ぎず。大勢斯くの如くなれば、各種の增稅及び新稅の諸案も、亦悉く政府の原案を通過したり。

政府が如上の成績を擧け得たるは自由黨の援助に由れるの多きは言ふまでもなければ、彼等は之れに對する報償として、先づ總理板垣退助の入閣を要求せり。閣員中之れを不快としたるもののなきに非ざりしも、內閣書記官長伊東巳代治內に在りて自由黨の爲に周旋し、林有造等亦外より之れを伊藤首相に說きしかば、首相は遂に板垣を擧けて內務大臣と爲すの議を決せり。勿論板垣は表面上自由黨を脫して入閣したるを以て、當時政府部內に於ては板垣は政黨首領として入閣したるに非ず、單に元勳の一人として陛下の御任用を蒙りたるのみと稱したれども、其の名義の何たるを問はず、事實に於ては一政黨を代表したる人物の入閣したるに相違なければ、自由黨員は以爲らく、我黨の總理を入閣せしめたるは是れ政權分配の第一着なりと。竊に自ら得意に堪へざりしものゝ如し。當時彼等が如何に得意なりしかは、同黨に屬する各地方團體が決議したる左の文字を見よ。

我黨員は總理伯に對し、任官及び公私事業の助力、其他に關し、一切依賴がましき申出を爲さゞること。

總理伯の入閣したるが爲め、誇負暴慢を爲さゞること。

然れども伊藤內閣は板垣を入閣せしめたるが爲に、忽ち國民協會の反目に出會ひたり。是れより先問責上奏案の出づるや、國民協會は自由黨と合して上奏案の通過を妨け尋で戰後の大豫算に對しても亦大抵政府案に贊成したりき。故に世間皆國民協會を以て復舊したる政府黨と爲したりと雖も、彼等が伊藤內閣を助けた

る意思の自由黨と同じからざるは言ふを待たず。自由黨は漸次に政黨を基礎とせる内閣を建設するの目的を以て伊藤内閣と提携したりと雖も、國民協會は單に戰後經營の大業を襄成するの急要を認めたるが爲に、一時伊藤内閣に援助を與へたるのみ。二十九年二月十一日朝鮮京城に變亂起り、日本黨の有力なる大臣殺され、國王露國公使館に行幸したりとの警報來るや、國民協會は佐々友房の名を以て左の決議案を提出したり。

本院は現内閣が内外に對して失政の多きを認め、特に今回朝鮮に於ける失政に至りては、彼の炳乎たる宣戰の詔勅に對し其の措置を誤りたるものと信ず。故に現内閣は、大に輔弼の大義に顧み、速に處決あらむことを期し、玆に本院の意思を表明す。

此の決議案は品川會頭の訓諭に依りて撤回したりと雖も、其の伊藤内閣に同情なきは此の決議を見るも明かなり。況むや今や伊藤内閣は自由黨の總理板垣退助を入閣せしめて、政權を政黨に分配するの擧措あるに於てをや。是れ國民協會の執る所の根本主義と相容れざるものなり。故に彼等は決議して曰く、曾て破壞主義を執りたる政黨の强談に依りて、其の首領を入閣せしめたる如きは、我が憲法我が國體、及び我協會の保持せる國家主義に反すと。若し國民協會にして政府の敵とならば伊藤内閣は獨り自由黨のみに依賴して能く戰後經營の大業を完成する能はざるなり。是に於て伊藤内閣は漸く不安の位地に立てり。

松隈内閣の成立及び進步黨組織

三〇　松隈内閣の成立及び進步黨組織

外交及び財政は戰後經營の二大要務なり、然るに陸奥外務大臣は媾和締結後病に臥して事を視る能はず、自ら終に起つ能はざるを知りて屢々辭表を捧げ、五月三十日を以て願に依り本官を免じ、西園寺公望文部大臣を以て外務大臣を兼ねると雖も、戰後の外交は到底兼任當局者の能く之れを辦ずべきに非ず、況むや伊藤内

閣の施設は頗る天下の望を失ひたるに於てをや。次に大藏大臣渡邊國武は、戰後の財政を擔當するには、其の威望未だ足らざるものあるが爲に、往々民間經濟家の侮蔑を招くのみならず、政府部内に於ても亦動もすれば其の手腕を牽制せむとするの狀あり。是を以て彼は快々として樂まず、竊に辭意を伊藤首相に洩らせり。是の時に當り、閣外の元老井上馨先づ伊藤首相に忠告して曰く、今方に戰後經營を急要とするの時、黨派の異動の如きは復た之れを問ふの遑なし。宜しく大隈重信を外務大臣とし、松方正義を大藏大臣に擧げ以て時局を濟ふの擧に出づべしと。偶ま／＼山縣有朋露國の使事を終へて歸朝し、亦井上の發議に同意して大隈松方の入閣を善と稱す。而して內閣に在りては、拓殖大臣高島鞆之助主として大隈松方の二人を入閣せしむるの議を唱へ、閣員多く之れに贊成したるも、獨り內務大臣板垣退助大隈の入閣を否として曰く、大隈は現內閣と主義を異にせり。之れを迎ふるは立憲內閣の通義に反す。且つ既往の經驗に依るに、大隈は背信不義にして到底永く事を俱にすべからず。余は斯くの如き人と並び立つを欲せずと。是に於て閣議松方の單獨入閣を請ふに決し之れを松方に交涉せり。松方之れを肯むぜずして曰く、今日は區々黨派的感情を以て事を決すべきの時に非ず。然るに現內閣は單に自由黨の鼻息を伺ふて閣臣進退の問題を定めむとするは何ぞやと。閣員再び松方大隈の二人を迎へむと主張するもの多く、而して板垣前說を固執して動かざりしかば、伊藤首相は勢ひの不可なるを見て、先づ板垣と共に辭表を呈し、各大臣亦之れに次で辭表を呈し、伊藤內閣全く瓦解したり。

伊藤內閣の瓦解と共に、上下の望は松方大隈の二人に集まれり。而も二人の關係は、平和克復以後頗る親密を加へ居たるを以て、力を新內閣に協せ、遂に九月の末に及で左の役割を以て新內閣を完成せり。

總理大臣兼大藏大臣　伯爵　松方正義
外務大臣　伯爵　大隈重信

陸軍大臣（兼任）　子爵　高島鞆之助
遞信大臣　子爵　野村靖
司法大臣　清浦奎吾
文部大臣　侯爵　蜂須賀茂韶
（以上新任）
海軍大臣　侯爵　西郷從道
農商務大臣　子爵　榎本武揚
拓殖大臣　子爵　高島鞆之助
（以上留任）

松方大隈は新内閣の兩頭たり。故に世間之れを松隈内閣といふ。然れども樺山高島二人亦内閣組織に與つて力あり。故に世間別に松方大隈樺山高島の四大臣を稱して新内閣の四本柱といふ。

是れより先、第九議會に於て上奏案の否決せらるゝや、此の案に賛成したる改進黨、革新黨、中國進歩黨、財政革新會、大同倶樂部其他の獨立議員は、相合同して一大政黨を組織し、自由黨と對抗して政治界に一生面を開かむことを期せり。蓋し時局は小黨の分立を辭せざるものありしが故なりき。是に於て二十九年三月一日進歩黨の名を以て結黨式を擧げ左の如き宣言及び政綱を發表したりき。

宣言

國家内外の形勢は、吾人をして一大政黨を樹立せしむ、今茲に結黨式を擧ぐるに方り、其因て起る所以を宣言し、以て擧國同憂の志士に告ぐ。

吾黨は進歩主義を執り、茲に責任内閣を設立し、茲に外政を刷新して國權を擴張し、茲に財政を整理して

民業の發達を誘致し、以て立憲政治の實を舉げ、維新興國の丕基を完成し、以て皇室の尊榮を宣揚し、民人の權利幸福を增進し、以て宇內の文化を大成せんことを欲す。

維新中興の初に當り、大に聖謨を定め玉ひ、詔に曰く、廣く會議を起し萬機公論に決すべしと。爾來三十年、憲法既に制定せられ、天皇の神聖、大臣の責任、人民の權利、分界明確復た疑を容るべきなし。然るに閣臣有司尙ほ陋習を悛めず、或は言論集會を箝制して公論の發動を阻碍し、或は濫りに帝國議會を解散し、或は屢々外交の措置を誤りて威信を中外に失ふ。凡そ此の如きもの臣民豈一日も之を默過するに忍びんや。

吾黨は行政機關を革新し、稅法を改め、冗費を除き、以て之を國家有用の費途に充て、萬事質實を旨とし、創業進取の精神を作興し、以て綱紀を振張せんと期す。

願ふに維新中興の丕基を完成し、萬里の波濤を拓開するの聖謨を翼贊せんと欲せば、主として外政を刷新し、國權を主張せざるべからず。然るに從來の外政は、多く國家の威信光榮を毀損し、特に征淸の終局に於ける、特に對韓の政策に於ける、國家の威信光榮を失墜せる、之より甚しきはなし。今や東洋の形勢益從非にして、比隣邦の危急旦夕を測らざるに至れり。此時に當り國民をして狂瀾を既倒に回するの大氣力を發動せしむるに非らずんば、金甌無缺の國家を如何せん。吾黨の外政恢弘の策を把持し、之を徹せんとするものは決して偶爾にあらず。

今や帝國の實勢と、寰宇の大機とは、小黨の分立を容さず、茲に在野の各黨派を解散し、以て進步黨を樹立し、其政綱を頒ち、宣言を發し、猛進して以て第二維新の大業を贊襄せんと欲す。請ふ舉國同感の士來りて以て此の擧を贊せよ。

政　綱

我黨は進歩主義を執り、皇室の尊榮を宣揚し、人民の權利幸福を增進せん爲め、左の政綱を定む。

一　政弊を改革し責任內閣の完成を期す

一　外政を刷新し國權の擴張を期す

一　財政を整理し民業の發達を期す

斯くして組織せられたる進歩黨は、伊藤內閣の瓦解と共に、間接に後繼內閣を成立せしむるが爲に盡す所あり。是れ蓋し事實上の首領たる大隈重信が其の一閣員たるべく決定し居たるを以てなり、且つ大隈に在ても、竊に進歩黨を後援として新內閣に立つの志を有したるが故に、新內閣組織の談方に酣なるの際、彼は二三の條件を提出して松方、樺山等の同意を求めたり。曰く、閣臣は聯帶責任を佩ぶべし、曰く人權を尊重すべし、曰く行政及び財政を根本より改革すべし。曰く輿論を基礎とするの主義を立つべし、曰く政綱を發表すべしと。此の提議は實に進歩黨の希望を代表したるものなり。松方等亦之れを容れて新內閣の成立を告げたり。乃松方首相は、十月十二日地方官を召集して、左の政綱を發表したり。是れ豫め閣議に附し其の同意を得たるものなりき。

本大臣新に恩命を辱うし、國務の重任に膺る。今や戰後經營の大業、纔に其端を啓き、百事尙草創に屬す、實に非常非難の時なり。宜しく內は國民の輿論に考へ、外は列國の形勢に察し、以て處理の至當を求めざるべからず、叨に菲才を以て任を此際に受く、或は克く負荷に堪へざらんことを恐る。唯誠實以て經營の務を致し、輔弼の職を盡し、而して帝國議會の協贊を完ふするを務め、上下一致の効を圖り、至尊に對して大政の責に任ぜんと欲するのみ。

列國の交際は親睦渝らず、政府は益々其交誼を敦すると倶に、國家の權利を進暢して、貿易の擴張を企圖せんことを務め、條約改正の未だ畢らざるものは、速に之を締結せんことを期す。而して改正條約實施の

準備に關しては最も意を用ひて當然收むべき効果をして遺漏なからしめんことを務むべし。護國の軍備は、財政の整理と相俟て國の力許す限り其擴張を圖らざるべからず。又國家永遠の富强を圖らんと欲せば、其れが根源たる教育及農工商の事業を發達せしめざるべからず。故に政府は軍備の擴張と倶に、力めて教育及實業を奬勵するの方針を執て進行せんと欲す。

言論出版集會等憲法上人民の享有すべき權利自由は、政府厚く之を尊重し、其保障を固からしめんことを計るべし。繁文を省き簡捷を主とし、職司の統一を保ちて、各部の調和を存するは、行政事務に於て至要とする所なり。選叙を愼み、功過を彰にし、廣く能者を得るの途を開くは、行政の實績を擧ぐるに於て亦極めて緊切の事とす。政府は最も意を此に用ひ、尙進で行政事務を改良せんことを期す。又官吏の品位は、社會の風紀に影響すること少からず、政府は今日に於て特に官紀を振肅するの必要を認む。

財政の整理は、政府の最も困難とする所なり。之れが整理を圖るには、專ら國力に應じ、以て現今の形勢に通ずるの策を定め、出入の平均を保つことを務め、一方に於ては國家經濟の擴張發達をして、國勢の進運に後るゝことなからしめんことを期す。

顧ふに戰後經營の事業は、前途猶遠く、海外貿易は輸出入の權衡を失ひ、加ふるに天災荐に臻り、人民の生命財産を傷害亡失する者數十年來殆ど未だ有らざる所なり。此難局に處して、以て國運の進歩を期す、豈に容易の業ならんや。上下一致官民協力以て其事に從ふにあらざれば、何の時か其績を到さん。諸君は厚く此意を體し、上來示す所の方針に從て、一意力行地方行政の整理を計り、以て國家富强の基を宏張するに務められんことを切望す。

此の政綱の發表せらるゝや、久しく伊藤内閣に倦み居たる世人は頗る之れを歡迎し之れに謳歌するの狀ありしが、進歩黨も亦常議員會を開きて松方内閣に同情を表するの決議を爲し、更に大會に於ても之れを是認

したり。其の決議は先づ內閣の發表したる政綱の項目を列記し、之れに對する意見を表示して下の如く言へり。曰く、是れ皆方今の急務にして、我黨の方針と大差なし。故に我黨は其の實行を完美ならしめむことを期す。抑も言徒に美にして行之れに伴はざるは我黨の取らざる所にして、乃ち又政治家の當に最も戒むべき所なり。故に現內閣の實行若し非ならば、我黨は之れを攻擊するの責務を存すと。是に於て進步黨は政府黨となると共に、自由黨は一變して反對となれり。當時進步黨は衆議院に九十六名を有し、自由黨は百四名を有したれば、其の勢力稍々伯仲の間に在りと謂ふ可し。

薩派と進步黨の軋轢

三一　薩派と進步黨の軋轢

松隈內閣は進步黨の援助に依りて幸に第十議會を無事に通過したりと雖も、議會閉會の後に至りて禍は蕭牆の內より起り、終に內閣の分裂を見るに至れり。

是れより先松隈內閣の成るや、民間人才の登用門は茲に開け、高橋健三は內閣書記官長に任ぜられ、神鞭知常は法制局長官となり、其の他進步黨の領袖にして次官局長參事官に補せられたるもの二三子ありき。中に就き高橋、神鞭の二人は、薩派と進步黨との連鎖として頗る重きを爲し、現に內閣の發表したる政綱の如きも二人の手に成りたりと傳ふるほどなりしが內閣組織以來薩派の擧措漸く當初の政綱に背反したるもの多く、而も伴食大臣側らより其の弊患を助長するの傾ありしを以て、二人は屢々之れを廷に力爭したりと雖も、松方首相は優柔にして之れを斷ずる能はず。是に於て二人以爲らく、現內閣は到底爲すあるに足らずと、遂に相携へて政府を去りたりき。薩派と進步黨との連鎖は、此の二人の政府を去りたるが爲に既に斷絕せられたり。內閣の基礎は勢ひ動搖せざるを得ず。果然大隈は進退を賭して大に薩派と爭はむとし、松方首相に提議して曰く、大に弊政を刷新すべし、非立憲的行動を嚴禁すべし、伴食大臣を免黜して內閣の統一を圖

るべしと。首相之れを裁するの英斷なく、却つて薩派の激昂を來たしたれば、内閣の紛擾は益々太甚しきを加へたり。

進歩黨は此現狀を見て慨憤措く能はず、常議員會を開きて二三事項を決議し、委員をして之れを齎らして首相に交渉せしめたり。其の決議の要は、大隈が嚮に首相に提議したるものと大差なく、特に伴食大臣を退くるに重きを置けり。首相は熟圖して決答すべきを告げ、而して此の會見は互に秘密を守るべきことを約したりしが、其の事情端なく進歩黨の機關新聞に洩れたるを以て、首相大に怒り、覺書を進歩黨の委員に與へて曰く、余不肖なりと雖も、至尊の親任を辱うして大政補弼の重責に當る。閣員の進退、行政の作用は斷じて他の容喙を待つべきに非ずと。是れ實に進歩黨に對する離縁の宣告たりき。即ち進歩黨も直ちに常議員會を開き、繼で代議士總會を開き、決議して曰く、我黨は既往の事蹟に徴し、現内閣は其の宣言を實行するの誠意なきものと認む。因て自今提携を絶つと。

進歩黨既に提携を絶つたるに於て、大隈固より内閣に留まる能はず。遂に十一月六日を以て職を辭し、是れと同時に、進歩黨出身の次官局長參事官等皆官を免ぜられたり。

内閣の更迭並に黨派の合縦連衡

三二　内閣の更迭並に黨派の合縦連衡

初め薩派と進歩黨との爭端漸く開くるや、樺山高島の二大臣は連りに議員買收の策を行ひ、竊かに薩派の代議士をして自由黨に交渉する所あらしめしが、進歩黨提携を絶つに及で、樺山等以爲らく、進歩黨既に提携を絶つも、自由黨を操縱して議會に多數を占むること難きに非ずと。自由黨中亦鷄鳴狗盜の徒あり、幕夜薩派大臣の門を出入して其の陰謀に與かるものありしも、自由黨の多數は、斷然内閣を援助せざるに決し、十二月十五日大會を開きて、第十一議會の劈頭に内閣不信案を提出すべきことを決議したり。又國民協會は

薩派大臣と最も深き緣故を有したるが故に、內閣組織の初に當ては大に之れを歡迎したりと雖も、今や其の施設に乖違多きを見て、斷然反對の態度を執り、議會召集の期迫るに至り、大會を開きて下の如き宣言を發表したり。曰く、今や內外の形勢日に急を告げ、國家經營の業實に多端なり。閣臣たるものは宜しく其の責任を重じて、至誠之れに從はざるべからず。然るに事全く之れに反し、秕政濫行言ふに忍びざるものあり是を以て本會は曩に丹心を披瀝して其の反省を望みたりと雖も、閣臣等毫も省みる所なし。故に本會は憲政の大義に依り、閣員の職責を正し、以て政界前路の大疏通を圖らむことを期すと。而して各派所屬の新聞記者も又同盟會を開き決議して曰く、吾人は現內閣の行動を以て憲政を紊るものと認め、同志協力して之れに反對し、其の更迭を期すと。凡そ議會始まつて以來、未だ斯くの如く多數の反對に包圍せられたる內閣あるを見ざるなり。

既にして第十一議會は開會せられたり。聯合反對黨は一擧にして內閣を崩へさむとし、劈頭第一左の如き決議案を衆議院に提出したり。

本院は現內閣を信任せず、依て玆に之れを決議す。

彼等は之れに理由書を附して曰く、現內閣は國家の重任に堪へざるものと認め、自ら處決する所あらしめむことを期すと。此の決議案は自由進步の兩黨を始め、國民協會其他各派の意思を代表したるものにて、提出者三十八名、贊成者百五十名を列記したり。卽ち此の案は現に全院三分の二の同意を得たるを表示せり。其の衆議院を通過すべきは初めより明白の大勢なりしかば、松方首相は之れが議決を見るに先ちて解散の詔勅を傳へ、卽日自ら辭表を捧げ、次で西鄉、野村、淸浦等の各大臣亦皆辭表を捧げたり。是れ實に十二月二十五日なり。獨り樺山高島の二人は、尙ほ留まりて內閣を改造せむとし、西鄉從道に慫慂するに首相の任に就かむことを以てしたるも、西鄉之れに應ぜざりしかば、二人も遂に止むを得ずして二十八日辭表を捧げた

り。是に於てか內閣全く倒仆す。世間之れを蠻勇內閣の末路と謂ふ。

蠻勇內閣既に解體するや、主上は侯爵伊藤博文に新內閣の組織を命じ給へり。是の時に當り伊藤は大隈を引て共に內閣を組織せむとしたるも、進步黨は首領の入閣を好まずして、勉めて伊隈の提携を妨げしかば、伊藤は轉じて板垣に謀る。板垣乃ち內務大臣の椅子を得て入閣を諾せむとしたるも、此の要求は伊藤の容るゝ所とならずして、交涉不調に歸し、遂に大隈板垣の孰れをも加へざる左の新內閣を組織せり。是れ第三次の伊藤內閣なりとす。

總理大臣	侯爵	伊藤博文
大藏大臣	伯爵	井上馨
內務大臣	子爵	芳川顯正
陸軍大臣	子爵	桂太郎
司法大臣		曾禰荒助
文部大臣	侯爵	西園寺公望
農商務大臣	男爵	伊東巳代治
遞信大臣		末松謙澄
海軍大臣	侯爵	西鄉從道
外務大臣	男爵	西德次郎

斯くの如く新內閣には板垣の名を見る能はざりしと雖も當時伊藤首相は自由黨に好意を表するの態度を執り、特に其の黨員を官邸に招饗して、席上演說を爲したるが、其の中に、立憲政治の完成を期せむと欲せば、野に在りては自由黨諸君の力に賴り、朝に在ては博文之れに任ぜむとの語ありしかば、自由黨は歡喜し

て提携既に成れるが如きの感を抱きたりき。是れより先自由黨が板垣の爲に內務大臣の位地を要求するや、伊藤は其の不可を論して曰く、總選擧は目前に在り、此の際政黨の首領を擧げて內務大臣とするは、政府の公平を示す所以に非ず。故に總選擧の終るを待つて更に相謀らむと。既にして總選擧は終れり。自由黨は乃ち前要求を提出して伊藤首相に迫り、農商務大臣伊東巳代治亦首相と自由黨との間に斡旋する所ありしと雖も、新內閣の最大有力者たる井上馨は、自由黨との提携を好まずして板垣の入閣を排斥したりしかば、伊藤首相も之れを奈何ともする能はず、爲めに政府と自由黨との關係漸く遠ざからむとせり。是に於て伊東巳代治病と稱して辭表を呈し、是れと同時に自由黨は斷然政府に反對するの意を決せり。伊東巳代治は曾て內閣書記官長たりし時代に於て、政府と自由黨とを結合せしむるが爲に頗る力を盡し、爾來彼は次第に自由黨と親交し、遂に黨師の禮を以て自由黨に待遇せらるゝに至りたりき。勿論自由黨を伊藤博文に接近せしめたる主動者は陸奥宗光なりき。然れども陸奥が病を以て死したる後は、自由黨と伊藤博文の連鎖たりしものは伊東巳代治なりき。彼は固より黨人たるの性格經歷を有するもの非ず。彼は腰辨の一俗吏より身を起し、遂に其の聰慧絕特の資を以て伊藤博文の幕僚となりたるものなり。然れども彼は俗吏出身者に不似合なる野心を有し、一躍して大政治家たらむことを期したりき。是を以て政黨の勢力漸く勃興するに及び、竊に自由黨を引て之れを操縱し其の力を籍つて自己の新地盤を作らむとしたりき。而も今や彼れが自由黨の爲めに盡すところのものは、總て井上馨の妨ぐるところとなりて一も行はれず。是れ內閣を去るの止むを得ざる所以なり。

是の時に當り、總選擧既に終りて、第十二議會も將に召集せられむとしたりしかば、自由黨は代議士會を開きて決議して曰く、我黨は現內閣を以て政黨を基礎とせる憲政の完美を期するの望なきものと認む。故に之れに反對すと。若し夫れ進步黨は最初より新內閣の反對黨たりしを以て、此の兩黨は第十二議會に於て政

憲政黨の組織及び伊藤內閣の瓦解

府攻擊の同盟たるべきは自然の勢なり。而して此の攻擊同盟は、實に伊藤內閣の增稅計畫に對して成立したり。伊藤內閣の提出したる明治三十二年度の豫算に依れば、歲入は公債及び借金の繰入を除き、通常の歲入一億四千三百餘萬圓、歲出は公債及借金支辨に屬するものを除き通常の歲出一億七千九百餘萬圓、差引三千五百餘萬圓の歲計不足を生ぜり。此の歲計不足を補塡せむが爲に、更に增稅計畫を立て、地租、所得、酒造、の三稅を增加して三千百六十餘萬圓を得、此の外鐵道電信の收入三百六十餘萬圓を增し、合計三千五百餘萬圓の歲入を增加せむとしたり。然るに增稅諸法案中政府の最も重きを置きたる地租增徵案は、自由進步兩黨所屬の議員舉けて之れに反對したり。政府は地價修正を以て地租增徵に交換せざるの祕策を行はむとしたるも、結局衆議院の多數を制する能はず、地租增徵案は二十七に對する二百四十七の大多數を以て否決せられたり。是れ主として自由進步の攻擊同盟に破られたるに外ならず。

三三　憲政黨の組織及び伊藤內閣の瓦解

自由進步兩黨は、伊藤內閣の地租增徵案に反對して同一行動を執るに至りしより、自然に情意の疎通を來たしたりしが、伊藤內閣が本案の否決と共に第十二議會を解散するに及て、兩黨は遂に各々其の黨を解て相合同し、名付て憲政黨といへる一大政黨を組織するに至れり。抑も此の兩黨は共に政黨內閣を建設するの目的を以て政治界に立ち、而して之れが目的を達するの手段として先づ政府と提携し、漸次に政黨の勢力を內閣に導き入れむとしたりき。而も兩黨の政府提携は孰れも其の效を奏せずして失敗に終れり。是に於て彼等は政府と提携するは、既往の實驗に於て無益の業なりしを悟れり。彼等は以爲らく、藩閥政府と携して憲政の完成を求むるは迂の極なり。此の際寧ろ舊來の感情歷史を一掃し同主義者を合同し、以て正々堂々藩閥政府と戰ふに如かずと。即ち議會解散の後僅に二三日にして兩黨の領袖は合同を實行するに決し、委員を設け

て新政黨創立の任に當らしめたり。其の準備漸く成るや、兩黨は三十一年六月二十一日を以て各々臨時大會を開き、下の意味を以て正式に解黨の決議を爲したり。曰く我黨は深く内外の形勢に鑑みる所あり、憲政の完成を期する爲に、斷然玆に解黨し、同一の希望を有する黨派と相合し、以て一大政黨を組織し、愈々其の目的を達することに努むべしと。斯くて翌二十二日新政黨の結黨式を擧げ、左の宣言及び綱領を議決發表したり。

宣言書

憲法發布議會開設以來將に十年にならんとす。而して此の間解散は已に五回の多きに及び、憲政の實未だ全く擧らず、政黨の力未だ大に伸びず。是を以て藩閥の餘弊尙ほ固結し爲めに朝野の和協を破り、國勢の遲滯を致せり。是れ擧國忠愛の士の慨嘆する所なり。今や吾人は内外の形勢を鑑み、斷然自由進步の兩黨を解き、廣く同志を糾合して一大政黨を組織し、更始一新以て憲政の完成を期せんとす。因て玆に之を宣言す。

綱領

一 皇室を奉戴し、憲法を擁護する事
一 政黨內閣を樹立し、閣臣の責任を嚴明にする事。
一 中央權の干涉を省き、自治制の發達を期する事
一 國權を保全し、通商貿易を擴張する事
一 財政の基礎を鞏固にし、歲計の權衡を保つ事。
一 內外經濟共通の導き、產業を振作する事。
一 陸海軍は國勢に應じ、適當の設備を爲す事。

一　軍備交通の機關を速成完備する事。

一　敎育を普及し、科學を奬勵する事。

此の日の結黨式には、大隈板垣の兩首領も出席し、且つ公然入黨したれば、憲政黨の勢力は既に政府を壓せり。

伊藤首相は此の形勢を目擊して三策を案せり。第一策は總理大臣として自ら政黨を組織し、之れを率ゐて國務を進行せむとするに在り。第二策は前策若し成らずむば、斷然野に降つて自ら政黨を組織し、以て政府を援助せむとするに在り。而して以上二策にして行はれずむば、憲政黨の指導者たる大隈板垣二人を推薦して後繼內閣を組織せしむるを以て最後の策と爲せり。彼は此の三策を齎へて二十四日の御前會議に出でたり。而も其の第一及び第二策は山縣有朋の强硬なる反對に依りて、果して實現せらるゝを得ざりき。彼は是に於て斷言して曰く、事玆に至りては唯だ新立の憲政黨首領を後任に薦むるの外あらずと。此の日彼れが如何に山縣等と激論を鬪はしめたりしかは、其翌二十五日の早朝を以て闕下に捧呈したる左の表文を見るも之れを想察するに足る。

謹奏。臣博文荷聖恩。屢奉重任。孜孜圖報効。而事與志違是臣疎才之所致。恐惶曷勝。若獨荏大位。壅塞賢路。恐汚聖鑑。茲謹奉表。辭補衮之職。併乞奉還勳位顯爵。伏願皇上陛下。曲垂哀憐。速賜聖允。臣不勝恐惶屛營之至。誠恐頓首百拜。

其の補衮の職を辭し、勳位顯爵を奉還せむことを乞ふといふに至ては、彼れの感激の甚だ熱烈なりしを知るべし。彼れが辭職の表文を捧げたる二十五日には、再び御前會議あり、山縣、西鄕、大山、黑田、井上等の各元老拜趨して內閣後繼問題を議したりしが、一人の自ら起つて難局に立たむとするものなかりしを以て、遂に伊藤の意見に從ひ大隈板垣二人を薦むるに決し、之れを上奏せり。

三四　政黨內閣の成立及其政策

六月二十五日の御前會議の結果大隈板垣二人の內閣後任者に推薦するの議決するや、伊藤博文は其の夜急使を馳せて二人の來邸を求め、告ぐるに辭職の事を以てし、且つ大命二人に降らば直に之れを拜受して內閣組織に着手せむことを望むの意を述べたり。大隈等事倉卒に出てゝ之れに卽答し難きを告げて伊藤を辭し、翌二十六日熟議を經て新內閣組織の任に當るべきを決し、其の旨を伊藤に通じたり。是に於て翌二十七日二人は宮中に召されて御前に俯候す。主上命ずるに新內閣組織の重任を以てす。二人謹で之れを拜受し、唯だ陸海軍兩大臣を薦奏するの難きを奏陳したるに、主上詔して曰く陸海兩大臣の選叙は朕自ら之を裁せむ、以て念とする勿れと。二人大命の辱なさを拜謝して御前を退き直に左の如く內閣の役割を定めて之れを上奏せり。主上直に裁可せられ、三十日を以て親任式を擧行せらる。

內閣總理大臣兼外務大臣	伯爵	大隈重信
內務大臣	伯爵	板垣退助
農商務大臣		大石正巳
文部大臣		尾崎行雄
大藏大臣		松田正久
司法大臣		大東義徹
遞信大臣		林有造

尋て前內閣員海軍大臣西鄉從道、及び陸軍大臣桂太郎に留任を命ぜらる。

憲政黨の結黨式を行ひたるは、三十一年六月二十二日にして新內閣員の親任式は此の月三十日に行はれた

り。即ち憲政黨成立後僅に週餘にして政黨内閣の組織を告げたり。顧みれば憲法發布せられしより十年、議會開設せられてより回を重ぬること十有二回。今や黨人は一朝にして其の宿昔の理想境に到達して政黨内閣を建設するを得たり。其の得意想ふべし。是に於て新内閣は直ちに地方官を召集し、首相大隈重信は新内閣の性質に關して地方官に訓示する所ありしが、其の大要は左の如くなりき。

今回の内閣交迭は之を過去の政變に比し大に意味を異にするものなり。從來の内閣は、閣臣として政黨員たる事を許さゞりしが、之れに反して現内閣は殆んど純然たる政黨員より組織するものなれば、此際世人の惑を惹起さゞる事に注意を要す。而して時世の進步は、我國をして政黨内閣の組織を促せる者なれば、上下意を一にして國務に鞅掌せんには、此内閣は將來好望の者たるべし。尚ほ政黨内閣たる以上は、政務官は善人と同志なる政黨員を擧ぐべきも、事務官は政務官と其責務を異にする者なれば、明かに其區別を立て、無用の交迭を行ひ、事務の澁滯を生ずる等の事を避け、事務官にして上官の命を奉せず、政務の妨けを爲さゞる限りは、敢て交迭等のことなさゞるべし。

又議員の選擧は立憲政體の骨髓にして、至重至大の事なれば、最も公平なる方法を採用すべし。

縣治上の事に關しては、年々事務の擴張と共に、經費の増加を要すること當然なるを認むれど、事務擴張に伴ふて才能ある官吏を擧け、冗員を淘汰せば、行政機關の發達を充分ならしむるを得べし。繁文縟禮を省くことは刻下の必要なれば、之れを實行する方なるが、以上孰れも重大なることなれば、内相等と協議して着々從事せんと欲す。諸君に於ても此意を諒せらるべし。

此の訓示中注意すべきは、新内閣は政務官と事務官との區別を設け、政務官は政黨員を以て之れに任じ、事務官の如きは、上官の命を奉せず政務の妨げを爲さゞる限り之れを更迭せざるを本義としたること是なり。是に於て黨員にして次官、局長、及び勅任參事官に任ぜられたるもの頗る多し。

等で新內閣は新たに臨時政務調査局を設け、內務大臣板垣退助を以て委員長と爲し、黨派出身の內閣書記官長、法制局長官、各次官局長等を委員に擧げ、每週二回會議を開き、行政整理に關する調査を爲さしめ、大隈首相は其の發會に臨み、多年唱道したる行政整理の實行を圖るが爲に、萬難を排して之れに從事すべきを訓示し、以て委員等の努力を促がしたり。爾來委員等は幾たび會議を重ねたるも、自由進步兩派の間に屢々意見の衝突ありて容易に決する能はざりき。是れより先、憲政黨本部に於ても、亦調査委員會を設けて、行政整理の事項を調査し、其の成案全く熟するに及び、之れを政府に提供して同意を求めたり、其の大要を擧ぐれば、文部司法の兩省及び警視廳を廢すること、裁判所の數を減ずること、文官任用令を改正して無試驗任官の範圍を擴むること、現在の勅奏任官を悉く更迭せしむること、判任官を三分の一減ずること等にして、頗る急激なる改革案なりき。故に政府は之れを採用するに躊躇したりと雖も、兎に角臨時政務調査局の議決を經たる官制改革案なるもの新たに成りたれば、更に之れに修正を加へて主上の裁可を得、十月二十二日を以て之れを公布したり。卽ち其の結果、官吏の定員に於て四千五百二十二人を減じ、其の俸給に於て七十四萬二千五百七十圓十錢を減じたり。而も陸海軍兩省に對しては一も手を下だすこと能はざりき。世間皆其の怯懦を笑ふ。

新內閣は一面に於て行政整理を圖ると共に、一面に於ては豫算編成に着手したり。而も各省大臣は其の所管官省の經營を過大に要求したるが爲に、歲出總額約二億五千五百萬圓歲入の不足約六千萬圓の巨額に達せり。大藏大臣は各省大臣に交涉して歲出總額二億三千餘萬圓とし、歲入の不足額を約四千五十餘萬圓に査定したり。彼れの案に依れば、此の不足額を補塡するの財源として、酒造稅を增課し、砂糖稅を新設し、葉煙草專賣價格を引上げ、且つ所得稅法及び登錄稅法に改正を加へ、而して地租增徵に賴るを避けしむとしたものゝ如し。

三五　憲政黨の分裂

憲政黨は歴史と感情とを異にせる舊自由派と舊進歩派とを以て成りたれば、識者は初より其の統一融合の容易ならざるを危みたりき。特に憲政黨の成立未だ日ならずして新内閣を組織したれば、閣員及び總務委員等は、初めは互に交讓して成るべく衝突を避けむことを勉めたり。是を以て八月十日執行の總選擧に對しても、自由所屬の前代議士を再選すべきことを議決し、其の黨員の無用の競爭を爲すことを防遏し、又同黨内兩派に偏倚せざることには中正倶樂部なるものを設けて兩派の調和を計らむとしたり。然れども兩派の軋轢は既に其の端を獵官運動に發し、彼等は官職を求めむとして互ひに競爭し排擠し、日を經るに從ひ益々其の弊を助長したりき。彼等は又行政改革問題に關しても、意見の衝突したるもの少からざりき。例へば進歩派は警視廳廢止を主張したれども、自由派は之れに反對し、自由派は文官任用令の全廢を唱へたれども進歩派は制限任用論を唱へたりき。

是の時に當り、陸奥の外務大臣たりし時代に全權公使に任ぜられて米國に駐劄しつゝありたる星亨は、賜暇を以て歸朝したりき。彼は憲政黨内閣が其の組織の初に已れを閣員に加へざるを窃に憤り居たるを以て、歸朝以來張膽明目して新内閣の爲す所を見たりき。既にして自由進歩兩派の軋轢漸く太甚しきを加ふるに至て、彼は得意の怪腕を揮つて内閣破壞に着手したりき。是れより先き、自由派は均勢論なるものを按出して進歩派に對抗し、國務大臣の椅子を兩派に均分し且つ其他の高等選叙にも亦一方に偏倚するを避け、以て政府に於ける兩派の均勢を維持すべしと主張したりき。蓋し閣員の役割よりいへば、文部、司法、農商務三大臣は進歩派之れを占め、且つ大隈は總理大臣を以て外務大臣を兼ねたれば、總計五個の椅子は進歩派之れを有せり。然るに自由派は僅々内務大藏遞信の三大臣を出したるに過ぎず。加ふるに法制局長官、内閣書記

官長を始め、其他の重要なる官職は多く進步派出身者の得る所となれり。是れ均勢論の起りたる所以なり。されば自由派は先づ外務大臣專任問題を提出して、大隈の兼任を解き、自由派の人物を以て之れに代らしめむとしたり。然れども大隈は啻に之れを自由派に與ふるを好まざりしのみならず、剰へ次官には鳩山和夫を擧げて大臣の事を行はしめたり。既にして八月二十二日尾崎文部大臣帝國教育會に臨みて一場の演說を爲したる中に、日本に共和政治ありと云ふ夢を見たと假定せよ、恐らく三井三菱は大統領の候補者となるであらうとの一語ありしが、其の筆記新聞紙上に傳はるに及て、東京日々新聞先づ盛に之れを攻擊し、是れ不祥不敬の甚しきものなり、斯くの如き不敬不祥の言を爲すもの一日も輔弼の重任に置くべからずと論じたれば、自由派は奇怪措くべしと爲し、相和して尾崎を陷擠せむとしたり。板垣の如きは之れを內閣に爭ふのみならず、間々宮中に出入するに至れり。是に於て十月二十日主上特に侍從長德大寺實則を板垣の官邸に遣はして下問する所あらしめたれば、翌二十一日板垣參內して奉答し、尋て翌二十二日侍從職幹事岩倉具定大隈の官邸に臨み、尾崎の進退に關して聖旨を傳ふ。越えて二十四日尾崎終に辭表を捧呈したるを以て大隈首相は二十五日の閣議に於て尾崎の辭表執奏の事を報告したり。是れ自由派が再び均勢論を提出するの好機會なり。果然板垣は後任文部大臣を自由派より擧ぐべきの提議を爲せり。彼は其の候補者として星亨若くは江原素六の中より選むべしと唱へたり。然れども文部大臣を自由派より擧ぐれば、自由派は四個の椅子を內閣に占め、而して若し海陸軍兩大臣にして自由派に左袒せば、閣議は常に自由派に依て左右せらるべし。故に大隈は均勢の謂れなきを論じて板垣の提議を排し、遂に翌二十六日直に參內して犬養毅を推薦するや、直ちに裁可を賜ひ、翌二十七日を以て將に親任式を行はむとす。板垣之れを聞き、親任式の定刻に先ちて參內し、大隈の專橫を彈劾し、若し犬養を文部大臣に親任あらせらるゝことあらば、臣は松田林の二人と共に斷然骸骨を乞ふの外あらずと奏陳して御前を退く、而も親任式は豫定の如くに擧行あらせられたりき。斯くの如く

自由派は著々失敗したれば、今は唯だ內閣を破壞し、進步派と絶緣して舊狀態に復せむとし、虎視耽々たる星亨は玆に始めて公然舞臺の表面に現はれ、自由派の運動を指揮するに至れり。

彼は先づ、文部大臣親任の翌二十八日自由派の總務委員をして進步派の總務委員に對し憲政黨解黨の議を提出せしめたり。是れ破壞運動の序幕なりき。進步派の總務委員は斷然之れを拒絕したり。彼れは卽ち自由派の總務委員をして憲政黨本部の名儀を濫用して臨時協議會開催の通知狀を發せしめ、二十九日を以て神田青年會館に自由派に屬する黨員のみを召集せしめ、俄に協議會を變じて大會と爲し、憲政黨解黨の件を議題として之を可決せしめ、新たに憲政黨組織を議題として又之れを可決せしめ、役員を選擧し、綱領黨則を議決し、而して警察官衙に對して解黨及び結黨を同時に屆け出でしめたり。內務大臣は既に自由派たり、警視總監亦自由派の西山志澄たり、是を以て自由派の爲さむとする所は一として意の如くならざるなかりき。而して星亨の如きは自ら警視總監を指揮して總ての手續を迅速に結了したり。斯くして成立したる新憲政黨は、前憲政黨殘務委員なるものを舉げたるが、彼等は急馳して芝山內の憲政黨本部を占領し、復た進步派の出入するを得ざらしめたり。這般の破壞運動は星亨の最も得意とする所なりき。進步派は自由派の僣亂に切齒し、又別に協議會を開きて自由派の解黨決議を認めざることを議決し、憲政黨本部の名義を以て、一面に於ては其の解黨決議の不當不法なるを天下に廣告し、一面に於ては抗議的屆書を警察署に提出したり。是に於て二個の憲政黨は同時に併立して看板の正閏を爭ひたり。尋で十一月一日進步派の大會を開くや、臨監の警官は解散の命令を傳へ、翌二日內務大臣は更に進步派憲政黨の存立を禁止したり。蓋し內務省當局者の解釋に依れば、舊憲政黨は既に其の代表者より其の解黨を屆け出でたれば全然消滅したるものなり。其後芝山內に本部を置ける憲政黨は其の結社屆に依つて存立を認むと雖も、內幸町に本部を置ける憲政黨（當時進步派の憲政黨本部は內幸町に在りき）は未だ結社の屆出なきを以て其の存立を認めず。斯くの如き政府の許可

を得ざる團體は社會の秩序を妨害するものなりと。卽ち內務大臣の命令書に曰く、
東京市麹町區內幸町一丁目三番地に本部を設置し、憲政黨の名義に於ける政社團體は、秩序を妨碍するものと認め、集會及び政社法第二十九條に依り、自今其の存立を禁止す。
是に於て進步派は復た自由派と看板爭ひを爲すの無益なるを知り、斷然憲政黨の名稱を抛ち、新たに一團體を組織して憲政本黨といひ、翌三日を以て結黨式を擧げ、綱領及び宣言を議決し、新たに役員を選擧し、其の成立を警察署に屆け出でたり。其の宣言書は左の如し。
吾人の先に公心を開き衆議を採り、以て憲政黨を組織するや、天下靡然として之に響應し、以て憲政の美を擧んことを期せり。然るに黨中一部野心の徒私情に驅られ、擅に我黨の名を借し、俄然大會の豫期を一變し、忽ち解黨を決議し、忽ち一黨を組織し、以て憲政黨を借稱したり。夫れ解黨は一黨の重事なり、一部少數者固より之を決する權能なし。則ち其稱して議決と云ふものゝ無效なること辯を待たず。而して我黨の巍然存立すること天下誰か之を疑はん、然るに當局者彼の僭私の黨與を公認して、却て我黨大會を解散し、我黨の存立を禁止したり。集會の自由を蹂躙し、人權の尊貴を無視す。嗚呼公議聽かれず、條理堙滅す、豈憤慨に堪ふへけんや。一時の否塞は光明を掩ふに足らず、然かも當局大臣既に此暴擧を成す。我れも亦之に應する機宜の擧無かる可からず。是に於て乎我黨友は前緖を繼承して、此に一黨を樹立し、憲政本黨と稱し、以て彼の僭稱者に異なることを天下に知らしむ。嗚呼憲政黨起りてより玆に數月、同志の士其心金石渝はることなし。擧國の黨友、此局面一變の機に際し、益奮て憲政の擁護に努力せよ。其志を同くして、未た來り會せざるものは速に加盟して、以て憲政の大義を發揚せよ。
憲政黨は創立後未だ五個月に滿たずして、再び自由進步兩派の對立したる當年の狀態に復舊したり。合せ物は卽ち離れ物なり。而して其の是非曲直を論ずるは抑も末のみ。

三六　政局の退轉

憲政黨員は數月以前までは、自ら政黨内閣を建設し得たるを祝福し、且つ傲然として日本の憲政史に一紀元を開きたるを誇りとしたりき。今や彼等は其の自ら建設したる内閣を自ら破壞せむと欲して、短見なる均勢論を唱へ、暗愚なる行動を演じ、遂に茲に憲政黨の分裂を見るに至れり。是に於て自由派の大臣板垣先づ參内して捧表骸骨を乞ひ、次て林松田の二人亦辭表を呈し、是れと同時に自由派出身の各官吏亦皆政府を去りたるが、板垣の表文は左の如く、要は大隈重信の專恣反覆を責め、到底内閣に駢び立ちて國務を進行する能はざるを述べたるに過ぎず。

臣退助誠惶誠恐頓首頓首謹みて奏す。臣無似を以て謬りて、寵眷を辱ふし、前内閣の諸臣引退するに方りて、伯爵大隈重信と共に　大命を奉し、内閣の組織に任す。當時事急なりしが爲に、重信と國家細大の要務に關し、逐一講究を盡すに遑あらずと雖も、敢て　聖恩に奉答し、廟謨を奉承し、夙夜戰競唯其及はさることを懼る。然り而して在職數月の經過に徵するに、臣が政務上の意見往々重信と相反し、共に獻替の職責を全ふする能はざらんとす。偶々文部大臣尾崎行雄の國體に關する言説容忍す可からざるものあり、臣再三之を重信に論議する所あり、重信斷せず、終に宸慮を惱まし奉るに至る。臣誠に惶悚の至りに堪へず。且つ其後任を薦奏するに於て、重信之を專斷す、國務大臣の任命固より一に聖斷に存す、事後に於て、臣の敢て妄りに容喙する所に非ざれども、重信が臣及閣僚に詢り、議協はさるに迨ひて專斷し、以て聖裁を仰ぐに至りては、臣其當を得たるの處置たるを認むること能はず。此の如くして比肩朝に立つは、徒らに延議を紛累するのみならんことを懼る。退て省るに、重信をして當初　大命を奉承したる趣旨に反し、擅亂茲に至らしむるは、臣が匡補の力に乏しきに由らずんばあらず。爲めに、内閣の内裂を促

し、以て國務を遲滯せしむるは、臣の恐懼止む能はざる所にして、當初臣は重信と反覆切偲以て　陛下の負托に辜かざらんとし、凡そ言ふべき所を言ひ、盡すべき所を盡し、臣の微力已に罄きたり。仰き願くは陛下優恩幸に臣が苦衷を憐み、臣が骸骨を賜はらんことを、臣退助恐懼屛營の至りに堪へず、謹みて奏す。

明治三十一年十月二十九日

內務大臣伯爵　板　垣　退　助

板垣等捧表の日を以て大隈首相は農商務大臣大石正巳と共に參內し、內閣不統一の事情を具奏し、且つ板垣等の辭職は止むべからざるの勢なりと爲して其の裁可を請ひ奉ると同時に、後任者推薦の內旨を請ひ奉る。主上之れを許し給はず、侍臣を遣はして板垣を慰藉あらせられ、又西鄕桂の兩大臣に下命し板垣の留任を諭さしむ。而も板垣の辭意益々固く、此の際唯だ內閣總辭職の外復た一策なきを奉答したり。大隈等乃ち勢の不可なるを見て、大石、大東、犬養等と相謀り、三十一日午前四相の辭表と一括して之れを捧呈し、且つ大要左の如き意見を上奏したり。

板垣內務大臣以下三大臣の辭表は、捧呈以來未だ御聽許あらせられず、其後任に就ても亦未だ御下命を蒙らず、爲に政務は日々澁滯して國民は亦其の堵に安んぜず。是れ洵に微臣不德の致す所にして、深く恐懼し奉る所なれば、謹て侍從長の手許まで辭表を捧呈したり。內閣組織の事に付ては、此の際更に他に命じ給ふか、若くは改めて臣に命じ給ふか、孰れにしても一に聖斷を仰ぎ奉る。

と。自由進歩兩派の大臣既に悉く辭職せり。是に於て中立の西鄕桂二大臣も亦辭表を捧げたれば、大隈內閣は全く瓦解を告げたり。主上乃ち山縣、松方、黑田、大山等の諸元老を召して後圖を議せしめたるに、諸元老の意見は山縣を起して內閣を組織せしむるに歸著し、主上亦大命を山縣に下し給ふ。是に於て山縣大命

を拜受し、十一月八日を以て左の如き內閣を組織したり。

內閣總理大臣	侯爵	山縣有朋
內務大臣	侯爵	西鄕從道
大藏大臣	伯爵	松方正義
文部大臣	伯爵	樺山資紀
遞信大臣	子爵	芳川顯正
外務大臣	子爵	青木周藏
司法大臣		清浦奎吾
農商務大臣		曾禰荒助
海軍大臣		山本權兵衞
陸軍大臣	子爵	桂太郎

山縣首相は內閣組織後直に內訓を各大臣に發したるが、其の要にいへるあり、曰く、立憲政治の美は國務諸機關各々其の權域を守り、其の機能を全くし、以て其の任務を盡くすに於て始めて之れを求むべし。近時內閣の更迭頻繁なりしより餘弊の及ぶ所、或は官紀の漸く解弛に就かむとする虞なしとせず。統督の責固より上司に在り、內閣は選叙を謹み、賞罰を明かにし、紀綱を振肅し以て庶績を擧ぐるに努力すべしと。

是れより先、伊藤博文は大隈內閣組織の後清國に遊び、政變の當時は駐まりて彼地に在りしが、內閣危機漸く迫るに及て、大隈は闕下に伏して伊藤召還を奏請し、且つ自ら打電して政變を報じ其の歸朝を促がせり、蓋し伊藤の援助を得て內閣維持の計を爲さむとしたるなり。伊藤は報に接して急に歸朝の途に就き、十一月七日を以て長崎に着したるが、彼は人に語りて、板垣等去るも大隈をして依然留職せしむるを至當なり

としたりき。然れども當時山縣は既に內閣組織の準備を整へ居たるを以て之れを妨ぐるを好まず、暫く馬關に駐まりて形勢を觀望したりき。一切の事情は大隈に利ならざりき。彼が進步派の內閣を新立せむとしたる企圖は一場の夢想たりしなり。斯くて黨人等の所謂藩閥內閣は茲に復活せられて、政局は茲に退轉するを見たり。

山縣內閣憲政黨と提携す

三七　山縣內閣憲政黨と提携す

嚮に山縣首相は伊藤博文の政黨組織の議に同意せざりしと雖も、彼は初期議會に於ける苦がき經驗と、爾來內閣と議會との間に紛爭衝突の絕えざりし事實とを回憶して、憲法政治の運用を完くするが爲には、到底政黨以外に超然たること能はざるを知るに至れり。彼は黨人を薦めて內閣を組織せしめたる伊藤の如く進步せる意見を有せず。然れども政黨の力を藉りて議會に多數を占むるは、政權を保持するに於て必要の手段たるを認むるに至れり。是に於て彼は政黨操縱を以て最も重要なる議會政略と爲すの見地に立てり。偶ま十一月十三日を以て陸軍大演習を攝河泉の野に擧行するの事あり。彼は主上に供奉して演習地に出發せむとするの際、竊に憲政黨の首領板垣退助と會見して提携の內意を語り、且つ同黨領袖と大阪に會見せむことを求めたり。

斯くて山縣、西鄕、桂の三相と、憲政黨の板垣、星、片岡三領袖との間に數次の交涉行はれたるも、双方の合意容易に成らざりしを以て、憲政黨は交涉を謝絕して歸東し、此の月二十四日代議士總會を開きて左の決議を爲せり。

一、我黨は綱領に遵據して現內閣に反對すること。

一、前項の趣旨を實行するに方り、機略運用は之れを總務委員に一任すること。

星亨之れを說明して曰く、現內閣は超然主義なり。政黨に依らざる內閣なり。是れ固より我黨の綱領と相容れざる所なり。故に我黨は綱領に遵據して之れに反對せざるべからずと。然れども山縣內閣と絕つは決して憲政黨の本意に非ざりき。要するに成るべく利益ある提携を成立せしむるが爲に、先づ威嚇を以て之れに臨みたるに過ぎざりしのみ。されば山縣首相が總務委員の一人星亨を招きて再度の交涉を始めたる結果、憲政黨の代議士總會は、滿場一致を以て政府と提携することを決議して曰く、現內閣は我黨の政見を容れ我黨の贊助に依ることを表明したるにより、我黨は之れと提携して國家內外の急務を疎通し、以て憲政の完成を勉むべしと。越へて三十日山縣首相は憲政黨員を官邸に招きて一大茶話會を開き、其の席上に於て左の演說を爲したり。

諸君、今日の來臨を辱ふしたる諸君の厚意を謝するに方り、聊か鄙衷を陳べて諸君の誠意に訴ふ、有朋內外多事の時に方り、不敏を以て敢て宰輔の大責を負ふ、顧るに近年有力の士、前後局に當り、百計施さゞるなく、而も遂に國務の阻滯を通ずる能はざりし後を受け、一介の武辨を以て時難を濟はむことを思ふ、時任重く途遠く、固より微力の能く爲す所に非ざるを知る、獨り國家一日も輔弼の臣僚なかるべからず、時局の急なる漫に大命を辭すべからざるに於て、區々の志唯殘軀を國家に捧げ晚節を皇家に致さむと欲するあるのみ。

抑々二十七八年戰役の後、宇內の形勢遷轉頗る劇く、東洋の局面最も波瀾を見る、帝國にして其權利々益を列國の間に保全し、一般の進運に後れざらんことを期す、諸般の經營事繁く且急なり、而して諸君は實に當時の政府と相提携して進取の廟謨を賛贊し、創始の功與りて其多きに居る、其大成を求め終始を全くせらるゝは諸君平生の志なることを諒す、顧ふに有朋の大命を奉ずる其任務亦先緖を讃き經營を完くするに在り、而して帝國立憲の制國家各機關の和衷協同に出るに非ざれば國務を疏通すべからざるが故に有朋は

就職の當初より任に立法に備はるものにして志を同くし、事を偕にするを得べき人士を求め、衆議院に多數を有する政黨中に在ては憲政黨諸君の其本領に於て其歴史に於て殊に其人たるを認め、先に大阪に於て板垣伯及び星亨片岡健吉兩君と會し、歸京の後更に板垣伯星松田末松諸君と相見ることを得て、互に肺腑を披き懷抱を談じ、有朋の心事と政見とを開陳すると共に、憲政黨の主張に付て、亦詳に聞くことあるを得、今日の時局に處し廟謨を奉承して國家の進運を扶持するに於て、諸君と其見る所を同くするを知り、欣躍何ぞ堪へむ。乃ち閣僚と議して諸君と相提携し、其贊助に倚り、戰後經營の事を完くし以て宇內の進運に對するの道を盡さんことを決し、玆に諸君の來臨を求め、以て更に現內閣の方針を言明するの榮を荷ふに至れり。

現內閣は國家歲入の基礎を確實にして、戰後の經營を完くするに付て、其見る所の諸君と相合ふを喜び、又各般制度の改正に付て、諸君平生の素見に同意するの允當なるを認め、其他大體の政見相合ふに於て、有朋は閣僚と共に憲法を恪守し、大權を護持し、諸君と各々其職任に從ひ、相倚り相助けて以て進取の宏謨に對へむことを期す。顧ふに政見を同くし共に國運の進張を謀る固より一時の苟合を以て目的を遂すべきに非ず、有朋不敏唯至誠邁往百難を排して同志の士と帝國唯一の進路に提携伴行するあるのみ。

諸君其れ同胞國民と共に有朋の心事を諒せられよ今や多難の局に當り、諸君の提携に依り大政輔弼の重責を全くせむと欲す、願くは諸君と共に陛下の威德に賴り其宏謨遠猷を奉じて、以て憲政の美を濟し以て帝國の光榮を中外に宣揚することを得むことを。

山縣首相は更に翌十二月一日を以て國民協會員を招宴し、協會が夙に國家主義を牢持し、多年逆境に處して惑はざりしを稱して、盛むに其の苦節を歡賞するの語を臚列し、又貴族院議員及び實業派の議員をも順次招待して其の歡心を收攬するを勉めたり。

山縣内閣は既に憲政黨と提携したり。國民協會に至ては、其の系統よりいふも、歴史よりいふも、將た其主義よりいふも、固より山縣内閣の同情者たるは言を待たず。唯だ憲政黨とは本來其の主義を異にしたるのみならず、多くの場合に於て寧ろ政敵の位地に立ちたりしも、今や山縣内閣の下に兩者相並びて政府黨たるを見る、亦以て世變を見るべし。是れより先、政府と憲政黨との交渉大に親むや、山縣首相は當時清韓漫遊を終へて歸朝したる伊藤博文に謀り、其の援助を藉て憲政黨を歡化せむとしたりしが、提携の成立の後伊藤は憲政黨員の帝國ホテル宴會に招待せられて一場の演說を爲し、先づ東洋の危機より說き起して、憲政黨の位地に言及して曰く、

……歸る途中熟ら考へて見るに、どうも此現在の内閣を組織された諸公の奮發は實に感服に堪へん。併し頗る困難の事であらうと云ふは、國家の經綸上に付て深く苦しまるゝ所もあるまいけれども、此計畫さるゝ所のものを、所謂議會なるものを通過せん爲に、それを實行することが出來ぬ。其實行が出來なければ、國家の連絡は防塞されると云ふ問題も、目前に横つて居れば、既に着手したる事業を失墜しては前申す東洋の大局——大勢に對して萬一も事不測に發した時に到底應ずることが出來ぬ位置に陷るが、此の點に付ては深く諸公に於ても憂慮さるゝことであらうと云ふことを考へて居りました。故にどうでも茲に於ては如何なる人が、君命に依て内閣を組織されやうが、それ等の人物に依て論ずる迄はないことで、どうしても國運の進行——進路と云ふものを防塞せずに進んで往かれると云ふ道を付けるが必要であるが、併し今の内閣の諸公も素より政黨を作つた連中でもなければ、又政黨員でもない。議會の通過に於ては甚だ困難とされることであらう。自分が——扨て此内閣は崩れて見て——萬もないことであるけれどもが、若しも又何とかしろと云ふが如きの　大命を奉じた時には、己れは如何之を處するかと云ふと矢張出來ないと云ふことになる。して見た時分には、假令此前の憲政黨の内閣であらうとも、此國權を左右し國權を依

托されてある所の政府なるものは、則ち國の安危を掌る所の代表者であつて見た時分には、此の國の安危を掌る所に於て、國運の進行と云ふものが實行されて往かれる方法にするより外に道はない。然らば既に一の政府が倒れて仕舞たならば、倒れる者は致方はないが、又新に出來たものは、全力を傾けて之を助けて繼續せしめて、國運の進行を計るの外はないと私は考へたのである。

……已れはどうであるかと云ふと、失敗したる所の者であるから自ら進んで如何なことをしやうなどゝ云ふ事は甚だ恥しい譯である。出來ることではない。手傳でもあるなれば、何んとかして內閣の現在の諸公に助を與ふることに致したいものだと考へて歸て來たのであります。其內大藏大臣などよりも歸て來て吳れろと云ふ、神戶迄も歸て來て吳れろと云ふの要求もありました。途中より自分も少々病氣でありました故に、主上に御猶豫を願つて、途中に滯つて居たのでありますが、歸つて來り又大磯迄歸つて居ると云ふと、山縣侯爵より段々相談もしたいと云ふやうな次第。又一昨日は西鄉侯爵が東京迄出て來て吳れと云ふ。何でも私は國家のお爲になると云ふことで御手傳であるならば決して私の一身を犧牲に供しても顧る所でありませんからお手傳を致しませう。自ら已れも疾に當て其艱難を知つて居るから、人の疾も亦實に異常な困難なことゝ考へて出て來たやうな次第であるが。此時機に於て諸君より御案內を蒙りまして、何か話しでも申せと云ふことでありまする故に、右の行掛りは一通のお話し申て置かなければならぬと思ふ。

然る所大磯に歸た當座に於て承れば、諸君と現政府との提携が成つたと云ふことを聞いて私は膝を打て喜んだ。誠に幸なることであらうが、國政の擧るやうに立法の府と行政と相待つて力を盡して往かれたならば、まだ今日に當つたならば、どうか之を救へるだらう。併しながら萬一も、此議會が又此當期に於ても互に相容れずして、或は解散と云ふか、內閣の辭職と云ふか、何れの一つにあつても阻滯さるゝやうなこ

とになつたならば、最早來年になつたならば、如何なる賢者ありと雖も、其の藥を下すの時を失はれるであらうと考へて居つたのでありますが、幸にして今日先づ諸君との提携がなつたと云ふことに付て私は深く喜ぶのである。

……諸君は最初より此戰後の經營を率先して實行をされた所の諸君であると云ふことは、尚ほ今日に至つても私は深く己れの肝に銘じて忘れざるのみならず、深く感謝する所である。然らば諸君は既に始めある、――始めある者は必ず終りなくんばあらずと考へるに依ては、幸にして今日現に政府と提携されて其實務を擧げられると云ふことに至つては、則ち是れ終りを能くする者であると云ふことを信ずるのである。願くはどうぞ諸君も此際に於ては、畢生の力を盡して以て此國運の伸張をして失墜せしむことのないやうに御盡力あらんことを。私も諸君に向つて政府の爲めに歎願をする則ち國家の爲めに嘆願をするのであります。

斯くの如き事情の下に山縣内閣と憲政黨との提携成立したりしが、憲政本黨所屬及び同志の各團體集會は、皆此の提携を以て憲政の大義に背戻すと爲し、同志記者俱樂部の如きは、山縣内閣と憲政黨との提携は、苟合偷安の擧にして、憲政の完成を阻碍するものと認む、故に吾人は速に之れを掃蕩して純然たる政黨内閣を確立せむことを期すと決議したり。獨り國民協會は、山縣内閣と憲政黨との提携に對して、現内閣が其の政策を同うするものと和協し、以て戰後の經營を完成するに勉むるは、本會の希望に適す、故に益々進で現内閣を助け、以て有終の美を成さむことを期すと決議したり。されば憲政黨と國民協會とは純然たる政府黨として議會に立つに至れり。

三八　增租問題と各派の向背

山縣内閣は既に憲政黨と提携し、又國民協會をも味方として優に議會の多數を制するの形勢を占めたりしを以て、此の勢に乘じ、地租及び酒税を主とし、之れに加ふるに所得税登録税等の改正を以てして、三十二年度に於て約三千三百八十八萬餘圓の歳入增加の計畫を立て、之れを第十三議會に提出したり。蓋し同年度經常臨時兩部の合計約二億二千六百三十四萬餘圓にして、之れに對する歳入は、經常臨時兩部合計約一億八千八百七十三萬餘圓に過ぎざるを以て、差引歳入の不足額は約三千七百六十餘萬圓なり。政府乃ち此の不足額を補塡せんが爲に、如上の增税案を立てたるに外ならざりき。顧ふに戰後經營を完成するが爲に其の財源を增税に求むるは止むを得ざるの數なりと雖も、獨り地租增徵の計畫に至ては、第二次松方内閣嘗て之れを試みて成らず、第三次伊藤内閣亦之れを試みしも成らず、而して大隈内閣は頗る歳計の窮乏に苦みたりしに拘らず、之れが補塡を地租に求めむとするの財政策を避けて、別種の計畫を立てたりき。今や山縣内閣は斷然地租增徵に依て歳入の不足を補塡するの方案を立てたれば、憲政本黨は勿論、其他の非政府派、農民團體、及び黨派に關係なき中立の士人皆群起して增税の失計を論じ、遂に地租增徵反對同盟會なるものを組織して、政府反對の大運動を開始したり。彼等は三十一年十二月十五日を以て其の大懇親會を芝紅葉館に開きたりしが、會するもの無慮二千餘人、大隈重信、谷干城、三浦梧樓等の名士之れに與かる。此の會合は非常の紛擾を以て解散せられたりしも、其の喧囂の間に辛うじて朗讀したるは左の決議なりき。

一、地租增徵に贊成する代議士に向て辭職勸告を爲すは勿論、將來斷じて總ての名譽職に推選せざること。

一、地租增徵案の採決に際し無記名投票に贊成するものは總て增徵贊成と認め、之れを天下に告白すること。

是れより先憲政黨は山縣内閣と提携したるを以て、其の增租案に對しては勢ひ之れを贊成せざるを得ず。

然れども其の黨內には平生の主張に顧み、又地方的利害の關係に於て地租增稅を非としたるもの多く、其の各支部各俱樂部は皆反對の決議を爲し、特に同黨政務調査會の如きは、全會一致を以て增租の不急を決議し、代議士總會亦此の決議を容れ、政府をして增租案を當期の議會より撤回せしめむとし、委員を選みて政府を交渉する所ありたり。彼等の計畫は、地租增徵を省くの補償として、第一葉煙草專賣の收入を增加して約十三倍とし、第二償金繰入を倍數以上に增加し、第三新たに公債を募集せむとするに在り。然れども政府は固く執りて動かず、憲政黨亦飽くまで增租を不可としたれば、山縣內閣と憲政黨との提携は此の問題によつて將に斷絶せむとするの危機に迫りたりき。是に於て其の領袖等は政府案の地租增率百分の四となるを百分の三に修正し、更に市街宅地稅率を增加し、及び葉煙草專賣の價格を引上げ、而して地價修正は政府案を贊成することゝし、之れを代議士總會に提出して其の同意を求めたるに、激論の末、三十三に對する五十一の多數を以て僅に之を通過するを得たり。而も二十餘名の增租反對者は相連署して黨議の外の立たむことを要求したれば、領袖等百方之れを慰撫し、遂に增租年限を五個年に限るの案を立てゝ之れを政府に交渉したるに、政府は之れに同意したれば、黨內の反對者も亦枉げて之れに服したり。是に於て衆議院の委員會は難なく增租案を通過し、十二月二十日の本議に於ても、百二十九に對する百六十六を以て之れを可議確立したり。

地租增徵は斯くの如くにして決定し、酒稅醬油稅郵便稅其他の增稅案も亦悉く成立したれば、政府の反對黨は全く失敗に歸したり。然れども彼等は更に三稅復舊の旗幟を樹てたり。三稅復舊とは、地租は五個年の期限到來を待たずして之れを復舊すべく、醬油稅、郵便稅の如きは天下の惡稅なれば之れを復舊せざるべからずといふもの是なり。憲政本黨は實に黨議を以て此の方針を執ることに決したり。爾來三稅復舊派は即ち政府反對者にして、政府反對黨は即ち三稅復舊派たるの有樣を呈するに至りぬ。

然れども三稅復舊は終に第十四議會に於て全く打死を遂けたり。彼等は三稅復舊案を第十四議會に提出せしは十一月二十八日なりしが、其の議事は十二月二日の日程に上りたり。憲政黨は本案を委員に附托せずして直ちに之れを否決せむとするの計ありしを以て、彼等は之を聞て大に驚き、一旦之れを撤回して更に十二月八日の議場に再び之れを提出したり。蓋し彼等は全國非增稅同盟會委員の上京を促がし、其の監視の下に反對黨と爭ひ、以て地方人民の同情を買はむと欲したるに出づ。而も反對黨の勢力頗る旺盛なりしかば、三稅復舊案は少數を以て否決せられたりき。是に於て多年の宿題たりし地租增徵問題は、全く山縣內閣に於て解決せられたり。

政府屬僚の憲政黨排斥運動併に帝國の組織

三九　政府屬僚の憲政黨排斥運動併に帝國の組織

山縣內閣が憲政黨と提携したるは、政策相一致し意氣相投じたるが故に非ず、亦勢の止むを得ざるものあるに由れり。今や多年の宿題たる地租增徵問題は解決せられて、財政計畫の基礎既に確定したれば、復た必ずしも多く憲政黨の力に待つ所なし。顧みれば憲政黨は第十三議會を無事に通過したるを以て全く自己の功に在りと爲し、動もすれば提携の報酬として官職を要求し來らむとするの狀あり。當時彼等の領袖は其の評議員會に於て黨略上暫らく獵官の要求を爲さゞるを議決したりと雖も、是れ敢て獵官を斷念したるに非ず、唯だ時機未だ到らずと爲したるが故のみ。されば政府の策士は、第十三議會閉會後竊に憲政黨疎斥の策を講じ、豫め黨人獵官の門戶を鎖ざして、彼等をして官府に侵入するの途なからしめむと企てたり、蓋し從來の規定に依れば、奏任文官及び判任文官は試驗に依りて之れを登用することゝしたるも、勅任文官に付ては何の制限をも設けざりき。是れ黨人が由て以て獵官の門と爲したる所なり。是に於て政府は文官任用令を改正し、親任式を以て叙位するもの、及び特別任用の規定を設くるものを除くの外、凡て勅任文官は、勅任文官

又は高等官三等の職に在るもの若くは在りたるもの丶中より之れを選叙することゝ爲し、從來の如き無試驗無資格者の登用を制限したり。政府は此の改正任用令を發布すると同時に、又文官分限令及び文官懲戒令をも發布したりしが、其の之れを發布したる理由書の中に左の如き一節あり。

行政官は之れを大別して三種とす。即ち大權を補弼して政策の運用に任ずる國務大臣と、法令に遵由して之れを施行する高等行政官と、上官の指揮を承り庶務に從事する判任官と是れなり。大權を補弼し、政略の參畫に任ずる大臣は、即ち專ら君主の親任に依て其の職を奉ずるものなるが故に、一定の規則に從て其の任免を議す可からずと雖も、高等行政官に至りては、時局の變遷若くは國務大臣の更迭に關して何等の影響を受くべきものに非らず。然らざれば將來屢々起るべき內閣の更迭に際し、每に行政官吏を進退するの弊を生じ、行政は爲に公正不偏の性格を失ひ、偏頗私利の具と爲るに至るべきなり。故に行政官をして不偏不黨、政略の外に立たしむるに非ざれば、行政の公正得て望むべからず。

國務大臣を除くの外、行政官たるものは任用令に依て其の職能を檢定し選任せざるべからざると同時に、又其の位地を安固にし、其過失又は非行あるの外、政局の變遷、又は事務の便宜に從つて擅まに之れを免黜すべからず。何となれば其の入るに當り、之れが檢定詮衡を審にするも、其の出だすに當りて之が位置を保證するなくむば、何を以て能く忠實勤勉にして公正堅固なるを望むを得む。故に歐洲諸國に在ては、行政官も亦司法官の如く終身官の資格を與ふるものなり。又法律と終身官たらざるも、事實上又は習慣上終身官となすものあり。是れ官吏其の人を保護するが爲に非ずして、行政の鞏固を保ち、臣民の福利を得るが爲に必要上止む能はざるものあればなり。

と。憲政黨は政府が俄に文官任用令を改正して獵官の門戶を閉鎖したるを見て怒ること太甚しく、政府が斯くの如き法令を發布するに當りて、何等の交涉を憲政黨に爲さゞるは、是れ憲政黨を侮辱するものなりと論

ずるものあり。又院外者の如きは、政府の處置は我黨に對する一種の宣戰なれば、總務委員は宜しく政府に對して絕緣を告知すべしと決議し、以て總務委員に迫りしかば、板垣、松田、星、片岡等は相携へて山縣首相を官邸に訪ひ、政府が我黨に諮らずして任用令を發布したるの不信を責め、且つ法制局長官、內閣書記官長、各省次官、參與官、內務省地方局長、警保局長、大藏省主計局長及び警視總監等は、之れを政務官として特別任用の制を取らむことを要求したり。首相百方之れを辯解したるも、遂に要領を得ずして相別れたりしが、爾來憲政黨は屢々政府と交渉を重ね、飽まで任用令の除外例を設けむことを要求したり。

然れども當時憲政黨領袖等が最も政府に惡感を抱きたるは、單に文官任用令を發布したる一事のみに原因せず。實は、政府の屬僚組が事毎に憲政黨を排斥するの手段を講じ、首相を擁して寧ろ憲政黨と提携を絕たしめむとしたるが爲なり。文官任用令の發布の如きも其の一手段たるに外ならざりしが如し。屬僚組の重もなるものとして憲政黨に指目せられたるは、內務次官松平正直、法制局長官平田東助、內閣書記官長安廣伴一郞、警視總監大浦兼武等にして、彼等は一面に於て政府と憲政黨との提携を絕たしめむと圖り、而して一面に於て竊に新政黨の成立に援助を與へつゝありき。憲政黨は彼等を以て政局の平和を攪亂するものと爲し、山縣首相に向て之れが懲罰を迫り、若し之れに應ぜずば、斷然叛旗を飜へして政府に肉薄せむとするの勢ありしかば、山縣首相は今俄かに憲政黨と絕つの不利なるを知り、止むを得ずして、旨を松平安廣等に諭し、其の官を免じたり。

是れより先、國民協會の領袖等は其の會員の一選擧毎に減少し、僅に二十餘名を保留するに過ぎざる頹勢に傾きたるを慨し、斷然之れを解散して新政黨を組織せむとするに意あり。而して憲政黨の跋扈に慊焉たる政府の屬僚組は、亦新政黨の組織に援助を與へて憲政黨を控制せむとしたりしを以て、其の組織の準備は着々と進行し、遂に三十二年七月四日國民協會を解き、翌五日新政黨の結黨式を行ひ、左の宣言と政綱とを發

表したり。

我黨は欽定の憲法を奉じ、進取の國是を執り、萬世一系天壤と共に窮り無きの國體を擁護し、皇祖皇宗建國の鴻謨を贊襄し、內は國民の福祉を增進し、外は國家の光榮を宣揚し、以て千秋經綸の業を開かんことを期し、斯に一大政黨を樹立するの急務を認め、明治三十二年七月五日をトし、天下同感の士を會し、玆に結黨の式を擧げ、其主義政綱を定む。

今や宇內の大勢一變し、列國の進取日一日よりも急に、東邦に於ける國際競爭愈々其劇烈を極め、亞細亞の形勢風雲時濟岌々乎として其危急を告ぐ。而して我帝國は此際に於て、戰後の經營を謀り、新條約を實施し、列國と對峙して、將に世界一等强國の伍伴に列し、其光榮を宣揚せんとす。是時に當り擧國一致卓勵風發、內政を整理し、外政を振作し、六合を兼ね、八紘を掩ふの皇猷を恢隆し、國家特有の元氣を發揮するにあらずんば、安ぞ能く列國競爭の間に獨立して、帝國の進運を扶植し、東邦に於ける天職を完ふすること得ん哉。然るに內を顧みれば、黨派の弊已に長じ、政權を以て紛爭の具と爲し、黨同伐異動もすれば國家の大計を忘る。而して士氣の銷沈、道德宗教風俗の敗頹、其極社會の秩序を破らんとするに至る。是れ豈忠愛國を念とする志士の拱手傍觀すべき時ならん哉。我黨の士が猛然として蹶起し、社會に率先して國論を確定し、政治敎育を振作し、風教を矯正し、以て新興國の實を擧け、國家の大事に任ぜんとする所以の者は、洵に一片憂國の至誠禁ぜんと欲して禁ずること能はざるものあればなり。嗚呼祖宗建國の規模は大に、帝國の前途は遠し。而して國家內外の形勢、前古未曾有に變局に際す。我黨は同志と共に誓て其主義政綱を實行に顯し、千載一會の大機に向て、社會一般の積弊を掃蕩し、國性を發揮し、國力を充實し、列國と對峙し、以て此大帝國の光榮を宇內に宣揚し、天壤無窮の皇運に扶翼せんことを期す。

明治三十二年七月五日　　帝國黨

政綱

(第一) 我黨は欽定憲法の旨趣を恪守し、萬世一系の國體を擁護し、以て祖宗建國の鴻謨を賛襄せんことを期す。

(第二) 我黨は軍備の充實を謀り、以て帝國の宇内に於ける位置を維持し、世界の平和を擔保せんことを期す。

(第三) 我黨は開國進取の國是を恢暢し、以て東亞の文明を扶植し、帝國の權利利益を伸張せんことを期す。

(第四) 我黨は國家經濟の基礎を鞏固にし、財政を整理し、實業を振作し、以て國力を充實せんことを期す。

(第五) 我黨は教育勅語を遵奉し、國民道德の精神を發揚し、以て風教を扶持し、文明を增進せんことを期す。

(第六) 我黨は國家社會政策を擴充し、救貧備荒の實を擧げ、勞働者を保護し、以て社會の秩序を整齊せんことを期す。

(第七) 我黨は隣佑團結の實を擧げ、地方自治の完備を謀り、以て國民自營の道を全ふせんことを期す。

(第八) 我黨は交通機關を完備し、運輸通商の道を恢擴し、以て國家事業の發達を期す。

名けて帝國黨といひたるは、帝國主義を執るの政黨たるを表示するものなり。其の黨員となれるは、舊國民協會員と新たに入りたる若干の舊官吏及び小數の實業家にして、佐々友房、齊藤修一郎、元田肇の三人之れが假設委員に選まれ、而して佐々を擧げて其の委員長としたり。佐々は當世の策士として久しく、政治界に一種の勢力を占め、曾て西郷品川等と國民協會を組織するや、實に其の參謀長として協會指導の任に當り

たりき。夙に國權論を唱へ、又政黨內閣制に反對し、最も山縣有朋流の政略を喜べり。嚮に彼れの獨逸に遊ぶや、其の議會に於ける小黨分立の形勢を見て、政黨內閣の成立を防遏するの策唯だ小黨分立の勢を驅致して多數黨の存立を妨ぐるに在りと信じたる人なり。されば國民協會を解散するに當り、大岡育造等は寧ろ憲政黨に合併するの得策なるを主張したるに拘らず、彼は之れを斥けて帝國黨の組織に全力を盡くしたりき。彼は政治家としては未製品なりき。然れども其思慮周密にして、且つ人を容るゝの雅量ありしは、更に優に一方の將たるに足れり。

四〇　政府の議會政略及び憲政黨の絕緣

政府の議會政略及び憲政黨の絕緣

山縣內閣の憲政黨を操縱するや、最も意を黨人の獵官を禁ずるに用ゐたると同時に、之れに啗はしむるに利を以て其の野性を鑿かしめむとしたり。議員歲費增額案を第十三議會に提出して遂に之れを通過せしめたるも亦其の手段の一なりき。即ち議長の歲費四千圓を五千圓に、副議長の二千圓を三千圓に、議員の八百圓を二千圓に改めたる是れなり。其の理由書にいへり、現行の議員歲費は以て其の資格を保つの資に供するに足らず。是れ本案を提出したる所以なりと。但し本案は憲政黨の發意に成り、政府に交涉して之れを提出せしめたるものなれども、山縣內閣は本案を以て憲政黨の獵官熱を緩和するに多少の效ありと爲したるに相違なく、啻に憲政黨の獵官熱を緩和するの效ありと信じたるのみならず、一般の議員を軟化するにも歲費の增額を妙なりと思惟したるや疑ふ可からず。見よ衆議院に於ける討議の結果は百二十五に對する百三十四を以て通過したるに非ずや。而して獨り歲費增額に憤激して之れを受くるを潔しとせず、慨然として歲費辭退の擧に出でたるものは唯た一人の田中正造ありしのみ。

山縣內閣は善く黨人の心を讀み、黨人の感情を了解するものなり。凡そ議員買收の盛むなる山縣內閣時代

に過ぐることなく、此の時代を極言せば、議會は恰も人間賣買の市場の如く、議員は亦恰も市價を有する動物の如き觀を呈したりき。是れ山縣內閣が巧みに黨人の弱點を議會政略に利用したる結果なり。今其の最も顯著なる事實を擧ぐれば、橫濱埋立事件の如き是れなり。元來此の事件は、政事上何等の意義を有せざるものなれども、山縣內閣嚮に第十三議會に於て地稅增徵案を通過せしむが爲に、偶〻橫濱本牧埋立を出願したる一奸商をして議員買收の任に當らしめ、其の報酬として埋立の特權を與へたる事實の暴露せらるゝに及て、此の事件は忽ち政治上の大問題となり、政府の反對黨たる憲政本黨は、遂に第十四議會の官紀振肅の上奏案と、議員瀆職法案とを提出して、一は山縣內閣の議會政略を彈劾し、一は議員の腐敗を攻擊するに至りたりき。是れより先、山縣內閣の策士等、憲政黨の領袖星亨と相謀り、頻りに議員を買收して地稅增徵案を通過せしめむと苦心したるに、橫濱本牧埋立の出願者小山田信藏なるもの竊に星亨に交涉して曰く、政府若し本牧埋立の特權を我れに與へば、我れ能く若干の議員を買收して地稅增徵案に贊成せしむべしと。星乃ち之れを善とし、政府の屬僚松平內務次官、小松原司法次官、大浦警視總監等に謀りたるに、彼等亦之れを諾したるを以て、星乃ち小山田に約するに、若し議員買收に成功して地稅增徵案を通過せしむるに於ては、必らず本牧埋立の特許を與ふべきの保證を以てせり。是に於て小山田は私費を抛つて議員買收に奔走し、遂に若干の議員を政府案に贊成せしめたりき。是に於て小山田は約束の履行を星に迫り、星は之れを政府に介し、政府は先約に從ひ本牧埋立の特許を小山田に與へたり。且つ此の事件は獨り政府の屬僚のみ之れに與かりたるに非ず、實に時の內務大臣西鄕從道亦十分之を承認したりと傳へられたりき。事實は單に是れのみ。然れども一事は萬事なり。亦以て議會政略の眞相を窺ふに足るべし。されば第十四議會に提出したる上奏案の文中にいへるあり。

曩に第十三議會に於て有朋等の地租增徵案を衆議院に出だすや、其の國論の反對せらるゝを知り、某々等

に約するに私利を以てし、纔に一時を糊塗し、以て該案の通過するを致せり。臣等初めより其の情を熟知せりと雖も、頃者に至り事跡顯著亦覆ふべからず、則ち横濱海面埋築の利を小山田信藏に專擅せしめたるは、實に内務大臣侯爵西鄕從道等が地租增徵案通過の際星亨輩と私約せし所を履踐したるに由る。と。上奏案は政府黨多數なりしが爲に否決せられたりと雖も、議員買收の事實は明白にして疑ひなかりしが如し。

然れども議員買收の行はるゝは、議員の腐敗之れを導きたるのみ。故に憲政本黨は上奏案と共に、議員瀆職法案を提出したりと雖も、亦少數を以て否決せられたりき。是れ寧ろ腐敗議員多數を占めたりし證據と爲すに足るべし。議員の投票が唯だ賄賂と報酬とを以て左右し得る時代に於ては、議員の眼中何ぞ國民の利害あらむや。されば彼等は第十四議會提出せられたる二億五千四百餘萬圓の大豫算に對して僅に軍事費に於て四十餘萬圓を削減したるのみにて之れに盲從的協贊を與へたるのみならず、其他の政府案の如きも大抵討論を用ゐずして之れを可決したりき。

然れども憲政黨の山縣内閣と提携したるは、單に金錢上の利益のみを目的としたるに非ざるは論なく、又所謂る政權の分配を得て黨勢を擴張せむとするに出ず。故に第十四議會の閉會するや、彼等は說を作して曰く、現狀は之を打破せざる可からず、政權の分配は之れを求めざる可からず、否らずむば、我黨は唯だ政府に盲從して其の手足と爲りたりとの笑を免るべからずと。是に於て總務委員等は公然政府に交涉し、黨内不平の聲頗る高く、皆局面の展開を希望し居る狀態を述べて、之れに對する政府の措置を求めたるも、政府は第十四議會を終了して得意の位地に立てるが故に、容易に彼等の希望を容れざらむとせり。是に於て彼等は斷然明白に具體的の要求を提出して曰く、

現内閣中、法律上政黨に加盟する能はざるものを除くの外、悉く我が憲政黨に加盟すべし。

若し以上の要求に應ずるを不可とせば、我黨員若干名を入閣せしむべし。

山縣首相亦斷然明白に答へて曰く、

閣員入黨の件は各自の意思に存し、余一人を以て之れを即斷する能はず。

貴黨員入閣の件は事、天皇の大權に屬するを以て、閣臣の之れを豫約すべき限りに非ず。

斯く答へて、首相は更に辭職の意あるを語りたり。總務委員は此の意外の報を聞きて以爲らく、將に瓦解せむとする政府に對し政權を要求するも何の益あらむと。是に於て斷然政府との交涉を止め、又將來の提携を絶つ旨を言明して退きたり。

初め憲政黨が政府と政權分配に關する交涉を開始するや、政府は突然各省官制通則中に改正を加へ、且つ文官特別信用に關する勅命を公布したるが、其の官制に依れば、各省次官及び參與官を廢し、更に總務長官及び官房長を置き、從來次官の掌りたる職務を分割し、專ら機密に屬する事項を官房長の管掌に移し、其他の行政事項を總務長官の權內に置くことゝせり。即ち總務長官は事務次官にして官房長は政務次官と謂ふべく、而して總務長官は文官任用令に依り一定の資格あるものより之れを採り、官房長及び內閣書記官は文官任用令に依らず、大臣をして自由に其の信ずる所の人物を擧ぐることを得せしめ、大臣と進退を倶にせしむるの制を定めたり。是れ恰も憲政黨の希望と合するものなり。然れども改正官制實施の結果、官房長は概ね總務長官之れを兼ね、終に憲政黨員にして一人も登庸せらるるものあるを見ざりしは、政府の黨人を愚弄するも亦甚しと謂ふべし。

山縣內閣は斯くの如く憲政黨を愚弄し、復た其の反覆を顧念せざるの概あるに拘らず、首相は何故に此際辭職の意を決したるやといふに、是れ蓋し當時在野の元老伊藤井上の二人が局外に在りて頻りに山縣內閣の財政計畫を非難し、且つ動もすれば之れに容喙せむとするの態度ありしを不快としたるに原因したるものゝ

如し。然れども時方に團匪の亂起りて北清の警報櫛の齒を引く如く到りしかば、主上深く宸襟を惱ませられ、旨を山縣に諭し、現職に當りて國務を措畫すべきを命じ給ふ。是に於て山縣感泣、一旦辭意を飜へしたるも、其後伊藤博文が政友會を組織するに及で、終に斷然骸骨を乞ふて野に下れり。事は後章に明かなり。

四一　伊藤の新運動

伊藤の新運動

侯爵伊藤博文は明治三十一年六月二十五日首相の印綬を解て大隈板垣二人を後任に推薦し、飄然とし清韓兩國に出遊したりしが、其の日本に歸へりたる時は、大隈内閣既に瓦解して山縣内閣の成立し居たるを見たりき。彼は從來の關係上、間接直接と山縣内閣に助力を與ふるの避け難きものありしも、是れと同時に、彼は其胸中に畫がき居たる理想を行はむが爲めに、徐ろに新運動に着手したりき。新運動は何ぞや、辭職以前に一たび計畫して失敗したる政黨組織を再び實現せむとすること是れなり。

されば彼は清韓より歸朝したる後、屢々内地を漫遊して諸種の會合に出席し、又各地の歡迎會に臨みて、政黨に關する自家の懷抱を述べ、既成政黨の弊害と、其の之れを改良せざるべからざる理由を論じて、暗に模範政黨を組織せむとするの志あることを示したりき。蓋し彼は曾て超然主義を以て議會を操縱せむとしたることありしも、初期議會以來の經驗によりて、彼れの思想は大なる變化を爲したりき。彼は嘗に政黨を無視するの誤謬を悟りしのみならず、政黨内閣すらも之れを是認せむとするに至れり。彼は長野(三十二年四月十二日)に於て演説して曰く、

政黨と云ふものは如何なるものであるかといふに、政黨は政治上に就て意見を異にするものである、歐羅巴の學者が口を酸くなる程言ひ盡くして居るが人類なるものは政治的の動物であると云ふのである其皆ちや、社會を組織して一家團欒の如くやつて居り政治に依つて支配され、政治に依つて生命も保護され、財

産も保護さるゝならば彼の羊や或は牛馬が群を爲して行くのとは違ふのである、此が即ち人の人たる所は萬物の靈と云ふが如く彼の獸畜と大いに異るものであつて、而して、此社會團體を組織して以て一國を成し――一家を成し一村を成して遂には國家を組織するのであるが、此國家を組織すると云ふことに於ては頗る高尙な思想を有つて居る動物であると云ふことは論を待たぬ、況して之を政治的の動物と彼等は言つて居る位のことである、然らば其一國政治の利害得失、法律或は經濟と云ふやうな事に就て、若しくは又一國と他國の交渉の起つたと云ふやうな時には無論此政見の異同力の起るのは當然である、此政黨なるものを如何なる意味に解するかと云へば今の日本に於ては餘り重きを措き過ぎて間違つて居る、政黨と云ふものは政見の異同と云ふことに過ぎないのである、(ヒヤ〳〵)吾輩の目から見た時には政黨を嫌ふ者も矢張り一黨派と見て居る、試みに政治の意見は政黨以外の日本國民にはないと言へるであらうか決して其樣なことは言へまい、故に吾輩は今の政黨が見て居るが如くに政黨は重いものではないと思ふ、唯々意見の異同と解釋をすれば宜しいのである、けれども動もすると從來此政黨などに實驗のない日本であるからどうも日本の政黨は甚だお氣の毒であるけれども私の目から見た時分にはどうも源平の爭をするか或は新田、足利の爭をするが如くに兎角見えて居る是れ大いなる間違ひである、政權爭奪の上のみに着眼して居るのは如何なる譯であるか決して然樣な譯のものではないのである、唯々經濟的に於て斯うしなくちやならぬなどゝ云ふことは議會と云ふものがある以上は之に向つて人民の意思を表するのは當然である、又縱し政黨の力に依り君主に用るられて政府なるものを受持つた時にはどうである、唯々自分が平生唱ふる所の所論を實行すると云ふに過ぎぬのである、而して其所論なるものが抑々如何なるものかと云へば日本國民全體の上に其れが行はるゝのであつて己れの黨派の爲めに行はるゝと云ふ次第ではない、(ヒヤ〳〵)政治はドンナ事をして行つても一國民人民の上に猶ほ春雨の霑ふが如くに行はれなければならぬのである、

（喝采）若し一黨派が政權を取つた時に自黨の爲めに利益すると云ふやうな政治を行ふことになつたら政黨なるものは滅却してしまつて最早や政治と云ふことは出來ぬのである、（喝采）往々にして斯の如きの誤解がありはせんかと云ふことを甚だ憂慮に堪へぬのである、それで右の如くであつて見れば政黨の樹立は勿論已むべからざるものであるから、政黨なるものは遂に起らざるを得ぬとまで私は斷言することを憚らぬのである、如何んとなれば人民が政見を異にする以上は其の仲間が合同して居らぬと云ふと甚だ不便である一人々々に就て其の政見を聞くなど〻云ふ迂遠な事が出來る譯のものではない、合同して居れば彼等の政見は如何なるものであると云ふことを直ちに見ることが出來る、從つて又其れに反對する政黨も自から樹つでありませう、それで又今の世の官吏などが如何なることを言つて居るのかと云ふと政黨の人が用ゐられて內閣を造つて居るのではないかそれで居ながら政黨に在る者は官吏になつてはならぬと言ふて居る、是れ大いなる誤解である、（ヒヤ〳〵）さう云ふ議論をする時になると　天皇の大權は束縛せらること になる、制限せらる〻ことになるのである。

天皇は如何なる人を御用ゐなさるも自由の大權を持つて居玉ふのである、（ヒヤ〳〵）若し　天皇に用ゐられずして賴朝が鎌倉に覇府を開いたが如くに王權を奪ふと云ふやうなことがあつたならば其れは叛逆の政黨と言はなければならぬ（喝采）決してさうではないのである、天皇の御聖鑒に依つて今の時に當つて政治を行ふには此者が宜しいと言つて御用ゐなさる〻ならば何の妨げがある、加之一體國民の憲法に依つて與へられたる權利なるものは如何、日本臣民は憲法に依て示されたる各種の權利を有すると共に日本の臣民は日本の官吏となる權利を持つて居る、（喝采）但し官吏となることを得ると言つても官吏となるべきものは各々其官吏の階級に依て其資格を備へなければならぬのは論を待たぬのである。云々。

彼は黨派を云て政權爭奪の利器と爲すことには無論反對なれども、天皇は如何なる人に內閣を命ずるも、其

の自由の大權に屬するが故に、彼は黨人を採用すると否とは唯だ聖鑑の如何に存すと斷言したり。唯だ彼は一面に於て既成政黨が政黨としての眞の作用を盡さゞるを認めたれば、一面に於ては憲法政治と適合すべき政黨の存在を必要としたりき。故に彼は大分縣中津町歡迎會の（三十二年五月十七日）演說に於て、政黨改良に論及して曰く、

所謂る政黨の改良とは如何なることを目的として言ふかといへば、行政部と立法部とが常に衝突して居れば、國務の擧行に甚だ不便である。故に此の不便を避けるといふのが其の第一の目的でありますが、從つて政黨其もの丶改良も亦必要である。今の政黨の有樣を以て見ると政黨の働きが立法上に於て二種の働きを爲すやうになつて居る、是れは他國に於ても餘り其例を見ざる所である、乃ち我國に於ては議會に於て主要なる問題を議して而して此立法部として與へられたる所の權能の働を爲すのが必要であるにも拘はらず。

黨派なるものが各々其事務所を置て先づ其の問題を別に討議すると云ふ如きの有樣である、此の如にして別に黨議なるものを定めて置いて議會に臨むならば議會に於て其利否得失を辯論する必要は見ん位な話である、恰も現今の狀態は二重議會を造つてゐるやうなことになつて居る、此等のことは追々人にも話して居る所であるがどうか止めて貰ひたいと考へる。

それから又黨派の統一と云ふことが頗る必要なものである、此黨派の統一と云ふことは固より今日一朝にして望むべきことではないか知らぬが、黨派なるものは其戴く所の首領に信を措いて、一黨の進退を首領の技能技倆に任せなければならぬのである、若し然らずして黨派の各人が首領を掣肘すると云ふやうなことであつたならば迚も其主義が行はる丶ものではない之に就て一例をお話し申せば彼の英國のエドモンド、ボルクと云ふ人が其選擧區に向つて發した所の有名な書簡がある、其書簡にどう云ふことが書いてあ

るかと云ふと、各地選擧區の人民は其選出する議員を見ること恰も靴屋に靴を注文するやうに思はなくてはならぬ、靴の注文を受けて其注文したる人の足に適合するやうに拵へるのが靴屋の技能である、それを靴を注文したる人が靴屋の肘を引張つてさう造つてはいかぬ、斯造つてはいかぬと言つて世話を燒くやうなことであつたならば到底靴屋は其人の足に合ふ靴を拵上げることは出來ない、選擧區民と代議士との關係も亦た斯の如くであつて選擧區民が其信用する所の代議士を選ぶと云ふまでは選擧區と代議士との關係であるが既に信用して選出したる以上は尚ほ其代議士の行爲に向つて喙を入れ之を掣肘するやうなことでは到底其代議士が仕事をすることは出來ぬ、故に其人を信用して其人の技倆に任せるより外はない。と書いてあつたと云ふことである又近代に於て有名なる英國のヂスレリーと云ふ人がいつた言葉にも、一黨派の首領は其黨派の主義に忠實ならざるべからざると同時に黨員に又絶對的に其首領の命令に服從しなければならぬ、と云ふてある。黨派なるものは實に斯くの如くならざるを得ぬのである、而して若し其首領が十分信ずるに足らざるものであるならば之を首領として戴かず、他の人を以て之に代ゆると云ふのは自然の結果である、然るに今の黨派の情勢を見るとどうも其處に往つて居ないやうである、之が其處に往つて居ない間は或る政黨を以て內閣を組織すると云ふやうな議論があつて見た所が到底行はれぬ話である、且つ政府なるものは所謂言議の府でなく、政治擧行の府である、立法部に至つては卽ち言議の府である、衆論を以て事を決するの府である、之を會社に喩ふれば株主が、會社の事業の結果及將來の計畫等を議論すると云ふのは所謂立法の側であつて、其決定したる所に依つて事を擧行すると云ふ役員の務は卽ち行政の側に屬するのである、故に會社の事業の擧行は之を會社の役員に委託しなければならぬ、從て又會社の役員とすべきものは商業を營む所の會社ならば、商業に通じた者を選んで以て其事業を委託しなければならぬのである、斯の如くにして委託せられたものには自ら手段方法の胸中に存するものがあるから、常に此れ

はどうする此れは斯うする積りであると云ふ考もある、それを傍から一々掣肘をされたならば決して一會社の事業と云ふものは成立つ次第ではない、政府の行政の仕事と云ふものも此れと稍々似たるものである、故に今日の如く黨派の各人が集つて行政上の種々な注文をして居る間は迚も政黨を以て内閣を組織しやうなどゝ云ふことは思ひも寄らぬ次第である、私は特に政黨内閣を希望するものでもなく又政黨内閣を妨げるものでもない、政黨内閣となるならざるの點に就ては憲法上別に自己の解釋を持つて居るのであるが、併し斯の如きの情勢で木に緣つて魚を求むるやうなことを言つた所が到底其目的の達せられるものではない、此等は最も政黨改良を要する點であつて政黨なるものは何處までも規律的に成立しなければならぬのである、又苟も政黨を以て内閣を造らうと云ふならば其政黨の首領は卽ち國家の事務を負擔して其重任を全うし得るだけに黨派の統一の出來るものでなければならぬ、此等のことは黨派を率ゆる連中が能く其改良を謀つて以て黨派の人も其觀念になるやうにしなければならぬ、今の儘で置くと政府と立法部と始終衝突を起すのみである。又一方に於て考ふべきことは地方の自治と云ふことである、此府縣の事務など云ふものは政憲の議論すべき所ではない、政憲は中央政治の可否得失を議論すべきものである、然るに中央の政爭を地方の自治の上に及ぼして以て地方の感情を亂ると云ふ弊害が今日はあるのである、自治の區域内に於ては一町村或は一郡の上の利益を謀つて行くのであるから、中央政府の問題と相關聯する必要はないのである、然るを今日の如くにして地方の感情を破り嫉視反目すると云ふやうなことが一町村なり一郡なり又は一縣内なりに起ると云ふやうなことは甚だ不幸なりと言はなければならぬ、一國の政治の上に於ては勿論政爭の起るのも已むを得ざることである、黨派なるものは憲法政治の下に於ては如何に嫌つても起らざるを得ぬものであるから、決して其存立を妨げるの必要もなく又之を存立せしめざるを得ぬことであるが之を存立せしむる以上は十分に之を改良しなければ國家の實務に適應せざるが故に私は黨派の改

良を望みて已まざる次第である、此の如き譯であるから地方の事などは黨派論の餘り深く這入らぬやうにして成るべく親睦して行くのが地方の幸福を謀る上に於て必要であらうと考へる、否らざれば黨派の嫉視反目よりして平素懇親なるものゝ交際をも害する様なことになるのみならず遂には中央の議會に於て多數を占めた黨派が自分の田に水を引いて都合の好いことばかり行つていくと云ふやうなことになつて、此れが失敗した時に當つては其損害を地方にまで波及して反對黨から復讐をされぬと云ふやうになる斯くして復讐的の黨派政治が日本に起つたならば人民は手足を措くに所なしと云ふの有様に陷りはせんかと、甚だ懸念をする次第である、我國の議會をして昔封建時代に行はれた竹矢來を結いた讐討場の如くされては溜らぬのである（大笑）而して又政治とは如何なるものであるかと云ふと縱令政黨政治の行はるゝ國の觀念にしても政權を把るまでの間には相爭ふのでありますが、既に政治の區域に這入つた以上は公平ならざるを得ぬと云ふ考は定まつて居るのである、民に臨み政を行ふに當つて自分の政黨に利益となる政治を行ふと云ふことになれば反對に立つ所の者は始終不幸を蒙らなければならぬ、故に政治は決して此の如きの不公平を許さぬ、如何なる人が政府に立つても如何なる黨派が政權を把つても政治となつた以上は眼中黨派を措かず公平に事を行ひ民を見るに自黨他黨の區別をせず唯た民の事業民の生活、國家の利害如何と云ふことを見るのみでなければならぬ、云々。

要するに彼れの政黨改良案は第一、政黨は政權爭奪を目的としたる無益の軋轢を禁遏せざるべからず、第二黨議を以て議會の權能を左右すべからず、第三首領を信任して其の指揮に服從せざる可からず、第四立法行政兩部の權域を守つて互ひに相侵犯せざることに注意せざる可からず、第五紀律を嚴肅にして其の行動を統一せざる可からず、第六中央の政爭を地方自治に及ぼす可からず第七一旦當局者となるの場合に於ては、勉めて政治を公平に行ふを念とすべく決して自黨のみに利益ある政略を施すべからずといふに在り。

彼は如上の意見によりて手を模範政黨の組織に著手せむとしたり。是れ實に彼の政治的生涯を一變せむとするの新運動なり。

立憲政友會の創立

四二　立憲政友會の創立

此時に當り、憲政黨は政權分配の要求容れられざるに失望し、失望の餘り終に山縣内閣と絶縁したりしが尋て山縣首相が辭表を提出したるを聞きて窃に以爲らく山縣内閣にして倒れむか、之れに代つて立つものは必らず伊藤内閣なるべしと。是に於てか彼等は伊藤博文が各地に遊說して政黨改良の必要を論じ、自ら模範政黨を組織せむとするの色あるを見て奇貨措くべしと爲し、山縣内閣と絶縁したる卽日を以て、總務委員等大磯に伊藤を訪ひ、口を極めて入黨を懇請せり。彼等は曰く、聲望識見あり兼ねて政治上の閱歷に富めること伊藤侯の如きを總理に得て、其の指導節制を受け、以て憲法政治の完成を期せむとすと。然れども此の日の會見に於ては、彼等は未だ伊藤より明白なる承諾を得ずして歸京したりしが、爾來伊藤と憲政黨との交涉は間斷なく進行したりき憲政黨が伊藤の入黨を求むるや斯くの如く切なりと雖も、彼は歷史も情實もある既成政黨に入りて、自家の自由手腕を拘束せらるゝを好まざりしのみならず第一二三の人を除くの外、憲政黨の全部は殆ど舊自由黨員にして、其の外部に政敵頗る多く廣く國民要素を收容するには、憲政の現狀維持を不便とするの事情等あり。第二憲政黨は當時局面展開と稱して山縣内閣と提携を絶ちたるを以て、若し伊藤にして此の際憲政黨に入りて之れを指導するに至らば是れ恰も山縣内閣に反對するの態度を示すに同じく、伊藤の立場としては甚だ面白からず。第三憲政黨たとひ自ら進で伊藤推戴の誠意を表するも、彼れの氣性として他の爲めに擔がるゝは其の決して喜ばざる所なり。第一憲政黨の綱領及び組織は總て彼の理想と合致せず。本來彼は模範政黨を作らむとするの企圖を有したりしが故に、既成政黨に入りて之れを改造するは、寧

ろ自家の考案に基きて新政黨を創立するに如かず。されば七月八日憲政黨總務委員打ち揃ふて彼を大磯滄浪閣に訪問し、重ねて彼が憲政黨に入りて統率の任に當らむことを請ふや、彼は其の厚意を謝して、徐ろに語りて曰く、諸君が憲政黨の名を以て余の之れを統率する位地に就かむことを求むるは余に於ては甚だ光榮とする所なり。然れども今日余が名を憲政黨に列して其の首領たらむことは、國民の各階級を網羅して政黨の基礎を固くし、紀綱を振肅し、責守を嚴明にして之れをして憲政の運用に對する眞正の機關たらしめむとする諸君の希望を完くするに便ならず。余不敏なれども亦聊か報效を他日に期す。而して政黨改造の必要を感ずるに於ても諸君と略々其の所見を均くするを喜ぶ。將來國家文明の政治を以て立憲の美果を收むるが爲に。余は之れに關する愚見を公にするの日あるべし。余は其の機會に於て諸君と相謀り、以て同一の軌轍に出づるを得ば、獨り余の幸のみに非るなりと。是に於て總務委員等は彼れの意を領して退き、同九日評議員會及び代議士總會を開きて會見の顛末を報告したるに今や憲政黨は唯だ伊藤の命のまゝに從はむとするに一致したれば、何人も此の報告に對して不滿足を表するものなかりき。

斯くて伊藤の新政黨組織は、着々として進行し、將に立憲政友會の名を以て其の綱領を天下に發表せむとするの期も迫りしかば、憲政黨は終に解黨の決議を爲し、其の全黨員を舉げて之れを伊藤に獻上し、以て其の忠實なる服從者たるべきことを誓へたり。解黨の宣言に曰く、我黨の多年の辛苦經營は、立憲政體の完成を期するに在り。憲政の施設既に十年の久しきを經て、其の效果の著るしきものありと雖も、未だ以て完成と謂ふべからず。是れ其の憲政運用の基礎たる政黨の未だ完全ならざるに由ればなり。我黨夙に之を憂へて大に盡瘁する所あり、今や時運に際會し、伊藤侯と相謀り、更に立憲政友會を組織し以て憲政の完成を致さむことを期すと斯くの如くにして憲政黨も解黨したるを以て、伊藤は左の十二人を指名し創立委員と爲し八月二十九日其の創立事務を設けり。

侯爵 西園寺公望　　子爵 渡邊國武
男爵 金子堅太郎　　男爵 末松謙澄
男爵 本多政以　　都築馨六
渡邊洪基　　大岡育造
星亨　　松田正久
原敬　　尾崎行雄

而して渡邊國武は創立委員長たりき。顧ふに十二人の委員中、舊憲政黨より出でたるもの僅かに四人にして、其他は彼れの直參派若くは新附の輩のみ。舊憲政黨員に在ては多少意外の感ありしに似たるも、是れ彼れが成るべく多方面より各階級の代表者を收攬せむが爲に、特に舊憲政黨員の有する投票權を削減したるに外ならず。此等の創立委員中、始めて其の名を政治界に知られたるは男爵本多政以なりき。彼は前田家の舊家老にして、維新前は五萬石を領したる加賀の名族なりき。曾て政治運動に關係したることなかりしも、伊藤が先年加越地方を遊說したるに際し、始めて相見て其人となりに敬服し、遍に熱心なる伊藤崇拜家となり、終に伊藤の勸誘に應じて政友會創立委員の一人となりき。次に世人の注目を惹きたるは、尾崎行雄が進步黨を脫して政友會に走りしことなりき。蓋し彼れが十數年利害を共にしたる多くの政友に別れて、一人の知己もなき政友會に投じたる如きは、頗る危險の行動なりと一般に認められたりしも、彼れは大隈よりも伊藤に賴るを以て自家の榮達を圖るに便なりと信じたるものゝ如し。

兎に角政友會は、政黨改造の目的によりて創立せられたるものなれば、其の宣言は、一に既成政黨の弊害を指摘して、會員に戒しめたるに非るなく、其の趣意書の如きも、恰も政府が、屬僚に與ふる訓示に類し、頗る嚴肅にして、且つ命令的なりき。宣書は卽ち左の如し。

帝國憲法の施行既に十年を經て、其の効果見るべきものありと雖、輿論を指導して、善く國政の進行に貢せしむるに至りては、其の道未だ全く備らざるものあり。卽ち各黨の言動、或は憲法の既に定めたる原則と相扞格するの病に陷り、或は國務を以て黨派の私に殉ずるの弊を致し、或は宇內の大勢に對する維新の宏謨を相容れざるの陋を形し、外帝國の光輝を揚げ、內國民の倚信を繫ぐに於て、多く遺憾あるを免れざるは、博文の久しく以て憂とした所なり。今や同志を集合し、其の遵行する所の趣旨を以て、世に質すに方り聊か黨派の行動に對して、予が希望を披陳すべし。抑々閣臣の任免は、憲法上の大權に屬し、其の簡拔擇用、或は政黨員よりし、或は黨外の士を以てす、皆元首の自由意志に存す。而して其の已に擧げられた輔弼の職に就き、獻替の政事を行ふや、黨員政友と雖も、決して外より之に容喙するを許さず、苟も此の本義を明にせざる乎、或は政機の運用を誤り、或は權力の爭奪に流れ、其の害言ふべからざるものあらむとす。予は同志を集むるに於て、全く此の弊害の外に超立せんことを期す。

凡そ政黨の國家に對するや、其全力を擧げ、一意公に報ずるを以て任とせざるべからず。凡そ行政を刷振して、以て國運の隆興に伴はしめむとせば、一定の資格を設け、黨の內外を問ふことなく、博く適當の學識經驗を備ふる人才を收めざるべからず。黨員たるの故を以て、地位を與ふるに能否を論ぜざるが如きは、斷じて戒めざるべからず。地方若くは團體利害の問題に至りては、亦一に公益を以て準と爲し、緩急を按して之が施設を決せざるべからず。或は鄕黨の情實に泥み、或は營業の請託を受け、與ふるに黨援を以てするが如きは、亦斷じて不可なり。予は同志と共に、此の如き陋套を一洗せむことを希ふ。

政黨にして國民の指導たらむと欲せば、先づ自ら戒飭して其の紀律を明にし、其の秩序を整へ、專ら奉公の誠を以て事に從はざるべからず。博文竊に自ら揣らず、同志と立憲政友會を設け、以て黨派の宿弊を革めむことを企つるもの、區々の心、聊か帝國憲政の將來に稗補して、報效を萬一に希圖せむとするに外な

らず、茲に會の趣旨とする要領を具し、以て天下同感の士に問ふ。

明治三十年八月二十五日

侯爵　伊藤　博　文

其の之れを發表するに伊藤博文の單名を署して何人をも副署するを許さゞりしは、是れ彼れの最も意を致したる所にして、其の理由は次の二點に歸着すべし。曰く立憲政友會は伊藤の獨り創立したるものにして、之れが存廢を決するは伊藤の自由意志なり。曰く宣言及び趣意書は亦彼れの單意に成りしものにて、之れを修正變更するは彼れの獨裁たるべく、何人も之れに容喙するを許さずと。されば其の會則に於ても總務委員及び幹事長の選任より、大會、總會等の召集まで一切總裁の權能に屬することゝなし、而して總裁は超然として會則の上に立てり。則ち政友會に在ては、總裁は其の主體にして其の機關に非らざること、猶ほ專制に君臨せる元首の如し、其の權能は絶對無限なり。換言せば伊藤有つて始めて政友會あり政友會有つて而る後總裁あるに非ざるなり。而して所謂る趣旨書なるものを見るに、亦伊藤の內治外交に對する政見を抽象的に說述したるに外ならず。曰く、

余等同志茲に相謀りて、立憲政友會を設け、忠誠以て　皇室に奉じ、國家に對する臣民の分義を盡さむと欲す。其の趣旨とする所の要領左の如し。

一、余等同志は憲法を恪守し、其の條章に循由して、統治權の施用を完からしめ、以て國家の要務を擧げ、以て各箇の權利自由を保全せむことを期す。

二、余等同志は維新中興の宏謨を遵奉し、之を翼賛して以て國運を進め、文明を扶植することを勉むべし。

三、余等同志は行政の機能を充全にして、其公正を保たむことを望み、選叙を精にし、繁縟を省き、責守

を明にし、紀律を正し、處務を敏活にし、時運の進步と相伴はしめむことを努むべし。

四、余等同志は外交を重じ、友邦の誼を厚くし、文明の政以て遠人を倚安せしめ、法治國の名實を全からしめむことを務むべし。

五、余等同志の中外の形勢に應じて、國防を完實することを必要とし、常に國力の發達と相伴行して、國權國利の防護を完全ならしめむことを望む。

六、余等同志は教育を振作し、國民の品性を陶冶し、公私各國家に對する負擔を分つに堪ふの懿德良能を發達せしめ、以て國礎を牢くせむことを希ふ。

七、余等同志は農商百工を奬め、航海貿易を盛にし、交通の便利を增し、國家をして經濟上生存の基礎を鞏からしめむことを欲す。

八、余等同志は地方自治をして隣保團結の實あらしめ、其の社會上及經濟上の協同を完全ならしむことを圖るべし。

九、余等同志に國家に對する政黨の責任を重じ、專ら公益を目的として行動し、常に自ら戒飭して、宿弊を襲ふことなきを勗むべし。

旣にして創立の準備も整ひたれば、九月十五日を以て發會式を擧げ、總裁伊藤博文は一場の訓諭的演説を爲したり。彼は先づ政治の極めて困難にして、之れに處するの責任頗る重大なるを述べ、至尊大權の發動たる參政權を與へられたる今日に在りては、政黨たるものは宜しく國家の目的に適合するの動作に出づべきを論して山縣內閣に對する態度に言及して曰く、政治の得失は卽ち國家の得失なるを以て、たとひ反對者局に當るも、勉めて其れをして失敗ならしむるを望まざるを得ず。故に余は山縣內閣に對しても、成るべく之れを援助して其れを成功せしめむことを期すと。蓋し伊藤山縣の兩人は政黨に關して全く其の所見を異にし、

曾て伊藤が政黨組織を提議したるに際し、山縣は痛く之れに反對し、尋て伊藤が內閣を大隈板垣等の黨人に引渡したるに及び、伊藤山縣の間を隔離する一大鴻溝を築くに至れり。而して今や伊藤は山縣內閣と絕緣したる憲政黨を基礎として政友會を組織したるを見るに於て、山縣の心中豈快然たるを得べけむや。是れ固より伊藤の熟知する所なりと雖も、當時伊藤は大局の上より考へて直に山縣と戰端を啓くを不利としたるを以て、勉めて山縣の感情を融和せむとしたりき。是れ其の演說に於て、先づ山縣內閣を援助するの意思を表明したる所以なり。されば彼は政友會の發會式を結了すると同時に、山縣等の諸元老に告ぐるに政黨組織の成れるを以てし、且つ自ら之れを組織したるの止むべからざる理由を開陳して諸元老の內意を探りたり。而して諸元老中獨り政友會創立に同情を表したるものは唯だ伯爵井上馨あるのみ。

是れより先、伊藤は各種の要素を政友會に收容せむとして、先づ貴族院の研究會員に交涉したるに、彼等は政友會の宣言綱領には贊成なれども、研究會の會則は會員をして他の團體に加はるを禁ずるとの口實に依て入會を謝絕したりき。次に彼は實業社會の高級なるを網羅せむとして、竊に東京大阪の銀行家商工家に交涉したるも、亦豫期の如き效果を收むる能はざりき。是の時に當り井上馨は伊藤の政友會創立に贊成し、其の常に親近せる府下の實業家を三井有樂會に集め、自ら伊藤の代辯人となりて政友會に入會せむことを慫慂したるも、多數の實業家は申合せたる如くに其の入會を避けたりき。又た井上にして他人に入會を勸告せむとせば、先づ自身之れに入會すべきを順序なるに、政友會員の名簿中に彼れ自身の名を記入せずして、反つて他人の之れに記名せむことを求めたるは、世人の頗る怪む所なりき。

四三　內閣更迭及政友會の紛擾

山縣首相は嚮に既に一旦辭表を捧げたりしも、偶々團匪の事變起りて、國際問題方に多難複雜を極め、爲

めに一日も政務の曠廢を許さゞるものありしを以て、偏へに聖旨を奉じて辭表を撤回したりと雖も、列國聯合軍の北京を占領するに至て、事局も一段落を告げたるのみならず、伊藤新たに政友會を創立して之れが總裁と爲り、隱然一敵國を成すの觀ありしかば、遂に九月二十六日再び辭表を捧げて椿山莊に閉居し、翌二十七日には、陸海軍及び外務の三大臣を除くの外悉く辭職したり。是に於て後繼の大命は伊藤に降りたりと雖も、當時山縣の辭職頗る唐突に出でたる故を以て、伊藤の胸中には未だ新内閣組織の準備整はざるあり、且つ其の辭職は伊藤に對する反感を暗示するに似たるものありしを以て、彼は窃に心に安むぜざる所あり躊躇逡巡して輙すく起るの色なかりしかば、諸元老は此の間に斡旋して新内閣の組織を助け、特に井上馨の如きは例の大肌を抜ぎて奔走盡力到らざる所なく、遂に諸元老が成るべく新内閣の後援となり、其の施設を妨げざることを條件として、伊藤をして大命を奉ぜしむるを得たりしものゝ如し。

斯くて伊藤は新内閣を組織するの意を決したりと雖も、是れと同時に政友會の内部に一紛擾を生じ、爲めに少なからず内閣組織の進行を遲滯したり。一紛擾とは子爵渡邊國武の心機一轉事件なり。是れより先、渡邊は政友會創立以前より伊藤の政黨組織に參加し、既に其の創立するに及びては、創立委員長の要地を占め、殆ど政友會の副總裁たる位置に在りしを以て、彼は窃に新内閣の大藏大臣たらむことを期したりき。然るに彼は新内閣組織の間際に至て、不意に政友會を脱會することを伊藤に申出て、剩へ天下に向て伊藤の無能を鳴らし、今後は絶對的反對の態度を執るべしと揚言し、井上馨金子堅太郎等之れが調停を試みたるも、彼は頭を揮つて之れを肯むぜず、其の言動稍々不穩に渉るものありき。道路傳ふる所に依れば、初め松方正義は伊藤に向て渡邊を大藏大臣の器に非ずと爲し、此の椅子は斷じて彼れが如きものに與ふべからずと說きて伊藤も亦之れに動かされて井上馨を大藏大臣たらしめむとしたり。是れ渡邊の激怒を買ひたる所以なりと。而も彼は數日を隔て俄かに初志を飜へし、自ら伊藤を訪ふて輕擧の罪を謝し、依然政友會に當らむこと

とを告げ、而して彼は其の反覆の理由を明言せず、唯だ郊外に散策して心機一轉したりといふのみ。但し是れと相前後して、井上馨が突然京地を去つて其の跡を晦らましたるを見れば、渡邊の心機一轉は、其の由來する所を察するに足る。伊藤の雅量深く其の反覆の行爲を咎めざりしと雖も、總務委員等は渡邊の輕擧を以て政友會の信用と伊藤總裁の威嚴を傷けたりと爲し、總裁をして彼れに脫會を諭さしむるを至當と爲し、乃ち之れを伊藤に謀りたり。伊藤は此の問題を以て、自己と渡邊との間に起れる一私事と爲し、力めて總務委員等の激昂を制したけれども、彼等は之れに服せずして直ちに渡邊に迫り、其の自ら政友會を脫せむことを勸告したり。然れども渡邊は頑强に之れを拒して應ぜざりしかば、總務委員等の激昂益々太甚しく、終に本件の顚末を詳記したる報告書を作り、之れを地方の會員に告示するの手段を執り、其の書中に於て、盛むに渡邊の罪過を數へ、彼れの言動を稱して狂亂に等しと斷言したり。是に於て伊藤は總務委員を悉く解任し、新たに總務委員を指名したりしが、其の新任總務委員中には渡邊國武の名を見ざりき。是れ渡邊を政友會の幹部より除きて他の總務委員を慰むるの一手段たるのみ。

斯くの如くにして渡邊の喜劇事件は其の幕を閉ぢたると共に、新內閣は左の役割を以て成立したり。

內閣總理大臣	正二位大勳位侯爵	伊藤博文
大藏大臣	正三位勳二等子爵	渡邊國武
內務大臣	正三位勳三等男爵	金子堅太郎
文部大臣	正三位	松田正久
農商務大臣	正三位	林有造
外務大臣	正四位勳二等	加藤高明
遞信大臣	從四位勳三等	星亨

渡邊國武は遂に大藏大臣の椅子を得たり。而して陛下の新內閣に傳へられたる聖旨に曰く、

國家內外多事の際、深く宸襟を惱ませらる。國務大臣は協同一致して其の重任を完うし、宸襟を安むじ奉るべき旨詔らせ給ふに依り、玆に謹で聖旨を傳ふ。

と。然れども政友會は既に其の出發點に於て斯くの如き紛擾を釀もしたりき。故に當時新內閣の前途を危むもの多かりしは亦當然なりといふべし。

四四　伊藤內閣重圍に陷る

伊藤內閣重圍に陷る

伊藤博文が政友會を率ゐて組織したる新內閣は、政策の異同より來る反對、感情の衝突より來る反對利害の不兩立より來る反對、其他種々の原因は來る各方面の反對の爲めに殆と重圍の中に陷りたり。其の第一に現はれたる反對軍は國民同盟會なりとす。

抑も國民同盟會は、支那保全韓國扶植の二大政綱領を揭げて起つたる有志の一團體にして、其の目的此の二大政綱の下に國論を統合して當局者の後援と爲り以て極東に對する列國の覬心を制せむとするに在り。故に其の眼中に黨派なく官民なく、唯だ其の目的を同じうするものと共に相提携して、一は極東の平和を維持し、一は帝國の極東に於ける權利利益を擁護せむと欲したるのみ。蓋し義和團亂を作して、極東の平和を破るや、露國の滿洲經營は俄かに其の步を進め、而して虎視眈々たる列國は、亦風雲に乘じて各々力を極東に伸ばさむとし、支那分割を唱ふるもの勢力範圍の劃定を約するもの紛々として起りたりき。されば夙に極東問題に大なる注意を拂ひ居たる公爵近衞篤麿は、今や形勢の甚だ不穩なるを見て、支那保全韓國扶植の旗幟を樹てゝ同志を糾合したりしが、憲政本黨、帝國黨及び貴族院議員の一部來り會して、遂に國民同盟會を創立したりき。政友會の前身たる憲政黨の中にも初めは之れに加はるものありしが、後ち政友會成立するに及

び、憲政黨の全部は其の併盡する所となり、而して政友會の領袖は、國民同盟會の政策を認めて外交上國家に不利なるものと認め、之れに反對するの決議を爲したるを以て、國民同盟會と政友會とは自然に相敵視するの狀態を呈するに至れり。蓋し政友會の領袖等は、或は支那保全の意見を以て空疎にして實行すべからざるものと論じ、或は外交政策は時に應じて宜しきを制すべきものなれば、豫め支那保全を主義として極東問題を解決するは不可なりと唱へ、其の意見區々にして一定せざりしと雖も、要するに國民同盟會の運動は、頗る政友會領袖の猜疑を招きたるものゝ如く、是れと同時に國民同盟會に入るものは、亦政友會に反對するもののみに限られたる傾向ありしを以て、勢ひ政友會に對する別種の政敵たるに至れり。

次に伊藤內閣は星亨問題に於て四方の包圍攻擊を受けたり。當時星亨は一面に於て新內閣の遞信大臣たると共に、一面に於ては東京市參事會長として權力を市政の上に振ひ其の爲さむとする所は一も爲し能はざることなかりしを以て、漸く放肆專横を極め、市政を擧げて殆ど私利私福を營むの具に供せむとしたりき。而して收賄、贓金收受、詐僞取財、公金費消等の罪名の下に、市會議員市參事會員等の拘禁せらるゝもの續發して一大疑獄を生じ、世間は星を以て之れに關聯したる主動者なりと推測したるのみならず、現に彼れに收賄の不正行爲ありとて之れを告發したるもの出でしかば、貴族院の各派は、斯くの如き醜漢をして一日も天皇補弼の重責を汚がさしむべからずと爲し、星を排斥すると共に又之れを推薦したる伊藤首相の不謹愼を攻擊せり。帝國黨憲政黨其他政友會を喜ばざるものは、半ば黨略上より、半ば正義より共に全力を盡して伊藤內閣に肉薄したり。

司法部の檢擧進行するに從つて、疑獄に連累するもの陸續引致せられ、而して星に對する非難益々高まりしかば、偶々病を大磯に養ひ居たる伊藤首相は、此の有樣を見て心に安むぜざる所あり、病を力めて上京し、審に形勢に顧み、今は事實の如何を問はず、內閣の威信を保つが爲に、兎に角彼をして自ら引決せしむ

るの外なしと考へ、此の意を以て傍に辭職を給したるも、彼は頑として之れに應ぜざりしが、貴族院の各派は、第十五議會開會の期漸く近くに及て、各々代表者を選定して交渉會を開き、現內閣の行動は、最初首相の發表したる宣言に依り、政府の威信を中外に失したること少なからず、故に議會召集前、先づ忠告書を首相に與へて其の處決を促がし、若し容れられずば、開會劈頭政府の不信任を決議し、政府尙ほ反省せずば最後の手段として之れを天聽に達せんと決議したれば、伊藤首相も到底星の處分を不問に置く能はざるに至り、流石に剛腹なる星も亦稍々反省する所あり、貴族院各派の忠告書未だ出でざるに先ち、十二月二十一日終に辭表を伊藤首相に致して其の傳奏を托したり。彼れの辭表は即日聽許せられ、翌二十二日原敬擧げられて遞信大臣となりぬ。斯くの如くにして第十五議會は開會したり。當時衆議院に於ける黨派所屬の議員を見れば、政友會は百五十六名、憲政本黨は百三名、帝國黨十四名、餘の中立議員は二十七名にして、政友會は實に絕對的多數を占めたりき。

第三は增稅問題に於て貴族院の爲に包圍せられたりき。伊藤內閣の增稅計畫は、酒稅、砂糖稅、海關稅、葉煙草專賣收入等、及び官業收入に依り、年額約二千百四十三萬九千圓を得るの計算なりき。但し各增稅法は三十四年十月一日より實施するの計畫なるを以て同年度の收入額は僅に六百九十七萬餘圓に過ぎず。而して此等の增稅の目的は主として北清事件費を支辨し、軍艦水雷艇補充基金等を補充し、且つ必要あるときは、從來公債支辨に屬せしめたる計畫を變更して租稅收入の支辨に振替へむとするに在りき。憲政本黨は、從來常に增稅に反對したりしに拘らず、首領大隈重信は、今回の增稅は止むを得ずと爲して伊藤內閣の計畫に贊成するの意見を發表し、幹部亦之れに同意して增稅贊成の決議を爲したりしかば、黨內大に紛擾を來たし、遂に本黨所屬の非增稅派議員三十餘名脫黨して、別に三四俱樂部を組織し、以て第十五議會に臨めり。帝國黨の如きは、北清事件は一時の變に過ぎざるを以て、其の經費の財源を永久的增稅に求むるを不可とし

て增稅計畫に反對するの決議を爲し、政友會すらも其の內部には增稅を喜ばざるものありしが、伊藤首相及び各大臣は百方之れを慰諭して僅かに增稅計畫に贊成せしむるを得たり。是に於て伊藤內閣の增稅計畫は幸ひに衆議院を通過せしむるを得たりと雖も、之れに反して貴族院の態度は初めより增稅計畫を否認し、嚮に星亨問題に於て行動を俱にしたる六派の聯合體は、政府の增稅案に對しても亦一致の行動を執り、彼等は衆議院の決議を以て國民の希望を眞正に代表したるものに非ずと爲し、憲法の與へたる權能に依りて、必らず衆議院の決議を飜へさむと努めたり。

されば二月二十五日增稅各案の特別委員會を開くや、伊藤首相は百方禮を盡くして哀訴したるに拘らず、審議僅に一回にして、大多數を以て政府案を否決したり。既にして二十七日の貴族院本議に委員會の經過を報告するや、伊藤首相は演說して曰く、現內閣若し秕政ありとせば其の罪を數へて上奏せらるゝも可なり。國家の進運に至大の關係ある本案を否決する如きは、賢明なる貴族院諸公の決して爲さゞる所と信ず。抑も憲政の妙用は、上下兩院及び政府の三權能の調和に依りて求むべく、調和は相互の讓步より來り、讓步は卽ち憲政の妙味の存する所たり。增稅案に對しては、政府と下院と既に意思を一にす。上院たるもの何ぞ多少の讓步を爲して憲政の爲に盡さゞると。而も貴族院の形勢甚だ危險なりしかば、政府は忽ち之れに十日間の停會を命じたり。貴族院が其の言動によりて停會を命ぜられたるは殆ど議會開設以來の異例に屬せり。

政府は此の停會期間を利用して貴族院硬派の意思を動かさむとしたるも毫も其の効なかりしを以て、三月二日を以て議長近衞篤麿の來邸を求め、硬派六團體と交涉を開始するの手續を托せり。近衞議長乃ち六團體の有力者十餘名を招ぎ、交涉に關する協議會を開きしに、彼等は皆交涉の餘地なしといへり。是れと同時に伊藤首相は西鄕從道と會見し、又京都滯在の山縣有朋に發電して貴族院調停の事を依賴したりしが、西鄕京都に急行して山縣と會し、松方亦御影より來り會して協議する所ありしも、妙案を得ずして、三老袂を分て

り。貴族院は既に交渉を謝絶し、元老亦調停の道なきを言ふ、伊藤頗る煩悶す。

既にして飛電宮中より發して山縣松方二老を召す、二老直ちに相携へて東上し、其他井上西郷の二老亦之れに加はり、茲に時局を疏通せむとするの元老會議は開かれたり、彼等は會議の結果として先づ貴族院六團體の代表者を華族會館に招きて第一次の調停を試みたり。而も六團體代表者は成案なき調停には應ずる能はずと稱して之れを拒絶したり。蓋し元老は單に貴族院の再考を求むといふのみにて、調停の成案を示さゞりしを以てなり。是に於て元老は更に成案を作りて第二次調停を試みたりしが、貴族院の六團體代表者は、之れに大修正を加へて元老に呈示したり。此の間政府は再び五日間の停會を貴族院に命じ、此の期間に於て元老と貴族院との交渉を進行せしめたりしが、今や貴族院は元老の成案に大修正を加へたるを見るに及て、政府は到底此の大修正に應ずる能はずと言明し、遂に元老の第二次調停も復た無効に終れり。而して詔勅は貴族院議長に下り、而して增稅法案の委員再附托となり、貴族院は一朝にして其の態度を一變し、一字一句の修正を加へずして衆議院の議決したる增稅諸案を可決確定したり。

是れより先、貴族院の態度頗る强硬にして元老の調停無効に終るや、閣議沸騰して激論百出せり。或は曰く、貴族院を改造すべし。或は曰く衆議院を解散すべし。或は曰く、內閣總辭職を爲すべし。或は曰く、百名以上の勅選議員を急造して貴族院の多數を制すべしと。憲政黨亦決議して曰く、衆議院は解散すべからず、政府は總辭職すべからず、唯た適當の方法を設けて時局を疏通すべしと。伊藤首相の如きも往々貴族院改造の止むべからざるを口にして暗に貴族院を威嚇するに至りたりき。尋で詔勅貴族院議長に下るや、議長は伊藤首相に向て左の照會を發したり。

啓今夕御召により參內候處別紙の勅語を賜はり、恐懼の至りに堪へず、右は內閣員昨既に御拜承相成候事と承知仕候て可然候哉此段爲心得伺置候草々頓首

伊藤首相の復書に曰く、

去月廿七日より停會と相成、停會中貴族院と交涉を試みむと欲し、議長に依賴し、交涉委員に會合を求めたるに、同委員は政府より別に提案を持ち出すにあらざれば會見するも無益なりとて謝絕せられたるより、竟に元老を被爲召、調停の勞を執るべき旨御沙汰被爲在、元老奉命盡力せるも、充分其目的を達せず。故に本官より事情を詳細奏聞に及びたる結果、天皇陛下より勅語を賜はりたる次第なり。他の閣員は未だ承知せざるに依り、是れより合同申通づる積りなり。此の事に就ては、博文其の責任者なりと御承知被下度候。尙ほ憲法上に於ては、至尊の政治上に關する御動作は總て總理大臣たるものゝ責任なることを併せて附言致候

但し貴族院に於ては、詔勅問題に關して表面上格別の物議を惹き起さずして止みたるも、衆議院に於ては憲政本黨三四俱樂部、帝國黨等の聯合して左の如き決議案を三月十九日の議場に提出したるあり。

本年二月二十七日增稅諸法案貴族院の議に上り、將に否決せられむとするに方り、現內閣は前後二回の停會を奏請し、共極　聖勅を煩はし奉るに至れり。誠に恐懼の至に堪へず。然るに現內閣員は之れに對し、徒らに一片の進退伺を奉呈して恬然たり。是れ明に國務大臣たるの職責に背き、補弼の重任に堪へざるものと信ず。仍て玆に決議す。

此の決議案は百五十五に對する百二十八の少數を以て否決せられたり。是れより先、詔勅の貴族院議長に下るや、首相以下各大臣及び西園寺樞密院議長は、三月十三日を以て相共に待罪書を捧げて進退を伺ひたりしが、十五日に及で悉く却下せられたりき。反對黨は內閣員が辭表を捧げずして單に待罪書を上呈したるを無責任なりと認めたるなり。

伊藤内閣の傾覆

四五　伊藤内閣の傾覆

伊藤内閣は、辛うじて重圍の中より脫し、第十五議會を通過したりと雖も、後ち一個月ならずして内訌を生じ、遂に傾覆を見るに至れり。之れを傾覆に導きたるものは、大藏大臣渡邊國武なりとす。

第十五議會の閉會するや、渡邊國武窃に伊藤に謀りて曰く、經濟界の趨勢を察するに、公債を募集して官業を遂行するは到底財政を危機に陷いるゝものなり。故に斷然公債支辨に屬する三十四年度の官業を中止して根本より財政を改革するに如かずと。抑も日清戰後每年歲計の膨脹を來たし、增稅に次ぐに增稅を以てし、加ふるに公債の募集額次第に增加して、遂に財政の困難を來たしたるは、實に急激無謀なる戰後經營の結果なりとす。而して此の戰後經營の輪廓を作りたるものは實に當年伊藤博文を助けて財政の局に當りたる渡邊國武なりき。今や彼は自ら財政の危機を叫びて官業繰延の提議を爲す。自家撞着の非難を免かれずと雖も、亦其の苦衷を諒とするに足れり。伊藤首相は此の提議を可とし、之れを三十四年四月初旬の閣議に附したるに、さなきだに平生渡邊に快ならざる政友會出身の五大臣は擧げて之れに反對し、爾來數次閣議を開くも毫も決定する所なく、却つて衝突の勢を長ずるに至れり。而も渡邊は既に伊藤の同意を得たるを賴みて四面攻擊の間に立ち、泰然として其の意見を固執したりき。是に於て中立の位地に立てる加藤外務大臣、山本海軍大臣、兒玉陸軍大臣等其の間に處りて調停甚だ努め、遂に他の五大臣をして官業繰延說に讓步せしむるに至りたりき。

然れども彼等は官業繰延に讓步したりといふのみ。繰延の事業及び其の金額に付ては再び渡邊と意見の衝突を招ぐに至りたりき。蓋し渡邊の主張する繰延事業の主なるものは鐵道及び電話なりしを以て、原遞信大臣之れを力爭し、他の四大臣亦之れを援助し、閣議容易に決せずして幾たびか破裂せむとしたりしが、結局

三十四年の財政計畫は大體に於て渡邊の主張を成立せしむるに至れり。然るに渡邊は勝に乘じて更に三十五年度の財政計畫を閣議に提出したり。此の計畫に依れば、三十五年度に於ては一切新事業を起さず、又公債を募集せず、而して既定の繼續事業は三十七年度まで之れを繰延べむとするに在り。嚮に五大臣の事業繰延に同意したるは、唯だ三十四年度に限りたるが故なるに、今や渡邊は數年に亘りて同一方針を遂行せむとするに於て、彼等は最早渡邊と兩立するを絶對的に嫌へり。是を以て四月三十日の閣議は、此の問題の爲に全く破裂に終れり。而して伊藤首相は内閣不統一を理由として五月二日上表骸骨を乞ひ、他の各大臣亦皆相前後して辭表を捧げたるも、獨り渡邊は依然として其職に留まりしのみならず、伊藤上表の翌日一書を伊藤に賜り、其の辭意を飜へさしめむとし、且つ參内して將來の財政計畫を伏奏したり。而も彼は亦聖諭に依りて辭職するの止むべからざるに至れり。是に於て伊藤内閣全く傾覆す。

伊藤内閣の傾覆するや、例によりて元老會議屢々開かれたり。初め伊藤留任說に決定したるも、伊藤之れに應ぜず、他の元老亦起つの色なく、一たびは井上内閣の風說ありしも復だ忽ち消へ、遂に元老會議は子爵桂太郎をして少壯内閣を組織せしむることに決し、主上亦桂に新内閣の組織を命じ、六月二日を以て左の親任式を見るに至れり。

內閣總理大臣	子爵	桂太郎
內務大臣	男爵	內海忠勝
大藏大臣兼外務大臣		曾禰荒助
遞信大臣	子爵	芳川顯正
農商務大臣		平田東助
司法大臣		清浦奎吾

文部大臣　菊池大麓

其後清國駐劄公使小村壽太郎召還せられて專任外務大臣となり、參謀次長寺內正毅入閣し、兒玉に代りて陸軍大臣たり。

四六　桂內閣組織後の政友會

桂內閣組織後の政友會

桂內閣の未だ組織せざるや、伊藤博文は政友會員に向て、今後如何なる內閣の起るあるも、余は決して政友會を不面目の位置に立たしめざるべしと諭し、且つ漫に內閣組織に反對し、若くは愛憎を表するの不可なるを說きたりしを以て、桂內閣成立するに至るも、政友會は勉めて愼重の態度を執りたり。

然るに政友會は此頃より所謂る伊藤直參派と自由派との間に反目疾視ありて動もすれば內部の統一を破らむとするあり。而して星亨の鐵腕能く之れを鎭壓して其れをして太甚しきに至らざるを得せしめたりしが、彼が三十四年六月二十一日東京市役所に於て刺客伊庭想太郎の兇刄に死してより、政友會の內訌絕ゆることなく、日に紛擾を極めて底止するを知らず、伊藤總裁の威望を以てして之れを駕御するの術に窮するの狀あり。旣にして第十六議會召集の期漸く迫るや、彼は飄然として歐洲漫遊の途に上り、政友會をして殆ど適從する所を知らざらしめむとせり。彼れ發するに臨み黨員を戒めて曰く、政治の要は國家の爲に善政を施すに在り。故に現內閣は我黨と何等の關係を有せずと雖も、國家に不利益の事を爲さゞる限りは、漫に之れに反對すべきに非ず。宜しく愼重の態度を執りて敢て輕擧妄動する勿れと。

星旣に死し、伊藤總裁亦內地を去りたるを以て、政友會は茲に其の統率者を失ひ、從つて桂內閣に對する旗幟も亦鮮明を缺きたり。院內總理尾崎行雄の如きは、有名なる硬軟使ひ分けの演說を爲して曰く、總務委員の一人として謹で總裁の訓戒に遵ひ、善意を以て政府に對すべし。一個の政黨員としては政府に惡意を抱

かざるを得ずと。議會の期將に來らむとするや、政友會は一篇の宣言書を發して、其中にいへるあり、日く、本會は現内閣に對して何等の關係を有せず、隨つて本會は毫も偏倚する所なく、一意國家の爲に計り、以て本會の方針を貫徹せむことを期すべしと。松田正久之れを說明して曰く、現内閣は超然主義を取るを以て、我黨の經綸策の果して實行せらるゝや否やを保すべからず。或は多少の衝突あるを免かれざるべし。我黨は唯だ我が信ずる所を以て邁進すべきのみと。而して第十六議會開會するに及で、政友會の總務委員、協議員會、及び代議士總會は皆財政計畫に於て桂内閣と衝突し、幾たびか交渉し、幾たびか破裂せむとし、伊藤總裁の訓電海外より到りて僅に政府との妥協に讓歩するに至れり。

爾來桂内閣と政友會との對抗狀態に大なる變化なく、概して衝突を見ること多く、之れが爲に一たびは議會解散せられたることありしが、其の間に日露戰爭起りて擧國一致黨爭中止し、媾和成立の後、桂内閣は終に西園寺内閣に代はるゝに至れり。是れより先、伊藤博文海外より歸朝して自ら政友會を指導したるに、會員中彼れの指導を意に滿たずとして動搖屢々起り、遂に脫會するもの續々相踵くに至り、尋で伊藤亦樞密院議長に任ぜられて、侯爵西園寺公望代つて政友會の總裁と爲りたり。西園寺の政友會を指導するや、頗る巧妙を極め、其の政府に對する掛引の如き、亦甚だ老獪なる手段を弄したり。是を以て彼は終に能く内閣組織の機會に投ずるを得たりき。

四七 最近の政黨

本史の末尾として、玆に最近の政黨界に就き二三の事項を略述して筆を止むべし。而して之れを略述するが爲に、勢ひ桂内閣の時代に遡るの必要あり。是れ桂内閣時代と最近の政黨界とは相離るべからざる關係あればなり。桂内閣は成立の當初に於て甚だ世間に信望なく、且つ少數の帝國黨を除き、殆ど味方と認むべき

ものを議會に有せざりしに拘らず、尚ほ能く四個年有餘の存立を保ち得たりき。是れ議會開設以來未だ曾て視ざるの長期内閣なり。其の間議會を解散したるは唯だ一回ありしのみにて、即ち地租増徴繼續案を提出したるが爲に、政友黨政本兩黨の聯合反對に遭遇し、大衝突の結果遂に第十七議會を解散したることありしのみ。當時桂内閣は海軍第三期擴張案と地租増徴繼續案とを二大綱として第十七議會に臨みしが、政友會總裁伊藤博文は、海軍第三期擴張には同意なれども、其の財源を地租増徴の繼續に求むるは不可なりと唱へて大に桂内閣の政策に反對し、且つ憲政本黨の總理大隈重信とも會合して、政府攻撃の決心極めて固きことを示したれば、桂内閣は忽ち政友憲本兩黨の包圍する所となり、止むを得ずして一旦解散の奏請を爲したりき。然れども桂内閣と伊藤博文とは、第十七議會閉會後に於て秘密に交渉を重ね、海軍第三期擴張案を通過せしむる代りに、地租増徴繼續案を撤回するの趣旨を以て一種の妥協を成立したりき。然るに伊藤博文は此の交渉に關して、豫め政友會の總務委員等に諮らず、單獨にて桂内閣と私約し、以て之れを政友會に強制したりしかば、政友會の内部に忽ち物議を惹き起し、不平の餘り脱會したるもの亦少なからざりき。但し伊藤の熱心なる盡力によりて、政友會と桂内閣との妥協を成立せしめ、次の第十八議會に無事に閉會するを得たりと雖も、政友憲本の兩黨は、是れより全く其の聯合を解て反對の位地に立つに至りき。

侯爵西園寺公望が伊藤に代て政友會を統率するや、進歩黨は再び望みを政友會に屬するに至りたりき。蓋し西園寺は自由主義の政治家として久しく其の名を民間に知られたる人なればなり。されば第十九議會の開くるや政友憲本の兩黨は期せずして聯合を復舊せむとするの趨勢ありしも、此の議會は河野議長の奉答文事件の爲に開會の前頭に解散せられ、斯くて間もなく日露戰爭となりたれば約二個年間の政治舞臺は、唯だ擧國一致の聲を聞くのみにて、黨派の活動は殆ど停止したるの觀ありき。桂内閣が比較的長期の内閣たるを得たるは、實に戰爭に起因したる自然的結果なりと謂はざる可からず。然れども桂内閣の議院政略は決して拙

劣なるものにはあらざりき。彼は一面に於ては巧みに元老を操縦すると共に、一面に於ては亦巧みに政黨をも操縦したりき。特に彼れは妥協を求むるの方法に於て、既往歴代の內閣が未だ思ひ付かざりし、若しくは思ひ付くも未だ完全に實現せざりし新慣例を作りたりき。新慣例とは何ぞや、議會開會以前に豫め各黨派の領袖と會合し、之れに政府の財政計畫を內示して、談笑の間に意見を交換し、以て略々妥協の基礎を決定すること是れなり。即ち彼は議會の上に更に一種の委員會を首相官邸に設け、此の委員會を以て本議會に協賛を求むるの準備會と爲したりき。初め憲政本黨は國事を私議するを憲政に害ありと爲し、盛むに桂內閣の妥協手段を非難したりと雖も、唯だ之れを非難したるに止まりて、曾て斷然之れを排斥するの擧に出でざりしのみならず、每回政府の交渉に應じて其の代表者を首相官邸に出席せしめたれば、結局亦桂內閣の藥籠中の物たるに過ぎざりき。桂內閣は疑ひもなく柔を以て剛を制するの秘訣を悟りたるものなり。

桂內閣の政黨を待つや論理を以てせずして政略を以てしたり。是れ惰氣既に膏肓に入りたる政黨に對する好個の處分なりとす。されば其の後を承けたる西園寺內閣の如きも、啻に財政上の諸計畫に付て前內閣の方針を踏襲したるのみならず、其の政黨を待つの手段に於ても亦前內閣の故智に傚へり。重大なる問題は大抵官邸の私議に決して、議會は單に形式的議事を行ふの場所たるに過ぎざるに至れり。政黨何を以て振ふことを得むや。抑も日露戰爭の爲に國民の負擔したる軍事費は約二十億萬圓に達し、而して其の內非常特別税として課せられたる一億六千餘萬圓の重荷は、遂に永久据置の租税となるに至れり。國民は此の重荷の外に、十餘億圓の內外公債を償却するの義務を現在及び將來に負擔するが故に、政府の財政計畫に對しては、十分愼重の注意を拂はざる可からざるに拘らず、各黨派は唯だ政府に盲從するを能事として、復た國民の利害を親切に研究するの意あることなし。其の口實に曰く、戰後經營の急要は毫も戰時に讓らず、國民は擧國一致の精神を戰後に繼續して、國家內外の施設を完成せざる可からずと。斯くて政黨は全く昏睡の狀態に陷りた

り。

今や最近の政黨界を見るに、曾て藩閥打破を絶叫したりし當年の意氣毫も見るべきなく、政權爭奪の野心すらも銷沈し、今日は偏へに利益爭奪に浮身を窶つして其の他を顧みざるの醜態を演じつゝあり。政府の反對黨なる憲政黨の如きも、旗幟變更の名の下に、極端なる積極方針を否定し、以て無謀無算なる財政計畫に協贊し、啻に之れに協贊するのみならず、寧ろ薪上に薪を加ふるの舉措に出でむとするなり。之れが爲に其の首領大隈重信をして遂に黨籍を脫するの止むべからざるに至らしめたり。抑も大隈重信は、嚮に伊藤博文が政友會を組織し、公然其の總裁として出馬したると同時に、又自ら黑幕首領の頭巾を脫して憲政黨の名實上の總理と爲りたる人なり。彼は憲法政治の發達に貢獻せむが爲に、憲政本黨を指導するに於て掉尾の活動を爲さむとしたりき。彼は屢々痛切なる豫言を其の黨員に與へたりき。而も既に政爭に疲かれたる黨員は、彼れの豫言には耳を傾けずなりぬ。彼等は終始政府の反對に立ちて彼等の得る所なきに倦み、出來得るだけ利益問題に接觸せむとするに至れり。彼等は逆境に堪ゆるの勇氣を失ふと共に、憲法政治に關する醇正の理想をも殆ど拋棄するに至れり。彼等は將に政黨としての價値を缺ける無能無力の團體たらむとするに至れり。反對黨の中堅すら斯くの如し、況むや其他をや。大隈重信が憲政本黨と告別したる時の演説は、善く最近政黨の心理狀態を道破するものなり。即ち左の如し。

諸君、余は今日の大會に際し、諸君に對して余の意見を吐露する事を得るを喜ぶ者なり。既往例年の大會に於ては、議論少なくして寔に寂寥の感に堪えざりしが、本日は此に反して、或は黨の擴張と云ひ、或は黨則の改正と云ひ、種々の事項に亘りて、旺なる討論を爲されたり。此等諸君が愛黨愛國の赤誠より出でたるものにして、余の深謝を禁ずる能はざる處なり。今や我が國威の隆盛なる事、恰も曦の曈曨として昇るが如き有様にして、此と同時に、國民の責任も益々大となるを以て、苟も國民の發展に應ずるの黨派

は、斯の如き時に際して、大なる活動を爲さゞる可からず、余は衷心諸君の活動を悅ぶ者なり。

願ふに將來日本の世界に於ける地位は、決して一定不變ならず。國家旺なれば、其國際的地位は愈複雜と爲る可く、國際場裡に馳驅して寸毫も恐るゝに足らずと云ふ迄には、前途頗る遼遠なる可し。歐米人の或者は、白人以外の日本人が勃興する事を以て怪訝に堪へずとなし、人種的嫉妬宗教的偏見を以て、此れを防礙せんと欲する者無きに非ず。此障害を芟除するに非ずんば世界の最大なる國家最强なる民族と、對等の地步を占むる事能はざる可し、諸君の任や洵に輕からず。

諸君は國民の代表なり。我黨は國利民福を進むるを以て目的と爲す團體也、然らば卽ち吾人の地位は決して或る權力に依りて維持せらるゝものに非ずして、國民の輿望に依りて保持せらるゝもの也。徒らに多數を恃みて政權に近づかんとするは、吾人の願に非ず。吾人は實に主權者に對し、國民に對して、大なる責任を負ふ。故に余は昨年の大會に於ても、選擧權の擴張を主張し、國家の進運に對して一言する處有りたり。何となれば、吾人が第一の目的は、憲法の完全なる運用を得る事に存し、委員的代表的政治なるものは、國民の輿論を代表して、始めて成立するものなればなり。

余は玆に乃ち諸君に對し、否國民に對して、一の警告を與へんと欲す。余が與へんと欲する警告とは何ぞや、曰く我國民は早晩一の大なる危險に陷らんとしつゝ有りと云ふ事之なり。蓋し今日は、戰克つて商工業勃興し、國威の隆盛なる、實に今の時より旺なるは無し。今卽ち斯の如き時に當りて、將に來る可き危險を豫告するは、頗る不祥の事たるに似たり。若夫れ危險にして來らずんば、邦家の至幸何者か之に加へん。其時に至りて、我輩の豫言は誤てるなり。余實に其誤てる事を冀ふ。さり乍ら歷史は吾人に何をか敎へたる、吾人は實に歷史の吾人に敎えたる處を見んと欲するなり。彼の豫算案や、法律事項や此等詳細なる事に至つては、素より諸君の注意を疎にせざる處、諸君は正に此に對して、十分の成算ある可し。され

ば余は其大綱に亘りて、諸君の注意を乞はんと欲するのみ。見よ我國民は、今や約二億萬圓と云ふ、巨額の歳入不足に陷れり。此に次で來る可きものは、果して增稅か、否らずんば外債の外無きのみ。而も增稅や、外債は決して無限に來る者に非ず。一朝國家の信用減ずるに至らば、外人の囊中を憑みとする財政は、實に危險の極みならずや。然らば卽國民自ら自家の財政を料理せざる可からず。二億萬圓の負債は、卽ち國民自らの負擔たるの覺悟あるを要す。之を以て老若男女を問はず、全國民に分賦せば、一人實に三圓となり、此に現在國債の利子を分賦せば、一人の負擔額、實に六圓より七圓に上らざるを得ず。我國民は或は此大負擔に堪ゆるやも知る可からず。然れ共斯の如きは、世界の富國と雖も至難なりとする處、況んや日本の國民に於てをや。然れ共我國民にして、假りに此に堪へ得るとするも、此が爲に國民の商工業が甚大なる影響を受く事は瞭かにして、加ふるに經常費は年と共に愈增加し、物貨の騰貴は益太しからん。早晩來る可き此大困難は、國民能く此を感知せざる可からず。諸君は實に國民の代表者なり、國民を憂ふるものは國家の將來を熟圖し、國民に一步を進めて、此の危險を道破するの責任を忘る可からず。

さり乍ら將來我國民は、漸次其の國富を增進し、從て大なる增稅、大なる外債に依らずして、能く國政を處理する事を得るやも知る可からず。然れ共日清戰爭以後に於ける狀態は奈何、彼の所謂十年計畫は如何、僅かに二三年を出でずして、當初の計畫を破壞するの止むを得ざるに至れるに非ずや。三億萬圓の償金如何に處分せられたるか、三度增稅を行ひ、三度外債を繰り返し、初度に於ては四分利付公債に依るを得たるも、續て募集せる外債は遂に五分利となれり。外債の無限に非ざるや知る可きのみ。

今や兵器の獨立は、國防の上に於て最も緊要なる事となれり。銃砲、彈藥、機械、軍艦此が製造の原料たる鋼鐵や、其他の金屬は、一朝戰爭の開始せらるゝの曉は、忽戰時禁制品として輸入の途を杜絕す可し。兵器にして獨立せずんば、不利益なる講和を强ひらるゝも拒むに由無し。卽ち此を豫見して、今日世界第

一の戰鬪艦は建造せられ、大砲も速射砲も續て鑄造せられたるものにして、此れ洵に慶賀す可き事に屬すと雖も、此を運轉す可き財力は何處にか求む可き。若し夫れ外國の力に依らざる可からずと云ふに至り、而も此れ無き時は卽ち不利なる講和を强ひらるゝも止むを得ざるに非ずや。之卽ち歷史の吾人に證明する處なり。此時に當りて、早晩大なる困難が、國民の肩上に墜ち來る可きを報告するは、實に余の義務たるを信ずる也。此の警告にして誤らば、邦家の至幸之より大なるものは有らざらむ。

最後に及んで余は諸君に向つて余の請願を演べんと欲す。過ぐる明治三十三年は、諸君の能く知らるゝが如く。當時我々の同志たりし政黨は我々のみとなり、自由黨は消滅したるを以て、眞正の黨派は進歩黨以外に求むべからざるに至れり。主義に依り國民の輿論に聽くの黨派は。此時を以て僅かに一黨を作るを得たり。卽ち此の我國民の歷史に大なる關繫を有する三十三年は自由黨、國民協會の一部、官吏の一部、其他實業家中立派等が一團となりて、伊藤侯の下に政友會は生れ出でたり。其時に當りては、侯の名望と勢威とに依りて、天下響の如く此に應じ、我黨の最も有力なる數人は、我黨を脫して伊藤侯の旗下に馳せ加はり、進歩黨は將に危く瓦壞せんとするに遭へり。其時に余は矢來倶樂部の鳩山君、其他數名の人々より、伊藤侯にして黨の陣頭に立つて步武を進めんと欲せば、余も亦自ら陣頭に起ちて黨を指揮す可しと勸告せられたるが、余不肖と雖黨の興廢如何の秋に當りては、座して此を觀望するを得ず、乃ち諸君は余を推薦して總理の任に充てられたり。而も爾來黨勢振はず、黨勢の振はざるは、畢竟するに余が微力爲す無きの致す處、寔慚愧の至りに堪えず。(否々と呼ぶ者有り)然るに諸君が其黨に忠實なる、今や大々的活動を以て、黨則改正黨勢擴張の大策を劃し來る、此れ先刻來の討論を傾聽して、諸君の英氣勃々たるを見るも已に瞭なり。此の秋に當りて、余は諸君に告別するの正に正當なるを信ぜざらんと欲するも得ず。今日は已に業に活動の時なり、活動は卽ち是れ青年の事也、我黨は今や明治三十三年の昔に遡りて總理無きの

時代に歸らんと欲する也。余は決して政治に倦れたるに非ず、國家に對し、畏くも陛下に對して、余は決して政治を拋棄するものに非ず。蓋し政治は實に我輩の生命なればなり。諸君にして我輩を棄つるとも、活動の余地は天下到る處に有り。我輩は君主の大權、憲法の規定以外、世界何れの處にも、些の束縛を受くる者に非ず。我輩は決して政治に倦れたるに非ず。

諸君よ、諸君が我輩に許すに一身の自由を以てせば、黨の大發展大活動は、此よりして來らん。余は決して困難を辭する者に非ず、困難にして來らん乎、困難は我身を鞭韃する也。其の困難に處して益々活動するは、我輩の天性也。諸君は此より黨の發展の爲には、更に一層責任を重んじ、更に一段の活動を爲せよ。余は諸君に請願す、我輩に一身の自由を與へよ。我輩をして我黨の總理を辭せしめよ。余は例へ總理を辭するとも我黨を去る者に非ず、又決して政治的活動を中止せざる可し。我輩には多くの朋友あり、或は官吏より或は實業家より、政黨を斷念せよと勸告せらるゝ事一再に止まらず、甚しきは政黨を辭して元勳の仲間に歸り、餘生を全くせよと忠告せらるゝ事有り、然るに余は何故に政黨を辭せざる乎、辭して元勳の仲間に入らざる乎、蓋し今日我國の政治を紊亂する者は、實に此等元勳なるものなれば也。議會の召集せられたる十二月に至るも、豫算の編製を了らざるは元勳有るが爲なり。表面の假令如何なる口實を設くるとも、實は元勳の制肘、軍人との紛紜は、斯の如く國政を遲滯せしむるに外ならず。憲法政治は元來公然の議論を主とす。然るに斯くの如く何事も祕密、何事も内々を以て國政を裁決せんとするは何事ぞ。大隈不肖と雖も、陛下の重恩を辱ふす。身を國家に捧げんとするの赤誠は奪ふ可からざるもの有り。然るに沒分曉の徒は、政府に反對するを以て國賊なりと罵る。國賊乎、余は國賊の意義を解するに苦しむなり。何事も少數を以て全國民を左右せんと欲する官僚政治者流は、實に國家を荼毒する事大なるに非ずや。見よかの露國を亡ぼさんと欲する者は、此等官僚政治なり。獨逸が世界無比の強國を以てフレデリッ

ク大王の遺緒を奉じ、ビスマークの遺策を繼ぎてすら、官僚政治に對しては、社會黨は舊政府黨と提携して、極力現府に反抗す。議會は近く解散せられたるが、幾度解散せらるゝと雖も、大勢の趣く所實は豫知す可きのみ。夫れ憲法の精神に背き、會計法の規定を無視して、豫算を紊亂する者は、官僚政治也。官僚政治にして亡びずんば、國民の發展期すべからず。諸君よ、余は斷言ず、總理を辭するとも余は決して政治を斷念せず、余曩に改進黨の總理たる事二年、後憲政本黨の總理たる事六年、余が政黨の總理たる事は、前後を通じて八年のみ。而も政府も、國民も、余を以て改進黨其ものとなせり、今に於て黨を棄てゝ元勳の列に入らんとするも、彼等は此を許さゞる也。余は諸君に請願す、形式の名稱は諸君の關知せざる處、願くは余をして玆に總理の任を辭せしめよ。是れ余が平素の剛情を以て、猶ほ諸君に衷訴嘆願する所なり。(拍手大喝采)

* * * *

政黨史記者曰く　先づ此の演說に就て第一に注意すべきは、大隈が何故に帝國財政の前途を悲觀したるやの點なりとす。抑も三十九年度の通常豫算は約四億九千四百七十餘萬圓なりしが、是れ戰時より平時に移る過渡の時期に屬したるを以て、斯くの如き巨額の豫算を編製したるは亦特別の必要なるに由れり。而も當時政府を議會の要求に應じて稅法改革を公約し、之れが調査局を設けたりき。顧みて政府の爲す所を見れば、稅法の改革未だ實行せられずして、更に戰後經營の名の下に四十年度の大豫算を無雜作に編製したり。今先づ其の計數を擧ぐれば、歲入は經常部四億二千四百四十四萬七千二百二十二圓、臨時部一億八千六百九十四萬五千八百九十七圓、合計六億千百三十九萬三千百十八圓なり。即ち之れを三十九年度豫算に比するときは、歲入に於て、經常部三千百九十一萬四千七百四十四圓、臨時部に於て八千四百七十七萬三千六百六十七圓、合計一億一千六百六十八萬八千四百十一圓を增加し、歲出に於て、經常部に五千九百五十八萬三千二百

八十六圓、臨時部に於て、六千十二萬七千百九十一圓、合計一億九千九百七十一萬四百七十七圓を增加したり。此外尙ほ追加豫算として提出せられたるものを算入するときは殆ど七億に近かきの大豫算となる。而して坂谷藏相は財政膨脹の理由を說明して曰く、戰後の結果として、恩給年金の增額、及び既定の計畫に屬する買收鐵道に關する增貲等の爲に當然歲出の增加を要するもの多額に上るの外、臨時軍事費の支辨に屬する事業にして未だ竣功に至らざるものを特に繼續費とし、新規要求の形式を取りたる爲め、其の財源と共に之れを計上したる等の理由に依り、自然歲計の膨脹を來たせしもの少なからず。又右の外戰後の狀態に應じ、滿韓の經營、河川港灣の改良、農工商の獎勵、敎育事業の擴張、交通機關の增設、及び軍備の充實に就ても、一般經濟の發達に伴ひ、多少の計畫を立てたる。前年度に於ては八千萬圓の缺陷を見たるに、一億以上の歲出增額を見たる四十年度の收支に對して、如何にして之れが均衡を保たむとしたるかといふに、坂谷大藏大臣は之れを說明して曰く、明治四十年度に於ては、非常特別稅並に戰時公債の整理未だ完了するの時期に至らず、隨つて財政上の狀態も亦平常に復したりと云ふを得ざるに依り、新たに增稅を爲さるは勿論、鐵道の建設改良、電話の擴張及び製鐵所の創立等生產事業の財源に充つべきもの丶外、公債も之れを募集せざることゝし、一般經畫は成るべく節約の方針を取れり。然れども前年度豫算に於て戰局僅に終りを告げたるの際、多年に亘るの方針を立つるの困難なるが爲め。一時的計畫に止め臨時事件豫備費の支辨に屬したるものに付ては、略々將來の目的を定め、相當の整理を加へて之れが經畫を立てたり。又戰時中一般の歲計を節約し、事業を緊縮して以て今日に至りたるが爲め、漸次之れを緩和復興し、事業の進步を圖るの必要を認むるものに付ても亦相當の計畫を立てたりと。四十年度に於ては兎に角筋棲を合はせたるもの丶如くなれども、然れども要するに一時的姑息の彌縫財政なるのみ。故に如何となれば、陸軍省所管臨時部に於いて守備充實及び步兵二年現役に係る十一個年の繼續費總額七千七百九十八萬餘圓、及び四個師團新設に作ふ營繕及

び初度調辨費として四個年繼續費總額三千二百五十一萬餘圓あり。又海軍省所管に於て、艦艇補足、造船兵及修理、建築費に係る七個年繼續費總額一億七千五百萬圓、補充艦艇費に係る七個年繼續費總額七千六百五十七萬餘圓あり。其他、內務省の河川改良費、大藏省の神戶稅關設備準備費等を重もなる者として、各省所管に於ける各種の繼續費頗る多く、臨時費目に記入せる大部分は殆ど皆繼續費の性質を帶びざるものなし。即ち其の總額は約五億餘萬圓にして、其內四十年度約一億餘萬圓に對しては、合計の繰替若くは一時借入金及び公債の募集に依りて之れを支辨すと雖も、次年度よりの繼續費に對しては、政府に於て何等の豫定したる財源を有せざるなり夫れ豫定の財源を有せざるに繼續事業を豫定して數年に亘れる財政計畫を立つる如き、天下豈之れより危險なるものあらむや。大隈重信が二三年ならずして帝國財政の大破綻を來すべしと豫言するも決して杞人の悲觀說として之れを輕々に聞き流がす可からず。況むや其の主要なる繼續費は陸海軍所管に屬するものなるに於て、年々斯くの如く軍備擴張の爲に豫算の膨脹を來して底止する所なくむば帝國の財政は早晚危機に陷るべきは明白の趨勢なり。然るに憲政本黨の多數は却つて彼れの豫言的警束に反對を唱へ、政府の軍備擴張計畫に漫然たる協贊を與ふるの擧に出でむとしたり。且つ彼等が此の擧に出でむとしたる所以は、所謂る辭を積極方針に借ると雖も、實は武權黨に媚びて政權に接近せむとするの陋心に出てたり。否政權に接近せむと欲するよりは、寧ろ政權と結合して或る利益に有り附かむとするに外ならず。是れ多年反對黨として常に逆境に處したる結果、難を破り紛を解くの意氣既に阻喪するに至りしが爲なり。

夫れ政黨の目的は、勿論單に批評を事とするに存ぜず、成るべく多數を議會に制して內閣を組織するの抱負なかるべからずと雖も、之れを爲すには先づ國民の輿望を收めざる可からず。國民の輿望を收めむとせば、目前の窮達を顧みず、眞に國民の利害を代表する政綱を掲げて天下に呼號し、百難を排して之れを貫徹するの氣魄と勇氣あるを必要と爲す。若し政權と結合せむが爲に、遽に主義を變じ、政綱を改作し、以て多

年來蔑視したるものゝ脚下に跪かむとするに至ては、沙汰の限りと謂ふの外あらず。若し憲政本黨にして帝國主義に心酔し、武權黨に降服せむとせば、其の時機は今日までに既に幾たびも到來したりしなり。今や武權黨は最早其の爲すべきものを爲し終り、若くは其の準備悉く成れり。又何ぞ憲政本黨の向背に得失を感ぜむや。

且つ憲政擁護の軍用を完全ならしめんとせば、有力なる反對黨の存在を必要とす。然るに今や多年反對黨の位置に在りたる憲政本黨は、突然其の旗幟を變色して積極方針を取り、辭を卑ふして武權黨に迎合したるに於て、日本の議會には全く反對黨の存在を見ざるに至れり。之れが擧國一致の美風として喜ぶものは、憲法政治の作用を直解せざる昧者に非ずむば、之れを曲解する俗論家のみ。假りに反對黨なきを以て喜ぶべしと爲さば、寧ろ議會を廢して專制政治の舊時に返へるに如かざるに非ずや。從來憲政本黨は、比較的健全なる政黨として重きを我が衆議院に爲し居たりしに拘らず、遽に其の態度を豹變して、政府黨と旗進旗退するに於ては、衆議院は唯た是れ一團の政府盲從黨のみ。されば六億以上の大豫算も殆ど一錢一厘の削減修正をも加へずして之れを通過するの奇觀を呈するに至りしなれ。或は恐る、此の有樣にして繼續せば、却つて國民貴族院に向て、衆議院の擅濫を抑制せむことを望むに至るべきを。事茲に至れば豫算の嚴正なる修正權は、貴族院の手に歸し、衆議院は殆ど有れども無きが如きの機關となるや必然なり。曾て衆議院は、政府の同意したる衆議院議決の豫算に貴族院が修正を加へたるを稱して、衆議院の豫算先議權を無視したる行動なりと罵りたり。然れども今日の如く衆議院が豫算に對して愼重の討議を盡さず、一も二もなく政府案を可決し、年々相仍て例を爲さば、貴族院は勢ひ其の擅濫を抑制するの手段を執らざる可からず。貴族院は、衆議院が徒らに政費節減のみを唱へて行政機關の停滯を顧念せざりしに反抗したる時代ありし如く、衆議院が漫に政府に盲從して國民の利害を顧念せざる場合には、貴族院は更に國民の爲に、斯る衆議院の議決を動かす

の行動に出づるも當然にして且つ必要なればなり。是の時に當り、衆議院は復た貴族院の行動を否認するの權利なきなり。

是に於て憲政本黨の旗幟變更は其の憲政の將來に影響する所少なからざるを見る。嚮に英國保守黨の內閣を組織するや、殆ど之れを十年の間に維持したりき。其の間に於ける自由黨の衰運は、恰も我國の憲政本黨の如きものありき。蓋し英國保守黨が何故に爾かく長期の內閣たるを得たるやといふに、亦實に最近十年來英國の思想界を司配したる帝國主義を採りたるに外ならず。自由黨中にも亦此の大勢に抵抗する能はずして帝國主義に贊成したるものなきに非らず。ローズベリーの如きは卽ち其の一人なり。之れが爲に彼は自由黨を脫したりき。然れども自由黨の大多數は依然として浮夸なる帝國主義に反對し、逆境に耐へ、衰運を忍びて其の傳來の主義政綱を固執したりき。形勢は巡環するものなり。さしも鞏固なる保守黨內閣も、何時の間にか崩壞して自由黨に代はらるゝに至れり。而もカメルバンナーマンに依りて組織せられたる自由黨內閣は、殆ど衆議院の三分二に近かき多數を制して、保守黨をして顏色なからしめたるに非ずや。其の政局の變化の大なる、眞に一世を驚かすに足るものあり。されば今日英國に於て復た帝國主義を口にするもの漸く滅じ、寧ろ帝國主義に依て導かれたる諸般の失政を矯正するの必要を感ずるに至りたるは、以て時代の廻轉せむとしつゝある傾向を看取すべし。又佛國現內閣首相クレマンソーの如きも、二十餘年間政權を得る能はずして終始反對黨の首領たりき。然れども一朝の政變によりて彼は忽ち內閣を組織するの機會に投ずるを得たりき。政治家に尊ぶ所のものは、順逆によりて容易に主義を渝へざるに在り。クレマンソーの如き最も好個の模範なりと謂ふべし。之れを我國の憲政本黨が十年の苦節を抛つて武權黨の走卒たらむとするに比すれば、其の自ら持することの高下同日の談に非ず。有體にいへば旗幟を變色したる憲政本黨は、其の實質に於て毫も大同俱樂部と選む所なき政治團體となれり。夫の大同俱樂部は政治社會の寄生蟲にして、唯だ權力を

迎合して、之れと附着するを能事とするものなり。堂々たる憲政本黨を以てして、猶は大同俱樂部の爲す所を學ばむとするに至ては、政黨の腐敗亦極まれりと謂ふべし。

勿論政變は測るべからず、晴天の後には暴風雨あり。平和の後には活動あり。政黨昏睡の極、亦何ぞ革新醒覺の氣運を促がすことなきを知らむや。されば憲政本黨が旗幟を變色すると同時に、一方に於ては新政黨組織の聲漸やく高まれるを聞きたり。如何なる新政黨の出現するやの豫想し難しと雖も、其の聲の中心點が猶興會に存するを知るときは、要ずるに健全なる反對黨を造らむとするの目的を以て其の運動を開始したるを疑はず。何となれば、猶興會は、政友憲政及び大同以外に立て常に正義を主張したる議員の團體なればなり。

願ふに政友會にも憲政本黨にも、必らず現狀に滿足せざるもののあるに相違なく、彼等の中には必らず局面を打破して政黨界を廓清せむと欲するもの少なからざるべし。若し兩黨の要素を仔細に點せば、其の思想意見の全く相反したるものの混然として相雜居するを見む。唯だ彼等は情力の爲に制せられ之れを奈何ともする能はざるのみ。例へば政友會に就て之れを言はむか。今の西園寺內閣は、政友會より見れば自黨の內閣なるが如くに思ふかは知らざれども、局外より之れを見れば、殆ど官僚內閣と異る所なきに似たり。是れ必らずしも單に其の內閣の椅子が官僚派を以て多きを占むる事實のみに就て言ふに非ず。其の內閣の一切の施設が政友會の政綱に基かずして、前內閣の政策を踏襲し、且つ其の一擧一動總て前內閣員の鼻息と元老の意向とを窺ふが如きの狀あるを以てなり。斯くの如き內閣は、恐らく政友會全體の希望に敵はざるものなるや疑ふ可からず。次に憲政本黨が政權と結合せむとする目的の如きも、畢竟一場の空想たるに過ぎざるを悟るの時あるべく、たとひ政黨と結合することありとするとも、唯だ武權黨の利用する所となりて止まむのみ。政黨革新の氣運終に來らざる可らず。

第三十八節　議會開設直前の整備

議會開設直前の整備

法律取調所を司法省に移す

山田顯義法律取調所委員長となる

警察令を發し運動會を檢束す

一　法律取調所を司法省に移す

郷に井上外務大臣の條約改正に從事するや、自ら法律取調委員長と爲り、陸奥辨理公使がその副委員長と爲り、以て外務省にその取調べを設けたが、十月二十一日に至り、井上外相は依願法調委員長を免ぜられ、陸奥辨理公使はその副委員長を免ぜられた。また法律取調所委員たる全權公使蜂須賀侯もまた取調委員を免ぜられた。而して新たに司法大臣山田顯義が法律取調所委員長となり、該所は乃ち司法省內に移り、同十一年四月改めて大審院長尾崎忠治・元老院議官細川潤次郎・同鶴田皓・同清岡公張・同渡正元・同村田保・大審院民事第一局長南部甕男・東京控訴院長西成度等が委員に任ぜられ、爾來各委員は銳意法律の取調に從事し、以て將來編纂さることあるべき我が法典の完璧を期したのである。

二　警察令を發し運動會を檢束す

運動會はその字の如く身體運動のために多くの人々が集合して、競技・競走等を行ひ、その優劣を審判し、以て學生の體育を奬勵する運動の競技會であるが、學生ならずとも多くの人々が集つて體育の爲め遠足を試みるのも一種の運動會である。斯の如く運動會は毫も政治運動とは關係なく、その趣旨は全く治安に關係がないのであつて、警察も亦た之れに交涉がないのであるが、其後政治客は巧妙にこの純潔なる運動會を利用し、その意志を表示する具となし、遂に一轉してデモンストレーション化して仕舞ひ、團體により往々過激粗暴に涉るので、警視總監は警察令第二十號を以て、十一月十日左の布達を發した。

運動會檢束の布達

屋外ニ於テ公衆ノ集會ヲ催シ、又ハ多衆列伍運動ヲ爲ス者ハ、何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラス、會主又ハ幹事等ヲ定メ、會同ノ場所通行スヘキ線路並ニ年月日ヲ詳記シ、會同三日前ニ其會主又ハ幹事等ヨリ管轄警察署ニ屆出認可ヲ受クヘシ。但官立公立學校ノ擧行ニ係ルモノ、又ハ婚儀葬式神佛儀式等從前ノ慣行ニ依ルモノハ此限ニ在ラス。前項ノ規程ニ違フ者ハ、會主又ハ幹事若シ會主幹事ヲ定メサルトキハ會員三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ、又ハ五拾錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス。

また明治政史に『當時國事に關して意見を開陳せんと欲し、妄に大臣の門を叩いて面謁を請ひ、或は其意向を表彰せんと欲して頻に運動會を催し、懇親會を催し、演說會を催すものあるのみならず、甚に秘密出版の罪を犯して拘引せられ、或は訊問を蒙るものの亦陸續輩出するを見る。而して其秘密出版なるものは、曰く谷干城の內閣に提出したる意見書、曰く板垣伯の奉呈して却下せられたる意見書、曰く憲法評規の草案、曰く憲法に關したるグナイスト學士の講義筆記等是れなり。而して是に由て其處刑を被るもの舉げて數ふべからざるに至る云々』とあり、以て當時政府が如何に政客跋扈に苦心し、その猛烈なる政治運動の取締に焦慮したかを窺ふに足るであらう。

三　保安條例の發布

保安條例の發布

明治二十年に至り、在野の政治運動は益々熾烈を極め、議會開設期の促進運動をなし、或は建白書となり、政府大官に對する面會强請、屋外に於て秘密集會等漸く治安に危機に瀕したので、政府は同年十二月二十五日に至り、勅令第六十七號を發し、以て保安條例を布いた。

保安條例

保安條例

第一條　凡ソ秘密結社又ハ集會ハ之ヲ禁ス。犯ス者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ、十圓以上百圓以

下ノ罰金ヲ附加ス、其首魁及教唆者ハ二等ヲ加フ。内務大臣ハ前項ノ秘密結社又ハ集會條例第八條ニ載スル結社集會ノ聯結通信ヲ阻遏スル爲メニ必要ナル豫防處分ヲ施スコトヲ得、其處分ニ對シ命令ニ違犯スル者罰前項ニ同シ。

第二條　屋外ノ集會又ハ群集ハ豫メ許可ヲ經タルト否トヲ問ハス警察官ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ禁スルコトヲ得、其命令ニ違フ者首魁教唆者及事情ヲ知リテ參會シ勢ヲ助ケタル者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其附加隨行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス。集會者ニ兵器ヲ携帶セシメタル者又ハ各自ニ携帶シタル者ハ各本刑ニ二等ヲ加フ。

第三條　内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ目的ヲ以テ文書又ハ圖書ヲ印刷シ又ハ板刻シタル者ハ、刑法又ハ出版條例ニ依リ處分スルノ外、仍其犯罪ノ用ニ供シタル一切ノ器械ヲ沒收スヘシ。印刷者ハ其情ヲ知ラサルノ故ヲ以テ前項ノ處分ヲ免ル、コトヲ得ス。

第四條　皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ、警視總監又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ得、期日又ハ時間ヲ限リ退去ヲ命シ、三年以内同一ノ距離内ニ出入寄宿又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得。退去ノ命ヲ受ケテ期日又ハ時間内ニ退去セサル者又ハ退去シタルノ後更ニ禁ヲ犯ス者ハ一年以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ、仍五年以下ノ監視ニ附ス。監視ハ本籍ノ地ニ於テ之ヲ執行ス。

第五條　人心ノ動亂ニ由リ又ハ内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲ス者アルニ由リ治安ヲ妨害スルノ虞アル地方ニ對シ、内閣ハ臨時必ナリト認ムル場合ニ於テ、其一地方ニ限リ期限ヲ定メ、左ノ各項ノ全部又ハ一部ヲ命令スルコトヲ得。

一　凡ソ公衆ノ集會ハ屋内屋外ヲ問ハス及何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラス豫メ警察官ノ許可ヲ經サル

者ハ總テ之ヲ禁スル事。

二　新聞紙及其他ノ印刷物ハ豫メ警察官ノ檢閲ヲ經スシテ發行スルヲ禁スル事。

三　特別ノ理由ニ依リ官廳ノ許可ヲ得タル者ヲ除ク外銃器短銃火藥刀劍仕込杖ノ類總テ携帶運搬販賣ヲ禁スル事。

第六條　前條ノ命令ニ對スル違犯者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス其刑法又ハ特別ノ法律ヲ併セ犯シタル場合ニ於テハ各本法ニ照シ重キニ從ヒ處斷ス。

第七條　本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス。

新聞紙條例出版條例の改正

四　新聞紙條例出版條例の改正

先に政府は運動會を取締り、保安條例を發布して言論を壓抑し、以て政治運動を彈壓したが、屋外集會を嚴壓しても新聞・雜誌等を取締らねば何等言論取締の實効を擧ぐることが出來ないので、明治二十年十二月二十八日に至り、勅令第七十五號新聞紙條例同第七十六號出版條例同第七十七號版權條例第七十八號脚本樂譜條例同第七十九號寫眞版權條例を裁可公布せらる。その内新聞紙條例は左の如くである。

新聞紙條例の條文

新聞紙條例

第一條　新聞紙ヲ發行セントスル者ハ發行ノ日ヨリ二週日以前ニ發行地ノ管轄廳（東京府ハ警視廳）ヲ經由シテ内務省ニ屆出ヘシ。

第二條　新聞紙發行ノ屆書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ。

一　題號

二　記載ノ種類

三　發行ノ時期
四　發行所及印刷所
五　發行人編輯人及印刷人ノ氏名年齡
編輯人ハ二人以上アルトキハ其主トシテ編輯事務ヲ擔當スルモノタルヘシ。但紙面ニ部門ヲ分チ其各部門ニ主任編輯人ヲ設クルコトヲ得。
第三條　屆出ヲ爲シタル後題號記載又ハ發行人ヲ變更セントスルトキハ二週日以前ニ第一條ノ手續ニ從ヒ屆出ヘシ。時期發行所印刷所編輯人ニ變更アリタルトキハ一週日以內ニ第一條ノ手續ニ從ヒ屆出ヘシ。
第四條　發行人死去シ又ハ法律上其資格ヲ失ヒタルトキハ一週日以內ニ發行人ヲ定メ第一條ノ手續ニ從ヒ屆出ヲナスマテハ假發行人ノ名義ヲ以テ發行スルコトヲ得。
第五條　發行ノ屆出ヲナシタル日又ハ發行休止ノ日ヨリ五十日ヲ過キテ發行セサルトキハ其屆出ノ效ヲ失フモノトス。
第六條　內國人ニシテ滿二十歲以上ノ男子ニ非サレハ發行人印刷人トナルコトヲ得ス。公權ヲ剝奪セラレタル者及公權ヲ停止セラレタル者其停止間發行人編輯人印刷人トナルコトヲ得ス。
第七條　編輯人印刷人ハ互ニ相兼ヌルコトヲ得ス。
第八條　發行人ハ保證トシテ左ノ金額ヲ屆書ト共ニ管轄廳（東京府ハ警視廳）ニ納ムヘシ。
一　東京ニ於テハ千圓
一　京都大阪横濱兵庫神戸長崎ニ於テハ七百圓
一　其他ノ地方ニ於テハ三百五十圓
一　一月三回以上發行スルモノハ各前記半額

保證金ハ時價ニ準シタル公債證書又ハ國立銀行ノ預手形ヲ以テ之ヲ納ムルコトヲ得。學術技藝統計官令又ハ物價報告ニ關スル事項ノミヲ記載スルモノハ本條ノ限ニアラス。

第九條　保證金ハ新聞紙ノ發行ヲ廢止シ又ハ其發行ヲ禁止セラレタルトキハ之ヲ還付ス。

第十條　第一條第三條第四條ノ屆出ヲ爲サス、又ハ保證金ヲ納ムヘキ新聞紙ニシテ保證金ヲ納メスシテ發行スルモノハ正當ノ屆出ヲナシ又ハ保證金ヲ納ムルマテ警視總監又ハ地方長官ニ於テ其發行ヲ差止ヘシ。

第十一條　新聞紙ハ毎號ニ發行人編輯人印刷人ノ氏名發行所ヲ記載スヘシ。發行人印刷人ノ外何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス、新聞紙又ハ記載ノ條項ニ署名スル者ハ總テ編輯人ト共ニ其責ニ當ラシム。

第十二條　新聞紙ハ其發行毎ニ先ツ内務省ニ二部管轄廳（東京府ハ警視廳）及管轄治安裁判所檢事局ニ各一部ヲ納ムヘシ。

第十三條　新聞紙ニ記載シタル事項ノ錯誤ニ付其事項ニ關スル當人又ハ關係アル者ヨリ正誤又ハ正誤書辨駁書ノ掲載ヲ求メタルトキハ其求ヲ受ケタル後其次回又ハ第三回ノ發行ニ於テ正誤ヲナシ又ハ正誤書辨駁書ノ全文ヲ掲載スヘシ。若シ正誤書辨駁書ノ字數原文ノ二倍ヲ超過スルトキハ其超過ノ字數ニ付其新聞社ノ定メタル普通廣告料ト同一ノ代價ヲ要求スルコトヲ得。正誤辨駁ハ原文ト同號ノ活字ヲ用ヒ、同一欄内ノ首部ニ掲載スヘシ。正誤辨駁ノ文章若クハ趣旨法律ニ觸ル、トキハ之ヲ求ムル者其氏名住所ヲ明記セサルトキハ掲載スルヲ要セス。

第十四條　官報又ハ他ノ新聞紙ヨリ抄錄セシ事項ニシテ其官報又ハ新聞紙ニ於テ正誤又ハ正誤書辨駁書ヲ掲載シタルトキハ當人又ハ關係アル者ノ求ナシト雖モ其新聞紙ヲ得タル後其次回又ハ第三回ノ發行ニ於テ正誤スヘキコト前條ノ例ニ依ル。但廣告料ヲ要求スルコトヲ得ス。

第十五條　新聞紙ニ記載シタル事項ニ付裁判ヲ受ケタルトキハ其新聞紙ノ次回發行ニ於テ宣告ノ全文ヲ掲載スヘシ。

第十六條　重罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項ハ公判ニ附セサル以前ニ於テ之ヲ記載スルコトヲ得ス。傍聽ヲ禁シタル訴訟ニ關スル事項ハ、之ヲ記載スルコトヲ得ス。

第十七條　刑律ニ觸レタル罪犯ヲ曲庇スルノ論說ヲ記載スルコトヲ得ス。刑事ノ被告人又ハ刑律ニ觸レタル犯罪人ヲ救護シ又ハ賞恤スル爲ニ文書ヲ掲載スルコトヲ得ス。

第十八條　公ニセサル官ノ文書及上書建白請願書ハ發該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ詳略ニ拘ラス之ヲ記載スルコトヲ得ス。官廳ノ議事及法律ニ依リ傍聽ヲ禁シタル公會ノ議事ハ詳略ニ拘ラス之ヲ記載ヌルコトヲ得ス。

第十九條　治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル新聞紙ハ內務大臣ニ於テ其發行ヲ禁止シ若クハ停止スルコトヲ得。

第二十條　新聞紙ノ發行ヲ禁止シ若クハ停止シタルトキハ內務大臣ハ其新聞紙ノ發賣頒布ヲ禁シ其新聞紙ヲ差押フルコトヲ得。

第二十一條　外國ニ於テ發行シタル新聞紙ニシテ治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルトキハ內務大臣ハ其新聞紙ノ內國ニ於ケル發賣頒布ヲ禁シ其新聞紙ヲ差押フルコトヲ得。

第二十二條　陸軍大臣海軍大臣ハ特ニ命令ヲ發シテ軍隊軍艦ノ進退又ハ軍機軍略ニ關スル事項ノ記載ヲ禁スルコトヲ得。

第二十三條　新聞紙ニ記載シタル事項ニ付キ公訴ヲ起ストキハ檢察官ハ假ニ其新聞紙ヲ差押フルコトヲ得。裁判官ハ犯罪ノ情狀ニ依リ差押ヘタル新聞紙ヲ沒收スルコトヲ得。

第二十四條　新聞紙ニ記載シタル事項ニ付キ訴訟ヲ起シタルトキ原告ニ於テ其新聞紙ニ署名シタル編輯人ハ實際主トシテ編輯事務ヲ擔當スル者ニアラスシテ他ニ主任編輯人アルコトヲ證明シタル場合ニ於テハ裁判官ハ其署名シタル編輯人及實際ノ主任編輯人ヲシテ共ニ其責ニ當ラシムヘシ。

第二十五條　新聞紙ニ記載シタル事項ニ付キ誹毀ノ訴アル場合ニ於テ其私行ニ渉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ其人ヲ害スルノ惡意ニ出テス專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ヲ證明スルコトヲ許スコトヲ得。若シ其證明ノ確立ヲ得タルトキハ誹毀ノ罪ヲ免ス、其損害賠償ノ訴ヲ受ケタルトキモ亦同シ。

第二十六條　裁判確定ノ日ヨリ一週間以内ニ裁判費用及罰金ヲ完納セス又ハ損害ヲ賠償セサルトキハ保證金ヲ以テ之ニ充ツヘシ、仍テ足サルトキハ刑法徵收處分ニ依ル。保證金ヲ以テ裁判費用及罰金ニ充テタルトキハ發行人ハ管轄廳（東京府ハ警視廳）ノ通知ヲ得タル日ヨリ一週日以內ニ其金額ヲ完納スルニ至ルマテニ警視總監又ハ地方長官ニ於テ其發行ヲ差止ヘシ。

第二十七條　第一條第三條第四條ノ屆出ヲ爲サス又ハ第六條第七條第十一條第一項第十二條ヲ犯シ又ハ保證金ヲ納ムヘキ新聞紙ニシテ保證金ヲ納メスシテ發行シタルトキハ發行人ヲ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス、但詐稱ノ罪ヲ犯スモノハ罰發行人ニ同シ。第一條第三條第四條ノ屆出ヲ爲スモ實ヲ以テセサルトキハ發行人一月以上六月以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス。第八條ノ末項ニ屬スル新聞紙ニシテ保證金ヲ納ムヘキ新聞紙ノ事項ヲ記載シタルトキハ編輯人罰前項ニ同シ。

第二十八條　第十三條第十四條第十五條ニ違フトキハ編輯人ヲ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第二十九條　第十六條第十七條第十八條ニ違フトキハ編輯人ヲ一月以上六月以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第三十條　第二十一條ニ違ヒ發賣頒布ヲ爲ス者ハ罰前條ニ同シ。

第三十一條　第二十二條ニ違フトキハ發行人編輯人ヲ一月以上二年以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第三十二條　政體ヲ變壞シ朝憲ヲ紊亂セントスルノ論說ヲ記載シタルトキハ發行人編輯人印刷人ヲ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五十圓以上三百圓以下ノ罰金ヲ附加ス。本條ヲ犯ス者ハ其犯罪ノ用ニ供シタル器械ヲ沒收ス。

第三十三條　猥褻ノ新聞紙ヲ發行スルトキハ發行人編輯人ヲ一月以上六月以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第三十四條　第十三條ノ場合ニ於テ私事ニ係ルモノハ被害者ノ告訴ヲ待テ其罰ヲ論ス。

第三十五條　此條例ヲ犯シタル者ニハ刑法自首減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヒス。

第三十六條　此條例ニ關スル公訴ノ期滿免除ハ六箇月トス。

第三十七條　時々ニ發行スル雜誌ノ類ハ出版條例ニ依ルモノヲ除クノ外皆此條例ニ依ル。

樞密院の設置及其官制
樞密院設置の勅令

五　樞密院の設置及其官制

明治二十一年四月二十八日、新たに樞密院が設置され、その勅令は左の如くである。

朕元勳及鍊達ノ人ヲ選ミ、國務ヲ諮詢シ、其啓沃ノ力ニ倚ルノ必要ヲ察シ、樞密院ヲ設ケ、朕カ至高顧問ノ府トナサントス、玆ニ其官制及事務規定ヲ裁可シ、之ヲ公布セシム。

御名　御璽

明治二十一年四月二十八日

勅令第二十二號　樞密院官制　　　　内閣總理大臣伯爵　伊藤博文

一　組織

第一條　樞密院ハ天皇親臨シテ重要ノ國務ヲ諮詢スル所トス。

第二條　樞密院ハ第一議長一人第二副議長一人第三顧問官十二人以上第四書官長一人及書記官數人ヲ以テ組織ス。

第三條　樞密院ノ議長副議長顧問官ハ親任書記官長ハ勅任書記官ハ奏任トス。

第四條　何人タリトモ年齢四十歳ニ達シタルモノニ非サレハ議長副議長及顧問官ニ任スルコトヲ得ス。

第五條　議長ハ書記官ノ内ヲ以テ秘書官ヲ兼ネシムルコトヲ得。

二　職掌

第六條　樞密院ハ左ノ事項ニ付會議ヲ開キ意見ヲ上奏シ勅裁ヲ請フヘシ。

（一）憲法及憲法ニ附屬スル法律ノ解釋ニ關シ豫算及其他會計上ノ疑義ニ關スル爭議。

（二）憲法ノ改正又ハ憲法ニ附屬スル法律ノ改正ニ關スル草案。

（三）重要ナル勅令。

（四）新法ノ草案又ハ現行法律ノ廢止改正ニ關スル草案列國交渉ノ條約及行政組織ノ計畫。

（五）前諸項ニ掲クルモノノ外行政又ハ會計上重要ノ事項ニ付特ニ樞密院ノ諮詢ヲ經ルヲ要スルトキ。

第七條　前條第三項ニ掲ケタル勅令ニハ樞密院ノ諮詢ヲ經タル旨ヲ記載スヘシ。

第八條　樞密院ハ行政及立法ノ事ニ關シ天皇ノ至高ノ顧問タリト雖モ施政ニ干與スルコトナシ。

三　會議及事務

第九條　樞密院ノ會議ハ顧問官十名以上出席スルニ非ラサレハ會議ヲ開クコトヲ得ス。

第十條　樞密院ノ會議ハ議長之ニ首席シ議長事故アルトキハ副議長之ニ首席ス、議長副議長共ニ事故アルトキハ顧問官其席次ニ依リ首席スヘシ。

第十一條　各大臣ハ其職權上ヨリ樞密院ニ於テ顧問官タルノ地位ヲ有シ議席ニ列シ表決ノ權ヲ有ス、又各大臣ハ委員ヲ差シテ會議ニ出席シ演述及説明ヲ爲サシムコトヲ得、但シ表決ノ數ニ加ラス。

第十二條　樞密院ノ議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス、但可否平等ノ場合ニ於テハ會議首席ノ決スル所ニ依ル。

第十三條　議長ハ樞密院ニ屬スル一切ノ事務ヲ總管シ樞密院ヨリ發スル一切ノ公文ニ署名ス副議長ハ議長ノ職務ヲ輔佐ス。

第十四條　書記官長ハ議長ノ監督ヲ受ケ樞密院ヲ管理シ一切ノ公文ニ副署シ、會議ニ付スヘキ事項ヲ審査シテ報告書ヲ調製シ、會議ニ列シ辯明ノ任ニ當ル、但表決ノ數ニ加ラス。書記官ハ會議ニ於テ議事ヲ筆記シ及書記官長ノ職務ヲ輔佐シ書記官長事故アルトキハ書記官之ヲ代理ス、前項ノ筆記ハ出席員ノ姓名會議ノ事件質問答辨及議決ノ要旨ヲ記載スルモノトス。

第十五條　特別ノ場合ヲ除クノ外豫メ審査報告書ヲ調製シ其會議ニ必要ナル書類ト共ニ之ヲ各員ニ配達シタル後ニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス。議事日程及報告ハ豫メ各大臣ニ通報スヘシ。

樞密院事務規程

第一條　樞密院ハ勅令ニ由リ會議ニ付セラレタル事項ニ付意見ヲ述フ。

第二條　樞密院ハ帝國議會若クハ其一院又ハ官署又ハ臣民ヨリ請願上書其他通信ヲ受領スルコトヲ得ス。

第三條　樞密院ハ內閣及各省大臣トノ公務上ノ交渉ヲ有シ、其ノ他ノ官署帝國議會又ハ臣民トノ間ニ文書ヲ往復シ又ハ其他ノ交渉ヲ有スルコトヲ得ス。

第四條　議長ハ樞密院ニ到達スルノ事項ハ書記官長ニ下付シテ之ヲ審査セシメ及會議ニ付スヘキ事項ノ報告ヲ調製セシム。議長ハ必要ナリト認ムル場合ニ於テ親ラ報告ノ任ニ當リ又ハ顧問官一人若クハ數人ニ之ヲ任スルコトヲ得ヘシ。

第五條　審査報告書ハ報告員ヨリ之ヲ議長ニ提出スヘシ。臨時緊要ノ場合ニ於テハ口頭ヲ以テ報告ヲ爲スコトヲ得、此場合ニ於テハ其要領ヲ簡短ニ第八條ニ載スル件名簿ニ記入スヘシ。

第六條　議長ハ審査報告書ヲ整頓スヘキ期日ヲ限定スルコトヲ得。報告ハ成ルヘク速ニ之ヲ調製シテ遷延スルコトヲ許サス。內閣ハ至急ヲ要スル事件ニ付其由ヲ通知シ及其ノ期日ヲ限定スルコトヲ得。

第七條　審査報告書ハ附屬文書ト共ニ其會議ヲ開クノ日ヨリ少クモ三日以前ニ之ヲ各員ニ配達スヘシ。

第八條　件名簿ハ會議ノ期日ノ順序ニ從ヒ之ヲ記入スヘシ、件名簿ニ登載スヘキ事項ハ第一事件ノ性質第二會議ノ前文書配達ノ日時第三其會議ノ期日等トス。會議ニ付スヘキ各件ニ就テハ前項ニ同シキ議事日程ヲ調製シ其會議ヲ開クノ日ヨリ三日以前ニ各員ニ通報スヘシ、此通報ハ會議ノ招狀ヲ兼ヌルモノトス。

第九條　樞密ノ會議ノ日時ハ議長之ヲ定ム。但各大臣ハ其日時ノ變更ヲ求ムルコトヲ得。

第十條　樞密院ノ會議ハ左ノ規程ニ循由シ、議長若クハ副議長之ヲ整理スヘシ。書記官長又ハ書記官ハ其事件ノ性質ヲ簡明ニ演述シ議決ヲ取ルベキ要點ヲ辯明シ次テ各員ヲシテ自由ニ討論セシム。何人タリ共議長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ發言スルヲ得ス。討論既ニ盡クルノ後ハ議長ヨリ問題ヲ定メ左ノ順序ニ從ヒ表決ヲ爲サシム。第一出席ノ各大臣第二席順ニ從ヒ列スル所ノ顧問官トス。議長ノ討論ニ參與スルハ其自由ニ屬スルモノトス。議決ノ結果ハ議長之ヲ宣明スヘシ。

第十一條　議事日程ニ掲載シタル事件ノ會議其當日ニ結了セサルトキハ之ヲ他日ニ延會スルコトヲ得。此

場合ニ於テハ更ニ常例ノ定式ヲ践行スルコトヲ要セス。

第十二條　樞密院ノ會議ノ意見ハ書記官長又ハ書記官表決ノ結果ニ依リ之ヲ起草シ議長ノ檢閲ヲ請フヘシ。此意見ニハ理由ヲ附シ重要ノ事件ニ就テハ討論ノ要領書ヲ附屬スヘシ。反對ノ議論ヲ主持シタル出席員ハ其表決ト共理由トヲ議事筆記理由書又ハ要領書ニ記入セラレンコトヲ求ムルコトヲ得。

第十三條　前條ノ意見ハ議長ヨリ　天皇ニ上奏シ、同時ニ内閣總理大臣ニ通報スヘシ。

第十四條　樞密院ノ會議ノ議事筆記ハ議長及書記官長又ハ出席書記官之ニ署名シ、其正確ヲ表明スヘシ。

樞密院議長の年俸顧問官の年俸

同日勅令第二十三號を以て樞密院長及顧問官の年俸を裁可あらせられた。

樞密院議長及顧問官年俸

樞密院議長　六千圓

樞密院副議長　五千圓

樞密院顧問官　四千五百圓

樞密顧問官の顔振

樞密院の設置と共に四月三十日總理大臣伊藤博文は職を辭して樞密院議長に就任し、黒田清隆が内閣を組織して總理大臣となつた。この時樞密顧問官に任ぜられた人々は左の如くである。

元老院議長　大木喬任	伯爵　川村純義
子爵　福田孝悌	伯爵　佐々木高行
寺島宗明	伯爵　副島種臣
子爵　佐野常民	元老院副議長　東久世通禧
宮内次官　吉井友實	子爵　品川彌二郎
伯爵　勝安芳	河野敏鎌

初代の樞密院副議長

猶ほこの時法制局長官從三位勳三等井上毅は樞密院書記官長に兼任せられ、内閣總理大臣秘書官伊東巳代治及び同金子堅太郎は樞密院書記官兼樞密院議長秘書官に任ぜられ、同津田道太郎樞密院書記官に任ぜられた。然るに同年五月八日に至り、議長顧問官及び書記官は一同打揃うて、今回樞密院の議場に充てられた舊主殿寮跡（宮中）に出頭し、また　天皇陛下にはこの日午前十一時出御あらせ給ひ、親しく同院を開かせ給うた。次いで五月十日に至り、樞密顧問官寺島宗則は樞密院副議長に任ぜられ、宮内大臣兼議定官子爵土方久元は樞密顧問官に兼任せられ、元老院議官兼議定官子爵吉田清成及び宮中顧問官元田永孚は共に樞密顧問官に任ぜられた。

六　博士號の授與

博士號の授與

明治二十一年五月七日、文部省では學位令により、學界の權威に對し博士號授與式を行うた。當日は文部大臣森有禮・同次官辻新次を始め、同省の奏任官が同省に設けられた式場に臨み、大臣親ら左記の人々に對し博士號を授與された。

初めて博士號を授與された人々

文學博士
加藤弘之　重野安繹　外山正一　小中村清矩　島田重禮

法學博士
箕作麟祥　鳩山和夫　穗積陳重　菊池武夫　田尻稻次郎

醫學博士
池田謙齋　橋本綱常　高木兼寛　三宅秀　大澤謙二

理學博士

矢田部良吉　伊藤圭介　菊池大麓　山川健次郞　長井長義

工學博士

松本莊一郞　古市公威　原田要　長谷川芳之助　志田林三郞

次で同年六月七日に至り、文部省に於て第二回博士授與式を擧行した。同日博士號を授けられた人々は左の如くである。

文學博士

黑川眞頼　川田剛　中村正直　南條文雄　末松謙澄

醫學博士

佐藤進　田口和美　佐々木政吉　緒方正規　小金井良精

法學博士

井上政一　木下廣次　熊野敏三　岡村輝彥　富井政章

工學博士

高松豐吉　辰野金吾　谷口直貞　平井晴次郞　巖谷立太郞

理學博士

寺尾壽　小藤文次郞　箕作佳吉　櫻井錠二　松井直吉

七　憲法草案の本會議を開く

明治二十一年五月八日、樞密院の開設以來、議長伊藤博文を始め、各顧問官等が毎日出頭して下附の憲法草案を愼重審議しつゝあつたが、質疑も漸く終了を告げたので、同月二十五日に至り始めて本會議を開かせ

られた。同日有栖川宮熾仁親王・小松宮彰仁親王・有栖川宮威仁親王を始め奉り、内大臣三條實美公・伊藤議長・寺島副議長・各顧問官・各書記官等は定刻に出頭し、また總理大臣黒田清隆を始め各大臣も午後に至り續々出席した。然るに　天皇陛下には午後一時出御あらせられ、玆に憲法草案の本會議を開かせ給ひ、午後三時まで討議あり、天皇入御、同三時三十分一同退散した。その後は凡そ隔日に同會議を開かれ、以て帝國の憲法序文を完成した。

八　高島炭坑々夫虐待事件

高島炭坑々夫虐待事件

明治二十一年の春頃から炭坑虐待の風評が九州地方に起り、その記事が時々同地方の新聞に散見したが、未だ輿論の喚起を見るに至らなかつた。然るにその頃高島炭坑の舊社員吉本襄がその體驗を記して雜誌日本人に投稿し、日本人は之れを同年八月三日の誌上に發表すると共に、同炭坑有所主たる三菱會社の所爲を攻撃したので、府下の各新聞・雜誌等も亦た之れを論議し、有志は演説會を開催して輿論の喚起に努めたので、逆に天下の注目する所となり、各新聞社は社員を特派して其實況を調査報導するに至り、政府に於ても之を默視し得ず、遂に警保局長清浦奎吾を出張視察せしめた。爾來同炭坑は舊弊を一掃し、大に人權を回復したと稱せられる。當時朝野新聞記者犬養毅も同炭坑の視察に特派せられ、その視察記を朝野新聞に掲載したが、記事が雜誌日本人の記事と正反對であつたので、日本人の編輯人松浦好一は大いに憤慨し、三宅雄二郎・志賀重昂を介添人となし、犬養毅に決鬪狀を送つた。その結果に關し明治政史に『犬養之を却絶し、雙方怪我に及ばずと雖も、是より決鬪狀の流行を來し、時々怪聞多々なりしも、輿論終に非決鬪論に歸し、且つ法律も亦之を禁し、遂に實行するものなかりき云々』とある。按ずるに介添人づきの決鬪狀は歐米流を眞似たものなるべく、古來俠客間に果狀（はたしじよう）が行はれたが、之れは歐米の決鬪狀とは大いに其趣

吉本襄雜誌日本人

警保局長清浦奎吾の出張視察

決鬪狀の流行

を異にする。

第三十九節　第一議會（明治二十三年十一月廿九日開會 同二十三年三月八日閉會）

一　開會前の政局

時の内閣―明治二十二年二月十一日憲法發布の詔勅に副署の榮を荷ひたる黑田内閣は初期議會の召集を見るに及ばず條約改正の難關に逢着して其年十月を以て瓦解したりき後繼內閣の組織は頗る行惱み內大臣三條實美大命を奉じて假りに過渡内閣の首班たりしが後幾くもなく新たに歐洲より歸朝せる內務大臣山縣有朋終に三條實美に代つて總理大臣に任ぜらる第一次の山縣內閣にして又實に初期議會に臨みたる最初の立憲內閣なりき其の役割左の如し。

內閣總理大臣	伯爵	山縣有朋
大藏大臣	伯爵	松方正義
內務大臣	伯爵	西鄕從道
司法大臣	伯爵	山田顯義
外務大臣	子爵	靑木周藏
陸軍大臣	伯爵	大山巖
海軍大臣	子爵	樺山資紀
文部大臣		芳川顯正

遞信大臣　伯爵　後藤象次郎
農商務大臣　陸奥宗光

内閣の訓令

內閣の訓令―新內閣は其の出發に臨み先づ官制に多少の改正を加へ十二月廿五日を以て左の如き訓令を各地方長官に下せり

一、憲法の實施近きに在りて國家の盛事日を期して待つの時に當り一方に於ては人心激昂して政熱上り黨比相鬩ぎ一方に外交事件の困難あり轉た物論紛起の媒を爲す此時に當り中外官僚の務は唯一意純誠聖旨を奉戴して同心協力立憲の大事を贊け終局の美果を收むる事の一途に歸す。

二、地方の施設に於ては宜しく人民の爲に適當の標準を示し偏頗を抑へ嚮ふ所を謬らしめず行政權は至尊の大權なるが故に其の執行の任に當るものは各種政黨の外に立ち引援附比の習を去り公正の方向を採るべし。

三、地方の公益は全國の公益と相涉らざるものあり故に各地人民の幸福を進めむと欲せば固く政論の外に立ち各其の區域の間に盡策する所あるべし。

四、中央政治と地方政治を混淆せず一縣一郡一村の問題を以て黨派の爭論を開き延て之れを中央政治に及ぼさむとするの傾向を未發に救ふべし。

五、治道の要は平易を尚ぶべし。

六、地方の經濟は其の要勤儉に在り。

第一回總選擧

第一回總選擧―衆議院議員第一回總選擧は明治二十三年七月一日を以て執行せられたり事創驗に屬するを以て多少の混雜を免がれざりしと雖も選擧民は概して愼重に其の權利を行使し後年見る如き醜態を演ずること甚だ稀れにして選擧運動の平穩なると共に其の投票も亦頗る無事の間に終了したりき開票の結果は

中立	六九	大同	五五
改進	四六	愛國	三五
保守	二二	九州進步	二一
自由	一六	自治	一七
官吏	一八	不明	二

と算せられたり然れども當時小黨小政派の興廢頗る頻繁にして一人にして兩派に屬するもの若くは昨甲黨に屬して今は乙黨に籍を置くもの相錯綜し到底精確なる所屬別を擧示する能はず唯だ認めて稍々事實に近きものを錄するに過ぎず。

貴族院議員―同じく七月中先づ皇族議員公侯爵議員たるべき（任命又は選擧手續を要せずして議席に列すべき）もの丶發表あり尋て伯子男爵議員の互選會を行ひ勅選議員六十一名の任命ありたり然して勅選議員の大部分は舊元老議員之れを占め各行政官帝國大學教授より出でたるもの之れに亞ぎ民間より選任せられたるものは頗る少數なりき又各府縣多額納稅議員の選擧は六月十日を以て擧行し九月二十七日に及びて勅任の辭令を領せり。

在野の政黨―明治十三年國會期成同盟會と共に起りたる自由黨が政府の抑壓に堪へずして解黨したる以來政黨界は極めて混沌の狀態に陷り小團體各所に散在して天下殆ど四分五裂の勢を成せり後ち後藤象次郎の大同團結起るに及び主義相近き小團體は靡然として其の旗下に集りたるも中途後藤の入閣ありたるが爲めに大同團結亦土崩瓦解して政黨界は再び小黨分立の舊態に復したりき卽ち大同團結は先づ政社派と非政社派に兩分し政社派は大同俱樂部を組織し非政社派は大同協和會を組織せり間もなく大同協和會は自由黨を起し大同俱樂部は又た兩派に分かれて其の一派は別に愛國公黨を組織したり之れを外にしては大隈重信の率ひる改進黨

あり。九州進歩主義の團體たる九州同志會あり、大成會と稱するものあり、國民自由黨と號するものあり。而して總選擧は實に此の小黨分立の間に於て執行せられたりき。既にして九州同志會の首唱にして民黨聯合を企つるあり、其の結果立憲自由黨の成立となり、初期議會に臨むべき民、吏兩派の別漸く鮮明となるに至れり。

自由黨と改進黨

○**自由黨と改進黨**　改進黨は其首領伯爵大隈重信の黑田内閣に入るに及び、一時政府側に立ちたるも、退閣以來復た本來の非藩閥に立ち戻り、益々民黨たる旗幟を高うせり。故に九州同志會の民黨聯合を企つるや、先づ其の交渉を改進黨に試みたりき。同黨稍々心動きて之れに應ぜむとしたるを以て、交渉は尋て再興自由黨、愛國公黨、大同倶樂部に及べり。三派亦之れを拒まず、談大に進む。然るに如上五派の委員協議會を開くに及び、大同三派は其の綱領を議するに際して、故らに『自由主義』云々とせる原案を固執して動かず。是れ改進黨委員の喜ばざる所にして、彼等は之れを修正して『自由改進主義』若くは『自由の主義を取りて、改進の政策を行ふ』と改めむことを希望したるも、其容るゝ所とならず。三派の到底合同の誠意なきことを看破せしかば、同黨は勢ひ其の同盟を脫せざる可からざるに至り、他の四派のみ同盟して、茲に立憲自由黨の新組織を見るに至りたりき。然れども改進黨は敢て之れが爲に其の主張を變じたるに非ず。事實問題に關しては、終始物興自由黨と提携して共に政府に當らむことを約したりき。故に民黨としての自由、改進兩黨は、事實上同盟黨に非るも、其の精神に於ては純然たる聯合黨なりき。

大成會國民自由黨

○**大成會國民自由黨**　自由改進兩黨に對する吏黨と認むべきものは、大成會と國民自由黨なり。大成會は選擧に際して黨派以外に當選したるもの、官職を奉ずるもの、若くは官臭を帶ぶるものゝ集團にして、たとひ嚴正中立を標幟とするもの、其の實體は政府の與黨にして、其の主張は保守的なりき。國民自由兩黨は曾て大同團結に屬したる保守分子の團結とも認むべきものにして、内治問題よりも寧ろ國權問題に重き

を置くと稱し、大成會とは密接の關係を有し、一人にして兩派に屬するもの亦少からざりき。

○民吏兩派の勢力―民黨たる立憲自由黨及び改進黨と、吏黨の目ある大成會及び國民自由黨とが議會に於ける勢力如何は、精確なる計數の以て之れを明示するに足るものなしと雖も、當時新聞紙の傳ふる所に依れば、立憲自由黨は百三十名、改進黨は四十名にして合計百七十名を有し、之に對する吏黨は大成會七十名、國民自由黨三十五名合計百五名にして、別に零細なる小黨に屬するもの、及び所屬不詳のもの二十五名あり、此等を悉く吏黨側に算入するも、民黨は尙ほ四十餘名の多數を制したる形勢なりき。

二、兩院の開會

兩院の開會

召集―第一期帝國議會は明治二十三年十一月廿五日を以て東京に召集せられたり。召集令の發布は同年十月九日とす。

○貴族院正副議長―貴族院令第十一條に依り、二十三年十一月二十五日附を以て議員中より左の二名正副議長に勅任せられたり。

議長	從二位勳一等伯爵	伊藤博文
副議長	從二位勳一等伯爵	東久世通禧

伊藤は初め固辭して受けざりしが、終に一個年間就職の條件を以て之れを諾したりき。然るに開會前後より正副議長共に病に臥して登院する能はざりし爲め、公爵近衛篤麿假議長に擧げられ、多くは其の職務を視たり。

貴族院の成立

○貴族院成立―召集當日貴族院は抽籤を以て各員の部屬を定め、部長理事の選擧を行ひ、其の成立を告げたり。

○衆議院正副議長選擧―衆議院は召集の當日、書記官長曾根荒助、假りに議長席に就き、正副議長候補者

衆議院の成立

の選擧を行へり。選擧の手續に關して尠からざる混雜を生じ、數回の決戰投票を繰返したる後、漸く左の結果を得たり。

議長候補者當選者

中島信行　津田眞道　松田正久

副議長候補者當選者

津田眞道　楠本正隆　芳野世經

書記官長直ちに如上候補者を上奏し、翌廿六日當選候補者中左の如く勅任ありたり。

議院法第三條に依り衆議院議長に任ず

從四位　中島信行

同上副議長に任ず

從二位　津田眞道

○**衆議院成立**―正副議長定まりたる翌日（廿七日）衆議院は議員の席次及び部屬を定め、各部の部長及び理事を選擧して、衆議院茲に全く成立を告げたり。

開院―兩院既に成立したるを以て、二十九日第一回帝國議會の開院式を貴族院に擧行する旨を仰せ出され、當日車駕親臨、陛下玉座に就かせ給ひ、總理大臣伯爵山縣有朋の御前に捧呈せる　勅語を取らせ給ふて、玉音朗に左の勅語を賜ふ。

朕貴族院及び衆議院の各員に告ぐ

朕即位以來二十年間の經始する所、内治諸般の制度粗々其綱領を擧げたり。庶幾くば皇祖皇宗の遺德に依り、卿等と倶に前を繼ぎ後を啓き、憲法の美果を收め、以て將來に益々我帝國の光烈と、我臣民の忠良に

して勇進なる氣象とをして中外に表明ならしむることを得む。

朕又夙に各國と盟好を修め、通商を廣め、國權を擴張せむことを期す。幸に締盟諸國の交際は益々親交を加へたり。

陸海の軍備は內外の平和を保全する爲めに歲を積んで充實を期せざるべからず。明治二十四年度の豫算及び各般法律は朕之れを國務大臣に命じて議會の議に附せしむ。

朕は卿等が愼重公平以て審議協賛する所あることを期し、併せて將來に繼ぐべきの模範を貽さむことを望む。

勅語に對し貴衆兩院は各々奉答文を捧ぐの先例を開きたり

貴族院の奉答文

臣貴族院議員等誠恐誠惶恭しく叡聖文武天皇陛下に上奏す

陛下聖德日に躋り、大憲を煥發し、議會を設け、衆思を聚め、以て與に倶に國家の進運を扶持せしめむことを望み賜へ、今や兩議院を會同せしめ、親しく開院の盛典を擧げ、優渥なる勅旨を賜ふ、臣等區々の微衷、專ら帝國の隆昌を冀ひ、併せて臣民の慶福を祈る。敢て大憲の條章を恪遵し、所見を啓瀝して以て、皇猷を賛襄する所あるを期せざらむや。臣等恐懼の至りに堪へず、謹で奉答す。

衆議院の奉答文

恭しく惟みるに、我　天皇陛下議會開院の盛式を擧げ、優渥なる聖詔を賜はり、臣等感喜の至りに堪へず。臣等此より心力を盡して協賛の責を全うし、以て陛下の信任に對へ、以て國民の委託に酬へんとす、玆に謹で奉答す。

陛下は兩院の奉答に對して下の如き勅語を賜へり。曰く、朕、貴族院（衆議院）の深厚なる敬禮を嘉みす。

○全院委員長選擧ー尋て兩院は全院委員長の選擧を行ひしに、貴族院に於ては細川潤次郎當選し、衆議院に於ては島田三郎當選せり。衆議院は此の選擧に於ても議長選擧の場合に於ける如く、選擧の方法に就き種々の疑義を生じ、多くの時間を費せり。

○常任委員選擧ー全院委員長選擧を終りたる後、貴族院は豫算、懲罰、請願、資格審査の四常務委員を選擧し、衆議院は豫算、懲罰、請願の三常任委員を選擧せり。而して衆議院に於ては大江卓豫算委員長に、新井章吾、尾崎行雄、阿部興人の三氏其の理事に擧げられ、其他各委員長理事の互選を了へ、兩院の形體玆に全く備はれり。

内閣施政の方針

山縣首相の內閣施政の演說

三　內閣施政の方針

山縣總理の演說ー政府は先進立憲國の慣例に倣へ、議會開會の劈頭、內閣總理大臣伯爵山縣有朋衆議院に臨みて、施政の方針を演說したり（十二月六日）

諸君、我が　天皇陛下が至仁なる聖慮に依り、千歲不磨の大典を立てさせられ、今日諸君と俱に此に相會するを得るは、實に慶賀措く能はざる所にして、亦本官の光榮とする所なり。

顧るに舊幕府の鎖港主義を執りし以來三百年間一邦土の太平を保ちたりと雖も、亦た惜むらくは宇內の大勢を背馳して、實に三百年間の進步を遲緩ならしめたるを免かれず。大政維新の時に膺りて、一旦世運の變遷を察して此の方嚮を一變するや、吾人は過去數百年間に延滯したる負債を償還するに、其の及ぶ限りの短日月を以てせむことに努め、而して吾人が今尙ほ諸君と與に背上に負荷せる此の至重の義務は、未だ其半ばを終ふるに至らず。幸に上に　聖天子の宏遠なる皇謨と、下に先進諸君の翼賛計畫とに依り、規模標準一定する所あり、步々序を追ひ以て今日あるを致したり。想ふに實際施設の緩急及び方法に至ては、人々見る所ありて互ひに出入異同あるは免かれざる所なりと雖も、其の大局の方嚮より觀察する時は、吾

人は均しく同一の潮流に沿ふて進行する者にして、其の趨勢の範圍の内に在りて、一大軌道の外に超出するを得ざるものなることは、本官の斷言するに躊躇せざる所なり。

歳計豫算に就ては、吾人は固より憲法及び法律勅令を保持するの責任を負へり。今政府より二十四年度の總豫算を提出せむとするに當り、本官は諸君の愼重公平なる審議協賛に倚信するものなり。

豫算歳出額の大部分を占むるものは陸海軍に關する經費とす。茲に將來の爲め政府の所見を吐露して諸君の注意を求めむとす。今の時に當り行政及司法の制度は之れを整備して其の運用を敏活ならしめ、農工及通商の業務は益々之を奬勵作興して國の實力を養はざるべからず。故に内治は一日も忽にすべからざると同時に、國家の獨立を保持し、國勢を振張するは亦吾人の共同目的にして、此の一定の方嚮は獨り政府の離るべからざる所の針路たるのみならず、將來政治上の局面は何等の變化を現出するも、凡そ我帝國の臣民たるものは、同心戮力して其の進線を綜合し、同一の軌轍を踏て、永遠に此の目的を達することを愆らざるべきなり。

蓋し國家獨立自衞の道は、一に主權線を守禦し、二に利益線を防護するに在り。何をか主權線といふ、國疆之れなり。何をか利益線といふ、我主權線の安全と緊く相關係するの區域之れなり。凡そ國として主權線を守らざるはなく、又均しく其利益線を保たざるはなし。方今列國の際に立ち、國家の獨立を維持せむと欲せば、獨り主權線を守禦するを以て足れりとせず、必ずや亦利益線を防護せざるべからず。今者吾人果して主權線を守るに止らず、亦利益線を保ちて國の獨立を完全ならしめむと欲せば、其の事固より一朝空言の能くすべきにあらず。必ずや國の資力の許す限り寸を積み尺を累ね、以て成績を見るの地に達せざるべからざるなり。故に陸海軍の爲めに巨大の金額を割かざるべからざるの須要に出るのみ。

以上叙述し來りたる要點は、其の大體に於て諸君の協同一致する所なるは、本官の信じて疑はざる所な

質問と答辯

り。而して是れ皆吾人が短迫なる日月を以て償還せざるべからざる重大なる責務にして、此の責務を盡さむが爲めには、吾人の境遇に隨伴せる一己の利益を犧牲にして、公是の在る所を求め、相倶に胸襟を開き、蘊底を盡し、以て歸一の點を得むこと豈難しとせむや、諸君幸に諒察せられよ。

四　質問と答辯

第一議會中に於て、衆議院議員より國務大臣に對し質問趣意書を提出したるもの二十一件、之れを類別すれば、文部、農商務、陸海軍、及び外務に關聯するもの一件、外務に關するもの三件、大藏に關するもの五件、農商務に關するもの三件、海軍に關するもの一件、内務に關するもの一件、九省事務に關するもの二件とす。別に貴族院議員より提出せられたるもの三件、内二件は外交問題に關せり。左に其の主要なるものを摘錄す。

(一)四箇條の質問―開會劈頭、質問を提出したるものは新井章吾外三十二名にして、前項山縣總理の演說せる内閣施政方針に對し、單に右のみにては詳細を知承する能はず。今や將に各種議案の審議に當らむとするに際する故に、一層明白に其の方針を熟知し置くの要ありとなし、質問大綱として左の四個條を列擧したり。

一、教育の方針（高等教育を主とするか、將た普通教育を主とするか）
一、殖産興業の方針（積極の方針を執るか、將た消極の方針を執らるゝか）
一、陸海軍の方針（軍備の擴張は單に防禦に止むるか、而して陸海軍孰れを主とするか、或は陸海軍を均しく擴張せむとするか）
一、條約改正の成行、之れに付て將來内閣の方針如何

久しく民間に雌伏して藩閥政府の施設に慊焉たらざりし在野黨は、茲に第一議會の開會に遭ひ、先づ質問

に依りて戰を政府に挑まむとしたりしなり。而して其の挿出が在野黨多數議員の合議に成れるものたるは言ふを待たず。

〇**政府の答辯**―如上の質問に對して、所管の各大臣は孰れも登院して之れに答辯を與へぬ。芳川文部大臣は曰く『普通、高等共に國家人文に必要にして兩者の間徑庭を見ず、兩者均一に擴張普及せしむるを方針とす』と。陸奥農商務大臣は曰く『殖產興業に關する行政は、多岐に亘るがゆゑに、一概に言ふ能はず。消極積極の意味は明瞭ならざるが故に、答辯を爲すに由なし』と。大山陸軍大臣は曰く『陸軍現時の編制は、國防上缺くる所なきを以て、之れに滿足すべきも、海軍防禦、兵器製造、陸地測量等の大事業は、未だ整備の域に達せざるが故に、漸次之れが完備を期す』と。樺山海軍大臣は曰く『攻守の施制兩つながら遺憾なからしめんには、軍艦七十五隻餘、二十萬噸の海軍を要す、差向き今日の急は、少なくとも十二萬噸約二十五隻の新造を必要とするが故に、政府は今後六七年間に於て、此計畫を完成せむとす』と。海陸兩大臣は又曰く『陸海軍は是れ車の兩輪、鳥の兩翼、之れを活用するに當ては臨機の策を施さゞるべからす。兩軍の間決して主客の別を設けず』と恰も申合せたる如きの答辯を與へたりき。

〇**外交問題**―最後の質問事項たる『條約改正の成行及之れに關する內閣の方針如何』に付ては、新井章吾は其の趣意の說明中要點を分つて『條約改正の大體の沿革、談判現下の成行、及び將來の方針、治外法權撤去の時機、稅權回復の時機、及び內地雜居の時機如何、幷に外人法官制、外人に不動產所有權を與ふるの有無如何』を列擧して、一々之れに明瞭の答辯を聞かむことを迫まれり。之れに對して一月十七日外務大臣青木周藏衆議院に臨み、約二時間以上の演說を試みたり。安政時代より明治初年に至る條約締結の歷史、明治五年岩倉大使歐米派遣の事より明治二十二年大隈外務大臣の失敗に至るまでの歷史、外務大臣の職責、列國との交際等娓々數萬言を縷述したるが、議員が最も熱心に聞かむと欲したる主要なる個條に付

ては、答ふる所甚だ茫漠にして、唯だ僅に演說の結尾に於て『政府は熱心に條約改正の事に從ひ、現に列國と談判中に在り。然れども其の談判の方針及び締結の事項に至りては、事外交の機密に屬するを以て、今日の公言の限りに非ず』といひしに過ぎざりき。

○議場の喧囂―議員の多數は、如上の答辯に滿足する能はずして、質問より質問に移り底止する所なかりしかば、斯くと見たる青木外務大臣は忽ち閣を排して場外に去りたり。而して其の退出は益々議場を激せしめ、『當局大臣不親切』の聲は四隅に起り、『再質問を爲すべし』『否再質問を許さず』『やるべし〳〵』『無用〳〵』の怒號頗る喧囂を極めたりしが、旣にして『再び外務大臣の出席を求め、演說中不明の點に就き更に答辯せしむべし』との動議可決し、其の時日を十八日の議事に入る前と定め、議長をして其の意を外務大臣に通知せしむ。青木外務大臣覆牒して曰く、『昨日の答辯を以て十分に意を盡くしたりと信ずるが故に質問者の請求に應ずる能はず』と。議場は再び紛擾を新たにしたるが、結局何等の決定を見ることなくして止みぬ。

○其他の質問―其他主要の質問としては、井上角五郎外四十二名の提出せる『日韓交涉事件に係る四箇條の質問』三崎龜之助外百五名の提出せる『稅權恢復に關する質問』河島醇外數十名の提出せる『財政に關する質問』等ありき。

貴族院の質問―貴族院も亦條約改正に關し、西村茂樹の名を以て『外人に內地雜居を許すの有無』外數項を擧げて、質問書を提出し、谷干城氏は、衆議院に於ける外務大臣の演說中『明治十二年二月北米合衆國との改正條約締結は無効且つ水泡に屬したり』との件に關して質問書を提出したり。外務大臣の西村に對する答辯は、要するに、

(一)條約を改正して帝國の權利を完うせむが爲に內地雜居を締盟列國民に許すは避く可からざる義務な

り。

(二)外人には不動產所有權を與へず。

(三)條約改正と共に稅權回復を期すと雖も、一時に全部を回復するは困難なり。故に先づ稅率を改正して收入を增加する方針なり。

(四)沿海貿易は斷じて之れを許さず。

(五)外人歸化の事は、議會の協贊を以て許否すべく、政府今より明言する限に非ず。

といふに在り。谷子爵に對しては『日米條約は消滅したるに非ざるも、同條約の末文に於て、其の効力及び發生期を保留し置きたるに、其の期限遂に到らずして從つて効力を發生せざりしを以て、同條約は無効云々と陳べたるまでなり』と辯じたり。其他貴族院より提出せられたるもの、三浦安以下三十二名の提出に係る『豫算議定權の區域及び分界に關する質問』唯此の一件あるのみ。

五　豫算會議

豫算案は第一期帝國議會に於ける官民衝突の大問題なり。多年政費の節減、民力の休養を唱道し來れる在野黨は、死力を盡して政府案に大削減を試み、論戰甚だ激烈を極めたり。故に其の敍事稍々詳密ならざるを得ず。

歲出入額―政府提出の明治二十四年度總豫算に訂正せられたる歲入出總額は左の如し。

歲入……
- 經常―七九、四四三、八六四、八七〇 (圓)
- 臨時―　一、二三二、一二八、五五一
- 合計―八〇、六七六、九九三、四二一

歳出	經常	七二、一七一、一八一、七四四
	臨時	八、四六七、五三二、九七〇
	合計	八〇、六三八、七一四、七四四

歳入剩餘……………………………三八、二七八、六七七

後、政府は横川輕井澤間鐵道敷設費外三項の爲めに、前年度歳入金二百四十三萬七千百二十一圓の追加豫算、帝國議事堂再築に關する件に就き、前年度繰越金二十四萬八千四百十八圓餘の追加豫算を提出したるを以て、歳出入臨時部の合計に於て更に若干の增加あるものと知るべし。卽ち此の追加豫算を併せて歳入總額八千三百十一萬四千餘圓、歳出總額八千三百七萬五千餘圓となり、差引歳入剩餘三萬八千圓を有する計算なり。之れを前年度卽ち二十三年度の總豫算に比較すれば、歳入に在りては百九十五萬六千餘圓を減じ、歳出に於ては百八十二萬七千餘圓を減じたり。

財政計畫—十二月六日山縣總理大臣が衆議院に臨みて施政の方針を演說するや、之に續いて松方大藏大臣又一般財政の方針に就て演說する所ありたり。

……豫算に關する詳細の說明は委員會に於て之れを爲すべしと雖も、豫算追加案として提出したる軍艦製造費、鐵道敷設費、電話新設費財源に付ては、特に諸君の注意を求むべきものあり。軍艦製造費は五百二十一萬餘圓、二十四年度より向ふ五ヶ年間に支出し、鐵道敷設費は二百五十萬圓を廿四、廿五兩年度に於て支出し、電信新設費は十八萬圓餘を二十四年度中に支出するの計算にして、合計七百八十九萬餘圓の金額を要するものなり。斯くの如き巨額の臨時費は、目下經常歳入を以て支辨するの道なく、其の財源は之れを臨時の方法に求めざるを得ず。然るに幸にして二十一年度に於て三百六十二萬餘圓、二十二年度に於て四百二十七萬餘圓、合計七百八十九萬餘圓の剩餘有るを得たり。是れ其の主なる原因は、工業貿易俄

かに發達の狀を呈し、歲入に意外の增加を生ぜしに在り。此の兩年度の好結果は曾て豫期せざる所なれば、政府は前陳の臨時必要事業の經費に充つるが爲に、此の剩餘金を使用するは當を得たりと思考し、玆に追加豫算を提出するに至れり。諸君幸に其の計畫を贊成せらるゝに於ては、更に國債を募集し、若しくは租稅を增加するを要せずして、此の必要なる事業を施行するを得べきなり。

次に國債の實況及び紙幣整理の顚末は、財政上重要なる關係あるを以て其の要領を略述すべし。

維新以來本年八月に至るまでの內外國債の總額は三億九千九百萬餘圓の巨額に及びたりしが、其の既に償還を終りしもの一億四千五百萬餘圓にして、差引現在高二億五千四百萬餘圓、其の內外國債に屬するもの五百萬餘圓に過ぎず。

右現在高二億五千四百萬餘圓に、本年紙幣償却の爲無利息にて日本銀行より借入れたる金額二千二百萬圓を加ふれば、總計七千六百萬餘圓となるべし。

抑も經常歲入を以て支辨し難き臨時の必要に依りて國債を起すは、國家の經營上免がるゝ能はざる所なれば、平素無事の日に於ては、成るべく負債を減却することを努むるは財政上最も注意すべきの要點なり。我政府は此に注意し、明治十一年より以來、年々必らず二千萬圓以上を以て國債元利の支拂に充つべきの議を定め、今日に至るまで之れを履行して間斷なかりき。今後尙氏の主義を確守する時は、二億七千萬餘圓の國債は、大凡三十ヶ年內に償還し得べきの割合なり。

紙幣の整理は政府の財政上從來最も困難を極めたりしが幸に今日に於て殆ど完結の望あるに至れり。政府が維新以來政治上止むを得ざる必要に迫られ、前後發行せる紙幣の總額は無慮一億二千萬餘圓の巨額に達せしも、漸次に整理の實効を擧げ、明治十九年に至りて兌換制度を斷行することを得たり。

其の發行總額の內、千四百萬餘圓は公債證書に引換へ、四千三百餘圓は正貨を以て交換し、二千四百餘圓

は直ちに消却に付したり。差引殘額四千萬餘圓の內、八百萬餘圓は五十錢以下の小紙幣にして、政府は年々經常歲入より百萬圓づゝを支出して其の償却資金に充つるの計畫を定め、二十三年度より施行し、三千二百萬餘圓は一圓以上の紙幣にして、現に同額の資金を國庫に備へ、何時にても交換に差支なし。今より後此の計畫を變ずることなくむば、數年を出でずして、紙幣の金額を擧げて全く消却するを得るに至るべし。

大藏大臣は最後に財政の百般政務と相須て離るべからざる關係を有し、且つ變化極まりなき經濟界に處する事業なるが故に、特に愼重の熟議を煩はすと述べたり。而して此の演說終るや、河島醇よりは經濟及び財政に關する質問、綾井武夫よりも同一の質問、高梨哲四郎よりは會社補助に關する質問、尾崎行雄よりは郵船會社補助に關する質問等續々と現はれ、政府委員は一々之れに對して答辯を與へたりき。

○**豫算委員會**―衆議員は開院の當日、各部より七名宛を選み、總員六十二名の豫算委員を擧げ、大江卓を委員長に擧げたるが、委員會は政府より豫算案を受領するや、審査事項を六科に分ち、各科に主査一人を置き、各々其の分擔事項に付き審査に着手せむとしたりき。

○**査定の方針**―乃ち先づ審査の大體方針を左の如く定め之れに準據して進行することとせり。

一、憲法第六十七條規定の歲出削減に關しては、委員會は政府の同意を求むるの手續を採るを要せざること。

一、深く官制に立入りて豫算を審査すべき事

一、官制改正の要求は委員會之れを爲さずして有志議員の之を爲すに一任する事

一、非職給を全廢すること

一、官舍を廢止する事

一、秘書官、知事、裁判所々長の交際費を廢止する事

一、旅費規則を改正する事

審査未了の報告―委員會は右の方針に依りて熱心審査に從事したるが、事全く創驗に屬して、審査手續等に多くの時日を要したるが爲め、十五日の期間以内に於て審査を結了する能はず。斯くて止むを得ず審査未了のまゝ、之れを議場に報告することゝなり、十二月二十日委員長大江卓、其の旨を議場に報告したるに、議員中豫算委員の怠慢を詰るの聲頗る高く、當日の議場は此の問題を以て頗る紛擾を極めたりき。

○**再附托**―紛擾の後、結局更に同一委員に附托して、向ふ七日間を限り審査を繼續結了せしむることゝなり、委員會は再び開會し再附托期日の滿了までには漸く結了を告ぐるに至りたり。

○**八百萬圓を削る**―委員會は前項審査の方針に準據して一歩も假借することなく、多大の修正を欵項に加へたり。經常臨時兩部の歳出に對して削減を試みたる額實に八百萬圓餘に及べり。政府は此の趨勢を容易ならずとし、交々委員會に出席して辯明に努め、大藏次官渡邊國武の如きは『斯る修正は行政機關の運轉を妨ぐる甚だしきものにして、たとひ其の削減が議會の定議と爲るに至るも現政府は之れを以て到底事後を善くする能はず』と斷言し、全力を盡して原案を維持したり。而も委員會は毫も顧慮する所なく其の議を確定し、十二月二十七日先づ文書を以て其の經過及び結果を報告し、年末休日の終りたる日（翌年一月八日）の議場に於て口頭の報告を爲したりき。

査定案の要領―豫算委員長が本議場に於て報告したる査定案說明書の大要は左の如し。

經常臨時歳入部總額に於て、査定額の政府案額より減ずること二十萬三百五十圓、同歳出部に於て減ずること七百八十八萬七百三十四圓餘なり。此の減少を生ぜし所以は一方に於ては經費の節減し得べきもの多きを發見したると、又た一方に於ては深く民力休養の必要を感知したるに由れり。豫算を審査し、歳計をして其の當を得せしめむと欲せば、勢ひ官制及び俸給に論及せざるを得ず。故に豫算委員は深く諸官衙處

分の實際を考察し、事務の執行に差支なき限り、經營の節約を計れり。然れども其の事業費に至りては、大抵削減を加へず、當局の要求額を存置せり。

官制及び俸給に論及したる詳細の事由は載せて別紙參考書に在りと雖も、今其の重要なるものを擧ぐれば、第一內閣及び各省の會計局を廢して總務局の一課と爲し、第二警視廳は之れを東京府に併せ、第三參事官を廢し、第四書記官の員數を減じ、第五判任官の官制四分の一を削り、第六判任官の平均月俸を二十五圓に見積りたる類是れなり。

非職俸給は總べて之れを削減したり。其の職務なくして俸給を與ふるは、俸給の本義に戾るがゆへなり。

旅費は別紙參考書に準據して削減したり。其の一定の標準に據り難きは各省の部に說明せり。繼續費、雜給、廳費の類は、諸官衙の實況を斟酌して一割乃至三割の削減を行へり。次官、秘書官、知事、裁判所々長の交際費手當は之れを廢除したり。

官舍の如きは之れを貸與するの必要なきに由り、總て新築を停止し、且つ現在の分は之れを官省財產に燥り込み、相當の貸料を徵收することゝなせり。馬匹費は各省院廳を通じ之れを廢除せり。

是れ皆豫算を査定し、國家の歲計をして當を得せしめむが爲に準據する所の標準なり、然れども政府は必らず別紙參考書に載する所の方案に據り、官制其の他の改正を行ふべしと謂ふにはあらず。政府別に方案の在るあらば、之れを採るも亦可なり。要は唯だ茲に査定せる豫算金額を以て國家を料理せむことを希望するに在るのみ。右等の方法に依りて剩餘し得たる歲入は、之れを地租輕減及び高利公債の償還等に充用せられむことを望む。

嚴密に款項の流用を防ぐは、豫算の効用を保全する所以なり。故に款項の配置存置は其の關係極めて大なり。然るに本年度の豫算は、從前の款項目を交互變換したる所少からず。之れを前年度のものと比較する

に、非常の不便を覺えたり。今査定書に於て之れを釐革更正したるは、豫算の効用を保全せむと欲するの微意に外ならず。

如上說明書に見ゆる如く、豫算委員會は單に豫算金額に削減を加へたるに止らず、間々官制を變更して豫算を案せしものなるが故に政府其他査定案に反對せしものは『豫算委員會が官制の變更に立入るは越權なり』として大いに其の不法を鳴らしたり。委員會は卽ち豫め此の非難を免れむが爲に、別に官制及び俸給別表等を編成し、參考書の名を附して如上說明書と共に、議會に報告したり。說明書中別紙參考書とせるものは卽ち是れにして、爾後數次の議會は、常に豫算議定權を以て官制の改正に及ぼし得べきや否やの爭ひを絕たざりき。

豫算委員の三派—八百餘萬圓の削減は、豫算委員中最も多數を占むる民黨議員の一致の決議に出でたること勿論なれども、委員中亦溫和の意見を有するもの少からず、査定案を確守する硬派に對して、官了法案を筆頭とせる軟派あり(政府黨及び之れに近き議員の意見を代表するもの)佐々田懋等を中心とせる中軟派あり。豫算案の決議に上るの日、軟、中軟の二派は、各々委員會の少數意見を代表して修正案を提出したり。

會議の順序—一月八日豫算委員長の報告終りて、將に本會議に入らむとするに當り、末松謙澄、會議の順序に就き左の緊急動議を提出したり。

一、豫算會議は先づ歲出の部を議する事

一、豫算會議は三讀會の手續を須ゐるず、直に逐條審査に入る事

一、政府の同意を求むべきものは、每省歲出の逐條審議を了りたる後之れを求むる事

一、政府の回答を得るときは、更に其の各項を審議し、而して歲入の逐條審議に入る事

一、後ち歲出入豫算の大體議を爲し、以て豫算會議を結了する事

一、豫算會議中全院委員會を開くは其の臨時の決議に任ず

衆議院は如上の動議を全院委員會の議に附したるに、其の會の權限及び議題に就て紛起せる議論あり、結局該動權を否決し、本會議に於ても亦均しく之れを否決せり。異論の最も多かりしは第三第四の兩項即ち憲法第六十七條に定むる「憲法上の大權に基ける既定の歳出及法律の結果に依り、又は法律上政府の義務に屬する歳出は、政府の同意なくして帝國議會は之れを廢除し又は削減する事を得ず」とある三種歳出削減に對する政府の同意を求むる時期」の問題に於ける見解に在りき。末松の動議は、確定議前一院毎に政府の同意を求むべしとするの趣意にして、政府の最も喜ぶ所たると同時に議院の最も喜ばざる所なりき。而して民黨の聲を齊しくして主張する所は、兩院通過の後に政府の同意を求むべしといふに在りしを以て、兩者の見解は殆んど氷炭相容れざるものありき。

動議の再現―翌九日、議事日程將に進で豫算會議に入らむとするや、議長中島信行宣言して曰く、「先づ歳出を議し、後ち歳入に及ぼすべし。而して讀書の手續を取らず、直に逐條審議に入るべし」と。時に議員坪田繁、再び左の如き緊急動議を提出せり。

一、憲法第六十七條規定の歳出に關する廢除又は削減は政府の同意を求むる爲の議決とす

一、同上歳出に關し政府の同意は本院に於て政府の同意を求むる爲め議決後直に之れを求むるものとす

贊否の論交も〳〵起りたるも、是れ亦九十三に對する百三十八の多數を以て否決せられたりき。

不同意の豫告―此日松方大藏大臣臨場し、該動議の否決せられたる後、「一院毎に政府の同意を求むるを正當の順序とす」といひ、而して豫算査定案に就ては、削減過大に失したるを理由として政府之れに同意する能はざることを豫告せり。石田貫之助、工藤行幹等、其の孰れの點に同意する能はざるかを反問したるに對して、松方大藏大臣は、未だ正式に同意を求め來れるに非ず、故に細目に立入るべき時機に非ずとして之れ

を却けたり。夫れより豫算本會議に入らむとせしが、尚ほ愼重の手續を盡すの必要を認めて之れを全院委員會の議に附したりき。

（**全院委員會**—は十餘日に涉り、政府案を基礎とし、査定案並に佐々田、菅等の修正案を參照して、交々質議討論を重ねたり。（此の間政府黨に屬するもの盛むに壯士を使嗾して民黨議員を脅かし、往々暴行を加ふ。政府乃ち後難を慮り、保安條例を施行して議會開會中壯士五十餘名を京城三里以外の地に退去せしめたり）而も院議中、西毅一が豫算査定案廢棄の緊急動議を出すに及んで、民吏兩派の論戰最も激烈を極め、議場は爲に大紛擾を生ぜり。斯くて幾多の波瀾ありたる後、結局百二十五に對する百四十一の多數を以て該動機を否決し、大いに議事を進行して、悉く査定案を是認することゝなり、二月三日を以て會を閉ぢたりき。

豫算本會議—二月六日漸く豫算の本會議を開きたり。議事に入るに先ち、政府黨は其の進行を阻止するに足るべき幾多の動機を提出したれども、概ね否決せられ、大體議に入れる時、井上角五郎二日に涉る査定案反對の長演說を試み（演說後一日を隔てゝ壯士の爲に毆打せらる）政府黨の爲に萬丈の氣焰を吐きたり。然れども大勢は飜へす可からず。議會の多數は、破竹の勢を以て査定案を通過し、二月十六日歲出經常部の議事を終へたり。

政府は百方原案の維持を務めたるも、既に歲出經常部を議了し、査定案通過の傾向顯然たるに於て、別に非常手段を以て議會を威嚇せむとし、山縣總理大臣は、施政の大體に關し、松方大藏大臣は豫算全體に對し、政府の決心を明かにするが爲に各々再度の演說を試み暗に解散を行ふの意を洩したり。然れども民黨議員は毫も顧慮する所なく、歲出經常部より臨時部に進み歲入、特別會計、豫算外國庫の負擔となるべき契約を要する件、追加豫算等に入り、概ね皆査定案を可決して豫算全部を議決したりき。

政府の同意を求むる件—豫算案を議決せられたり。此に於てか、衆議院は再び憲法第六十七條に屬する三個歳出の削減に關する疑義に立ち戻らざるを得ざりき。而して是れ亦政府の死活問題たらざるを得ざりき。議會が豫算全部を議決したる際、天野若圓は更に『右三個の歳出に就き、本院に於て廢除削減せむと意思を定めしものは、本院確定議以前に於て政府に同意を求むるを要す』との緊急動議を提出せり。其の意一院毎に政府の同意を求むべしといふにあり。即ち曩に否決せられたる、末松堀田の兩案と其の實質を同うせるものなりき。然るに異論百出の後、此の動議は百八に對する百三十七の多數を以て可決せられたり。

不同意の復牒—衆議院は如上の決議に基き右三個の歳出削減に就て政府に同意を求めたるに、政府は之れに對して不同意の復牒をなせり。曰く『政府は衆議院の修正可決したる豫算案を審査したるに、修正案は官制を變更せむとする點に於て、豫算議權の區域を超越せり。又法律の成文に依りて規定したる事件を、豫算に依りて變更せむとするは、其の分界を誤まれり。斯くの如き修正豫算は、行政の責に當るもの丶施行し能はざる所なり。』

豫算再調査—官民の衝突は方に其の絶頂に在り。此の勢を以て進まば、唯だ一の解散あるのみ。然るに此の前後に於て、衆議院の形勢稍々變轉の兆あり（政府が裏面に於て大いに議員の軟化運動に手を盡したる結果なりと傳へらる）此の傾向は、政府が不同意の復牒を爲し議長之れを議場に報告したる日に於て現はれたり。植木枝盛の『總理大臣の出席を求めて親しく意見を闘はすべし』との提議は脆くも破れて、三崎龜之助より提出せる『九名の特別委員を選みて政府と交渉せしめ、更に豫算修正案を編製せしむべし』との動議は却つて百十七に對する百五十の多數を以て可決せられ、豫算は更に九名の特別委員の再調査に附せらるゝに至れり。政府始めて爰に活路を得、衆議院の形勢は明かに一變したりき。

再調査の結果—九名の特別委員は、直ちに大臣及び政府委員の出席を求めて交渉を開始したり。委員は總

計七百五十餘萬圓を削減せむことを主張し、政府は六百三十一萬餘圓以上に上ぼる能はずと固執し、交渉數は、結局委員會は六百五十一萬二千餘圓の削減を以て双方を調和し豫算を修正したりき。

修正案の可決―特別委員長安部井盤根は再調査の結果を議場に報告し、松方大藏大臣は出席して修正案に同意する旨を述べたり。會議に入るや民黨は河野廣中、島田三郎、尾崎行雄、新井章吾、石田貫之助等を先鋒として修正案に反對し、前院議を確守して一歩も退讓せざらむと擬し、之れに對して井上角五郎、佐々木善右衛門、大谷木備一郎、大岡育造等熱心に修正案を贊成するあり。兩者の論戰頗る烈げしかりしも、記名採決の結果は、百二十五に對する百五十七の多數を以て修正案を可決するに至れり。

衆議院は乃ち憲法第十七條の規定に關する歲出に就き政府の同意を求め、政府の異議なく之れに同意を表したるに依りて、久しく行惱みたる豫算案全部は、爰に悉く衆議院を通過するを得たりき。

貴族院通過―貴族院は、三月三日衆議院より豫算案の送附を受けたり。其の七日を以て會期も滿了するの際なるに於て、院議は此の案を豫算委員に附托するに當り限るに二日間の日子を以てし、委員は鋭意討議を盡し、超へて五日の午前中に審査は終はり、衆議院議決を是認し、本會議も亦是れに異議を唱へず、終に豫算案の確定を見るを得たりき。

六　各種の法律案

本期中政府提出の法律案總數八件、其の中可決したるもの四件、衆議院提出のもの四十一件、其の中兩院可決二件、及び貴族院提出のもの二件（未決）等として、今其の重なる二三の經過を記すれば左の如し。

地租條例改正案―地租の輕減は民間黨人多年唱道し來れる所にして、政費節減、民力休養の說總べて是れより出でたり。而して後年政府と議會との衝突の主題亦多くは之れに關聯せり。改正案の內容は、地價百分の二個を以て地租壹個年の定率とするに在り（郡村宅地は二個半なり）しが、貴族院に至り未だ議題となる

に及ばずして消滅に歸したり。

商法に關する施行期限方案—議員並に政府提出に係るもの凡そ二件、孰れも民法と商法とその施行期限を異にするを不便として、之れが改正を企つるもの、兩院は二案共に之れを可決せり。

新聞紙條例改正案—當時の新聞紙條例に依れば當局者の一認定の下に容易すく發行停止を命ぜられ、言論の自由を羈束せらるゝこと太甚しかりしを以て、新聞社會は屢々之れが爲に災厄を蒙りたりき。議會開くるに及びて、改正案の提出せらるゝもの同時に二件、一は箕浦勝人より、一は末廣重恭よりす。改正案の要點は發行停止、保證金制度、幷に體刑を廢止すべしといふに在りき。衆議院は兩案を一括して委員に附し、委員會は可決の報告を爲したるも、會期切迫したる爲に、本會議に上るに至らざりき。

議員通過の法律案—兩院を通過したる法律案は左の六件に過ぎず。

特別輸出港規則追加案—商法に關する法律施行期限法律案—海軍省所管軍艦及水雷艇幷兵器製造繰越しに關する法律案—度量衡法案（以上政府提出）

商法及商法施行條例期限法律案—地租徴收期限改正法律案—（以上衆議院提出）

衆議院を通過したるも、貴族院に於て議決に至らざりしもの左の五件とす

保安條例廢止法律案—集會及政社法改正案—地租條例中改正法律案—版權法案—府縣制施行期限法律案（孰れも衆議院の提出に係る）

此の中、保安條例廢止案、及び集會政社法改正案は、殆ど全院一致を以て衆議院を通過したりと雖も、貴族院は故らに其の議事を遷延して、終に之れを消滅に歸せしめたりき。

七　上奏及建議

上奏案—第一開院式勅語に對する奉答文。

第二會期延長に關する上奏、第三特赦復權に關する上奏の三件あり。勅語奉答の事は前に在り、今期延長の上奏は、板倉中の動議に基き「議院燒失の爲め、定期の日數に不足を生じ、相當の日數延長の勅令を下し賜はむことを」といふの趣旨に出でたり。特赦復權に關する件は、菊地侃二の提出に係り『尋常犯罪として裁判を受け、尙ほ刑期中に在るもの、其の原因若くは目的、國事犯に在るものに對し特赦』を請へるものにして、如上三件は孰れも可決上奏の手續に及びたり。別に美濃部貞亮より非職條例廢止の上奏案、鈴木重遠より官制改正の上奏案を提出したるも、共に議事を附するに及ばずして閉會せり。

建議案—は衆議院に於て凡そ十九件あり。其の中院議を可決して其の手續に及びたるもの僅に一件、即ち『明治二十六年米國シカゴ府に於て開設する萬國大博覽會出品に關する豫算追加案提出を政府に建議する』の建議にして、中村彌六之れが發議者たり。政府は此の建議を受くるや、陸奧農商務大臣として『今は遺憾ながら直ちに豫算を提出する能はずと雖も諸君の建議は十分に之れを認識す』との意味の演說を爲さしめたり。貴族院に於ても亦同樣の建議案を可決したり。其の他同院に於て別に三件を可決したり。

八　雜件

資格審査—本期中三個の資格審査あり、一は和歌山縣多額納稅議員前田謙祐が自選投票一票を加へて當選したり。即ち自選投票の效力問題にして、他の二件は秋田縣第一區選出議員二田是儀、幷に茨城縣第四區選出議員赤松新右衞門に對し、其の資格に關する異議の申立なり。即ち此の二名の得票中當然無效となるべきものありといふに在り。貴族院に於ては審査の結果『前田謙祐の自選投票一票を無效とするも、其の當選は不法に非ざるもの』と判決し、衆議院に於ては『議院は議員の資格を審査するに當り、其の議員が選擧當時に於ける得票の效力、選擧手續及び當選方法の可否に付ては容喙の權利を有せざるを以て、本件の如きは審査するの限りに非ず』と決定したり。

議員逮捕の件―兩院議員は現行犯罪又は内亂外患に關する外は、會期中議院の許諾なくして、逮捕せらるゝことなきも、會期前逮捕したるものに關しては、此の保證を有せず、恰も東京府第十區選出議員森時之助委託物費消事件にて會期前拘引せられ、開會後尙ほ引續き拘留中に在りしかば、第一議會に之れに解釋を試みむと欲し、「衆議院の許諾あるに非ざれば、引續き拘留することを得ず」と決議したり。然れども之れに對する司法大臣の覆牒に依りて更に疑義を生じ未決の儘となれり。

懲罰の件―懲罰委員に附すべしとの動議は數回起りたるも、實行を見るに至らず、唯だ高梨哲四郎の提出に係る『和歌山縣選出陸奧宗光は開會の初め、兩三度出席したるのみにて爾後絕えて出席せざるに依り、懲罰委員に附すべし』との動議は成立して委員に附したりしが、委員會は「懲罰に附すべからず」と決議したり。

議事堂燒失―明治二十四年一月二十日の拂曉、俄然衆議院より火を發し、貴族院に延燒し、全部烏有に歸したり。當日假りに鹿鳴館（華族會館）を以て貴族院議場に充て、別に適當の假議場の準備完成するまで（一週間）休會を命ぜらる。此の間貴族院を帝國ホテル、衆議院を舊工部大學に移すの準備成り、同月二十九日より會議を繼續することを得たり。

請願の件、衆議院に提出せられたるもの一千五百二十六件の多きに及べり、而も一も採擇を得たるものなし。貴族院に提出せられたるもの十七件、其の中十件を採擇したり。

閉會―二月廿六日勅語ありて、九日間の會期延長を命ぜられたるが故に、閉會期は豫定よりも後れ、三月八日を以て宮中豐明殿に於て閉院式を擧げらるゝこととなり、天皇陛下には御不例の爲め御出席あらせられず、山縣總理大臣病みて亦參内する能はず、乃ち内務大臣西鄕從道勅命に依り勅語を朗讀せり。

勅　語

朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ

朕本日を以て帝國議會の閉會を命じ并せて卿等連月勵精の勞を嘉賞す

本會議の總日數は六十三日、時間は三百三十七時間なり。會期盡くるの日、衆議院に於ては議長中島信行簡單に第一期議會の經過及成績を述べて各員の勞を謝し（爾後之れを慣例とせり）貴族院に於ては久しく病を以て出でざりし議長伊藤博文出場して憲法の歴史を演說したり。

第四十節　第二議會（明治二十四年十一月二十一日開會 同年十二月二十五日解散）

一　開會前の政局

山縣內閣の瓦解—山縣內閣は第一期議會の初經驗に於て、痛く民間黨の爲に窘しめられ、豫算問題に於て、枉げて遂に六百五十餘萬圓の削減を忍ばざるべからざるに至り、漸やく無事に第一期を通過するを得たりと雖も、事後の困難なる到底內閣を存續するの成算なく、加ふるに閣僚の意見亦統一を缺くものありしのみならず、特に青木外務大臣の手に依て新たに起草したる條約改正案に付ても、山縣總理大臣の先づ異議を唱ふるありて、內外の事情頗る錯綜し、內閣の基礎漸く動搖せむとするを察して、山縣總理大臣先づ辭表を捧呈し、二十四年五月より六月の間に於て、山縣內閣は全く瓦解したりき。

松方內閣の組織—山縣の辭表捧呈と共に、後任の選定に幾多の曲折を經たりしが、伊藤博文起たず、黑田淸隆起たず、西鄕從道亦起たずして、終に山縣內閣の大藏大臣たる松方正義命を拜し（五月六日）大藏大臣を兼ねたる總理大臣として山縣の後を受けたりき。

松方就任後の第五日、湖南事件の變あり、上下の狼狽太甚しく、爲めに他大臣の異動を中止し、事略々定まるに及び、五月十七日陸軍大臣の變迭を始めとし、同二十九日外務大臣の更迭と爲り、尋て六月一日に至

り文部、司法、內務各大臣に更迭あり、松方內閣の組織爰に全く完成を告ぐるを得たり、卽ち左の如し。

總理大臣兼大藏大臣　松方正義　　文部大臣　大木喬任
外務大臣　榎本武揚　　遞信大臣　後藤象次郎
海軍大臣　樺山資紀　　農商務大臣　陸奥宗光
陸軍大臣　高島鞆之助　　司法大臣　田中不二麿
內務大臣　品川彌次郎

前內閣より新內閣に留まりたるは、後藤遞信、樺山海軍、陸奥農商務の三人にして、大木は樞密院議長より文部に轉じたるが爲め、其の後任は伊藤博文之れを襲ふこととなれり。

松方內閣の訓令―新內閣組織後間もなく松方內閣は品川內務大臣の名を以て地方長官に訓令を發したり。其の要に曰く、

『不肖彌次郎羸弱の身を以て大命を奉ずるに至れる、唯だ一片の至誠以て上下の情を貫き、聖恩に對へむことを期するのみ。

『內政の要は地方制度に在り、是れ國家組織の基礎なり。之れを鞏固ならしめむと欲する、徒らに形式の完備を求めず、實力の養成を謀らざるべからず。

『社會の秩序を保ち、衆庶の安寧を持するは警察の務なり。蓋し警察の要は機に臨み、變に應じ、寬嚴宜しきを得、保護を主として威嚴を事とせず、公と愛とを以て衆庶を待ち、常に此の二義を服膺して、其の實効を擧ぐるに在り。

『制度の進步は實力に伴ふを要す、須らく勤儉着實を主とし、形式の外飾に泥むなかれ。

官制改正―松方總理大臣は第一期議會の大藏大臣として『議會閉會後官制を改正して經費の節約を圖るべ

し」と明言したるあり。此の意を體して七月二十七日、之れが改正を公布し局課を廢合し、局次長を廢し、試補を減じ、各省判任官を淘汰し、俸給額約六十萬圓を減ぜり、然れども民黨は多く之れに滿足を表するの色なかりき。

自由改進兩黨の聯合―改進黨及び立憲自由黨は第一期議會に於ける態度を閉會後に繼續し、其の依然政府反對黨たるに於て殆ど同一方向に走れり。乃ち策士兩黨の間に周旋して之れを聯合せしめむと謀り、遂に板垣退助、大隈重信の會見となり（十一月八日）民黨の大懇親會となり、第二期議會開會以前に於て、兩黨は全く聯合の實を擧げたり。而して之れに屬する代議士の頭數は明かに過半數を超えたり。

○兩黨以外の團體―第一期議會豫算再調査の際、自由黨中の土佐派及び其の同志二十九名は、政府の與黨となり袂を聯ねて自由黨を去り、別に自由俱樂部なるものを組織せり。然れども其の後多少形成の變化ありて純然たる政府黨と認むべからざるものあり。政府黨の醇なるものは、第一議會閉會後新たに起りたる協同俱樂部なるものにして、末松謙澄、井上角五郎、大江卓之れが牛耳を執りぬ。大成會の多數は亦固より政府黨たりしも、第二期議會開會後までには幾多の變化ありて、其の一半は寧ろ自由改進兩黨に接近の姿を現したりき。

今各黨派の所屬別を擧ぐれば左の如し。

自由黨	八五	改進黨	四二
大成會	六〇	協同俱樂部	三〇
自由俱樂部	三三	無所屬	五〇

二 兩院の開會

召集―明治三十四年十一月廿日を以て東京に召集せられたり。

内閣施政の方針

○兩院議長―衆議院は正副議長共に異動なく、貴族院に於ては、伊藤東久世の正副議長とも任を辭し、侯爵蜂須賀茂韶は議長に細川潤次郎は副議長に任ぜられたり。

○成立及開院式―召集當日、兩院は議員の部屬を定め、部長理事を選擧し、兩院成立したるを以て、廿六日貴族院に開院式を擧行あらせられ、勅語を賜はれり。

○全院委員長及豫算委員長―兩院共に開院式の翌日、全院委員長の選擧を行ひたるに貴族院に在りては公爵近衛篤麿、衆議院に在ては大東義徹當選し、尋て常任委員の選擧あり、豫算委員長は貴族院に於て子爵谷干城、衆議院に於ては松田正久當選したり。

三　内閣施政の方針

松方總理大臣の演說―第二期議會の開會劈頭松方總理大臣兼大藏大臣衆議院に臨みて、施政の大任及び財政の方針を演說せり。

我國も亦一國の名譽を保ち、各國と競爭場裡に馳驅せむとする以上は、今日國力の許す限り、國防と國家經濟とを目的とし、其の事業の中最も急なるものを決行しなければなりませぬ。先づ陸軍では兵器彈藥の改良、砲臺の建築、海軍では軍艦の製造が最も急要であります。然るに之れに最も必要ある材料たる鋼鐵は皆海外より仰がねばならぬ。……兵備上の危險、經濟上の損害共に甚しき譯ゆへ、新たに政府は一の製鋼所創立の議を決し、其の經費を二十五年度の豫算に組み込て置きました。

鐵道は國際上併に經濟上之れを國有とし、以て其の延長及完成を圖ることは、今日の時勢に最も必要なることゝ認めます……依て政府は之れに就き、必要なる法律案を不日議會に提出して諸君の協贊を求むる筈であります。

政府は益々事業の進步を圖る積りで、先づ其の計畫の一部として信用組合法、農會法の如きものを提出い

たしました。
治水の事業は人民の生命財産に關係する緊急の事業なるゆへ、政府は河川修築に要する經費を增加し、又從來地方費支辨の監獄費は、以後國家の負擔とし、既に其の法律案を提出いたしました。

是れ大要なり、曰く軍艦製造、曰く鐵道國有曰く製鋼所設置、曰く監獄費國庫支辨、曰く治水事業松方內閣は悉く民論を激動せしむるに足るべき重大問題を提供し、以て當時の議會に解決を試みむとしたり。而して最初より其の態度は頗る强硬なりき。

四　解散問題

（一）豫算案

明治二十五年度歲入歲出總豫算原案計上の金額は左の如し。

歲入	合計	八六、五〇八、六八七・一四八
	經常	七九、八七七、五九八・二七五
	臨時	六、六九一、〇八八・八七三
歲出	合計	八三、五〇二、七五九・二三〇
	經常	六九、四三一、九七九・七四九
	臨時	一四、〇七〇、七七九・四八一
歲入剩餘		三、〇〇五、九二七・九一八

前年度と比較して、歲入に於て三百四萬六千百餘圓、歲出に於て六百四十九萬五百餘圓が增加したり。而して以上歲入剩餘の金額に就ては、政府は府縣監獄費及び修繕費を國庫の支辨に移すの法律案併に那覇地方裁判所同區裁判所設置の法律案を提出し、此の財源に充るの計畫を立てたり。

豫算の査定―衆議院の豫算委員會は、其の開會の初に於て、松方大藏大臣併に渡邊同次官の口より編製上の目的と其の經費とに關して一場の演說を聞きたる後、査定の方針を定め、第一官吏の俸給を減額すること、第二新事業は基礎極めて確實なるもの丶外着手せざる事第三繼續事業費は豫定の方針に從ひ、年度繰上げ等は本年度に於て容易に爲さゞること、以下數個條を開示したり。

如上の方針に基き、委員會が査定したる結果は、歳入に於て總計五十萬七千七百六十餘圓を增加し、歳出に於て經常部四百二十七萬八千百三十餘圓、臨時部六十六萬二千二百十餘圓、總計七百九十四萬三百四十餘圓を節減したり。松田豫算委員長は十二月十四日の議場に於て之れを報告せり。其の末段に曰く、「政府は此の査定案に不同意を唱へられました。併しながら前年の議會に於ける例もあり、卽ち政府は屢々豫算査定案に不同意を唱へたるに拘らず、遂に六百有餘萬圓の削減に同意されました。此等の事例から、本期の議會にも亦その事あらむと豫期し、政府の反對に重きを置かず、斯樣な削減を試みました譯であります。」

政府の不同意―超えて十八日は豫算案の日程に上れる日なり。此日松方總理大臣衆議院に臨み、斷然不同意を告げて曰く、「先日豫算委員長の報告に依れば、前年政府は不同意を表しながら、六百有餘萬圓の削減に同意したる例あり、本年亦斯くの如くなるべしと。此の推測が全く政府の決意と相反せるは本大臣の甚だ遺憾とする所なり。實に二十五年度の豫算は節約すべきは節約し、減少すべきは減少し、及ぶべきだけ切詰めたるものにして、殊に憲法第六十七條の歳出に就ては、此の以上の廢除削減に同意する餘地毫もこれあることなし。故に政府は議事の始に於ても又た議事の終りに於ても、此の歳出に關しては、斷じて豫算委員の報告に同意する能はず。政府は始終を一貫して、徹頭徹尾不同意を明言して憚らず」と。演說終るや、河野廣中起つて曰く、「憲法第六十七條の歳出に關し、議院未だ政府の同意を求めざるに、政府自ら進で之れに不同意を唱ふるは時宜を得たるものに非ず。故に只今の首相の演說は正式の通知に非ずして、唯だ一片の豫告と

見るべきなり』と。松方之れに答へて政府が同意不同意を表明するに於て、時機の拘束なきがゆへに、政府は意志を今日に發表するも毫も不都合あらずと云ひたり。

査定案の通過―既にして議事は豫算の大體議に移り、河野廣中の査定案賛成、井上角五郎の反對等あり、討論數次の後、井上は『政府は不同意を表し居るがゆへ、宜しく更に九名の特別委員を擧げ、再審査を爲さしむべし』との動議を提出せり。然れども之れに贊成するもの少數にて消滅し、逐條審議に入り、政府議員の論戰數時間に渉りたる後、一少部分に原案復活を行ひたる外、十二月二十五日に至り悉く査定案を可決せり。

追加豫算案―明治二十四年度歳入歳出總豫算追加案として、政府の衆議院に提出したるもの三件あり、一は北米合衆國コロンブス世界博覽會に關するもの、二は富山福岡兩縣下の水害に關するもの、三は岐阜愛知兩縣下の震災に關するもの是れなり。

第一は十二月五日の本會議に上り、松田委員長異議なく原案可決の旨を述べ、貴族院亦之れを可決したり。第二第三は孰れも土木費補助の件にして、一は愛知岐阜の兩縣に合計三百二十四萬五千八百餘圓、一は富山福岡兩縣下に合計百三萬二百餘圓の國庫補助を與へむと欲するもの、(十二月九日の提出に係る)政府は至急議定を望む旨の要求書を添へたり。衆議院は直ちに豫算委員に附托したるが、數日を經るも報告なきが爲め、政府は更に十二月十九日付を以て、速に本會議に附し、議決せられむことを望むの要求書を出だしたり。豫算委員會は越えて二十五日に至り、第二は原案可決、第三は三分の一を減じて修正可決したる旨を報告したるが、此の日衆議院は解散となれり。而して政府は此の二件の議事を緩漫に附したるといふことをも解散の一理由としたり、

(二) 軍艦製造費及製鋼所設立費

政府は前記松方總理大臣の演說にも見ゆる如く、當期議會に於て海軍の擴張を行はむと欲し、二十五年度豫算（海軍歲出臨時部）に於て合計二百四十六萬二千二百五十一圓の六箇年繼續費を要求し、同年度に於て二千四百噸の巡洋艦一隻、一千八百噸の報知艦一隻を建設するの計畫を立てたり。而して此の費用は二十四萬三千九百四十圓にして、卽ち本年度支出に屬するものなり。豫算委員會は全く之れを削除して政府の要求に應ぜざりき。又た製鋼所設立費の如きも亦六箇年計畫にして、其の二十五年度歲出に係るものは十四萬百九十六圓なりしが、悉く豫算委員會の削減する所と爲れり。

樺山海軍大臣の演說―衆議院の豫算會議が海軍省歲出の部に進みしは十二月二十二日なり。此の日海軍大臣登壇して、原案維持の爲に辯ずること頗る勉めたり。其の要に曰く、「此の軍艦製造費、製鋼所設立費に就ては、本大臣は旣に豫算委員會に於て逐一其の必要なる所以を述べたるが、今や兩者均しく削減せらるゝに至りしは、誠に本大臣の意外とする所なり。……而して其の之れを削減する所以の理由は本大臣の殆ど了解する能はざる所なり」とて、海軍擴張及び製鋼所設立の目的を縷述し、其の由來を語り、更に進んで『或は海軍に何か不整理な事があるかといふ譯合で、斯くの如き必要なものを削除せられたものかと勘考して居る際に、上奏案といふものを見た。而も其の削除の理由は驚いたものである。此に揭げてある所の十二個條一として事實を得たものはない。今日海軍の戰術戰略を基礎として論じた點がない。何ういふ兵學を學ばれた御方の意見であるか……虛妄の甚しきものである』といひ『海軍のことは、其の道の心得あるものでなければ御分りにならぬ。斯樣の上奏案の出るも御無理はない』といひ、尙ほ一億五千萬圓の成績云々に付ては、『明治三年は何の役で御座いました、明治七年は何の役で御座いました、總て海軍の力を藉りたる役ではありませぬか』といひ、一語は一語より益々銳く、其の態度も頗る傲慢に近かりしを以て、議場の紛擾甚しく、叱聲、罵聲、笑聲共もに起り、議長殆ど整理に困む。然れども樺山海軍大臣は平然として演說を持續せ

り『今日海軍の事業を見ずして置いて、徒に目前の事を以て、一億二千萬圓を使したといふは、本大臣に於て意外千萬のことである。さういふ事を以て海軍大臣を不信用だといつては、却て自ら不信用を招く所以ではないか、分つた話であるだらう。ソコデ、今日此の新事業二件を削除せられたといふ如きは、此の如き事由に依て削除せられたといふことなれば、本大臣に於て遺憾千萬である。此の何回の役を經て來た海軍であつて、今迄此の國權を汚し、海軍の名譽を損じたことがあるか、斯くの如く、今日海軍のみならず卽ち現政府である、現政府は斯くの如く、內外國家の多難を切拔けて今日迄來た政府である。薩長政府とか何とかいつても、今日國家の安寧を保ち、四千萬生靈の安全を保つたといふことは誰れの功である。甚だ…（笑聲罵聲頻りに起る）御笑ひになるやうなことでは御座いますまい。何れほど瘦れ、且つ癈疾になり、實に泉下に對して、我等死んだ時は面目がない……

妄言と呼ぶもの、無禮と呼ぶもの、憤懣怒罵の聲を發するもの囂然として止まず。議論益々不穩の狀を呈す。議長中島信行大臣の背後より演說制止の命を與ふるも、大臣恰も聞かざるものゝ如くし。此に於てか議場の四方より『議場の神聖を蔑視する大臣、議長の命令を聽かざる大臣を場外に放逐すべし』との怒號相和して、其の喧擾名狀すべからず。樺山漸くにして悟れるものゝ如く、此に至りて壇を降りぬ。

兩案の否決―大臣の演說に對し、杉田定一、中村彌六、島田三郎、各々起て極力樺山大臣の不法無禮を詰ぢり、一々其の妄言に酬ゆる所あり、翌二十三日採決の結果、大多數を以て軍艦製造費製鋼所設立費等を否決したりき。

（三）鐵道國有案

政府は鐵道國有に關する二案を本期議會に提出したり、一は私設鐵道買收法案、他は鐵道公債法案是なり。買收法案は『凡て公共の用に供する鐵道は、國の所有とするの必要を認むる事に依り、私設鐵道會社と協議

し、其の既成鐵道を漸次に政府に買收するものにして、之れを買收するに、其の會社の興業費支出額又は株金拂込現額を超過せざる標準價格に於てし、而して之れが費用として利率百分の五の公債五千萬圓を發行するといふに在り。鐵道公債法案は、三千六百萬圓の公債を募りて、左記の諸線を新設若くは延長せむと欲するものなりき。

(一)神奈川八王子より山梨縣甲府に至る鐵道。

(二)廣島縣三原より山口縣下の關に至る鐵道。

(三)佐賀縣佐賀より長崎縣佐世保に至る鐵道。

(四)日本鐵道白河仙臺間線路より山形縣山形秋田縣秋田を經て青森縣青森に至る鐵道。

(五)　官設鐵道敦賀線路より福井縣福井石川縣金澤を經て富山縣富山に至る鐵道。

(六)新潟縣直江津より新發田に至る鐵道本線より分岐して新潟若くは其の近傍に至る鐵道。

品川内相の演說—十二月十七日私設鐵道法外一件の第一讀會に上れる日、品川内務大臣登壇して說明演說を爲して曰く、「兩案は成るべく速に鐵道事業の擴張を爲すの必要に出で、國家の事業として行はなければならぬものなるが故に、此の買收を行ひ、從來成り立ちたる鐵道を統一せねばならぬ。私人の經營にては進步改良思ふ如くならず。又鐵道は郵便電信等と均しく公共一般の利益を主眼とするものでありますから、國有は最も其の性質に適合することであります」と。

兩案否決—十二月二十三日中野武營は委員長に代りて委員會審査の結果を報告せり。其の要にいへり、「從來政府は私設鐵道保護奬勵の政策を採り、國會開設の前一年、官有鐵道線路を民有に歸せむとするの議内閣に起り、現に北海道炭礦鐵道の如き、不相當の低價を以て之れを私設會社に拂下けたるの實跡あり。然るに今日忽ち其の主義を變じて、巨額の公債を募り、夥多の民有鐵道を買收して、之れを國有にせむとするは何

ぞや。此の短日月の間に於て、斯くの如く遽に政策を一變すべき必要起りたりとは何人も認識する能はざれば、委員會は之れを否決したり』と。公債法案に對しては、既に買收法案を否決したるが故に、公債法案の骨子は自ら消滅したりといひ、又假りに之れを單獨の工事案とするも、議案中の六線路中には、政府と會社の契約線に係るものあり、其の契約を解かずして、直に院議に附するは不法なりといひ、次に公債を起すに就ての國家經濟並に、鐵道普及後の收益等を參照考査すべき調査もなく、極めて不完全の議案なれば之れを否決したりといへり。

（但し鐵道公債法案は、當日第一讀會の續きに入らむとするに際し議會解散せられたれば、委員會は唯だ理由書を作成して議長の手許に出だしたるまでにて正式に議場に報告したるにはあらず）

監獄費國庫支辨案

（四）　監獄費國庫支辨案

十一月二十七日、政府は府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費の國庫支辨に關する法律案を衆議院に提出したり。該費用の性質たる、宜しく國庫の支辨に屬すべきものにして、且つ行刑上の公平を保ち、獄務の改良を圖るの點に於ても國庫の負擔と爲すを必要とすといへるが其の理由なりき。十一月一日第一讀會を開き特別委員に附托し、委員會は十二月十二日否決の旨を報告し、本議亦た百七十九に對する六十七の少數にて之れを否決し、本案の第二讀會を開くべからずと決定したりき。

（五）　事後承諾の件

明治二十四年十月二十八日の岐阜愛知兩縣下に起りたる大震災の急を救はむが爲め、政府は緊急勅令を發して、兩縣下震災救濟及び河川堤防工事費として、國庫剩餘金の中より豫算外支出を決行したる件に付事後承諾を求むるの議案を提出したり。

政府は特に緊急の議決を望みたるに依り、議院は直に特別委員に附して調査に着手したるが、此の支出に

關して往々厭忌すべき風説高きが爲め、綿密に調査を遂ぐるの要を感じ參考調査書の送附を政府に要求したるも、政府容易に之れを提供することを爲さず、委員會は爲に調査を進行すること能はずして空しく時日を經過しつゝある間に、議會は解散せられて未決の儘に葬られたりき。然るに政府は此の遷延を以て一に衆議院の責に歸し、解散理由の一に數へたり。

五　解散の奏請

解散の奏請

衆議院が豫算を議了して將に政府に同意を求むるの手續に及ばむとする時、政府は直に解散を奏請し、其の奏疏は官報を以て發表せられたり。

臣等謹で惟ふに立憲の美は、一に行政立法兩部の相倶に和衷協同して、以て國家の利益と臣民の幸福を増進するに在り、憲法の施行方に初歩に屬するに當り、不幸にして機關の調熟を缺き、視て勢力競爭の具となし、其の國運を發達するに於て、殆ど愼重の顧念を缺くものゝ如し。

昨年豫算會議に於て、議會は實に巨大の減額を唱へたり。政府は殊に立憲施行の第一期なるに注意し、大局を顧念するか爲に、專ら讓歩を主とし、歳出六百四十五萬餘圓を節減し、更に行政組織の上に改正を施し、仍ち削減を行ひたり。而して二十五年度の豫算は實に二十四年豫算節減の餘を嗣ぎ、更に及ぶ所の節減を加へ、國家の生存行政組織の繼續を維持する爲め、必要の限りに於て編成したり。又新設事業にありては特に製鋼所設立の如き、軍艦製造の如き、治水事業の如き、其の他監獄費國庫支辨案の如き、鐵道買收法案の如き、皆國防上及國家經濟上缺くべからざるの急務とす。然るに議會は擧て之れを排斥するの意を表したり。之れに加ふるに憲法第六十七條に掲けたる國家必要の費目に對し、政府が屢々憲法上の權力に依り、不同意を表明したるに拘らす、廢除削減の所見を固執せり。

此の如く年々削減を以て相依りて例を爲さば、行政機關は殆ど其の運轉を妨けられ、維新以來施政の方針

たる進步の事業及國家の經濟は、遞次退縮に傾き而して後止まむとす。

彼の岐阜愛知兩縣の非常なる災害を救濟し、破壞せる堤防工事費に充つる爲に、政府の斷行せし豫算外の支出承諾の件は、政府より緊要の決議を要求したるに、提出の後既に數回を經るも、未だ議事に上らず。富山福岡兩縣水害費補助及岐阜愛知兩縣土木費補助追加豫算の件も亦之れを緩漫に付したり。開會以來衆議院の經過如斯し、臣等躬重責に當り、國事を以て是の如き議會の贊畫に託するの國家の昌運と臣民の福利と相容れざることを信ず。臣等誠惶誠恐茲に仰て　陛下の憲法第七條に據り衆議院を解散し、續て選擧法第三十條に依り、新に議員を召集し給はむことを、謹で上奏し敢て　陛下の裁可を請ふ

明治二十四年十二月二十五日

六　雜　件

法律案―私設鐵道法、鐵道公債法、監獄費國庫支辨案などを併せて、政府の本期議會に提出せる法律案十一件あり。其の中衆議院の可決したるもの二件、否決したるもの二件、未決のもの七件あり。又た衆議院議員の提出案は總て五十二件にして、其の中同院にて可決したるものは新聞紙法案、集會及政社法改正案、保安條例廢止案、明治二十二年廢止法律案市制追加法律案、田畑地價特別修正案の六件なり。其の他は皆否決若くは未決の儘消滅したり。

貴族院議員提出の議案は唯だ一件にして、是れ亦決定せる所なし。

而して兩院を通過したるものは僅に左の二件に過ぎず。

明治七年以後の戰役に死歿せる軍人軍屬の遺父母及祖父母扶助に關する法律案（政府提出）

那覇地方裁判所及那覇區裁判所設置法案（同一）

上奏案―開院式勅語奉答の上奏の外に四件の提出あり、直税分署、間税分署廢止上奏案（千葉禎太郎提出）

陸海軍制上奏案（松田定一提出）國防會議に關する上奏案（金尾稜嚴提出）官制改革上奏案（元田肇提出）等にして、此の中最も注目されたるは陸海軍官制に關する上奏案なり。陸海軍の弊政十二個條を擧げて內部の積弊を痛論し、而して結局陸軍に於ては現役兵の數を減じ、其の經費を以て砲臺建築費に充つべく又海軍擴張は、部內の冗費を省かば十分に其の餘地ありといふに在りしが、解散の爲に一も決議を見ずして止みたり。

質問及建議案―議員より國務大臣に對し質問書を提供したるもの二十件、其の中、小澤男爵免官に關する一件のみ貴族院議員の提出に係り、他は皆衆議院に屬せり。質問の最も重要なるものは足尾銅山鑛毒に關する件にして、田中正造の提出に係り、陸奥農商務大臣書面を以て答辯を與へ、又條約に關するもの二件あり、一は鈴木昌司の提出にして、一は末廣重恭の提出なり。樺山海軍大臣の演說に關する質問は佐々田懋より出でたるものと、河野廣中より出でたるものとの二件あり。如上の質問最も時人の注意を惹きたり。建議案は衆議院に十二件、貴族院に六件あり。衆議院に於ては治水に關する建議案（湯本義憲提出）を可決したるのみにて他は未決のまゝとなり、貴族院に於ては、震災豫防調査に關する件、井に岐阜愛知兩縣下罹災市街地救濟に關する件を可決し、施政の方針に關する建議（谷干城提出―勤儉尙武を以て施政面に大改革を爲すべしとするもの）に付ては、貴族院は二日に涉る討論をなし、九十七に對する七十八の少數を以て否決となれり。

○小澤武雄の免官―貴族院議員陸軍中將小澤武雄は、谷提出の施政の方針に關する建議案贊成演說中、國防の不備軍制の缺點を指摘して、大に時の政府を攻擊したるが爲頗る當局者の忌諱する所となり、越えて二日、諭旨ありて辭表を捧呈せざるべからざるに至り、間もなく依願陸軍中將を免ぜられたり。

大津事件の緊急勅令―大津事件に關する新聞記事の禁遏條例（勅令第四十六條）事後承諾の件も當期議會

に提出せられたりしも、解散の爲め未了のまゝとなれり。

第四十一節　第三議會（明治二十五年五月六日開會　同年六月十四日閉會）

一　開會前の政局

臨時總選擧―明治二十五年一月十一日附を以て二月十五日衆議院議員の臨時總選擧を行ふべき詔勅を下されたり。而して此の選擧の執行に關しては、政府は內務大臣品川彌二郎內務次官白根專一等の爲す所に放任し、各地方官に牒示して盛んに選擧干涉を行はしむ。此に於てか到る處競爭極めて激烈して棍棒飛び鐵拳躍り、刀を揮ひ銃を放ち、家を燒き人を殺し、壯士の暴行、運動者の狼籍到らざる所なし。政府は爲に戒嚴令を發し、臨時保安條例を布き、太甚しきは憲兵を派遣して之れが鎭壓に當らしむるに至る。而も此等の處置は、皆政府黨を助け反對黨を苦しむるの具に供したる形跡ありしを以て、却て益々選擧を紊亂し、高知佐賀兩縣の如きは、投票當日、暴漢の阻止妨害に逢ふて投票を正當に行ふこと能はず、高知の如きも投票函を奪ひ取られたる如き珍事あるを見たりき。福岡、石川之れに繼で激甚を極め、全國を通じて死亡者二十五名、負傷者三百八十八名を出だすに至りたり。然れども總選擧の結果は、依然民間黨多數を占め、政府黨百二三十名に對し、民間黨は僅に百六七十名を以て數へられたり。

內閣の動搖―選擧干涉の物論沸くが如く、單に民間の非難のみならず、閣外の元老亦之れを喜ばざるものあり、閣中にも異見を抱けるものあり。伊藤博文（當時樞密院議長たり）の如きは、最も政府の處置に快からずして、屢々各大臣に忠告したるも聽かれざりしを以て、遂に其の職を辭せむことを請へり。政府止むことを得ずして、內務大臣品川彌二郎を辭職せしめ、品川の後任には樞密院副議長伯爵副島種臣之れを襲ひ、

是れと同時に伊藤に對しては優渥なる宸翰を賜はり、辭職を聽許あらせられざりき。而して閣中選擧干渉を非としたる陸奥農商務大臣、後藤遞信大臣も相尋て辭表を提出したが、陸奥のみ更迭して樞密顧問官となり、樞密院顧問官河野敏鎌之れに代りて新たに農商務大臣に任ぜられ、後藤遞信大臣は留任することゝなれり。

政黨の形勢―自由改進兩黨は選擧の際相聯合し政府黨と戰ひたるが、兩黨以外に於て多く兩黨と歩調を一にしたるものの選擧後巴倶樂部なるものを組織し、民間黨の精鋭を以て任じたり。楠本正隆、鈴木重遠、中村彌六、河島醇等之れが領袖たり。前年大成黨に屬したるものの多く之れに加入せり。夫の吏黨と稱せられたるものは、協同倶樂部を中心として民間黨と相對峙したるが、選擧の際政府の保護援助を受けたるもの皆之れに屬せり。

兩院の開會

二　兩院の開會

會期及召集―解散後の議會なるを以て、特に會期を四十日と定め、明治二十五年五月二日を以て東京に召集せられたり。

議長選擧―召集當日衆議院は正副議長の選擧を行へり。議長には自由黨の星亨最高點を占め、河野廣中、渡邊洪基之れに次ぎ、副議長には曾禰荒助最高點に當選し、島田三郎、渡邊洪基之れに次ぎたり。例に依り最高點たる星、曾禰兩名正副議長に勅任せられたり。

開院式―兩院は部屬を定め部長及び理事を選擧し、此に成立を告けたるを以て、五月六日　陛下親臨開院の式を擧け左の勅語を賜はれり。

朕貴族院及衆議院の各員に告く

朕茲に親臨して開院の式を行ふ

明治二十五年度の歳出歳入は既に前年度の豫算に依らしめたり。仍ち國務大臣に命じて緊急なる豫算を編製して議會の議に附せしめ、並に必要なる法律案を提出せしむ。惟ふに各般進張の事業は實に國家の隆運と關係を相爲す。朕は卿等が愼重討議し、以て協贊を完くせむことを望む。

全院委員長―貴族院に於ては西園寺公望當選し、近衞篤麿次點者たり、衆議院に於ては安部井盤根當選し、鈴木重遠次點者たり。

內閣施政の方針

三　內閣施政の方針

松方總理大臣は五月九日衆議院に臨みて施政の方針を演說したり、其の要『客年十月愛知岐阜兩縣、富山福岡二縣の堤防並に土木費補助として支出したる豫算支出の事後承諾を求むる件、明治二十四年勅令第四十六號（大津事件に關する新聞記事檢閱）の事後承諾の件、監獄費國庫支辨の件、鐵道の建設改良併に國有の件、二十五年の豫算は勅令第二十八號を以て前年度豫算の執行を命じたるが故に、國防に關するもの即ち海軍擴張製鋼所設立の件並に砲臺の建設、兵器彈藥の製造等に就て追加豫算を提出したることを述べ、如上は急務中の急務なるが故に、一日も早く施行せざるべからずと述べたり。

選擧干涉問題

四　選擧干涉問題

衆議院は豫算案に着手する前に、先づ選擧干涉の責を匡さむと欲し、豫算委員會が追加豫算を受取り否定方針委員三名を選ひて之れに附托したる翌々日（五月十二日）の議場に於て果然上奏案の形を以て現はれたり。

○上奏案（河野廣中外八名の提出に係る）―衆議院議長臣某誠惶誠恐頓首々々玆に衆議院の決議を以て上奏す。本年二月總選擧に際し、行政百官擅に職權を私し、各管內選擧人を誘惑し、若くは之れを脅迫し、其甚しきものに至ては選擧競爭の間、法律其効を失ひ、正邪其別を淆り、紛紜擾亂殆ど政府無きに類す。是を以て兇暴の徒所在に横行し、隊伍を結び、兵器を携へ、民家を毀壞し、民人を殺傷し、慘過激毒到ら

ざる所なく、洵に典憲の神聖を瀆濁し、選權の自由を蔑如すること之れより甚しきはなし。嗚呼此の亂虐非法誰れか其の責に任ずるものぞ、夫れ内閣大臣は行政百司の上に居り、之れを指揮監督す。然るに其の亂虐の擧動を見て之れを制することを爲さず、非法の行爲を措て之れを問ふことを爲さず、抑も是れ内閣大臣の責に非ずして何ぞや。臣等伏して惟みるに、選擧法は立憲政治の最も重しとする所、苟も行政百司其の職權を擅私し、以て民意を枉屈すること此の如くんば、選擧の法終に空文に屬し、立憲の治遂に徒爲に歸せむ。然るに私黨を牽引し以て公義を粉飾し、上は陛下立憲の聖旨に背戻し、下は臣民翼贊の赤誠を隔塞せむとす。是れ内閣諸臣の擧措竟に國家の昌運臣民の福利と相容れざる所なり。誠惶誠恐頓首々々代して願くは、陛下聖鑑を垂れ、叡斷を下し、以て其の典憲を瀆濁し、選權を蔑如したるものゝ咎過を正し給はむことを謹で上奏す。

提出者たる河野の說明あり、尋て島田三郎の贊成演說、松方總理大臣、後藤遞信大臣の反對演說あり、贊否の議論交々起り、當時議會の雄辯家を以て目せられたるもの概ね發言せざるなく、議場の活氣、論爭の旺むなる、實に一世の人心を鼓動したりき。然れども結局記名投票を以て表決したるに、百四十六名に對する百四十三名の少數を以て上奏案は否決せられたりき。

越えて十四日、同じく選擧干涉に關する決議案の提出あり、（中村彌六等の提出）蓋し上奏案の破れたるは、要するに其の方法に就て異論を生じたるが爲にして、多數が選擧干涉の事實を否定せざる限り、到底其の意志を發表せずして止むべくもあらず。此に於てか決議案は出でたり。

○**決議案**―本年二月衆議院議員選擧に於て官吏が其の職權を濫用し、選擧權を侵犯したるは、證迹明確にして、全國人民の俱瞻する所、區々の辯疏を以て之れを掩ふべきに非ず。本院は認めて以て事實となす。内閣大臣は宜しく反省して其の責に任じ、自ら處決する所なかるべからず。否らざれば立憲制度の大綱を

失墜せむ。玆に之れを決議す。

提出者其の趣旨を說明するや、松方總理大臣以下各國務大臣又皆出席し、松方は登壇して提案に擧示するものを妄とし、次に『衆議院が假令如何なる決議を爲すとも、斯くの如き輕擧盲動の爲に、國務大臣は容易く進退を決すべきものに非ず』といひ、以て極力案の通過を防止せむと努めたり。然るに採決の結果、政府に利あらずして、百十一名に對する百五十四名の多數を以て決議案は通過したりき。

停會―之れを上奏とするも將た之れを決議とするも、要するに選擧干涉の橫暴を指摘して政府を彈劾せむとするの目的に外ならず、政府既に此決議案の成立を見る、如何に處決すべきかの疑問は、世人の均しく解決を望みたる所なりき。然るに十六日に至り、七日間停會の命は忽ち議院に降り、政府は議院の反省を求むるの態度に出でたり。

貴族院と選擧干涉問題―貴族院も亦選擧干涉に對して政府の非法を認め、衆議院に上奏案の現はるゝ前一日（五月十一日）山川浩、二條基弘、外八十三名の贊成を得て左の建議案を可決したり。

○選擧干涉處分の建議案―衆議院議員選擧は、官吏の職權を以て之れに干涉すべからざるは素より論を待たず。故に政府に於ては決して干涉の命令訓諭のあるべきの理なし。然るに本年二月衆議院議員の總選擧を行ふに際し、官吏の其競爭に干涉し之れが爲に人民の反對を激成し、遂に流血の慘狀を呈するに至れり。此の事たる衆目の視る所、衆口の訴ふる所にして、今や地方到る處官吏の選擧に干涉したるを忿怒し、官吏を敵視するの狀あり。今に於て政府は速に之れに處し、其公正を衆庶に示さゞるべからず。若し是れを忽にするときは實に國家の安寧を害し、其極や復た救濟すべからざるの大不幸を招くに至らむ。因て本院は政府に於て深く此事を省慮し、之れを現在に處理して、之れを將來に遏止せむことを希望し、玆に之れを建議す。

停會中―停會中揣摩臆測紛々として起り、或は内閣總辭職の擧に出づべしといひ、或は一部地方官の更迭を行ふべしといひ、或は再び議會を解散すべしと傳ふ。然れども停會期中は何等の變態を見ることなくして五月二十三日は來れり

五　豫算案の討議

總計上租臨時歳出二百八十一萬五千百圓八十八錢にして、此の中前期議會に附して解散の理由と爲りたるもの軍艦製造費六千九百四十圓（廿五年度建設の分）製鋼所設立費九萬三千五百十六圓、並に河川調査費五萬六千五百九十八圓の外に、注意すべき費目として、東京灣砲臺建築費、兵器彈藥費、綿火藥製造場新設費等を數ふ。

査定案―豫算委員は査定の方針を定めて諸般の費用は十分に調査し、勉めて節減を主とすること、海陸軍費其他の事業費に係るものは、事業の要否を考へ、徒らに削減を計るべからざること、繼續事業並に繰上費は國庫の財源の許す限りに於て之れを爲すことゝし、二十六日の議場に於て、委員長佐藤昌藏査定の結果を議場に報告せり。査定案は原案より九十五萬三千九百四十五圓餘を修正減額したるものにて、河川調査費の中より三千百二十八圓餘（二十五年度豫算要求額の殆ど半減）を節減し、製鋼所費は全然之れを削除したり。

本會議―越えて二十八日より大體議に入り、進て逐條審議に入る。蓋し委員會の決定は多く民間黨の喜ばざる所なりしがゆへに、内務省所管の治水調査費を委員會の修正通り是認したる後、陸海軍省の部に入りて、豫算案中東京灣砲臺建築費、及兵器彈藥費を款項に區分せずして編製したるを以て會計法の規定に背くものと爲し、先づ之れに對して款項を區分し、且つ要求書を添へ、適法の提案を爲さしむべし、との動議を出だしたり。然れども此の動議は少數を以て敗れ、續て軍艦製造費に入り、委員會の少數意見として該費目廢除の意見を提出し、採決の結果、査定案を否決し、續て政府案を否決し、軍艦製造費を全然豫算案中より

削除したり。製鋼所の廢除は否定案の如く、震災豫防調査會費の廢除亦否定案の如し。即ち衆議院は政府の要求額二百八十一萬五千百餘圓より九十六萬三十圓を削減して決定を與へたるものなり。

貴族院の決定―然るに貴族院は衆議院の削除せる軍艦製造費、幷に震災豫防調査費を復活して之れを衆議院に回附し來りたるが爲め、問題は更に一轉して、貴衆兩院間の一紛議を生ずるに至りたり。

不法の議決―貴族院より豫算案を回附し來るや、山田東次動議を起して曰く『貴族院が該豫算案に海軍省所管第一欵及文部省所管第二欵を挿入したるは、不合法の議決なるを以て、本院は之れが回附を受くべきものにあらず』と議院は之れを全院委員會の議に附す。議論紛出した指定の時間中に決定する能はず。直に本議場に繼續採決の結果、多數を以て此の動議を可決せり。

宙宇に迷ふ―衆議院は如上の決議に依り左の通牒を添へ豫算案を貴族院に返戻したり。

明治二十五年度豫算追加案に對する貴族院の修正は不合法のものなるを以て、衆議院に於て受領すべきものに非ずと決議せり。因て返戻に及び候也。

貴族院は之れに對して、更に左の通牒を添付し、再び豫算案を衆議院に回附し來れり。

明治二十五年度豫算追加案に對し、本院は海軍省第一欵及文部省第二欵を更に挿入したるを、衆議院は不合法のものなれば回附を受くべきものに非ずと確定し、返戻に及びたれども、貴族院は合法のものと確定す。依て通牒を受領せず。

衆議院も亦依然前議を固執して之れが受領を拒み、再び貴族院に返付す。爲めに豫算案適從する所を知らず。宙宇に迷ふこと約一週間に渉れり（始めて貴族院の回附を受けたるは六月九日にして、後之れを受領したるは同十四日に在り）

貴族院の上奏―貴族院は止むなく上奏して宸斷を仰ぐの手段を執れり。曰く『今憲法上の疑義に關し、兩

院の所見相合はず、從て憲法上の進行を現在及び將來に妨ぐるの憾あるに於て、本院は謹て狀を具し、上奏して仰て　聖明の親裁を待つあるのみ」と。（六月十一日捧呈）

陛下は該上奏に對し、樞密院に諮詢したまひ、左の如く勅裁を下し給へり。

貴族院六月十一日附の上奏の件は、憲法上の疑義に屬するを以て、朕は之れを樞密顧問に諮詢したり。樞密顧問は憲法第五十六條に依り、議決して上奏すること左の如し。

憲法上豫算に對する貴族院及衆議員の協贊權は、我帝國憲法第六十五條に依り、衆議院は貴族院に先ち、政府より豫算案の提出を承くるの外、兩院の間に軒輊する所なきものなり。故に後議の議院は、前議の議院に對して、何等羈束せらるゝことなく、從て前議の議院に於て削除する款項を存留するは素より後議の議院の修正權内に屬すべきものとす。但し後議の議院は前院の議院に對し、議院法の命ずる所に依り、同意を求むるを以て唯一の手段とすべきのみ。

朕は此の樞密院の議決を採納して、其の院の上奏に答へ、之れを領知せしむ。

御名御璽

明治二十五年六月十二日

兩院協議會―衆議院は茲に至りて貴族院の回附を受領せり、然れども貴族院の上奏案に對しては同意する能はず。更に貴族院に要求して兩院協議會を開く。貴族院側に於ては、子爵谷干城議長たり、衆議院側に於ては、渡邊洪基議長たり、而して協議會の結果、軍艦製造費を削除し、震災豫防調査會費を復活するの成案を得、兩院共異議なく之れを是認して、茲に全く追加豫算を議了したり。

六　事後承諾の件

政府より本期議會に事後承諾を求めたるは、岐阜愛知二縣下震災救濟及河川堤防工事費明治二十四年度豫算

外支出の件（一）愛知岐阜福岡富山四縣土木費補助として明治二十四年豫算外支出の件（二）明治二十四年勅令第四十六號（三）の三件とす。

○**岐阜愛知二縣下震災救濟及河川堤防工事費明治二十四年度豫算外支出の件**―前議會に提出せられ、解散理由の一に數へられたるものなり。副島新內務大臣衆議院に臨み、其の提出理由を説明し、議院は之れを特別委員に附托したるが、委員會は『此の支出に關しては、偏頗、緩漫、不正の點多く、又憲法上規定せる豫備費支出の場合に非ずして、明らかに憲法第六十四條の本文に違反するもの』とし、長文の理由書を作りて、不承諾の決定を與へたり。（此間齋藤珪次より本件に關する説明書を提出し、一々不正偏頗の例證を擧げて政府の答辯を迫る。副島內務大臣或は其の事あるを憂へ、吏員を派して事情を調査せしむるに付き、其の間委員會の議決を中止せむことを望みたり。然るに他の內閣議員之れを不必要とし、吏員派遣の沙汰忽ちにして止みたりき）六月六日委員長鈴木重遠委員會の經過及結果を報告し、松方總理大臣は反對の演説を爲し、憲法上の解釋に付ては『豫算外の支出を爲すに於て豫備費を以てすると將た豫備費以外の支出を以てするに關しては、憲法上何の制限あるを見ず』故に決して違法の處置に非らずとし、又た『議會若し反對の解釋に出で、不承諾を議決するも、政府は之れが爲に所見を變ずる能はず』といひたり。之れに對する議院の形勢、此の日に至りて明かに一變の兆あり。採決の結果委員會の決定を否決し、承諾を與ふることゝなれり。貴族院に於ては、格別の議論もなく直に承諾を與へたり。

○**愛知岐阜富山福岡四縣土木費補助豫算等外支出の件**―是れ亦前議會に提出せられたるものなり。前件と同じく、憲法上の疑義を招き、委員會は不承諾を與へ、續て本議の激論となりたるが、採決の結果、亦た多數を以て委員會の報告を否決し、承諾を與ふることゝしたり。貴族院も亦た同じ。

○**二十四年勅令第四十六號**―大津事件に關する新聞記事禁遏令なり。貴族院は承諾を與へて回附し來りた

鐵道國有法案及監獄費國庫支辨案

ろも、衆議院は之れを承諾せざることに決し、踰えて數日（六月九日）勅令第四十七號を以て本件の効力を將來に失はしむるの公布ありたり。

七　鐵道國有法案及監獄費國庫支辨案

政府は前期議會の繼續問題たる鐵道公債法案併に私設鐵道買收法案を出せり。委員會は此の兩案を一括し、鐵道公債法案過半の趣旨と、私設鐵道法案一部の規定を按排取捨して、別に一の鐵道敷設法案なるものを編製し、六月六日議場に報告せり。

將に當日の日程に入らむとして、議場に大紛擾あり、卽ち當日の日程既に第一に鐵道公債法案、第二に私設鐵道買收法案を掲げ居たるに、當日に至り政府より『買收法案は公債案議決の後に於て議事に附せられたし』とて、延期を求め來れり。議長星亨專斷を以て政府の要求を容れ、議事日程を變更して之れを議場に宣言したるに議員は交る〳〵議長の擅私を詰し、議長は斯の如き處置は議長の權內に在りと主張し、紛々擾々底止する所を知らず。議長遂に尾崎行雄、田中正造、鈴木萬次郎、河島醇、福田久松等に退場を命じ、守衞をして腕力を以て場外に逐はしめたるの珍事ありき。

報告に對する質問討論三日に渉りたる後、委員會の修正提案を可決し、私設鐵道買收法案は、之れを否決したり（否決したりと雖も、其の一部を鐵道敷設法中に採擇したるが故に、必らずしも主義に於て鐵道國有の計畫を全然排斥したるに非ず）斯くて貴族院に至り、又二日間の討論に及びたるが、結局多數を以て本案を通過したり。

監獄費國庫支辨案も亦前期議會に於て解散理由の一に數へたるものなり。政府は先づ之れを貴族院に提出し、貴族院は大多數を以て之れを可決し、衆議院に回附せり。衆議院は特別委員會に於て、前議會が之れを否決したると同一の理由を以て之れを否決し、六月九日委員長中野武營其の經過及び結果を報告せり。多少

の議論ありたるも、記名投票を以て採決の結果、百五十一名に對する百十七名の少數を以て第二讀會を開かざることに決定し、此旨を貴族院に通知したりき。

八　雜　件

法律案―政府提出の法律案は鐵道國有に關する二案、監獄費國庫支辨案の外六件にして、內三件は兩院を通過し、他は一院のみ議決若くは否決に係り、議員提出案は、貴族院の民法商法施行延期法律案一件、衆議院に於ては、地租條例改正案、特別地價修正案、輸出稅免除法案、海關稅法案、新聞紙法案、集會及政社法改正案、衆議院選擧法改正案、保安條例廢止案、特別市制廢止法案など四十二件あり。此內兩院を通過したるは僅に二件なり。兩院通過の法律案は左の八件なり。

鐵道公債法案△小包郵便法案△郵便聯合國郵便切手類保護法案△海上衝突豫防法案△震災地方租稅特別處分法案（以上政府提出）△府縣制第二十七條修正法律案△藥品營業併藥品取扱規則追加法律案（以上衆議院提出）△民法商法施行延期法律案（貴族院提出―民法商法は明治二十九年十二月三十一日まで其施行を延期するの案）

質問―兩院を通じて二十四回（內貴族院は一回ありしのみ）最も世の注目を惹きたるは、愛岐兩縣震災に關する質問（齋藤珪次）足尾鑛毒に關する質問（田中正造）停會の理由に關する質問（島田三郎）併に議會解散理由の件（河野廣中）にして、最後の一件は、會期の最終日に提出せられ、解散後の議會の結尾を賑はしたるものなるを以て、特に其の全文を揭ぐ。

明治二十四年十二月廿五日、內閣が議會開散の理由として上奏したる文中に曰く、『新設事業に在ては、特に製鋼所設置の如き、軍艦製造の如き、治水事業の如き、其他監獄費國庫支辨案の如き、鐵道買收法の如き、皆國防上及國家經濟上缺くべからざる急務とす。然るに議會は擧げて之れを排斥するの意を表したた

り』と。解散の理由は洵に斯くの如し、政府は卽ち此の數點に就て、國民の輿論を問へり。然るに本期の議會に於ては、內閣か議會解散の理由として、上奏したる數點の條項は、(政府が提出せざる治水事業に關する議案を除くの外)擧げて再び之れを排斥したり。唯僅かに軍艦製造費が再び貴衆兩院の間に彷徨しつゝあるのみ。是れ輿論の政府に在らずして議會に在ることを表明したるものなり。其の所謂る和衷協同の道を破るものは、其の罪議會に在るか、將內閣に在るか、其の所謂る議會の調熟を缺くものは、其の罪議會に在るか、將內閣に在るか、其の所謂愼重の顧念を缺くものは、其の罪議會に在るか、將內閣に在るか、要するに內閣か議會解散の始末として其の責任を明にせざるは如何、本員等敢て質問す。內閣各大臣本院に列席して答辯あらむことを望む。

然れども政府は何の答ふる所なくして止みたりき。

上奏及建議―選擧干涉に關する上奏案の外に、條約改正上奏案(鈴木昌司提出)神祇官復興上奏案あり、孰れも議事に上らずして止みたり。建議案は貴族院に於て選擧干涉に關するものゝ外、水產業の保護に關する件、外三件を可決し、衆議院に於ては、總計九件の內、田畑地價修正に關する件(井上角五郎提出)のみを可決し、他は悉く未決のまゝとなれり。

資格審査―貴族院に二件あり、一は伯爵島津忠亮より伯爵酒井忠道に係る當選無効の訴訟判決案、他は伯爵壬生基修伯爵島津忠貞伯爵大村純雄の議員資格に對する異議の判決案にして、共に其の判決を可決せられたり。

議員收賄―軍艦製造費通過の運動として、政府百方手段を運らし衆議院議員を買收したりとの風說ありとて、衆議院議員稻垣示一動議を出し、之れが審査を要求したるを以て、議院は委員を擧げて審査を附托したるに、其の證據不確實なりしかば、最終の議場に一紛擾を醸したりしも、結局秘密會議に附して、發議者を

して其の事實を公言せしめたり。而も終に要領を得ずして止みぬ。

閉會―會期六月十四日を以て盡く、翌十五日閉院式を擧行せられ、車駕親臨あらせられ、松方總理大臣勅語を捧讀したり。

第四十二節　第四議會（明治二十五年十一月廿九日開會　同二十六年三月三日閉會）

一　開會前の政局

松方内閣の更迭―選擧干涉の善後策効を奏するの餘地なく、前内務大臣品川彌二郎に代はりたる副島種臣は、第三期議會開會中、松方總理大臣幷に次官白根專一郎等と議多く合はず、終に挂冠して去りしかば、松方は止むを得ず一時總理を以て内務を兼ね、僅に會期中を彌縫し得たりと雖も、顧みれば議會の趨勢甚だ内閣に利ならず、内務大臣問題は延て總辭職とならむとせしが、諸元老黑幕會議の結果、容易に之れを決行するに至らず。兎に角農商務大臣河野敏鎌を内務に轉じ、專ら其の難局に膺らしめたり。是れ第三期議會閉會後未だ日あらざるの時なりき。選擧干涉の謀主と目せられたる白根專一は、河野の轉任後直に次官を辭し、河野は遞信大臣後藤象次郎と相謀りて、着々干涉の善後處分を爲し、斷然干涉地方の知事を免黜せり。陸軍大臣高島鞆之助海軍大臣樺山資紀等甚だ河野の爲す所を喜ばず、罷免知事の筆頭たる安場保和の抗言に聽き、河野排斥の手段を講ずるに至りて、内務大臣の位地は三たび松方内閣動搖の原因となり、七月二十七日高島、樺山兩人の相與に辭表を出せるに因りて、終に内閣の破裂を招き、翌二十八日松方亦捧表して辭職を闕下に請ひたるに、聖諭の懇到なるに感激して、一旦辭職を中止したりしも、時局は到底松方内閣の存在を許さざるものあり。三十日再度の辭表を捧呈して京地を去れり。

伊藤內閣の組織―此に於てか、大命は黑田清隆、山縣有朋、伊藤博文、井上馨等の元老に降り、八月八日に至りて、第二次伊藤內閣の成立を見るを得たり。乃ち伊藤內閣といふと雖も、其の實は薩長元老の聯合體にして、時人に稱して元勳內閣といひたりき。

任內閣總理大臣	樞密院議長伯爵	伊藤博文
任司法大臣	伯爵	山縣有朋
任遞信大臣	樞密院顧問官伯爵	黑田清隆
任內務大臣	伯爵	井上馨
任陸軍大臣	樞密院顧問官伯爵	大山巖
任農商務大臣	遞信大臣伯爵	後藤象次郎
任外務大臣	樞密院顧問官	陸奧宗光
任文部大臣	內務大臣兼司法大臣	河野敏鎌
任海軍大臣	子爵	仁禮景範
任大藏大臣	大藏次官	渡邊國武

前內閣より留任したる閣員は河野後藤の二人のみ。松方前總理大臣は麝香間祗候に、大木前文部大臣は樞密院議長に、其他の前閣員は共に樞密院顧問官に轉じたり。

新內閣の訓示―新內閣は地方長官を召集して、伊藤總理大臣は施政の方針に關し、井上內務大臣及び其の他の各大臣は、各省所管の事務上に關する訓示演說を爲したり。總理大臣の演說中、當時最も注目を惹きたるものは左の一節なりとす。

『上命は下僚固より奉行すべし、然れども苟も一廳の責任を官等に負ふの官僚即ち地方官の如きに至りて

は、單に命令と服從とを以て職務上の責任を盡したりと爲すべからず。故に上官の命令たりとも、能く其合法と不合法とを考へ、不合法の命令に對しては斷然奉行を拒みて命を待つべし。唯だ上官に盲從するのみを以て地方官の職任と心得へるは誤れり』

是れを選擧干涉の善後策として、國民の惡感を融和せむとしたる內閣の第一聲とす。此の趣意に依りて續々知事、警部長、郡長等の罷免轉任を命じたりと雖も、民間の言論は毫も滿足の意を示さゞりき。

黨派の形勢—第三期議會の後に於ける黨派の新現象は、國民協會の出生是れなり。前內閣の庇護に依りて當選したる議會を網羅し、名は社交俱樂部と稱すと雖も、其の實は純然たる一個の政黨なりき。其の綱領は『國權の伸長』『軍備の擴張』を標榜し、其の主義は『國家主義』を聲明し、西鄉從道、品川彌次郎之れが盟主たり。組織當時の懇親會席上品川の爲したる演說は、所謂『生育演說』として一時の視聽を聳かさしめたり。政府甚だ之れを喜ばず、元老相議して西鄉、品川兩人を招き、政府と協會は何等の關係なきことを明かにするの必要なるを勸告したれども、協會は努めて政府に接近するの態度を執りたりき。

改進自由の兩黨は、依然として從來の方針を枉げず、民黨として聯合運動を繼續し、第四議會に臨むの旗皷を整へり。此の兩黨以外に特立して政府反對の態度を執り來れる同志の議員は、第四議會の開期漸く切迫するに及びて同盟俱樂部なるものを組織し、部員多からざるも、其の主張は頗る强硬にして民黨の別働隊を以て稱せられたり。又別に大井憲太郎を中心とせる東洋自由黨なるものの起りたるも、其の黨員にして議會に席を有するもの少なきがゆゑに、重きを政界に有せざりしは無論なり。

（黨派別—第四議會に於ける所屬別を概算すれば左の如し。

自由黨	八九	改進黨	三八
同盟俱樂部	一八	國民協會	六六

實業派……………………四八　　無所屬……………………一五

中立派……………………二六

二　兩院の開會

兩院の開會

本期議會は明治二十五年十一月二十五日東京に召集せられ、議長は兩院共に異動なく、部屬を定め、部長及び理事の選擧も亦例の如くにして成立を告けたり。開院式は二十九日を以て貴族院に擧行し、左の如き勅語を賜はりたり。

朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ

朕茲に親臨して開院の式を行ふ

朕は各國務大臣に命じて、明治二十六年度の豫算及必要なる法律案を議會に提出せしむ

朕は卿等が國家の要務に對して和衷協同の任を竭さむことを望む

○全院委員長及常務委員―選擧の結果は貴族院に於ては西園寺公望、衆議院に於ては鈴木重遠、全院委員長に當選し、衆議院に於ける豫算委員長の椅子は河野廣中の手に落ちたり。

三　內閣施政の方針

內閣施政の方針

十一月二十七日伊藤總理大臣誤ちて負傷し、暫らく政務を視る能はざるを以て、井上內務大臣臨時代理の命を拜し、總理を假攝することゝなる。

井上假攝總理の演說―越えて十二月一日井上假攝總理衆議院に臨み、伊藤の負傷前閣議に於て決定したる施政の方針を演說せり。

宇內歷史ありて以降、今日の如く兵備の旺盛なるは前古未だ其比を見ず。本邦の如きは殊に兵備の急要ありて、而も海軍の擴張は急務中の急務なるものなり。故に政府は本年度豫算に於て、海軍擴張の爲め、軍

艦製造費として、巨額の支出を要求し、以て功を數年に期せむとす。

外交の事は舊に仍りて益々輯睦を加ふ。吾人は內に於て百般の釐正を勉むると同時に、外に對して多年希望せる條約改正の主要は、凡そ國として有すべきの權利を得、凡そ國として盡すべきの義務を完くするに在り。

政府は國家の進運を謀り、國民の負擔に付き、經濟上多少の變更を施すの要あるを察し、此に農民の負荷する田畑の地價に於て、偏重失衡の甚しきものを低落せむとす。唯だ之れを決行するに於て國家の生存に必要なる國費を減少する能はざるを以て、勢ひ彼に減ずるあれば、卽ち此に增す所なかるべからず。卽ち歲計上不足する所は、他の歲入を增加して之れを補充せむとす。

其他全國巨川の河身改築、堤防修築の爲め、現在國費より支出する金額は、實際の需要に足らず。仍て此等國家の急要に應ずる費額の支出も豫め規定せざるを得ず。

具體の言辭は大略斯くの如くなりしが、終りに日本國民の世界に於ける地位を述べ、僅々二十餘年間に於て大に國威を恢弘し、宇內の强國と駢進すること本邦の如きはなし、生れて此の盛時に逢ふは吾人の至幸なり、愈々國家の進運を輔け、國家の地位を高くせざるべからずといひ、之れを爲すは唯だ上下協同の力にありといひ、更に轉じて帝國議會と政府及び國民との關係に及びたり。尋て渡邊大藏大臣財政に關する政府の方針を演說せり。

大臣出院の要求―井上內務大臣の朗讀演說は其の趣意を恰ねく議場に徹底せしむる能はず、議員は其翌日速記錄に依りて始めて之れが詳細を知りたるほどなれば、越へて三日河野廣中は民黨を代表して、一個の動議を提出せり、曰く、『政府が施政の方針を議會に示すは、豫め双方の扞格を防ぎて議事の圓滑を謀るの目的に外ならず。故に議員亦意見を政府に示して注意を促がすの必要あり、依て議會は國務大臣の出院を要求せ

むとす』と。議直に決せられ、議長之れを政府に通ぜり。而も政府は何等の回答を與へざりしを以て、五日島田三郎更に一動議を提出して曰く、『國務大臣出席の日を定めて本院に通知せむことを要求すべし』と。議長乃ち之れを通ぜり。政府は七日に至て覆牒して曰く、『國務大臣は何時にても各議院に出席し得るの權を有す、其の出席の爲め特に貴院の請求を要せず』と。

覆牒したる日、各國務大臣は任意袂を聯ねて衆議院に出席せり。乃ち河野廣中施政方針に關する意見を述ぶべく日程變更の動議を提出し、議場は之れを即決して政府の同意を求めたりしに、政府は之れを拒みて、各國務大臣又た袂を聯ねて退場せり此に於てか翌八日島田三郎は、『本院が國務大臣の出席を求めたるは、權利義務の問題に非ずして要不要の問題なり。然るに政府は權利に藉口して本院の要求を拒絶し、議員をして政府方針の詳細を知る能はざらしむ。故に將來政府と議會の意思疏通せずして紛紜を起さば、其の責政府に在り』との趣意を以て院議を明にするの動議を起せり。議院は之れを可決したるも、政府は之れに對して別に顧みる所なかりき。

豫算會議

四　豫算會議

豫算總額—二十六年度歲入出總豫算案に訂正する所は左の如くにして、之れを前年度に比較する時は、歲入に於て四十一萬八千六百餘圓、歲出に於て三百二十四萬二千四百餘圓、而して歲入の二百餘萬圓は備荒貯蓄に關する法律案の決定を待て之れに編入する豫定なり。

歲入合計	八五、八三一、四五五圓五五五
經常歲入	八一、〇四二、六一一、〇九八
臨時歲入	四、七八八、八四四、四五七
歲出合計	八三、七九九、九六六、七〇五

經常歳出…………………………………………………………七〇、五九五、七一一、四一六
臨時歳出…………………………………………………………一三、一六四、二五五、二八九
歳入有餘…………………………………………………………二、〇七一、四八九、八五〇

財政計畫―政府の財政計畫は國防軍備を擴張するの政策（一）國民經濟の發達を圖る政策（二）國庫財源の補足に關する財政計畫（三）の三段に分ちて、渡邊大藏大臣より議會に表白されたり。其の大要は

第一　明治二十六年度豫算案件、從前の繼續事業に係る砲臺建築費、連發銃製造費等の外、新たに總額千六百八十萬餘圓を以て七箇年を期し。我海軍を擴張すること（甲鐵艦二隻、巡洋艦報知艦各一隻を新造す）

第二　全國治水の事業に一歩を進め、既定年割額の外百萬圓を增加する事、前年度剩乘金の內より明治二十八年を期し、京都に內國博覽會を開設する事、田畑地價の修正案を提出し、地租凡そ三百七十五萬圓を輕減する事。

第三　右海軍擴張、田畑地價特別修正、治水費增加の費用等に付ては、凡そ二百七十八萬圓の不足を告ぐる概算なるに依り、政府は之れを補ふに、酒煙草、所得三稅の稅率を增加する事

といふに在りて、別に二十五年總豫算追加案として法律の結果又は法律上政府の義務若くは臨時非常の災害等に起因し、必要缺くべからずと認むるもの二百二萬餘圓を要求したり。

查定の方針、衆議院豫算委員會の查定方針は、（一）官吏の俸給を減ずる事、（二）各官廳の修繕費は調査の上相當の節減を加ふる事、（三）各官廳旅費も同樣たるべき事、（四）各官廳の雜給は別に五箇條の標準を定めて節減を加ふる事、（五）雜費同上（備品、圖書印刷費、消耗品等定員一人に相當の標準を定む（六）機密費は內閣の分を全廢し、警視廳府縣の分を半減し、其他は各科調査の上、相當の節減を加ふる事、（七）新事業費は其の基礎極めて確實なるものにあらざれば着手せざる事、是れなり。

斯くて十二月十九日を以て査定を終る、原案に比して、歳出八百八十四萬六千五百萬圓を節約し得るの結果を得たり。各省全體の費用には概して修正を加へたるものなかりき。

政府の反對―同日委員長河野廣中委員會の經過を報告せり、曰く『積弊伏在して國力伸びず、冗費を節減して此の結果を得たる今日の國情に於て委員會の査定は最も當を得たるものなり』と。又た曰く、軍艦製造費全部を削除したるは、其の費用の必要を認めざるに非ず、唯だ海軍部内の弊竇累積して國防方針一定せざるが故に、之れを托するを不安とするに因る』と。大藏大臣渡邊國武は之れに對して全然反對を告白したりき。

査定案の可決―政府は熱心に原案の維持に努めたりしに拘らず、議院は全院委員會を經て本會議に進み、逐條討議を盡したる後、明治二十六年一月十二日を以て全體を議了し、第二、第四、第五の高等中學の費目を復活したる外、悉く査定案を可決せり。即ち軍艦製造費、北海道及府縣度量衡檢定費、內閣種審費、稅關雇外人諸給、震災豫防調査所修繕費、水產調査所費、外務省所轄新營費、農商務省所轄新營費、鐵道事業調査所諸費等皆全部削除を加ふることゝなれり。軍艦製造費の否決に對しては、政府黨の手より原案復活の修正案を提出したるも、七十九に對する百五十二名の多數を以て否決せられたり。

如上議決の結果として、衆議院の豫算決定額は、歲出總計七千五百四萬千六百九十四圓餘となる。即ち原案より八百七十一萬八千二百七十二圓餘の削減を見たる計算なり。

政府の不同意―豫算削減費目中、憲法第六十七條の規定に關するものに付き、議院は一月十三日政府の同意を求めたり。越えて十六日、井上臨時首相以下悉く登院し渡邊大藏大臣の口より『一錢一厘たりとも之れが削減に同意する能はず』と斷言せり。政府と議員との衝突は此の日を以て殆んど其の絕頂に達せり。政府不同意の表言に引續き、議場は質問、難詰、嘲罵の聲裡に埋められたり。河野廣中動議を起して曰く『本日

政府は豫算修正案中、憲法第三十七條に關する費額に對し、不同意を表したりと雖も、本院は本案に對して別に再考を要せず、政府に向ひ更に同意を求むべし』と。之れが說明滔々二時間に渉り、而して此の動議は大多數を以て可決せられ、議長は再び同意を求むるの手段を執りぬ。

政府は翌十七日、貴院今復た政府の同意を求められたるも、政府は斷じて不同意を表せざるを得ずとの覆牒を衆議院に與へたりき。

五日間の休會―當日此の覆牒に接したる民黨は再び河野廣中をして再び左の動議を提出せしめ八十に對する百七十六の多數を以て之れを可決し、自ら同日より二十三日まで五日間の休會を行ひ、政府の處決を待てり。

明治二十六年度總豫算に付、本院が諸般の費目に修正を加へたるは、現在我國の民度を斟酌し、輿論を代表したる正當の處爲なりと確信す。政府若し之れに同意せざるときは、立憲政體の本旨に基き斷然處決する所なかるべからず依て本院は修正案を政府に送致し、本日より五日間休會して、政府の處置を俟つ。

斷然たる處決を爲すべしとは、總辭職か、解散か、査定案同意か、三者其一を擇むべしといふに在る旨を河野は敷衍說明したりき。

然れども政府は依然強硬の態度を改めず、乃ち覆牒して曰く『不同意の理由並に政府自ら處置することなき理由は既に之れを辯明したる以上、政府の意見は終始一貫更に變動なきことを斷言す』と。

上奏案提出―衆議院は休會滿期の日（一月二十三日）最後の手段として、百四十六名の連署を以て左の上奏案を提出したり。

衆議院議長臣星亨本院の決議を具し、謹で奏す、伏して惟みれば、天皇陛下經文緯文、丕いに中興の昌運を啓き、參天武地始めて立憲の大典を定め、特に上下一心、和衷協同の懿訓を垂れさせ給ひ、天恩洽く覆

ひ、皇澤遍く潤ふ、海內の臣民何れか感激して以て報效を圖らざらむ。臣等竊に惟れば、立憲の要は、上下心を一にし、以て大政を翼贊するに在り。是故に立法行政各部の期する所、相共に赤誠を披瀝し、以て和衷協同の實を舉ぐるより重且つ大なるはなし。然るに議會創開以來、立法行政の兩部常に調和を失ひ、百揆渋滯し、庶績否塞し、終に世局の進運に隨ひ、革新改善の效を收むる能はず。是れ臣等の誠精未だ貫徹せざるに因ると雖も、抑も內閣大臣其の職を盡さゞるの致す所なり。臣等政費を削減し、用度を裁節せむと欲するは、政費過大の弊を矯め、民力休養の事を行はむが爲にして、即ち第一議會以來終始一貫敢て渝ることなし。本院茲に明治二十六年度豫算案を議するに當り、反覆審査深く國力の消長を慮り詳かに事務の緩急を察し、以て歳費を節省し、憲法第六十七條の規定に係る歳出は、本條に遵由して再三政府の同意を求めたり。然るに政府は漫りに不同意を表し、而して其の理由及費途を條舉說明せざるのみならず、錙銖の微と雖も削減すべからざるを斷言せり。是に於て本院は休會五日以て政府の反省を求むと雖も、政府は猶前說を固執し、敢て省みず、夫れ憲法第六十七條範圍內の歳出に關し、政府の不同意を表するに當ては、其の款項を條舉し、其の理由を明示するは、立憲國大臣の德義にして、和衷協同の途も亦茲に在り。然るに內閣の舉措茲に出でず、是れ臣等の甚だ痛惜する所なり。又た軍艦製造費に關し曰く、議會は之れを否決せしと雖も、政府は憲法の許す範圍內に於て斷乎として其の計畫する所を徹底する道を求めざるべからずと。臣等其の言の無稽なるを異み、直に其の說明を求むと雖も答へず。是れ大臣たるものゝ爲すべき所ならむや。臣等昧死敢て天威を冒し、宸聽を煩はし奉る、豈臣等の素志ならむや、誠に止むを得ざればなり。蓋し政府議會比年相睽き、官民相軋る所以は、其の由て來る既に久し。今に於ては積弊を除き、立憲政治の實效を奏せずむば、國家の事爲に廢墮せむとす。夫れ政費國力相併び、上下一途の方針に據り、內は以て國運を隆興し、外は以て國威を宣揚するは、實に方今の急務なり。臣等民心の在る所を表

明すと雖も内閣は之れを峻拒し、臣等をして協贊の任を完うするを得ざらしむ。是れ財政を調理し、國家を經綸する道にあらず。臣等此の如き内閣と併び立ち、上は聖意を奉體し、下は民意を暢達する能はざらむことを是れ恐る。伏して願くは　陛下特に叡鑒を垂れ給むことを。臣享等誠恐誠惶謹で奏す。

十五日間の停會―當日の議場劈頭日程を變更して、上奏案を議題とし、河野廣中演壇に登りて之れが説明を爲さむとする時、政府は停會を奏請し、同二十三日より二月六日迄十五日間、帝國議會の停會を命ぜられたり。

伊藤の復位―斯る間に伊藤博文の傷痍漸く癒へ恰も停會期盡くるの日、井上假攝總理の任を解かれ、伊藤其の總理の椅子に復せり。翌七日停會期滿ちて、議會は再び上奏案の議事を繼續す。此の伊藤總理大臣始めて衆議院に出で、殆んど一時間以上の演説を爲せり。

『要は勢既に茲に至りては、政府と議院との間は恰も牆壁相對し、兩々一歩を移すの餘地なし。といふの外なし、此の上奏案に對しては政府徹頭徹尾不同意を表せざるを得ず』といふに在りき。

上奏案可決、再休會―伊藤總理大臣の演説に對して、河野廣中は反駁の演説を爲し、贊否の論戰頗る激けしく、やがて採決の結果、百三名に對する百八十名の多數を以て之れを可決せり。乃ち翌八日議長星亨參內して之れを闕下に捧呈したるに、天皇之れを御受納あらせられ『朕能く熟覽し置く』と勅語あらせられたり。

上奏案提出後、河野廣中より左の決議案（藤澤幾之輔より議事中止の決議案を出し、議題となりたる時。自由黨より出したる修正案）を出だし百三十四名に對する百三十七名の多數を以て再休會を爲せり。

本院は上奏に對し、茲に恭敬を表し、且つ政府をして、責任ある處決を爲さしめむが爲に、本日より來る二十五日迄本院の休會を決議す。但し本件に關し開會を要する時は、議長は何時なりとも開會するを得。

政府は引退せず、又た解散の擧なく、而して議會は一歩も退讓せず、進まむと欲する所まで進みて、將に其の極頂に在り。此の窮局面を如何にして轉回すべきかは、國民の等しく思ひ惑ひたる所、果然政府は意外なる方面より活路を得たり。

五　大詔煥發

上奏文捧呈の翌々日、天皇陛下は伊藤總理大臣以下各大臣、各樞密院顧問官、及び貴衆兩院議長を宮中に召し給ひ、正殿に於て左の勅語を下し給へり。

在廷の臣僚及び帝國議會各員に告ぐ

古者皇祖國を肇むるの初に當り、六合を該ね八紘を掩ふの詔あり。朕既に大權を總攬し、藩邦の制を廢し、文武の政を革め、又宇內の大勢を察し、開國の國是を定む。爾來二十有餘年百揆の施設一に皆祖宗の遠猷に率由し、以て臣民の康福を增し、國家の隆昌を圖らむとするに外ならず。朕又議會を開き、公議を盡し、以て大業を翼贊せしめむことを期したり。而して憲法の施行方に初歩に屬す、始を愼み、終を克くし、端を今日に正し、大成を將來に期せざるべからず。顧みるに宇內列國の進勢は日一日より急なり。今の時に當り、紛爭日を曠くし、遂に大計を遺れ、以て國運伸張の機を誤るが如きことあらば、朕が祖宗の威靈に奉對するの志に非ず、又立憲の美果を收むるの道に非るなり。朕は在廷の臣僚に信任して、其の大事を終始せむことを欲し、又人民の選良に倚藉して、朕が日夕の憂慮を分つことを疑はざるなり。

憲法第六十七條に揭けたる費目は、既に正文の保障する所に屬し、今に於て紛議の因たるべからず、但し朕は特に閣臣に命じ、行政各般の整理は其の必要に從ひ、徐ろに審議熟計して遺算なきを期し、朕が裁定を仰がしむ。

國家軍防の事に至ては、苟も一日を緩くするときは、或は百年の悔を遺さむ、朕茲に內廷の費を省き、六

年の間毎歳三十萬を下附し、又文武の官僚に命じ、特別の情狀あるものを除くの外、同年月間其の俸給十分の一を納れ、以て製艦費の補足に充てしむ。

朕は閣臣と議會に倚り、立憲の機關とし、其の各々權域を愼み、和協の道に由り、以て朕が大事を補翼し、有終の美を成さむことを望む。

明治二十六年二月十日

御名御璽

各大臣副署

局面一變―衆議院は此の詔勅に依り、十三日より開會し左の奉答文を議決す。

恭しく惟みるに、陛下聖德天覆地載茲に優渥なる聖詔を賜へり、臣等恐縮に絕へず。臣等謹で聖旨を奉體し、和衷協同益々心力を盡し、以て大政輔翼の任を完くし以て陛下の隆恩に奉對せむとす。衆議員議長臣星亨誠恐誠惶謹で奏す。

貴族院は議員にして歲費を受くるものは、今後六箇年間其の十分の一を納れ、製艦費補足に充つの議を決し、其の趣意を以て奉答文を議決す。

衆議院は奉答文議決の後、島田三郎の動議にて、詔勅を遵行するに付き、先づ政府の意向を確むる爲め、特別委員九名を撰擧することゝし、尾崎行雄、島田三郎、河島醇、柴四郎、山田東次、河野廣中、中野武營、長谷場純孝、石田貫之助之れに任ぜり。

政府の公約―委員と大臣は數回會見の後、政府をして左の公約を爲さしめたり。

一、政府に於ては、詔勅煥發の局面を一變せざるべからず。故に從來の覆牒を固執せず、憲法第六十七條の款項中緩急を圖り、削減に同意すべきものは同意すべし。

二、政府は第五議會開會までには、行政各部の整理を爲し、政費節減の實を擧ぐるに努むべし。

三、特に海軍の如きは大に改革し、且つ其の着手を最も急にすべし。

委員長河野廣中十五日の議場に之れを報告し、伊藤首相又出でて演説せり。

豫算の確定―政府は詔勅中の製艦御下附金並に官吏納付金に就き、豫算原案に修正を加へ、豫算委員は各科より各々二名の特別委員を擧げて再審査の手續を執り、而して特別委員の議決せる所と委員總會との意見に多少の扞格あり、結局反對黨多年の査定方針を拋ち、政府の同意し得べき程度に於て豫算を審査することゝなれり。此に於てか民黨聯合軍の氣勢大に殺ぎ、尾崎行雄民黨從來の主張によりて査定方針の貫徹を期するの演説を爲したれども其の効なかりき、世に之れを討死演說と呼べり。

斯くて豫算委員會審査の修正案は、復た何等の異議なくして衆議院を通過し、貴族院亦一錢一厘の修正を加へずして之れを可決したりき。即ち豫算確定額は歲入は經常部に於て四十三萬三千四百餘圓を增加し、臨時部は異同なく、歲出は經常部に百八十九萬六千九百餘圓を減じ、臨時部には八十二萬四千四百餘圓を減じたるを以て、合計二百七十二萬一千三百餘圓を削減したり。之れを前日の査定額に比すれば約六百十餘萬圓の讓步を爲したる計算なり。其外、明治二十五年度追加案、同二十六年度追加案（此の內九萬餘圓を削減す）孰れも同意を與ふ。

六　質問と答辯

本會期中衆議院議員より國務大臣に對し、質問を提起したるもの四十件、其の中主なるもの數件の綱要を擧ぐ。

○對韓政策に關する件―井上角五郎の提出に係る。要は「日本政府が朝鮮の電信條約に背戾せしを默視せしは如何、京城釜山間電信取扱の模樣如何、防穀令の要償に付き、既に談判を開始したるか其の成行如何、朝鮮政府漁業規則を無視せるに對する處分如何」といふに在り。陸奧外務大臣は登院して長時間の答

辯を與へ、井上の反問あり、陸奥の再答辯あり。

選擧干渉處分に關する件—立川雲平外四名の提出に係る。『本年二月の總選擧に方り、官吏之れに干渉したる件に對し、貴族院の建議、衆議院の決議あるに拘らず、未だ之れを處分せざるは如何。鹿兒島、熊本及石川諸縣に於て今尙縣官警察官の非言あるは干渉に胚胎せし餘弊なり。之れを不問に置けるは如何』と。井上內務大臣書面を以て之れに答へたれども要領を得る所なかりき。

○府縣治に關する件—福田久松の提出する所なり。『地方官と人民との衝突』『地方人民の陳情に對する政府の答辯』『地方官と人民との衝突に對する處分の遷延』と云へる三段に分ちて、地方の秕政を痛論せり。井上內務大臣亦簡單なる答辯を與へぬ。

○選擧干渉費に關する件—提出者は長谷川泰なり。曰く『政府は總選擧の際干渉の爲二百五十萬圓を費消したりと稱せらる。會計紊亂の處置に非ざるか』と、渡邊大藏大臣書面を以て斯くの如き事實なきを答辯せり。

○狩獵規則違黨に關する件—清水文二郎の提出にして『政府が明治二十五年十月勅令第八十四號を以て發布したる狩獵規則中、狩獵免許料を租稅以外のものなりと規定したる理由如何』といふに在り。貴族院亦子爵新莊直陳等より同樣の質問を提出せり。

選擧干渉に關する上奏—立川雲平提出の質問に對する政府の答辯形式に止まれるに由り、河野廣中外三名より更に左の上奏案を提出し、議會は其の閉會の當日に至りて之れを議決せり。

衆議院議長臣星亨茲に衆議院の決議を具し、謹み奏す、伏して惟るに、叡聖文武天皇陛下、龍飛の德を以て大に乾綱を張り、憲法を布き議會を設け、代議政體の執を開き給へり。其の聖德大業は臣民の瞻仰する所なり。臣等第三期帝國議會に於て、內閣に對し、選擧干渉の非を論じ、官吏其の職權を濫用し、選擧權

を侵犯したる事實を認め、國務大臣は宜しく反省して、其の責に任じ、自ら處決する所あるべきことを決議せり。然るに內閣は改悛に鋭意せず、治務猶舊に依り、民政の紊亂未だ理せず、府縣會の紛擾荐りに起り、官民反目の跡を存し、地方自治の制を淆り、其の餘毒流れて今日に至り、物論沸騰人心恟々たり。抑も立憲の昭代に在り、輔弼の任に當る國務大臣は、決して其の責を免かるゝ能はざるべし。旣に內閣は本期議會の初に於て施政の方針を公示し、乃ち憲法の條章に遵由し、行政百般の機關をして憲法的動作を爲さしめ、以て益々其の改善を圖り、上は宏謨を遵奉して、國家の基礎を鞏固にし、下は人民の權利を保全し、其の慶福を增加せしめむことを誓言せり。陛下辱なくも大詔を降し、弊政を釐革し、紀綱を振肅せしむことを命ぜらる。臣等謹で案ずるに選擧干涉の事たるや、立憲の大綱を紊り、國家の慶福を妨ぐるものなり。乃ち政務の改善を圖り、詔旨に率由せむと欲せば、最も先づ此等の處分を爲さゞるべからず。今敢て內閣に向て、夫の干涉を事前に妨遏せざるを追咎するに在らず。其の善後の責任を正言するなり。然るに內閣は、口を旣往に藉し其の責を逃れむとす。是れ陛下の鈞命を遵奉し、皇猷を恢弘する所以の道に非ざるなり。臣等國民を代表するの職に居り、義默止するに忍びず。玆に民意を條陳し、謹て聖裁を仰ぎ奉るもの、蓋止むを得ざればなり。仰ぎ願くは陛下叡斷を垂れ、國務大臣をして其の職を盡さしめ、而して非行の官吏を戒飭し、大に民政を更張せられむことを臣某等誠惶誠恐謹み奏す。

建議―衆議院より建議したるもの四大川の治水に關するもの（湯本義憲提出）外五件あり。貴族院に於ては、官吏俸給節減の建議（鹿毛信盛提出）の可決などを主なるものとす。否決せられたるものにして注目せられたるもの亦尠からざりしも、今一々之れを記するの煩を避く。

七　法律案

本期議會に提出せられたる法律案の重もなるものを擧ぐれば左の如し。

(一)集會及政社法改正案　伊藤大八等の提出せるものにて、衆議員は修正可決し、貴族院亦之れに對し多少の修正を加へ、兩院協議會を開きて其の成案を可決せり。(二)新聞紙條例改正案　箕浦勝人外二名の提出にして、特別委員會は多くの修正を加へ、本議亦原案併に修正案に對して修正を加へたる上可決せり。貴族院も亦尠からざる修正を加へたり。茲に於てか、兩院協議會となり、成案を得たるも、衆議院は本議に於て之れを否決せり。(三)地租條例改正案　杉田定一外二名の提出なり(田畑地租は百分の二個五分の一、其の他は二個二分の一)衆議院は可決、貴族院は否決。(四)出版條例改正案

加賀美嘉兵衛外三名提出なり。衆議院を通過し、貴族院に於て修正せられ、可決確定す。(五)監獄費國庫支辨法案　片岡直溫外六名の提出なり、衆議院は之れを否決せり。

(六)田畑地價特別修正法案　政府の提出なり。別項酒造稅、煙草稅、所得稅の改正案と關聯せるもの、衆議院は之れを可決したるも、貴族院は政府の旨を諒として之れを否決したり。衆議院が之れに關聯したる諸法案を否決したるに由る。(七)酒造稅規則中改正法律案　政府の提出に係り、衆議院は第二讀會を開かざるに決したりき。(八)煙草稅法中改正案　同上。(九)所得稅法中改正案　政府は委員會の形勢通過の望なきを以て撤回せり。(十)保安條例廢止案　魚住逸治外二名の提出なり。衆議院は之れを可決し、貴族院は之れを否決せり。(十一)俸給稅法案　大岡育造外三名の提出にして『國庫より定期に於て支給を受くるものは、其の受入金の割合に依り、百分の五乃至十二の稅金を納め、國庫は之れを以て軍事費の補充に供すべしといふに在り。衆議院は之れを否決せり。(十二)商法及商法施行條例案　施行條例中改正併施行法律案　政府の提出に係る、貴族院は之れを修正可決し、衆議院は之れに同意を表せり。

○兩院通過の法律案　本期中兩院を通過したる法律案を一括して左に揭ぐ。

商法及商法施行條例中改正併施行法律案△辯護士法案△官設鐵道用品資金會計法案△鐵道公債會計法案△

銀行條例及貯蓄銀行條例施行延期法律案△砂糖採取法案△酒精營業稅法案△取引所法案△取引所稅法案△鐵道敷設法中改正法律案△豫定鐵道線中私設鐵道會社に敷設許可の權に關する法律案△東京府及神奈川縣境域變更に關する法律案（以上政府提出）

度量衡法追加案△集會政社法改正案△版權法案△出版條例改正案△宮津港に清潮德等貿易に關する船舶の出入及貨物の積卸を許すの法律案（以上衆議院提出）

徵兵令猶豫年限改正法案（貴族院提出）

八 雜件

陸軍中將免官に關する上奏、小澤武雄男が第二議會に於ける議案の討議中軍政に及びたる言議に對し、時の陸軍大臣が男の官職陸軍中將論旨免官の奏請を爲したるは、非立憲の處置なりとし、貴族院は谷、曾我兩中將より之れに關する上奏案を提出したるに院議は之れを否決したり。衆議院又た犬養毅より同樣の上奏案を提出したるも、未決のまゝ閉會したり。

資格審査—高知縣選出西山志澄の資格に付き異議の申立あり、審査委員に附托したるに、委員は審査の結果之れを排斥したり。

閉會—三月一日貴族院に於て擧行せられ、伊藤首相勅語を代讀せり。

第四十三節 第五議會（明治二十六年十一月廿八日開會 同年十二月三十日解散）

一 開會前の政局

三大臣の更迭—第四議會閉會後間もなく內閣にて大臣の更迭あり。樞密院顧問官井上毅は文部大臣に、同

芳川顯正は司法大臣に、伯爵西郷從道は海軍大臣に任せられ、而して前文部大臣河野敏鎌前海軍大臣仁禮景範は共に樞密院顧問官に、前司法大臣伯爵山縣有朋は樞密院議長に任ぜられたり。

官制改革—政府は前議會の公約に基き、閉會後直に行政整理委員を擧げ、特に海軍には海軍整理取調委員を設け、先づ五月に於て海軍省官制、八月陸軍省官制、十月各省官制の改正を發布せり。局課の廢合、人員の陶汰、俸給の増減等頗る多岐に渉れり。然るに世間は其の改正の仰々しきに似ず、經費の節減豫想の如くならず、且つ多少減じたる部分と雖も、下級官吏に多くして、高級官吏に寛なりと爲し、之れを歡迎するもの甚だ少なかりき。

黨派の形勢—自由黨は領袖星亨の悖德事件あり、星派と非星派と隱然相軋轢し、動搖甚しかりき後議會開け、星の議長不信任問題より一轉して、彼れを議席より除名するや、自由黨は終に分裂し、非星派は別に同志俱樂部なるものを組織せり。而して前議會に同一步調を採りたる自由、改進、同盟俱樂部の內、自由黨は諸種の事情によりて、改進黨と同行するを喜ばざるの意を表したりき。然れども未だ敢て政府に接近したりといふにあらざりき。第四議會閉會以來最も注目を惹きたるは、國民同盟會が一變して公然伊藤內閣に反對の旗幟を飜へすに至りたることにして、第五議會に於ける反對黨中最も意氣の擧れるものとして、世人は此の一派を政府反對黨の筆頭に數ふるに至れり。

當時別に大日本協會と名くる團體新たに起れり。雜居尙早論者の團體にして、最も强硬なる外交意見を統一せるものなりき。改進黨、同盟俱樂部、國民協會等、殆んど全く之れと意見を同うし、其の步調を一致せり。第五議會開會前より解散後に跨り、政府の最も畏るゝ所となり、終に之れに向て解黨を命じたるの珍事ありき。

○黨派別—自由黨は九十八名、國民協會は七十名、改進黨は四十三名、同盟俱樂部は二十五名、中立（民

黨に近きもの）は約二十名、政府黨に近き無所屬は約九十名と算せられたりき。

二　兩院の開會

明治二十六年十一月二十五日東京に召集せられ、十一月二十八日開院式を舉行せられ、車駕貴族院に臨幸あらせ給ひて勅語を給ひぬ。

議長及全院委員長―貴族院に在ては副議長細川潤次郎罷め、公爵西園寺公望其の後を襲ひ、衆議院に於ては、議長星亨除名せられたるにより、楠本正隆更に議長に選任せられ、副議長には、曾禰荒助議員の職を辭したる爲、安部井磐根之れが後任たりき。而して全院委員長の選擧には、貴族院は子爵谷干城、衆議院は片岡健吉を擧げたり。

三　解散前記

第五議會は其の開會の劈頭に於て、議長星亨處分問題に逢着せり。而して遂に之れを除名して院外に放逐するに至りたるは、先づ自ら潔くして然る後官紀振肅問題の大牙旗を擁し、以て旗鼓堂々政府に肉薄せむとしたるものなり。之れを解散紀の前紀と爲すは此の故なり。

問題の起因―星亨處分問題の起因は、彼れが議長の重任に在りながら、取引所問題に關して、暮夜屢々商賈と密會して其の謀議に與かり、爲めに醜陋の風說紛出したるに在り。非自由派の議員以て衆議の淸廓を保つ所以にあらずと爲し、議院より彼れを逐はずむば止まずと主張したり。

辭職の勸告―衆議院は開院式の翌日、全院委員長及び常任委員等の選任を爲すに及ばずして、先づ劈頭第一に此の問題を提出し、安部井磐根緊急動議を起して日程の變更を求めたり。議長星亨乃ち一時席を院副議長楠本に讓る、動議に曰く、

衆議院は議長星亨君に信任を置く能はず、同君の議長の地位に在るを欲せざるが故に、同君自ら處決せら

れむことを望む。

發議者其の趣旨を說明し、贊否の討論交々起り、結局無記名投票を以て、採決したるに百十九名に對する百六十名の多數を以て之れを可決せり。

星亨は議事の終るを待ち、毫も屈するの色なく、平然再び入場して議長席に就く。彼曰く、『星亨は假令如何なる決議を受くるも中心疚ましき所なきが故に、之れに從ふこと能はず』と。卽ち日程に入るの宣告を爲す。議場沸騰、和田彥次郎の動議を可決して、彼れに熟考の時間を與ふるが爲めに、當日の議事を中止して散會せり。翌三十日星亨復た依然議長席に就きしを見る。中村彌六又た緊急動議を起して曰く、星君にして自裁せざる以上は、本院之れに處するの道を講ぜざる可からずと。議直ちに容れられて臨時休會を爲したりき。

上奏―翌十二月一日、星の出席依然たり。非星派は止むを得ず最後の手段を執ることゝなり、和田彥次郎外三名をして左の上奏案を提出せしむ。

衆議院副議長 臣楠本正隆 誠恐誠惶本院の決議を具し、謹み奏す。本院は衆議院議長星亨に信任を置く能はず、故に其の職に在るを欲せずと決議す。臣等曩に議院法第三條に依り、星亨を奏薦し勅任を辱うす。是れ臣等不明の致す所、誤て天聽を冒瀆す、恐懼の至に堪へず、謹み奏す。

贊否の議論喧囂たり。結局百二十六名に對する百五十二名の多數を以て之れを通過せり。星亨は復席して曰く、曩日本院の爲したる議長不信任の決議は、非立憲の動作なるがゆゑに、斷然辭職せざるの決心なりしも、今又た之れが爲に、宸襟を惱まし奉るに至りては恐懼の至りなり。止むなく數日間此の席を副議長に讓りて謹愼を表すべし』と。

翌二日楠本副議長參內して上奏表を捧呈したるに、宮內大臣の口達を以て、左の勅問を下だし給ふ。

上奏の趣意は、朕に議長を更任せよと請願するに在るか、議院自ら不明なりしとの過失を朕に謝するに留まるか、更に正議を盡せ。

之れに對して議院は更に左の捧答書を捧ぐ、衆議院副議長楠本正隆謹み奏す。本文上奏する所、臣等不明の過失を謝し奉るに在り。行文鹵莽爲めに勅問を賜ふ。臣等恐懼の至りに堪へず。謹み奏す。

懲罰委員に附す―該奉答文を奉りたる後、議院は鳩山和夫の動議を容れ、衆議院規則第二百六條に規定せる「議院の體面を汚がすの所行」と認め、星を懲罰委員に附せり。委員は審議の末、彼れをして議場に謝辭を述べしむべしと決議し、本議は秘密會議に附して更に衆議員規則第二百五條及二百六條に依り「一週間の出席を停止すべきもの」と修正決議せり。出席停止期滿了するも、星は依然として出でゝ議長席に就けり。是に於てか、高田早苗の動議に依り「星亨君が三日も依然其の職務を行ふは、院議を輕侮し、體面を汚がしたる行爲」なるを以て、再び懲罰委員に附せむとす。星議長曰く「議長が本日出席したるは果して懲罰事犯なるや、之れを先決問題として討議すべし」と元來懲罰事犯の動議は、討論を用ゐず、直ちに採決して委員に附するの規定なり。乃ち大岡育造更に動議を起して曰く「星君が懲罰事犯の動議に對して討論を命じ、議院規則を無視し、議權を濫用して、議院の騷擾を釀したるは、懲罰事犯の倂發なり」と。星議長頑として省みず、滿場喧々囂々たる間に立ちて、遂に之れを先決問題と爲すの可否を議場に問へり。一人の可を唱ふるものなし。星止むを得ずして自ら議場を去り、高田、大岡の二動議を倂せて懲罰委員に附す。

翌十五日委員審査の結果を報告し、採決の結果、星亨を除名して院外に逐ひたり。第五議會開けて、約二週間、衆議院は此の問題の爲に毎日尠なからざる時間を空費したり。

四　解散正紀

官紀振肅に關する上奏―衆議院は十二月二日議長星亨を懲罰委員に附したる後、四月四日を以て、同じく

取引所問題に關して政商等と屢々待合に密會し、賄賂の贈遺を受けたりと稱せらるゝ農商務大臣以下醜聲ある官吏を彈劾す。其の上奏案は元田肇外三名の提出する所、政府は百方手を盡くして之れが通過を防遏するに努めたりと雖も、大勢壓すべからずして、議院は大多數を以て之れを通過したり。

伊藤總理の奏議―上奏案通過の翌日、伊藤總理大臣は闕下に依りて左の奏文を捧ぐ。

臣博文誠惶々々頓首謹み奏す。臣不材を以て　陛下の寵恩を叨りにし、再び內院首班の重寄を受く。區々の微衷、日夜鞠躬以て聊か報効を圖らむとす。今衆議院は、官紀の不振を上奏し、以て　天聽に達す。臣不敏端揆統督の任に在り、聖慮を勞する此に至る、誠に恐懼の至りに堪へず。茲に謹て責を引き、仰て宸斷を待つ。臣誠惶々々頓首

同日農商務大臣後藤象次郎亦陳奏する所ありたりき。

處決を促がすの決議―上奏提出後、衆議院政府の上奏の擧ありしを知らず、唯た荏苒何等の決する所なきを見て、河島醇の動機を容れ『當局大臣は、今日に至るも尙ほ未だ決する所なし。依て衆議院は、茲に內閣は速に處決すべきもの』と決議せり此の議事中、伊藤首相登院して、上奏陳奏する所ありたる旨を發表し、政府は　天皇陛下の政府なるが故に、其の進退は一に宸斷に待つの外なき意を敷衍して、一場の演說を爲せり。是れ十二月十八日なり。

而して衆議院は、此の問題の結着を見るの遑なく、其の翌十九日の議場に於て、更に他の大問題を掲げて政府に肉薄せり。

條約勵行建議案―十二月十九日、安部井磐根民黨多數の贊成を得て、現行條約勵行の建議案を提出せり。曰く

衆議院は、政府が現行條約の實施上、我帝國の權利を汚損する所ありと認む。故に衆議院は切に政府に望

む、政府が條約の權義を明確にし、以て之れを勵行せられんことを、敢て建議す。

其の理由書は極めて詳細に亙り、條約執行の緩漫にして、凡百の方面に帝國の權利を侵害せられ居る實證を縷述せり。

日程變更の動議成立して議題となり、提出者安部井磐根登壇說明を始め、漸く五分間に及べる時、議會は忽ち十日間の停會を命ぜられたり。

軍艦千島艦訴訟事件

軍艦千島艦訴訟事件—是れ第五議會に臨める民黨各派が、官紀の振肅、條約の勵行と共に、政府攻擊の主題となりたる三大問題の一なり。之れに對して先づ質問の形式を採れり。

一、軍艦千島號衝突損害要償訴訟事件に付き、横濱英國領事廷及清國上海英國上等裁判所に顯はれたる事實、及び右兩所の判決文に依るときは、日本政府は、天皇陛下の御名を以て、原告たる資格を代表したるものゝ如し。當局官吏の名を以てすべきこと、我國法の規定する所なるに、神聖にして侵すべからざる天皇の御名を以て訴訟を爲したる手續及理由如何。

二、日本と英國との條約に依れば、日本人が原告となる場合に於ては、英國領事の裁判を受くべきことを規定するのみならず、其の他の場合に於ては、何等の裁判權をも認識せず。然るに横濱領事裁判に對し、彼阿會社が清國上海英國上等裁判所へ上訴したる場合に於て、日本政府が之れに應じ、出廷答辯を爲し、條約に規定せざる外國裁判管轄に服從したる理由如何。

發問者は鳩山和夫にして、其の提出は既に十一月廿九日の議場に於てせり。然れども政府容易に答辯を爲さゞりしかば、鳩山は十二月六日の議場に於て、再び登壇して答辯を促がすの演說を爲す。越えて八日、政府は西郷海軍大臣の名を以て左の答辯書を送致せり。

一、右訴狀に掲げたる原告の名稱は、日本帝國政府の名稱を用ゐたるものなり。

二、上海の英國上等裁判所へ出廷答辯を爲したるは、先例に據りたるものなり。

議院は之れに滿足せず、十三日鳩山の名を以て再質問書を提出せり。政府答へず。議院は三日間を期して口頭答辯を與ふべしと迫れり、政府は應ぜず。議院乃ち最後の手段に訴ふるの外なしと爲し、鳩山和夫等をして上奏案を提出せしむ。是れ十二月十九日にして恰も條約勵行建議案の議事に上れる日なり。同案の議事を終りて上奏案に入るの順序なりしが、停會の爲に其の意を達する能はずして止めり。

停會中の出來事―停會中官紀振肅問題は一段落を告ぐ。天皇陛下の曩きに衆議院の上奏を受けさせらるゝや、特に樞密院に御諮詢あり、樞密院は評議して『衆議院が閣臣に質さす、又閣臣と其の議を悉くすに及ばず、多く事實を明かにするを勉めずして徒らに聖聽を煩はしたるは、臣等の取らざる所。然れども農商務の吏僚中其の行爲往々疑似の迹に涉るを免れずと認むるもの誠に之れなきに非ず。但し陛下在廷の臣僚に信任して、陛下の事を終始せしめらるゝに於て、一瑣事の爲に廊廟の柱礎を搖撼するは宜しく避くべき事たるを信ず』といふの意味の奉答を爲す。乃ち廿四日左の勅語を內閣に下し給へり。

朕は本月四日衆議院の提出したる奏疏を讀み、又之れに對して內閣總理大臣伯爵伊藤博文及農商務大臣伯爵後藤象次郎の陳奏を閱みしたり。

農商務省の職司たる、其人民に接するに於ては、最も愼重を加ふべきは論を俟たず、朕は其の主務大臣が特に僚屬の飾勵に努力せむことを欲す。國務大臣の進退に至ては、一に朕が心衷に存す。素より外間の容喙を許さず。顧ふに宇內の形勢は國家の進運を促すこと頗る急なり。而して時局多事朕が開國進取の國是阻格を致すが如きは、朕の最も軫憂に耐へざる所。卿等夫れ努力以て能く朕が事を終始せしめよ。

後藤農商務大臣は、勅語を奉じて、省中一般に戒飭的訓令を與へたり。

停會後の解散―十二月二十九日停會期滿つるや、問題は再び條約勵行に立戻り、此日、陸奧外務大臣出院

して、約一時間以上に亘る演說を試み、極力勵行案に反對し、又た政府は此日千島艦事件の質問に對する答辯書を衆議院に送附したり。外務大臣の演說終りて、勵行建議案の議事更に大に議場の活氣を添へむとする時、再停會の詔勅は下れり。再停會は二十九日より翌二十七年一月十一日まで十四日間の期限なりしが、衆議院は滿期の翌三十日に至りて、突然解散の命を受けたり。

五　解散餘録

解散の理由を公示せず―松方內閣が第二議會を解散するや、其の理由を官報に公示して、立憲政府の責を明かにしたりき。然るに伊藤內閣は、此の先例あるに拘らず、解散の理由は久しく韜晦して何事をも語らざりき。

貴族院有志の忠告―解散の理由を公示せざる行動は痛く貴族院の反感を動かし、公爵二條基弘、同近衞篤麿等二十六名は連署して長文の彈劾的忠告書を內閣大臣に送りたり。是れ一月二十四日なり。伊藤總理大臣は、該忠告書を天聽に達したる後、閣議を經て長文の復書を作り、之れに答ふ。其の復書に言へる解散の理由は。（一）常任委員の選擧忽にして、黨爭に熱中せしこと。（二）上奏の特權を濫用したること。（三）官紀振肅に關して上奏したる上、更に決議して宸裁を煩はしたること。（四）開國進取の國是を容れざる條約勵行を云爲し、國家の大計を玩弄せしこと等數箇條なり。二十六名の貴族院有志は、伊藤の復牒に服せず、更に二月十九日を以て『復牒に服する能はざる理由』と題する一篇を草し、近衞谷の兩議員を總代として再び之れを伊藤に致さしめたり。然れども伊藤は再び之れに答ふる所なかりき。

豫算案―衆議院は十一月二十九日豫算案を政府より受取り、委員會は査定の上、十二月十六日報告書を議長の手許に差出したるも、解散の爲め、何等の決定を見ず。僅に二十六年度追加案を可決したるのみ。

雜件―兩院を通過したる法律案は、商法施行條例中追加法律案、大藏省證券條例中改正法律案の二件の

み、製艦費返上案は、十二月十五日河野廣中等より提出する所にして、『國防は國家の要務にして、之れが經費は國費を以てすべきものなり。內帑の賜を拜し、官俸の幾分を削くは、臣子の分に於て忍びざる所、故に之れを辭し奉り、百官の納俸を止め、他の財源を求めて國防の完成を期せむ』といふに在り、然れども解散の爲め、議事に上らずして止めり。監獄費國庫支辨案、貴族院議員尾崎三郎の提出に係り、貴族院は之れを通過し、衆議院は僅に委員の審査に附したるのみ。田畑地價修正案は政府の提出にして、衆議院は之れを可決したるも、貴族院は決定を與ふるに及ばずして止めり。保安條例廢止案は衆議院を通過し、貴族院の決定を見るに至らず。

如上の外、前議會以來の宿案たる新聞紙條例改正案、選舉法改正案、特別市制廢止法案等皆解散の爲め決定を見るに及ばずして消滅したり。

第四十四節　第六議會（明治二十七年五月十五日開會 同年六月二日解散）

一　開會前の政局

總選舉―明治二十七年一月二十七日臨時選舉執行の公布あり。其日を三月一日と定めらる。伊藤總理大臣各地方長官を召集して、選舉取締に關し、干涉偏頗の事あるべからざる旨を訓示せり。競爭は甚だ激烈にして、國民は方に政治熱の絕頂に置かれたり。而して全國中最も激烈を極めたる競爭は、曩に除名せられたる星亨の選舉區にして、反對派の横堀三子との角逐、頗る世人の視聽を驚かせり。兩派の壯士負傷したるもの百十七人と稱せられたり。選舉の結果、新議員の所屬別は左の如く計算せらる。

自由黨……………………一二〇　　改進黨……………………六〇

國民派……………三五　　同志派……………二四
同盟派……………一八

農商務大臣の更迭―官紀振肅問題の餘波を受け、世の攻撃に堪へずして、議會解散後次官齋藤修一郎先づ罷められ尋で二月二十三日に至り、大臣に更迭あり、後藤は麝香間祗候仰付けられ、樞密顧問官榎本武揚之れが後を襲へり。

黨派の形勢―政府は解散後極力政治團體の取締を嚴にし、先づ大日本協會に治安妨害の理由を以て解散を命じ、尋で他の政治團體に向ひ、政社と非政社の區別を明白にすることを命ず、國民協會は即ち國民政社と改め、同志俱樂部同盟俱樂部は何れも同盟政社と改稱せり。後ち同志、同盟の兩派は聯合して立憲革新黨を組織し、五月九日結黨式を舉ぐ。而して改進、國民、革新三派は、强硬的對外政策、丼に責任内閣の完成を以て大綱とし、以て第六議會に歩調を一にせむとし、江東中村樓に（五月八日）同志大懇親會を開き、其の主張を公表したり。自由黨は『條約勵行に反對すること』と定め、其の他の點も亦他の民黨と頗る態度を異にするに至れり。

兩院の開會

二　兩院の開會

明治二十七年五月十二日を以て東京に召集せられ、會期を二十一日と定めたり。召集當日、衆議院は正副議長の選擧を行ふ。議長候補者には楠本正隆、河野廣中、鳩山和夫の三名當選したりしが、議長には楠本、副議長には片岡、最後までの候補者たるを以て勅任せられたり。貴族院に於ては副議長西園寺公望、樞密顧問官の補員として同顧問官に任ぜられたるを以て副議長を辭し、暫らく後任を定めざりき。斯くて五月十五日開院式を舉行せられ、次に例に依り、常任委員及び全院委員長の選擧を行ひしに、貴族院は子爵由利公正、衆議院は安東九華全院委員長に當選したり。

三　二つの彈劾案

解散否認の決議―是れ政府に對する第一彈劾の形式なり。開院式擧行の翌日、伊藤總理大臣登院して施政の方針を演說し、前期衆議院解散の理由を述ぶるや、自由黨員は河野廣中外一名をして、左の決議案を提出せしめたり。

明治二十六年第五期帝國議會に於て、本院未だ意思行爲を發表せざるに當つて、政府が之れを解散し、且つ其の理由を明示せざるは、立憲的動作にあらずと認む。依て本院は第五議會に伴へる政府の行爲を不當なりと決議す。

世は當時自由黨を以て寧ろ政府黨と認めたり。而も今斯る決議案を提出したるを見るは何ぞや。世人は思へらく、是れ形式に過ぎずして、其の實自由黨は、夫の事實明白なる不當解散を辯護して天下の信望を失墜せむよりは、機先を制して民心を繫ぐの擧に出づるに如かずと思惟し、以て此の提案をなしたるのみと。他の民黨は此の決議案に對して『政府の行爲の不當なるは、獨り解散の當否のみに非ずして、總ての行爲然り、宜しく決議の範圍を擴張すべし』と。犬養毅乃ち左の修正案を提出せり。

現內閣の行爲は、非理不當なりと認む。依て本院は現內閣に信を置く能はず。玆に之れを決議す。

贊否の議論頗る喧囂を極め、採決の結果、原案修正案共に否決せらるゝに至りたりき。神鞭知常更に緊急動議を提出して曰く『衆議院規則第百二十三條に依り、更に特別委員を擧げ、決議案を起草せしむべし』と。議院之れを採り、特別委員に附托して左の成案を得たり。

第五期帝國議會に於て、本院未だ其の意思行爲を發表せざるに當り、政府之れを解散し、且つ其の理由を明示せざるは立憲的動作に非ずと認む。依て本院は第五期解散に伴へる政府の行爲に信任を置く能はず。玆に之れを決議す。

自由黨の原案と大なる相違なしと雖も、此の成案は十七名に對する二百五十二名の大多數を以て可決し、自由黨の本意何れに在りしにせよ、現に角本回議會は前議會解散の行爲を否認したり。

上奏案―第二の彈劾案は上奏の形式を以て現はれたり。但し上奏に二案あり。一は純然たる民黨の手に成り他は自由黨より出でたり。民黨の上奏案は、解散の不理不當を鳴らしたるは勿論、條約勵行は閣臣等が謂ゆる如く鎖國攘夷の主義に非ずして、開國進取の皇謨を翼賛する所以なるを說き、又た千島事件の如きは、天威を汚辱し、國權を毀損するもの、我國振古以來未曾有の事件なりといひ、伊藤總理大臣が貴族院有志に答ふる文書の恣擅無法にして、帝國議會を視て單に閣臣の諮詢府と爲す如きは、非立憲的の甚しきものなりといひ『今にして其の責を匡さずむば、臣等竊に恐る、民心內に乖離し、國威外に失墜して大憲の廢滅、皇威の壞頽を致さむことを』と爲し、最も忌憚なく、民黨當年の主張を傾注したりき。開院式後二日（五月十七日）該上奏案は議事日程に上り、政府は熱心に之れが通過を妨害せむと試み、自由黨議員亦大に之れに反對し、議論沸騰、滿場の混亂太甚し。結局本案は百四十九名に對する百四十四名の少數を以て否決せられたり。越えて十九日、自由黨提出の上奏案討議に上る。案の內容は、第四議會に於ける行政整理政費節減の公約履行を主とするに在りて他に及ばず。議院は之れを委員に附托したりしに、委員中の自由派は、原案の一字一句を改刪すべからずと主張し、民黨は外交に關する失態を挿入修正せむことを欲し、遂に民黨說の如くに修正せり。乃ち同月三十一日の議場に於て、委員長江原素六登壇して委員會の經過を報告し、百三十九に對する百五十三の多數を以て修正案を可決したりき。其の全文は左の如し。

衆議院議長臣楠本正隆　誠恐誠惶謹み奏す。

叡聖文武なる天皇陛下登極の首め、五事の誓文を下し、明かに億兆に示し給ひ、上下心を一にし、盛に經綸を行はしむ。大詔の嚴なる、屹として山嶽の如く、天恩の厚き、穆として春風に似たり。臣等瞻仰景

從、日夜孳々として盛德を翼贊し、鴻旨に奉答せむと欲するもの年既に久し。然るに比年閣臣其施設を誤り、內治外交共に其の職責を失し、動もすれば卽ち累を帝室に及ぼすに至る。曩に第四議會に方り。閣臣の見と臣等の議と相觸れ、臣等內閣と並び立つ能はず、謹で上奏以て罪を竢つ。陛下畏くも誓文の意に基かせられ。大詔を下し在廷の臣僚及び帝國議會の各員に告げ、和協の道に由り、以て大事を補翼し、有終の美を濟さむことを望み、特に閣臣に命ずるに、行政各般の整理を以てし給へり。國務大臣も亦降渥の聖旨を奉じ、第五期帝國議會を期し、政綱を振厲し、政費を節減し、海軍を釐革せむことを誓へり。是に於て擧國の民、陛下が輿論を嘉納し給ふを聽き、額手して第五期帝國議會を竢ち、來蘇の慶あらむことを翹望せり。然るに閣臣の經營一時を彌縫するに止まり、政綱未だ振厲せず、海軍未だ釐革せず、唯僅に費途を節し、吏員を沙汰し、以て大事を摸稜するに過ぎず。特に外政に至りては、偸安姑息、唯だ外人の歡心を失はむずるを是れ恐れ、內外親疎輕重の辨別を顚倒するに至る。是れ臣等が偏へに聖旨に背戾せむことを恐れ、戰競自ら安むずる能はざる所以なり。臣等區々の微衷恭しく、大詔に遵ひ、經綸を劃し、至誠以て、天意に奉答せむことを欲すと雖も、閣臣常に和協の道に背き、臣等をして大政翼贊の重責を全うする能はざらしむ。此を以て臣等閣臣に信を置く能はざるなり。今にして之れを匡正せずむば、臣等竊に恐る、憲政內に紊亂し、國權外に失墜せむことを。是れ臣等が默せむと欲して默する能はず、敢て赤心を披瀝し、闕下に陳奏する所以なり。仰ぎ願くは　陛下覆載の聖恩を布き、日月の照鑑を垂れ給はむことを。

衆議院議長　臣楠木正隆　誠恐誠惶謹み奏す。

楠本衆議院議長は、該上奏文を携へて、六月一日參內し、宮內大臣を經て闕下に奉呈したりき。

四　解散

六月二日衆議院議長楠本正隆召されて參內せしに、宮內大臣は口頭を以て聖旨を傳達して曰く、『衆議院の上

雑件

奏案は御採納あらせられず、上奏に對しては別段宸翰を以て勅答あらせられず」と。議長恐懼して退き、直に歸院するや、更に左の詔勅は議長の卓上に天來せり。

朕帝國憲法第七條に依り、衆議院の解散を命ず。

而して政府は翌日の官報を以て、亦解散奏請の文書を公にしたり。

臣等明りに重任を忝くし、未だ報効する所あらず、唯だ仰て聖旨を奉體し、一定の廟謨を恪守して、內は庶政の整理に、外に國權の恢張に、順次計畫し、步を逐ふて施措し、經費の節減すべきは及ぶ所之れを節減し、冗官の沙汰すべきは及ぶ所之れを沙汰し、臣民の災害疾苦は敢て救濟を怠らず、國防の急務は敢て經營を缺かず、日夜汲々として仍及ばざらむことを恐る。殊に中外交渉の大事は、一日の緩漫を容れず、而して責を當局に任ずるものは、一步遲疑するを容るゝの時に非ざるを知る。是れ臣等が駑鈍を顧みず、心力を殫盡し、艱險を排除して以て中興の偉業を九仭に贊襄し、維新の國是を一簣に貫成せむと期する所以なり、豈他あらむや。不幸にして臣等が微衷未だ衆議院の諒する所とならず。內治外交倶に職責を失ふと爲し、群議并出して聖聽を煩はすに至る。臣等恐懼自ら措く所を知らず。顧るに國家の大計は、放言壯語の能く了する所に非ず。臣等唯維新の國是は中道にして廢沮すべからず、百年の大計は群議の爲に敗壞すべからざるを信じ、專ら國家の隆昌臣民の幸福を重むじ、玆に衆議院解散の命を奏請す。伏して　陛下の明斷を仰ぐ、謹て奏す。

五　雑　件

質問及建議—質問件數三十三、建議十四、多くは條約改正問題並に金玉均殺害に關するものなり。條約改正に關する質問は二件にして、一は鳩山和夫より出で、他は坂本則美等より出でたり。而して三崎龜之助等は、別に條約改正督促の建議案を提出せり。條約改正の質問に對しては、陸奥外務大臣書面を以て一日下交

渉中に屬し、今日之れを公言することは、國際上の常規に反し、且つ國家の利益に害あるを以て答辯せず』といひ、金玉均殺害の質問に對しては、亦書面を以て詳細の答辯を與へたり。政府が條約改正に關する答辯を拒みたるに就ては院議は鈴木重遠等の動議を容れ『條約締結の爲めに、新たに法律の制定を要し、又は法律を變更すべき事項及び租税の賦課に變更を生ずべき事項は、憲法の條規に依り、當然帝國議會の協贊を經べきものとす』といふ決議を爲し、條約に關する議會の協贊權を保留し置くの擧に出でたり。

事後承諾を拒む―政府の事後承諾を求むる議案の中、衆議院は明治二十六年度に於て、國庫剩餘金を以て豫算超過及び豫算外支出の件、並に同年度に於て中央備荒貯蓄金を以て豫算超過支出の件を憲法に違反する不當の支出と爲し、之に承諾を與へざりき。

追加豫算案―二十七年度追加豫算案（五件）は、歳入總計三百九十七萬八千七百餘圓、歳出總計七百二十七萬六千二百餘圓にして、豫算委員會に於ては、歳入に百二十餘萬圓、歳出に百三十餘萬圓の削減を加へ、本議之れを可決して貴族院に回附したるも、解散の爲めに、同院の議を經るに及ばずして止みたり。

請願―會期中衆議院に於て受領したるもの總て四百八十六通にして、院議に附すべしと議決したるもの五十五通あり、內地租引當米過剩金下戻の請願は、山縣有朋、鳥尾小彌太、井上馨等の諸元老が、當時山口縣令たりし中野梧一と共謀して米の賣買に關係し、山口縣農民の納むる豫納玄米の過剩を下戻せず、以て私利を貪りたりといふに在りしかば、之れに關する委員會の報告は、頗る議場の耳目を聳動したりき。

兩院通過の法律―本期議會に於て兩院を通過したる法律案は左の二十三件とす。

國庫金出納一時貸借に關する法律案△膽振國室蘭港を特別輸出港とするの追加法律案（同上）△國事に關する犯罪の爲め、諸祿を沒收せられたるものに關する法律案△越中國伏木後志國小樽兩港に於て露領沿海洲薩哈嗹島及朝鮮國貿易に關する船舶出入及び貨物積卸許可法律案△綿糸輸出稅免除法律案△琉球國那覇

港に於て清國貿易に關する船舶出入及貨物積卸許可法律案△鐵道比較線路決定に關する法律案△豫定線路中私設鐵道會社に敷設許可の件に關する法律案△鐵道敷設法中改正法律案△營業税徴收法中改正法律案△明治二十二年勅令第百四十一號第一條改正法律案△軍用電信條例案△實業教育費國庫補助法案△陸軍召集旅費支出に關する法律案△東京砲兵工廠據置運轉資本增加に關する法律案△明治二十三年法律第四號中改正法律案（以上政府の提出に係る）

第四十五節　第七議會（明治二十七年十月十八日開會 同年同月廿一日閉會）

第七議會

一　開會前の政局

開會前の政局

第六議會より第七議會に至るの間は、明治年間最も多端にして、最も變化多き時代なりき。解散、總選擧、朝鮮事變、日清兩國の開戰、條約改正の成立、皆此の短日月の間に錯出し、内政に、外交に、一歩は一歩より開展して殆んど應接に遑あらざる狀あり。

朝鮮の變報

朝鮮の變報―朝鮮の東學黨は、前期議會開會中より漸く猖獗の勢を逞うして、將に京城を侵さむとするあり。朝鮮政府自ら之れを鎭撫する能はずして援を清國に求めたり。清國は機乘ずべしと爲し、兵を派して恩威を朝鮮政府に施し、以て大に清國の勢力を扶植せむことを謀る。我政府は之れを天津條約違犯の行動と認め、清國政府に向て其の不法を詰責したりと雖も、清國政府は言を左右に托して毫も省みるの色なし。此に於て我大鳥全權公使は、別に朝鮮政府に勸むるに秕政の改革、獨立の經營を以てして、清國の羈束を脱せしむるの策を講ぜり。韓廷其の勸告を容るゝと雖も、清國武裝して盛むに威嚇の手段を用ゐたるが爲め、微弱なる朝廷は復た之れを如何ともする能はざりき。斯くて前議會解散の頃は、東洋の危機頗る切迫を告ぐるに

宣戰布告

至れり。

對外硬派の活動—民間黨は第一期議會以來標榜としたる『經費節減、民力休養』の大綱を一轉して、『對外硬、責任内閣』を呼號し、之れが爲に前後二回の解散を賭し、大に政府と戰ひたるが、東洋の風雲斯くの如くなるに至りて、彼等は意氣益々昂がり、或は對韓同盟會を作り、或は新聞同盟會を起し、或は中央政社を組織し、又た總選擧本部を設け、輿論の喚起、同志議員の再選、當局者に對する勸告等、運動奔走到らざるなかりしが、七月二十五日の豐島沖に於ける日清軍艦の衝突と共に、終に兩國の和交は破れたり。

宣戰の布告—茲に於てか、八月一日　天皇陛下は左の如き宣戰の詔勅を布告し給へり。

天祐を保全し、萬世一系の皇祚を踐める大日本帝國皇帝は、忠實武勇なる汝有衆に示す。

朕茲に淸國に對して戰を宣す。朕が百僚有司は、宜しく朕が意を體し、陸上に海面に、淸國に對して交戰の事に從ひ、以て國家の目的を達するに努力すべし。苟も國際法に戻らざる限り、各々權能に應じて、一切の手段を盡すに於て必らず遺憾なからむことを期せよ。

惟ふに朕が卽位以來茲に二十有餘年、文明の化を平和の治に求め、事を外國に構ふるの極めて不可なるを信じ、有司をして常に友邦の誼を厚くするに努力せしめ、幸に列國の交際は年を逐ふて親密を加ふ。何ぞ料らむ、淸國の朝鮮事件に於ける、我に對して着々隣交に戻り、信義を失するの擧に出でむとは。

朝鮮は帝國が其の始に啓誘して、列國の伍伴に就かしめたる獨立の一國なり。而して淸國は常に自ら朝鮮を以て屬邦と稱し、陰に陽に其の內政に干涉し、其の內亂あるに於て、口を屬邦の極難に籍き、兵を朝鮮に出したり。朕は明治十五年の條約に依り、兵を出して變に備へしめ、更に朝鮮をして禍亂を永遠に免がれ、治安を將來に保たしめ、以て東洋全局の平和を維持せむと欲し、先づ淸國に告ぐるに、協同事に從はむことを以てしたるに、淸國は飜て種々の事柄を設け之れを拒みたり。帝國は茲に於て朝鮮に勸むるに、

其秕政を釐革し、內は治安の基を堅くし、外は獨立國の權義を全くせむことを以てしたるに、朝鮮は旣に之れを肯諾したるも、清國は終始陰に居て百方其の目的を妨碍し、剩へ辭を左右に托し、時機を緩にし、以て其水陸の兵備を整へ、一旦成るを告ぐるや、直に其力を以て其欲望を達せむとし、更に大兵を韓土に派し、我艦を韓海に要擊し、殆ど亡狀を極めたり。則ち清國の計圖たる、明に朝鮮治安の責をして、歸する所あらざらしめ、帝國が率先して之を諸獨立國の列に伍せしめたる朝鮮の地位は、之を表示するの條約と共に之を蒙晦に附し、以て帝國の權利利益を損傷し、以て東洋の平和をして永く擔保なからしむるに存するや疑ふべからず。熟々其の爲す所に就て、深く其の謀計するの所を揣るに、實に初めより平和を犧牲として、其非望を遂けむとするものと謂はざるべからず。事旣に玆に至る、朕平和と相終始して以て帝國の光榮を中外に宣揚するに專なりと雖も、亦公に戰を宣せざるを得ざるなり。汝有衆の忠實勇武に依賴し、速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を全くせむことを期す。

戰勝と條約―斯くて大元帥陛下は大纛を廣島に進め給ひ親しく三軍を統監し給ふ。我海陸共に向ふ所敵なく、連戰連勝の報あり。而して政府が一方に於て着々步を進めつゝありし條約改正の談判も、終に七月十六日先つ日英條約の締結に於て成功し、該條約は七月十六日調印批准を經て公布せられたりき。

總選擧―九月一日を以て總選擧を行ふ。民間正に戰爭に熱中して復た他を顧みるに遑あらず。爲に選擧は甚だ平穩に結了し、其の結果は左の如くにして解散前に比し大なる變態あるを見ず。

自由黨	一一五	改進黨	四七
革進黨	四〇	國民協會	三五
財政革新會	四	中國進步黨	四
無所屬	五五		

財政革新會といふは、前議會中に起りたる田口卯吉等の一派にして、中國進歩黨といふは、岡山縣選出改進黨の獨立して組織せる團體なり。而して無所屬中明かに硬派と稱せらるゝもの二十五六名ありき。

二　兩院の開會

召集―明治二十七年十月十五日廣島に召集せらる。召集令の發布は九月二十二日にして其の詔勅は左の如し。

朕惟ふに國家今日の急務は軍旅に在り。既に大纛を進め、親しく其事を視る。唯立法の要務早を趁ひ、議會の協賛を望むものあり。乃ち期に先ち、帝國議會を召集するの必要を認め、玆に來る十月十五日を以て、臨時議會を廣島に召集し七日を以て會期と爲すべきことを命ず。百僚臣庶其れ朕が意を體せよ。

議長其他の選擧―議長には楠本正隆、副議長には島田三郎、共に最高點にて勅任せられたり。貴族院に於ては黑田長成侯副議長に任ぜられ、議長に異動なし。又た全院委員長は、衆議院に於ては末廣重恭當選し、貴族院は新に選擧を行はず。

開院式―十八日、天皇陛下親臨して擧行あらせらる。勅語に曰く、

朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ、

朕玆に臨時帝國議會を召集し、特に國務大臣に命じて刻下の急要なる陸海軍費に關する議案を提出せしむ。

朕は清國が帝國と共に、東洋の平和を保持するの任を忘れ、遂に今日の事局を見るに至りたるを憾みとす。然れども釁端既に啓く、交戰の目的を達せずんば止むべからず。朕は帝國の臣民が一致和協、朕が事を奬順し、全局の大捷を以て早く東洋の平和を回復し、以て國光を宣揚せんことを望む。各員夫れ旃れを勗めよ。

○兩院の奉答―貴衆兩院は各々奉答文を捧げたり。特に左に錄す。

貴族院の奉答文―臣貴族院議員等誠恐誠惶謹て叡聖文武天皇陛下に上奏す。陛下旣に大纛を廣島に進め、征清軍旅の事を親らし給ひ、又臨時帝國議會を大本營の下に開き、車駕親臨して開院の盛典を擧け、優渥深達なる　勅語を賜ふ。恭しく惟みるに、宣戰以來海陸の捷報荐りに至り、國光寰宇に揚被す。是れ一に陛下の威德に依らすむばあらず。臣等謹て　聖旨を奉體し、協贊の任を盡くし、益々上下一致の實を擧け、以て曠古罕覯の洪謨を翼贊せむことを期す。臣等恐懼の至りに堪へず、謹て奉答す。

衆議院の奉答文―衆議院議長臣楠本正隆誠恐誠惶本院の決議を具し、謹て奏す。恭しく惟るに、　天皇陛下聖明神武、列聖の遺烈を承け、中興の偉業を啓かせ給ふ。比年清國凶暴にして隣邦の交誼を破り、東洋の平和を紊る。陛下赫怒玆に六師を出だし、親ら大纛を進め、帝國議會を大本營の下に召集し、車駕親臨し、開院の式を擧げ、優渥なる聖詔を賜ふ。臣等感激恐懼の至りに堪へず。今や軍備の整理擴張は實に我帝國の最大急務たり。聖勅に示し給ふ陸海軍費は、臣等審議して協贊の責を完うせむ。臣等は奮つて全局の大捷を以て、早く東洋の平和を恢復し、國光を宣揚し、征清の目的を達せずむば止まざるを期し、以て聖旨を奉體せむことを誓ふ。臣楠本正隆誠惶誠恐謹て奏す。

三　議　事

伊藤總理大臣の演說―伊藤總理開院式の翌日（十九日）貴族院に臨みて、清韓事件に關する顚末を演說し、其の又翌日（二十日）は衆議院に於て同意味の演說を爲せり。要は「朝鮮は我帝國實に初めて其獨立を認めたるものなり。然るに清國の凶暴なる、常に之れを屬邦視し、其の內亂に乘じて之れを併呑せむとす。我好誼を無視し、我撤兵を求む、我れ遂に戰を宣するの止むなきに至る。幸に　天皇陛下の稜威と軍人の忠勇とに依り、連りに捷報に接することを得たり。然れども交戰の目的を達するは、前途尙ほ遠し。故に玆に

臨時議會に於て、軍事に關する費用併に議案の急要なるものに就き、諸君の協賛を求めむと欲す。願くは協心一致、軍國の大事を翼賛せられむことを』といふに在りき。

臨時軍事費―二十日渡邊大藏大臣又た衆議院に於て、軍事費支出に關する演說を爲せり。彼は今後交戰の目的を達せむが爲には、尙ほ幾何軍事費を要するも斷じて止むべからず。乃ち諸君の協賛を仰ぎ國民公憤の在る所を宇内に表示せむことを望むといへり。而して政府の提出したる臨時軍事費豫算は左の如し。

歲入之部

第一欵　軍資金　金一億五千萬圓

第一項　軍資金　金一億五千萬圓

歲出之部

第一款　臨時軍事費　金一億五千萬圓

第一項　臨時軍事費金一億五千萬圓

說明書に曰く、臨時軍事費豫算に計上する所の歲入歲出は、各々一億五千萬圓とす。是れ淸國及韓國との交涉に關する軍費支辨の爲め要するものとす。前記歲入の中、二千六百萬圓は、國庫剩餘金繰入れ、其他は軍事公債を募集するの計畫とす。而して豫算外に國庫剩餘金の增加し、其他の收入ある時は、隨つて公債の募集を減ずるの見込なりとす。

前記歲出の內、陸軍々費四千四百二十九萬二千四百十七圓七十一錢一厘、海軍々費千五百七十萬四千四百六十七圓四十二錢二厘、合計五千九百九十九萬六千八百八十五圓十九錢三厘は、軍國の急に應ずる爲め、明治二十七年六月以降勅裁を經て、豫算外の支出を爲したるを以て、今茲に軍事費の協賛を求むと同時に、併せて憲法第六十四條第二項に依り事後の承諾を求むるものとすと。

兩院は一人の異議を唱ふるものなく、突嗟の間に協贊を與へたり。

○**軍事公債法案**―該法案は清國及び朝鮮國との交渉事件に關する軍費支辨の爲め一億圓を限り一個年六朱以下の利子を以て漸次公債を募集し、若くは借入金を爲すことを目的とし、而して募集借入れの方法及び償還方法其他必要なる事項は大藏大臣之れを定むることゝせり。何等の異議なく兩院を通過せり。

○**臨時軍事費特別會計法案**―臨時軍事費の會計を一般會計と區別して特別の整理を爲し、明治二十七年六月一日より事件終結までを本件會計の一年度とするの案なり。亦兩院を通過せり。

○**事後承諾を求むるの件**―總べて四案なりき（一）明治二十七年勅令第百四十三號（朝鮮事件に關する經費支辨の爲め、特別會計に屬する資金を繰替へ使用し、借入金を爲し、及び公債を募集すべきことを得るの件）事後承諾の件（二）明治二十七年勅令第百四十四號（軍事公債條例緊急發布の件）事後承諾の件（三）明治二十七年勅令第六十七號（戰時郵便物の軍人軍屬の發送するものに對し、其稅金を免除するの件）事後承諾の件（四）明治二十七年勅令第百三十五號（官廳の命令に依るものゝ外、管轄地方廳の許可なくして朝鮮國に渡航を禁ずる件）事後承諾の件。

第一第二は共に軍事費支辨に關するもの、他は其以外に屬するものにして、衆議院は第四の件に承諾を拒みたる外、悉く協贊を與へ、貴族院は總べて之れを通過したり。

上奏及建議―衆議院は征淸事件に關する國民の意思を表明せむが爲め、全院一致を以て左の建議案を提出議決したり。

衆議院は憲法の規定に遵據し、茲に內閣に向て左の建議を爲す。

謹で案ずるに、征淸の　詔勅は宏遠にして正大なり、森嚴にして高明なり、蓋世の雄圖、百年の長計寔に此に外ならず。苟も帝國臣民たるもの孰れか、聖旨を奉體し、鞠躬盡瘁以て報國の誠を効さゞるあらむ

や。衆議院か帝國臣民の代表者として、敢て輔弼の重任ある內閣大臣に望む所は、征淸の聖旨に遵ひ、全局の大捷を奏し、東洋の平和を回復し、以て國光を宣揚するに在り。乃ち淸國を膺懲し之れをして改悛悔悟自ら禍心を杜絶せしめ、而して我國は他の干渉の爲に終局の大目的を廢沮することなく、以て我帝國の威信と利益を完うし、以て國家千載の鴻圖を定め、以て東洋の平和を永遠に扶持するの擔保を掌握するに在り。是れ實に叡聖文武なる　天皇陛下の帝國議會に則りたる聖勅の洪旨にして、帝國臣民の大希望なり。故に衆議院は、之れを言明し、敢て內閣大臣に向て、其奉行實踐を促さむとす。衆議院は此の大希望を達せむが爲め、上下一致和協以て事に斯に從はむとす。故に凡そ軍備を充實する事項は、緩急宜しきに從ひ、其の施設を爲さむことを期す。恭しく惟みるに　天皇陛下は列聖の遺烈を紹ぎ、中興の偉業を弘め、淸國の暴慢を赫怒し、爰に六師を發し、大纛を進め、戎事を宸裁し給ふ。是に於て擧國の臣民皆心を一にし、力を協せ、同仇敵愾、聖旨に奨順し、遄かに大捷を遂け、目的を達せむと欲せざるはなし。是れ衆議院の丹誠を表し、赤心を披き、從來趨向の異同ありしを問はず、敢て內閣大臣に向て此の建議を爲す所以なり。今や帝國旭旗の向ふ所、攻めて取らざるなく、戰ふて勝たざるなく、水陸風靡して、敵國震慴す。然れども前途を思料すれば、局面愈々大に、事端愈々滋からむとす。若し或は意外の障碍に觸着し、中道にして交戰の目的を沮滯するが如きあらば、實に國家の大事を誤るものなり。故に衆議院は輔弼の重責ある內閣大臣に向て、能く外政の機務を操縱し、漸を防ぎ微を杜ぎ、誓て上は征淸の聖旨を對揚し、下は國民の輿論を貫徹せしめむことを望む。

衆議院は更に理由を附して曰く、當今の急務は、擧國一致、官民和協以て征淸の大目的を達するに在り。故に衆議院は、國民の輿論を正式に發表せむが爲めに、此の建議を爲すの必要を見る。而して本案中特に軍備に關する事項の建議を爲すものは、本月十八日の詔勅に奉答せし如く、軍備の整理擴張は、我帝國の最大急

務に屬し、要地に警備を充足し、砲臺を築設し、軍艦を増製し、武器を改良し、製鋼所を設け、船渠を建設する等、凡そ國防兵備に關する事項に就き、速に施設するの必要を認むればなりと。

如上の建議に次で、衆議院は更に左の上奏案を可決したり。

衆議院議長臣楠本正隆誠惶誠恐謹て奏す。伏して惟みるに、天皇陛下神聖叡武、清國の驕暴を赫怒して征討の師を起し、皇祖皇宗の遺烈を紹ぎ、親しく大纛を進め、親しく戎事を裁し、旰衣宵食の勞を執らせ給ふ。是に於て民心益々振ひ、兵氣益々張り、帝國の光輝を宇内に發揚す。中外誰か皇威を仰かざらむや。臣等景仰感激の至りに堪へず。謹て奏す。

此の上奏に次ぎて、更に軍隊に謝意を表するの決議を爲したり。

四　閉會

會期は七日間なりしも、一切の議事は僅々四日にして結了せり。是れ空前の短期議會にして、閉院式は十月二十二日に擧行せられたりき。此日車駕の臨幸なく、伊藤總理大臣旨を奉じて、勅語を捧讀せり。勅語に曰く、

朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ。

朕本日を以て臨時帝國議會の閉會を命じ、併せて朕か國務大臣に命じ提出せしめたる軍費急要の議案を敏速に議了し、以て朕か意を體し、協贊の務を盡せるの勞を嘉賞す。

第四十六節　第八議會（明治二十七年十二月二十四日開會　同　二十八年三月二十三日閉會）

一　開會前の政局

日清戰役―我征清軍は第七議會の閉會後より本議會開會に至るの間に於て、既に金州一部の地を略し、又た旅順の要害を破り、到る處に凱歌を擧げ、軍人の意氣方に絶頂に達し、將に日ならずして天津に逼り、長驅して北京に進まむとしたりき。デットリング和議を贏して來れるは、亦此間に在り而して國民は擧げて凱旋軍の歡迎及び恤兵、犒軍の事に熱中して、復た他事を顧みざりき。

內閣の小吏迭―此際內務大臣井上馨は駐韓大使に轉任せられ、子爵野村靖之れが後を繼ぎ、文部大臣井上毅病の爲に又職を罷め、樞密顧問官公爵西園寺公望之に代はれり。

二　兩院の開會

明治二十七年十二月二十二日東京に召集せられ、越えて二十四日貴族院に於て開院式を擧行あらせられたり。天皇陛下は廣島の大本營より詔勅を賜はり、伊藤總理旨を奉じて之れを捧讀せり。勅語に曰く、

朕茲に帝國議會の開院式を行ひ、貴族院及衆議院の各員に告ぐ。

朕は國務大臣をして明治二十八年度の豫算及其他の必要なる議案を提出せしむ。

朕が外征の師は、每戰勝を奏し、漸次敵地に侵入す。今や嚴冬に際す、沍寒を冒し、艱苦を嘗め、益々其勇武を著はせり。

中立列國の交際は、益々親睦を敦くし、朕が宿望たる條約改正の業既に成績を告ぐるもの丶外仍ほ協商に在るもの亦均しく其歩を進む。

朕は此の光輝ある進運に膺り、祖宗の遺烈に賴り、有終の美を濟さむことを欲す。卿等其れ能く中外の大勢を察し、上下和協の實を擧け、以て朕が望む所に副へよ。

兩院相前後して奉答文を捧呈したるが、其の要、均しく叡旨を奉體し、協贊の責を完うせむことを誓ふといふに在りき。

○全院委員長—貴族院に於ては子爵由利公正、衆議院に於ては末松重恭當選したり。

三　施政の方針

施政の方針

伊藤總理大臣は、二十八年一月八日衆議院に臨みて施政の方針を演說したり。曰く『今日の大勢は諸君の熟知する所にして、國家の機密と重大なる關係あるが故に、今日之れを詳細に報告するは時機の未だ許さゞる所なり。若し軍事外交兩つながら適當の時機に達すれば、政府は細大遺す所なく、之れを諸君に報道すべし。勿論今日の如き國家未曾有の時代に遭遇するに當り、政府の施設すべきもの一にして足らずと雖も、目下の急要は、軍事及外交に存するがゆへに、先づ專ら力を此の二方面に注ぎ、其他の問題は、之れを後日に譲らむとする考なり。故に豫算の如きも、先づ經常費を標目として編製し、緊急止むを得ざるものを加へたるのみ』と。要するに其の意戰時の施政として、重きを軍事外交に置き、一般平時の施設は別に着手する所なしといふに在り。

四　豫算會議

豫算會議

豫算案—明治二十八年度總豫算案に計上する所の歳出入額は左の如し。

歳入總額	九〇、三〇〇、七〇九・四五三圓
經常部	八七、六三三、九二六・二八三
臨時部	二、六六六、七八三・一七〇
歳出總額	八九、七五七、四一五・七三〇
經常部	七四、七六四、三三二・〇五八
臨時部	一四、九九三、〇八三・六七二
歳入有餘	五四三、二九三・七二三

第六議會に於て不成立に終りたる二十七年度豫算案と比較すれば歳入に於て二百二十五萬五千四百七十五圓餘を增し、歳出に於て九百六十一萬六千九百十五圓餘を增加したり。

衆議院の査定案―一月八日豫算委員は、査定方針決定委員七名を選擧し、左の方針を定めたり。

一、既定の歳出及法律の結果に依る歳出は大概原案に據るべし。

二、政府の義務に屬する歳出は調査の上其の削減すべき理由あるものは削減を計るべし。

三、三種以外の歳出は、緩急を圖り成るべく節減を加ふべし。

如上の方針に依り、五分科に分ちて各自擔當審査に着手せり、而して委員會に於ては、格別の議論を見ずして、委員長武富時敏をして左の結果を議場に報告せしめたりき。

從來衆議院は、政府の豫算編製の方針に慊らず、十分の整理緊肅を加へて、國民の負擔を輕減せしむるの餘地あるを信じ、議會開會毎に、此の方針を以て政府と衝突し來れり。然れども今や外征の大事件あり、國家の急務は、復た豫算を以て政府と爭ふを許さゞるものあり。乃ち事の緩急輕重を計り、其の大體に於ては、忍むで政府の提案に協賛を與ふることゝせり。故に査定の結果は、歳出に於て、臨時經常を合せ五十九萬八千餘圓の小節減を加へたるに過ぎず。而して此の內五十萬圓は、國庫豫備金の減額に係るを以て、實際政費の節減は、僅に九萬八千餘圓に過ぎず。斯くの如くにして勉めて政府との衝突を避くるは、政治上の德義なりと信ず。政府にして亦德義を辨ぜば、二十八年度豫算を執行するに當りて深く省慮する所あるべきなり。

尾崎行雄は『政府をして內顧の憂を抱かしめず、專ら力を外事に用ゐしむるを必要とする今日に於て、忍むで衝突を避くるの方針に出でたる委員會の査定は最も機宜を得たる處置なり』とて、査定案贊成の演說を爲したり。

再調査の動議—議院の大多數は、敢て之れに對して異議を唱ふるものなかりしと雖も、然れども尙ほ一部の議員中には從來の査定方針を以て進まむと欲するものあり。彼等は竹內正志をして、豫算再調査の動議を提出せしむ。其の理由に云へり「今の時に當りては、外に對しては積極の方針を執り、內に對しては消極の方針を執らざるべからず。蓋し內に對して消極の方針を執るは、則ち外に對する積極の方針を堅確にする所以にして、軍事は之れに由て益々活潑の動作を逞うすることを得べし。故に軍國多事の四字は、適々豫算の削減せざるべからざるを促がすものにして、決して政府に盲從するの理由とはならず」と。此の動機は直ちに否決せられ夫れより大體議に入り、井上角五郎、河島醇、石田貫之助等各々其の黨派を代表して、査定案贊成の演說を爲したり。

査定案通過—尋で逐條審議に入るに及で、多少原案に復活せしめたる款項ありしと雖も、大體に於て査定案を可決確定し、更に進むで、明治二十八年度特別會計豫算、併に豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件を原案通り可決せり。貴族院に於ても、衆議院の成案に對して、一も修正を加ふる所なく、殆ど一瀉千里の勢を得て之れを通過したるは、實に議會開會以來未だ曾て觀ざるの光景なりとす。而して其の確定額は左の如し。

歲入總額	九〇、一九四、六五七・七八四圓
歲出總額	八九、一八〇、五一八・一〇三
歲入有餘	一、〇一四、一三九・六八一

追加豫算案—政府の提出したる二十七年度追加豫算案は（一）內務、大藏、陸軍、海軍の各省に屬するもの（二）有栖川宮殿下國葬費（三）朝鮮政府に一時繰替貸與（三百萬圓）に關するもの（四）橫濱築港工事補充費に關するものにして、又た二十八年度追加豫算として、神戸波止場增築費、第四回內國勸業博覽會費

を要求し、又た同年度特別會計追加豫算案として、帝國大學に關する諸經費を要求せり。而して二十七年度の中、第一、第二、及び第四は格別の異議もなく原案を是認し、二十八年度分に於ては、神戸波止場の全部を削除したる外、總て之れを可決したり。二十七年度朝鮮政府に貸與金の件に就ては、議論は固より異議なく之れを是認したりと雖も、會議の當日、伊藤總理大臣の爲したる演說に對し、長谷場純孝の質問あり、之れに對する總理大臣の答辯妥當を失したる爲に、端なく議場に一波瀾を生ぜり。長谷場曰く、『政府が朝鮮の扶植に奮勵せむとするの意甚だ善し。而して之れに對する列國の感情は如何。列國若し我が單獨の行動に容喙し來らば、政府は如何にして之れに處せむとするか』と。總理大臣の答は頗る穩當にして、『苟も尫弱を憫み、其の獨立を扶植せむとするの行動に對して、漫りに反對を試むの國あるべしと信ずる能はず』との趣意を述べたりき。長谷場は再び『然らば他日如何なる故障に逢ふとも、斷然其の方針を以て終始を一貫とするの決心なるか』と問へしに、總理大臣は『唯だ未來の事變は豫め保證する能はず』といひ、『余は何國も決して容喙するものなしと斷言せず』とて、最後に『苟も我輩は至尊を代表して此の席に臨み、此の日本帝國の安危存亡に關する大事を擔當し居れり』と放言せしかば、議場は大に其の言語を傲慢と爲し、激論紛起して總理大臣を責むるもの多かりき。此に於か、超えて數日芳川司法大臣をして『至尊を代表し』云々は、『至尊の政府を代表し』云々の誤りにて、忽卒の際政府の二字を脫したるゆへ、一言之れを補正すと辯明せしめ、漸く其の一段落を告げたり。

五 臨時軍事費

臨時軍費の追加—政府は征淸事件の前途尙ほ遠くして、將來或は軍費に不足を告げむことを恐れ、二月二十日を以て臨時軍事費追加豫算案を衆議院に提出したり。要求の金は一億圓にして、公債若くは借入れに據ることゝせり。此日伊藤總理大臣演說して曰く、

諸君、本大臣は國務上百般の關係に依りまして一時歸京致すの必要がありまして、旨を奉じて過ぐる十六日に歸京を致しました。本日本院に出席して、國務上必要なる審議に參同することを得まするのは、誠に欣喜に堪へませぬ。目下交涉の狀況及戰地より來る所の捷報等に至ては、特に本大臣の列擧を俟たずして諸君の御熟知に相成つて居る次第と存じますが、唯だ今日に當て、敵國の我に對して此の終局を如何にすることゝいふに就ては、一旦媾和の使節も派遣して、本月上旬に於て、廣島で兩國の面會を致しましてありますが、其の意思甚だ曖昧にして、未だ眞正の和を求めたるものと認めませぬに依て、之れを拒絕するの止むを得ざるに出たのであります。爾來今日に至て交戰の繼續して居る事情に照らして見ますると、彼れが果して眞正に和を我に求め來るは何れの日に在るか、輙すく判斷を下すべからずと存じます。

第四十七節　第九議會（明治二十八年十二月廿八日開會 同二十九年三月廿八日閉會）

一　開會前の政局

馬關談判開く――我征淸軍は益々深く敵地に進入して向ふ所敵なく、戰へば必らず勝ち、攻むれば必らず取る。威海衞の占領、北洋艦隊の全滅、遼東半島の統治權、亦皆擧けて我が掌中に在り。驕慢の淸國茲に到りて復た如何ともすべからず。和を求むること漸く急にして、張、邵二名の媾和使を派したるも、我が峻拒する所と爲て失敗し、而して我軍は第二期の作戰計畫に入り、十六日征淸大總督府を置き、小松宮彰仁親王殿下を以て之れに任じ、諸軍を率ひて將に戰地に向はしめむとするに至りたること、皆前會期中に在り。越えて三月二十日、北洋大臣直隸總督肅毅伯李鴻章等、淸國政府の全權を帶び、十分媾和の禮を鄭重にして來朝せり。我　天皇陛下其意を諒し給ひ、伊藤總理大臣、陸奧外務大臣を擧けて談判の衝に當らしめ給へ

り。兩國全權は乃ち馬關に於て會見することゝなれり。

休戰條約―清國全權は先づ休戰の要求を我れに試みたり。然れども、之れに對する我全權の提出條件は彼れの應諾を表する所とならず。随つて彼れ自ら其の要求を撤回して將に媾和談判を開始せむとする時、偶々凶徒あり、途に李鴻章を要撃して大に上下を騷がす、爲めに陛下深く宸慮を惱ませられ、清國に對して無條件休戰を諾するの英斷を下だし給ひたり。玆に於て三月三十日より四月十日迄向ふ二十一日間の休戰條約兩國の間に締結せられたり。

媾和條約成立―李鴻章の負傷は約二週間にして全癒したるゆへ、四月十日より更に談判を開き、兩國全權屢々會見を重ねたる後、十七日に及び和約成立し、兩全權調印を終り、二十日直に我　天皇陛下の批准を得たり。

平和克復の大詔―批准の翌日、即ち四月二十一日を以て左の如き詔勅煥發せられたり。

朕惟ふに、國運の伸張は治平に由りて求むべく、治平を保持して克く終始あらしむるは、朕が祖宗に承くるの天職にして、亦即位以來の志業たり。不幸客歳清國と戰端を啓き、朕は止むを得ず之れと干戈に訴へ、十餘月の久しきに結びて解くる能はず、而して在廷の臣僚は、陸海兩軍及兩院と共に咸營し、貲用を給し、需給を豐かにし、防備に力め、外に在ては櫛風、沐雨、祁寒隆暑に暴露し、百難を冒かし、萬死を顧みず、旭旗の指す所風靡せざるなし。出征の師は仁愛節制の聲譽を播し、外交の政は捷敏快暢の能事を盡くし、以て能く帝國の威武と光榮とを中外に宣揚したり。是れ朕が祖宗の威靈に頼ると雖も、百僚臣庶の忠實武勇精誠天日を貫くに非ざるよりは、安んぞ能く此に至らむや。朕は深く汝有衆の忠勇精誠に倚信し、汝有衆の協翼に頼り、治平の回復を圖り、國運進張の志業を成さむとするに切なり。

今や朕清國と和を媾じ、既に休戰を約し、干戈を戢むる將に近きにあらむとす。清國渝盟を悔ゆるの誠既

に明にして帝國全權辨理大臣の協定せる條件克く朕が旨に副ふ。治平光榮併せて之れを獲るは亦文武臣僚の左に相待て全功を收めたるに外ならず。祖宗大業の恢宏今や方に其の基を固め、朕が祖宗に對する天職は、斯に其重きを加ふ。朕は便に朕が志を汝有衆に告げ、以て將來の嚮ふ所を明かにせざるべからず。朕固より今回の戰捷に因り、帝國の光榮を闡發したるを喜ぶと共に、大日本帝國の前程は朕が即位以來の志業と均しく、猶ほ甚だ悠遠なるを知る。朕は汝有衆と共に努めて驕矜を戒め、謙抑を旨とし、益々武備を修めて、武を黷すことなく、益々文教を振つて文に泥むことなく、上下一致各々其の事を勉め其業に勵み、以て永遠富強の基礎を成むことを望む。戰後軍防の計畫、財政の整理は、朕有司に信任して、專ら贊襄の責に當らしむべしと雖も、積累蘊蓄以て國本を培ふは、主として億兆忠良の臣庶に賴らざるべからず。若し夫れ勝に狃れて自ら驕り、漫に他を侮り、信を友邦に失ふが如きは、朕が斷じて取らざる所なり。乃ち清國に至ては、媾和條約批准交換の後は、其友交を復し、以て善隣の誼愈々敦厚なるを期すべし。汝有衆其れ善く朕が意を體せよ。

御名御璽

明治二十八年四月二十日

內閣總理大臣伯爵　伊藤博文

批准交換　媾和條約は五月八日芝罘に於て批准を交換すべきことを約せり。我批准は內閣書記官長伊藤巳代治全權辨理大臣に任ぜられて之れを携へ、清國は伍廷芳外一名を全權辨理大臣となし共に彼地に會見す。清國は始め交換の延期を要求し、五日を限りて之れを諾したるに、彼れは亦俄に其の要求を撤回し、約の如く八日を以て無事交換を終りたり。

三國の干涉　時に露國政府は我が遼東半島を割取するを喜ばずして、獨逸、佛蘭西兩國と相同盟し、突

然覆牒して干渉を試み來る。曰く「貴國が遼東半島を永遠に保有するは、東洋の平和に利あらず、宜しく清國に還付せられむことを望むと。是れ實に平和克復の大詔を發せられたる翌々二十四日に至り。上下曾て此の事あるべきを豫期せざりしを以て、愕然として爲す所を知らず、群議紛々殆ど十日に渉り、五月六日（卽ち批准交換の期日に先だつ二日）に至り、政府は三國の提言を容るゝことに決したる旨を覆牒せり。

還遼の詔勅─越へて十日、左の詔勅の公布を見たり。

朕嚮に清國帝の請に依り、全權辨理大臣を命じ、其の簡派する所の使臣と會商し、兩國媾和の條約を締結せしめたり。

然るに露西亞獨逸兩帝國及佛蘭西共和國の政府は、日本帝國が遼東半島の讓地を永久の所領とするを以て、東洋永遠の平和に利あらずと爲し、交々朕が政府に慫慂するに、其地域の保有を永久にするなからむことを以てしたり。

顧ふに朕が恒に平和に眷々たるを以てして、竟に清國と兵を交ふるに至りしもの、洵に東洋の平和をして永遠に鞏固ならしめむとするの目的に外ならず。而して三國政府の友誼を以て切偲する所、其意亦玆に存す。朕平和の爲に謀る素より之れを容るゝに吝ならざるのみならず、更に事端を滋し時局を艱し、治平の回復を遲滯せしめ、以て民生の疾苦を釀し、國運の伸張を沮むは、眞に朕が意に非ず。且清國は媾和條約の訂結に依り、旣に渝盟を悔るの誠を致し、我交戰の理由及目的をして天下に炳焉たらしむ。今に於て大局に顧み、寛洪以て事を處するも、帝國の光榮と威嚴とに於て毀損する所あるを見ず。朕乃ち友邦の忠言を容れ、朕が政府に命じて、三國政府に照覆するに其意を以てせしめたり。若し夫れ半島壤地の還附に關する一切の措置は、朕特に清國政府と商定する所あらしめんとす。今や媾和條約旣に批准交換を了し、兩國の和親舊に復し、局外の列國亦斯に交誼の厚きを加ふ。百僚臣庶其れ能く朕が意を體し、深く時勢の大

局に覬覦を懷み、漸を戒め、邦家の大計を誤ること勿きを期せよ。

御名　御璽

明治二十八年五月十日　　各大臣副署

還附條約―遼東還附に對しては、當時の北京駐劄特命全權公使男爵林董淸國當局者と交涉の責に任じたり。十一月八日に至りて漸く之れに對する條約の締結を見、還附の代償として庫平銀三千萬兩を得ること丶なり。平和條約の談判は全く玆に終りを告げたり。

凱旋―大本營は四月二十七日を以て廣島より京都に移され、續て五月三十日に至り、大元帥陛下には衆庶萬歲の裡に凱旋あらせられたり。小松彰仁殿下の統べさせ給ふ大總督府又た彼地に在ること幾くもなくして本國に歸還あらせられ、敵國の各地に駐屯せる軍隊も各々條約に規定せる守備隊を殘して歸途に就けり。唯だ臺灣に於ては、媾和後も未だ砲火を絕たず、更に數個月苦戰を經て、漸く平定することを得たり。

凱旋軍隊の歡迎會若くは戰捷祝賀會は到る處に行はれ、政府は亦論功行賞に忙がはし。

臥薪嘗膽の語の流布

臥薪嘗膽―表面に於ては上下皆戰捷に醉ひて歡天喜地日を消する如くなりと雖も、其裏面に於ては、陸海軍人は論なく國民を擧げて遼東還附の一事を憾みとし、悲憤慷慨の聲隱々として起れり。當局者固より亦之れを憾みとせざるに非ず、然れども國民をして徒らに悲憤慷慨せしむるは、戰後の經營を爲すに利あらずと信じ、一時頻りに『臥薪嘗膽』の語を流布せしめ民心の慰撫に努めたりと雖も、其の効毫も顯はれざりしを以て、一方は言論集會の取締を嚴重にすると共に、他の一方に於ては、盛むに祝捷會を都鄙に起さしめて國民の激昂を抑へむとしたり。

對外硬派の活動―當時對硬派として現存せるもの、改進黨、革進黨、中國進步黨、大日本協會、議員俱樂

部、大手倶樂部、財政革新會、國民協會等なりき、以上の各派に屬する議員は、遼東還附に對する政府の責任を問はむとし、中央議員倶樂部（後ち中央議員會なる政社に改む）なるものを組織し自由黨其他の團體及實業團體をも勸誘して交渉を重ねたる後、『至尊容忍の大德量に感泣し、軍隊の勇武義烈を感謝するも、當局者が外交上の擧措は斷じて之れを非認し其の責に任ぜしむること、帝國の光榮を興復する爲め、速に軍備を擴張し、外政を刷新すること、朝鮮に於ける帝國の地位勢力を維持すること等を決議し、其の運動方法として、臨時議會を開き、又た全國に演說會懇親會を開き、時事の眞相を周知せしむること等を定め、大に活動の色を示し來れり。而して別に又た同志會なるものを組織し、中央議員會と同一步調を採りたり。然れども自由黨、國民協會兩派の態度は初めより一貫する所なく、頗る曖昧模稜の迹ありき。

自由黨と政府——十一月議會召集前に於て、自由黨は公然伊藤內閣との提携を宣言したり。政府と政黨と公然提携したるは、實に此に始まる。是れより前、自由黨は一方は對外硬の問責派に加はり、中央議員倶樂部に出入したりしが、間もなく之れに遠ざかり、七月開會せる同黨大會に於て公然左の決議を爲したり。

方今我國の地位形勢は、昔日と相異るに從ひ、列國との關繫益々重きを加へ、外交の危變測り難し。此の非常の時運に際しては、非常の決心を以て內政を整理し、以て將來の計なさゞるべからず。遼東の還附は誠に遺憾なりと雖も、今日は實に是れ善後の策を施すに急なり。此の事に關し漫に爭鬪を生じ、以て國家の大事を謀るは、我黨の斷じて取らざる所なり。故に今後我黨と其方針を同うし、相與に謀るべきものは相與に內外の事に力を致し、誓つて憂國の至誠を推し、私を去り、公に徇ひ、以て將來の謀と爲すべし。

是れ提携の前提にして、爾來自由黨の領袖は、百方斡旋して十一月に至れり。

○黨派所屬別　第九議會當時に於ける黨派別は左の如くに計上せられたり。

自由黨…………一〇八　改進黨…………五三

革新黨……………………四〇　國民協會……………………三四
大手倶樂部………………二二　中國改進黨…………………五
財政革新會………………四　無所屬………………………三四

自由黨全部、國民協會（國民協會は其決議に於ては政府反對の意思を示したるも、開會間際より俄に變じて政府黨と爲れり）及び無所屬中の二十五六名は全く政府黨として數へられて居たれば、其他を悉く反對黨と見做すも、到底政府黨の敵たるを得ざりき。

內閣の小異動――前議會開會前後より、今議會開會に至る間に於て、閣中に小異動あり、三月十七日伯爵松方正義新たに入閣して大藏大臣に任じ、大藏大臣渡邊國武は遞信大臣に轉任し、而して遞信大臣黑田清隆は樞密院議長に任じて特に內閣に列するの榮を賜へたり。然れども松方は平和條約締結後臨時議會召集の意見に付き伊藤總理大臣と相合はずして、忽ち冠を掛けて去りしかば、八月二十五日に至り、遞信大臣渡邊國武一時大藏大臣を兼ぬることゝなり、續て十月九日專任大藏大臣と爲り、宮中顧問官白根專一新たに入りて遞信大臣となれり。

兩院の開會

二　兩院の開會

明治二十八年十二月二十五日東京に召集せられ、二十八日車駕貴族院に臨御して、親しく開院の式を擧げらる。

勅語

朕玆に帝國議會開院の式を行ひ、貴族院及衆議院の各員に告ぐ。

朕は文武臣僚及各員の協翼と、民庶の戮力とに依り、光榮を以て干戈を戢むることを喜ぶ。今や內は臺灣平定に歸し、外は列國と交誼の厚きを加ふ。向後の急務は、專ら平和を保持して國運の伸張を求むるに在

り。朕乃ち國務大臣に命じて殖産交通及び教育等に關し、國家の發達に必要とする諸般の計畫を盡さしめ、明治二十九年度豫算及び諸法律案として之を提出せしむ。國防は曾て漸を以て完實を期せり。今交戰の爲め缺格せるものを補充し、幷に自衛に必要なる設備を爲さむことを欲し、朕が臣僚をして贊畫の任に當らしめ、必要の支出に付て議會の協贊を待たらむ。而して其の止むを得ざる國費の增加は、朕が忠良なる臣民の進で之れを負擔するに躊躇せざるを信ず。帝國は列聖の遺烈と臣民の忠勇とに依り、既に長足の進步を見たるも、仍ほ大成を前途に期するものなり。各員能く和衷協贊の任を罄くし、朕が望に副はむことを努めよ。

兩院は勅語に對して、各々奉答文を捧げたり。既往の文例と稍々體式を異にするものあるを以て特に左に錄す。

貴族院の奉答文

臣貴族院議員等誠惶謹て叡聖文武天皇陛下に上奏す。

第九回議會の開會に際し、車駕親臨して開院の盛典を擧げ、優渥なる勅語を賜ふ。恭しく惟みるに、陛下既に全局の大捷を以て東洋ノ和平を克復し、國光を宇內に宣揚し賜ふ。內は版圖擴張し、國富增進し、外ハ列國との交誼彌々厚きを加ふ。是れ洵に國運隆昌の徵にして、聖謨宏遠の致す所にあらざるはなし。今や戰後の經綸に關し諸般ノ計畫を盡さしめ仍ほ大成を前途に期せらる。臣等謹て聖旨を奉體し、協贊の任を竭くし、以て皇猷を翼襄せむとす。臣等恐懼の至りに堪へず謹で奏す。

衆議院の奉答文

恭しく惟みるに陛下爰に親臨して第九回帝國議會開院の盛式を擧げ、優渥なる聖旨を賜ふ。臣等感激の至りに堪へず。今や對淸の戰役全局の大捷を奏し、以て國光を中外に發揚す。陛下の稜威に賴るに非ざれ

ば、焉ぞ能く此に至るを得むや。顧るに國運の伸張に伴ひ諸般の政務更に大に規畫すべきものあるを信ず陛下聖明天縱國家の要務を擧げて臣等に諭し給ふ。臣等愼重討議を以て協賛の任を盡し、上陛下の聖旨に對へ、下國民の委託に酬ひむとす。衆議院議長臣楠本正隆誠惶誠恐謹で奏す。

○全院委員長　開院式の翌日、兩院は各々全院委員長及各常任委員を選擧す。全院委員長は、貴族院に於ては公爵德川家達、衆議院に於ては鈴木重遠當選したり。

三　彈劾上奏案

彈劾上奏案

上奏案の提出　全院委員長選擧後は兩院共に年末年始の休會を爲し、廿九年一月八日を以て開會せるも、此日も別に記すべき出來事なかりしが、翌九日議事日程に入らむとするに先ち、對外硬派は外交上の失體に關し、政府を彈劾すべく、突然左の如き上奏案を提出したり。

衆議院議長臣楠本正隆本院の決議を具し、誠惶誠恐謹て奏す。伏して惟るに昨年清國同盟に背きしより、陛下大纛を廣島に駐め給ふこと二百有餘日、宵衣旰食親しく戎事を裁し、以て將士と勞苦を分ち給ふ。是に於て擧國奮起して報効を競ひ、武人皆生還を期せずして以て大勳を奏せり。陛下の英武に因るに非ずむば焉ぞ此の如くなるを得むや。臣等乏を衆議院議員に承く、其職責に輕からず。是を以て進ては巨億の軍需を贊襄し、以て國帑缺乏の憂なからしめ、退きては敵愾の氣象を郷曲に鼓舞し、以て擧國臣民をして奮ひて力を王事に致さしめたり。蓋し亦聖旨を奬順し洪圖を翼贊し、以て國運を振作せむと欲するが爲のみ。然るに閣臣心を外交に用うること切ならず啻に戰勝の利を完うする能はざるのみならず、併せて國家の體面を汚すに至れり。夫れ奉天半島は陛下の赤子の流血伏屍を以て領有し得たる所なり。今若し之を還附せば、大軍を無用の地に進め、徒に人命を傷ひたるの責を免るべからず。況むや割取の大詔煥發後未だ二旬を經ざるに露獨佛三國の干涉に逢ひて、忽ち前の綸旨を抹殺し、以て還附を約するが如きは、爲に帝

國の威信を傷け、爲に國家の體面を汚すこと實に深大なるに於てをや。抑も歐洲列國の東洋の兵備を增加し、以て干涉の準備を爲せるは一朝一夕の故に非ず。故に臣等は第七及第八議會に於て閣臣に警告する所ありき。然るに閣員毫も之れを顧慮せず。三國の干涉既に月前に迫るを知らずして馬關條約を締結し、且つ之れを嘉納し給ふの大詔を奏請せり。而して三國ノ抗議に逢ふや、忽ち之れに屈從して、更に第二の大詔を奏請し綸言反覆の議を招き以て國家大勝の結果をして、陛下の尊嚴を傷け、國家の體面を汚がすに終らしむ是れ臣等の痛惜大息に堪へざる所なり。又本年本月八日、朝鮮京城の事變に至りしは最も痛惜すべきものとす。抑も公使は陛下の御信任狀を帶び、他邦に使して帝國を代表するものたり。故に閣臣の之を奏薦する、必ず其人を精選せざるべからず。然るに此回の擧動果して如何、閣臣の之に處するを見るに、單に公使館員等を免黜して、以て其の責を盡せりとするものゝ如し。然りと雖も之を推薦したる閣臣にして依然其職に留らば、何を以て此の擧措の、陛下の叡意にあらず、國民の意旨にあらざることを世界に表明するを得むや。況むや事の眞相を探れば、奉天還附は對韓政策の困難を招ける主因にして對韓政策の屢々變轉するは、公使館員等をして已むを得ず是に出でしめたるに外ならざるをや。政策其宜しきに違ひ、奏薦其人を誤り、指揮監督其道を失す。閣臣の失政亦大なりと云ふべし。是れ臣等が閣臣の對韓政策に就て默止する能はざる所以なり。此の他閣臣が國家內外の機務を誤る一にして足らずと雖も、奉天還附と對韓政策とは失敗の最も著大なるものなり。假令　陛下の洪量能く之れを忍容し給ふも、之れが爲め憲政の大義紊亂し、國家の進運を阻碍するを如何せむ。臣等職言責に在り。之れを默過するは聖意に奬順する所以にあらず。故に今事體の最も重大なるものを具陳し、謹みて　陛下の聰明に訴ふ。臣等東洋の前途益々多難なるを知る、國家此の多難に處せむと欲せば、既往の失政を糺て、閣臣をして其責を引かしむるより善きはなし。茲に國民の意思を披陳し、伏して　陛下の聖鑑を仰ぐ。臣楠本正隆誠惶誠恐謹て奏す。

尾崎行雄の演說――改進黨の尾崎行雄、上奏案提出者の一人として其の趣意を說明せり。約三時間に亘り、議會開會以來最大雄辯の一として數へらる。其の要に曰く、……『此際に當り、擧國一致內外の要務を經營するは、本員等の固より切望する所なり。唯だ今日の內閣諸大臣の如く、上陛下に對する責任を忘れ、下人民に對する職任を誤り、尙ほ且つ恬然として其の位地に留まるものを相手として擧國一致の實を擧ぐるは、蓋し言ふべくして行ふべからざるものなり。本員等は斯くの如き內閣諸大臣たるに拘らず、國家の急に際しては、擧國一致の實を擧げむと欲し、現に第七及第八議會に於て、從來の攻勢を收めて、及ぶ限り彼等を助けたり。而も擧國一致の後援を得て事に當りし諸大臣は、果して如何なる成績を擧げたる乎。全國殆ど一人の反對者なき古今未曾有の――將來と雖も恐らくは容易に遭遇すべからざる――大援助を得たる內閣諸大臣は、果して其の責任を完うして、帝國の榮譽を發揚するだけの働きを爲したる乎。言ふまでもなく彼の擧國一致の後援を得たるに拘らず、或は遼東に失敗し、或は朝鮮に失策し、其他內外諸般の機宜を誤りたるは諸君の熟諳する所なり』と。彼れの論鋒は益々鋭どく、更に聲を勵まし、閣員を攻擊して曰く『……大屈辱――千古未曾有の大屈辱を受けたる後に、內閣諸大臣の爲したる擧動は又た如何、彼等は國民の敵愾心を鎭壓せむとして、反對の言論を束縛するの手段を執り、又た頻りに全國に號令を下して祝捷會を開かせ、戶毎に國旗を樹てしめ、人毎に祝杯を擧げしめ、以て國民をして狂歡亂舞、強て當局を讚美せしめむと勉めたり。彼等は所謂事大的感情なるものを國民の頭腦に注ぎ入れて、大義名分の辨を沒了せむとするものに非ずして何ぞや。此の感情一たび傳播せば、國家の存立は殆ど危しといふも可なり』と。彼は其の影響の及ぶ所甚だ恐るべきものあるを說きつゝ一轉して軍人の戰功を空しうするの結果に論及して曰く、『彼の屍を遼東の野に曝らし、血を半島の江河に流がしたる軍人は、今日果して如何なる感覺を爲しつゝある乎。此くの如く萬死を以て僅に取り得たる土地を還附し、如何なる戰功も外交官の失策に因りて之れを烏有に歸せし

むる先例を作るに於ては、將來忠勇武烈なる軍人と雖も、誰れが復た國難に殉ずるを喜ぶものあらむや』と。最後に彼れは朝鮮の位置及び之れに對する政策の著々宜を失したるを責め、王妃殺害の暴擧を擧げて、外交の拙劣、延て帝國の面目を汚がすに至れるをいひ、既往に依て將來を案ずるに、憂心實に恟々たらざるを得ずとて、縷々數萬言を費やしたり。

上奏案の否決——尾崎行雄の演說終りて贊否の討論時を移し、河島醇、鈴木充美、新井毫等は反對し、金尾稜巖、田口卯吉、藤田達芳等は贊成し、採決の結果、百七十に對する百三の少數を以て上奏案は否決せられたり。

四　戰後財政の計畫

戰後財政の計畫

上奏案否決の翌十一日伊藤總理大臣衆議院に臨み、施政の方針を演說して、日淸韓事件の顚末大體を報ずると共に、戰後に於ける各般施政の概要を述べたり。尋て大藏大臣渡邊國武戰後の財政計畫に關して詳細の演說を爲したり。是れ實に帝國財政上の最も重大なる部分を占むべきものたり。乃ち彼れの演說に就て、戰後の財政計畫なるものを擧ぐれば左の如し、

彼れ曰く『戰後の計畫は國家百年の利害に關係する所あるを以て、最も其の起端を愼み、急激疎大に流がれず、緩漫狹少に失せず、能く內外の形勢に應じ、國家の生存發達に必要なる程度を審案して、以て其の適度を定めざる可からず。卽ち軍備の整頓と共に經濟の發達を規畫し、財政の鞏固を慮かると同時に、民產の增殖を努むるを以て大主義大綱領となし、而して其の經濟の發達と民產の增殖とを圖るが爲には、重に勸業・敎育・金融・交通・運輸等の擴張と各種稅法の改良に向つて注意を加へたり。明治二十九年度は實に帝國財政局面一變の時期なるを以て其の經畫規劃頗る複雜多端に涉る。然れども之れを大別すれば、下の三項に過ぎず。第一には臨時軍事費の始末、第二には淸國より拂入れたる賠償金の處分、第三には一般の財政經

書是れなり。而して臨時軍事費の始末に就ては、別に臨時軍事費特別會計出納諸案を提出し、又清國より拂入れたる賠償金の處分に就ては、別に償金特別會計法案を提出しあるを以て、事一般財政と相關聯せる所あるものを除くの外は、總て該法案審議の際に讓り、今は唯第三項即ち一般財政經畫のみに就て辯明せんとす。現に提出しある明治二十九年度歲計豫算は歲入一億三千八百餘圓、歲出一億五千二百餘圓にして、差引歲入千四百餘萬圓の不足を見る。之れを前年度即ち明治二十八年度の豫算に比較するときは、歲入四千七百餘圓、歲出六千二百七十餘圓の增加となる。是れ皆國運の進步に伴ひ、國家の生存發達上已むを得ざるの增加にあらざるはなし。彼は如上歲計の大要を辯明せんとして、其の項目を三段に區分せり、(一)歲出增加の理由、(二)歲入補塡の計畫、(三)國債償還前途の見込是れである。

歲出增加の理由——戰後にともなふ軍事公債及び借入金利子は前年度に於て協賛を得たる三百餘萬圓と合して八百七十餘萬圓、賞勳年金軍人恩給は凡そ百二十餘萬圓の增加を要す。是れ一昨年以來、日清交戰の結果として、實に止むを得ざる歲出の增加なりとす。次に陸海軍費は前年に比し、陸軍に於て二千三十餘萬圓、海軍に於て二千三百四十餘萬圓の增加を見る。是れ亦日清交戰の結果として、版圖領海の增大に隨ひ、國防軍備の已むを得ざるは既に諸君の熟知せらるゝ所なり。其他一般の事業費政務費の增加に就てその大要を言はゞ、前年度に比し、勸業・教育・及び製鐵所創立等の爲めに、百餘萬圓、交通運輸機關の發達を圖るが爲めに九百二十餘萬圓、河川修築及び其他一般の事業費政務費の爲め百五十餘萬圓、合計千百九十餘萬圓を增加せり。是れ皆所謂る經濟の發達を規畫し、民產の增殖を努むるに於て、必要缺くべからざるの增加なりと信ず。

歲入塡補の計畫、豫算上に揭載する所の歲入總額一億三千八百餘萬圓の內より償金繰入及び威海衞守備費償却金四千八十餘萬圓を除くときは、殘額九千七百二十餘萬圓にして、是れ明治二十九年度に於ける從來固

有の歳入豫算なり。之れを前年度に比較すれば、七百餘萬圓の增加を見る。從來固有の歳入自然の增進は、前陳の如く好景況なりと雖も、歳出增加も亦非常の高額に上りしを以て、到底前陳千四百餘萬圓の歳入不足を免れず。而して此の歳入不足の原因は、其の經常歳出の增加に依るものと、臨時歳出の增加に依るものとの二途あるを以て、歳入補塡の計畫も亦經常歳入の增加策と臨時歳入の增加策との二途に出でざるを得ず。經費歳入增加の爲には、增稅法案を提出し、臨時歳入增加の爲には、一部は償金を繰入れ、一部は公債法案を提出したり。經常歳入補塡の爲め、別に法案として提出したる登錄稅營業稅酒稅葉煙草稅專賣等の利害は、該法案審議の際之れを辯明すべしと雖も、要するに此の諸稅は皆是れ國力民力の發達に伴ひ其收入を增加すべき强力を有するものにして、一般經濟の發達に害なく、其の課稅の種類に於ては、最も適當なるものと信ず。登錄稅は明治二十九年四月一日より施行の計畫にして、爾後事業の整理に從ひ、年を追ふて增加すべき陸海軍事業等の經常費に充つべき計算なり。これと同時に其の性質品稅に適せざる菓子製造稅、船稅、牛馬賣買免許稅等を廢止し、且つ綿絲布の原料を低廉にし、其の製造業を盛ならしむるが爲め綿花輸入稅を廢止すべき計畫なり。

國債償還前途の見込――今回提出する所の經畫に從ひ、明治二十九年度以降年々募集し、且つ償却する所の國債額を差引計算するに、其の最高額に上るべきは、大要明治三十四年度にして、其の總額は凡そ四億九千九百餘萬圓に達すべし。而して其の償還法は、明治十一年以降繼續せる國債費二千萬圓の外、前に陳べたる八百七十餘萬圓を加へ、又今回の經畫に係る事業公債の利子は經常歳入より支辨すべき計畫なり。此の如くするときは、現在する所の內外公債及軍事公債、事業公債を合して、遲くも明治二十九年度以降三十八箇年間にして、悉皆償還を了るべき計算なりとす。國債償還前途の見込みは、斯の如くなるを以て、將來決して之れが爲めに財政基礎の鞏固を害する虞なかるべしと信ず。

各種の法案——明治二十九年度歳計豫算及び國債償還前途の見込は大要上陳の如し。今茲に於て之れを直接間接に相關聯する所の各提出の法案を一括して之れを概言すれば、金融機關の發達を圖るが爲には、日本勸業銀行法案・農工銀行法案・同補助法案を提出し、交通運輸機關の發達を圖るが爲には、事業公債法案・航海奬勵法案・造船奬勵法案及び鐵道敷設改正法案等を提出し、財源を求め、且つ各種税法の改良を圖るがためには、登錄税法案・酒造税則改正法案・葉煙草專賣法案・營業税法及び棉花輸入税・船税・菓子税・牛馬賣買免許税廢止法案等を提出したり。

五　豫算會議

總豫算——明治二十九年度總豫算に訂正する所の歳入歳出は左の如し。

歳入合計	一三八、〇七〇、六七七、四八八圓
經常	九四、四〇三、三三三、五二三
臨時	四三、六六七、三四三、九六五
歳出合計	一五二、〇七一、四六三、三二二
經常	八九、二〇九、六七六、二三九
臨時	六二、八六一、七八七、〇八三
歳入不足	一四、〇〇〇、七八五、八三四

追加豫算——總豫算提出後、政府は追加豫算（二十九年度）として歳入の部に於て五千九百二十一萬五千餘圓、歳出の部に於て四千百二十三萬八千餘圓を要求したり。故に總豫算に於ては千四百萬七百八十五圓餘の歳入不足を示したるも、此の追加豫算に於て一千七百九十七萬六千六百四圓餘の歳入剩餘を生ずることゝ

なりしにより、結局二十九年度豫算は三百九十七萬餘圓の歳入有餘を數ふるに至りたり。

十年計畫——斯くの如く明治二十九年度の歳計は前年度に比し、激甚なる膨脹を來たしたるが故に、政府は別に參考として二十九年度より三十八年度に至る前途十年間の計畫を豫測して、增稅收入並に減稅比較、增稅にて支辨すべき經常部歳出表、償金及び公債を以て支辨すべき臨時部歳出表、事業募集金を以て支辨すべき歳出表、及び十箇年に亙れる歳出概算表を作りて議會に提出したり。

査定案——衆議院豫算委員會に於ては、政府の提出したる豫算案について格別の異論なく、歳出總額に於て僅に百八十四萬餘圓を削減したるのみにして、而も其の削減費用は主として臨時部・北海道炭礦鐵道會社補助費、北海道鐵道敷設費等に在りき。

會議結了——逐條審議も殆ど一瀉千里の勢を以て、査定案に多少の修正を加へたるのみにて結了せり。其の決定額を見るに、一億五千二百五十萬六千百餘圓に對して、僅に二十一萬八千八百餘圓の削減を加へたるに過ぎず。追加豫算も亦僅少の修正を爲したる後、何れも協贊を與へたり。

貴族院の會議——貴族院に於ても、當初撤回の動議、及び延期の動議あり、質問の際、亦祕密會の要求と爲り、會議の當日、總理及び大藏大臣共に出席せざりしが爲に、亦頗る物議を生じ、當局大臣の出席する迄豫算會議を延期すべしと主張するものありて、議場囂然たりき。議長之れが爲に自ら當日の會議(三月三日)を中止したるが如き奇觀を呈したり。その翌年谷干城・西村亮吉・曾我祐準・山川浩・富田鐵之助より軍事費再調査の動議を出したるが、少數にて破れ、結局悉く衆議院決定通り可決通過したり。

六　歳入補塡案

登錄稅・營業稅・酒造稅の外に、葉煙草專賣法案を併せて、政府は之れを稱して增稅法案といへり。所謂る經常歳入補塡の經畫に伴へるものなり。

登錄稅法案――政府は此の案の實施によりて約六百八十萬圓を得るの計畫なり。但し本法の實施と共に、從來徵收したる諸登錄手數料約八十萬圓を削減するに由り、差引國庫の實收として約五百萬圓を增加し得るものなり。衆議院の委員會は、稅法中戶籍に關するものを總べて削除したるが、(削除の結果豫定計畫より約百六十萬圓を減ずることゝなる)本議に於ては戶籍に關するものゝ中極めて苛刻なるものゝみを削り、他は殆ど原案を可決したり。而して此の修正の結果、減收額は約三十六萬圓を超えざるに至れり。貴族院に於ても、戶籍の項に付ては、多少の議論ありしも、結局衆議院修正通り可決を見たり。

營業稅法案――政府は之れによりて約七百五十萬圓を得るの計畫なり。專商工業者の負擔に係り、而も從來商工業者の負擔は、農民に對して寧ろ輕きに失したるものありしがゆへに、此の案は多くの異議を生ずるに及ばず、唯だ一二の修正を加へたる後、兩院を通過したりき。之れに伴ふ車稅・船稅・菓子稅・牛馬賣買免許稅則の廢止等、皆又た兩院を通過せり。

酒造稅法案――酒造稅從來の一石四圓を改めて七圓とし、自家用料の稅率を增し、且つ之れに制限を附したるものにて、此の改正によりて約四百二十八萬圓の增收を見るの計畫なり。衆議院は多少の修正を加へたる上、之を可決し、貴族院は異議なく衆議院の決定案を是認したり。

葉煙草專賣法案――政府は此の法案によりて約六百萬圓の純益を得むと欲するものにして、此案は極めて不確實にして、煩雜の手續を要し、且つ豫定の收益を得る能はず。又之れに着手するに一千萬圓以上の巨額を要するものなりとし、委員會は一時政府に撤回を求め、政府の應ぜざるに依りて之れを否決し、本議に報告したるが、本議に於ても異議紛出したり。然れども結局多數を以て原案を可決したり。貴族院に於ても異論頗る多かりしが、是れ亦結局衆議院送付通り可決す。本法の可決後政府は別に葉煙草專賣資金會計法案を出し、兩院の協贊を得たり。

政府は更に事業公債法案、併に償金の繰入を以て臨時歳入の不足を補ふ計畫を立てたり。

事業公債法案――一箇年百分の五以下の利子を以て證書額面一億三千五百萬圓を限り、漸次公債を募集するの案にして、既設官設鐵道改良、北海道鐵道建設、製鋼事業、電話擴張、葉煙草專賣資金及び國防事業の費用に充てむと欲するもの、衆議院は讀會省略を以て之れを可決し、貴族院亦何の異議なく可決確定したり。

償金繰入――償金の繰入を以て陸軍擴張費（臨時部に屬するもの）千七百二十五萬七千餘圓、海軍擴張費（同上）二千二百二十萬六千餘圓、製鋼所設置費五十七萬九千餘圓、合計二十九年度に於て四千九百萬三千餘圓を繰入れ支辨するの計畫なり。

七　法律案

政府の提出に係るもの總て九十八件、貴族院の提出に係るもの總て二件、衆議院の提出に係るもの五十五件あり。前頁に擧げたるものゝ外、左に其の主要なるもの二三を錄せむとす。

臺灣に施行すべき法令に關する法律案――臺灣總督をして其の管轄區域に法律の効力を有する命令を發するを得せしめ、而して此の命令は先づ臺灣總督府評議員會の議決を經て、更に拓殖大臣を經て勅裁を請ふべきものなるも、緊急を要する場合には、其手續を省略し、總督府の單意を以て發布することを得るものとせり。委員會に於ては憲法の解釋に關して種々の論爭あり、修正可決して、將に之れを本議に附せむとしたるに、政府は突然之れを撤回したり。後二日を經て更に提出し、緊急即決を要求し來りぬ。政府の此の處置に對して、復た異論起りしも、僅少の修正を施したるまゝ本案を可決したり、貴族院も亦然り。

民法中修正案――人事篇を除くの外の財産編、財産取得編、債權擔保編、證據編に修正を加へたるもの

なり。兩院共に精密なる審査を遂げたる後、可決確定せり。

新聞紙條例改正法案――今回は政府之れを提出したり。發行停止期間を一週間以内と制限したるものなり。異論多かりしも衆議院は之れを可決し、貴族院之れを否決したり。

其他治安警察法案は貴族院に於て之れを否決し、償金特別會計法案は兩院を通過し、營業滿期國立銀行處分法案（繼續案）は兩院を通過せり。此等の法律案以外にも郡制法案の如き、特別市制廢止案の如き、貴族院議員歲費廢止案の如き注目すべきものあれども孰れも成立するを得ざりき。而して兩院通過の法律案は總計九十二件にして、多くは政府の提出に係るものなり。今一々之れを記載せず。

質問及答辯

八　質問及答辯

衆議院議員より質問を提出したるもの四十三回、貴族院議員よりしたるもの四回、玆に其の重要なるもの二三を擧ぐ。

朝鮮事變に關する件――事は二月十一日の拂曉、朝鮮國王露兵に擁せられて王城を出で、露國公使館に赴き、朝鮮内閣を同館内に設け、總て露國黨を以て之れを組織し、政令一に之れより出づるの變態を現はせり。而して國王は勅令を發して、昨年十一月八日の變に王妃の殂落したるを悼むの意を述べ、暗に日本の勢力を排擠するの態度を示せり。韓廷の背信、露國の陰謀掩ふべからざりしものありしを以て、工藤行幹質問書を提出して曰く、

去る十一日朝鮮京城に於て左の事變ありたる旨を聞く

一、去る十一日朝鮮京城に復た變亂起り、日本黨の有力者なる大臣殺され、國王は露國公使館に行幸あらせられたり。

二、十一日朝鮮國總理大臣宏金集は兇手に罹て暗殺せられ、國王陛下と世子とは、露國公使館に逃避せられ、陛下は直に勅旨を以て大院君派と稱せられたる軍務大臣趙義淵、前警務使權榮鎭、縣治局長劉世南以下を斬首獻上すべきことを命ぜられ、各國公使は、今露國公使館に於て如上の變革に就いて協議しつゝあり。新政府は朴定陽を總理大臣兼内務大臣となし、新内閣を組織しつゝあり、是啻に朝鮮の獨立に至大の危害あるのみならず、實に東洋の安危に關し、最も重大の事件なりとす。

政府は之れに對して如何なる手段を採り、以て宣戰の聖旨を貫徹せむとするか。

提出者は最近の報道を列擧し、政府の對韓政策軟弱なるが爲に信を韓廷に失ひ、以て此の變を惹き起したるに非ずやと絶叫し、當局者に向て精確の答辯を迫りたり。而も政府は此の質問に對する甚だ冷淡にして、此際未だ政府の處置を明言するの時機に非ずとて答辯を避けたり。

臺灣及び膨湖島領有に關する件――貴族院議員子爵谷干城の提出に係る。曰く、『臺灣及膨湖島を割取したる上は、其の海陸の領有固より完全なるを要す。領海の航路を自由にせると否と、及び領土を他邦に讓與すると否とは、皆帝國の主權に屬すべき全能なるに、政府が曩に露佛獨の三國に向ひ、不讓與及び自由航通を宣言したりといふは事實なる乎。果して事實ならば、領有權を不完全にしたるものに非ずと政府は自ら信ずる乎』と。政府は書面を以て答へたり、曰く、『臺灣膨湖島の陸地及領海は、完全に之れを領有すること固より言を俟たず。而して其の領海以外は、萬國公共の通路なりと認むるを以て、佛獨露三國政府に向て其の旨を宣言したり。帝國政府は臺灣島膨湖島を將來永遠に領有し、敢て之れを他國に讓與せんとするの意思を有せず。是を以て前記三國政府に向て其の抱有する所の意思を宣言したるなり。前述の理由なるを以て、政府は此の宣言の爲に、帝國領有權を不完全にしたりと思惟せず。』

千島號訴訟事件に關する質問――彼阿會社と我帝國政府との訴訟は、其後英國樞密院に於て勝訴の判決を

得たるも、本訴を進むるに至らずして結了を告げたり。但し帝國政府が不合法なる裁判管轄權を承認したる失態は、世上の攻撃を免かれざりしが、果然本期議會に於て、此の件に關する二個の質問書は現はれたり、一は守屋此助より、他は金尾稜巖よりせり。而して兩者に對して政府は一々詳細の答辯を與へたり。

九　不信任決議案

朝鮮事件に關する決議案――國民協會の佐々友房之れを提出せり。曩に國民協會は、對外硬派の上奏案提出せらるゝに當りて、内閣彈劾よりも戰後經營の更に急なるものありとなし、以て上奏案に賛成せざりしと雖も、今回の朝鮮事變（前章質問の項を參照せよ）あるや、自ら率先して政府の失政を非難し、二月十五日左の決議案を提出したり。

本院は現内閣が内外に對して失政の多きを認め、特に今回朝鮮に對する失政に至りては、彼の炳乎たる宣戰の詔勅に對し其措置を誤りたるものと信ず。故に現内閣は大臣補弼大義に顧み、速に處決あらむことを期す、茲に本院の意思を表明す。

停會十日――該決議案既に提出せられ、議事日程を變更して、將に其の討議に入らむとする時、内閣は突然として停會の奏請を爲したり。

決議案撤回の議――停會期間に於て、提出者國民協會側に於て、種々の運動行はれたるものゝ如く、停會滿了後、二月二十五日の議事日程に上りたるにも拘らず、提出者は意思を飜覆して之れが撤回を申出でたり。許否の論議頗る紛然たりしが、政府黨は提出者の步調大に亂だれたるを見て、一擧に之れを葬らむとするの策に出で、撤回を許すべからずと主張し、遂に院議之れを許さゞるに決せり。

否決――斯くて討議に附したるが、採決の結果百六十五名に對する百十の少數を以て本案は否決せられたり。而して提出者たる國民協會所屬の議員が本案反對の投票を爲したるは頗る奇なりと謂ふべし。

閉院――三月二十九日貴族院に於て閉院式を行ふ。總理大臣代理樞密院議長黑田清隆勅語を捧讀す。

第四十八節　第十議會（明治二十九年十二月二十五日開會 同三十年三月二十四日閉會）

一　開會前の政局

板垣の入閣――自由黨總理伯爵板垣退助は、政府と提携の報酬として、前議會閉會後間もなく伊藤內閣に入り、內務大臣に任ぜらる。此れより前、內務大臣野村靖內閣と衝突して職を辭し、司法大臣芳川顯正之れを兼攝し居れり。卽ち同時に其の兼官を免ず。

內閣の動搖――外務大臣陸奧宗光は、馬關談判の際より病に臥して久しく朝に出でず。乃ち文部大臣西園寺公望假りに之れを代理し、前議會閉會後（五月三十日）陸奧辭職して西園寺兼任を命ぜられ、渡邊大藏大臣又た頻りに辭意を洩らせり。蓋し閉會後豫算編製の困難に逢ひたるのみならず、當時松方正義を大藏大臣に、大隈重信を外務大臣に任じて、外交及財政を刷新すべしとの議最も行はれ、井上、山縣等の閣外元老亦之れを慫慂したるを以て、機を見るに敏なる渡邊は、早くも政變の來れるを察して退隱の決心を爲したるなり。伊藤總理大臣は時代の要求と元老の勸告を容れて、大隈松方の入閣を閣僚に諮る、板垣主として之れに反對し、議容易に整はざりしかば、伊藤終に之れを斷ずる能はずして、板垣と共に辭表を闕下に捧呈し、內閣瓦解の機漸く迫る。

內閣總辭職――伊藤、板垣の辭表に引續き、農商務大臣榎本武揚を除くの外、各大臣亦骸骨を乞ふ。天皇陛下伊藤總理の辭職を聽許あらせられ、樞密院議長黑田清隆を以て臨時總理大臣を兼ねしめ給ふ。而して他の各大臣の辭表は、板垣、渡邊二人の外、孰れも之れを却下あらせられたり。

松隈內閣――山縣、黑田、西鄕、井上諸老皆總理大臣の位置に就くを避けたるを以て、內閣組織の內命は松方、大隈の兩政治家に降る。此に於て乎二人相謀りて、樺山高島等と內閣組織の計畫を立て、九月十八日先づ松方の任命あり、尋て各大臣の親任式あり、同月二十八日に至りて、所謂る松隈聯立內閣成れり。

內閣總理大臣兼大藏大臣	伯爵	松方正義
外務大臣	伯爵	大隈重信
內務大臣	伯爵	樺山資紀
陸軍大臣	子爵	高島鞆之助
遞信大臣	子爵	野村靖
司法大臣		清浦奎吾
文部大臣	侯爵	蜂須賀茂韶
(以上新任)		
海軍大臣	伯爵	西鄕從道
農商務大臣	子爵	榎本武揚
拓殖務大臣(兼任)	子爵	高島鞆之助
(以上留任)		

但し拓殖務省は三月三十日伊藤內閣の新設に係り、高島鞆之助新たに之れに任ぜられたりき。

新內閣の政綱――新內閣の組織せらるゝや、直に地方長官を召集して松方總理より一場の訓示を與へたり。世之れを稱して松隈內閣の政綱といふ。其の內容又た從來の內閣訓示と其の趣きを異にするものあり、乃ち其の全文を此に掲ぐ。

本大臣新たに恩命を辱うし、國務の重任に膺る。今や戰後經營の大業纔に其端を啓き、百事尙ほ草創に屬す。實に非常の時なり。宜しく內は國民の輿論に考へ、外は列國の形勢に察し、以て處理の至當を求めざるべからず。叩りに菲才を以て任を此際に受く、或は克く負荷に堪へざらむことを恐る。唯だ誠實以て經營の務を致し、輔弼の職を盡くし、而して帝國議會の協贊を完うするを務め、上下一致の効を圖り、至尊に對して大政の責に任ぜむと欲するのみ。

護國の軍備は、財政の整理と相俟て國力の許す限り、其擴張を圖らざるべからず。又た國家永遠の富强を圖らむと欲せば、其の根原たる教育及農工商の事業を發達せしめざるべからず。故に政府は軍備の擴張と倶に力めて教育及實業を奬勵するの方針を執て進行せむとす。

言論、出版、集會等、憲法上人民の享有すべき權利自由は、政府厚く之れを尊重し、其の保障を固からしめむことを計るべし。繁文を省き、簡捷を主とし、職司の統一を保ち、各部の調和を存するは、行政事務に於て至要とする所なり。選叙を愼み、功過を彰にし、廣く能者を得るの途を開くは、行政の實績を擧ぐるに於て亦極めて緊切の事とす。政府は最も意を此に用ひ、尙ほ進んで行政事務を改良せむことを期す。又官吏の品位は社會の風紀に影響すること少からず、政府は今日に於て特に官紀を振肅するの必要を認む。

財政の整理は政府の最も困難とする所なり。之れが整理を圖るには、專ら國力に應じ、以て現今の形勢に通ずるの策を定め、出入の平均を保つことを務め、一方に於ては、國家經濟上の擴張發達をして、國勢の進運に後るゝことなからしめむことを期す。顧るに戰後經營の事業は、前途猶ほ遠く、海外貿易は輸出入の權衡を失ひ、加ふるに天災荐りに臻り、人民の生命財産を傷害亡失するもの數十年來殆ど未だ有らざる所なり。此の難局に處して以て國運の進歩を期す、豈容易の業ならむや。上下一致官民協力以て其の事に

從ふに非らざれば、何の時か其の績を擧げむ。諸君は厚く此の意を體し、上來示す所の方鍼に從て、一意力行地方行政の整理を圖り、以て國家富强の基を宏張するに努められむことを切望す。

進步黨の組織――民黨若くは對外硬を以て標榜とせる改進黨、革新黨、中國進步黨、財政革新會、越佐會、大手倶樂部及び獨立議員の一員にして同志會に加はれるもの、年の三月一日悉く各派を解散して大合同を成し、稱して進步黨といひ、其の政綱を發表したり、是れ實に前議會開會中の事たり。

我黨は進步主義を執り、皇室の尊榮を宣揚し人民の權利幸福を增進せむが爲に、左の政綱を定む。

一、政弊を改革し、責任內閣の完成を期す

一、外政を刷新し、國權の擴張を期す

一、財政を整理し、民業の發達を期す

當時進步黨は、政府黨たりし自由黨、國民協會等と對峙して能く其の民黨合同の實を擧げたり。後伊藤內閣瓦解し、松隈內閣の成立を見るに至るや、進步黨は『現內閣の方針は我黨の方針と大差なし』と宣言し、自由黨と主客其の位置を換へ、代つて政府黨と爲れり。

二十六世紀事件――松隈內閣の內閣書記官長高橋健三の監督せる雜誌紙上『二十六世紀』紙上に、宮內大臣論を掲け、宮府の關係に就き、土方宮相を攻擊して物議を招ぎたるも亦此の間に在り。政府は其の發表したる政綱に於て、言論の自由を拘束せざるの宣言を爲し居れるが爲め『二十六世紀』の該記事に對する處分に關して頗る惱めり。反政府黨の機關新聞は、之れが處分を政府に迫ること急なるに及で、內務大臣は終に該雜誌の發行停止を命ずるに至れり。此の處分は大に國民の信望を失ひ、內閣大臣中にも亦異論者ありて、漸く閣內の統一を破らむとするの傾向に陷りたり。

黨派別――開會前の議員黨派別は左の如く計算せられたり。

二　兩院の開會

明治二十九年十二月二十二日東京に召集せらる。貴族院に於ては議長侯爵蜂須賀茂昭其の職を辭したるが爲めに、既に十月三日公爵近衞篤麿其の後任に勅選せられ、衆議院に於ては、議長楠本正隆華族に列せられ、議員の資格消滅したるを以て、召集當日後任候補者として鳩山和夫・河野廣中・鈴木重遠の三名を選定上奏し、即日鳩山勅任せられたり。

三　豫　算　會　議

松方總理の演說——一月十九日總理大臣松方正義は衆議院に臨み、一般施行並に財政に關する演說を爲せり。先づ『戰後經營の大業も僅に今端緖を啓くに過ぎず。其の大成を計ることは政府の最も重要なる任務と爲す所』といひ、其れより條約改正の事、國防の事、實業運輸交通の事、臺灣統治の事、教育の事、及び昨年中の海嘯、震災、洪水等の爲に豫算外支出を爲し、又た之れが復舊土木工事等の爲めに要する施設に對して法律案及び追加豫算等を提出したることを述べ、總豫算に關しては『明治三十年度の歲計豫算の要領は、歲入歲出共に各二億三千九百餘萬圓にして、之れを前年度に比すれば、歲入に於て四千九百餘萬圓、歲出に於て五千六百餘萬圓の增加なり。而して其の大體の方針は、前年度に決定したる財政の計畫を基礎となしたるものなり』といひ、更に之れを說明して曰く、

經常歲入の景況は頗る良好にして、各種の收入とも、大抵は皆增加の傾きを呈し居り、就中所得稅、酒

税、海關税、森林收入、郵便電信收入、鐵道益金等最も顯著なるものなり。歲出は前年度に比し著しく増加したるも、第二期海軍擴張費は勿論、大抵は皆既定の計畫に係り、其他は外交事務、教育制度、北海道及臺灣事業の擴張等とす。また臺灣の歲計に就ては本年度より特別會計法設置の方針を執り、別に法案を提出したりといひ、次に國債償還の事、外國貿易の事を述べ、最後に左の言ありたり。

本大臣就任以來今日まで日尚ほ淺きがゆへに、遺憾ながら本年度提出の豫算は前年度に於て決定したる大體に基き、事の緩急に依り、取捨增減を致したることのみなり。

豫算總額——三十年度歲入歲出總豫算安に計上する所の總額は左の如し。

歲入合計	二三九、七五〇、五八二、圓六二〇
經常	一二一、四一〇、二四五、五三九
臨時	一一八、三四〇、三三七、〇八一
歲出合計	二三九、六七四、四五九、四二九
經常	一一二、三三〇、二八〇、八四七
臨時	一二七、三四四、一七八、五八二

以上の外新たに特別會計とせる臺灣の諸經費（追加豫算を以て請求せるもの）歲入總額七百九十六萬一千七百九十九圓餘、歲出總額七百七十六萬三百二十七圓餘あり。之れを前表と通算するときは、總計歲出額は二億四千七百四十三萬四千六百餘圓となれり、歲入有餘に二十七萬七千六百餘圓を見ることゝなるなり。

査定方針——衆議院委員會は國務大臣及び政府委員より滿足なる說明を聞きたる後、大體の審議を了り、査定方針を左の如く定めぬ。

一、第九議會に於て決定したる方針は其儘之れを遂行すること。

一、新事業に對しては、緩急に依り節減の方針を取ること。

査定案――如上の方針に依りて審査議定したる委員會の査定案は、二月一日議場に於て委員長元田肇之れを報告したり。削減の金額は極めて僅少にして、約三十萬圓に過ぎず。而も其の金額は殆ど各省に渉りたる削減總額なりき。委員會は別に政府に勸告して、海軍省所營造船費の內、百二十萬圓を翌年度に延期削減せしめ、電話交換擴張費本年度支出額五十七萬餘圓を二百餘萬圓（百四十四萬八千九百二十萬圓を增す）官設鐵道改良費三百萬圓を三百三十萬圓に增額せしめ、而して政府は共に之れに同意を表し修正を加へたる旨を報告せり。

決定額――然れども政府は如上削減を加へられたる約二十餘萬圓の內、某々の欵項は孰れも緊急事業たるを以て、原案に復活せんことを望みたり。進步黨は既に政府の施設を全然是認せんと欲し、自由黨は頗る現內閣に慊らざるも、悉く二十九年度に準據せる三十年度豫算案に反對するの理由を發見せず。故に本議は着々政府案を可決し、委員會の修正せる欵項も概ね政府案に復活し、前記三項の委員會の勸告を容れ、政府自ら修正したるものを除くの外、僅に十一萬三千四百六十九圓（林區署費九萬六千圓、炭礦鐵道補助一萬七千餘圓）の削減を加へたるまでにて總豫算案を議了したり。

貴族院の會議――衆議院の平凡なる會議に引換へ、貴族院に於ては豫算問題に關して多少の活氣を呈したりき。同院の豫算委員會は歲計の過度なる膨脹は、斷じて財政の基礎を安固ならしむる所以に非らず。殊に其の原因の急激なる軍備擴張に存する以上は、遽に之れに協贊を與へ難しとの議論頗る多く、子爵曾我祐準より先決問題として左の動議を提出したり。

三十年度の豫算歲出は實に我國力に應せざる過度の額にして、現今我國の富の程度到底之れに堪ゆるの力なし。故に此際歲出額三千萬圓を削減し、從て六千萬圓の公債募集を半減して、三千萬圓たらしむべし。

右に付き本院豫算委員會中より更に七名の委員を選擧し、政府當局者と交渉せしむべし。

委員會は之れを容れ、谷干城、曾我祐準、安場保和、富田鐵之助、磯部包義、絲越衞、長谷川泉雄を交渉委員に擧げ、松方大隈二相と交渉せしむ。政府は之れに對して『就任日尚ほ淺きがゆへに、本年は枉げて此の豫算を協贊せられむことを乞ふ。明年度までには、十分財政を整理して諸君の希望に副ふことを努むべし』といひて漸く其の交渉を避くるを得たり。委員會は乃ち最後の手段を取り、子爵谷干城をして軍備擴張に對する上奏案を提出せしむ。案は三月十日の會議に上りたるが、討論採決の結果、八十二に對する六十九の少數にて否決せられたり。此に於て委員會は止むなく審査に入り、豫算面に於て海軍擴張費千六百七萬二千七百餘圓を削減し、また衆議院の削減したる林區署費を復活し、有給吏員に關する雜給諸給約三千七百餘圓を削減す。然るに本議に於ては右の軍艦製造費削減を否決し、林區署費、雜給諸給の二款の修正可決をなしたる外、他は皆衆議院の決定額に協贊を與へたり。

兩院協議會――貴衆兩院は右林區署費並に諸給雜給の二點につき、兩院協議會を開けり。而して成案として林區署費は貴族院の決定通り、諸給雜給は衆議院決定通りと決し、兩院孰れも之れを是認せり。此に於て二億四千萬圓の豫算中、議會の削減額は僅に一萬七千四百餘圓（炭礦鐵道補助）を見るのみ。

追加豫算――二十九年度及三十年度に係る追加豫算數件ありしが、亦皆僅少の修正を經たるのみにて大體政府の提案を可決確定したり。

法律案

四　法　律　案

法律案は政府の提出に係るもの五十九件、衆議院の提出に係るもの五十七件、貴族院の提出に係るもの二件にして、其内最も注意すべきものは新聞條例の改正と幣制の改革案なりとす。

新聞紙法案——政府の提出したるものは、依然發行停止の制度を爲し、唯だ其の停止期日及び回數を制限したるに止りたり。然れども民間の希望は當初より停止の全廢に在りて、區々たる制限に甘むずる能はず。第一議會以來衆議院が政府と爭ひ、また貴族院と爭ひたるも、皆此の一事に歸着せり。故に松隈內閣の與黨たる進步黨も此の提案に對しては亦遂に滿足を表する能はず。自由黨亦固より之れに反對したりき。やがて二個の修正案は出でたり。一は進步黨の箕浦勝人よりし、他は國民協會の元田肇よりす。箕浦案は云ふまでもなく發行停止を全廢せんとするもの、元田案は之れを存置せんとするものなり。衆議院は政府案と合せて之れを同一委員に附託して審査せしむ。委員會は先づ政府の意向を確かめたるに『政府は必ずしも提案を固執せず、若し停止全廢の議にして兩院を可決せば、之れに同意するも妨げず』との言明を取りたり。委員會は乃ち直に發行停止の全廢を可決し、本議亦た之れを是認して貴族院に送付したり。貴族院に於ても、委員會は發行停止全廢案を可決したるは、本議に於て、研究會派の議員より提出したる修正案（存置制限案）に就き、盛んなる論戰を爲したる後、結局衆議院の決定案に承認を與ふるに至りたり。斯くて初期以來毎回提出せられ、而も容易に通過する能はざりし新聞紙條例改正案は、こゝに於てか始めて完全なる解決を見るを得たり。

貨幣法律案——是れ從來の銀貨制度を改めて金貨本位の弊制を採るの案なり。政府は曾て貨幣制度調查會を設け、朝野の經濟家を委員に擧げて幣制を調査せしめたるが、其の結果は金銀兩本位の可否を決定するに至らず、各員の意見を政府に報告するに止めたり。松方總理大臣は元來金貨制の主張者なりしを以て、斷然幣制改革の擧に出でんと決心し、本期議會に之れを提案するに至りたり。議會に於ては多少の反對なきにあらざりしと雖も、政府が熱心に之れが通過に努めたるの故を以て、何等の修正をも加ふることなく政府案を可決したり。

五　雜　件

英照皇太后の崩御——一月十一日皇太后陛下肺炎を以て崩御あらせられたるに依り、兩院は奉吊の意を表し、十二日より七日間休會の議決を爲し、尋て政府は大喪費七十萬圓を二十九年度追加豫算として兩院の協贊を求めたるに對し、議會は莊重靜肅に滿場一致を以て之を可決したり。太后靈柩は二月二日東京御發輦にて、京都大宮御所に奉迎し、同八日を以て東山月輪御陵所に御葬式を行はせられたり。兩院議員は參列の許可を得たるを以て更に、同二日より十三日迄休會したりき。

決算提出——政府は明治二十七年度決算を本期議會に提出したり。貴族院は一項、衆議院は二三事項の違法若しくは不當の點を發見したる外、多くは政府の報告を承認したり。

事後承諾の件——前章に記せる緊急勅令廢止の件を除くの外は皆會計に關するものにて、其内剩餘金支出の件に對しては悉く事後承諾を與へたり。

請願の件——貴族院の受領したるもの百九十七件、其内採擇すべしと決したるもの九十一件、衆議院の受納したるもの八百三十三件、其内採擇したるもの三百四十六件なり。

閉會——三月廿四日を以て第十議會の會期を了り、翌二十五日閉院式を擧行せられたり。

第四十九節　第十一議會（明治三十年十二月二十四日開會 同年四月二十五日解散）

一　開會前の政局

内閣の動搖——松隈内閣は進歩黨の後援を得て無事に前議會を切拔けたるも、組織尙ほ淺しといふを以て、其の公約したる行政、財政の刷新は、閉會後時日を經るも毫も其實を擧けず、内閣組織當初に於ける政

綱の精神殆んど空文に屬し、其施設一として見るべきものなくして却つて非議すべき失政續出し、外漸く民心を離反せしむると共に、内亦た頗る統一を缺き大隈獨り政綱の精神を固持して立憲的施設に出でむと力爭するあるも、松方の優柔にして不決斷なる、意見屢々變更し、終に法制局長官神鞭知常、内閣書記官長高橋健三等の辭職となり、(十月八日)、後ち閣議に於て、本期議會に地租增徵案を提出するの計畫を立て之を決定せむとするに至り、大隈終に之れに忍ぶ能はずして、大に僚臣と爭ひたる末、斷然冠を掛て去る。是れ十一月六日にして、同時に左の如く任命せられたり。

任外務大臣　樞密院顧問官男爵　西德次郎
任農商務大臣　京都府知事男爵　山田信道
任文部大臣　東京帝國大學總長　濱尾新

是れより前農商務大臣榎本武揚本官を免ぜられて大隈之を兼任せしが爲め、同時に之れが後任を定めたるなり、文部大臣の蜂須賀免ぜられて濱尾の之れに代りたるは何の故たるを知らず。而して前に拓殖務省を廢し高島大臣は陸軍大臣に專任したり。

進步黨の絕緣——大隈の辭する前、進步黨亦た内閣の行動を難じて、好意的の忠告を爲し、以て當初の宣言を實にせんことを逼りたるも、松方の之に應ぜざりしが爲め、代議士總會を開きて左の決議を爲し、全然政府と絕ちたり。

吾黨は既往の事蹟に徵し、現内閣は其宣言を實行するの誠意なきものと認む、因て自今提携を絕つ。

人材の免官——前議會閉會、後松方内閣は一部の官制を改正して勅任參事官を各省に設け、又次官、局長、判事等の椅子を分ちて進步黨倂に薩派に屬せる人材に與へたるが、大隈の辭職と共に、進步黨に屬する者は概ね辭表を捧げたり。然るに政府は政黨出身者中在官の身を以て進步黨の會議に列したるは官紀を紊りたる

ものと爲し、其の出席者の辭表を却下し、故らに懲戒委員に付したり。

自由黨の決議――政府は進步黨を失ひたるが爲め、樺山、高島等の計畫を容れ、代ゆるに自由黨を馴致するの策を立て、竊かに交涉する所あらしめたり。自由黨は半ば之れに聽かんとし、半ばは之れを拒まんとし、談判數次の後、其議を代議士會に附するも、反對者多數なるが爲めに提携に應ぜざるの決議を爲したるのみならず、却て政府反對の旗幟を明白にし、議會劈頭不信案を提出する事に決せり。

國民協會の反對――國民協會も頗る明白に政府反對の宣言を爲せり。曰く『今や内外の形勢日に急を告げ、國家經營の業實に多端閣臣たるものは宜しく其責任を重んじて、至誠之に從はざるべからず。然るに事全く之に反し秕政濫行言ふに忍びざるものあり。是を以て本會は嚮に丹心を披瀝して、其反省を望みたりと雖も、閣臣毫も省みる所なし。故に本會は憲政の大義に依り、閣臣の職責を正し、以て政界前路の大疏通を圖らんことを期す』文中反省を望みたり云々といへるは、一應松方、西鄕二老に對して辭職を勸告したることあるを以てなり。

進步黨の宣言――進步黨の宣言は、一層直截にして露骨なり。曰く『現内閣は宣言を實行するの誠意なきものとす。依て吾黨は現内閣の更迭を期す』と。斯くて民黨三派は、從來の異感を拋ち、對議會の方針を決議したる後ち互に相交涉し、本期議會の劈頭、内閣不信任案を提出して、一擧に現政府を斃さむことを期したり。

新聞同盟――全國の新聞雜誌記者亦移檄して現内閣反對の聲を擧げ、其の同盟會を東京に置きて、左の決議を發表したり。

吾人は現内閣の行動を以て、憲政を紊るものと認め、同志協力して之に反對し、其更迭を期す。

吾人は政德の公海を維持する爲め、議員の變節を誅筆し、以て社會の制裁を明にす。

第二項は當時政府頻りに全力を以て議員を買收するの風說ありたるに因す。

政府黨――當時政府黨と見做されたるは、新自由黨、國民俱樂部、議員俱樂部、及び中立議員の組織にかゝる公同會の一派と、進步黨を脫したる薩派及び僅少の無所屬議員あるのみ。

二　兩院の開會

明治三十年十二月二十一日、東京に召集し、此日兩院とも部屬を定め部長及理事を選擧せり。越へて廿四日貴族院に於て開院式を擧行された。

三　解散、停會

不信任決議案――開院式の翌日民黨の各團體は、三十八名の提出者百五十人の贊成者の名を連ねて、開院の劈頭左の如き決議案を衆議院に提出したり。

△決　議　案

本院は現內閣を信任せず依て玆に之を決議す。

△理　由　書

現內閣は國家の重任に堪へざるものと認め、自ら處決する所あらしめんことを期す。是れ本案を提出する所以なり。

當日第一日程に上れる全院委員長の選擧を後廻しとし、緊急動議を以て日程を變更し、提出者の一人鈴木重遠演壇に登り先づ案を朗讀し、續て提出の理由を陳述せむとする時、詔勅忽ち降り、衆議院は解散を命ぜられたり。

貴族院の停會――此日貴族院は、例に依り全院委員長及常任委員の選擧を行ふ。全院委員長には公爵德川家達が當選したり。尋て松岡康毅は臺灣法官の罷免に關する質問演說を爲し、又谷干城會計檢查官退官事件

兩院の開會

解散、停會

に關する質問演説を試む。此時衆議院解散の通牒を受け、同時に貴族院停會の詔勅に接したりき。

四　餘　錄

豫算案――本期議會に提出せられたる豫算案は豫算外國庫の負擔となるべき契約を要する件併に二件の追加豫算を合せて約四件にして、總豫算の計上する所の歳出入額は左の如くなりき。

歳入	合	計	二一二、一一四、一一九・〇〇〇圓
	經	常	一二九、六〇三、三六六・〇〇〇
	臨	時	八二、五一〇、七五三・〇〇〇
歳出	合	計	二二九、四三八、五八七・〇〇〇
	經	常	一二六、九七二、一九七・〇〇〇
	臨	時	一〇二、四六六、三九〇・〇〇〇

即ち歳入不足一千七百三十二萬四千四百六十八圓を見る。之れを前年度豫算に比較する時は、歳入に於て三千七百四十一萬五百五十一圓を減し、歳出に於て千四百十四萬九千六百五十圓を減ず。而して右の不足額を補充する爲めには、地租及酒税を增徴し、尙ほ足らざるときは。預金部より一時借入を爲して之に充てんとするの計畫を立てたり。政府は尙ほ別に追加豫算として、臺灣總督府特別會計補充金外一件を要求し居れるを以て、之れを總豫算に加算する時は、歳入總計二億三千五百十三萬三千九百十九圓、歳出總計二億三千四百八十萬四千百十六圓となる勘定なり。而して皆不成立に終りたることは云ふまでもなし。

法律案――政府より提出したるもの八件、民法中修正案、法例中修正案、一圓銀貨幣の引換に關する法律案、政府紙幣通用禁止法律案、生糸直輸出奬勵法廢止法律案(以上衆議院へ提出)、商法修正案、土地收用法案、北海道國有未開地處分法中改正法律案(以上貴族院へ提出)、皆未決の儘消滅したるものなり。

當選訴訟――二件あり、何れも貴族院議員に係る。一は茨城縣多額納税者荒野由次郎より、同縣多額納税者議員松村修平に係る當選取消請求の訴狀、他は愛媛縣多額納税者飯尾麒太郎より、同縣多額納税議員久米唯次に對する當選訴訟の訴狀なり。共に審査に至らざる前に停會となれり。

第五十節　第十二議會（明治三十一年五月十四日開會 同年六月十日解散）

一　開會前の政局

內閣の總辭職――明治三十年十二月廿五日第十一議會を解散したる松方內閣は、同日を以て又た總辭職を爲せり。總選擧の結果を待つまでもなく、增税計畫の到底遂行すべからざるを認めたればなり。

伊藤內閣の成立――越えて明治三十一年一月十二日、伊藤博文の第三次內閣成る、其役割は左の如し。

內閣總理大臣	侯爵	伊藤博文
大藏大臣	伯爵	井上馨
內務大臣	子爵	芳川顯正
外務大臣	男爵	西德二郎
陸軍大臣	子爵	桂太郎
海軍大臣	侯爵	西鄉從道
司法大臣		曾禰荒助
文部大臣	侯爵	西園寺公望
農商務大臣	男爵	伊東巳代治

遞信大臣　男爵　末松謙澄

西鄉、西の兩大臣は、前內閣より依然其職に留まれるものなり。後ち數ヶ月にして西園寺罷職して帝國大學總長外山正一其後任となり、又農商務大臣伊東巳代治罷められて、男爵金子堅太郎之れに代はれり。伊藤侯に後繼內閣組織の大命下るや、侯は初め大隈伯を入るゝの意あり。屢々交渉を試み、半ば成らむとしたるも、進步黨の提携を喜ばざるありて、終に不調に歸したり。伊藤侯は爲めに轉じて板垣伯を入れむとして交渉を初めたるに、板垣の希望內務大臣に在りて伊藤之れを喜ばざりし爲め、復た不調に終り、遂に西鄉、井上等の元老を加へて此組織を見るに至れり。

臨時總選擧――三月十五日臨時總選擧を行ふ。(詔勅は一月二十一日を以て發布せらる)新內閣は勉めて選擧の公平なるを期し、緊急勅令を發して、運動者の刀劍銃砲、棍棒等を携ふるを嚴禁せり。然れども競爭は尙ほ激烈にして、暴行、脅迫、買收等の惡德、迹を絕つに至らず、且つ地方に依りて干渉の聲を聞くこと尠からざりき。而して其結果は、自由、進步の兩黨に大なる變化なく、國民協會の愈よ其數を減したる外、著るしき新現象を見ざりき。

黨派の方針――解散後の議會漸く近づかんとして、各政黨は各々代議士會を開きて對議會方針を決定せり。

(一)自由黨　自由黨は曩きに伊藤總理大臣より板垣入閣の說を持かけられたるを奇怪とし、總選擧の運動上、勉めて政府に接近し居れるが如き態度を粧ひ、特に伊藤が自由黨に對して、「總選擧前政黨の首領を內務大臣に任ずるは、公平を示す所以にあらず。總選擧終るを待たれよ」と言へるに多少の餘地あるを賴み、選擧結了後入閣談を復活せしめむと試みたるに、閣中井上等の强硬なる反對あり、伊藤容易に應ずる能はざりしかば、爾來全然政府との關係を絕ち、明白に「我黨は現內閣を以て政黨を基礎とする憲政の完美を期する理なきものと認む」と決議し、反對黨たるの旗幟を高うしたり。

○進歩黨　進歩黨亦固より反對黨たるの順路に在り。然れども、外交上の問題に對する政府の方針如何によりては、同黨の在來の主張、或は全然反對の地位に立つ能はざるに至るも知るべからざるを慮り、故らに其態度を曖昧の裡に置きたり。

○國民協會　國民協會の決議亦明白ならず。然れども反對黨たらむことは、何人も信ずる能はざりし所。

其他總選擧の際、山下俱樂部なるもの起り、又た外に薩派と稱するものあり。薩派は全然新内閣を喜ばざるもの、山下俱樂部員中には政府黨あり、非政府者あり、混然一團を爲せるものなり。

東亞の時局――松方内閣の時、獨逸が其宣教師の被害を口實として膠州灣を租借したるより、續て露國の旅順大連の租借となり、佛國又た廣西省に種々の要求を爲すに至りて、東亞の事局は一層物論の紛更を釀し、更らに英國の威海衞を占領するを見るや、國内益々輿論の激昂を惹起するに至りたり。而して之れに對する我當局の失計を論難し、均等の勢力を保持せざるべからずとなし、政府に其の活動を迫る者は進歩黨を以て其急先鋒としたり。

二　兩院の開會

明治三十一年五月十四日、東京に召集せられ、會期を二十一日と定めらる。召集當日は正副議長の候補を選擧す。其結果議長候補には片岡健吉、鳩山和夫、兒島惟謙の三名、副議長には元田肇、田口卯吉、大岡育造の三名當選し、例により筆頭候補片岡健吉は議長に、元田肇は副議長に勅任あらせられたり。貴族院には異動なし。衆議院は議長選擧の翌日、部屬を定め部長理事の選擧を爲し、貴族院は召集當日之を行ひ、兩院全く成立を告げ、越へて十九日、車駕親臨、開院の式を擧げさせらる。

全院委員長――兩院は次で全院委員長倂に常任委員の選擧を行へり。貴族院全院委員長には公爵德川家達之に當選し、衆議院に於ては工藤行幹之れに當選せり。

三　勞頭の問題

外交に關する質問――議會は劈頭先づ外交問題を採つて政府と相見えたり。進歩黨は質問書を出して戰を挑み、自由黨同じく之れに續けり。

進歩黨の質問――大東義徹等の提出に係る、左の如し。

一、往年魯獨佛三國の勸告に應じ奉天半島を還附するに當り、右三國に於て、他日其占領若しくは借受等を爲さざる旨締約等は非らざりし乎。若しあれば示されたし、若しなくば之を要せざりし事理如何。

二、魯國は啻に旅順に大連灣を借受くるのみならず、此他鐵道鑛山軍事に關し、幾多の特權若くは特約を清國政府より得たるが如し。帝國政府が右等の事項に付、今日迄確め得たる事實如何。

三、獨佛英も亦幾多の特權若くは特約を清國より得、又は得んとする者の如し。帝國政府が今日迄に確め得たる事實如何。

四、近時に於ける歐洲列國と清國との關係に付、帝國政府は東洋全局の形勢を維持せんが爲め、又我權勢及利益を保護せむが爲め、何等の處置を施したる乎。

政府は之れに對し數日を經て復牒して曰く、

『第一問に對しては誓約なし。之を爲さざりしは、當時の事情許さざりしに因る。第二問に對しては、帝國政府は露國より旅順口大連灣及其附近の土地を清國より借受けたる旨、及大連灣は外國貿易の爲め開放すべき旨の通知に接したり。又た露國は東清鐵道の幹線より奉天半島の適宜の地に至る支線鐵道を敷設するの特權を得たりと聞けり。第三問に對しては、帝國政府の得たる所の報道も、是迄新聞紙又は其他の通信等に散見する所と大差なきを信ず。其詳細に至りては未だ明確ならざる所あり。第四問に對しては、帝國政府は內外の情勢に鑑み、實際の利害を慮り、適當と思惟して執る所の措置に至ては、今日之を明言することを得す

といへり。

自由黨の質問 ―― 江原素六外五名提出名義者たり、全文左の如し。

一、獨逸の膠州灣を占領し、露西亞の旅順及大連灣を借入れたるに付、我政府は右兩國の行動に關し、如何なる公文書の往復を爲し、如何なる談判照會を試みたるや。

二、英國の威海衛借入事件に付、我政府と英國との間に如何なる交渉を爲し、如何なる締結をなしたるや。

三、東洋に於て歐洲列國との均勢を保たんが爲め、我政府は清國に對し、如何なる措置と態度を採らんとするか。

四、沙市暴動事件に付き、我政府は清國に對し、如何なる談判を試み、如何なる處置を爲さむと欲するか。

五、帝國と布哇國との移民に關する交渉事件は如何に締結されたるや、又た如何なる方向に進みつゝありや。

政府は覆牒して曰く、『第一問に對しては、目下尚未だ明言するの時機に非らずと思考す。第二問に對しては、英國政府より曩きに帝國政府に向て、帝國軍隊は威海衛を撤退せし後、英國にて同地を清國より借入るゝ事に異議あるや否やを問へり。因て之に對して異議なき旨を答へたり。第三問に對しては、帝國政府は及ぶべき丈け清國を以て其安全を保たしめんと欲する者なり。第四問に對しては、帝國政府は目下清國政府に向て談判中なり。第五問に對しては、日布兩國政府は、前きに布哇事件を英國の仲裁に附する事に協定し、目下右仲裁に付すべき條件に就き交渉中にありといへり。

上奏案 ―― 進歩黨議員は、右質問に對する政府の答辯に滿足する能はず、對外硬の精神と到底相容れざる

を認めたるがゆへに、進むで　聖斷を仰ぐに決し、鳩山和夫、神鞭知常外八名の名を以て左の如き上奏案を提出したり。而して案は五月三十日の議題に上れり。

衆議院議長 臣片岡健吉 本院の決議を具し謹み奏す。

伏て惟みるに、淸國をして其獨立を保全せしむるは、東洋の平和を鞏固ならしめ、世界列國互に國光の福利を享受する所以にして、帝國の國是實に此に外ならず。嚮きに露獨佛三國遼東半島の還附を勸告し、陛下之を容納せさせ給ひし、聖旨も、亦是に存す。是れ　大詔の明記する所、炳焉として中外の具瞻する所なり。

然るに閣臣の偸安姑息なる、嘗て忠言を致せる邦國にして、今は却て還附の地に蟠據するを坐視し、權力均衡と東洋の平和とを維持する所以の道に於て、一も施爲する所なし。是れ明かに還遼の　聖旨に乖戾するものなり。

內外多事の今日に當り、和協の實を擧ぐるは臣等の素より冀望する所なりと雖も、此事態を默過するは、民意代表の職責を全うする所以に非らず。故に敢て赤心を披瀝し、肅みて　聖斷を仰ぐ。衆議院議長 臣片岡健吉 誠惶誠恐謹で奏す。

上奏案否決——上奏案は提案者の一人神鞭知常提出の理由を陳べ、次で贊否の論爭交々起りしが、記名投票採決の結果、百七十二名に對する百十六名の少數を以て否決せられたり。自由黨及國民協會の互に反對したるに因れり。

四　增　稅　法　案

財政計畫——增稅法案は本期議會の眼目とする所なり。前議會解散せられ、明治三十二年度の豫算は未だ正式に編成せられざるも、政府の概算によれば、三十一年度の歲計より推算して、公債及償金の繰入を除

き、通常の歳入一億四千三百餘萬圓、其內經常歳入一億四千二百餘萬圓、臨時歳入八百餘萬圓、歳出は公債及償金支辨に屬する費途を除き、通常の歳出一億四千二百餘萬圓、其內經常歳出一億千八百餘萬圓、臨時歳出二千二百餘萬圓にして、差引百十餘萬圓の歳入超過となるの計算なるも、該歳出中には、臺灣諸經費、航海奬勵及航路擴張費、其他新たに計畫にかゝる公債償還（政府は三十二年に於て、經濟社會の變動及財政上の實況に徵し、公債償還額を增加するの計畫なり）監獄費國庫支辨（增稅の代償とせるもの）及物價騰貴等に伴ふ經常費增加合計三千七百餘萬圓を除きあるを以て、今此金額を前記歳入超過額百五十餘萬圓より差引くときは、正に三千五百餘萬圓の歳計不足となる。右增加費目各項に就て政府の計上する所によれば、

金千二百二十四萬圓　臺灣諸經費
金四百八十七萬圓　航海奬勵及航路擴張費
金七百萬圓　公債償還
金三百五十五萬圓　監獄費國庫支辨
金五十萬圓　罹災救助基金
金四十六萬圓　復祿公債利子
金六百八十六萬圓　物價騰貴に伴ふ經常費增加
金二百五十萬圓　條約改正に伴ふ新事業費
合計金三千七百餘萬圓

なり。即ち歳入超過百五十餘萬圓より差引三千五百萬圓の歳入不足を告ぐる計數なり。而して此不足は、三十二年度に於ては、償金特別會計資金よりは最早繰替支辨すべき餘裕なく（三十一年度財政計畫不成立となりたる爲め、同年度の歳計は、巨額の不足を生じ、償金特別資金の內より一時繰替支辨するの外道なきに至

りたる故、結局增稅に依るに非ざれば、公債に依りて補足するの外途なし。然れども年々公債を以て歳計の不足を補ふときは、財政の基礎を薄弱ならしめ、國家の信用を破壞し、遂に救ふべからざるに至るを以て、止むを得ずして之れが補足の途を增稅に求むるの計畫なり。

增稅案——如上の計畫に基き、歳入の增加を地租、酒稅、所得稅の增徵、及鐵道電信の賃金引上を以て求めむとし、增稅案を提出したり。政府の計算する所左の如し。

金千七百五十五萬圓　地租
金百六十四萬圓　所得稅
金千二百四十一萬圓　酒稅
計金三千百六十餘萬圓

即ち增稅によりて得る所、三千百六十餘萬圓にして、尙ほ其の足らざる所は、電信（增額四十三萬圓）鐵道（增額三百二十四萬圓）の賃金、料金の引上にて計金三百六十餘萬圓を得、合せて三千五百二十餘萬圓を得むとするものにして、增稅案の要領を摘記すれば左の如し。

地租　地租は地租條例第一條の地租定率を改め左の如くす。

一、市街宅地　地價百分の五
二、田畑鹽田鑛泉地　同　百分の三、七
三、郡村宅地　同　百分の三

右の外は現行定率に依る。市街宅地と郡村宅地との地租定率とを異にしたるを以て、現今の儘にして直に之を適用する時は、不權衡を生ずるの處あるがゆへ、命令を以て彼此地目の組換を爲すものとす。

所得稅　所得稅は左の稅率を以て之を賦課す。

一、法人の所得　百萬圓以上　千分の五十
以下千圓未滿まで八段に分ち、順次千分の五を遞減して千分の十に至る。

二、地代小作料等資金より生ずる所得拾萬圓以上　千分の五十
以下九段に分ち、順次遞減して五百圓未滿千分の十に至る。

三、農商工業等營業より生ずる所得　拾萬圓以上　千分の五十
以下九段に分ち、順次遞減して五百圓未滿千分の八に至る。

四、俸給給料等勤勞より生ずる所得五萬圓以上　千分の二十五
以上八段に分ち、順次遞減して五百圓未滿千分の五に至る。

五、前號以外の所得
五萬圓以上　千分の三十
以上八段に分ち、順次遞減して五百圓未滿千分の八に至る。

所得税は所得中より二百圓を控除したる殘額に課す。

酒造税　税率を左の如く改む
第一種　金拾圓、　第二種　金九圓、　第三種　金拾壹圓
清酒濁酒の原料用に、酒精燒酎又は混成酒を使用したるものは、一石に付三圓を加ふ。

清酒百石濁酒二十石燒酎五石以下は、免許を與へず△腐敗酒は納税後と雖も、造石租を免除す△納税保證は金額を豫定して、其半額に相當する保證物を供するときは、更に保證物を提供するを要せず△自家用酒の製造は廢止す△混成酒の定義を改め、現行法の不備を補ひ且其税率を八圓とす△酒精營業者其營業税高保證金を超過する時は、税金を前納するか、又は更に保證金を供託するにあらざれば、酒精を販賣するこ

とを得ず。犯す者は營業税高三倍の罰金に處す△其他沖繩縣酒類出港税の税額を適當に増加す。

緊急決議の要求――政府は五月二十六日、増税案を衆議院に提出し、緊急決議の要求を爲したり。而して其緊急決議を要求するの意、讀會の省略、若くは委員會の審査を經過せずして、直ちに議決を望むといふにも非らず。其要求に對して衆議院の事務局と政府と再三交渉を重ねたる後ち、片岡議長の之れを日程に上すに當り、議案提出より二日を經るの順序を履まず、直ちに翌二十七日の日程に之を掲げたるが爲め、物議先づ生じ、政府は結局此の緊急要求を取消さゞるべからざるに至り、當日の日程より除却したり。

第一讀會――越えて五月三十日、増税案の第一讀會を開く。井上大藏大臣說明の任に當り、質問續々起る。井上頗る窮色あり。間を得て場外に退出せし爲め、議場又た大に喧囂す。小室重弘の發議にて、大藏大臣再び出席し、十分の答辯を與ふるまで本案の議事を中止するの決議を爲すに至りて、井上藏相再び入場し、漸くにして委員附托となる。

委員會の否決――委員會は最も重要とする地租増徵案に付き先づ審査を進行し、諸種の理由によりて、二十七名の委員中一名を除くの外、全會一致を以て之を否決したり。

會期延長――委員會の増租案を否決したるは六月六日にして、其翌七日委員會長林有造之を議場に報告せり。而して本期議會の會期は、將さに明一日を以て盡さむとす。此に於て政府は延期の奏請を爲し、六月九日より同十五日迄七日間會期延長の詔勅を下されたり。

増租案會議――委員長報告を了るや、直ちに日程を變更して本案の第一讀會續會を開くことゝなる。中野武營外三名は、先決問題として『増税各法案は、衆議院規則第六十四條により、明治二十九年度以降財政實況の調査と併せて該特別委員に附托し、調査の結果は、次回の議會に於て之を報告せしむ』といふの決議案を提出せり。其趣旨は、斯る重大問題は、短期議會に於て、遽かに議決し得べきに非らず。宜しく繼續委員

に附托し、來期議會までに詳かに其利害を討究せしむべしといふに在り。然れども此動議は議員中本議會に於て斷然否決し去るべしといふもの多く、又た政府の不同意に唱ふるあり、議場は此の決議案を否決して直ちに增租案の本議に入れり。

停會――伊藤總理大臣增租の已むべからざるを述べ且つ脅喝して曰く、『此案若し不幸にして本議長に否決せらるゝに至れば、政府は已むを得ずして別段の手段を考ふるの外なし』と。議場敢て驚かず、既に委員長の報告を以て否決の必要なる理由を盡したるものとなし、大なる討論を見ることなく、着々議事を進行し、將さに採決に及ばむとする時、詔勅あり七日より九日迄三日間帝國議會の停會を命ぜられたり。

地價修正案――六月十日停會期充ち、會議再び開く。此れより前、一派の議員は多年の希望たる地價修正案を以て地租の增徵に換へむとし、政府と豫じめ內牒して、運動頗る努む。其結果として、此日開會の劈頭、板東勘五郎は、同人外二十二名の署名を以て、數日前提出したる特別地價修正に關する建議案を院議に付する爲め、增租案の會議を延期すべしとの動議を提出せり。議長之を先決問題と爲すべきか否を議場に諮ひたる時、田中正造の發言議事を妨害する者と認められ、彼れに退場を命じたりき。結局此の動議を先決問題と認めて議題となしたるに、贊否の討論數次に及びたる後ち、採決の方法に就き、又た記名、無記名兩說に岐れ、建議派は極力無記名說を主張したるも、記名投票を以て採決の結果、記名說勝を制し、記名投票を行ひたるに、百六十五名に對する百二十七名の少數を以て先決問題を否決したり。

增租案否決――地價修正建議に關する先決問題を否決したる後ち、議場は直ちに地租增徵案の討論に復し、佐々友房贊成、新井章吾の反對演說ありて、討論終結し、記名投票を以て本案を採決せり。其結果は二十七名に對する二百四十七名の大多數を以て之を否決したり。贊成者二十七名は悉く國民協會所屬の議員として、他は悉く反對側に立ちたるなり。地價修正の先決問題破るゝと共に議場の形勢は俄かに一變したるな

り。

解散——政府は即日、解散を奏請したり。

詔　勅

朕帝國憲法第七條に依り衆議院の解散を命ず

御名　御璽

明治三十一年六月十日　　各大臣副署

貴族院は同時に停會を命ぜらる。

五　追加豫算會議

本期議會に政府の提出したる三十一年度追加豫算は七件なり。第一は同年度歳入歳出總豫算追加案、并に各特別會計歳入歳出豫算追加案、及豫算外國庫の負擔となるべき契約を要する件、第二は神宮御屋根燒損に付臨時造營落成迄の間一時御假殿御造營費に關するもの、第三は臺灣銀行補助、警官練習所設置費、北海道鐵道補助等に關するもの、第四は神宮御正殿御造營費、第五は豫算外國庫の負擔となるべき契約を要する件にして、警察監獄官練習所教師兼警察監獄事務顧問として外國人雇入費に關するもの、第六は法典實施に付諸般の經費に關するもの、第七は船舶海員に關するもの是れなり。

總追加豫算——歳入經常部六千八百五十圓、臨時部八十九萬七千百四圓、合計九十萬三千九百五十四圓餘、歳出は經常千百三十八萬五千六百八十八圓、臨時二百四十萬二千四百二十九圓、合計千三百七十八萬八千百十七圓にして、歳入不足千二百八十八萬四千六百六十三圓なり。歳入の主なるものは、陸軍用地拂下、河口修築地方分擔納付額等、歳出は主として官制、法典實施、物價騰貴に依れる增加にして、不足額は償金特別

會計資金を以て一時繰替支辨するの計畫なり。而して衆議院の委員會は、歳入に於て五十九萬三千五百四十五圓を、歳出に於て、四萬四千八百九十五圓を削減し、本會議之れを容れ、貴族院亦之れを可決したり。但し之れに關聯する償金特別會計法改正案、は解散の爲め不成立に終りたれば、如上歳入不足の財源を得る能はざるものとなれり。

神宮造營費——第二號及、第四號は何れも神宮造營費にするものなり。第二號(六千八百八十圓)、第四號(十一萬千百三十四圓)合計十萬八千十四圓は、何等の異議なく兩院とも謹んで之れに協贊したり。

其他第三號、第五號第六號は何れも衆議院解散の爲め會議に上るに及ばずして止む。

六　法律案討議

政府の本議會に提出したるもの法律案は四十八件ありき。衆議院の提出にかゝるもの二十件、貴族院の提出にかゝるもの一件、政府の提出案中、増税各法案を除き、最も注目すべきものを、衆議院議員選擧法改正案、并に法典に關する諸案とす。

選擧法改正案——衆議院議員選擧法の改正は殆ど初期以來の宿題にして、議會は毎會之れが改正案の提出を見ざることなかりしが、今回は政府進んで之れを提出するに至りたり、改正案の要點は、被選擧人を滿三十歳以上の男子とし、第一財産資格の制限を廢する事、第二選擧人は滿二十五歳以上の男子にして、地租五圓以上、若くは所得税又は營業税三圓以上を納むる者とする事第三各府縣を通じて一選擧區と爲す事。但し市は獨立の選擧區と爲す事。第四人口十萬に付き一名の代議士を出す事。但し市は人口五萬に付き一名の代議士を出し、五萬に充たざるも尙一名を出し、其以上は四捨五入の法に依る事。第五選擧人は投票用紙に自己の氏名を記し、被選人一名を記す事。第六議員の數を四百七十二人に增す事等にして、案は五月廿五日の日程に上れり。伊藤總理出院して說明を與へて曰く、(速記に據る)

唯今本院に出て居ります衆議院議員選擧法の修正案でありますが、唯今所見を陳述することを求められました通り、當初憲法を發布せらると共に、衆議院議員選擧法を制定せらるゝ時に當つては、未だ嘗て經驗のない所であります、故に政府に於ては深く之に注意を加へて、成るべく憲法上の進行を平易に運ぶやうにと、用心を致して拵らへました。故に資格の上に於ては、餘程高めて有つたのであります。爾來星霜を經て今日となりまして、僅々數年の間ではありますけれども、今の選擧法の規定に依りました所の選擧人の資格では、各種國民の意志を十分に代表するに足らぬと認めました。それ故に、選擧權を下げましたのであります。而して、此商業工業等の發達するに從つて、市の代表者を特に增すの必要あるを認めました。諸君が御熟知の通り、憲法の施行せられて居る孰れの國に置きましても、凡そ人口上の比例と又選擧權を有する者の數といふものは一定の極りがある譯ではありませぬが、併し稍近きものが行はれて居ります。我國現今の選擧法に依りまするといふと、四千二百萬人の人口の上に於て、選擧權を得て居るものが四十四五萬人內外になつて居ります。此度提出したる議案に依ると、凡そ二百萬人に上ると思ひます。さうすると選擧人、即ち所謂參政權を得るものが唯今より五倍以上に相成りますが、是れ位の增加か先づ當然のことであらうと認めました。而して參政權を得る卽ち選擧人の數が增して人民の各種の意志が發表すれば、被選人の上に於ては別段資格を要せぬことゝ認めます。而して可成く之を日本全國に共通して、汎く選擧さるゝ樣に相成つた方が宜からうと云ふ積りであります。是は現在の國狀に照らして見ましても、唯今の狹少なる區域の上に、此憲法の任務を盡す所の議員の選擧法を固守致すよりは、憲法編制の進行上に於て、一層の發達を見て、成るべく國政の上に各種人民の思想の發表さるゝことを希望致す積りであります。而して又此現在の選擧法制定當時の人口と今日と比較して見まするど、餘程人口の數も增して居ります。一面に於て人口の數の增すのと比較しまするといふと、選擧資格は自から低減されて居りまするた

めに[illegible]議員の數を増し選擧人の數を増すといふ方針を執りました。而して又一方から見まするといふと、國勢の結果、自ら人民の負擔を増さゞるを得ぬ狀勢に趨いて居りますに依て、之を相伴ふて參政の權を擴張することの必要を認めましたのであります。

委員會は六月二日に至りて審査を遂げ、翌三日委員長中村强六議場に報告せり。修正の要領は、

一、郡部は、人口十萬に付き議員一名を出す事。十萬以上は四捨五入の法に依る事。

二、市部は、人口八萬に付き議員一名を出す事。八萬以上は四捨五入の法に依りて、更に議員の數を増し、八萬に滿たざる市は郡部に編入して選擧を然す事。

三、投票は聯記無記名と爲す事。

四、島嶼は郡部に編入して選擧を爲す事。

五、議員の總數を四百四十名と爲す事。

而して委員利光鶴松は少數意見を代表して、別に無記名單記を可とするの意見を述べたり。夫より會議に入り、討論三日に亘りたる後ち、多くは委員會の修正を入れ大要左の如く修正可決したり。

一、選擧資格は二十歲以上の男たる事。

一、被選擧資格は二十五歲以上の男子たる事。

(財產資格に關して双方とも原案通り)

一、選擧人は投票用紙に被選擧人總員の名を聯記する事。

一、選擧人の氏名を投票用紙に記入せざる事。

一、東京、京都、大阪、横濱、神戶、名古屋、金澤、廣島以上八大都市を除く外、市は郡部に編入して選擧を爲す事。

一、議員總數を四百四十人となす事。

政府は市部選舉權の縮少と、聯記法とに對して絶對的反對を表したるが、衆議院は顧みずして右の如く可決して貴族院に送付したり。程なく解散せられ、貴族院も同時に停會となりたる爲め、未決の儘にして止む。

法典の修正案――之に關するもの法例修正案、民法中修正案、民法施行法案、戸籍法案の四件にして、兩院の委員會本議とも多くの討論を經たる後ち、政府の原案たる法典調査會の成案に殆ど何等の修正をも加ふることなく、全部協贊を與へたり。法典問題茲に初めて終りを告ぐ。

特別市制廢止案――東京、京都、大阪、特別市制廢止法律案亦今期議會に現はれ、(肥塚龍外六名提出)衆議院直ちに之れを可決し、貴族院に於ては諸種の異論例年の如く起りしも、結局之を可決し、多年の宿題たる本案亦茲に解決せられたり。

保安條例廢止案――金山從華の提出にかゝる。又た貴族院に於て多少の異議を見たる後ち、可決兩院を通過せり。

七　質問と答辯

衆議院に於ては、前掲外交に關する質問を除くの外、別に提出せられたるもの、十五件あり。貴族院には四件あり。中に就て最も注意すべきは、貴族院に於ける會計檢査院長法律違反の上奏に關する質問、幷に會計檢査官の退官に關する質問とす。

會計檢査院事件――双方とも公爵近衞篤麿等の提出する所なり。

△會計檢査院長法律違反の上奏に關する質問

明治三十年三月八日會計檢査院長が、同院總會議の議決を經ずして、臨時軍事費檢査に係る事項を上奏し

たるは、院法第十條に違反したる不法の行爲なり。
然るに檢査院長は、右上奏は院の行政に屬する事項にして、院法第十五條の檢査成績にあらず。院長が單に上奏するを得るは、院法第四條に依て院務を總理する職責上、直隷特立の地位を有する檢査院行政長官資格より發動する必然の結果なりとし、總會議を以て之を議決し、四月十二日官報の官廳事項に之を公表せしめたり。

抑も檢査院の上奏は、院法第十五條及檢査院事務章程第七八兩條に判然規定あるの外、他に上奏の權能を附與せられたるなし。故に如斯き上奏を爲し、若くは議定を爲したるは、法律勅令に於て付與せられざる院長單獨上奏の職權を自ら設定して、立法勅令の大權を侵犯したる不法專斷なり。

右會計檢査院長の行爲に對し、內閣は之を當然なりとして不問に付する乎。又は會計檢査院は、直隷特立を有するを以て、縱令法律違反の上奏を爲し、大權侵犯の決議を公表するも、大政輔弼大權擁護の職責を有する國務大臣に於て、之を奏問匡正するの責任關係なきものとする乎。

△會計檢査官の退官に關する質問

明治三十年五月二十五日內閣は明治二十九年法律第九十一號に依り、會計檢査安川繁成、吉田市十郎、持田直澄、關宗喜に退官を命じたり。該法の退官に關する規定は、身體若くは精神の衰弱に依り職務を執り能はざる者に適用すべきものなり。然るに右四名は、身體健康にして日々出院職務を執れり。當時の政府は直ちに執奏裁可を請ひたり。本員等其理由を解せず、現政府は矢張之を至當と認むる乎。

政府は覆牒して『兩者何れも國務大臣が是非の意見を表する限りに非らず、隨て當時の國務大臣が其決定を執奏（檢査官退官の）したるに就ても、今其當否を說明すべき限りに非らず』と、爲したり。

財政及經濟に關する件――是れ亦注目すべきもの丶一なり。衆議院議員工藤行幹外二名の提出にかゝる。

一、政府が所謂戰後經營に於て俄に財政を膨脹し、事業を奬勵したる結果、金融逼迫して金利暴騰し、爲めに萬業凋衰して、我國の生産力は將に減ぜんとす。政府は如何なる方針を以て此急に處せむと欲する乎。

二、戰後經營中、事業公債を以て支辨すべき既定の事業中官設鐵道改良の如き、電信電話の擴張の如き、其他港灣の改築の如き、急要一日も措くべからざるものなるも、內國債を募集して之れに充んことは、我經濟界の現況に於て免れざる所なるが如し。政府は其財源を何處に求めむと欲する乎。

三、淸國より領收せる償金の內、未だ其費途の確定せざる金額は、如何に之れを使用せんと欲する乎。

四、戰後經營に伴ふ十箇年財政經畫は、既に一定する所あり。然るに政府は三十一年度に於て著るしく繼續費を削減し、既定の年割額を變更するの計畫を立てたりと聞く、詳細如何。

五、政府は日本銀行をして、淸國の外債募集に對し、額面二百萬磅の應募を爲さしめたりと聞く。其手續理由、及び之に對する擔保は如何。

政府は同じく書面を以て、(一)政府は財政の許す範圍償金の餘裕を以て、生産事業中其確實なるもの就中輸出入に關するものを精選し、資力を補助し、及公債を買入、漸次經濟社會の緩和を圖らんとす。(二)現今事業公債鐵道公債の募集困難なる故、政府は償金の內を以て一時繰替へ、他日時機を見て公債を募集し、償金部に返戾せむとす。而して他日募集すべき公債の內、生産事業費に充つべきものゝ幾部分は、利便を比較し、或は外國市場に於て募集することあるべし。(三)淸國償金の內、費途の定らざる金額は右二項の答辯の如く運用し、及三十一年度歲計の不足に對し、一時繰替使用の必要あり。他日適當の時機に於て使途を定め、協贊を求めむとす。(四)政府は繼續費の年度割を變更したる事なし。(五)政府は外國支拂金に充つる爲め、英國に於て保留する償金の一時運用の爲め、淸國が倫敦に於て募集せる外國債の內額面二百萬磅を購入

せり。其取扱手續は並通償金一時運用の場合と同じ、清國の關稅及釐金稅等を抵當としたるものなりと云へり。

八　雜件

臨時軍事費決算――明治二十七八年戰役に於ける臨時軍事費（一般會計と區分して特別法に依る）の決算本期議會に提出せられたり。明治二十七年六月一日より明治二十九年三月三十一日迄を同會計の一年度とし此間に於ける決算額を示したり然れども議院は解散の爲め何等檢査を施すことなくして止みたるを以て、詳細は第十四議會に讓る。

上奏案――前揭外交問題に關する上奏案の外衆議院の提出にかゝるもの二件あり。一は安部井磐根等の提出にして會計檢査院不法事件に關し、他は大竹貫一等の出す所にして臺灣法官高野孟矩違憲罷免事件に關す。何れも解散の爲め議題に上るに及ばずして止めり。

事後承諾の件、豫算超過及豫算外支出に關し事後承諾を求めたるもの四件あり。兩院は何れも承諾を與へたり。

資格審査――貴族院に於て議員選擧の訴訟起れるもの四件、左の如し。

一、愛媛縣多額納稅者議員當選人飯尾麒太郞より、同縣當選人久米唯次に對する當選取消の爭訴判決案（可決、卽ち原告勝訴）

一、石川縣多額納稅議員互選人酒井芳より同議員當選人岡部勇作に對する當選取消の爭訟判決案（否決、卽ち原告の敗訴）

一、茨城縣多額納稅議員互選人荒野由次郞より同議員當選人松村修平に對する當選取消爭訟判決案（可決、原告勝訴）

一、兵庫縣多額納稅議員互選人後藤勝造より同議員當選人斯波與七郎に對する當選取消の爭訟判決案（否決、原告敗訴）

請願――衆議院に提出せられたるもの百五十六件あり、一も採擇の手續を經れるものなし。貴族院に提出せられたるもの二十四件、皆な採擇すべきものと可決したり。

第十三議會

第五十一節　第十三議會（明治三十一年十二月三日開會 同三十二年三月九日閉會）

開會前の政局

一　開會前の政局

憲政黨の組織――第十二議會の解散はいたく民間黨を刺激したり。進歩、自由の兩黨は一致して地租增徴案を否決し去れり。其結果衆議院の解散となれり。兩黨合同の氣運は此に到りて大に啓け、解散後數日ならざるに、兩黨は早くも解黨の決議を爲し、合同の談、全く熟し、多年の反目嫉視を一掃し、各委員を擧げて新政黨創立の準備を爲さしむ。準備漸く成り、新政黨の結黨式を擧ぐるに先だち、兩黨とも六月二十一日を以て臨時大會を開き、正式に解黨の決議を爲して、曰く、我黨は深く內外の形勢に鑑むる所あり、憲政の完成を期する爲め、斷然茲に解黨し、同一の冀望を有する黨派と相合し、以て一大政黨を組織し、愈よ其目的を達することを努むべし』と、斯くて翌二十二日、新政黨の結黨式を擧げ、左の宣言及綱領を發表したり。命じて憲政黨といひ、進歩、自由兩黨の外に中立の民黨を加へて一丸とす。大隈板垣の二人又た公然入黨せり。

△宣　言　書

憲法發布議會開設以來將に十年ならんとす。而して此間、解散は已に五回の多きに及び、憲政の實未だ全

く擧らず、政黨の力未だ大に伸びず、是を以て藩閥の餘弊尙ほ固結し、爲めに朝野の和協を破り、國勢の遲滯を致せり。是れ擧國忠愛の士の慨嘆する所なり。今や吾人は內外の形勢を鑑み、斷然自由進步の兩黨を解き、廣く同意を糾合して一大政黨を組織し、更始一新以て憲政の完成を期せむとす、因て茲に之を宣言す。

△綱　領

一　皇室を奉戴し、憲法を擁護する事。
一　政黨內閣を樹立し、閣臣の責任を嚴明にする事。
一　中央權の干涉を省き、自治制の發達を期する事。
一　國權を保全し、通商貿易を擴張する事。
一　財政の基礎を鞏固にし、歲計の權衡を保つ事。
一　內外經濟共通の道を開き、産業を振作する事。
一　陸海軍は國勢に應じ適當の設備を爲す事。
一　運輸交通の機關を速成完備する事。
一　敎育を普及し科學を奬勵する事。

伊藤內閣の總辭職——伊藤總理大臣は、民間に一大政黨の勃興したるを見て、一度びは此機に際して政府黨を組織し、之に對峙せしむるの議を唱へ、以て之れを藩閥元老等に圖りたりと雖も、山縣有明等絕對に之れを不可とし、伊藤山縣二老の間に數次の激論ありて議成らず。二十五日斷然冠を枉げて去り、各大臣亦之れに續けり。

政黨內閣の組織——伊藤內閣の去るに臨み、後繼者を奏薦するに、從來の慣例を以てせず、直ちに憲政黨

の首領大隈、板垣の兩名を以てす。而して元老中、又た一人の進むで其後を引受けむとする者なき爲め、伊藤は愈よ大隈板垣の意向を確め、六月二十六日闕下に伏して、二人に新内閣組織の大命を降さむことを乞ふ。越えて二十七日大命即ち二人に降る。二人直ちに閣臣を選定して上奏し、皇上裁可あらせられ、三十日親任式を行せらる。

任内閣總理大臣兼外務大臣　正二位勳一等伯爵　大隈重信
任内務大臣　正二位勳一等伯爵　板垣退助
任農商務大臣　正五位　大石正已
任文部大臣　正五位　尾崎行雄
任大藏大臣　松田正久
任司法大臣　大東義徹
任遞信大臣　林有造

而して陸海軍兩大臣は。特に　皇上の配慮を仰ぎ、前閣臣を其儘留任せしめ給へり。

海軍大臣　侯爵　西郷從道
陸軍大臣　子爵　桂太郎

斯くして憲政黨は組織後僅々五日にして自己の内閣を見るに至りたるなり。

新内閣の抱負――新内閣は多年民間に唱道したる抱負を行ふの第一着手として、新たに臨時政務調査局を設け大に行政の整理に當るの決心を以て板垣内務大臣を擧げて委員長とし、黨派出身の次官局長等を其委員に擧げ、先づ官制の改革を行ふ。然れども其發表せられたるを見るに及むで、世は先づ其施設に失望せざる

能はざりき。蓋し其の改革なるものは官吏の定員四千五百二十二人を減じ、俸給額七十四萬二千五百七十圓十錢を節減し得たるに止みたればなり。而して財政に就ては、最も困難なる役を受け、不足額實に四千萬圓以上と稱せられたるが、之を補ふの途、多年の言責上地租增徵に出づる能はず、他に塡補の途を求めざるべからざる行掛りある故に、增租以外の範圍に於て增稅に求むる事となり、屢々閣議を催したる後ち、結局酒造稅の增徵、砂糖稅の新設葉煙草專賣價格の引上、所得稅法及營業稅法の改正を以て稅率を高め之れに充つるの計畫を立てたり。

臨時總選擧――八月十日を以て臨時總選擧執行期日と定めらる(詔勅は七月七日の發布)、政府は選擧執行上努めて公平ならむことを期し、選擧取締勵行の緊急勅令を發し、嚴に之を遂行したり。加ふるに、既に自進兩黨の合同なり、努めて前代議士の再選に出でしめたれば、比較的最も靜穩にして表面頗る公平の結果を得たりき。

憲政黨	舊自由黨	九五、	舊進步黨	一一〇、
	其他の無所屬	五五、	合計	二六〇、
國民協會		二〇、	無所屬	二〇、

憲政黨の內訌――總選擧終りて間もなく、憲政黨內に於て內訌紛々として起れり。舊自由派と舊進步派は、互ひに在來の地金を露出し來れり。自由派は、大臣役割の比例進步黨に四にして、自由黨に三なるを以て均衡を得ずといひ、新たに米國より歸れる同派の領袖星亨を擧げて外務大臣たらしむべしと唱へ、進步派は椅子の數こそ多けれ最も重要なる、內務の椅子既に彼れの手に在り。之れに次ぎて重要なる大藏の椅子亦彼れに在り遞信の一を以てするも我黨の得る所の文部・司法乃至農商務に比して、又た遙かに優勢を占むるに非らずや。現在の儘にても既に內閣樞要の地位を占むる上に於て寧ろ我れ以上に在り。而して尙ほ且つ均

衡を云爲するは何事ぞと論じ、內閣に於ける勢力の均衡論は、漸くして事に觸れ、物に當りて、黨の內訌を紛更せしめたり。司法次官山田喜之助にかゝる京橋事件なるものあり、自由派は取て以て官權濫用を呼號したり。其結果は山田の辭職となり、中村彌六の後任となれり。或は大東義徹（司法大臣）と横田國臣（檢事總長）との確執となり、之に乘ずるに自由派の運動となり、或は行政改革の事、或は鐵道國有の事、一として自由派對進步派の反噬を促がすものたらざるはなし。大隈總理はいたく自由派の陋劣を惡み、百方彼等の躍起を抑壓するの方法を講じたるも、自由派毫も融和の厚意を示さず、內訌又入訌底止する所を知らざりき。

文部大臣事件――此際文部大臣尾崎行雄の共和演說事件なるもの起る。自由派以て大に乘ずべしとなし、故らに事件を誇張して、不祥となし、不敬となし、文教の責に在る者、宜しく　闕下に伏して罪を俟たざるべからずと爲し、板垣をして其の事態を宮中に奏聞せしむ。爲めに侍從職幹事岩倉の總理邸差遣となり、遂に尾崎の辭表となる。（十月廿四日）後任問題は忽ち閣議の大衝突となり、自由派は星亨江原素六等を候補者とし板垣等をして一に之れが奏薦に努めしむ。大隈頑然應ぜず曰く『重信不肖と雖も任を奉じて總理たり。國務大臣の奏薦は之を他に委すべからず』と。直ちに參內して伏奏する所あり、內旨亦後任は一に大隈に委するの恩命あり、卽日（十月廿六日）乃ち犬養毅を奏薦し直ちに裁可を得たり。翌二十七日親任式を行ふの前、板垣又た參內して大隈專恣、濫りに內閣の統一を破るを奏し、併せて犬養の不適任を論じ、彼れ若し就任せば、止むなく松田、林兩人と共に桂冠の道に出づべしとの意を天聽に漏らして退く。然れども其彈奏は効なく、親任式は時刻を違へず遂行せられたり。

憲政黨の分裂――此に於て乎、自由派は全く破壞の方略に出でたり。翌二十八日自由派の總務委員は、進步派の總務委員に對し、公然憲政黨解黨の議を提出す。進步派固より應諾を肯むぜず。自由派乃ち別に臨時

協議員召集の通知を發し、翌二十九日神田靑年會館に黨員二百三十を會す。名は協議員會といふも、其意大會の名義を以てせむと欲するに在りき。果然協議員會を變して大會となし、憲政黨解黨の議を決し、而して新たに憲政黨を造るの件を決議し、即時解黨し幷に新組織の屆出を爲し、玆に瞬時にして進步派を除きたる憲政黨の勃興を見るに至りたり。

憲政本黨の組織――進步派は見て以て憤慨措く能はず、自由派が憲政黨本部の名義を濫用して不法解黨の手續を了したるも、不法の決議は無効なりとなし、警視廳に對して抗議的屆出を爲したるも、時の內務大臣及び警視總監は皆な自由派の占むる所なりしかば、悉く其意を達する能はざりしのみならず、內務省は却て『舊憲政黨は旣に解黨したるが故に其存在を認めず。此の如き官廳の允許を經ざる團體は、社會の秩序を紊るものとなし』、以て其存立を禁止せむとしつゝあり。進步派は之を知りて、十一月一日大會を開き、突嗟の間に討議會方針に關する決議案を決議せり。臨監の警吏其の開會と共に解散の命令を傳へむとしたるも、喧囂の爲めに果さず決議を了へたる後ち漸く之を達するを得たり。翌二日內務省は終に舊憲政黨の存在を禁止するの命令を下したるを以て進步派亦已むを得ず、憲政黨の名稱を捨てゝ新たに憲政本黨を組織し、以て宣言綱領を發表せり。是れ十一月三日なり。

宣言書

吾人の先に公心を開き、衆議を採り、以て憲政黨を組識するや、天下靡然として之に嚮應し、以て憲政の美を擧んことを期せり。然るに黨中一部野心の徒、私情に驅られ、擅に我黨の名を借し、俄然大會の豫期を一變し、忽ち解黨を決議し、忽ち一黨を組織し、以て憲政黨と僭稱したり。夫れ解黨は一黨の重事なり、一部少數者固より之を決する權能なし。則ち其稱して議決といふ者の無効なること辯を俟たず。而して我黨の巍然存立すること天下誰れか之を疑はむ。然るに當局大臣、彼の僭私黨與を公認して、却て我黨

大會を解散し、我黨の存立を禁止したり。集會の自由を蹂躙し、人權の尊貴を無視す。嗚呼公議懸かれず、條理煙滅す豈憤慨に堪ふべけんや。一時の否塞は光明を掩ふに足らず、然も當局大臣既に此暴擧を爲す。我れも亦之に應ずる機宜の舉なかるべからず。是に於て乎我黨友は前緒を繼承して、此に一黨を樹立し憲政本黨と稱し、以て彼の僭稱者に異なることを天下に知らしむ。嗚呼憲政黨起りてより茲に數月同志の士其心金石渝はることなし。舉國の黨友、此局面一變の機に際し、益々奮て憲政の擁護に努力せよ、其志を同くして未だ來り會せざるものは、速に加盟して以て憲政の大義を發揚せよ。

憲政黨內閣の瓦解――憲政黨既に分裂す。憲政黨を基礎として成立したる憲政黨內閣の獨り安泰なる能はざるは當然なり。分裂と同時に板垣を初め松田、林等自由派の出身者先づ辭表を捧呈したり。辭職の其理由は、主として大隈總理を彈奏するに在り。皇上宸襟を惱まし給ふこと一方ならず、大隈を召して、板垣等を慰撫せよとの御沙汰あり。大隈は板垣と當面の敵たる所以を陳奏しければ、皇上更らに轉じて西郷桂二人に命じ、板垣等の辭意を飜さしめ給ふ、板垣容易に聽かず。而して一方に於ては大隈を初め大石、犬養等の進步派大に亦到底自由派と共に立つ能はざるを奏陳し、終に亦皆な辭表を捧呈したりき。黨外の二大臣西郷桂亦之に續く。此に於て乎、憲政黨內閣は全く瓦解に歸したり。

山縣內閣の組織――後繼內閣の組織に就き、伊藤は大隈の留任を不當としたりしが、一方に於ては山縣、松方、黒田、大山等の諸元老の間に於て、山縣を起たしむるの談熟し、大命乃ち山縣に下り、山縣は伊藤の清國漫遊より僅かに長崎に歸着して未だ京地に歸らざるに先だち、悉く組織の準備を終はり、十一月八日を以て左の如く新內閣の成立を見るに至りたり。

任內閣總理大臣　陸軍大將侯爵　山縣有朋

任內務大臣　海軍大臣侯爵　西郷從道

任大藏大臣	伯爵	松方正義
任文部大臣	海軍大將伯爵	樺山資紀
任遞信大臣	子爵	芳川顯正
任外務大臣	特命全權公使子爵	青木周藏
任司法大臣		清浦奎吾
任農商務大臣		曾禰荒助
任海軍大臣	海軍中將	山本權兵衛
留任　任陸軍大臣	子爵	桂太郎

政府と自由黨の提携――山縣內閣組織せらるゝや、自由派と數回の交渉を重ねたる後、左の提携の條件を締約したり。

一、現內閣は超然主義を執るものにあらずとの宣言書を發する事。
一、憲政黨の綱領を採用する事。
一、憲政黨と、利害休戚を同うする事。

第一は公然憲政黨と提携する事を公表する事、第二は鐵道國有、選擧權擴張等憲政黨の宿論は政府案として之を提出する事、第三は何時までも提携を持續すべく黨勢の擴張などをも助くべしとの意味を有するものにして、初め自由黨（憲政黨）は、黨員の入閣を要求して容れられず、次で閣員止むを得ざる事情ある者を除く外、悉く憲政黨に入黨すべしとの要求を爲したるも、又た山縣等に容るゝ所とならず、遂に如上の條件にて提携を約するに至れり。

提携宣言――山縣內閣は如上の條件に基き、十一月三十日、憲政黨員を總理官邸に招邸して茶話會を開

き、其席上に於て提携宣言的の演說を爲したり。尋で山縣總理は、更らに國民協會員を招き、又た實業派の議員を招き、又た貴族院議員一同を招き、頗る宴會政略に努めたり。

提携と本黨――憲政本黨は憲政黨に政府と提携したるを憲政の大義を背反する者となし、飽くまでも反對の態度に出づるの方針を取ることを定む。

兩院の開會

二　兩院の開會

明治三十一年十一月七日を以て東京に召集せらる。解散後の議會たると共に、又た通常會を兼ねたり。故に特に會期を定めず。召集當日、貴族院は部屬を定め部長理事の選擧を了はる、衆議院は正副議長選擧を行ひ、議長候補者には片岡健吉、河野廣中、鳩山和夫當選し、副議長候補者には元田肇、阿部興人、鈴木重遠當選し、例により筆頭候補、片岡健吉議長に、元田肇副議長に勅任せられたり。召集より開院に至るの間に於て山縣內閣の成立、攝河泉の陸軍大演習あり、而して政府と憲政黨との提携等あり、漸く十二月三日に至りて開院の式を見る。

財政計畫

三　財政計畫

豫算案――政府が第十三議會に提出したる豫算案は、多く前大隈內閣の立案を踏襲し、之れに僅少の訂正を加へたるものなり。今三十二年度總豫算、及び歲入不足の塡補に密接の關係ある第一、第二號追加豫算の計數を擧ぐれば左の如し。

△總豫算總計數

歲入合計……一八八、七三八、四三七圓

經常……一四三、三〇九、二〇三

臨時……四五、四二九、二三四

歳出合計……二一七、九五〇、七四〇
經常……一三八、八七五、二六八
臨時……七八、〇七五、四七三
差引歳入不足額……二九、二一二、三〇四

△第一號追加豫算案

歳出合計……六、〇五二、九二九
經常……一七〇、八二九
臨時……五、八八二、一〇〇

(歳入なし)

△追第二號豫算案

歳入合計……三八、六〇七、六九七
經常……三四、八八九、七四五
臨時……三、七一七、九五二

歳出合計……二、三四一、一二一
經常……一、六六一、二六七
臨時……六七九、八五四

右第二號追加豫算歳入豫算は、政府が新たに計畫せる增税の收入にして、右三種を通算すれば、三十二年度の歳出は、二億二千六百三十四萬四千七百圓餘にして、歳入は一億八千八百七十三萬八千四百餘圓、差引歳入の不足實に三千七百六十萬六千三百圓餘となる。

補充の方法――如上の計數に現はるゝ歲入不足補充の方法として、政府は增稅の計畫を立てたり。之れに對する松方大藏大臣演說に曰く、

增稅に關しては、前內閣に於ても彼是調査する所ありしが、未だ決定を見るに至らざりしものあり、因て政府は更に審査を遂け必要の諸法律案を提出したり。

抑々今日の急務は、財政の基礎を鞏固ならしむるより先なるはなし、而して之を爲すには、確實なる財源を選擇せざる可からず。是れ政府が地租及酒稅を主として之に加ふるに所得稅登錄等の改正を以てし、三十二年度に於て三千三百八十八萬四百圓餘の歲入增加計畫を立てたる所以なり。但地租酒稅は、納期の都合により、三十二年度に於て課稅の全額を得る能はず。爲めに三百七十萬圓餘の償金を繰替使用せざるべからずと雖も、三十三年度に於ては、歲入增稅の全額四千四百九十八萬三千圓餘に達するの見込なり、果して如斯くなれば、獨り歲出入の均衡を得るに止らず、實に政府の財政をして健全鞏固の基礎に立たしむるを得るや必せり。是れ本大臣の切に諸君の諒察を請はざる可らざるの要點なり。

計畫の齟齬――然るに政府の計畫は其大眼目とする地租增徵の原案に多大の修正を加へられたる結果として、多くの齟齬を生ずるに至れり。爲めに更らに之れが爲めに生ずる欠陷を補ふの道として、地租、酒稅、登錄稅、噸稅、印紙稅、葉煙草專賣收入の各增徵幷に日本銀行課稅等の當初の計畫に屬する者の外、煙草免許稅、輸入稅輸出稅廢止の延期、郵便、電信、電話各料金の引上け、鐵道賃金の引上け醬油稅の增徵等を企つるに至りたり。

四　豫算案經過

委員會の査定――衆議院の委員會は、本豫算に於て歲入は原案を全部是認し、歲出の部に於て、九十六萬八千九百十四圓を削減し、又た追加豫算第一號に於て十九萬八千五百八十九圓（歲出、砲臺建築費）を削減

し、合計百十六萬七千五百四十圓の削減を爲したり。

歳出節減の交渉――是より先き、地租增徵案の既に衆議院を通過するあり、即ち通過すと雖も、多大の修正を加へられたるが故に、增租によりて塡補すべき金額約半額を減じ、これが不足の補充に何を以てすべき乎の問題を生じ、爲めに田口、島田（田口卯吉、島田三郎等は、財政の現狀到底增租に據るの外なきを認むる者、此點に於て憲政本黨と相容れず、新たに脫黨したり）等一派より、增稅案を議する前、先づ豫算案を議了し、歳入不足確定額を得たる後ち其塡補案に及ぶを順序とするの動議を出し、此動議は容れられざりしも、結局政府をして歳出の節約を豫約せしめ、地租案を通過したる次第なりしかば、豫算會議に入るの前、政府と增租贊成派議員との間に數回の交渉あり、終に委員會査定の外に、更らに四十八萬餘圓を削減せしむる事として、交渉會を終はりたり。

全院委員會――斯くて委員長栗原亮一豫算委員會の經過及結果を議場に報告するや、星亨の動議に依りて、全院委員會を開き秘密會として軍備幷に外交上の豫算と關聯事項に就き、政府に質疑する所ありたり。

決定額――翌廿四日（十二月）本會議に入りたるが、憲政本黨所屬の石原半右衛門等の軍備緊縮論、其他多少の議論なきに非らざりしも、既に地租案を通過したる今日、大勢回らすべからずと見て、反對黨多く口を噤みたるが爲め、差したる大波瀾もなく、右委員會の査定と、田口卯吉等より提出したる修正案（交渉の結果四十八萬餘圓を削減するに至りたるもの）兩者を是認し、其他は悉く原案を可決したり。決定額は歳入總計一億八千八百七十三萬八千四百三十七圓、歳出總計二億一千六百五十九萬三千九百三十四圓と計上せられたり。

追加豫算――追加豫算として政府の提出せるもの、三十二年度に於て約十四件あり。三十一年度に於て約九件あり。第一號（砲臺建造費）は前項記する所の結果を被り、第二號は即ち增稅其他に關するものにし

て、增稅の修正と共に其計數に多大の影響を來せるが故に、政府は一應之を撤回し更らに第八號として提出したり。玆には只衆議院の審査決定したる三十二年追加豫算各案の確定額を示すに止む。

追加第一號（砲臺建築費）……歳入（なし）歳出五百八十五萬四千三百四十圓歳入不足五百八十五萬四千三百四十圓追加第三號（製鐵所費）……歳入（なし）歳出十五萬圓、歳入不足十五萬圓

追加第四號（臺灣事業公債）……歳入三百二十九萬七千八百四十圓、歳出同上

追加第五號（鐵道）……歳入九百二十一萬二千九百圓……歳出九百二十一萬二千八百七十四圓……歳入過剩二十六圓

追加第六號（臺灣銀行補助）……歳入二百二十五萬圓、歳出同上

追加第七號（森林經營費）……歳入八十一萬三千九百五十八圓、歳出同上

追加第八號（增稅其他）……歳入四千百八十二萬六千二十九圓、歳出七百十一萬三千八百四十九圓、歳入過剩三千四百七十一萬二千百八十圓

追加第九號（鐵道國有調査）……歳入三千六百八十二圓、歳出同上

追加第十號（機密費、林野下戻等）……歳入二十三萬三千四百七十六圓、歳出同上

追加第十一號（船舶海員費等）……歳入四萬九千五百十五圓、歳出同上

追加第十二號（第六高等學校費）……歳入二萬二百二十五圓、歳出同上

追加第十三號（東京灣海上保護）……歳入三十萬圓、歳出同上

追加第十四號（京都郵便局建設費等）……歳入二十萬七千十一圓、歳出同上

貴族院の經過――貴族院に於ては、塡補案の悉く確定するを俟ち然る後豫算案に入るの議を唱ふる者ありしも爾らず。委員會審査の後ち、悉く衆議院の決定を是認し、委員長谷干城二月十日の議場に於て、之れが

經過及結果を報告せり。會議當日松方大藏大臣の說明不親切なりとて、議場に小波瀾を生じ、又た軍備節減說、學政擴張說なども出でたるが、二日の討論を經て、全部衆議院の送付案を可決確定したり。

五　歳入塡補案

塡補種目――政府は前掲の如く歳入不足の塡補として、左の增收諸種目を擧げ、之れに對する各種の法律案を提出したり。

	三十二年度	三十三年度
地租	一四、五八三、五〇四	一七、六四四、一一三
酒造税	一五、一一四、四六六	二二、五五六、四〇九
所得税	一、四九四、五一六	一、四九四、五一六
噸税	三一七、三一五	四七五、九七三
印紙及押收入	一、六〇三、八八二	一、六〇三、八八二
葉煙草專賣收入	五三八、九一二	一、〇八二、一三三
日本銀行納付金	一、二三七、一五〇	一、二三七、一五〇
償金繰入	三、七一七、九五二	―
計	三八、六〇七、六九七	四六、〇九四、一七五

右增收の計畫に伴ひ、地價の修正、酒造税中の改正に準じて減税となるべきもの、三十二年度に於て百萬一千三百四十二圓、三十三年度に於て百十一萬九百八十八圓あり。差引實際の增收は三十二年度に於て三千七百六十萬六千三百五十五圓、三十三年度以降四千四百九十八萬三千百八十七圓を得るの計畫なり。（尤も此計算中には償金の繰入三百七十一萬七千九百五十三圓を含み居る故、三十三年度以降に於ける增收實額の正

確なる計數を得むと欲せば、差引總増收額のうちより此項を控除せざるべからざるなり。

以下各案の經過を略叙すべし。

地租増徴案――案の內容は現行定率地價百分の二箇半を改めて百分の四箇となし、三十二年度に於て、一千四百五十八萬三千五百四圓を増收し、次年度以降一千七百六十四萬四千十三圓を増收せむとするの計畫なり。而して政府は幷せて田畑地價の修正案を提出したり。便宜上幷せて茲に其內容を摘記すれば、修正額は全國を通じて、九千二百二十萬四千八百三十圓餘にして、此修正の結果、地租の減少すべき各府縣平均割合は、一割三分八厘にして、而して之れが爲め國庫が地租の歳入を減ずること、三百七十三萬八千九百二十二圓餘とす。

○非増租派の蹶起――本案提出の事あるや、憲政本黨を初め、多年非増租を標榜せる各團體は、一齊に反對の聲を擧げ、谷干城、富田鐵之助等を幹事長に推して、全國増租反對同盟會を起し盛むに各地に移檄し演說して、民論の喚起に熱中したりき。政府亦た極力之れが抑壓に努め、其懇親會を解散し演說を禁止し、地方官警察官に內訓を與へ、出來得る限りの行政權を執行したり。政府非増租同盟懇親會を解散したる當日の議場に於て、工藤行幹、門馬尙經等の質問あり、門馬の發言に對して、當日の議長元田肇と門馬との間に激論を起し、議論沸騰終に門馬の懲戒となりて止む。

○増租贊成同盟　政府は一方に於て非増租派の言論集會を抑壓すると共に、一方に於ては又た部下の政敵を指嗾して、増租贊成期成同盟會を起さしめ、大に反對派の向ふを張らしめ、又た盛むに黄白を散布して、軟骨議員の買收に努めしめたり。

○憲政黨の態度　初め政府は憲政黨の如きは増租案に反對することなかるべしと思ひたり。然かれども選擧區との關係上、容易く之れに讚歎する能はず。提携の條件中、初めより故らに此問題を交涉外に置き、

政府の愈よ本案を提出せむとするに際し、交々其不可を鳴らし、黨議を以て反對を決議し、更らに委員を擧けて、政府に忠言するに、地租增徵を中止し、之れが代償として新たに公債を募集し、償金の繰入額を倍加し、而して更らに葉煙草專賣の收入を增加し、約十三倍となすべしとの意見を致さしめたり。然れども政府の同意する所とならず、黨內に於て幾多の面倒なる內紛を生じたる末、百分の四を減じて百分の三分三厘となし、市街宅地を增加し、之れに加ふるに五ヶ年の制限を以てすることに修正するの黨議を決す。

かかる有樣にて、衆議院に於ける該案特別委員會中に憲政黨員は其取捨に迷ひ、爲めに空しく時日を遷延したるが、右憲政黨の態度愈よ決定するに至りて、審查も進行し、即ち其決議の如く『市街宅地は百分の五箇とし、其他は百分の三箇三とし、之れに加ふるに其增徵期限を三十二年度分より明治三十六年度分までとすと修正決定し、又た地價修正案に就ては、何等の異論なく、悉く原案を認むると共に、政府が遺漏したる長崎縣壹岐國上縣下縣兩郡（此修正額合計三十二萬九千百六十二圓餘）を追加挿入する事としたり。十二月二十日委員長大岡育造の報告あり、武富時敏は非增租派を、田口卯吉は增租派を代表し、堂々たる論議を爲せり。かくて討論を了はり採決に入りしが、自由派は無記名投票を以てせむといひ、進步派は記名投票となすべしと主張し、先づ之れが採決を爲す（無記名にて）。其結果は百三十八に對する百五十七の多數を以て破れたり。即ち無記名投票を以て先づ地價修正案を委員會審查通り可決し、次で地租增徵案の採決に入らむとす。非增租派議員殆むど退場したるが、定員を欠くに至らず、結局十五名に對する百五十五名を以て本案を可決確定したり。

貴族院と增租案―貴族院は衆議院の送付を受けたる後ち、地價修正案と併せて委員に付託したり。否決、贊成兩派の議論、又た頗る多かりしも、結局委員長黑田長成、本議場に報告して『今回の增租案は、畢竟一

時を彌縫するの策なり。故に本案は否決せざるべからず。然れども委員會は目下財政の急に應ぜむが爲に、枉けて之に賛成するに決したり」といひ、本議亦た此矛盾の理由を認めて衆議院修正通り可決したり。

酒造税―政府提出の改正案は、率一石に付き現行の第一種（清酒、白酒、味淋）七圓を十二圓に（從來第二種とせし濁酒をも之れに移す）引上げ、第二種（燒酎、酒精）八圓なりしものを十三圓とし、混成酒（六圓）を同じく十三圓とし、同時に自家用酒釀造を禁止し、酒精營業税法を廢し、沖繩縣出港税率を改め、又關税定率表を改め、酒精、酒類の海關税を引上げ、其結果として酒税の增收三十二年度に於て一千五百餘萬圓、三十三年度以降に於て二千二百餘萬圓を得むとするもの當業者の反對運動激烈なりしも、兩院に何等の異議を見るなく、無事可決したり。

所得税―從來の所得課税範圍を擴大し、其等級を繁くし、法人の所得、公債社債の利子等にも課税する事とし、等級の累進に從ひ、其税率を定めたるものにして、之によりて約百五十萬圓を增收するの見込なり。兩院は大體原案を可決したり。

噸税―外國貿易の爲め外國に往來する船舶、開港に入港したる時は、其入港每に登簿噸數一噸に付十錢を課するの案にして、全く新税に屬す。（但し從來の入出港手數料を廢す）、之れによりて三十二年度に於て三十餘萬圓、三十三年度以降に於て四十餘萬圓を得むとするに在り、兩院に於て異論頗る多く、結局協議會を開き、『一噸五錢、數港を經るものは最初の港に於て十五錢を徵するのみ』とし、兩院は此の成案を是認せり。

登錄税―是れ亦兩院協議會となり、修正可決となる。登錄を要する事項を綿密にし、其税率を增加したるものなり。

印紙税―手形帳簿證書等に貼用する印紙税率を增加したるものにて、異論亦多く、兩院協議會の成案を可決す。

日本銀行課税—日本銀行毎年度純益總額より拂込株金額に對する一箇年百分の六に當る金額、並に日本銀行條例第十條に依る積立金の最少額を引去りたる殘額に、三分一税を課せむとするものなり。衆議院は此利益税を改めて發行税となし、兌換劵毎一箇月の平均發行高に對し、一箇年千分の十五となし、貴族院は之を十と修正し、兩院協議會に於て、更らに十二半の成案を得て之を是認せり。

葉煙草專賣收入—地租增徵の修正の結果、更らに多大の不足を告ぐるに至りたるより、政府は當初提出したる本案を一應撤回し、更らに税率を高めて提出せり。此案は異議なく兩院を通過し、其增收入は百七十萬九千二百八十九圓と計上せられたり。別に又た葉煙草專賣を業とする者に對する營業所免許料を徵することゝなり、同時に外國葉煙草の輸入税率を高上するの案を出し兩院は何れも異議なく之を通過したり。

醤油税—是も亦地租案修正の結果、當初の計畫以外新たに追加提出したるものに係る。現行一石一圓の税率を引上げ、二圓となすものなり。民間共不法苛酷を唱ふるの聲頗る高し。兩院亦異論多かりしも、結局原案（豫定增收額に多少の修正を加へたるのみにて）を通過したり。而して政府の計畫は實施の結果として、約百五十萬圓を增收し得るの計算なりき。

輸出税廢止の延期—政府は亦た地租修正の補足として、三十二年三月末日限り、輸出税を全廢するの計畫なりしを改め、同年七月十四日改正條約實施の日まで延期する事としたり。（別に法律案を提出したるに非らず）

郵便、電信、電話—郵便税、電信料、電話料の增率亦た增租修正後の提案たり。郵便税は

封書……四匁迄三錢（現行二匁迄二錢）、葉書……二錢（現行一錢）、往復葉書……三錢（現行二錢）、定期刊行物……三十匁迄一錢五厘（現行十六匁迄五厘）、新聞紙……二十匁迄五厘（現行十六匁迄五厘）

右の改正に依り、合計百九十八萬六千圓を增收するの見込なりき。衆議院は世の非難最も高き定期刊行物

の一項を現行のものに引直し、其他は凡て原案を可決したり。貴族院に於ても、異議大に沸騰せしも、結局多數を以て衆議院修正案を可決したり。電信料は現行一音信十字以內十五錢なりしを、十五字以內二十錢、十字を增す每に十錢なりしを五字を增す每に五錢、發信人宿所姓名は無料なりしを、音信文中計算、市內電報は十字五錢なりしを、十五字十錢と改め、之によりて一箇年三十七八萬圓を增收せむとするものなり、電話料は一通話十錢を改めて十五錢となせるものにして、何れも兩院の協贊を待たず、勅令を以て改正を施したり。

鐵道賃金―從來の旅客運賃一哩一錢を改め、最高賃錢を一哩一錢五厘まで、最低を凡そ一錢と定め、其間に於て距離の遠近に從ひ、賃金の遞加遞減を行ふものにして、之れにより約百八十萬を增收し得るの計畫なり。是れ亦議會の協贊を待たずして政府之を實施したり。

別に家屋稅法案を出したるも、通過の見込なかりしを以て、政府は自ら之を撤回したり。

償金繰替運用―政府は又た當初の計畫に基き、償金特別會計法中改正案を出し、又た別に償金を公債費途へ繰替運用に關する法律案を出し、一は歲計上の都合により、國庫其他の會計部へ、他は公債費途へ、一時繰替支辨し得るものとし、兩院の協贊を經たり。

選舉法改正案

六　選舉法改正案（附＝歲費增加案）

政府の提案―政府は衆議員議員選舉法改正案を本期議會に提出したり。蓋し憲政黨との提携の約に從へるなり。要領は

一、大選舉區制を取る事
一、市及島嶼を獨立選舉區とする事
一、議員總數を四百四十五人とする事

一、投票は單記無記名の制を取る事

一、被選人は滿三十歳以上の男子とし納稅の制限を付せざる事

一、選擧人は滿二十五歳以上の男子とし滿一年以來五圓以上の地稅若くは滿二年以來三圓以上の所得稅又は營業稅を引續き納むる者

一、學校生徒に選擧被選擧權を與へず、政府の保護を受くる組合法人の役員、又は政府の受負を爲す者、其組合法人の役員に被選權を與へず、小學教員、神官、僧侶、の罷役後六箇月を經ざるもの亦同樣たるべき事

等にして人口の割合は、郡部は十二萬毎に一人、市は小なるも一人を出し八萬を加ふる毎に一人を增すの標準を取る。其計算による時は、市部九十八人、郡部三百四十人、島嶼四人北海道三人（札幌區、函館區、及び小樽支廳直轄町村の三區に各々一人）合計四百四十五人を出すの勘算なり。

衆議員の決定―衆議院に於ては、議論頗る多く、殊に投票方法に就て數說を生じ、容易に纏らざりしが、漸くにして三分の二制限聯記の案を立てゝ、本議之を容れ、人口割に就ては、郡市共に人口十萬に就き議員一人を出す（市部の獨立して小なるものも一人を出し得る事原案の如し）ことに決し、此修正の結果、議員の總數を郡部三百九十七人、市部七十三人合計四百七十人としたり。又た選擧人の納稅資格中地租以外の直接國稅三圓以上としたるを五圓以上と修正せり。

貴族院の決定―貴族院衆議院の修正を不可とし、郡部出議員の割合に關し、別個の修正を施したるも、結局原案に復活し、投票方法、其他の點に就ても、概ね政府案を復活し、之を衆議院に回付せり。

兩院協議會―茲に於て乎衆議院は貴族院案を否決し、兩院協議會を求め、再三協議を重ねたるが、兩者固く相執て協議全く不調に終る（此間衆議院委員の違法決議などあり、爲めに兩院の間に激しき衝突を來し、

貴族院に於ては、公然滿場一致を以て衆議院の不當行爲を決議するに至りたり)、而して本案は兩院紛更の間に自然消滅に歸したり。

歲費增加案―政府は帝國議會議員の歲費增加案を提出し、從來議長の歲費四千圓を五千圓に、副議長の歲費二千圓を三千圓に、議員の歲費八百圓を二千圓に增加せむとす。是れ政府が憲政黨の獵官防止に對する代償となしたるものと稱せらる。一方に於て重稅、苛稅の徵斂頻りなるに、一方に於て議員歲費の增加を受けて自から喜ぶ如きは、不當陋劣も甚だしきものなり、現給尚ほ全廢すべし、何ぞ更らに加重するの要あらんとの異論、島田三郎、田中正造等を陣頭にして唱道せられたれども、無記名投票の結果は、百二十五名に對する百三十四名の多數を以て原案を可決確定したり。貴族院に於ては委員會二に對する五の多數を以て之を否決したるも、本議に入るに及むで、九十に對する九十六の多數を以て本案を可決確定したり。通過後衆議院議員田中正造進んで歲費を辭退せり。

七　鐵道國有の建議（附＝監獄費國庫支辨）

鐵道國有の建議と、監獄費國庫の支辨案と性質上何等の關係あるに非らず。而れども此兩者は共に憲政黨が豫じめ政府と默契したる所にして、何れも提携條件中に數へられ、憲政黨は之によりて一は別に政商等と通じて私利を營み、又た監獄費の國庫支辨によりて增稅に修正贊成したるより生ずる選擧民の不信用を挽回せむとするの意あり。

鐵道國有の建議

鐵道國有の建議―憲政黨所屬代議士は國民協會の多數をも加へ、星亨以下四名の名を以て、（贊成者百十一名の名を署す）要『鐵道は國家最要の交通機關にして、其經營管理を統一するが爲めには之を國有に歸するを要す。依りて全國幹線の私設に係るものは、時機を圖りて之を買收し、其實を擧ぐるの道を講ぜざるべからず。故に本院は政府が適當の法案を定め、議會に提出せむことを望む』といふの建議案を出せり。進步派

議員は反對したるも、結局此案は百二十七名に對する百四十五名の多數を以て可決せられたり。而して憲政黨は政府をして、當議會に私設鐵道買收法案を提出しむるに努めたるも、其内閉會となりて止みぬ。

監獄費國庫支辨―政府は初め提携の約に從ひ、進むで此案を提出するの豫定なりしも、地租案多大の修正被り、計畫齟齬を來したるが爲め、之れを出すを諾んぜず、止むなく憲政黨は國民協會と交渉したる後、自から之を提出し、其施行期限を三十二年十月一日と定めたり。政府は之に對する財源なきを理由とし、全然反對の意を表す。玆に於て乎、政府と憲政黨の衝突を來し、政府若し之れに同意せずんば議了未濟の追加豫算を審査せずと脅迫し、引續き皮肉の質問を試み、兎も角もして衆議院を通過したるも、貴族院は之れが可否を決定するに至らずして會期を終了したり。

八 各種の法律案

本期議會に提出されたる法律案は政府提出のもの百十四件、貴族院提出のもの四件、衆議院提出のもの五十四件にして、前項に現はれたるものゝ外、特に重要なるもの數件を錄す。

三基金法案――即はち償金殘額の處分法を定むるものにして、一を軍艦水雷艇補充基金特別會計法案とし、他を教育基金特別會計法案とし、今一つを災害準備基金特別會計法案とす。此の殘金處分總額は、五千萬圓にして、其振當額は左の如し。

軍艦水雷艇補充基金…………………………………三千萬圓
教育基金……………………………………………一千萬圓
災害準備基金………………………………………一千萬圓

兩院は異議なく右三案に協賛を與へたり。

商法修正案―法典調査會の調査全く結了して、殆むど從來屢々提出されたるものに比し、完璧たるに近

し。爲めに今回は兩院とも何等の異議を聞かず、修正案幷に同施行細則に協贊を與へたり。諸法典茲に全く全部を完成せり。

國籍法案―今期議會に於ては、衆議院之れを修正して日本人の入夫となりたる外國人に、日本の國籍を與へず、又た歸化人等に、特命全權公使たるの權利を與へずと爲し、以て之れを貴族院に回付し（貴族院先づ本案を審査して原案に決定を與ふ）貴族院は衆議院の修正に同意せず、兩院協議會を開きたる末、入夫となりたる場合の修正を削り、特命全權公使たるを得ざるの修を是認して、之を可決確定せり。

臺灣に施行すべき法令に關する法律―所謂臺灣律令問題（明治二十九年法律第六十三號）にして第九議會に於て異議の紛起を見たる後ち、三箇年の期限を限り、協贊を與へたるものなり。今や其期限滿了に近づきたるを以て、政府は更に向ふ三箇年（明治三十五年三月三十一日まで）の効力繼續案を提出したるなり。兩院異論大に起りたるも、遂に原案を可決したり。

府縣制及郡制改正案―政府の提出する所、自由黨多年の希望を容る。改正事項頗る多く、就中從來復選の制を改めて直接選擧の制度を取れる、地主制を廢し、凡て一定の直接國稅を以て選擧の要件とするなど、最も其著大なるものなり。衆議院は投票の方法に付き、原案の單記無記名を聯記記名と修正したるも、貴族院に至りて原案に復活し、結局兩院共原案を可決したり。

動產銀行法案―憲政黨所屬の議員より日本興業銀行法案を出したるが、其法案中外國に於て發行する債券に對し、政府をして保證の地位に立たしめむとする點、政府の同意する所とならず、政府は別に動產銀行法案を出して、興業銀行法案に代ふるの策に出でたり。衆議院の委員會は兩案を一括して動產銀行法案となし、兩案の規定を剪採混同して修正案を作り。本議に付して之を可決す。然るに貴族院は之を原案に復活し、兩院協議會に入らむとして閉會となり消滅に歸せり。

臺灣の會計豫算—臺灣總督府別會計豫算は追加豫算を以て提出せられたり。其歳出入總額は左の如し。

歳入合計…………九、〇六七、二四四
經常…………九、〇五〇、七〇九
臨時…………一六、五三四
歳出合計…………一二、〇六七、二四四
經常…………九、五三二、六〇六
臨時…………二、五三四、六三七
差引歳入不足…………三百萬圓

右不足は國庫の補充を要するもの。兩院は何等の異議もなく協贊を與へたり。別に政府は三十二年以降五十一年度に至る二十年間の財政（臺灣に關する）計畫を立て、議會に參考に供したり。

會計檢査院事件—會計檢査院長渡邊昇の不法行爲に關する問題は、前議會に於て上奏案となり提出せられたるも、解散の爲め未決の儘葬られたるが、本期議會に於て再び提出せられたり。然るに右上奏案未だ議題に上らざる中、院長辭表を捧げて引責したるを以て、提出者（安部井磐根等）は該案を撤回し、別に議員安川繁成等より右不法行爲に關する質問を試み、政府の答辯を逼りたるが、政府は前年と同一の理由を以て之れが答辯を拒絶したり。

質問—右檢査院事件に關する者の外、衆議院に提出せられたる質問書三十九件、貴族院に於て二件あり。

決算—政府は當期議會に明治二十九年度總決算、同特別會計決算及び檢査報告を提出し、衆議院は之れに全部是認を與ふると共に決算に關して左の決議案を可決したり。

本院に於て解散其他の事故に依り、歳入歳出決算の審査を終了する能はざる時は、其年度の如何に拘らず其未了に係る決算を審査すべきものとす。

貴族院は二十九年度分に對し、一二の決議を爲し、更らに前期議會に接手したる二十八年度決算及臨時軍事費決算を審査して是を承認したり。

資格審査―茨城縣多額納税者松村修平より同縣選出多額納税議員荒野由次郎に對する當選無効の爭訟一件にして、右松村は曩きに（前議會の審査に於て）荒野由次郎原告の爭訟に敗を取り當選無効の判決を下されたる者なるが、右松村、荒野兩名の得票中、無資格者の投票一票あり、松村の當選之れが爲めに無効となりたる次第なるも、同樣の事實は荒野にもあり、荒野亦同じく無効たるべしといふに在り。委員は審査の結果、一人の無資格を登錄せる互選名簿に依りて行はれたる選擧は之を無効と決し、荒野亦た其位列を停止せらる。

會期延長―三十二年三月一日、同月三日より九日に至る七日間會期の延長を命ぜらる。

閉會―三月十日延長期全く盡きて閉院式を擧げらる。

第五十二節　第十四議會（明治三十二年十一月二十二日開會　同三十三年二月二十三日閉會）

第十四議會

開會前の政局

一　開會前の政局

文官任用令―第十三議會を終りて幾ばくもなく山縣内閣は文官任用令を發布したり。從來の規定に依れば、奏判任の文官に對しては、試驗制を設けて其の採用を制限したるも、勅任文官に對しては何等の制限なかりしを以て、無學不能の徒と雖も、往々攀緣して青雲に登るを得たりき。獵官運動此に於てか起らざるを

得ず。政府亦動もすれば官職を好餌として議員を操縦したるの迹なきに非ず。而して其の結果頗る行政機關を紊亂するに至る。山縣內閣此に觀る所あり、新たに任用令を制定して、親任式を以て選叙する官、又は別に任用の規定を設くるものを除くの外は、勅任文官又は高等官三等以上の官職に在り、若くは在りたるものゝ中より之れを任用することゝしたり。是れと同時に又た文官分限令及び文官懲戒令を發布して行政文官に準據すべき保障を與へたり。分限令は規定して曰く『不具廢疾、又は身體精神の衰弱に依り、職務を執るに堪へざる時、傷痍疾病又は自己の便宜に依り免職を願出でたる時、官制又は定員の改正に依り過員を生じたる時、及刑法の宣告、懲戒の處分を受けたる時の外、官吏は本令に依るに非ずむば、其の官を免ぜらるゝことなし』と。是れ文官の位地を擔保し、內閣の更迭に依りて容易に之れを動かすことなからしめむとするの意なり。

憲政黨の躍起―憲政黨の多數は文官任免に關する政府の處置を以て自黨に對する宣戰布告となし、判然政府と提携を絕つべしと論じ、就中獵官を目的とせる黨員は、總理及び總務委員等に迫まりて政府に交涉せしめたり。板垣總理、松田、星、片岡等の總務委員等乃ち山縣總理大臣を訪ひ、政府が此等の重要法令を發布するに際し、毫も憲政黨に謀る所なかりしは、與黨に對し甚だ不信なりと談じ、同時に諸種の要求を爲し、任用令中幾多の除外例を設けむことを迫る。山縣容易に應諾の色を示さず黨內爲めに益々紛議を生じ交涉數回の後、山縣は其の起草者たる內務次官松平正直外數名を罷免し、以て僅に憲政黨の激昂を鎭撫するを得たり。

新條約實施―政府は勅令第二百五十號を以て新條約實施の期を明治三十二年七月十七日と定めたり。期日漸く近づくに及び、天皇陛下は特に新條約實施に關する詔勅を下だし給ひたり。政府も亦諸官廳に訓示を發することと數次。斯くて全然內地を開放すると共に、從來の居留地を撤回して其の所在地の市區に編入し、稅

權諸權を并せて皆之れを回復し、以て始めて歐米諸國と對等の位地を占むるを得たり。

帝國黨の成立―七月四日國民協會解黨し、翌日新たに帝國黨を組織す。是れ山縣内閣の憲政黨の專横を牽制するが爲に純系の政府黨を作るの希望を實にしたりと傳へらる。舊國民協會員二十名内外の議員は悉く之れに移籍し、而して舊官吏及び實業家の徒若干を網羅したるも、其の勢力甚だ振はざりき。結黨の當日政綱及び宣言を發表し、又左の決議を爲せり。

一、現内閣は我黨と主義を同うするものと認む

一、我黨は政見又は行動を同うする黨派と提契す

而して此の新黨に屬する議員は僅に二十一名あるのみ。

橫濱埋立事件―憲政黨は此間に於て橫濱埋立事件の醜聞を傳へ、黨内紛擾を極む。此れより先、小山田某なるもの橫濱本牧の海岸埋立を企てゝ巨利を博せむとし、之れが埋立の特權を得むとして奔走甚だ努む。憲政黨の袖領星亨某の意を容れて、一方は政府より其の特許を得せしむるを保證すると共に、一方は之れが報酬として某をして增租案通過の買收運動を爲さしめたり。某の運動大に効を奏し、增徵案は衆議院を通過したるを以て、星も約を履で埋立の特權を某に得せしめたり。然るに某の特許出願に先ち、橫濱組なるもの別に同樣の特許を出願し居れるあり、橫濱組出願者中には、憲政黨員あり、星の盡力に依りて特許權の小山田の手に歸するを見るや、憤懣措く能はずして大に星の偏私を呼び、黨内の排星派之れに加はりて内訌愈々紛糾を極めたり。此の際に當り、兩者の間に立ちて慰撫調停を試みるものあり愛黨の説を提唱して漸く事態を平穩に復するを得たり。是れ實に前期議會に於て地租增徵案を討議したる時に起れり。而も憲政黨が本期議會に對する方針は、前期と毫も異なる所なく、依然山縣内閣に謳歌したり。

憲政本黨の方針―憲政本黨は他の非增租派と連衡して、三稅復活（地租、醬油、郵便）の題目の下に前期

議會以來の方針を維持し、本期議會召集期日の近づくに及び、左の決議を爲したり。

一、陸海軍臺灣其他諸般の行政を整理し、別に新税を徴課せずして、少なくとも、地租、醬油、郵便の三税を復舊する事。

一、外交を敏活にして、國威國益の伸張及び清韓の保全を圖る事。

一、豫算は不生産的經費を節約し、教育を奬勵し、産業を振作し、運轉交通機關及治水事業を達成するの方針を取る事。

一、官紀の紊亂及び選擧干渉の非行を匡正する事。

一、議會百般の事項に對しては、我黨の綱領に基き、代議士會の決議に依り處辨を爲す事。

外交事情―和蘭海牙府に萬國平和會議あり、我帝國政府亦之れに參向す。而して清國に於ては、獨逸の山京灣を窺ふあり、伊太利の三門灣に垂涎するあり、韓國に於ては、露國の馬山浦要求事件あり、東洋の形勢決して我國民の安眠を許さゞりき。

兩院の開會

二　兩院の開會

明治三十二年十一月二十日東京に召集せられ、越て二十二日開院式を擧行あらせられた。

全院委員長―尋で二十四日貴衆兩院は、全院委員長幷に各常任委員の選擧を行へり。貴族院に於ては公爵德川家達、衆議院に於ては長谷場純孝全院委員長に當選せり。

豫算會議

三　豫算會議

總豫算―政府の提出したる明治三十三年度總豫算に計上する所の歳出入總額は左の如し。

歳入合計…………………………………………二三六、七一六、一七九四

經　　常…………………………………………一九二、二三一、五九四

臨　　時……………………四四、四八四、五八五
歳出合計……………………二三四、三四八、二四一
經　　常……………………一四八、九五六、六七〇
臨　　時……………………八五、三九一、五七一
歳入有餘……………………二、三六七、九三七

之れに前年度に比較すれば、經常歳入に於て千二百六十七萬餘圓を增加し、臨時歳入に於て二千二百九十餘萬圓を減少せり。經常歳入の增加は、主として來年度は各種增税の一年分全額を收入し得るの計算なるに原因し、臨時歳入の減少したるは、軍備擴張の事業豫定の如く進行するに從ひ、漸次に其の財源の繰入を要せざるに至れるが爲なり。政府の說明に依れば、歳入に概して順境に向ひ、就中所得税及印紙税收入の如きは、前年度に比して增加の見込ありといへり。又た歳出は經常部に於て八百四十四萬餘圓を增加し、臨時部に於て千八十餘萬圓を減少せり。其内償金繰入に依りて支辨する計畫に屬する經費は、二千三百七十五萬餘圓、公債募集金を以て支辨する經費は千七百二十三萬餘圓なりとす。而して此等は皆既定の計畫に從て來年度に屬せしむべきものたり、新たに增加したるものにはあらずといへり。次に歳入超過額二百三十六萬餘圓は、監獄費國庫支辨案の通過を待ちて之れが財源に充つるの計畫なり。

外債募集―政府は内地の財界不振にして、三十二年度に於ける既定の公債を募集する能はず、爲めに前期議會に於て通過したる「國債を外國に於て募集する場合に關する法律案」の趣意に基き、英國倫敦に於て公債を募集するの計畫を立て三十二年五月三十日大藏省令を發して其の手續方法を定め、英貨一千萬磅の公債募集に着手し、横濱正金銀行、パース銀行、香港上海銀行、查打銀行の四銀行を以て組織せるレンジゲートに之を引受けしむることとなし、六月一日を以て約定を締結せり。其の要領を擧ぐれば、利子は四歩、發行價

格は額面百磅に付九十磅とすること、シンジゲートの手數料は百に付四とすること、元金は本年一月一日より起算して、十箇年間据置五十五箇年間に政府の都合により便宜償還するを得べきこと等にして、シンジゲートは、其の約定を履行し、十月を以て全金額の拂込を了す。政府は之れを以て三十二年度の既定事業を進行するを得、增税の收入と、此の外資輸入の結果として、三十三年度總豫算に二百餘萬圓の歲入超過を得たる所以にして、財政は稍々小康を告ぐるを得たり。

委員會の査定—衆議院の豫算委員會は第一新たに要求せる經費は成るべく節減の方針を執ること、第二既定繼續費の年度割改定は、必要止むを得ざるもの丶外は協贊を與へざることゝして審査を進め、內務省所管の府縣土木監督署俸給、陸軍省所管の軍事費中糧食費、海軍省所管軍事費中艦營費の三項に付、四十五萬一千餘萬圓の削減を試みたるまでにて、他は悉く原案通り可決したり。

豫算決定—十二月十四日の議場に於て委員長栗原亮一委員會の經過及結果を議場に報告す。此れより先、憲政黨豫算委員は、委員會に於て地租其他の二税を復舊して、而して別に新税を課せず、經常歲出より千六百餘萬圓若くは千五百萬圓を削減して歲計を立てしむるの議を提出し、熱心說く所ありしも少數にて容れられず。委員長報告を終り、特に討議に入らむとするや、武富時敏同黨を代表して更に一動議を起して曰く、『豫算委員會の査定は、我國力に應ぜざるものと認む故に本院は歲出を削減せむが爲め、更に九名の委員を擧げ、政府と協贊せしむべし』と。然れども採決の結果は少數にて否決したり。憲政本黨の院內總理尾崎行雄は、『我々同志議員は豫算原案に反對し、又委員會査定案にも反對す、而して三十三年度豫算全部に反對す』と言明して、同黨所屬の議員と相携へて場外に去れり。斯くて討議に入り、逐條審議、一瀉千里の勢を以て、海陸兩軍の委員會修正を是認したる外、悉く原案を可決し、三十六年度總豫算を議了せり。

貴族院の會議—貴族院に於ては、西村亮吉等亦大に豫算削減の議を唱へたるも大勢既に定まりて復た動か

すべからず、全部衆議員の送付案を可決したり。

追加豫算―三十二年度分總べて六件、同年度特別會計豫算追加及び三十三年度分總べて四件、外に豫算外國庫の負擔となるべき契約を要するもの三件あり。三十二年度に關する追加案は悉く原案に可決し、三十三年度分監獄費、鐵道建設費追加額は協議會を經たる後修正可決し、其他は多く原案を通過せり。其の決定額は左の如し。

金二百三十一萬一千二百四十圓……大藏、文部、陸軍、內務、農商務諸省所管
金八萬九千二百九十三圓……ペスト消毒檢疫費其他
金百二十一萬二千三百五十一圓……內務、遞信、大藏、農商務各省所管
金二百二萬三千四百五十圓……糧食馬匹費其他
（以上三十二年度分）

歲入千五百十八萬一千七百三十四圓
歲出千六百九十五萬六千四百五十圓　}監獄費鐵道建設費等
歲入二百五十一萬九百五圓
歲出三百六十五萬三千六百六十七圓　}小學教育國庫補助、臺灣鐵道建設費等
（以上三十三年度分）

臺灣總督府豫算―臺灣總督府特別會計豫算に訂正する所の歲入出額は左の如し。

歲　入……一二、八八一、九七六圓
歲　出……一九、八九五、五八二
歲入不足……八、一三、六〇五

此の不足額は、官有物拂下、國庫補充金、公債募集金補充等を以て補塡する計畫なり。兩院は異議なく之れを通過したり。

四　選擧法改正案

改正案要領—衆議院議長選擧法改正案は、政府が前期の議會に提出したものと毫も異る所なく、即ち大選擧區、單記無記名原則とし、市を獨立せしめ（人口八萬に就き議員一人を出す割合）又た島嶼をも獨立せしむること等總べて前年の提案の如し。唯だ前年の提案には、選出議員總數四百四十五人なりしを四百二十六人と改めたるのみ。

委員會の修正—政府の提案に對する修正案として田口卯吉等より一案、根本正等より一案提出せられ、委員會は該二案と政府案とを一括して審査したる結果『一選擧區議員一名の制を採ること、人口十萬に付議員一人を出だすこと、（十萬以上は四捨五入に依る）市は人口十萬未滿も尙ほ一名出だし、十萬以上は四捨五入とすること人口の計算上止むを得ざる場合には、數郡若くは數區を合して一選擧區となし、二名の議員を出すこと（此の場合に於ては聯記を要す）投票は記名とすること』等の修正を加へたり。此の修正に依るときは議員總數四百七十八となる計算なり。

衆議院の決定—一月二十九日委員會の報告あり、諸種の修正意見紛起したるが、討論採決の結果左の如し。

一、選擧區は小選擧區制を執ること。
一、投票方法は記名とすること（一區二人以上を選出する場合は聯記すること）。
一、納稅資格は原案通り。
一、被選擧人資格中、『官吏は勅令を以て規定するものを除くの外議員を兼ねることを得ず』とすること。

一、人口標準は市は人口十萬未滿と雖も、議員一名を出だし、縣は十萬に付一名を出だすこと。

要するに重要なる部分は委員會の決議を是認し、即ち根本の主義に於て原案修正といふよりは寧ろ舊選舉法の精神を維持せむとしたるものなり。斯くて衆議院の決定案は貴族院に送付せられたり。

貴族院の決定——貴族院は之れに對して又多くの修正を加へ、市は人口五萬以上を獨立せしめ、之れに滿たざるものは郡に編入すること、其他二三の修正を加へたる上、悉く政府案に復活し、衆議院に回附し來れり。

協議會の成案——衆議院は貴族院の修正に同意する能はず乃ち兩院協議會を開き左の成案を得て、始めて兩院の贊成を得たり。

一、選舉區は大選舉區制を執る。
一、投票は單記無記名とす。
一、市は人口三萬以上を獨立とす。
一、選舉人資格は二十五歲以上にして納税十圓以上。
一、被選舉人資格は三十歲以上にして納税の制限なし。
一、人口標準は郡市共に十三萬人に付一名を出だす、端數は四捨五入とす。
一、議員總數三百六十九名（市は六十一名、郡は二百九十八名、島嶼は三名、北海道六名、沖繩二名）

三税復舊案敗らる

五　三税復舊案敗らる

三税復舊案は尾崎行雄外四十三名の提出に係り、殆ど憲政本黨の政綱ともいふべきなり。三税復舊とは地租、郵便税及び醬油税を舊税率に復するの謂なり。該三税復舊に依りて生ずる一千四百三十餘萬圓の歲入不足に對して、提出者は別に增税手段に依らざるも、臺灣守備法の改正臺灣行政費の節減、同憲兵費の節減、

一般陸軍費の節減、一般行政費の節減、議員歳費の節減幷に歳入超過額に依りて優に之れを補塡せむことを期したり。

該案は十二月二日の日程に上りたりしが、議場の形勢は提案者に利ならずして、即時否決の狀態ありしを以て、一應之れを撤回し、更に各地方運動委員を上京せしめ、以て院外の勢聲を旺むにし、再び十二月八日の議事に附したり。神鞭知常提出の理由を說明し、大藏次官田尻稻次郎及び憲政黨の龍野周一郎反對演說を試み、武富時敏贊成の演說を爲し、討論終結して採決に入らむとするや、星亨等は無記名投票を主張し、尾崎行雄等記名投票を要求し、結局採決法を議長に一任することゝなり、議長は先づ地租復舊案に就て無記名投票を行ひたるに、其結果百五十九に對する百二十五の少數を以て第二讀會を開かざるに決し、郵便稅復舊案は百五十七に對する百二十六、醬油稅復舊案は百五十四に對する百二十四の少數を以て皆否決せられたり。

宗教法案の不成立

六　宗教法案の不成立

法案の內容——山縣內閣の本期議會に提出したる宗教法案は宗教に關する從來の規定が單に神佛二派に止まりて一般の宗教に及ぼす、爲めに國家の秩序及風教を維持するに於て少からざる不便あるがゆへに、一般の宗教に對して完全なる制度を設くるを趣意としたり。卽ち神佛二派に偏私せずして平等の待遇を各宗派に與へ、又た寺院教會を法人と認めて同一保護を爲さむとするに在り。是れ宗教界の宿題として屢々論議を繰り返へしたるもの、政府乃ち之れを解決せむと企てたるに外ならず。

貴族院の反對——政府は先づ該案を貴族院に提出せり。此れより前、宗教法案提出の議あるや、曾て佛教を國教とするの特典を得むと望み居れる各宗の佛教徒は、京都大谷派本願寺を中心として宗教法案反對期成同盟會を設け全國より委員を上京せしめ、或は政府幷に貴族院議員の間に運動遊說せしめ、或は演說會を開

き、太甚しきは黄金を散じて議員を買收するの醜聞を洩らすに至る。貴族院委員會又た宗教法案の條項を以て多く當を得ずと爲し、審議十二回に亘り、大に原案に修正を加ふ。其の修正、佛教徒の注文を容れたる所少なからざりき。斯くて本議に移り、討論多時に渉り、記名投票の結果、百名に對する百二十一名の多數を以て、本案を第二讀會に移すべからずと決したり。

貴族院の一變態――貴族院の多數は、從來孰れの政府たるを問はず、常に時の政府の提案に盲從するの傾向ありしに、宗教法案を否決したるに依りて、確かに其の態度に一變化を來たしたるを表示したり。而して此の變化は政府が黨人と結托して、反つて政黨の横恣を助長したるに慊らざるもの亦其の一原因なるべし。

七　各種の法律案

本期議會に於て政府の提出せる法律案は六十八、衆議院の提出せるもの七十六、其の內最も重要の問題となりしものは、選擧法改正案、三税復舊案、宗教法律案（前項に掲げたり）にして、其他二三の主要なるものを擧ぐれば左の如し。

○**監獄費國庫支辨案**　昨年憲政黨所屬の議員より提出したる本案に對しては、政府は地租增徴案の修正せられたるが爲に他に財源を有せずと稱して、寧ろ其の成立を望み、而して僅に貴族院を通過したるのみなりしに、本期に於ては、政府自ら進て本案を提出し、其の財源には三十三年度總豫算に現はれたる歲入の有餘を以て之れに充つることゝしたり。衆議院は讀書を省略して之れを可決し、貴族院に至りて議論頗る多かりしも、採決の結果、六十八名に對する百五十一名の多數を以て之れを可決したり。

○**日本動產銀行法案**　政府の提出したるものにて、前議會に現はれたるものと大差なし。結局『外國に於ける債券發行の規定は、別に法律を以て之れを定む』との但書を政府保證の一項中に加ふべしとの修正成立し、名稱を日本興業銀行と改め、兩院を通過せり。

○議員瀆職法案　尾崎行雄等の提出に係る。法案は『刑法中官吏瀆職罪に關する條項は、貴衆兩院議員、府縣郡區會議員、市町村會議員、市參事會員其他法律命令を以て定めたる議員、及委員に適用す』といふに在り其理由、公職を瀆すの罪は官吏と公吏と、議員と委員とに於て差別なし、特に近年の如く議員の醜行續々現はるゝに於て、最早此制裁を定むるの已むべからざる實狀に在りとせるに在りき。贊否の討論頗る多く、結局、記名採決の結果少數にて否決せられたり。

○鐵道國有法案　政府は憲政黨の要請を容れて鐵道國有法案并に私設鐵道買收法案を本期議會に提出したりと雖も、委員會の審査結了せざる間に會期滿ちて、本案は自然消滅に歸したり。

○未成年者喫烟禁止法案　衆議院議員根本正等の提出に係る。十八歲未滿の幼者の喫烟を禁止するの法案なり。兩院は幼者を未成年者と修正したるのみにて協贊を與へたり。

○產業組合法案　中產以下の產業者をして低利資本の供給を得せしめ、其他產業上の共同利益を進步せしむるを趣意とし、產業組合の種類を分ちて信用組合、販賣組合、購賣組合、生產組合の四種としたり。政府の提案にして兩院は多少の修正を加へ之れを可決したり。

八　上奏及び建議

上奏案の本期議會に提出せられたるもの一件、建議案は貴族院に於て十二件、衆議院に於て七十一件の多きに及ぶ。最も注意すべきものを略記すること左の如し。

官紀振肅に關する上奏案――尾崎行雄外七名の提出したるものなり。其の要、政府が前期議會に於て議員を買收して地租增徵案を通過せしめたること、并に之れに關聯して擅まに橫濱埋立の特許を一商賈に與へたること、府縣會議員の選擧に干涉したること等を列擧して政府を彈劾するに在りき。提案は十二月十五日議事日程に上り、尾崎行雄提出の理由を說明し、頗る縱橫の辯を盡す。井上角五郎一動機を起して曰く、『尾崎

君は事實を虛構して議員を侮蔑したるを以て懲罰委員に附すべし」と。議論紛出の後、發議者自ら動議を上奏採決の後に議せむことを要求し、其れより上奏案の討議に入る。山縣總理大臣、小松原內務次官交々登壇して其の誣妄を辯解し、松田正久、佐々友房の反對演說、山田喜之助の贊成演說ありて討論終結し、無記名投票の結果、百六十四名に對する百二十一名の少數にて否決せられたり。此に於て井上の動議議事に上り、久米武之助「尾崎君の發言に對し、九名の特別委員を選擧し、其の事實を調査せしむべし」との修正案を提出せしが、多數を以て可決し、而して特別委員は何等の審査をも爲さず、何等の報告をも爲さずして止みたりき。

鐵道國有建議案――石黑涵一郎憲政黨を代表して本案を提出せり。昨年憲政黨議員の提出せる同一建議案は衆議院を通過し、其の結果として、政府は鐵道國有調査會を設け、國有主義を採るに決したるも、未だ之れに關する法案を提出せざるを以て、憲政黨は再び本案を提出して政府に國有實行の手段を促がしたるなり。本案の委員に附托せらるゝに及び、政府亦鐵道國有法案を提出したれば、此の建議案は隨て消滅の姿なりき。

學制調査會設置の建議――學制の不備を論ずるの聲久しく民間に起り、而して之れを刷新するの道は、文部省以外に特立せる學制調査會を設置し、其の會議に依りて一定の大方針を確立せしめ以て學制に大改革を斷行せしむるに在りとの意見自ら民間教育社會の輿論を作りたりき。彼等乃ち貴衆兩院に向て、之れに關する建議案を提出せり。衆議院は大多數を以て之れを可決し、貴族院は修正可決したり。

質問と答辯

九　質問と答辯

本期議會に於て質問の現はれたるもの衆議院は八十四件の多きに達したれども、貴族院には一回の質問なかりき。

外交に關する質問――憲政本黨の大石正巳等之れを提出せり。其の意清韓兩國に於ける當局者の失政を攻撃するに在り質問書はいへり。

一、英露獨佛伊白の諸國は清國の運輸交通を便利にし文明を誘導し富源を開發し且均勢を維持せんが爲め數年前より爭ふて鐵道敷設權を清國に得たり政府は清國に於ける鐵道敷設權を得んが爲に如何なる交渉協議を爲したるか又其必要を認めざる乎。

一、清國鑛物に富み無盡藏の稱あるも其民文明の智識に乏しく、徒らに土中に委棄せられて文明に資せず、歐米諸國は之を遺憾として、夙に鑛山採掘權を得たるもの尠からず。政府は清國の未採掘鑛山調査に如何なる方法手續を盡したるか、又鑛山採掘權を得むが爲めに、清國政府と協議を爲したる乎、若し爲したりとせば顚末如何。

一、明治二十九年九月廿七日、清國杭州に於て調印し、翌三十年五月二十五日、外務省告示第六號を以て公布したる杭州日本居留地取極書第四條に『居留地一切の橋梁溝渠埠頭道路は清國地方官に於て完固に建設すべし』と規定したりしが、三十一年五月十三日調印の杭州日本居留地追加取極書を以て右の第四條を削除し、更らに第二條に『居留地內總ての道路橋梁溝渠碼頭及警察の權は日本領地官の管理とす、日本領事より法を設け建築修理し、清國地方官は之に干渉することなし、租界內設計道路の外、若し彼我人民水利交通の關係に依り、別に道路を開設せんとするときは、清國地方官と協議の上、取扱ふべし』と取極めたり。蘇州、漢口、福州、厦門、沙市等日本居留地取極書も、亦同樣の規程あり。政府は右等專管居留地中確定後既に殆むど三年を經過したるものあるに、今日迄未だ何等の設備をなさざる理由如何。

一、明治二十九年十月十九日調印同年十一月十日公布の日清議定書第一條に『新開商市港場に、日本專管

居留地を置くことを妥定し、道路管轄及地方警察の權は、日本領事に專屬するものとす』と規正せり。其後蘇州、杭州、沙市の新開港場に日本專管居留地を取極めざるは如何。

一、明治二十七年八月二日朝鮮京城に於て調印したる暫定合同條款により、翌二十八年京釜鐵道會社は、京釜鐵道を完成せんとして外務省に出願せり。其後駐韓公使の力に依り、三十一年九月、三箇年間に工事に着手せざるに於ては、契約無効の條件にて、右敷設權を得たるが、近頃該會社は利子の補給を出願せりと聞く。政府は之を要せずと認むる乎。

一、朝鮮政府は、京城元山間鐵道敷設權を、國內鐵道用達會社に許可せりと聞く、政府は當時如何なる措置を及ぼせし乎。

一、昨年六月佛人某京城義州間の鐵道敷設權を他に轉賣せんとして、遂に國內鐵道會社の權利に歸せりと聞く。政府は之に對して、如何なる方法手段を講じたる乎。

一、三十三年度豫算には、オデッサ領事館設置の費用を要求し居らざるは如何。

政府は該質問に對し、復牒答辯して曰く、(一)清國政府が他日福建省內に鐵道を敷設するに當り、他國の資本及び技師を求むる場合には、必らず先づ之れを日本政府に附托するの協定を遂げたり。(二)政府は清國鑛山の調査を爲しつゝあり。然れども採掘權を得むが爲めに、清國と交涉したることなし、(三)專管居留地の經營の必要は之れを認め、其の調査の結果として、既に在外專管居留地特別會計法案を提出したり。(四)政府は重慶に委員を派し、既に王家陀地方約十萬坪を我專管居留地に豫定したり。(五)京釜鐵道會社發起人より、未だ公然利子補給の請願を受けたることなし。(六)朝鮮京釜鐵道を國內鐵道用達會社に許可したるは、既に契約あるものゝ外、一切自國の經營に依らむとの趣意に出づ。(七)京城義州の間は、佛國會社約定期限內に起工せざりしを以て、韓國政府は之れを返還したり。(八)オデッサ領事館の新設を希望するも三十

三年度に於ては、財政上の理由に依り之れを要求せざりしなりと。質問者は此の答辯に滿足する能はずして、再質問書を提出したりき。又淸國が端郡王の子溥儁を太子に册立したることに關する質問出でたるも、當局者の答辯は明瞭を缺きたりき。

教育基金利子流用に關する質問――工藤行幹等の提出する所なり。曰く、明治三十二年三月二十日法律第八十號を以て教育基金特別法を發布したり。該法に依れば、償金特別會計中、一千萬圓の利子は普通教育費に使用す、其使用に關する細則は、命令を以て定むとあり。此の法文に依れば、該金使用の細則は命令を以て定むるを得るも、第八十號法律發布以後に生ずる利子は普通教育外に一切使用するを得ざるや明かなり。然るに同年勅令第四百三十五號を以て、教育基金令を發布し、本令施行以前に生ずる利子に相當する金額の使用法は、文部大臣の定むる所によるとしたるは、八十號法律の精神に矛盾せざる乎と、政府は矛盾する所なしと答へ、尙ほ三十二年四月より三十三年四月迄約一箇年の利子金額は、高等師範學校改築移轉費の內に使用する見込なりと答へたり。

十　雜件

東京御慶事――二月十二日議長は、宮內大臣より昨日皇太子殿下御結婚御成約あらせられたりとの通牒を受領したる旨を議場に報告し、衆議院は此の盛儀に對し、天皇陛下幷に皇太子殿下の賀表を捧呈したり其天皇陛下に捧呈したる表文に曰く、

衆議院議長臣片岡健吉本院の決議を具し、誠恐誠惶頓首上奏す、今般　皇太子殿下御結婚御成約被爲在臣等恭賀の至りに堪へず、謹で奉祝す。

事後承諾を求むる件――事後承諾を求むるの件に付き、政府の提出したるものは、總計五件。會計に關するもの四件、命令に關する一件にして、前者は悉く兩院の承諾を得たるも後者卽ち明治三十二年度府縣議員

選擧に際し、勅令第三百七十七號を以て選擧取締に就て發布したる件は、衆議院に於て議論頗る多く、結局百二十五名に對する百四十九名の多數を以て承諾を與へざることに決し、政府は其の失効を公布したり。

決算提出――貴族院は明治三十年度總決算、同各特別會計歳入當決算に均しく承諾を與へ、衆議院は釧路鐵道買上の一項を不當なりと決議し、又た前議會の決議に基き、前年度受領せる二十八年度總計算、同特別會計決算、幷に臨時軍事費特別會計決算を檢查確定したり。

資格審査――茨城縣多額納稅者松村修平は再び同縣當選多額納稅議員荒野由次郎に對し、當選無効の訴訟を提起したり。原告は選擧投票中、一人二個の投票ありと申立てたるが、委員は審査の結果、原告の申立を否認し、當選は無効に非ずと議決したり。

請願の件――貴族院に提出せられたるもの約七十一件、衆議院に提出せられたるもの五千七百二十二件の多きに及べり。貴族院は其の大半を採擇したれども、衆議院は僅に三十件を採擇したるのみ。

閉院――本期議會は二月十九日を以て滿期と爲せしも、十八日詔勅を降して四日間の延長あり。隨て二十四日閉院式を擧行せられたりき。

第十五議會

第五十三節　第十五議會（明治三十三年十二月二十五日開會 同三十四年三月二十四日閉會）

開會前の政局

一　開會前の政局

北清事件――前議會閉會後二箇月にして義和團清國に起り、外夷掃蕩を名として北清の地方を騷擾す、外國宣教師を殺害し、鐵道を破壞し、電線を絕ち、火を放ち、財を掠め、横暴到らざるなし。然れども清國政府は何等の措置を施す所なく、列國の要請頻りなるに至りて止むを得ずして始めて兵を出だし、之れが鎭定

の事に當りたるものゝ狀あり。而も官兵却て匪徒に與し、禍亂漸く大ならむとす。此の時に當り、列國は聯合陸戰隊を組織し、臨機の手段を執りたるも、事態愈々紛糾して、北京の列國公使館は恰も重圍の裡に陷る獨逸公使チッテレル、及び我公使館書記生杉山彬の凶手に斃れたる報を傳ふるに及で、列國の對清宣戰と爲り、聯合軍は共同動作を以て太沽を陷れ、天津を占領し、幾多の苦戰を經て、漸く北京天津間の聯絡を通ずるを得、八月十四日に至りて、辛うじて列國公使館の重圍を解くを得たり。此間我海陸軍最も勇敢能く戰ひ、列國の將士をして驚歎畏敬措く能はざらしめたり。

北京救援の目的を達すると共に、聯合列國の軍事的關係は玆に一段落を告げ、聯合軍の北京進入前西安府に蒙塵したる清廷の平和克復を希求するに至りて、列國亦聯合して外交の局に當れり。斯くて北清事變の鎭定に歸するや、我帝國は若干の軍隊を北京に殘して、其餘は悉く凱旋し、此間列國使臣は北京に使臣會議を開き十數回の協議を重ねて要求箇條を約定し、連名公書を以て之れを清國全權に供せり。而して媾和談判の全く終結するに至りしは爾來數箇月の後に在り。

露清密約――聯合列國中、露國の行動初めより頗る疑ふべきものあり、屢々聯合動作の羈束を破りて、單獨の擧措に出でむとし、列國との權力平衡を無視して往々派兵を增加するの形迹あり。列國が外交談判に忙はしく、共他を顧みるの遑なきに乘じ、續々軍隊を滿州に入れて、牛莊海城の地を占領するの實を行ひ、特に關東總督アレキシエーフと奉天將軍增祺との間には、一種の密約成り、此れと同時に、聖彼得斯堡に於て、外務大臣ラムスドルフと駐露清國公使楊儒との間に露國條約を締結せむとし、談判殆ど功を奏せむとするの報あり。此に於てか我帝國政府を首とし、英、米、獨、伊、の六國聯合して清國に反省を促がし、我帝國政府は別に單獨の警告を露國政府に與へたり。露國政府は百方之れが辯疏に努めたりと雖も。退て時機の未だ彼れに利あらざるを悟り、自ら該條約を破棄したり。然れども滿州經營の方針は、之れが爲に毫も變ず

る所なきのみならず、事實上滿洲占領の行動を繼續して、列國の反對に頓着せざりき。

英獨協商——露國が自ら露淸密約を拋棄したる後、英獨兩國は、海國保全の協約を締結し、列國の賛同を求めたり。其の要は、（一）淸國に於ける諸港を開放し、諸外國の貿易に對して均一なる自由を與ふるの主義を執ること、（二）英獨兩國政府は、今回の事件を利用して、何等土地に對する利益を獲得することを爲さゞること、（三）兩國協力して淸國保全の政策を行ふべきこと、（四）他日列國にして何等の形狀の下に於て土地に關する利益を獲得せむと企つるものあるときは、兩國政府は、各自の利益を保護せむが爲に採るべき方策に關し、相互に豫め協定を爲すの權利を保有すること是れなり。我帝國は直に之れに加入し、列國亦多くは之に賛同を與へ、露國政府すら表面上明白の反對を表する能はざりき。

國民同盟會——國民同盟會なる團體は又た此の際に起り、淸國保全、朝鮮擁護を以て大綱とし、淸國の狀態を團匪事變以前に恢復すといふを目的とせり。公爵近衞篤麿之れが會頭たり。頗る時人の同情を得、同志者の集るもの甚だ多し。

立憲政友會の創立——憲政黨は山縣內閣と提携して大に政府の爲に盡す所ありしと雖も、政府の擧措多くは憲政黨意に滿たず、此に於てか現狀打破の論盛むに黨內に起りて漸く政府に反抗するの色あり。加ふるに伊藤井上の諸老亦政府の財政策を非難するあり。山縣總理大臣遂に辭表を捧呈して局面の展開を期せり。天皇陛下乃ち勅命を伊藤、松方の二人に下し給ふ。二人また固辭して受けず、而して北淸の變報此間に達し、事局一日も等閑に附すべからざるものあるに於て、陛下旨を山縣に諭して留任せしめたり。

憲政黨の山縣內閣に對する不平は終に破裂して斷然提携を絕つに至り、此れと同時に百方伊藤博文を慫慂して、憲政黨に入らしめむとせり。伊藤は入黨を拒絕したるも、後幾ばくもなくして自ら立憲政友會を組織し、八月廿五日創立委員會を開き、宣言及綱領を發表し、九月十五日發會式を擧行したり。憲政黨員擧げて

之れに加入せり。

宣言の大要は、先づ初めに既成政黨の言動を許して、或は憲法の既に定めたる原則と相扞格するの病に陷れりといひ、或は國務を以て黨派の私に殉ずるの弊を致せりといひ、或は宇內の大勢に對する維新の宏謨と相容れざるの陋を形したりといひ、以て憲黨改造の志を述べたり。然らば彼れは如何にして其の創立したる政友會を指導せむとするやといふに、彼れは第一に閣臣任免の大義を說き、第二に政黨と國家との關係を說き、第三に政黨の規律を說けり。閣臣任免の主義に付ては曰く、抑も閣臣の任免は憲法上の大權に屬し、其の簡拔擇用、或は政黨員よりし、或は黨外の士を以てす、皆元首の自由意志に存す、而して其の既に擧げられて輔弼の職に就き、獻替の事を行ふや、黨員政友と雖も、決して外より之れに容喙するを得ずと。其の政黨と國家との關係を說ては曰く、凡そ政黨の國家に對するや、其の全力を擧げ、一意公に奉ずるを以て任とせざる可からず。凡そ行政を刷新して以て國運の隆興に伴はしめむとせば、一定の資格を設け、黨の內外を問ふことなく博く適當の學識經驗を備ふる人才を收めざる可からず。黨員たるの故を以て地位を與ふるに能否を論ぜざる如きは、斷じて戒めざる可からず、地方若くは團體利害の問題に至りては、亦一に公益を以て準と爲し、緩急を按じて之れが施設を決せざる可からず。或は郷黨の情實に泥み、或は當業の請託を受け、與ふるに黨援を以てするが如きは斷じて不可なりと。政黨の規律に關しては曰く政黨にして、國民の指導たらむと欲せば、先づ自ら戒飭して其の規則を明にし、其の秩序を整へ、專ら奉公の誠を以て事に從はざる可らずと。綱領は約九箇條にして、宣言の註脚といふべく曰く、憲法を恪守し、其の條章に循由して統治權の施用を完からしむべし。曰く維新中興の宏謨を遵奉し、之れを翼贊して國運を進むべし、曰く行政の機能を完全にして、其の公正を保たむことを望み、選敍を精にし、繁得を省き、責守を明にし、紀律を正し、處務を敏活にして、時運の進步と相伴はしむべし。曰く友邦の誼を厚くし、文明の政以て遠人を倚安せしめ、法

治國の名實を全からしむべし。曰く國防を充實し、常に國力の發達を相伴行して國權國利の防護を完全たらしむべし。曰く敎育を振作し、國民の品性を陶冶し、公私各國家に對する負擔を分つに堪ふるの道德良能を發達せしむべし。曰く農商工を奬め航海貿易を盛にし、交通の利便を增し、國家をして經濟上生存の基礎を鞏からしむべし。曰く地方自治をして隣保團結の實あらしむべし。曰く國家に對する政黨の責任を重んじ、專ら公益を目的として行動し、常に自ら戒飭して宿弊を襲ふことなかるべしと。

山縣內閣總辭職――九月二十六日內閣總理大臣山縣有朋突然再び辭表を捧呈して官邸を去る。翌二十七日、海陸及び外務の三大臣を除くの外、又た皆辭職を乞ふ。立憲政友會の發會式を距る僅に十日を出でず。世間傳へて曰く、北淸事件起るや、伊藤侯は山縣內閣の外交顧問として屢々助言を山縣に與ふ。而して青木外務大臣の施政、動もすれば伊藤侯の意見と相合はざるものあり、山縣又た自ら外交政策を指導するの能力知識を缺けたるを以て終に辭意を決するに至れりと。然れども其の近因は、政友會の組織せられて隱然たる一敵國を爲すの觀ありしが爲なるは書ふ可からず。

伊藤內閣の組織――玆に於てか新內閣組織の大命は伊藤に下れり。彼れは事頗る急遽に出でたるを以て稍々躊躇逡巡したりと雖も、井上其他二三の元老斡旋甚だ努むる所あり、終に十月十九日に至り、左の如く第四次伊藤內閣を見るを得たり。

內閣總理大臣	伊藤博文	大藏大臣	渡邊國武
內務大臣	末松謙澄	司法大臣	金子堅太郎
文部大臣	松田正久	農商務大臣	林有造
外務大臣	加藤高明	遞信大臣	星亨

山本權兵衞の海軍大臣たる、桂太郎の陸軍大臣たるは舊の如し。親任式擧行の日、陛下は特に侍從長をし

て左の聖旨を新閣臣に傳へしめ給へり。

國家內外多事の際深く宸襟を惱ませる、國務大臣は協同一致して其の重任を完うし、宸襟を安むじ奉るべき旨詔らせ給ふに依り、玆に謹で聖旨を傳達す。

尋で侯爵西園寺公望樞密院議長に任じ、特に內閣に列せしめたり。伊藤總理大臣は內閣組織後病に臥して政務を視る能はざりしを以て、西園寺總理の代椅を仰せ付けられ、十二月十一日伊藤病癒へて始めて朝に出でたり。

遞信大臣の更迭——十二月二十一日遞信大臣星亨其の職を辭し、原敬其の後任を命ぜらる。此れより前、東京市政紊亂の極、市の名譽職員收賄の嫌疑によりて告發せらる而して當時彼れは市參事會員の公職を有し、其の部下多く被嫌疑者たりしのみならず、彼れ自身も亦收賄の告發を受け、檢事局略ぼ其の罪迹を確め得たりと爲して將に起訴の手續を行はむとす。故に世間の攻擊齊しく彼れに集中し、其の累漸く內閣に及びたり。特に貴族院の有志百餘名連署して彼れの免黜を伊藤總理大臣に逼まるあり。伊藤大に之れを憂へ彼れを諭して終に辭職せしめたり。

遞信大臣の更迭後二日、陸軍大臣桂太郎病を以て辭職し、臺灣總督兒玉源太郎之れを兼任す。

政黨界——政友會の對議會方針は、卽ち內閣の方針なるがゆへに、特に之れを記すの要なし、憲政本黨は十二月十八日の大會に於て左の決議を爲したり。

一、官紀を振肅し、政界の腐敗を矯正する事。

一、淸國を保全し、東洋の平和を維持する事。

一、淸國事變及國家の發達に伴ふ必要の經費は、之れを支出するを辭せずと雖も、不急の經費は之れを排除する事。

其他議會百般の問題は、我黨の綱領に基き代議士會の決議に依り機宜の處辨を爲すべし。

帝國黨は同十九日の大會に於て『(一)現內閣の行動は欽定憲法の大旨に照らし、我黨の主張と相反するものと認む。(二)我黨は官紀振肅の實を舉けむことを期す、(三)外交の恢復を圖り、支那を保全し、朝鮮を扶植することを努む』外數項の決議を發表せり。

○黨派別――本期議會に於ける黨派別は左の如し。(衆議院事務局の調査に據る)

立憲政友會	一五六	憲政本黨	一〇二
帝國黨	一四	無所屬	二七

二　兩院の開會

兩院の開會

明治三十三年十二月二十七日東京に召集せられ、二十五日車駕親臨して開院式を舉行せられたり。

全院委員長の選舉――開院式の翌日、兩院は全院委員長及常任委員の選舉を行ふ。貴族院全院委員長は德川家達當選し、衆議院に於ては杉田定一當選せり。

三　豫算會議

豫算會議

豫算總額――政府は三十四年一月二十二日を以て同年度の總豫算案を提出したり。其の計上せる歲入出總額左の如し。

歲入合計	二五四、五一九、五一五四
經常	二〇一、一六〇、四六九
臨時	五三、三五九、〇四六
歲出合計	二五二、九三三、四二〇
經常	一六五、四三一、四〇二

臨　時……………………………………………………………………………八七、五〇二、〇一五
歳入有餘……………………………………………………………………………一、五八六、〇九四

之れを前年度に比較するときは、歳入は經常部に於て七百八十八萬九千五百二十圓を增加し、臨時部に於て七百四十六萬五百九十二圓を減少し、又歳出は經常部に於て千三百九十五萬五千七百六十七圓を增加し、臨時部に於て千三百五萬一千四百三十五圓を減少したり。而して其の歳入超過額百五十八萬餘圓は、別に提出する北海道經營其他の追加豫算財源に充つる計畫なり。

委員會の査定――衆議院の豫算委員會は、審査方針を定めて、(一)物價は敢て騰貴したるに非るがゆへに、之れが爲に要する費用は否決すること、(二)物價の下落したる項目は其の費用を削減すること、(三)新事業費中緊急特別の理由あるに非ざれば削除すること、(四)增員增俸は其の必要を認めざること等となしたり。豫算中新事業に屬して最も議論を生じたる吳造兵廠擴張費も終に之れを可決し、司法官及び地方判任官增俸の件は之を否決し、其他五六の修正を加へ、經常臨時兩部に於て、總計二百四十一萬七千二百三十八圓の削減を加へたり。

衆議院の決定額――二月七日豫算委員長栗原亮一委員會の經過及び結果を報告し、直に大決議を經て逐條審議に進み、唯だ貴衆兩院書記官の增俸を否認して原案に復活したる外、何等の異議もなく一日の會議を以て悉く委員會査定案に決定を與へたり。

貴族院の會議――貴族院が衆議院より豫算の送付を受け、二月十三日の日程に之れを揭げたる時は、方に特別委員會に於て增税案を審議しつゝあるの際なりき。而して貴族院は先づ此の增税案を以て政府と爭はむと欲し、豫算案の審査期限を定めて三週間と爲したり。斯くて徐ろに審査を進行し、結局『官吏增俸增員を原案に復活し、臺灣兵營復活費を復活し、吳造兵廠擴張を否決し、其他の新事業費は總て之れを否決するこ

とゝし、三月二十日の議場に於て之れを報告せり。其れより本會議に入り、山本海軍大臣は熱心に吳造兵廠擴張費の維持に努めたるに、採決の結果、百十二名に對する百二十七名の多數を以て委員會の修正（否決）を是認したり。其他皆委員會の決定額を可決せり。

兩院協議會――然るに衆議院は貴族院の決定額を否決して兩院協議會を開き協議會に於ては「吳造兵廠擴張費は貴族院の決定（削除）を是認し、司法官及地方判任官の增俸は、衆議院の決定（否決）に同意を表する」の成案を兩院に提供し、兩院は之れに承認を與へたり。卽ち其の結果、歲出削額は經常部百七十七萬七百二十八圓臨時部百六十九萬六千四百三十九圓、合計三百四十六萬七千百六十七圓となれり。

追加豫算――三十三年度總豫算追加案は悉く兩院を通過し、三十四年度の追加豫算中、北海道經營費其他に係るものは兩院之れに協贊を與へ、北淸事變費其他增稅施行に關する經費は、衆議院に於て僅少の修正を加へたる上にて之れを可決し、貴族院亦之れに同意を表せり。

臺灣特別會計――臺灣總督府要求の三十四年度歲計額は、歲出入額を合して二千八十九萬四千六百四十一圓なり歲入の內百四十八萬餘圓は國庫の補充に係るものたり。兩院亦之れに僅少の修正を加へたるのみにて協贊を與たり。

四　增稅諸案

增稅案は本期議會の主要なる題目なり。兩院の注意一に之れに集中したりき。一月二十七日政府の衆議院に提出したる增稅諸案は、酒造稅法中改正法律案、酒精及酒精含有飮料稅法案、沖繩縣酒類出港稅則中改正法律案、酒精酒類其他酒精を含有する飮料輸出下戾金に關する法律案、醫藥用工業用酒類戾稅法案、麥酒稅法案、砂糖消費稅法案、關稅定率法及び國法附屬輸入稅法中改正法案等にして、要するに酒造稅、砂糖稅、及び海關稅の三種目にして、別に行政權を以て葉煙草專賣率を高め以て淸國事件の爲に要する經費の支辨に

充て、軍艦水雷艇補充基金、災害準備金、教育基金の三基金を補充し、且つ必要あるときは、從來公債支辨に屬せしめたる計畫を變更して、租稅收入の支辨に屬せしむる等の爲め、歲入增加の必要に應ぜしめとするの計畫なり。

○酒稅　酒類稅率引上の要目左の如し。

清酒　（一石に付）……………………金十五圓
濁酒　（同）……………………同　上
白酒　（同）……………………同　上
味淋　（同）……………………同　上
燒酎　（同）……………………金十六圓
酒精含有飮料（同）……………………同　上
　　（以上何れも三圓の增率）
酒精　（同）……………………七十一圓二十五錢（五十八圓二十錢增）
麥酒　（同）……………………七圓（新設）

右增徵の結果として一箇年約千五十萬三千三百餘圓を得るの見込なり。

○砂糖稅　砂糖を左の四種に分ち內地消費稅を課す。

第一種　砂糖色相和蘭標本第八號未滿の砂糖及糖蜜……………………百斤に付金壹圓
第二種　同上第八號以上第十五號未滿のもの……………………一圓六十錢
第三種　同上第十五號以上二十號まで……………………二圓二十錢
第四種　同上二十號以上……………………二圓八十錢

徵稅の結果一箇年約六百七十九萬七千七百餘圓を得るの見込なり。

○海關稅　酒精、石油、各種煙草、麥酒、支那酒、清國、其他各種の酒類稅率を高め一箇年約十三萬五千三百餘圓を得るの計算なり。

○葉煙草專賣收入　從前の價格十三割を十五割に增し一箇年約三百二十萬圓を得むと欲するもの（別に提出中に加へず）

○增稅收入　以上三種の增稅并に新稅及び葉煙草專賣收入により合計年額約二千百四十三萬九千圓を得るものにして、而して實施期限の都合上三十四年度の收入は六百九十七萬圓を算せられたり。

衆議院の通過――衆議院特別委員會は二月四日より增稅各案の審査に着手したり。

委員會に於ては質問頗る多岐に亙りたるも、結局各案は總て可決すべきものと決し、二月十九日の議場に於て委員長星亨の報告あり。此れより前、政友會は行政整理の約束を政府に爲さしむるを期して增稅法案贊成の決議を爲し、憲政本黨亦外交、經濟、財政の諸點より贊成の止むべからざるを唱へ、增稅贊成の決議を定め、之れが爲めに非增稅派の議員三十餘名を失ひたりき。大勢既に斯くの如くなるを以て、委員會の決定に對しては、格別の異論を唱ふるものなく、大多數を以て各增稅案可決確定したり。

貴族院に於ける增稅討議――增稅案の貴族院議事日程に上ぼるや幾多の波瀾を生じ、其運命殆ど危からむとし、政府の苦心一方ならず、乃ち停會に次ぐに停會を以てし、其の間調停慰諭、凡百の融和手段を用ひたるも、貴族院内の六派相聯合して毫も交讓の意なく、終に大詔煥發となり、幸うじて之れを通過するを得たり、其の顚末を略記すれば左の如し。

・・・・・・

○委員會の審査――二月二十五日貴族院の委員會あり、六派議員は既に反對の内約を整ひ居りしを以て、委員會の席上に於ては僅に二三の形式的質問を試みたるのみ。伊藤總理大臣以下各大臣此の形勢を見て、

辭を卑うして說明辨解最も努めたりしに拘らず、委員會は殆ど耳を傾くるものなく、委員十五名の內、十二名の大多數を以て一日にして各增稅案を否決したり。

○增稅案の本議――越へて二十七日の本議に於て委員長黑田長成委員會の經過を報告し、否決の理由を述べて曰く、增稅の目的半ば軍事費に在るものゝ如く、半ば事業費に充てむとするに在るものゝ如く、頗る曖昧なり。曰く政府が兩政整理の調査未だ成らざるに、進で增稅を決行せんとするは時宜を失せり。曰く北清事件費は增稅に依らざるも財源を得るに難からずと。伊藤總理大臣說明委曲を盡して原案の贊成を求む。其の討論に入るに及て、正親町實正、渡邊洪基交々起て贊成演說を爲し、村田保反對演說を爲すべく將に壇に登らむとの時、忽ち停會の詔勅下り、二月二十七日より三月八日迄十日間の停會を命じたり。

○元老の調停――停會期日、伊藤總理大臣は如何にもして貴族院の意思を飜さむと欲し、近衞議長を招ぎて妥協の心算を語る、近衞之れを諾して六派の代表者に諮る、應ずるものなし。近衞乃ち其の旨を伊藤に回答す。伊藤大に之れを憂へ、更に山縣、松方等の後援を求めむと欲し、侯爵西鄉從道に依賴して先づ意を山縣に通ず。西鄉即ち山縣と京都の無隣庵に會し、松方亦來りて三老の協議ありしも事局を解決するの妙案なし。陛下深く宸襟を痛め給ひ、特に山松二老に親電を發して此の紛亂を收むべき旨を諭さる此に於てか西鄉井上の二老を加へて四老會議と爲り、相共に政府と貴族院との調停を圖るべきを決し、左の如き妥協案を貴族院六派の代表者に提供せり。

一、增稅案は原案の通りとし、消費の目的は北清事件費及び基金塡補とすべき事。

一、北清事件終局し、三基金塡補成りたるときは、更に議會の協贊を經て他の途に充つるや否やを決する事。

六派代表者は此の成案に對して未だ諾否を決せざる間に停會期の終了を告ぐるに至れり。

○再停會——此に於て政府は重ねて停會を奏請し、再び三月九日より同十三日迄五日間停會の詔勅は下れり。

○修正案——三月十日に至りて、貴族院の六派は四老の提案に修正を加へて左の成案を作りたり。

一、酒税一切に關する增税は、衆議院の送付したるものを可決する事、但し該諸法律は明治三十八年度限り廢止する事。

一、關税定率改正は衆議院の送附したるものを可決する事。

一、砂糖消費税案并に麥酒法案は否決する事。

○交渉破裂——貴族院の六派議員は、如上の修正の外一歩も交讓の餘地なしと主張し伊藤總理大臣は其の修正を峻酷なりとして、到底政府の同意する能はざるものと告げ、是れと同時に閣議を開き（十一日）たるに、閣員中には貴族院改造を論ずるものあり、内閣總辭職を唱ふるものあり、衆議院解散を主張するものあり、一人として貴族院の提案に贊成すべしと言ふものなかりき。斯くて元老の調停亦全く破れたり。

○大詔煥發——翌十六日近衞議長召に應じて參内したるに、陛下は親しく左の勅語を賜ひたり。

朕中外ノ形勢ニ於テ深ク時局ノ難ナルヲ憂フ、今ニ於テ必要ノ軍費ヲ支辨シ、幷ニ財政ヲ鞏固ニスルノ計畫ヲ立ツルハ、誠ニ國家ノ急務ニ屬ス。

朕先ニ議會ヲ開クニ方リ、示スニ朕ガ意ヲ以テシ、而シテ政府ニ命ジテ提出セシメタル增税諸法案ハ、既ニ衆議院ノ議決ヲ經タリ。

朕ハ貴族院各員ノ忠誠ナル、必ズ朕ガ日夕ノ憂ヲ頒ツベキヲ信ジ、速ニ廟謨ヲ翼贊シ、國家ヲシテ他日ノ憾ヲ貽サザラムコトヲ望ム。

○態度一變——六派の態度は、此に於て一變せざるを得ず。乃ち十四日左の勅語奉答文を議し、尋で增税

各案の議事に入り、各案を委員に附托せり。

臣貴族院議員等　誠惶誠恐謹み奏す、惟ふに陛下中外形勢の艱なるを軫念あらせられ、玆に時局の急務に關し、優渥なる勅語を賜ひ、特に深宏なる聖謨を示し給ふ、臣等謹みて叡旨を奉體し、敢て協贊の任を竭さむことを期す臣等恐懼の至に堪へず、謹で奉答す。

增稅案確定――如上の經過に依り、貴族院の委員會は一日にして審査を終結し、十七日の本議に於て何等の議論なく、瞬時にして之れを可決確定したり。

閣臣の待罪――斯くて伊藤總理大臣等は、政府と貴族院との衝突によりて宸襟を惱まし奉りたるの大なるを恐懼し、各々待罪書を闕下に捧げて進退を伺ふ。天皇陛下は卽時之を却下あらせらる。

五　各種の法律案

各種法律案の重なるものは、大抵之れを前章に收めたり。此の外稍々重要なるものは、北海道會法案、北海道地方費法案、瀆職法案、刑法改正案等あり。北海道經營に關する二案は、多少の修正を經たる後ち、兩院を通過し、瀆職法案（職員提出）は、前期議會に提出せられたるものにて、略ぼ其內容を等うし、兩院を通過することを得たり。刑法改正案は政府提出に係り、貴族院の審査を終るに至らずして議會閉會を告ぐ。會期中政府の提出に係るもの約三十四件、衆議院の提案にかゝるもの五十七件、貴族院の提出にかゝるもの三件（東京都制法案、千代田縣設置に關する法律案、東京都千代田縣組合法案、何れも貴族院を通過し、衆議院に於て未決の儘となる）なり。其內兩院を通過したるもの三十九件あり。

六　質問と答辯

本會期中衆議院より提出したる質問書五十五件、貴族院より提出せるもの六件、外交に關する件最も重きを爲したり。

外交に關する質問——衆議院に出でたるもの十餘件を以て數ふ『議會に對する內閣の態度及外交に關する件』（大石正巳提出）『外交に關する件』（野間五造提出）、『外交に關する件』（佐々友房）、『同上』（工藤行幹）『同上』（島津忠亮）等を主要なるものとす。其內容は孰れも北淸事件の經過、英獨協商の事、露淸密約の事、鎭海灣に對する件（此項は臼井哲夫の提出する所）にして、政府は之に對し、書面若くは口頭を以て一々答辯を與へたるが、獨り露淸密約の有無、若し之れありとせば帝國政府の態度如何といふに對しては、巧みに答辯を避け、滿洲撤兵の事に關しては『政府は公然たる露國の言明と淸國を保全せむとする列國の主旨とに依賴す』といひ、英獨協商の範圍に付ては『政府は之を解釋して淸國全領土に關するものと認むとなし、又た獨國宰相ビューロー伯が英獨協商の淸國なる語に滿洲を含蓄せずと演說したりとの說に對しては、『政府の態度は之が爲めに毫も影響を受くる所なし』と辯解したり。

官紀に關する質問——本期議會開會の前後より、司法官增俸問題なるもの起りて、頗る世の視聽を惹きたり。近く歐米を巡回して歸來せる法官十餘名、之れが主動者たり。政府之に聽きて豫算案中司法官の增俸を編入したるも、遂に衆議院の否決する所となるや、增俸運動は更らに火の手を揚げ、頻りに當局大臣の無能を鳴らし意見書を發表し、貴族院議員を遊說して、之れが復活を圖りたり。其言動は官職を帶ぶる者の云爲として頗る非議すべきもののなき能はず。爲めに官紀の振肅を呼ぶもの漸く多く、貴族院に於ては松平正直外數名より、衆議院に於ては後藤文一郎等より『政府宜しく斯る法官に對して責任を明かにせしめざるべからず、政府は之に對して如何なる措置を爲すか』の質問書を出せり。政府の答ふる所は『目下調査中なれば、其結果に依り、相當の處分を施すべし』といふにありき。

地方秕政に關する質問——島田三郎の提出する所にして靜岡、佐賀諸縣に於ける地方行政の紊亂に對して、政府の矯正方法を問ふに在りき。提出理由の演說中、井上角五郎緊急動議を出し、會期切迫の故を以て

質問演說を中止し、先づ日程に入るべしといふ。動議成立したるも、之れが可否を決するに至らずして、此動議は議員の發言權を蹂躙し、惡例を貽すものなりとの議論非政友會派より紛起し、罵聲、怒聲相繼ぎ議場甚だ紛擾を極む。井上止むを得ず、動議を撤回して漸やく鎭靜に歸するを得たり。

七 雜件

決算――政府は本期議會に、明治三十年度の總決算及同特別會計決算を提出し、兩院は異議なく之を是認したり。衆議院は別に審査未了の儘に葬りし明治二十四年決算を審査し、亦悉く之を是認したり。

承諾を求むる件――政府の提出したるもの法律二件、會計四件にして、何れも北清事件費の事後承諾を求むる件なり。財政上緊急處分の件（勅令第二百七十七號）は、淸國事件に關する經費、支辨を三基金の特別會計に屬する資金より使用するの件にして、兩院は異議なく承諾を與へ、馬匹輸出禁止の件（勅令第二百九十四號）亦異議なく、會計に屬するもの（明治三十二年度豫備金支出の件、同特別會計豫備金支出の件、同豫備金外に於て豫算外支出の件）亦皆承諾する所となれり。

上奏――本期議會上奏案の出でたるものの貴族院に於ける臺灣法官憲法保障の件（谷干城提出）あるのみ。本案は少數にて否決となれり。

建議――貴族院の一件、衆議院に三十一件（內可決したるもの十九件）あり。豫算案の欵項改正に關する件（工藤行幹提出）請願法制定の件（平岡萬次郎提出）等の外別に重大なるものを見ず。

請願――衆議院に於て受領したるもの千二百二十七通、內採擇に決したるもの七十二件、貴族院に於て受領したるもの三十通悉く採擇す。

英女皇哀悼――三十四年一月二十二日英國女皇ヴィクトリア陛下崩御、二月二日大喪を行ふ。兩院此の日會議を休止し、代表者を英國公使館の弔祭式に參列せしめたり。

閉會――第十五帝國議會は、三月二十四日を以て會期を了り翌二十五日貴族院に於て閉院式を行ふ。

第五十四節　第十六議會（明治三十四年十二月十日開會 同　三十五年三月九日閉會）

第十六議會

開會前の政局

一　開會前の政局

伊藤內閣の動搖――政府は幾多の難局を排して、兎も角も無事に第十五議會を終はり、辛ふじて增稅案の通過を得たり。然れども三十四年度に於て、法案實施の結果增收し得べきものは僅々七百萬圓のみ。單に同年度の北淸事件費見積額に比するも、尙ほ一千七百萬圓の不足を生ず。加ふるに、既定公債支辨に屬するもの、三十四年度に於て六千三十六萬餘圓あり、伊藤內閣の前途には未募集の公債一億七百九十六萬餘圓、加ふるに臺灣事業公債三千五百萬圓、合計壹億四千二百餘萬圓あり）、而して外に三十三年度に於て、北淸事件の爲め支出したる基金の增補を爲さゞるべからざるなり、第十五議會は無事に豫算案を通過したりと雖も、如何にして此豫算を實行すべき乎、是れ閉會後政府が直に逢着せる難關なりき。此に於て乎、大藏大臣對各大臣との意見の衝突となり、是れより內閣大に動搖す。

事業繰延――第十五議會閉會して僅々一週間を經ざるに、政府は早くも動搖を初じめたり。三月三十一日、渡邊大藏大臣伊藤首相に告げて曰く『目下經濟界の趨勢を以て按ずるに公債を募集して官業を遂行するは、我が財政の基礎を危ふする所以にして、斷じて之れに據る能はず。三十四年度豫算の實行は、唯だ事業繰延（三十四年度分中止）の外なし』と。伊藤又た已むを得ずと爲し、之を閣議に付す。閣議頗る沸騰したり。蓋し政友會出身の大臣、末松・松田・金子・原等、皆內閣組織の當初より渡邊に慊焉たるもの、今や突如として其人の事業繰延といふに會ふや、是れを以て彼れを排斥すべきの時機と爲し、皆齊しく事業繰延の

不可を爭ふ。政友會亦外間より聲援を與へ、總べて攻撃を渡邊に向けたり。中立の大臣加藤・山本・兒玉等、兩者の間に立て調停を試みたりと雖も容易に解けず。伊藤又た板挾みの地位に在りて、優柔自ら斷ずる能はず。渡邊當初の意見たる全部中立を部分繰延となし、其款項費目等の上に於て反對派を納得せしめたり（其結果繰延額を約三千萬圓と豫定したるも、實際繰延得べきは約八百五十萬圓に過ぎざりしといふ）、斯くて事業繰延問題は事實上渡邊の勝利に歸したりき。

內閣瓦解す——繰延問題如上の決定を得て三十四年度豫算の實行を處理することゝなりたるが、此問題の解決と前後して、渡邊は更らに三十五年度豫算編成に對する意見書を、伊藤總理大臣に致せり。其意見は云ふまでもなく、三十五年度に於ては、一切事業を中止すべしとの趣旨に出でたり。一波僅かに收まりて一波復た起り、閣議は十五、十六日の兩日に亙りて開かれ、更らに同二十三日に於て開かれたり。閣議は會を重ぬる每に平和を缺き、三十日の閣議に於て、數番の大激論を殘したる儘全く破裂し、末松・松田・原・金子等席を蹴つて去る。伊藤之れを如何ともする能はず、翌五月五日、闕下に伏して辭表を捧げ、各大臣亦之に續く獨り渡邊留まりて動かざりしと雖も、後ち諭旨辭表を上るの已むべからざるに至れり。伊藤首相の辭表を捧呈すると共に、樞密院議長西園寺公望內閣總理大臣臨時代理を命ぜられ、後ち數日、伊藤の辭表愈々聽許せらるゝに及むで、西園寺更めて臨時總理大臣を仰せ付かれたり。

桂內閣成る——例に依りて後繼內閣組織に付き、元老會議は開かれ、山縣・松方・西鄕・井上等鳩首凝議す。初め西園寺臨時首相として其儘本官に移らしむるの議あり、西園寺內閣の呼聲高からざるに非らざりしも、彼れは固辭して受けず。議は轉輾して、遂に伯爵井上馨に來れり。五月十六日、井上宮中に召されて新內閣組織の大命を受く、井上已むことを得ず、兎も角も之れに着手するの意を決し、計畫稍々進みたるに際し、心竊かに新內閣の要職に充てむことを期したる子爵桂太郎等、就任を肯ぜず、其他事每に豫期と違ふも

の多く、四月二十三日、遂に組織辭退の旨を聖聽に達せり。而して此間一方に於ては桂内閣組織の準備着々として進み、二十五日山縣・松方・西郷・井上四老の會議により、桂推薦の議は決せられ、山縣・松方の兩元老卽日之を上奏し、翌二十六日桂は宮中に召されて大命を拜し、卽日先つ大磯に伊藤侯を訪ひ、越えて二十八日參内して伊藤の再起せざるべからざる旨を上奏に及びたり。三十日伊藤召されて參内し、其結果同日新内閣組織の大命を重ねて桂に下りたり。此に於てか六月一日組織準備の成りたる旨を上奏し、翌二日、親任式の擧を見るに至れり。

任内閣總理大臣　子爵　桂　太郎
任内務大臣　男爵　内海忠勝
任大藏大臣兼外務大臣　曾根荒助
任遞信大臣　子爵　芳川顯正
任農商務大臣　平田東助
任司法大臣　清浦奎吾
任文部大臣　菊池大麓

海軍大臣は山本權兵衛、陸軍大臣は臺灣總督兒玉源太郎之を兼ね、依然留任したり。後ち清國駐劄全權公使小村壽太郎を召還して專任外務大臣となし、兒玉兼任を辭するに及びて參謀次長寺内正毅陸軍大臣に任ぜられる。

外債談の失敗――新内閣成立後、政府は當面の急務として前内閣より繼承したる公債支辨事業の始末を爲すべく、軍事公債五千萬圓を米國シンヂケートに賣却するの談判を開始したり（三十四年事業繰延は前内閣の決定に依り九百萬圓、臺灣銀行借入金返濟を見合して六百七十一萬圓、合計壹千五百萬圓を差引くも、政

星亨市役所で刺殺さる

伊藤歐米漫遊の途に上る

府は三十四年度に於て尙ほ處理せざるべからざる公債支辨不足額五千四百萬圓を有したり)、而して賣債談は九仭に達して僅に一簣に於て成功せず、思ひがけなく破談となりしかば、政府の狼狽一方ならず、更らに別種の方法を講じて、其缺陷を補塡せざるべからざるに至りぬ。此に於て政府は頻りに遣繰計算を爲し、結局二千五百萬圓を預金部に引受けしめ、一千四百七十萬圓を償金部に繰替へしめ、而して殘り千四百萬圓は三十四年度の歳入剩餘金を以て之に充つることゝしたり。

政友會の推移――政友會と桂內閣とは、本來よりいへば、氷炭相容れざる關係なり。然れども其總裁伊藤侯は桂內閣組織當時より多少之に助力を與へ、成立後と雖も、表面より敵意を示さず、而して一方に於ては其率ゆる政友會に對して『如何なる內閣起るも、余は決して政友會を不面目なる地位に立たしめざるべし』と慰撫し、其の輕擧盲動を戒めたるが故に、所謂愼重の態度を以て、徐ろに政府の言動を觀望したりき。後ち幾ばくもなくして袖領星亨、市役所樓上刺客の手に斃れ(六月二十一日)、爲めに政友會は大打擊を被れり。是れより前、地方の各支部は政友會當初の立言徒らに美にして毫も實行の之に伴はざるを憤り、屢々人を中央に派し、書を表して本部を詰問す。星歿して以來、動搖漸く多きを致し、加ふるに中央に於ては、舊自由派、伊藤直參派の軋轢一層火の手を揚ぐるあり、本期議會の召集近づくに從ひ其紛擾愈々太甚しきに至れり。伊藤自ら其煩に堪へず、病氣療養に托して、飄然歐米漫遊の途に上る(九月十八日)。去るに臨み黨員に諭して曰く『現內閣に對する、苟くも國家に不利益を爲さざる限りは、漫りに反對するの要なし。宜しく愼重の態度を取るべし』と。云ふ所頗る漠然、皆な其歸向に迷へり。開期迫るも明白に細目に亘りて其態度を定むる能はざりき。(院內總理尾崎行雄が善意惡意兩樣遣ひ分けの演說を試みたるは此時なり)。

憲政本黨の態度――憲政本黨は前議會中、三十餘名の黨員を失ふて愈よ逆境に立てり。而して其の新內閣に對する態度も亦頗る曖昧なりき。議會召集漸く近づくに及び、對議會方針として左の諸項を議決したり。

一、東亞の形勢に對しては、帝國と利害を同うする與國多し。帝國は主として一層緊切なる提携を講ずべき事。

二、帝國の利益に基き、隣邦を保全擁護する爲め常に列國と權力の均衡を維持すべき事。

三、滿洲目下の變態は、殊に東亞の平和に害あり。速に其常態に復せしむべき事。

四、朝鮮に於ける帝國の位地は兩國利害の關係緊切なるに比して鞏固ならず。之が經營を全ふすべき事。

五、東亞多事の時局に處し、其經營に遺算なからしむる爲め、政府に亞細亞局を創設すべき事。

六、通商を奬勵せしむるの途に於て、政府は從來施設すること尠し。將來大に力を茲に用ふべき事。

七、行政組織を改革し、政務を簡易敏活にすべき事。

八、官紀を振肅し、官吏の責守を明にすべき事。

九、地方の政弊を刷新すべき事。

一〇、歳入は主として間稅に採り、地租等を輕減して地方の財源を豐にすべき事。

一一、政府經營の事業中、緩急を計りて之を緊縮し、公債支辨に屬するものは、當分普通歳入支辨に移すべき事。

一二、公債を整理すべき事。

一三、濫費を防ぐ爲め、會計の統一を謀るべき事。

一四、補助費の濫出を防ぐべき事。

一五、政府の工事及物品供給を統一する爲め、別に一省を置くべき事。

帝國黨——帝國黨は新内閣組織の翌日決議して「現内閣は我黨と其主義方針を同ふするものと認む」とい

へり。對議會方針、又た之より打算す。

黨派別――衆議院事務局の調査にかゝるもの左の如し。

政友會……………一五九　憲政本黨…………………七〇　三四倶樂部……………………二六

帝國黨……………一三　無所屬……………………三二

二　兩　院　の　開　會

明治三十四年十二月七日東京に召集せられ、召集當日兩院は各員の所屬を定め、及び部長理事を選擧して成立を告げ、越へて十日車駕親臨、開院式を擧行せらる。開院式の翌日、兩院は全院委員長及常任委員等を選擧したり。貴族院全院委員長には公爵徳川家達當選し、衆議院に於ては杉田定一當選したり。

豫算總額――明治三十五年度歲入出總豫算は計上せられたる豫算總額左の如し。

歲　入……合　計……………………………二七八、三五二、四四二圓

　經　常……………………………二二四、七五五、八二六

　臨　時……………………………五三、五九六、六一六

歲　出……合　計……………………………二七五、七五一、一九四

　經　常……………………………一七七、六四一、四一二

　臨　時……………………………九八、一〇九、七八二

歲入有餘……………………………………二、六〇一、二四七

之れを前年度に比較すれば、歲入經常部に於て千七百二十一萬五千百五十六圓を增し、臨時部に於て千六百三十五萬九千七百十七圓を減じ、歲出經常部に於ては千二百九十六萬五千二百三十九圓を增し、臨時部に於て六百六十五萬五千九百九十九圓を減じたり。而して有餘金二百六十餘萬圓は、別に提出する所の追加豫

算臺灣經費補充金の財源に充用する計畫なり。

財政方針――本期議會開會の劈頭(十二月十二日)、大藏大臣曾根荒助衆議院に臨みて、財政方針に關し、一場の演說を爲せり。其大要を左に錄す。

三十五年度に於ける公債事業費に關聯して、先づ清國賠償金及增稅收入の用途に就き大要を述べむに、清國賠償金は約五千萬圓にして、四分利付債券を以て受取る筈なり。此中約二百五十萬圓は個人の損害に充つる豫定なる故、此分は別計算となし、殘額四千七百五十萬圓、之を八掛となし、即ち實價八十圓の相場を以て之を預金部に賣却するの計畫なり。而して此賣上代三千八百萬圓は、明年度に於て國庫の收入となる計算なり。又前議會に於て、諸君の協贊を經たる增稅の結果、明年度に於て酒稅及砂糖稅の增收入額は二千百萬圓の豫定なりしが、此内酒造に於ては、持越酒類の例年より多き爲め、多少の減少あらむも、尙は明年度に於ける所の增收優に二千萬圓前後に達する見込なり。之を清國債券賣却代三千八百萬圓に合し、國庫に五千八九百萬圓の餘剩を生ず。之を以て第一に清國事件所要費額二百五十萬圓、同事件支辨の爲め支出したる軍艦水雷艇補充基金元利合せて二千四十萬圓餘を補塡し、及同事件支辨の爲め借入るべき金額六百萬餘圓を返濟し、其他同事件の爲め要する恩給、一時賜金、復舊諸費等の償却に充つる爲め、臨時に公債約千百五十萬圓餘の償却をなすの計畫にして、此等の北清事變費償却に要する所の高を合せて三千八百萬圓の諸費を支辨するも、尙は千七八百萬圓の殘餘を生ず。この殘餘金は之を公債事業費に振替支辨する見込なり。政府は深く經濟界の趨勢に鑑み、將來の利害を顧慮し、明年度既定年割額に二千三百餘萬圓の中、凡そ六百餘萬圓は之を後年度に繰延ぶることゝなし、其殘額千七百餘萬圓に對しては、總て公債募集を見合せ、一般歲入を以て支辨することゝ致したり。尤も臺灣特別事業費に對する公債は、特別會計に屬する故、一般會計の歲入を以て預金部所有の公債を買上消却し、更に其賣金を以て臺灣事業費の公債募集に應ずる事とせり。公債の募

集を見合はすと相俟て、市場の金融に大なる緩和を與へ、經濟界に有益なる效果を收めしむることは、堅く政府の信じて疑はざる所なり。

即ち三十五年度に於ては、一切公債募集を中止し、淸國賠償債券を預金部に賣却して、國庫の臨時收入となし、之に增稅收入を合せ、之を以て北淸事件諸費を支辨し、且つ從來の公債支辨事業に振替支辨せむとするものなり。顧ふに前年增稅の理由は、先づ北淸事件費を支辨し、基金を塡補し、且つ必要ある時は、公債事業費に繰替支辨せむとするにありしが、本期に於て政府の計畫せる增稅は、主として公債事業に使用し、北淸事件費は一に淸國債券に仰ぐことゝしたるなりき。明年度既定年度額六百餘萬圓の繰延は、主として鐵道經費に係るものにして、第一期鐵道建設費千三百五十一萬三千三百餘圓（三十五年度割額）一千四百四十一萬六千五百餘圓を繰延べ、官設既成鐵道改設費三百八十五萬三千圓中、二百三十二萬九千五百餘萬圓を繰延べ、即ち合計六百餘萬圓の繰延を行ふ計畫なり。

査定の方針――政友會は政府が淸國賠償金を經常歲入に編入するに反對し、未領收の償金を豫算せるの不都合を詰り、又た公債支辨に屬する事業を普通歲入を移すの法律未だ決定せざるに、此法律を基礎として、豫算を編成したるを難じ、委員會に於ても頗る反意を示したり。既にして査定方針を定めて曰く、(一)經常臨時共に、新要求を削減すること、但し緊急已むを得ざる事件は、此限りに非らず。(二)增俸及增給は之を認めざる事、但し已むを得ざるものは此限りにあらず。(三)新要求の休職給を削除する事。(四)廳費增加を認めざる事等。

政府と政友會の交渉

政府と政友會の交渉――査定方針は漸く決定したれども、この決定と相前後して、政友會は政府反對の決議を爲し、之れが結果として淸國償金特別會計法案、國債證券買入銷却法廢止法案を不認する事とし、又た既定公債事業は三十五年度に於て普通歲入に振替支辨するの必要なきものと爲し、政府提出の鐵道敷設法

松田正久
尾崎行雄
帝國ホテル

中、改正案を不認する事、及び行政及び財政整理の趣旨に基き、豫算を査定し其他の條件を議決する事を定め、前記二條の提出に及びたりしかば、政府は頗る懊惱し、「清國償金を特別會計とすといひ、公債支辨事業を普通歳入に移すを不認すといふが如きは、是れ政府の財政計畫を根抵より覆さむと欲するものなり」と言明し、結局桂首相より人を以て政友會首領に會見を求むるに至りたり。政友會之に應じて松田正久・尾崎行雄の二人、帝國ホテルに政府の委員桂・山本の兩相と會し、第一回の交渉會を開く、而して此會合に於ては、相互大體の所見を交換したるまでにて、何等の決定を見ざりき。初め交渉を開始せらるゝや、政友會中、軟硬の兩派あり。一は若干の條件にて交渉すべしとなし、他は飽くまでも決議當初の精神を貫くべしと主張せり。兩者の暗闘頗る盛にして、而も硬派常に優勝の地に在り。政府大に之れを苦慮し、政友會と夤縁深き井上伯に懇請して妥協に斡旋せしむ。斡旋稍々効あり、兩者井上伯の邸に會して第二回の正式交渉に入るの準備會を開き、意志大に疎通するを得て屢々案を更めたる後ち、政友會側より左の妥協案を出せり。

一、政府は豫算案を撤回し、政友會は同時に清國償金特別會計法案を撤回する事。
一、政府は清國償金國庫收入分の確定せるものなる事を立證する事。
一、政府提出の豫算に於て、清國償金代價を七十圓替に低減する事。
一、政府は衆議院の豫算査定方針に基ける査定に同意する事。
一、政府は行政財政の整理を決行するの實を擧ぐる事。

即ち政友會は償金を普通歳入に繰入るゝ事、公債支辨事業を普通歳入にて支辨することに付ては政府に讓步し、其代りに償金の賣却八掛けを七掛となさしめ、之れが收入の確實なることを立證せしめ、併せて衆議院豫算委員會の査定案を承認せしめむとするものなり。然るに政府側にては、此讓步をも倘ほ不滿足となし、更らに國債買上銷却廢止案を撤回することを迫り、査定方針に關する事兩政整理の事等に就ては、可成

く明白なる言責を與ふることを避けむとせしかば、井上邸に於ける交渉は、八分通り成功せむと欲して、却て全く不調の結果を見るに至りたり。斯くして正式に第二回の會見に入り、果して不調の儘立分れたり。然れども政友會に於ける軟派の術策甚だ巧みにして着々効を奏し、政府亦政友會内部の必らずしも政府反對を希ふものに非らざるを見て、毫も失望の色を示さず、『既に清國償金、公債支辨の問題を放擲す、今少し衆議院委員會に於ける査定案の削減を寛にせば政府必らず滿足すべし』と聲言したり。軟派議員は査定案漸く成り、代議士總會の下相談に付せられたるとき、終に委員會の削除したる臺灣兵營廳舍營繕費を復活せしむる事としたり。政府は軟派の術策と相呼應して、再議の交渉を政友會に求め(二十五日)、茲に第二次の交渉會を開く大勢既に硬派の利に非ざるがゆへに、其交渉は容易に進み、前記の妥協案中第四項を左の如く改めたるのみにて妥協を遂げたり。

一、政府は衆議院の豫算査定の大體に對しては同意を表する事、但し其款項、特に既定歳出は尙ほ審議中に屬するを以て、議決の結果により之を定むる事。

此の妥協成るや、硬派の激昂頗る甚だしく、爲めに軟派の主謀者と指目されたる井上角五郎・重野謙次郎・田健次郎の三名に除名處分を爲し、辛うじて平穩に復するを得たり。

豫算案の撤回——斯くて政府は十二月二十六日の議場に於て、形式的に清國賠償金の確實なる所以を證言し、引續き三十年度總豫算並に附帶各豫算案を撤回し(清國債券八十圓替と見積りたるを七十圓替に改むる爲めなり)、後ち數十分にして再び之れを提出し、これと同時に政友會亦清國償金特別會計法案を撤回せり。修正豫算の總額左の如し。

歳入總計……………………二七三、五九五、〇四二圓

歳出總計……………………二七〇、九九三、七八八

諸國債券賣却替を八十圓より七十圓と爲したるがため、臨時歳出入の部に於て、四百七十五萬七千四百圓を減じたる譯なり。

衆議院の決定――豫算委員は同日より直ちに審査に着手し、翌二十七日に至り容易く審査を終はり、二十八日本議に付し、委員長石田貫之助其經過及び結果を報告したるに、査定案は大體に於て殆ど政府案を改むる所なく、衆議院は悉く委員會の査定に同意を與へたり。而して討議中、政府が諸種の質問に答ふるに際し、桂首相の口より、必らず兩政整理の實を擧ぐべきことの確答ありたり。兩政整理の實を擧ぐべきことは、政友會の私議に屬するものなりしも、此に至りて純然たる衆議院に對する政府の公約となれり。

貴族院の脅議――貴族院は三十五年一月十八日、豫算委員總會を開き、爾來數回の分科會審議に於て、衆議院の削減せし費目（司法の俸給、郡長の俸給、窯業試驗所費、商工事務官費の一部）を原案に復活したるが、豫算委員總會は司法官增俸の件のみを復活したる時、其他は何れも衆議院決定を是認し、二月八日の議場に之を報告せり。本議は又た大多數を以て修正（其額八萬六千圓）案を是認し、其他は悉く衆議院の決定に協贊を與へたり。

兩院協議會――衆議院は貴族院の修正に同意する能はずとして兩院協議會を要求せり。兩者各々其院議を固執して相下らず、採決の結果、十一名に對する八名の少數を以て、貴族院說を否決し、衆議院說を成案とせり。衆議院は滿場一致を以て此成案を可決したるが、貴族院に於ては、異論紛出し、無記名採決の結果、漸くにして協議會の成案を可決するを得たり。此に於て總豫算案全く成立する。

追加豫算――本期議會に提出せられたるもの三十四年分七件（別に特別會計豫算追加に屬するもの一件、豫算外國庫の負擔となるべき契約を要する所のもの一件あり）三十五年度分七件（別に特別會計追加に屬するもの六件、豫算外國庫の負擔となるべき契約を要するもの六件あり）にして、其費目及可否の決を一括し

て之を左に掲ぐ。

三十四年度追加豫算

三　三十四年度追加豫算

○第一號追加（一般歳計追加）兩院は異議なく原案に協贊を與ふ。

○第二號追加（一般追加）此案に對しては會計法違反問題に關聯して議論頗る多く、田口卯吉・金岡又左衛門等本案を返戻して政府の再考を求むべしと說きたれども、結局原案を可決し、又た貴族院の協贊を得たり。

○第三號追加（臺灣經費補充金に關する件）兩院とも異議なく協贊を與ふ。

○第四號追加（製鐵所創立費に關する件）製鐵所創立費の增額を計畫せしものにして、政府は其增資額を百五萬四千三百八十八圓とし、之れを二箇年の繼續費と爲し、三十四年度に於て五十四萬九千八百一圓を要求す。本案は卽ち之れなり。而して衆議院は全然之を否決したり。

○第五號追加（政務及び鑛業調査の件）兩院とも異議なく協贊を與ふ（要求費五千六百十一圓）。

○第六號追加（步兵第五聯隊雪中遭難救濟の件）異議なく原案を可決す。

○特第一號（一般追加第一號財源の件）兩院異議なく協贊を與ふ。

○特第二號（故司法省傭外國人に關する件、豫算外契約を要する件）原案を可決す。

三十五年度追加豫算

四　三十五年度追加豫算

○第一號追加（臺灣經費國庫補充の件）是れ別項に掲ぐる臺灣總督府特別會計に對する財源豫算にして、歳入合計三百九十九萬四百四十七圓（經常費二十九萬四百四十七圓、臨時部三百七十萬圓）歳出合計六百四十五萬二百十圓（經常部二十五萬九千六百四十七圓、臨時部六百十九萬五百六十三圓）を計上せり。其內歳入臨時部の三百七十萬圓は公債募集に據るもの、歳出六百十五萬餘圓の內、此公債補充を除きたる不足額二

百四十五萬九千七百餘圓は、一般國庫の歳入を以て之に充つるものなり。兩院の異議なく本案に協賛を與へたり。

○特第一號（臺灣總督府歳計）臺灣の總豫算案なり、計上する所の歳出入總額左の如し。

歳入	合計	一八、八一六、〇一四圓
	經常	一二、六五〇、六九五
	臨時	六、一六五、三一九
歳出	合計	一八、八一六、〇一四
	經常	一三、二二二、二七一
	臨時	五、五九三、七四二

臺灣の歳計は依然未だ獨立する能はず。前項第一號追加案に現はれたる如く、公債募集金と、一般歳入有餘とを以て、合計六百十五萬餘圓の補充を要する計算なり。衆議院は本案に對し、歳出臨時部中の航海費補助に若干の削減を加へたるのみにて協賛を與へたり。貴族院亦然り。

○第二號追加（一般追加）兩院は修正可決したり。

○特第二號（月島丸乘組學生一時賜金）兩院は異議なく協賛を與へたり。

○第三號追加（臺灣經費補充の件）臺灣基隆築港費、及び臨時土地調査等にして、其額百二十萬圓、衆議院は基隆築港費に多少の削減を加へたる上、本案を可決し、貴族院亦協賛を與へたり。

○特第三號（同上）前項經費の要求と相關聯す。

○第四號追加（製鐵所創立費増加の件）製鐵所作業資金不足二百萬圓（一時借入を以て之れに充つ）、創立費増加三十五年度分（三十四年度分、削除せられたること前記の如し）五十萬四千五百八十六圓、同事業調査

費一萬七千九百四十三圓、合計二百六十萬五千八百六十二圓を要求せり。本案は衆議院に於て贊否の議論頗る多く、結局創立費增額は前年度と同じく之を否決し、事業調查費は之を可決し、一時借入にかゝる二百萬圓は一箇年を限るの條件を以て可決し、貴族院亦之れに同ぜり。

○特第四號（前項一時借入金に關する件）可決。

○追加第四號（同上右一時借入を爲さむが爲めに豫算外國庫の負擔となるべき契約を要する件）可決。

○第五號追加（鐵道補助及び建設費に關する件）北海道鐵道に補助を與ふる件、及び京都鐵道の未線（福知山園部舞鶴間）を買收建設せんと欲するもの、其要求額左の如し。

北海道鐵道補助……………………………………十四萬七千四百圓

京都鐵道未成線買收及建設……………………四百三十四萬八百二十一圓

（之れは四箇年の繼續費として三十五年度分として八十五萬八千九百圓を要求す）

而して其財源は、官設鐵道の旅客賃金を引上げ、其益金百萬六千三百二十五圓を得て之に充てむとするなり。本案は幾多の異議を見たる上、兩院を通過せり。

○特第六號（同上官鐵賃金引上げ益金に關する件）可決。

○追第五號（德島鐵道補助に關する件）豫算外國庫の負擔となるべき契約を要するものゝ件として、北海道鐵道に關するものゝ外、德島鐵道の補給を與ふるの計畫を爲し、其豫算を本案中に併せ編入したり。異議最も多かりしも、衆議院は多數にて原案を可決したり。貴族院に於ては德島鐵道の分を否決し、北海道の分は之を可決したり。

○第六號追加（一般追加）修正可決。

○第七號追加（湖南汽船會社補助の件）原案可決。

○追第六號（同上豫算外契約の件）可決。

五　各種の法律案

本議會中、政府の提出したる法律案は、約四十件、衆議院より提出せるもの九十四件、貴族院の提出せるもの六件にして、其内主要なるもの二三の經過を錄す。

鐵道敷設法中改正法律案——財政計畫と關聯し、豫算案と同時に提出したるものなり。鐵道敷設法中改正法律案、北海道鐵道敷設法中改正案の二種ありて、何れも公債募集金を以て鐵道事業費に充つべき從來の規定を改めて、財政の都合に依り他の歳入を以て之に充つることを得との但書を加へむとするものなり。案は簡單なれども、其繫はる所は重大なり。然れども豫算案に就て、政府は多數黨とすでに交涉を遂げたる後なれば、本案の議事は別に聽くべき議論なく、案は容易に兩院を通過したり。

京都鐵道買收案——政府の提出案たり。案は又た鐵道敷設法中改正法律案と稱せり。多少の議論あり、多少の運動あり、終に政友會多數の贊成を得て、衆議院を通過し、貴族院亦贊成を與へたり。

德島鐵道私設延長の件——私設鐵道會社に鐵道敷設許可の件に關する法律案にして、同鐵道補給に關する本案なり。議論大に紛起し、記名投票を以て採決の結果、七十五名に對する百三十四名の多數を以て之を可決したるが、貴族院に至りて否決となれり。

國債證券買入銷却法案——松田正久等政友會側よりの提出にかゝる清國償金特別會計法案と共に、政府政友會間の問題となりたるものにして、清國償金特別會計法案は之を撤回し、この案のみ殘したるなり。政府反對せるにも拘らず、衆議院は實施期限に修正を加へて之を可決し、貴族院に送付したり。而して同院は之を否決し去りたり。

臺灣律令問題——政府は臺灣の狀態未だ內地と同一の法令を以て律すべからざるものありと爲し、明治二

十九年法律第六十三號の命令權有効期限を三たび三箇年間延長し、明治三十八年三月三十一日迄に及ぼすの希望を以て本案を提出したり。衆議院の多數、初めは之に多大の修正を加へむとせしが、政府の原案を維持するの意氣甚だ熾なりし爲め、枉げて賛成する事となり、會議の當日、强硬なる反對說ありたるも、悉く少數にて倒れ、終に之を可決したり。貴族院に於ても質問續出、形勢稍々不穩なりしも、採決の結果は大多數にて原案可決を見たり。

選擧法別表改正案――明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選擧法別表改正案なり（政府提出）同法律制定後人口增加の結果として、新たに市制の施行せられたるものに就き、市郡選出の議員合計十二人の增員を爲さむとするものにして、別に末尾に但書を加へ、爾後は尠くとも十ヶ年間之を更正せざる事としたり。衆議院は此の但書を削除して可決し、貴族院は但書を復活して原案を可決し、衆議院も終に之れに同意したり。別に議員より佐渡、淡路及び天草の諸島嶼を獨立選擧區とするの案を提出したりしが、兩院は修正して佐渡一島に限り、之れに協賛を與へたり。

刑法改正案――本期も亦貴族院を通過したるも、衆議院に至りて審査を終る能はざりき。

骨牌法案――政府の提出にして、歲入增加を目的としたる計畫に出づ。製造所一個所每に年額六十圓を課稅し、骨牌一組每に二十錢を課せんと欲したるもの。兩院之を可決した。

樟腦專賣法案――粗製樟腦及樟腦油の專賣制を擴張して、內地及臺灣に共通施行するの案なり。衆議院は修正可決し、貴族院は之を否決する。

鷄卵輸入稅改正案――後藤文一郎の提出なり。支那輸入卵に九割の稅を課すべしといふに在り。內地鷄卵商之れを通過せしめんと欲して醜陋なる運動を爲したるが爲め、一時の物議に上ぼりしが、衆議院は修正して二割五分の改正に決し、貴族院亦た之を可決せり。

六　日英同盟

日英協約の發表――三十五年二月十二日、政府は貴衆兩院に於て、日英兩國同盟協約の成立を發表したり。總理大臣桂太郎は貴族院に臨み、外務大臣小村壽太郎は衆議院に臨み、簡單に成立の顚末を演說し、該協約の全文を朗讀せり。兩院議場は大拍手を以て之れを迎へたりき。その協約全文左の如し。

日英同盟協約全文

日本國政府及大不列顚國政府ハ、偏ニ極東ニ於テ現狀及全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ、且ツ淸帝國及韓帝國ノ獨立ト領土保全トヲ維持スルコト、及二國ニ於テ各國ノ商工業ヲシテ均等ノ機會ヲ得セシムルコトニ關シ、特ニ利益關係ヲ有スルヲ以テ茲ニ左ノ如ク約定セリ。

第一條　兩締盟國ハ相互ニ淸國及韓國ノ獨立ヲ承認シタルヲ以テ、該二國孰レニ於テモ、全然侵略的趨向ニ制セラルルコトナキヲ聲明ス。然レドモ兩締盟國ノ特別ナル利益ニ鑑ミ、卽チ其利益タル大不列顚國ニ取リテハ、主トシテ淸國ニ關シ、又日本國ニ取リテハ、其淸國ニ於テ有スル利益ニ加フルニ、韓國ニ於テ政治上並ニ商業上及工業上格段ニ利益ヲ有スルヲ以テ、兩締盟國ハ、若シ右等利益ニシテ別國ノ侵略的行動ニ依リ、若クハ淸國又ハ韓國ニ於テ、兩締約國孰レカ其臣民ノ生命及財産ヲ保護スル爲メ、干涉ヲ要スベキ騷擾ノ發生ニ因リテ侵迫セラレタル場合ニハ、兩締約國孰レモ該利益ヲ擁護スル爲メ必要缺クベカラザル措置ヲ執リ得ベキコトヲ承認ス。

第二條　若シ日本國又ハ大不列顚國ノ一方ガ、上記各自ノ利益ヲ防護スル上ニ於テ、別國ト戰端ヲ開クニ至リタル時ハ、他ノ一方ノ締約國ハ嚴正中立ヲ守リ、併セテ其同盟國ニ對シテ、他國ガ交戰ニ加ハルヲ妨グルコトニ努ムベシ。

第三條　上記ノ場合ニ於テ、若シ他ノ一國又ハ數國ガ該同盟國ニ對シテ交戰ニ加ハル時ハ、他ノ締盟國ハ來リテ援助ヲ與ヘ、協同戰鬪ニ當ルベシ。媾和モ亦該同盟國ト相互合意ノ上ニ於テ之ヲ爲スベシ。

第四條　兩締約國ハ孰レモ他ノ一方ト協議ヲ經ズシテ、他國ト上記ノ利益ヲ害スベキ別約ヲ爲サザルベキコトヲ約定ス。
第五條　日本國若シクハ大不列顚國ニ於テ、上記ノ利益ガ危殆ニ迫レリト認ムル時ハ、兩國政府ハ相互ニ充分ニ且ツ隔意ナク通告スベシ。
第六條　本協約ハ調印ノ日ヨリ直ニ實施シ、該期日ヨリ五ケ年間效力ヲ有スルモノトス。若シ右五箇年間ノ終了ニ至ル十二箇月前ニ、締約國ノ孰レヨリモ本條約ヲ廢止スルノ意思ヲ通告セザル時ハ、本協約ハ締約國ノ一方ガ廢棄ノ意志ヲ表示シタル當日ヨリ一箇年ノ終了ニ至ル迄ハ、引續キ效力ヲ有スルモノトス。然レドモ右終了期日ニ至リ、同盟國ノ一方ガ、現ニ交戰中ナル時ハ、本同盟ハ媾和結了ニ至ル迄ハ當然繼續セルモノトス。
右證據トシテ、下名ハ各其政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ之ニ記名調印スルモノナリ。
一千九百二年一月三十日龍敦(ロンドン)ニ於テ本書二通ヲ作ル。
大不列顚駐剳日本國皇帝陛下ノ特命全權公使　林　董　印
大不列顚國皇帝陛下ノ外務大臣　ランスダウン　印
後ち兩院議員は内閣總理大臣及英國公使を招待して聯合の祝賀會を開けり。

七　雜　件

質問と答辯――外交及内政に關する質問書（大石正已提出）を始めとして、衆議院に於て質問書の提出せられたるもの約五十三件。外交質問は政府の無主義方針を詰りたるにあるも、憲政本黨の勢力漸やく振はざるに依りて、餘りに多くの注意を喚起する能はざりき。右の外第五師團付將校不正分捕事件に關する質問、稍々注意を惹き、鑛毒問題に關する質問亦數通に上れり。

上奏及建議――東北大學設置建議の外衆議院に提出せられたるもの四十件、内三十三件を可決し、上奏は一回もなかりき。

事後承諾の件――事後承諾を求むる件は皆な三十三年度の會計に關せり。曰く豫備金支出の件、曰く豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、曰く特別會計豫備金支出の件、特合計豫備金以外に於て豫算超過及豫算外支出の件、曰く清國事件費豫算外支出の件是れなり。皆な何等の異議なく兩院を通過したり。

決算――政府は本期議會に、明治三十三年度歳入出總決算及同年度特別會計決算を提出したり。兩院異議なく之を是認したり。

小衝突――貴衆兩院は根本正（衆議院議員）の提出したる貴族院令改正に關する質問演說中、貴族院の一部議員が、其任期の終身なるを利し横暴を極むるを攻撃し、言往々人身攻撃に亙るものありしより、小衝突を來し、貴族院は村田保の發案に賛同して左の決議を爲したり。

明治三十五年三月五日衆議院に於て、同院議員根本某の爲したる貴族院令改正に關する演說は、貴族院を侮蔑したるものなり。本院は衆議院が斯の如き演說を寛容したるは不法なるものと認む。

衆議院は之を不問に付する事としたるも、議長は唯自己の意見として左の覺書を議場に朗讀したり。各員皆な之に同意を表したり。

貴衆兩院は互に敬禮を以て相對すると同時に、各其權域を恪守すべきものにして、他院の言動を監督するの權義なきものと信す。

請願――衆議院に受納したりしもの三百四十七件、其内七十件を採決したり。

閉院――本期議會は三月九日を以て會期を了はれり、翌十日例の如く貴族院に於て閉院式を行ひたり。

開會前の政局

奥田義人

第五十五節　第十七議會（明治三十五年十二月九日開會 同年同月二十八日解散）

一　開會前の政局

總選擧の結果――明治三十五年八月十日に執行したる總選擧は單記無記名を主義とせる改正選擧法の最初の試驗なりしを以て、世人は皆其の効果の如何を注視したりき。而していづれの黨派を問はず、唯だ選擧法罰則の勵行を政府に望むものゝ如く、政府も亦地方官を戒飭して選擧の自由と公正とを保持するに努めたので、全國の選擧區は、議會開設以來未曾有の平穩狀態を以つて終始したりき。然れども賄賂授受の嫌疑を以つて拘引せられたるもの頗る多かりしを見れば、單記無記名の主義は未だ十分に選擧上の弊害を矯正するに足らざりしが如し。選擧せられたる議員總數三百七十六人にして、其内市より選出せられたるもの七十二人、郡部其他より選出せられたるもの三百四人。之れを黨派別にすれば政友會（准政友會を含む）百八十九名、憲政本黨（准憲政本黨を含む）百五人、帝國黨十八人、三四俱樂部派七人、中立派五十六人と算せらる。又た被選擧人の境遇より類別すれば、新選せられたるもの二百二十八人、再選せられたるもの七十九人、曾て選擧せられたるもの五十三人、初期以來繼續せられたるもの十六人なり。

政府の行政整理――行政整理は桂內閣の議會に對する公約なれば、政府は本期議會開會以前に於て、法制局長官奥田義人を委員長として、銳意各省の整理事項を調査せしめたりと雖も、其の結果は未だ輿論を滿足せしむるに足るものあらざりき。蓋し整理に於て各省の經費を節減し得たる總額は僅に四十萬圓餘に過ぎざりしを以てなり。而して奥田委員長は整理の程度に於て內閣と意見を異にし、自說の到底行はれざるを悟りて、終に九月二十六日を以て辭表を呈出したり。

桂內閣の二大政綱——桂內閣は前期議會以來の大問題たる海軍第三期擴張の豫案を本期議會に提出せんとして上奏裁可を經、是れと同時に、海軍擴張の財源に充つるが爲めに、地租增徵繼續案を奏請して亦　天皇の裁可を得たり。裁可を經たる海軍擴張案の內容は、三十六年度より四十六年度に涉る十一個年の繼續費として、總額九千九百八十六萬三百五圓餘を要し、而して三十六年度に於ては二百六十八萬七千六百八十二圓餘の支出を求むといふに在り、政府の計畫に依れば繼續費九千九百八十六萬三百五圓の中造艦費に要するもの六千二百三十四萬八千二百六十九圓、造兵費二千九百萬一千三百十三圓、建築費八百五十一萬七百二十二圓にして、戰鬪艦、巡洋艦、水雷艇等約八萬噸の海軍力を增加せんとするなり。傳ふる所によれば、初め山本海軍大臣は十二萬噸六箇年計畫を立てゝ閣議に提出したるも、曾根大藏大臣に排斥せられて前記の如き修正を加へたりと。この海軍擴張は頗る輿論の歡迎を受けたりと雖も、之れを最も不人望なる地租增徵繼續案と關聯せしめたるを以て、桂內閣は忽ち難關に遭遇したり。

山伊兩侯の京都會見——桂內閣が海軍第三期擴張、地租增徵繼續の二大政綱を以て本期議會に臨まむとするの決意明白となるや、一方に於ては政友會が頻りに政府反對の聲言を爲すあり、他の一方に於ては民黨聯合の說を傳ふるあり、桂總理大臣大にこれを憂へ、伊藤政友會總裁と會見して政府の意思を疏通せんと努めたりと雖も、朝野の大爭點たる地租增徵繼續案はすでに上奏裁可を經たる後なりしを以て、最初より該案を不認したりし政友會總裁は、唯だ桂總理大臣の說明をきゝ取る外には復た之れを如何ともする能はざりき。尋で十一月二十二日、伊藤・山縣兩侯の會見は京都の無鄰庵に行はれたり。この會見に於て伊藤は政府の財政計畫に對する自家の意見を開陳し、山縣をして之れを桂總理大臣に通ぜしめたるが、彼れと桂內閣との關係は、殆どこの時を以て全く破れたり。

伊隈兩黨首の會見——伊藤の京都より歸るや、時局は急變して一世を聳動したり。彼れは當面の政敵たり

し大隈と加藤高明の私邸に於て會見を爲したればなり。この會見は十二月二日の夜に起り、主人役たる加藤及び侯爵西園寺公望を同席せしめたりしが、その會談の眞相は四日に開きたる憲政本黨大會に於て、大隈の口を藉て發表せられたり。彼れの言明によれば、侯伯の兩黨首は今後國家の重要問題に關して同一行動に出づべきを默契し、大隈は伊藤を以て單純なる元老の立場より國民の代表者たる立場に轉進するの意思ありと認識して、頗る之れに同情を表し、隨て兩黨首の對政府策は、大體に於て其の意見を一致したりと見る。

政友會の決議――政友會は十二月四日を以て開會し、末松總務委員の朗讀したる決議案は、一人の質問もなく、拍手を以て賛同せられたり。その決議案は徹頭徹尾桂內閣の財政計畫を否認するの意味を表明したるものなりき。一に曰く、政府が實行したりと稱する行政及財政の整理は不十分なりと認む。二に曰く、政府の財政計畫は國家經濟と相伴はざる虞あるを以て、從來既に過大に失したる事業は、力めて之を緊縮し、新たに企畫する事業は、十分なる財政整理を待て之れに着手せむことを望む。三に曰く、海軍擴張は之れを是認すと雖も、他の政費を節約して其財源に充て、且正貨流出の激變を來たさざる限りに於て之れを遂行せんことを望む。四に曰く、地租の增徵は既定の期限後に繼續するの必要を認めず。五に曰く、政費膨脹の虞ある議案は、之れを提出又は賛成せざることを期すと。即ち政府の地租增徵繼續には反對なり、海軍擴張には賛成すと雖も、政費を膨脹せしむる計畫は十分之を緊肅すべしといふにあり。

伊藤總裁の演說――この大會に於ける伊藤總裁の演說は光焰萬丈、殆ど一時間に渉れるの大雄辯にして、先づ憲法發布の詔勅を捧讀し、國民は能く憲法發布の趣意に副はむことを努めざる可からずといひ、憲法發布以前又其の以後と雖も、上下往々意見を異にして相乖離する所ありしも、今や憲法の規定する大本に於て、稍々國民の所見歸一するに至りしは國家の幸福なりと述べ、然る後海軍擴張地租增徵の二問題に論及して曰く、

今度の海軍計畫は、既に當局の大臣に向つて明言を致して居る如く、當局者としての計畫は頗る穏當を得たるものと認む。何人も内外の狀勢に照らして、今日の海軍を十箇年間其儘擲て置いてよいと云ふことを斷言するものはない。凡て艦艇の効力は一定の年數があるのであるから、其減少する所の戰鬪力を補ふこと――或は擴張と云ふか或は補充と云はふか、同じことである――又た東洋の均勢を保つ上からは、決して之を無用と認めることは出來ない。是れに付ては政府と我輩の意見が歸一するが、之れと相應ずる手段に至つては違ふのである。之れに應ずるに地租增徵の繼續を以てせんとするのが政府の計畫である。我輩は地租增徵繼續を以てせずして、政府は宜しく政費を節減して此の緊急問題に應ずべしといふのである。（喝采）然るに政府は之れを爲すの餘地なしと認めてゐるが、自分は餘地ありと認めて居る（喝采）然れば何故に地租增徵を繼續することを否なりとするかと云ふに、素より自分も今日の三分三厘の地租は人民の疾苦に堪へざるものであるとは認めない。即ち今日まで拂つて居る納税に澁滯を來たすなど丶云ふことは認めない。併しながら又た農者の負擔は輕ろしとも認めぬのである。私は一國の經濟上に於て、農業は重大のものと認めて居る（喝采）自分の彼此考慮する所では、地租は三分三厘にしても、地方稅・町村費、其他種々の名義に於て賦課せらる丶所のものは、殆ど國稅の倍以上になつて居る所が多いと認めて居る。して見ると是れも甚だ輕しとは云はぬ。且又日本國に散在して居る工業の發達又商業の發達に比しても、此の農業を輕視することは出來ぬと思ふ（喝采）然れば將來に於ても、農者には再び增稅はさせぬかといふに、さう云ふ斷言は致さぬのである。國の必要に應じては農民も亦其の負擔を甘じなければならぬ。一度放せば二度此の負擔を負はすことは出來ぬと云ふ道理はない。斯の如きことは世の中の誤解と認める。之れを再び課すると云ふときは、農業家商業家でも同樣である。獨り百姓だから負擔が出來ぬといふやうな我儘勝手の言を云ふては濟まぬ。

彼れは次に「日本國民は資力の有無に拘らずして、經費を濫出するの弊あり」と云ひ、議會では其の代表者が經費節減を唱へて政府を苦しめて、地方に於ては縣費を增加して顧みざる事實を擧げ、これより日本財政の歷史を說き、更に日清役の結果を述べて曰く、

日清戰爭は大金を使つて大戰をして償金が取れたから、御祭騷ぎとなりて上下之れに依りて驕りを極めたのである。而して今日はどうである。其の御祭のあとが段々消えて往つて、支那から取つた三億六千萬の正金は何處に痕迹を止めて居るか。陸海軍の擴張は結構なものと見なければならない、國威を發揚するには、國防の力がなくてはならぬ。併し是れは利を生む事業ではない。萬一の備へである。利を生む事業にも金が這入つて居らうが、此の年間に於て輸出入はどうであつたか、輸入はいづれも輸出に超過して居る。輸入超過の結果は正貨の外に出るの外はない、五億萬以上の金を僅か七年の間に海外に放逐してしまつた。我が憂とする點はこゝに在り。故に海軍の擴張の如きは已むを得ざるものとして之れを是認するも、同時に輸入に據らざれば出來ない仕事を何れもやつて往かうと云ふことになると、容易ならぬ狀況に陷りはせぬか、玆が着目すべき一番の要點である。

彼れの經濟論は一轉して無經驗なる製鐵事業の攻擊と爲り、無經驗の事業を濫起して供給を海外に仰ぎ、事の輕重緩急を量らざるの非なるを說き、再び地租問題に立ち戾りて曰く、

成る程政府の方向から言つて見れば、地租を百圓の地價に付て八十錢增したけれども、監獄費は以て國庫の支辨に移し、一億五千萬近く地價は平均して減じた。故に歸着する所は、政府の手に殘るものは、僅か四百萬圓位のものしかないと思ふ。所で地方は又どうであるかと云ふと、監獄費を國庫に移して地方の負擔を輕るくした、所がそれに二倍も三倍も使つて仕舞つた。その使つてしまつたのは、或は政治上の仕事に追驅られて居ることも多からう、教育も制度も完うすることもあると考へるが、併しながら其の地方教

育熱に浮かれて、食ふものがなかつたら田を賣つても教育するといふことを言つて居る人があるが、是れは途方もないことである。教育は何を目的とするか、國の富を減じて教育を施し、空論の學者を餘計造らうといふ望みではない（中略）若し地租を繼續せぬと云ふことにでもなれば、ソレだけの餘裕は地方の各地に蓄積する位の考でなければならぬと考へる。

最後に彼れは、政友會は大多數の黨派なるがゆゑに、其の責任の輕からざるに顧み、愼重の態度を以て國務を論ぜざるべからざることをいひ、論議は自由なれども、是非を問はずして政府と爭ふは非なりと說きて、政友會の行動を戒飭したり。

憲政本黨の宣言――憲政本黨は政友會大會と同日を以て亦其の大會を開き、大會協議會に於て決定したる宣言書を可決したり。其要に曰く『今や列國は頻りに船艦を東洋に增派し、勢力の權衡將に破れむとする時に當り、我帝國が力を茲に用ひて勢力權衡の現狀を維持するは亦止むを得ず』、『帝國の財政は日清戰役後年々膨脹し、租稅は數々增加せられ、國民其の負擔に堪へず。故に我黨は絕對に地租增徵に反對す』、『政府は濫りに百般の事業に着手し、徒らに國帑を損耗し、既定の計畫未だ完成せざるに當り、更らに不急の事業を計畫し、空漠粗漫の豫算を設けむとす。これ財政を紊るもの、斷じて之れを矯正せざる可からず』、『又た會計統一を缺き、各省相競ふて經費を濫費する弊、及び追加豫算濫發、補助費濫出の如きは、速に之れを杜絕せざる可からず』、『政府は行政整理を聲言したるも、その成績一も觀るべきものなし。速に行政機關の組織を改正せざる可からず』と。

大隈總理の演說――宣言書の決議了りて大隈總裁は一場の大演說を爲したり。彼れは海軍擴張計畫を是認するに於て、亦政友會總裁と略々其の所見を同うせり。然れども彼れは海軍にも他の一般行政と同じく節約すべきの冗費ありといひ、以て軍政緊肅の必要を道破し、更に日本海軍の無能を鳴らして曰く『今や我日本

人は人口日々增加し、勢ひ世界の各方面に向て、利益及生活の途を求めざる可からず。而して此の捷路は淸韓滿洲に在るも、之れを外にしては米國及び太平洋沿岸、南洋諸島、印度濠洲等到處に求めざる可からず。我出稼人を保護し、並に我が貿易の進路を保護するは、一に國旗の力に依るべく、而して國旗の力は艦隊の力に依つて之れを保護せざる可からず。今日極東の平和を維持するが爲めには、支那海日本海に艦隊の力を集中するの必要あるは無論なり。然れども現時我海軍は二十餘萬の我移民に向て何等の保護を爲しつゝあるか。我出稼の最も多き南洋方面には練習艦のみ、軍艦の隻影を見ざるに非ずやと。彼れは更に日本の富力未だ增加せず、經濟組織も未だ進步せざるに當て、徒らに英佛獨の軍備を羨むに非なりと斷言し、最後に伊藤と會見したる顚末を述べて曰く、

余は終りに於て諸君に告げたきは、刻下政治上の有様が一變するの動機現はれたる一事なり。余は昨日（三日）伊藤侯と加藤の宅に會談したるが、是れ固より偶然の事にして、政治上何等の意味なしと雖も、併し今回の會合は、國民が政治上に活動すべき一の動機となるも知るべからず。諸君も知る如く、伊藤侯は元勳中最も寵遇を蒙りたる人にして、侯爵が永く政治上の位地を占められたるが爲め、今の內閣は海軍擴張地租增徵等、其他大なる問題に付ては、德義上豫め內談を爲すべき筈なるに、今回の計畫に限り、上奏裁可を經たる後、先づ貴族院の六派に示し、次で衆議院議員中に示し、而して最後に伊藤侯に示したりと聞く。若し公私の別なく一切他に內示せずといはゞ、貴族院議員に向ても之れを內示し難き道理なり。然るに其の此に出でざりしは、恐らくは侯の不快を招きたる一原因ならん。侯は內示せられたる政府の計畫に大不同意を表し、政費の膨脹は他日大蹉跌の基なり、宜しく削除を行ふべし、削除して然る後海軍擴張も可なるべしとの議論にて、精密なる注意を與へられしも、政府は斷乎として之を容れず。此に於て明治の元勳、明治政府の中心たりし伊藤侯は、全く民間の一私人と爲り、全然政黨の一首領となりて輿論に

許へ、隱然政府に反對せんとするに至れり。是れ實に侯が三十五年間政治上生活の大變動と云はざる可からず。事此に至る、是れ迄政府に反對するものは、恰も國賊の如くに言ひ做して脅迫したる輩は、抑も侯に對して何と評するや見ものなり。

彼れは斯く語りつゝ、彼れが曾て伊藤と同一の境遇に在りしことを回想して轉た同情を禁ずる能はずといひ、伊藤は永く政府に在りし爲め、其の內部の事情を知悉すること隨て深きがゆゑに、此人の政府反對は今日の情弊を掃清するに於て最も大效あるべしと述べ、次に黨員を戒飭して左の言を爲したり。

我が黨と自由黨又は政友會とは二十餘年間互に相爭ひ、その間民黨の聯合、政黨の成立等、時に集散離合ありと雖も——勿論今後彼我合同の意味なし——伊藤侯の眼中に政友會なく、我輩も國家の大計廣く同志と事を共にする考なり。從來の惡感情を棄て、成るべく同一の歩調を取らざる可からず。然るに從來中央は一致するも、地方に於て大に爭ひたることあり。併し國家の利害の爲めには廉頗と藺相如の如く、如何なるものとも事を俱にせざる可からず。思ふに是よりして沈鬱の政界も活動すべし、活動は進歩を生ず、我黨は確かに一歩を進めたり、諸君願くは努力せよ。

帝國黨と壬寅會——政友憲政兩黨の大會に次で帝國黨の大會（五日）なり、其の決議したる宣言書に言へるあり、曰く近時各國の東洋に對する態度に鑑みるときは、帝國の海軍力を充實するは實に目下の急務なり、曰く北清事件以來、帝國の武威大に揚がれりと雖も、清韓に對する利權擴張の經營は一も見るに足るものなし。曰く既に對外の整頓を圖り、生產力の發達を務むること一日も緩うすべからず。曰く行政を刷新し、財政を整理し、痛く政費を節約して之れを緊切有用の費途に充て、以て經綸の宜しきを制するは我黨の希望なりと。而して一言の地租問題に及びたる語なし。

壬寅會は黨派として組織を有せず。故に從來一人として黨派に關係したるものなく、純然たる實業家若く

は地方の郷紳のみなれば、中立派として最も健全なる分子に富めりと稱せられたり。

二　兩院の開會

本期議會は十二月六日を以て東京に召集せられ、貴族院は例に依り部屬を定めたるのみにて散會したれども、衆議院は議長副議長の選擧に於て多少世人の注目を惹きたりき。憲政本黨は議會召集前の議員總會に於て、在黨の步調を整齊せんが爲に、議長副議長の如きは、總て政友會の指定に一任すべしと議決したるを以て、當日の議長選擧に於て、政友會の片岡健吉は三百三十七票の大多數を以て當選せられたり。而して副議長の選擧に於て、壬寅會所屬の議員は主として憲政本黨の高田早苗に投票したれども、多數は政友會の元田肇に投票したりき。斯くて片岡は議長に、元田は副議長に勅任せられたり。越えて九日　天皇陛下貴族院に臨御せられて開院式を行はせられた。

常任委員選擧規定の改正――政友會の松田正久氏外一名は常任委員の定員を左の如く增加するの提案を爲したり。

△豫算委員……………六十三人　決算委員……………四十五人
△懲罰委員……………二十七人　請願委員……………四十七人

新選擧法施行の結果、議員の員數を增加すること七十六人なるがゆゑに、常任の定員を增加するの必要は論ずるまでもなければ、其の議場に現はるゝや、大多數を以て通過し、本期議會の常任委員は此の改正法に依つて選擧したり。

全院委員長――貴族院に於ては公爵德川家達當選し、衆議院に於ては長谷場純孝當選したり。

三　施政の方針

地租增徵案の提出――地租增徵繼續案は十三日の衆議院議事日程に上ぼりたり。即ち左の如し。

地租條例中改正法律案

地租條例中左の通り改正す

第一條　地租は市街宅地に在ては地價千分の五十、其他の土地にありては地價千分の三十三を以て一個年の率とす。

本條例に於て地價と稱するは土地臺帳に揭けたる價格を謂ふ。

附　則

本法は明治三十七年一月一日より施行す

理　由

臨時艦艇製造費及之に伴ふ諸經費の財源に充つる爲め、明治三十七年以降地租を增徵するの必要あり、是れ本法を提出する理由なり。

政府は地租增徵繼續案の提出と共に、府縣制及び市町村制の改正案を提出し、地租に對する地方附加稅が、從來府縣に於ては本租の三分の一、市町村に於ては五分の一なりしを、府縣に於て四分の一、市町村に於て七分の一に改正することゝせり。

總理大臣の演說――桂總理大臣は地租增徵繼續案の討議に入らむとするに當り、出でゝ施政の方針を演說したり。彼れは先づ日英協約の精神に基き、東洋の平和と帝國の利權を維持するに付て、及ぶ限りの力を盡くし居れるをいひ、此の協約に因て收め得べき成果の大小は、實に國力の努力如何に關するものなりと述べ、次に地租增徵案を提出せる所以を說明して曰く、

來年度豫算は旣に　勅旨を奉じて議會に提出したるを以て、政府計畫の概要は最早諸君の領知せらるゝ所なるべし。政府は宇內の形勢に鑑み、帝國當然の利權を保持せんが爲めに、海軍力を充實するの必要を認

め、其計畫を定めて之れを本期議會に提出したり。抑も國防は平和の保障なり。その充實を期するは我帝國の國是にして、國民の擧げて異論なき所なるを信ず。而して此の計畫の實行に付きては、勿論現在の財政を以て之れに應ずる能はず。公債は之れを內に募ると外に募るとを論ぜず、財政策上時機を得たるものに非らず。故に他に新財源を求むる必要あり。地租の增徵は三十六年を以て滿期となるがゆゑに、期に及びて之を復舊するは固より政府の希望なりと雖も、國家必要の計畫に對し、他に良財源なきがゆゑに、之れを地租に仰ぐの最も確實にして且つ適當なるを認め、玆に政府は地租を增徵するの方針を取りたり。

と。財政整理に付ては、彼れは本期議會に提出したる法律案豫算案等に於て其の結果を示したりといひ、而して政府の執りたる整理の方針に關して、彼れの表言したる所は左の如し。

抑も行政及財政の整理は國運の伸張と事物の發達とに適應するものならざる可からず。卽ち今日の國狀に鑑み復た一意消極的の方針を執るを許さゞるなり。今其大體に就て一言すれば、財政の基礎を鞏固にする爲め、事業の緩急を計りて、其の實行計畫を確定し、又た臺灣特別會計に屬するものゝ外は、前年度と同じく公債募集を避け、彼の從來の國庫繰替勘定に屬するものゝ如きは、賣債收入を以て之れを整理し、又た敎育の方針を確立し、交通機關の整理發達を圖り、治水の方針を定め、臺灣北海道經營の完成を期し、淸韓に於ける帝國の通商貿易上の利益を獲持するの畫策を定めたり。其他裁判所構成に關する法律を改正し、行政の機關に付ても、調査の結果、其の改廢分合を行ひ、必要の機關は之れを新設し、經費の節約すべきものは之れを節約し、以て行政の機能を發揚し、其の行動を敏活ならしむるを期したり。又た地方行政に付ては、自治の制度を改善し、且つ成るべく各團體の負擔區分を明かにして、經費の濫增を制せむことを圖れり。

四　豫算案

本期議會に提出せる三十六年度の豫算は、歳入は經常部に於て二億三千二百五十八萬餘圓、臨時部に於て二千七十二萬餘圓、合計二億五千三百三十萬餘圓を計上し、歳出は經常部に於て一億八千九十六萬餘圓、臨時部に於て六千二百二十七萬餘圓、合計二億四千三百二十三萬餘圓を計上せり。即ち歳入の歳出に超過すること千六百萬餘圓にして、此の金額は別個に提出せる追加豫算の財源に充つる計畫なり。之れを前年度に比すれば、經常歳入に於て約六百四十萬餘圓を增加し、臨時歳入に於て三千五百五十九萬餘圓の減少を見る。又た三十六年度の經常歳出を前年度に比すれば、約三百三十六萬餘圓を增加し、臨時歳出に於ては前年度に比して約三千百九十二萬餘圓を減少したり。

曾根大藏大臣の說明――曾根大藏大臣は十三日の衆議院に於て、總豫算の計數に就て大體の增減を說明したる後、財政計畫の全體に關するを說明を爲したり。彼は『三十六年度の豫算に於ても、前年度豫算の方針たる節約を主とし、政務調査の結果、其の豫算に計上し得べきものは之れを計上し、一方に於てことの緩急を計り、經費の節減若くは繰延を爲すと同時に、一方に於ては國運の進步に伴ひ、急要擱くべからずと認めたるものは、力めて之れが遂行を期するの目的を以て之れを編成したりといひ、事業費の豫算額は既往に比し頗る減退せるを述べて曰く、

明治二十九年以來、戰後經營の結果として、新たに諸般の施設を要したるが爲め、直接に內國に於ける物價賃錢の高低を支配し、經濟界に影響を及ぼすべき事業費のみを算するも、其の每年の支出額は概して五千萬圓以上に達したり。是れ固より當時に於て急施を要する事業の多かりしが爲め止むを得ざるに出でたるものなりと雖も、之れが爲め物價賃銀に多大の影響を及ぼし、金融界に變動を與へたること少しとせず。今や戰後經營も粗ぼ完全を告ぐるに際し、事業費の支出を適度に制限し、以て財政並に經濟をして健全なる發達を期せしむるは、緊要の事なりと認め、政府は明年度の豫算に於て、鐵道建設費兵器製造費に

度て、既定額に對し巨額の繰延を行ひ、以て事業費の源準を保つに力めたり。と。而して政務調査の結果、節減若くは繰延を爲したる金額は約千萬圓にして、政府は此の金額を以て河川改修、電話交換第二次擴張、税關の設備、工業專門學校の新設、其他農工商の振作奬勵に要する等諸般の設備に充てたり。彼れは此等の事項を詳述したる後、海軍擴張の計畫及び之れと關聯したる地租增徵案に就て一言し、最後に公債五千萬圓を賣却して、從來公債募集のため公債を以て支辨すべき事業費にして、國庫内に於て一時繰替となりたるものは、總て之れを整理したるを告げたり。

豫算委員會の經過――政友會と憲政本黨との聯合成るや、本黨の策士中には、開會劈頭不信任案を提出し、一擧して桂内閣を倒さんとするものありしも、初め政友會は之れに應ぜず、先づ豫算案に大削減を加へ、海軍擴張の財源を發見したる上にて地租案を否決するの方略に出でたり。此に於て乎、豫算案に於て行政財政に關する質問を續發し、大に政府委員と爭ひたるも、政府委員の答辯頗る强硬にして、地租增徵の外に海軍擴張の財源なしと斷言し、間々委員の質問を侮辱せんとするの傾向ありしかば、政友憲政聯合軍の領袖等は以爲らく、徒らに政府委員と論爭して曠日彌久せば、或は政府の乘ずる所となりて、聯合軍の內情に異變を生ぜんと。乃ち方略を一變し、直に地租案を以て政府と勝敗を決せんと欲し、表面上豫算問題を以て爭ふの態度を示しつゝ、突然十六日の午前地租委員會を開きて政府案を否決したり。

停會――聯合軍は委員會に於て地租案を否決するや、その日の午後に開いた本議に於て、地租案委員會長大岡育造は日程變更の動機を提出したり。地租案の討議に入らんが爲めなり。依つて大岡委員長の委員會に於ける經過報告の後、桂總理大臣の地租增徵支持演說あり、之れに對し憲政本黨の大石正巳の否決贊成の演說をなしたりしが、田口卯吉は地租增徵に贊成演說をなすと共に、政友、憲政の兩黨を攻擊した。こゝに於て地租增徵案の討議終結し、將に採決の動機出でんとするの瞬間に、片岡議長は恭しく詔勅を朗讀せり『朕

憲法第七條ニ依リ十二月十六日ヨリ、二十日迄五日間帝國議會ノ停會ヲ命ズ」と。

五　停會の後記

衆議院議長の調停――五日間停會の詔勅降るや、政界は殆ど混沌の狀態に陷りたり。貴族院議長公爵近衛篤麿は政府議會衝突の極、終に解散の不幸を見るに至らむことを憂慮し、十二月十八日午前十時先づ桂總理大臣を官邸に訪問して調停を試みたりき。當時彼れが如何なる具體的條件を以て調停を爲さんとしたりしかは、彼れ自ら之れを公表せざりしと雖も、その條件中に地租增徵案の撤回を含みたりしは明白なる事實なり。彼れは官邸會見の翌日を以て貴族院副議長黑田長成と內議し、更に貴族院の六團體委員とも相謀りて、片岡衆議院議長と會見し（十九日午後三時）自ら調停の任に當らんとするの意を告ぐるや、片岡は彼れに向つて調停の到底成功し難きを說き、寧ろ之れを中止するに如かざるを勸告したり。然れども彼れは既に貴族院の同志と協議して自ら此の難局に當りたるがゆゑに、衆議院の院內總理と會見したる上ならでは之を中止する能はずと答へ、遂に片岡をして其の意を政友會及び憲政本黨の領袖に通ぜしめたり。

衆議院議長官邸の會見――此に於てか彼れと兩黨領袖との會見は衆議院議長官邸に開かれたりき。政友會側よりは片岡の外、尾崎行雄・原敬の二人、憲政本黨側よりは大石正巳來りて應酬の任に當れり。而も其の結果は不調に終りたりき。妥協を不可とするの理由に曰く『第一妥協とは相互の交讓を意味するが故に、動もすれば無責任に歸するを免れず、又た其の間往々買收政略の行はるゝを常とする故に妥協案は憲政上甚だ面白からず。第二、一院と政府との爭議に關し、他の一院が調停の勞を取るは、成功せば可なるも、若し失敗せば其の院の體面を汚かし、勢力を失ふの恐あり。且つ斯くの如き行動の結果は、或は兩院をして感情の衝突を招かしむるに至る』と。近衛曰く、妥協の憲政上面白からずといふは別問題とするも、元來無責任なる元老輩が政局の變遷に當りて外間より容喙するは、憲政上誠に面白からずと雖も、貴族院の位地は

之に異なり、衆議院と共に立法の機關に屬し輕重すべからざるの地位に在るものなり。即ち一院と政府との衝突に當り、他の一院が調停の勞に當るは當然の事にして寧ろ憲政の運用を圓滿ならしむるものなり。若し調停にして成功せずとも、唯だ其の事の不成功に歸したるだけにて、其の院の勢力には何の影響あるべからず、況んや兩院の感情衝突を釀すことあるべけんやと。斯くて近衞は衆議院が妥協を望むの意なきを認めて終に傍觀の位地に復したり。

壬寅會の勸告――大橋新太郎外二三の壬寅會員は近衞と略ぼ其の所見を同うし、桂總理大臣曾禰大藏大臣を歷訪して、政府に勸告するに、地租增徵案の撤回を以てしたりき。其の意亦政府と議會との妥協を求むんとするに外ならず。

再度の停會・兒玉男の調停――近衞の調停其の功を奏せずして停會時期は經過し、政府は更に第二の停會を奏請したりき。是れ政府が一縷の望みを妥協に繫ぎたるが爲めなり。是れより先き、臺灣總督男爵兒玉源太郎は第一停會の際より、桂總理大臣と伊藤政友會總裁との間を奔走して兩者の調停を謀りたれども、事成らずして第二の停會に逢ひたり。然るに政府は成るべく反對黨と妥協して時局を疏通せんとするの意向あり、二十一日桂總理大臣は兒玉を官邸に招き、彼をして伊藤侯に向つて交涉の端を啓かしめたり。此に於てか、兒玉は即日伊藤を大磯に訪ひ、政府の妥協案を開示して懇談をつくしたるに、伊藤は妥協の頗る困難なるを熟知したりと雖も、斷然政府の要請を拒絕するに忍びずして、急に松田・原の兩委員及び加藤高明を招集し兎も角も政府の請ひを容れて當局者と會見すべしと命じたり。

首相官邸の會見――伊藤は一方に於て政府の要請に應ずると共に、一方は加藤をして之れを憲政本黨に通知せしめ、自ら上京して總務委員會を開き、會見は政府より求めしむべく、會見の場所及び時日は政府の選定に任かしむべしと決し、その意を桂總理大臣に通じたり。斯くて二十五日午前十時、政府當局者と政友會

及び憲政本黨兩代表者との會見は行はれたり。政府側から桂總理大臣、山本海軍大臣、曾禰大藏大臣の三大臣出席し、政友會の松田正久、原敬、憲政本黨の犬養毅、大石正巳四人と會見して、左の妥協案を提出したり。

（一）地租の內、市街宅地は五分、其他は三分と爲すこと。（二）右の爲に生ずる缺陷は、事業の繰延及び政費の節約を以て補塡すること。

妥協案の不成立

此の案によれば、國庫の負擔に歸したる監獄費と、地價修正に依て減少したる金額とを差引勘定すれば、土地の負擔額は地租を復舊するのと略ぼ其の結果を同うせり。政府に在りては相應の退讓ありと雖も、兩黨代表者は『斯の如き條件を以て妥協せむことは甚だ難しと雖も、一應黨議に諮りて確答すべし』といひ、その日は要領を得ずして別れたり。この會見の結果、政友會及び憲政本黨は各々總務委員會を開きて熟議の結果、遂に妥協案は不成立に終つた。よつて政府はこゝに萬策つきて、議會の解散を奏請し、遂に同年十二月二十八日帝國議會は解散された。

第十八議會

第五十六節　第十八議會（明治三十六年五月十二日開會 同年六月五日閉會）

開會前の政局

一　開會前の政局

總選擧の結果――三月一日執行したる總選擧の結果を見るに、議員總數三百七十六人の中、政友會百九十三名、準政友會八名、憲政本黨八十六名、準本黨二十八名、帝國黨十七名、無所屬五十二名にして、卽ち政友憲政本黨聯合は依然三百餘名を占めたり。而して選擧區の形勢が概して平穩なりしは、政府の選擧取締頗る嚴重なりしと、政友憲政本黨が互ひに無用の競爭を避けて、成るべく其の聯合を維持せんと勉めたるに由

る。

妥協問題——桂內閣は地租の外海軍擴張費の財源を求むる能はずと明言し、在野黨は地租以外に之れを求め得べしと主張して政府の地租增徵案を否決し、其の衝突の結果、第十七議會の解散を見るに至りたりと雖も、內閣と伊藤侯との妥協談は、議會解散後に於ても依然繼續せられ、其の中間には山縣侯も亦た自ら起つて調停を試みたるが爲に、妥協談は漸く其の步を進めたりき。政府に在ては地租增徵案は解散の唯一理由たりしと雖も、政府の目的は海軍擴張案の遂行に存するが故に、其の財源の如何に拘泥して地租增徵案を固守せば、本期議會は再び解散の不幸を見るに至らむ。是れ政略として極めて拙劣なるがゆゑに、內閣は本期議會に於て、强て地租增徵案を固守せずして、政友會に交讓すべしとの意嚮を示したれば、伊藤侯は桂總理大臣と數次會見の後終に政府と妥協せむことを約せり。

政友會の態度——六日の代議士協議會に於ては、議論頗る沸騰、或は政府をして解散の責に任ぜしむべしと主張し、或は責任問題を今日に決するは時機其の宜しきを得たるものに非らずと唱ふるものありしが、翌七日の代議士總會に於ては、唯だ『第十八議會に於て本會は第十七議會に執りたる方針を以て進むこと』との決議案を可決して、政府の問責問題に關する議事は延期することゝしたりき。是れ妥協問題の未だ決定せざりしが爲なり。

大隈憲政本黨總理の演說——憲政本黨代議士總會に於ける大隈總理の演說は、同黨の妥協問題に對する態度を明示せり。曰く、新聞紙に傳へられる所によれば、豫算其の他の議案に對しては、伊藤侯は政友會會員の議會に於ける自由意志を束縛するが如きこと無かるべし。若し然りとせば、妥協は伊藤侯と桂首相との間に成りし一の相談にして、所謂國務の大事を私に相談したるものならんかと思ふ。曰く、政治團體には一大責任あり、大なる公の責任あり、若し團體的行爲にして無責任なるに於ては、何を以て其の勢力を增進する

ことを得た。自分は政友會が僅に二箇月以前に發したる宣言を反言とするが如きことは斷じて之れなかるべしと信ずと。而して政友會に對しては一時步調を異にすればとて、猥りに敵を作り、之れと相爭ふが如きは自分の取らざる所なりとて、頗る愼重の口吻を洩らせり。

中正俱樂部の組織――衆議員中、孰れの政黨にも屬せざる人士に、別に中正俱樂部を組織（五日）し、其の規約には第一本會は中正俱樂部と稱し、衆議院議員中、不偏不黨の同志者を以て組織し、第二本會員は嚴正の態度を守り、議會に於ける諸般の問題を研究するを以て目的とすといへる個條あり。田口卯吉・高梨哲四郎・高野孟矩等三十三名を有せり。

二　兩院の開會

第十八議會は五月八日を以て東京に召集せられ、貴族院は直ちに部屬を定め、部長理事の選擧を行ひ、衆議院に於ては正副議長候補者各々三名の選擧を行ひたり。

正副議長其他の選擧――衆議院に於ける正副議長及び全院委員長の椅子は悉く政友會の獨占する所となり、片岡健吉は議長に、杉田定一は副議長に當選したり。

開院式――五月十二日開院式擧行あらせられ、天皇陛下貴族院に親臨あらせられ、勅語を賜うた。

地租問題――政府は政友會との妥協を豫期して地租案を固執するに意なしと雖も、前議會よりの行掛りもあれば再びこれを本議會に提出したり。曾禰大藏大臣は委員會に於て提出の理由を說明して曰く、本案は不幸にして前議會を通過する能はざりしも、今回は議員も改選せられ、また稅率も變更したるを以て、財政計畫にも異同を生じたり。元來地租增徵を繼續するも、海軍擴張の財源には尙ほ不足を告ぐるを以て、酒造の取締を勵行し、新たに葉煙草製造を官營して之れを補償し、更に歲入の缺額を補ふ爲には、鐵道に於て二百五十餘萬圓の繰延を爲し、電話に於ても前豫算より五十萬圓を減じ、其他行政整理に於て百萬圓を節約し、

合計四百萬餘圓の財源を得、之れに地租の七百六十萬圓を加へて海軍擴張に充つべき一千百餘萬圓を得るの計畫にして、政府は地租を以て最も鞏固なる財源なりと信じ、本案を提出したりと。田口卯吉の熱心なる本案贊成演說ありしにも拘らず、委員會は四名に對する三十一名の大多數を以て本案を否決したり。

三　停會及妥協

地租條例改正法律案は五月二十一日の議事日程に上り、委員會に於ける該案否決の報告ありて將に討議に入らむとする瞬間に於て、三日間停會（五月二十一日より二十三日迄）の詔勅は下れり。是れ妥協の方法を發見せんが爲めなり。

妥協の開始――十九日の委員會に於て、地租案は討論を用ひずして急速に否決せられたれば、政府は大に狼狽し、同日桂總理大臣は自ら伊藤政友會總裁と會見して、議會に於ける經過を語り、妥協案を提示して侯の同意を求めたり。

政府の妥協案――伊藤侯に提示したる妥協案の內容は左の如くなりき。

一億千五百萬圓……………………………海軍擴張費

內　譯

一千萬圓……………………………行政整理

五百萬圓……………………………電話繰延

四千五百萬圓……………………………鐵道繰延

合計六千萬圓

五千五百萬圓……………………………公債繰延

地租案外二件撤回

事業公債條例改正

第一條中『證書額面壹億五千萬圓を壹億八千萬圓』と改む。

鐵道敷設法中改正案

第九條中『金九千萬圓を壹億二百萬圓』に改む。

伊藤侯は之れに同意を表して、同夜直に之れを政友會常務委員に示し、常務委員は翌二十日總理大臣及び大藏大臣と會見して、長時間の談判を重ね、行政費に一層の節約を加へ、公債募集額を減少せむことを求めたるも、要領を得ずして相別れたり。此に於てか一方に於ては議會の停會となり、一方に於ては政友會協議員會と爲り、以て妥協の進歩を圖りたり。

政友會協議員會――二十一日午前十時開會し、常務委員原敬より總理大臣及び大藏大臣との會見顛末並に政府の妥協案を報告したるに、林有造・長谷場純孝・改野耕三・西山志澄等妥協に反對するもの頗る多く、決定することなくして散會し、午後再び代議士協議會を開きたるに議論沸騰亦決する能はず、更に各團體の意見を徴したる上にて再び會議を開くことゝなしたり。

政友會各團體協議――政友會本部は各派團體協議の結果に關し、二十三日再び代議士總會を開きたるが、劈頭第一日向輝武の妥協絶對反對的反對説あり、賛否の議論喧囂を極め、多田作兵衞の『常務委員をして政府に再交渉を試みしむべし』との動機は殆ど總起立の大多數を以て是認せらるゝに際し、伊藤總裁は一場の訓示演説をなした。

妥協の成立――政友會は翌二十四日再び代議士總會を開き、二三の反對者ありしも、終に伊藤總裁の訓示に遵ひ、大多數を以て妥協案を是認することゝなれり。次に原常務委員は官設鐵道建設改良費に對し、政府は其の利益金を以て之に充て、之れを特別會計とすることに同意したれば、建議案を本期議會に提出しては

如何と諮りしに、異議なく之を可決したり。

、政府の辯解——二十六日の衆議院に於て、曾禰大藏大臣は妥協案提出の理由を辯解して曰く、『衆議院に於ける多數の意思は海軍擴張に贊成し居るが如し。唯だ其の財源を地租に取るを非議するのみ。然れども海軍擴張は一日も緩うすべからず、而して之れを遂行せんが爲には、政府は一方に於て行政を整理し、經費を節約し、一方に於ては鐵道の擴張及び改良の財源を海軍擴張に轉用し、鐵道の費用は公債を以て之れを支辨するの止むを得ざるに至れりと。彼れは地租案撤回の大非難に對して、終始唯だ止むを得ずの一語を以て應酬したりき。

上奏案の提出——二十七日開會の衆議院は憲政本黨の提出せる地租增徵案に關する上奏案及び五月二十九日の議場に於て同黨の提出せる教科書問題及び取引所問題に對する決議案は議場の寂寞を破つたが、前者は無記名投票の結果百二十三名に對する二百二十八名の多數を以て否決せられ、後者は討論の結果政友會の竹腰與三郎の修正案が勝を制し、修正可決されたり。

四　豫算問題

政府の提案——本期議會に提出したる追加豫算は歲入總額七百五十五萬餘圓、歲出總額千六百四十八萬餘圓にして、差引不足額は八百五十三萬餘圓なり。この不足額は既定歲入の中を以て支辨するの計畫なり。この外各特別會計追加豫算として臺灣費四百餘萬圓あり、特第二號特別會計追加豫算として製鐵所費二百萬圓あり。

査定の結果——初め追加豫算案の提出せらるゝや、豫算委員會に二種の査定方針出でたりき、即ち一案は(一)本年度豫算は不成立なるを以て其の急施を要し、之れを三十七年度に讓ることを得ざるものゝ外は非認すること。(二)本年度豫算に於ては、繼續費年度割區分の廢止を認むることゝいふを趣意と爲し、他の一案

は『本期議會の追加豫算に對しては、第十七議會の方針に據り、憲法第七十一條の精神を確守し、事實に鑑み、必要避くべからざるもの丶外は、總べて協贊を與へざること』といふに在り。前案は政友會の査定方針にして、後案は憲政本黨の査定方針なり。蓋し三十六年度の豫算は不成立に終りたるがゆゑに、本期に於て提出せられたる追加豫算は憲法第七十一條の規定を遵守して、緊急必要の費用に非らざれば、成るべく前年度の豫算に據るべしといふに於て二者毫も異る所なければ、委員會は政友會の案に依りて豫算を査定することゝ爲せり。而して其の結果は左の如し。

第一、一般會計歳出總額一千六百四十八萬餘圓に對し、削減額は五百五萬三千九百餘圓なり。

第二、特別會計追加豫算に於て、臺灣經費中鐵道建設費及改良費二百五十萬圓、基隆築港費六十萬圓を削除したり。

第三、大藏省所管公債募集金收入二百三十六萬圓を削除したり。

衆議院は三十六年度の追加豫算全部及び特別會計追加豫算に關する委員會の報告を總べて可決し、貴族院に於ても、亦衆議院の査定案全部を是認したるが、政府の財政策及び衆議院の査定案共に大に不可なりとして、隱れたる貴族院の不平を豫算會議の議場に代辯したるものは唯だ一人の久保田讓ありしのみ。彼れは政府の財政策を攻撃して曰く、政府は前年度以來公債政策を罷めて、財政はすべて經常歳入によりて支辨することゝせり。地租を增徴したるも此の方針に從はむが爲なるべし。然るに今日再び公債政策を復活したるは何等の矛盾ぞ、政府は地租增徴案を提出したるも、衆議院は同意せざりしがゆゑに變更したりといふと雖も、果して然らば、若し貴族院に於て多數を得るときは再び之れを變更せむとする乎。是れ政府は財政上一定の方針なきを示すものに非ずやと。

五　建議及質問

財政に關する建議——六月三日貴族院に於て、侯爵黑田長成以下七名の提出したる財政に關する建議案は、本期議會に於ける建議案中最も注目せられたるものなりき。其の案文に曰く、

政府は曩に事業費を公債に待つの國家經濟影響すること少からずして、延て財政の基礎を動かすの虞あることを認め、其の方針を定め、一般歳入を以て其財源に充つるの計畫を立て之れを第十六議會に提出し、議會は其政策に對し、大に賛同の意を表せり。然るに今回政府は增稅に關する地租條例中改正法律案を撤回するや、歳入に缺陷を生ずるに因り、之れに充つるに再び公債支辨によるを以て止むを得ざるものと爲せり。然れども曩に定むる所の財政計畫は、內經濟の基礎を固うし、外國家の信用を厚ふするものにして今や再び公債政策に復せむとするは、國家の爲に最も取らざる所なり。依て政府は猶ほ鋭意行政財政の整理を行ひ、また事業に在ては其緩急を精査し、苟も繰延の餘地あるものは之れを繰延べ、又は他に適當の財源を選擇し、萬止むを得ざるの場合を除くの外、斷じて公債の募集を避け既定の方針を持續せられんことを切望す。依て玆に之を建議す。

鐵道に關する建議案——政友會の提出に係る丶妥協に對する唯一の具體的條件なり。五月三十一日の議會に於て、委員長板東勘五郎委員會の決議を報告して曰く、從來の鐵道資金は公債若くは普通歳入に依て支辨せられ居りしが故に經濟界の實況或は財政計畫の方針に依て、常に異動あるを免かれず。斯くの如き基礎の安固ならざる財源を以て完全なる鐵道政策を行はむとするは、國家經濟整理上甚だ遺憾なりと謂はざる可からず。乃ち鐵道の收益金を特別會計として、其の範圍內に於て十分の活用を爲さば、始めて我が國の鐵道政策を完成するを得べし。是れ建議案の趣意なり。委員會は多數を以て之を可決したりと。鹿島秀麿の反對論石黑涵一郎の反對說あり、採決の結果、大多數を以て可決せられたり。

大石正巳の質問——質問の要は(一)露國の朝鮮に於ける森林伐採事件及び龍巖浦占領の如きは、朝鮮主權

を害するのみにて我が帝國に危險を及ぼすこと少なからず、帝國政府は之れが豫防救濟の道に於て、今日に至る迄實行したる顚末如何。(二)撤兵期以來、露國の行動は滿洲を永久に占領せんとするの實迹を示せり。帝國政府は之れに對して如何なる措置を取りしか。目下の我が外交は如何なる程度境遇に在る乎。(三)日英同盟は東洋の現問題に効果を顯はすべき筈なるに、外交上協同の態度を取らざるは何の理由ある乎。(四)極東の平和を維持し、帝國の勢力利益を增進する爲に、國防の充實最も必要なれども、今日の如き東亞の形勢を默視せんか國防充實の必要何くに在る乎。(五)近來列强が極東を以て世界競爭の中心點と爲し、盛に農商工業に對する擧措は稅源を涸渇するの事實あり、當局者の所謂る開國進取力發展の政策は事實に於て矛盾するに非らざる乎といふに在り。質問といふよりは寧ろ政府の政策を攻擊するを目的としたるがゆへに、政府の答辯は要領を得ざりしが如し。

六　公債法案の可決

公債法案の可決

本會期に提出せられたる公債法案は亦妥協の結果として兩院を通過したり。一は鐵道敷設法中改正法律案にして、一は事業公債法中改正法律案なりとす。

委員會の經過――政府は地租增徵案を撤回すると同時に、鐵道敷設法第九條の『金九千五百萬圓を一億二百萬圓に改む』の改正法律案及び事業公債條例中第一條『證書額面一億五千萬圓を一億八千萬圓に改む』の改正法律案を提出したり。而して委員會は、鐵道敷設法中改正法律案に對して原案を可決し、事業公債條例中改正法律案に對しては、一億八千萬圓を一億七千五百萬圓に修正したり。蓋し此の修正をなしたる理由は豫算案中の製鐵所費四百萬圓は既に議會の否決する所と爲りしに在り。

本議の經過――委員長長谷場純孝登壇(五月三十一日)して委員會との經過を報告するや、反對の議論は紛然として起れり。憲政本黨の加藤政之助は曰く、昨年桂内閣は公債政策を拋棄したるに、今日再び之れを

提出したるは何ぞや。我等は斯る無定見無主義の財源策を有する内閣は到底國事を託するに足らず。我等は海軍擴張には贊成するも、之れを經營するに借金政略を以てするは斷じて不可なり。其名は鐵道公債事業公債なるも、其の實は不生産的事業たる海軍擴張の財源に供するものなり。一歩を讓りて鐵道及び事業の爲にするも、今日公債を募集するは其の經濟界に影響する所少なからず。今日は實に海軍擴張を必要とするの時局に際せること論なしと雖も、然れども海軍擴張は要するに東西問題解決の準備たるに過ぎず、一朝事變起れば、直に巨億の公債を募集するの必要生ずべきに、今日準備行爲のために、公債を募集せば、政府は有事の日に於て其の財源を何れに求めんとするか。田口卯吉も亦反對論者なり、彼曰く、

本員は鐵道敷設法に贊成すと雖も、政府が今後再び公債政略を採りて我財政を紊亂せんとするの擧に同意する能はず。本員は政府が第十六議會以後の財政計畫を繼續して、經濟界の回復を謀らんことを望み、敢て公債政略の復活に反對を表す。

と。彼は更に反對の理由を述べて、第一此の公債は、實際に於て公債支辨の事業に使用せずして主として海軍擴張の財源をなすものなり。故に確實なる財政の基礎を立てざれば、鐵道其他の事業は成立すべからず。第二此の公債政略の下には金融非常に逼迫して一層商工界を慘澹の狀態に陷らしむべしと痛論したれども、議場は罵詈と嘲笑とを以て之れを迎へ、委員會の議決は大多數を以て通過したり。

貴族院の經過――貴族院に於ても、委員會及び本議は衆議院議決を是認したりき。子爵曾我祐準は委員會の經過を報告して曰く、鐵道經濟は從來一般歲入を以て支辨すべき方針なりしに拘らず、一般歲入は海軍擴張費に轉用することゝなりしを以て、玆に再び公債政策を復興して、財政上此の缺陷を補充せざるを得ざるに至れり。是れ委員會に於て公債法案を可決したる所以なり。然れども其の詳細なる理由に至ては、恐らくは大藏大臣と雖も之れを説明すること能はざるべしと。採決に至り大多數を以て可決確定したり。

閉會――六月五日貴族院に於て閉院式が擧行せられ、桂總理大臣勅語を代讀申上げた。

第五十七節　第十九議會（明治三十六年十二月十日開會 同年同月十一日解散）

第十九議會

一　開會前の政局

開會前の政局

三元老樞府に入る――前期議會閉會後間もなく伊藤政友會總裁は樞密院議長に親任せられ、同時に侯爵山縣有朋、伯爵松方正義は樞密顧問に親任せられたり。世間傳へて曰く、伊藤の樞府に入りたるは、現内閣が伊藤を政治界より隱退せしめんとするの策に出でたりと。或は曰く、是れ伊藤が政友會の統御に倦みて自ら逃げたるなりと。

閣員の異動――三元老の入府に續きて閣員に小更迭あり、遞信大臣芳川顯正、文部大臣菊池大麓、農商務大臣平田東助及び内務大臣内海忠勝等は罷められ、兒玉臺灣總督入つて内務大臣となり（七月十五日）文部を兼ね、清浦司法大臣は農商務を兼ね、曾禰大藏大臣は遞信を兼ねたり（七月十七日）。既にして九月二十二日に至り、司法總務長官波多野敬直は司法大臣に、警視總監大浦兼武は遞信大臣に、久保田讓は文部大臣に任ぜられ、是れと同時に清浦・曾禰・兒玉の各大臣は其の兼任を解き、尋で兒玉内務大臣は參謀本部次長に轉任したるを以て、桂總理大臣は内務大臣の兼務を命ぜられたり。

總務長官の稱再び次官に改まる

官制改革の發表――行政整理の結果として官制改革に關する勅令は發表せられたり（十一月五日）。約六十有四件にして、此内機關の廢止せられたるもの七、他は皆改正なり。廢止の重なるものを擧ぐれば、農商工高等會議、政務調査委員會、鑛毒調査委員會等にして、要するに一時的の委員組織に係るもの多し。各省通則に於ては、總務長官の稱を改めて次官に復舊したると、官房長を廢したるを外にして記すべきものなく、

而して各省を通じたる定員の減少に至つても、人の耳目を一新するほどの英斷なかりき。

桂內閣の財政計畫――三十七年度の豫算は、歲入經常部に於て地租復舊の爲めに九百八十萬圓、酒稅百六十萬圓、合計約一千百四十萬圓の減額あるのみならず、臨時部に於て淸國債劵賣却代三千三百萬圓の皆濟を主とし、償金繰入七百九十萬圓、返納金百八十萬圓等合計四千二百七十萬圓の減額なり。卽ち臨時經常の歲入に於て總額五千四百十萬圓の減少を見る。而して之れに對する歲出の減額は、行政整理に於て四百九十一萬七千圓、事業繰延に於て八百二十六萬圓を減額したりと雖も、新事業費の要求額は一千五百三十萬圓なるが故に、差引五千六百二十三萬圓の不足を生ぜり。但し此內より淸國事件費償却三千三百萬圓の皆濟を主として其の他の減額あるも、要するに尙ほ二千萬餘圓を補塡するの必要あり。是に於てか桂內閣は新たに製造煙草專賣制度を設けて、六百餘萬圓の財源を求むるの計畫を立て、又た所得稅其他に於て約四百萬圓の增額を經常歲入に計上し、臨時歲入に於ては、一時借入金六百三十萬圓、公債募集金八十萬圓、及び淸國償還金收入九十萬圓を計上し、以て歲計の均衡を保たんとせり。

黨派の形勢――曩に伊藤の樞府に入るや、侯爵西園寺公望は樞府を去りて政友會の總裁となれり。蓋し伊藤の推薦に依れり。政友會は此の新總裁を得て、一時頓挫したる黨勢をして稍々振興せしめ、本期議會の開期近づくに從ひ、漸く政府に反對するの態度を執り、憲政本黨と再び相提携して政府に當らんとせり。憲政本黨に於ても、獨力を以て議會に立つの益なきを知り、內部に多少の異論ありしにも拘らず、遂に政友會と聯合を約するに至れり。此の聯合を外にして、注目すべき政黨界の新現象は土佐派を中心としたる新政黨の起りたること是れなり。林有造事實上の首領なりと雖も、其の背面には板垣伯爵顧問の地位に居り、渡邊國武亦之れに關係せりと傳へらる。而して世間此の黨を目して政府黨と爲せり。又た民黨合同を首唱せる尾崎行雄は別に同志硏究會を組織し、奧田義人・加藤高明の二人之れに加はり、政府反對黨の中堅たらむことを

期せり。

政友會大會――十二月三日、本部に於て開會し、西園寺總裁の政府攻撃の演說ありて、代議士協會の決定したる決議案を是認したり。其決議案中對議會策に關して下の如き事項あり。一に曰く、外交時局は東洋の平和を維持せんが爲め、露國の反省を促がし、速に之れを解決して帝國の利權を伸張せんことを望む。二に曰く、行政財政の整理は十分なる實績を擧げんことを期す。三に曰く、第十八議會に於ける政府の公約は現實に之が履行を要すと。

憲政本黨大會――政友會と同日を以て同黨本部に開會し決議案は滿場一致を以て可決せられたり。案の大要は第一――東洋の平和を保つが爲に露國をして滿洲より撤兵せしむること同時に滿洲の要地を開放し、且つ清韓兩國に於ける帝國の經營を完からしむべし。第二――國政の刷新を謀るが爲め、行政組織の系統を正し、政府各部局の統一を嚴にし、以て官紀を振肅し、財政を整理すべしといふに在り。尋て大隈總理の演說ありき。

衆議院の黨派別――衆議院事務局の調査に係る各黨派の員數を擧ぐれば左の如くである。

政友會	一二八	憲政本黨	九一
帝國黨	一八	中正俱樂部	三二
中立	六四	無所屬	二三
同志研究會	二〇		

二　兩院の開會

明治三十六年十二月五日を以て東京に召集せられ、貴族院に於ては部屬を定め、部長理事の選擧を行ひ、衆議院に於ては議長候補者三名の選擧を行ひたり。貴族院議長には公爵德川家達、前に既に勅任せられた

り。

衆議院の議長選擧――政友會は憲政本黨と聯合の實を擧げんが爲に、議長候補者は憲政本黨の河野廣中を推薦するに決し、加ふるに他の各派孰れも河野を擧ぐるに決したるを以て、投票の結果、河野は三百五十票の大多數を以て第一候補者に當選し、即日勅任せられたり。

開院式――十二月十日　陛下貴族院に親臨して開院式を擧行あらせられ、勅語を賜うた。

三　衆議院の解散

河野議長の奉答文――衆議院は開院式擧行後、前例に依りて奉答文の議事を開きたり。議長は林田書記官を隨へて入場し、極めて靜穩沈重なる口吻を以て『奉答文は議長に於て起草したるものあるが故に、之れを諸君に諮るべし』とて左の奉答文を朗讀したり。

恭しく惟ふに車駕親臨して玆に第十九回帝國議會開院の盛式を擧げ、優渥なる聖詔を賜ふ。臣等感激の至りに堪へず。今や國運の興隆洵に千載の一遇なるに方て、閣臣の施設之れに伴はず。內政は彌縫を事とし、外交は機宜を失し、臣等をして憂慮措く能はざらしむ。仰ぎ願くは聖鑑を垂れ賜はんことを。臣等協贊の任に在り。愼重審議以て上　陛下の聖旨に答へ奉り、下國民の委託に酬いんことを期す。衆議院議長　臣河野廣中、誠恐誠惶謹て奏す。

初期以來、開院式の勅語に對する奉答文は、兩院均しく唯だ　天皇に敬禮を表する儀式的表文の體を採りたり。故に議長の參內して之れを闕下に奉呈するや、陛下は畏くも『朕貴族院（衆議院）の深厚なる敬禮を嘉す』との御挨拶あるを慣例とせられたり。顧みて河野衆議院議長の朗讀したる奉答文を見るに、閣臣の施政を非難して『內政は彌縫を事とし、外交は機宜を失す』との文字を挿入せり。是れ閣臣を彈劾したる政治的上奏案なり。而も議場は拍手を以て之れを迎へ、議長が更に念を押して此の奉答文に異議なくば、宮

中の御都合を伺ひたる上、參内捧呈の手續を行ふべしと宣告したるに、議場は又之れを喝采して、異議なしといひたり。

散會後の混雜――斯くて衆議院は散會するや、忽焉として一大紛擾は院の内外に起れり。佐々友房・元田肇・大竹貫一等直に議長室に赴きて、奉答文の前例に背きたるを詰る。河野曰く、余は余の信ずる所によつて之れを起草したりと。又た之れを林田書記官長に質すものあり。林田曰く、初め余は河野をして奉答文の起草を各派の領袖に謀らしめむとしたるも、河野は之れを必要なしとして議場に入れり。余即ち前例に依りて起草したる案文を示す。而も河野は自己の起草案文ありと稱して一顧を與へざりきと。政友會の領袖は曰く、我等の夢想せざる所なりと。憲政本黨の幹部は曰く、我等與かり知らず、何者か敢てこの奇策を演ずと。疑問は河野の一身に集る。

奉答文再議說――中立各團體は散會後左の如き再議要求書を議長に提出せり。

本日奉答案の議事は、先例に戾れる違法の議決と認め候間明十一日午前九時更に開會院議に附せられ度此段緊急及要求候也

署名者は臼井哲夫・林有造・佐々友房・桑原重政・内山徹三郎の五人なり。而して河野議長は之れに對して拒絕の覆牒を與へたり。

政友會及び憲政本黨は各々代議士總會を開いて、共に再議否認の決議を爲し、同志研究會は河野議長の朗讀したる奉答文は能く國民の意思に副ふものなるを以て、再議說は絕對に反對すべきのみならず、奉答文捧呈を了はるまで衆議院は休會すべしと決議したり。

議長懲罰の議――政友會は再議否認の決議を爲したるも、議長が前例に背きたる措置は、宜しく其の責任を匡さゞるべからずとの說多數を占めて、議長を懲罰することに決し、中立各派は政友會と聯合して議長の

不信任案を提出せんとするの準備を爲したりき。

解散の詔勅――內閣は臨時閣議を開き、衆議院にして、若し奉答文を再議に附するの徑路を取るにあらざる以上は、解散の奏請を爲すの外なしと決定して各派の動靜を觀たるに、大勢は再議否認に傾けるを以て、桂總理大臣は參內奏請して解散の詔勅を得、各大臣と相携へて衆議院に臨みたり(十一日)。而して議會は定刻を過ぐること一時間に及ぶも開議の振鈴響かざるを以て、內閣は一木法制局長官をして左の詔勅を河野議長に交付せしめたり。

朕帝國憲法第七條ニ依リ衆議院ノ解散ヲ命ス

御名御璽

明治三十六年十二月十一日　各大臣副署

時に午後一時十分。是れと同時に貴族院は停會を命ぜらる。」

經濟篇

第九節　金　融

一　銀行の創立

銀行の創立
十人兩替
本兩替
三郷錢屋仲間
江戸の本兩替
錢兩替
十人組
三井組
掛屋
大藏省爲替方
會計官通商司
爲替會社の解散
東京銀行の創立
銀行の濫觴
銀行制度の取調べ

幕府時代の金融機關に就ては日本商業史に『維新前に在りては素より完全なる金融機關なかりしも、兩替屋と稱するものありて金融機關となり、とにかく商業上に少からざる利益を與へしとぞ。そは大阪の十人兩替、本兩替、三郷錢屋仲間、江戸の本兩替、錢兩替の類なり。これらの外幕府に十人組、三井組の爲替方あり、諸大名に掛屋ありて、いづれも金融を助けしといふ。維新後政府が各銀行に命じて稅金の取扱をなさしめ、これを大藏省爲替方と稱せしも、幕府の十人組、三井組にて關西の稅金を受取爲替にて江戸へ送付せし慣例を襲用せしものなりとぞ云々』とあり、略ぼ當時に於ける金融機關の概況を推知するに難くないであらう。

明治政府は維新の初めから夙に財政に留意し、種々內外の施設を斟酌して研究中であつたが、まづ明治二年會計官の下に通商司を置き、更に東京大阪京都の三府、横濱・長崎・神戸・函館・新潟の五開港場の豪商に爲替會社を設立せしめて大いに商業の發達を促したが、これら政府の施設も運用宜しきを得ぬため、漸次解散のやむなきに至つた。然るに明治四年十二月に至り、東京會議所から官民の共有金七百萬圓を資本として東京銀行と稱する銀行を創立し、紙幣發行の特權を獲んことを請願したが、政府はその弊害を推して許可しなかつた。されど歐米のバンク（Bank）制による銀行の創立を見たのは、之れを以て嚆矢とする。尙ほ銀行制度の取調べに就ては日本商業史に『明治三年十月大藏少輔伊藤博文理財に關する制度取調のため米國

國立銀行條例の發布

第一國立銀行の創立

國立銀行條例の改正

再度の國立銀行條例の改正銀行紙幣消却法を定む

正金銀行

銀行集會所手形交換所

日本銀行

に派遣せられしが、同國滯在中彼國のナショナルバンクの方法により國立銀行設立の議を建白せられしも、種々の事情ありて果さゞりしに、明くる四年六月歸朝せられしかば、政府に於てもいよ〳〵國立銀行を設立せしむる事に決し、五年十一月國立銀行條例を發布せらる云々』とある。政府はこの國立銀行條例によつて同六年七月、まづ東京に第一國立銀行を創立開業した。併し國立銀行條例は國立銀行紙幣を正貨に兌換したので、盛んに正貨が流出し、ために不換紙幣の價格は頓に下落するので、遂に兌換制度を維持することが出來ないやうな苦境に陷つた。加之、政府は當時禄制の改革を斷行し、壹億七千四百餘萬圓の金祿公債を發行しようとしてゐた際とて、之れが彌縫策として同九年八月この國立銀行條例を改正し、銀行紙幣は國債證券をもつて基礎となし、政府紙幣を以て之れと引換へさせる制度に改めた。是に於て同改正銀行條例によつて各地に國立銀行と稱するものが續出した。日本商業史によると『數年ならずして百五十三に達せり。是に於て政府は國立銀行を既設のものにとゞめ、且つ兌換劃一の制を布かんことを期し、十六年再び國立銀行條例を改正し、銀行紙幣消却法を定め、三十年を期して同紙幣を市場に絕たしむる事とせり。これよりさき明治十二年十一月國立銀行條例により橫濱に外國貿易の機關として銀貨取引の一大銀行を設立せらる。これぞ今の正金銀行にはありける。この正金銀行設立の前後に當り銀行集會所手形交換所の如きものいできて大いに銀行事務に利益を與へたりきとぞ、前にもいひし如く國立銀行條例の改正により國立銀行の數既に百五十三（發行紙幣參千四百四拾貳萬圓餘）に達せしが、この他私立銀行、銀行類似會社の類大いに增加し、銀行業次第に發達せしかば、十五年六月日本銀行を設立せらる。この中央銀行の設立によつて全國銀行の調和を媒助し、且つ兌換紙幣を發行して大いに從來の貨政を改めしめられき云々』とあり、以て國立銀行條例發布以後に於ける金融機關の一般を窺ふに足るであらう。

然れども商業の發達にともなひ、金融機關にも變化を來たすは必然で、從來のまゝでは到底その需要に應

貯蓄銀行條例の發布
勸業銀行農工銀行臺灣銀行北海道拓殖銀行
日本興業銀行法の發布

じ難いので、銀行にも分業的業務を營ましめるために、同二十三年八月に至り、法律七十三號を以て貯蓄銀行條例を發布し、次いで同二十九年四月農工業改良の目的を以て勸業銀行を設立し、その下に農工銀行を設立して、商工農業の改正發達を助長せしむるに至つた。次で二十七八年日清戰役の結果、臺灣島が我が領土となるや、同三十年三月臺灣銀行を設立して同島の金融機關となした。また三十二年三月には北海道拓殖銀行を設立して北門の金融機關となし、同道の拓殖を助成した。然るに同三十三年三月に至り、更に農工商を廣範圍に於て助成するため、法律七十號を以て日本興業銀行法を發布し、資本金を壹千萬圓と定め、國債證券、地方債券、社債券及び株券を擔保に貸付を業とする銀行であつたが、遂に實現するに至らなかつた。

大福帳の衰滅洋式簿記の發達爲替の發達

銀行の發達は單に我が國農工商業の發達を助長したるのみならず、從來の大福帳を變じて洋式簿記となし、執務上に多大の簡捷を來たすに至つた。また他方送金に就ても從來は駄馬又は飛脚に依りしも、電信電話の發達にともなひ、銀行の創設以來爲替法によつたので、途中に於ける危險は絕對に見られざるに至つたのである。

二　私立銀行の勃興

私立銀行の勃興三井銀行

私立銀行は明治五年八月國立銀行條例及び同六年五月大藏省の達により、條例を奉じない私立會社には銀行の名稱を許さなかつたが、同九年四月三井組が大いにその內容を整理して會社組織に改め、三井銀行と稱して銀行業を營まんことを請願するに及び、當時政府は國立銀行條例改正の內議があり、銀行も亦た會社の一種である以上は既に會社を許可し置きながら獨り銀行の名稱のみ許さぬといふ理由なしとて三井組の請願を允許するに至つた。これ即ち私立會社に銀行の名稱を許した濫觴とする。然るに間もなく國立銀行條例の改正があり、公然私立銀行の名稱を使用することを得たが、同十年と同十一年の二年間は國立銀行間の競爭

共立銀行
安田銀行
谷村銀行
川崎銀行
逸見銀行
川上銀行
東京貯蔵銀行
富岡銀行

私立銀行に營業の要領を報告せしむ

が烈しく、ためにその影響を蒙り、私立銀行を設立するものがなかつたが、同十二年に至り國立銀行は既に内定の制限に達し、爾來國立銀行は創立を許されなかつたので、之れより私立銀行は漸次その數を增加した。

三井銀行に次いで、明治十二年六月東京に共立銀行が起つたが同銀行は間もなく閉店した。然れども同年十一月安田銀行が設立せられ、ついで同十三年に至り大阪に谷村銀行が起り、川崎銀行・逸見銀行・川上銀行・東京貯蔵銀行・壬午銀行・富岡銀行などが設立された。之れと同時に地方にも亦た私立銀行が設立されたが、就中靜岡縣には私立銀行の設立せられるもの最も多く、伊豆銀行・掛川銀行・中泉銀行なども其の一つであるが、資本金は極めて少なかつた。

日本商業史に『私立銀行は條例のこれを律すべきものなかりしかば、從ひて其資産負債の實況を世上に公示せざりき。されば其事業は我經濟上に如何なる影響を及ぼしたるか詳ならず。明治十二三年の頃にありては全國中僅に十數個に過ぎずして資本も亦大ならざりしより、其營業の如何は經濟上に重大の影響を及ぼさざりしが、其設立月を追ひて增加し、二十二年十二月には本支店出張店を合せて、三百を超過し、資本金貳千貳百七萬六百五拾圓の巨額に達せり。こゝにおいて私立銀行の營業を探知して其取引の關係如何を觀察するの必要を感ずるに至りしかば、大藏大臣は二十一年六月（二千五百九十二號）損益勘定の割合、其他半季間營業の要領を記載したる報告書をいださしめらるゝことゝなれり。これより主務省に於て私立銀行の報告により其營業の大勢を察することを得るに至れり。（決算期は普通六月十二月の半季を以て決算することなるが中にはこの習慣によらざるものあり。例へば甲年六月より乙年五月に至る一周年間一回の決算をなすものあり、或は曆年の一周年間を以て一回の決算をなすものあり、或は政府の會計年度に從ひ半季決算をなすものありて一定せざりき）。銀行類似會社（元來銀行に非ずして銀行の業を兼業するものをいふ、即ち商工業會

社にして荷爲換貸付等を營むの類なり）は甲起り乙仆れ其興廢頻繁にして、地方廳の承認を與へたるものあり。又地方廳より主務省に申牒し其許可を得て承認を與へたるものありて、いかにも錯雜を極めしかば、十五年五月（十號達）銀行類似會社の請願許否の權は全く大藏省にて統一し、銀行類似會社の解釋も亦一定せしを以て、十七年九月大藏省は地方官に令し、此年六月始めて稍々正確の調査を得たり。其調査によれば二十六年迄に承認したる銀行類似會社の數は、すべて六百九十九社にして、其資本金は壹千四百拾參萬八千參百參拾參圓なりき。されども其後漸々減少するの傾をなせり云々』とあり、私立銀行の一般を窺ふに足るであらう。

横濱正金銀行　中村道太

三　横濱正金銀行

横濱正金銀行の事に關しては日本商業史に『明治十二年十一月、愛知縣士族中村道太等二十三名發起人となり、國立銀行條例の趣旨を奉じ、銀貨參百萬圓を以て其資本金となし、横濱港に正金取引の一大銀行を創立せんことを企てたるに始まる。さて其創立の主旨は海外に向ひて爲替荷爲替の事業を開き內外貿易の間に介して金融を調和し、且つ漸次基本の確立するや、金札引換公債證書を抵當として兌換紙幣發行の特許を得んと欲するにありき。其創立の主旨・營業の目的、當時正貨缺乏の際理財上須要の事業にして將來大いに望を屬する所ありしを以て、この年十二月其創立を許されたり。されども當時紙幣其價格を失ひ增發の弊甚しかりしかば、紙幣發行の一事のみは許されざりき。明くる十三年二月二十八日開業の式を擧げたり、開業に先ちて同銀行は資本金三分の一卽百萬圓を政府より差加へられんことを請願せしが、政府に於ても其願意を聞屆られ、國庫準備の中より銀貨百萬圓を其資本金中にさし加へられたり。また同行の資本は銀貨を以て募集するの規定なりしも其入金の五分の四は紙幣を以て入金することを得しめ、この紙幣は金札引換公債證書

原六郎正金銀行の機構改革

海外爲替

橫濱正金銀行條例の發布

橫濱正金銀行支店設置

に交換し置き、漸次内外商業の擴張するに從ひて正貨の供給缺乏を告ぐるの場合に於ては、政府に請求して同公債證書を抵當として一圓銀貨を借入るゝことの計畫をたてゝ其允准を得たり。(銀貨百四十萬圓、紙幣百六十萬圓)この年七月正金銀行の業務を二分し、甲を本部となし正金を取扱ひ、乙を紙幣部となし紙幣の取扱をなすことゝせり。さるを經營未だ數年ならずして營業上非常の損失を蒙り、つひに其組織を改革するの止むを得ざるの非運に會せり。當時の頭取原六郎十六年四月二十五日、臨時總會を開き、資本銀貨を通貨に改め、銀貨を政府に買上られ、紙幣にて下附せらるゝことの允准を得たり。かくの如く銀紙兩貨の差額を以て損失の一部分を補充せり。既に正金銀行は其組織を改めしも創立の主旨を維持し、別に銀貨を客位に置き、銀紙兩貨を以て其業を營めり。(十三年二月二十五日大藏省より差加へられたる株金百萬圓は十六年一月より帝室の御所有に屬せられたり)正金銀行は非常の損失を蒙り、止むを得ず其組織を改めし以來、衰運を挽回し其主眼たる海外爲替の事業が大いに進歩せしを以て當初創立の素志に基き、銀貨資本の組織に回復せんことを計り、十八年七月株式總會に於て資本金を銀貨に漸々回復することに議決せり。二十年三月三十日營業漸く隆盛に向ひしかば、從ひて資本の不足を感ずるに至りしを以て、其額を増して六百萬圓となしゝが、此年七月政府に於ても正金銀行の事業は特別の銀行にして、國立銀行と同一の條例によりて支配すべきものにあらざることを了り、特に橫濱正金銀行條例(勅令第二十九號)を發布せらる。かくて正金銀行は益々其事務を擴張し、二十九年には資本金を增して千貳百萬圓となし(積立金六百九十萬圓)且つ日本銀行より壹千萬圓を限り、年二分の低利にて資金を融通することを許され、盛に海外爲替業を營みつゝあり。正金銀行は明治十三年七月十七日神戸港に支店を開設し、內國の事業既に緒に就きしを以て、更に海外に向ひて營業の範圍を擴張せんと欲し、此年八月外國爲替の方法調査の爲、社員を米國紐育、桑港及び英國倫敦へ遣し、十月漸を以て英國倫敦、佛國巴里、米國紐育、桑港及び淸國上海に支店若くは代理店を設立することの允准を得たり。其後海外

海外に於ける銀行支店の始め

樞要の市場に支店を設け、爲替事業の擴張を圖りしが、英國倫敦は世界中商業の焦點にして我邦との關係少からず、殊に歐米各國の大市場と氣脈を通じて商業の方針を案ずるに尤も緊要の地たるを以て十七年一月出張所を改めて支店となし、同店をして外國出張所中の機軸をすべしむ。我邦の銀行にして海外に支店を設置せしはこれを以て嚆矢とす。其後漸次支店を增加し今は神戸（十三年七月設立）を初め米國紐育（十三年八月設立出張所）佛國里昂（十五年五月設立）英國倫敦（十七年十二月設立）米國桑港（十九年六月設立）布哇）二十五年八月設立）清國上海（二十六年五月設立）英領孟買（二十七年十二月設立）英領香港（二十九年九月設立）東京（三十二年五月設立）長崎（三十二年七月設立）清國天津（三十二年八月設立）清國牛莊（三十三年一月設立）等十三に達せり。二十二年このかた外國爲替金を準備金より支出することを停めしを以て、正金銀行は頓に財源を失へり。されども此年發達の運に向ひたる爲替事業をして一朝挫折せしむるは獨り一銀行の盛衰に止らずして其影響延いて我經濟上に及ぼすべきを以て、日本銀行は同行と特約を結び、外國爲替手形再割引の便を開き、この年（二十二年）十月より實行することゝなれり云々』とある。

四　日本銀行

日本銀行の設立

日本銀行條例の發布
吉原重俊
富田鐵之助

日本銀行國立銀行條例の發布により、各地に國立銀行の設立を見、金融の圓滑を圖つたが、これらの銀行はいづれも小資本にして且つ各地に散在してゐるので互に連絡がとれず、金融上非常な不便を來したので、政府は夙にこれが弊害を認め、その弊害を除去するために中央銀行を設立して財政の樞要に當り、全國に散在する各銀行の連絡融和を媒助せしむるため、遂に明治十五年六月日本銀行條例を發布した。よつて政府は同年十月大藏少輔吉原重俊を日本銀行總裁に任命し、大藏大書記官富田鐵之助を同副總裁に任じ、同年十月九日日本銀行の開業免狀を下附し、翌十日いよ〳〵開業した。日本商業史に『日本銀行は其資本金實に壹

千萬圓の巨額より成立たる一大株式會社なりき（日本銀行の株主とならんとするものは大藏卿の許可を得べし」云々」とある。これ大藏卿松方正義の建議に基くところ多く、當時松方大藏卿の中央銀行設立の建議案を再録して參考に供しよう。即ち、

凡ソ天下ノ事財政ヨリ大ナルハ莫ク、又財政ヨリ要ナルハ莫シ、國運ノ隆替民命ノ休戚一トシテ財政ノ利弊得失ニ由ラサルハナシ。

熟ラ我邦財政ノ景況ヲ察スルニ、金融常ニ一方ニ壅滯シ財路通セス、資金缺乏シ金利昂騰シ、民間ノ貸借ハ爲メニ益々澁滯シ、加フルニ輸出入常ニ相償ハス、金銀紙幣ノ外出一年ヨリモ甚シク、隨ヒテ貨紙幣ノ間ニ非常ノ差異ヲ生シ、眞貨幣ハ既ニ通貨トシ用フルヲ得サルニ至レリ。是ヲ以テ各製造者諸商估等資本缺乏ノ爲メニ皆其事業ヲ阻碍セラレサルハナシ。嗚呼我邦財政ノ困難今日ニ至ツテ殆ト極レリト謂フヘシ。

夫レ銀行ナル者ハ金融ヲ疏通シ財政ヲ救濟スルノ機關ナリ、而ルニ今我國立銀行ノ數ハ本支店ヲ併セテ二百六十餘ノ多キニ及ヒ、其發行紙幣ノ全額ハ三千四百有餘萬圓ノ多キニ達シナカラ、猶且ツ我財政今日ノ困難ヲ來セシ所以ノ者ハ何ソヤ。

昔ヲ我國立銀行ノ沿革ヲ考フルニ、維新ノ際政府大ニ金融ノ壅塞ヲ憂ヘ、明治二年始メテ爲換會社ヲ各地方ニ設立シタレトモ、營業其宜ヲ得ス、得失相償ハサルヲ以テ、明治五年更ニ米制ニ倣ヒ、國立銀行條例ヲ頒布シ、尋テ同九年八月ヲ以テ改正條例ヲ頒布セラル。蓋シ當時ニ在テハ事創始ニ係リ、焦眉ノ急ヲ救フニ汲々トシテ、未タ廣ク歐洲諸國ノ慣例ヲ探リ、之ヲ既往ニ考ヘ之ヲ將來ニ慮カルニ遑アラサル者アリキ。是レ其完全無瑕ノ銀行ヲ成ス能ハサル所以ニシテ、蓋シ亦時勢ノ然ラシムル所ナリ。

夫レ然リ、現在國立銀行ノ大ナルハ四五拾萬圓（一二三ヲ除クノ外）小ナルハ五六萬圓ニ過キサル小資本ヲ以テ各地方ニ割據シ、互ニ群雄對峙ノ狀ヲ爲シ、痛痒相關セス首尾相救ハサルノ情況アルヲ免レス。是ヲ以

テ五萬圓ハ止タ五萬圓ノ用ヲ爲シ、拾萬圓ハ止タ拾萬圓ノ用ヲ爲シ、曾テ其資力ヲ倍用スル能ハス隨テ金利得テ低下ス可カラス、卽チ金融ヲ疏通シ財政ヲ救濟セント欲スルモ得ヘケンヤ。我邦往時封建ノ世大小侯伯全國ニ棊峙シ、國內更ニ數十百ノ小政府ヲ樹立シタリシカ、今ヤ中央政府アリ各地ニ地方政廳アリテ脈絡相通シ首尾相應シ、以テ帝國全般ノ政務ヲ綜理經營スルコトトナレリ。顧フニ我邦ノ銀行ハ猶ホ封建ノ制ノ如ク、百五十許ノ銀行相視ルコト秦越啻ナラス、常ニ自持ニ汲々トシテ復タ他ヲ顧ミルノ遑アラサル者アリ。今ヤ政治上ノ郡縣已ニ其形ヲ成スト雖モ財政上ノ封建未タ其跡ヲ絕タス。是レ蓋シ我邦ノ財政ト政治ト雙進並行スル能ハサル所以ナランカ。若シ此弊ヲ除カント欲セハ宜シク中央銀行ヲ設立シ、之ヲシテ財政ノ樞要ニ當リ、全國銀行ノ融和ヲ助ケシメ、今日財政上封建ノ勢ヲ變シテ郡縣ノ形ヲ成サシムルニ若クハナカルヘシ。

今歐洲各國ニ於テ中央銀行ヲ創立セシ所以ヲ察スルニ、國各其情勢ヲ異ニスト雖モ、其金融ヲ疏通シ財政ヲ救濟スルノ目的ニ至ツテハ均シク一ナリ。金融ノ民間ニ於ケル猶ホ血液ノ人身ヲ循環スルカ如シ、而シテ其能ク血液ヲ聚散シ循環セシムルモノハ心臟是レナリ。蓋シ中央銀行ナル者ハ一國金融ノ心臟ニシテ、若シ之レ無クンハ何ヲ以テ能ク全國ノ貨財ヲ流通シ聚散離合其宜ヲ得セシムルヲ得ンヤ、是レ歐洲各國悉ク中央銀行ノ設有ラサルハナキ所以ナリ。

今我邦ノ事情ト歐洲諸國ノ事情トハ東西古今固ヨリ相同シカラスト雖モ、其實貨ノ缺乏利息ノ昂騰紙幣ノ低落金融ノ梗塞國立銀行ノ完全ナラサル貿易ノ權衡ヲ得サル手形切手ノ全國ニ行ハレサル等、以テ理財ノ困厄ヲ來セシカ如キニ至テハ、則チ歐洲諸國ト同ク一轍ニ出テタリト謂フモ敢テ不可ナカルヘシ。冀クハ今ニ及ンテ前途ノ目的ヲ定メ速カニ中央銀行ヲ設立シ、着實ニ歩ヲ進メ信用ヲ旨トシ、全國理財ノ樞要ヲ執ラシメ、以テ金融ヲ疏通シ財政ヲ救濟スルノ大目的ヲ達セラレンコトヲ。是レ正義カ切ニ希望スル所ナリ。

今將サニ中央銀行ノ今日ニ設立セサル可カラサルノ理由ヲ擧ケテ左ニ開陳セントス。

第一 金融ヲ便易ニスル事

現今國立銀行ノ景狀タルヤ各地方ニ對峙シテ、互ニ相融通シ以テ相補フノ術ナシ。勿論銀行間互ニ「コルレスポンダンス」ヲ結ヒ有無相救フノ道無キニ非スト雖モ、他店ト他店ノ間ニ在テハ流通運轉ノ轉易決シテ本店ノ支店ニ於ケルカ如キコト能ハス、多クハ自ラ維持スルニ汲々トシテ、他銀行ノ缺乏ヲ補フニ遑アラス。是ヲ以テ繁劇ハ益々繁劇ヲ加ヘ、遂ニ金融ノ逼迫ヲ致タシ、緩漫ハ益々緩漫ヲ加ヘ、遂ニ庫中ニ遊金アルニ至ル、是レ豈貨幣ノ繁閑ヲ量リテ一國ノ金融ヲ平準スルノ法ナランヤ。

今夫レ中央銀行ヲ設立シ、各地方ニ於テ堅確ナル國立銀行ヲ以テ支店ト同視シ、之レト「コルレスポンダンス」ヲ結約セシメハ、貨財流通ノ線路全國ニ貫通スルヲ得テ、聯絡融和ノ氣ヲ開クニ至ルヘシ。而シテ中央銀行ハ財政ノ要路ニ立チ、全國商業ノ繁閑ヲ察シ、甲乙地方ニ運轉流通スルコト恰モ心臟ノ血液循行ヲ司トルカ如クナラン、是ニ於テカ始メテ貨幣ノ繁閑ヲ平準調均シ、一國ノ金融ニ澁滯梗塞ノ患ナキヲ得ルニ至ルヘシ。

且ツ夫レ現今各地方銀行ノ營業者ハ大率不姑息苟且弊風相沿リ、動モスレハ一時ノ融通ヲ紙幣準備金ニ試ミントスル者アルヲ免レス。今若シ中央銀行ニテ各地方ノ國立銀行ト訂約シ、政府ハ條例ヲ以テ之ヲ規シ、中央銀行ハ利益上ヨリ之ヲ檢査シ、務メテ嚴肅周密ヲ主トシ、以テ之ヲ獎勵シ誘導スルニ於テハ、銀行ノ資力益々堅確ヲ加ヘ、世人ノ信用決シテ今日ノ比ニ非サルヘシ。果シテ然ルトキハ商業上積年ノ弊風始メテ一變スルヲ得ヘシ。是レ中央銀行ノ設立セサル可カラサル一ナリ。

第二 國立銀行諸會社等ノ資力ヲ擴張スル事

現今ノ國立銀行ハ其資本寡少ニシテ、信用ノ薄弱ナルハ既ニ前文ニ縷述セルカ如シ。夫レ資本寡少ナレハ

常ニ不時ノ需ニ苦ミ、信用薄弱ナレハ其勢預金ヲ減シテ其營業縮少セサルヲ得ス。例ヘハ此ニ資本拾萬圓ノ銀行アリ、五萬圓ハ貸附其他ノ營業ニ充用シ殘ル五萬圓ヲ以テ手形割引ニ從事スルトセンニ、金融繁忙ノ日ニ當テハ手形割引ノ依賴預金引出ノ請求陸續相踵キ、終ニ已ムヲ得ス其請求ヲ謝絕シテ、嘗ニ平生ノ得意先ヲ失スルノミナラス、忽チ商業社會ノ信用ヲ失シ、人之ヲ目シテ倒行鎖店近キニ在リトシ、他ノ銀行會社モ亦容易ニ其有金ヲ融通スル能ハスシテ、其極終ニ倒行鎖店ノ不幸ニ至ランモ知ル可カラス、是レ蓋シ巨百萬金ノ資本ヲ具ヘテ一時貨幣ヲ融通スルノ財源ナキニ由ルナリ。

又我東京市場ニ於テ金融逼迫ノ時ニ當リ、試ミニ五六拾萬乃至百萬圓ヲ注出セヨ、全都ノ金融ハ依然トシテ洋々順流スルヲ見ル可シ。顧フニ僅々五六拾萬圓乃至百萬圓ノ貨幣ヲ注出シタリトテ全都商店ノ需要ニ應スルノ理ナカルヘケレハ、曩者ニ金融逼迫ノ聲市場ニ洶然タリシハ蓋シ一二銀行カ一時金融ニ迫リ手形ノ取付金ヤ其他預金等ノ仕拂ヲ怠リ、二三商人カ隨ツテ之カ木鐸トナリシニ由レリ。然レハ則チ金融逼迫ノ虛聲ヲ遏メント欲セハ、一時貨幣ヲ融通シテ、其一二銀行ヲ幇助スルノ財源ヲ開クヨリ急ナルハナシ。

今若シ中央銀行ヲ設立シ之ヲシ、テ貸附割引等ヲ以テ專ラ金融ヲ開キ、商業ヲ助ケシムルトキハ、資金ノ缺乏ニ際シ、昨日マテ引承ケタル割引手形ヲ以テ中央銀行ニ至リ、再割引ヲ依賴スルカ、又ハ其所持ノ公債證書ヲ抵當トシテ一時需用ノ貨幣ヲ融通スルヲ得ヘキナリ。

其他一般ノ商工會社ノ如キモ事業ノ伸張ト金融ノ流轉ト一時其度ヲ失ヒ爲メニ困難ノ時機アルハ、是レ經濟世界ニ於テ知ルヘカラサルノ常數ナリ。是時ニ當テ中央銀行アリ常ニ其資力ヲ幇助スルアラハ、則チ能ク其困難ヲ排除シテ社會一般ニ利益スル所果シテ幾許ソヤ。是レ中央銀行ノ設立セサル可ラサル二ナリ。

第三　金利ヲ低減スル事

夫レ金利ノ昂低ハ必スシモ通貨ノ盈虛ニ在ラスシテ、常ニ貸金資本ノ消長ニ從フモノナリ。

現今國立銀行ノ數殆ト百五十餘行發行紙幣ノ總額前後三千四百餘萬圓ノ多キニ及ヒ、之ニ加フルニ政府發行ノ紙幣ヲ以テスレハ無慮壹億四千萬圓許ニ達スヘシ。今之ヲ全國三千四百餘萬ノ人口ニ當算スレハ、固ヨリ歐米各國ニ於ケル通貨ト人口トノ比例ニ及ハサル者アリト雖モ、亦我邦人民生計ノ程度商工事業ノ需要ヲ以テ彼ニ比較推算スルトキハ、豈其レ之ヲ夥多ナラスト言フ可ケンヤ。全國流布ノ通貨既ニ已ニ此巨額ニ登レリ、而シテ猶ホ金融ノ澀滯ヲ告ケ、利息ノ昂騰ニ苦ム所以ノモノハ、他ナシ所謂貸金資本ノ缺乏ヲ受クルカ爲メナリ。貸金資本ノ缺乏スル所以ノモノハ、蓋シ現今國立銀行ノ營業未タ其宜ヲ得サルニ職由スルナリ。

現今國立銀行ノ資本寡少ニシテ、信用ノ薄弱ナルハ既ニ前文ニ論述スルカ如シ。加ルニ當業者ハ常ニ利ヲ金利昂騰ノ間ニ射ルコトヲ知リテ、復タ之ヲ金融輪轉ノ內ニ求ムルコトヲ知ラス。或ハ銀行株券ヲ抵當トシ、或ハ公債證書ヲ抵當トシ、其甚シキハ家屋地券或ハ自店ノ株券ヲモ抵當トシ、貸附期限ノ若キモ長キハ一二三年短キモ五六ケ月ニ下ラス、久シク一事一業ニ固着シテ動カス。抵當品ハ一種固着ノ性質ヲ有スル者ニシテ、夫ノ割引手形ノ如ク、今日之ヲ甲ヨリ引承ケ明日之ヲ乙ニ賣却シ、以テ一時貨幣ヲ融通シ得ルノ便ナキモノナリ。夫レ然リ、是ヲ以テ金融繁忙ノ日ニ遭フト雖モ、毫モ目下ノ需要ニ供スル能ハス、是レ我國立銀行カ常ニ貸金資本缺乏スレハ、卽チ金利ノ昂騰セサランコトヲ欲スルヲ得ヘケンヤ。

中央銀行ハ其體面ヨリ之ヲ名稱スレハ乃チ中央銀行ナリト雖モ、其營業ヨリ類別スレハ乃チ所謂割引銀行ニシテ、手形割引ヲ以テ本務トスルモノナリ。拿破崙一世嘗テ參事院ニ臨ミ、揚言シテ曰ク「銀行營業ニ於テ吾レ惟割引アルコトヲ知ル他ヲ知ラス」ト、蓋シ割引ノ銀行營業ニ於テ最モ實着活潑ニシテ商業上ニ鴻益アルヲ言フナリ。歐洲諸國中央銀行ノ營業ヲ通觀スルニ、固ヨリ各種ニ涉ルト雖モ、手形割引ヲ以テ其事業十中ノ八九ヲ占ムル者ハ蓋シ是カ爲メナリ。

夫レ中央銀行ニテ割引スル手形ハ二人以上資產確實ナル者ノ調印アルカ故ニ、其仕拂確實ナルノミナラス、必ス仕拂期限ノ百日以內ニ在ル者ヲ擇フカ故ニ、資本金ノ流動暫クモ淹滯スルコトナシ。勿論中央銀行ト雖モ公債證書鐵道證券政府手形等ヲ抵當トシテ貸附ヲ爲サヽルニ非スト雖モ、多クハ三十日若クハ四十日ヲ以テ期限ト爲スヘキカ故ニ、資本金久シク銀行ヲ離ルヽノ患ナケレハ、豈復タ貸金資本ノ缺乏ニ苦ムカ如キコトアランヤ。

今若シ中央銀行ニテ割引ノ步合ヲ低下シテ、一般ノ利息ヨリモ二三銖ヲ低落シタリトセハ、忽チ貨幣ノ融通ニ影響ヲ及ホスヘキカ故ニ、諸會社銀行等ノ若キモ從テ利息ヲ低下スルニ至ル可シ。縱令兩替店若クハ小金貸等ノ若キ、或ハ時ニ乘シ機ヲ見テ偶々高利ヲ射ル者ナキニ非スト雖モ、商業世界ノ大機關ニ至テハ蓋シ大概ネ中央銀行發動ニ從ハサルヲ得サルヘシ。故ニ中央銀行ハ利息昂低ノ權ヲ掌握スト謂フモ敢テ誇稱ニ非サルナリ。是レ中央銀行ノ今日ニ設立セサルヘカラサル三ナリ。

第四　中央銀行ヲ設立シ、行務整頓ノ日ニ至ラハ、大藏省事務ノ中銀行ニ託シテ弊害ナキモノハ分チテ之ニ付スル事

凡ソ政府ノ本務ハ國家ノ康寧ヲ保チ、民庶ノ治安ヲ圖ルニ在リテ、夫ノ商業貿易等ノ如キ、人民ト直接ニ利益ヲ爭フノ事業ハ、政府ノ敢テ自ラ爲ス可キモノニ非サルナリ。

今我國ノ信用未タ厚カラス、國位ノ未タ高カラサル所以ノモノハ何ソヤ、曰ク、實貨缺乏スレハナリ。蓋シ實貨ナル者ハ人ニ在レハ一人ノ信用ヲ厚フシ、國ニ在レハ一國ノ價格ヲ高フス。然レトモ人ニ在テハ耳目鼻口ノ嗜好ニ從ヒ、常ニ囊底ヨリ放出スルノ傾向アリ、國ニ在テハ貿易取引ニ從ヒ、常ニ國境ヨリ離出スルノ傾向アリ。是レ固ヨリ貨幣ノ常觀ニシテ、人力ノ得テ支掌シ得ル所ニ非サルナリ。鎖國封港ノ往時ハ姑ラク之ヲ舍キ、既ニ外國交通ノ今日ニ在ツテハ、內國ノ實貨ハ必ス內外ノ商況ニ依テ國境ヲ離出スルノ患アル

ヲ免レス、況ヤ輸出入ノ相償ハサル必ス實貨ヲ以テ其闕ヲ補充セサルヲ得サルニ於テヲヤ。然ラハ則チ實貨回收ノ機關ヲ具フル豈亦急務ナラスヤ。而シテ其機關ニ當ルモノハ果シテ商人ニ在リトスルカ、曰ク、然ラス、商人ハ利ヲ錙銖ニ爭ヒ、損ヲ絲毫ニ恐ル、者ナレハ、徒ニ内國ノ物品ヲ彼ニ賣買シ、其得ルトコロノ貨幣ヲ擧ケテ之ヲ内國ニ輸入スルカ如キハ、決シテナササルヘシ、必スヤ彼ノ物品ヲ仕入レ之ヲ内國ニ輸入シテ、其間大ニ利益ヲ謀ルヘキハ商人ノ常情ナリトス。或ハ實貨ノ儘ニテ輸入スル者アルヘシト雖モ、是レ特ニ内外一時ノ商況ニ由ルモノニシテ之ヲ平時ニ望ムコトヲ得ス、故ニ曰ク、實貨回收ノ任ハ敢テ之ヲ商人ニ望ムヘカラスト。

其任ニ當ルモノハ惟リ政府アルノミト雖モ、政府ハ自カラ商業ニ從事スヘキニ非ス、必ス之レカ機關ヲ備ヘ以テ幣制ヲ正フシ、且ツ實貨出入ノ均調ヲ保タシメサル可ラス、而シテ其機關ハ即チ中央銀行是レナリ。歐洲各國政府ハ常ニ中央銀行ヲ保護シ、國庫ノ出納ヲ以テ之ニ附託シ、若シ官金ニ餘裕アル時ハ之ヲ用ヒテ外國手形地金銀等ヲ買入レシメ、日夜注意シテ實貨回收ノ策ヲ怠ラス。我國實貨ノ外出ヲ促カスモノハ、固ヨリ輸出入ノ權衡ヲ得サルニ由ルコト居多ナリト雖モ、亦外國政府カ中央銀行ノ力ニ依テ日夜吸收セシムルニ由ルニ非サルヲ得ンヤ。

今若シ中央銀行ヲ設立シテ、百事整頓ノ日ニ至ラハ、國庫出納國債償却等ノ事務ヲ分チ、以テ之レニ附シ、官金ノ繁閑ヲ量リ、商業手形割引等ニ使用セシメ、以テ國庫ノ增益ヲ圖リ、併セテ民間融通ノ便ヲ助クヘシ。而シテ若シ官金ノ餘裕ヲ生スルトキハ、漸次之ヲ蓄積シ、專ラ内外貨幣地金銀等ヲ購收スルノ資ニ充テ、漸ヲ以テ政府發行ノ紙幣ヲ交換セシムヘシ。若シ果シテ然ルトキハ金貨輸入ノ道始メテ開通シテ、數年ノ後兌換紙幣ノ美制ヲ見ルニ至ルヤ敢テ疑ヲ容レサル所ナリ。

然レトモ我邦ノ歐米諸國ニ於ケルヤ船舶ノ往來常ニ數閱月ヲ要ス、夫ノ英佛諸國カ土壤相接シ、朝ニ往キ

夕ニ來ルカ如キコト能ハス、加フルニ爲替相場ノ變動常ナキヲ以テ、時アリテハ爲換運送費保險料等ノ損失ヲ蒙ランモ測ル可ラス、去リトテ此損失ヲ憚リテハ猶ホ夫ノ一般商人ト異ナル所幾クモ無ク、到底實貨輸入ノ目ヲ見ルコト能ハサルヘシ。

故ニ若シ不幸ニシテ損失ヲ蒙ムルコトアルニ於テハ政府自ラ之ヲ補充スルノ道ヲ求メ官金運轉ノ利益ヲ以テ之ヲ支辨スヘキナリ。抑モ官金ハ一國經營ノ公資敢テ之ヲ輕忽ニスヘキニ非スト雖モ、官省府縣ノ支出ハ自ラ經常恒規アリテ決シテ一時ニ之カ總額ヲ要スルモノニ非ラサレハ、若シ適當ノ法ヲ設ケ、收入支出ノ繁閑ヲ量リテ其餘剩ヲ使用セハ、敢テ顧慮スルニ足ラサルナリ。故ニ他日中央銀行事務整頓ノ時ニ至ラハ、政府ハ先ツ國庫出納條例ヲ制シ、銀行內ニ別ニ國庫部ヲ置キ、官金出納ノ事務ヲ掌ラシメ、銀行一般ノ事務トヲ判別シ、專ハラ諸官廳經常ノ支出ヲ辨シ、其緩暇ヲ視テ國庫殖益ノ爲メニ確實ナル商業手形ヲ割引シ、或ハ確實ナル抵當アルモノハ期限ヲ短クシテ貸附等ニ使用セシメ、爲メニ年々幾拾萬圓ノ利益ヲ生スルヤ必セリ。是レ即チ歐洲各國政府ノ官金ヲ中央銀行ニ附託シテ國庫ノ殖益ヲ圖ラシムル所以ナリ。我邦他日此殖益ヲ見ルノ日ニ至ラハ、其利得スル所ハ皆正租雜稅ノ外ニ在リテ一種ノ餘裕金ヨリ生セシモノナレハ、之ヲ以テ實貨輸入ノ諸費其他ノ損失ヲ補充セハ、即チ正租雜稅ノ正額ヲ傷クルノ患ナクシテ、而シテ實貨輸入ノ功ヲ奏スルニ至ルヘキヤ必セリ。

今若シ中央銀行ヲシテ國立銀行其他ノ諸會社ヲ幇助シ、時ニ乘シ機ヲ察シテ其資力ヲ培養スルコト恰モ歐洲各國ノ中央銀行カ私立銀行及ヒ諸會社等ニ於ケルカ如クナラシメハ、即チ政府カ朝ニ一會社ヲ補助シ夕ニ一事業ヲ保護スルノ煩ナク、又事ニ後レ機ヲ失スルノ憂ナカルヘキナリ。果シテ然レハ則チ政府ノ保護スル所ハ獨リ中央銀行ニシテ其滋潤養息スル所果シテ如何ソヤ。

又中央銀行ニ國庫ノ出納ヲ託シ、其緩暇ヲ見テ民間ノ融通ヲ助ケシメハ、貨幣一タヒ租稅トナリテ官庫ニ

入ルモ亦割引貸附等ニ使用セラレ、民間ニ下リテ市場貨幣ノ缺乏ヲ補フヲ得ヘシ。果シテ然レハ則チ啻ニ國庫殖利ノ益アルノミナラス、周年貨幣ノ繁閑始メテ平準調均スルヲ得ヘシ。是レ中央銀行ノ設立セサル可カラサル四ナリ。

第九　外國手形割引ノ事

今人財政ヲ談スレハ輙チ曰ク、財政ノ困難ハ金貨ノ濫出ニ由ル、今貨ノ濫出ハ外國貿易ノ權衡ヲ得サルニ由ルト。蓋シ我レヨリ壹千萬圓ノ貨物ヲ輸出シ、彼レヨリ壹千貳百萬圓ノ貨物ヲ需求スルトセハ、則チ其差額貳百萬圓ヲ償フカ爲メニ、我レノ實貨ヲ以テ之ニ充テサル可カラス、故ニ輸出入ノ相償ハサルハ則實貨外出ヲ促スノ原因タルヤ復タ言フヲ俟タス。

然レトモ輸入ノ輸出ニ超過スル豈獨リ我邦ノミナランヤ、歐洲各國ト雖モ亦タ時有リテカ免レサル所ナリ。然レトモ其能ク實貨ノ缺乏ヲ致サヽル所以ノモノハ、蓋シ亦金銀貨ヲ輸入スルノ機關アルニ由ル而已。此機關トハ即チ中央銀行ニシテ、英佛獨澳皆其設ケアリテ、以テ金銀貨ヲ輸入スルノ路ヲ開カサルハ莫シ。今其實貨輸入ノ方策ヲ略述センカ爲メ、茲ニ佛蘭西銀行ト白耳義國立銀行ノ一例ヲ擧ケン。

佛蘭西銀行ハ白耳義國某私立銀行ト「コルレスポンダンス」ヲ締約シ、常ニ白耳義國ニ於テ割引ノ步合ニ注目シ、白耳義國立銀行モ亦佛京巴里ニ於テ某私立銀行ト「コルレスポンダンス」ヲ締約シ、常ニ佛國割引ノ步合ヲ見テ佛國手形ヲ買入レシムルナリ。是時ニ當リ若シ白耳義國立銀行ニテ割引ノ步合四錢佛蘭西銀ニテハ三錢ナリト假定セハ、佛蘭西銀行ハ直チニ白耳義約定店（即チ「コルレスポンダンス」ヲ締約セシ私立銀行）ニ命シ、三錢ニテ割引手形ヲ引受ケシムヘシ。是ニ於テ佛蘭西銀行約定店ノ割引低利ナルヲ以テ、依頼者陸續相踵キ、白耳義ノ手形ハ多クハ佛國銀行ノ手ニ歸シ、其手形取付ノ日ニ至リテハ盡ク金銀貨ト爲リテ佛國ニ輸出セラルルナリ。是レ佛蘭西銀行ニテ實貨輸入ヲ助成スルノ概略ナリ。

若シ又佛朗西白耳義ノ兩銀行ニテ從來同シク三銖ヲ以テ割引ヲ引受ケシニ、白耳義ニテハ割引手形ノ稀少ナルカ爲メニ其歩合ヲ二銖ニ低下シタリト假定セハ、佛朗西銀行ハ直チニ白耳義ナル約定店ニ命シテ、其從來三銖ニテ割引シタル手形ヲ以テ更ニ白耳義國立銀行ニ至リ二銖ノ歩合ニテ再割引ヲ受ケシムヘシ。蓋シ初メ三銖ノ歩合ヲ取リ、今更ニ二銖ヲ以テ再割引ヲ受クルトキハ、中間ニ於テ一銖ノ利益ヲ得ルノミナラス、其仕拂ニ於テハ銀行紙幣ニテ受取ルヘキヲ以テ、佛國ヘ輸送スルニハ豫メ金銀貨ニ交換スルヲ得ヘキナリ。是レ亦佛朗西銀行カ外國歩合ノ低下スルニ乘シテ以テ多少ノ利益ヲ收メ、且ツ實貨輸入ヲ圖ルノ一例ナリ。又白耳義國立銀行カ佛國ノ約定店ニ於ケルモ亦此方略ヲ用ヒ、其他英ニ蘭ニ獨ニ澳ニ到ル所私立銀行ノ盛大ナル者ト「コルレスポンダンス」ヲ結ヒ、各國貨幣ノ動靜ヲ窺ヒ、割引歩合ノ昂低ヲ以テ之ヲ平均調和スルヲ圖ラサルハ莫シ。

我邦今日ノ勢全國ノ資力未タ大ナラス一國ノ信用未タ厚カラス、遽カニ此方略ヲ用ヒ難シト雖モ、先ツ中央銀行ヲ設立シテ會社銀行等ノ事業ヲ幇助セシメ、大ニ我カ帝國ノ資力ヲ養ナヒ、而ル後外國銀行ト「コルレスポンダンス」ヲ結ヒ、漸ヲ以テ實貨輸入ノ策ヲ取ルコト前文ノ如クセハ、則チ輸出入ノ相償ハサルモ、實貨ノ外出スルモ、庶幾クハ深ク憂慮ス可カラサルニ至ラン。是レ中央銀行ノ設立セサル可カラサル五ナリ。

然リト雖モ此事業タルヤ歐洲各國ノ大銀行ト雖モ深謀遠慮常ニ以テ一大難事トスル所ナリ、況ヤ我邦今日ノ形勢ニ於テヲヤ。固ヨリ一朝一夕ニシテ之カ好結果ヲ得ヘキニ非スト雖モ、既ニ中央銀行ヲ設立シタル上ハ日夜孜々トシテ其事業ヲ擴張セサル可カラス、是レ亦中央銀行カ國家ニ對スルノ一大義務ニ非スヤ。

中央銀行ハ當分兌換銀行券發行ヲ許サス、之ヲ補助スル爲メニ其資本金ノ半額ヲ引受ケ政府之カ株主トナル事

中央銀行ノ設立ヲ要スル所以ノモノハ既ニ前文ニ詳論セリ。第一金融ヲ疏通スル事、第二會社銀行ヲ補助スル事、第三金利ヲ低下スル事、第四國庫出納ノ事務ヲ負擔スル事、第五外國手形ヲ割引スル事、此五ノ者ハ政府ニテ中央銀行ヲ設立スル所以ノ目的ニシテ、銀行カ國家ニ對シテ卓然自任當サニ盡スヘキノ義務ナリ、其責任タル亦重且大ナラスヤ。

夫レ責任重大ナレハ必ス之ヲ負擔スルノ特ナカル可カラス。政府中央銀行ヲ責ムルニ此重任ヲ以テセンニハ、亦必ス之ヲ保護シテ其重任ニ耐ユヘキノ特權ヲ附與セサル可カラス。是レ歐洲諸邦ニ於テ政府カ中央銀行ニ附與スルニ銀行券發行ノ特權ヲ以テスル所以ナリ。

往時白耳義國立銀行ノ創立スルニ際シ、當時大藏卿「フレオールバン」氏下院ニ說明シテ言ヘルアリ、曰ク、若シ銀行券發行高ヲシテ資本金額マテ制限セシメハ、縱令ヒ銀行ナシテ周年四銖ノ割引ヲ爲シ毫モ損失ヲ蒙ムルコトナカラシムルモ、其剩賦金ハ僅カニ年利三銖ニ過キサルヘシ、故ニ銀行若シ十分ニ其目的ヲ達セント欲セハ必ス資本金幾倍ノ銀行券ヲ發行セサル可カラサルヤ明カナリト、此說ヤ方今歐洲諸國ニ於テ現世施行スル所ニシテ、若シ此制ニ據ラサレハ、豈能ク金融ヲ疏通シ財政ヲ救濟スルノ目的ヲ達スルヲ得ンヤ。

今我中央銀行ニモ其重任ニ對シ銀行券發行ノ特權ヲ與ヘサルヘカラス。然レトモ我邦實貨缺少ノ際遽カニ巨額ノ眞貨幣ヲ募ル能ハス、去リトテ公債證書ヲ抵當トナスコト國立銀行ノ制ノ如クナラシメハ、亦八百萬圓ノ紙幣ヲ市場ニ注溢セシムルノ患アルヲ奈何セン。是故ニ日本銀行ノ株金ハ暫ラク通貨ヲ以テ招募シ、直チニ之ヲ以テ營業資本ニ充用セシメ、而シテ漸次ニ全國理財ノ機關ヲ整理シ、外國手形割引外國貨幣及ヒ地金銀買入等ノ方法ヲ以テ實貨輸入ノ策ヲ講シ、他日實貨充投ノ時ヲ待ツテ先ツ政府發行ノ紙幣ヲ交換セシメ、而ル後始メテ兌換銀行券ノ發行ヲ許スヘシ、是レ亦時勢ノ已ムヲ得サルニ出ツルナリ。

是故ニ政府ハ當分中央銀行ヲシテ銀行券ノ發行ヲ實施セシメサル代リニ、特別ナル保護ヲ加ヘ、資本金壹千萬圓ノ半額即チ五百萬圓マテハ政府自ラ株主トナルヘシ。是レ素ヨリ保護助成ノ精神ニ出ツル者ニシテ人民ト共ニ利ヲ爭フカ爲メニ非サレト、利益金配當ニ至テモ亦一般人民ノ株主タル者ト異同ナカル可カラス。人或ハ政府ノ此擧ヲ批議スル者アラン、蓋シ此擧ヤ固ヨリ時勢ノ已ムヲ得サルニ出ツルモノニシテ、若シ政府ノ補助ナケレハ銀行成立セス、銀行成立セサレハ到底金融ヲ疏通シ財政ヲ救濟スルノ日ナカルヘシ。往時佛朗西銀行ノ創立ニ當リテヤ、發起人等ハ猶ホ資本金ノ遽カニ募集シ難カランコトヲ患ヘ、當分各地方ノ收税總官ヨリ納メタル身元保證金ノ半額ヲ銀行ニ下附セラレンコトヲ佛國政府ニ請願セシカハ、政府ハ直チニ之ニ聽ルシ、五百萬「フラン」ヲ銀行ニ下附シテ國債局ノ名ヲ以テ五千株ヲ引承ケタル事アリ、蓋シ時勢ノ已ムヲ得サルニ當テハ、亦此ニ出テサルヲ得サル者アレハナリ。然リト雖モ他日事業益々旺盛ヲ加ヘ基礎益々鞏固ニ赴クニ及ヒテハ、漸次相當ノ價ヲ以テ株券ハ之ヲ人民ニ附スルノ日アランコト是固ヨリ政府ノ深ク冀望スル所ナルヘシ。

日本銀行條例ノ大旨

日本銀行條例ノ大旨

歐洲諸國中央銀行ノ制ヲ通觀スルニ、規模ノ宏大ナル勢焔ノ赫奕ナルハ固ヨリ英佛兩銀行ノ右ニ出ル者ナシト雖モ、其機關ノ完全ナルト事業ノ整理セルトニ至テハ白耳義國立銀行ヲ以テ之レカ最トス。蓋シ該國立銀行ノ創立最モ輓近ニ在ルヲ以テ、英佛澳米諸國ノ成績ニ考ヘ、利害得失ノ存スル所ヲ審カニシ、萃ヲ拔キ萃ヲ摘ミ、前車ノ覆轍ハ之ヲ未然ニ警戒シ、以テ其完璧ヲ成スヲ得タリ。是レ各國理財家ノ稱贊止マサル所以ナリ。今我中央銀行モ其模型ヲ此ニ取リ、之ヲ我邦固有ノ慣習ニ參酌セハ則チ我カ國情ニ適應スルノミナラス其機關モ亦大ニ整備スル所アラント信ス。乃チ制度ヲ白耳義銀行ニ取リ、以テ我カ習慣ニ參酌シ、條例及ヒ定款ヲ草定シテ以テ上ツル。其組織綱領ヲ略擧スレハ左ノ如シ。

第一　營業年限ヲ三十ケ年トスル事

第二　資本金ヲ一千萬圓トスル事

第三　資本金ハ開業前ニ於テ其五分ノ一ヲ入金セシメ其殘額ハ營業上ノ都合ニ由リ幾回ニテモ入金ヲ命スル事

第四　營業ニ制限ヲ立テ、危險ノ事業ヲ禁スル事

第五　政府ノ都合ニ由テ國庫出納ニ從事セシムル事

第六　兌換銀行券發行ノ特權ヲ有スヘシト雖モ當分之ヲ許サヽル事

第七　總裁ヲ勅任トシ副總裁ヲ奏任トスル事

第八　大藏卿ノ監理官ヲ置ク事

第九　毎月報告ヲ大藏卿ニ呈スル事

第十　政府ニ於テ資本金ノ半額ヲ引受ケ之カ株主トナル事

右十項ハ中央銀行ノ鞏固ヲ保チ旺盛ヲ圖ルニ極メテ緊要ナル事件ナリトス。但第七項ハ或ハ世人ノ怪訝スル者アルヘシト雖モ、全國ノ信憑ヲ厚フシ銀行ノ基礎ヲ固フセンニハ必ス其主宰者ノ地位ヲ高顯ニシ、其授任ヲ鄭重ニセサル可カラス。英佛澳獨諸國ノ中央銀行ニハ皆勅任總裁ヲ奉戴セサルハナシ、殊ニ佛國ノ如キハ興業銀行ノ總裁モ亦國王(現今ハ大統領)ノ命任ニ係ルナリ。從來我國會社銀行等ノ信用甚タ薄弱ナル、苟モ政府カ之ヲ待スルノ厚キヲ示スニ非スンハ焉ソ能ク世人ノ信憑ヲ厚フスルヲ得ンヤ、又焉ソ外國ニ對シテ日本銀行ノ體面ヲ存スルヲ得ンヤ。

右十項ノ主旨ニ據リ、中央銀行ヲ設立シ、徹頭徹尾信用ヲ以テ根據トシ、全國理財ノ樞要ヲ執ラシメハ、則チ金融始メテ疏通シ、商業始メテ隆興シ、我日本帝國ノ財政大ニ更張振作スル所アランコト深ク信シテ疑

ハサル所ナリ。

今此説明ヲ畢ルニ臨ミ、姑ク一言ヲ要スルコトアリ、何ソヤ、興業銀行及ヒ貯蓄銀行ノ件是レナリ。興業銀行ハ土地家屋等ヲ抵當トシテ起産資本ヲ貸附ケ、或ハ田野ノ開墾ヲ勸メ或ハ地質ノ改良ヲ翼ケ、或ハ製絲鑿溝築港ノ事業ヲ振作スルヲ目的トスルモノナリ。貯蓄銀行ハ細民日常ノ賃銀ヨリ其幾分ヲ貯蓄セシメ、他日就産ノ道ヲ得セシムルヲ旨トスルニアリ。凡ソ一國ノ富ヲ成スモノハ勞働ト節儉トニ在リ。貯蓄銀行ノ細民ニ於ケルハ其節儉ヲ助クルモノナリ、興業銀行ノ農工ニ於ケル中央銀行ノ商業ニ於ケルハ皆其勞働ヲ助クルモノナリ。此三者ハ組織營業固ヨリ相異ナリト雖モ、亦相須チ相扶ケ以テ一國ノ富ヲ養成スルモノナレハ、之ヲ全國理財ノ鼎足ト謂ヘルモ可ナリ。

且ツ夫レ興業銀行ノ事業ハ極メテ重大ニシテ、且ツ之ヲ永遠ニ期スヘキモノトス。故ニ政府ハ特別ニ條例ヲ制シ、保護監督ノ法ヲ設ケサル可カラス。又貯蓄銀行ノ預金ノ如キハ皆細民額汗ノ餘滴ニシテ、彼ノ大賈巨商カ縱ヒ一方ニ敗失スルモ、尙ホ一方ニ恢復スルノ餘力アルカ若クナル能ハス、其事業豈愼重嚴密ナラサル可ケンヤ。

今ヤ我國農工ノ事業日ニ進ミ月ニ盛ンニ、隨ツテ其資本ヲ要スル巨大ナルヲ以テ、速カニ興業銀行ノ設立ヲ要スルヤ言フヲ俟タス。又近頃民間ニ於テ貯蓄銀行ノ設立陸續相踵キ、其主意善美ナリト雖モ、事業上偶々愼重ヲ缺クノ憾ナキ能ハス、豈速カニ條例ヲ判定シ、以テ之ヲ羈縛セサル可ケンヤ。然リト雖モ今中央銀行設立ノ際ニ當リ、一時ニ事ヲ擧クルハ蓋シ國家理財ノ得策ニ非サルヘシ、將サニ他日ヲ待チテ興業銀行條例及ヒ貯蓄銀行條例ヲ草シ、以テ政府ノ裁定ヲ取ルアラントス。

日本銀行の開業

政府は大藏卿松方正義の建議を採用し、明治十五年六月二十七日、第三十二號布告を以て日本銀行條例を制定し、同年十月十日いよ〳〵日本銀行を開業したのである。明治政史、日本銀行の開業に『日本銀行條例

開業當時に於ける日本銀行の資本金

日本銀行大阪支店

第十四條に於て、政府は日本銀行は兌換銀行券を發行するの權あることを明にせり。然ども當時は銀紙の差併甚しかりしが故に、政府は未だ兌換銀行券の實際發行を許さゞりし云々」とあり、以て日本銀行開業當時の金融界を推知するに難くないであらう。また開業後の日本銀行に就ては日本商業史に「日本銀行は其資本金實に壹千萬圓の巨額より成立たる一大株式會社なりき（日本銀行の株主とならんとするものは大藏卿の許可を得べし）此年（十五年）十二月百五拾萬圓の資本を割きて我邦商業の中心たる大阪に支店を設置せり（後資本金を増して三百萬圓となれり）日本銀行既に設立せられて其事務緒に就きしかば、政府は十六年七月より國庫金の取扱に從事せしめ、十七年五月二十六日兌換銀行券條例（十八號布告）を發布して兌換銀行券發行の權を附與せらる。（日本銀行は兌換券發行高に對して同額の金銀貨及地金銀を置き其引換準備に充つべし、この外特に七千萬圓を限り政府の公債證書大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證として兌換券を發行することを得）明くる十八年一月に至り、始めて拾圓券を製造して五月九日よりこれを發行せり。（兌換券は銀貨を以て兌換するものにして一圓、五圓、十圓、二十圓、五十圓、百圓、二百圓の七種なれども、實際發行したるは一圓、五圓、十圓、百圓のみ。明治二十一年十一月、日本銀行より大藏大臣に對し兌換券を改造し漸次從來發行の分を交換せんことを申請し、其年十二月三日より新兌換券を發行せり。故に兌換券には新舊二種ありと知るべし。さて其改造を要せしは從來發行の兌換券は其紙質着色完全ならずして蟲害變色の憂あるによれり）又十九年一月政府紙幣の交換取扱方を命ぜられしが、なほこの年七月諸公債の元利金拂渡方をも命ぜらる。こゝにおいて從來政府が取扱たる公債出納の事務は漸次悉くこれを日本銀行に移し、後ついに國庫金出納の如きはすべて日本銀行の取扱に屬せしめらる。二十年に至り其營業一層盛大なりしかば、株主總會の決議により資本金壹千萬圓を增加するに至れり。

兌換銀行券條例の改正

明くる二十一年七月（勅令五十九號）政府は兌換銀行券條例に改正を加へられ獨逸の制に倣ひ市場紊亂して大に通貨の需要を增し、銀行をして商

再び兌換銀行券條例の改正

兌換銀行券發行税法兌換銀行券保證準備額の改正

日本勸業銀行

工社會の危急を救はしむるの必要あるときは特に大藏大臣の許可を得て保證準備發行高七千萬圓を超過するを得しめ、その超過額に對して年五分以上の發行税を課せらるゝことゝなれり。其後二十三年五月（法律三十四號）兌換銀行券條例中更に改正を加へ、保證準備額七千萬圓を八千五百萬圓となされき。（從來政府への貸金には二分の利子を付すべきものなりしを改めて無利子となせり）二十八年更に資本金壹千萬圓を増加し合せて參千萬圓となれり。三十二年三月兌換銀行券發行税法（法律五十六號）の發布と共に兌換銀行券保證準備額の改正ありて、遂に八千五百萬圓を増して壹億貳千萬圓となれり。さればこゝに至りて參千五百萬圓の増加を見るに至れり。これよりさき二十六年十月大阪以西の金融を通ずる爲、門司に支店を置くことに決せしが、種々の都合ありて暫く支店を馬關に置かる、所謂西部支店なり。又二十八年六月函館出張所を廢して同地に北海道支店（この外札幌出張所あり）を置き、又二十九年十月臺灣島の臺北に出張所を置き、臺南・臺灣・鳳山・媽宮城の四所に派出所を設けて國庫金取扱の事務を開けり。（臺灣銀行設立に及びて悉く閉店せしむ）此他三十三年三月津派出所を廢して名古屋支店を置き、また北海道の小樽派出所を擴張して小樽出張所となしゝが如く、營業の擴張せらるゝに從ひて、支店出張所の數を増加せらる云々』とある、以て日本銀行の營業狀態の一般を窺ふに足るであらう。

五　日本勸業銀行

明治十五年、日本銀行の設立せらるゝや、大藏卿松方正義は勸農奬工の金融機關を設立する必要のあることを政府に建議したが、種々の事情があつて未だ設立の運びに至らざりしと雖も、爾來政府は松方正義の建議に賛じ、官吏を歐羅巴に派遣して之れが設立に關する調査をなさしめ、着々準備を進めてゐたが、明治二十七八年戰役（日清役）後、各種の事業勃興するに及び、遽かに之れが適切なる金融機關の設置を痛感する

日本勸業銀行法の發布

に至り、遂に明治二十九年四月法律第八十二號を以て日本勸業銀行法を發行された。日本商業史に『勸業銀行は壹千萬圓の株式會社にして債券發行の特權（資本金四分の一以上の拂込ありたるときは拂込金額の十倍を限り、勸業債券を發行することを得るの特權を有す）及び政府より利益補助を受くるの特典をも附與せられ、三十年四月株主募集の公告をなし、資本金總額の四分の一、即ち貳百五拾萬圓の株式拂込を了して此年八月二日營業を開始せり。勸業銀行は實に農工業の改良發達を圖るため、不動産を抵當にして長期低利の貸付をなすを目的とせられたるものにて、一方において不動産の信用を增進したると共に、一方において農工の事業者と資本家とを媒介して、互に氣脈を通ぜしめたるものといふべし。勸業銀行の開業せらるゝや、時たま〳〵金融逼迫金利騰貴に際したるを以て、借入請求の總額六百八拾餘萬圓の巨額に達せり』とあり、以て日本勸業銀行の内容を推知するに難くないであらう。

六　農　工　銀　行

農工銀行

農工銀行設立の目的

明治二十九年に設立された日本勸業銀行はその業務が全國的で、しかも頗る大規模であるから、中産階級以下の農工業者の金融機關としては尠なからず不便なので、主として中産以下の農工業者を目的として農工銀行の設立を見たのであるが、日本商業史には『農工銀行の目的は大體に於て日本勸業銀行と異なる所なきも、勸業銀行は全國に渡り專ら大規模の事業を目的とする事故、中産以下の農工業者が其僅少なる不動産を抵當として必要なる農具肥料機械等の買入をなす場合に利用するの困難なるより、これらの小規模なる事業に向ひて、資金を供給する機關として設立するの必要を認められ、我政府は農工業金融の中央機關たる勸業銀行法と共に、明治二十九年四月農工銀行法（法律八十三號）同補助法（法律八十四號）を發布せらる云々』とある。

農工銀行法の發布農工銀行補助法の發布

農工銀行は資本金貳拾萬圓以上の株式會社にして、北海道または一府縣を以て一營業區域毎に一行を設立する定めで、その營業は大體に於て日本勸業銀行と略ぼ同一だが、唯勸業銀行と異なる點は、農工銀行は◆一十人以上の共同團體に信用貸をなし得る自由がある。日本商業史によると『三十年下半期に至り、各府縣知事より設立委員選定の認可を大藏大臣に申請し、三十一年一月に至り各府縣概ね開業せり(四十一行)。同年中に開業せざりしは、僅に京都・新潟・和歌山・德島の一府三縣のみなりき。三十二年三月(法律三十三號)農工銀行に對し、府縣のため金錢出納の取扱をなすことを許し、稍々其營業區域を擴張せらる。勸業銀行と地方農工銀行とは、各獨立して働くが如き觀あるも、この兩機關の間には、常に一條の氣脈を通じ居ることゝて、かの農工債券を勸業銀行に引受け、共信用を以て、農工銀行の狹少なる信用を助くるが如きは、農工銀行を以て勸業銀行の代理店の如く見なしたるなり。これこの兩銀行の特色とする所か云々』とあるので、兩者の關係を略ぼ推知し得られるであらう。

元來日本勸業銀行及び各府縣の農工銀行は農工業助成の目的で、主として不動產を抵當に大體價格の五割位を貸付け、これに依つて農工業者は農具・肥料及び高利債を整理して來たのであるが、就中農民は近來農產物の暴落と冷害・水害等にて非常な不況を招きしため、租稅の滯納は勿論のこと、勸業・農工の兩銀行に對する月賦・年賦金の返濟は到底不可能の狀態に陷り、就中東北地方の農民は連年の冷害にて、日常の衣食にも事缺くに至り、ために勸業・農工銀行の貸付金をめぐり漸次社會問題化するに至つた。

臺灣銀行の設立

七 臺灣銀行

明治二十七八年戰役(日淸戰爭)に於て連戰連勝の結果、我が國では遼東半島・臺灣島及び若干の賠償金を得ることゝなつた。然るに露・獨・佛三國の干渉によつてその後間もなく遼東半島を支那に還付し、その

代價として賠償金を增額し、臺灣島を獲る事になつたが、當時臺灣島に於ける各種の事業は概ね外國人の專有に歸し、我が國民の手腕を揮ふべき餘地はないのみならず、完備せる金融機關がないので常に金融壅塞し、ために各種の事業は殆ど放置せられてゐるといふ狀態であつた。

臺灣銀行法の發布

政府は夙にこれに鑑みる所があり、明治三十年三月に至り法律三十八號にて臺灣銀行法を發布し、以て臺灣に各種事業助成機關として臺灣銀行を設立するに至つた。當時の臺灣銀行は資本金五百萬圓の株式會社で、就中五圓以上の無記名式一覽拂の手形を發行する特權を與へられた。

臺灣銀行設立の目的

日本商業史に『臺灣銀行は臺灣の金融機關として商工業並に公共事業に資金を融通し、臺灣の富源を開發して經濟上の發達を圖り、かねて營業の範圍を南清地方及び南洋諸島に擴張し、これら諸國の商業貿易の機關となり、金融を調和するを以て目的とせらる。其後創立委員の決議を容れ、貳百萬圓を圓銀にて無利子貸付をなし銀行券引換の準備に充てしめ、又資本金五百萬圓の中政府にて百萬圓を引受け、五年間政府引受株に對する配當金を準備金に加へて株主募集の困難を輕減せしめらる。

臺灣銀行補助法の發布

又三十二年三月（法律三十五號）臺灣銀行補助法を發布せられ、五圓以上の無記名式一覽拂手形發行の代りに、一圓銀貨一枚以上の銀行券を發布せしむることゝなれり。蓋し同島は銀貨市場にして且つ經濟の程度低く日常の取引に小貨幣を使用するに馴るゝを以て、其發行する銀行券を一圓銀貨一枚となせり。

添田壽一

かくてこの年六月添田壽一を頭取に任じ、九月二十六日臺北の本店において營業を開始せり。

臺灣銀行支店の設置

こえて十月一日に至り日本銀行臺北出張所より臺灣島國庫金取扱の事務を引繼ぎしが、これと同時に神戸・臺南の二支店並に臺中・嘉義・宜蘭・鳳山・新竹・澎湖島・滬尾（淡水）の七出張所同時に營業を開始せしむ。其後臺中・基隆（十二月一日出張所として開店せしもの）は內地との關係密接なるを以て支店に改めしといふ』とある。

八　北海道拓殖銀行

北海道拓殖銀行の設立
北海道拓殖銀行法の發布

政府は臺灣銀行を創立すると同時に、北海道の開發助成のために北海道拓殖銀行を設立する必要を感じ、明治三十二年三月、法律七十六號を以て北海道拓殖銀行法を發布した。

開拓使鍋島直正
蝦夷地を北海道と改稱す
西郷從道開拓長官に任ぜらる
開拓使を廢止す

北海道はもと蝦夷地と稱し、明治維新の際、會津若松城の陷落後、榎本武揚・大鳥圭介・德川太郎・永井尙志等が函館五稜廓に占據して明治政府に抗し、以て函館地方を略取し、福山城を陷れた。然るに明治二年三月官軍が海陸の大兵をさし向けて榎本等を討伐するに及び、榎本等利あらず福山函館等が相次いで陷り、五月十五日に至り辨天崎の賊將永井尙志等四百四十人が降を乞ひ、同十八日遂に榎本武揚等も亦た降り、蝦夷地は全く平定した。

同年七月七日官制の大改革と共に北海道開拓使を置き、鍋島直正をその長官に任じた。次いで同年八月十五日に至り、蝦夷地を改めて北海道となし、同道を渡島・後志・石狩・天鹽・北見・膽振・日高・十勝・釧路・根室・千島の十一ケ國に分割した。翌十六日に至り、開拓長官鍋島直正は大納言となつた。然るに明治十五年に至り、開拓長官黑田清隆が拂下事件で一月十一日依願免官となるや、參議西郷從道が開拓長官を兼任したが、同年二月八日遂に開拓使を廢し、函館・札幌・根室の三縣を置かれた。次いで同十九年一月二十六日に至り、內閣第一號を以て、

北海道ハ土地荒漠住民稀少ニシテ富庶ノ事業未タ普ク邊隅ニ及フコト能ハス、今全土ニ通シテ拓地殖民ノ實業ヲ擧クルカ爲ニ從前置ク所ノ各廳分治ノ制ヲ改ムルノ必要ヲ見ル、因テ左ノ如ク制定ス。

第一

函館札幌根室三縣並北海道事業管理ヲ廢シ、更ニ北海道廳ヲ置キ全道ノ施政並集治監及屯田兵開墾授產ノ業務ヲ統理セシム。

第二

函館札幌根室三縣の廢止　北海道廳ヲ置ク　岩村通俊

北海道廳ヲ札幌ニ支廳ヲ函館・根室ニ置ク。

等を布告せられ、北海道の施政を一變された。また同日司法大輔岩村通俊を北海道長官に任じた。

斯の如く北海道は數度の改革によつて、今は全く本土と同じくなつたが、氣候の關係上今尚ほ人口稀薄にして荒蕪の地が多いので、政府は北海道拓殖銀行を設立して同道の開發を助成すると共に、北海道廳に命じて開墾資金を補助せしめ、移民を奬勵せしめてゐる。

拓殖銀行は資本金參百萬圓の株式會社で、本店を同道札幌に置くことに定められたが、三十三年四月一日、つひに札幌に於て開業するに至つた。

第十節　保　險　業

一　保險業の勃興

保險業の勃興　パウル・マイエット教授　火災保險取調委員　保險の始め

維新後、歐米の保險法を我が國に輸入した始めは火災保險である。日本商業史に『はじめ獨逸人パウル、マイエット大學教師として我邦に聘せらるゝや種々の保險を包含したるものを官業として起さしめ、已も亦其利益に與らんことを工夫せしが、時機尚早かりし爲め到底其事の行はれざるを知り、我邦家屋の木造にして屢々火災に罹るを見、つひに強制的の火災保險を官業として起さしむることに改め、時の大藏卿大隈重信に建議し其用ゐる所となり、更に大藏省の顧問に雇はれ專ら他の火災保險取調委員と共に其事を調査せしが、この法案は參事院にて否決せられ、つゞいて大隈重信も亦官を罷めて去りしかば、マイエットの考案は水泡に歸したれども、備荒貯蓄法に變じて世には顯れいでぬ。されども民間において最も早く保險業を起し

海上保險
東京横濱鐵道の年賦拂下請願
九條道孝
岩崎彌太郎
東京海上保險會社の創立
海上保險の嚆矢
日本海陸保險會社
帝國海上保險會社
日本海上保險會社
莊田平五郎
小幡篤次郎
阿部泰藏
生命保險の濫觴
明治生命保險會社
帝國生命保險會社
火災保險
松田道之
東京火災保險會社
明治火災保險會社
保險業法の發布

たるは海上保險なりとす云々』とある。海上保險は明治九年三月公爵九條道孝等が東京横濱間鐵道の年賦拂下を請願し、許可を得たので政府に六拾四萬貳千圓を納付したが、折角のこの計畫もその後故あつて請願の取消を申出で、且つ同納付金を以て國家有用の事業を起さうとする議があつたので、郵便汽船三菱會社長岩崎彌太郎は華族に勸めて明治十二年八月東京海上保險會社を創立させた。これを日本に於ける海上保險會社の嚆矢とする。然るに其後絕えて海上保險會社の設立を企つるものがなかつたが、明治二十六年に至り、日本海陸保險會社・帝國海上保險會社などが起り、次いで日本海上保險會社を始め多くの海上保險會社が勃興して今日の如き隆昌を來たすに至つた。

東京海上保險會社に次いで起つた保險事業は生命保險で、これは明治十四年莊田平五郎・小幡篤次郎・阿部泰藏等が政府の允准を得て明治生命保險會社を創立したのが濫觴である。これに刺戟され、明治二十一年には帝國生命保險會社が起つたが、これより各地に生命保險會社が勃興した。されど基礎の鞏固なものが尠なく、興廢・併合等が行はれてゐるのは、業界のため遺憾に堪へぬ。

海上保險に類した保險に火災保險がある。火災保險は曩に獨逸人バウル・マイエットが我が國に招聘せられ、大學敎師として來朝するや、火災保險の創設を建議せしも未だ時を得ずして其儘立消えになつてゐたが、その後大隈大藏卿の時火災保險法取調委員となつたことのある東京府知事松田道之の設計せる書類によつて明治二十一年十月東京火災保險會社が創立され、同二十四年には明治火災保險會社が起る等、之れより各地に種々の保險會社が勃興したが、之れに伴ひ危險が發生するに及び、政府は遂に明治三十三年三月法律六十九號で保險業法を發布し、以て其弊害を未然に防止するの策を講ずるに至つた。該保險業法の內容に就ては日本商業史に『この法律によれば保險事業は株式會社又は相互會社たるべきこと、又保險會社は他の事業を兼ぬべからざること、又同一の會社にして生命保險と損害保險とを併せて其目的となすべからざるこ

と、又會社の資本は拾萬圓を下らざること等にて、これより危險なる小資本の會社は跡を絶ちて漸々確實のものとならんか』とあり、以てその一斑を推知するに難くないであらう。

二　海上保險業

海上保險業
洋式汽船の海運業始まる
郵便汽船三菱會社は定期船の往復を始む

明治十年の西南役を契機として、我が國にも西洋形汽船を以て海運業を營むものが增加したが、就中郵便汽船三菱會社の如きは相當堅牢な汽船を以て內地の諸港を始め、支那の要港に定期船の往復を開始した。然れども當時我が國未だ海上保險の制度が行はれなかつたので、船主・荷主等はいづれも海上の危險を慮り安心して支那と取引することが出來ぬといふ狀態であつた。ために我が國の海運業は著しくその發達を阻止されたことは想像に難くない。政府は夙に之れに鑑みる所があり、獨逸人パウル・マイエットが大學教授として我が國に來朝するや、當時の大藏卿大隈重信はマイエットの建議を採用して海上保險に關する各國の法規類例を調査し、また我が國に於ける危險の程度等を調査せしたが、偶々大隈重信の辭職に遇ひ、海上保險會社創立のことは一時沙汰止みとなつた。然るに之れより先き公爵九條道孝等二十四名が明治九年三月東京橫濱間の鐵道拂下を請願し、年賦金で上納する事となり、その第一回拂込金として既に六拾四萬貳千圓を拂込んだが、同年九月に至り故あつて拂下取消を請願し、上納の年賦金を以て國家有用の事業を起さうと計畫を進めてゐた。時に郵便汽船三菱會社長岩崎彌太郎は九條道孝等二十五名に勸め、東京海上保險會社を創立することになり、明治十二年八月一日開業した。日本商業史に『郵便汽船三菱會社長岩崎彌太郎、二十五名の華族に謀り海上保險會社設立の事を勸め、つひに十一年九月東京海上保險會社設立の願書をいだし、この年二月允准を得、明くる十二年八月一日より開業せり（資本金五拾萬圓、其內四拾貳萬八千圓は鐵道會社設立の爲華族より入金せし分を以て其儘資本金に加入し、殘額七萬貳千圓は身元ある商估より募りてこれに加入

パウル・マイエット
大隈重信

九條道孝

岩崎彌太郎
東京海上保險會社の創立

貨物保険

ロイド會社

船舶檢査證書の發行

造船規則

片岡直温

土居通夫

田中市兵衛

日本海陸保険會社

せしめたり」。まづ貨物保険の業を開き、内國諸港及び支那・朝鮮の要港に代理店を置けり。船舶檢査の事たるや海上保険の業を營む上において主眼の要務なるも當時我邦においては、未だ歐米に行はるゝロイド會社の組織の如きものあらざるを以て、新に海上保険の業を創始するは實に至難のことに屬せしなり。こゝにおいて同社は船舶の檢査を行ひ、保険の適否を定められんことを政府に請願せり。よりて政府はこの年八月中旬これを許可し、船舶の檢査をなす毎に其成績によりて船名・種類・噸數・製造人・持主・等級・期限等を詳記したる檢査證書を同社に交付して保険合格の船舶たる旨を證明することゝなれり。同社はこれを一々船主に報道して益々構造の改良を計るべきことを促せり。また十五年五月船主及び造船家の便を計り、造船規則を設け其標準を示し、爾後内國において構造する船舶にして、本則に適せざるものは同社において其積載貨物の保険をなさゞることを各船主に通知し併に廣告せり。最初荷物保険の申込をなしたるは横濱のみなりしが、其後函館北國筋より申込むもの續々いでしといふ云々」とある。

尋で明治十六年十一月に至り、政府は同社從來の資本金に對し、政府では更に四拾萬圓を追增して壹百萬圓となし、船體の保険をも併せて經營すべきことを命じた。このことに就て日本商業史に『政府の株金は平常これを政府に備へ置き、若し資本金を以て損失を辨償する場合あるときは總株高に割合、即四分六分の割を以て支出することを約せらる』とある。尋で同二十三年十一月に至り、東京海上保険會社はその資本金を百貳拾萬圓に增資し、大いに活躍したが、日本商業史に『この年（二十三年）リバプール、ロンドン、グラスゴー等に代理店を置きしが、同社は後年に至り、これが爲に少からざる損失を蒙れり云々』とある。

明治十二年東京海上保険會社が創立されて以來、絶えて海上保険業を企つるものがなかつたが、同二十六年三月に至り、大阪の片岡直温・土居通夫・田中市兵衛等が發起人となり、資本金百貳拾萬圓を募り、海陸運輸の貨物及び船舶保険の目的で大阪に日本海陸保険會社を設立した。尋で同二十六年十一月、同じく大阪

増田信之　上[illegible]保險會社　安田善次郎　武井守正　塚原周造　帝國海上保險會社　高廣次平　志摩長平　北陸海上保險會社　高岡商業銀行　三海上保險會社の提携　再保險の取引　廣海仁三郎　大家七平　右近權左衛門　濱中八三郎　日本海上保險會社

に於て大阪製銅會社長増田信之が朝鮮輸入組銅商と綿絲組合の人々と相謀り、海上火災兩保險の目的で資本金百六拾萬圓を募り、大阪保險會社（海上部・火災部）を設立したが、同會社は同二十八年五月に至り、海上部を廢して火災保險の專業となつた。然るに東京に於ても之れに刺戟せられ、安田善次郎・武井守正・塚原周造等が發起人となり、資本金參百萬圓を募り、同二十六年十一月、帝國海上保險會社を設立開業した。

尙ほその後の海上保險會社に就ては日本商業史に『帝國海上保險會社の開業一箇月前（二十六年十月六日）富山縣高岡において高廣次平・志摩長平等汽船積載の荷物保險の目的を以て資本金拾萬圓を募り、北陸海上保險會社を設立せしかど、この會社は二十八年十二月一日任意解散して高岡商業銀行となれり。廿七年に至り、東京海上保險會社・日本海陸保險會社の三社相提携することを約し、再保險の取引をなすこと〻なれり。只大阪保險會社のみは三社より排斥して加入せしめざりき。其約束主として船體保險に關すればなり。二十七八年戰役の際一時に船舶增加せし爲め保險料を引上げしが、二十八年の初より三社の間に競爭起り（貨物のみ）ことに二十九年ごろは一層甚しかりきといふ。これよりさき二十八年の末より船主において保險料引上げの專横を憤り、別に海上保險會社を設立するの考を懷きしものありしが、遂に大阪の船主同盟會員（廣海・大家・右近・濱中）を初として北陸の船主これに加はり、參百萬圓の資本金を募り、二十九年四月日本海上保險會社を起せり。よりて東京海上保險會社・帝國海上保險會社・日本海陸保險會社の三社團結してこれに當り、取引を開かざることに決す。（日本海陸保險會社は二十九年に至り資本金を增して貳百五拾萬圓となし、英國倫敦に代理店をおき、つひに東京海上保險會社の轍をふみ、少からざる損失を蒙れり）云々とある。

三 生命保險業

生命保險
莊田平五郎
小泉信吉
小幡篤次郎
阿部泰藏
物集清久
明治生命保險會社創立

成島柳北
安田善次郎

共濟五百名社の創立
若山儀一

明治十二年の末頃のこと、莊田平五郎・小泉信吉・小幡篤次郎等が發起人となつて、生命保險會社を創立すべく、創立趣意書を作成して之れを知人の間に頒布した所、意外にも贊成者が多かつたので、明治十四年二月二十一日、東京市京橋區南鍋町なる交詢社の一室を借受けて創立事務所となし、阿部泰藏・物集清久等は歐米の生命保險制度を調査して定款規則書類を作り、同年六月十三日發起人たる小幡篤次郎・阿部泰藏・莊田平五郎・中村道太・肥田昭作・小泉信吉・朝吹英二等十一名から明治生命保險會社設立の願書を東京府廳に提出し、之れが認可を得たので、同年七月八日開業した。これ即ち我が國に於ける生命保險會社の濫觴である。尙ほ明治生命保險會社の內容に就ては日本商業史に『歐米諸國には往々株金を備へざる會社あれども、全く株金なきときは被保人をして不安の念を懷かしむる恐あればとて、この會社は株金拾萬圓を募集し、これを以て金祿公債證書を買入れ、株主分配金を年一割と定めたり。蓋し金祿公債證書の利子凡そ年一割に當るを以てなり。又この會社は被保人に利益分配付の契約をなすことゝせり、これ經驗なき新事業には最も完全にして且つ道理に合ひたるものなればなり。云々』とある、以てその內容と營業方針の一斑を窺ふに難くないであらう。猶ほ明治生命保險會社の開業日に第一に來て保險契約をなしたのは化學者宇都宮三郎であつたと稱せられる。

これよりさき明治十三年、成島柳北・安田善次郎等が發起人となつて共濟五百名社を創立し、加盟社員中に死亡者があると、各社員から金貳圓づゝを出し、金壹千圓を死亡者の遺族に贈與する方法を講じた。されど共濟五百名社はその機構上到底生命保險會社と稱すべきものでなかつた。然るに同十四年に至り、若山儀一が東京に日本保生會と稱する生命保險會社の設立を企てたが、遂に實現されなかつた。併し折角設立された明治生命保險會社も明治十五年以來政府が紙幣を濫發した結果、商業界が一般に不景氣なため、その業績があまり思はしくなかつたと云ふ。その爲めか明治十四年明治生命保險會社の創立以來、同二十一年まで七

ケ年の間絶えて生命保險會社の設立を計畫するものがなかつたが、同二十一年三月に至り、東京に帝國生命保險會社が設立せられ、同二十二年九月には大阪に日本生命保險會社が現はれ、同二十六年には職工生命保險會社、内國生命病災保險會社（日本商業史に『生命保險の外に疾病・負傷・火災保險等を兼業したれども後に内國生命保險會社の改稱の生命保險のみを專業とせり』）・海員生命保險會社（日本商業史に『後に海國生命保險會社と改稱す』）・名古屋生命保險會社・酒家生命保險會社・大東生命保險會社等が續出し、翌二十七年には佛教生命・有隣生命・共濟生命・北陸生命・相互生命・明教生命・仁壽生命・大阪生命病傷・京都生命の各保險會社等が設立された、また二十八年には眞宗信徒生命・九州生命、二十九年には中央生命（後六條生命保險會社と改稱）・護國生命・日宗生命・三十年には愛國生命・日本生存等の保險會社が設立された。

然るに日露戰役（明治三十七八年）後各種事業の勃興に伴ひ、經濟界の好況に乘り、各生命保險會社の間に加入者勸誘に關し激烈なる競爭が起つた爲めに、各社は一名でも多く加入者を獲んと欲し、加入者に對して利益配當、拂戾等種々加入者の利益を圖る方法を講じた。加之大正四五年頃に至り歐洲大戰の勃發するや、我が國は米國と共に地理的有利な立場にあつた爲め、數年の間經濟界の好景氣を來たし、ために一時各社は頗る活氣を呈したが、大正の大パニックに次いで關東の大震災に遇ひ、非常な苦境に陷り、生命保險會社にして併合または解散するものを生じたのである。

火災保險業

パウル・マイエット

四　火災保險業

はじめ獨逸人パウル・マイエットが大學教師として來朝するや、種々の保險を包含するものを官業として起さしめようと圖つたが、未だ我が國の商業が幼稚にして到底その行はれざるを知ると共に我が國の家屋が

強制火災保險法の建議

火災保險取調掛

強制火災保險制を否決す
備荒貯蓄法
屋上制限法

大多數木造にして火災のために慘害の甚しきを見、まづ火災保險事業から着手するの容易なるを知り、火災保險論を草し、これを日本語に飜譯して一方新聞社に送稿し火災保險の必要を喚起すると同時に、時の大藏卿大隈重信に建議して獨逸式の强制火災保險業を起さうと謀つた。その結果に就き日本商業史には『火災保險の如き危險なる事業は到底企業心の發達せざる我邦においては民設にて興すべきものにあらざるが故、官設組織になして保險料の率を低くし此業を全國に普及せしむる爲、獨逸において行はるゝ强制法によらしむる計畫にて、これが爲經濟界を振興せしむるのみならず、政府の收入をも增加せしむる考なりき。されば大隈大藏卿は其說を容れ、マイエットを大藏省の顧問となし、明治十二年大藏省中に火災保險取調掛を置き、大隈大藏卿自ら委員長となり、內務少輔品川彌次郎、東京府知事松田道之・大藏省書記官平田東助・東京府書記官千田貞曉・中警視石井邦猷並にマイエットを委員となし、法案及ぶ其他の事項を調査せしが、既にして大隈大藏卿專任參議となり、佐野常民代りて大藏卿となりしかば、佐野大藏卿委員長となり、十四年に至り法案完成せしかば、太政官に稟議するに至れり。其主旨は全國に强制火災保險法を布き、火災保險により漸次家屋の改良を計るべし、又別に建築條例を設けて家屋建築の制限をたて危險の度を少からしむべしといふにありき。然るに時の參事院は强制法を不可なりとして其議を否決し、大隈參議も亦政府を去り、遂に十五年五月太政官はこの稟議を斥けられたり。されども一は備荒貯蓄法となりて全國に行はれ、一は東京に屋上制限法を設けしめられしが如き、皆こゝに起因せしものなりといふ云々』とあり、以て火災保險會社の創立以前に於ける種々の經緯を推知し得るであらう。

大隈・佐野兩大藏卿の贊助によつて折角出來上つたバウル・マイエットの立案になれる强制火災保險法も參事院の反對によつて一頓挫を來たしたが、該保險法立案の際委員の一人であつた東京府知事松田道之は猶ほ斷念せず、全國に普及し能はずんば切めて東京府下にだけでも實現しようと思ひ、屬官に命じて調査しつ

ゝあつたが、中途病歿したので強制火災保險法は一時全く望を失ふに至つた。その後、松田道久の舅鶴殿長氏が松田道之の計畫に基き、民設會社として營むことに決し、貳拾萬圓の資本金を募り、明治二十年七月其筋の認可を得て東京火災保險會社が創立した。これが即ち我が國に於ける火災保險業の嚆矢である。日本商業史に『ついで明くる二十一年十月假業をなしゝも、當時世間一般に火災保險の思想なかりしかば、從ひて申込むもの少く事業進步せざりしが、二十二年五月、株主總會を開き、營業の方針を定め、明くる二十三年十二月事業を擴張せしより、業務日を追うて擧がり、幾ならずして保險契約高拾八萬圓に達せり云々』とあり、以て當時國民の火災保險に對する思想の如何に幼稚なりしかを推知するに難くないであらう。

東京火災保險會社

東京火災保險會社が假開業を急ぎつゝありし廿一年五月、莊田平五郎・川田小一郎・增島六一郎・阿部泰藏・淺田正文等が相謀り、火災保險會社を設立する前提として、友人が火災に罹りたる際は互に救濟する目的を以て一協會を結成することに決し、阿部泰藏を推して幹事となし、同年十月一日明治生命保險會社內に火災保險會社事務所を置き、會友の家屋を保險した。次いで二十三年四月に至り、その組織を變更して株式會社となし、火災保險業を營むことに決し、二十四年一月明治火災保險會社と稱し、同二十五年一月許可を得、資本金六拾萬圓を以て同年二月一日開業した。

明治火災保險株式會社

東京に次いで火災保險會社の設立されたのは大阪で、明治二十五年二月、松本重太郎・田中市兵衛・外山脩造等が相謀り、資本金五拾萬圓を募り、日本火災保險會社を設立した。尋で同二十六年に至り、銅業火災保險會社・大阪火災保險會社が設立された。之れより火災保險業を起すものが多く、日本商業史によると二十九年には帝國火災・日本酒造火災、三十年には家屋物品火災・小樽貨物火災・横濱火災・三十一年には東京物品火災・關東火災・三十二年には東洋物品火災・財產火災・中外火災・金澤火災・中央火災・內外火災・內國火災、また三十三年には京濱火災・江戸火災等の保險會社が設立された。前記物品火災保險・財產火災

日本火災保險會社

保險とは今日の動産火災保險を指したものであることは想像に難くないであらう。

第十一節　取引所

一　取引所の改革

取引所の改革

取引所條例の發布

取引所條例施行細則の發布

株式取引所の廢止

現行取引所條例制定説明書

現行取引所條例注釋

現行取引所條例施行細則注釋

ブールス法

ヴハン・デル・ブールス

明治十九年の半ば頃から朝野の間に取引所改正論が起り、之れに刺戟せられて世人は取引所の早晩改革せらるべきを期してゐたが、遂に同二十年五月十四日勅令十一號を以て取引所條例が發布せられ、ついで政府は同年六月一日に至り取引所條例施行細則を發布した。日本商業史には『當時現存の米商會所及び株式取引所は營業滿期を以て廢止し、この條例によらしむることゝし、二十年九月一日より施行の旨を達せらる。政府はこれまでの株式組織の相場所を廢し歐米に行はるゝブールスの法をとりて會員組織の公設市場に改むるとてこの條例を發布し、現行取引所條例制定説明書・同條例注釋・同施行細則注釋などいふものを農商務省の商務局より編纂して配布せられき。(ブールス Bourse といふ名の起源は元和蘭領にて、後白耳義に屬せしブリウジュ府 Bruges に十三世紀に亘り、已が紋所なる革の錢嚢三個を門上に彫刻しおきしとて名高く世に傳へらるゝヴハン・デル・ブールスといへる富豪家の名よりいでたるなりといふ。さて十三世紀より十四世紀の間二の家宅を倉庫となし、又商人の宿泊所となして誰いふとなくヅ・ブースと呼びなしけるとぞ。其後ゼノア、フロレンスあたりの商人集り來りて伊太利亞人の役所をこの家におきしが、この家の前にて爲替手形の賣買をなしけるより、つひに取引所の名とはなりぬ。千四百六十年アントウアーブの市役所にてこの名稱組織を用ゐて一の取引所を建築せしが、其後千五百三十一年には宏壯なる建築物となし、他の取引所の模

東京取引所設立の特許
大阪取引所設立の特許
東京取引所

井上馨
米商會所
ブールス法の調査

小川爲次郎
相良剛造
小野友次郎
舊東京取引所の解散
株式取引所條例の廢止

米商所條例の廢止
取引所條例の廢止
新取引所條例の發布

範となれり）二十年八月一日、河野敏鎌外百六名にて東京取引所設立の特許を得たりしが、大阪も藤田傳三郎外四名にて取引所設立の特許を得たり云々』とある。

東京は日本橋阪本町に取引所設立の計畫を樹てたが、在來の取引所關係者は米商・株式を遽に廢止することが出來ないとて頻に延期を請願したので、政府でもその必要を認め一年間を延期するに至つた。然るに同二十一年九月、井上馨が農商務大臣となるに及び、ブールス法の不備を知り、舊取引所を延期し、且つ米商會所の納税千分の二を減じ、株式の如く萬分の六に改めて大いに米商の負擔を輕減すると共に、翌二十二年六月、商務局次長南挺助を歐米に遣してブールス法の調査を命じ、之れと同時に新舊兩取引所からも調査委員を派遣すべきことを訓諭されたので、東京では東京取引所創立委員小川爲次郎・東京株式取引所肝煎相良剛造・同取引所株主總代小野友次郎の三名が歐米に赴き、ブールス法を調査したが、同二十三年に至り是等の調査員が歸朝し、舊取引所廢止の延期を主張したので、時の農商務大臣陸奥宗光は更に舊來の取引所を延期し、米商會所に對しては代用區域を定め、上米中米は共通代用を許し下米を許さぬことに定めたのみならず、且つ仲裁法を規定された。ここに於て東京・大阪の兩取引所は愈々解散されるに至つた。斯くて同二十六年三月に至り、法律九號を以て取引所法を發布し、從來の株式取引所條例・米商所條例・取引所條例を廢し、改めて新取引所條例を發布された。改正された新取引所法の內容に就ては日本商業史に『この改正によりて取引所の組織を株式・會員の二種としたるは舊取引所の株式組織と新取引所の會員組織とを折衷したるものなりきといふ。されども其設立は株式組織のもの多くして會員組織のもの僅に六箇所あるのみ云々』とある。以て當時に於ける取引所の一斑を窺ふに足るであらう。

二　商業會議所

商業會議所

大津商法會話

神田兵右衛門
甲斐織衛
神戸商法講習所

東京商業會議所
町會所の廢止
井上馨
大久保一翁
七分金

東京會議所

區町村會議總則の發布
東京會議所の解散

日本商業史に『商業家の一大機關たる商業會議所の我邦に發生したるは、實に明治十一年のことなりき。其後十七八年頃より漸く各地において顯れ來りしかど、規模小にして論ずるほどのものなかりき。ことに東京の如きは其淵源を明治の初年町會所の引繼より來りたれども、眞に商業會議所の資格を具へしは十一年以後の事なりとす。東京につぎて十一年中大阪・兵庫に起りしかど兵庫は萎靡振はずしてやみぬ。(兵庫區長神田兵右衛門神戸商法講習所長甲斐織衛等東京商法會議所の趣旨によりて明治十一年十月十四日兵庫に兵庫商法會議所を設立せしかど種々の事情ありて十三年八月に至り中止せり)されば大阪に起りしものゝみ東京とならび立ちてやゝ規模の大なるものとなれり。(十二年に至り大津に商法會話起り、福岡に談話會起りしかど、商業會議所の資格を具へしは十七八年以後の事なりとす)云々』とあり、東京商業會議所の起るまでの經緯を窺ふに足るであらう。

東京商業會議所は舊町會所の變化したものであるが、維新の際町會所は自然消滅し、其後之れを再興するものがなく、明治五年五月に至り全く廢止された。よつて同年大藏大輔井上馨及び東京府知事大久保一翁は七分金の殘額と舊町會所管理の地所とを府下の信用ある豪商數名に下付し、同金を以て府下の道路橋梁等を營繕すべきを命じた。よつて豪商等はその說諭に從ひ、明治五年五月、日本橋坂本町に東京營繕會議所を設立し、委員を選擧して府廳から下付された金及び地所(日本商業史に『金六十七萬三圓十一錢九厘地所數十箇所』とある。)を受取り、之れを以て其事務に着手したが、この金を道路橋梁の營繕にのみ費消し、他の有益な事業を顧みぬのは市民の志にあらざるべしとて、遂に同年九月(二十七日)に至り、府廳に申請して東京營繕會議所を東京會議所と改稱した。その後この東京會議所は日本商業史に『九年一月會議所の議事行務の分割を實施し、議員の投票を以て會頭副會頭を選擧せしに、澁澤榮一會頭に擧げられ、ついで會議所管理の資金は市民の共有金なるを以て、府廳の管理に移し、會議所は收支の決議並に商工業の諸問に與かることゝなれり。この年十一月區町村會議

大隈重信
伊藤博文
澁澤榮一
益田孝
福地源一郎
三野村利助
竹中邦香

東京商法會議所の解散

農商工諮問會規則の發止
勸業諮問會
業委員

明治會堂
東京商工會の設立
大阪商工業者の團給
五代友厚
中野梧一
藤田傳三郎
廣瀬宰平
大阪商法會議所の設立

總則を發布せらるゝや、會議所は府知事に具申して明くる十年二月十八日解散したり云々』とある。

區町村會議總則の發布と共に東京會議所が解散されたので、府下の官民は商工業に關し諮問機關を失ひ、大いに不便を感じた。こゝに於て大藏卿大隈重信・內務卿伊藤博文等が大いに斡旋し、澁澤榮一・益田孝・福地源一郎・三野村利助・竹中邦香等が發起人となり、同年（十年）十二月二十七日東京商法會議所の設立を出願し、翌十一年三月十三日に至り府廳は之れを許可し、京橋木挽町十丁目に商法會議所を新築して交付された。加之、內務省勸商局より經費一箇年壹千圓づゝを保護金として下付し、奬勵されたので、澁澤榮一を會頭に推擧したが、同十四年五月二十三日に至り、政府は農商工諮問會規則を發布するに及び、折角發達しかけた東京商法會議所も遂に解散の止むなきに至つた。されど唯一の諮問機關たる商法會議所の解散は、商工業者に取り非常な打擊なので、同會議所の會員等は屢々政府に運動し、ために十六年五月十六日に至り、政府は曩に發布せる農商工諮問會規則を廢し、各地方の便益を圖るため勸業諮問會並に勸業委員を設置すべき旨を達せられた。よつて東京府知事は十六年九月二十二日東京市の主要な會社・組合の總代百二十名を京橋木挽町の明治會堂に召集し、府下十五區聯合商工業會の設立を勸說したので、同年十一月二十日を期し遂に發會式を行ひ、東京商工會を組織した。また地方にありては日本商業史に『大阪も維新後全く商業の慣習を破壞せられ殆ど二百年間發達せし信用制度の如きは、遂に行はれざる事となりぬ。こゝに於て明治六年、四區長商議の上、重立ちたる商業者に對し規則を設け、同業者を團結すべき旨屢々誘導せしも其効なかりしが、其後十一年七月五代友厚・中野梧一・藤田傳三郎・廣瀬宰平等主唱者となり、四區長及び同志の商業者と謀り、大阪商法會議所設置の事を府知事に出願し翌八月允准を得しかば九月二日西本願寺津村別院に於て五十五名會合し、まづ役員の選擧を行ひ、五代友厚を會頭に中野梧一・廣瀬宰平を副會頭に選擧し、中會規則を編成せしが、內務省勸商局並に大阪府は其趣旨を嘉し、各一箇月金八十三圓三十三錢づゝ經費とし

て下附せらる。十二年一月東區高麗橋通四丁目に新設し十五日移轉開業式を行ひたり。これより大阪府は毎年金千五百圓づゝを交附して保護せらるゝことゝなれり』とある。

商業會議所條例の發布

　これより各地に商工會が起つたので、政府は商業會議所條例を發布し、以て之れが統制を計り、商業會議所を商業家の公議所たらしめようと計畫し、明治二十二年東京・大阪・京都の三大都市を始め、名古屋・神戸・横濱・大津・堺・長崎・福岡の十箇所から委員を上京せしめて種々諮問の結果、遂に二十三年九月十一日商業會議所條例を發布した。茲に於て東京市は有志三十餘名が發起人となり、明治二十四年一月、商工會の財産を讓受け、日本橋區兜町に東京商業會議所を設立した。大阪も同年十二月芝川又右衛門・松本重太郎等が發起人となり、舊商法會議所を解散し、北區堂島濱通三丁目に新築中の舊商法會議所を讓受けて大阪商業會議所を設立した。これより各地に商業會議所の設立を見るに至り、大いに我が國の商業發展に資したのである。

東京商業會議所の設立
芝川又右衛門
松本重太郎
大阪商業會議所の設立

三　興信所

興信所

　銀行相互間の業務を圓滑にするための機關として、曩に銀行集會所及び手形交換所などが設立されたが、獨り商業上の信用調査の機關がなく、商業家は非常な不便を感じてゐた。卽ち取引先の信用程度を調査すべき興信所の設置がないので、迅速安全な取引が出來ぬのみならず、之れが調査には莫大な費用を要した。こゝに於て大阪の元日本銀行大阪支店長外山修造が主唱して大阪に興信所を設立した。この事に就き日本商業史に『外山修造主唱して大阪貯蓄銀行・第十三・第三十二、第百四十八國立銀行を發起者となし、この四銀行より年三千圓の資金をいださしむることゝなし、明治二十四年七月、大阪市内の國立私立銀行を集めて興信所設立の事を協議せしが、此際ことに日本銀行は大阪支店より年々二千圓をいだすことを承諾せり。こゝ

大阪興信所
外山修造
大阪興信所の開業

シンメルユング興信所興信所の嚆矢

大阪興信所地方に出張所を設く

日本全國諸會社役員錄

日本全國銀行會社資産要覽

商工業者資産錄

英文通信を開始す

東京興信所澁澤榮一

森下岩楠

東京興信所の開業

紐育ブラッドストリート會社

に於て五千圓の資本金を以て、二十五年四月一日大阪西區土佐堀一丁目に於て開業せり。是實に我邦に於て興信所を設立したる嚆矢とす。其組織は獨逸交換所（シンメルフユング興信所）の制によれりといふ云々』とある。然るにこの年の秋、難地方の酒造家が財政上の大恐慌を來たした際、當時大阪の興信所はその設備が不完全であつたにも拘らず、加盟者に向つて警戒の豫告を與へて被害を未然に防止したので、世人は初めて興信所の必要を痛感するに至つたが、就中神戸地方の諸銀行は一層その必要を感じ、ために漸次興信所は業務が増加し、遂に明治二十九年神戸に出張所を設けたが、翌三十年には京都・名古屋にも出張所を設置して業界のために大いに貢献した。尙ほ同興信所が業界の便益をはかり興信錄を發行頒布したに就ては日本商業史に『これよりさき二十八年編輯部を設け、日本全國諸會社役員錄・日本全國銀行會社資産要覽・商工業者資産錄等を發行せしが、又三十一年九月より新に日報を發行するなど加盟者外のものに向ひても少からざる利便を與へられき。其後三十二年七月飜譯部を設けて英文通信を開始し、加盟外國人に利便を與ふることゝせり。二十五年の末には加盟者僅に三十一なりしに今は（三十三年四月）四百四となれり。以て其進歩せし狀況を知るべし云々』とある。

また東京の興信所設立に就ては日本商業史に『大阪の興信所につぎて明治二十九年二月東京に興れり、はじめ二十五六年のころ澁澤榮一首唱して東京交換所組合銀行の有志者並に日本銀行・橫濱正金銀行に協議して創立の事に運びしも、種々の事情ありて果さゞりしに、二十七八年戰役の後百般の事業俄に振興し來り、商工業愈多事となりしかば、大に興信所の必要を感じ、東京銀行集會所組合の有志者並に日本銀行の人々發起となり、其事務を森下岩楠に託し、二十九年二月五日、日本橋坂本町東京銀行集會所に會し、規約を協定して創立事務所を同所におきしが、此年七月日本橋南茅場町に移轉し開業せり。當時加盟銀行僅に二十六にして、其資本金日本銀行の助成金を合せて壹萬貳千圓なりき。さて其組織は米國興信所（紐育ブラッドスト

東京興信所各地に出張所を設置す

商工信用錄の發行
會社要錄

事業の勃興と興信所の濫設

興信所の墮落
興信錄の杜撰

リート會社）によれりといふ云々』とあり、以て創立當時の內容を推知するに難くないであらう。東京は元來横濱と唇齒輔車の關係にあり、横濱の良港たることは論を俟たない、その背後に世界的大都會たる東京を控へてゐるから今日の如き繁榮を來たしたのだが、もしその背後に東京がなかつたならば、恐らく現時の如き大發展はなされなかつたであらうと想はれる。從つて東京に興信所の設立せらるゝや、横濱の商工にして東京興信所の會員となるものが多く、同二十九年十一月横濱に出張所を設け、また東京・横濱の兩市と關係深き機業地たる桐生・足利の兩地方には通信員を特派し、大阪の興信所とも連絡して商工業者の便益を圖つた。然るに横濱の在留外國商人で加盟するものを生じたので、これら加盟外人の便益をはかるため、同三十一年九月より歐文回答を開始したので、外國商人で加盟するものが多かつた。次いで同三十二年十月から一年二回商工信用錄を發行して會員に頒布し、また年四回會社要錄等を發行して會員に頒布し、以て商工業者の便益を圖つた。然るに近頃人事興信所・商業興信所・工業興信所等と稱する如何はしい私設の興信所が起り、商工業者をゆすぶり、莫大の金錢をまき上げる者を生じ、却て商工業者を恐怖せしめてゐる。

もと興信所なるものは、甲が乙と取引を開始しようとするに際し、甲は興信所に依頼して乙の資產狀態を調査せしめ、その報告を基準として取引を開始すべきや否やを決定してゐるので、甲乙に取り興信所の調査は非常な影響を及ぼす所から、當時の興信所はその態度頗る純正で、依頼された調査の如きも實に公正なものであつたと言はれる。

然るに三十七八年戰役後各種事業の勃興にともなひ、東京・大阪を始め、各地の都市に商業興信所・工業興信所・人事興信所・商工興信所等を始め種々の興信所が設立せられたが、自所の調査が取引の基準となるといふ權威から、近來は種々の弊害が生じ、商工業者中却て興信所を怨嗟するものを生ずるに至りたるのみならず、その編纂にかゝる興信錄なるものも報酬の多寡によつて內容を二三にするものが現はれ、世人の興

信所に對する信用が漸次減少するに至つたことは甚だ遺憾である。

四　銀行集會所と手形交換所

銀行集會所

銀行集會所に就ては日本商業史に『銀行集會所は各銀行共同の利益を圖るの目的を以て營業上必要の討議をなし、かねて切手手形の賣買交換をなす爲に設立したるものにして、最初は大阪・東京其他名古屋（協和會）九州（九州銀行同盟會）にありしのみなりしが、其後（明治十九年以來）漸次增加し、今は其數十所となれり云々』とあり、以て銀行集會所設立の目的を推知するに難くないであらう。按ずるに銀行集會所は銀行業者が一定の期日に、一定の所へ相會し、同業者の信用程度、相互の取引先の信用調査、且つ相互間の金融を圓滿に圖るために設立したものであることは言を俟たぬ。

大阪銀行集會所　大阪交換所

大阪銀行集會所は、明治十七年九月大阪交換所の名稱を改めたものであつて、大阪交換所の事に就ては日本商業史に『大阪の交換所は、實に明治十二年十二月を以て開業せらる。蓋し大阪は關西運輸の咽喉を扼し、四通八達貨物集散の大都會にして、同地の商估は從來切手手形を授受して、相互の取引を決算せる慣習ありしなれば、切手手形の行はるゝことは他所の類にはあらざりき。況して近來各銀行の本支店を同市に設立するもの多くなりしかば、從ひて其間に切手手形の行はるゝことも更に一層の繁劇を加へぬ。されば各銀行互に其の店頭に就て取付をなすが如き、迂遠の手段を施すに堪へざる有樣とはなりぬ。こゝにおいて十六の國立私立銀行相謀り、倫敦及び紐育交換所の規則を斟酌して、申合規則を編成し、明治十二年四月はじめて交換所を設立し、この年九月七日創立を出願して允准を得たり。是實に我邦における交換所の嚆矢とす（手形交換制度の第一に發達したるは倫敦にして、其の起原詳ならざれども、かの今日有名なる倫敦交換所の發生せしは千七百五十年より千七百七十年の間にて、其初は諸銀行より毎朝派出せられたる手代等が自分の手

手形交換所の嚆矢

東京銀行集會所

爲替取組所

手形取引所

名古屋集會所

九州銀行同盟會

數を省く爲一室に會して互に相取立つる手形を交換したるより起れり。當時世人はかくの如きものあるをしらず、又銀行内にてもこれを非難するものありき。されども其便利なること漸々明になりて次第に組合銀行の數を增し、つひに千八百六十四年英蘭銀行も加入するに至れり。』

斯の如く手形交換所は各銀行が相互にその債權を交換し、相互間の貸借を決算する所で煩勞と時間を節約し得るのみならず、大いに通貨の用を節約し得るので、手形交換所は啻に銀行間の圓滑を計り、國家經濟上缺く可らざる緊要機關になつた。その後二十八年十二月に至り、交換所同盟銀行は國立私立を合せて三十三行に達したが、翌二十九年四月、日本銀行大阪支店内に手形交換所を設置するに及び、舊交換所は遂に同年十二月限り解散した。

東京銀行集會所は明治十年七月、第一銀行頭取澁澤榮一の首唱で擇善會を起し、同盟銀行業者が時々相會して同盟業者間の交情を溫め、營業上の連絡を取り、互に知識を交換する目的で結成されたものであるが、同十三年八月に至り、その機構を擴大して東京銀行集會所となしたのである。尙ほ日本商業史に『其同盟銀行は國立私立三十二行にして同集會所中爲換取組所を設け、同盟銀行中の爲換取扱をなしゝが、手形條例の發布せらるゝに際し更に手形の取引を擴張するの主意を以て同取組所を廢し、新に手形取引所を設けて其業に從事せしに、申合規則の不完全にて一時中止せしが、二十年十月中これを改正して再び其取引を開けり。手形交換所はこの年十二月より取引所附屬として其交換を試みしが、其組織なほ不完全なる所ありしかば、つひに一大改新をなすことに決し、舊交換所は二十四年二月限り、これを廢し、更に第一國立銀行外十行發起となり、日本銀行の同意を得て新に交換所を組織し、これを東京交換所と名づけて東京銀行集會所内に設置し、この年(二十四年)三月一日より實施せり云々』とある。これに倣ひ各地に銀行集會所が起つたが、名古屋銀行集會所は明治十三年一月の創立で同盟銀行は十八行、九州銀行同盟會は同十三年十月の創立で同盟銀行

神戸同盟銀行集會所
中國四國銀行同盟會
奧羽北海道銀行同盟會
横濱銀行集會所
富山縣銀行同盟會
京都銀行集會所

は五十五行、神戸同盟銀行集會所は同十九年二月の創立で同盟銀行は十四行、中國四國銀行同盟會は同二十一年五月の創立で同盟銀行は三十七行、奧羽北海道銀行同盟會は同二十六年十月の創立で同盟銀行は六十四行、横濱銀行集會所は同二十七年四月の創立で同盟銀行は十七行、富山縣銀行同盟會は同二十九年三月の創立で同盟銀行は二十八行、京都銀行集會所は同三十一年二月の創立で同盟銀行は十六行等を始め、爾來各地に銀行集會所の設置を見たが、その中手形交換所のある所は神戸（三十年七月の創立）・京都（三十一年二月の創立）の二ヶ所に過ぎない。

第十二節　農　業

六　明治中期の農業

明治中期の農業

農民の解放

維新後、明治政府は農業を重視し、農民に農業經營の自由、農產物販賣の自由、耕地賣買の自由等を許すと共に、各地に小學校を設けて農民の教育に努力し、農民を幕府時代の壓制から救濟した。幕府時代の農民は實に悲慘なもので、租税を負擔するものは農商に限られてゐたにも拘らず、幕府からは牛馬の如く壓制され、自由といふものは全く持たなかつた。大名の通行に際しては道端に土下座をなし、代官からは種々の名目で重税を強制的に徵收された例は枚擧にいとまがない程多い。世に水戸黄門諸國漫遊記といふ講談本があるが、それは茲に内容を喋々するまでもなく、惡大名・惡代官・惡武士の征伐記であることは同時に、封建時代に於ける百姓が、當時如何に武士階級から壓制され、その自由を束縛されてゐたかを雄辯に物語るものであらう。佐倉宗五郎が何故に磔刑に處せられたか、上州の國定忠次は何故に岩鼻の代官を斬殺したか、これ

皆な封建時代に於ける武士階級の壓制に對する反抗ではないか。また武士が無刀の可憐な百姓を斬殺した實例としては宮城野・信夫の仇討があり、百姓娘の仇討として今も尙ほ人口に膾炙してゐる美談である。斯の如く封建時代の農民は武士階級から全然その自由を束縛され、重税を負擔させられ、不法な壓制を蒙つたのみならず、農業經營の自由を持たず、農産物販賣の自由を有せず、加之耕地賣買の自由がなかつたから、他に有利な事業があつても之れを從事することが出來ず、折角苦心して作つた産物を自由に他國へ販賣する事すら出來なかつた。加之、如何に窮乏しても自己の所有にかゝる耕地を勝手に賣買することが出來なかつたのである。然るに維新後は農業經營が自由勝手であり、産物販賣も自由であり、耕地賣買が自由になつた爲めに、農民は耕地を賣つて轉業が出來、農民は頗る自由になつた。茲に於て農民は始めて解放されたのである。

各地に小學校を設立す

明治政府は農民に農業經營の自由、農産物販賣の自由、耕地賣買の自由を與へると共に、各地に小學校を設立し、學問の自由を許して農民子弟の敎育に努めた。各地に小學校を設立した事は直接農業に關係はないが、小學校を設立し、農民に學問の自由を與へたことは間接農村の改良、農業の發達、農業經營の改良に至大な便益を與へたことは論を俟たぬ。茲に喋々説明するまでもなく小學校の設立は農村の子弟に學問を奬勵し、一は農村子弟の國體觀念を鞏固にし、二は農村子弟の道德の向上を促進せしめ、三は農民の自覺を促し、四は農民の知識を啓發するを以て、實に農村は小學校の設立に依つて面目を一新するに至つたのである。

維新前の農村子弟

いま維新前の農村に於ける子弟の敎育狀態を見るに、學校といふものはなく、寺院の僧侶または村に流込んだ浪人乃至は鎭守の神主(かんぬし)などが、不完全な机を並べ、俗に讀み・書き・算盤(そろばん)と稱して大學や論語などの素讀を敎へ、千字文などを手本として習字せしめ、算盤によつて數字の計算を敎へたに過ぎないから、當時の農民は百姓にして百姓のことを知らず、實に哀れなものであつた。加之、敎育機關

が不備であり、且つ今日の如く義務教育制ではなく、唯希望者に對してのみ教育するといふ方針であつたから、農村の子弟中、是等の寺小屋に通ふものは比較的餘裕のある中流階級以上に限られたもの丶如く、農村の七割を占むる貧農の子弟は、日夜生活に追はるゝ餘り、殆ど寺小屋に通ふものがなかつたから、詰り封建時代の農民の七割は殆ど無學者であると斷言することが出來る。それに封建時代に於ける農村の婦女は殆ど全部無學であつたから、家庭教育などは全く行はれず、隨てその親が無學であると、代々其家庭の子弟は無學といふ珍現象を呈したのである。封建時代には商人中にすら無學なものが多かつたといふから、農民の無學は蓋し當然であつたらう。然るに維新後政府が各地に小學校を設立して、農工商階級の子弟に教育の普及を圖つた爲めに、直接間接農商工業の發達に至大な便益を與へたのである。

農業教育機關

尋で政府は高等農業教育機關として北海道札幌に札幌農學校、東京府駒場に農學校、東京西ヶ原に高等蠶糸學校を各府縣に府縣立または郡立農學校及び農蠶學校等を設立して、大いに農業教育を奬勵すると共に、農民の金融機關として日本勸業銀行、府縣立農工銀行、無盡等を設立して大いに農業發達を助成せしめた。

農業指導機關

また農業の指導機關としては農商務省から各地に專門の技師を派遣して農事改良の指導に當ると共に、各地に農事試驗場や模範農場、蠶種檢査所、農事講習會、荒蕪地開墾、種苗種馬無料貸付、馬匹檢査、河川護岸工事、耕地整理等を施行して大いに農産物の改良增收を助成した。こゝに於て維新後の我が農業は幕府時代に比し全くその面目を一新し、遂に農民は國家の基本となり、大いに重きをなすに至つた。

七　明治後期の農業

明治後期の農業

明治後期の農業は中期のそれと大差がないが、中期の農業は米麥を中心とせる、詰り五穀中心の農業であ

多角形的農業

つたが、後期の農業は中期に比し頗る多角形的になり、この期に於ても五穀を中心とすることに變りはない

副業の物興
養蠶
煙草
乾瓢
養魚
ウドン
蕎麥粉
豆粉
藍玉
天災の多い國
不屈不撓の大精神
利益の多い養魚

が、本期に於ては五穀の外に副業として養豚・養鷄・殖林を經營し、耕地を利用して五穀の外に蕎麥・茶種を作り、盛んに養蠶をやる。また或る地方では養魚を行ひ、蓆や繩を製造して市場に出し、また或る地方では煙草や藍玉を作り、ウドンを製造し、乾瓢を拵へて收入の增加をはかつてゐる。副業中、養蠶・煙草・乾瓢・養魚・ウドン・藍玉・蕎麥粉・豆粉等は米麥につぐべき重要產物で、時として其收入は米麥を凌ぐことがある。

我が國は天災に襲はれることの多い國で、これが爲め國民は非常な苦惱をなめてゐる。併しこの天災・例へば地震・風水害等が多いために我が國民は思想堅固にして不屈不撓の精神に富み、堅忍不拔なのかも知れないが、風水害は每年殆ど定期に襲來して作物を害し、冷氣は時々田園を襲ふて五穀の發育を阻害し又時として結實を不可能ならしめる。地震は年中絕えず、多い時は日に三四回も繰返すことがある。この意味で我々日本人は噴火山上に生活してゐる心地がするのだ。併し數千載一度も外國の侵略を蒙つた事はなく、皇統連綿として萬世一系の天皇を戴き、國は狹小にして餘り天產物に惠まれないが、國民は愛國心に燃え、世界三大强國の一として、東半球の盟主として、東洋平和の礎石として、大いにその文化を誇つてゐる。これは即ち天災に修練せられた不屈不撓の精神に依るものであらう。

天災の多い國、天災の中でも冷害・風水害・地震が最も多く、就中風水害は殆ど確定的で、每年その被害を蒙らぬことはない。隨て我が國の農民はこれが爲めの減收を豫知して、五穀の外に風水害・冷害を蒙らぬやうな物を選擇して、これを經營しなければならぬ關係上、自然と多角形化することは寧ろ自然の歸趨と云はねばならぬ。爰に喋々するまでもなく養魚は鰻と鯉を指すもので、是等の養魚は頗る有利で、これを定期市場に搬出して販賣すれば收入を增加するのみならず、農民の副食物に供する時は頗る滋養に富むを以て、極めて重要食物たることは言を俟たぬ。明治初期から同中期まではその農業經營の如きも極めて幼稚にし

て、唯徒らに祖先の傳統を繰返すに過ぎなかつたが、明治後期に至り、教育の普及と科學の進歩にともなひ、政府の熱心なる指導と農民の自覺と相俟つて、農民の農業經營にも漸く科學的施設が行はれ、土を握る主義の農業から漸次學理應用の域に達したので、自然その農業經營は多角形的となつた。隨つてその經營は五穀を中心とすることに變りがないが、五穀と共に副業を盛んに行ひ、聊かでも天災地變の慘禍を豫防せんとの萬全の策を講ずるに至つたことは、農民の非常な覺醒と云はねばならぬ。

農民教育の發達

即ち明治後期の農民は相互に教育の普及を圖るとともに、その子弟に對しては更に進んで高等教育を授けるために高等學校・帝國大學其他の專門學校に入學せしめ、以て子弟の教育に從事する一方、有利な副業を選擇して自家の收入増加を圖つてゐる。

副業
養鷄
養鴨
養豚
藁細工
養蠶
果樹栽培
養魚
編物
藥草栽培
狩獵
薪炭
産卵鷄
用肉鷄

農家の副業中、最も有利な事業として盛んに行はれてゐるものは養鷄・養鴨・養豚・藁細工・養蠶・果樹栽培・養魚・編物・藥草栽培・狩獵・薪炭等であるが、茲に參考としてその内容を說明する。養鷄は一般に行はれてゐる副業で、農民で鷄を飼養せぬ家庭は恐くないであらう。鷄にはその肉を目的とする用肉鷄と、卵を目的とする産卵鷄との二種あり、用肉鷄としてはレクホーン・ミノルカ・アンデルシヤの三種が最も産卵數が多く、一羽一ケ年の産卵數は三百個乃至三百二十個と稱せられる。隨つてレクホーン・ミノルカ・アンデルシヤの三種は全國到處の農村に汎濫し、鷄といへば聯想的にレクホーン・ミノルカを浮べる程である。一方用肉鷄には名古屋コーチン・プリモスク・オーピントン・アイルランドローラー等が盛んに飼養されてゐるが、産卵數が少ないので、副業として餘り有利でないが、近年鷄肉の需用が激増するに從ひ是又輕視すべからざる副業として重視され、一羽の肉量は五百匁、八百匁に達するものがあり、これを金高に換算すると一羽五圓位に當るので、一ケ年五拾羽位を産出すると假定するも二百五十圓位になるであらう。

養鴨業

また養鴨の方は一般には飼養されてゐないが、大都會の近郊、例へば東京の近縣としては・埼玉・千葉・栃木・茨

城の各縣に於て養鴨が盛んに行はれ、冬期就中歳末の贈答品として壹萬羽、貳萬羽といふ多量の需要に充てゝゐるが、これは冬期これ等の大都會に於て鴨の肉を常食とする習慣があるので、冬期大都會に搬入される鴨は頗る多量に達し、冬期卽ち十二月から翌年二月まで三ケ月間に恐らく三十萬圓位に達するであらう。以てその重要性を推知するに難くないであらう。

養豚事業

次に養豚事業であるが、これは副業といふよりも寧ろその需要額から云ふも獨立正業と云ふが適當なるべく、その產額は實に巨額に達し、一ケ年數千萬圓に達するであらう。併し農民の副業として一家に二三頭の飼養に過ぎないから餘り有利ではない、一頭平均二十圓位が相場であるから、手數と日數と飼育料を多く要する割合に賣價が安いので、專門以外の副業としては餘り有利な事業と稱することは出來ないであらう。

藁細工

藁細工はその原料を稻から採取する關係上頗る豐富であり、傳統的事業なので特に機械を買入れる必要がないし、その仕事が極めて簡易であるので、農村では雪國、例へば北陸地方、信濃・飛驒地方・群馬・栃木・東北地方では盛んに行はれてゐるが、價格が低廉なので是又あまり有利な副業ではないらしい。藁細工とは蓆(むしろ)・繩・疊表・草鞋・馬靴・花蓙(はなござ)・米俵等の製作であるが、疊表・花蓙は產業の一部門として大規模の工場で專門的技術と大機械を据付けて盛んに製作されてゐる關係上、副業と見做すことは適當でない。且つ今日では殆ど副業として行はれてゐない。されど繩・草鞋・馬靴・蓆・米俵等は今日猶ほ依然として副業的に行はれ、その產出は莫大な量に達するであらうが、今日繩一束二錢、蓆一枚二錢、米俵一枚二錢、草鞋一足一錢、馬靴一足一錢といふ有樣で、雪國の副業としても割に合はぬことは論を俟たぬが、雪國の冬期は絕對に戶外の仕事が出來ないので、北陸・東北兩地方の農村では冬期になると、いづれも家内で藁細工物の製作に從事し、雪溶けの三月頃に至り、之れを纏めて附近の町に搬出して賣捌き、その收入を衣食の資にあてるのである。

養蠶

我が國の養蠶は世界的に有名なもので、內地の消費額と輸出額を總計すると、恐らく四五億圓に達するで

あらう。随てその需要は各方面に渉り、これを内地に就て見ると、絹布に眞綿に製造せられ、眞綿は種々の原料品として用ひられる。また生絲は洋服地に應用され、絹布に織られて我が國の各家庭に用ひられる外、盛んに海外に輸出され、我が國輸出品中、重要な地位を占めてゐる。

果樹の栽培

次に明治中期に於ては殆ど一顧だも與へられなかつた果樹の栽培は明治後期に至り、政府の指導奬勵と相俟つて大いに勃興した。我が國の有利な果樹として盛んに栽培されてゐるものは北海道・東北六縣・長野縣地方の林檎・梨子・櫻桃、山陰・山陽・東北・北海道・關東・東海道の梨子、九州地方、山陽道・四國・紀伊・三河・遠江・靜岡・伊豆・安房地方の蜜柑、相模・上總・下總・埼玉・武藏・福島・宮城・山形・長野・群馬・栃木等の水蜜桃・天津桃、山陰・山陽地方・東北地方・茨城・栃木・武藏・相模地方の栗、山梨及び東北地方の一部の葡萄、山梨・山陰地方・九州・北陸地方・東北地方の柿、近畿地方・三河・遠江・靜岡・關東地方の西瓜等は有名なもので、頗る多量を産出する。就中北海道・東北六縣の林檎、千葉縣・東京府下・鳥取縣下・靜岡縣下の梨子、山陽地方・紀州地方・四國・靜岡縣下の蜜柑、東北地方・長野縣の櫻桃、山陰地方・千葉縣・茨城縣の栗、京都府下・奈良縣下・靜岡縣下の西瓜は有名である。これらの果實を金額に見積ると、實に莫大な巨額に達することは想像に難くない。

養魚

我が國の養魚は主として水郷に多い、例へば東京附近の土浦・埼玉などでは鯉を飼養し、靜岡縣の遠江では鰻を飼育して盛んに東京に移出して販賣し、長野縣の如き海に遠い地方では副食物として鯉や鰻を飼養する。また東北地方の農村では灌漑用の貯水場に共同で鯉や鮒を飼養する。されど我が國の養魚は家庭用として發達したものらしく、收入増加の域に達してゐないと云はれる。勿論東京の如き世界的大都會の附近に於て計畫された養魚は、例へば土浦地方の鯉、遠江濱名湖の鰻、陸前松島の鰻の如きは、いづれも東京市や仙臺市の需要を見込んで計畫されたもので、相當の利益を擧げてゐることは言を俟たぬ。以上略記した如く我

が國の養魚は未だ幼稚にして收入の增加を目的としての農家の副業としては不適當である。按ずるに養魚を營利的事業と見做さず、これを農家の食用品としてその飼養を奬勵せば、その效果は却て顯著なものがあらう。

編物 藥草栽培 人工茸

また農家の副業に編物・藥草栽培・狩獵・人工茸等があるが、是等の副業は特殊的なもので、一般的なものと云ふことが出來ぬ。就中編物と狩獵は特殊の技術を要し、何人にも出來る副業でないから、これを農家收入增加の目的で奬勵することは出來ないし、狩獵の如きは土地の情況により全く出來ない所もあり、且つ近來鳥獸が著しく減少せるを以て、娯樂として狩獵をやるなら兎も角も、これを職業とすることは殆ど不可能であらう。

農民教育の機關

明治後期の農民は一方に農業經營を多角形化すると同時に、銳意子弟の教育に努め、その學理を應用し、收入の增加を圖つてゐる。農民の教育機關として前說の如く、農科大學・高等學校理科・盛岡高等農林學校・札幌農學校・駒場農學校・各府縣の農學校等がある。

金融機關の利用 農業指導機關の利用

また明治後期の農民は農民の金融機關を利用して荒蕪地を開墾して之れを桑園となし、沼湖を開鑿して水田と化して增收を圖つた。次いで政府で農業の指導機關として各地に農事試驗場・模範農場・種苗・種馬・種子の無料頒布または貸付、農事講習會・耕地整理・牛馬檢査・蠶種檢査・種馬所等を設立するや、農民は競うて之れを利用して農業を改良し、以て收入の增加を計つた。

按ずるに我が國の農業は相當に發達し、改良せられ、着々增收の實をあげてゐるが、大正時代から昭和時代に至り、農業は機械化された結果、生產の過剩を來たし、價格低落したる爲め、生產が增加したが却て收入の激減を招き、遂に農村の疲弊といふ珍現象を呈するに至つた。

農村疲弊の原因

農村の疲弊は、遠く日清戰爭後から始まつたもので、その原因は種々あるであらうが、金融機關の發達、

農業保險

不動産換金制度の簡易化・農民の奢侈・生産費の騰貴・農産物の低落等が主な原因をなしてゐる事は爭はれぬ。就中生産費の騰貴と農産物の價格低落が原因である。生産費が騰貴し、農産物の價格が低落した結果、一般農民は農業經營の割に合はぬことを知り、所有の土地を換金して都會に赴き、他の業に就職するものが續出した結果、自然と農村が荒廢すべきは論を俟たぬ。東京の新聞記者などは農村の實狀を知らぬために、農村の疲弊を農民の虚榮心に歸してゐるが、これは農村の實狀に暗い暴斷である。之れを東北地方の例に見るも、一般に農民は朴訥で、眞面目である。都會の文化に憬れて農村を去るものは少なく、いづれも極端な生活難から、知らず識らず都會へ出稼ぎに出るもので、その慘狀は目も當てられない。東京以西の農民はどの程度の物を常食するか、調査未了であるから明かには判らぬが、東京以東、就中東北地方に於ける農民の常食は白い飯を用ひるものは全住民の三割位で、その七割は麥飯・粟飯・稗飯・菜葉飯・大根飯・ジャガ芋飯等と稱する米五分混合物五分といふ都會人の想像もつかぬ粗食をしてゐる。殊に東北の山間地方へ行くと、燈火には松脂または松割を焚いて燈火の代用としてゐる有樣で、身には襤褸をまとひ、たゞ默々として薪炭の製出に從事してゐる。これらの農民の何處に虚榮心があるだらうか。こゝに於て農民の都會集中は虚榮心から起つたものではなく、生活難のために行はれたものである事が判るであらう。即ち農村の疲弊はその主なる原因が農民の生活難から起つたものである事が判斷されるであらう。農民が惜しげもなくその鄕土を去つて都會に集り、或は商業に、或は會社に、或は工場に、或は官吏に、或は自動車の運轉手に、或は工夫に轉業するのも、つまり生活の安定を得んための方便に過ぎないのである。一言にして之れを盡せば農村の疲弊は明治後期から大正時代にかけて我が國内に於ける工業の異常な勃興と、これに依る都會の繁榮が主要原因となつてゐることは明かで、之れが唯一の防止策は農産物の價格を引上げて農民の收入を增加せしめ、その生活の安定を計ると共に、天災地變に對しては農産物の保險制を設け、その勞力を保護するの必要

がある。

八　農民教育

農民教育の普及といふ點から論ずると、維新後、政府が全國に小學校を設立したことは、農民に直接間接非常な便宜を與へたのみならず、農業の改良發達を助成したことは明かである。當時の小學校は今日の小學校と異なり、教育の程度が高く、就中理科・地理の科目は寺小屋時代の教育と異なり、驚異的に啓發したことは想像に難くないであらう。斯くして小學校の兒童は地理によつて内外の事情を知ると共に、理科によつて動物・植物・鑛物・物理・化學等の大意を知り、以て是等の學問を農業經營に應用するに至るべきは言を俟たぬ。

政府は全國に小學校を設立して兒童を教育するのみを以て足れりとせず、農業に關する高等教育機關として北海道札幌に札幌農學校を設立した。また東京駒場に農學校を設立し、農科大學を設けた。尋で養蠶に關する高等教育機關として東京西ヶ原に高等蠶絲學校を設立して、蠶絲に關する教育を施した。加之、各府縣に於ても地方農村の子弟に專門知識を與へる目的で、府縣立また郡立の農學校を設立し、以て大いに農業の改良發達に努めた。これ等の農學校は農科・獸醫科の二部に分れ、各生徒に依つて專攻せしめ、農科の學生には動物・植物・化學・物理・肥料學・農藝化學等を始め、農事に關する學問を教授した。また實修の時間を多くして、農業を實施せしめ、卒業後鄕里に歸つて實際に農業に從事すべき準備をなさしめた。また獸醫科に於ては主として家畜の疫病治療法と解剖と家畜の檢査法を教授し、以て卒業後獸醫たるべき知識を與へることを主眼としたから、農學校の學生は卒業後四方に分散して、農業の發達と家畜の改良に至大な貢獻をなした。

札幌農學校
駒場農學校
農科大學
高等蠶糸學校
地方の農學校

盛岡高等農林學校

また政府は林業の輕視すべからざるに鑑み、岩手縣盛岡市に盛岡高等農林學校を設立して、中學校・農學校の卒業生に對し農林に關する高等教育を施した。その後各地に高等農林學校が設立されたが、それは何れも明治以後の事である。

中等學校の設立と農村の改良

現在各府縣に中等學校が設立されてゐるが、茲に中等學校と云ふのは義務教育を受けた學生に對し、更に進んで中等教育を施す學校を指すのであるが、中等學校を分ちて中學校・女學校・農學校・工業學校・商業學校・農蠶學校・實科女學校・實業補習學校・裁縫學校等で、その中、農學校・農蠶學校が直接農業の改良發達を助成してゐることは說明するまでもなく、その教育方針から云つても論を俟たないが、中學校の如きもその教科目の中に直接農蠶に關する學科としては動物學・植物學・物理學・化學がある。中學校卒業生中、更に進んで高等の學校に入學するものがあるが、卒業後鄕里に歸つて農業に從事するものが多い。その

小學卒業生の農事改良

際これらの卒業生が在學中に修得した動物學・植物學・物理學・化學を應用して農業經營方法を改良するに至るべきは想像に難くない。例へば野菜を作るに當り、よく其性質を察して施肥を加減し、耕土の選擇に注意し、日光に留意し、以てその完全なる發育を助成するであらう。その他孟宗竹や眞竹を作るに當つても、明治以前は單に非科學的な傳統によつて自然のまゝに放置し、肥料だとか日光などには毫も留意せず、野生同樣にして置いたものであるが、近來は日光の外に竹にも肥料を施して大いに其繁殖を助成するのみならず、同じ筍を取るにも其質を柔かにして市場に賣出すことに努めてゐるが、これは單に筍に限らず、葱（ねぎ）・獨活（うど）等を作るにも、筍と同じ方法を講じてゐる。また從來農民堆肥を唯一の肥料としてゐたが、中等教育の普及するに及び、農民の如きは堆肥の外に、人造肥料の製法を覺え、大いに農村經濟を補給するに至つた。その他近來養鷄の勃興したのも、中等教育の普及が大いに與つて力がある。

師範學校の實際教育
小學卒業生の

加之、近頃師範學校の教育が德育方針に轉更したのみならず、實際教育に專念してゐることは寔に結構なことで、これらの卒業

小學校の手工

生が四方に散つて各町村の小學校に赴任するや、都會の小學校に在つては町家の兒童に適するやうな教育を施し、農村の小學校に赴任するや農家の兒童に適するやうな教育を施し、且つ正規學科の外に手工を教へてゐるが、これは農村の發達に非常な貢獻をなしてゐる。兒童に封筒の貼方やボール箱の貼り方や、小間紙細工や粘土細工、繃帶の卷方や藥の使用法などは、兒童の將來に何等直接影響がないやうに想像し、これ等を閑視する向きが多いが、それは全く認識不足で、兒童の生長後、副業の巧拙に至大な影響があることを思はゞ、重要な教育の一部であることに氣がつくであらう。

農科大學・札幌學校・駒場實科學校・東京西ヶ原高等蠶絲學校・盛岡高等農林學校等はいづれも高尙な農學を教育する學校で、卒業生中には鄕里に歸つて自ら農業經營に從事するものもあるが、多くは農業技師（指導官吏）または各府縣立農學校・養蠶學校・農蠶學校・農事試驗場・模範農場・牧場（三里塚の如き）等の教師や技師になるものが多い。つまり是等の學校は中等教育を受けたものに農林牧畜に關する高等の知識を授けるのが目的で設立したものであるから、その卒業生が中等程度の農林牧畜の教師または農事試驗場や牧場の技師となつて、高等な學識を應用して、之れが指導の重責に任ずることは當然であらう。

九　農民の金融機關

農民の金融機關

日本勸業銀行の設立

政府は農民教育に意を注ぐと同時に、金融機關設置の緊要なことを察知し、明治三十年日本勸業銀行を設立して、大いに農商工業の發達を助成すべき金融機關となした。日本勸業銀行は農商工業に對し、土地を擔保に低利な金を貸付け、之れを長期間に年賦償還を行はしむることを營業となした。隨て農民は日本勸業銀行の設立によつて非常な便益を蒙り、その借入金を以て荒蕪地を開墾し、沼澤を開鑿して水田となし、或は養鷄を行ひ、耕土を整理する等、大いに農事を改良した。尋で明治三十一年に至り、各府縣に農工銀行が設

立せられ、更に一層農村の金融が敏活となつた。日本勸業銀行の設立によつて農民は大いに其便宜を得たが、地方の農民が東京にある日本勸業銀行から金を借入れることは非常な費用を要し、且つ非常に多くの日數を要したので、非常な不便を感じ、各方面から各府縣に日本勸業銀行に類する適當な金融機關の設置を希望する向が多かつたが、翌三十一年各府縣に農工銀行の設立せられるや、地方の農民は非常な便宜を得た。

農工銀行の設立

これらの農工銀行は大抵各府縣の府縣廳所在地に設置され、日本勸業銀行に比し、比較的簡易な手續で金融を斷行したので、農工業家は利息が勸業銀行に比し多少高率なるにも拘らず、直接勸業銀行から借入れずに農工銀行から借入れるものが多かつた。農工銀行の經營方針は殆ど勸業銀行と同じく、土地や家屋等の不動産を抵當にその價格の幾割かを貸付け、之れを年期に渉り年賦償還せしむるもので、農工業者に取り、實に勸業銀行につぐ便利な金融機關となつた。その他明治四十年頃から各地方にも盛んに無盡會社が設立され、これ又農村に於ける便利な金融機關となつた。併し無盡會社は日本勸業銀行や農工銀行と同じく土地家屋等の不動産を擔保に或期間を限り月賦償還で貸付ける方法の外に、無盡入會者に對して競爭入札を行ふが故に、勸業銀行や農工銀行に比し、非常な不利益である。卽ち無盡會社の競爭入札とは例へば爰に一口壹千圓の無盡があると假定すると、抽籤日に際し無盡會社ではその當籤を希望を集めて、競爭入札に附する。つまりその當籤を熱望する人はその必要の度合により、壹千圓を七百、六百五十圓といふやうに入札するが、會社は金額の少ない程會社の利益となるから、最低金額の人を當籤せしめ、その入札者に落札せしめる。卽ち當籤者は六百五十圓を借入れて壹千圓を支拂はねばならない譯で、相當に高率な利息を拂つたことになるから、農工銀行や勸業銀行に比し、非常に不利益である。加之、無盡會社の貸付は大抵五十箇月の月賦償還であるから、これ又相當に繁雜である。

農村疲弊の原因

然共是等の銀行や會社は地方農村唯一の金融機關となると同時に、農村疲弊の重大な原因となつたことも

明白な事實である。一見これは非常に矛盾した言の如く想はれるであらうが、一體、農民は金融機關の發達せぬ封建時代には自給自足してゐたが、徳川幕府が崩壞して農民が解放せらるゝに及び、農具の發達とともに、とかく機械力を藉りて人力を省き、肥料の如きも傳統の堆肥を廢して金肥を用ひるに至り、徒らに費用のみ嵩み、前の借入金を完濟せぬ内に次から〳〵へ借入れをなし、遂にはその利息にさへ追はれ、非常に苦境に陷るに至つた。

社會問題研究家の誤つた觀察

近頃の社會問題研究家は一たび口を開けば農村の疲弊を地主の搾取にのみ歸してゐるが、これは實に認識不足の甚だしいもので、成程疲弊は地主の搾取にも據るであらうが、その最大原因は勸業銀行や農工銀行の貸付金と農業の機械化にあることは明かな事實である。

銀行からの借入金返濟不能

何故なれば金を借り時は期日期日に返濟するつもりで借入れるが、その返濟期には種々の故障が起つて支拂ひに差支へるもので、これが幾たびも繰返されてゐる中に、五十圓が百圓となり、百圓が百五十圓となり、百五十圓が二百圓になると、大抵の農民は支拂へなくなるので、遂に最初農業を改良し、より以上の增收を得るつもりで借入れた金が、遂に自らの首を締め、その爲めに一生浮ばれぬ窮地に陷るのである。これが即ち農村疲弊の最大原因である。

農業の機械化

次に農業の機械化が何故に農村疲弊の最大原因になるかといふに、農業の機械化流行の結果、農民が盛んに耕土機及び農具を買入れ、以てその完備を競ふために、その資金を農工銀行に仰ぐに至り、玆にも疲弊の種子を蒔くのである。最後に農村の疲弊はまた農民の奢侈も一原因をなしてゐることは明かで、これ又寒心すべき時弊であり、農民自身の相戒めて、矯正すべきであらう。いま農村の實情を調査して見るに、中流階級の農民は最も疲弊してゐる、これは公課負擔の過重にもよるであらうが、大抵は銀行からの借入金返濟不能と、近來農產物（主として米・繭）が安いので、農業は之れを經濟的に見るも割に合はぬことが、最大原因をなしてゐる。新聞紙や經濟雜誌などで見ると、定期米は可なり高價で取引されてゐるやうであるが、農民が附近の町で賣買する米の値段は東京や大阪などの市場で取引される米價とは雲泥の差で、恐らく壹石（約

百五十疋」に付き東京と地方の町とでは五六圓の差があるであらう、繭もその通り、長野・福島あたりの製絲工場で十貫に付き五十圓する繭は、地方の農村では恐らく精々三十五圓位が關の山かと想はれる。斯くの如き、農産物の價格に差額を生ずるのは交通機關の不備にともなひ運搬に多額の費用を要し、且つ其運搬中に品質を損する患があるので、安く買入れぬと買入者の方でも割に合はないからである。かく農民は一律に不利な地位に置かれゐる感がある。即ち衣服材料・副食物、肥料・農具等は年々騰貴し、高い物を買はねばならぬが、これに反し賣る物、つまり農産物は安いと云ふ珍現象を呈してゐるので、勢ひ農民の生活は詰る一方であるが、かてゝ加へて、農民は近頃勞力を惜しみ、政府の機械に煽られ、前後の見境もなく之れに盲從し、田植ゑに行くにまで荷車・自轉車を使用すると云ふ有樣で、今日の農民は明治中期の農民と異なり、生活其物が既にすべて機械化されてゐる。例へば井戸には吸上ポンプを据付け、冬期は仕事場にストーヴを置いて石炭或は薪を焚いて暖を取り、飯を炊くには改良釜と稱する新式なものを用ひ、贅澤な家庭になると夏期は電氣扇を据付け、電話を利用し、電燈をつけると云ふ有樣で、その日常生活は殆ど都會と異ならぬ。田の草取りにゴム靴を穿き、農家の女中が米をトグにゴムの手袋を用ひる例は尠くない機械化振である。隨て現代農民の生活費は明治中期のそれに比し、恐らく五倍十倍加しゐることは言を俟たぬ。いま此處に參考として明治中期に於ける農民の生活狀態を略記して參考に供しよう。

現代農民の生活費

明治中期の農民生活

明治中期の農民を見るに頭髮は自宅で鋏じグリ／＼坊主に刈込んだもので、俗に之れを里芋頭と呼んだ、その形が里芋に似てゐるからの俗稱である。野良に出掛けるには素足に草鞋をはき、井戸は釣瓶を用ひ、燈火はデッチと稱し松脂で拵へたものを使用しよほどハイカラな家庭でもランプであつた。こんな具合だから仕事場に火を焚いて暖をとるやうな事はなかつたし、履物といへば大抵素足に草鞋で通してゐた。隨て生活費は頗る低廉であつたから、今日の農民と異なり餘り生活に困るやうな事はなかつたから、農民の金融機關はあつても、銀行から金を借出す

農業指導機關
農民の解放
農事試驗場 模範農場 種馬所
種子種苗の頒布
輸入種の野菜
輸入種の果物

ことを一種の恥辱と考へ、年賦の金を借入れて、それを農業に注ぎ込むやうなことは無つたから、今日の如く農村の疲弊といふ事はなかつたのである。

一〇 農業指導機關

維新後政府は農業を重視し、農民に對し封建時代に於て設けられた種々の束縛を撤廢し、耕土賣買の自由、農産物販賣の自由を計つて農民を解放すると共に、海外から新種を輸入して大いに農業の改良を圖つたが、明治中期から同後期に渉つては施設に更に一歩を進めて、各地に農事試驗場や模範農場や牧場を設立してその指導の任に當つた。また牛馬を改良して發達せしむるために、種馬所を設立し、種馬の無料貸付けを行ひ、以て其飼養を奬勵し、定期にその牛馬を檢査して惡疫の蔓延を豫防したるのみならず、毎年秋季に於て各所に馬市場を設けて、二歳馬を販賣せしめた。これと同時に海外から輸入し、または內地の農事試驗場で仕上げた種苗や種子の無料頒布を斷行して、その繁殖を計り、從來の不生産的な果樹や野菜を一掃した。例へば明治中期に於ける我が國の野菜といへば大根・人參・牛蒡・蓮根・葱・獨活・馬鈴薯・甘薯・南瓜等に過ぎなかつたが、明治後期に至り、農事試驗所の研究や海外からの輸入により我が國の野菜は著しく變化した。例へば明治後期から大正時代にかけて都會の店頭には從來あまり見たことのない大形のトマト・西瓜・菠薐草（ほうれんそう）・キャベツ・白菜・西洋人參・玉葱・メロン等の野菜を始め、櫻桃・黃橙（オレンヂ）・ジャボン・水蜜桃・二十世紀（青梨子）・阿蘭陀苺・伊太利葡萄等の果物はすべて舶來品である。就中近來に至り非常な勢ひで栽培されてゐる白菜は往時から栽培され、俗に之れを白菜と呼び、各家庭から歡迎されたものであるが、歲月を經るに從ひ、次第に他種と混じて原種とは凡そ緣の遠いものとなり、明治初期から同中期にかけては一種の變種となつて他の菜とあまり相違のないものとなつたが、明治後期に至り之れが農

事試驗場あたりの研究によつて改良され、且つ海外から良種を輸入したものなどもあつて、大いに改良せられ、遂に今日の如き良種の純粋な白菜を得るに至つた。いま白菜の産地として名高いのは東北六縣、北海道等であつて、この地方では白菜の他種との同化を防ぐ手段として、山中また孤島などに畑を拵へて白菜を作り、こゝで種子を採つてゐるが、これは他の菜と同じ畑に作ると他種の雜菜の花粉が飛散して白菜に附着し、同化するので、他の菜畑と隔絶した山中や、孤島中の畑でないと、その純潔を期せられない關係上、白菜の種子を取るには特に隔離栽培を斷行するに至つたのである。メロン・西洋人參・キャベツも同一方法で採種するが、これは皆な、いづれも白菜と同じ原理によるのである。これ等の蔬菜は皆な農事試驗場の努力によるもので、近頃野菜物の品種が著しく改良されたのは、政府の指導機關が發達したお蔭と、農民の農業に關する知識の發達に依ることは想像に難くない。

政府は各府縣に命じてその管下にある各農事試驗場を督勵して鋭意各種作物の改良を圖ると共に、隨時隨處に於て必要に應じて農業講習會を開催し、農村の子弟を集めて農業經營に關する實驗と學理を講習せしめたが、それらの講習生は修了後四方に分散して、その修得せる知識を經營に應用したので、之れより我が國の農業は面目を一新するに至つた。加之、政府は農民をして安堵してその經營に當らしむる爲めに、間接的施設として河川には護岸工事を施し以て水害を豫防し、交通の便をはかる目的を以て道路を開鑿し、耕地を整理し、牛馬の惡疫を絶滅し、その改良を圖るためには牛馬の檢査を斷行した。

近年馬匹の向上改良が軍部方面から宜しく主張されるや、政府は軍當局と協議して種馬所を設立し、こゝに海外から輸入した良種の種馬を飼育して内地に於ける馬の改良を圖つた。加之、その後各地に競馬を設けしめて、懸賞または勝馬豫想の馬券を發行し、その勝馬の馬券購入者に對して賞金を呈し、以て鋭意馬質の改良向上に努めた。元來種馬所はその名稱の示すが如く、海外から良質の種馬を購入して收容し、春季各農

白菜
白菜の名産地
野菜變種の原因
農事講習會を開く
護岸工事
道路の開鑿
耕地整理
種馬所の設立
馬質の改良

馬の産地

村に勸説して種(たね)を植ゑしめ、受種して生れた仔馬を飼育して漸次馬質を改良し、その向上を圖るのが目的なので、玆に收容されてゐる種馬は大抵海國種で、アラビヤ種が多いと傳へられる。東北六縣は馬の産地として名高いが、

宮城種馬所

宮城縣玉造郡東大崎村には宮城種馬所がある。東北六縣からは名馬の産出が多い、殊に岩手・青森の二縣は名高い。

佐々木高綱の乘馬池月

佐々木高綱が宇治川で梶原景季・畠山重忠等とその先陣を爭つた乘馬池月は宮城縣玉造郡池月村の産と傳へられ、梶原景季の磨墨といふ乘馬も亦玉造郡の産と稱せられる。是を以て見ても、以來東北地方は昔から馬の産地として有名であつた事が想像されるであらう。

耕地整理

政府の施設中、農民に取りあまり有難くない施設は耕地整理である。日露戰爭後、政府は各府縣に命じ、補助金を與へて耕地を整理せしめた。耕地整理は、漑灌の便を圖る點から云ふとよい施設であるが、從來の杜撰きはまる耕地の面積を正確にした點に於て、農民に取り餘り薫しくない施設と云はねばならぬ。何故なれば從來の反則は目の子勘子で定めた反別なので、之れを正確に測量すると一反の田地は必ず一反以上あるのが慣例となつてゐるから、耕地整理に當り、政府の技師によつて測量された爲めに、一町三反の田地は一町五反とか二町とかに増加したので百姓の所有反別は著しく増加し、田植は増加したが、もと〳〵同じ面積の田地であるから、整理によつて面積が増加しても、收入の増加する理由はないので、整理によつて國庫の收入は著しく増加したが、農民に取つては却て増税となり、

農民の負擔加重

整理によつて一町五反の田地が二町に増加したと假定すると、これまで一町五反時代にすべての公課を合算して一ヶ年六十圓の租税を納めたものが、整理後は三割三分三厘餘の増加なるを以て一ヶ年六十圓の租税が俄然十九圓九十八錢餘を増加して七拾九圓九十八錢となるから、耕地整理は結局農民の負擔加重となつたのである。

河川の護岸工事

されど水害豫防の目的で河川の護岸工事を施したのは頗る適當な施設で、これが爲めに農民は非常な惠澤を受けた。明治中期までは河川の堤防が不完全なために、永雨が降るたびに忽ち堤防は崩壞し、沿岸の村落を嘗めつくし、農作物を荒らしたので、

水害の防止

當時の農民は非常に洪水を怖れたものであるが、明治後期に至り、政府は鋭意府縣を督勵して河川の護岸工事を施行せしむると同時に、政府自らも亦議會の協贊を經て年々巨資を投じて極力水害の防止に努めたので、水害は漸次減少するに至つた。

荒蕪地の開墾

未開墾地の多い地方

東北地方の曠野

次で政府は荒蕪地の開墾を奬勵し、以て農産物の增收を圖つた。併しこの開墾事業は北海道の開拓を除いては餘り見るべきものが少なく、中には巨資を投じて失敗したものも少なくない。著者の調査によれば中國・九州・四國・關東地方の荒蕪地は大抵開墾されたが、東京以東の東北六縣及び北海道には有望な未開墾地が到處に散在してゐて、有志家の來墾を待望してゐる感がある。東北・北海道は人口の稀薄にもよるであらうが、陸軍砲兵隊が實彈射擊を行つても差支ないやうな曠野が到る處にあり、之を開墾して梨子や林檎を栽培し、葡萄を作り、また桑園にせば相當の收入を得られるであらう。曠野には東京世田ケ谷區砧町附近の如く黑色にして乾燥し易く、全く耕土に適せぬ地質の所もあるが、大部分は色が濃厚な黑茶色を呈し、之れに適度の肥料を施せば耕土と化し得べきものも尠くないから、この地方の農民は宜しく鋭意之れを開墾し、以て增收を圖り、天災地變の惨禍に備ふべきであらう。東北地方では水田が多いので、傳統として餘り陸稻を作らぬが、前記の曠野を開墾して之れに陸稻を試作して見るのも一方法なるべく、陸稻の適せぬ時は櫻桃・林檎・梨子・葡萄・柿・水蜜桃・桃・梅等の果樹を植ゑるも一策であらう。されど明治後期までは斯る施設も聞かず、また是等の曠野を開墾しやうと試みる特志家も現はれなかつた。到る處の山林を開拓し、曠野を開墾し始めたのは、いづれも大正期からである。

第十三節 鑛 業

一　製　銅　業

製銅業界の革命

我が國の製銅業は明治十年頃まで本邦の鑛業中最も重要な役割を演じてゐた。本業に就ては本邦重要事業史に『其後鑛產額價額に於て石炭に凌駕さるゝやうになつて以來も、歐洲戰前までは純然たる銅鑛業として可成り顯著な發達を遂げて來た。而して同戰時中戰時產業として空前の活況を呈したが、休戰以來形勢を一變して銅鑛業は容易ならぬ苦境に陷ると共に、斯業の實質は歐洲戰亂を轉機として一大革命を來した。謂ふところの實質上の革命とは先づ世界第二の銅輸出國たりし我が銅產業が戰後一轉して、銅の輸入國と急變したことである。第二の著變は戰前及戰中に於ける我が銅業が純然たる銅鑛業以上に出でざりしもの、今や殆ど銅工業時代に轉入したことである。而して以上何れも最近年我が勞働賃銀暴騰して、戰前を標準とすれば、他國に比し極めて割高となつた事實を基調として生れたものである。

世界第二の銅輸出國が銅輸入國と急變す

銅鑛業の行詰り銅輸入國に急轉した原因

先づ我が銅產業が輸出國より輸入國に轉じた跡から見よう。次揭第一表は之れを表示するものである。之れに由ると、我が國の銅の輸出國より輸入國化した原因に二つあることが分る。(一)生產額の著減と(二)內地消費量の增加が其れである。例へば生產高は大正三年の七萬八千七百噸より、六年には十二萬二千四百噸に著增したが、爾後、漸減して十年には五萬二千五百餘噸に著減し、戰前の額に遙かに及ばない。之に反し、內地消費量は大正三年の三萬二千餘噸より十年は七萬五千六百餘噸に著增し、十一年も大體に於て之れと變らない。

銅の輸出殆ど全滅す

即ち大正三年には一噸の輸入すらなかつた銅が、最近年一二萬噸の輸入を見るに至り、反對に輸出は戰前四萬噸臺、六年には七萬噸臺に上つたものが、九、十の兩年には一萬噸に滿たず、十一年の如き、輸出は殆ど全滅したと謂つてよい狀態を呈するに至つた所以である。

(一)本邦銅需給表(單位英噸)

大正	生産	輸入	輸出	消費	在荷
二	—	—	—	—	一、〇〇〇
三	七八、七〇四	〇	四三、三〇五	三二、〇四九	四、三五〇
四	八三、〇一七	三二四	九六、五二八	二七、三二五	三、六四〇
五	一一一、五五二	二、三二五	五七、三九七	五九、五九五	五三五
六	一二二、三八四	一四、〇八一	七一、〇五二	六三、二二一	二、七二七
七	九五、四九五	一、〇六八	三一、五五三	六五、四四七	二、二五〇
八	八一、八八五	二七、五七〇	一九、一三二	六五、七九三	二六、五〇〇
九	六四、九〇四	二三、五四〇	五、一五六	九一、六四五	二七、五〇〇
十	五二、五五二	二二、八九一	九、〇二五	七五、六八〇	八、二四〇
一月	四、三六六	五一	五〇三	四、三一四	二七、一〇〇
二月	四、一八五	一二	二、六一四	五、〇八三	二三、六〇〇
三月	四、六九五	一	一、五九二	五、三〇四	二一、四〇〇
四月	四、七九六	一	一、六八八	六、四〇九	一八、一〇〇
五月	四、三七一	三〇	一、四二一	六、七四五	一四、三三五
六月	四、七九九	一〇二	四九七	六、八二〇	一一、九一九
七月	三、八四一	四六一	三四七	六、三二〇	九、五五四
八月	三、四七三	一、三〇二	三八	六、七〇五	七、五八六
九月	四、〇二〇	二、一九〇	四	六、六〇〇	七、一九二

十月	四、四八七	三、〇九六	六六	七、一〇〇	七、六〇九
十一月	四、七三四	二、七七五	四九	七、二〇〇	七、八六九
十二月	四、七八五	二、六七〇	二〇四	七、〇八〇	八、二四〇
十一年一月	三、三七二	三、四二九	九一	六、四〇〇	八、五五〇
二月	四、四二九	四、〇二三	五九	六、八〇〇	一〇、一四三
三月	四、五六六	六、二三三	八〇	六、九〇〇	一三、九六二
四月	四、〇九〇	二、三一六	三六	六、八〇〇	一三、五三二
五月	四、四八〇	四五九	三二	六、三四〇	一三、九六四
六月	四、五六〇	一、三〇七	五六	六、八五〇	一三、三二九
七月	三、九五四	四八一	〇	六、九五〇	一〇、八六四
八月	四、六〇〇	一〇〇	〇	五、九〇〇	九、六六四
九月	四、九〇〇	—	六〇	五、六〇〇	八、九〇四

（備考）*在荷は年末又は月末現在で某會社の調査に據る、輸出入の銅は、塊・條・線・管・板を含む。

銅産額の激減した理由

生産費の昂騰

從來と變らぬ銅の價格

以上の如く我が銅産額が著減した理由は、急に我が銅鑛業自らの實體に之を説明し得るほどの變化が起つたわけではない。依然として銅鑛山は以前のまゝにある。唯だ賃銀其他の生産費が高くなつたために、有利に之を採鑛し製煉することが出來なくなつた迄である。尤も銅價さへ騰貴すれば今の生産費でも無論増産の見込はあるが、今日の世界經濟の實狀では恐らく近く之れを期待することは出來ないであらうから、自然我が銅産額の前途は一に生産費關係の如何に懸ると謂はねばならない。銅生産費の騰貴は殊に我國に於てヒドかつた。例へば大正三年を一〇〇とする指數に就いて見るに、米國より常に騰貴率甚しく、大正九年に於て

は、米國の一五七に對し、日本は二六六を示すの有樣である。思ふに、我が銅生產費のこの著騰は主として賃銀の暴騰に由來する。例へば生產費中に占むる賃銀の割合は、大正三年二八%九なりしものが、漸次增大して八年には三八%四となり、十年尙ほ三三%三を占め、物品費の割合は反對に大正三年の六七%四から、十年には六一%九に減じてゐる。更に大正三年を一〇〇とする指數に就いて見ても、賃銀は十年に尙ほ二六五を示すが、物品費は二一〇である。而して物品費其物の騰貴の主因も、更に賃銀の騰貴にあることを顧るとき、我が銅生產費の騰貴の原因が大部分賃銀の暴騰に由來するものなることを容易に看取し得るであらう。次の表を見よ。

賃銀の暴騰

銅生產費內譯表

銅生產費內譯表（電氣銅）

	大正三	大正四	大正六	大正八	大正九	大正十
賃銀	△二八・九%	三〇・〇%	三三・四%	三八・四%	三六・七%	三三・三%
給料	三・七	三・三	三・二	三・八	三・六	四・八
右小計	三二・六	三三・三	三六・六	四二・二	四〇・三	三八・一
物品費	六七・四	六六・七	六三・四	五七・八	五九・七	六一・九

銅生產費騰貴指數表

同上騰貴指數表

	大正三	大正四	大正六	大正八	大正九	大正十
賃銀	一〇〇	一三〇	一八〇	二七六	二三八	二六五
給料	一〇〇	一一〇	一三三	二一二	二五七	二九二
右小計	一〇〇	一三〇	一七六	二六九	三二九	二六八
物品費	一〇〇	一二三	一四七	一七八	二三六	二一〇

總計	一〇〇	一二四	一五六	二〇八	二六六	二二九

米國銅生產額費指數

總計	一〇〇	一〇九	一三六	一六〇	一五七	―
實價	*九・五仙	一〇・四仙	一二・九仙	一五・二仙	一四・九仙	

（備考）△印米價補給を含む。＊一封度に對す。米國の分は米國地質調査局技師ジエレツソン氏の調査に由る。日本の分は某鑛山の分。

乍併、賃銀の暴騰は、直ちに其れだけ勞働者の購買力を增してゐるかと謂ふに決してそうではない。否、勞働者は已に現在の賃銀でも生活は漸く困難を加へつゝある。自然勞働者は以前よりも休まず稼がねば食へない狀態である。之れは某銅鑛山の一ケ月平均出稼日數の增加から推論することが出來る。例へば左の如し。

銅鑛夫出稼月平均日數表

	月平均出稼日數		月平均出稼日數
大正三	二〇・〇	大正七	二二・五
四	二〇・八	八	二四・一
五	二〇・六	九	二五・一
六	二一・九	一〇	二八・一

果して然らば、我が生活費にして下落せざる限り、銅鑛業の復活は困難なりと謂はねばならぬ。而して生活費を低下せしむるために、我が保護貿易主義の經濟政策を根本的に立て直さねば駄目である云々』とあり、以て我が國製銅業の一斑を窺ふに足るであらう。

銅工業の實豪
集中
久原礦業所
古河鑛業合名會社
藤田鑛業株式會社
住友伸銅所
三菱鑛業株式會社
銅工業への移化
電線
銅板
竿條
銅管
電氣器具
眞鍮
日立製作所
住友伸銅所
電線製作所
古河電工株式會社
三菱伏見工場
小坂鑛山製作所
製鐵業
洋鐵の輸入
舊式爐の廢止
新式爐の採用
白銑製造
特殊鋼の製造
砂鐵銑の總産額高
洋式製鐵所の設立

元來我が國の銅山は大低富豪の所有に屬してゐた、例へば久原の日立・佐賀關、古河の足尾・水島、住友の別子、藤田の小坂、三菱の尾去澤・生野の如し。就中、古河鑛業の足尾銅山、久原鑛業の日立鑛山、住友伸銅の別子銅山、藤田鑛業會社の小坂鑛山等は我が國銅工業の中心をなすもので、その産銅額は全總産額の五〇%以上を占め、最近では實に六三%に達すると傳へられる。

銅鐵業の行詰りに對する轉換策として、我が國の製銅業者は從來の銅鑛業專營をやめて原銅の製品化であつた。各銅鑛業會社は原銅の傍ら銅精製品、卽ち電線・銅板・竿條・銅管等を始め、各種の電氣器具または銅合金、例へば眞鍮の如き合金を製作して販賣し、以て行詰つた銅鑛業の苦境を打開するに至つた。この趨勢の下に設立されたのは久原の日立製作所、住友の住友伸銅所・電線製作所、古河の古河電工株式會社(日光)、三菱の三菱伏見工場、藤田の小坂鑛山製作所等である。

二　製　鐵　業

維新前に於ける我國の鐵類の需要は本邦重要事業史に『總べて山陰道の砂鐵から造る所謂和鋼によつて充たされてゐた。維新後洋鐵の輸入せらるゝに及びて、漸次その壓迫を蒙り、萎微衰頽に陷つたが、而も此間その製法は次第に改良され、舊式爐(俗にタタラと稱し、使用生命三晝夜)を廢して新式爐が採用され、所謂白銑製造が出來るやうになつて、斯界は面目を一新し、遂に明治四十二三年頃には、その品質に於ては、輸入高級品に劣らざる特殊鋼を製出する程に進んだ。乍併洋鐵の輸入に壓迫されてその産額は次第に減少し、歐洲戰前(大正二年)に於る本邦砂鐵銑の總高は僅に三千二百噸(日清戰役前後には九千六七百噸)に過ぎなかつた。從つて砂鐵銑より製出する和鋼の減産せしは、說明するまでもない。此間、明治二十八年官營製鐵所の設立が決定せられ、同三十四年初めて製鋼作業を開始した。然るに爾來明治四十二年まで缺損に次

民間製鐵所の勃興
釜石輪西仙人山
大正二年の鐵產額
歐洲戰前の鐵產額
官營製鐵所
釜石製鐵所
仙人山製鐵所
栗木製鐵所
砂鐵
滿俺鐵

ぐに缺損を以てし、同四十三年より辛うじて多少の利益を擧げ得るに至つた。尤も、同製鐵所の損益計算は、その製品の購入者か政府自身である上に、固定資産に對する減價償却もハッキリしてゐないと云ふ點を看却してはならぬ。が兎に角、その生産高は次第に增加すると共に、民間製鐵所も起つて來た。釜石・輪西・仙人山等の製鐵所がそれである。試に大正二年の本邦鐵產額を示せば次表の如くである。

歐洲戰前の鐵產額（大正二年）

	銑鐵 噸	鋼材 噸
官營製鐵所	一五九、五二四	二一六、二二二
釜石製鐵所	七三、一八九	一三、四七六
仙人山製鐵所	二、一九四	—
栗木製鐵所	二、一九二	—
砂鐵	三、二六四	四四七
其他の製鋼所	—	二四、八〇七
滿俺鐵	二、三一三	—
總計	二四二、六七六	二五四、九五二
內民間產額	八三、一五二	三八、七三〇
總計對民間產額	三四%	一五%

今、內地生産高と輸移入額との合計から輸移出高も控除せるものを內地消費と假定すれば、歐亂直前（大正二年）に於る本邦鐵類需要高は銑鐵五十一萬五千六百噸、鋼材七十五萬五千二百噸であつた。之れに對する我國の自給率は、銑鐵に於て四十七%、鋼材に於て三四%であつた。乍併若し需要高に對する民間生産高

のみの割合を見ると、銑鐵に於ては一六％、鋼材に至りては五％にとどまる。歐洲戰前に於る民間斯業が本邦事業界に於て、殆ど顧るに足らぬものであつたことが、之れで判からう云々」とあり、以て歐洲大戰前に於ける我が製鐵業の一斑を推知するに難くないであらう。

歐洲大戰と我が製鐵業の勃興

鐵の世界的需要增

銑鐵市價の大暴騰

新會社の增設

大正三年歐洲大戰の勃發するや、鐵の世界的需要を激増した結果、市價は天井知らずの暴騰を來たした。本邦重要事業史にも『休戰直前には銑鐵（釜石特等）は十五倍六割に、丸鋼（四分）は六倍六割に、鋼板（幅四尺長八尺厚一分）は十五倍一割に、それ〴〵奔騰した云々』とある。以て銑鐵市價の如何に暴騰したかと窺ふに足るであらう。市價が暴騰し、鐵業者の好況に刺戟されて續々新會社が設立された。本邦重要事業史にも『新設會社は大正五六年頃より雨後の筍の如く、各方面に設立され、七年六月末の製鐵所數は次の表に示すが如く、百二十八の多數を算した。

大正七年六月末製鐵所數

大正七年六月末製鐵所數

銑	銑（普通の銑及再製銑を作るもの）	四五
	再製銑（再製銑のみを作るもの）	二六
	合金銑（合金銑のみを作るもの）	一七
	合計	八八
鋼	鋼（銑鐵をも作るもの）	一三
	鋼（鋼のみを作るもの）	二七
	合計	四〇
銑鋼總計		一二八

右は斯界の狂熱が、最高度に達せんとする兩三ヶ月前の數字で、同年末には無慮二百五十餘に達した云々』とある。

石炭業

産業興隆の原則

洋式工場の勃興

初めて石炭の需要が起る

産業發達の必需品

日淸戰前の石炭業

日露戰前の石炭採掘增加

日露戰役後の石炭採掘激增

石炭業に及ぼせる反動來の影響

採掘鑛區の減少

休鑛の續出

三　石炭業

石炭鑛業は産業の發達によつて促進されるのが原則であるが、産業の繁榮は亦た石炭の供給が豐富なために興隆したとも云ひ得るであらう。明治維新後、我が國の産業は歐米先進國の指導によつて勃興した。それまで石炭は問題視されてゐなかつたが、俄かに洋式工場が設立されるに及び、玆に石炭の必要が起つたので、隨時隨所に於て石炭を採掘して急場の間に合はせたのが、石炭採掘の端をなし、遂に今日の如く、石炭は産業の發達には必要缺くべからざる必需品となつたのである。本邦重要事業史にも『石炭鑛業の發達は本邦産業の發達によりて誘はれ、本邦産業界は又石炭鑛業の發達に依つて助成された。この意味に於て斯業の發達は取りも直さず、一面に於て我國に於る一般産業發達の經過を物語るものと云ふことが出來る。かういふ譯であるから、我が國の産業界と同樣に常に戰役を機會として發展の時期を劃して來た。先づその稼行坪數を見るに、日淸戰前にはまだ至つて少なかつたのが、日露戰前（明治三十六年末）には一億六千五百餘萬坪に激增し、更に其後歐洲戰前（大正二年末）までの間に四割九分を增加して二億四千七百萬坪になつた。それが同戰時中、斯界空前の繁榮に依り、大正八年に終る六ヶ年の間に、四億二千四百九十餘萬坪に激增した。約一億五千八百萬坪、六割二分の增加に當り、休業鑛區數を合すると、七億二千五百六十餘萬坪になる。然るに大正九年の財界恐慌以來、斯界は不況に一轉し、同年末の鑛區坪數は前年末にし五百三十餘萬坪を減少し、更に十年末には九年末に比し、千八百九十餘萬坪を激減した。之れと同時に休業鑛區坪數は著增し、九月末には既に八年末に比し二割强を增加し、十年末には八年末に比し七千八百九十一萬餘坪、二割六

分強の急增加に當つてをる。歐洲戰亂後に於ける斯界の反動が、如何に急激なるかを知るべきではないか。

石炭鑛區及同坪數累年表

石炭礦區同坪數累年表

年末	稼行 礦區數	稼行 同坪數（千坪）	休業 礦區數	休業 同坪數（千坪）
明治二六	七七七	—	六四〇	—
三六	七七二	一六五、六九六	一、四七六	二六二、五三五
大正二	五四六	二四七、〇六五	一、二〇九	二九三、〇七三
三	五八五	二七六、七一八	一、一三一	二九八、二三〇
四	五二四	二七九、七〇七	一、一六九	三〇四、〇九六
五	五三〇	二七九、六九七	一、一七一	三一八、七七三
六	六六三	三三〇、三〇二	一、〇二九	二九七、七四二
七	七四〇	三九一、一一八	九五三	二七三、九五八
八	七八九	四二四、九一四	九六三	三〇〇、七一六
九	七三一	四一九、四八五	一、〇六六	三六三、三九三
一〇	六一五	四〇〇、五五四	一、一六九	三七九、六三三

石炭新設會社の續出

他方、會社は日清戰前には極めて少數に過ぎなかつたけれど、三十八年末には四十一になり、歐洲戰前に百を示してゐたが、同戰時中新設會社續興し、大正九年末には三百二十一に達した。

石炭業資本の激增

從てその拂込資本は日露戰役直後の二千六百萬圓から歐洲戰前に五千四百萬圓になつてをつたが、大正八年には二億九百六十萬圓の巨額を算するに至つた。之れに伴うて石炭坑夫の數は日清戰前の三萬三百餘人から三十四萬八千人に增え

炭坑夫
歐洲大戰後の財界パニックの石炭業に及ぼせる影響

石炭礦業會社數及資金

拂込資本は一億九千六十萬圓に減縮し、坑夫數は前年に比し五千三百餘人に減少した。十年末の會社數及資本額の増加したのは、從來の個人經營に係るものゝ會社組織への變更、乃至既設會社の拂込資本の徵收に依るもので斯界整理の一徵象に過ぎぬ云々』とあり、以て日淸戰前から歐洲大戰後に至る我が石炭業の概況を窺ふことが出來るであらう。猶ほ明治二十六年から大正十年まで二十五年間に於ける石炭礦業會社數と資金に關しては本邦重要事業史にその統計表が掲載されてゐるから、左に之れを再錄して參考に供しよう。

石炭礦業會社數及資金

年末	會社數	公稱資本（千圓）	拂込資本（千圓）	六月末坑夫數（人）
明治二六	—	—	—	三〇、三四五
三六	—	—	—	八四、九四一
三八	四一	二八、〇三一	二六、一一九	—
三九	五六	四〇、七二一	三〇、〇〇六	—
四〇	七一	六五、一〇九	四一、四二三	—
四二	九六	七八、四〇一	五三、九六二	—
大正元	九一	六八、九〇六	五九、一九一	—
二	一〇〇	六二、七〇五	五四、四九三	一七二、四四六
三	一一三	七七、五五〇	六三、二〇六	一八二、六三七
四	一一六	七六、四五八	六二、四九七	一九三、一四二
五	一一八	七八、四五八	六三、八二九	一九七、九〇七

六	一四六	一二、四九五	八六、六八一	二五〇、一四四
七	二〇三	一七四、四九六	一二三、三三〇	二八七、一五九
八	二七三	三五五、〇三〇	二〇九、六〇一	三四八、二四〇
九	三二一	三六五、五八九	一九〇、六七四	三四二、八七三
一〇	三三〇	四一四、三八五	二七六、二五一	―

明治年間に於ける石炭産額表

また明治初年から大正十一年までの石炭産額については、本邦重要事業史に統計表が掲載されてゐるから、左に之れを再録して参考に供しよう。

石炭産額累年表（千噸）

年次	官行	民行	合計	年次	
明治六	一四	―	―	三一	六、七五〇
七	一三三	九一	―	三二	六、七七六
八	九六	四六九	五六七	三三	五、四八九
九	六一	四八二	五四五	三四	九、〇二七
一〇	六八	四二九	四九九	三五	九、七〇二
一一	九六	五八一	六八〇	三六	一〇、〇八九
一二	一四一	七一三	八五八	三七	一〇、七二四
一三	一七二	七〇五	八八二	三八	一一、五四二
一四	一七五	七四九	九二五	三九	一二、九八〇
一五	―	七四六	九二九	四〇	一三、八〇四

一六	一八八	八一一	一、〇〇三	四一	一四、八二五
一七	二六六	八七四	一、一四〇	四二	一五、〇四八
一八	二一六	一、〇二二	一、二四三	四三	一五、六八一
一九	三三九	九三八	一、三一二	四四	一七、六三三
二〇	三九六	一、二七四	一、六七〇	大正一	一九、六四〇
二一	四七三	一、五二六	二、〇〇八	二	二一、三一六
二二	一八五	二、二二五	二、四二一	三	二二、二九三
二三	七	二、五八〇	二、五九八	四	二〇、四九一
二四	一五	三、一四〇	三、一六九	五	二二、九〇二
二五	—	—	三、一七七	六	二六、三六一
二六	—	—	三、三一七	七	二八、〇二九
二七	—	—	四、二六二	八	三一、二七一
二八	—	—	四、七六七	九	二九、二四五
二九	一五	五、〇〇五	五、〇二〇	一〇	二六、二〇〇
三〇	—	—	五、一八八	一一年八月迄	一六、四六三

石炭の輸出入

猶ほ石炭の輸出入に就ては本邦重要事業史に『產額の增加は、如何に本邦に於る石炭需要額の增進著しきかを示すものである。今、生產高と輸入額との合計から輸出を差引きたる內地殘高を見ると、日淸戰前に百八十餘萬噸であつたのが、日露戰前には六百七、八十萬噸になり、歐洲戰前には千八百萬噸に進み、大正九年には約三千八百萬噸に上つてゐる。次の表を見よ。この數字には貯炭を含むでゐるから、更に各期に於る

石炭需要の增加

財界の反動とその影響

年始及年末貯炭を考量すると、實際の內地需要高は、日清戰前の百七九萬噸內外から、日露戰前の六百九十萬噸（前年末貯炭へ喰込み）に上り、歐洲戰前には約千八百萬噸に達し、大正九年には約二千八百萬噸に及んだ。大正十年には財界反動の結果減少したるも尙ほ二千五百萬噸を算してをる。卽ち大正九年の需要高は日清戰前の約十五倍、日露戰前の三倍半餘、歐洲戰前の約四割增に當る。

石炭輸入輸出三十ヶ年對照

生產輸入輸出三十ヶ年對照（千噸）

明治	產額	輸入	計	輸出	差引
二五	三、一七七	一三	三、一九〇	一、二九九	一、八九一
二六	三、三一七	七	三、三二四	一、五〇六	一、八一八
二七	四、二六一	三七	四、二九八	一、七〇二	二、五九六
二八	四、七六七	六九	四、八三六	一、八四五	二、九九一
二九	五、〇二〇	五〇	五、〇七〇	二、一九五	二、八七五
三〇	五、五七六	六九	五、六四五	二、一〇三	三、五四二
三一	六、七五〇	五三	五、八〇三	二、二〇八	三、五九五
三二	六、七七六	五八	六、八三四	二、五一一	四、三二三
三三	七、四八九	一〇九	七、五九八	三、三八五	四、二一三
三四	九、〇二七	一一九	九、一四六	二、九〇八	六、一九五
三五	九、七〇二	七八	九、七八〇	二、九七〇	六、八一〇
三六	一〇、〇八九	一二五	一〇、二一四	三、四六七	六、七四七
三七	一〇、七二四	六三二	一一、三五六	二、九〇八	八、四四八

三八	一一、五四二	三三二	一一、八七五	二、五三三	九、三四二
三九	一二、九八〇	三五	一三、〇一五	二、四四六	一〇、五六九
四〇	一三、八〇四	三六	一三、八四〇	二、九七二	一〇、八六八
四一	一四、八二五	六三	一四、八八九	二、九一四	一一、九七五
四二	一五、〇四八	一三四	一五、一八二	二、八九二	一二、二九〇
四三	一五、六八一	一九六	一五、八七七	二、八四一	一三、〇三六
四四	一七、六三三	二〇九	一七、八四一	三、〇六七	一四、七七四
大正一	一九、六四〇	三三一	一九、九七一	三、四六九	一六、五〇二
二	二一、三一六	六〇一	二一、九一七	三、九〇八	一八、〇〇九
三	二二、二九三	九五八	二三、二五一	三、五八七	一九、六六四
四	二〇、四九一	六一五	二一、一〇五	二、九二四	一八、一八一
五	二二、九〇二	五五六	二三、四五八	三、〇一七	二〇、四四一
六	二六、三六一	七一四	二七、〇七五	二、八一三	二四、二六二
七	二八、〇二九	七六八	二八、七九七	二、一九七	二六、六〇〇
八	三一、二七一	七〇〇	三一、九七一	二、〇〇一	二九、九七〇
九	二九、二四五	七九七	三〇、〇四三	二、一三〇	二七、九一四
一〇	二六、二〇〇	八〇〇	二七、〇〇〇	二、四〇〇	二四、六〇〇

需要の增加を考ふる時に、看過してならぬことは內地消費の增加とは反對に輸出の漸減しつゝある狀況である。例へば明治二十一年頃には內地消費額と輸出額とは殆ど相伯仲し、產額に對する比率は內地消費（船

有名な內地の石炭山
入山採炭
茨城無煙炭
磐城炭礦
九州炭礦
大日本炭坑
石狩石炭
茨城採炭
若松炭坑
東日本炭礦
石炭の液化

石油業

石油事業の起原
黑川
新津
妙法寺
吉水
長野石油會社
ランビキ法
石坂週造
洋式製法
瀧澤安之助
名地に製油所

額・工場鑛山・鐵道・製鹽用の合計）の五三%四に對し輸出は四八%六を占め、日露戰前に於ても尚ほ輸出は非常に重要な位地（産額に對し三四%）を有つてをつた。それが同戰後より著しく景況を異にし、右比率は歐洲戰前には七八%五對一八%三になり、更に大正九年には八七%八對七%三になつた。同十年には內地消費が減退し輸出は稍恢復したが、而も尙ほ八七%四對九%二である云々」とある。以て歐洲大戰を中心とせる我が石炭業勃興の一般を推知するに難くないであらう。

內地の石炭山で有名なのは入山採炭・茨城無煙炭・磐城炭礦・九州炭礦・大日本炭坑・石狩石炭・茨城採炭・若松炭坑・東日本炭礦の諸會社である。その外、日露戰役で連戰連勝の結果、滿洲に於ける數ヶ所の石炭山及び樺太南半の領有後同地に於て數ヶ所の石炭州が發見され、日露戰前に比し、我が國の石炭生産高は頗る增加した。然るに近頃石油が軍事上重要視されるに及び、石炭の液化が問題となり、目下滿洲に於て計畫中であるから頓て數年後實現の曉は、炭價に多少の影響があるものと見ねばならぬ。以て今後石炭が軍事上、産業上に於て重要な役割を演ずるであるであらう。

四　石油業

我が國の石油事業は本邦軍要事業史に「我國に於ける石油事業は今より三百年前（慶長年間）一塲の營利事業となり、越後の黑川・新津・妙法寺・吉水等はこの時代旣に石油の産地として知られてゐた。併し、製油法の發達にはその後隨分長い年月を要した。即ち明治初長野石炭油會社が初めた製油法はランビキ法にて、未だ試驗時代を脫せず、明治六年石坂週造氏初めて洋式製法を行ひ、八年高田に瀧澤安之助氏が製油所を設けて以來、各地に製油所が起り、明治十二年初めて二十五石製油汽罐を見るに及び、漸く發展の機運に向いて來た。此間石油産額は明治七年の三千七十九石より逐年累增して十二年には二萬四千八百十六石にな

つた云々』とあり、本書第二卷、第二章經濟篇第九節工業、五化學工業、(七)石油の條とその內容が多少相異の點もあるが、特に茲に石油に關する一說として再錄し、參考に供した。尙ほ初期時代の石油事業に就ては本書第二卷第二章經濟篇、第九節工業、五化學工業、(七)石油の條を參照されたい。

起る

二十五石製油汽罐

石油會社の興起

尼崎會社

郷津會社

日本石油會社

鑿井機械の輸入

泡沫會社の濫設

石油業會社の設立に就ては本邦重要事業史に『その後七年間は萎微沈滯して甚だ振はず、從つてその產額も明治二十年に於て漸く三萬三百四石を示すに過ぎなかつた。然るに翌二十一年に入りて以來、斯界は面目を一新し、新設會社踵を接して起り、現代石油事業の第一階梯に入つた。卽ち同年(廿一年)尼崎會社(資本金七千圓)郷津會社等が新設せられ、日本石油會社も亦資本金十五萬圓を以て、この年に創立せられたのである。その後日本石油會社の鑿井機械が米國より到着して機械据成功の端緒を開き、石油業に一轉機を劃した。かくて明治二十三年より兩三年間は石油企業界空前の殷盛を來し、明治二十五年に終る三年間に設立を計畫されし會社及び組合は殆ど二百に達した。併し是等の多くは株式の賣買・礦區周旋の間に希利を射んとする泡沫會社である云々』とある。以て石油事業が當時如何に我が國企業界の人氣者であつたか、その一斑を想像するに難くないであらう。尙ほ當時設立された石油會社の內、重なる石油會社を、本邦重要事業史に表に揭げてゐる、左に之れを再錄して參考に供しよう。

重なる石油會社と資本金

北越石油會社

東京會社

高津谷會社

地獄谷會社

寶田石油會社

	公稱資本金	設立年月
北越石油會社	三〇千圓	二十三年六月
東京會社	—	二十四年
高津谷會社	一〇	同年二月
地獄谷會社	二	同年十月
寶田石油會社	一五	二十六年

藏王會社

石油生産高の増加
斯界の反動
泡沫石油會社の倒壊
石油關税の設置
石油保護策
柏崎製油所
新式製油法の採用
スタンダード石油會社横濱支店
コブマン
ロシヤース
太平石油會社
イントル・ナシヨナル石油會社
太平石油會社の解散
輸入石油の壓迫
外油との競爭
日清戰時から日露戰前までの石油産額と輸入

藏　王　會　社　　七五　　二十七年

石の表によつて見ると、いづれも小資本の貧弱な會社で、北越石油會社は三萬圓、東京會社は未詳、高津谷會社は壹萬圓、地獄谷會社は二千圓、寶田石油會社が壹萬五千圓、藏王會社が七萬五千圓となつてゐる。

然れども石油會社の濫設によつて石油の生産高が著しく増加し、明治二十一年には六萬九千六百石（前年の三倍餘）になり、日清戰前（二十六年）には九萬四千百餘石に殖えた。日清戰時より戰後に掛けて斯界は愈活況を呈したが、三十年の反動で、泡沫會社は算を亂して倒れた。然るに三十二年新に石油關税が設けられて石油保護の端を發し、同年日本石油は柏崎製油所を設けて新式製油法を採用して斯界が新生面を開かんとするに當り、三十三年、スタンダード石油會社横濱支店長コブマン、英人ロシヤース等は太平石油會社を設立し、之れを中間會社とし、同年十一月資本金一千萬圓のイントル・ナシヨナル石油會社を創立（同時に太平石油會社は解散）した。かくて我國の石油會社は一方に於ては米・英・露等の輸入外油に對抗し、他方に於ては國内に設立された外人經營の石油會社との競爭に備へねばならぬことになり、斯界漸く多事なるに至つた。而して石油産額は逐年漸增して、日清戰時より日露戰前までの十ヶ年に約百萬石を增加した。試みに此期間に於る産額及輸入額を對照表示すれば、第一表の如くである。

（一）石油産額及輸入額對照表

	原油産額	製品輸入額
明治二六	九四、一四五石	九九五、二六八
二七	一五一、九八六	一、一七一、六五七
二八	一四九、四九七	九二六、四〇〇
二九	二〇八、四〇〇	一、一四七、五六六

三〇	二三一、二二〇	一、二八一、一二一
三一	二八〇、七四二	一、四二四、七八〇
三二	四七四、四〇六	一、一〇〇、〇〇〇
三三	七六七、〇九二	一、四二三、四五八
三四	八八七、八三七	一、四四七、六七一
三五	一、〇六七、一一六	一、五〇九、六〇三
三六	一、一八七、一三六	一、一九五、四〇四

石油會社の第一期活躍時代

綱掘法

然るに日露戰後西山油田は益々好勢を示し、且つ新津油田の大噴油を見るに至り、産額は卅九年以後急激に增加し、四十一年には遂に百八十二萬七千石に達し、以て斯業第一期の活躍時代を演出した。處が、本邦産油額は明治四十一年を以て一轉機となし、四十四年には百五十五萬石になつてしまた。これ、從來の綱掘法を以てしては、四百間以上に掘進すること非常に困難にて、一ヶ年以上の日子を要し、而も既に開發されてゐる油田に就ては三百尺內外の油田は之れを掘り盡してをつたからである。かくて斯業は行き詰り、その凋落は日を逐ふて甚だしからむとした。

石油事業の行詰り

（二）日露戰中戰後の原油産額

明治三七	一、一八七千石	明治四一	一、八二七千石
三八	一、三一一	四二	一、七五〇
三九	一、五一八	四三	一、七〇〇
四〇	一、八〇〇	四四	一、五五〇

ロータリー鑿

この時に當り、日本石油はロータリー鑿井機を米國より輸入し、同時に米國の技術家四人を招聘（四十五

井機の輸入
米國の石油技術家を招聘
西山油田
ロータリーの採用
石油事業の面目一新

年三月來着）して、新式鑿井に着手し、先づ之れを西山油田に試みしに、從來であると一年乃至二年を要する處が、二三ヶ月で掘れる樣になつた。即ち最初掘付けた伊毛七十四號井は二千三百四十二尺を九十五日で、又、鎌田七十六號井は二千五百三十一尺を八十一日で掘り、三千尺前後の深度に達することは容易になつた。かやうな譯だから、寶田石油先づ之れに倣ひ、次で小倉石油其他一般にロータリーが採用せられ、斯界は茲に起死回生の歡びを迎へ、更に空前の大活躍期に入つた。而して嘗に舊井の深掘に依りて噴油を見たるのみならず、この鑿井法の下に新なる油坑が盛に開發されたものだから産額は年と共に急增して大正五年には遂に二百五十九萬二千七百石に上り、數年にして百萬石の增産を齎した。例へば第三表の如し。

（三）全盛期の原油産額

	産額	對明治四四年增加
大正二	一、六九三、五八一千石	一四三・六千石
三	二、三〇七、四三五	七五七・四
四	二、五六八、三五九	一、〇一八・四
五	二、五九二、七〇七	一、〇四二・七

乍併、斯界空前の殷賑も束の間で、大正六年以來復々頽勢に轉じ、産額は累年減少して、大正十年には百九十五萬四千石になつた。翻つて石油會社の資本金額を見るに、公稱資本は明治三十八年末三千二百九十萬圓であつたのが、大正二年末に五千一百萬圓になり、大正七年以來一億圓を越えてをる。又拂込資本は明治三十八年末に千二百二十萬圓であつたのが、大正十年末には六千八百三十二萬圓に殖えてをる。而して茲に最も注意を要すべき點は大正六年以來産額の年々減少せること前叙の如きに拘はらず、その拂込資本が同期間に二千七百餘萬圓六割五分を著してをることである。斯業が最近如何に苦しい位地に在るかゞ、そこにう

かゞはれるではないか。

（四）石油鑛業會社數及資本額

年末	會社數	公稱資本（千圓）	拂込資本（千圓）
明治三八	四七	三二、九〇二	一二、二九一
三九	三七	三一、〇五二	一二、二二〇
四〇	三一	五〇、〇四二	二八、三〇三
四一	二五	四五、九九二	二九、一二二
四二	二八	四一、一九二	三〇、六九三
四三	三〇	四二、八〇六	三三、〇四六
四四	二七	四三、一五六	三三、六二六
大正一	二六	三九、九九三	三三、五九二
二	二八	五一、四五六	三七、二七二
三	三三	五三、〇三一	四〇、七八六
四	三三	五二、六四一	四〇、六九六
五	三四	五七、六四一	四一、三二一
六	三五	七七、〇二一	四九、六五六
七	三九	一〇〇、五九六	六三、〇六六
八	四二	一〇〇、七七〇	六三、一五七
九	―	―	―

一〇	四六	一一三、三四六	六八、三二八

云々」とある、以て明治年間に於ける我が石油業の一斑を窺ふに足るであらう。

第十四節　工　業

一　工　業

工業

工業の搖籃時代

工業の第一次發展時代

工業の第二次發展時代

工業の第三次發展時代

工業の世界的飛躍時代

工業の搖籃時代

通商會社

爲換會社

我が國の工業は大體に於て　一、明治維新から日清戰役前（明治二十六年）までの搖籃時代　二、日清戰役から日露戰役前（明治三十六年）までの第一次發展時代　三、日露戰役後から世界大戰前（大正二年）までの第二次發展時代　四、世界大戰開始から大正末期までの第三次發展時代　五、昭和初期から現在までの世界的飛躍時代の五期に區別して說明するを至便とする。

明治政府は維新以來盛んに海外の文物制度を輸入して、銳意內治外交の調整を圖り、明治二年には通商會社を設立して商業の發達を策すると共に、これが金融機關として各地に爲換會社を設立せしめて商工業の發達を助成する所があつた。一方各地の擾亂が鎭定し、漸次國內が平穩に復するに及び、維新變革のため一時沈衰の苦境に陷つた商工業は漸く擡頭して來たが、元來我が國の商工業、就中工業は永い間の鎖國主義に禍せられて洋式機械を用ひるものなく、多くは百年一日の如く、小資本と貧弱な家庭工業に終始し、維新後も猶ほ舊式な糸車を使用して綿絲を紡ぐといふ狀態であつた。然るに明治政府は夙に歐米工業の優秀なるを察し、幼稚な我が國の工業を發達せしむるには、之れが指導機關として海外から專門の技術家を招聘し、全國の樞要な地に模範工場を設立し、それに洋式機械を据付けて我が國の工業家を實見せしむるに若かずとな

官設模範工場の設立

民間工業家の奮起

し、着々之れが施設を實現すると共に、政府から各地に技師を派遣して之れが指導の任に當らしめた。當時政府の經營せる主なるものは鐵道・鑛山・造船・機械製絲・絹絲紡績・綿糸紡績・製絨・硝子・陶器磁器・セメント・洋紙等であつたが、これより我が國の工業は是等の官營模範工場に刺戟せられて著しく發達し、各地に種々の工業が勃興し、舊幕時代の家庭工業から漸次會社組織の工業に變化したのである。

官營工業の民業化

商法の發布

銀行條例の實施

取引所法規の發布

然るに政府は明治十三年頃から官營の模範工場を民間の團體又は相當資力のある個人に拂下げて、之れを補導奬勵する方針を採り、着々之れを實行したので、この頃から我が國の工業は官營から漸次民業に轉化し、民間工業興起の端を開いた。加之、明治二十三年三月に至り、政府は商法を發布して商事會社に對する制度を確定し、同二十六年七月には銀行條例の實施により普通銀行發展の新時代が劃され、同年また取引所の法規を制定發布し、以て直接間接商工業の發展を助成するに至つた。

日清戰役前の公稱事業資本額

いま玆に大正十二年一月六日、東洋經濟新報社發行の本邦重要事業史から、明治十年より同二十六年に至るまでの事業資本を再錄して參考に供しよう。

日清戰前業種別會社公稱資本額

年末	一〇年（千圓）	二〇年（千圓）	二六年（千圓）
農業	—	—	二、五四二
商業	四五四	五一、七〇七	五六、六一六
工業	—	—	六八、二五九
鐵道	—	—	五七、九四五
銀行	二四、九八一	七三、一九九	一一一、六三五
合計	二五、四五一	一二四、九〇六	三〇七、九九七

日清戰爭の事業界に及ぼせる影響

軍事工業の壓迫

賠償金流入の影響

金貨本位制の確立

一時的營利主義の撤去

堅實主義への轉向

日露戰役の事業資本の膨脹

日露戰役の事業窮迫

外資の流入

各種企業の勃興促進

反動來

事業界の整理

公債政策と財界の好轉

歐洲戰亂の勃發と白熱的企業熱

事業會社の新設擴張

猶ほ日清戰爭の事業界に及ぼした影響に就ては、本邦重要事業史にも『日清戰役の勃發に會し、軍事關係事業の活躍せる一方に於て、金融上の壓迫、海陸運輸の不圓滑（軍事輸送の爲）勞力の缺乏等に依り、所謂平和產業は壓迫を蒙つたが、同戰後約四億に上る賠償金（遼東還附金其他共）の流入に接して各種事業が勃興し、同時に金本位制の確立（明治三十年三月）をも告げ、我國は農業國より工業國へ轉化するの第一階段に進んだ云々』とあり、以て略ぼ日清戰役の事業界に及ぼした影響と戰後に於ける事業界の一斑を窺ふに足るであらう。然るに戰役直後の三十年に至り反動が起り、一時事業界は沈靜したが、三十二、三十三年には再び景氣を回復し、事業界は稍や活氣を呈したが、それも一時の中間景氣に過ぎず、三十四年には大恐慌が襲來して事業界を吹き捲つたので、內容の貧弱な事業は一切整理され、ために我が國の事業界は從來の一時的な營利主義の施設を撤廢して堅實主義に轉向し、半永久的施設をなすに至つた。これは我が國事業界のよい傾向として、上下から注目された。猶ほ日清戰役時代から大正十一年までの間に於ける事業資本の膨脹に就ては本邦重要事業史に『日露戰役の開始は、最初財政上の壓迫に依りて金融界を危機に瀕せしめ、事業界は尠からぬ打擊（織物業の如きは工場の閉鎖續出）を蒙つたが、官民兩者の外債に依りて獲された外資の大流入（三十九年末迄に約十一億二千萬圓）は、各種企業の勃興を促し、所謂第二次の發展期を現出した。而して四十年以後の反動（紐育恐慌の影響を加へて一層激甚）に依り、事業界過渡の膨脹は整理され、其後政府の公債政策に基く外資流入は財界好轉の動因となり、事業界は陣容を整へて歐洲戰亂の勃發に會した。同戰役中戰後に亘りて白熱せる企業熱は、大正五年以後の五ヶ年間に於る會社の新設擴張計畫をして百五十六億四千二百餘萬圓（日本銀行調査）に達せしめた。大正九年春季の恐慌以後、解散及び減資會社資本額は十一年九月迄に九億八千萬圓の巨額に達してをるが、而かも尙ほ同月末現在の諸會社拂込資本額は九十七億七千四百萬圓の巨額に上り、歐洲戰前（大正二年末）に比し約七十三億圓を激增してをる云々』とあり、略ぼ

日露戰役後に於ける事業勃興の趨勢を推知するに難くないであらう。

斯の如く我が國の産業は日露戰後、その戰勝に刺戟されて著しく勃興したが、これは日清・日露の二大戰役によつて國民が自信を得たことゝ、我が國の國際的地位がこの二大戰役によつて世界に確認された結果に外ならぬ。されど斯の如き産業の勃興は一朝一夕に完成されるものではなく、明治三十年の大反動來、同三十四年の恐慌襲來、大正九年の大パニツク等は我が事業界に非常な打撃を與へ、一時事業界を破産狀態にまで陷れたが、一面から見るとこの反動的恐慌の襲來によつて、我が産業界が整理に整理を斷行し、反動來毎にその堅實味を加へたことは、將來工業發展の基礎を建設したものとして注目に値する。猶ほこゝに本邦重要事業史に揭載されてゐる明治二十七年から大正八年までの間に於ける會社拂込資本增加趨勢表（△百萬圓）を左に再錄して事業勃興の一斑を窺ふべき參考に供しよう。

會社拂込資本增加趨勢表

會社拂込資本增加趨勢表（△百萬圓）

年末		明治二七年	明治三六年	大正二年	大正八年
農業	會社數	一一八	二四九	四九六	七九五
	資本額	△一、二	二、二	二六、三	七六、九
商業	會社數	………	五、八五五	八、八一三	一三、一三七
	資本額	△一二一、四	四五一、七	九三一、二	二、四六〇、五
工業	會社數	七七八	二、四四一	四、九六一	一〇、一一二
	資本額	△四四、六	一七〇、三	八一四、三	二、二四八、九
鑛業	會社數（大正二年迄は工業の內に含む）				四〇三
	資本額				四七二、八

運輸	會社數	二一〇	七〇二	一、一一六	一、八三三
	資本額	△八二、六	二六二、四	二二〇、〇	七一六、四
總計	………		九、二四七	一五、四〇六	二六、二八〇
		△二四九、八	八八七、七	一、九八三、二	五、九七五、五

歐米先進國の科學應用

我が國の事業が日清・日露の兩役後、世界に類例を見ざるほど大發展を來たしたのは、歐米の先進國が數世紀を費して達成せる學術・技能・機械・制度を自ら進んで輸入し、之れを國情に適するやう按配採用したるに依ることは論を俟たないが、事業經營の合理化、即ち株式組織の發達と、勞働賃錢の低廉といふ特色にも重大な關係があると云はねばならぬ。

日本事業の弱點

之れに反し、我が國事業の弱點と云ふべきは一、工業原料の貧弱二、燃料、就中石炭に乏しいこと三、職工の訓練が幼稚なので生産能率の低劣なこと等は我が國の事業發達に非常な影響を與へてゐるから、企業家はよく此點に留意せねばならぬ。工業原料や燃料等の不足は之れを輸入によつて補充するとしても、職工訓練の幼稚なことは一朝一夕には到底その目的を達成することが出來ず、之れが訓練は教育の普及に俟つ外はないが、從來我が國の職工は義務觀念に乏しく、古來宵越しの金を持たぬ弊風があるので、その日暮らしの者が多く、歐米の職工とは大いに異なり、生活能率が頗る低劣である。

生産能率の低劣

隨て我が國の企業家はよくこの點に留意し、鋭意職工の訓練に努め、以て生産能率の向上を圖らねばならぬ。

纖維工業

纖維工業

明治後期の製絲業

一　明治後期の製絲業

官營模範工場の設立

座繰法の全盛時代

手工業時代

家內工業時代

座繰時代の弊害

座繰生絲の品質不同

輸出上の不利

我が國の製絲業は前期にも說明せるが如く、安政條約によつて横濱・長崎・函館・神戸・新潟の五港を開港場として解放するに及び、頓にその發達を促進せられたことは事實で、これ等の五港に外商が盛んに渡來し、我が國の生絲の良質なのと、價格の低廉を見て、盛んに買入れたので、その需要に刺戟されて國內には漸次製絲業勃興の端を拓いたが、夙に政府に於ても此趨勢に鑑み、之れが指導を痛感するに至り、官營の模範工場を設立して指導の任に當つた。隨つて明治中期に至り民間に於ても之れに刺戟されて各地に製絲業を起すものが增加したが、いづれも小規模にして見るに足るものはなく、日清戰役(明治二十七八年頃)までは大抵座繰と稱する昔からの製絲法を採用してゐた。即ち明治中期に於ける我が國の製絲業は俗に座繰と呼ぶ製絲法で、所謂手工業時代であり、家內工業時代であつた。而もこの座繰時代は大抵原料生產者と製絲業者とは同一人で、養蠶家がその妻また娘、或は雇女をして製絲せしめたもので、原料生產者と製絲業者との間には今日の如く截然たる分業が行はれてゐなかつたし、その製造した生絲の如きも細いものもあり太いものもあり、節(ふし)のないものもあり、節の多いものもあるといふ有樣で、品質は一定しなかつた。隨つて輸出に際しても同じ量目で高いものもあり、安いものもあると云ふ具合で、實に座繰時代の生絲は頗る亂雜を極め、之れが取引に當り、非常な不利益を招いたことは想像に難くない。玆に說明するまでもなく座繰製絲は洋式機械に依らず、繭を鍋で煮て生絲をほぐし、これを簡單な車で篗(ワク)に卷いたもので、その太さは凡て手先によつて加減するのであるから、生絲は太細の差を生ずることは、蓋し已むを得なかつたであらう。この座繰時代は本邦重要事業史にも『座繰時代は即ち洋式機械に依らざる時代であつて、所謂手工業時代であり、家內工業時代である。而して原料生產者と製絲業者との間に截然たる分業が行はれてゐなかつたこと勿論である。この時代は日清戰爭前までを全盛期としたのであるが、生絲貿易の急速なる發展に依りて斯業の發達を刺戟せられ、其產額は明治初年は極く少量だつたが、同二十六年の百二三十萬貫にまで進ん

だ。若し本邦貨幣制度の改善がもつと早く行はれてゐたら、其發達は右の程度にとどまらなかつたであらう。それは幣制改革（明治十八年）以後に於る貿易が特に長足の發展を示し、從つて内地産額が急増せる事實に見ても、容易に推察し得る云々」とあるが如く、我が國の製絲業は明治二十七八年の日清戰爭を轉機として、座繰時代から漸次洋式機械製絲時代に轉化したことを推知されるであらう。本邦重要事業史に『日清戰爭直前に至る頃までは、まだ生産高の内座繰製絲に依るものが（過半明治二十六年には座繰製絲六割四分）を占めてゐたとはいへ、機械製絲發展の機運は欝勃として動いてゐた云々』とあり、以て日清戰爭直前に於ける製絲界に占むる座繰製絲の地位を窺ふに足るであらう。

日清戰爭直前の座繰生産高

機械製絲業の勃興

然るに前述の如く、我が國の製絲業は明治二十七八年の日清戰爭を一轉機として洋式機械製絲に轉化したが、日清戰爭後製絲業の機械化は凄ましい勢で展開された。これは戰爭其物が機械化への轉向を促進したのではなく、勞働賃銀の騰貴、座繰絲の低廉が原因であつて、機械の人工に對する挑戰の結果、その製絲が品質に於て、光澤に於て、耐久力に於て到底座繰絲が機械絲に及ばぬことが明瞭になつた結果、多くの生産費と勞力を要する座繰絲が漸次廢れて、最低廉なる生産費を以て最大能率を舉げることをモットーとする洋式機械を採用されるに至つたのである。洋式機械製絲工場の釜數は明治二十六年末に八萬五千九百餘に過ぎなかつたが、大正三年の歐洲大戰前には實に十八萬三千二百餘に増加してゐる。いま明治二十六年から同四十四年までを六期に分ち各期に於ける工場數と釜數の増加を知るために、左に本邦重要事業史に揭載されて機械製絲工場數累年表を再錄して參考に供しよう。

洋式機械製絲の發展

機械製絲工場數累年表

機械製絲工場數累年表

明治二六	工場數　二、六〇二	釜數　八五、九八八
二九	二、二八三	一三〇、七五三

三三	二、〇七三	一二二、一六六
三八	二、三二〇	一二八、一五二
四一	二、三八五	一五三、七七一
四四	二、四九一	一八三、二五五

これが爲に機械製絲の座額は本邦重要事業史に『明治二十六年に終る五ヶ年平均の四十五萬二千貫より、三十六年に終る五ヶ年平均の百三萬八千貫に倍增した。然るに、同期間に座繰製絲の產額は漸く二割六分弱の增加を示したるに過ぎぬ。從つて兩者の百分比は四三%對五七%より、五八%對四二%に逆轉した』とある。

生絲の價格

尋で生絲の價格を見るに、日清戰爭後の明治三十四年から日露戰爭後の明治四十四年に至る十一年間の價格を知るために、本邦重要事業史に掲載されてゐる生絲現物相場表を再錄して參考に供しよう。

生絲現物相場表

生絲現物相場

（機械太上一、百斤）

年代	最高一圓	最低一圓	平均圓	最高最低の差圓
明治三四	九五三	七五五	八六五・一	一九八
三五	一、〇〇〇	九〇〇	九四六・三	一〇〇
三六	一、〇五〇	八九〇	九九七・五	一六〇
三七	一、〇一〇	八五〇	九〇五・〇	一六〇
三八	一、〇七五	九一〇	九六六・九	一六五
三九	一、四五〇	九四五	一、〇四八・〇	五〇五

四〇	一、四三〇	九三〇	一、二三一・〇	五〇〇
四一	九七五	八二〇	八九五・五	一五五
四二	九三五	八一〇	八七七・四	一二五
四三	九九〇	八二〇	八五八・九	一七〇
四四	九八〇	八一〇	八五八・九	一七〇

明治年間の生絲最高値段

右の相場に就て見るに、明治三十四年に於ける生絲百斤の相場は九五三圓、同四十四年には九八〇圓であるから大差がないやうであるが、同三十五年には一〇〇〇圓、三十六年には一〇五〇圓、三十七年には一〇一〇圓、三十八年には一〇七五圓、三十九年にはこの期に於ける最高値を現出し、一四五〇圓に暴騰し、翌四十年には一四三〇圓に落ち、四十一年には九七九圓、四十二年には九三五圓、四十三年には九九〇圓と稍や騰貴し、その翌四十四年には九八〇圓であつた。然るに大正二年頃から生絲は世界の需要增加によつて次第に騰貴し、大正六年には最高値が一七五〇圓になり、大正八年には三二八〇圓に上騰し、翌九年には實に四三六〇圓に暴騰したが、大正二年の最低値段は八四〇圓、大正六年の同値段は一、一二五圓、大正八年の同値段は一三〇〇圓、大正九年の同値段は一、一〇〇圓である點から見ると、我が國の生絲は大正二年頃から漸次投機化して來たことは明かで、大正八九年に於て最も甚だしかつたらしい。

生絲の投機化

內地及び世界各國の生絲消費額

次に內地及び世界各國の生絲消費高の消長を知ることは、輸出向き製絲を業とする事業家に取り、非常な便益を與へると思ふから、左に本邦重要事業史から本邦生絲國內消費及び輸出割合表と世界生絲消費額主要國別累年表（千斤）とを再錄して製絲業家の參考に供しよう。

本邦生絲國內消費及輸出割合

年次	國內殘留	海外輸出

明治二五	二一%	七六%
二六	五二	四八
二七	三二	六八
二八	四二	五八
二九	五七	四三
三〇	二八	七二
三一	四八	五二
三二	四六	五四
三三	五八	四二
三四	二一	七九
三五	二八	七二
三六	四一	五九
三七	二三	七七
三八	四〇	六〇
三九	二四	七六
四〇	三九	六一
四一	三二	六八
四二	二六	七四
四三	二五	七五

四四	三二	六八
大正元	二五	七五

（以上大正元年止）

生絲の世界的需要增加

外國の生絲産額減少

生絲の內地消費額の減少は我が國に於ける貿易の興隆を明示することは言を俟たぬが、他方外國の生産減少にも非常な關係がある。この事に關し本邦重要事業史には「生絲貿易の斯くの如き發展は畢竟（中略）世界生絲需要額の益々增進して行く事實と結び付いて、之を齎したのである。乍併その反面に於て日本を除ける世界生絲産額の、近年次第に減少しつゝあることを看却してはならぬ。例へば日本を除ける世界消費額は（中略）大正八年に終る九ヶ年間に八百三十四萬斤（二割三分）を增加してゐるのに、同じく日本を除ける世界産額は、却て九百十一萬四千斤（三割五分）を著減してゐる。從つて需要額の産額を超過する額は、明治四十三年に千五百五十三萬斤であつたのが、大正八年には二千七百九十八萬餘斤に激增した。この超過額の增進こそ、我が生絲輸出貿易の益々發展して行く事情を物語るものに外ならぬ。之れが結果、我國生絲の世界市場供給高は、世界供給總高（日・支・印・印度支那は輸出額のみを取る）に對し、明治二十八年に一八%〇であつたのが、大正二年には四四%に進み、同八年には五六%を占むるに至つた云々」とある。

世界生絲需給表

日本を除ける世界生絲需給（千斤）

	世界總産額	日本の輸出を除ける産額	日本を除ける世界消費額	差引需要超過
明治四三	四〇、八三二	二五、九八六	三六、五一六	一〇、五三〇
大正　二	四五、五四二	二五、五四二	三九、七二七	一四、一八五
八	四五、四九二	一六、八七二	四四、八五六	二七、九八四

（備考）世界總産額中、日本の分は輸出額のみを入れてある。又世界需要額中には日本のそれを含まず。

世界一の生絲生産國

世界生絲産額（一瓩は二六六貫七）

	伊國	佛國	支那	日本	總計
	瓩	瓩	瓩	瓩	百萬瓩
明治二六	三、九八四	八五二	五、五〇一	二、六八五	一四・九
三六	三、五二六	四七四	六、三九一	四、六〇八	一八・一
大正 二	三、五四〇	三五〇	八、五一五	一、二一二	〇二・七
三	四、〇六〇	四〇五	六、〇五五	九、四九〇	二二・二
四	二、八八〇	一三〇	七、三〇五	一二、〇〇五	二三・七
五	三、六一二	一二〇	七、五三五	一四、三九〇	二七・一
六	二、八二〇	二〇五	六、九二五	一五、四四五	二六・八
七	二、六九五	二四八	六、五六五	一四、六五五	二五・五
八	一、八三五	一八〇	八、七二〇	一五、一五〇	二七・三

（備考）日本・支那・印度・印度支那は輸出額を示す。

右の表によつて見るに、伊太利・佛蘭西の二國はその産額を次第に減少し就中現代佛國の蠶業は殆どその形骸を殘すに過ぎざるべく、いまは日本・支那の二國が生絲の産地として名高く、殊に日本はその産額に於て殆ど支那に二倍し、世界の市場を風靡してゐる感がある。

世界生絲消費額主要國別累年表（千斤）

國名	明治四二	大正二	同三	同六	同七	同八
米國	一六、四〇六	二一、六四七	一九、二六七	二七、九一九	二四、一三九	三三、六一三
佛國	七、六二八	七、二三一	四、一一一	五、三二八	四、九八〇	六、四五四

伊太利	五、六六〇	四、六二五	四、七五二	四、八九七	四、三四八	一、二八九
英國	三七四	四四三	五、九六八	一、一一〇	一、〇三一	三八七
瑞西	二、七一〇	三、五五五	一、〇八六	三、〇三四	四、三六一	二、六九一
露國	二、四八〇	四八七	一七一	四〇三	—	—
英領印度	九八六	一、二一七	一、三七三	一、一一四	六六四	一、二九七
加奈陀	三七	五七	三一	四七	—	一一
日本	四、九九四	三、一五三	六、三二六	七、四〇六	一一、八七八	七、〇五三
其他	三三七	四四五	三七四	三九五	五八四	五〇一
合計	四一、五一二	四、六八〇	三八、〇八六	五一、六八八	五一、九八四	五一、九〇八

右の表を見ても明かなるが如く、世界で生絲の最大量消費國は米國で、次は佛國・伊太利・瑞西等である日本の消費額の多いのは機業發達にもよるが、纖維工業の發達につれ、原料品として輸出せずに、精製品として輸出する結果であらう。

蠶業教育
蠶業教育の嚆矢

次に我が國の蠶業教育を見るに、生絲の輸出額は我が總輸出額の約三割を占むるので、政府に於ても夙に之れに鑑みる所があり、蠶業の改良發達を助長する目的で、大いに蠶業教育の施設に努めた。わが國の蠶業教育は明治十九年東京瀧野川村西ヶ原蠶業試驗場に傳習生を收容したのを以て嚆矢とする。次いで政府が各府縣に命じてその管下に府縣立または郡立の農學校を設立せしむるや、教授課目に養蠶科を加へて、蠶業教育を施さしめた。

專門學校教育の實施
上田蠶絲專門學校
講習所の昇格

然るに明治三十一年專門學校教育を實施するに至り、同四十三年長野縣上田市に上田蠶絲專門學校が創設された。その後、大正三年に至り、東西兩講習所が專門學校に昇格され、同九年には鹿兒島農學校にも養蠶科の設置を見る等、我が國の蠶業教育は世界第一と稱せられる。

百濟の弓月春
徳川幕府の鎖國主義

二 絹織物業

我が國の絹織物が稍々生色を加へて來たのは明治十六七年頃、輸出織物の製織が行はれるやうになつてからの事である。當時歐米先進國の絹織物が頗る發達してゐたが、我が國の絹織物はその起源が應神天皇の御宇、百濟の弓月春が某族を率ゐて歸化し、製絹の術を傳へたといふ古い歷史を有しながら、永い間家庭工業に始終し、毫も發達しないのは徳川幕府の鎖國主義によることは論を俟たぬ。然るに安政五年條約によつて歐米各國と交通貿易を開始するに及び、外國人は早くも我が國の生絲、絹織、種紙等に着目し、これが大量買占を圖ると同時に、利を見るに敏活なる横濱在住の外國商館では我が國の商人と結託して種々の絹織物を試織せしめ、これを自國の市場に出して販賣せしところ、いづれも好結果を得たので、引きつゞき、我が國の織物業者に對し相當額の注文をなすに至つたので、茲に開闢以來初めて我が國の絹織物は外國の市場に現はれるに至つた、

我が絹織物輸出の嚆矢
ハンカチーフの始め
機業の勃興

我が國の絹織物輸出の嚆矢は主として羽二重でハンカチーフを造り、之れを米國に輸出せるに始まり、それが同國人の嗜好に適し、爾來年々その輸出を增加した。ハンカチーフの製造地は上州桐生で、明治十六年に賣出したのが濫觴であると云はれる。次いで越前福井に於て桐生に倣つて機業を起し盛んに輸出絹織物を始めたが、その後金澤・富山・福島縣川俣等でも盛んに製織するに至つた。

粗製濫造

然るに柳の下に何時も泥鰌はゐず、其後漸次ハンカチーフは飽かれ、且つ輸出の好況に乘じ粗製濫造するものを生じ、ハンカチーフの輸出が餘り振はず、ために漸次疋物のまゝで輸出するに至つた。

羽二重の起原

疋物とは大部分羽二重であるが、その起源に就て本邦重要事業史には『元來羽二重の製織は寛文年間(約三百六十年前)京都に於て始まつたもので、輸出羽二重はこの雛形に依つて、最初桐生で織出されたのである云々』とあり、以て羽二重の起源を明かにすると共に、輸出羽二重の織法を推知するに難くないであらう。

明治中期に於ける絹織物の輸出總額　羽二重の輸出總額

斯くて我が國の絹織物は一方に於て輸出の途が開けると同時に、これを契機として漸く勃興の機運に向つたが、明治十八九年以來著しくその面目を改め、日清戰役直前には二千三百七十餘萬圓の産額を示した。その發達情況に關し本邦重要事業史には明治十八九年以來、著しくその面目を改め、日清戰爭直前には二千三百七十餘萬圓の産額を示し、同二十二年に終る五ヶ年平均産額の二倍三割弱に進んだ。此産額の增加、換言すれば斯業の發達が、主として輸出絹織物の發展に負ふものなることは、同期間に於ける輸出額が七倍餘に達し、明治十九年－二十三年平均に於て産額の五分の一餘りであつたものが、同二十六年には三分の一以上に達してをる事實に依つて知られる。而して輸出に於て當時尙ほ絹ハンカチーフ（手巾）が如何に重要な位地を有してゐたかは、左の數字が之を語つてをる。

		價格	比率
輸出總額（貳拾六年）		八、五〇一	一〇〇%
內譯	羽二重	三、五五四	四二
	絹手巾	三、九〇〇	四六
	其他	一、〇七四	一二

日清戰役に於ける織物界の活況

更に日清戰後の財界好況時代に入つて、斯界は空前の活況を呈し、其産額は飛躍的に急增した。例へば第一表を見よ。即ち三十一年には八千四百萬圓を算し、三十六年の三倍六割に達してをる。この增加率が價格の騰貴に依つて著しきを加へてゐるのは勿論なるも、以て生産規模の擴大と生産數量の著增を伺ふに足る。而も日清戰後に於ける活況は、主として內地織物界に於て見られるので、輸出は却つて停頓し、三十年に於ける其輸出額の總生産額に對する割合は、復々五分の一近くに逆轉した。翌三十一年に入て輸出は激增したけれど、右の割合は尙ほ四分餘に過ぎなかつた。

明治中期に於ける絹織物總産額輸出額對照表

日露戰役後の絹織物業の勃興

（一）絹織物産額輸出額對照表

明治	産額（千圓）	指數	輸出額（千圓）	指數
一九—二三（平均）	一〇、五二四	一〇〇	二、一四二	一〇〇
二四	一五、一二五	一四四	四、七九〇	二二四
二五	一九、三四八	一八四	八、二七七	三八五
二六	二三、七七五	二二六	八、五〇一	七〇五
二七	三二、五三九	三〇九	一、三〇四	三六〇
二八	四六、三六一	四四一	一五、三三八	七一六
二九	五四、〇一九	五一三	一二、〇三四	五六二
三〇	六二、六六二	五九六	一三、九三六	六五一
三一	八四、一四七	八〇〇	二〇、八九四	九七五

（備考）産額は反物及帶地の合計

とあつて、明治中期末までの我が絹織物業の一斑を推知するに難くない。右の表に依つて見ると、日清戰役後、我が國に於ける絹織物の輸出は頓に激增したが、産額と輸出額の割合は明治二十三年と同三十一年とでは餘り大差はなく、明治二十三年には二割強、同三十一年には二割二分強であつて、九年間にその輸出額は僅か二分強の增加に過ぎない。されど明治二十年終りまでの平均産額は一千五十二萬圓餘に過ぎなかつた我が國の絹織物が、僅か九年間に八千四百十四萬圓に達し、約八倍の激增を來したことは、日清戰役後に於ける我國絹織物界の勃興を物語るものであらう。斯の如く日露戰役前までに著しい發達を來たした絹織物業は、日露戰後の勃發に伴ふ財界の壓迫を蒙り、他の事業と共に一時その發展を阻止されたが、戰後世界的

絹織物業の沈滯不振
内地向織物業界の凝滯
米國關稅引上げの影響
米佛關稅低減協定の影響
佛國の羽二重需要增加
印度方面の新販路を拓く
絹織物輸出の衰兆現はる
輸出停頓萎縮す
輸出停頓の原因

大勝によつて我が國は初めて世界の列强と肩を並べ得ることになり、且つ國民の自覺と自信とにより各種事業の勃興するに及び、絹織物業も勃興し、非常な活氣を呈したが、この好況時代を以て一轉機を劃し、爾來歐洲大戰勃發直前までは概して沈滯不振の狀態にあつた。その原因に就き、本邦重要産業史には「この沈滯不振は、内地向並に海外向の織物の兩方面から來てゐるが、特に内地織物業界の凝滯が甚だしい。内地絹織物業は、三十一年の財界反動以後著しく沈衰した。從つて反物及帶地の生産額合計は三十一年の八千四百餘萬圓が、三十五年には六百萬圓になり、更に三十六年には三千七百萬圓弱、卽ち三十一年の約二分の一に激減した。日露戰爭の起るに及び、同戰中戰後に相當活況を呈したけれど、反物及帶地の産額は最も産額の多かつた四十一年を以てするも尙ほ三十一年のそれに及ばなかつた。四十一年以來概して相變らず不振を續け、歐洲戰前の（大正二年）右産額は僅に七千七百七十萬圓に足らぬ卽ち十五年前の好況期よりも約一割弱の減産に當るではないか。他面、輸出狀況を見ると、明治三十一年二千萬圓に達してゐたが、第一位にあつた米國が、同年絹織物關稅を三割三分引上（從來の定價四割五分を六割に引上）げたため、その伸力を失ひ、爾來三年間は二千萬圓乃至二千一百萬圓の間を低迷してゐた。然るに米國が關稅を引上げて後間もなく、米佛兩國の間に絹織物と穀物との輸入關稅率を相互に低減する協定を行ふた結果として佛國の對米絹織物輸出が增進し、その結果として半成品たる我が國の羽二重は、佛國からの需要增加に接した。且つ印度方面への新販路も拓けた爲め、三十四年以來我絹織の輸出額は次第に增加し、日露戰爭から同戰役直後まで益々增加した。ところが三十九年の四千九百三十萬圓を最高として再び頽勢に轉じ、四十一年には三千七百六十萬圓になり、大正二年には遂に二千九百三十餘萬圓に陷つた。何故、輸出が四十年以來停頓萎縮に轉じ、逐年この頽勢を改めざるかといふに、その最も有力なる原因の一つは、主要需要各國が相率ゐて絹織物輸入稅の增徵を行ふたことである。例へば米國はこの間に定價十五圓より十六圓に、佛國は二圓七十錢より四圓に引上げ

各國の絹織物輸入税の引上

日清役後から歐洲大戰までの絹織物產額表

た。たゞ英國が從前通り無稅、獨逸が一圓七十錢の低率を維持してゐたに止まる。自然輸出絹織物機業界は萎微衰頽の傾向に陷り、まことに憂ふべき狀勢を馴致した云々』とあり、以て日清戰役直後から日露戰役前後に於ける我が絹織物業の消長並に日露戰役後から大正二年の歐洲大戰直前までの斯業概況を窺ふことが出來るであらう。猶ほ本邦重要事業史に日清戰後から歐洲戰前に至る絹織物の產額と歐洲戰前に於ける絹織物輸出額表とが揭載されてゐるから、左に之れを再錄して參考に供しよう。

自日清戰役至歐洲戰前產額

	反物產額	帶地同上	其他同上	產額總計
	千圓	千圓	千圓	千圓
明治三一	七三、九三二	一〇、二一五	二〇、八九四	一〇五、〇四一
三三	六五、〇九二	九、四八七	二二、九二二	九七、五〇一
三四	六二、一〇九	七、九五三	二九、五七九	九九、六四一
三五	五四、〇二二	六、八八二	三一、〇三二	九一、九三六
三六	三二、二二五	四、四八五	三一、八七三	六八、五八三
三七	四三、〇二〇	二、四八四	四三、七二三	八九、二二五
三八	五三、五〇六	三、〇一八	三五、三八四	九一、九〇八
三九	七〇、五八二	四、六一一	四一、六九七	一一六、八九〇
四〇	七三、〇二二	三、八六二	三七、一五二	一一四、〇三六
四一	七九、一七二	四、七五六	三四、四二九	一一八、三五七
大正二	六九、六〇五	八、一〇〇	四二、六三五	一二〇、三二六

（備考）其他價格の內、大部分は羽二重其他の輸出絹織物である。

歐洲戰前絹織物輸出額

	羽二重 數量	羽二重 價格	絹手巾 價格	其他 價格	總計 價格
	千反	千圓	千圓	千圓	千圓
明治三一	七八七	一二、〇五六	三、五五五	五、二八三	二〇、八九四
三二	八一八	一五、七九九	三、四六二	一、四五二	二〇、七一三
三三	九六八	一七、四三六	四、三一九	一、一四一	二二、八九六
三四	一、四二〇	二三、九一二	三、九五一	一、六九六	二九、五五九
三六	一、九八五	二七、五一〇	二、九三八	一、四二五	三一、八七三
三八	二、〇三九	二八、〇五八	八、九八〇	七、三二六	四四、三六四
三九	二、二〇〇	三二、七六九	七、六〇三	八、九二八	四九、三〇〇
四〇	一、七五三	二九、二四九	八、六八五	七、九〇三	四五、八三七
四一	二、〇〇〇	二八、〇六八	三、一八六	六、三六一	三七、六一五
四二	一、九九七	二五、七九七	三、八一六	三、一二六	三二、七三九
大正二	一、七一〇	二一、三三七	五、〇〇一	三、〇二六	二九、三六四

三　明治後期の紡績業

明治後期の紡績業

明治後期、即ち明治二十七八年の日清戰役後に於ける我が國の紡績業は他國と競爭する上に於て、非常に惠まれたことは男女工の賃銀の安いことであつた。本邦重要事業史に「明治三十二年上期に於ける紡績聯合會發表の平均賃銀は、男二十六錢五厘、女十六錢三厘であつた」とある。尙ほ同書にある表を再錄して參考に

明治三十二年頃に於ける紡績職工の賃銀

供しよう。

明治三十二年本邦紡績工賃表

賃銀	男	女	計	百分率
十錢迄	六人	三九一	三九七	六・四%
十五錢迄	六一	二、一八八	二、二四九	三六・四
二十錢迄	三一三	一、一七二	一、四八五	二四・〇
三十錢迄	五八三	八一一	一、三九四	二二・六
五十錢迄	一一一	五	一一六	一・八
六十錢迄	五七	—	五七	〇・九
八十錢迄	五一	—	五一	〇・九
一圓迄	一一	—	一一	〇・二
一圓以上	一	—	一	—
合計	一、四四六	四、七三〇	六、一七六	一〇〇、〇

（備考）本表は明治三十二年六月東京各紡績工場（鐘本工場、東京瓦斯紡、東京紡）につき調査したもの。農商務省商工局調査綿絲紡績職工事情に由る。

紡績聯合會平均賃銀表

明治	男	女	大正	男	女
三二	二六・五錢	一六・三	七	六八・六錢	四七・六
三六	三二・六	二〇・六	八	一一一・六	八七・〇

三九	三六・五	一二一・八	九	一五六・七	一一九・六
四二	四二・五	一二六・七	一〇	一四六・三	一一三・四
四四	四三・四	一二七・二	最近	一五四・三	一二四・〇

右の表にも明示せるが如く、明治末期の賃銀四三・四が、大正十一年には一五四・三、卽ち三倍以上に暴騰してゐる。これは物價の騰貴・綿絹の騰貴・生活の向上に依ることが言を俟たぬが、十一年間に工賃が三倍強に暴騰した事が判る。

紡績職工賃銀の騰貴

明治後期に於て我が紡績業が歐米の先進國に比し、頗る有利な立場にあつたのは、職工の賃銀低廉といふことが、重要な役割を演じてゐた。然るに現在の我が紡績職工の賃銀が大正以來騰貴に騰貴を重ね、大正十一年に至り、明治三十二年の六・一倍、同四十四年の三・五倍強に暴騰した爲に著しく支那紡績の壓迫を受けた。支那紡績の壓迫に關し、本邦需要紡績事業史にも『現在我が紡績事業の當面してゐる難關は、過去の其れの如く單なる需給關係の量的不調和に止るものでなく、進んで事業其ものが質的に行詰つて來たことに在る。

紡績業は質的に行詰る

質的に行詰つたとは、我が紡績事業が從來の如く太絲の生産に依存することが、最早出來なくなつたことを意味する。紡績事業の實質を、根本的に改造せねばならない革命期に轉入したことを暗示する。

太絲の生産

元來太絲の生産は紡績事業の原始的階段であつて、低廉なる勞力が豐富にありさへすれば、殆ど熟練を要せず容易に創設し得るものである。從つて太絲の輸入國が産業發達の或る階段に達すれば、販賣上極めて有利な內地市場を背景として、より低廉な勞力を武器とし、太絲紡績を創め、先づ輸入綿絲と競爭を始める。歐米諸國に於ける後進國の紡績業の發達は、いづれも皆な此の經路を採つたのだ。而していづれの場合に於ても輸入綿絲は驅逐せられ、進んで中立國の市場に於て先進國の太絲に打勝ち、更に先進國の內國市場へ逆輸出すら行ふに至つてゐる。

本邦紡績の攻勢

日本の紡績業が明治二十年頃より先づ輸入品を驅逐するに成功し、次いで支那市場

支那の紡績職工賃銀の低廉支那紡績の競爭

支那紡績の進歩

支那綿絲の販路の海外の發展

支那太絲の日本市場壓迫我が太絲紡績業の打撃

支那の太絲紡績と工賃

日支紡績賃銀の比較

に於て、印度綿絲に打勝ち、英米品と競ひ、遂に今日の發達を見るに至つたのも亦全く同じ發達の經路を採つたものだ。然るに此の運動は最近賃銀の極めて低廉にして、而かも我が太絲綿絲の大需要國たる支那に於て、極めて長足の進歩を遂げるに至つた。例へば、去る九月十五日（大正十一年）に發表された上海・横竹商務官の報告に曰く、

支那に於ける紡績業は、長足の進歩を遂げ、今や運轉中の錘數百七十五萬錘の多きを數へ、綿絲の產額は最近十二年間に約四倍半に上り、外國綿絲は之れがため次第に壓倒せられ、其の輸入數量は約半減せるのみならず、支那綿絲は香港・海峽殖民地・暹羅・印度・日本・英國等へ輸出せらるゝもの年を逐ふて增加しつゝある。而も尙、目下計畫中に屬する錘數百四十錘の多きに達する有樣なれば、支那紡績業の前途は多望と謂ふべきである。紡績會社中には、現計畫完成の曉に於ける自然的生產過剩を豫想して、從來の太絲紡出專門より、中絲並に細絲紡出に手を延ばさんとするもの續出するに至つた。

謂ふまでもなく、支那に於ける紡績業の發達のため、第一線の打撃を受けるものは、我が太絲紡績業である。而して支那紡績業の競爭は右報告にもある如く、已に支那內地に止らず、香港・印度・海峽殖民地其他の中立市場を犯し、進んで我が內地市場にまで及んでゐる。例へば我が貿易年表を見ると、支那よりの綿絲の輸入高は大正二年僅かに千圓、同年に至るも未だ一萬七千圓に過ぎざりしもの、八年には三百九十四萬五千圓、九年には百五萬五千圓に激增してゐる。

太絲の紡績に於ては、單に支那內地に於てのみならず、我が內地に於ても動もすれば我紡績業は已に支那紡績業の競爭に壓倒されんとする惧ある實情は以上に由り、略ぼ看取し得られたことゝ思ふ。事實、太絲紡績に於ては競爭力の强弱は主として賃銀の高下如何にある。蓋し之れが紡績には殆ど何等の熟練をも必要としないからだ。然るに最近、支那に於ける紡績工賃は熟練男工にして最高六十錢最低三十五錢に過ぎず　普

大綜紡績の競爭力」最弱　支那紡績工の賃銀

通工は男三十錢乃至五十錢、女二十錢乃至三十錢である。若しそれ子供に至つては一日僅かに七錢乃至二三十錢で之れを驅使し得る。右の支那に於ける賃銀は、恰も我が明治三十二年時代の紡績工賃によく似てゐる。而して當時の我が紡績業は錘數に於てこそ未だ現在の支那紡績業の其れには尠からず（五十萬錘不足）及ばなかつたが、併し其の先進國に對する位置に於ては、日清戰役後始めて對支市場に於て、漸く成功した當時であつて、丁度支那紡績事業が日本の紡績事業を驅逐しつゝある今日の狀態と吻合する云々』とあり、以て現在に於ける日支紡績事業の趨勢を推知するに難くないであらう。尙ほ本邦重要事業史に支那紡績職工の賃銀表が掲載されてゐるから、左に之れを再錄して參考に供しよう。

支那紡績工賃表

支那紡績工賃表

		最低	最高
熟練工	男	三五	六〇
	女	三〇	五〇
普通工	男	三〇	五〇
	女	二〇	三〇
同約十五歳	男	二〇	三〇
	女	一〇	二〇
同約十歳	男	一〇	二〇
	女	七	一〇

（備考）本表は支那ニンポーに於ける一紡績工場に於ける一日賃銀で、上海に於ける Finance and commerce の大正十一年二月二十二日號に掲載のものである。原表の單位はメキシコ弗であるが、メキシコ弗一弗は、略一

圓であるから直ちに之を邦價とした。

然るに大正十一年頃に於ける我が國の紡績工賃は前述の如く、男は一五四・三、女は一二四・〇で、同年頃に於ける支那紡績工賃熟練工男（平均）四十七錢五厘に比し、約三・二五倍に達し、女（平均）四十錢に比し約三倍強に達してゐるから、比較にならないほど高い。若し本邦重要事業史に記するが如く、綿絲紡績業の盛衰消長が工賃の高低によつて定まるものとすると、現代日本の紡績業が支那紡績のために、早晩その市場を蠶食される事は言を俟たぬ。

英國の紡績業

また本邦重要事業史に『之を要するに後進國に於ける紡績業の發達と共に、先進國の既設紡績業は粗製品に敗けて更に技術と經驗を要する一層高級の精製品に活路を求むる外に、生存の途はない。而し英國に於ては、此の過渡的運動が比較的に大なる犧牲と混亂とを見ることなく圓滑に行はれた。蓋し其の最も大なる原因は（一）後進國紡績業の競爭力を避けるに、大なる自國殖民地を有してゐたこと、及び競爭者なき精製品を、先きから先きへと生産して、新販路を維持し得たことの二つである。然るに我が紡績業は、此の何れの點に於ても、英國紡績業が有した利益を持たない。保護された大なる販路がないことは勿論、生産品を一段精工にすること其れ自身が、更に困難な競爭を先進國と試みることを意味する。以て我が紡績業が未だ前進

我が國紡績業の不利

すべき準備を十分に有せずして、後進支那の紡績業に鞭たるゝ日の難境が、如何に甚大であるべきかを、容易に想見し得るであらう。況んや、英國に於てすら、後進國紡績業の發達のため蒙つた一時的打擊は決して僅少ではなかつたのだ。例へば例の報告は、曰く、「日本に於ける紡績業の發展の結果、主として日本向綿絲を製造せるランカツシヤイアーの或る地方に於ては、紡績業は多大の損失を蒙つた」と。尤も我が紡績業に於ても、已に綿絲の高番手化の傾向現はれ、進んで綿布及其他の綿製品の兼業が試みられて、後進支那紡績の競爭に對し、漸次に其の準備が行はれつゝある（中略）併し此の傾向は大戰中及戰後に於て、先進國紡績

ランカツシヤイアー
日本紡績業の高番手化

業の競爭力なき場合に、當該製品の特に有利なる非常時に於て、主として發達したものと解すべきもので、未だ後進支那紡績業の競爭に强ひられて、是か非でも、先進國と競爭し高番手に進み乃至は製品化して輸出するの手段に出でたものではない。果してそうならば後進支那紡績業の發達に强ひられて、如何なる犠牲を冐しても、一層高級の生産に移化せざる限り、我が紡績業の存立を望めないと謂ふセッパ詰つた死活の紡績業の革命運動は、全く、今後の努力に殘されてある、と謂はねばならない。果して我が紡績は此の難關を果して凌駕し得るか、どうか。我が紡績業が以上述べたるが如き難關を、果して凌駕し得るか否かは、一に我が紡績業の國際競爭上に於ける位置の如何に懸ることである。而して此の位置は、(一)比較的生産費の如何(二)技術上の優劣、(三)販賣上の便否に由つて決せられるものであるが、茲には(二)及(三)は姑く措き、先づ(一)の比較生産費に就いて見る。

國際競爭上に於ける我が紡績業の地位

生産費より見た位置

各國紡績業の比較生産費を決定する分子は大別して、(一)機械及工場設備費、即ち固定資本の多寡、(二)原料棉花費の如何、(三)勞銀の高低、(四)燃料其他の工場運轉費用の大小に由つて決せらるゝものである。而して我が紡績業は歐米に比し、(一)の固定資本に多額を要し、尠からず不利の位置にあり、且つ(四)の燃料其他の費用に於ても不利の立場にあるが、主として(三)の勞銀の低廉なると、(二)の原料に於て、低廉なる印棉を利用し得るため、結局歐米に比し、太絲に於ては之れ迄優越の地位を占め得たのである。併し二十手以上の中絲及細絲に於ては多く米棉を使用せねばならず、且つ紡工の熟練を必要とする關係上、太絲に於て見る(二)及(三)の利益は漸減して或程度以上の細絲に於ては、技術の點を姑く無視するとしても、最早英米と競爭し得ない位置にある。殊に、之を織布し、更に進んで染色・捺染等の仕上をなすに從ひ、愈々其競爭力は著減して來る。之に就いては、一九二一年(大正十年)米國政府より我が國に派遣せられて、本邦紡績業の位置を詳細に研究した米國關稅委員會の報告、「日本綿工業及其貿易」中の一節が、最も簡潔に要領を

米國關稅委員會の報告

米國の工業用石炭
日本の工業用石炭

日本に於ける太絲原料の有利

日本に於ける細絲原料の不利

得てゐるから、之を引用する。「日本紡績業の現狀は、之を左の如く謂ふことが出來る。即ち現在（大正九年）に於ては、日本紡績業の支拂ふ賃銀は米國南部の當業者（日本の生產品と最も近似せるものを生產してゐる）の支拂ふ賃銀の約四分の一である。然し、錘及織機を運轉するために、米國に於けるよりも約四倍の勞働者を使用せねばならない關係上、同一機械數に對する一日十時間當の賃銀は、米國の七割乃至八割近くに登るのである。勞銀以外の費用に就いては、役員給料其他の雜費に於ては有利であるが、租稅・地代其他の不變費用及燃料に於て高價である。例へば工業用石炭の如き米國は一噸六弗乃至七弗であるが、日本は十二弗乃至十五弗である。日本の紡績業は太絲に於て最も有利の位置に在る。其れの紡績に對しては熟練を要することと少なく、且つ安價の亞細亞棉を原料とすることが出來るのである。而して日本の紡績業者が米國に比して持つ優越率は太絲に於て約三割である。之は原價の四分の三を占むる原棉に於て、米國は高價な米棉を使用するに反し、日本は安價の印棉を利用するからである。されば二十手以上の綿絲紡績に於ては、日本の優越率は累進的に漸減し、三十手以上に於ては、米國南部の原價よりも高くつくとも、安くはないのである。蓋し三十手以上に於ては、原料は全部米棉に由らねばならないが、米棉は日本に於ては米國よりも高價であるため、僅かに賃銀に基因する生產費の低廉といふ日本の有利な點は、相殺されて了ふのである。綿絲よりの織布に就いては、綿絲紡績に於けるよりは遙かに米國は日本に優越してゐる。賃銀は極めて高いが、勞力節約の機械を最もよく利用してゐるからである。更に織布以上に出でゝ晒し、染色、捺染、其他の仕上に就いては、日本の生產費は、甚しく米國のよりは高價である」と。之に由ると我が紡績業が今後死活を賭して、進化せねばならない三十手以上の紡績に於ては、今の處、米國と競爭が出來ない狀態である。而して此の主因は現狀を基礎とする限り、一に原料關係にあるので、此の點は日本の當業者のどうすることも出來ないものである。例へば（中略）左の表の如くである。

日米生産費の比較

日米綿絲原價比較

一九二〇年十月綿絲一封度

	日本	米國（南部）	米國原價超過	對米一〇〇日本割合
十四番手				
原棉代	一八・三一仙	二五・六五仙	七・三三仙	七一・四%
加工費	六・一三	九・四五	三・三二	六四・八
原價計	二四・四四	三五・〇九	一〇・六五	六九・七
二十番手				
原棉代	二一・一六	二五・六四	四・四八	八二・五
加工費	八・七五	一一・一七	二・四二	七八・三
原價計	二九・九一	三六・八一	六・九〇	八一・三
三十番手				
原棉代	三〇・三〇	二五・六四	△四・六六	一七八・二
加工費	一三・一三	一五・七四	二・六一	八三・四
原價計	四三・四三	四一・三八	△二・〇五	一〇五・〇
四十番手				
加工費	一七・五〇	一九・八九	二・三九	八八・〇

（備考）△印は日本の原價超過。

原棉費算出の基礎左の如し。

日本は十四番手には三割印棉ブローチ七割其他の印棉混合、二十手には二割米棉、六割印棉ブローチ、二割其他棉印混合、三十手には全部米棉使用とす。米國は十四手二十手、三十手共皆米棉使用とす。而て棉花代の計算は、日本は當時の大阪相場（百斤建）米アプランド、フエリイミツトリング七十一圓（一封度二十六仙七）ブローチ（上印棉）四十五圓（一封度十六仙九）アコラ（下印棉）四十二圓（一封度十五仙八）米國は當時米棉の同一品柄）相場二十一仙に、紡績工場迄の諸掛百封度一弗五十仙を加算して合計一封度二十二仙五とした。而して紡績に當り原棉十五%の落棉あるものと見、其中三%は屑其他の賣上に出り取返すものと見做す。即ち百封度の綿絲を紡ぐには百十三封度半の原棉を要す。米國關稅委員會の調査に由る。

日米紡績工の能率

自然、我が紡績業が三十手以上に於て成功せんとするに於ては、どうしても、先づ加工費に於て節約せられねばならない。之れにつき殊に注目すべきことは（中略）製絲番手の高くなるにつれて、我が加工費の有利の位置が、漸減しつゝあることである。若しも、三十番手に於ける我が加工費が、米國の加工費の八三%四である代りに、十四番手に於けるが如く六四%に止まつたならば、我が紡績業は、三十手以上に於ても尙ほ米國の原價よりは、二%一以上安價となる。いふ迄もなく高番手の紡績には職工の熟練が益々多く必要であるから、高番手になるに從ひ加工費の割高となる主因は、職工能率の低劣なることにあると謂はねばならない。例へば下揭（中略）の表を見よ。

日米生産費修正比較

三十番手	日本 第一	日本 第二	米國
原棉代	三〇・三〇	三〇・三〇	二五・六四
加工費	*一三・一三	△一〇・二〇	一五・七四
原價計	四三・四三	四〇・五〇	四一・三八

（備考） ＊は米國加工費の八三％四 △は同六四％八

我が紡績工の能率劣等の原因
勞働政策

費目、例へば資本關係、勞働關係、材料其他の費用に於て、研究せねばならないことであるが、就中、此際我が紡績業の將來の死命を制するものは、思ふに、勞働關係の改善如何にある。蓋し、我が紡績業が今日の發達を見たる根因は、一に低廉なる勞働者を利用し得たる點にあつた。然るに、最近年に至り、勞銀は英米の騰貴率以上に飛躍し、加ふるに、紡績工としての勞働の供給不足し、製品原價當りの勞銀は愈增して、國際競爭上の位置は、益々危殆に瀕しつゝあるからである。尤も我が勞銀はかく最近年飛躍的に急騰したりと雖、尙ほ名目上に於ては僅かに米國の四分の一乃至五分の一に過ぎない。にも拘らず、製品原價上に於ける勞銀が、それだけ低廉につかないわけは、勞働能率が遙かに彼に及ばないからである。例へば、一千錘當りの職工は、米國は六人乃至七人にて十分であるのに、日本は二十五人乃至二十六人を使用してゐる。自然製絲一封度當りの賃銀は、米國の〇仙五八六四に對し日本〇仙四七三七にて、日本は米國の六三％に過ぎなかつた。而して英國は米國よりも賃銀及能率共に有利であつた。以上は單に紡績業に就いてのみならず、又織布業に就いてもそうである。斯く我が紡績工の能率が、英米に比して甚しく劣る譯は、我が勞働者の能力が、彼等に比して必ずしも劣るからではなく、主として我が紡績經營者の勞働政策から起るのである、といふは他でもない、我國は以上の如く勞銀は極めて安く、之に反し、後述するが如く機械は極めて高い。自然紡績經營者（單に紡績經營者のみでなく、何れの資本家も亦そうであるが）は機械を大切にして其の能率を上ぐるに專心し、そのため出來るだけ多くの勞働者を使用し、その能率の如何の如き深く之を顧みない。そうする方が資本家にとり利益であるからだ。之れ即ち（中略）何れも機械の理論能力に對する生產率が、英米のそれに少しも劣らざるにも拘らず、勞働能率のみ獨り甚だしく劣る所以である。之れに反し、米國に於ては、勞銀は極めて高く、機械は割合に安い。從つて米國の當業者は勞働者を大切にして其の能力を發揮す

一機械當りの能率

るに專心し、そのため出來るだけ設備を完全にし、技術の養成に努力した。即ち（中略）一機械當りの能率は日本と同等若しくはそれ以下なるにも拘らず、獨り勞働能率のみは甚しく日本に優れる所以である。さうする方が、米國の當業者にとつては利益であるからだ。この點は先年、主として華盛頓勞働會議に於て配布するため、我が紡績聯合會幹事 S. kamisaka 氏が著述した Cotton Mills and Workers in Modern Japan 中の機械の能率の項下にも、次の如く認めてゐる。曰く、按ずるに、日本に於ては機械が高價であるから、日本紡績業者は絶へず、織機（紡績機に就いて謂ふも同じである）の能率を增加することに努力してゐる。之に反し、米國に於ては、勞銀が高いから、努力は機械の能率に對してよりも主として職工の能率に注がれてあるものゝ如くであると見るべし。

職工の能率低劣の原因

我が當業者自らも我職工の能率低劣なる原因が、彼等自らの政策にあることを。事實に於て認めてゐることを。勿論、吾輩は之れを以て、獨り紡績業者を責めんとするのではない。我々の經濟生活が、資本主義の機能に賴つてゐる限り、かうした結果を見ることは、マルクスが已にその著「資本」に於て指摘してゐる如く、洵に自然の道行きである。然も、玆に吾輩が此點を特に取り立てたわけは、我が勞働者の能率の如何は、一般資本家が吹聽するが如く、勞働者自身の經營政策に職由するものなることを闡明し、以て我が產業の起伏を決する勞働能率の重大責任を、資本家自身の態度に荷はしめんがためである。否、資本家が此の間の眞相を自覺して、その經營政策を改めんことを冀ふからである。

我が勞働能率低劣な他の原因

尤も我が勞働能率の低劣なる原因は、右の外にも、（一）原棉の下等なること、（二）ミュール極めて少なく大部分はリングなること等の如き、避くべからざる技術上の原因もある。が併し、それは我が勞働能率の低劣なる原因の極めて一少部分を成すに過ぎず、大體に於て、之を無視して論ずるも、問題は中心をそれる惧はない。以上の如く、勞働能率の向上を妨げるものは、我が機械其他の固定勘定の高價なる點に主因する。

機械及工場の高價

併し一錘當り又は一織機當りの原價が高くつく譯は、全部それ等を英米から輸入せねばならないと謂ふこ

との外に日本獨特の原因として、女工の寄宿舍・病院其他の設備を費し、土地及建物に莫大な費用を投ぜねばならぬと謂ふ如き事實を注意せねばならない。更に、日本の設備費は、英米に比して極めて高い。例へば、戰前我が紡績業を研究せる米國の商務官グラハム・クラーク氏は一錘當及一織機當りの建設原價を左の如く計算してゐる。

日英米獨紡績一錘當原價比較表

	一錘當原價	同上弗價換算	弗價換算一織機臺原價
英國	三二志六片	七・九一	一七五弗
米國	一一弗〇〇	一一・〇〇	二四五
獨逸	五五馬克	一三・〇〇	二三八
日本	五〇圓〇〇	二五・〇〇	四〇〇

實に一錘當に於て英の三倍、米の二倍餘である。織機に於ても歐米の二倍內外の高價に當る。而かもグ氏が右の調査をした際に於ける我が織機一臺當りの固定資產は紡績聯合會の幹事K氏の意見に由れば、一千三百圓であつたと謂ふ。即ちグ氏の見積りよりも五百圓高く、自然、之れに由れば、英國の三倍餘に當る譯である。從つて英國が例へば一錘又は一機臺當り一圓の利益を得なくては、同一率の配當が出來ない。處が日本の利率は常に歐米より高く、彼等以上の配當でなくては株主は滿足しないので、而かも此の不利は、歐洲戰役に於て殊に甚だしくなつた。それは我が紡績業は物價の最も高價な戰中戰後に於て、特に多大な膨脹を來たしたからである。例へば一九二〇年現在の錘數の中、一九一四年以後新設された割合は、米國八%、英國九%、日本三五%である。のみならず、戰時中計畫された我が紡績業は一九二一年以後に於て尠からず實現されたのである。於此乎、我が紡績業者は、此の不利を補ふ爲に、英米よりも集約的に機械を利用して、其の收益を增大せんとした。

一錘當拂込資本金額

	一錘當金額
日本	
一九一四年六月	三四圓四二
一九二〇年六月	六七圓二六
一九二一年六月	七一圓八九
一九二二年六月	七二圓九二
米國一般	*四〇圓〇〇
ニューイングランド	*三〇圓〇〇

（備考） *印は一九二二年米國關稅委員の報告に由り、錘數に應ずる織機を含む。

我紡績業發達の事由

その結果として現はれたのが、已述の如き勞働者の繿賃であり、犧牲である。然してそれは又、紡績經營者にとり、勞働能率の低下となつて酬ひられ斯業の前途に暗影を投じつゝある。我が紡績業者が上述の如き資本關係に於ける、不利を補ふ手段として選んだものは、先づ第一に晝夜連續作業である。（因に、我が紡績業が始めて晝夜業を採用したのは明治十七年で、それ迄は一日十二時間であつたと謂ふ。農商務省調査綿絲紡績職工事情に由る）此の結果英國が一日八九時間、米國が同十時間、機械を働かしてゐるとき、日本は正味實に二十二時間を働かすのだ。即ち、我が一錘は英米等の二錘以上の働きをなし、我が投下資本の收益力は歐米の當業者に比して二倍以上となる。即ち、我が一錘當りの固定資產が、英米の二倍に達する高價であつても、結局は同一な足場に立つての競爭になるわけである。此の外、我が當業者は安價なる勞働者を犧牲にして、有ゆる方法を以て機械の能率を高むることに努力したことは謂ふ迄もない。（中略）自然、我が國の一錘當りの消費綿花は巨額に達し、戰前に於て例へば（戰後のものは未だ常態と見做し難いから）英國の四

十封度、米國八十四封度なるに對し、日本は實に二百五十五封度である。更に之を印度百三十八封度、支那すら百九十七封度あるに比較せよ。如何に我紡績業者が機械と人とを驅使して、その一錘當年生產高を增大しつゝあるかを容易に看取し得よう。

世界綿紡績錘數

世界綿紡績錘數表

	百分率		實數		
	一九一四	一九二一	以上期間增加	一九二一	一九二二
日本	一・八%	二・七%	一、五五〇千錘	四・三七千錘	四、四八三千錘
英國	三八・三	三七・〇	一六九	五六、一四一	五六、五二〇
米國	二三・四	二四・一	三、七三四	三六、四七八	五六、八四二
獨逸	七・八	六・一減	二、〇〇五	九、四〇〇	九、四〇〇
佛國	五・一	六・三	二、二〇〇	九、六〇〇	九、六〇〇
印度	四・四	四・五	三六七	六、七六三	—
支那	〇・七	一・二	七九一	一、八〇〇	—
計(其他共)	一〇〇	一〇〇	五、三五九	—	—
同實數	一四六・三百萬錘	一五一・七	—	—	—

（備考）本表及次表は萬國紡績聯合會の發表に由る。一九一四年は三月一日、一九二一年は七月末、一九二二年は一月末獨逸の減少はアルサスローレンの喪失に由る。佛國の增加は其の反映。

之れ即ち我が紡績業は、錘數に於ては一九二一年七月末に於て世界の二%七、英國の十四分の一、米國の九分の一、佛獨の十分の四に過ぎないに拘らず、その棉花の消費高に於ては、一九二一年に於て、世界の一

〇%九を占め、米國の三分の一英國の二分の一以上に當る所以であり、又、我が紡績業が錘數に於ては僅ほ比較的少數なるにも拘らず、世界的に重大視せられるわけである。（中略）

世界紡績棉花消費高

（大正十年一月末に渡る一ヶ年）

	米棉（千俵）	印棉（千俵）	埃及棉（千俵）	其他共計（千俵）	大正十一年一月に終る同上（千俵）
英國	九九五	二一	一三八	一、一九七	一、七六三
米國	二、二二一	五	五八	二、三二〇	五五四三
日本	二七三	五八五	五	九〇一	一九八九
印度	—	九三一	一	九三五	—
伊太利	二七七	一〇一	一〇	三九四	—
獨逸	二六五	九九	九	三九三	九九一
其他共計	四、七八四	一、九〇三	二七一	七、七二〇	—
內歐洲	二、二一九	三八二	一九八	三、四一七	—
亞細亞	二七三	一、五一六	七	一、八三六	—
米洲	二、二九一	五	六〇	二、四五九	—
其他	—	—	五	七	—

勞働狀態と能率　明治三十四年の調査

我が紡績業者が目前の營利に急にして勞働者を虐使して顧みざること、以上の如し。就中徹夜業に於て勞働者の苦痛は殊に甚大である。例へば農商務省調査の綿絲紡績職工事情に由ると、明治三十四年春夏の頃、某會社に於ける寄宿工七十人、社宅幼年女工十一人につき晝夜業十二日間を通じて檢定せる結果は、一人平

均體量七貫七百七十六匁より、夜業六日間にて恢復せる量六十九匁にて差引百一匁は遂に恢復し能はざる量である。されば、同書は曰く「徹夜業は一般職工の堪へ難き所なるを以て、夜業には缺勤者多く、操業上に必要なる人員を缺く場合多し。茲に於てか晝業を終へて歸らんとする職工中につき、居殘りを命じ、遂に翌朝に至るまで二十四時間の之れに從事せしむること往々之あり、甚しきに至つては、尚ほ此の工女をして翌日の晝業に從事せしめ、通じて三十六時間に及ぶこと亦稀に之なしとせず、婦女小年者にして安ぞ永く斯る不規律なる勞働に堪ゆべけんや。久しからずして不治の疾病に陷るもの固より其の處なりと。我が紡績工の能率極めて低劣なる主因は茲に淵源する。即ち、先づ第一は勞働の苦痛に絶へずして、中途にして何れも、業を轉じ、又は逃亡するのである。例へば同じ出所の材料に由ると、一年間にして年初現在の職工數の一倍半乃至二倍の戸數のものが、工場を去り、而かも逃亡其他の不正規解雇の數が其の尠からぬ部分を占むるの狀である。例へば次の表の如し。

明治三十三年度の職工移動表

	甲會社	乙會社
前年度より繰越	一、二四六人	一、九一一人
正當解雇	八一五	(ハ)一八
逃亡除名其他	(イ)八二八	九六八
事故請願	三九四	一、七八四（事故請願・病氣歸休者）
病氣歸休者	(ロ)一一八	
死亡者	七	一六
雇入總數	一、五三八	三、〇六五

內再勤	二〇二	五〇五
滿期繼續	二四二	五八八
新規雇入	一、〇九四	一、九七二
年末現在	六二二	二、二一四

尤も勤續期間の短かき原因の一には、尚ほ右の外、我紡績業が未婚年弱の女子を多く使用せることを見逃がしてはならぬ。例へば前掲K氏の最近の調査に依ると、女工千人中

未婚者	七九一
結婚者	九七
離婚者	六二
未亡人	二八
一時別居	二二

の割である。而して、男女の割合は女百に對し男三〇に過ぎないから、我が紡績工全體の約六割は未婚の女子である。謂ふ迄もなく此の現象は賃銀が餘りに低く、獨立の男子の職業に適せざること（歐米に於ては、獨立の男子の從業員多し）が主因で、結婚女子の從業員少なきは徹夜業が禍せるものである。我が紡績工の能率低き所以の他の一は、缺勤率の多大なることである。（中略）而して此の原因は已に言及せる如く、主として徹夜業より來る虐使にある。此の結果として我が紡績業は不時に備へるため、不用の勞働者を多く雇傭せねばならないこと謂ふ迄もない。

以上之を要するに、我が紡績業は後進支那紡績業の急激なる發展のため、太絲紡績より、高番手紡績及綿精工品製造に移る外に存在の活路はないが、併し、その高番手其他の精工品に於て今の處英米先進國と競爭

し得る見込はない。此の主因は我が勞働者の能率が甚しく低いことにある。處が我が勞働能率の低い譯は紡績業者が目前の營利上、機械の能率を上ぐるに急にして、之れが犧牲に勞働者を供したことに在る。徹夜業の採用、年弱女工の搾取がその二大方法である。このため職工の勤續期間は多く一ヶ年に滿たず、且つ缺勤率は極めて高い。自然職工に熟練を期待することは木に緣りて魚を求むるに等しく、且つ豫備的に不用に多數の職工を必要とする。一職工當りの能率が、英米に比し遙かに低いわけは餘りに明白のことである。果して然らば、我が紡績業の依つて以て存立し得べき唯一の活路たる高番手への移化に成功するためには、先づ以上の如き勞働狀態の改善から着手せねばならない云々』とある。以て今後に於ける我が紡績業の一斑を推知し得るであらう。

四　毛斯綸業

毛斯綸業

モスリン

毛斯綸（モスリン）は毛織物の條にも略說した如く、毛織物の一種であるが、羅紗・毛布と異なり、同じく毛織物でも薄い方を指すので、明治初年には絹綿呉呂と總稱された。モスリンの需要は既に明治初年から用ひられ、その供給は凡て海外から輸入された。按ずるにこの輸入の如きも安政條約以後に始まり、明治初年から横濱・東京等に洋裝の行はれるに及び、殊にその輸入が目立つたものであらう。いま明治元年から同三十年までの輸入量とその價額を知るために、左に本邦重要事業史に掲載されてゐるモスリン初期輸入額表を再錄して參考に供しよう。

明治初年に於けるモスリンの輸入量

モスリン初期輸入額表

明治 年	數量 千方碼	價額 千圓
元	二四七	七三

六	五、〇五三	一、〇七六
七	四、七五三	九八一
八	一〇、一九七	二、三九三
九	一〇、八二〇	二、二六三
一〇	一一、九〇一	二、三七四
一一	一三、六二六	二、六九四
一二	一七、三〇一	三、一二六
一三	二〇、九四六	三、四七八
一四	一五、八六三	二、七〇九
一五	八、八七四	一、二二二
一六	一一、二九八	一、六一八
一七	一四、六〇七	一、八四〇
一八	七、八〇三	九〇七
一九	七、九一二	八三一
二〇	九、五八七	一、一二七
二一	一六、〇四七	二、三六四
二二	一二、九一八	一、九七九
二三	一九、三四三	二、七八四
二四	一二、三四三	一、八九二

二五	一八、〇一〇	二、四四九
二六	一五、四二四	二、三〇六
二七	一九、〇四三	三、一五一
二八	二〇、三三三	三、六三三
二九	三七、六三五	六、四九八
三〇	一八、三二九	三、八三六

モスリン我が國民に歡迎さる

右の輸入表によると、明治元年すでに三十四萬七千碼の輸入があり、その價額は七萬三千圓に達し、その後明治五年までの輸入量は明かでないが、同六年には一躍五百五萬三千碼、壹百七萬圓に達してゐる。その後は明治十五年、同十八年、同十九年、同二十年の四ヶ年を除いては毎年その輸入がいづれも壹千數百萬碼に達してゐるのを見ても、如何にこの縮緬與呂なるものが、當時我が國民の嗜好に適し、上下から歡迎されたかを想像するに難くないであらう。然るに國民の斯る嗜好と歡迎にも拘らず、當時毛斯綸業を企つるものが一人もなかつた。これは原料が羊毛で、その製織に經驗のないといふことが重な原因でもあつたらうが、羊毛は内地に産せず、すべて海外から輸入せねばならぬ關係上、敢て企業するものがなかつたのであらう。

日清役直後の企業勃興

日清役後の毛斯綸業

隨てモスリン（毛斯綸）が我が市場に現はれて以來、殆ど三十年間、その供給は全く海外からの輸入品で獨占されてゐた。然るに明治二十九年、日清役直後、戰勝に乘じ各種の事業が勃興するに及び、毛斯綸業も企業熱にかられて遂に計畫されるに至つた。現在の東京モスリン紡織及び大阪毛斯綸紡織が即ちそれである。

大阪毛斯綸紡織會社

東京モスリン紡織會社

大阪毛斯綸紡織會社は明治二十九年一月の設立であるが、尋で同年二月に至り、東京に東京モスリン紡織會社が設立された。大阪・東京の兩毛斯綸紡織會社が設立されるや、これに刺戟されて追ひ〳〵毛斯綸會社を設立するものが現はれた。即ち同二十九年十二月に至り、製織を兼業とする日本毛織會社が設立され、之

日本毛織會社 松井モスリン 栗原紡織 上毛モスリン會社

輸入毛斯綸の壓迫

日露戰役後の毛斯綸業

日露戰爭の大勝と事業界

日露役後に於ける毛斯綸業の發達

れを前後して東京に松井モスリンが現はれた。松井モスリンは初め個人經營で製織に從事したが、同四十年に至り、株式に改組せられ、後東洋モスリン會社と合併した。尋で同三十五年には栗原紡織が設立されて毛斯綸の製織に從事した。同三十五年四月、二萬圓の資本を以て上毛モスリンが個人經營で新設されたが、同モスリンは同三十八年に五萬圓に增資され、同三十九年株式會社に改組された。然るに我が國の毛斯綸會社は創立匆々であり、その技術に於て、原料の輸入に於て、到底歐米の先進國と對抗することが出來ず、ために十分な成績を擧ぐること能はず、その經營に非常な苦難を嘗めたことは想像に難くない。されば本邦重要事業史にも『然し先進國の製品を對抗して、創業匆々の我がモスリン業が、十分なる成績を擧け得る筈なく東京・大阪兩モスリン會社が僅かの利益を擧げつゝあつた他、日本毛織の如きは、四十年に至る迄全く利益無配當の狀態で過ぎた云々』とある。以て日露戰役前に於ける我が毛斯綸の一斑を窺ふに足るであらう。

日露戰役後の我が事業界は日清戰役直後に彷彿たるものがあり、而もその企業は日清役直後に比し、更に大規模であつた。日清役は世界に日本の存在を鮮明にしたに過ぎなかつたが、日露戰役は前者に比しその規模は數百倍した。日本はこの戰役に於て徹底的連戰連勝を得た爲に、世界五大強國の一に列し、世界各國も亦た日本の實力を認識し、東洋の盟主として公式に承認するに至つた。隨て我が國民の事業は日清戰役時代の比ではなく、その規模に於て、その技術に於て、原料輸入に於て、從來に數百倍するに至つた。されば毛斯綸業もこの事業勃興熱にかられ、大いに發達を促進したことは論を俟たぬ。この事情に關し本邦重要事業史には『初期の毛斯綸業は不振であつたが、之れを製織事業に比較すれば遙に優つてゐた。蓋し後者の需要が一般的になることの遲かつたに比し、毛斯綸の需要は今日程ではない迄も、夙くより廣く需要範圍を得てゐたことが、比較的斯業の發達を早からしめた原因であらう、而して更に他の原因として考へ得る點は、從來の供給國たる佛國・獨逸・瑞西等の生産が、主として東洋市場の消費を目的とせられてゐたことである。

其の結果、宛も太絲綿絲紡績業が、我に興ると共にそれ迄我が市場を占據してゐた海外品は久しからずして驅逐せらるゝに至つたと等しき結果を茲にも示すことゝなつたのである。併し斯業をして輸入品より獨立し得る時期を早からしめた事情は、日露戰後の財界の好況であつた。戰時中極度に節約を餘儀なくされてゐた日用品に對する需要は、戰禍の終熄と共に勃然として起つた。其の結果モスリンの需要を增加し、市價を昂からしめたことは云ふ迄もない。今當時に於けるモスリン市價の趨勢を示すため（中略）輸入單價を揭げて見る。

日露戰時戰後毛斯綸單價表

日露戰時戰後毛斯綸單價表

明治三七年	二九〇厘	四〇年	三一八厘
三八年	二六九	四一年	三一七
三九年	二九九	四二年	二七二

日露戰後の四毛斯綸會社成績表

年次	公稱資本（千圓）	拂込資本（千圓）	收入（千圓）	支出（千圓）	利益
東京毛斯綸					
三九　上	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、八六八	一、六九〇	一七七
四〇　上	二、〇〇〇	一、二五〇	二、〇三三	一、八三〇	二〇三
四一　上	二、〇〇〇	一、五〇〇	二、三一六	二、一二九	一八七
四一　下	二、〇〇〇	一、五〇〇	二、四五八	二、五二一	七
大阪毛斯綸					
三九　上	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、二二七	二、一六二	六五

四〇	上	一、五〇〇	一、五〇〇	三、〇五四	二、九〇二	一五二
四一	上	一、五〇〇	一、五〇〇	三、七二四	三、五四六	一七八
四一	下	一、五〇〇	一、五〇〇	四、三七二	四、一八一	一九一
上毛毛斯綸						
三九	上	五〇	三七	一九	一七	二
四〇	上	一、〇〇〇	二八七	三五	二七	八
四一	上	一、〇〇〇	四六九	三七	二六	一〇
四一	下	一、〇〇〇	六一九	三五	二七	七
日本毛織						
三九		一、〇〇〇	六二五	一、七四二	一、五八〇	一六二
四〇		一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、三七四	二、一五三	二二一
四一	上	一、五〇〇	一、一二五	一、五〇八	一、三五五	一五二
四一	下	一、五〇〇	一、一二五	七九二	六七三	一二二

（備考）上毛モスリンは明治三十五年四月二萬圓の資本を以て個人經營として新設されたるものであるが、三十八年に五萬圓に增資し、三十九年に株式に改められた。

需要は增加し、市價の昂騰せる結果從來漸くに經營維持しつゝあつたやうな各製造會社は、玆に全く面目を革めて何れも活況を示すに至つた。今當時の代表的四社の位地を（中略）表に示して、此の間の趨勢の說明に當てることとする。戰後四十年下期乃至四十一年上期に至るまで各會社共漸次其の利益を增加し、規模を擴張し行きたる跡が、一目して覗ひ知り得るであらう。』とあり、日露戰後に於ける我が毛斯輪業界の一斑

を窺ふに足るであらう。

松井モスリンの改組増資
東洋モスリン會社
手織毛斯綸の勃興
絹綿業者毛斯綸業に轉ず
毛斯綸兼業者現はる

既設會社の好況に刺戟され、明治四十年、前記の松井モスリンは資本金を壹百萬圓に増加し、株式會社に改組した。また同年、東洋モスリン會社が二百萬圓の資本を以て設立された。其他、毛斯綸業の勃興を見て各地に手織毛斯綸業を開始するもの、または絹綿布業者にして毛斯綸業に轉業するものが多く、轉業まで行かずとも他の業と毛斯綸を兼營する者が續出し、俄然斯業は勃興するに至つた。この結果、毛斯綸業が我が國に起つてから、僅か十年足らずで明治三十八年には千六百七十九萬六千碼の生産高を示し、三十九年には二千三百四十二萬碼、四十年の好況時代には二千三百七十七萬碼に達した。猶ほ日露戰役後に我が國モスリン生産高とその價額を知るために、本邦重要事業史に掲載されてゐる生産表を再錄して參考に供しよう。

日露役後の毛斯綸生産

日露戰後より歐亂前迄の生産狀態

年次	數量（千碼）	價額（千圓）	年次	數量	價額
三八	一六、七九六	三、八四五	四二	三七、八七六	一一、一一七
三九	二二、四二六	五、六五九	四三	四三、九五三	一三、四二九
四〇	二三、七七五	六、四二一	四四	四九、三八二	一四、四〇〇
四一	二七、四四五	六、五一〇	大正元	五四、七五六	一八、三六〇

外國の毛斯綸驅逐せらる
日本毛斯綸の海外輸出
毛斯綸輸出入表

內地の毛斯綸業勃興の結果、明治初年以來盛んに輸入されてゐた外國品は漸次內地製品に壓迫され、日露戰役を契機として次第に驅逐され、逆に內地品が輸出されるに至つた。これを數字的に知るために、本邦重要事業史からモスリン輸出表を再錄して參考に供しよう。

モスリン輸出入表

反動來の影響

モスリン輸出入表（千碼千圓）

年次	輸入 數量	輸入 價額	輸出 數量	輸出 價額
明治三二	一八、二二〇	四、三五一	—	—
三三	二五、二七〇	七、三六五	—	—
三四	一二、〇八二	三、三三九	—	—
三五	一三、二四二	三、七五五	—	—
三六	一三、二九五	四、一八九	—	—
三七	六、二六〇	一、八一八	—	—
三八	一一、三六三	三、〇六六	九七	三九
三九	八、九二六	二、六七一	一三七	五八
四〇	五、八七九	一、八七一	二三八	九四
四一	七、五一六	二、一八九	三五五	一二二
四二	七、五三二	一、九八八	五二八	一七〇
四三	三、三六五	八九〇	六六八	二三〇
四四	三、四〇六	九六三	四四八	一五六
大正元	三四〇	九九	六八八	二二八

斯く如く戰後の好況に乘じて發展した毛斯綸業も、一度財界の行きつまりに逢ふや、忽ち難境に陷つた。本邦重要事業史に『戰後の好景氣に乘じて斯く生産を激增せる結果は一度財界の行き詰りに會ふや忽ち斯業は

生産過剰需要減少

日露戰後に於ける毛斯綸業不振の原因

織物消費税引下の法律案

トップ相場の騰貴

投機的空賣の反動

毛織物原料の輸入税引上政府の保護

見越輸入の増加

難境に面せねばならぬことゝなつた。蓋しさなくとも市價は需要の減退よりして下落を餘儀なくされつゝある處へ、生産は益々増加する有様にて、滯貨は漸増し各所に投げ賣りの頻出を見るに至つたので、各社は遂に自由操短するの止むなきに立ち到つた。其後滯貨の處分もつき、更に外國市場が原料高による好況を報ずるに逢つて、一時見直したが、幾何もなくして更に一段と不振を強めるに至つた。蓋し財界が未だ十分恢復するに至つてゐなかつた爲め、一時の好況が却つて反動を呼ぶことになり、各種の需要を減退せしめた爲めでもある。が又四十三年四月より、從來の織物消費税率を五分引下げの一割とする法律案の提出が、特に同市場を不振ならしめる原因となつた。加之、本國に於けるトップ相場の騰貴は一時我市場の好材料となつたが、一度市場が不況に陷ては、それあるが爲め却つて會社の採算は不利ならしめられることゝなつた。斯くしてモスリン市場は其の後に至つても兎角に不振勝にて、時に一時的の好況を示す場合もないではなかつたが、それは投機的空賣の反動に過ぎず、從つて其の事情の消滅と共に一層の不況を持ち來すといふ有様がつゞいた。茲に於て政府は毛織物及び羊毛、乃至トップ等の輸入税を引き上げ内地會社を保護することゝなつたが、當初は豫期に反し、却つて見越輸入の増加を招き、一層市場は不況を深めるの皮肉に陷つた云々」とある。以て斯界情勢の一斑を推知し得るであらう。

五　毛織物業

毛織物業

ラシヤの輸入

戰國時代に於ける武將の陣羽織

毛織物にはラシヤ・セルヂス等の如き厚地毛物とモスリンの如き薄地の二種あり、ともに洋毛を原料とする點は全く同一であるが、厚地のラシヤ・セルヂスと薄地のモスリンとではその用途が異なるので、茲には先づ厚地毛織物を説明し、薄地モスリンに就ては項を改めて説明する事にする。我が國の毛織物、主として羅紗の需要は早く元龜天正の戰國時代からあつたらしく、當時武將中緋羅紗を陣羽織に仕立て、用ひるもの

千住製絨所

後藤恕作

後藤毛織會社の設立

民間毛織物業の濫觴

千住製絨所

歐化主義の流行とラシャの需要增加

があつた。降つて徳川時代には黑羅紗を羽織に仕立てゝ着用し、緋羅紗また黑羅紗煙草入、財布・紙入などに製して愛用したのを見ると、羅紗はよほど早くから我が國に輸入されたことは明かで、その用途もまた多方面に渉つてゐたらしい。併し我が國に羅紗の盛んに輸入されたのは、安政條約以後で、爾來ラシャは頓に輸入せられた。この趨勢を見て、明治九年頃、政府は千住に製絨所を設立して製絨を始めたが、これが我が國に於ける毛織物業の嚆矢であらう。これは政府が維新後頓に陸海軍及び一般人の洋服の發達を考慮し、その需要の增加を察し、斯業の發達を促進せんが爲に、模範工場として設立したのであつた。次いで明治十一年に至り、後藤恕作が後藤毛織會社を設立して毛織物を製織した。この會社は後藤恕作の個人設立で、民間に於ける毛織物業の濫觴である。然れども當時歐化主義の流行とともに、洋服が非常に流行したので、羅紗の需要を激增したが、內地の毛織物は技術の幼稚なため多額の生產費を要し、輸入品に比し、割高であり、歐米崇拜熱から國民の嗜好が自然と舶來羅紗に向き、內地製の羅紗はあまり歡迎されなかつたので、明治十一年に後藤恕作が後藤毛織會社を創立して以來約十年間は全く新規計畫を試みるものがなかつた。この間の事情に關し本邦重要事業史に其後約十年間といふものは全く之れに續いて新規計畫を試みるものもなかつた。技術習得の困難なことも其の一原因であらう。時代がそれ等未經驗の事業に放資を試みる程に進まず、又資本にその餘裕の無かつたことに基因するかも知れぬが、主としては當時の輸入品に對抗し民間事業として經營して行き得るやうな採算の立たなかつた點にあらうと思はれる。此の間の事情を說明する一材料として當時の毛織物類の輸入表を第一表に揭げて見よう。明治初年より既に年々二百萬圓前後（五、六年の輸入額巨大なるは特に雜毛織物の輸入大なりしに依る）の巨額を輸入してゐたことに見ると、之れと對抗して、全然未經驗の企業を試ようとする者のなかつたことも無理からぬことゝ肯れるとある。尙ほ文中の第一表は左の如し。

毛織物類輸入累年表（單位千圓）

明治年次	羅紗 數量	羅紗 價格	同混織 數量	同混織 價格	セルヂス 數量	セルヂス 價格	其他共計
元	一九四	二三五	—	—	—	—	一、九四八
二	四六一	六〇六	—	—	—	—	二、三九九
三	四三七	六四六	—	—	—	—	二、六九六
四	四三七	八四〇	—	—	—	—	三、八八九
五	一、二六二	三、〇三七	—	—	—	—	七、二一七
六	一、〇三八	一、三二一	—	—	—	—	五、九八五
七	八四	一一三	—	—	—	一四	二、一四九
八	—	五三一	—	—	—	（一二八）	三、三八四
九	—	五九五	—	—	一	（七五〇）	一、八三八
一〇	四九一	六八五	—	—	三一	一五	二、四七三
一一	五〇三	七〇三	—	—	六四	二六	二、七二八
一二	一五七	二一二	—	—	六六	三四	二、一七五
一三	一四三	一八八	—	—	二三	二七	二、三一八
一四	七五	八九	—	—	三一	一三	一、六三五
一五	一五七	一八二	—	—	三五	一九	一、四一四
一六	一七〇	一九二	一九七	八一	八五	四〇	一、六三九

アルパカ、旗布、呉呂、カシミア、フランネル、毛朱子、羅世伊多、ラッスル、オルレアン

毛布、混綿、

東京製絨株式會社

日本フランネル株式會社

日本毛織株式會社

一七	三七七	四六八	一七〇	六八	五九	二三	一、三三八
一八	三六五	三九二	一九三	八二	六一	二六	一、七八八
一九	六二〇	六一六	五〇六	五九	五七	二二	二、二二二
二〇	一、四四九	一、四〇三	一、〇七五	五〇二	九〇	三九	三、六六六
二一	九六八	一、〇四二	四四八	二二五	一七四	八二	三、七九〇
二二	四五〇	六〇六	五二一	一九六	一四六	八七	三、七三二
二三	七四四	九〇一	三八二	一五五	一一〇	六三	四、四三六
二四	四〇一	四三二	一三七	六五	八九	五九	三、〇八六
二五	六二七	六四〇	四一三	一九七	八七	六三	三、六四一
二六	七九〇	八〇一	六三九	三一九	一八	九	四、六八五

（備考） 其他の中にはアルパカ。旗布、呉呂類、カシミア、フランネル、毛朱子、羅世伊多（ヘル）ラッスル、オルレアン、毛布等を含む。

表中の混綿とは綿絲と毛絲の混織物で、安物の羅紗、毛布等を指したものであらう。最も今も安い毛織物に綿（めん）を混ずることは蓋し已むを得ないであらう。

斯く明治中期に於ける毛織物は大抵輸入品であつたが、時勢はいつまでも輸入で間に合はせ、外國の獨占に委せて置く譯はなく、明治二十年に至り、三十萬圓の資本を以て東京製絨株式會社が創立された。この會社は現東京毛織株式會社の前身であるが、準備に三ケ年を費し、遂に同二十三年七月始めて羅紗及びフランネルの製造を開始した。尋で同二十五年に至り日本フランネル株式會社が設立された。併し是等の毛織會社の業績は頗る揚らず、隨つて其後數年の間は毛織物業を企つるものがなかつた。然るに日清戰役直後に於け

る企業熱の勃興につれ、日本毛織株式會社が設立されて漸く毛織物が世間に認められるに至つたが、いづれも小資本にして外國品を驅逐して內地の市場を國産品で獨占しようといふやうな大規模の會社ではなく、僅かに陸海軍及びその他官廳などの用品を引受け、辛ふじて營業を維持してゐるに過ぎなかつた。

日清戰役後の毛織物業
輸入毛織物の壓迫

日清戰役後に於ける我が國の毛織物會社は只管經營の維持に腐心するのみで、毫も發展しなかつた。勿論既設の毛織會社は創立後いづれも非常な犧牲を拂つて、毛織物の改良をはかると同時に、研究に研究をかさねて優良品の製出に努めたが、當時とかく輸入品に壓迫されて花々しい發展が出來なかつた。然るに日清戰役後の我が國に於ける毛織物の需要を見るに、同戰役直後から俄然歐化熱が旺盛をきはめ、ために毛織物の需要が急激な增加を示し、理論上から云ふと、これを轉機として我が國の毛織業は需要の激增に比例して大々的に發展すべき機運に向つたのであるが、當時海外諸國の毛織業が異常な發達をなし、ために優良品をドシドシと我が國に輸出するので、つまり內地の會社はその技術の點に於て、その品質に於て、その價格に於て、到底これらの外國品と競爭が出來ず、殆ど我が國の市場は外國品によつて獨占されると云ふ有樣であつた。

國産毛織物の排斥
國産品の蔑視

加之、當時に於ける日本人の通弊として外國品は內地品よりも優良であるといふ先入觀念に支配されてゐたので、譬ひ外國品と國産品とその品質が全く同一な場合でも外國品を買ふものが多く、亦た品質が同じく、而も國産品が外國品より二三割安い場合でも、外國品を購入し、その羅紗で洋服を調製して着ることを一種の誇りとする惡習があつた程であるから、當時我が國の毛織會社がその經營に如何に苦心したかは全く想像の外で、日清戰役後の毛織物の需要激增時代にも、外國品に壓迫されて存分の發展が出來なかつたのである。この事實は即ち日清戰役前までは羅紗セルヂス等を合せて一ケ年百二三十萬碼の輸入を見るに過ぎなかつたが、それが同戰役の終了頃たる二十八年頃から二百數十萬碼に增加し、爾來年によつて輸入額に多少の增減はあつたが、多くは三四百萬碼に達し、同三十三年には八百餘萬碼內の輸入を見るに至つた。この現

象は要するに內地需要の大部分が外國製の輸入品によつて奪はれつゝあることを明示するもので、それだけ內地の毛織會社が壓迫を受けたことを物語るものである。猶ほ日清戰爭當時から歐洲戰直前までの毛織物輸入量とその價額については、本邦重要事業史に毛織物輸入表が掲載されてゐるから、之れを再錄して參考に供しよう。

日清役當時から歐洲大戰前迄の毛織物輸入表

日清戰時より歐洲戰前迄の毛織輸入累年表

年次	羅紗 數量(萬碼)	羅紗 價額(萬圓)	同混綿 數量(萬碼)	同混綿 價額(萬圓)	セルヂス 數量(萬碼)	セルヂス 價額(萬圓)	其他共計(萬圓)
二七	五一	六四	三	八	五	五	三一
二八	二、〇二	二、九五	三一	一七	一五	一二	五、四七
二九	二、七〇	三、四一	一、一一	一七	二五	二三	九、六四
三〇	二、二一	一、九四	六七	二九	三	二	五、七七
三一	三、三一	二、八〇	一、〇二	四四	一七	一四	六、二三
三二	一、九八	二、〇〇	一、〇九	五三	一二	八〇	四、七二
三三	二、五六	二、九七	四、四三	四三	一、四七	一、一六	一〇、四二
三四	一、一九	一、三二	一、六六	九〇	七三	三八	四、五一
三五	一、八九	二、〇〇	二、七二	一、四三	四六	二四	六、二三
三六	二、五三	二、六一	一、六二	九六	七四	四三	六、一七
三七	一、六四	一、七五	一、五七	八三	九九	六一	四、六四
三八	七、五五	一〇、二一	五、九一	四、四〇	一、〇五	六〇	一七、七〇

三九	八、六一	一〇、九三	五、六七	三、一一	一、四〇	八九	一七、八三
四〇	三、一七	三、五七	三、八三	一、九七	四、〇五	三、九四	一〇、一七
四一	一、二七	一、四八	二、四四	一、二七	一、五五	一、二八	五、九一
四二	一、七三	一、八九	四、二五	二、六一	一、一四	八四	六、四五
四三	一、七〇	一、九八	五、九四	三、九四	三、九〇	三、四二	一〇、六九
四四	一、九八	二、二九	六、二九	三、九〇	五、三七	四、三一	一三、五六
元	一、九六	二、三〇	四、六三	二、九三	一、五三	一、〇一	七、七六

日露戰役の毛織物業

日露戰役中に於ける毛織業の好況

思惑輸入の業

り

供給過剰市價の暴落

日清戰役も大規模の戰爭には相違なかつたが、明治三十七八年の日露戰爭は、より以上大規模の戰爭であつただけに、軍用絨紗の需要は頓に激增し、ために絨紗の市價は著しく騰貴したので、今日まで辛ふじて經營を維持して來た製造會社も需要の激增と市價の騰貴に惠まれ、玆に漸く蘇生の思ひをなした。併しこの好況はもと〳〵戰時景氣に過ぎないので、僅か一兩年に過ぎなかつた。加之、戰時中の需要激增に煽られ、利に敏活な商人が盛んに思惑輸入を試みたので、明治四十年の反動來と共に忽ち供給過剩を來し、ために市價は下落し、毛織物會社は再び悲境に陷つた。

製麻業

六　製　麻　業

近江麻絲會社

機械製麻業の始め

政府の年賦金利子貸下

麻を紡いで衣服の材料とすることは、よほど以前から行はれたらしいが、家庭工業から離れて今日の如き機械紡麻に移つたのは明治十九年以後のことである。即ち明治十九年、近江麻絲會社が創立された、これが我が國に於ける機械による製麻業の嚆矢であらう同會社は最初資本金二十萬圓を以て創立されたものであるが、別に政府から九年据置十年賦償還無利子で八萬五千五百餘圓を借受け、滋賀縣大津に工場を建築し、佛

北海道製麻株式會社

亞麻栽培の嚆矢製綿工場の濫觴

下野製麻株式會社

下野製麻解散の原因

亞麻式機械据付の失敗

北海道亞麻支那麻

日清戰役中の製麻業

軍需品の激增

國製の機械を据付け、十八年六月工場を落成、翌十九年九月から製織を開始した。之れに刺戟されてか、翌二十年四年に至り、北海道に資本金八拾萬圓を以て北海道製麻株式會社が設立され、同二十三年七月から運轉を開始した。同社に就き本邦重要事業史には『二十年四月には資本金八十萬圓の北海道製麻株式會社が創立せられ(北海道廳より六ヶ年間五朱の配當保證を受け)、二十三年七月より運轉を開始した。同社は近江麻絲紡績が日本固有の大麻を原料とせるに反し、亞麻の栽培使用を目的とせるもので、二十二年札幌附近の農民に二十五町歩の亞麻耕作を試みしめ、翌二十三年には一躍三百町歩の耕作となつて、同年より亞麻製綿工場をも經營するに至つた。これ今日に於ける亞麻栽培乃至製綿工場の濫觴であつた云々』とある。

北海道製麻株式會社についで明治二十年十月、資本金二十萬圓を以て栃木縣鹿沼に下野製麻株式會社が設立され、同二十三年八月、北海道製麻會社と前後して操業を始めた。併し同會社は近江麻絲と同じく、創立後幾何もなくして解散の止むなきに至つた。蹉跌の原因に就ては本邦重要事業史に『近江麻絲と謂ひ、下野製麻と謂ひ、共に在來の大麻を利用して太物(即ち帆布類や蚊帳用)の麻絲を製造せんとするに在つた。然るに据附機械は概ね佛國製の亞麻式にして大麻を用ゐるに過ぎず、爲めに事業繼續の望なきに至れる爲め、前者は印度產のジユートを輸入し、主として當時輸出の旺盛なりし堺段通用の麻絲(粗大なる)を製造し、後者は野州麻の使用を斷念して支那麻と北海道亞麻を使用するの外なきに至つた。知るべし、製麻事業に對する知識の當時如何に貧弱なりしかを。併し、この二會社の失敗は北海道製麻事業擴大と共に救はれ、二十五六年以後は兩社共その原料の大部分を北海道亞麻に求むることが出來た。(下野製麻は亞麻自營の必要を感じ、地を那須野にトして耕作せるも之れ又失敗せり)云々』とあり、近江麻絲・下野製麻兩會社の失敗が那邊にあつたかを推知するに難くない。

斯の如く製麻業は知識の缺乏と技術の幼稚と資本の貧弱等によつてその發達が思はしくなかつたが、偶々

各製麻會社の增資擴張
近江麻絲會社の增資
北海道製麻會社の增資
下野製麻の擴張
大阪麻絲株式會社
ラミー工場
四會社分立時代
日清戰役後の需要激減
製品停滯市價の低落
各會社の投賣
製麻會社悲觀せらる
合同販賣所の設立
生產制限

明治二十七年に至り日清戰爭の勃發するや、軍需品として激增するに及び、永い間悲境にあつた我が國の製麻業は漸く愁眉を開くに至つた。隨つて各製麻會社ではそれ〳〵增資擴張して需要に應ずることゝなつた。即ち近江麻絲會社は二十八年に至り資本金を六十萬圓に增資し、以て工場の擴張、機械の增設を行つた。また北海道製麻會社は資本を百六十萬圓に增額し、下野製麻會社は日光町に新工場を增設し、資本を壹百萬圓に增資すると共に、日光工場では麻絲の製造に從ひ、鹿沼工場では主として麻布の製織を行ふことゝなつた。然るに日清戰役後、企業熱の勃興するに及び、製麻業の隆昌につれて大阪に二百萬圓の資本を以て大阪麻絲株式會社が新設された大阪麻絲株式會社は本邦重要事業史に「當社はラミー紡績を專らとし、これに亞麻紡績工場を併有せるも不幸にして再度の火災に遭ひ、ラミー工場の全部を燒失せる爲め、資本金は當初の二百萬圓より三度減資して四十萬圓となし事業の縮少を餘儀なくせられたのであるが、兎に角、この會社の創立と共に所謂四會社の分立時代が展開せられ、かくて第一次の悲境時代が招來せられたのである云々」とある。日清戰中は軍需品の激增に依つて、前記の如く各會社では何れも增資・擴張を斷行し、全力を傾倒して增產を圖つたが、日清戰役の終熄するや、俄かに軍需品の激減、製品の停滯から市價は著しく低落し、金融の逼迫、輸入品の壓迫等によつて、各會社は忽ち製產の過剩を來たした結果、期せずして各會社の間に製品販賣の猛烈な競爭が起り、勢ひの赴くところ、遂に投賣り、または賣崩しなどを試みて一時の切投げ策を講ずるに至つた。ために各社はいづれも正に破綻に瀕し、大いに悲觀されるに至つた。斯くては製麻會社が總倒れになるより外ないので、近江麻糸下野製麻・大阪麻糸の三社代表者が協議し、以て無益の競爭を中止し、製品の價格を維持するために合同販賣所を設立して三社の資金融通の途を拓くと共に各社の生產を制限し、製品を一手に處理し、大いに成績を擧げた。次で多年の競爭によつて積弊の甚だしかつた蚊帳業者も加入せしめて、漸次斯業の圓滑を圖つた。併しこの合同販賣所の設立は三社併合の前提で、明治三十六年七月に至り

日本製麻株式會社

日露戰役の勃發

日露戰後の打撃

日本製麻と北海道製麻の併合

帝國製麻株式會社

日本麻糸株式會社

日本製麻株式會社

化學工業

製紙業

和紙製造業

和紙の起源

豫期せられし如く三社は合同して資本金二百萬圓、拂込を七十八萬圓となし、日本製麻株式會社を設立した。これより我が製麻業は漸次好轉し、その基礎が安定するに至つた。

斯く我が製麻業の基礎が漸く安定するに及び、偶々明治三十七年に至り、日露戰爭の勃發となり、又々軍需品の需要が増大せられ、再び日清戰爭當時の好況を出現したが、それも束の間で、戰後は需要の激減により非常な打撃を蒙つたので、日本製麻會社と北海道製麻の併合が行はれ、遂に斯業の統一によつて帝國製麻株式會社が新設されるに至つた。當時我が製麻業は恒に輸入品の壓迫を受け、製品の種類が極めて少なかつたので、斯界は全く帝國製麻會社の獨占に歸し、斯業も漸く好望せらるゝや、これに刺戟せられて日本麻絲株式會社、日本製麻株式會社（新）の二社が設立されたので、又々各社の間に猛烈なる競爭を惹起し、ために各社の業績は漸次悲境に陷つた。然るに大正二年に至り、偶々歐洲大戰の勃發するや、我が國は地理的關係から歐洲向き輸出品の製造工業が繁榮したが、この時代が製麻業は大いに盛況を呈し、多分の利潤を占めたと云はれる。

第十五節　化學工業

一　製紙業

（イ）和紙製造業

我が國に製紙業の起つたのは今から千三百年以前、推古朝時代だと稱せられる。大森金五郎氏著最新日本歴史年表、推古天皇十八年の條にも『三月高麗王僧曇徴、法定ヲ貢上ス、曇徴五經ヲ知リ且ツ彩色及紙墨ヲ

楮 三椏	障子紙 襖 畫箋紙 鳥の子紙 奉書 千六引 西の内 維新前の紙

作ル併セテ硯礎ヲ作ル云々」とある。和紙は楮（かうぞ）・三椏（みつまた）等の樹皮を用ひて製造するもので土佐紙・美濃紙・駿河半紙等である。安政條約の締結後、歐米から盛に洋紙が輸入され、當時我が國民は之れを俗に西洋紙と總稱して珍重したが、文字の構成上から云ふと矢張り日本人には日本紙（和紙）が適し、西洋紙は歐米人に適すべく發明されたものゝやうに想はれる。隨て日本では現代に於ても小學校の習字と清書には必ず和紙を使用させ、洋紙を用ひぬのを以て見ても日本文字を書くには和紙が適當で、洋紙は歐文またば洋式學問に使用すべく適當なものであることを證明してゐるのである。就中、日本家屋の障子・襖（ふすま）の上等なものは殆ど全部和紙を用ひ、洋紙を用ひぬ。其他日本繪は絹本・紙本を除いては、唐紙・畫箋紙・鳥子紙・奉書・千六引等を用ひる。唐紙は支那産にして竹の皮を以て製造すると云はれるが、畫箋紙鳥の子・奉書・千六引等はいづれも日本紙の一種で、近頃選擧に使用してゐる西の内紙なども和紙の一種である。維新前、我が國で紙と云へば全部和紙を指し、上は書籍・障子・襖（ふすま）・油紙・包紙・當用紙から下は洟紙（はながみ）・塵紙（ちりがみ）・紙縒（こより）紙に至るまで總て和紙を用ひた。隨て明治初年には紙幣を俗に楮幣と呼んだ、これは現代も同じことであるが、紙幣の用紙を楮の樹皮で製造したので、この名がついたのである。和紙は洋紙に比し、强靱にして破れ難く、長持ちがするので、いまも上等物の製造には多く和紙を用ひられる。就中、古來我が國の特産として世界各國の賞揚する錦繪の印刷には絶對に和紙に限るとされ、頗る珍重される。

然るに和紙の製造は多く家庭工業的な小規模な所で製造されてゐるが、その製産額は近年に至るも毫も衰へず、相當の額に達してゐる。本邦重要事業史に和紙の生産高累年表が掲載されてゐるから、左に之れを再錄して參考に供しよう。

和紙生産高累年表

	半紙 數量 千貫	半紙 價額 千圓	美濃紙 數量 千貫	美濃紙 價額 千圓	其他紙 價額 千圓
明治二〇	一、六六四	二、一四一	三三二	五三九	一、九二〇
二五	二、七八七	二、一四四	三三四	四八八	二、二七九
二七	三、五四九	三、一三二	一五九	五七〇	四、三五九
二八	二、五三一	三、七七九	一五五	八三六	四、五一二
二九	二、九五七	四、一七一	一六五	一、〇六四	五、〇七三
三〇	二、七四四	五、一六二	一五五	一、四一九	五、六八一
三一	二、五一八	五、二〇四	一五三	一、二四七	五、九四一
三二	二、五一八	四、九七一	一三七	一、二七三	五、七四八
三三	三、二九一	六、三四七	一七八	一、二五四	六、三八五
三四	二、六一八	五、〇一八	二五三	一、三七一	六、二六二
三五	二、七三一	五、四六五	三八八	一、八一三	六、八八一
三六	二、六六七	四、八五九	三七六	一、八一九	五、七三四
三七	三、八九一	四、三三八	四五一	一、六三八	七、五六八
三八	二、六五四	四、七八九	二六九	一、五四一	七、三九二
三九	二、七六五	五、三八〇	二五六	一、六七七	八、四二四
四〇	二、八九四	五、八三一	三二二	二、一一九	一一、五五五

四一	二、八八五	五、六九七	三一三	二、一八三	一〇、九一七
四二	三、〇三二	五、八〇六	三四七	二、一七九	一〇、二三三
四三	三、三二一	六、三九九	四〇〇	二、三〇八	一一、二一六
四四	三、四七五	六、九一七	三七五	二、一二四	一一、二八九

（以上明治年間のみに止む）

日清戰役當時の和紙生產高

歐洲大戰以後の和紙生產高

和紙模造品の横行マニラ紙の脅威

日本趣味の墮落

模造品横行時代の出現

即ち日清戰爭當時は、一ヶ年に半紙美濃紙等の合計は三百萬封度、その他の紙を合せて實に四百八十萬圓程の生產額であつた。この趨勢は其後依然として大差なく續いてゐたが、歐洲大戰の結果、一般紙類の需要增加につれて和紙の需要も俄然激增し、而もその價格が著しく騰貴したので、大正八九年頃には生產高は半紙美濃紙を合せて四百數十萬封度に達し、その價格は五千萬圓乃至八千萬圓の巨額を示すに至つた。當時は旣に洋紙全盛時代であつたが、而も和紙の勢力は毫も衰へざるは、一は國民性の然らしむる所なるべく、以て和紙製造業の輕視すべからざるを知るに足るであらう。されど近頃に至り和紙模造品が現はれ、例へばマニラ紙の如き、障子紙、漉紙、塵紙等の日用品から、奉書紙・襖紙・書籍等の上物に至るまで各種の模造品があり、これが亦た非常に格安に出來てゐるので、純和紙の高價な上等品は漸次市場から驅逐されるに至つた。この現象は單に和紙に現はれた珍現象ではなく、絹布物が人絹に壓迫され、白銀の入齒がサンプラチナに驅逐され、純金の眼鏡がアメリカ金の眼鏡に押されたと同じ理由であつて、優良な純日本半紙を買ふために町内を捜し廻はらねばならぬほど、近頃は模造品が横行し、この模造品が亦た無學低級な社會から歡迎されることは、恰も歌舞伎芝居が金持社會から歡迎され、映畫館が裏長屋の嬶連に持囃されるが如し。和紙も大正十二年頃までは相當に需要があつたが、近頃次第に需要が減少し、漸次模造紙と洋紙のために驅逐されるに至つたのである。

洋紙業
淺野侯家（淺野長勳）
有恒社
洋紙製造の嚆矢
三田製紙所
澁澤榮一
抄紙會社
王子製紙會社
島製紙所
京都梅津製紙所
神戸製紙所
三菱製紙會社高砂工場
洋紙界の反動
洋紙會社の續出
景氣の恢復
印刷術の發達

（ロ）洋紙業

本邦重要事業史に『我が國の洋紙製造業は、淺野侯爵家を中心として設立されたる有恒社が、明治五年東京蠣殼町に孤々の聲を揚げ、同七年に操業を開始したるを以て嚆矢とする。之れと相前後して三田製紙所（今日なし）及び澁澤榮一氏を中心とする抄紙會社（今の王子製紙會社六年創立八年營業開始）の設立となつた。亞で大阪市中の島製紙所の設立を見、進んで同九年には京都梅津製紙所、神戸製紙所（現在三菱製紙會社高砂工場）等創立され、尙ほ越えて十一年には印刷局抄紙部に於て初めて抄紙器の据付を見る等、漸く洋紙事業發展の機運は熟するに至つた云々』とあり、以て洋紙製造の濫觴時代に於ける裏面の消息を窺ふに足るであらう。併し、いづれも創立匆々のことではあり、全く新事業であるに加へて、機械の不備、技術未熟のため、成績に殆ど見るべきものなく、需要の大部分は依然として輸入品に仰がねばならなかつた。政府の模範工場や奬勵や西南役後の起業熱に刺戟されて我が製紙業も一時大に勃興したが、反動來によつて忽ち製紙業も他の事業と共にその發展を阻止さるるに至つた。されど既に操業を開始した會社では着々事業を進め、前途の需要増加とその事業の國際的性質に鑑み、現在よりも將來に冀望をかけて鋭意販路の擴張に努めた。かくて明治十四年から同十八年に亙つて繼續せる財界の反動も鎭靜し、景氣の恢復すると共に、製紙界は漸次活氣を呈した。玆に特筆すべきは明治十四五年頃までは我が國の印刷術も未だ充分發達せず、大抵は江戸時代からの傳統で木板の版木を用ひた。それは明治時代の草双紙を見ると、よく印刷術發達の經路を推知することが出來るであらう。我が國で鉛活字を一般に用ひたのは明治十五六年頃からで、それ以前は或る特殊印刷物を除くと大抵木板摺であつた。この木版摺の書籍は當時全部和紙を用ひたので、この方面だけでも和紙の需要は夥しい額に達したであらう。然るに明治十五年を境として從來の木板摺り、和紙の草双紙は合巻物から一冊または上下二冊續きの洋紙、鉛活字印刷の和綴本に變化したが、それが明治十九年頃から洋裝・洋

印刷物の變遷
木版摺本
和綴本
和紙本
洋綴洋紙本
鉛活字印刷本
洋紙の需要增加
黑岩淚香の探偵小說
探偵小說時代の出現
新聞雜誌の發達
靜岡縣氣賀分工場の設立
四日市製紙の設立
千壽製紙の設立
小倉製紙
富士製紙の設立
阿部製紙の設立
富士製紙第七工場

摺・洋紙・鉛活字の印刷本となつて、現代書籍の端を拓いたのである。隨つて明治十五年頃を境として出版界から和紙は殆どその影をひそめ、洋紙が獨歩するに至り、その需要が頓に增加したことは想像に難くない就中、明治二十年頃から黑岩淚香の飜譯探偵小說が現はれるに及び、時好に投じ大衆から非常に歡迎されたので、新聞に雜誌に單行本に各種の探偵小說が連載され、出版され、同三十五年頃までに約三百九十種の內外探偵小說が出版され、我が國の出版界に宛然探偵小說時代を演出した。この方面に於ける洋紙の消費額だけでも夥しい額に達するであらう。加之、當時既に新聞・雜誌が發達し、日刊・週刊・月刊等非常な數に達してゐたから、文學刊行物と倂せ考へる時は、その消費額は想像に難くないであらう。隨つて製紙界は漸く景氣を恢復し、新規計畫を試みるに至つた。卽ち明治二十年には王子製紙の靜岡縣氣賀分工場の設立されたのを始めとし。同年三重縣に四日市製紙か新設された。また二十一年には千壽製紙が設立された。この千壽製紙は後小倉製紙となつた。次いで二十三年には富士製紙が設立され、二十四年には阿部製紙が設立された阿部製紙は後富士製紙第七工場となつた。卽ち僅か數年の間に五製紙工場が設立されたが、これ等はいづれも洋紙製造業を營んだ。本邦重要事業史に日淸戰役前に於ける洋紙の生産額表が掲載されてゐるから、左に之れを再錄して參考に供しよう。

日淸戰爭前の洋紙生産額表

明治	數量（封度）	金額（千圓）
二〇	一一、八七八、五五〇	四一〇、〇
二一	—	—
二二	—	—
二三	七、八六四、四〇〇	四〇三、四

二四	一八、六一三、六二五	八五〇、七
二五	二二、四六二、四六〇	九六九、五
二六	三一、八五〇、一〇〇	—

（備考）本表は農商務省統計に依る。

日清戰爭後の洋紙界

戰後の財界と洋紙業

洋紙會社の新設擴張

下鄕製紙の改造

王子製紙靜岡縣中部工場

四日市製紙靜岡縣芝川工場

東京板紙

西成製紙

東肥製紙

九州製紙

財界の影響

洋紙業は財界反動の影響を受けず

洋紙需要の漸增

右の統計表を見ると、明治二十一年、同二十二年の生産高は不明で、同二十年に比し二十三年には著しく生産高を減少してゐるが、翌二十四年より生産額を増加し、二十六年には二十年に比し殆ど二・五倍の増加を示し、前途の洋々たることを暗示してゐる。猶ほ日清戰爭後の發展に就ては本邦重要事業史に『洋紙界が右の如き趨勢に在つた際、日清戰役の勃發は、斯業に對して、更に有力なる發展の機運を與へた。蓋しこれ同戰役を轉機として、我が國の文化が著しく進み、洋紙に對する需要を非常に刺戟したからである。而して明治二十八年より二十九年に至る戰後企業熱勃興時代に於て洋紙會社の新設乃至擴張を試みるもの相次で起りたるは云ふ迄もなく、越えて三十一年の反動、三十三年の第二次反動、三十四年の恐慌と、一般財界は戰後不況に一轉したが洋紙事業は依然其膨脹の勢を續けた。卽ち下鄕製紙（元中島製紙所）の改造を始めとして、王子製紙靜岡縣中部工場（二十九年）四日市製紙靜岡縣芝川工場（三十年）東京板紙（大正九年富士製紙に合併）西成製紙・東肥製紙（現在の九州製紙三十二年創立）等は、何れも此間に設立せられたものである。勿論一般財界の盛衰は洋紙界に對しても、影響を及ぼさぬ道理はなく、斯業も亦賣行きの減少、市價の低落、在荷の增加等の不況より免れ得なかつたことは言ふ迄もない、が然し、それにも拘らず、依然事業の規模は益々增大され行き、從つて生産高も年々著增を示して熄まなかつた所以は、當時に於ける我國文化の發達が如何に旺に、而して斯業が如何に其の時代の要求に投じ得たものであるかを語るものである。今、以上の事實を更に具體的に示す爲め、日清戰時より、日露戰前に至る十年間に於ける斯業の規模の變化を左の

洋紙製造規模と生產額

表に揭げて見よう。

洋紙製造規模發達表

明治年次	工場數	拂下資本（千圓）	使役職工數（人）	使用原料數 襤褸（千貫）	使用原料數 稻藁（千貫）
二七	一〇	二、三六二	一八四	二、六九六	六、二〇四
二八	一〇	二、五五八	一九二	四、五四二	四、四四〇
二九	一〇	二、八九八	二〇〇	四、七二六	四、一八一
三〇	九	四、〇九二	二七三	三、二二四	四、九三四
三一	一一	六、七三六	二、七二四	三、四四一	五、四六八
三二	一二	七、〇〇六	三、〇三一	七、四〇七	六、七六三
三三	一二	八、四〇四	三、三五一	一、九二八	二、七六二
三四	一三	八、二二六	三、九二二	二一、五五八	八、五九二
三五	一二	八、四七二	三、六二一	六、〇〇六	八、〇一三
三六	一一	七、一一七	三、三八九	一二、〇二七	六、五九七

同上原動力使用馬力數

明治年次	馬力	年次	馬力	年次	馬力
二七	三、〇〇八	三一	五、〇八〇	三五	一六、一六三
二八	三、〇〇八	三二	七、五六八	三六	一四、一六五
二九	三、〇〇三	三三	八、一六八		

三〇年末	二、九三三	三四年末	一〇、三九七

工場數に於ては、十年間に於て殆ど大差もなく、時に二三の增減を見たに過ぎぬが、之れに投ぜられた資本額の變化に就て見ると、二十七年當時の二百三十六萬二千圓より三年には四百萬圓となり、更に三年を經ずして三十三年には倍額餘の八百萬圓と增し、三十五年には八百四十七萬圓を示すに至つた。以て此の十年間の發達の如何に顯著なりしかを知るに足りよう。尙ほ此中、主要七社に就いて、同期間に於ける變化の內容を示すと、次の表の如くである。如斯規模の增大に連れて、生產額も亦年々增加し、二十七年當時四千二百萬封度に過ぎなかつた產額は、十年後には一億一千二百萬封度に達し、約三倍に近き激增を示した。然それにも拘らず、輸入額は益々增加し、左の二七―三六年洋紙供給表に示す如く、日淸戰爭當初の八十五萬一千圓より、多き時は五百三十萬圓も輸入し、其の後幾分減少したるも、尙ほ四百七八十萬圓を輸入する有樣であつた。

明治廿七年と卅七年との洋紙製造會社內容比較

		拂込資本（千圓）	使用原料 襤褸（千貫）	使用原料 稻藁（千貫）	職工數（人）	出來高（千封度）	封度當平均相場（厘）
王子	二七	五〇〇	八一四	一、一五一	二五三	八、六九二	五六
	三七	一、六九〇	三三〇 一一三本	四一三 五七七	六一九	二二、七七〇	六三
四日市	二七	九九	二五五	三三三	一六七	二、六八九	五八
	三七	七五〇	— 三七本	— 四九四	一三〇	一一、三二一	五二

富士	二七	六二五	四四一		一、七八七		三一四	九、七三六	五六
	三七	二、〇六〇	二、二四四	一〇五	二、〇八四	二、六三五	七八七	三八、七六二	五六
有恒	二七	一〇七	六九		三三八		三八	六〇三	六〇
	三七	八〇	五六	—	—	二七〇	五五	一、五七三	六三
三菱	二七	三〇〇	四三七		二七五		一七四	五、三一〇	五六
	三七	五〇〇	一、一九四	—	八二二	四九四	四一五	一三、六五七	七三
大阪	二七	一二〇	一一六		三三		六三	八四一	四五
	三七	二〇五	二二七	五本	—	二四六	一八三	三、四七七	七七
阿部	二七	—	一四八		六四一		一七一	四、〇二一	四八
	三七	六〇〇	六八九	一、一八三	一、一八三	八一四	四〇一	一二、八七五	五八

（備考）使用原料中三十七年度の左側襤褸の項にあるは本質原料の本にして計上しあるもの、藁の項にあるは本質原料其他なり。

明治二七―三六年洋紙供給表

明治二七—三六年洋紙供給表
内地生産高
輸入高

明治年次	生産 數量（千封度）	生産 價額（千圓）	輸入額 數量（千封度）	輸入額 價額（千圓）	其他共計（千圓）
二七	四二、三七九	二、二八八	三、三七七	二五八	八五一
二八	四五、九五三	二、六一九	三、八〇五	三〇八	一、〇五二
二九	四八、一六一	二、七四五	一〇、〇二三	七二三	一、七九〇
三〇	四六、二五七	三、〇〇七	一三、二六〇	八五七	一、九八一
三一	五〇、〇二〇	二、九〇一	四二、二四九	二、二八三	三、八四四
三二	八〇、八二七	四、九四七	九、五八六	七四八	二、五八〇
三三	九五、九〇六	七、〇〇一	三、五四七	二、〇三七	五、三五五
三四	一一三、三四八	七、一四一	一一、〇四九	八六四	三、〇六〇
三五	一〇二、一四三	七、一五〇	一七、八四二	一、四〇三	四、八三八
三六	一一三、〇六〇	七、一七二	一二、二八九	九九一	四、七三八

（備考）本表は農商務省統計に依る。

價格の騰貴

供給額が年と共に斯くの如き激增をなせるに拘らず、市價は二十七年當時の一封度平均五錢四厘前後から漸次騰貴し三十年以後、六錢から七錢の間を往來しつゝあつたことに見ても、需要の如何に旺であつたかゞ覗ひ得る、以て日清戰爭當時から日露戰爭前まで、約十年間に於ける我が洋紙界の趨勢とその期間に於ける洋紙輸入量の一斑を窺ふに足るであらう。

日露戰後に於ける洋紙需要の激增
書籍出版業の勃興

我が洋紙製造業は躍進に躍進を重ねて來たが、明治三十七八年の日露戰役後は殊に著しい發展をなした。これには種々の原因があるだらうが、第一に書籍出版業の勃興、第二に新聞・雜誌の興隆、第三に紙函の

新聞雜誌の興隆
紙函の發達
包裝紙の使用流行

戰時及戰後の洋紙需要激増

市價の昂騰
新製紙會社の勃興
利根製紙
中央製紙
北越製紙
岡山製紙
既設製紙會社の増資擴張
王子製紙の擴張
新聞用紙需要の激増
富士製紙の擴張
阿部製紙の擴張
木材パルプ工業
下郷製紙の改稱
中ノ島製紙
製紙業の規模擴大

發達、第四に包裝紙の使用流行等は重なる需要激増の原因であらう。斯の如く日露戰役後、書籍出版業は各所に續出し、新聞・雜誌は日々千種の發行を見るに至つたが、就中紙函業の發展は戰後最も著しく、商品をすべて紙函に入れて販賣するやうになつたので、この方面の消費額だけでも夥しいものであらう。また日露戰爭前までは餘り使用されなかつたが、戰後包裝紙を用ひることが流行し、賣店では商品を紙函に入れて保存し、または販賣すると共に、販賣品は店名を印刷した紙で包んで渡すことが流行し、盛んに包裝紙を使用するので、その消費額は莫大な巨額に達したであらう。隨つて日露戰時及戰後の好況時に於ける洋紙界の活躍は實に目ざましいものがあつた。戰時中及び戰後に於て右の理由に洋紙の需要は激増したが、內地の供給力のみでは之れを充すことが出來ないので、戰時中及び戰後に於て盛んに洋紙を輸入したが、而も市價は昂騰の勢を示し、ために內地の洋紙會社は利益の漸増を見るに至つた。隨つて各所に新に製紙會社の設立を計畫するものが現はれた、即ち利根製紙・中央製紙・北越製紙・岡山製紙等はいづれも、需要激増の機運につれて新設された製紙會社である。これと同時に既設製紙會社中に増資擴張するものが多かつた。譬へば四十年二月に至り、王子製紙は從來の資本を三倍して六百萬圓となし、新聞用紙需要の激増せるに鑑み、北海道苫小牧工場を起して新聞用紙の自給を圖つた。また富士製紙は三十九年四月に至り資本金を倍額の四百六十萬圓に増資し、製造能率の大向上を計つた。次いで四七年三月に至り、阿部製紙會社はその後身たる日本製紙を併合し、資本一躍壹千萬圓に増資し、豫てから計畫しつゝあつた北海道江別工場を建設して我が木村パルプ工業に一轉期を劃すると共に、苫小牧の王子製紙工場と相竝んで新聞用紙の自給を完成するに至つた。その他、下郷製紙（舊大阪製紙）は中の島製紙を改稱し、株式組織となつた如きは、いづれも內容の擴張であつた。この期間に於ける製紙業の規模擴大に就ては本邦重要事業史に「今、この期間に於て斯業の規模が如何に擴大されたかを示すと、次の表の如く、戰初には十九工場八百十餘萬圓の拂込資本を示したに過ぎぬ

ものが、戰後四十一年に於ては工場數に於て二十六、拂込資本に於て二千百餘萬圓を示すに至つた。

日露戰時及其後の洋紙業發達狀況

年次	工場數 ケ所	抄紙機械臺數 臺	吋數 吋	拂込資本額 千圓
三七	一九	—	—	八、一二八
三八	二一	—	—	九、四八四
三九	二二	—	—	一一、六四六
四〇	二一	—	—	一六、五八四
四一	二六	—	—	二一、六六六
四二	二七	三八	三、三四九	二〇、八一一
四三	二九	四五	四、一四二	二一、〇九一
四四	三四	五〇	四、六二六	二一、一一七
元	二一	五〇	四、六二七	二三、二七一
二	三五	—	—	二三、七四九

輸入洋紙の增加

四十一年、財界反動の影響にて四十二年以後は拂込資本の減少を示したが工場數は却つて增加した。小會社の減資合併に對し、大會社には擴張のあつた爲めである。從つて生産狀態から見ると、財界反動の影響は全く現れず依然として增加の一途を辿つてゐた。蓋し、財界の不振、一般物價の低落に連れて紙價も必要下落し、從つて會社の營業狀態も不振を免れなかつたには相違ないが、一面需要は依然として進增し、內地の供給力を以てしては之れを充たすに足らず、益々輸入額を增すの有樣であつた爲め、極力增産に努めて熄まなかつたが爲めである。今試に日露戰時より以後の生産及貿易狀態と、內地製品の販賣高とを表に示して

見よう。

日露戰時戰後の洋紙需給表

日露戰時戰後の洋紙需給表（千封度）

明治	製造高	販賣高	輸入	輸出
三七	一二九、二一五	—	二四、〇四六	一一、〇一四
三八	一三四、四四一	七六、三三六	—	一一、〇四二
三九	一三三、四三二	—	七九、二五七	一九、三九六
四〇	一四七、二九六	—	八九、八九〇	一四、〇四四
四一	一七七、一四六	一六九、一〇一	六三、〇五二	九、七八八
四二	一七九、三六六	一八〇、二七一	九〇、九二五	七、〇七三
四三	二〇八、八三〇	二〇九、五二〇	九二、八二三	一四、二四七
四四	二四三、二〇四	二四三、七九六	七四、〇〇二	九、五六六
四五	二五一、三七七	二五五、〇三二	七七、二一四	一三、四六二

即ち之に依れば財界の景況か時に旺にして、時に衰へ、それに連れて物價も又一高一低恒なきに拘らず、洋紙の需要が一の例外をも示すことなく、年と共に增加し行ける樣と、而して輸出が增減一定の數なき反面輸入は大體漸增の一路を示し、更に生產高が之れ又年と共に遞增せる狀態が判然するであらう云々」とある。

洋紙の輸出入比較

右の表によると、我が洋紙の輸出輸入に比し、日露戰時中は約二分の一、戰爭直後の三十九年の輸出輸入の四分の一、四十年には六分の一にも足らず、四十年には輸出が著しく減少し、その反對に未曾有の輸入高を示したので約十三分の一と云ふ割合を示し、明治末年の四十五年に於てさへ五分の一といふ悲觀的割合を示してゐる。我が國の洋紙が盛んに海外に輸出されて、歐米各國の製紙界を驚かしたのは、昭和時代のことである。

パルプ工業初期時代の洋紙原料

木材パルプ製紙原料としての必要條件

パルプ製紙の缺點

木材パルプの無盡藏性

木材パルプの製造

機械的パルプ

碎木パルプ

化學的パルプ

亞硫酸パルプ

曹達パルプ

硫酸曹達パルプ

ケルレルパルプの發明

本邦重要事業史に『往時主として使用せられてゐた洋紙原料たるものは、襤褸及び稻藁の如きものであつた云々』とあるが如く、我が國に於ける初期時代の洋紙原料は主として襤褸（ぼろきれ）及び稻藁であつたが、明治二十二年の頃に至り、初めて木材パルプが製紙原料として好適なるものであることが發見されるに及び、製紙界に一大革新を與へた。製紙原料としての必要條件に就き、本邦重要事業史にも『(一)原料豐富にして且つ價格の安きこと、(二)供給容易なること、(三)含有纖維の多量なること、(四)準備作業容易なること、(五)漂白及び解舒容易にして費用の少なきものなること、(六)纖維の摘出に蒸煮劑を多數に要せざるものなること、(七)纖維は光澤に富み且つ細長くして强靭なること等にある。從來洋紙原料として主に使用せられてゐた襤褸類は品質としては木材パルプに優ること數等にして、パルプ製紙が日光に逢つて變色し易く、永久の保存に適せざること等に比較すれば、遙に製紙原料として適合せるものと言へる。又、楮、三椏及び雁皮等も此の點に於ては、何れも木材パルプに優るものであるが、これ等を主原料とするには、供給潤澤ならず且價格も不廉な爲め今日の如く新聞用紙、普通印刷紙等、安價にして量多く且つ供給の迅速なることを必要とするもの丶原料としては適當なものとは言へない。而して此の時代の要求にもつとも適合したものが卽ち木材パルプであり、この木材パルプの出現によつて洋紙工業は今日の發達を見ることが出來たのであると言へる。木材パルプは機械的パルプ卽ち碎木パルプと、化學的パルプ卽ち亞硫酸パルプ曹達（ソーダ）及び曹達パルプの一種なる硫酸曹達パルプの二種四類に分たれてゐる。が前者は一八四四年獨逸のゴツト・ケルトル氏の發明に初まり、後者は之れより稍後れて、一八六〇年頃に發明せられたものである。世界に於ける歷史が斯樣に僅か六十年乃至八十年なのであるから、我が國斯業の歷史の淺いことも無理はない云々』と頗る有益な記事を揭げてゐる、以て製紙原料としての木材パルプの地位を推知するに難くないであらう。

パルプ製造の嚆矢
王子製紙のパルプ業
富士製紙のパルプ製造
入山瀬第一工場
富士根第二工場
四日市製紙のパルプ製造
芝川工場
王子製紙中部工場
富士製紙第三工場
東海紙料株式會社
パルプ製造專業會社
中央製紙のパルプ製造
富士製紙の江別工場
金山工場
王子製紙苫小牧工場
三井物産合名會社
三井樺太紙料工場

我が國に於ては既に明治十七八年頃から、パルプの製造を試みたが、初めて之れを實現したのは明治二十二年十二月、王子製紙が靜岡縣氣賀工場に碎木パルプ機を備へたのが、その嚆矢である。亞いでパルプ製造を始むべく同二十三年一月富士製紙が同じく靜岡縣入山瀬に第一工場を設けた。また同三十年富士製紙では同縣富士根村に第二工場を設立してパルプの製造に從事した。次いで四日市製紙もまた同年靜岡縣の芝川工場を開いてパルプを製造し、三十二年には王子製紙で同縣中部工場を設立してパルプの製造に着手し、續いて四十一年には富士製紙が更に靜岡縣加島村に第三工場を創立して之れまたパルプを製造する等、これらの洋紙會社が天龍川沿岸・富士流域、或は富士山麓の森林に繁茂せる樅。栂材を使用して盛んに木材パルプの製造に從事した。されど是等のパルプ製造は製紙會社が自社の原料自給策として經營したものに過ぎないが明治四十年に至り、東海紙料株式會社が設立され、靜岡縣島田町に工場を設立し、大井川筋の樅・栂材を目的としてパルプ製造を開始した。猶ほその後のパルプ製造專業會社の新設に就ては本邦重要事業史に『斯様に本邦のパルプ工場は靜岡縣に集中し、其周域の森林を目的としてゐた爲め、忽ち原料木材の枯渇を來すに至り、中央製紙の如きは、三十九年に於て、岐阜縣中津町に工場を設け、木曾川流域の森林に着眼するに至つた。然し何れも滿足する程の原料を得られず、遠く北海道及び樺太に木材を求むるの止なき狀勢となつた。然し、前述せる如く、パルプが製紙原料としての價値は、供給潤澤且つ容易にして、價の低廉なることにある然るに工場を内地に置き原料材を遠く北海道・樺太に求めたのでは、この條件には合致せぬことゝなつて了ふ。茲に於て乎當業者は、それ等倘ほ原料材の豐富なる地に製紙工場を移すことの優れるを見、先ず第一に富士製紙が、北海道江別工場を、亞で同道空知郡金山工場を設けたるを初めとして、四十三年には王子製紙が同じく苫小牧に分工場を設け、蝦夷松・トヾ松を使用して、原料材の範圍を擴大することに成功した。斯く本邦パルプ工場の位地は内地より北海道へ向つて移動するの勢を作つた。この一方樺太が我が領有と

大川平三郎
樺太工業株式會社
泊居工場
王子製紙の豐原工場
日本化學紙料

人造肥料業

人造肥料業の起原
過燐酸石灰の製造
人造肥料の施用
高峰讓吉
阿波の藍作に試肥す
人造肥料製造業の初期
澁澤榮一
蜂須賀茂韶
三井武之助
大倉喜八郎
淺野總一郎
馬越恭平
益田孝
東京人造肥料株式會社

なつた結果、大正二年に至り、三井物產合名會社が三井樺太紙料工場を同島大泊に設け、翌年（大正三年）十一月操業を開始したるを始めとし、之れに亞で大川平三郎氏を中心とする樺太工業株式會社の泊居工場の設立となり、更に三井樺太紙料工場を買收せる王子製紙は大正六年に豐原工場を新設し、續いで日本化學紙料の落合工場が設立されるといふ有樣で、漸次樺太にパルプ工業の勃興を見るに至つた。

二 人造肥料業

我が國の人造肥料業の起原に就ては本邦重要事業史に『我が國に於て過燐酸石灰が創めて製造せらるゝに至つたのは、明治二十一年以後の事である。のみならず、これが初めて施用せられたのも明治十八年頃のことで、當時米國へ出張中の農商務省技師高峰讓吉氏が歸朝以後のことである。同氏は明治十一年英國へ留學中或る化學製造所に於て實習的に燐酸肥料の製造を見學したが、其後明治十七年北米ニューオルレアスに於て萬國博覽會開催の當時我が事務官として出張し、偶々同博覽會に於て、曩に英國に於て研究せる製肥原料燐礦石を實際に目擊し、これを本邦に輸入製造せんと企てた。かくて同氏は歸朝に際し私費を投じて南カロリーナ州チャーレストン產の過燐酸石灰六噸及び燐礦石四噸を購入して歸り、後者は農商務省に托して製造し、これに鰯・鰊の搾粕及木炭を混合して完全肥料となし、北海道及各府縣に各九貫目宛を配布して、これを稻作に施用せしめたのが、抑も〳〵の初まりである。（靑淵―澁澤榮一―先生六十年史に依れば、阿波の藍作に使用して、その効果良好とある）。然るに、その効果は良好に顯はれ、これが刺戟となつて、遂に工業的に製造せらるゝに至つてをる。換言せば、斯業の今日あるは、當時高峰氏の携へ歸れる僅々四噸の燐礦石に胚胎せりと謂ふも過言ではあるまい。高峰氏は本邦に斯業創設の有利必要なることを確信し、當時實業界の先覺者として知られたる澁澤榮一氏を始め、蜂須賀茂韶、三井武之助、大倉喜八郎、安田善次郎、淺野總

人造肥料製造の始め

大阪アルカリ株式會社

多木製肥所

原料礦の缺乏

農民の認識不足

農家の傳統的な肥料

堆肥

糞尿

油粕

鰯粕

鰊粕

豆粕

鳥糞

大阪アルカリ會社の事業中止

東京人造肥料會社の整理

一郎・馬越恭平・益田孝の諸氏を勸說して、明治二十年二月、資本金二十五萬圓（拂込十三萬七千五百圓）を以て、東京人造肥料株式會社を創立し、東京府下釜屋堀に大工場を設け、二十一年十一月より過燐酸肥料の製造を開始した。これ本邦に於ける人造肥料製造業の嚆矢である。かくて、これが動機となつて、明治十八年の創立に係る大阪アルカリ株式會社並に多木製肥所（會社は兵庫縣加古川在に於て明治十八年より獸骨を粉末とする一種の人造肥料製造に從事した）も殆ど同時に過燐酸石灰の製造を開始した云々』とあり以て初期時代に於ける人造肥料製造の一斑を窺ふに足るであらう。されど斯業は全く新規の事業であり、且つ原料は內地に産せぬのみか、農民はその効果を認識せず、折角斯業製造の會社が學理を應用して之れを苦心製造し、市場に出しても、農民が認識不足のため、之れを購入して、試用しないので、爲めに販路は梗塞され斯業は漸次不振を來さざるを得ない狀態で、東京人造肥料會社の生産能力は僅かに半期（六ヶ月間）三萬叺（かます）に過ぎず、開業後四年を經たる明治二十四年に於てすら僅かに二萬二千叺を販賣し得たに過ぎなかつたと傳へられる。當時農家の用ひてゐた唯一の肥料は堆肥と稱する牛馬の糞尿で作つた雜草・稻藁等を腐敗させたもので、農家では傳統的にこの堆肥と人の糞尿とを水田にも畑にも施肥し、數百年來實驗的にその効果を認めてゐたので、それが如何に學理的に有効なものであつても、その形からして獸骨を粉末にしたやうな過燐酸石灰を購入して試肥する氣にはなれなかつたに違ひない。明治二十年頃に至り、農民は堆肥の外に漸次油粕・豆粕・鳥糞などを併用するに至つた。次いで鰯粕・鰊粕等を併用し、堆肥以上に効果のあることを知つたと云ふ。隨つて生産會社の經營難は言語に絕へ、大阪アルカリ會社の如きは操業後間もなく事業を中止した。また東京人造肥料は斯る悲境の眞最中不幸にも再度火災（本邦重要事業史には明治二十一年十二月一日及び同二十五年五月）にかゝり、資産の大半を烏有に歸し、財政的にも非常な困難に陷り、遂に同二十六年七月資本金を半減し、十二萬五千圓の組織に改むるの止むなきに至つた。然るに明治二十六年以後

人造肥料漸次其效果を認めらる

人造肥料の需要増加

原料の缺乏

東京人造肥料の販賣高及利益

識者の宣傳の結果、漸次農民に認められ、少量ながらも次第にその需要を増加し、從來の販路梗塞は漸く緩和され、事業の前途に次第に曙光を認むるに至つた。本邦重要事業史にも『試みに東京人造肥料會社の過燐酸肥料販賣高を示せば次表の如く、二十七年の販賣數量は前年に比して倍増し、收益も又六倍に激増し、爾來年を追ふて漸増せる事實に依つても知ることが出來る。當時は販賣高は驚て會社の製産高とみて大過あるまいが、併しその量は僅かに百萬貫（二十八年頃）に止まり、總需要額の半數を充たすに過ぎなかつた。生産高の斯くも鮮かなりし所以は、原料燐礦の供給が充分でなく、剩へ硫酸の供給も又意の如くならず、爲に生産力の擴張を行ひ得なかつたことにある云々』とあり、人造肥料の需要激増と各會社が原料の補給に苦心せる事情の一斑を窺ふに足るであらう。

東京人造肥料創業以來過燐酸販賣高及利益狀態

明治	販賣高（貫）	利益（圓）
二一	四八、五一三	△四、〇三九
二二	一二四、三四三	△四、七五一
二三	二五七、〇四二	三、四一二
二四	四一五、五四八	五、五二八
二五	四九四、〇五一	一〇、〇五二
二六	四一九、〇六三	四、九八〇
二七	八四七、〇三四	二三、五三二
二八	一〇七〇、四八六	一六、二六〇
二九	一、八七〇、二八七	三五、二一八

三〇	四、九五八、六〇八	七八、七八九
三一	四、三七一、九六九	一六六、九一八

（以上の表は本邦重要事業史から再録したもの）

王子硫酸製造會社

人造肥料の製造には硫酸を要するので、人造肥料會社はその性質上硫酸の製造を兼營するのが原則であるが、當時の人造肥料會社はいづれも之れを兼營せず、他から硫酸の供給を受けてゐた。隨つて東京人造肥料會社の如きは、一時硫酸兼營の計畫があつたが、之れを中止し、專ら王子硫酸製造所から供給を仰いだと云はれる。併し、王子硫酸製造所の供給も意の如くならず、爲めに人造肥料増産の計畫が不可能に陷つたので止むなく二十九年七月以來硫酸工場の設立に着手し、同年十二月竣工したので、翌三十年からは俄かに製肥高が激増するに至つたのである。

日清戰爭後から明治末年までの人造肥料界

日清戰役後人造肥料の需要増加

人造肥料需要増加の原因

猶ほ日清戰爭後から明治末年までの人造肥料の發展については、本邦重要事業史に『明治二十七八年を轉期として人造肥料の需要は急に喚起せられ、生産會社は事業の擴張を迫らるゝの狀況になつたが、これには單に人造肥料の効果が一段に認めらるゝに至つたと謂ふ以外に大なる理由がある。換言せば舊時の魚肥や油粕と離れて人造肥料を使用するの餘儀なき事情が生れたからである。されば明治二十七年に於ける日清戰爭の勃發であつて、爲めに、滿洲産大豆粕の輸入が杜絶せると、搗てゝ加へて、北海道の不漁に依つて、漁肥の拂底せるが爲め、農家は勢ひこの補充を未知の新肥料に仰がねばならなかつたからである。然るに施肥の効果は在來の舊肥に比して遙かに優り、その取扱も又至極便利なりしが爲めに漸次新肥料に對する聲價は高まり、需要の急増となつたのである。かくて漸く斯業發達の機運が生れ、既設會社の擴張となり、又新會社も興起した。即ち、東京人造は二十七年再び資本金を二十五萬圓に増資し、二十九年には前記の如く硫酸工場を設け、同時に五十萬圓に増資し、三十六年六月三度増資して七十五萬圓となし、三十九年十二月には百五

東京人造肥料の増資

硫酸工場の増設

東京人造肥料の工場増設
小松川工場
西尻村工場
大阪アルカリ會社の復活
大阪硫曹株式會社

十萬圓となつた。この資本增大と共に東京府下小松川及兵庫縣西尻村に工場を設け、前者は明治四十一年十一月、後者は三十九年九月竣工して、大に生產能力を增大するに至つた。かくてこの會社の擴張と共に明治十八九年以來事業休止の狀態に在りし大阪アルカリ會社も又明治三十九年以來再び過燐酸石灰の製造を開始し、翌三十年には新に大阪硫曹株式會社も又製肥事業を開始するに至つた。而して東京人造と大阪硫曹とは當時東西市場に於ける二大重鎭であつて、前者の製品（日星印）が釜屋堀なる呼稱に依つて人造肥料の代名詞たりしと同樣關西に於ける硫曹肥料は又人造肥料の代名詞として用ひられた程である。斯くの如くして斯業は急激に發達したが、その發達をしてかくも容易ならしめ、斯業の第二次的發展を促すべき機會が來た。日露戰爭の勃發之れである。

日露役後に於ける人造肥料の發展
人造肥料會社の濫興時代

明治三十七年に於る日露戰爭の勃發は(一)、再び滿洲產大豆粕や其他油粕類の輸入をして杜絕せしめ、遂に人造肥料の需要を一層急增せしむることになつた。(二)、のみならず、戰後に於ける硫酸の價格暴騰は俄に硫酸製造業を興起せしむるに至つたが、而も此等の硫酸製造業者は自家製品の利用と、肥料界の好望とに刺戟せられて何れも過燐石灰の製造を兼營するに至つた。この二理由に依つて斯業は俄に旺盛を極むるに至り、明治三十九年以降、四十一年にかけて新會社の設立踵を接して起り斯業創まつて以來の濫興を見るに至つた。試みに日露戰爭以後の新會社を示せば次の如し。

日露戰後の新設會社

日露戰後の新設會社

	創立乃至製肥開始	資本金（拂込金）	場所
帝國肥料	三九年	三、〇〇〇（七五〇）千圓	橫濱
北海人造肥料	四〇	一、〇〇〇（二五〇）	函館

日本人造肥料　攝津製油　關東酸曹　北陸人造肥料　堺硫酸　新潟硫酸　日本製銅硫酸　日本石油　東京硫酸　横濱肥料　朝日肥料　三重人造肥料　日清豆粕製造　共益人造肥料　農民教育の普及

日本人造肥料	四〇	五〇〇（一二五）	東京
攝津製油	二八	一、〇〇〇（四五〇）	大阪
關東酸曹	四一	一、〇〇〇	東京
北陸人造	四〇	一、〇〇〇（二五〇）	富山
堺硫酸	四一		大阪
新潟硫酸	四一		新潟
日本製銅硫酸	四一	五〇〇	？
日本石油	四一	五、〇〇〇	新潟

尚はこれ等の會社の外に、東京硫酸（資本金五十萬圓、拂込十七萬三千圓）横濱肥料（百萬圓内四十萬圓拂込）朝日肥料（五十萬圓、拂込十二萬五千圓）三重人造肥料（五十萬圓、内十七萬五千圓拂込）日清豆粕製造（三百萬圓、内七十五萬圓拂込）共益人造肥料（十萬圓全額拂込）會社等の設立を見るに至つてゐる。云々」とあり、以て明治末期までの人造肥料界の一斑を窺ふに足るであらう。

人造肥料の需要増加に就ては勃發的に日清・日露の兩役によつて滿洲からの豆粕・油粕の輸入が杜絶した以外に、農民教育普及の結果であると斷ぜざるを得ない。農民教育普及の結果は從來の堆肥・鳥糞・人糞尿に比し、人造肥料の効果が優秀であることが漸次農民に諒解されて來た爲めに外ならぬ。即ち農民教育の方面を見るに、政府が農民教育の必要を痛感し、各府縣を督勵して各地農學校、農蠶學校、農林學校等を設立して、農業經營の實際的技術を併せて農業に關する學理を教育したが、これらの各學校を卒業し、學理と實際技術を修得した數千人の傳習生が、學窓を出て農村に歸り、その修得せる實用的技術と學理を農業經營に應用し、以て人造肥料の舊式肥料に比し優秀なことを實驗した結果、近來舊式肥料を廢して人造肥料を使用

するに至つたものであらう。斯の如く農民教育が普及するに及び、漸次人造肥料の需要が激増した結果、人造肥料業が増加したが、それは日露戰役後のことである。

皮革製造業

三　皮革製造業

皮革製造の始め西村勝三と櫻組

我が國製靴業の元祖が西村勝三であるだけに、開闢以來の傳統を破つて皮革の製造を始めたのは矢張り西村勝三であるとされてゐる。本邦重要事業史にも『製皮製革の業は既に往古から我國に行はれてゐたものであるが、何れも家內工業に限られてゐた。而して之れが一の會社事業として見られるやうになつたのは明治三年西村勝三氏の計畫の下に創始せられた現在の合資會社櫻組を以て嚆矢とする』とある

德川時代の極端な皮革業排斥

我が國の皮革業が數千年の間家庭工業に始終し、毫も發達しないのには原因がある。それは古來我が國には皮革を業とするものを卑しむ習慣があつた。多分佛敎の影響かと想はれるが、就中德川時代に至つては皮革を業とするものを卑しみ、之と交際することを嫌ひ、酒食を共にすることを回避し、その族と結婚するを拒む習慣があつたので、自然皮革を業とするものは殆ど他と隔離し、一種特殊な生活を營むの止むなきに至つた。

獸肉獸皮業の嫌忌

一般大衆は左程でもなかつたが、大名などには極端に獸肉商や皮革業者を嫌忌する風があり、參覲交代などの際獸肉屋や皮革業者の前を通過するときには、從者が駕籠を高くさゝげて通行したものだと傳へられる。上領主に旣にこの行ひがあり、下領民が之れに倣ふは當然で、こゝに一般人民が皮革と獸肉を業とするものを嫌忌するに至つたものであらう。斯る奇習のために、我が國の皮革業が極端にその發達を阻止されたことは言を俟たぬ。西村勝三がこの永い間の傳統を打破し、自ら進んで皮革製造業を始め、製靴業を開業し、當時靑天の霹靂視されたことは、全く無理からぬことであらう。猶ほ西村勝三の製靴業に就ては本書第二卷、第二章經濟篇、第九節工業、製革の條を參照されたい。猶ほ西村勝三の製革事業に就ては本邦重要事業史に

初期製革會社の消長
日本製皮會社
日本熟皮會社の解散

「同組合（櫻組合）も創立の當初は勿論一の個人經營事業に過ぎなかつたが、其の事業は所謂洋式製皮にして、柔皮・造靴・革具の製造等を目的とする點に於ては、我が製皮製革の始祖と稱するに足りるであらう。但し製革事業には工場の設備より作業上に至るまで精密なる科學上の知識と熟練せる技能とを必要とする爲め、これ等の點に經驗知識共に乏しき內地工場の製品は夙くより市場に現れてゐた輸入品と對抗して市場の使用を得ること難く、從つて大規模工場經營の出現を見るまでには容易でなかつた。其の後明治二十一年に至り、前記西村氏及び澁澤榮一氏等の發起にて、資本金十五萬圓の日本熟皮會社が創立せられ、茲に初て株式組織の事業を見ることになつたが、不幸にして二十五年に至り同社は解散の悲境に終つた。之に亞で日本

熟皮會社

熟皮會社の後身とも云ふべき熟皮會社が十萬圓の資本を以て創立せられ日清戰時軍需用革類の需要旺盛を呈した際の如き、資本金を三倍となし大に發展すべき氣勢を示したが、之れ又三十一年に至り、日清戰後の反動の犧牲として沒落し了るの運命に陷つた云々」とあり、折角先覺者の計畫も畫餅に歸した感がある。當時は今日の如く靴の需要も多からず、僅かに軍事用として製造するに過ぎなかつたし、加之、皮革の用途が今日の如く廣くなかつたから、製革會社の悲運に陷るのも蓋し止むを得なかつたであらう。

日清戰役前後より歐洲戰前までの製革業の發達

然し日清戰役前後の製革業に就ては本邦重要事業史に「日清戰時より戰後に掛けての事業の發達は、漸次革製品に對する需要を昂めるに至り、從て製革業も興亡定めなき苦境を辿り乍らも、漸次會社組織に依る事業數を增し、又其の規模をも增大するに至つた。今日清戰後より歐洲戰前に至る十年を三期に分つて、會社數及其の規模の發達せる狀態を示すと第一表の如くである。

製革會社發達狀況

（一）製革會社發達狀況

	明治三五	明治四一	大正三
會社數	一三	一五	二七

同前拂込資本額（千圓）	五、九二三	三、一七九	七一七
一社平均（千圓）	二一九	二一九	五五

皮革業者の個人經營減少

皮革業の併合又は合同

斯く規模及び組織の點に至つては、年と共に發達しつゝあつた跡を覗ひ得るが、之れを製品の生產狀態から見ると、第二表表示の如く大體に於て漸年減少し行く有樣であつた。而して此の現象は一面に於て品質の相違から生じた點もあるであらうが、第二表中製造業者數が又累年減少し行きつゝあつた點から見ると、小規模個人經營に成るものゝ減少に依る結果であることが覗はれる。而して斯く小規模製造業者の漸次減少し行きたる事情は、一面合併乃至合同により組織を變更せる爲めでもあらうが、又他面輸入品と對抗して家內工業的生產を維持して行くことの如何に困難であつたかを語るものであらう。

日清戰後歐亂前の皮革生產高表

（二） 日清戰後歐亂前の皮革生產高表

明治	製造者戶數	牛革	馬革	其他	其他共合計價額
三五	一、二六八	二六九	七六	—	二、二五五
三六	一、六五三	三一七	一五六	—	三、九二二
三七	一、三二〇	六八〇	四〇〇	—	一八、八七九
三八	一、四三三	八三二	二三六	八四八	一六、七二六
四〇	一、一六二	五六九	三二七	五一	一、九六九
四一	一、〇九六	五〇二	九五	八八	七、一七二
四二	九三六	四九四	八六	六二	六、九四七
四三	九八一	五一八	九三	九七	七、六二五
四四	九五六	四八八	九一	一三九	六、四六三

元	九一四	三九四	七九	一一四	五、六八二
二	八九一	五三八	六八	一三七	七、三三〇

關税の皮革類保護

斯くの如く我皮革工業は永き年月を閲しながらも一向に目覺しき發達を示し得なかつた。然るに明治四十四年に於ける關税法の改正に依り、靴甲用乃至袋物用薄革原料たる綿羊及山羊皮の税率は舊來の従價五割より四割に引き下げられ、又最も多量に使用せらるゝ牛皮水牛皮等は舊率の従價四五分より無税に更に其の他の皮類は半減の五分に引き下げられることゝなつた。其の反面製品に對しては舊率協定一割、國定二割乃至三割に改められた。此の厚き關税の保護によつて我皮革業が著しく進達の機運を早められたことは言ふ迄もない。第三表輸入皮革類中四十四年以後原料皮類に增加し、製品革類に減少を示すに至つたことは、即ち此の間の事情を語るものであらう。

日露戰後十年間の皮革貿易

日露戰後十年間の皮革貿易

明治	輸入 原料獸皮 千圓	輸入 製革類 千圓	輸出 原料獸皮 千圓	輸出 製革類 千圓
三八	三、三六七	四、〇五〇	七二八	二二七
三九	一、六五五	三、〇二三	一〇八九	六一一
四〇	二、六四〇	三、九三四	一、三八六	三〇三
四一	一、七〇八	二、八八五	九七五	二七一
四二	二、〇九九	二、八一七	一、〇六五	三五二
四三	一、七二六	二、八八八	一、三六四	四六八
四四	九三五	三、三二一	一、二七〇	五四〇

關稅の保護と新會社の設立

	明治製革會社	山陽皮革會社	朝鮮皮革會社		
元	一、九二八	三、二四六	七三〇	七〇四	
二	二、六〇七	二、四四四	九九七	一、〇三四	

上述の關稅改正に依る斯業の保護は我皮革工業に一大發展の機運を與へ、同法實施と前後して各地に皮革會社の計畫されるもの相亞で起つた。現在ある代表的皮革會社中日本皮革（四〇年設立）を除けば、明治製革・山陽皮革・朝鮮皮革等何れも四十四年に設立されたものゝみであることに見ても、蓋し思ひ半ばに過ぎるものがあるであらう。然し斯く厚き保護を受けながらも尙ほ諸會社は依然不振を革めることは出來なかつたこの事實は製皮製革事業が如何に技術の熟練を困難とするかを示すものである。永き歲月に亙る研究と努力との結果は、勿論相當の進歩をなし、厚皮に於ては夙くより輸入品と遜色なき迄に成功してゐた。輸出の增加は其の一面を示すものである。併し薄物に至つては遠く外國品に及ばず、之れと拮抗して我市場を納むる如きは中々に思ひも及ばぬことであつた。

從來の我が國で行はれた皮革製造は需要の少ない爲めも非常な關係のあることは言を俟たないが、皮革製造業者の手に渡るものは其種類甚だ少なく、大抵は死馬死牛の皮、獵師の捕獲せる熊・犬・猿・猫・鹿・野猪・黃貂・野兎・狐・狸・栗鼠・河獺・鼬鼠・穴熊・貉等の毛皮等であるが、その內、下駄の鼻緒・雪駄・草履・靴・爪皮等は大抵死馬の皮をなめして用ひ、カバン・皮帶・トランク等は牛皮をなめして使用する習慣であつた。熊の皮は毛づきの儘脂肪を除いて敷皮にせられ、鹿の皮はなめして手甲・皮羽織・煙草入・財布・其他細工物に使用された。黃貂・狐・狸・河獺等の皮は毛づきのまゝ脂肪を除いて襟卷、敷物などに用ひて調法がられ、犬・猫の皮も毛づきのまゝ脂肪を去つて敷物・三味線の胴皮等に用ひられる、就中猫の皮は亦た揉めして毛を去り、三味線の胴を張ると、美音を發するので珍重される。斯の如く我が國の原始的製皮製革術は早くから行はれたが、いづれも小規模な家庭工業で、而もその業たるや武具馬具等を營むものを除い

ては、いづれも內職的に營むものが多かつた。老衰の牛馬を屠殺し、死牛馬の皮を剝ぐことを事業とし、皮の必要から牛馬を屠殺することは極めて僅少だつたと傳へられる。

四　曹　達　事　業

曹達事業

曹達灰は炭酸曹達

苛性曹達は水酸化曹達

重曹は重炭酸曹達

曹達灰事業

苛性曹達事業

曹達に就ては本邦重要事業史に『一口に曹達と謂つても、その內容は多樣である。卽ち、曹達灰は炭酸曹達を、苛性曹達は水酸化曹達を、重曹は重炭酸曹達をそれ〴〵商品名とするものであつて、此等の總稱が所謂曹達である。從つて是等の製造を行ふものが、卽ち曹達事業である云々』とあり、以て曹達事業の內容の一斑を推知するに難くないであらう。斯業の發達經路を述ぶるに當つては、これを大別して曹達灰事業と苛性曹達事業とに別つことが便利であるが、發達の經路から云ふも曹達灰事業は曹達工業の基調をなすものであるから、順序として先づ曹達灰事業から說明することにする。

ルブラン方法

本邦重要事業史に『曹達灰卽ち炭酸曹達事業はこれをその製造用式より謂へば、ルブラン方法とアンモニア方法（卽ちソルベー法）とに區分される。而して玆に述べんとする炭酸曹達事業なるものは後のソルベー方式を指すのである。アンモニヤ法曹達の發明發達は世界の化學工業に一大發展を促し、互に因となり果となつて、二十世紀文明の特徵たる化學工業の發達とアンモニヤ曹達とは緊切なる關係を有するに至つたのである。本邦に於ける斯業の發達を述ぶるに先立ち、試みに世界に於ける發達狀況を見るにアンモニヤ法の發明以前たる十九世紀に於ては所謂『ルブラン』方法に依る曹達事業が旺盛にして、英・佛・獨共此方法に據つたのである。然るにルブラン法の發明せられてより五十年の後（一八五二年）白耳義人ソルベーがアンモニヤの媒介に依つて食鹽と石灰石より炭酸曹達を製造するに成功し、爾來各國共一八〇〇年臺に於て斯業の勃興を見るに至つたのである。

アンモニヤ法曹達

十九世紀のルブラン法

各國のアンモニア法採用年代

我が初期時代の曹達製造

灰汁水(あくみづ)洗濯曹達

民間で行はれる絹織物を柔かにする法

各國アンモニア法採用年

白耳義	一八五二年	米國	一八八四年
英國	一八六四年	日本	一九一七年
佛獨	一八七〇年		

斯の方法は舊來のルブラン法に比して製品品質の優良なるが爲め、次第に舊法を壓倒し、二十世紀に於ては殆どルブラン法による曹達事業は皆無の狀態になつた云々』とあり、以て曹達灰事業の發達經路を推知し得るであらう。

我が國にも昔から洗濯曹達の製造に類似したことが行はれてゐた、即ち今でも地方の僻村では洗濯をする時、熱湯に灰を投じ、これを冷却せしめ、その上水を以て洗濯をするが、この方法で洗濯をすると垢がきれいに落ち、洗濯石鹼で洗つたと同じ結果を得るのである。更に一歩を進めて熱湯に灰を投じ、之れを冷却してその上水を汲み取り、これを更に鍋に入れて煮詰めると洗濯曹達が出來る。この方法は洗濯石鹼の出來ない以前、民間で盛んに行はれ、着物の洗濯に使用されてゐた。斯くして得た灰汁水(あくみづ)や洗濯曹達は石鹼の普及以前着物の洗濯に用ひられたるのみならず、燻(くすぶ)つた柱や天井板、家屋の腰板、障子、雨戸等の洗濯にも使用せられ、相當に效果のあるものとして調法がられたものである。灰汁水(あくみづ)を拵へる時、たゞ玆に注意すべきは普通の爐の灰を用ひる時と熾(さか)んに燃えてゐる火の下の熱灰を熱湯に投じて拵へる時とにより其效力に非常な相違がある。つまり火の下の熱灰を熱湯に投じて拵へた灰汁水(あくみづ)は理想的である。また民間で生絲・絹織物を柔かにすることを練ると稱するが、之れには稻藁灰に熱湯を注いで灰汁水(あくみづ)を造り、この灰汁水を以て生絲・絹織物を一定時間煮ると、生硬な生絲や絹織物は柔かになるのである。

ルブラン法による曹達事業の始め

ルブラン法による曹達事業は明治十八年東京府下王子に官營工場が設立されて以來の事で本邦重要事業史によると、山口縣小野田の日本舍密株式會社（現在日本化學肥料工場）を始め、大阪アルカリ會社も漸次創立せらるゝに至つたが、併し當時は僅かに硫酸の製造に成功した迄で不幸曹達の製造に成功するに至らなかつた。かくて政府の王子工場は民營に移されて現在の關東酸曹會社となり、小野田の日本舍密（九年六月一日日本化肥合併）と共に大戰（歐洲大戰）迄は極めて小量の曹達を製造したに過ぎなかつた。隨つて大戰迄の國內に於る曹達類の需要は主として、英米品の輸入に俟つの外なかつた。然るに大戰以來、苛性曹達の輸入が激減せるに反し、需要は急增して市價の大暴騰を見るに至れる爲め、この機會に於て電解法による苛性曹達事業の勃興となり、後に述ぶる如く、現在に於る二十餘會社の設立となつたのである。

電解法の發明
曹達灰事業に電解法の行はれぬ理由

勿論、曹達灰とても英國品の輸入困難に依つて同樣の供給不足に陷り、爲めに市價は奔騰したが、而も尙ほ電解法による苛性曹達事業の如く容易に計畫せらるゝに至らなかつた。その理由は電解法と異なり、アンモニヤ法による曹達事業は（一）企業單位は大に（二）技術の困難なる爲め容易に收益を擧ぐる望に乏しく（三）且つ、原料食鹽の供給難―例へばアンモニヤ法では他の方法に比して特に原料鹽を多量に必要とするに、本邦にては歐米の如く岩鹽の產出がなく、自然割高なる人造鹽を使用せねばならないことに―加へて（四）設計設備を供給するものゝ見當らざること（五）茲に在來內地市場は英國ブランナーモンド會社に獨占せられ、假令、事業を興すも容易に彼れと競爭し得ざる等種々の困難なる事情が橫たはつてゐたからである。

臨時化學工業調査會
旭硝子株式會社
窓硝子製造の成功

然るにこの時政府は臨時化學工業調査會を設けて多年の曹達灰問題を解決せんとし、先づ日產十噸の規模にて國營試驗所の設立に決定したが、該案は財政上及び技術上のため躊躇する處となり、遂に何等の解決をも見るに至らずして立ち消えとなつた。此時に當り、內地に於る曹達灰の最大消費者（國內硝子工業使用曹達全量の約三割九分使用）たる旭硝子株式會社――恰も當時我が國に於てその經營の至難とされてゐる窓硝子の製造業に成功せる――は

曹達灰製造業の濫觴

一面供給不足と市價の暴騰とに苦しめられ、他面硝子事業に成功せる餘勢とに依つて、曹達灰の國內自給策を企て、政府案の停頓を遺憾として、政府より該調査を讓受け、獨力之れが解決を企てた。これ我國に於る斯業曹達灰製造の濫觴である。かくて會社は大正五年一月福岡縣戶畑町牧山に地をトして工場の建設に着手し（機械は盡く國產）大正六年一月に作業を開始した云々』とある。されど旭硝子會社の戶畑工場は設備の不備、市價の大暴落等により每月數萬圓づゝの損失を招き、非常な苦境に陷つたが、その後幾多の犧牲を拂つて研究せる結果、製品は歐米品に比して遜色なきまでに達し、生產高の如きも當初の年額一千三百四十萬噸から、十年には六千八百八十五萬噸にも及ぶ設計能力に達し、同業會社の日本曹達工業株式會社の山口縣德山工場を始め、臺灣肥料會社の臺灣高雄工場も設立せらるゝに至つたが、併し後の二會社の內、前者は休戰後幾何もなく操業を休止し、後者は操業を開始せぬ中に解散してしまつた。我が國の曹達灰事業が相當の利益を見るに至つたのは大正十年以後のことに屬する。

苛性曹達事業

苛性曹達事業は前記の曹達灰事業に比較すると、遙かに優秀な成績を擧げてゐると云はれる。されど苛性曹達事業も歐洲大戰後の新興事業であつて、他の化學工業と同じく、我が國特有の事情によつて、頗る經營難に苦んでゐるのである。本邦重要事業史にも『試みに、斯業の發達經路を見るに、歐洲戰前に於ては主としてルブラン法に依つて、小量の生產が行はれたに過ぎず、今日の如き電解曹達事業は未だ成立するに至らなかつたのみならず電解法の試みられたるは拾數年以前に於て山口縣小野田の日本舍密製造會社の一あるのみで、而もこれは何等の功績をも擧ぐるに至らなかつた。從つて歐亂前に於る苛性曹達事業は舊式のルブラン法式に依るものゝみで、主なる會社としては明治二十七年創立の舊日本舍密製造會社の外、明治三十八年三月創立の（舊大阪晒粉現ラサ島燐礦大阪工場）の二社に過ぎなかつた。然るに內地に於る需要增加と共に漸く電解曹達事業も計畫せらるゝに至り、既に大戰前に於て、現株式會社程ケ谷曹達及び大阪曹達會社の

電解曹達事業の發達理由
保土ヶ谷曹達
大阪曹達
旭電化
東海曹達
關東酸曹
橫濱化學工業
南海晒粉會社
福島電燈會社
三井鑛山
富士水電會社
大東電工
北海曹達
日本曹達會社

設立計畫を見る迄になつたが、併しこれは容易に實現せらるゝに至らなかつた。この二會社を始め、現在の十餘會社が設立せらるゝに至つたのは、大正四年以後のことで、需要の激增に反し、輸入數量の減少して、市價の奔騰したる大正六七年頃に於て最も旺盛であつた。換言せば戰時に於る需要の增大と市價の激騰に刺戟せられて、事業は俄に勃興したのである。曹達灰事業の發達が遲々たるに對し、電解曹達事業の斯くも容易に發達したる理由はその方法が(一)當時最も市價の暴騰せる苛性曹達を直接製造し得る方法なる上、(二)企業單位は一日一噸乃至五噸の能力にて足り、(三)所要電解槽は容易に米國より供給を受け得たからである。この理由に依つて、大正四年七月保土ヶ谷曹達の創立を動機として、五年には大阪曹達起り、六年には旭電化・東海曹達會社の設立となり、七年には關東酸曹を始め橫濱化學工業・南海晒粉の操業開始となり、同時に福島電燈・三井鑛山・富士水電會社等にも兼營せらるゝことになつた。かくて八年には大東電工・北海曹達が設けられ、九年六月日本曹達會社の設立を殿りとして、この六ヶ年間に於て主要會社の全部は操業を開始した云々』とある、以て歐洲大戰中及び同戰役後に於ける曹達製造の狀況を窺ふに足るであらう。

活版印刷術

第十六節　活版印刷術

西南役後の活版印刷術
本木昌造

一　西南役後の活版印刷術

明治三年、本木昌造によつて鉛活字の鑄造が發明せられてから、我が國の活版印刷術は超スピード的な發達をなしたが、併し猶ほ明治十二三年頃までは一般の需要を充すに至らなかつたらしい。その證は明治十二年二月毒婦高橋お傳を資材とせる小說が假名垣魯文著高橋阿傳夜叉譚（八編二十四冊）及び岡本起泉著

其名も高橋毒婦の小傳東京奇聞（七編二十一冊）といふやうに同じ月に而も二箇所から發行されたが、はじめこの小說の發刊が二箇所で計畫されるや、勿論その發行元たる島鮮堂（岡本起泉方）と金松堂（假名垣魯文方）とは互に猛烈な競爭を演じ、その發行日の一日も早いことを願つてゐた。而も發行日の早きを競うたのみならず金松堂はぐつとハイカラ向きに全卷を流行の新式活字組みにして讀者を惹付けようと企てた。これに反し島鮮堂は活字組みにすると未だ不十分な印刷術では到底間に合はぬことを慮り、最初から江戸式の木板彫刻でその完成を急いでゐた。然るに最初から舊式な木板彫刻を採用した島鮮堂の方には異狀はなく、豫定どほり進行してゐたが、一方新式活字組みを計畫した金松堂は活版植字が豫定どほり進行せず、大いに面喰つたらしく、初編三冊を活版印刷にしたのみで、不體裁にも第二編からは矢張り江戸式の木板彫刻に附して發行を急いだのである。されば夜叉譚の第二編、上卷の序文にも『傳奇は劇場の謂にして、電機は傳信の機關なりされば毒婦の傳、目今江湖にその記を成し、彼處もお傳此處も、甘い辛いを混淆て、外題の精製畫組で威し手柄は仕勝發兌の、速いをそいを互ひに競ひ云々』とあり、魯文が起泉を向ふに廻して、日夜その進行を急いだのは勿論のこと、一方その發行所たる金松堂でもその發行を急いた結果、不體裁にも第壹編（三冊）のみを活版印刷に附したのみで、第二編以下を木板彫刻に變更したのは、發行所が如何にその發刊を急いたかを雄辯に物語ると共に、その發刊を急ぐが爲に活版印刷を廢し、更めて在來の木板彫刻を採用した事は、木板彫刻が活版印刷に比し、その出來が遙かに早かつたからであらうと想像される。

鉛活字印刷術の廣く行はれたのは、明治十五六年頃からである。鉛活字の發明は明治三年なるも、これを盛んに鑄造したのは餘ほど後世のことで、前記の如く明治十四五年までは未だ一般に普及しなかつたらしいされば石川巖編明治初期戲作年表、合卷式小說、明治十三年近世七小町の條にも『本書二編より東京式合卷となり、鉛活字版印刷。內容は下らぬが珍本』とあり、また同書同年、梅柳春雨譚の條に『愛善社發行の合

秀英舍の佐久間貞一
築地活版所の野村宗十郎

卷草双紙類は全部東京式の活版印刷となる』、同書十六年の序説には『本年より江戸式合卷草双紙は全く廢り殆ど東京式とある、但し服部應賀作明良双葉艸八編十六冊の江戸式合卷の如きは特別である。東京式和洋折衷の草双紙も十六七年が用榮る最中で、十八九年にはそろ／＼衰徴の兆候を來たして、二十年には全くその痕跡をもとゞめないと言つて可なりである』とあるを以て見ても、當時に於ける鉛活字印刷界の一斑を窺ふに足るであらう。

鉛活字の鑄造を考案して我が國の印刷術に一大革命を與へたのは本木昌造であるが、同活字を更に改良してその面目を一新し、印刷技術の發達を圖つたのみならず、その從業員の衛生に留意して印刷工の向上を謀つたのは秀英舍の佐久間貞一、築地活版所の野村宗十郎等である。これ等の人々は後昌造の鑄造せる明朝式活字の不同を統一する目的で盛んにポイント活字を鑄造し、以て印刷界のために盡し、後進の指導に努めた功は尠くない。

二　印刷機の輸入

印刷機の輸入

スタンホープ印刷機
ワシントンプレス

印刷機の我が國に初めて渡來したのは、嘉永二年の頃、和蘭政府がわが徳川幕府にスタンホープ手引活版印刷機（Stanhope）を献上したのが嚆矢だと云はれる。再後米國製ワシントンプレス（WashingtonPress）その他手引印刷機が輸入されたが、このスタンホープ印刷機は英國の貴族スタンホープ（Earl Stanhope, 1753-1816）が發明したもので、矢野道世博士著印刷發達史に『スタンホープ型の手引印刷機は當時イギリスに於て廣く用ゐられ、ロンドン・タイムス社などに於ても日刊の新聞を之にして印刷して居つた。而して一時間に休みなく印刷を行つても漸く二百枚か三百枚位ゐに過ぎなかつた、極めて好都合の時でも三百五十枚を超えなかつたから四頁の新聞を一時間に百乃至百五十部印刷し得るのみであつた』とあるから、その能率の一斑を窺

瑞穗屋卯三郎

フートマシン（足踏活版印刷機）

高臺式ストップシリンドル印刷機

ふに足るであらう。和蘭政府から幕府に献じた此スタンホープ印刷機は維新後政府の所有に歸し、永く印刷局に保藏されてゐたが、惜しいかな大正十二年九月一日の關東大震災に逢ひ全部燒失したと傳へられる。

尋で慶應三年に至り、瑞穗屋卯三郎が巴里の萬國博覽會に赴きフートマシン（足踏活版印刷機）を購入して歸朝したが、これより我が國に漸次同機を輸入して使用するものが現はれた。このフートマシンに就ては世界印刷通誌、明治大正日本印刷術史に『更に慶應三年に至り、日本橋區本町三丁目なる洋書輸入販賣營業者瑞穗屋卯三郎氏が佛國巴里に於ける萬國博覽會より足踏活版印刷機即ちフートマシンを始めて買入れ、明治の初年此の足踏活版印刷機は手引印刷機と共に多く其の輸入を見たが云々』とある。その後維新の變革に際し、印刷業も非常な打擊を受け、一時休止の不幸を見たが、明治政府は特に出版印刷を重視し、それ〲適當な條令を設けて之れが發達を助成したので、印刷業も諸種の事業と共に勃興し各地に新聞・雜誌を發行するものが續出すると共に、就中東京には法律・經濟・文學・科學等に關する飜譯物を始め、各種の出版業が勃興したので、勢ひ印刷業者に於ても從來の手引式・足踏式に滿足せず、一層高速度の印刷機を要求しつつある折柄、明治七年に至り、印刷局の前身たる大藏省印書局では獨逸からクライスベウエーグング・マシユーネ（Kreisbewegung Maschine）一臺を購入した。同機は世界印刷通誌、明治大正日本印刷史に『本機は圓運動に依る高臺式ストップシリンドル印刷機（Stop Cylinder Press）にして、之れ恐らく本邦へ圓壓活版印刷機の輸入せられし嚆矢であらう』とある。ストップシリンドル印刷機は印刷術發達史、「ケーニヒの押胴式印刷機」の條に『ケーニヒのつくつた押胴式印刷機と云ふは圖に示したやうなもので版面を載せる盤板は其下部にあるマングル運動（Mangle motion）と稱する機構によりて往復運動を起さしめられ、シリンドル（Cylinder）と稱する圓筒形の押胴はその表面が三つに等分せられ、その一部毎に一枚づゝ印刷せられ、而してその一廻轉のうちに三枚の紙が刷られるのであつた。上に述べた往復運動は今はストップシリンダー型の印

ケーニヒ

刷機には全く用ゐられずして二個轉型の印刷機に於ては却つてこの型式の往復裝置のみが實用さるゝやうになつて居る。その後ち往復運動を圓滑に行はんため發明家達ちが色々と工夫を凝らしたやうだが、ケーニヒ等はバウアーの協力によりて圓運動による極めて巧妙なる往復運動を印刷機に應用することに成功し、それから他にはクランク運動を應用して、その兩端死點に於ける激突を緩和する方法を加味してこれを印刷機に應用した。これが至つて簡單であるところから今では印刷機の最も多くのものにこのクランク式往復裝置を取付けることゝなつた。また押胴に紙を差して動かざらしむる方法は、ケーニヒはこれに横の方から斜めに棒をさしつけて紙端を押し付ける方法を採つたが、後ちにナピール（Napier）が一八二八年から一八三〇年までの間に爪を考案してこれにて紙端を押へる工夫を施してから大に便利を感ぜられ、これは今でも殆んど凡ての印刷機にその應用を見るに至つた云々』とある。尙ほケーニヒ及びバウアーに就ては同書フリードリヒ・ケーニヒの條に『ケーニヒ（Friedrich Koenig）はサキソヤ（獨逸）國のアイスレーベンなる都會に一七七四年四月十七日に生まれ、十五歲のときからライプチヒの印刷所ブライトコップ・ハーテル（Breit kopf Hartel）の家に見習として入りて斯術を稽古し夙に連刷機を發明せんとの考を起して一の雛形をつくり之を本式に製作せんと思ひて資本家を探がしてマインツ・ドレスデン・ハンバーグ・パリ、ウヰンナ、セントペートルスブルグ等を歷遊したけれども誰れも彼れの發明に耳を傾くるものもなかつた、それで彼れは一八〇六年にロンドンに渡りて、資本家を見付けようとしたが、ロンドンの印刷家のうち富裕の聞え高きベンスレー（Thomas Bensley）の援助を得て四年間經過したけれども好果を得なかつた。これは今から見れば當然のことであつたのである。何となればこの頃までケーニヒの頭を支配して居たのは平らなる版面を押壓するには之と平行面をなせる平らなる板を版の上から押しつけて壓迫するより外に道がないものと考へてこの作用を迅速に反覆して印刷を行はんとしたからである云々』とあり、同印刷機發明までの經過を明かにし、前記の如

ケーニヒ・バウアー會社

く、ケーニヒの押胴式印刷機の條に於ては同機の內容を說明し、尋で、ケーニヒ・バウアー會社の條には『ケーニヒ等はイギリスに於てなすべき業務を終つたので經營上の關係からイギリスを辭し、一八一七年にその本國に歸りウルツブルヒ（Würzburg）の近郊オーバツエル（Oberzell）に地をトして工場を建設した。これが創立の經營には色々の困難に遭遇したがバウアーが之を援助しよく之に戰つた、ケーニヒは一八三三年に、またバウアーは一八六〇年に死去したが、彼等の創立した印刷機工場は Schnell Presse. fabrik Koenig and Bauer の名を以て營業を繼續し、一九〇一年に至りてその對岸に工場を大きくし一九二三年までに一萬臺以上の印刷機を製造し、今では千六百五十人程の工員を有し世界の印刷機工場に覇を示して居る云々』とあるので、その一斑を窺ふに足るであらう。

印書局の改稱活版局二色活版印刷機の輸入

尋で印刷局沿革錄によると明治十年獨逸から凸版印刷機械五十一臺、凹版印刷機十九臺を購入した。然もその何式印刷機械なるやを明記してゐないので不明であるが、世界印刷通誌、明治大正日本印刷術史に『明治十年印書局の改稱活版局に於て獨逸製二色活版印刷機を輸入するあり云々』とある。尙ほその他の印刷機輸入に就ては同誌、同史に『東京印刷株式會社の前身たる日本橋區兜町製紙分社等へ斬新なる歐米の印刷機械の陸續輸入設備せらるゝに至り、漸く本邦の活版印刷法は能率的となつた。民間に於て獨逸高臺印刷機を設備せるは株式會社秀英舍第二代の社長たる保田久成氏であるといふ。斯くてストツプ・シリンドル式圓壓印刷機の輸入に依り、大に活版印刷の能率を增大し、自然本邦活版印刷術は著しき進展をなしたるも、時代の推移はより大なる印刷速度を有する機械を要求するに至り、此處に東京日本橋區兜町の東京印刷株式會社は米國紐育コツトレル、アンド、サル會社（C. B. Cottrell and son, Inc.）よりコツトレル二回轉式圓壓活版印刷機を購入するに至つた。

二回轉式圓壓活版印刷機の輸入

これ實に明治三十年四月の事にして、本邦に二回轉式活版印刷機の輸入せられたる嚆矢であるが、大正十二年の震災前後より二回轉式印刷機せらるゝその益々多く、全國を通じて其數恐ら

ミーレー二回轉印刷機

く百を超えるであらう。（主として米國製ミーレー印刷機械である）』とあるが、この二回轉印刷機に就ては印刷術發達史に『ケーニヒが初めて印刷機を發明したときは假令これで刷れば印刷が速かに出來るとしても種々無理なる點があつて、活字が磨滅し易すく活版屋からは「[illegible]」などの惡評をあびせられる程不評判であつたが、當時革製のローラーを用ゐ居りしを何時とはなしに膠グリセリンのローラーに變更さるゝやうになり、又構造も漸々改善を加へられて好評を博するに至つた。即ち前にも云ふた通り、十九世紀の中頃からは印刷屋も全く滿足する如き印刷機が市場に現出するに至つたが、これにて機械工夫家の頭は停止するものではなく、益々新式のものが續出するやうになつた、それは普通のストップシリンドル型では一分間に二十枚位ゐを印刷するのが普通であり、二十五枚位ゐの印刷をするのは最も早き場合に屬する、然し印刷部數の增加は之れにて滿足することなく、更らに一分間に三、四十枚位ゐまたはそれよりも多くの枚數を出すやうにするのはストップ・シリンダー型では不十分であると云ふことゝなりて、遂に二廻轉印刷機（Two Revolution machine）の現出を見るに至つた。ケーニヒの印刷機發明の徑路はと見ると、彼は初めは盤板の往復にマングル運動を用ゐたが、後ちには之を用ゐずに圓運動か又クラク運動によることゝなつた、然るに一八七〇年頃に至りては印刷機の速度增進のためにはマングル運動によるを勝れりとし、之を應用して二回轉印刷機が市場に現はるゝに至つた。これは印刷中シリンドルは停止することなく、常に同一方向に等速度を以て廻轉し初めの一廻轉にて版面と接觸して印刷が行はれ、次ぎの一回轉中にはシリンドルは少しくあがりて版面との間隔をつくりその間を版面を載せたる盤板は復歸す、このやうな運動が反復して一分間に三、四十枚位ゐの印刷が出來る、この機械が出來てから印刷を行ふに當り小形のものならば紙を手差しにしても印刷が行ひ得るも、更らに四六倍判位ゐの大形の紙となると、中々自由に迅速に差すことは難づかしい故に、これらの事情が相俟つて自働紙差し機の完成を促がした』とあり、且つその挿締にミーレー二廻轉印刷機を掲

載してゐる點から按ずるに、同記事は主にミーレー二回轉印刷機に關するものである事は想像に難くないであらう。

オルロフ四色輪轉印刷機

越えて同三十五年には印刷局沿革錄によると『明治三十五年二月五日郵便葉書用輪轉印刷機ヲ購入ス（中略）三十八年（明治）三月三十日、四色刷輪轉印刷機ヲ購入ス。此機械ハ露國人オルロフ氏ノ發明ニシテ從來ノ印刷機ト構造ヲ異ニシ四色同時ニ精緻ナル印刷ヲナスヲ得、防贋上一種ノ効力アルモノナリ』とあり、世界印刷通誌、明治大正日本印刷術史、オルロフ印刷機の條に『本邦に於ける印刷機輸入史上閑却すべからざるは、明治三十八年三月印刷局に露國製オルロフ五色印刷機（Orloff Press）を輸入せることである。該機は、クリミャ戰後露國に於て僞造紙幣の亂發甚だしきを防止せんとしイワン・オルロフが考案せるもので、其印刷式は現今のオフセットに類似し、大小の印刷紙を自由に掛け得る點に於てはオールサイズ輪轉機の方式を採用せるものである云々』とあつて、前者には四色とあり、後者には五色とあるも、一度に多色を印刷し得る印刷機である點に變りはない。

斯の如く印刷機の輸入はスタンホープ手引印刷機に始まり、次いで足踏式印刷機が渡來した。然るに國內出版業の勃興につれ、從來の手引式や足踏式の印刷機では間に合はぬため、明治七年には高臺式ストップ・シリンダー印刷機を輸入し、同十年には二色活版印刷機が來たのを始めとし漸次高速度の印刷機が輸入せられ單行本の出版物は勿論のこと、新聞・雜誌等を始め、明治三十七八年の日露戰役後我が國の新聞・雜誌は異常な勃興を來たしたので、遂に高速度の輪轉機を輸入するに至つた。

高橋健三マリノニ輪轉機

併し初めて輪轉機の我が國に輸入された年代は餘ほど以前のことで、世界印刷通誌、明治大正印刷術史に「明治二十一年、內閣官報局長高橋健三氏が佛國巴里の博覽會に於てマリノニ型（Marinoni）新聞輪轉機の能率高きに驚き、二臺を購入せるに始まる。同氏は翌二十二年之れを携へて歸朝し、官報局（後ち印刷局に

東京朝日新聞社

津田寅次郎

博文館印刷所の輪轉機

石川角藏の輪轉機製作所

合併さるゝに設備し、その翌二十三年十月招集の第一回帝國議會速記錄を印刷して好成績をあげた」とある。次いで大阪朝日新聞社では工務員津田寅次郎を佛國に派遣してマリノニ型輪轉機二台を購入したが、この事については東京朝日新聞小觀、二二九頁、明治二十三年九月の條に『本紙の發行部數を激增、從來の印刷機械では印刷能力の不足を感ずるに至つたので、最も簡便で我國に適當な佛國マリノニ式輪轉印刷機を採用しようとしたが、文字を異にし挿畫を異にする關係上、果して故障ないかどうかを慮り、社員津田寅次郎氏を特派して本紙の紙型を持參せしめ、同式を使用する巴里のプチ・ジュルナル社に於て試刷をなさしめた結果成績極めて良好であつたので、特派社員は同機械を携へて歸朝した。此マリノニ式輪轉機は實に日本最初の輪轉機で、一時間一萬五千枚を印刷し、今までの印刷機に比して十倍の印刷能力である。十一月より此機械を使用した。本社が他に率先して之を輸入したのは無論發行部數激增に應ずる爲であつたが、又一つには國會の開設を控へて、議會傍聽筆記の附錄を印刷する準備を整へる爲であつた。即ち本機により八面掛一時間三萬部の印刷能力を得た外、十一月二十七日から帝國議會の議事錄速記を附錄として連日刊行した。是れ實に日本最初の試みであるとある』因みに世界印刷通誌に津田寅二郎とあるも、これは矢張り東京朝日新聞小觀によつて津田寅次郎とする方が正しかるべく、兩書の記事を照合して按ずるに、兩社とも殆ど同時にマリノニ式輪轉機を使用したらしい、否な兩者をマリノニ式輪轉機使用の元祖とすべきであらう。

　これに次いで民間の輪轉機採用に就ては、世界印刷通誌、明治大正日本印刷術史に詳しいから、その概略を記して參考に供しよう。即ち『民間の印刷所で輪轉印刷機を採用したのは、明治二十七年博文館印刷所(いまの共同印刷株式會社)が佛國マリノニ製菊倍判の輪轉印刷機を採用したのが嚆矢である。同印刷機は主として書肆博文館發行諸雜誌の印刷用に供せられ、大にその能率を發揮したのみならず、石川角藏に託し、同機を模して多くの輪轉機を製作させた。角藏は後ち東京機械製作所を起し、同機を模して多くのマリノニ型新

東洋印刷株式會社のオールサイズ輪轉機

秀英舍の一色及び二色輪轉印刷機

濱田初次郎日清印刷株式會社の自働給紙機付枚葉輪轉機

渡邊八太郎秀英舍の高速度菊二倍判輪轉機

凸版印刷株式會社のオールサイズ輪轉機

印刷局の四色刷イリス機設備

大阪朝日新聞社のイリス機

紙型と鉛版

間輪轉機を製作して、我が國の新聞界に大なる便宜を與へた。尋で明治四十年頃に至り、東洋印刷株式會社に於ては獨逸のケーニヒ・バウアー會社製にかゝる五色刷オールサイズ輪轉機（All Size Rotary Press）を購入して設備した。これは我が國にオールサイズ輪轉機を輸入した濫觴である。かくて大正時代に入りては印刷業の勃興に伴ひ、輪轉機の採用は益々盛んになり、就中博文館印刷所では規模の擴張と共に多くの輪轉機を設備するに至つたが、同三年二月に至り、株式會社秀英舍は獨逸のケーニヒ・バウアー會社製菊全判二色輪轉機及び米國ホー社製四六全判一色輪轉機を購入設備した。後ち東京中村鐵工所員濱田初次郎はこれ等の輪轉機を參考にして四六全判輪轉機を製作し、秀英舍に設備したのを契機として諸所の印刷所に續々採用設備されるに至つた。越えて大正七年に至り、濱田初次郎の考案製作せる自働給紙機付枚葉輪轉機は日清印刷株式會社に設備された。同機は日清印刷の取締役渡邊八太郎が輪轉機と圓筒平臺印刷機の中間能率機を當時の適機として大正六年八月初太郎に依託し、製作されたものだと云はれる。次いで大正十三年に至り、株式會社秀英舍は獨逸アルバート社製高速度菊二倍判輪轉機を設備したのを始め、同機及びこれに類似した日本製輪轉機は各地で續々採用設備されるに至つた。一方曩に東洋印刷株式會社で輸入設備したオールサイズ輪轉機は暫く他社の採用を見なかつたが、大正十四年に至り凸版印刷株式會社で採用設備した。然るにその前年、即ち大正十三年印刷局では獨逸ケーニヒ・バウアー會社製四色刷イリス（Iris）機を輸入し、次いで間もなく同機二臺を購入したが、大阪朝日新聞社に於ても同機を一臺購入設備したのは注目に値する。

三　紙型と鉛版

活版印刷術の發達とともに紙型術と鉛版術の研究が行はれたことは想像に難くないが、我が國の紙型鉛版

墺國博覧會　佐野常民　ワグネル

藤山種彦

民間の紙型鉛版術

諸野庄五郎

古井多助

牟田良三

術に就ては、日本工業史に明治六年墺國博覧會の開催に際し、佐野常民が副總裁辨理公使の資格で出張官七十七人博覧會事務參與獨逸人ドクトル、ワグネル其他出品人諸職工等を率ゐて墺國ウインナに出張したが、佐野副總裁がウインナに在るや、隨員中才學あるものを選抜して技術練習生となし、同行の參與ワグネルの斡旋によつて各國に各技術を傳習せしめたが、その時藤山種彦は活字製造法、活字紙型製造法、硝子製造法等を修學して歸朝したとあるから、紙型術がこの頃に我が國に傳へられたことは明かであるが、世界印刷通誌明治大正日本印刷術史、紙型鉛版術の起原に「本邦に於ける紙型鉛版術は時代の要求を受くることなく、一の機會を以て、明治初年に開始された。即ち明治六年、墺國維納（ウインナ）に萬國博覧會の開設されたるに際し、我政府は十七名の各方面技術傳習生を派遣したが、その一人藤山種彦（日本工業史の記事と多少相違するが）は活字・紙型鉛版術及び硝子鉛筆等の製造に就き研究調査して歸朝した。而して今の内閣印刷局の前身たる印書局に出仕するに及んで始めて紙型鉛版法を實際に行つたが、明治八年「繪入新聞」に於て社員諸野庄五郎氏が之れを採用せるを以て民間に於ける採用の嚆矢とする。「繪入新聞」は後ち改題して「東京繪入新聞」と稱した云々』とある。また鉛版工業五十年史には『ステロタイプなるものが、我國印刷業界に取入られるに至つたのは、實に明治六年の事であつた。（中略）ステロタイプが民間に於ては、現在業界の元老たる古井多助翁に依つて實用化され、官界に於ては現在の内閣印刷局、當時太政官印書局内に於て牟田良三氏、後の下坂井氏に依つて、考察され、實用化されるに至つて、今日の鉛版工業發達の端緒を開くに至つたのである云々』とあり、前二書の記事と多少相異の點はあるが、明治六年頃を中心として、我が國に紙型・鉛版術の發達したことは事實で、ステロタイプが明治六年に實用化されてゐる以上、その以前既に紙型術の實用化されてゐた事は、墺國博覧會へ出張中その技術練習生として活字紙型製造法を修得して歸朝せる藤山種彦によつて傳へられた事は想像に難くないであらう。今日から見ると紙型の製造と云ひ、鉛版の流し込み

博文社日就社古井多助翁の苦心

と云ひ、共に問題視すべき仕事ではないが、博文社や日就社の讀賣新聞社に於ける古井多助翁の苦心はなみ大抵な努力ではなく、紙型の如きも始め美濃紙を使用し、現在の如く雁皮紙を用ひたのは苦心研究の結果であると云はれる。また鉛版の如きはその流し込みに非常な苦心をし、鉛版工業五十年史によると『古井氏は毎日造り上げた鉛版を機械場に持參しては、平身低頭試驗をして貰ふ。その中には血の氣の多い職人として、古井の馬鹿が下らない事を言ひ出すから、我々まで餘分に働かなければならないんだ、あんな奴は暗闇でノシて終へ、と云ふ聲が起つて來た。もうこの時には鉛版を持つて行く事さへ身邊の危險を感ずるやうになつて來た。けれども譬ひ殺さるゝまでも自分で主張した事であるから、飽迄もやり遂げなければならぬ責任感がある。恐る／＼持つて行つた。そんな風で最初とは違つて、一々缺點を指摘して與れる事もしなければ誠意を有つて試驗して與れない、唯持つて來るから仕方なしに、機械にかけてやると言つた程度だ、すると或る時嫌々で機械にかけた關係か、クワッタが一ッ臺木の下に埋り込んでゐたのを知らずに印刷してみた。とそのクワッタの挾まつた部分だけが明瞭に印刷されて、その他が不鮮明に終つた、機械場の人々は又しても古井氏を怒鳴りつけた。古井氏の馬鹿ッ、斯んな山の出來た鉛版を持つて來る奴があるかッ、見ろッ、胴へ傷がついて終ふぢやないか、もう柄にない事は止せッ、手前が偉さうな面をしやがつて、ステロタイプだなんて生意氣なことを言ひ出すから、俺達まで迷惑するぢやないか――やれ二ケ月の中には必ず成功するなんて、大きな熱を吹きやがつて――。と恐ろしい權幕で古井氏に喰つて掛つて來た。古井氏は別段胴に傷をつけやうと思つて、山のある鉛版を造つた譯ではない、又第一そんな鉛版の出來やう筈がないのだ、流し込み機で鑄込んだものだが――けれど言はれてみれば、將しく胴に多少の凹みが出來てゐるから怒鳴られた所で仕方がない、古井氏は幾度も陳謝した。さう斯うする中にその取りつけてあつた鉛版を外して見ると鉛版に山があつたのではなく、實は臺木の下にクワッタが挾まつて居つた事が分つた。それを見た古井氏は初め

て新しい發見をした。普通人であるならば、怒鳴りつけられた憤怒の腹癒せに、機械場の人々の疎忽の責任を逆襲する所であるが、流石は古井氏であつた、人を責める以前に新しい事を敎へられた感謝の念に胸が迫つて落涙した。甚だ濟まないが、今一回やつてみて呉れないか、こんどは臺木の下へ紙を張つてムラを取つて呉れないか。古井氏は再度依賴した。何だと、もう一度やれつて？　馬鹿にするな、こんなインタラ鉛版を持つて來やがつて、何遍やつたつて物になりやしないぢやないか。まあさう言はないで、後生だからもう一度やつてみて呉れ給へ。駄目だよッ、愚圖々々言つてゐると叩き殺すぞッ。今にもシメチコで毆り兼ねまじき形勢になつた、その時機械場の部長格であつた何某、これは一番年齡も多かつたので、おい、さう言ふな、折角古井が涙を流して賴んでゐるんだ、もう一度だけ古井の言ふ通りにてやれよ――可愛さうに、古井だつて別段氣が狂つてやつてゐるんぢやない、一生懸命なんだから――。斯う言つてなだめて呉れたので、氣の荒い連中も、澁々ながら、再度試驗してみて呉れる事になつた、で茲で説明するが、それまではムラ取りのために貼る紙は、鉛版と臺木との間に貼つたものであつた。が前述のクッツタの失策から古井氏は、直感的に臺木の下でムラを取る法がどうやら成功しさうな事を發見して、この時から臺木にムラ取りをして貰ふ事にした。試驗の結果は成功した。兎にかく明瞭に行く、この時になつて今が今まで、馬鹿呼ばはりしてゐた連中も、少々呆然として、いや、こりや不思議だぞ、おい古井どうにか物になりさうだぞッ。先刻の閻魔顏も今はどうやら惠比壽顏になつて來た。斯くの如くして一歩〱と鉛版が實用化されて行つたものゝ、未だ澤山の部數を印刷する事は出來なかつた。二三千枚もすると割れて終ふと云ふやうな状態で、二万七千枚の新聞を印刷するためには、やはり四頁宛のものを、三通り原版を造つて、印刷してゐると云ふ始末であつたが、明治九年十一月十一日の朝、古井氏は何時ものやうに出社した。平日ならば昨日から刷出して、翌日の午後にまで亙つて、印刷してゐる筈の工場内が、キチンと片づいてゐる、はて不思議な事があるもの

紙型製造の濫觴

グーテンベルグ

ファン、デル・マイヤー

ウヰリアム、ジエッド

だ、新聞でも發賣禁止されて印刷を中止したのかしら――さう思つて古井氏は、平山製作課長の許へ行つた。平山課長はもう六十の老齢者で、至つて質朴な人であつた。やがて古井氏の姿を見るや、眼に熱い涙を堪へて、おゝツ、古井君の仕事は成功したよ、今日の新聞は一枚殘らず、鉛版で印刷したのだ。さう言つて古井氏の肩に手を置かんばかりに報告して呉れた時、古井氏はやつと自己の重大な責任を果し得たことに唯感激せざるを得なかつた。みれば古井氏の双頰には熱涙が滂沱として流れてゐた。やがて一人二人と工場員の出社があつた。來るものは皆古井氏の成功を稱へぬものとてなかつた、殊に文選課の連中や機械場の連中は、昨日に代つて、古井君大明神ッ。と呼んで古井氏を胴上げにして、工場内は固より新聞社内を一巡した云々』とあり、雄辯に鉛版の創始時代に於ける當業者の苦心を物語つてゐる。また紙型製造の濫觴に就ては印刷術發達史に『色々の文献に記すところを綜合すると今吾人が使用するが如き紙でつくつたところの紙型から鑄造法によりて原版と同樣のものをいくつも複製すると云ふ考案は割合新らしいが、紙でないところの材料を用ゐて鑄造することは可なり古くから行はれてあつた。グーテンベルグ(Johann Gutenberg)が活版を發明して聖書の印刷を行つた頃から一塊となりたる所謂整版の必要を感じて各活字の橫腹に穿孔し置きし活字が組まれて一行となると、之を通して針金又は絲にて版を括りて動かざらしめて一行づゝ固定せしめた。それから十八世紀の初めとなりてからアントワープのファン、デル、マイヤー(Van der Meyer)は組まれたる活字版の裏面に地金を流し、之を固着せしめて整版となした。然しこれらは整版だと云ふだけで原版からの複製ではない。原版から複製することは一七二五年(編者曰く昭和十年から二百十一年前)にエヂンバラの鍛冶職ウヰリアム、ジエッド(Willam Ged)であると云はる。但しこの時の方法は原版の上に石膏泥を流し、之を乾かし固めて型をつくり、之れから鑄造法にて複製し、整版をつくつたのであつた、斯く複製版が容易に出來ることゝなると組版工の仕事が無くなり失業を來すからとて組版工に大に嫌はれたといふ話があ

チロック
フリース

明朝活字

池原香穉
康熙字典

る。昨年（編者曰く、印刷術發達史の發行は昭和二年だから、昨年は昭和元年を指したものであらう）エヂンバラにてはジェッドの紙型版發明の二百年祭が盛大に施行された。この發明ありて少し後ちにグラスゴーの人チロック及フリース（Tilloch and Foulis）の兩人がジェットの發明ありしを知らずに單獨にて石膏法による複製鑄造法を完成した。彼の有名なるスタンホープ（Stanhope）伯爵は彼等二人の考案からヒントを得て一八〇二年にこの方法を實用に供したとの話もある。これらの方法の概略は次の通りである。活版をチエースの内に締めつけ、版の上には油を塗りて石膏の膠着を防ぎ、一方は燒石膏をかため泥狀となし之を版の上に一面に流し、之が乾きてから三時間程之を溫箱に納れて乾燥して之を型とし、鑄型に入れて地金の熔けたものを流して鑄造を終了す」とある。

四　明朝活字

本木昌造が鉛活字の鑄造を企てた時、字體を明朝式にしたのは其版下に康熙字典を切り拔いて用ひたのでその字體が自ら明朝式字體になつたものだと云はれる。明治事物起原に『最初の版下明朝體は、康熙字典等を切り拔きて用ひたれば、誰の書きしといふ定めも無かりしが、假名字は池原香穉（後ち宮内省に奉職し、「みとものかず」の著あり、明治十七年七月十四日歿、年五十五歲）の書く所なり。然るに萬葉かななりし爲めに、讀みにくしとの評あり、數年の後更に改めたり。活字の大さを、本木氏の任意に制定せず、初號より七號まで米國の制に則り、他日、外國製の活字を併せ組みて杆格を生ぜしめざりしも、氏の卓識と言ふべきなり』とあり、また世界印刷通誌、日本印刷史、第二十四章西洋活版印刷術傳習とその發達の條には『活字の書體は西洋文字に各種の形あるが如く、日本文字に於ても同樣なり。この書體の中橫線の細く縱線の太きを明朝體と云へり。これは始め本木昌造が活字の母型を作るに當り、便宜上、清國の版木たる康熙字典の文字を切

り抜きて、版下とせるに由れり。讀み易きを以て普通に使用せらる』とあり、尙ほ活字の大きさに就ては同書、同章問題の條にこの日本文字活字の大さは、もと西洋文字活字の型より取りて、本木昌造の創定せるところなり。西洋諸國に於て、一般に活字の大さの基本と定められしは Pica パイカと稱する大さにして、卽ちその活字の深さは、一呎に七十二本の割合なり。然れども正方形なる日本文字にては、この大さは稍大なる傾ありければ、本木昌造はこれより一段小なる活字、卽ちスモールパイカ Small Pica の大さを基本として七十二分の十一吋を、正方形の一邊とする大さの活字を作り、之を以て常用の活字と定めたり。五號活字は卽ち之れなり。かくて之を標準として大小都合七種を定めしが、從來我國にて各種書籍の標題に用ひし木刻の文字は、大約五分四方なりしかば、之に相當する活字をも作りて、初號と名づけ、更に小なる八號をも製作したり。以上の九種は今日一般に用ひらる。その各號活字の大さ、及び各號間の大さの割合は次の如し。

初號	二號の二倍	七二分の四四吋
一號	四號の二倍	七二分の二八吋
二號	五號の二倍	七二分の二二吋
三號	六號の二倍	七二分の一六吋
四號	西洋文字活字ミニオンMinion型の二倍	七二分の一四吋
五號	七號の二倍	七二分の一一吋
六號	八號の二倍	七二分の八吋
七號	五號の二分の一	七二分の五・五吋
八號	六號の二分の一	七二分の四吋

これに據ると各活字はその大さは一定し、規則正しいものゝ如く思はれるが、實際は之に反し、活字製造所によつてその大さに多少の差異があり、形狀を異にしてゐるので、甲活字製造所の活字と乙活字製造所の活字とを共用することが出來ないのである。尙ほ東京に於ける主要な活字製造所の活字の大きさは、世界印刷通誌、日本印刷史、第二十四章に揭載されてゐるから、左に之を再錄して參考に供しよう。

	印刷局	築地活版製造所	秀英舍	江川活版製造所
二號活字型	二一、一五	二〇、九一	二〇、七七	二〇、八八
三號活字型	一五、八二	一五、九五	一五、五八	一五、六九
四號活字型	一四、六二	一四、七〇	一四、七一	一四、七一
五號活字型	一〇、五一	一〇、四七	一〇、三五	一〇、四四
六號活字型	七、九〇	八、〇〇	七、七九	八、〇〇
七號活字型	五、一七	五、一一	五、〇九	五、一〇

右の中、最も普通に用ひられるものは四號、五號、六號の三種活字で、七號はあまり廣く行はれず、名刺（ネームカード）等を印刷する時、その住所を組む際に用ひられる。これ等の活字は殆ど明治全期を通じて各種の活版印刷に廣く用ひられたが、明治三十八年の日露戰役後、ポイント式活字の出現するに及び、本木式の明朝活字は舊活字と蔑視され、漸次印刷界から驅逐されて、昭和期に入つては殆どその影を潛むるに至つた。

五　清朝活字

我が國の活字はその木板彫刻活字たると鑄造活字たるを問はず、いづれも明朝活字であつたが、明治九年

神崎正誼

鋼鐵種字

に至り、神崎正誼が初めて清朝活字を鑄造して賣出した。これは我が國に於ける清朝活字の濫觴である。明治事物起原に『清朝活字の創製者は、神崎正誼にして、明治九年一月始めて之を賣り出せり。神崎氏は鹿兒島の人にて初名長太、天保八年九月二十五日生る、明治五年東京赤坂區長となり、同年八月紙幣寮に轉任し七年二月職を辭して活字製造業を始む、始め種字を木材に彫刻し、電氣字母の法を行ひて成らず、獸角に彫刻するに如かずと爲し、自ら刀を執りて寢食を忘れ、五千餘個を製出したれども、劃拙劣用を爲さず、更に鋼鐵種子を彫刻し、銅に打込みて字母となす法を取り、多くの工人と共に勉勵したれども、只借財の嵩むのみにて一個の活字をも得ず、是に於て、區長時代心安くせし勝安房、又勝氏の紹介にて黑田・島津の二侯等より數千金を借り出し、九年一月始めて其志望を遂げたり。爾後追々精良の活字を出すことを得て、負債をも償却したるが二十四年十二月十四日心臟を病みて歿せり、世に之を弘道軒活字といふ（印刷雜誌一卷第十二號摘要）』とある。然るに當時の清朝活字は正誼の苦心發明にも拘らず、今日の清朝活字に比すると、その形狀・字體ともに劣惡にして實用以外には出でず、字劃の線は太く、活字の形狀も徒に面積が廣く、粗惡の誹を免れなかつた。清朝活字で印刷したものには鳴子逸史著猿猴榮次玉兎阿久・二葉迺鏡面（明治二十二年十一月二十五日發行）梅南逸史著都の白浪などいふ小說があるが、字劃・形狀ともに劣惡にして恰も毛筆書うきの肉筆の如き活字である。もつとも是れは同一活字を數十回使用したので多少磨滅せる關係もあるであらが、勿論內容は主であつても、美と新を生命とすべき出版物に尙ほこの弊あるを見れば、當時に於ける清朝活字の一斑を窺ふに足るであらう。

印刷工業

第十七節　印刷工業

一　亞鉛凸版

亞鉛凸版

齋藤鈔太郎

亞鉛凸版は普通單に凸版または寫眞亞鉛版と稱する。明治事物起原、寫眞亞鉛版の始に『明治二十四年二月の印刷雜誌第一號に、齋藤鈔太郎の寫眞亞鉛版ホト、ジンコグラヒーの記事あり、其略に云ふ、寫眞亞鉛凸版は一八八六年佛國にて發明さる、予其方法を研究して、未だ著書の據るべき者あらず、僅に自得する所あり。昨二十三年一月の女學雜誌に之を揭げたり。然るに寫眞新報第十二號の投書は、これ全く佛國の發明を模倣せるのみと爲す。然れども予輩の製版法の、佛國版と全然同じからざるは印刷面を一見せるのみにても、之を判知し得べし。本邦に於ては、余が製版を以て亞鉛凸版の嚆矢と爲し、其方法は全く余が發明に出づ云々』とある。またその製法は國民百科大辭典に『別名ジンク凸版、寫眞製版ノ一種、線畫ヲ複寫シタ種板カラ、グリユー感光液ヲ塗布セル亞鉛板ニ燒付ヲ行ヒ、硝酸デ腐蝕、適度ノ深サノ凸版ニ仕上ゲル。活字ト共ニ組合セ書籍・雜誌等ノ挿畫ニ用ヰル』とある。本記事に據ると、日本の亞鉛凸版は齋藤鈔太郎の發明にかゝるが如く記されてゐるが、果して然るや否やは全く不明で、斷言の限りではない。我が國の亞鉛凸版術は明治二十七八年の日清戰役當時すでに盛んに行はれ、博文館發行の日清戰爭實記等には到處に挿繪として用ひられてゐる。明治三十七八年の日露戰役後に發達したゼラチン版は、ゼラチンを亞鉛の代用し、凸版を製造し、頗る廉價なので大正三四年頃旺んに使用されたが、紙型に取れないので、漸次衰亡してしまつた。然れども近時印刷工業の發達に伴ひ亞鉛凸版の需要は益々增加し、遂に我が國の木版を驅逐して獨占するに至つた。

博文館ゼラチン凸版

明治初年の出版物

明治初年の出版物を見るに、明治初期に於て本木昌造が鉛活字を發明し、爾來我が國出版物の面目を一新したが、同十三四年頃までは鉛活字は或る特殊印刷物に限り未だ廣く一般に普及せず、大抵は江戶式の木板

本であつた。鉛活字の單行本印刷に廣く用ひられたのは、明治十四五年以後であることは、明治初期から同十五六年頃までの合卷式小說（明治草双紙）を見ると、推知に難くない。いま當時の草双紙を檢するに、記事も挿繪も共に江戸式木版で、全部彫刻になつたものであるが、この合卷式小說は同十五六年頃に至り、全三卷・全六卷・全九卷・全十五卷等の草紙が一變して鉛活字印刷の全一冊・全二冊・全三冊等の單行本に變化し、それが同十八九年頃に至りては石版刷のボール表紙を附した純洋式の全壹冊物になつた。この變化に伴ひその挿繪の如きも明治初期から同二十五六年頃までは純日本式の木版または西洋木版を使用してゐたが凸版の漸く普及するに及び從來の木版及び西洋木版は漸次亡びて、同三十七八年の日露戰役後は大抵亞鉛凸版を用ひるに至つた。併し日露戰役後と雖も、亞鉛凸版の製版は日光と非常な關係があるので、新聞・雜誌等の如きその發行に一刻を爭ふ刊行物は、大正七八年頃まで木版を使用してゐたが、後世製版術の完備すると共に、いまた全く亞鉛凸版を用ひるに至つた。

植字機の輸入

ライノタイプの輸入

インタータイプ
大阪朝日新聞
大阪每日新聞

二　植字機の輸入

印刷局沿革錄に『三十六年二月、ライノタイプヲ購入ス。此機械ハ歐文數十字ヲ同時ニ運鑄シ得ルモノナリ』とあり、世界印刷通誌、明治大正日本印刷術史、植字機の輸入には『活版印刷界に於ける著明なる事實としては、植字機即ちライノタイプが初めて輸入されたことを擧げねばならない。同機は明治三十六年二月初めて印刷局が米國より輸入せるもので、其機械の巧妙は世人を一驚せしめたが、幾何もなく同機及びインタータイプ等は東京・橫濱の各外字新聞社に採用され、次いで大阪朝日新聞・大阪每日新聞等に於ても、之れを採用するに至り、民間印刷業者に於ては三秀舍が去る昭和三年二月率先して英國製ライノタイプを設備した』とある。

三　ポイント活字

ポイント活字
東京築地活版製造所　野村宗十郎
有朋堂文庫

ポイント活字の起原に就ては明治事物起原に『明治三十六年七月、大阪に第五回内國勸業博覽會を開く、時に東京築地活版製造所の九ポイント式活字約三千字、他のポイント式十種ばかりを、五六十個づゝ出品せり。これポイント式活字の公にされし始めにして、同活版所の社長野村宗十郎の新製に係るものなり。ポイント式とは一吋を七十二分したる一を一ポイントとし、其九倍の大さあれば之を九ポといふの類なり。書籍にて此の新活字にて印刷せるものゝ中、稍纏まりたるものは、書肆有朋堂發行の有朋堂文庫、同四十四年參謀本部編日露戰史等を始めとす。野村氏は印刷界に貢献する所多く、大正五年二月藍綬褒賞を賜はる。同十四年四月二十三日、特に正七位に叙せられ、同日歿す。行年六十八』とある。また世界印刷通史日本印刷史、第二十四章、西洋活版印刷術の傳習とその發達の條には『號數同じと雖も、その製造所によりて一定せざれば、異なる製造所の活字は之を共用し得ざる不便あり、その現象は獨り我國のみならず、西洋諸國に於ても同樣にして、斯業者は何れもその不便を痛感せり。故に千八百七十九年（明治十二年）に至りて、この不便を除くべく、獨逸に於ては Point ポイントを單位とする、所謂ポイント活字を採用し、次で各國に及べり。これに尋で又佛國式ポイント活字現はれ、後者は日英米の諸國にて採用せらるに至れり。このポイント式活字は七十二分の一吋を以て、一ポイントとし、その整數倍の大小活字を以て組織せり。築地活版製造所はこのポイント式によりて、左の如き各種の活字を鑄造せり。

三六　二〇　一九　一八　一〇　九・五　九　八ポイント

この活字は主として新聞印刷に用ひられて、舊來の活字と共に混用せられて、漸次に普及の運に向へり云々』とある。併しいま現に行はれてゐる我がポイント活字には四二、三六、三〇、二七、二四、二一、一八

一五、一二、九、八、七、六、三ポイント等の種類があるが、就中八ポイント活字は好適の活字として盛んに使用せられ、書籍は多くこの八ポにて整版する傾向がある。以上の記事によつて按ずるに、明治事物起原はポイント活字を以て野村宗十郎の創製なるかの如く説けども、世界印刷通誌によつてポイント活字の純日本發明に非らざるを知るべく、要するに日本のポイント活字は歐米活字の樣式を日本の活字に應用したものに過ぎない事が判るであらう。

ポイント式活字が考案せられるに及び、在來の初號・一號・二號・三號・四號・五號・六號・七號等の活字は舊活字と稱せられ、漸次印刷界から驅逐せられ、大正期に於ては殆ど使用せられざるに至つた。

四　政府の銅版術

政府の銅版術

我が國に銅版術の渡來したのは早く天明年間で、司馬江漢が長崎で和蘭人から學んだのに始まると傳へられるが、前期にも略說せしが如く江戸に於ては江漢の門から亞歐堂田善・雷洲の名工を出し、亞歐堂の弟子には新井金恭といふ人があつて、精密な解剖圖を彫刻したと云はれる。また京都には文化のころ玄々堂松田保周が出て銅版の彫刻を始めたが、天保の頃に至り井上九皐が出て、三角刀にて彫刻することを工夫した。尋いで嘉永頃には春燈齋(岡田氏、別に水月堂とも號した)、玄々堂松田保周の子敦朝等の名工が出て一時京都の銅版術は大いに振つた。大阪には天保の頃中環・中川信輔等が出て銅版印刷を始めた。環は醫師で、信輔は書店の主人であつたといはれるが、これが動機となつて爾來盛んに銅版術が行はれた。斯の如く銅版術は維新前既に相當の發達をなしてゐたので、當時各地の大名がその藩札の發行に銅版術を應用したことは、其當時發行された諸藩の藩札を見ると、明かに證明される。

楮幣局
太政官札

從つて明治政府に於ても維新のはじめ太政官楮幣局から太政官札五千萬圓を發行するに當り、京都の松田敦朝に命じて調進させたと云はれる。この事は

民部省札

大藏省出納寮の郵便切手の製造

租稅寮の證券印紙製造

紙幣司の設置

紙幣寮

梅村翠山

キヨソネ

獨逸より版面縮圖機械・同花紋彫刻機械購入す

降矢銀次郎

瀬戸余吉

佐藤安藏

後背修造

磨滅豫防の爲メ銅版に鋼鍍を施す

明治四十四年九月二十五日發行の印刷局沿革錄、印刷工場、彫刻、明治九年九月四日の條に『同去フ明治元年四月太政官札ヲ製造ス、之ニ關スル事務ハ會計官ノ管掌トシ製造一切ノ事ヲ銅版師松田敦朝ニ命ジ、京都二條銀座ニ於テ製造ニ從事セシメ、後之ヲ二條域內ニ移ス。二年正月太政官札完成ス。八月會計官ヨリ松田敦朝ニ東上ヲ命ジ、民部省札並爲換座三井組ノ證券ヲ製造セシム。十月民部省札製造ニ着手ス、其事務ハ民部省通商司之ヲ掌レリ。三年十月民部省札完成ス。十一月大藏省出納寮ヨリ松田敦朝ニ命ジテ郵便切手ヲ製造セシム、其種類ハ五百文二百文百文四十文ナリ。四年四月大藏省租稅寮ヨリ松田敦朝ニ命ジテ證券印紙ヲ製造セシメ。又同省出納寮並工部省ノ振出手形ヲ製セシム。七月始メテ紙幣司ノ設置アリ、八月紙幣寮ト改ム。然レドモ製造ノ事ハ尙ホ松田敦朝ニ命ジタリ』とあり、單に松田敦朝が紙幣を製造した事實のみならず紙幣製造所である京都銀座の變遷を始め、東京遷都後に於ては大藏省の紙幣製造所たる紙幣司の沿革及び郵便切手・證券印紙等の發行をも併せて窺ふことも出來るであらう。尙ほ銅版術の發達及びの變遷の概況を窺ふために、印刷局沿革錄から銅版に關する記事を再錄して見ると『十八日（六年二月）銅版師梅村翠山ヲシテ松田敦朝ト共ニ銅版彫刻ノ請負ヲ爲サシム。十月七日（七年）松田敦朝・梅村翠山ノ請負ヲ止ム。八年一月十四日伊國熱那工術大學校名譽員エドアルドキ、キヨソネヲ彫刻師トシテ雇入ル。同人ノ職ニ就クヤ圖案及版面ノ彫刻法ヲ一新シ、又電胎及製版等諸般ノ計畫ヲ爲シ大ニ業務ヲ改善スルヲ得タリ。四月五日（同年）電胎部ニ於テ試驗ノ爲メ秩祿公債證書其他ノ原版ヲ母版ト爲シ、始メテ完全ナル子版ヲ製スルヲ得タリ。從來版面ヲ刻スルニ百面續ナレバ百面皆之ヲ手刻スルガ故ニ箇々多少ノ差異ヲ生ジ、且ツ許多ノ時間ヲ要シ不便少カラザリシニ原版一面ヲ彫刻シ、「クラッチユ」術及電胎法ニ依リ自由ニ孳殖スルヲ以テ時間ヲ短縮シ、且ツ許多ノ版面ト雖モ同一ニ製造スルコトヲ得、其精粗難易往日ノ比ニアラズ。五月三十一日（同八年）獨逸國製版面縮圖機械同花紋彫刻機械ヲ購入ス。當時技術ヲ專攻セシモノハ彫刻機械部（版面彫刻業）ニ於テ見習降矢

線畫版の完成
方形鱗形花紋彫刻の發明

米國製細紋彫刻機械の到著

メソチンタ式彫刻（銅版）
マニエール・ノワール式

キヨソネ
ブリユツク
スチルフリード

寫眞銅版
寫眞石版

陸軍省測量部の銅版石版

多湖實敏

銀次郎等、彫刻部（版面補刻業）ニ於テ同瀨戸粂吉等、活版鑄造部（クラッチュ鉛製版業）ニ於テ同佐藤安藏等、電胎部（版面增殖業）ニ於テ同淺野修造等ナリ。是月（同年十月）電胎部ニ於テ版面ノ磨滅ヲ防ガンガ爲メ銅版ニ鋼鍍ヲ施スノ業ヲ始ム。二十八日（同九年四月）見習降矢銀次郎線畫版ヲ試製シ成功セリ。七月九日（同十一年）技手雇降矢銀次郎花紋彫刻機械ノ齒車ヲ增シ、方形・鱗形ノ花紋ヲ彫刻スルノ工夫ヲナセリ。十二年一月十四日、米國製細紋彫刻機械（セチメトリカルレース）到著ス。該機械ハ防贋上最大必要ノモノニシテ米國ノ專賣ニ係リ、當時ハ同國ノ外ニ之ヲ備フルノ印刷工場ナク、隨テ其使用方法モ分明ナラザリシガ、高木領事ノ傳習シ來リシニ依リ同氏ノ傳授ヲ受ケシモ、尙未ダ詳悉ナラザル所アリテ頗ル困難ヲ感ジタリ。然ルニ幾多ノ研究ヲ經テ、遂ニ自在ニ使用シ得ルニ至レリ。此間從事者ノ苦心少シトセズ。三月十五日（同十二年）彫刻師キヨソネ贈右大臣大久保利通公ノ肖像ヲ銅版ニ鐫刻ス、此ヲ本邦ニ於ケル「メソチンタ」式（一名マニエール、ノワール式）彫刻版ノ嚆矢トス、十月二十三日（同三十二年）工手本多忠保同瀨田猪之助光線ノ作用ト藥力トニ依リ、新ニ原版製造ノ方法ヲ工夫セリ』とあり、横井時冬博士著日本工業史、第五十一章、印刷術の進步に『同じき八年一月伊國彫刻師エドワルド、キヨソネを雇聘し、ついで獨國印刷技師ブリユツクをも聘して手術彫刻・電氣彫等を傳習せしめられしが、この傳習生各地に散じて銅版彫刻の術一層精密のものとなり、且其印刷も亦大に進步せりとぞ（中略）印刷局はこれら銅版・石版の外はやくも明治十一年澳國人バロン、フヲン、スチルフリードを雇聘して寫眞銅版・寫眞石版をも試みられしとぞ』とある。また同書に『又陸軍省の陸地測量部の如きも早くより銅版・石版にて地圖を製せられしが、陸軍の擴張につれて益々其事業を盛大にする企てありしかば、明治十九年多湖實敏を獨逸に遣し、印刷術を研究せしめられしが、同じき二十三年歸朝して亞鉛版の新法を傳へらる。同じき二十六七年以來專らこの亞鉛版にて地圖を製せらるゝといふ』とある。以て明治十年から同三十年頃までの銅版術の一斑を推知するに難くないであらう。

五　民間の銅版術

明治十年後に於ける民間の銅版に就ては、これに關する文獻に乏しいから系統的に詳說することは出來ないが、維新前に於ける民間の銅版から推すと、民間の銅版術は明治十年後異常の發達をなした事は想像に難くない。たゞ當時銅版は我が國の木版に比し、その價格が高かつたから、費用の點で遙かに木版の敵でなかつたことは事實で、この點で未だ銅版が廣く使用されるに至らなかつた。當時銅版が石版に比しその用途の狹かつたのは、銅版は石版に比して劣つてゐた爲めではなく、全く費用に重大な關係のあつた事は推定に難くない。いま昭和六年五月七日から同九日迄三日間、東京市神田區元佐久間町一番地尙美社で開催された彰美會第六回明治石版銅版展覽會に陳列された銅版畫を列擧して、識者の參考に供しよう。

一	顯官肖像（挿繪）	十年	銅版	前森永貞氏藏
二	第一勸工場道案內繪圖（吾妻健三郎）	十二年	同	井上和雄氏藏
三	四季風景（二世廣重、挿繪）	同	同	渡邊床三郎氏藏
四	廣澤眞臣公肖像	十五年	同	大西新一郎氏藏
九	東京上野公園東照宮之圖（安田其聲）	十五年頃	同	濱村正太郎氏藏
六	東京淺草觀音仁王門之圖	同	同	同　氏藏
七	東京九段坂上招魂社の景（安田其聲）	同	同	同　氏藏
八	東京水天宮本社之圖	同	同	同　氏藏
九	東京向島枕橋より淺草遠望之景	同	同	同　氏藏
一〇	東京新橋停車場之夜景（安田其聲）	同	同	同　氏藏

小川一眞

一一	有栖川宮御肖像	十六年	銅版手彩色	伊藤成治氏藏
一二	風俗畫　取合三枚（ビゴー？）	二十年頃	同	中島晋一郎氏藏
一三	石版づくし（梅堂小國政）	二十二年	同	松本喜八郎氏藏
一四	東京名所圖繪內　眞乳山他四圖	同	同	同　氏藏
一五	第二軍旅順口占領之圖	二十七年	同	鈴木仁一郎氏藏
一六	黃海大海戰之圖	同	同	松木喜八郎氏藏
一七	旅順口攻擊之圖	二十八年	同	同　氏藏

等である。

　この外、著者の蒐集した資料中にも明治十七年五月の發行にかゝる明治新刻名譽姬鏡といふ本があるが、本書は解說・挿繪ともに全部銅版である。また同二十四年發行の森澤德夫著探偵淵軌の挿繪も全部銅版で、寫眞銅版である。

　寫眞銅版は明治二十七八年の日淸戰役を中心として盛んに新聞・雜誌等の挿繪に用ひられたが、その代表的なものは同二十七年八月三十日に第壹編を出し、爾來每月三回づゝ發行して同二十九年一月七日までに全五拾編を出した日淸戰爭實記であるが、本誌は博文館の發行にかゝり、挿繪の寫眞銅版は小川一眞の彫刻・印刷で、當時の製版としては頗る精巧を極めたものである。小川一眞は文久三年五月十日武州忍町に生れた家は世々忍藩に仕へた。幼時藩校に入つて漢學及び英語を學び、後東京に出て寫眞術を修め、明治十四年には第二回內國勸業博覽會に出品して名聲を博した。次いで築地居留地のバラ氏に就いて英語を修練し、同十五年米國に渡航して不變色寫眞術及び寫眞銅版術を學び、同十八年歸朝した。同二十年東京府工藝博覽會寫眞部審査委員となり、同二十三年の第三回內國博覽會には審査員となつた。同二十六年米國萬國博覽會の開

備に際し、萬國寫眞公會商議員となつて渡米した。時に寫眞彫刻銅版及び同亞鉛版の製造に要する諸機械を購入して歸朝し、京橋日光町に小川寫眞製版所を設立して撮影並に寫眞製版・寫眞版（コロタイプ）・寫眞銅版・（ボトエングレビーン）・寫眞石版（ボトビソブラク）の業を開始した。こゝに於て我が國の寫眞術及び寫眞銅版は全く面目を一新し、その出來榮は歐米と毫も遜色なきに至つた。その代表的なものは前記の日清戰爭實記で、その中には多くの精巧な寫眞銅版を挿繪してゐるが、就中第七編の松島艦大砲之圖・第拾壹編の北京日本公使館・同北京城內市街、第拾五編の萬里長城、第拾六編の旅順口俳優・同演劇・北京國子監中の辟雍・北京城內の壕邊より景山を望む、第拾八編の故陸軍少將大寺安純君肖像・旅順口の北方米河子附近に於て第一師團本隊開進攻擊準備の光景、第貳拾四編の海軍中將男爵井上良馨君（中央は井上中將、右は和泉艦長少佐齋藤實君、左は海軍主計大監井上敬治郎君、海軍大主計眞野秀雄君）第貳拾七編の李鴻章・李經方第貳拾八編の清國派遣全權辨理大臣伊東巳代治君、第參拾編の日比谷凱旋門、第參拾壹編の海軍少尉勳一等山階宮菊麿王殿下・第參拾貳編の高千穗艦長海軍大佐野村貞君及乘組將校、故大寺少將及從軍新聞記者・海軍大尉小笠原長生君、第參拾四編の日本赤十字社篤志看護婦人會幹事長小松宮御息所賴子殿下、同幹事花房夫人千鶴子君、同幹事鍋島侯爵夫人榮子君、第參拾六編の廣島大本營陸海軍將校、第參拾八編の陸軍軍醫監森林太郎君、第四拾編の征淸第壹軍司令部將校（この銅版には閑院宮載仁親王殿下の御寫眞を始め奉り、野津大將・小川小將・矢吹少將・大迫中佐・石坂軍醫總監・村井少將等の寫眞がある）・各宗特派從軍布敎師・澎湖島實景、第四拾壹編の故松崎大尉（五姓田芳柳畫）、第四拾貳編の第二軍司令部將校同相當官及高等文官第四拾五編の故陸軍大將大勳位功三級北白川宮能久親王殿下、第四拾六編の混成枝隊各將校、第四拾八編の陸軍少將功三級男爵西寬次郎君、第五拾編の靖國神社臨時大祭等は傑作である。

梅村翠山
ボラールド
刷版局
彫刻局
柳田龍雪
青野桑洲
石井重賢
益田勝利
松井右金吾
日本印刷史

石版印刷肉
クレーヨン
寫眞石版術

柳田龍雪
青野桑洲
石井重賢

六　政府の石版術

明治初期に於ける政府の石版術に就いては既に前期に於て略説したが、明治中期に於ける民間石版術の著しい發達につれ、政府に於ても石版術を重要視し、明治七年十月、刷版局で石版業を創始し、同九年二月、嚢に梅村翠山の招聘せるシ、ジー、ボラールドを雇聘するとともに、同年四月石版事業を刷版局から彫刻局に移し、柳田龍雪・青野桑洲・石井重賢・益田勝利・松井右金吾等に命じてボラールドから石版術を學ばしめた。當時桑洲・龍雪等は石版彫刻術を學び、重賢・勝利・右金吾等は石版印刷術を修得した。龍肅著日本印刷史、第二十三章銅版石版印刷術の傳來とその發達に『かくて柳田等の技術は次第に進み、この年五月青野桑洲の執筆にかゝる楠公畫像は、二回刷石版を以て印刷せられ、翌る十年七月には、石井重賢始めて石版より數回刷の著色畫を製するを得、この年開かれし第一回內國勸業博覽會には、淡彩の江島圖、富士見峠圖色摺の玉堂富貴圖の如き、精巧なる石版印刷物を出陳したり。ついで同所の製肉課に於てはボラールドと謀りて石版印刷肉及び石版描寫用クレーヨンの製造法を研究し得たり。十一年一月にボラールドの雇を解き、これよりは專らその指導を受けし我國人によりて、石版術の研究繼續せられ、やがて寫眞術の應用によりて寫眞石版術の創めらるゝに至れり云々』とあり、また明治四十年五月、印刷局發行の印刷局沿革錄から石版に關する記事を抄錄して見ると『是月(明治七年十月)刷版局ニ於テ石版業ヲ創ム。四月六日(九年)刷版局ニ屬セシ石版部ヲ彫刻局ニ移ス。因テ柳田龍雪・青野桑洲・石井重賢等石版印刷師ボラールドニ就キ石版業ノ敎授ヲ受ク、是月(同八年)伊國公使ノ依賴ヲ受ケ、石版ヲ以テシーボルドノ肖像ヲ印刷ス。同畫ハ彫刻師キヨソネノ筆寫ニシテ、米國人石版印刷師ボラールドヲシテ印刷ヲ爲サシメタリ。二月二十八日(同九年)石版印刷ノ敎師トシテ米國人シー、ゼーボラールドヲ雇入ル。五月(同九年)始メテ二回刷石版楠公畫像（技手雇青野桑洲執筆）

佐田清次
石井重賢始めて數回刷の石版畫を印刷す
三枝守富
スチルフリード
寫眞銅版寫眞石版紙幣局を印刷局と改稱す
得能良介
キヨソネ
國華餘芳
朝陽閣集古

ヲ製ス。七月十一日（同年）局中ヲ彫刻、器械、整版、電胎、石版ノ五部トス。十年一月十三日彫刻局ヲ改メテ彫刻部ト稱シ、部中ヲ彫刻、器械、整版、電胎、石版ノ五科トシ、局長佐田清次ヲ部長トス。五月二十七日（十一年）石版科ニ於テ一種ノ轉寫紙（地圖版ト用）ヲ製シ、伸縮ヲ防グヲ得タリ。六月二十九日（同年）職工香山秀吉寫眞術ヲ應用シ、一種ノ石版印刷法ヲ工夫セリ。七月（同年）技手雇石井重賢始メテ石版數回刷ノ著色畫ヲ製シ得タリ。十一月二日（同十一年）製肉部ニ屬セシ撮影所ヲ彫刻部ニ移シ、寫眞科ト稱ス。寫眞術ハ印刷業ト密接ノ關係ヲ有シ、贋造豫防上最モ必要ナルヲ以テ、初メ該業ヲ製肉部中ニ置キ、同部助役三枝守富專ラ之ニ從事セリ。此ニ至リ墺國人寫眞師バロン、フォン、スチルフリード（Baron Von Stilfried）ヲ雇入レ益々斯業ノ發達ヲ期セントス、而シテ寫眞術ノ必要ハ寫眞銅版、寫眞石版、其他製版上ニ關係少カラザルニヨリ本部ノ所屬トナレリ。是年（同十二年）局長（同年十二月十日、紙幣局ヲ印刷局ト改稱セラル）得能良介彫刻師キヨソネ及屬員ヲ随ヘ山梨縣外二府十二縣ヲ巡回ス。當時經過セシ所ノ山川ノ景勝及社寺官民ノ所藏セル古書畫古器物等ニシテ、製造上ノ模範又ハ參考トナルベキモノハ之ヲ寫眞又ハ寫眞トシ、著シキモノハ後石版ニ付シテ印行ス．國華餘芳即チ是ナリ。十月十三日（同十三年）職工香山秀吉布目地文ヲ石版ニ轉寫スルノ工夫ヲナセリ。五月十八日（同十四年）第二回内國勸業博覽會へ大久保利通公肖像其他凹版凸版石版刷等ヲ出品ス、是年（同十五年）國華餘芳古器物圖落成ス。曩ニ得能局長山梨縣其他ヘ巡回ノ際採集模寫シタル伊勢神宮正倉院等ノ古器物圖ニ據リ、十三年三月始メテ本品ノ製版ヲ創意シ、之ガ參考資料ヲ得ンガタメ技生齋藤知三・同本多忠保博物館へ出張シ古器ノ寫眞ヲ爲スコト數月幾多ノ攷究ヲ經、此ニ至リ石版十數回ノ合刷トナシ、物形ヘ眞似ト古色ノ彷彿トヲ寫出シタルモノナリ。是月（同十六年五月）朝陽閣集古（古書寫眞石版）落成ス。米國ボストン府博覽會ヘ銅版刷肖像、國華餘芳、貨幣精圖等ヲ出品ス。十八年二月二十六日彫刻部ヲ改メテ、彫刻科ト稱シ科中ニ第一（彫刻）第二（電胎）第三（整版）第四（石版製版）第五（石版印刷）第六（寫眞）ノ六室ヲ置キ、大藏一等技

三枝守富
益田勝利
原田紀三郎
石版代用亞鉛版を發明す

國華社
武田墨彩堂
審美書院
書報社

民間の石版術

下岡蓮杖
川上冬崖
横山松三郎
龜井至一
下國羆之助
本多忠保

手内田萬次郎ヲ彫刻科長トシ、寫眞科長三枝守富ヲ彫刻科工師トス。是月萬國發明品博覽會へ石版刷古器物圖ヲ出品ス。二十七日（同十八年四月）工手益田勝利、工生原田紀三郎石版代用亞鉛版ノ製造方ヲ研究シ、幾多ノ試驗ヲ經テ遂ニ成功セリ。十九年四月一日第五室（石版印刷業）ヲ刷版科ニ屬ス』とあり、これに依つて大體印刷局に於ける石版術に關する施設の一斑を窺ふに足るであらう。これを以て見ると、政府の石版術、即ち印刷局の石版術は民間の石版術よりも少し後れて開始せられたるものゝ如く、明治七年十月に採用せられ、同二十年頃に至り大體完成したものらしいが、いづれかと云へば印刷局の石版術は民間の斯業と異なり、紙幣・公債證書・株券・印紙・切手等の印刷が主であつて、美術品の製作及複製が主眼でなかつたために、民間の如く額繪等の製作を見ることは出來なかつたが、その試驗的製作には國華餘芳・朝陽閣集古等の如き佳作がある。然るに其後政府の整備完成とともに印刷局に於ても諸種の仕事が輻輳し、且つは民間に於ける石版術が發達したので專業以外の方面に手を出す餘暇がなかつた爲めであらうか、印刷局では紙幣・公債證書・株券・印紙切手等の如き印刷局本來の印刷物以外には餘り美術品の複製を行はなつた。後世盛んに美術品の複製を行ひ世界に我が國の古美術品を紹介したのは國華社・武田墨彩堂・審美書院・畫報社等であるがこれ等も三色版・プロセス版・グラビア版の勃興するに及び、あまり振はない。

七　民間の石版術

前期に於て、我が國の石版術は下岡蓮杖、川上冬崖の二人によつて始められたものであることを說いたが蓮杖の門からは横山松三郎が出で、松三郎の門からは龜井至一・下國羆之助・本多忠保等が輩出して大いに明治中期に於ける石版術の改造發達に貢獻した。就中龜井至一は斯界の第一人者で、多くの佳作を遺した。冬崖の石版は明治五年陸軍省兵學寮で石版術の研究を始めたのが發端で、織田一磨氏の說によると冬崖の石

高橋由一
兵學寮
青野桑洲
松田敦朝
梅村翠山
打田霞山
中川耕山
小室誠一
スモリツク
ポラード
彫刻會社の設立
金子政次郎
波々伯部捨四郎
彫刻會社と國文社の併合
多湖實敏
小柴英侍
石版會社の設立

版畫は一度も製したことがないとあるから、冬崖は石版術の研究に着手し、之れを印刷しても、陸軍省に奉職してゐた關係上、世間にその作品を發行せぬため、絶無なのかも知れぬ。冬崖の門からは高橋由一が出て、大いに石版界に貢献した。然るに同六年に至り、青野桑洲が陸軍省參謀局から楠公櫻井驛訣子之圖を出した。この事に就いては織田一磨氏の日本石版畫の初期時代略史にも『明治六年、青野桑洲といふ人が、陸軍省參謀局から「楠公櫻井驛訣子之圖」といふのを出してゐます云々』とある。冬崖と桑洲は同じ陸軍省に奉職せる關係上、桑洲は冬崖の弟子であらうと主張する學者がある。或はさうかも知れぬ、併しこれを證すべき文獻がないので一切不明である。織田一磨氏は『この桑洲といふ人と冬崖とは何かの聯りがあると察せられます。尚ほ同氏の説によると蓮枝の門人横山松三郎は後陸軍士官學校に聘され、石版術と寫眞術を受持つてゐたとあるから、これ亦冬崖・桑洲等と關係があるやうにも想はれるが、一切未詳である。

當時銅版彫刻師の松田敦朝・梅村翠山等も銅版彫刻の傍ら、新興印刷である石版の研究を始めたことは前期にも述べたが、就中翠山は門人の打田霞山（織田氏は打田霞山を內田新太郎と稱してゐるが）・中川耕山・小室誠一等を歐米へ派遣して墺國からは石版彫刻師オツトマン、スモリツク（Ottmann Smorick）と石版印刷師シー・ジエー・ポラード（C. I. Pollard）を雇聘せしめ、これ等の人々の歸朝後、銀座四丁目に彫刻會社といふ石版印刷の會社を設立して、一般石版印刷の業を開始した。スモリツクの門からは多くの石版印刷師が輩出したが、就中金子政次郎・波々伯部捨四郎の二人はその代表的門人で、多くの佳作を遺した。スモリツクは我が國にも稀れに見る名人で、且つ彫刻會社で數多の傳習生を養成したから、後それ等の傳習生が四方に散じて石版術の業に從事したので、我が國の石版術は大いに勃興した。然るに明治十四年に至り、彫刻會社は國文社に買收されたので、その社員たりし多湖實敏・小柴英侍等はスモリツクと相謀り、更に石版會社を設立して再び石版の印刷に從事したが、久しからずして閉鎖のやむなきに至つた。梅村翠山の專門は銅版

木口木版
西洋木版
中川耕出
紙幣寮
キヨソネ

石井鼎湖
山本芳翠
小山三造
本多錦吉郎
五姓田義松
龜井至一
渡邊勇子
砂目石版
手彩色

彫刻であるが、木口木版・西洋木版もやり・日本に於ける同一方面の創始者と稱せられる。また弟子中川耕山も亦砂目石版では可なり優秀な手腕の持主であつたと云はれる。

明治八年一月、大藏省紙幣寮では伊國美術大學名譽教授エドワルド、キヨソネ (Eduardo Chiorsne) を銅版彫刻師として雇聘したことは前期に述べたが、キヨソネは石版彫刻にも卓拔な手腕をもつてゐたので、我が國の石版術發達に大いに貢献し、「米人ラルストンの肖像」・「ジーボルトの肖像」等の傑作を遺した。日本石版畫の初期時代略史にも『明治八年にはエドワルド・キヨソネといふ伊太利人が、印刷局へ招聘されて來朝しました。キヨソネは元來銅版、鋼版の彫刻に傑出した腕をもつてゐた人ですが、石版にもまた立派な技術を示しました。「米人ラルストンの像」・「ジーボルトの像」なんぞは、見事な出來であります。キヨソネの石版を印刷したのは、前記ポラードであります』とあり、以てその技術の一斑を窺ふに足るであらう。日本の石版術はこれ等三外人の指導によつて著しく發達したが、この時代になつて我が國民は漸くこの新興美術たる石版畫に注目するに至り、畫家、就中西洋畫家は競うて石版下繪の作家となつた。日本石版畫の初期時代略史にも『日本の石版術は三外人の指導によつて、非常に發達しました。此時代になつてやうやく世間一般の注意が、石版といふ新興の版式に向けられて來たのです。多少新しい時代趣味に着眼する畫家は皆爭つて石版畫の作家となりました。』とあり、以て當時石版畫が新興美術として、我が國民の上下から如何に歡迎されたかその一斑を窺ふに足るであらう。當時西洋畫家にして石版を描いたものに石井鼎湖・山本芳翠・小山三造・本多錦吉郎・五姓田義松・龜井至一・渡邊勇子等があるが、就中龜井至一は最も有名であつた。尙ほ龜井至一に就ては前にも略說したが、織田一磨氏は『龜井至一の石版畫は通俗的の畫風と美人畫が主でしたから、可成世間的に流布されたらしいのです。併しこの時代の石版畫は砂目石版で墨一度刷のものか、手彩色を施したものであります。尤も色刷石版はクロモ版として研究されてゐたのですが、額繪として世間に賣

クロモ版
ベタ潰しの石版畫
町田信次郎
野村重喜
松岡正誠
美術着色會社
勝山繁太郎
矢島德三郎
金子豐吉
松本小太郎
太田節次郎
熊澤喜太郎
銀花堂
野村銀次郎
學術用幻燈及映畫製作所
吉原秀雄
有山定次郎
淺沼宗吉
橫山良八
鎌田善次郎
田中吉五郎
青木嘉吉
清水市郎
清水三壽郎
信陽堂
岡村政子
淺井忠

出した石版畫は砂目石版で墨刷手彩色のが普通です。」とあり、以て當時に於ける石版印刷の一班を推知するに難くないが、この砂目石版畫は後世のベタ潰しの石版畫に比し、感じが如何にも柔かで、優美である。龜井至一の後には町田信次郎、野村重喜、松岡正誠等であるが、その石版はいづれも砂目石版墨刷、または手彩色か單色刷（つぶし）である。

この外、明治二十年頃には系統の未詳な人で、盛んに額繪を發行したものに東京京橋銀座壹丁目美術着色會社の勝山繁太郎・矢島德三郎、日本橋元大工町には金子豐吉、赤坂田町には松本小太郎、淺草西鳥越には太田節次、日本橋新右衛門町には熊澤喜太郎、日本橋通三丁目の銀花堂には野村銀次郎・小泉市太郎等があり、日本橋馬喰町學術用幻燈及映畫製作所の吉原秀雄、神田鍋町には有山定次郎、日本橋通三丁目には小林鐵次郎、神田富山町には淺沼宗吉、下谷數寄屋町には、橫山良八、日本橋小傳馬町には鎌田善次郎、神田岩井町には田中吉五郎、日本橋蠣殼町には青木嘉吉、京橋南傳馬町には清水市郎、京橋釆女町には清水三壽郎芝神明町には笠原新平等があつて盛んに額繪を發行し、互にその技巧を競うた。時代は少し遲れて明治二十三四年になるが、玄々堂・信陽堂・樂工舍からは多くの佳作を出してゐる。例へば明治二十五年には岡村政子畫門松圖を伊勢新聞の附錄として出し、同二十七年には龜井至一畫美人圖を時事新報附錄として印刷し、同三十年一月には淺井忠畫帝國軍艦富士及八島圖を同じく時事新報社から出し、同三十年九月には岡村政子畫美人新聞紙ヲ讀ムノ圖を時事新報附錄として印刷し、同三十一年一月には岡村政子畫美人愛犬之圖を同じく時事新報附錄として發表してゐるが、就中三十年九月に印刷した美人新聞紙ヲ讀ムノ圖及び帝國軍艦富士及八島圖はともに傑作で、從來の砂目を棄てゝ網目の多色刷を採用し、一見後世のオフセット印刷の如く、我が國の石版は信陽堂時代から一變し、手彩色が多色刷に進歩したとも云へるであらう。

石版の工業化

我が國の石版術は明治十五年頃には相當に發達し、額繪の印刷のみならず、藝術的製作から漸次工業化し

て石版を書籍の表紙または開店祝ひのビラ商標・レッテル・ポスターなどに應用せられるに至つた。ために從來この方面に於て盛んに應用せられてゐた我が國固有の錦繪は新興の石版に驅逐され、漸次衰微するに至つた。これ一は國民が千遍一律な在來の木版に飽いたにも依ること言を俟たないが、國民の西洋崇拜主義、即ち歐化主義にかぶれた結果であり、新興印刷に對する好奇心から印刷物の善惡を度外視して盲目的に愛好するに至つたものであらう。

黒岩涙香譯の探偵小説

我が國の文藝物は菊判となる

我が國の石版が最も旺んに書籍の表紙に應用せられたのは明治十五六年頃に至り、鉛活字印刷の單行本・就中通俗小説が活版印刷の單行本となつて現はれるやうになつてからであるが、多色の濃厚優美な石版の用ひられたのは黒岩涙香の飜譯になれる菊判の外國探偵小説が嚆矢であつて、爾來我が國の文藝物は之れに倣つて四六判が大型の菊判となり、その表紙に多く多色刷の石版を用ひるに至つた。この期、即ち明治三十年頃までに出た涙香譯の探偵小説中その主要なるものを擧ぐれば明治二十年の海底の重罪・同二十二年には大盜賊・指輪・他人の錢・劇場の犯罪・法庭の美人・魔術の賊・有罪無罪・無慘、眞暗、同二十三年には仇うち・梅花郎・人耶鬼耶・幽靈・片手美人・活地獄・執念・探偵・惡黨紳士・惡因縁・美人の獄・妾の罪・涙香集、同二十四年には如夜叉・巨魁來・決鬪の果・玉手箱・塔上の犯罪、同二十五年には何者・非小説・我不知・死美人、同二十九年には怪の物・女庭訓等であるが、その多くは在來の四六判と異なり、殆ど倍大の菊判であつたので、これより我が國に於ける文藝物の多くは菊判に變形するに至つたのである。

我が國の石版はじめて潰刷となる

按ずるに明治二十年頃までの我が國に於ける石版術は、明治八年十一月に出版された千葉繁飜譯造化機論(乾坤二册)の挿繪を見ても判ることであるが、初め一色刷、例へばセピア、墨などの砂目單色刷の石版で、次いで砂目二色刷に進歩し、それが明治十七八年頃に至つて初めて極彩色刷の砂目石版に發達し、日清戰役後に至り、潰しのベタ刷石版となつたのである。江戸時代に全盛を極めた錦繪から考へると、石版術も早く

既に明治初年に於て極彩色の石版印刷が行はるべきであるが、石版の原版作製に多額の經費を要するのと、安價に仕上げねば賣れぬ關係上、多彩刷の方法は既に知られてゐるにも拘らず、墨一度刷に手で彩色したものらしい。

然るにさしも一時全盛を極めた石版も、後世オフセット印刷術の輸入せらるるに及び、非藝術的な、安ッぽい印刷物として排斥せられ、漸次衰微するに至つたのは、蓋し已むを得ない運命であらう。

明治の石版展覽會

昭和六年五月七日から同月九日まで三日間、松本喜八郎・小島烏水兩氏主催の下に東京市神田區元佐久間町一番地倚美社の樓上に於て「明治の石版」展覽會が開催され、多數の石版畫が出陳されたが、その陳列畫と蘇武緑郎氏の蒐集品とを左に列擧して識者の參考に供さう。但し當日陳列された石版畫は東京でも有名な蒐集家の所藏品であるから、いはゞ日本を代表するものと見做して差支ないであらう。

明治石版畫展覽會の陳列畫は左の如し。

一	シーボルト像（エドワルト・キヨソネ・印刷者ボラード）	明治八年	砂目墨刷	織田一麿氏藏
二	軍旗授與式之圖（陸軍參謀局）	九年	同	堀越三郎氏藏
三	富士山水（紙幣局彫刻部）	十年	同	同　氏藏
四	楠公訣子之圖	十三年	同手彩色	小島烏水氏藏
五	太田道灌山吹之里	十四年	同筆彩	同　氏藏
六	北海道小樽札幌之景	同	砂目墨刷	堀越三郎氏藏
七	坂東彥三郎	十五年以前	同	伊藤成治氏藏
八	五代目菊五郎	同	同	同　氏藏
九	深川阿松　擬顏世御前	十五年	同	小島烏水氏藏

一〇	東京今春歌妓小鈴（奥村拾四郎）	同	同筆彩	同　氏藏
一一	兒女茶之湯之圖（龜井至一）	同	同	後藤林之助氏藏
一二	東京上野公園之景（龜井至一）	十五年頃	同	渡邊庄三郎氏藏
一三	第一世ナポレオン肖像	十六年	同手彩色	小島烏水氏藏
一四	小佛峠眞景演習行軍之圖	十九年	砂目刷手彩色	同　氏藏
一五	グラッドストン氏肖像	十八九年頃	砂目墨刷	渡邊庄三郎氏藏
一六	墨堤櫻花萬開之圖	二十年	同	三成重敬氏藏
一七	武州小金井眞景（親泉寫？）	同	同	小島烏水氏藏
一八	日光神橋之圖（水野好美）	同	同草筆	同　氏藏
一九	駿州富士沼遠景（親泉寫）	同	砂目墨刷	渡邊庄三郎氏藏
二〇	吉原之名婦於幸	同	同	難波剛平氏藏
二一	沼津驛富士朝の景	二十年頃	同	市川七作氏藏
二二	鮑取美人	同	同	伊藤成治氏藏
二三	明治婦人風俗の內　女學生（繁）	同	砂目墨及單色刷	織田一麿氏藏
二四	銀座の柳	同	同　手彩色	高見廉吉氏藏
二五	東京舊不忍秋月圖　親泉？	二十一年頃	砂目單色刷	松木喜八郎氏藏
二六	藝妓ふてる	二十一年	砂目墨刷	小島烏水氏藏
二七	婦女挿花嗜之圖（小林清親）	同	同	織田一麿氏藏
二八	東京待乳山雪景（樂工舍）	同	同	堀越三郎氏藏

二九	東京日本橋之眞景	同	同	石野清一氏藏
三〇	日光東照宮圖	同	同	後藤林之助氏藏
三一	徳川十五代肖像（清親）	同	同	渡邊庄三郎氏藏
三二	御橋枝書於千代	同	同　筆彩	小島烏水氏藏
三三	贊稀山戰鬪之圖	同	同	同　氏藏
三四	東京兩國花火打上之景	同	同	難波國平氏藏
三五	駿州澗川之景	同	同	織田一麿氏藏
三六	高輪海濱鐵車之景	同	同	同　氏藏
三七	湯上美人（K・K・）	二十二年	同	同　氏藏
三八	おかる（酒井鈴子）	同	同	小島烏水氏藏
三九	東京柳嶋之景	同	同	三成重敬氏藏
四〇	松影之月	同	同	小島烏水氏藏
四一	愛思影	同	同	同　氏藏
四二	養女大野きさ子（岡村政子）	同	同	同　氏藏
四三	東都名妓（K・K・）	同	同　筆彩原作	同　氏藏
四四	東都名妓（K・K・）	同	再版	同　氏藏
四五	岐阜長良川鵜飼之圖	同	砂目單色	織田一麿氏藏
四六	今小町（襟洗ひ）（K・K・）	同	同　筆彩	小島烏水氏藏
四七	姉妹親愛之圖（E・T・梅寿）	同	同	同　氏藏

四八	東京名妓競 新橋まろ子(山本畫)	同	同	同 氏藏
四九	帝國憲法發布式場之圖(箸舍寫)	同	砂目墨刷	荒井 清七氏藏
五〇	石川島造船場遠景	同	同	尾崎 久彌氏藏
五一	安藝之宮島眞景(Y・H・?)	同	同	出井 祐氏藏
五二	憲法發布祝祭之圖	同	同	渡邊庄三郎氏藏
五三	明治顯官像(生巧館畫學部 K・O畫)	同	同	松木喜八郎氏藏
五四	西京美人舞子	同	同 筆彩	小島 烏水氏藏
五五	從富士見橋望富岳(木村畫)	同	同	織田 一磨氏藏
五六	月夜永代橋ヨリ內浦ヲ望ム圖	同	同	後藤林之助氏藏
五七	美人化粧の圖(K・K・)	同	同	難波 剛平氏藏
五八	田子の浦橋(山本)	同	同	渡邊庄三郎氏藏
五九	淺草觀音(ニス引)	廿二三年頃	同	高見 廉吉氏藏
六〇	唱歌	同	同	同 氏藏
六一	安藝宮嶋眞景(ニス引)	二十二年頃	同	同 氏藏
六二	名妓小よし(嵩山逸史 M・T・畫)	二十二年	砂目墨刷筆彩	清水 源泉堂藏
六三	東京名所內 待乳山雪景	二十三年	同 單色刷	松木喜八郎氏藏
六四	東京名所內 兩國橋暮雪遠景	同	同	同 氏藏
六五	東京名所內 吉原京町通	同	同	同 氏藏
六六	東京名所內 谷中天王寺景	同	同	同 氏藏

六七	猿橋之景（K・O・）	同	砂目墨刷	木村 英一氏藏
六八	綾瀬川菖蒲之圖	同	同 筆彩	後藤林之助氏藏
六九	京都名所廿六圖之帖（鐵日外諸家合作）	二十三年	同 木版彩色	松木喜八郎氏藏
七〇	柳橋小つま	二十三年頃	砂目墨刷	織田 一磨氏藏
七一	力士三人 梅ヶ谷劍山大鳴門	同	同	同 氏藏
七二	田子の浦眞景	同	同	小島 烏水氏藏
七三	待乳山雪景	同	同 筆彩	中村辰次郎氏藏
七四	雛之圖	二十四年	砂目墨刷	渡邊庄三郎氏藏
七五	美人之音樂	同	同 手彩色	前森 永貞氏藏
七六	明治婦人風俗畫 堀切之雨（蘂）	二十五年	砂目墨刷	松木喜八郎氏藏
七七	敎育畫女禮式之圖	同	砂目單色刷	同 氏藏
七八	明治婦人風俗畫 雪見（はゝかべ）	同	同	渡邊庄三郎氏藏
七九	明治婦人風俗畫 三曲合奏（波々伯部捨四郎）	廿五年頃	同	織田 一磨氏藏
八〇	日本三名城 名古屋金城（町田信次郎）	二十五年	同 筆彩	後藤林之助氏藏
八一	美人抱裸體小兒圖（はゝかべ）	同	同	同 氏藏
八二	東海道九十三次（德永柳洲石版 龜井至一原畫）	同	彩色刷	三宅彦次郎氏藏
八三	明治婦人風俗畫 讀書（はゝかべ）	二十五年頃	砂目單色刷	織田 一磨氏藏
八四	上野大佛の櫻（清親）	廿五六年頃	同	小島 烏水氏藏
八五	九段の雨（清親）	同	砂目色刷	同 氏藏

八六	杜若（五姓田芳柳）	二十七年	砂目單色刷	同　氏藏
八七	富士見茶屋	同	砂目彩色刷	高見　廉吉氏藏
八八	江戸三十六城門畫帖（S・T・）	二十九年	砂目單色刷	大西新一郎氏藏
八九	教訓畫仁德天皇	同	同	松木喜八郎氏藏
九〇	十字架上の基督	三十年頃	同	伊藤　成治氏藏
九一	小名木川製糖所	同	砂目墨刷筆彩	林　彰吉氏藏
九二	園の菊（町田信次郎）	三十九年	砂目墨刷單色	織田　一麿氏藏
九三	瑞西之夜景（町田信次郎）	四十四年	砂目彩色刷	同　氏藏

蘇武錄郎氏藏品は左の如し。

一	東京藝妓松子（龜井至一畫 玄々堂印刷）	十八年頃	砂目墨刷手彩色
二	東京日比谷　觀兵式之圖	十八年	同
三	藝妓小幾	二十年頃	砂目墨刷
四	貴顯令孃愛育之圖	二十一年	砂目墨刷手彩色
五	美人化粧之圖	同	同
六	白光大日堂之景	同	砂目墨刷
七	名譽美人鏡	同	同
八	東京名所之内　隅田川之月美人遊樂	同	同
九	深窓之孃	同	砂目墨刷手彩色
一〇	東京名妓鏡	二十二年	同

一一	美人吹笛之圖	同	同
一二	勳海粹之友	同	同
一三	大日本三景　天之橋立	同	同
一四	小兒愛撫之圖	同	同
一五	都之花	同	同
一六	樂觀菊	同	同
一七	童子洋犬ヲ愛スルノ圖	同	砂目墨刷
一八	日本國會　議事堂	同	同
一九	帝國議會　議事堂之圖(K・K・)	同	砂目墨刷手彩色
二〇	美人花見之圖(平田畫)	二十三年	同
二一	東海道鐵道眞景	同	同
二二	明治勳功　雲臺圖錄(壹冊)	同	砂目墨及單色刷
二三	皇城二重橋之風景	同	砂目墨刷
二四	帝國貴族院開會式	同	砂目墨及單色刷
二五	小きよ外三名圖	二十四年	砂目墨刷手彩色
二六	明治婦人風俗畫　梅兒(波々伯捨四郎)	同	砂目墨及單色刷
二七	二見ケ浦	同	砂目墨刷
二八	小兒稻荷祭之圖	同	同
二九	吾妻之令孃	同	同

三〇	浴後之涼	二十五年	砂目墨刷手彩色
三一	十二月の内一月 遣り羽子(はゝかべ)	同	砂目墨及二色刷
三二	十二ヶ月の内二月 臥龍梅(はゝかべ)	同	同
三三	十二ヶ月の内三月 津美草(はゝかべ)	同	同
三四	十二ヶ月の内四月 はな見(はゝかべ)	同	同
三五	十二月ヶの内五月 龜井戸の藤(繁)	同	同
三六	十二ヶ月の内六月 梅雨の曲(繁)	同	同
三七	十二ヶ月の内七月 墨田川の涼繁(繁)	同	同
三八	十二ヶ月の内八月 大磯の海水(繁)	同	同
三九	十二ヶ月の内九月 秋の七艸(繁)	同	同
四〇	十二ヶ月の内十月 園の菊(繁)	同	同
四一	十二ヶ月の内十一月 瀧野川紅葉(繁)	同	同
四二	十二ヶ月の内十二月 墨堤の雪(はゝかべ)	同	同
四三	明治婦人風俗畫 雪見	同	砂目墨及單色刷
四四	勝安房西郷隆盛に面す	同	砂目墨刷手彩色
四五	東京名所 淺草公園之景	同	同
四六	汐干狩(聽泉罷畫)	同	同
四七	貴孃乘馬之圖	二十七年	ツブシ色刷

四八	杜 若（五姓田芳柳）	同	砂目單色刷
四九	美 人（龜井至一）	同	同
五〇	大阪名所（基春）	二十八年	ツブシ色刷
五一	京都名所（基春）	同	同
五二	紅葉狩の圖（習古）	同	砂目色刷
五三	淺草年の市圖（習古）	同	同
五四	花の思ひ（町田信次郎）	三十一年	砂目單色刷

以上の約百五十枚の石版畫を見ると、新派俳優の水野好美、明治錦繪界の大家小林清親等を始め、K・K能澤喜太郎?）・五〇・MT・鐵日・平田・聽泉羅・習古等も石版畫を描いたことが明かであるが、好美・清親の外その外その傳はいづれも未詳である。展覽會陳列畫、五一、安藝之宮島眞景の筆者はYH?とあるが、YHは山本芳翠なることは想像に難くない。また基春は大阪の浮世繪畫で、年基の門人。本名を林捨藏と稱した明治三十六年九月六日歿した。年四十六。

八 コロタイプ

コロタイプ（Collotype）は一にアートタイプ（Arttype）とも稱し、富山房版國民百科大辭典によると「アルバートタイプ（Albertype）寫眞製版ノ一種。繪はがき、アルバム・美術品ノ複寫印刷等ニ用ヰラレル。コロタイプ版ヲ作ルニハ厚サ1—3mm位ノ磨キガラスヲ清潔ニ洗滌、ビール・珪酸ソーダ（水ガラス）及苛性カリ等ヲ適當ニ配合セル下引液ヲ塗布、更ニ重クロム酸ゼラチンヲ塗布シテ、コロタイプ乾燥箱ニ入レ水平ニ保チ50—60°Cデ乾シタ後、寫眞陰板（ネガティヴ）ト合セテ燒枠ニ入レ、光ニ當テ、燒付ヲ行ヒ、然ル後、

平バツトニ入レテ流水デ一時間許リ水洗スルト、厚ガラス面ニ塗布セルゼラチン膜ニ寫眞印畫ガ燒付ケラレテ一種ノ寫眞版ガ出來ル。コレヲコロタイプ印刷機械ニ取付ケ水トグリセリンノ混合液ニテ處理シゼラチン膜ヲ濕潤、脂肪性インキヲローラニ着ケテ、膜面ニ轉ガスト、燒付ケラレタ印畫ノ部分ニインキガ着ク。ソコデ刷刷用紙ヲ載セ壓力ヲ加ヘルト寫眞印刷ガ出來ル。コロタイプ印刷物ハ上手ニ作ルト寫眞ト少シモ變ラナイ。最近ハ厚ガラスノ代リニセルロイドフイルムヲ用ヰタフイルムコロタイプ等ガ行ハレル云々』とあり以てコロタイプ印刷の一斑を窺ふに足るであらう。唯この印刷物の缺點は永い間空氣に曝して置くと、インクの色が褪めて、終にその原形を止めざるに至ることであるから、その印刷物を成るべく空氣に曝さぬやうに保藏する必要がある。

コロタイプの起原

コロタイプの起原に就ては明治事物起原に『アートタイプの印刷ものを公にせしは、明治二十四年五月發行の印刷雜誌第四號に、東京製紙分社製版印刷のアートタイプ版「フランクリン舊使用の印刷機械の圖」を揭出したるを始めとす。又、同二十五年三月發行の第二卷第二號に、丸木利陽製版印刷の同版貴族院議事堂內部の圖を挿み、その廣告に、昨年以來寫眞版用始め云々とあり、製紙分社は之を玻璃版と稱し、技術優秀を以て永く稱せらる』とある。然るに世界印刷通史、郡山幸男・馬渡力兩氏著明治大正日本印刷術史、各種寫眞應用製版の起源の條に『寫眞應用製版印刷の二大基本となるべきコロタイプ又はアートタイプと、網目寫眞版（寫眞網目版又ハ單に網目版）は殆ど時を同うして、本邦に創始されたが、その營業的に實行されたるはコロタイプを最初とする。

コロタイプの起源發達

コロタイプの起原發達、コロタイプは別にアートタイプ、アルバートタイプヘリオタイプ、玻瓈版、亞膠版等と稱せらる。此方法に就いて本邦最初の研究を行へるは內閣印刷局にして印刷局發達史其他に據れば、明治十六年一月既に亞膠版を試刷して明陳賢畫觀音圖を印刷し、圓通帖と銘じた。此の外引續いて古書畫の名品を印刷に附したと云ふ云々』とあり、また印刷局沿革錄には『十六年一月

國華社
岡倉覺三
フェノロサ
小川一眞

瀧精一
中村不折
結城素明
荒井寛方

小川鶴城

寫眞科ニ於テ亞鉛版ヲ試製シ明陳賢觀音畫帖ヲ印刷ス、之ヲ當局該版ノ創始トス。次デ古書畫ノ名蹟ヲ印刷シタリ」とあるから、我が國に於けるコロタイプは明治十六年を以てその濫觴とすべきであらう。日清戰役(明治二十七八年)後、諸事業の勃興にともなひ印刷工業も非常な發達をなしたが、就中コロタイプ・石版・銅版等の洋式複製印刷術が異常な發達を來たし、廣く藥品・化粧品等の能書・レッテル・新聞廣告、書籍・雜誌の挿繪・商店のポスター、古書畫の複製等に應用せられ、江戸時代以來その艶麗と精巧を誇り數世紀の間わが國版畫界を獨占してゐた錦繪を驅逐するに至つたが、その中コロタイプ印刷術で盛んに古書畫を複製して我が國の古美術を海外諸國に紹介したのは國華社・審美書院・畫報社・武田墨彩堂・小川一眞等である。

國華社は東京市麻布區市兵衞町二丁目一番地にあり、明治廿二年十月岡倉覺三、フェノロサ、小川一眞の創立したもの。我が國の古美術品を複製して之を海外に紹介する目的で、毎月美術雜誌國華を發行した。古美術品の複製は主として東京美術學校第一回卒業生村山旬吾が之れに當り、撮影は小川一眞が受持ち、解說は岡倉覺三等が擔當したので、我が國の美術雜誌中第一の稱があつた。同社の印刷物には一枚で値段百圓のものが尠なくない、例へば木版色摺の愛染明王などは數十度摺で、この複製其物が既に立派な美術品である初期時代のコロタイプ刷は殆ど全部武田勝之助の印刷したものだと稱せられ、これ又我が國に於けるコロタイプ印刷の代表的なものである。同社は岡倉覺三等の隱退後は瀧精一が主宰し、中村不折、結城素明・荒井寛方・辻木五葉等が關係し、爾來今日に至つた。多くの複製古美術品を印刷したが、就中西域考古圖譜・圓山四條畫鑑・和漢名畫選・傳郭熙溪秋齋圖・華山蟲魚帖・本朝三十家名畫集・大安寺緣起並流記資財帳・王右軍書記・野山靈寶集等は名高い。併し大正十二年九月一日關東大震災に、これ等の畫集の原版は全部灰燼に歸したと云はれる。全盛期に於ける國華社は全く內容・外觀共に充實したもので、小川鶴城が古書畫鑑定の任に當り、社は編輯・木版・コロタイプ・寫眞・庶務の五部に分かれ、分業組織で仕事をしてゐたが、就

中コロタイプ・木版の二部は各々撮影・彫刻・印刷の二課に分かれ、コロタイプ、木版の挿繪を全部社内で製作してゐた。されば維新後新興の印刷術、例へば銅版・石版等の壓迫を受け、漸次衰微しつゝあつた我が國の木版印刷は、國華社によつて辛うじてその餘喘を保つてゐた觀があつた。

畫報社は明治二十四年五月の創立で、星野錫の經營であるが、社は東京市本郷區切通坂の中途にあり、毎月機關雜誌畫報（四六四倍判）を發行する旁ら、主として東洋美術に關する圖書を刊行してゐたが、大正十二年九月一日の關東大震災の打擊と新興印刷術の壓迫を受け、今は日本橋區濱町二丁目八十八番地に移轉し雜誌も廢刊してしまつた。

武田墨彩堂

武田墨彩堂は明治三十三年武田勝之助の創立したもので、東京市下谷區中根岸町七十二番地にある。創立者武田勝之助は慶應三年十二月二十九日江戸丸ノ内西丸下に生れた、家は世々武州忍藩（埼玉縣）に仕へ、維新後は東京に移住した。勝之助は幼よりコロタイプ印刷術を學び、年二十五の頃早くも名手の譽れ高く、

明治三名人
田村豐之助
武部瀧三郎

當時木版印刷師田村豐之助・製本師武部瀧三郎と共に明治の三名人と稱せられた。初期時代に於ける國華社の發行にかゝる美術雜誌國華の挿繪、審美書院の發刊せる古畫の複製等は、いづれも勝之助の印刷せるもので、日本コロタイプ印刷界に盡した功は非常なものである。昭和五年八月三十一日病を以て歿した、時に年六十三。その印刷せるものには前記の國華を始め、審美大觀・東洋美術大觀、建築學會發行の文樣集成、東京美術學校發行の法隆寺大鏡、向陵社發行の世界美術全集、同江戸三十六見附寫眞帖等がある。

武田基一

その子基一も亦父の業を繼いでコロタイプ印刷術を改良し、文部省編輯の日本國寶全集を印刷した。寫眞・銅版・光筆畫等を以て有名な小川一眞は勝之助の從弟である。勝之助に就て面白い挿話があるから、茲に記して名人の俤を窺ふ資料に供しよう。彼は生來美術骨董品を好み、就中深く扁額を愛した。毎日仕事の手隙を見て散歩する毎に、偶々書畫骨董店の前を通ると書畫が欲しくて堪らず、どんな急ぎの仕事を引受けてゐても一向平

審美書院

氣で美術品に見入り、手當り次第店内の書畫骨董品を掻き廻して見たものだと云ふ。就中書畫の扁額を見ると、その筆者の如何を問はず、必ずこれを買求めて歸り、早速これを掲げて鑑賞するのが習慣であつた。こんな具合で勝之助の家は數百の扁額で客間・茶ノ間・寢室・女中部屋・玄關・工場を始め、果ては臺所、便所、廊下と云はず、凡そ空間には到處に扁額の目白押で、來客をして唖然たらしめたものだと傳へられる。如何にも名人らしい逸話である。

株式會社審美書院は明治三十九年一月の創立で、東京市京橋區銀座西三丁目二番地にある。創立以來木版着色及びコロタイプ刷を以て盛んに古美術品の複製を行ひ、大いに我が國の美術を海外に紹介した。その主なる刊行書は正倉院御物圖譜東瀛珠光（全六冊）正倉院志（全一冊）・異本北野天神緣起（全二卷）・宗達畫集（全一冊）探光畫集（全一冊）・浮世繪派畫集（全五卷）・星岳畫集（全一冊）・狄嶋筆女職畫手室草（一組）・文人畫三大家集（全一冊）・南畫十大家集（全二冊）・田能村竹田筆目擊佳趣帖（全一冊）・華山先生遺墨帖（全一冊）・應擧畫譜（全二冊）・古代名畫選（一帙）・日本近代名畫三十選（全一冊）・蕭雲從筆秋山行旅圖卷（全一卷）・支那墨寶集（上下二冊）・唐賀知章草書孝經（全一卷）・宋版寒山詩集（全一冊）・行成卿筆倭漢朗詠集（全一帖）・弘法大師筆風信帖・賴山陽魚隊記・賴山陽先生眞蹟百選（全一冊）・山陽賴先生百年祭記念遺芳帖（全一冊）・傳記完成記念福澤先生遺墨集A四番判・旅日記飛鳥川・雪中庵嵐雪近江八景帖（全一帖）・野口駿尾畫伊藤松宇句俳畫讃（全一冊）・黑田清輝作品全集（全一冊）・デッサン傑作集（全一帙）・秀畝傑作集（全一冊）・御國の花（全二冊）・文部省第一回乃至第十二回帝國美術院第一回乃至第四回美術展覽會圖錄（全十六冊）・帝國美術院第五回美術展覽會圖錄（全三冊）・同第六回美術展覽會圖錄（全二冊）・同第七回同圖錄（全二冊）・同第八回同圖錄（全四冊）・同第九回同圖錄（全四冊）・同第十回同圖錄（全四冊）・同第十一回同圖錄（全四冊）・同第十二回同圖錄（全四冊）・同第十三回同圖錄（全四冊）・同第十四回同圖錄（全四冊）・同第十五回同圖錄（全四冊）・文部省美術展覽會創立二十

五周年記念遺作展覽會圖錄（全一册）・東京府美術館開館十周年記念現代綜合美術展覽會圖錄（全一册）・富士百影作品集（全百枚）・明治天皇御大喪儀寫眞帖（全一册）・花かたみ（全一册）・木版順序摺・肉筆畫の複製・晋王羲之尺牘（全一卷）・筆耕園（全一册）・鳥羽僧正筆戯畫卷（全三卷）・雪舟畫集（正續各一册）・圓山派畫集（全二册）・光琳派畫集（全五册）・東洋美術大觀（全十五册）・名畫新拾等である。

九　三色版

三色版とは黄・赤・青の三原色版を製し、之れを刷り重ねて原版に近い多色の印刷物を製する一種の印刷術で、明治事物起原に『明治三十二年一月印刷雜誌第八卷十二號に掲げし田中猪太郎の製版印刷を以て始めとすべし』とあるを見ると、我が國に於ける三色版印刷は田中猪太郎を以て嚆矢とすべきであらうか。創始時代の三色版は印刷術の幼稚なため刷合せの色がよく調和せず、ために印刷後の色が屢々その目的に適合せぬ事があり、明治三十七八年日露戰役頃迄は未だ廣く行はれなかつたが、戰後諸種の事業の勃興するに伴ひ印刷術も異常な發達をし、今の三共印刷株式會社・秀英舍・三秀舍・凸版印刷株式會社を始め、朝日新聞社では『劇と映畫』に三色版及びグラビヤを應用し、また光村製版所・安藤製版所・酒井製版所等にては盛んに三色版を以て古美術品を複製するに至つた。併しこれはいづれも日露戰役後で、同戰役當時でさへ餘り行はれなかつた事は、日露戰爭實記や日露戰爭畫報・日露戰爭寫眞畫報等の挿繪を見ても容易に判斷されるがこれ等の寫眞畫報及び戰爭實記には多くの精巧な寫眞銅版が挿入されてゐるに拘らず、卷頭に挿入されてゐる挿繪は色刷石版畫であるのを見ても、當時三色版の未だ普く用ひられなかつた事が想像に難くないであらう。

三色版

田中猪太郎

三共印刷株式會社

日露戰爭實記

日露戰爭畫報

日露戰爭寫眞畫報

オフセット

一〇　オフセット

オフセットは新修百科大辭典に『ゴム版印刷法の一種。即ち先づゴム布に印刷し、次にそのインキの乾かないうちにそのゴム布から紙面へ轉寫するものである。版面は亞鉛平板アルミニウム平板を用ふ。三色版・多色版には理想的だとされてゐる。一九〇五年頃米人ルーベルの發明せるもの』とあり、世界印刷通誌、第一篇、第二十六章「大正に於ける印刷界の趨勢」には『印刷技術に就て見るに、千九百六年(明治三十九年)北米合衆國に於て發明せられ、ついで歐米に於て採用せられしオフセット印刷法は、大正四年頃より行はれ云々』とあつて、發明の年代に多少の相違があるも、オフセット印刷術が大正四五年の頃から我が國に輸入せられ、新發明の斬新な印刷術として在來の銅版・石版等に代用せられた。就中永い間多色刷版畫界の寵兒として我が挿繪會を獨占してゐた石版畫は新來のオフセットに似類し、而もその印刷物の色彩・光澤ともにオフセットに比すべくもないので、之れが爲めに石版術は忽ちオフセット印刷術に驅逐せられ、一時大いに衰微した。隨つて我が國に一度オフセット印刷術の輸入せらるゝや各印刷所は競つて之れを採用し、石版に代ふるにオフセットを以てし、雜誌・單行本の別なく、その挿繪に多くオフセットを採用するに至つた。

機械工業

第十八節　機械工業

造船業

一　造船業

我が國に造船業の行はれたのは比較的古いらしく、それは舟を漁業に應用されてゐた事を以ても推知し得

崇神天皇諸國に令して船舶を造らしむ

大船建造の禁止

大船建造の禁を解く

洋式船建造の嚆矢

商船規定の公布民間船舶を洋式に改造すべきことを告諭す

べく、特に第十代崇神天皇の十七年七月朔諸國に令して船舶を造らしめ、十月始めて船舶を造る（最新日本歴史年表）とあるを以て見ても、今から約二千年前既に我が國に造船の行はれたことは想像に難くない。然るに我が國の造船術は爾來遲々として進歩しなかつた。就中、徳川幕府時代に至り、耶蘇宣教師の陰謀を知るや、寛永十一年將軍徳川家光は、外國往來及耶蘇教を禁じたが、同十三年には海外渡航をも禁じた。然るに同十四年耶蘇教徒と豐臣家の殘黨か九州の一角島原に據つて徳川氏に抗するに及び、幕府は更にその弊の甚だしきを察し、鎖國主義に傾き、同十六年に至り耶蘇教を嚴禁し、和蘭人以外の外人の入國を禁じた。斯の如く幕府は一方で耶蘇教を禁遏すると共に鎖國主義を堅持し、大船の建造を禁止して、內地と外國との交通を隔絶するに至つた。然るにこの鎖國主義と大船建造禁止令は我が國に於ける造船術の發達を著しく阻害したことは事實で、嘉永六年ペルリが浦賀に來航せる時、國民がその率ゐる軍艦を見て怪物視したのも無理からぬことである。されど世界の大勢には抗すべくなく、嘉永六年米國の水師提督ペルリが軍艦を率ゐて我が浦賀に來航するや、幕府も漸く世界の大勢を察し、大船建造の必要を痛感し、同六年九月十五日遂に大船建造の禁を解き、自ら浦賀に於て長さ百三十二尺（長さ二十二間）、二挽船一隻を造つた。これ我が國に於ける洋形船建造の嚆矢である。これと同時に各藩に對して大型船の建造を奬勵し、以て外患に備ふる所があつた。かくて明治維新の際には長崎・横須賀・浦賀・石川島・兵庫の六ヶ所に造船所があつた。その內長崎・横須賀・横濱・浦賀の四ヶ所は幕府の直營で、石川島は水戶藩、兵庫は金澤藩の經營であつた。然るに明治三年に至り、政府は各藩の造船所を全部政府の所管に移すと共に、商船規定を公布し、且つ民間所有船舶を洋式船舶に改造すべき旨を諭告した。次いで明治八年五月に至り、五百石以上の日本型船の新造を禁止し、以て優秀船の建造を奬勵したが、民間に日本人で洋形船を建造する造船所を經營するものは一人もなかつた隨てその後數年間は造船業の官營時代であつたが、こゝに注目すべきは在留外人中に夙に我が國の造船業に

ゼー・ケー・ボールド會社工場

着目し、神戸地方に工場を設け造船業または船舶の修繕業を營むものがあつたことである。例へば神戸には米國人の經營するゼー・ケー・ボールド會社の工場、ミユアヘッド所有の棧橋工場、ヴイッゼラル・エンドストロム會社の造船工場等があつた。また獨逸人レーマンは本國から艦船材料を輸入して小型船三隻を組立てたと云はれる。是等の外人經營の造船所は政府が内地の造船を奨勵するに及び次第に衰微したが、これが我が國民を刺戟し、斯業の勃興を誘發助長をなしたことは爭はれない。例へばミユアヘッドの工場は後ち兵庫に移され、川崎造船所の濫觴をなした。されど明治十三年頃までは一隻の平均噸數は八十噸に足らず、極めて小さいものであつたと傳へられる。猶ほ本邦重要事業史に明治六年から同十三年までの間に造られた洋形造船高の表が掲載されてゐるから、左にこれを再録して參考に供しよう。

明治初期の洋形造船高

明治初期の洋形造船高

明治	汽船		帆船	
	隻	噸	隻	噸
六年	二	三二	二	九一
七年	三	六四	—	—
八年	一四	四六二	四	八三
九年	八	一四六	一一	六三九
十年	一六	四七四	一六	一、六四九
十一年	二五	九一二	五一	五、二〇四
十二年	一九	八三九	五〇	五、七八一
十三年	四〇	三、一八六	一四六	一〇、八八九

民間造船業の勃興

小野造船所官營造船所の民間拂下げ

木船鐵船木鐵交造船

鋼船

日清戰爭中及び戰後の造船業三菱長崎造船所の大型汽船建造須磨丸宮島丸立神丸

然るに明治七年の臺灣征伐、同十年の西南役等に際し、政府は外國から多數の大型汽船を購入して御用船に使用し、大いに我が海運業者を刺戟したので、これらの二戰役を契機として我が國の海運業は著しく發展の緒についたが、これと同時に大型汽船の需要が四方に要望されるに至つた結果として、民間にも造船業を企つる者が現はれたので、民間に漸次造船所が起つた。譬へば明治十四年に大阪鐵工所が設立されたが、同十六七年に至り小野造船所となつた。政府はこの機運を察し、同十七年長崎造船所を三菱に貸下げ、同二十年に至り同造船所を遂に拂下げた。また同十九年には神戸造船所を川崎に貸下げ、同二十七年に至り同造船所を拂下げた。これと前後して浦賀・石川島の兩造船所をも民業に移した。この期間に建造せる船舶に就ては本邦重要事業史に『この間、建造せらるゝ船舶の體質は、木船より鐵船及び木鐵交造船に移つたが、這種船舶の建造せられたものは二十餘隻に止どまり、最大なるものも五百噸を越えず、更に鐵船に變つて行つたのである。而して明治二十三年大阪商船が初めて六百十噸、鋼船二隻を長崎造船所に、五百七十六噸のもの二隻を、川崎造船所に新造せしむるに至り、鋼船建造の機運が著しく促された。斯樣にして、斯業は漸次發達の歩武を進めて來たけれど、少し大きい船になると、相變らず我國では出來なかつた。從つて日本郵船の如きは、創立以來その航路擴張又は船舶改良のために增加せし鐵船乃至鋼船の殆ど全部は、之を外國からの輸入に仰いだ云々』とあり、以て明治初期に於ける我か造船業の幼稚さが窺はれるであらう。

明治二十七年に至り、大型汽船の需要に迫られたが、各造船所は之れに應ずることが出來ず、專ら船舶の修理に當る始末であつた。當時三菱の長崎造船所ではこの要求を充すべく千百六十噸の須磨丸建造を企てて成功した。この成功に力を得て同社では更に宮島丸（一五九二噸）及び立神丸（二六九一噸）を起工した。併し、當時大型汽船の多くは外國の造船所へその建造を注文するといふ有樣で、我か國の造船業はその技術に於て、規模に於ていまだ到底外國に及ばなかつたので、政府でも夙に之れに鑑み、之れが發達を促すには

造船奬勵法の發布
函館船渠會社
石川島造船所の擴張
鳥羽造船所
因島船渠
伊豫丸
月島丸
常陸丸
大元丸
阿波丸
奬勵法の內容
航海奬勵法改正
日露戰役前の汽船建造高

保護するに若かずとなし、明治二十九年十月造船奬勵法を發布し、以て大いに造船業の勃興を助長した。この奬勵法に促され、新に函館船渠會社が設立され、また既設會社中石川島造船所は擴張され、鳥羽造船所は開業し、因島船渠が設立され、四年間に伊豫丸（七二七噸）・月島丸（未詳）・常陸丸（六、一七二噸）・大元丸（一、六九四噸）・阿波丸（六、一二三噸）等が建造された。これらの諸船はいづれも奬勵法によつて建造され、總噸數一噸につき十一圓乃至二十二圓、機關を併せ製造せるものに對しては一馬力につき五圓づゝ補助されて建造したものであるが、而も當時造船所は非常な損失を受けたと傳へられる。茲に於て政府はその保護奬勵を徹底させる爲めに、明治三十二年に至り、航海奬勵法の改正を斷行し、同年十月から之れを實施した。該改正法により、外國からの購入船に對し航海奬勵金の給付を半減して內地建造船を保護した。猶は本邦重要事業史に日露戰役前の汽船建造高の表が揭載されてゐるから左に、之れを再錄して參考に供しよう。

日露戰役前の汽船建造高

明治	隻數	總噸數
三十二年	五二隻	一五、四二一噸
三十六年	一二八	三七、三一四
增加	七六	二一、八九三

（備考）造船奬勵認許證を受けざる船舶を含む

これによると三十二年には五十二隻の一萬五千四百二十一噸で、平均一隻は二百九十六噸に當るが、四年後の三十六年には百二十八隻（二倍強）に增加し、三萬七千三百十四噸にして之れ亦た略ぼ二倍強に增加してゐる。併し、增加分は七十六隻で、噸數は二萬一千八百九十三噸であるから、平均一隻二百八十八噸にして、三十二年の平均一隻二百十六噸に比較すると、却て低下した感がある。されど三菱造船所が日清戰爭中

千噸以上の造船の嚆矢

阿波丸
日光丸
錫蘭丸

大阪鐵工所の建造船
湘江丸
沅江丸
大成丸

日露戰時から歐洲大戰前までの我が造船業

日露戰時中の造船率減少

日露戰役後の我が造船業

民間造船所の軍艦建造

日露戰後に於ける造船技術の進歩

に建造した須磨丸は、その當時我が國の建造した汽船中、破格の大船として驚異され、二重底を採用せる千噸以上の造船の嚆矢と稱せられたが、同三十一年に至り同造船所の建造せる常陸丸は六千百三十七噸にして我が國未曾有の大船で、而もその造船技術の如きも外國のそれに比し毫も遜色なく、實に本邦造船史上に一紀元を劃したものである。亞いで同三十二年に至り、三菱長崎造船所は常陸丸と同型の客船阿波丸、同三十六年には日本郵船の濠洲航路用船日光丸（五、五三八噸、速力十七節七強）・孟買航路用貨物船錫蘭丸（五、〇六八噸）を建造して、大いに我が造船技術を世界に示した。その他、大阪鐵工所では支那洞庭湖航行用の湘江丸・沅江丸の二隻を建造して湖用船の建造に成功した。また川崎造船所では東京月島にある商船學校の練習船大成丸（二、二八七噸）を建造したが、設備の完備せる點に於て世界無比と稱せられる。

明治三十七年に至り、日露戰爭の勃發するや、大型汽船は悉く徴發せられ、外國大型汽船の購入、借入等が相次いで行はれたので、各造船所はこれら汽船の修繕に忙殺され、ために戰時中の造船高は著しく減少した。随て日露戰役直前の三十六年には三萬七千噸であつたのが、同戰時中の三十七年には二萬三千噸に落ち翌三十八年には造船工場の應急整備と共に幾分恢復したが、その造船能率は三萬二千噸にして、戰前に比し五千噸の減少を示してゐる。併し戰爭による船舶需要の激增は各造船所を驅つて造船計畫を勃興せしめた結果、明治四十年には戰後に於ける財界の好景氣につれ、我が國の造船計畫は未曾有の高に達し、四十年から四十一年にかけて續々進水し、非常な盛觀を呈した。猶ほ玆に注目すべきは從來水雷艇の外、軍艦の建造をなすことがなかつたが、民間造船所の發達と共に、政府は進んで軍艦の建造を長崎三菱造船所・川崎造船所大阪鐵工所・浦賀船渠會社等に命じ、驅逐艦の建造をなさしめ、いづれも好成績を擧げたので、これを契機として爾後民間造船所に於て漸次水雷砲艦・巡洋艦等の建造をなすに至つた。日露戰後は我が造船界に一大革新を促したことは事實で、技術に於ても、速力に於ても、噸數に於ても、長足の進歩をなし、遂に世界と

丹波丸
天洋丸
地洋丸
加茂丸

相匹敵するに至つた。即ち、これまでのレコードでは丹波丸（七、四六〇噸）を最大とし、速力は日光丸（十七節七強）を最高としたが、四十年以來大型汽船の建造が相亞いで行はれ、同年九月には東洋汽船の天洋丸同年十二月には同じく東洋汽船の地洋丸が長崎三菱造船所で進水した。天洋・地洋の二汽船はいづれも總噸數壹萬三千五百噸、最高速力二十節六を示し、當時世界有數の客船と稱せられた。その他重なるものを擧げると、日本郵船は八千五百噸型の客船六隻の建造を計畫し、內四隻を長崎三菱造船所に、二隻を川崎造船所に注文したが、その第一船加茂丸は同年十二月進水した。されどその後財界の反動來と海運界不況とのために、我が造船界もその影響を蒙り一時造船高は著しく減少したが、四十四年からその造高は次第に增加すると共に、技術に於ても、造船能率に於ても、速力に於ても遂に世界の造船界を壓し、遂に世界一の稱を得、各國の造船界から驚異の眼をもつて見られるに至つた。就中、軍艦の建造率は著しく進步し、その能率に於て世界無比の稱がある。

二　一般機械製作業

一般機械製作業
三田製作所
機械職工の養成
田中久重
芝浦製作所
平岡熙
車輛製造事業

我が國の重要事業は殆どすべて政府の模範工場時代を經て今日の如く發達したものであるが、一般機械製作業もその例に洩れない。この一般機械製作業は本邦重要事業史に「一般機械工業は明治十二三年頃東京三田（現芝區內）に工務省三田製作所が模範工場として設けられたのが濫觴であると云うてよからう。政府はこの製作所を設くると同時に、外國技師を聘して、機械製作に關する熟練職工の養成に努めた。政府のこの策は、他方交通機關の發達、各種工業の發達と相俟つて、民間に於ける機械工業興起の機運を助成し、明治二十年に至り田中久重氏に依りて芝浦製作所（今日の芝浦製作所の前身）が創立せられ、同二十三年には平岡熙氏の車輛製造事業が開始された。前者は本邦民間に於る一般機械製作業の先驅をなすもので、同二十三

一般機械製作事業の先驅

兵器工廠民間車輛製造業の鼻祖

年規模を擴張し、海軍工廠の保護を受けて同廠の機械を製造した。後者は小石川兵器工廠の一部を借受けて車輛の製造に從事したので、民間車輛製造業の鼻祖である。その後本所錦絲堀に移轉して獨立せる工場を構へた。是等二氏の開業に導かれて各種の機械製作工場が興り、日清戰役前（明治二十六年末）に於る我國機械製造工場の總數は百七十（內、原動機を使用する工場三十）を示し、その原動力は二千四百五十四馬力、職工數は七千八百四十九人になつた云々』とあり、以て當時我が國に於ける機械製作業の如何に幼稚であつたかを推知するに難くないであらう。

機械製作業の發達せぬ原因

鐵石炭の缺乏

明治中期に於て我が國の一般機械製作工業が發達せぬことに就いては原因がある。それは機械製作業に必要な石炭の我が國に缺乏せしこと、機械製作の原料たる鐵の產出せぬこと等は機械製作業不振の最大原因である。隨て我が國に於て機械類を製作するには原料の大部分を海外から輸入し、その燃料たる石炭をも輸入品に仰がねばならぬ狀態であるから、鐵・石炭の豐富な歐米に比すれば、その製作せる機械の如きはその價格に於て三割四割の不利益あるのみならず、製作機械の如きも極めて幼稚でお話にならぬ、剩へ職工の訓練が行屆かぬので製作に際しても統制がとれず、當時は到底歐米の先進國とは競爭が出來なかつた。加之、當時各工場に於て製作されたものは大抵輸入機械の模造品で、日本人の創案工夫になれる機械は殆どなかつたと傳へられる。

輸入機械の模造

隨つて他の生產工場では、內地の粗惡で且つ高價な模造機械を使用せず。却て低廉精巧なる輸入機械を使用する傾向があつたので、この傾向が亦た內地機械製作業の發達を阻害したことも爭はれない。

日清戰後から歐洲戰前迄の機械製造業

日露戰後機械製作業の發展

また日清戰後から歐洲戰前までの我が機械製作業の發達に就ては本邦重要事業史に『日清戰後より日露戰時に亘りし斯業は徐々に發展の步調を取り明治三十九年に至る十三ヶ年間に工場數は五割（八十五）を增加し、職工數は三倍餘（二萬四千五百四十三人）になつた。而して日露戰後に於る發展は極めて顯著で、這種工場の新設が相次いだから、四十二年末の工場總數は六百八十一に達し、正に日清戰役前の四倍に上つた。

米國財界恐慌の反動機械製作業の打撃

年件、明治四十年に於る米國財界の恐慌以來、我財界の沈衰するに從ひ、斯界亦打撃を蒙り、四十二年末の職工數は三年前よりも四割四分（一萬八百餘人）を著減したのである。かくて基礎の薄弱なるものは、或は倒れ、或は合併されたから、歐洲戰前（大正二年末）の工場總數は四十二年末に比し四百十五に減じ、斯界の大整理が行はれたのである。（中略）

機械工場數

年末	工場總數	內原動機使用	原動機不使用	原動力（馬力）	職工數（人）
明治二六	一七〇	三〇	一四〇	二、四五四	七、八四九
三九	二五五	三四	二二一	五、七四一	二四、五四三
四二	六八一	一六七	五一四	五、〇三三	一三、六八八
大正　二	四一五	二一	三九四	一〇、〇〇五	一八、九四二

尚ほ大正三年七月末現在に於て、職工三十人以上を使用する工場を見るに、三百八十七を示し、その公稱資本は一千百四十三萬圓、拂込資本及出資額は六百三十四萬六千圓、職工數は八萬七百六十二人、生產額は九百七十二萬圓である。』とある。

歐洲大戰の勃發

然るに大正三年歐洲大戰の勃發するや、我が國は聯合軍の一員として之れに參加したが、地理的關係から青島攻略戰後は主に聯盟國へ軍需品及び其他の原料品、精製品を供給する任務に從事したので、經濟的に惠まれ、非常な好景氣を招來し、經濟界に成金（なりきん）なる言葉を生じたほどで、この財界の好況につれて各種の事業は興隆し、就中機械製作は頗る繁榮した。その結果、從來輸入品の模造を以て滿足してゐた我が機械製作界にも、各種の發明が行はれ、遂に日本獨特の優秀品を製作し、遂に世界に對し工業日本の稱を受くるに至つたのである。

電燈の起原

電氣供給事業芝浦製作所電球製造の始め

東京電氣株式會社日本電氣株式會社

日露戰役後の電氣機械製作業の勃興大阪電球明治電氣株式會社日立製作所大阪電機株式會社沖電氣株式會社

歐洲大戰と電

三　電氣機械製造業

明治十五年銀座大倉組の前に始めて電燈を點じた時、市民は電燈の周圍に群集して、その奇異に驚嘆したと云はれ、これが我が國に於ける最初の電燈であると稱せられる。これを以て見ても我が國の電氣事業は輓近發達したもので、日清戰爭前後に於て漸くその萠芽を發したものである。本邦重要事業史に「本邦電氣供給事業そのものが比較的新しい事業であるのだから、電氣機械製造業が起つたのは頗る輓近のことに屬し、日清戰爭前後に於て漸く萠芽を發したのである。卽ち斯界の先覺者たる芝浦製作所が一般電氣機械の製作に手をつけたのは漸く二十四五年のことで、本邦電球製造事業の鼻祖たる東京電氣株式會社が電球の製作を目的として創立されたのは二十九年二月であつた。越えて四年、日本電氣株式會社が設立（三十二年七月）され、斯業に於ける通信機械の部面に興起の端緒を開いた。

日露戰後、電氣供給事業の急激に勃興するや、斯業は玆に第一期の發展期に入り、この事業を行ふ會社が續々として興つた。大阪電球（四十年二月）・明治電氣株式會社（四十三年三月）・株式會社日立製作所（四十四年七月）・大阪電機製造株式會社（同年十二月）・沖電氣株式會社（大正元年八月）等が、その重なるものである。更に歐洲戰爭直前に至りて沖電氣株式會社が起つた。かくて大正三年七月末に該事業の規模は、工場數二十六、公稱資本金は千四百五十萬圓、拂込及出資額九百二十六萬圓、職工數五千二百五十八人になつてゐた。而してその一ケ年の生産額は約八百五十萬圓を示した。可成り顯著な發展と云へよう。併し、その製作し得る處は電動機でいへば、容量數百馬力以下のものに過ぎず、發電機は二千二三百キロヴォルトアンペヤを最大限とした。以て、技術の進歩が未だ如何に幼稚なものであつたかを知ることが出來る云々』とある。

大正三年歐洲大戰の勃發するや、電氣供給事業が空前の發展をなし、電氣機械の需要が急激に增加したに

氣機械製作業の勃興
電氣機械製作の興隆
日本電池株式會社
株式會社安川電機製作所
株式會社明電社
川北電氣製作所
湯淺蓄電池製造株式會社
東洋電機製造株式會社
三菱電機神戸製作所

も拘らず、この頃から電氣機械の輸入が著しく減少した。例へば本邦重要事業史に『電氣機械の需要が急激に増加せるに拘はらず、輸入は却て著減した。例へば發電機及び電動機は大正三年二百四十萬圓の輸入を見たるに、同五年には三十九萬圓になり、六年には著しく恢復したとは雖、尚ほ三年の二分の一に足らなかつた。電信電話機も大正六年の輸入額は同三年よりも少なかつた云々』とある。然るに電氣器具の需要が激増したのに、却てその輸入量が著しく減少したといふことは、明かに内地の電氣機械製作業が勃興し、次でその急激な需要の増加を充たしてゐたことを物語るものである。随つて其半面に需要の激増につれて内地の電氣機械製作業は急速な發達を遂げ、非常な活況を呈し、新設會社が踵を接して創立された。その重なる會社を擧げると、大正六年には日本電池株式會社、株式會社安川電機製作所、株式會社明電社の三社が起り、同七年には川北電氣製作所、湯淺蓄電池製造株式會社、東洋電機製造株式會社の三社が設立され、同八年には三菱電機株式會社神戸製作所が開業した。随つて九年末の工場數は百二十に達した、その内容は即ち、

一般電氣機械の製造	六四
電氣器具類の製造	三〇
電池及び乾電池の製造	一六
通信機の製造	一〇
計	一二〇

主要工場と資本金

主要工場と資本金に就ては本邦重要事業史に統計表が掲載されてゐるから、左に之れを再錄して參考に供しよう。

主要電氣機械製造工場(十年末)

	公稱資本 千圓	拂込資本 千圓	職工數 人
一般電氣機械			
芝浦製作所	二〇、〇〇〇	八、七五〇	三、一七二
日立製作所同龜戸工場	△一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六八四
奥村電機商會	一〇、〇〇〇	六、二五〇	一五〇
三菱電機神戸製作所	一五、〇〇〇	三、七五〇	一、一〇〇
川北電機今福工場	△二、五〇〇	二、五〇〇	一、〇二三
安川電機製作所	二、〇〇〇	二、〇〇〇	四五〇
明電社	二、〇〇〇	二、〇〇〇	四〇〇
東洋電機會社	三、〇〇〇	一、五〇〇	四七五
大阪電機會社	二、五〇〇	一、五〇〇	四〇〇
明治電機會社	一、〇〇〇	八〇〇	二五〇
小穴製作所	一、五〇〇	九〇〇	二七〇
電信及び電話機			
日本電機會社	一〇、〇〇〇	六、二五〇	一、二六〇
沖電氣會社	二、五〇〇	二、五〇〇	一、四〇〇
川北電機放出工場	△二、五〇〇	二、五〇〇	三六一
古河電氣工業會社	△二〇、〇〇〇	一二、五〇〇	—
電球			
東京電機株式會社	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	二、〇〇〇

大阪電氣株式會社	二、〇〇〇	一、二五〇	一
蓄電池			
日本電池株式會社	三、五〇〇	一、七五〇	二一八
湯淺蓄電池製造株式會社	五、〇〇〇	一、七五〇	二二一

（備考）資本額中△印を附せるものは、電機製造以外の事業をも營めることを示す。

歐洲戰後に於ける電氣製作業の躍進

歐洲戰後に於ける我が電機製作業は躍進に躍進をつゞけ、發電機の如きは二萬キロボルト・アンペアーに上る大型のものを製作し、電動機の如きも亦數千馬力のものを作り、從來至難とされた鋼材壓延機電動機をも完全に製作するに至つた。その他紡織用電動機、化學工業用直流發電機、電車用電動機、起重機電動機、電氣爐用大型變壓器等を始め、戰前に見られなかつた電氣機械が盛んに製作されるに至つた。就中電信機・電話機・電氣煽風器等は完全に自給し得る域に達したのみならず、潛水艦用の蓄電池、鐵道客車用蓄電池などの製作に於ても、その技術は歐米に比し遜色なきに至つたのである。

食料品工業

第十九節 食料品工業

一 製糖業

製糖業

臺灣島の領有

日清戰爭の結果は、臺灣島の領有となり、この領有は即ち一大糖業地の獲得となつた譯で、爾來我が糖業は臺灣島を中心として急速度に發展した。隨て大正十一年頃まで、我が製糖事業は甘蔗糖業を主とし、これに次いで僅かに甜菜糖業が試られてゐるに過ぎなかつた。就中、甜菜糖業は未だ幼稚で、創業後一時中止し

たるが、近頃漸く復活の機運に向つたが、之れに反し甘蔗糖業は時にその業績に消長があつても、兎に角臺灣糖業として我が國の主要産業の一つとなつてゐる。我が國の糖業は之れを粗糖業と精糖業との二種に分ちて説明するのが便利であるから、左に粗糖業から説明することにする。

粗糖業

（イ）粗　糖　業

我が國の糖業起原

我が國の糖業は臺灣島領有以前から開始せられ、既に封建時代から糖業は內地に行はれ、一時我が市場から外糖を驅逐したことがあると云はれるが、併し砂糖の原料である甘蔗は我が國の風土に適せず、我が國の市場から外糖を驅逐したと傳へられるのも、つまり鎖國のために外糖の入國がその跡を絶つた爲めと、鎖國以來各藩で糖業を保護したのに依つて發達せるもので、當時の糖業は小規模な家庭工業に過ぎなかつた。併しこの時期は可なり長く、砂糖が初めて我が國に渡來したのは孝謙天皇の時代で、天平勝寶六年唐土揚州の僧鑑眞が貢物として携來したのに始まると傳へられる。その後足利時代の末期に於て海外互市の開かれた際貿易品の一として輸入せらるゝに至つたとも傳へられる。併し當時は僅かに藥用または贅澤品であつて、いはゆる一部の貴人のみが購ひ得たに過ぎなかつた。

砂糖の渡來

揚州鑑眞

製糖法の將來

我が國に砂糖製法が傳はつたのは慶長年間で、その傳來の經路は本邦重要事業史に『砂糖の製造法が始めて我國に傳はつたのは慶長年間（西暦一六〇〇年頃）にして、その傳來の經路は極めて偶然的であつた。卽ち、當時大島の人直川某氏が琉球に赴く途上偶々颶風に逢つて、支那に漂流し、在住中甘蔗の栽培法の技術を習得して翌年密かに蔗苗を携へて鄕土に歸り、これを試培したのが嚆矢であつて、爾來各藩各郡に傳播した。かくて寛永年間には今日の德島縣下に、享保年間には高知縣下に、天明年間には愛媛縣下に、寛政年間には大阪府に、文政年間には態本縣下に、嘉永年間には大分縣下に於て栽培せらるゝに至り、而も各藩の培養

甘蔗

甘蔗栽培保護の廢止

外糖の輸入

外糖の壓迫を蒙る

沖繩の糖業と内地糖業

糖業資金の貸下

砂糖買上代金の增額

糖業改良事務局

試驗研究所

模範分蜜工場

蔗園

黑糖

分蜜糖の製造

含蜜糖

糖業當事局の廢止

保護に依つて、何れも地方的產物となるに至つたが、就中、大島及土佐に於ては殊に藩主がその發達に努めたる結果、比較的發達の顯著なものがあつた云々』とあり、以てその傳來の一斑を窺ふに足るであらう。

併し砂糖の原料甘蔗は元來熱帶植物であるから、我が國には甘蔗の栽培に適しないが、各藩ではその必要に迫られ極力之れに保護を加へて栽培したので、兎に角、辛うじてその藩の需要を充たしてゐたのだが、維新後廢藩置縣によつて地方の大小名は總崩れとなり、甘蔗栽培の保護がなくなつたのと、安政條約以後外國から砂糖がドン〳〵輸入されたので、内地の製糖業は忽ち外糖の壓迫をうけて漸次不振となり、殊に明治十五年以後は著しく沈衰して比較的氣候の暖かい鹿兒島縣下の大島と沖繩、小笠原等にのみ栽培され、その他は漸次その跡を絶つに至つた。現在の内地糖業は小笠原・大島・沖繩の三地で相當盛んに行はれてゐるが、沖繩の製糖業は隨分古い歷史を有つてゐる。

沖繩に初めて製糖業の傳はつたことに就き、本邦重要事業史に「沖繩に製糖業の初めて傳へられたのは元和九年（一六二三）であつて、人を支那（福建省）に派して、その方法を修得せしめたに創まると謂はれてゐる。爾來漸く傳播して、明治十二年沖繩縣設定時代より漸次發達の兆を示し、糖業資金の貸下や砂糖買上代金の增額等栽培奬勵の利便に依つて益々發達し、明治二十一年には作附反別制限令の撤去となり三十九年四月には糖業改良事務局の設置となり、農商務省は試驗研究及模範分蜜工場の經營をも行うた爲に、蔗園の經營は秩序的となり、爾來一轉期を劃して黑糖のみならず分蜜糖の製造を行ふに至つた。かくて現在に於ては約二千萬斤以上の分蜜と一億斤の含蜜糖とを製造する迄になつた。併し沖繩糖を始め内地糖業の發達たるや主として政府の直接間接の保護に原因してゐるが、臺灣糖業の急進的發達と共に明治四十五年糖業當事局の廢止となるや爾來發達の程度は鈍り、漸く行き詰りの形勢がある。蓋し内地の主要產糖は黑糖と白下糖とであつて、是等の裸物糖の需要は漸次減退しつゝあり、分蜜糖業にして擴張せられざる限り、前途は漸次衰

內地の主要產糖
內地分蜜糖の現勢
沖臺製糖株式會社
沖繩製糖株式會社
臺南製糖會社
八重山製糖會社
東洋製糖會社
臺南製糖會社
嘉手納工場
豐見城工場
西原舊工場
西原新工場
高嶺工場
宜野灣工場
具志川工場
今歸仁工場
東洋製糖會社

退の外あるまい。而も內地糖業の僅かに分蜜糖の發達を期待し得るは獨り沖繩あるのみである。試みに沖繩に於る分蜜糖業の現勢を示せば第一表の如く明治四十四年十二月沖臺製糖株式會社西原工場の設立を皮切りに、大正五年八月には沖繩製糖株式會社の創立となり、（兩者共大正六年臺南製糖會社に合併せらる）六年には八重山製糖の設立となり、七年には東洋製糖の新工場設立となつて、歐亂以來俄に旺盛となつたが今や殆ど臺南製糖の獨占たる觀がある。卽ち三會社十一工場の能力は合計三千五百五十英噸にして、この內、臺南製糖の能力は千九百五十噸に及んでゐる。

（一）在沖繩分蜜糖工場

	能力（英噸）	操業年月
臺南製糖會社		
△嘉手納工場	四〇〇	黑糖四十四年十二月 分蜜糖大正三年末
△豐見城工場	二五〇	大正五年一月
△西原舊工場	一〇〇	明治四十二年
△西原新工場	二五〇	大正六年三月
×高嶺工場	三〇〇	大正六年二月
×宜野灣工場	二〇〇	大正六年二月
○具志川工場	二五〇	戰後
×今歸仁工場	二〇〇	
（計）合計	一、九五〇	
東洋製糖會社		
大東島工場	六〇〇	戰後

宮古工場	五〇〇	同
八重山産業		
大濱工場	五〇〇	同
能力總計	三、五五〇	

（備考）△印は舊沖臺製糖工場×印は舊沖繩製糖工場

內地分蜜産額

この擴張と共に分蜜糖産額は四十四年期の百八十七斤より七年期には二千六百萬斤となつた。左表の如し。

內地分蜜（第二種）産額（單位斤）

期		期	
四四年期	一七八	四年期	五、八八七、五〇〇
大正元年期	八八三、三七〇	六年期	七、五六七、七七六
二年期	一、五四〇、四〇〇	七年期	一九、九〇二、四〇〇
三年期	二、八二〇、六六〇	八年期	二六、五〇〇、〇〇〇

乍併、尙ほ臺灣糖業の急速なる發達に比較せんか、到底同一に論ずべくもない云々」とある。

臺灣糖業の沿革

臺灣糖業に就ては本邦重要事業史に『臺灣糖業は我が領有以前に於ても既に相當の發達を示し、夙に本島の重要産業となつてゐた。その起原は十六世紀の頃に屬し、紀元一六二四年和蘭人が此の島を占領せる際には既に主要産物であつたと稱せらる。其後蘭人によつて開拓せらるゝこと四十年、その後淸國に屬しても斯業は一層旺盛をつゞけたが、明治二十八年我が領有となるや土民の反亂によつて、却つて一時不振に陷つたのである。併し、明治三十五年の糖業保護政策確立以來は俄に旺盛となり、現在に於ては全く舊態を一變してゐる。試に明治三十二年期と大正九年期との狀況を比較しても、この二十年間に左表の如き發展が行は

れてをる。即ち、會社數は明治三十二年期の一社（臺灣製糖會社）一工場より、四十四年期には十一社二十一工場となり、九年期には十八社三十九工場に激增されてをる。かくて資本金は當初の百萬圓より二億六千萬圓に、製糖能力は一晝夜三百噸より三萬噸を超ゆるに至つてをる。

臺灣糖業會社發展狀況

	工場數	資本金（千圓）	能力
三二年	一	一、〇〇〇	三〇〇
三九年	八	六、二二二	一、五一六
四四年	二一	六二、三八〇	一七、二五〇
大正六年	三六	一〇七、四〇〇	二七、〇六〇
同　九年	三九	一三〇、五五〇	三〇、四五〇
十一年	四五	二六三、五〇〇	三五、〇五〇

（備考）本表は新式工場のみの變遷である。

增大製造力の擴張と相俟つて、機械力の應用となり、爾來製品の品質は大に向上して內容的にも亦面目を一新した。即ち製造方法より謂へば、原始的なる「在來糖廍」（又は舊式糖廍）より、「改良糖廍」に遷り、更に大規模なる今日の新式工場へと改良進步した。これを製品より謂へば、含蜜糖より分蜜糖に、或は黑糖赤糖より原料糖に進步發達したとも謂ひ得る。この發展は次に示す三者の能力增減乃至種類別產糖の變遷に依つて窺知することが出來よう。更にこの發展狀況を製品の變遷より窺へば次の如く、改良糖廍及其他に依り製造せらるゝ含蜜糖は、日露戰後の糖業振興と共に大に發展せるもこれは一時的現象に止まり、漸次減退の趨勢を呈してをる。然るに之れに反して、新式工場に據る分蜜糖產額は明治三十九年以來大に興り、歐洲戰

亂以來の糖價奔騰と共に益々旺盛を極めてゐる。

臺灣糖工場數及能力變遷表

（イ）臺灣糖工場數及能力變遷表（能力噸）

年期	新式工場 場數	新式工場 能力	改良糖廍 場數	改良糖廍 能力	在來糖廍 場數
三五年	一	三〇〇	—	三七六	一、一一七
三九年	八	一、五五六	五二	三、二七六	一、一〇〇
四四年	二一	一七、二五〇	七四	六、一三〇	四九九
元	二九	二二、八四〇	五〇	四、二九〇	二一二
二	二六	二一、三三〇	三二	二、五六〇	一九一
三	三一	二四、三三〇	三四	二、八七〇	二一七
四	三三	二六、一六〇	三四	二、六四〇	二一六
五	三五	二七、〇六〇	三二	二、四六〇	二一七
六	三五	二七、〇六〇	二八	二、五〇〇	二五六
七	三六	二九、一五〇	三三	二、九九〇	三一一
八	三八	二九、九五〇	二四	二、三〇〇	二五二
九	四二	三三、〇〇〇	二二	一、九〇〇	一七一

製糖場別累年產糖狀況變遷

（イ）製糖場別累年產糖狀況變遷（千斤）

年期	新式工場	改良廍	在來廍
三六—三七	五、六七四	—	七〇、一六〇

三九―四〇	一七、〇〇一	二三、九七三	六五、四八七
四三―四四	三二三、七四六	六七、九二三	五八、八九五
大正三―四	三一三、〇六五	一八、六一〇	一五、七七一
五―六	六八一、九四二	四四、二六七	三七、二八一
六―七	四九七、八〇八	二六、一三二	四九、五九八
七―八	四三五、九〇五	一七、二二七	三二、二二五
八―九	三五一、四八一	八、六七〇	一一、八六五
九―一〇	四〇一、九四八	八、六九五	一〇、五八〇

斯の如く、在來精廍の衰退乃至改良精廍の進減に反して、新式製糖場は大に興起せられ、これに依つて我が糖業は始めて確立せらるゝに至つたのである。蓋し、在來糖廍と謂ひ、改良糖廍といひ、共に粗笨の製糖業であつて、新式製糖場にして起らざりしならば、到底今日の如き殷盛を呈するには至らなかつたであらう

種類別砂糖累年生產高表（千斤）

年	總產額	分蜜糖	含蜜糖
三一	六八、三五〇	―	六八、三五〇
三二	八一、五一〇	―	八一、五一〇
三三	四四、五三八	―	四四、五三八
三四	五八、五一五	―	五八、五一五
三五	九〇、八七〇	一、八五〇	八九、〇二〇
三六	五〇、六八〇	二、八四四	四七、八三一

政府の保護奬勵

三七	七五、八三四	五、六三〇	七〇、二〇四
三八	八二、六三三	七、五五八	七五、〇七四
三九	一二七、三八八	一二、七六五	一一四、六二三
四〇	一〇六、四六一	一七、〇〇一	八九、四六〇
四一	一〇九、二〇一	二八、四二九	八〇、七七二
四二	二四三、八八〇	一一八、七四二	八五、一三七
四三	三四〇、四〇二	一九七、一二〇	一四八、二八二
四四	四五〇、五六五	三二二、〇七四	一二八、四九一
一	二九二、六四五	二四九、三九九	四三、二四五
二	一一九、一四九	一〇五、〇四八	一四、一〇二
三	二五一、二七九	二二二、三六四	二八、九一五
四	三四七、四四六	三一一、七五一	三五、六九六
五	五三五、一〇七	四八四、二五一	五〇、八五六
六	七六三、四九〇	六七六、九〇二	八六、五八九
七	五七三、八三八	四九六、七五八	七三、六七二
八	四八六、三五六	四三一、九〇五	五〇、四五二
九	三七二、〇一七	三五四、四八一	二〇、五三五
一〇	四二一、二二四	四〇一、九四八	一九、五二七

併し、この新式工場の發達には當初より政府の手厚き保護奬勵が與つて力がある。（中略）此の保護の下に

臺灣製糖株式會社
新興製糖會社
明治製糖會社
鹽水港製糖會社
東洋製糖會社
新高製糖會社
林本源製糖會社
大日本製糖會社
帝國製糖會社
沖臺製糖會社
臺南製糖會社
臺東製糖會社
新竹製糖會社

新式製糖會社の興起狀況を見るに、臺灣に於て初めて新式工場の設立せられたのは明治三十四年一月に於る臺灣製糖株式會社の設立を以て嚆矢とする。同社の創立時に於る資本金は一百萬圓にして、翌年より製糖を開始し、同年僅かに百八十五萬斤の分蜜を產出するに過ぎなかつた。然るに、その後の發達は急にして殊に日露戰後の事業界沸騰期以來、新會社の設立は踵を接して起り、明治三十八年の新興製糖の設立を始めとして、三十九年には明治製糖興り、四十年には鹽水港及東洋製糖の設立となり、四十二年には新高・林本源・大日本製糖（粗糖兼營）の創立を見、翌年には帝國及沖臺製糖の新設となつて、この十一年間に殆ど現在に於る主要會社の大部分が出現した。從つて、大正二年乃至歐洲戰亂以後の好況期に於る主要會社の設立は僅かに臺南・臺東・新竹製糖の三社に過ぎなかつた。試みに臺灣製糖の創立より新竹製糖の興起に至る二十年間に於る新式製糖會社の起伏狀態を示せば左表の如し。

新式製糖工場操業開始順序一覽

社名	操業年月	當時資本 千圓	同能力 噸	備考
臺灣	三五	一、〇〇〇	三〇〇	
維新	三七	二二	四〇	
新興	三八	二四〇	一五六	四十三年明治へ合併
蔴荳	三八	五〇	六〇	四十年明治製糖
南昌	三八	六〇	六〇	臺灣製糖
賀田組	三八	二〇〇	六〇	四十四年臺東拓殖へ合併 四十四年臺東拓殖へ合併
鹽水港	三八	三〇〇	三五〇	
臺南	三九	三五〇	一八〇	

明治	四一	五、〇〇〇	六〇	
東洋	四二	五、〇〇〇	一、〇〇〇	
大日本	四二	一二、〇〇〇	一、二〇〇	
FST	四二	七八〇	七〇〇	臺灣製糖へ合併
ペイン	四二	二〇〇	三〇〇	
新高製糖	四四	五、〇〇〇	七五〇	
林本源	四四	二、〇〇〇	七五〇	
北港	大正元	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三年東洋へ合併
斗六	元	三、〇〇〇	五〇〇	三年東洋へ
臺北	元	三、〇〇〇	五〇〇	五年臺灣
帝國	同	五、〇〇〇	七五〇	八年南日本へ合併
中央	同	五、〇〇〇	七五〇	二年明治製糖へ合併
永興	同	六〇〇	三〇〇	
埔里社	同	二、〇〇〇	三〇〇	二年臺灣製糖へ合併
南日本	二	五、〇〇〇	三五〇	五年帝國へ合併
臺東拓殖	同	七、五〇〇	六〇	三年鹽水港へ合併
臺南製糖	同	三、〇〇〇	二〇〇	
臺東製糖	五	三、五〇〇	三五〇	
新竹製糖	九	七、五〇〇	五〇〇	

臺灣製糖業保護政策

臺灣糖務局官制獎勵規則

製糖場取締規則

甜菜糖業の復活

臺灣の製糖業保護政策の定まつたのは明治三十五年で、同年政府は勅令を以て臨時臺灣糖務局官制を布き甘蔗栽培及び砂糖製造の改良奬勵に努め、又奬勵規則を設けて奬勵金を下附し、三十八年には製糖場取締規則を設けて、原料採集區域の限定、在來糖廍設立禁止、一定區域內に於る甘蔗の區域外搬出禁止、砂糖原料以外の使用禁止等を始め、種々の施設を行ひ、關稅の改正と相俟つて斯業の發達を助成したのである。

歐洲大戰後の事業勃興につれ、臺灣に於ける新設會社は二三社に過ぎなかつたが、內地では甜菜糖業の復活となり、滿洲や爪哇方面にも邦人經營の新會社を見るた至り、正に本邦製糖事業界に第二期の勃興期を劃した。海外に於ける製糖業の狀況に於ては本邦重要事業史にその表が掲載されてゐるから、これを再錄して參考に供しよう。

歐亂以後新設會社

	資本金（千圓）	拂込金（千圓）
戰中設立		
南滿製糖	一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
スマトラ興業	五、〇〇〇	一、二五〇
南國產業	五、〇〇〇	四、〇〇〇
南洋製糖	六、〇〇〇	二、四〇〇
計	二六、〇〇〇	一二、六五〇
休戰後設立		
北海道製糖	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇
大正製糖	七、〇〇〇	三、五〇〇
大和製糖	五、〇〇〇	一、二五〇

日本甜菜	一〇,〇〇〇	二,五〇〇
日本糖業	三,〇〇〇	―
南洲製糖	七,〇〇〇	二,四〇〇
新竹製糖	七,五〇〇	一,八七五
宮古製糖	四,〇〇〇	一,〇〇〇
内外製糖	一〇,〇〇〇	二,五〇〇
爪哇製糖	一〇,〇〇〇	二,五〇〇
合計	七三,〇〇〇	二一,五二五

（ロ）精製糖業

精製糖業
日清戰役後の糖業
八重山精糖會社
日本精製糖會社
大里製糖所
當時の精製糖
香港糖
甜菜糖
爪哇糖
低税
シャーデン製糖會社
バターフヰールド製糖會社

我が精糖事業の發達は日清戰後以後に屬する。以前は主として粗糖業に限られてゐたので、自然精糖たる三盆白砂糖や車糖の如きは極めて僅少で、その品質の如きも輸入糖に比し劣等であつた。我が國で初めて機械力を用ひて大規模の製造に從事したのは、明治二十八年に創立された八重山精糖會社、日本精製糖會社が濫觴である。次いで明治三十五年には大里製糖所が設立され、いづれも大規模の機械を据付けて製糖に從事した。本邦重要事業史に『それ以前に於ける精糖の需要に對しては主として香港糖、並に獨逸及び歐洲諸國の甜菜糖が輸入せられてゐた。從つて、是等の諸會社は創立と共にこの外糖の熾烈なる競爭を蒙らねばならなかつた。謂ふ迄もなく斯業設立の動機は、爪哇糖を低税（百斤二十錢四厘）の下に輸入し、これを精製して供給し、以て輸入精糖に對抗せんと試みたのであるが、當時香港糖として知られたるシャーデン、バターフヰールドの二精糖會社の競爭は熾烈にして、如何に低税の爪哇糖を以てしても、容易に驅逐するを得ず、斯業は非常なる窮狀に陷つたのである。然るに、明治三十四年以來關税の保護と税制の改正とに依つて漸く輸

入品を壓倒し（歐洲甜菜糖は又三十四年のブラッセル萬國砂糖會議に依りて砂糖奬勵金の廢止となり）爾來內地市場を獨占して今日に及んでゐる。而してこの主たる原因をなすの改正乃至税制の改正とは、三十四年以來に於る（一）消費税の新設（二）輸入原料戻税法の制定改正（三）輸入税の增徵（四）非常特別税の設定增徵（五）三十九年關税率の改正（六）四十四年戻税法廢止、關税の改正等であつて、何れも斯業の保護に與つて力があつた。例へばこの保護政策の確立以前に於る三社は非常なる窮狀をつゞけたに拘らず、その後の斯業は一轉して大に收益を高め、每期二割內外の好配當を行ふに至つたのに見ても判かる。蓋し斯業が一轉して好轉したのは內地市場の獨占による利益以外に亦多大の投機的利益をも獲得することが出來たからである。如何となれば消費税の新設や非常特別税の實施に先立つて頻りに原料粗糖の思惑輸入を行ひ、又精糖の見越製造を行ふたが、三十五年以來は輸入原料糖戻税法に依つて無税の原料を使用せるのみならず、三十八年迄は精製せざる原料糖に對しても、戻税を受けたるが故に、此等の直接間接の奬勵金に依つて、多大の不勞利得を納め得たからである。然るに此等税制の變更保護は事業の利得以外に、諸會社の合同機運を釀成するに至り、明治三十九年以降日本精製糖を中心に三社の合同が行はるゝことになつた。卽ち、同年十一月先づ日本精製糖は日本精糖と合同して大日本精糖株式會社と改稱し、四十年八月大里精糖も又た日本精糖に買收せらるゝことになり、かくて內地斯業は全く統一せられたのである。

然るに日露戰後、臺灣糖業の急速なる發達となるや輸入原料糖戻税問題に就て、臺灣粗糖業との間に利害の衝突を起し、相互激烈なる運動の結果遂に戻税法の一部改正となり、爾來斯業は原料關税を負擔せざる可からざるに至つた。而して利害の衝突點は臺灣粗糖業は戰後大に發展せるも元來輸入原料糖の戻税制あるが故に、低廉なる爪哇糖を驅逐し臺灣糖を內地精糖の原料糖として供給すること能はず、從つて臺灣糖の發達を阻害するものなりとして戻税制の改正を主張せるに對し、精糖業者は臺灣糖の品質粗惡生產費の割高乃至

産額の少量なる理由を擧げて精糖原料に好適ならざることを主張したが、結局輸入原料糖の一部改正となり戻税額を内地消費向と輸出向とに依りて左の如く區分した。

	内地消費	輸出
八號未滿を原料とせる時	一、四五	一、六五
八號乃至十八號を原料とせる時	一、九五	二、二五

神戸精糖會社
横濱精糖會社

生産制限
内地向販賣糖の製造休止

從つて輸入糖を精製して内地消費に供する時は輸入税と戻税との間に二十錢乃至三十錢の差を生じ、これ丈け原料關税を負擔することになつたのである。この税法は四十四年七月迄つゞき、更に現行の税法に改正せられたのであるが、併し四十四年迄は輸入精糖より低價に販賣するも、損失とならざる保護制の持續せられたる爲め大日本製糖は市場の獨占を行ひ、多大の收益を擧げたのである。のみならず、この好況期に於て新に會社の計畫せらるゝあり、明治四十二年には神戸精糖及び横濱精糖會社の設立となり、二會社共四十一年より操業を開始し三社の競爭を見るに至れる爲め、爾來大日本製糖會社の獨占權は破れ、折柄、斯界の不況と相俟つて需要は著しく激減し、市價の低落、製品の停滯を餘儀なくされ、遂に斯業創設以來始めての大不況の時代をば現出したのである。かくて四十一年四月に三社は協定して生産制限を行ひ、更に六月には内地向販賣糖の製造を全部休止し、以て不況に對應せるも容易に挽回するに至らず、九月には更に大日本製糖を中心に三社は共同販賣所を設け、剩へ三社は聯合して將來の競爭防止の必要上新會社の名古屋精糖を買收せる等あらゆる人意的對應策を施したが、如何にせん大勢には逆行する得なかつた。殊に當時の斯業をして甚だしく困窮せしめたる一事は製品の停滯の殊に著しかりし所以は輸入税の改定見越より大に生産増加を行へる結果であるが、この爲め生産業者は融通資金に窮し、自然濫賣を行つたが財界不況と共に賣掛金の回收困難を生じ、大日本製精の如き遂に破綻を暴露するに至つた。これ實に明治四十一年十二月のことであつて、

多年の積弊と相俟つて、當時に於る債務は千四百餘萬圓に達し、總資本千二百萬圓を遙かに超過した。これ實に斯業の一蹉跌にして今尙ほ痛惜せらるゝ一事である。然しながら藤山雷太氏の入社社長就任と共に整理が斷行せられ、四十四年上期以來漸く恢復の兆を示すに至り、爾來臺灣粗糖會社の精糖事業兼營と相俟つて其の後の發達は急速且つ順調であつた。これ以前に於る精糖原料は主として輸入爪哇糖であつたが、日露戰後に於て臺灣糖業の急速に發達せる結果は自然内地精糖業者と協定し、翌年二月更に協定を行うたが遂には自社に於て製精糖工場の兼營に迫られ、四十四年八月明治製糖の横濱製精糖買收を皮切りに、同年末には臺灣製糖の神戸製糖買收となり、爾來粗糖會社の精糖業兼營の機運が助長せらるゝことになつた。のみならず四十年には大日本製糖の粗糖事業兼營となり、爾來製糖業者は糖業聯合會を設けて原料糖の需給を調節し爪哇糖を牽制するに至つた。かくて、これ以後精糖原料として使用せられたる内外粗糖の割合には著しき變化を來たした。卽ち下表に依つて知らるゝ如く、明治四十三年迄は臺灣産糖の原料引當高は僅々二千八百萬斤にして外糖使用高に比し三分の一に過ぎなかつた。然るに、其の後は漸増して大正六年には臺灣糖に對して外糖は一に過ぎず、在來の位置は轉倒した。これ臺灣糖業發達の結果であるが、併し七年以降は再び減退しこの反對に外糖使用量が增し、九年に至つては相半ばしてをる。蓋し七年、八年乃至大正元年に於る臺灣糖原料使用高の減少は臺灣糖の減收に原因するが、その後は精糖消費の增加と生産能力の擴大とに依つて、自然外糖の使用量は增加の趨勢にある云々』とある。以て我が製精糖業の概況を推知するに難くないであらう。

藤山雷太

糖業聯合會の設立

（八）　甜菜糖業

甜菜糖業

明治維新の結果、これまで各藩で加へてきた保護が突然消滅したので、我が國の幼稚な糖業が俄に輸入糖のため壓迫を蒙り、著しく衰微したので、政府は歐米の甜菜糖業に刺戟され、これを内地に奬勵しようと計畫し、明治三年英國から甜菜根を取寄せ、これを試植したのが、抑々我が國に於ける甜菜糖業の濫觴である

歐米甜菜糖業の刺戟

甜菜根

甜菜糖の種子を東北地方に頒布す

岩手縣に製造場を設立す

製糖に着手す

官營紋鼈製糖事業

札幌製糖會社

勸農局

那惠苗惣村に工場を設立す

農事試驗場の甜菜調査

これより甜菜糖業が政府の熱心な保護によつて僅か數十年間に顯著な發展を遂げたが、併し内地の甜菜糖業が始終失敗におはつたのは、要するに施設と技術の不充分なためであらう。猶ほ我國に於ける甜菜糖業の失敗に就ては本邦重要事業史に「明治三年の試植に次で明治八年には更に種子を東北地方に配布して岩手縣に製造場を設けて、製糖を試みたるも先つ成功せず、明治十二年北海道紋鼈（勸農局）に起りたる官營の製糖事業も、明治二十一年設立せられたる札幌製糖會社も共に失敗した。前者は内務省勸農局の經營にかゝり、明治十四年一月（機械は佛國に求め、工場は十三年起工した）より、一晝夜二萬五千貫乃至三萬貫の菜根處分能力を以て開始し、爾來十四年間甜菜根の栽培乃至製糖作業を行ひたるも、品質不良にして成績の見るものなく（開業當時四百十八萬九千斤の甜菜を消費して、七百五十九斤の品質粗惡なる砂糖を得たる如き、今尚ほ甜菜糖業史上の一哀話となつてをる）損失を重ねたる結果、二十五年紋鼈村民に貸與して民業となせしが、而も尚ほ利益を見るに至らず、二十八年遂に解散の悲運に終つた。後者は資本金八十萬圓の民間事業であつて、札幌那惠苗惣村に工場を設置し、獨逸人の技師を聘して二十三年十一月（二十三年六月起工）より一晝夜五萬三千貫の原料處分能力を以て操業を開始せるも、これ又、充分の成果を收むるに至らずして三十四年前者同樣解散の羽目に陷つたのである。

かくの如くして官民兩者の試みは全然失敗に歸し、最近斯業の復活せらるゝことに至りし迄、爾來十餘年間、本邦に於ける甜菜糖業は全くその跡を絶つに至つたのであるが、過去に於ける此等の計畫をして全然失敗に終らしめた原因の奈邊にあつたかは、斯業の爲め研究闡明を要する重要なる一題目である。これに關し農事試驗場並に後進會社の調査研究せる處を綜合すれば、次に掲ぐる如き、

（一）　甜菜の不適當地に於て事業を創設せること。

（二）　原料運搬の設備を設けざりしこと。

(三) 當時は尙ほ製糖術の幼稚なりしこと謂ふ迄もなく、甜菜の栽培の如きは粗笨的農業に慣れたる農民に適せざりしこと。

(四) 耕作者對會社の買入契約の拙劣なりしこと。

(五) 當時は北海道の開拓今日の如く盛ならず、從つて豐富なる原料を得るに足る耕地面積に乏しかりしこと。

(六) 前者と關聯して、勞力も又甚だしく缺乏せること。

(七) 工場管理の緩怠及副產物(根滓は家畜の飼料として、糖蜜は酒精原料として)の利用方法を閑却せること。

種々の理由が擧げられてをる。

雨量多きため甜菜の成熟充分ならず

蓋し、右の諸點は斯業發達のため缺く可からざる要素であるが、特に看過し難いのは、先進會社がいづれも甜菜の成熟晩期乃至收穫期たる秋期に於て雨量多き紋鼈乃至札幌に設立せられたる爲め、甜菜根の含糖率を阻碍し、步留りを低下せる如きは斯業失敗の最大原因と目せられる。かくの如くして、收益事業としての甜菜糖業は爾來殆ど閑却せらるゝ至つたが、この間に在つて北海道農事試驗場(三十五年前は北海道廳)を始め、二三の研究家によつて不斷の栽培が行はれ、北海道北見・十勝方面は斯業の好適地にして相當發展の餘地あることが屢々繰返して說かれ、

朝鮮に甜菜を試培す

且つ勸農局は明治三十九年以來朝鮮の各地に於ても甜菜の試培を行ひ北海道同樣良なる結果を擧げたに拘らず、兩地共尙ほ收益事業としての價値は疑問とせられ、久しく企業家の顧みる處とならなかつた。思ふに、過去に於ける悲慘なる歷史と臺灣糖業の勃興とは斯業の再興を遲疑せしめた有力なる理由をなしてゐたであらう。』とある。

製粉業

二、製粉業

昔の饂飩粉　水車で造碾臼の製粉　麦粉の名稱　水車製粉時代　機械製粉時代　歐米式製粉事業

製粉業はいはゆる麦粉製造業の略稱で、我が國にはよほど以前から行はれてゐた。卽ち昔から佛家では盆の十四日に素麵を茹でて精靈棚に供へ、一家で食する習慣がある。いまも田舍では麦粉をウドン粉と稱するが、これは按ずるに支那名なるべく、我が國では地方によりウドン粉、ウンドン粉などと稱する。饂飩（うどん）を拵へる粉といふ意味で、ウドン粉と呼ぶのであらう。昔の饂飩粉の製造はいづれも水車を用ひて製造したものであるが、一般家庭では石の碾臼（ひきうす）で小麦を粉末となし、これを上等の絹篩（きぬふるひ）でふるつて製したもので、いまも農家ではこの方法で饂飩粉・蕎麦粉・豆粉・米粉などを製し、食料に供してゐる。猶ほ麦粉の名稱及び水車時代の製粉に就ては本邦重要事業史に『所謂うどん粉なる名稱は、めりけん粉なる別名に於いて代られ、この「めりけん粉」なる名稱も又何時か、今日の機械製粉なる別名に依つて、代らるゝに至つてゐる。この變遷は總て我國の製粉事業が、舊時の所謂水車粉時代より、輸入粉時代を經て、遂に機械製粉時代へと進歩發達せる推移を語るものである。而して、今日の如き機械力に依る歐米式製粉事業が異常なる發展を遂げ得たる抑々の初めは日露戰爭後であつて、次で歐洲戰亂の勃發を機として更に第二次の發展が促されたのである云々』とある。以て麦粉の名稱の變遷及び製粉事業の變化を推知し得るであらう。

水車粉時代

日露戰爭以前に依る我が國の製粉事業は水車利用時代で、卽ち饂飩粉時代である。この水車製粉は水車を利用し、水車小舍で麦粉を製造し、製造能力の如きも極めて僅少で、文獻によると一晝夜僅に十袋乃至五六十袋に過ぎなかつたらしく、粉の品質も粗惡で、製粉所により一定せず、包裝の如きも今日の綿布製の袋ではなく、蓆製の叺（かます）であつた。隨つて粉の中にも藁の混入するものが多く、使用に際し、再び篩（ふるひ）にかける必要があつた。當時麦粉は饂飩・素麵・パン・饅頭・麩・糊・ビスケット・ちくわ麩・するとん等に製せられ、食用に供せられてゐた。併し麦粉の用途がひらけ、漸次需要の増加するに從ひ、その不

麦粉の用途　外國粉の邦品壓迫

輸入粉

明治元年の麥粉輸入量

日露戰役後の麥粉輸入量

うどん粉めりけん粉

日露戰爭前の我が洋食界

日露役後の我が洋食界

關東大震災後の洋食界

洋菓子屋の勃興

機械製粉の始め

日本製粉株式會社

足分を輸入補充するに及び、粗悪不廉な日本麥粉は忽ち外粉から絶大な壓迫を蒙るに至つた。猶ほ輸入粉に就ては本邦重要事業史に『外國粉の輸入狀態を見るに、明治二十八年即ち日清戰爭前迄は未だ少額の輸入に過ぎなかつた。即ち明治元年に於る五千擔、一萬四千袋か、二十八年には十萬五千擔、二十八萬四千袋に增加せるに止まつたが、爾後の增加は急速であつた。即ち二十九年には六十五萬袋にふへ、三十一年には百萬袋を超え、三十六年以後は五百萬袋臺に上り、三十九年に於ても尙ほ四萬袋を數ふるの有樣であつた。この輸入粉は大部分米國粉にして品質の良好なりし爲め、内地粉の『うどん粉』なる名稱に對して「めりけん粉」と稱せられ、上等品として賞美せられたのである云々』とある。

日露戰爭前までは、我が國の洋食も極めて儀式的なもので、宴會などの時に用ひられるに過ぎなかつた。例へば東京市内の如きも今日とは大違ひで、洋食屋は殆どなく、上野の精養軒、丸の内の東洋軒ぐらゐのもので、日比谷公園附近などに數軒あつたに過ぎなかつたが、それが日露戰爭後、就中歐洲大戰時代を中心として著しく發達し、市内の各町に一軒位の割合で增加した。然るに大正十二年九月一日の關東大震災をポイントとして洋食屋は非常な勢で勃興し、いまは市内の各町に多きは數十軒、尠なきも數軒を數ふるに至り、飲食店といへば大抵洋食屋を指すに至つた。然るに洋食屋の勃興と共に關東大震災後著しく洋菓子屋が勃興し、非常な勢で洋菓子が流行し、ために純日本菓子屋はその壓迫を蒙り、著しく減少するに至つた。然るに是等の洋食及び洋菓子は大抵めりけん粉を原料とするので、その發達につれ麥粉の需要は著しく增加した。されど我が國の製粉事業を見るに、日露戰前迄の供給は主として内地製の水車粉と輸入粉とで、機械製粉は總消費量の一割位に過ぎないといふ實に心細い狀態であつた。猶ほ我が國の機械製粉に就ては本邦重要事業史に『内地に於ける機械製粉の始めて供給せらるゝに至つたのは明治十年九月にして、當時開業せる日本製粉株式會社の東京府下扇橋工場の製品がその嚆矢であつた。而して當時に於る扇橋工場の生産能力は一晝夜

富橋工場
明治製粉會社
帝國製粉會社
館林製粉會社
大日本製粉會社
日清製粉會社
白石製粉會社
天童製粉會社
熊谷製粉會社
水車粉と機械粉との比較
明治三十八年小麥粉供給割合

二百バーレンに過ぎなかつたのであるが、爾來漸次に新會社の設立となり（舊明治製粉・舊帝國製粉・舊館林製粉・舊大日本製粉・舊日清製粉・舊白石製粉・舊天童製粉・舊熊谷製粉其他）日露戰前に於る生產能力は七百五十十バーレルを算するに至つた。乍併、日露戰爭以後の狀態と日清戰前の狀態とを比較せんか、機械製粉は九牛の一毛にすぎなかつた。從つて明治三十八年の統計に基きて、當時に於る內地の小麥粉消費額と其の供給數量の內容とを算出せんか、次の如く第一位に在るものは水車粉であつて、輸入粉これに亞ぎ機械製粉の割合は僅に一割に過ぎなかつたことが判かる。

明治三十八年小麥粉供給割合

種類	數量	小麥使用高	割合
水車粉	八、八二〇、〇〇〇	二、一一〇、〇一七	五七四%・
機械粉	一、五六〇、〇〇〇	三〇三、九七四	一〇一%
輸入粉	四、九九四、一一九	―	三二五%
總計	一五、三七四、一一九	二、四一三、九九一	―

右の如く、明治三十八年當時に於て輸入製粉は內地總消費額の三割三分五厘を占むるに至り、而も前述の如く戰役の前後三ヶ年に於て小麥粉及小麥の輸入數量は激增してをる。この原因は謂ふ迄もなく、內地の需要急增を意味するものにして、軈て是れが機械製粉事業第一次の發達を劃する動因となつたのである。而して當時に於る內地需要の急增したる理由としては次の四理由が擧げられる。

（一）明治三十六年の大凶作の結果、同年の小麥收獲が僅かに百八十七萬石にして平年作の半作にも達せざりしこと。

（二）日露戰役の結果、軍需用パンとして需要の急增せること（外は出征軍隊に內は露國俘虜の食用とし

て）

（三）　輸入税の改正に依つて多大の見越輸入が行はれたること。

（四）　從來の需要は專ら饂飩・素麪を主とし、其他菓子用として若干の需要があつたが、（二）の理由と關聯して爾來製麪・ビスケット等の流行となり、その消費範圍の著しく擴大せられたる事』とある。

需要の激增

されど（一）及び（二）の如きは何れも一時的な變態で、麥粉の需要增加は主として（四）の原因によるものなるべく、日露戰役後饂飩・素麪・洋風菓子等の外に、日本の脚氣病が米の中毒に依ることが判明したので、米飯の外にパンまたは干饂飩・するとん等を用ひるものが續出したので、麥粉の需要が著しく激增したのである。然るに內地の需要が激增したが、製粉能力が之れに伴はないので、我が國の製粉業は早晩その擴張を豫想されてゐたが、日露戰後各種事業の勃興熱に刺戟されて、製粉業も俄然大いに勃興發達するに至つた。

日露戰役後に於ける製粉業の勃興

日露戰役後に於ける製粉業の勃興に就ては本邦重要事業史に『內地の機械製粉事業が漸く會社事業として世人の注目を惹くに至つたのは、日露戰爭以後のことである。戰後に於て如何に急速なる發達の行はれたるかは、戰前と戰後に於る生産能力の相異に依つて知ることが出來る。即ち、戰前に於る生産能力は僅かに七百五十バレールであつたが、これが三十八年には千三百バレールにふへ、戰後の四十四年には一躍八千七百バルールに激增せる事實がその何よりの證左である。

機械製粉の生産能力

	生産能力 バーレル	一晝夜能力 袋	年生産能力
戰前	七五〇	三、三七五	一、〇一二、五〇〇
戰中	一、三〇〇	五、二〇〇	一、五六〇、〇〇〇
戰後	八、七〇〇	三九、一五〇	一一、七四五、〇〇〇

新會社の增設

斯くの如く、生産能力の增大せる所以は、戰後の好況期に於て新會社の設立せらるゝもの踵を接して起り

全國の製粉工場

日本製粉會社
白石製粉會社
天童製粉會社
館林製粉會社
宇都宮製粉會社
熊谷製粉會社
神奈川茂木製粉工場
松戸製粉會社
尾形製粉會社
名古屋製粉會社
大阪合田製粉會社
東京製粉會社
長崎製粉會社

同時に既設會社の擴張も亦行はれたからである。

試に戰中戰後に於ける生産規模の内容を示せば（中略）表の如く明治三十八年現在に於ける全國の工場數は

明治三十八年現在全國機械製粉能力

	公稱能力	一晝夜製造力	操業年月
日本製粉	四〇〇	一、六〇〇	三〇年九月
白石製粉	六五	二六〇	三四年
天童製粉	五〇	二〇〇	三四年十月
館林製粉	一〇〇	四〇〇	三四年五月
宇都宮製粉	一〇〇	四〇〇	三四年十月
熊谷製粉	六五	二六〇	
神奈川茂木工場	五〇	二〇〇	
松戸製粉	四〇	一六〇	
尾形製粉	三〇	一二〇	三七年八月
札幌製粉	二〇〇	八〇〇	三七年
名古屋製粉	一〇〇	四〇〇	三八年八月
大阪合田製粉	一〇〇	四〇〇	三七年
合計	一、三〇〇	五、二〇〇	

（備考）右の外、東京製粉株式會社（明治三十二年開業製造能力二百バーレル）及長崎製粉株式會社（明治三十四年開業製造能力百バーレル）ありしも兩社共燒失せり

合計十二にして公稱能力は前述の如く千三百バーレルであつた。この能力を以てせば、一晝五千二百袋、一ケ月（二十五日操業として）十三萬袋、年百五十六萬袋の小麥粉が生産せらるゝ割合であつた。

明治四十四年現在全國機械製粉製造能力（一晝夜）

	舊社名	公稱能力 バーレル	生産能力 袋	操業	
關東					
日本製粉本社工場		四〇〇	一、六〇〇	三〇年九月	
△小名木川工場	明治製粉	八〇〇	三、二〇〇	四一年四月	日本製粉小名木川工場
△砂村工場	帝國製粉	六〇〇	二、四〇〇	四〇年十月	日本製粉砂村工場
日清製粉					
×館林工場	館林製粉	一、〇〇〇	四、〇〇〇	三四年五月	日清製粉館林工場
×宇都宮工場	大日本製粉	四〇〇	一、六〇〇	四三年九月	日清製粉宇都宮工場
△横濱工場	日清製粉	四〇〇	一、六〇〇	四二年八月	日清製粉横濱工場
東亞製粉					
本社工場		七〇〇	二、八〇〇	四一年一月	東亞製粉本社工場
札幌工場		二〇〇	八〇〇	三七年	東亞製粉札幌工場
白石興産	白石製粉	六五	二六〇	三四年	
羽前製粉	天童製粉	六〇	二四〇		
松本製粉	熊谷製粉	六五	二六〇		松本製粉會社
松戸製粉		四〇	一六〇		
尾形製粉		三〇	一二〇	三七年	

合計	四、七六〇	一九、〇四〇		
關西				
△増田製粉	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇年七月	増田製粉會社
日本製粉				
×兵庫工場	七〇〇	二、八〇〇	四〇年十二月	日本製粉兵庫工場
△朝日製粉	二〇〇	八〇〇	四〇年	朝日製粉會社
△日本精米製粉	二五〇	一、〇〇〇	四〇年	日本精米製粉會社
名古屋製粉	一〇〇	四〇〇	三八年	名古屋製粉會社
大阪益田製粉	一〇〇	四〇〇	三七年	
△大里製粉	一、六〇〇	六、四〇〇	建設中	大里製粉會社
合計	三、九五〇	一五、八〇〇		
通計	八、七一〇	三四、八四〇		

（備考）△印は新設×印は増設。

右の如く、戰爭開始以來漸次に新會社の設立となり、三十七年及び八年に於て設立せられたるものに、尾形・札幌・名古屋・大阪益田製粉の四會社であつた。而もこの趨勢は戰後に於て一層顯著となり、明治四十年以後四ヶ年間に於て、新に開設せられたるもの、關東に於て四會社（明治・帝國・東亞・日清製粉）關西に於て四會社（増田・朝日・日本精米・大里製粉）に及び、同時に擴張せられたるもの關東に於て二社（館林・大日本製粉）關西に於て一會社（日本製粉兵庫工場）合計十一會社に及んでゐる。前表はこの狀況を明にせんが爲め、各社の生産規模を工場別に示せるものである。卽ち前に示せる明治三十八年現在の生産規模

と對照して、この六ヶ年間に七千四百十バーレルの能力を激增せることが判かる。更にこの增加能力の內容を新設會社と增設工場とに、分ちて示せば次の表の如くなるが、併し右の內日清製粉館林工場の增設能力九百バーレルの內、五百バーレルに及び大里製粉會社の千六百バーレルの新設能力は共に、その完成が四十五年初なりしを以て四十五年現在に於る實際の運轉バーレルは六千六百十バーレル、一晝夜二萬九千七百四十五袋であつた。

新設及擴張別增加能力

關東		關西	
東亞製粉	七〇〇	增田製粉	一、〇〇〇
小名木川工場	八〇〇	朝日製粉	二〇〇
砂村工場	六〇〇	日本精米	二五〇
横濱工場	四〇〇	大里製粉	一、六〇〇
新設計	二、五〇〇	新設計	三、〇五〇
館林工場	九〇〇	日本兵庫工場	七〇〇
宇都宮工場	三〇〇	增設計	七〇〇
增設計	三、七〇〇	通計	五、八五〇

（備考）大里製粉千五百バーレルは建設中、館林製粉一千バーレルの內、百バーレルは既設、五百バーレルは當時增設中である。

從つて當時の機械製粉製造能力は年八百九十二萬三千袋（月二十五日操業として）となつた。勿論、この能力の全部が運轉された譯ではないが、假りに平均八割の操業を常態と見ても、七百萬袋以上の製造が行は

水車粉の激減　機械製粉の激増

れたことになる。明治三十八年當時の年産百五十萬袋に比し、約五倍の激増に當つてゐる。卽ち小麥の消費額より推算すれば四十四年當時に於る小麥粉の消費總額は千五百五十三萬四千袋にして、その供給内容は、その如く、水車粉は三十八年より一割五分減の七百五十萬袋となり、輸入粉は七十九萬八千袋と、八割三分激減を示せるに對し、機械製粉の供給量は四倍六分の激增を示し水車粉と殆ど相匹敵するに至つてゐる。かくて、在來の位置は全く轉倒せられたのである。

水車粉　機械粉　輸入粉

明治四十四年製粉供給内譯

水車粉	七、五〇〇、〇〇〇	（内產	三、〇五七、五三五
機械粉	七、二三六、〇〇〇	（外產	三六八、三九〇
輸入粉	七九八、四八九		—
總計	一五、五三四、四八九		三、四二六、一二五

製粉生產制限

明治三十七八年戰役後の數年間に於てかくも我國の製粉業が大發展をなしたのは、需要の激增せるに依ること勿論であるが、一は政府の保護奬勵により、他は工場設立が容易であつたこと等による。然しながら新工場の增設が殆ど同じ時期に行はれた爲め、忽ち生產過剩を來たし、各社は開業早々市價の崩落にあひ、非常な苦境に陷つた。茲に於て遂に四十三年十月に至り各社が協定して同月より生產制限または市價の協定を斷行し、市價を維持し以て悲境の挽囘に努めた。就中新設會社は四十一年下半期から自衞的に生產制限を行ひ、市價の維持につとめたが甲斐なく、忽ち經營難に陷り、互に同業會社に併合せらるゝもの又は解散の餘儀なきに至るものが尠くなかつた。例へば新設會社である明治製粉及び帝國製粉の兩社は日本製粉會社に併合せられ、舘林製粉・日清製粉の三社は日清製粉會社に併合せられ、新設會社で存立を完うしたものは東亞製粉會社一社のみである。こゝに於て戰後濫設された諸會社は大抵整理され、關東には日清・日本・東亞の

同業會社に併合せらるゝ會社多し　明治製粉會社　帝國製粉會社

關東の三大製粉會社

三大製粉會社のみとなつたが、經營上の困難は容易に去らなかつた。よつて三大會社は自衞上、協定して操業短縮を斷行し、製品價格を同一にして市價の維持に努めたが、操業短縮・價格協定は關東の三大會社に限られたので、充分なる効果を擧ぐることが出來なかつた。。併し三大會社は上記の整理併合によつて基礎を確立すると共に、爾來水車粉を壓迫し、輸入粉を著しく防遏し、且つ輸出を漸增するに至つたのである。

ビール釀造業

三、ビール釀造業

ビール起源

我が國でビールが始めて工業的に釀造せらるゝに至つたのは明治九年に於る札幌麥酒釀造所の設立以後のことである。我が國に於けるビールの起原に就ては既に本書第二卷、第二章經濟篇、第九節工業、五化學工業、(八)ビールの條に詳說したが、猶ほ本邦重要事業史にもビールの起原に就いて略說してあるので、彼此比較せば利益があらうと想ふから、茲に本邦重要事業史の記事を再錄して參考に供しよう。即ち、我國に於る麥酒釀造の起源を尋ぬるに、これが工業的に製造せらるゝに至る迄には相當長き試釀時代を經なければならなかつたのである。元より、その起源に就ては據るべき正確な記錄に乏しいのであるが種々の記錄に徵するに、齊しく幕末の蘭方醫川本幸民氏の試釀を以てその嚆矢としてをる。川本氏は蘭學者(九鬼侯の醫)にして特に科學の趣味に厚く、嘗て棻氏の和蘭文工業化學書を飜譯し、その麥酒篇に於て麥酒釀造の方法を會得せるが、これを試釀するに至れる動機は會々米國の水師提督ペルリが初めて日本に來れる際、幕府の通譯として屢々米船に出入して麥酒の饗應に與りたることに在る。而して川本氏の令息の話として傳ふる處に據れば、初めは苦がくして美味をも感ぜざりしが漸く慣るゝに從ひ好き飲料なりとして、遂に自宅の庭に釜を築き麥酒の試釀を行うたとある。併しこれは單に實驗室の域を脫せなかつたものらしく、これ以外には何等の事蹟もない。その後明治初年に至り、英國人コプランなる者橫濱市山手町(現麒麟麥酒工場內)に於て麥酒製造を始め、天沼ビールと銘打つて販賣するに至つたが、その目的は在留外人に供給し、又上海方面への

川本幸民

コプラン天沼ビール

野口正章
三ッ鱗印ビール
ビール醸造の濫觴
ビール醸造所の始め
バースビール
獨逸ビール
米國ビール
ビール工業化の先驅
開拓使ビール
麥酒醸造所の設立
大日本麥酒株式會社札幌工場
開拓使ビール設立の由來
開拓使ビール大倉組に拂下げらる
櫻田麥酒の創立

輸出に在つた。從つて內地消費とは殆ど關係がなかつたのである。然るに明治六年に至り、山梨縣甲府の人野口正章氏は英人コプランドを招聘してその傳習を受け、斷に麥酒釀造に志し、巨萬の財を投じて研究し、翌七年より「三ッ鱗印」の商標に依つて始めて製品を市場に供給した。その生產規模は年產二百石に足らず、今日より見れば技術も甚だ幼稚であつたが、兎に角、氏の製造に係る三ッ鱗印麥酒が本邦に於ける釀造麥酒の濫觴であり、同時に氏を以て本邦に於ける麥酒釀造業の鼻祖と許されてをる。この三ッ鱗麥酒の釀造開始に加へ、既に明治初年より始まれる英國製バースビールを始め、獨逸產及び米國產麥酒の輸入は漸次增加するに至り、この刺戟を受けて明治九年以降麥酒釀造に從事するもの相次で起り、日清戰爭前後に既に十六箇所の釀造所を數ふるに至り、斯くて斯業は漸く工業的に成立したのである云々」とあり、以て明治初期に於けるビール釀造の概況を推知するに難くないであらう。

然るにこの先驅をなしたものは明治九月開拓使廳に依つて北海道札幌官園內に設立された麥酒釀造所である。これは即ち世にいふ開拓使麥酒であつて、現在の大日本麥酒株式會社札幌工場の前身である。この開拓使麥酒の設立は本邦重要事業史に「開拓使麥酒の設立は北海道產大麥の利用（明治十一年より內產大麥使用）を目的とせるもので、普法により興業費六千四百圓を以て建設せられ、當初の能力は年二百圓に過ぎなかつた。併し、ともかく翌十年より製品の販賣を行ふに至り、十四年十月には四百石に增され、十九年北海道廳の設置と共に大倉組に拂下（二萬六千六百餘圓にて）げられて民業經營となるに至つたが、この官營釀造所の設立が直接間接の刺戟となり、かくて明治十年には櫻田麥酒の創立となり云々」とあり、以て開拓使麥酒の一斑を窺ふに足るであらう。爾來明治二十六年に東京麥酒の創立せらるゝまで東京・大阪を中心に麥酒會社の新設されるものが多く、就中明治二十年には大日本麥酒・麒麟麥酒・加富登麥酒の三會社が設立され、我が國のビール釀造界は頓に大發展をなした。猶ほ本邦重要事業史に日清役前までに設立された麥酒會社の表

が掲載されてゐるから、左にこれを再錄して參考に供しよう。

日淸戰前迄の麥酒釀造會社

銘	場所	創立	經營者
三ツ鱗印麥酒	甲府（年產二百石　七年賣出）	明治六年	野口正章
天沼麥酒	横濱	五年頃	コプラン（英人）
開拓使麥酒	札幌	九年	開拓使廳
櫻田麥酒	東京芝（資本金二萬圓　能力二千五百石―三千石）	十年	同合資會社
手形麥酒	東京千駄ヶ谷（年產二千石　二十二年帝國麥酒へ賣却）	十四年	F・M商會
小西ビール	大阪（明治二十一年迄繼續）	十七年	小西儀助
大倉麥酒	東京、京橋（年百五十石　二十一年中止）	十八年	横山助次郎 大藏藏太郎
淺田麥酒	東京府下中野（能力七百石　日淸戰役後千五百石擴張四十五年廢止）	十九年	淺田甚右衞門
麒麟麥酒	横濱（資本金五萬圓　能力二千石）	廿年二月	日本釀造會社

日清戰前迄の麥酒釀造會社
三ツ鱗印麥酒
天沼麥酒
開拓使麥酒
櫻田麥酒
手形麥酒
小西ビール
大倉麥酒
淺田麥酒
麒麟麥酒

惠比須麥酒
旭麥酒
丸三麥酒
札幌麥酒
大阪洋酒會社ビール
帝國麥酒
日の出麥酒
東京麥酒
錦麥酒
輸入ビール
バースビール
スタウトビール

惠比須麥酒	東京府下目黑	廿年九月	日本麥酒釀造會社	(資本金五萬圓能力二千石三十九年大日本麥酒へ)
旭麥酒	大阪吹田	廿年十月	大阪麥酒株式會社	
丸三麥酒	愛知縣半田	二十年	盛田善平	(二十九年丸三麥酒株式會社ト改稱)
札幌麥酒	札幌	二十一年	同釀造會社	(開拓使麥酒改稱、資本金七萬圓)
大阪洋酒釀造會社ビール	大阪	二十一年	大阪洋酒釀造會社	(年四百石)
帝國麥酒	大阪豐崎村	二十二年	帝國麥酒株式會社	(手形麥酒工場買收　資本五萬圓)
日の出麥酒	大阪	二十六年	横山助次郎	(大正二年商標を大日本麥酒會社に賣却)
東京麥酒	程ヶ谷	二十六年	同株式會社	(櫻田麥酒改稱三十九年東京麥酒株式會社と改稱、四十年大日本麥酒合併現程ヶ谷工場)
錦麥酒	大阪	二十六年	大阪麥酒會社	

右の如く明治六年始めて麥酒が釀造されてから、僅々二十年足らずの中に、實に十八社の新設を見、內地に於ける麥酒の飲用は著しく普及したが、當時外國製の輸入されるものも多く、就中英國のバース及びスタウト麥酒、獨逸のチボリー麥酒、ストック麥酒等は盛んに輸入され、明治十四年頃には二千石、二十年頃に

チボリービール

ストックビール

ビール輸出の嚆矢

は九千石に達したと傳へられる。これは卽ち內地の需要激增を物語るものであつて、需要增加に刺戟されて前記表の如く各地にビール會社が設立され、盛んにビールの釀造を行つたが、規模の小なると、資本の僅少なると、技術の幼稚なる爲め、その釀造されたビールは品質劣等、風味不良にして到底外國品とは比較にならず、忽ち外國ビールに壓迫され、經營の困難に陷つた。然るに明治二十五年、日の出麥酒の經營者たる横山助次郎は始めて日の出麥酒を上海・滿洲安東縣・山東省芝罘方面へ輸出し、日本產ビール輸出の端を拓いた。

日清戰爭の勃發

麥酒釀造會社の積極的活躍

明治二十七年日清戰爭が勃發したが、日本は此戰役に於て連戰連勝、以て世界にその實力を示したのみならず、この戰役に依つて、國民は著しく自信を得ると共に大いに自覺し、ために戰後各種の產業が勃興したが、麥酒釀造業も日清戰役を轉機として從來の如く內地の需要を充すことのみに滿足せず、輸入を防遏し、更に進んで海外へ輸出を企つるに至つた。その結果、例へば外國麥酒の輸入高は明治二十六年の一千九百石より、三十六年には二百七十六石に激減し、內地ビールの對外輸出量は二十九年に二千石であつたものが、三十四年には一萬五千石に達した。その後やゝ減少せるも常に一萬一千石程度を維持してゐた。この間に於て內地釀造高は二十六年の二萬三千石より漸次增加して三十四年には十二萬一千石に達し、三十六年には九萬三千石にして稍々減少せるも漸次增加した。猶ほ釀造高に就ては本邦重要事業史に需給狀態の表が揭載されてゐるから、左に之れを再錄して參考に供しよう。

二十六年以降十年間のビール需給表

二十六年以降十ヶ年間內地麥酒需給狀態

明治	釀造高	輸入高	輸出高	消費高
二六	二三、四〇六	一、九二五	—	二五、三三一
二七	一四、二七一	八四三	—	一五、一一四
二八	二一、七七五	一、三〇三	—	二三、〇七九

二九	三二、八六七	一、三二二	二、〇七七	三二、一一二
三〇	六五、七一七	八五八	一、三三八	六五、二三七
三一	八一、三三一	一、〇五九	二、七五七	七九、六三三
三二	八七、二五六	六四九	三、四二五	八四、四八〇
三三	一二〇、三七一	五五五	一〇、〇一二	一一〇、九〇四
三四	一二一、四三〇	四〇一	一五、七五三	一〇六、〇七八
三五	九一、〇四六	四八八	八、八九二	六六、九六二
三六	九三、二五二	二七六	一一、一七六	八二、三五二

櫻田麥酒會社の擴張
東京麥酒
丸三麥酒の擴張
カブトビール
麒麟麥酒
日本釀造會社
惠比須麥酒の擴張
麥芽製造所の建設

この期間に於ける新設會社は明治二十六年に東京府下淀橋に大黒麥酒會社が創立されたが、釀造能力は年に六百石餘と稱された。また既設會社の擴張に就ては本邦重要事業史に「櫻田麥酒は明治二十六年株式組織に改め、同時に東京麥酒と改稱して工場を神奈川縣程ケ谷に移轉し、新式機械を輸入（三十年）して新に麥酒の製造を開始し、三十一年九月より製品の販賣開始を見るに至れるを始めとして、明治二十九年には丸三麥酒も資本金六十萬圓の株式組織となし、同時に獨逸より新機械の購入を始め、技師をも招聘し、工場の改善を行ふと共に、三十二年下半期より全く新式釀造法に依つて麥酒の釀造を始め、所謂「カブトビール」として賣出さるゝに至つた。麒麟麥酒即ち日本釀造會社は三十二年に至り資本金六十萬圓の株式組織に改められ、又、始め香港に於て登錄せる商標をこの時以來我國の登錄に移した。同時に惠美須麥酒も亦、工場の增設に麥芽製造所建設の必要に迫られ、明治二十八年七月資本金を六十萬圓に增資して、工場の大擴張を行うた。かくて釀造能力は二十五年の二千五百石より、三十六年には一萬九千石に激增したが、この能力增加と、日清戰後の影響に依つて、二十六年以降毎半期に一割以上の利益配當を行へるもの、三十年の增資擴張

札幌麥酒の擴張

製壜所の設立

大阪麥酒の擴張

淺田麥酒の擴張

日の出麥酒の擴張

日清戰後各社能力累年比較表

後は二割乃至三割の配當を行ふに至つた。更に札幌麥酒を見ると、これ又二十九年三月三十萬圓に增資（二十萬圓增資）せられ、三十二年再び事業擴張の必要上六十萬圓に增資し、同時に製罎所及第二製粉工場の設立となつたが、更に三十六年東京に分工場（これ、現大日本麥酒吾妻橋工場である）を設け、九月より操業を開始した。大阪麥酒も亦明治二十六年二月二十五萬圓に增資し、二十九年七月三度增資して一躍百萬圓となつた。其他の會社にも釀造設備の增大乃至設備の改善の行はれたもの尠くない。卽ち淺田麥酒は二十七八年の戰後景氣の沸騰期に於て釀造高を在來の七百石內外より、一躍、千五百石に激增し、日の出麥酒は明治三十九年工場を兵庫縣尼ヶ崎に移轉して從來の天然仕込を廢して機械力を應用するに至つたのである。猶ほ日清戰役後に於ける主要會社の釀造高は本邦重要事業史の表によると左の如し。

日清戰役後の各社能力累年比較表（石）

年次	惠比須	旭	札幌	東京	麒麟	加富登
明治二三	—	—	八八一	—	三、一六〇	—
二四	—	—	九九二	—	三、五二三	—
二五	二、六八四	一、一九四	五七五	—	三、二六八	—
二六	三、五〇三	二、八八七	八四二	—	三、六三〇	—
二七	五、〇四〇	四、五八三	七〇〇	—	四、九三二	—
二八	七、一八四	五、四一五	一、七〇五	—	七、三〇〇	—
二九	一一、三六八	八、〇〇四	四、二二九	—	九、五一五	—
三〇	一五、一〇四	一二、六二一	六、一六三	—	一二、四五四	—
三一	二〇、七七七	一六、五三六	六、一四〇	四〇〇	一一、三八五	—

三二	二七、九七七	一九、三九八	一一、二六一	一、五〇〇	一三、一〇四	—
三三	三七、四五三	二八、三七〇	一四、三〇〇	二、三〇〇	一八、三七九	五、二二六
三四	三二、九五六	二九、六五八	一三、五九一	三、五〇〇	一五、八〇〇	七、八三九
三五	二七、一〇一	二三、六七一	一六、七九七	四、二二八	一五、七一二	四、一一二
三六	一八、六四九	二五、三五八	一五、二三三	五、二三三	一八、三九二	五、五九七
三七	二一、七〇二	二六、五二八	一一、二〇二	二、五〇〇	一八、一三四	五、一二八
三八	三三、六七二	三五、五八〇	一五、五三六	二、五一六	二五、五二一	八、一五一

麥芽及び忽布の輸入先

以上の如く日清戰役後、我が國のビールは異常な發達をなしたが、併しその主原料たる麥芽と忽布は之れを獨逸・墺地利・匈牙利・英吉利・米國から輸入せねばならなかつた。然らば麥芽は全然內地で出來なかつたと云ふに、さうでもない、既に麥芽の栽培に志し、麥芽工場を兼營するものもあつた。例へば札幌麥酒・大阪麥酒・惠美須麥酒の三社は夙に之れに着眼し、早くから製麥事業に着手してゐたのである。爾來各社では釀造用の大麥、即ち內地ではゴールデン・メロン種を、北海道ではシバリー及びハンナ種などを栽培した。之れに反し內地產の忽布は全く使用に適せないので、輸入品のみを使してゐる。本邦重要事業史に『明治十年四月開拓使廳に依つて札幌に葎草園が設けられ、栽培を試みられたるも思はしからず、幾何もなくして廢止せられた歷史がある。畢竟これは風土の關係に依つて輸入品に遠く及ばないからである云々』とある。

內地產の麥芽
ゴールデン
メロン
シバリー
內地產忽布
葎草園

日露戰役後のビール勃興

日露戰爭は我が國が全國力を傾倒しての戰役で、而も連戰連勝して我が國が初めて世界の舞台に乘出し、世界の列强に伍するに至つた結果、戰後に於ける我が國の事業は俄然勃興した。隨つて麥酒界も非常に輸出が增加し、明治三十七年には輸出額壹萬四千石に過ぎなかつたが、戰後の同三十年には倍額の三萬石に達した。之れに比例し、內地の需要も著しく激增し、亦八萬一千から十二萬九千石を示した。かくてこの需要增

日露戰役後十ヶ年間需給狀態

加に刺戟されて造石高は九萬五千石から二十萬一千石（四十年）に激増するに至つたのである。猶ほ日露戰役後十ヶ年間に於ける需給狀態の表が掲載されてゐるから、左に之れを再錄して參考に供しよう。

日露戰役後十ヶ年間需給狀態（石）

	釀造高	輸入高	輸出高	內地消費高
明治三七	九五、二四三	二九九	一四、三七一	八一、一七一
三八	一三三、四一〇	二七五	二七、四九六	一〇六、一八九
三九	一五九、三六七	三六二	三〇、〇〇九	一二九、七二〇
四〇	二〇一、一四四	三三五	二五、七一一	一七五、七六八
四一	一六三、三九六	一八二	二二、一八三	一四一、三九五
四二	一五〇、八三二	二一八	一八、二三〇	一三二、八二〇
四三	一五五、七四一	三五三	一八、一三〇	一三七、九六四
四四	一七八、六六〇	二五九	二〇、四二四	一五八、四九五
大正元	一九五、四六七	三八五	二二、四五六	一七三、三九六
二	二一八、二八八	三九六	二四・六八七	一九三、九九七

牡丹麥酒株式會社帝國麥酒會社帝國麥酒會社の由來

常識で考へると、內地の需要及び海外への輸出額が激増した結果、また〳〵各ビール會社の擴張增資が豫想されたのであるが、事實は全く豫想に反し、新設された新會社は僅かに牡丹麥酒株式會社、即ち後の帝國麥酒會社の一社に過ぎず、また既設會社で擴張したものは札幌・大阪麥酒・丸三麥酒・日本釀造の四會社に過ぎなかつた。帝國麥酒會社は始め牡丹麥酒株式會社の社名で戰後の明治四十三年十一月福岡縣門司に創立

札幌麥酒の擴張

大阪麥酒（旭麥酒）の擴張

札幌・大阪・惠美須の三社合同

大日本麥酒株式會社の創立東京麥酒を買收す

大日本麥酒創立當時の工場規模

された麥酒會社であるが、當時同工場の豫定敷地が鐵道院用地として全部收用された爲め、事業の進行に一頓挫を來たしたが、時に神戶の鈴木商店が之れに着目して同會社の株式を全部買收し、新に資本金貳百萬圓の帝國麥酒株式會社を創立することに決し、四十五年三月起工、大正二年四月から操業を開始した。純然たる獨逸式の釀造法を採用し、盛んに釀造したが、時運の進展に乘じ、同年末にも早くも擴張の必要に迫られ貳萬石から一躍六萬石に增加したのである。また既設會社の擴張に就いては本邦麥酒事業史に『既設會社の擴張は一層急速であつた。即ち札幌麥酒は明治三十六年東京吾妻橋分工場の設置以來漸く社運の隆昌を見つつありしが、亞で三十七年には更に資本金を六十萬圓より百萬圓に增資し、越えて三十九年には更に百五十萬圓に增資して吾妻橋工場の擴張を行ひ、大阪麥酒（旭麥酒）も亦三十八年七月の戰後景氣に乘じて、五十萬圓增資（百五十萬圓）を斷行し、かくてこの二會社は明治三十九年三月に至り日本麥酒釀造會社、即ち惠美須麥酒と合同して資本金九百六十萬圓の大日本麥酒株式會社が創立されたのである。而も時運の隆盛は益益驅つて社運を向上せしめ、遂に四十年には東京麥酒新株式會社（三十九年東京麥酒の改稱せるもの）を買收して、一躍資本金を千二百萬圓に增資し、五工場十二萬六千石の釀造高を有する大會社となつた。かくて爾來舊日本麥酒は大日本麥酒會社目黑工場、舊大阪麥酒は吹田工場、舊東京麥酒新は程ヶ谷工場、舊札幌麥酒本社工場は札幌工場、同東京分工場は吾妻橋工場と稱せらるゝに至つた。

大日本麥酒創立時工場規模

舊會社	現大日本麥酒	合併時造石高
日本麥酒	目黑工場	三四、七五六
大阪麥酒	吹田工場	三八、五九八
東京麥酒	程ヶ谷工場	三、五六一

日本醸造株式會社の擴張
麒麟麥酒株式會社
丸三麥酒の擴張
丸三麥酒の改稱
日本第一麥酒會社
日本第一麥酒の改稱
加富登麥酒株式會社
根津嘉一郎
財界の反動
需要の減少
麥酒會社の整理
淺田麥酒の身賣り
日の出麥酒の廢業

札幌麥酒	札幌工場	一五、〇七二
同分工場	吾妻橋工場	三四、〇二一
計		一二六、〇〇八

日本醸造株式會社（三十二年に改稱せる）は三十九年六月資本金を百二十萬圓に增資し、越えて四十年二月更に二百五十萬圓に增資し、以て現在の麒麟麥酒株式會社と改稱するに至り、釀造高は創立時の年三千石より、三萬六千石に激增するに至り、茲に會社の基礎は確立せられたのである。次に明治三十二年より新式釀造に改めたる丸三麥酒も亦た三十九年十月三百萬圓に增資し、同時に名稱を日本第一麥酒と改稱して爾來事業の擴張に努めつゝありしが、四十一年七月三度社名を改稱して加富登麥酒株式會社となり（根津嘉一郎新に經營者となる）販路の擴張と共に造石高は四十二年壹萬四千石となつた云々』とあり、以て日露戰役後に於ける我が麥酒界の一斑を推知するに難くないであらう。

然るに明治四十年春に於ける財界の反動以來内地に於ける麥酒の需要が減少し、加ふるに日露講和によつて滿鮮及び露領に駐屯せる我が軍隊及び在留邦人の引上と共に輸出額は俄然激減したので、各麥酒會社は創立以來始めて不況に直面するに至つた。即ち、内地消費高は四十年には十七萬六千石であつたが、四十二年には十三萬三千石に激減し、對外輸出額も同期間に貳萬五千石から壹萬八千石に減少した。この結果として日清戰役後の事業勃興熱にかられて設立された新興會社は自然に淘汰整理され、存立してゐるものは僅かに大日本・麒麟・加富登・日の出・淺田の五麥酒會社に過ぎなかつた。然るに淺田麥酒は本邦重要事業史に『淺田麥酒は三十四年以來大會社の確立と共に事業の縮少を餘儀なくせられ（約五六百石に）四十五年三月以來事業を廢止し、日の出麥酒は千石内外の製造をつゞけつゝありしも大正二年に至り、事業を廢止してその商標を大日本麥酒に賣却するに至り、茲に既設の製造會社は僅かに、大日本・麒麟・加富登の三社となつた。

新會社事業廢止及び併合年月

新會社事業廢止乃至合併年月

社名	年月	備考
櫻田麥酒	明治二十六年	賣却
小西麥酒	明治二十一年	廢止
大倉麥酒	明治二十一年	廢止
淺田麥酒	明治四十五年三月	廢止
惠美須麥酒	明治三十九年三月	合同
旭麥酒	明治三十九年三月	合同
大阪麥酒	明治二十五年	廢止
帝國麥酒	明治二十四年	賣却
東京麥酒	明治四十年	合併
日の出麥酒	大正二年	賣却
大黑麥酒	明治三十一年	廢止
札幌麥酒	明治三十九年三月	合同

云々」とある。猶ほ史家の參考にならうと想はれるから、明治四十五年以前に廢業せる會社の表が本邦重要事業史に掲載されてゐるから左に之れを再錄して、參考に供しよう。

四十五年以前に廢止せられたる會社

社名	場所	經營者
蛇の目麥酒	東京京橋八官町	——

ライオン麥酒	本郷湯島	磯貝善兵衛
富貴麥酒	東京品川	富貴麥酒株式會社
日進麥酒	東京淀橋	畑　吉五郎
横濱麥酒	神奈川	澁谷留五郎
キラク麥酒	長野	信陽麥酒
信濃麥酒	同	山岸朝太郎
大和麥酒	同	折井榮太郎
櫻　麥　酒	同	中村　貫平
軍艦麥酒	和歌山	池田伊三郎
富士麥酒	新潟	北陸麥酒株式會社
函館麥酒	北海道	金澤　正助
サクラ麥酒	山形	芳賀　確助
鶴岡麥酒	同	佐藤　七郎

以上諸所に挿入した會社表を調査すると、明治年間に於ける我が國麥酒釀造會社とその業績及び各會社の盛衰を推知し得るであらう。

軍事篇

第四節　日清戰役後の極東問題

一　日清戰後の支那分割

日清戰後の支那分割

露國の極東への南下政策は、ペートル大帝以來の國是で、本國と極東を結び付く可き西比利亞鐵道に、巨額の資金を投じてその敷設を急いだのもこれがためであつた。然るにこれを自國の領土內に敷設するには、黑龍江を迂回せねばならないので、その工事の困難のみでなく、敷設後も長距離のために、運輸上非常に多くの時間を必要とするので、茲に露國當局は清國の領土內を通過して一直線にウラジホストックへ結び付ける東清鐵道（後の所謂東支鐵道）を計畫したのである。

カシニー密約

これは日清戰爭に破れたる清國が例の遼東半島の還附以來、露國を唯一の信賴すべき隣國として、兩國の交情彌々親密を加へ來つた機に乘じて、當時の駐清露國公使カシニー伯と清國政府との間に秘密交涉が行はれたのである（一名カシニー密約といふ。）この秘密交涉の內容は

一、露國の西比利亞鐵道を清國はその領土內に延長することを許すこと。

二、露國が清國の黑龍江省、及び吉林省に於て敷設する一切の鐵道は、露國はこれに支出し、清國はこれに關係せざること。

三、清國の計畫する山海關より奉天を經由、更に蓋平・金州を經て大連灣・旅順港に至る鐵道及び其附近の鐵道は、總て露國の鐵道制規に據つて、兩國の通商を便せしむること、

四、清國は露國に膠州灣を貸與すること

五、清國は旅順口及び大連灣を露國以外の他國に貸與又は割讓せざること

これによつて露國はウラヂボストック冬期結氷中、その東洋艦隊の碇泊所として使用する權利を獲得したのであつたが、獨逸はこの露國の意嚮を排して、翌明治三十一年（一八九八）三月六日、膠州灣の九十九ヶ年租借の條約に成功した。

斯くて兩國間に妥協が行はれて、露國は膠州灣の代りに旅順口・大連灣を同年三月二十七日に二十五ヶ年間の租借條約に成功した。

英國の極東政策

これに依つて大連及び旅順を、夫々ヴイクトリヤ灣、ポート・アーサーと稱へて、渤海灣より黄海に亙る附近をその東洋艦隊の勢力範圍であるかの如く自負してゐた英國は、露獨兩國の極東進出を見て、その勢力均衡上傍觀する能はず、清國に對して威海衞の租借を要求して、同年六月一日に二十五ヶ年の租借條約を締結したのである。更に英國は三國干渉の一國である佛國が廣州灣租借の意嚮あるを看破し、これに對抗上香港の防備を口實に、同年六月六日九龍地方の九十九ヶ年間租借に成功し、續いて佛國は、翌年明治三十二年（一八九九）十一月十六日廣州灣の九十九ヶ年間租借に成功したのである。（この九十九ヶ年といふ期限は羅馬法に依れば永久を意味するものであるといはれる。）

これよりさき英國は明治三十一年（一八九八）二月九日清國との間に揚子江沿岸不割讓に關する協定を結び、更に又露國の支那分割の實行方法は鐵道敷設にあつたから、英國は露國の鐵道をして、揚子江沿岸の地方に伸びざらしむべく、翌明治三十二年四月二十八日を以て英露協商なるものを締結し、露國は長城以北、英國は長江流域に於ける相互の勢力範圍を承認した。茲に於て日本も亦台灣地方の利益を保護せんとする目的のために、明治三十一年四月二十四日清國との間に福建地方の不割讓協定を締結した。

二　米國の支那保全と門戸開放の宣言

米國の支那保全と門戸開放の宣言

米國は列國の支那に對する態度が、上述の如き時に當り、支那分割の危險を未然に防ぎ、東洋平和の破壞を防止することが、自國及び列國の通商上の利益を保護する所以であるとの見地から、同國々務卿ヘイは、支那に對する門戸開放・機會均等政策の宣言書を作成し、明治三十二年（一八九九）九月六日、之れを列國に提出して同意を求めたるに、列國は固より之れに反對する理由なく皆同意を表したるを以て、明治三十三年三月二十日之れを廣く世界に宣言したのである。その宣言の要項は

一、各國は、その支那に於て保有する利益の範圍又は租借地域に於て、條約港又は既得の利益には何等干渉せざること

二、自由港に非ざる限り、何れの國の勢力範圍內と雖も、その開港場に入港せる商品に對しては、清國政府に於て海關税を賦課徴收すること、

三、前項の如き港灣に出入せる他國船には、自國船よりも過重の入港税を課し、更にその敷設し管理せる鐵道に於ては、他國の商人に對して、自國商人よりその運賃を請求せざること。

この米國の宣言提案は、危機に頻せる支那分割の趨勢に向つて、一大鐵槌を下したるのみならず、結局これに依つて列國の間に清國の主權尊重、領土保護を要旨とせる同盟協定が締結したのである。

三　北清事變

日清戰役後、清國は一時國內の小康を保ち、漸く內政の改革に着手した。光緒二十三年（一八九七）の總税務司ロバート・ハートの郵便事務の開始、萬國郵便聯合加盟、その翌年吳淞、富寧、泰皇島、兵州等の開港がそれである。然し當時の清國は、王子溥を皇儲に擁立した守舊派の首領端郡王の、朝廷に於ける勢力が頗る盛であつて、彼等は排外主義の徒と結托して義和團の頭目と目せられるに至つた。

義和團の蜂起

義和團の蜂起は列國の支那分割政策に對する極度の排外思想に因るもので、光緒二十六年（明治三十三年一九〇〇）の春山東省に起り、次で四月中旬には直隷省方面に飛火し、五月に至り各地に益々猖獗を極め、外國宣敎師及び技師の殺害、鐵道の破壞、電信の切斷、其他居留民を迫害する等、その跋扈跳梁至らざるなく、これがために命を落した外人の數は少くなかつたのである。茲に於て列國は清國政府に向つて、外國人の生命財產保護の要求をなし、清國政府は極力團匪の鎭撫に務めたが何等その効なく、義和團は益々增長する一方であつた。加ふるに清國政府の態度は一方に於て、討伐するが如く、他方に於ては庇護煽動するが如く、頗るその態度曖昧奇怪を極めた。同年六月十二日清國政府は、列國公使に對して二十四時間以内に退去すべきを要求した。之れに對して列國公使は、その不遜を抗議したが、遂に政府の軍隊は團匪と公然協力して列國公使館を包圍し、我が公使館員杉山彬、獨國公使ケットレルの如き孰れも官吏反亂兵に擊殺されるに至つた。

斯くて列國公使館は義和團匪の重圍に陷つたので、英國政府の要望により我が日本より一ヶ師團の軍隊を派遣し、列國亦陸戰隊を增派し、茲に聯合軍は進擊して天津を陷し、白河兩岸に沿ひ反亂兵を擊退しつゝ、八月十五日遂に北京城内に入つたから、清國皇室、總理、衙門の大臣等は長安に蒙塵し、重圍中に在つた北京の列國公使館及居留民は辛うじて萬死に一生を得たのである。

聯合軍の入城後、北京は一時無政府狀態を呈したが、聯合軍は冬期間北京駐屯の準備上、海上交通の安全を圖るために、更に進擊して北塘の砲臺を陷し、山海關を占領した。

茲に於て清國皇帝は日本天皇及び獨逸皇帝に親電を發して謝罪し、更に慶親王及び李鴻章を全權大使として講和を申出た。

列國と清國との講和談判は同年十二月二十四日の北京に於ける第一回の會見を皮切りとして、その後會議は回に回を重ねて約九ヶ月を費し、翌年八月十五日に至り、列國の要求條項は悉く清國の承認する所となつ

た。

日本全權は初め駐淸公使西德二郎これに當り、のち小村壽太郎これに代り、九月七日調印を畢つた。

四　朝鮮と日露關係及び日露協商成立

日淸戰役前まで朝鮮に對して威壓を擅にした淸國が、戰後その魔手を朝鮮から引くことに依つて、一時半島は靜穩であつたが、幾ばくもなく今度は露國が食指を延ばし始めたのである。

さきに淸國の勢力を驅逐する目的で日本に援助を求めた韓廷は、その後內部の政權爭奪等に依る紊亂、日本の對韓政策の失敗、遼東還附事件の日本に對する輕侮の念の惹起、その後に突發した王妃殺害事件等により、一層日本の威信を失墜して、我が國にとつて不利なる事ばかりが續いたのである。

この王妃殺害事件は韓國に甚大なる惡感を與へたのみならず、亦諸外國の非難攻擊を受くるに至つた。この好機逸す可からずと見た王妃派の殘黨は、露國の援助を當に親日內閣の顚覆を企て、その方法として春川地方に反亂を起さしめ、京城守護の兵をこれが鎭撫に出動させた。この京城守備の手薄に乘じて、王妃派の殘黨は明治二十九年二月十日突然露國の陸戰隊百數十名を迎へ、又一方に於て、國王及世子等を露國公使館に幽閉した。更に翌二月十一日露國黨の手に依て親日派の慘殺が行はれ、金內閣總理大臣及び、閣員の大半は慘殺梟首され、其他二三の閣員は身を以て日本に亡命した。

この政變に依つて、親日派は一網打盡にせられて、日本の勢力は忽ち其の跡を韓廷に絕ち、形勢一變、露國公使ウェーバーは一朝にして京城の政權を把握、政令は悉く露國公使館より發せられるといふ狀態になつた。

かくて日本は獨力を以て朝鮮の獨立を擁護せんがために淸國と戰つたが、戰後の對韓政策は寧ろ失敗に近

く、殊に明治二十九年二月十一日の政變に依つて悉く親日派の一掃せられたことは、我が對韓政策が日清戰役前と同様な狀態に逆戻りしたといふべきである。茲に於て日本は其の初志を飜し、露國との衝突を避け、その權利を分與し、日露協力して、韓國開發に從事せんとする方針を樹たのである。

日露の協商

一、朝鮮に於て日露兩國は同等の地位を有し、同等の權利及び利益を有すること。

二、露國は京城よりその國境に至る電線を架設する權利を保留すること。

斯くて一八九六年六月九日日露協商は締結されたが、然し露國はこの協商に依つて日本を安心させ、その隙に乘じて朝鮮の兵馬、財源の權利を把握せんと企て、外交手腕を持つて聞えたるスペーアを新公使に任じ種々策動せしむるところがあつた。

五　露國南下政策と日英同盟

露國の南下政策

露國は嚮に滿洲に於ける鐵道敷設權を獲得し、これの完成に全力を注いだ。即ち鐵道守備の名目で南滿に大兵を駐屯せしめ、更に黃海及び渤海の制海權を得るために、旅順に海軍鎭守府を設置した。斯の如く露國の南下政策が着々進行する時に當り、更に又乘ずべき好機會が來た。それは實に北清事變である。露國は事變終結後も尙ほ滿洲匪賊討伐と稱して、滿洲に大兵を進め、黑龍江對岸を始めとして、琿春・哈爾賓を占領し、更に南滿洲に進擊して海城・營口・金州を攻略して、東三省地方を悉く領有した。又日露協商後一時朝鮮にその姿を現さなかつた露國は再び半島に着眼し、龍巖浦を中心として鴨綠江上流の豐富なる大森林の伐採權を獲得し、更に鎭南浦・仁川・木浦・馬山・元山等の軍事交通の要地を買收し、これを露國人の私有財產とし、而も京城の露國公使館は絕えず韓廷をその駐屯する軍隊を以て威嚇しつゞけた。

これより嚮日本の遼東半島領有は、東洋永遠の平和に害ありとの、露獨佛三國の干渉に依つて、之を清國

日英同盟

に還附せしに、その干渉國たる露國が、幾ばくもなくして旅順及び大連を租借して東清鐵道を敷設し、更に又北清事變の騷亂に乘じて、大兵を滿洲に進出させ、滿洲をも領有せんとするの擧に出たのである。

この露國の滿洲經營は、一面日英兩國をして接近せしむる端緒を開いた。これより先き明治三十一年三月英國植民相チエンバレーンと我が加藤駐英公使との間に、日英提携說が話題に上つた事もあつたが、英國は大國であり、日本を有色の後進國と見下して居つたため、具體化せずに終つた。然るに揚子江の南北に鐵道を敷設せざる事を約したるに、露國が其後江源に連る新疆及び西藏地方の空虛を突くに及んで玆に日本と同盟を結び露國の印度侵略を防止せんとするの得策たるに心づいた英國は、ここに日本と握手したのである。この同盟は一九〇二年（明治三十五年）一月三十日我が駐英全權大使林董と英國外務大臣ランスダウンとの間に同盟條約調印が行はれて、玆に東洋近世史上の輝しい一頁を開いたのである。

露國の滿洲不撤兵と日露交渉

六　露國の滿洲不撤兵と日露交渉

露國は日英同盟成立後、極東問題に對して協調的態度を示し、清國が滿洲に於ける露國の權益を保證することを條件として一ケ年以內に滿洲より撤兵することを約した。然るに其後一ケ年を經るも更にこれを實行せんとする意志なきのみか、却つて滿洲は露國が北清事變に幾多同胞を殺し、血を以て得たる領地なりとの放言をなすに至つた。

斯の如き滿洲に對する露國の野望を看破した日本は、一九〇三年（明治三十六年）七月二十八日駐露公使栗野愼一郎に訓令を發して、時の露國外務大臣ラムスドルフを相手に交渉を開始せしめた。

その要旨は「日露兩國は極東に於ける各自の權益を、互に諒解劃定して置く可き必要がある。」といふのである。この交渉は其後遲々として進行しなかつた。ついで九月十日再び小村外務大臣と駐日公使ローゼンと

の間に交渉が開始せられた。其後十二月十一日の第八回の會見に於ける露國の回答は、日本が獨り滿洲に關して種々讓步の修正をなしたるも拘らず、滿洲を全然協商の目標外に置き、唯單に朝鮮半島のみに言及し、のみならず不遜にも北緯三十九度以北を中立地帶たらしめんといふにあつた。露國のこの態度は日本の隱忍自重、只管平和的協調を遂げんとする誠意を殆ど徒勞に終らしめた。

翌一九〇四年（明治三十七年）一月六日に提出された露國案は、單に日本が清國と滿洲に於て、條約に依つて得たる既得の權益のみ認めるといふ一項の外は、全く前回答と同樣であつた。

日露國交斷絕

斯くて日本は一月十三日御前會議を開き廟議一決、重ねて露國の再考を求めた。然るに露國は一月末に至るも何等の回答を與へざるのみならず、其の期日すらも指定せず、到底露國に誠意を以て協調する意志なきことが明白となつた。

茲に於て二月四日御前會議は再び開かれ、國交斷絕に決し、翌五日これを栗野駐露公使に訓電し、更にローゼン駐日公使に對して公使館の引揚げを要求したのである。

日露戰役

第五節　日露戰役

旅順港外の交戰

一　旅順港外の交戰と仁川沖の海戰

日露國交が斷絕した翌二月六日、聯合艦隊司令長官海軍中將東鄉平八郎は、聯合艦隊を率ゐ、舳艫相銜みて佐世保軍港を拔錨した。聯合艦隊は豫定の如く行動し、翌七日早曉朝鮮沖の南面に於て、傳令艦龍田の露國の商船露西亞號を捕獲せるに會ひ、續いて進航中明石艦亦旅順及仁川方面の情報を齎し來れるに出會ふ。

玆に海軍少將瓜生外吉の率ゐる艦隊を仁川方面に向はしめ、他の艦隊は旅順港方面に進航した。この旅順港に向つた艦隊は、梨羽海軍少將の率ゐた、三笠、朝日、初瀨、富士、敷島、八島の六艦及び、出羽海軍少將の率ゐた、高砂、吉野、千歲、笠置の四艦と三須海軍少將の率ゐた、出雲、吾妻、常盤、磐手、八雲の五艦であつた。而して同艦隊は二月八日午後六時旅順港を去る六十海里の地點に達し、驅逐艦隊に命じて夜襲を行はしめた。驅逐隊は午後八時旅順港に向ひ全速力を以て行動し、我が肉迫に氣付かず旅順港外に碇泊してゐた敵艦に向つて水雷を發射し、敵艦の周章狼狽する有樣を目擊して引上げた。

翌九日早曉旅順港攻擊に決し、港口に向つて進航したところ、敵艦隊は頗る狼狽、隊形大に亂れたるを以て、好機を逸せず我が艦隊は三千米の近距離まで近づき猛攻擊を加へた。敵は要塞砲台の援助を得て辛うじて砲擊を試みてゐたが、その動作頗る緩漫を極め、戰鬪隊形を整へるまでに約三十分餘の時間を要したといはる。

此の戰鬪に於て敵は戰鬪艦四隻、巡洋艦三隻全く戰鬪力を失ひ多數の死傷者を出したが、我が艦隊の損害は露國に比して極めて少く、戰死四名、負傷五十五名であつた。

仁川沖の海戰

仁川沖に向つた瓜生少將は、高千穗、明石、新高、浪速の四艦の外、淺間及び水雷艇隊を率ゐて進航し、明石、浪速、新高及び水雷艇隊を八尾島外に碇泊せしめて、外來の敵艦に備へ、他の高千穗、淺間、千代田の三艦は、陸軍の兵士を搭載せる運送船を護衞して埠頭に入港した。

翌二月九日午前七時陸兵の上陸終了を見屆けた瓜生少將は、先つ在港の列國軍艦に碇泊地の變更を勸め、更で露艦ワリヤーク號の艦長に、公文書を以て、貴艦隊は本日午後一時までに出港すべし、若し應ぜざるときは、同時刻を限り直ちに砲擊を開始する旨を通告した。玆に於て敵艦ワリヤーク及びコレーツの二隻は、午前十一時五十五分濟物浦を拔錨した。午後零時三十分彼我の距離漸く近づくや、敵艦の二隻先づ檣頭高く

戰鬪旗を揭げ、續いて我艦隊も亦戰鬪旗を揭げ、我が軍艦淺間の發砲に依つて、戰鬪は開始せられた。

敵艦を目前にして、淺間艦の艦長八代六郎大佐（後の大將）は全員を甲板上に集め、千島の名曲を吹奏して、その驍勇と風流とを讃へられたるは此の戰鬪開始前の事であつた。

彼我の砲擊約三十分午後一時六分我が淺間の發砲したる巨彈は、ワリヤークの前艦橋に命中、續いて又前艦橋及び其他數ヶ所に命中爆發した、ワリヤークは八尾島の背後に逃れ、火災の鎭壓に從事したが、已に船體は左舷に傾き、全く戰鬪力を失ひ、倉皇として、元の濟物浦へ退却した。此時コレーツも亦多大の損害を蒙つてゐたが、ワリヤークの退却を見て、その跡を追うて逃れ、仁川港内の小月尾島沖に投錨した。

我は時を移さず追擊したが、卑怯にも敵艦は列國軍艦の隙間に竄入投錨したるを以て、止むを得ず攻擊を中止して歸つた。時に午後一時十分過であつた。然し其後コレーツは同四時三十分、ワリヤークは同五時共に火を移して自燒沈沒した。

此の仁川沖に於ける敵の死傷者は百四名といはれ、我が艦隊には些細の損害もなく、亦一名の死傷者もなかつた。

二　宣戰の詔勅

明治三十七年二月十日　天皇陛下は宣戰の詔勅を下し給うた。

宣戰の詔勅

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル　大日本帝國皇帝ハ　忠實勇武ナル　汝有衆ニ示ス

朕茲ニ　露國ニ對シテ戰ヲ宣ス　朕ガ陸海軍ハ　宜シク全力ヲ極メテ　露國ト交戰ノ事ニ從フベク　朕ガ百僚有司ハ　宜シク各々其職務ニ率ヒ　其權能ニ應ジテ　國家ノ目的ヲ達スルニ努力スベシ　凡ソ國際條

規ノ範圍ニ於イテ　一切ノ手段ヲ盡シ　遺算ナカランコトヲ期セヨ

惟フニ文明ヲ平和ニ求メ　列國ト友誼ヲ篤クシテ　以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ　各國ノ權利利益ヲ損傷セスシテ　永ク帝國ノ安全ヲ　將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ　朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ　旦暮敢テ違ハザランコトヲ期ス　朕ガ有司モ亦能ク朕カ意ヲ體シテ事ニ從ヒ　列國トノ關係年ヲ逐フテ　益益親厚ニ赴クヲ見ル　今不幸ニシテ　露國ト釁端ヲ開クニ至ル　豈朕カ志ナランヤ

帝國ノ重キヲ韓國ノ保全ニ置クヤ　一日ノ故ニ非ス　是レ兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラズ　韓國ノ存亡ハ實ニ帝國ノ安危ノ繫ル所タレハナリ　然ルニ露國ハ其淸國トノ明約及列國ニ對スル　累次ノ宣言ニ拘ラス　依然滿洲ニ占據シ　益々其地歩ヲ鞏固ニシ　終ニ之ヲ併合セントス　若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ歸センカ　韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク　極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘカラス　故ニ朕ハ此機ニ際シ　切ニ妥協ニ由テ　時局ヲ解決シ　以テ平和ヲ恒久ニ維持センコトヲ期シ　有司ヲシテ露國ニ提議シ　半歳ノ久シキニ亙リ　屢次折衝ヲ重ネシメタルモ　露國ハ一モ交讓ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘズ　曠日彌久　徒ラニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ　陽ニ平和ヲ唱道シ　陰ニ海陸ノ軍備ヲ增大シ　以テ我ヲ屈從セシメントス　凡ソ露國カ始メヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ　毫モ認ムルニ由ナシ　露國ハ已ニ帝國ノ提議ヲ容レス　韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ　帝國ノ國利ハ將ニ侵害セラレムントス　事既ニ茲ニ至ル　帝國カ平和ノ交渉ニ依リ　求メントシタル　將來ノ保障ハ　之ヲ旗皷ノ間ニ求ムルノ外ナシ　朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ依賴シ　速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ　以テ帝國ノ光榮ヲ保全センコトヲ期ス

御名御璽

明治三十七年二月十日　　　各國務大臣副署

彼我外交官の引揚

諸外國の態度

三　彼我外交官の引揚と諸外國の態度

駐日露國公使ローゼンは久しく日本に在りて我が風俗に通じ、日露交渉に際しては、平和解決のために日夜努力したが、本國政府の日本を知る事少きため、其の苦心も徒勞に終つた。其の我を去るに臨み我が　天皇皇后兩陛下には、ローゼンの苦衷を嘉みせられて、勅使及御使を露國公使館に差遣せられ賜品を賜うた。

かくて二月十一日我が紀元節の佳辰に、列國公使及文武顯官が饗宴を賜う光榮の日、ローゼンは之れに陪することが出來ず、心淋しく公使館員を隨へて我が國を去つた。

一方我駐露公使栗野愼一郎は、二月五日國交斷絶公使館引揚の訓電に接したので、二月十一日公使館の國旗を捲き、館員一同と共に、伯林を經て歸國した。

この時に當り諸外國は等しく局外中立を宣言した。英國は、其の議會に於て　皇帝陛下の勅語として「日露交渉の進行に對し、憂慮を以て、之れを注視したり。要するに平和の攪亂は、悲しむべき結果を生ずるに至るべし。朕が政府の援助にして、平和的解決を促進するものあらば、朕は喜んで之を可とすべし」と宣ひ又米國では二月十三日の高平駐米公使の發電として、米國人は我が海軍の旅順及仁川に於ける勝利を、激賞と歡喜とを以て迎へ、多額の戰費寄贈の申出（約七百萬弗）や病院船と看護婦の一隊を派遣して、我が赤十字社の事業應援の申出ありたる旨を報じた。獨逸に於ける一般の輿論も、露國を攻撃して、日本の實力を承認し、萬腔の同情を寄せた。尙ほ獨逸皇帝は、我が　皇后陛下に親電を致され、横濱及青島の獨逸海軍病院をば、我が陸海軍負傷兵收容の用に供せられたき旨の申出があつた程である。其他の列國の輿論もほゞ日本の勇氣を賞し、同情を寄せたものであつた。

四　露艦我が北海を襲ふ

宣戰布告前の我が旅順港外攻撃に敗れて、その連絡を斷たれて浦鹽斯德に碇泊して居た露艦隊グロンボイ、ロシア、リユーリツク、ボガチールの四隻は、我が商船奈古浦丸が、山形縣酒田港を出帆して、小樽港に向ふ途中、青森縣艫作崎十海里沖にて、奈古浦丸の戰鬪力なきを侮り、『本艦に倂び來れ、吾は汝の自由を許さず』『早く船を棄てよ、十五分間の猶豫を與へる』との信號を發した。乘組員は事急を要するので、重要品手持物を其の儘にして、一同競うてボートに移つたが、其間既に敵彈のため二名の死傷者を出した。更に露艦は接近して來り、一同を點檢艦内に收容、身に付けたる金品貴金屬を奪取した上、奈古浦丸を撃沈したのである。同じく商船全勝丸も約一時間遲れて、艫作崎附近に差し掛つた際、先行した奈古浦丸の遭難を目撃したので、敏捷に船内の荷物を海中に投じ、船體を輕くして全速力を以て逃れた爲め、辛うじて午後八時頃福山に着き撃沈を免れた。斯かる戰鬪力なき商船を、國際法規を無視して、船内點檢、掠奪、撃沈した行爲は人道上許す可からざるものである。

五　第一回旅順口封鎖

我が艦隊の最初の旅順港攻撃は、意外の効果を現はし、其結果敵艦隊は、悉く旅順港深く潛入し、港口は二三の砲艦と驅逐艦が警備してゐるのみであつた。茲に於て我が艦隊は、敵艦の損傷が復舊せざる前に、敵艦隊を港内に封鎖し、其の自由を港内に束縛して、漸次之を砲撃せんと企てた。先づ七十七名の決死隊員を募集し、（募集に際しては忽ち二千餘名あつたといはる）報國丸、仁川丸、天津丸、武州丸、武揚丸の五隻の運送船に分乘せしめ、深夜密かに旅順港口に至り、自爆撃沈して港口を閉塞せんとしたのである。

二月二十日閉塞船隊は有馬海軍中佐を總指揮官として、五隻の閉塞船を軍艦と同色に塗換へ、七十七名の決死隊員を分乘し、いとも莊嚴なる登舷禮式を行つて出發した。この閉塞船隊護衞の任に當つた夕霧、不知火、叢雲、陽炎の四隻の驅逐艦と、閉塞隊員の收容の任を帶びた仁川、武揚、天津、報國、武州の五隻の水雷艇が、閉塞船隊の先頭となつて目指す港口へ向つたのである。

この閉塞船隊は二十四日午前三時三十分水雷艇隊の天津丸が最先頭となつて、老鐵山下より海岸沿ひに港口に突入した。敵は早くも、探海燈を點じて照射し、又要塞砲は四面から猛烈な亂射を浴せたので、最先頭となつた水雷艇隊は殆んどその成否を危まれたが、固より決死の勇士毫も怖るゝ所なく進みしに、惜しくも最先頭の天津丸は、未だ目的の地點に達せざるうちに沈沒した。續く報國丸は、砲彈雨飛の間を疾走して、辛じて港口に入つたが、折からその前方に碇泊してゐた露艦レトゥヰザンは、探海燈を照して猛烈に砲撃を加へ出したので、指揮官廣瀨海軍少佐は、一刻も猶豫すべからずと思ひ、直ちに火藥燃料に點火の準備中、敵彈飛び來つて其機關部に命中し、忽ち火災を起し沈沒し始めたので、少佐以下乘組員十六名は直ちに短艇に乘り移つた。續いて仁川丸は報國丸の東南に、武揚丸は天津丸沈沒の個所より約四百米外側に、武州丸は饅頭山下岸に各々沈沒し、斯くて港口の一部の閉塞作業を終了した。閉塞船隊の乘組員は老鐵山附近に待機してゐた、五隻の水雷艇の決死的活動に依つて、全員無事收容されたので、二三の輕傷者を出したる以外、一名の戰死者をも出さなかつた事は、誠に天佑といふ可きである。

六　我が艦隊の浦鹽攻撃

我が艦隊の浦鹽攻撃

二月八日の旅順港口攻撃と、二月二十日に於ける第一回旅順港口閉塞決行以來、旅順港內の敵艦隊は港內奧深く碇泊してしまひ、玆に黃海海上及び朝鮮海峽の制海權は我が海軍の手に歸したが、浦鹽斯德の露國艦

隊が日本海に出沒して暴威を擅にするので、之を攻撃する事に決した。

第二艦隊司令長官海軍中將上村彦之丞は、七隻の艦隊を編制し、三月二日根據地を出發、豫定の針路を取り朝鮮海峽を通過して日本海に入り、折からの烈風激浪を冒して北進し、六日正午アスコルド島を通過したが、北氷洋より吹き來たる烈風は物凄く、殊に數日來の極寒は、甲板舷側の潮水を悉く氷結せしめた。然し各艦は、先頭の艦が碎氷して進んだ跡に續き、難航を重ねて漸く浦塩附近に到着した。此處に於て浦塩港內を望見するに、四面皆砲台にして容易に近づき難く、然も敵艦は皆港內深く潜入してゐた。

そこで我が艦隊は先づ一二の砲台に向つて砲撃を開始したが、敵は應戰せず、我が艦隊は更に進んで攻撃を加へたが、敵は各砲台間にて無線電信にて連絡信號を取り交したるのみにて、一彈も放たなかつた。此の時我が艦隊は更に海岸に近づき、山越しに浦塩市街に砲撃を加へたが、敵は尙ほも沈默を守つて應戰しなかつた。斯くて上村司令長官は今急速に攻撃する必要無しと認め、露領沿岸、韓國沿岸及び各方面の偵察を行つて根據地に歸航した。此の浦塩攻撃の、市街、造船所、船渠等の軍需工場地帶に與へたる損害は比較的大であつたが、砲台及敵艦に與へた損害は僅少であつた。然し我が海軍の威力を示し敵の心膽を寒からしむるには、充分な效果があつた樣である。

七　第二回旅順口封鎖と敵艦隊司令長官の戰死

三月十日の旅順口攻撃及び三月二十日の第一回旅順口封鎖以後、旅順港司令長官マカロフ中將は破損せる艦隊の修理を行ひ、部下を激勵して、戰鬪準備を整へ、機を見て港外に出でんとする氣勢を示してゐたが、第一回の封鎖作業完全ならざるためか、其の後敵艦はその間隙より自由に出で來り、我が艦を攻撃しては、更に砲台下に誘致決戰せんとする擧にでた。

茲に於て第二回旅順口封鎖が決行され、閉塞船隊は、福井丸、米山丸、千代丸、彌彦丸の四隻を以て編制された。その乘組員選定に當つては、第一回の乘組員は、前回未だその任務果たさゞるを理由として參加を志願し、又前回志願してその選に洩れたるものは、是非その任に當らんことを希望して、止まなかつたが、司令長官東郷中將は、指揮に當る將校は、前回の者を多く、下士官以下は新志願者を選抜した。總指揮官は再び有馬中佐之に當り、閉塞船隊總員六十五名であつた。

廣瀬中佐の戰死

三月二十六日閉塞船隊は、聯合艦隊及び驅逐艦水雷艇隊に護衞されて根據地を出發し、途中海上は霧深かつたゝめ、敵の照索を免れて居つたが、二十七日午前三時港口近くに於て敵の探海燈に發見され、砲台及び哨艦から猛烈な砲撃を受け始めたが、更に屈せず港口深く突進した。先づ有馬中佐の指揮する千代丸が黄金山の西側に於て自ら爆沈し、亞で廣瀬少佐の指揮する福井丸は、千代丸の左側を過ぎて少し前進の上投錨し杉野兵曹が端艇に下りて、將に爆發管に點火せんとしたる時、偶々敵の發射した魚形水雷のため杉野兵曹は戰死を遂げた。廣瀬少佐は此の時乘組員に乘り移らせてゐたが、點呼の際杉野兵曹の見えざるに氣付き、再び福井丸に立ち戻つて遍く搜したが見當らず、本船と短艇の間を三度往復した。既に福井丸は沈沒最後の瞬間に迫り、少佐は心を殘して短艇に乘り移り、地圖を手にして右舷に居つた時、偶々飛び來つた砲彈は少佐の頭部に命中し一片の肉塊と血に染みたる地圖とを端艇内に殘して、旅順港の鬼と化したのである。その壯烈無比なる最後は、永く武人の龜鑑と仰がれ軍神として永く崇敬の的となつた。

更に森中尉の率ゐる彌彦丸は福井丸の左側に進んで爆沈し、第四に稍々後れて進んだ正木大尉の米山丸は港口附近にて大尉は敵彈のため負傷し、續いて島田中尉も亦重傷を負つた。塩谷兵曹代つて米山丸を指揮して目的地に達して投錨した瞬間、敵の發射せる魚形水雷に命中して爆沈した。正木大尉は負傷の身を屈せず重傷の島田中尉を助けて短艇に移り、負傷した右手を持つて舵を取つたが、その豪勇は將兵の賞讃の的とな

つた。

此の第二回の旅順口封鎖に於て、廣瀨少佐以下下士卒三名戰死し、正木大尉、島田中尉以下、下士卒六名負傷したる外、乘組員は皆無事に水雷艇に收容せられた。

この第二回の旅順港封鎖の結果、港口の出入口僅か二町ばかりとなつたが、敵將マカロフ中將は相變らず艦を港外に出して我に對抗したので、遂に四月十二日の一大決戰となつたのである。

旅順港外の決戰

即ち我が第四、第五兩驅逐隊は、猛雨を侵して港口に水雷敷設をなし、次で第二驅逐隊同任務を以て港外に接近してゐた際、四本煙突の敵驅逐艦と出會ひ、交戰の後血祭りにあげた。これ即ち敵のストラシヌイ號であつた。

これを見て敵艦は、港内より援助の爲出航し、我艦隊又港口に近づき、我軍の巧な誘導に乘ぜられて、敵の戰鬪艦ペトロパウロウスク、ポルタワ、巡洋艦アスコルド、裝甲巡洋艦バーヤン、巡洋艦ノーウヰツク、デイヤナ及び戰鬪艦ペレスウヰツトは旅順の東南約十五浬まで突進して來たのである。

待受けたる我主力は突如これに攻撃を加へたる爲、狼狽して旗艦ペトロパウロウスクを先頭として港内に逃げ歸らんとした。

マカロフ中將の戰死

この時旗艦ペトロパウロウスクは、前夜沈設した我が機械水雷に罹つて爆發、巨大の水柱天に冲するかと見るや、あはれ旅順港外の藻屑となつた。時に四月十三日午前十時三十二分であつた。

これが爲敵司令長官マカロフ中將參謀長モーラス少將以下、上長官三名、尉官六名、尉官相當官四名、陸軍參謀大佐一名、其の他下士官以下五百九十六名は皆溺死したのである。旗艦既に斯くの如し。自餘の艦隊周章狼狽旅順港内奧深く遁入して、又出でず、然も敵更に他の一艦を失ひたるに、我れに一隻の損傷もなく僅かに輕傷者五名のみといふ大勝利であつた。

八　第三回旅順口閉塞と吉野初瀬の犧牲

第三回旅順口閉塞

旣に二回の閉塞により、防備を嚴にせる旅順口に對する第三回閉塞には、海軍少佐野村勉の小樽丸、犬塚大尉の愛國丸、向菊少佐の朝顏丸、本田少佐の遠江丸、湯淺少佐の相模丸、匝瑳大尉の三河丸、白石少佐の佐倉丸、高橋少佐の江戸丸に、長門丸、新發田丸、釜山丸、小倉丸の總計十二隻乘組員百五十八人によつて編制され、五月一日午前五時出發す。然るに不幸東南の强風俄に起り、怒濤山の如く、遂に總指揮官林中佐は閉塞中止を命じたるも周く通達せず、增大强化されたる敵火の中に混亂して頗る慘烈を極め、死傷者頗る多く、殊に小樽丸、相模丸、佐倉丸、朝顏丸の如きは一人の生存者もなく、中には旅順に上陸して奮戰したる者もあつたといふ程であつた。がこの三回に亙る閉塞によつて、旅順艦隊は全く港外に出る事能はず、鋏をもがれた蟹の如き狀態であつた。

是に於て我海軍はこれを監視しつつ、五月十二日より遼東海岸の掃海事業を開始したのである。續いて我が滿洲軍の根據地として重大なる大連港の掃海をなし、六月八日一先づこれを完了した。

我が船艦の損害

これら海軍の不眠不休の活動中第四十八號艇と宮古艦を失ひ、更に五月十五日花の吉野と歌はれた快速艦吉野は濃霧中春日と衝突して沈沒し、初瀬は旅順口沖にて敵を監視中、敵の機械水雷にふれて沈沒したのである。思へば海戰當時より未だ一艦をも失はざりし我が海軍にとつて、五月は誠に悲しむべき月であつたが勇氣些かも損ぜず、幾度か旅順口に强行偵察を行うて、脫出せんと努力する敵を、確實に封鎖して、沿海の制海權を確實に把握し續けたのである。

九　陸軍の前進

陸軍の前進

海軍の偉功かくの如き時、陸軍は既に朝鮮を突破して鴨綠江に壯絶なる渡河戰を強行して、九連城に總攻撃を開始したのである。

九連城攻撃

九連城攻撃は、五月一日午前七時近衞砲兵の砲撃に開始され、午前八時軍の左翼第二師團は、胸をも沒する靉河の急流を突破して右岸に突入、中央に進む近衞兵も又突入大激戰を展開せる時、我が右翼の山砲隊の靉河左岸高地よりの適切なる砲撃によつて、さしもの敵軍もたまりかね、午前九時頃より退却を始め多數の兵器死傷者を遺棄して、蛤蟆塘方面に潰走したのである。

然れども流石は露軍、鴨綠江戰の敗兵を集結して、必死となつて防戰し、第十二師團は大樓房、近衞師團は蛤蟆塘、第二師團は安東縣に、豫備隊は遼陽街道を前進して、要害の地蛤蟆塘の大激戰となつたのである。

我軍の死傷一千、敵軍は師團長カンタリンスキー、狙撃步兵第十一、第十二聯隊長、狙撃步兵大隊長を始め高級將校の死傷頗る多く、損害凡そ三千人、捕虜六百、遺棄砲二十九門、纔かに隊形を保つて退却したるは、步兵五六大隊砲兵二個中隊のみといふ慘狀、死屍累々悽絶を極めたものであつたといふ。

此の激戰の爲、鳳凰城は殆ど刄に衂らずして占領して了つたのである。

第二軍の遼東半島上陸

然して一方、第一師團（貞愛親王）第三師團（大島中將）第四師團（小川中將）を以て編成されたる第二軍は、奧保鞏大將司令官となり、五月五日遼島半島の一角花園河口より上陸、六日には既に其の先頭部隊普蘭店を占領し金州城の咽喉を扼し鐵道電線を破壞して、旅順を半島の一角に孤立せしめたのである。

第四軍の上陸

陸軍大將野津道貫の率ゆる第四軍は、扶桑、筑紫、平遠、濟遠等の護衞に依り五月十七日午前六時大孤山附近の新上陸點に達し、豫期以上の好成績を以て上陸を完了、直ちに大孤山北方二里半の王家屯の地點に進出したのである。

一〇　金州南山の大激戰

金州南山の激戰

南山は金州城の南方二里にある高地で、この所半島帶の如く狹まり、左右海に臨みて僅かに一道を通ずるのみ、而も金州灣は遠淺にして大艦近寄れず、陸には大軍の展開不可能といふ非常なる要害、加ふるに旅順防備の第一線なれば、露軍の防備又頗る嚴重にして半永久的施設の砲台約百門、鐵條網あり、地雷あり、鬼神ならでは拔く可からざる要所、されど是處を取らずんば旅順の陷落は期す可らず、世界戰史上稀に見るの大激戰の幕はこゝに切つて落されたのである。

金州陷落

五月二十五日我が第一線は龍王廟、三里庄、陳家店、王家屯の線に進み、午前五時半より九時間に亙つて金州城を攻擊して敵の配備狀態を知り、彌々午後六時金州城總攻擊の命は下つたのである。

第四師團は右、第三師團は左、中央の第一師團は伏見宮貞愛親王　畏くも之を率ゐて陣頭に立ち、奥大將これを統轄す。二十六日午前一時大雷猛雨を侵して前進、決死の工兵城門を破壞して黎明と共に城內に突入息つく間もなく南山に進擊したのである。

南山の陷落

五月二十六日午前五時雨止み霧晴れて見渡せば、第一師團は正面、第三師團は左、第四師團は右翼に、折からの滿潮を利して金州灣內深く迫りし我が砲艦は海より砲擊を援助す。敵七十餘門の砲火を以てこれに應じ、殷々たる砲聲山岳を震はす事三時間、この間に我が步兵近接、又近接、敵陣わづか七百米まで進みしも急霰の如き敵火に我が損害頗る多し。機を見るに敏なる左翼第四師團の小川中將、折柄の干潮を利して、海水を跳り越え敵の左側に出で敵をして狼狽せしめたるも、南山の要害些も搖がず、既に日沒ならんとするも前進の方法更になし。殊に我が砲彈亦竭きて、手を束ねて全滅の悲運に遭遇せんとす。

意氣を以て鳴る關東健兒、何條坐視すべき、地雷・鐵條網・敵砲火の中に累々たる戰友の屍を乘越え跳み

超え、一回二回三回四回と阿修羅の如き猛攻撃を開始したのである。されど天險による敵、空しく苦戰の中に悲憤する所、折からの滿潮に我が砲艦再び近接して有効猛烈なる砲撃を開始し、敵陣稍ひるみしに乘じて第四・第一・第三師團の全軍總攻撃、伏屍山を築き流血海をなす慘狀にもひるます、進み進んで午前七時遂にこれを占領し、日の御旗を山上高くかざしたのである。

激戰十六時間、四千二百四名の死傷者を出した大激戰、世界各國今更ながら我が陸軍の猛勇振に舌を捲いたものである。かくて完全に旅順を孤立せしめた我が軍は、五月二十六日東郷聯合艦隊司令長官の名を以て、遼東半島南部封鎖を宣言したのである。

遼東半島南部封鎖宣言

かくて海軍は默々として、一、旅順の强行封鎖、二、上陸軍の後方掩護、三、掃海のぢみな然も重大なる任務に、從事してゐたのである。

一一　常陸丸、佐渡丸の遭難

玄海灘の悲劇
常陸丸の遭難

近衞後備聯隊第五、六、七中隊の一千九十六人、船員百二十人、馬匹三百二十頭及び重要資材を載せて、六月十四日宇品を出た御用船常陸丸が、翌十五日午前九時玄海灘白島を過ぎた頃、突如濃霧をついて一隻の巨艦が現れた。始は自國の軍艦かと思つてゐるとさにあらず、露國浦塩艦隊のクロンボイ號であつたとは。船長英人カンベル、一等運轉士英人ビショップ機關長英人グラッス等は愕然としたけれども、武裝なき商船故抗戰不能をさとり、俄に船首を轉じて遁れんとしたる時、右よりロシア號左よりリューリック號近づき停止信號をなしたると見るや、無法にも砲撃を加へ、最後の一發は機關部に命中して悲しや常陸丸は航行不能となつた。更に續く砲火の中に、今はこれまでと聯隊長須知源次郎中佐は聯隊旗を燒いて自刄し、多くの將士これに續く。又中には海中に身を投ずるもあり、絕えざる敵の砲彈は甲板上に屍山をなし、海面鮮血に色

どられ、遂に午后二時半頃萬斛の感を呑んで常陸丸は沈沒したのである。中に少數海上に漂ふうち漁船に救助されたるものあれど、我が七百四十二名の將卒船と運命を共にし、船長カンベルの如き外國人なるに最後までブリッヂにあつてつひに職に殉ず。實に千古未曾の大悲劇であつた。

佐渡丸の遭難

佐渡丸又敵艦に圍まれ、砲撃をうけたれど、いかなるわけか沈沒に至らざる中敵艦退却し、折から附近に來た帆船宮川丸、續いて救助船伊勢丸來りて乘員一同殆ど無事に、門司に到着した。次いで船體も六月十八日高砂丸に曳かれて六連島に到着す。常陸丸と同じく遭難して、漸く免る事を得たるは天佑か、誠に不幸中の幸であつたといふべきである。

一二　第一、第二軍の進出と浦鹽艦隊の妄動

第二軍の進出

六月十三日第二軍の第三師團は、普蘭店大沙河の線を出發して、十四日得利寺南方に達し、彼我の衝突を見るも、敵砲兵優勢にして苦戰の中十五日となる。此の朝歩兵第五聯隊は西に迂回して敵の第一防禦陣地まで進出、秋山騎兵部隊と連繋して敵の左側背を脅し、我が砲兵の威力また猛烈を極むると共に、右縱隊の中央本隊進出して午後三時遂に城子山を占領す。我が死傷九百名なれど敵の師團長ゲルングロッツ將軍重傷、軍團長スタケルベルグ輕傷、第一聯隊長戰死、第二・三聯隊長負傷等將校の戰死四十二、負傷六十九、兵士戰死八百四十八名、負傷千七百十七、失踪者將校十二、兵六百七十五といふ大損害で、この一戰に敗れた敵は忽ち熊岳城を占領されて、旅順救護の計畫は全然放棄せざるを得ざる事となつた。

第一軍の進出

第一軍は用意周到なる前進の下に敵を驅逐しつゝ六月二十四日には立道横子を、二十五日には南部大荒溝を、二十六日には敎家堡をと順次に攻略して、七月六日城城を奪取し、七月十七日敵の軍團長ケルレル二個師團の兵を以て、摩天嶺に逆襲し來りしをも、多大なる損害を與へて返討にしたのである。

浦鹽艦隊の妄動

一方海に於ては、浦塩艦隊南下して、六月三十日元山に現れ、小蒸汽船を撃沈し、居留地を襲撃する等の海賊的行爲を擅にし、餘勢を驅つて南下し、七月一日壹岐・對馬の東水道に來りし時、我が艦隊に發見されたるも、濃霧を利して遁れ、上村艦隊の砲撃を免れたのである。

かくて南下を阻まれた敵艦は、七月二十日海軍少將ゼッセン指揮官として、クロムボイ、ロシア、リューリックの三隻、突如津輕海峽に現はれ、我が商船高島丸、英船サマラ號、運輸丸を掠し、二十一日午前七時には岩手縣山田港沖四十海里に南下した。

更に南方伊豆南岸より遠州灘に入り、再び北上して浦塩に歸つたのである。

一三　滿洲軍總司令部の出發と其の後の戰局

滿洲軍總司令部の出發

戰局の發展と共に、三軍統督の任務にあたるべき滿洲軍總司令部は、七月六日大元帥陛下の特旨により、寛厚沈勇山の如き元帥陸軍大將大山巖總司令官となり、俊敏果斷剃刀の如き兒玉源太郎大將を總參謀長として、少將福島安正、少將井口省吾、大佐松川敏胤等の幕僚を率ゐて、遼東半島の一角に上陸す。かくて彌々日露兩軍は本格的に滿洲の野に對峙したのである。

大石橋の占領

第二軍は、七月六日南滿洲有數の要地、蓋平攻撃の火蓋を切り、四萬以上の敵を物ともせず、九日午後三時完全に占領し、七月二十三日午前四時、こゝを出發して大石橋攻撃を開始したのである。

右翼は第五師團、その左に第三師團、中央は第六師團、左翼は第四師團と秋山騎兵旅團と陣形を整へて、二十四日攻撃の火蓋を切る。然れ共敵頑强にして抜く事能はず、是に壯烈無比なる第五師團擧げての大夜襲戰を決行し、第三師團これに續いて一大白兵戰を演じ、戰史上稀に見る破天荒の一大壯擧をして、よく功を奏せしめたのである。

第一軍の進撃

第一軍に於ては、第十二師團は一部を老母猪附近において本溪湖方面を警戒せしめ、主力を以て楡樹林子を攻撃、近衛師團より增援の一部隊と協力してこれを占領、ついで樣子嶺附近一帶の敵を一掃す。

一四　遼陽の占領

遼陽の占領

野津大將の第四軍は、七月十三日拆木城を拔き、黒木大將の第一軍は、八月一日楡樹林子、樣子嶺を攻略し、奥大將の第二軍は、八月三日海城、牛莊を占領して、こゝに遼陽包圍の大勢は整つたが、風雨洪水の爲に、空しく對峙する事二旬餘。大攻撃の準備整つた我軍は、彌々一齊に進撃を開始したのである。

包圍陣なる

第一軍は、黒木大將指揮の下に、第十二師團を右に、第二師團を中央に、近衛師團を左に配備して、敵の背後を衝かんが爲に、他の諸軍より早く八月二十四日運動を開始す。

中央軍は第十師團を右、第五師團を左、別に近衛の一枝隊を加へて野津大將之を統率し、八月二十六日鞍山店を占領して調軍臺の線に進出、八月三十日より一齊攻撃し、九月一日には遼陽防備の第一關門新立屯西方高地より首山堡西方標高九十九の高地を占領す。

遼陽攻撃の左翼軍奥大將統率の第二軍は、第三師團を右、第六師團を中央、第四師團を左として八月二十六日行動を開始、二十八日には沙河の線に達す。こゝにて部署を定め、第六師團は首山堡を正面より、第三師團は東端より、第四師團を豫備隊として、三十日黎明より砲撃を開始す。流石遼陽の第一線防禦陣地、防備の堅に頑强に死守して一歩も退かず、此の時兒玉兵團の豫備隊關谷大佐の三十四聯隊は、第一線に立ち夜襲を決行せんとす。

橘中佐の戰死

翌八月三十一日午前二時雨後の朧月を浴びて、橘周太少佐の第一大隊先頭に立つて敵陣に迫り、午前三時三十分斷崖を攀ぢ、塹壕を超えて敵陣に突入するも、敵兵死守して動かず、その苦戰云ふばかりもなし。此の時橘少佐日本刀を振りかざして挺身猛進、叱咤激勵遂に高地頂上の堅壘を陷れ日章旗を

遼陽占領

黄海沖の大海戰

祝す。時に午前五時。占領はしたものゝ目標の高地、忽ち敵の十字火を浴び損害頗る多き上、敵の斷えざる逆襲に關谷聯隊長橘大隊長枕を並べて首山堡の鬼と化す。又左翼第六師團にも敵の逆襲繰り返されて、苦戰甚しく、彼我五十米に接近して三十一日の日も暮れた。明くれば九月一日午前一時、防禦工事を破壞し敵彈雨下を突破して、九十九標高地の絕頂に日章旗を樹てた。

九月二日、第四軍は東八里庄より西八里庄の線を占領前進す。一方右翼の第二師團、第十二師團敵の退路を絕たんとして、遂に露軍は遼陽を放棄し、九月四日朝日の昇ると共に遼陽を占領したのである。我軍の死傷甚た多く左翼第二軍四八八六、中央第四軍四九九二、右翼第一軍七六八二、總數一萬七千五百三十九名、敵の損害は、戰死一八六六、負傷一一〇六六、戰場遺棄一二一七、總計一萬四千百四十九名と稱された。

一五、黄海・蔚山沖の大海戰

閉ぢこめられた旅順艦隊は絕えず脫出の期を覗ひ、七月廿三日企てゝ成らず、遂に八月十日全艦隊脫出を企て、戰鬪艦レトウヰザン以下六隻、巡洋艦アスコルド以下三隻、驅逐艦八隻、病院船を從へ、單縱陣を作つて南方に逸走せんとす。

午後一時、我が艦隊これを過岩附近に邀擊、東鄉司令官坐乘の三笠先づ火蓋を切りて、互に猛烈なる交戰をなす。

午後四時再び戰鬪開始、三十分交戰の後敵は針路を東南に取るも、我れよく追隨して離れず、砲煙彈雨の中によくこれに迫り、午後七時三十分戰鬪彌々激烈、時に我が十二吋砲敵の戰鬪艦ツエザレウイチに命中してより敵陣漸く亂れ四分五裂、午後八時四十分暗夜と快足を利して敵の巡洋艦驅逐艦は離散し去る。午後九時三十分より我が驅逐艦水雷艇、敵の探照燈を冐して肉薄攻擊をなし敵に大損害を與へ、敵戰鬪艦六隻の中

五隻は大損害を蒙り他は逸走し去り、更に敵の司令長官ウヰツトゲフト中將は戰死す、時に五十七、我が損害頗る輕微にして十二日には應急修理を終りし程の事なりしは、誠に天佑とも云ふべきであつた。

蔚山沖の大海戰

一方浦塩艦隊は、我が沿海に出沒して非武裝の漁船を撃沈掠奪して、海賊的暴行を擅にす。上村艦隊三度追撃して其の目的を達せず、切齒扼腕空しく浦塩の空を睨みたるに、天憐みてかこゝに彌々我が海軍に誅伐さるゝ時は來たのである。

即ち八月十日の黃海の大海戰に露艦離散の報を聞きたる浦塩艦隊は、朝鮮海峽あたりで出會はせぬかと八月十四日南下して來たのである。第二艦隊司令長官上村中將出雲に坐乘、吾妻、常磐、磐手を率ゐて敵を求め、旗艦ロシアを先頭にクロムボイ、リユリツクの順にて北進せる敵と蔚山沖に會す。勇躍したる我直に敵の退路を斷ちて、先づ一發を放ちしは實に十四日の午後五時二十分。互に砲火を交へての激戰中、敵のリユーリツク我が包圍攻撃をうけて火災を起し、これを助けんとして引返す敵の二艦も我れに瓜生中將の第四戰隊の來援するを見て遁走す。爲にリユリツクは遂に沈沒し多數の露兵波のまにまに救助を求めて泣き叫ぶ。高義神の如き我が艦隊は直にこれを救助して六百餘名を捕虜とす。我の損害殆どなく、その赫々たる感動と美はしき武士道的行爲は、永く世界人士賞讃の的となつた。

一六、沙河の大會戰と旅順艦隊の全滅

沙河の大會戰

旅順救護に失敗して敗走せるクロパトキン大將に對して、本國政府より嚴促あり、餘儀なく十月三四日頃全軍渾河を渡つて南下し來つたのである。

これに對して我が滿洲軍總司令官大山大將は、黑木第一軍を右翼に、野津第四軍を中央に、奧第二軍を右翼として、これを迎へ擊つ。右翼軍の近衞師團は八日より十日迄本溪湖に於て激戰、十一日より全軍一齊の

攻撃をなすも、敵頑強にして我が損害少からず、頗る苦戰をなす。

黒木軍の戰闘經過

第二師團は馬耳山・金鑛山の線の敵を攻撃、これまた中々の難戰であつたが、十四日に至つて漸く全面的に敵軍動搖し、我が軍三方より包圍して猛撃、漸く沙河左岸の地を占領す。

野津軍・奥軍の攻撃

野津中央軍は、第五師團を左、第十師團を右縦隊として中央より、奥左翼軍は第三師團を右、第六師團を中央、第四師團を左縦隊として左翼より進撃し、十里河附近より英得牛象・揚家灣に亙る敵を攻撃す。

第六師團は十月十二日午後六時半浪子街を占領し、第三師團は十里河を占領し、十三日一齊に猛撃を起し敵の逆襲を退け友軍の損害にひるまず進撃す。

かくて廣袤數里に亙る戰場に、兩軍死力を盡しての攻防戰に、我が軍の死傷者二萬に近く、敵の損害は公報によると遺棄死體のみにても一萬三千三百三十三名、その內譯右翼軍方面五千二百、左翼軍方面五千六百三名、中央軍方面二千五百三十、以て激戰のあとを忍ぶに足るべく、更に傷者をこれに加ふれば優に七八萬にも達せしか。更に戰利品として、大砲四十五門、彈藥三十七輛、小銃五千四百七十四挺、砲彈六千九百二十發、小銃彈七萬五千發、刀二十、方匙四十八、圓匙四十四、斧二十三、外套三百五十六、携帯天幕八十五といふ多數の鹵獲品を得たのである。かくて陸に於てかくの如く大成功を收めたる時、海に於ては旅順艦隊全滅の快報を得たのである。

旅順艦隊の全滅

今敵艦全滅の狀況を表示して、以て其の戰果の如何に大なりしかを偲ぶよすがともせん。

戰闘艦	
ペトロパウロスク	四月十四日爆沈
ボルタワ	十月五日老虎尾端の北二百米の所で爆沈さる
ツエザレウイツチ	八月十五日武裝解除す

レトウイザン　戰鬪力喪失後沈沒す。
セバストポール　八月廿三日機械水雷にかゝる。
ペレスウイツト　老虎端北西二百米の所にて大損傷をうく。
ポベーダ　大損傷をうく。

裝甲巡洋艦

グロンボイ　十一月坐礁す。
ロシヤ　大損傷をうく。
リユーリツク　八月十四日撃沈さる。
バヤーン　十月初旬坐礁す。

巡洋艦

ワリヤーク　二月九日撃沈さる。
ボヤリン　三月爆沈さる。
ボカチール　四月坐礁す。
バルラダ　大損傷をうく。
ヂアナ　九月十日武裝解除。
アスコルド　九月十一日武裝解除。
ノヴイツク　八月二十日爆沈さる。

砲艦

コレーツ　二月九日破壞沈沒す。

マンチェール　三月二十七日武装解除。
グレミヤスチー　六月四日爆沈さる。
ガイダマツク　同
オトワズヌイ　八月十八日爆沈さる。

此の外、驅逐艦二十二隻、海防艦六隻、水雷艇十八隻皆爆沈、損傷其の他で戰鬪力を失ふ。

かくの如く我が攻圍軍の背面壓迫と我が艦隊の勇猛果敢なる攻撃とによつて、世界戰史上絶無とも云ふべき、旅順艦隊全滅の偉功を樹てたのである。

畏くも十二月二十三日東郷司令長官に左の勅語を賜はる。

旅順方面に在る我が水雷艇隊は、連夜風雪を冒し、强固なる防禦を排して、敵の戰艦を襲撃し、僚艇相援けて、寸毫の混亂なく、克く其の任務を果し、倍々操縱の技倆と敢爲の氣力とを發揮し得たりと聞く朕深く其の事に與りし將校下士卒の忠烈を嘉す。

聯合艦隊の名譽や如何ばかりしぞ、思ふだに有難き極である。

一七、旅順の陥落

露軍が東洋第一、難攻不落と稱したる程あつて、旅順口を取卷く要塞は中々堅固であつた。

これを攻撃すべく、乃木大將を總帥として、右縱隊が第一師團、中央が第九師團、左縱隊が第十一師團で過ぐる五月二十六日南山を攻落して、旅順の咽喉を扼してより、六月十三日までは、彼我の斥候兵の衝突を見る程度であつた。

六月十三日より各地に於て稍大なる偵察戰が行はれ、七月に至つて敵の逆襲、友軍の攻撃と漸く本格的の

旅順攻落戰の幕は切て落されたのである。

かくて次第に包圍線を縮少しつゝ、八月七日八日の激戰で大孤山、小孤山を占領し、これによつて容易に旅順市街及び港灣を目撃し得て、これに海陸砲による盛なる砲火を浴せ、戰局頗る我に有利となる。

八月十六日午前八時、山岡參謀軍使として「旅順口要塞内の非戰鬪員の砲火の慘害をあはれませ給ふ」有難き我が聖旨と勸降狀を携へて敵陣に至りしも、敵これを拒絶して、更に激烈なる攻撃は開始されたのである。

八月二十二日には中央縱隊第九師團慘憺たる激戰の後盤龍山東砲台及び西砲台を奪取す。

二十三日には、中央及び左翼隊協力して望台西北高地、東鷄冠山、北砲台を攻撃するも目的を達せず、九月二十日クロパトキン砲台を占領す。この間の戰鬪の如何に激烈を極めしかは想像以上の事であつて、畏くも　大元帥陛下より八月二十四日左の如き勅語を賜はつたのである。

旅順要塞本攻撃開始以來、晝夜斯の堅城決心の守兵に肉薄し、終に其の二壘を拔き、益々奮進の途にありと聞く。炎熱の候に際し、連日の困苦轉た軫念に堪へず。

朕深く爾將卒の勇武に信頼す。爾將卒一奮其れ九仞の功を全うせよ。

この有難き聖旨に對し、軍司令官乃木大將は、二十五日左の如き奉答文を上つたのである。

旅順本攻撃の緒戰に於て、僅に敵の攻略に對し、特に優渥なる勅語を賜ひ、恐懼に堪へず、臣希典等益々奮勵誓つて聖旨に酬い奉らむことを期す。謹で奉答す

二百三高地の激戰

九月十九日午後三時より、二百三高地に向つて砲火を集中し、直に歩兵部隊突撃するも拔けず、二十日二十一日二十二日と山腹に固着して動けず、萬斛の憾を呑んで第一回總攻撃は失敗に終る。第二回も亦效なく遂に十月二十六日の第三回總攻撃は、主力を松樹山砲台に集中して、二百三高地は單に牽制したのみといふ

新戰法を取つたがこれ亦効なく、十一月二十六日第四回の總攻擊となつたのである。

この攻擊は第一師團の步兵第一聯隊の中原大隊であつたが殆ど全滅となり、豫備隊によつて辛うじてその一角を奪ひしも、敵の逆襲物凄く我が後援又續かず、友安兵團亦決行して成功せず。かくて阿修羅の如き我軍次々に肉薄するも、徒に被害を大きくするのみであつた。

この激戰慘狀は、當時の勇將友安少將の「二百三高地攻擊の悲慘は實に是れを言ふに忍びず、已むを得ざるに出でたりとは雖も、多くの部下を殺したるは、洵に漸恨に堪へず、彼等が陣頭に臨むや勇敢壯烈死を見ること歸するが如くなるも、彼等は妻子あり眷屬ある一家の主人なり。然るに滔々枕を並べて討死にす。國家の爲とは申せ、一念其の遺族に及べば、余は指揮とは言へ、九腸寸斷の思あり、殊に三十日は一旦是れを占領したるに關らず、敵の優勢なる增員と、猛烈なる爆彈との爲、我が兵殆ど全滅し、遂に奪還せらるゝに到りしは、遺憾極まりなかりき。翌一日もまた多大の死傷を出しぬ。余は今後猶ほ斯くの如きことありては陛下に對して眞に恐れ多き次第なれば、軍司令官に請ふに、更に適任者を任ぜられんことを以てし、其の任を辭したり」の懷舊談によつても想起されるのである。

かくて今迄の第一師團に代つて、五日には新來精銳の齋藤兵團が右嶺坑道より、吉田兵團は左嶺坑道の鞍部より、大膽極まる强襲を試み、大激戰の後齋藤兵團先づ西南角を確保し、次で東北角を占領す。敵五十乃至百米の地點に潛伏して逆襲の期を覗ひしも、その不能を知り六日朝退却し、こゝに幾多同胞の尊き碧血を吸ひし二百三高地は、全部我が有となつたのである。

英國の觀戰武官ニコルソン中將は「斯くの如く堅固に砲壘を死守したる露軍の勇氣偉とすべく、是れを奪取したる日本軍の勇氣に到りては遂に嘆稱の辭なし」と評す。この評言を以てしても如何に難戰苦鬪を繰返したか、又我が陸軍ならではと今更ながら皇軍の精銳さがわかる。

東鷄冠山の激戰

旅順背面防禦陣地中の最難關、東鷄冠山の要塞に向つたのは、土屋光春中將率ゐる四國の健兒第十一師團である。されど敵頑強にして到底正攻法を用ゐる事不可能なるを以て、爲に坑道を掘つて進む土龍戰術を取つたのである。

先づ五家房附近に工を起したが、土質の堅さ、距離の大、加ふる敵火に曝されての工兵隊の工事は、頗る困難にして中々進まず、十月二十三日に漸く四千米を征服して敵前五十米に達した際、敵の地中よりの妨害爆破作業の爲、遂に坑道作業は根柢から破壞されて了つた。かくて突撃實行となり、十月三十日、第一回突撃を行ひて失敗、三十一日再度の決行、三度の決行も空しくなる。然も事情は徒に攻撃の遷延を許さず、軍司令官よりの十一月二十六日午後一時を期して、總攻撃の命は下つたのである。東鷄冠山攻撃の土屋部隊、何條躊躇すべき、直に猛烈果敢なる攻撃に移り、土屋師團長負傷其の他部下の死傷續出して不幸目的を達せず、十一月二十八日に至り、危險なる坑道開掘を搆じ、十二月十六日左右各々十米の工路を作り、藥室を八箇所に設け、二千二百五十基瓦の爆藥を充塡し、十八日午後二時十一分點火、爲に敵壘天空に飛散し、と見るや我が突撃隊機を失せず白刃を揮つて硝煙濛々たる敵陣に跳りこみ、午後十一時さしも頑強に我を苦しめし砲台全部我が手に歸す。かくて十九日より二十日に亙り、急速防禦工事を施して、その占領を確實にす。此の時の戰利品、八珊速射野砲九門、四七密速射砲、二四密速射砲各二門、機關銃四門、小銃百六十一挺、砲彈四百六十一發、四七密砲彈三百五十發、二四密砲彈二百四十發、機關銃彈千五十發、小銃彈一萬五千發爆發彈八十發、照明彈九發、火藥六箱、板千六百枚、角材百二十個、土嚢七百五十個、其の他被服雜具類八點百七十個といふ程の多數を數へたのである。

二龍山砲臺の占領

大島久直中將の率ゐる第九師團は、二龍山砲台に激烈なる胸墻爆破攻撃作業を繰返し、幾多の犠牲も顧みず、將卒一致難工事を征服して、十二月二十八日最後の攻撃をなして、敵陣に躍り込み、三十米前に山砲を

松樹山砲臺の占領

使用する等の近迫戰鬪の後これを奪取し、松樹山砲台には、第一師團の左翼中村少將の率ゐた渡邊聯隊が同じく坑道爆破作業と白刃突擊によつて十二月三十一日占領す。

椅子山方面の攻擊

一方第一師團の右縱隊方面に於ても、二百三高地の南方に前進し十二月十七日高丁山を占領、二十四日渡邊山を攻略し、こゝに旅順背後の通路を絶ち切つたのである。

敵軍降伏

堅守八ヶ月、精魂を盡して防戰せる名將ステッセルも、既に周圍の要害皆占領され、かつ長日月の封鎖は糧食彈藥の缺乏を來し、要塞內皆病傷兵の呻吟といふ悲慘さに、つひに意を決して降を乃木大將に乞ふべく明治卅八年一月一日午後五時敵の軍使水師營南方の一線に來りて、左の書簡を呈したのである。

旅順口千九百四年十二月第二五四號

貴下交戰地域全般の形勢を考察するに、今後に於ける、旅順口の抵抗は不要なり。依つて無益に人命を損ぜざる爲め、余は開城につき談判せむことを望む。若し閣下之れを同意せらるゝに於ては、開城の條件順序を討議する爲め、委員を指命し、並に余の委員が該委員と會合すべき場所を、撰定せられむことを請ふ。

翌二日午前二時乃木大將は、山岡參謀を軍使として左の返書を交附す。

千九百五年一月二日旅順口包圍軍司令部に於て。

貴下予は茲に開城の談判及び順序につき、談判せむとする閣下の提議に同意する光榮を有す。之れが爲予は旅順攻圍軍參謀長少將伊地知幸介を委員に指命し、尙ほ是れに若干名の參謀官及び文官を隨行せしむ。即ち千九百五年一月二日の正午に水師營に於て貴軍委員に會合すべし。雙方の委員は調印の後、批准を待たずして直に効力を生ずる開城規約に署名するの全權を有すべく、其の全權委任狀は、雙方最上指揮官の署名したるものにして、互に交換すべし。

かくて我が委員には、山岡參謀、津野田參謀、有賀法學博士、篠田法學士、長藤編修、河津鎌田の兩通譯敵軍よりは、關東要塞地區參謀長ライス大佐、同參謀マルチエンコ中尉、レトウエザン艦長セスノウイッチ大佐、赤十字社理事バラショフ將軍、要塞參謀長フボストフ中佐、第四師團參謀長ドミツレブスキー中佐、同參謀ゴロブネ大尉出席し、昨日の戰場、今日は日章旗翻飜たる水師營に會して、その談判を終りたるは實に一月二日午後四時三十五分であつた。

かくて開城規約成立し戰鬪休止の令下りて、平和の春風吹き亙る一月四日、ステッセル將軍は乃木大將に會見を求め、翌五日、水師營西南のさゝやかなる民舍、庭に一本杏樹ある所に兩將軍の歷史的一大會見はなされたのである。

かくて昨日まで秘術を盡し鎬を削つた兩將軍、今日は和やかに談り、ステッセル將軍は愛馬を乃木將軍に贈り、且つ勝典保典二子の戰死に對し鄭重なるおくやみを述べ、晝餉を共にし、記念撮影をなし、午後一時二十分歸途に就く。げにゆかしきは武夫の心情である。

一月六日、第三軍司令官乃木大將及び聯合艦隊司令長官東郷平八郎兩氏に對し、優渥なる勅語を賜ふ。

勅語

旅順は極東に於ける水陸の重鎭なり。第三軍及び聯合艦隊は、協同戮力、久しく寒暑を冒し、苦難を凌ぎ、勇戰奮鬪、克く其の鐵壘を奪取し、堅艦を殲滅し、敵をして遂に城を開き、降を乞ふに至らしむ。朕深く爾將卒の克く其の重任を全うし、偉大の功績を奏したるを嘉す。

斯くて十三日に入城式を行ひ、乃木大將を先頭に、幕僚各師團相次いで、舊市街より新市街に入る。のち乃木大將檢閲の下に、全縱隊分列式を行ふ。その感慨や如何ばかりしぞ。昨日までの敵地遼東の山河今は滿目皆日章旗、東西の海上又我が有に歸す。

かくて旅順の陥落を以て、日露戰役の大勝の前兆は約束されたと云つてよいのである。

黒溝臺の大會戰

一八　黒溝臺の大會戰

沙河の會戰以來、彼我相對峙する事百十數日、一月二十五日に至り敵軍約一個師團が、我が軍の左翼方面たる黒溝台附近に來襲して來たのである。

立見中將の率ゐる第八師團これに當りしも、敵の砲火猛烈にして我が損害多く、我れ勇戰奮闘するも敵頑強にして、二十六、七日と互に讓らず大激戰を繰返したのである。

一方十里河に宿營の木越中將の第五師團は、二十七日より行動を起して、一望千里一物の遮る物なき柳條口の大平原に、一大野戰を展開して、二十八日午前九時二十分占領す。

西島中將の第二師團は、第八師團の左翼方面危しと聞き、猛烈なる彈雨を冒して進發。八黄地を拔き渾河の右岸に進出す。

黒溝台に向ふ第八師團何條後れをとるべき、全軍全滅を期しての大攻撃に、二十九日午後九時三十分確實にこれを占領す。この會戰に參與せし敵軍は、西比利亞第一軍團、集成軍團、狙撃歩兵第二、第五旅團、第八軍の一部等にて、總數七ヶ師團と騎兵一個師團であつたが、皆五方台及び牟魚泡附近に退却す。我が損害死傷約七千、敵軍詳細不明なるも、捕虜の言に依れば、歩兵第四聯隊は全滅、將官ミシチエンコ負傷すといふ。

奉天の會戰

一九、奉天の大會戰

我が軍の配備

戰線延々三十有餘里に亘り、彼我の將兵九十萬互に鎬を削りし、戰史稀なる曠古の大會戰の期日は徐々に

切迫しつつあつたのである。

奉天に對して右翼にあるは黒木大將の第一軍、中央は野津大將の第四軍、左翼に奥大將の第二軍、東は本溪湖より、西は渾河の左岸地區に亘り、水も洩さぬ配備ぶり。然もこの左翼の更に左翼に一軍あり、これぞ旅順に驚天動地の偉功を樹てた乃木大將の第三軍で、第三軍細部の配備は大島中將の第九師團を右縦隊、大迫中將の第七師團を中央隊、飯田中將の第一師團を左縦隊として渾河の右岸より遼河左岸の間に配置されて漸次迂回北進して西北方より奉天を衝かんとす。

この乃木軍と奉天正面軍との間を連絡するは、有名な秋山少將指揮の騎兵旅團であつた。

又右翼第一軍の右方に更に一軍あり、坂井後備第一師團・鮫島第十一師團を率ゐる川村大將の鴨緑江軍であつた。

鴨緑江軍の戰鬪

鴨緑江軍は二月十九日行動を開始し、二十日千台嶺・樣子嶺を占領し、二十二日灣仰家、金斗峪を抜き、二十四日清河城を陥し、追撃して龍口（二十六日）救兵台東北高地（二十八日）をも占領す。

この邊より、漸く山高く谷深くして進撃意の如くならず、三月一日より馬群丹方面の攻撃を開始して八日漸く之を占領し、九日に至つて渾河に迫るも、此頃漸く渾河の解氷期とて攻撃頗る困難を極めたるも萬難を排して渡河攻撃し、猛烈なる急追撃の下に、十日撫順附近を盡く我が有となす。

右翼第一軍方面

右翼第一軍は、二月二十五日二馬嶺より二重嶺堡子を經て、揚大人屯・五道嶺に亘る線を占領し、二十七日王富嶺北方高地を抜き、高臺嶺に達し、三月三日松木堡子北方高地及唐家屯北方の高地を占領し、屢々逆襲せる敵を拒いで、三月八日總退却せる前面の敵を追撃して、九日拂曉渾河左岸に達し、右岸の敵を撃攘して、夕刻護山堡・彭家樓附近に達す。

十日撫順より地塔北方高地の敵を攻撃して、亂泥窪・喇嘛溝を占領し、護山堡を攻略し、達連堡子北方高

中央第四軍方面

左翼第二軍第三軍の戰鬪經過

地の敵を擊退して、鐵嶺街道及び鐵道線路を退却する敵の大縱隊に對し、日沒迄砲擊して多大の損害を與へた。

第四軍は二月廿四日頃より行動を開始し、三月三日迄は互に小競合を演ずる程度に止まりしが、四日に至り東砷堡―武鎭營の線を占領し、五日柳匠屯、四方臺英禹、西部漢城堡を占領し、六日に至り奉天街道附近は互に相對峙して交戰、左翼は沙河堡東部漢城堡蘇家屯北達子營二臺子の線に敵と對峙し、猛烈なる攻擊をなし、七日午前十一時之を占領、引續き高力屯を擊つ。

八日右翼は娘々寨より班子寨間の敵を擊攘して、北方に退却の敵を荒山附近より砲擊多大の損害を與へ、九日渾河右岸の敵を驅逐し、十日右翼は七間房より王家勾―趙家溝の線を突破して、奉天街道退却中の敵を攻擊し、他の方面も全部進出して、渾河を渡河して攻擊す。

左翼第二軍・第三軍方面も、二月廿四日より其の受持の地區に於て敵と對峙してゐたが未だ何等見るべき戰鬪もなかつた。渾河右岸に行動せる迂回兵團は、双樹宅・刻家崗子、魏回家子、上下力馬を占領し、騎兵は車長崗子を占領す。

廿八日敵の野砲七中隊重砲十三門前面に現はれ、李大人屯・啞叭臺・沈旦堡附近を射擊するも、我が主力狼洞溝西方に集結して少しも騷がず。一方迂回兵團は小敵を突破して、三通溝より榛子溝の線を占領す。

三月二日長灘・北臺子・李家窩棚・王家窩棚を占領し、更に周官堡・王秀臺を占領し、迂回兵團は長站附近に進す。三日より六日に亘つて、順次敵を東北に擊退して、三家子・小房身・孟達堡・銀爾堡・新開河・倭家堡を取り、更に蘇胡堡・李官堡に亙つて戰果を擴張し、沙沱子・楊士屯・チエンシチエンの線の敵を攻擊す。迂回兵團は、西部李官堡・大石橋・平羅堡に至る線を占領したるに、六日一ケ師團砲七十門を有する敵攻擊し來りしを擊退、更に逆襲し來る敵と相對して日沒になる。

七日左翼方面は、楊士屯の奪取を企圖せしも、敵堅陣に據りて頑强に抵抗し、且つ兵力漸次增加して攻擊困難を極め、八日には更に敵の强烈なる逆襲ありて頗る苦戰し、午前十一時漸くこれを奉天方面に壓迫す。この戰に敵の負傷八千に達せしといふ。九日十日引續く激戰に、更に大僚・新僚を占領して、引續き奉天の西方、十里馬頭、西塔、大平庄、後塔の線の敵に對して追擊に移る、

一方迂回兵團は、七日轉灣橋より張家子の線を占領、引續き八日九日と追擊を續行し、十日には屢々來襲せし敵の逆襲を退け、殊に敵の退路遮斷の目的を以て、胡上臺方向に前進の一部隊の如きは、約一ヶ師團の逆襲に對し孤軍奮鬪、翌十一日之を擊退す。

かくて沙河方面の各軍は、敵を渾河の右岸に擊退し、奉天の東北に包圍して追擊益々急、爲に敵軍隊形紛亂、疲勞困憊、全く慘憺たる狀態を以て、陸續相次いで北方に退却し、我步砲兵は協同して適宜適切なる銃砲火をこれに集中して、莫大の損害を與へた。

一方我が一部隊は、興隆甸より急行して奉天の北方五里の地點、蒲河附近に進出して、敵に多大の損害を與へ、又我が最左翼の一部隊は、既に奉天の東北約九里に猛進して、二軍の包圍線を張り、更に渾河右岸に進出の我が兵團は、全線殆ど渾河を超ゆる北方五里の地點を占領して、急追擊を續行す。

敵の損害と戰利品

全軍かくの如き戰鬪經過を以てよく奉天の會戰に大勝し、露軍をして再び立つ能はざるの大損害を與ふ。今其の敵の損害の大體を列擧すれば次の通りである。捕虜ナピモフ少將以下四萬人、遺棄屍體二萬六千五百人、死傷約九萬人、戰利品としては軍旗二旒、火砲六十門、小銃六萬挺、彈藥車百五十輛、輜重車一千輛、砲彈二十萬發、小銃彈二千五萬發、雜穀一萬五千石、馬糧五萬五千石、輕便鐵道材料約十八邦里分、運搬車輛三百輛、馬匹二千頭、被服裝具一千餘輛分、パン百萬食、燃料一千八百萬貫、干草一萬五千貫、八珊半野砲彈藥車百五十輛、十五珊重砲彈藥車二百輛、小銃彈藥車二百輛、土工具車五十輛、電信材料三十輛、電話材

料車三十輛、架橋材料車五十輛、輜重車四百輛、湯沸車七十輛、八珊野砲彈一萬四千發、十珊重砲彈千四百發、小銃彈百二十萬發、土工具五千個、被覆線百、氣球繫留索（車共）二輛、電柱八百個、燕麥一千石、其の他無數、興京方面に於ては敵の遺棄屍體千二百、捕虜八十、其他死傷二萬、輕便鐵道貨車四百輛、小銃二千挺、軍需積載車輛數百輛、小銃彈十二萬發、砲彈八百發、土工具三千個、粟千八百八十石、高粱一千七百石、豆糟六萬個、大豆七萬石、鹽六十石、漬物一千貫、薪五千貫等なり、

畏くもこの大勝に對し、次の如き有難き勅語を賜はる。

勅　語

奉天は客秋以來敵軍此に鞏固なる防禦工事を設け、優勢の兵を備へ、必勝を期し衡を爭はんとせし處なり。我滿洲軍は機先を制し、驀進攻進、冱寒氷雪中、力戰健鬪十餘晝夜を連ね、遂に頑强死守の敵を擊破し、數萬の將卒を虜にし、多大の損害を與へ、之を鐵嶺方向に驅逐し、曠古の大捷を博し、帝國の威武を中外に發揚せり。

朕深く爾將卒の、能く堅忍持久絕大の勳功を奏したるを嘉す。尙ほ益々奮勵せよ、

これに對し、大山大將は次の如く奉答す。

奉天附近に頑强の抵抗を試みし敵を潰亂に陷らしめ、確かに彼に一大打擊を加へ、之會戰に於ける我軍の目的を達したるは、一に　陛下の御稜威に依る。今玆に優渥なる勅語を拜し、臣等感激の至りに堪へず、爾後益々奮勵し誓つて聖旨に酬ゐんことを期す。

右謹て奉答す

滿洲軍總司令官　侯爵　大　山　巖

二〇、興京・鐵嶺の占領と追擊戰

興京・鐵嶺の占領

三月十一日渾河上流の要地營盤驛を占領した、我が最右翼部隊川村大將の鴨綠江軍は、十三日には清朝發祥の舊地にして、渾河上流の一大要地興京を早くも占領す。

追擊戰

然して我が右翼軍の黑木第一軍が、未だ奉天の退路遮斷に出でざる前、既に、敵のクロパトキン將軍は、九日瀋陽城を退いて早くも鐵嶺の北に引揚げたる如き狀勢故、止まりて我に抗する者なく、士氣沮喪せる敵兵は防備を棄てて潰走し、三月十日には一萬五千の敵白旗を揭げて、第六師團大久保部隊に投降し、又他の五千餘名の一團は我が左翼部隊に投降するといふ狀態であつた。一方、追擊戰に移りし第一軍の、第二師團第三旅團長石橋少將は、封家屯に於て敵の後衞を蹂躙し、中央部隊の一枝隊は陳千戶屯に、敵の步兵第二大隊を擊破し、近衞師團の梅澤支隊は、心臺子に敵の步兵一大隊を驅逐し、翌十三日拂曉迄に范河以南の地區を盡く占領す。渾河右岸の高地は、河を隔てゝ對岸を瞰制し得る要地にして、敵にしてここを第一線として固守せんか、容易に拔く能はざる要所なるも、支離滅裂になつて潰走したるが爲に、我が軍後續部隊の來着を待たずして、十四日攻擊を開始し、十五日拂曉には既に此を攻落して、交河以南の丘陵悉く我が有に歸したのである。又第二師團は、十五日墳上、茨榆臺北方の高地に進出して、塔山の敵陣を攻擊、近衞師團の梅澤支隊は、八里庄に進出して鐵嶺を砲擊し、翌十六日未明鐵嶺城を占領す。

これよりさき、クロパトキンは三月七日夕、渾河戰線の不利を見るや、直に總退却の命を傳へて、自身は逸早く北方に遁走し、大勢の挽回すべからざるをさとるや、十四日辭職を露帝に請願し、許されて十七日滿洲軍總司令官は、第一軍司令官リネウヰチ之を襲ふ。我軍はこれらの事情には更に意を介せず、一意北進して、五月十八日午後四時チウセウシの敵を突破し、午後六時にはコゼウシの敵を擊退し、翌十九日午後一時

には樣子嶺・綿花街の敵を擊攘し、二十一日午後五時四十分には青揚堡高地の敵を、二十二日には前城子の敵を突破す。

昌圖方面に於ては、三月十八日沙河子・八家子・四家子・長山附近の小敵を擊退し、二十日には昌圖東方約四里附近より迂回し來る敵を盡く擊退す。遼河右岸にあつては、五月十八日庚平、十九日公主陵、二十日大房身に於て襲擊の敵步騎兵に多大の損害を與へて潰走せしむ。

其の後廿三日には西鷲勾・大奥屯の敵を擊退して以來、この方面には更に敵影を見ざる狀態となつた。

二一、日本海の大海戰

日本海の大海戰

久しく佛領沿海に出沒して、戰鬪準備をさ〱怠なかりし、露國大平洋第二艦隊なるバルチック艦隊は、漸く帝國と決戰の覺悟きまりしか、上海附近に小艦隊を先遣して、第二、第三兩艦隊の主力は、漸く北上の途に上る。

露國艦隊の出動

四月二十五日午後二時半頃、軍艦五隻・運送船三隻、吳淞沖に入港し、うち二隻は直ちに北進すとの情報ありしに、五月十七日午前五時には第二、第三艦隊合して四十隻、威風堂々舳艫相銜みて對馬沖に現る。

我が聯合艦隊の出動

朝鮮海峽に全力を集中して、待機の姿勢にありし我が艦隊は、豫定の如く哨艦を南方警戒に配備して、靜かに各根據地に敵艦殲滅の時期を待つ。果然、二十七日午前五時信濃丸の無電は「敵艦隊二〇三地點に見ゆ、敵は東水道に向ふものの如し」の警報來り、次で哨艦和泉亦敵艦見ゆを報じ來る。我が哨艦よく敵を誘導して、午後二時沖の島附近に敵艦を迎ふ。我が東郷大將の率ゆる主力全戰艦隊、上村中將の裝甲巡洋艦隊、及び瓜生戰隊、並びに各驅逐隊は、既に正午頃沖の島北方十海里の地點に達して、敵の左側に出でんとするの策戰に出でたのである。

諸艦隊の奮戰

午後一時四十分、我が左舷前方數海里に始めて待ちに待つたる敵影を發見す。ボロヂノ型戰艦四隻先頭にたち、チスラビヤ、シソイベリキー、ナワリン、ナヒモフの一隊は左翼列の先頭に立ち、ニコライ一世ほか、海防艦三隻より成る一隊これにつぎ、ゼムチユーク、イスムルード二艦は兩列の中間に在りてこれが連絡に任ずるものの如く、後方にはオレク、アウコラ以下二三等巡洋艦の一隊、ドミトリドンスコイ、ウラジミルモノマフ其の他特務艦船、數浬に亘りて連續航行し來る。是の時「皇國の興廢此の一擧に在り、各員一層奮勵努力せよ」の歷史的信號は旗艦三笠の檣頭高く揚つたのである。ここに於て敵の先頭部隊は、我が主戰隊の壓迫を受けて稍右舷に轉舵し、午後二時八分彼より砲火を開始するもよく耐へて、射距離六千米に入るや、猛然兩先頭艦に砲火を集中し、先づチスラビヤに大火災をおこさしめ、裝甲巡洋艦隊亦後方にありて奮鬪し敵の旗艦クニヤージ、スワロフ、二番艦アレキサンドルも大火災を起して戰列を離る。この時濛氣海上を覆ひ一時砲撃を中止する程となるも、よく煙霧の間に敵を砲撃し、午後三時七分ザムチユーク大損害をうけて、先に損傷せしチスラビヤと同時に沈沒し、クニヤージ、スワロフは大破し、午後四時過までに終始敵を南方に壓して、砲撃を繼續す。

主力艦隊は、午後五時四十分敵の特務艦ウラルを撃沈し、北東に遁走せんとする主力殘艦六隻を追ひて砲撃し、アレキサンドル三世らしきもの落伍し、ボロヂノ型戰艦は沈沒す。

此の頃既に夕陽全く西に落ちしかば、戰鬪を一時中止す。

翌日午後二時戰鬪開始と共に、出羽・瓜生戰隊、巡洋艦隊及び東郷主力隊は、豫定の策戰に從つて南下して、敵の後尾に位する特務部隊及び、オレグ、アウロラ、スウイートラナ、アルコーズ、ドミトリドンスコイ、ウラジミル、モノマラ等の巡洋艦を攻撃し、瓜生戰隊は午後四時三十分アナジール、次でイルチツシユを撃沈す。

又一方、既に進退の自由を失へる敵のクニャージ、スワロフ及び工作船カムチャトカを發見せる巡洋艦隊東郷戰隊は、擊滅に轉じて、午後七時十分カムチャトカを擊沈し、次でクニャージ、スワロフを同じく沈沒せしむ。

驅逐隊水雷艇の戰況

廿七日の夜は、各驅逐隊水雷艇隊による猛攻擊が開始され、强風怒濤を冒して藤本驅逐隊は、北方より、矢島驅逐隊・河瀨艇隊は北東より敵主力の先頭を壓迫し、吉島驅逐隊は東方より、廣瀨驅逐隊は南東より其の後尾に迫り、福田・大瀧・近藤・青山・河田艇隊は南方より迫つて、日沒頃には全く三面包圍の形勢をとる。

かくて午後八時十五分の矢島驅逐艇の第一擊を皮切りとして、午後十一時頃迄連續的に猛烈なる肉薄攻擊を決行、爲に敵艦四分五裂の混亂の中に、戰艦シソベリキ、裝甲巡洋艦アドミラルナヒモフ、モノマフの三隻は、戰鬪航海力を失ふに至る。この時我が軍もまた三艇の犧牲を出す。

二十八日の戰鬪

二十八日午前十時三十分、竹島の南方十八海里の地點に、戰艦ニコライ一世アリヨール海防艦、ゲネラルアドミラル、アプラキシン、セニャーウヰン、巡洋艦イズムルート等の敗殘艦を發見して攻擊するや、忽ち敵司令官ネボガトフ少將は白旗を揭げて降伏す。

これより先、瓜生戰隊北航の途上、敵艦スウエトラーナの一驅逐艦を伴ひて敗走するを發見し戰鬪一時間の後、午前十一時六分竹邊灣沖で先づスウエトラナを擊沈し、次で驅逐艦をも擊沈す。又午後三時頃アドミラル、ウシャーコフを發見擊沈し、一方又、漣・陽炎は午後三時三十分鬱陵島の南西約四十海里に於て、敵の驅逐艦二隻を追擊捕獲して、端なくも移乘せる敵司令長官ロゼストウヰンスキー中將を捕虜とす。

其の他ドミトリ、ドンスコイ二艦は、我が追擊に會ひて沈沒す。

他方南方に於ては戰場掃除の特務艦、信濃丸・臺南丸・八幡丸は、將に沈沒せんとする敵艦シソヘベリキーを發見して乘員を救助し、驅逐艦不知火、特務艦佐渡丸も敵艦アドミラル、ナヒモフ、ウラヂミル、モノ

マフの沈沒せんとするを發見して乘員を救助し、又驅逐艦グロムキーを追擊して蔚山沖にて捕獲す。

敵艦の損害

今敵の損害を表示すれば次の如し。

戰艦　八隻
- 六隻擊沈—クニヤージ、スワロフ、アレキサンドル三世、ボロチノ、ヲスラビヤ、シソイベリキ、ナワリン
- 二隻捕獲—アリヨール、ニコライ一世

巡洋艦　九隻
- 四隻擊沈—アドミラル、ナヒモフ、ドミトリー、ドンスコイ、ウラヂミル、モノマフ、スウエトラーナ
- 三隻抑留—ブウロラ、オレグ、ゼムセユーク
- 一隻逃走—アルマーズ
- 一隻擱岸—イズムルード

海防艦　三隻
- 二隻捕獲—アプラキシン、セニヤーウイン
- 一隻擊沈—ウシヤーコフ

驅逐艦　九隻
- 一隻捕獲—ビエードウイ
- 四隻擊沈—フイヌイ、ブイストルイ、グロムスキー
- 一隻遁走—ボードルイ
- 一隻逃走沈沒—ブレスチヤースチー
- 一隻—不明
- 一隻逃走—ブラーウイ

假裝巡洋艦　一隻擊沈—ウラール

特務艦　六隻
- 四隻擊沈—カムチヤツトカ、イルチツシユ、アナスイリルツシ
- 二隻遁走—コレヤ、スヴエリ

病院船　二隻　抑留—アリヨール、カスツロマー

合計　三十隻ノ內
- 擊沈—二十隻、捕獲五隻
- 逃走後沈沒、二隻　逃走後抑留又は武裝解除　六隻
- 不明—一隻
- 抑留—二隻、逃走二隻

捕虜總數　六千百四十二名

内
- 收容所ニ送附ズミ　五千四百二十名
- 鎭守府、對馬警備隊ニアルモノ　五百八十二名
- 解放セラルベキモノ　百三十七名
- 死亡セルモノ　三名

尙この中には、中將一人、少將一人、大佐十二人、中佐廿二人、大尉六十七人、中尉廿七人、少尉百人、少尉候補生一人、機關士十六人等あり。實に空前の大勝にして世界戰史上不朽の榮譽を放つものと云ふべきである。

されば五月三十日聯合艦隊司令長官東郷大將に左の勅語を賜はる。

聯合艦隊は、敵艦隊を朝鮮海峽に邀擊し、奮戰數日、遂に之を殲滅して、空前の偉功を奏したり、朕は汝等の忠勇に依り、祖宗の神靈に對ふるを得たるを懌ぶ。惟ふに前途尙遼遠なり、汝等愈々奮勵して、以て戰果を完うせよ。

二二、樺太の回復

南樺太の占領

我が軍は、七月四日原口兼濟中將司令官として樺太攻擊に出發、片岡中將の第三、出羽中將の第四艦隊に守られて、エンドーム岬より敵前上陸、直にコルサコフ市を占領し島民に諭告を發す。

一部の軍は更に乘船して、ノトロ岬に上陸占領す。かくて七月十一日ウラジミロフカ、ダアリネエの一戰に、敵に大打擊を與へてより敵軍意氣沮喪して、アチセイフスキー大佐以下我に降伏する者五百名に及ぶ。

北部樺太の攻擊

北樺太攻擊軍は、片岡中將の第三艦隊に守られて七月二十四日何等の抵抗も受けずにアレキサンドロフスキー、アルコフ附近に上陸、直ちにボロウインカ、第二アルコフ第三アルコフを占領、翌二十五日アレキサ

ンドロフ、東方の敵を驅逐してヅウエを占領し、ノラミハイロウスコエを攻撃す。
七月二十六日追撃戰を開始、デルベンスコイ、ウエルデルニカンスキーを取り、二十七日ルイコフを占領二十八日パレオを占領す。抵抗不可能を知りし敵は、七月三十日軍使をタウランによこして降伏を申出で、七月三十一日軍務知事リヤプノフ以下將校約七十、下士卒約三千二百名盡く降伏す。かくて我軍は六日間を以て樺太南部を、次の六日間を以て樺太北部を蹂躙し、二十五日間を以て樺太全島を平定す。大元帥陛下には北遣艦隊司令官海軍中將片岡七郎、樺太軍司令官陸軍中將原口兼濟に對し、優渥なる勅語を賜はる。

二三、日露講和の成立

兩國全權委員米國に着く

我が全權委員小村壽太郎男爵は、七月八日横濱を出帆、二十日シヤトルに到着、汽車にて紐育に向ひ、廿四日午前五時シカゴに、翌廿五日費府を經て無事到着、高平全權と共に廿八日米國大統領に會見す。

日露全權委員の會見

かくて七月十九日露都を出た露國全權委員ウヰツテと共に、八月八日談判地たるポーツマスに到着す。

其の第一回會見は八月九日午前十一時に行はれ、商議に關する諸般の準備を決定し、第二回の會見に於て要求條件十二ヶ條即ち、一、戰費の賠償、二、樺太の割讓、三、旅順・大連租借地の讓與、四、露國の滿洲撤退、五、日本の滿洲撤退、六、清國領土の保全及び門戸開放、七、韓國の宗主權、八、哈爾賓以南の鐵道讓與、九、烏港幹線の非軍事鐵道としての露國保管、十、中立港竄入軍艦の引渡、十一、東洋に於ける露國海軍力の制限、十二、烏港以北沿岸の漁業權獲得を呈出す。ウヰツテ事の重大なるにより本國政府に請訓を仰ぐまで猶豫ありたしとて、談判は一時中止となる。第三回會見は八月十二日行はれ、戰費の賠償と樺太の割讓を峻拒して、他の條件を討議す。十四日第四回會見に於て、漸く韓國に於ける日本の優越なる地位と日本の韓國政治指助の特權を認めて、第一條とし第二條露國の滿洲撤退、第三條日本の滿洲撤退の協定成立す

日本の大讓步

翌十五日、第五回の會見に於て、第四條淸國の領土保全・門戶開放を承諾し、第五條、烏港より白令海峽に至るシベリア沿岸漁業權の讓與は、譲らずして後廻となる。第六條の旅順大連租借地の讓與は承諾す。十六日第六回會見に於て、第七條哈爾賓以南の鐵道讓與、第八條烏港幹線の非軍用鐵道としての露國の保有を、承諾す。翌十七日第七回會見に於て、第九條戰費の賠償、第十條竄入軍艦の引渡、第十一條東洋に於ける露海軍力の制限を遶つて議論沸騰し兩者固執して又讓らず、十八日第八回の會見にも更に決定せず、纔かに第五條のみの議定を畢る。

かくて最も重大なる三ケ條を遶つて再び暗雲低迷し、八月二十二日まで會議中止となる。

二十三日第九回の會見に於て、日本全權は米國大統領の厚意を空しくせざらん趣旨を述べて、露國の東洋海軍力の制限、軍艦の引渡し、軍費の賠償の三條を撤回する代りに、樺太全島の割讓を得、その北半を賣却して、十二億圓を呈出され度しとの一大讓步案を呈出せしも、ウヰツテ拒絕す。かくて八月二十六日の第十回會見も得る所なく、遂に

一、媾和條約基礎條項として提供したる十二ケ條中第五條樺太問題に關しては、日本帝國は單に同島の南半を要請し、其の北半は一切無代價にて露國に返戾すべし、但し該島南半に軍備を置かず、且つ宗谷海峽に築壘せずして之れを開放すべし。

一、第九條戰費賠償の件は、全部撤回す。

一、第十條中立港內の露艦引渡、第十一條極東露國海軍力の制限の兩條は曩きに樺太島北半の賣買を條件として撤回する筈なりしも、今や其の條件を附せずして全く撤回す。

一、俘虜費は相互辨償すべしといふ。

一方的屈辱の講和條件は成立したのである。ウヰツテは此の公文を見て、日本軟化すと雖も彼程までとは

豫想せざりし所なるを以て、暫くは呆然成す所なしといふ。彼ウヰッテの得意や如何に、我が小村全權の胸中や果して如何に。實戰の勝敗二ヶ國はここにその位置を顚倒したりともいふべきか。

平和回復

かくて、二十數ヶ月に亘りて互に國力を盡しての大戰爭も、こゝに干戈全くをさまりて、平和はこゝに回復されたのである。

平和回復の詔勅

朕東洋の治平を維持し、帝國の安全を保障するを以て、國交の要義と爲し、夙夜懈らず、以て、皇猷を光顯する所以を念ふ。不幸客歲露國と釁端を啓くに至る。亦寔に國家自衞の必要已むを得ざるに出でたり。開戰以來、朕が陸海の將士は、內籌防備に勤め、外進攻出戰に勞し、萬難を冒して殊功を奏す。在廷の有司、帝國議會と亦善く其の職を盡して、以て朕が事を奬め、軍國の經營內外の施設、其の緩急を愆らず、億兆克く儉に、克く勤め、以て國費の負荷に任じ、以て費用の供給を豐にし、擧國一致大業を贊襄して、帝國の威武と光榮とを四表に發揚したり。是固より我が皇祖皇宗の威靈に賴ると雖も、抑々又文武臣僚の職務に忠に、億兆民庶の奉公に勇なるの致す所ならすむはあらず。交戰二十閱月、帝國の地步既に固く、帝國の國利既に伸ぶ。朕の恆に平和の治に汲々たる、豈徒に武を窮め生民をして永く鋒鏑に困ましむるを欲せむや。嚮に、亞米利加合衆國大統領の人道を尊ひ、平和を重んずるに出でて、日露兩國政府に勸告するに講和の事を以てするや、朕は深く其の好意を諒とし、大統領の忠言を容れ、乃ち全權委員を命して、其の事に當らしむ。爾來彼我全權の間、數次會商を累ね、我の提議する所にして始より交戰の目的たるものと、東洋の治平に必要なるものとは、露國其の要求に應じて以て和好を欲するの誠を明にしたり。朕全權委員の協定する所の條件を覽るに、皆善く朕か旨に副ふ。乃ち之を嘉納批准せり。朕は玆に平和と光榮とを併せ獲て、上は以て祖宗の靈鑒に對へ、下は以て丕績を後昆に貽すを

得るを喜び、汝有衆と其の譽を偕にし、永く列國と治平の慶に賴らむことを思ふ。今や露國亦既に舊盟を尋て、帝國の友邦たり。卽ち善鄰の誼を復して、更に益々敦厚を加ふることを期せざるべからず。惟ふに世運の進步は、頃刻息まず、國家內外の庶政は一日の懈なからむことを要す。偃武の下益々兵備を修め、戰勝の餘愈々治教を張り、然して後始て能く國家の光榮を無疆に保ち、國家の進運を永遠に扶持すべし。勝に狃れて自ら裁抑するを知らず、驕怠の念、從て生ずるが若きは、深く之を戒めざるべからず。汝有衆其れ善く朕か意を體し、益々其の事を勸め、益々其の業を勵み、以て國家富强の基を固くせむことを期せよ。

御名御璽

明治三十八年十月十六日　各國務大臣副署

大觀艦式

斯くの如くにして、日露兩國間に和平の風吹き、有難き詔勅は下されたが、この媾和條件は國民の意に滿たざる事甚しく、喧々囂々、輿論沸騰の結果は、遂に帝都に燒打　流血の不祥事をさへ見るに至つたが、これ又國民愛國の至情の激發せしもの、兎も角條件に於ては不滿ありとするも、事實に於ては、空前の大捷を博し、强暴世界を畏怖させた大露國の勢力を驅逐し、東洋に神國日本ありとの認識を深からしめたのである。かくて十月二十三日東京灣に擧行されたる大觀艦式には、畏くも　天皇陛下の行幸を仰ぎ奉り、强露の艨艟を擊破殲滅して、武威を八紘に輝かし、絕大の光榮を負うて凱旋せる我が堅艦巨船を親しく統監遊さる。

此の日　陛下は海軍大元帥の御正服を召され、龍顏殊に麗しく御召艦淺間に乘御、龍田、千早、滿洲丸を從へて、第一列たる敷島より始めて、富士、朝日、出雲、常磐、磐手、八雲、吾妻、春日、日進、嚴島、橋立、扶桑、鎭遠、見島、沖島、相模、壹岐の前面を經て第二列、第三列と、親しく御親閱あり、午后零時五

十分御親閲を終へて、東郷司令長官以下に親しく閲見を賜ひて、榮ある大觀艦式は終了す。

此の日左の如き優渥なる勅語を賜ふ。

朕親しく凱旋の海軍を閲し、軍容整齊士氣大に振ふを觀太だ之を懌ぶ。汝等倍々奮勵して帝國海軍の名聲を發揚せよ。

東郷大將は、謹嚴壯重の語調を以て、左の如き奉答を言上し奉る。

親しく凱旋觀艦式に臨幸の榮を辱うし且つ優渥なる勅語を拜受したるは臣等の深く恐懼する所なり。臣等倍々奮勵以て聖旨に報い奉らむことを期す。

二四、日韓協約と凱旋大觀兵式

日韓協約

韓國の爲に他國と戰爭すること二回、常に人を派し財を貸與し、法を改め政を革めて教育誘導、極力之が保護に努めた所以のものは、啻に兩國代々の關係のみに止まらず、韓國の存亡は直ちに我が帝國の安危に繫る所重大なるが故である。然も韓國大官互に黨を結んで相爭ひ、稍もすれば難を列强に釀して累を我に及ぼさんとしたれば、彼が外交權を收置するは絕對に必要であつて、ここに伊藤博文大使として韓國に行き、よく彼を說得して調印を終へ、明治三十八年十一月廿三日その內容を發表す。その條約の要點は、韓國今後の外交關係事務は日本の外務省に於て監理指揮し、日本の諒解なくしては韓國は何れの國とも條約或は約束をなし得ず、日本は京城に統監を置くといふのである。

かくて永年紛爭の根源をなしたる韓國保護の實權を握つたのである。

凱旋大觀兵式

翌くる明治三十九年五月一日、一天拭ふが如く晴れ渡りたる青山練兵場に於て、日露戰爭最後の大儀式たる大觀兵式は、畏くも　大元帥陛下御統監の下に、容儀堂々威風凛々と擧行されたのである。

午前九時二十分「氣を付け」の喇叭と共に、鳳輦は粛々として式場に御到着、君が代吹奏參列員最敬禮の下に　陛下は玉座につかせられ、次いで近衛第一聯隊より閲兵あらせらる。次いで、粛然整然、劔光日光に映じ軍靴の響も勇ましき諸部隊の分列式を親しく御閲兵の後、全軍に對して左の勅語を賜はる。

朕玆に凱旋軍を集合して親しく觀兵式を擧げ軍紀大に振ひ隊伍克く整ふを認め　朕深く之を懌ぶ、汝等益々奮勵し以て帝國陸軍の光榮を揚げよ。

大山總指揮官代表して左の如き奉答をなす、

陛下玆に凱旋軍を親閲あらせられ、特に優渥なる勅語を賜ふ。臣等感激の至に堪へず、益々奮勵以て聖旨に副ひ奉らんことを期す。臣等凱旋軍を代表して謹みて奉答す。

かくて未曾有の大觀兵式も目出度く終了し、陛下には龍顔殊に麗はしく、萬民萬歳歡呼の聲の中に還御あらせられたのである。

第六節　日露戰役後の陸海軍

一　日露戰後の陸軍

かくて一年有半に亘れる此の戰役は、名だたる歐州の大陸軍國露西亞を相手としたる乾坤一擲の大戰爭の事とて、其の得たる多大の教訓は、實に擧げて數ふ可らざるものがある。政府は戰爭終了するや、直ちに此の教訓に基いて、再び陸軍大擴張を計畫し、曾て戰役中に增設したる第十三・第十四・第十五・第十六の四個師團の外に、尙二個師團を新設し、更に又朝鮮に二個師團を設置せんとした。この計畫は、端なくも朝野

の大論爭を惹起して、幾多の迂餘曲折を經て、議會を通過したが、これは大正時代になつてからの事である。

又兵種に於ても、交通兵旅團・交通兵研究部・重砲兵旅團・山砲兵隊等の特科隊が新設され、野戰砲兵旅團・騎兵旅團・電信大隊・鐵道大隊等の編成は大變更を加へられ、更に兵力も大增加を見たのである。

又植民地・屬領地の守備に就ても、從來の樺太守備隊は戰時編成より平時編成に移され、臺灣混成旅團も亦守備隊司令部に改められた。

又前に朝野の大議論を釀して、一度は非難攻擊に會つて實現し得なかつた二年兵役制問題も、此の戰役の活教訓に教へられて復活し、戰後の調查研究の結果、陸軍現役步兵科の兵卒に對しては、服役二年の後歸休せしむる事となつた。

又徵兵令に關しても、戰役中改正されて、後備役を十箇年に延長し、全服役年限を十七ヶ年四ヶ月とした。

又單に兵制のみでなく、陸軍衞生事業の如き、司法制度の如き、在鄉軍人會の如き全部改良された。

又軍の中心をなす兵器の製造も格段の進步を遂げ、頭初全部外國の輸入を仰いだ武器も、其の後明治十三年にかの有名な村田銃が發明されて、ここに兵器は本邦工廠にて製造し、順次技術も進步して、其の後有坂式連射砲の發明となり、明治三十五年には十二吋鋼砲が製造され、かくて永年待望の兵器の獨立は漸く實現されたのである。

二　日露戰後の海軍

一方海軍に於ては、日露戰爭勃發當時英國に於て建造中の鹿島・香取、及び伊太利に建造中の亞爾然丁の軍艦日進、春日の兩裝甲巡洋艦を購入し得て、これを使用し、かくて日露戰爭直前の我が海軍は、戰艦六隻裝甲巡洋艦八隻、其の他軍艦四十四隻、驅逐艦十九隻、水雷艇八十隻、合計百五十七隻、二十八萬三千七百

噸の勢力を有し、これによつて、露國の極東艦隊を旅順に封鎖し、バルチック艦隊を日本海に完膚なきまで擊滅し、黑海艦隊を除く露國の全艦隊を絕滅して、永く極東の海上權を掌握せしのみか、世界海軍史上不滅の功績を永く稱されたのである。

日露戰役終了後は、戰役中の勢力減耗を補足する爲、艦艇補足費一億二千三百萬圓を計上して新艦艇の建造に從事し、更に四十年度よりは艦艇補充基金法に基き、補艦艇費として七千六百萬圓を支出し、四十六年度迄の繼續事業として、艦艇建造を企圖するに至つた。

其の結果、鹿島・香取・安藝・薩摩・河內・攝津の六戰艦、伊吹・筑波・生駒・鞍馬の四巡洋戰艦、筑摩・矢矧・平戶・利根の四輕巡洋艦が建造せられ、これに露國よりの戰利艦を加算する時は、戰役中失つた諸艦を差引いて、軍艦總計四十八隻、四十五萬三千噸、外に驅逐艦六十一隻、水雷艇五十九隻、潛水艇十三隻といふ二倍以上の勢力を示すに至つた。

更に世界の趨勢は益々海軍をして超弩級戰艦の建造を促し、我國もこれに劣る事なく日露戰役に赫々の威勳を樹てた軍艦もその噸數裝備に於て問題にならぬ程の進歩をしたのである。かくて我が海軍は維新當時見る影もなき哀れなる狀態より發達して、世界三大海軍國の一になり、軍港は橫須賀、吳、佐世保、舞鶴、鎭海の五ヶ所に置かれ（鎭海には鎭守府を置かず、要港部を置く）馬港・大湊・旅順ば要港となつた。げに極東日本帝國の前途は洋々たるものがあつたのである。

科學篇

明治後期の醫學教育

長崎派醫學の衰微

醫師學術試驗法の始め

第四章　科學篇

第八節　明治後期の醫學教育

一　長崎派醫學の衰微

第一卷で述べた如く、幕末より明治初期に亙つて旺盛を極めた長崎派の醫學も、明治三年以來我が國で獨逸醫學を採り入れる事になつて、我が國から陸續として醫學研究のため獨逸へ赴き、又獨逸からも多數の醫學者が來朝し始めてから、長崎派の醫學は漸時壓倒され、明治十五六年頃になつてからは長崎派の醫學は殆んど衰微し、所謂獨逸醫學全盛時代を現出した。然し一方に英國醫學が一部の醫學界に採り入れられて、振はぬながらも、獨逸醫學と對峙した。この英國醫學は大阪醫學校に行はれ、明治二十二年獨逸醫學を修めた清野勇が、同校校長に赴任するまで採用されてゐた。又明治十四年設立された成醫會講習所（同校は二十三年成醫學校、更に翌二十四年東京慈惠院醫學校と改稱された）は初め教授が主として英國醫學を修めた海軍々醫であつたので、英國式の醫學が行はれ、其後大正九年同校々長高木兼寛の逝去するまで、獨逸醫學と對峙してゐた。

二　醫師學術試驗法の始め

明治八年二月醫師學術試驗法が發布せられ、從來の開業醫はその儘開業を認可するも、新たに開業せんと

する者には必ず、物理化學、生理學、解剖學、藥物學、內科及び外科の大意の試驗を受けしめ、又產科、眼科、耳鼻咽喉科等の一科の專門を以つて開業せんとする者には、各其專門科の解剖、生理及び病理の大意及び手術を試驗し、その成績を地方長官より內務省に具申して開業免狀を下附した。これが醫師開業試驗法擧行の濫觴であつた。

三　醫師免許規則の改正

醫師免許規則改正

明治十六年十月醫師免許規則が改正された。その概要を述ぶれば、醫師は必ず內務大臣より開業免狀を得たものに限る。その免狀は　一、開業試驗及第證書に添へて開業許可願を內務大臣に提出したる者、二、官立及府縣立醫學校、若くは外國の大學醫學部及び醫學校を卒業したる者に限つて授與すること。凡て開業免狀を得た者の氏名本籍は、內務省の醫籍に登錄すること、醫師がその業務に關して、不正若くは犯罪の行爲ある時は、相當年月間の醫業を停止し或は全く禁止する事等である。同時に醫術開業試驗規則が制定され、從來の規則は全廢された。

醫師開業試驗規則

この醫師免許規則と醫術開業試驗規則は、明治十七年一月より實施された。試驗は每年二回施行され、官立及府縣立醫學校の教授及び、其地方に於て學識ある醫師、理化學者等を試驗委員に任命し、內務省は試驗を擧行する每に主務者を監督に派遣した。その試驗は前後二度に行ひ、前期の科目は物理學、化學、解剖學、生理學等の基礎學科、後期は內科、外科、眼科、藥物學、產科及臨床實驗の專門學科とした。玆に醫術開業試驗制度は漸く完備すると共に、西洋醫學を系統的に修めた者でなければ醫師となる事が出來なくなつた。この規則のために致命的大打擊を受けたのは多數の皇漢醫で、この皇漢醫は頗る多く、明治二年頃に於て醫師一百人中、約八十人、同七年頃に於て、約七十五人、明治十七年頃になつても、皇漢醫三人に對して西洋

醫一人の割合であつた。當時皇漢醫方の權威であつた淺田宗伯、岡田昌春、河內全節、今村亮、飯田隆安、山田業精等は相謀つて溫知社と云ふ團體を設立し、皇漢醫道の挽回運動を試みたが、この規則の前には如何ともする能はず、遂に皇漢醫は衰滅したのである。

この醫師免許規則及び開業試驗規則が新たに制定されてより、次第に秩序ある敎育を受けた醫師を出し、且つ各地の醫學校卒業生が逐年增加したので、我が國の醫學界は全くその面目を一新した。

今明治二十年五月一日調査の內容を列記すれば次の如くである。

醫師總數	四萬四百三十二人
內譯	
大學出身者	一千四十一人
地方醫學校卒業者	七百四十四人
開業試驗及第者	四千七十二人
外國醫學校卒業者	九人
從來府縣免許所持者	三萬二千九百七十人
奉職履歷に依る者	一千五百九十六人

尙明治三十年の調査では

醫師總數	三萬九千三百九十餘人
內譯	
大學卒業者	一千四百七十人
地方醫學校卒業者	三千六百二十八人

地方醫學教育の普及

笠原光興

大森治豐

熊谷元旦

外國醫學校卒業者　四十六人
開業試驗及第者　八千四百六十七人
從來免許所持者　二萬三千九百餘人

明治十九年三月帝國大學令發せられ、東京大學が東京帝國大學となり、次で分科大學諸學科の課程が定められ、醫學の修業年限が四ヶ年となり、醫科大學長には、教授三宅秀、教頭には大澤謙二が任命された。

四　地方の醫學教育普及

明治三十年、京都帝國大學官制が公布され、同三十二年醫科大學が開校された。次で同三十六年京都帝國大學の一分科として、九州に福岡醫科大學が開設せられた。

京都帝大の醫科の開設に當つて、多數の教授を引拔かれ大打撃を蒙つたのは京都府立醫學校であつた。その主なるものを擧ぐれば、笠原光興(內科)、猪子止戈之助(外科)、平井毓太郎(小兒科)、淺山郁次郎(眼科)加門桂太郎(解剖)等の錚々たるところであつた。福岡醫科大學の教授は、福岡縣立病院の院長大森治豐が大學長、內科部長の熊谷元旦が教授に拔擢され、他は主として東大出身の新進學者を以て當てられた。

明治三十四年地方醫學校中官立の長崎、岡山、金澤、千葉、仙台の五校は何れも高等學校より分離して、各その地方名を冠する醫學專門學校となり、明治三十六年專門學校令發せられて、官公私立の醫學校はいづれもその監督を受くる事になつた。

この專門學校令が發せられて間もなく、私立熊本醫學校が專門學校令の認可を受け、次で明治四十五年東京女醫學校も亦專門學校令に依り東京女子醫學專門學校と改稱した。又この專門學校令の打撃を受けて廢校した醫學校には濟生學會があつた。同校は長谷川泰を校長として明治九年設立以來、九千六百餘人の醫師を

出してゐる。廢止理由は今後地方費に依る醫學校續出して存續の必要を認めぬといふにあつた。然して多數の在學生は、三十七年四月東京に設立された、私立の東京醫學校及日本醫學校に移され、同四十三年には兩校合併し、更に四十五年專門學校令に依つて私立日本醫學專門學校と改稱した。

日清戰役後、領土となつた臺灣には、明治三十二年に官立臺灣總督府醫學校が設立され、本島人の子弟のみを官費で修學せしめた。大正七年には內地人のために專門學校令に依る、臺灣總督府醫學專門學校が設立されて、前の臺灣總督府醫學校は之れに合併された。

朝鮮に於ても、明治四十三年日韓合併後、總督府は十三道に慈惠醫院を設け、患者の診察を兼ねて醫師養成の機關とした。更に大正五年朝鮮總督府專門學校令が制定され、京城醫學專門學校の設立となつた。同校は內地人の生徒を生徒定員の三分一と定めた。

明治の後期になつてからは、地方の各醫學校の殆んど全部が專門學校となつたが、獨り大阪府立醫學校のみは例外であつた。同校は、他日公立醫科大學たるの素地を作る可く、新たに豫科を設け、高等學校令に倣つて高等普通教育を施してゐたが、遂に四十一年七月新學則の卒業生に大阪高等醫學校醫學士なる稱號の認可を文部省から許可された。然し、他の官公立醫學專門學校も、大阪高等醫學校の豫科が僅か一年半にして普通の高等學校に比して教授研究の設備不完全なる理由として、同樣の稱號をば自校の卒業生にも許可すべき事を要求して成功した。然し大阪高等醫學校は、大正三年二月その豫科の年限を三年とし、校舍及病院に大改築を施し、同校々長の熱烈な運動に依つて翌大正四年大阪府立醫科大學と改稱されるに至つた

明治後期に於ける醫學專門學校を官公私立、植民地別に分類すれば次の如くである。

長崎、岡山、金澤、千葉、仙臺、新潟(以上六校官立)

大阪、京都、愛知、(以上三校公立)

熊本、東京慈恵院醫學專門學校
東京女子醫學專門學校、日本醫學專門學校、東京（以上四校私立）
臺灣總督府醫學校、京城醫學專門學校（以上二校官立）

第九節　明治後期の醫學

一　內科

東京大學の內科にはベルツ（第一卷、參照）の外に明治十七年獨逸より歸朝した佐々木政吉が、內科の教授となり、診斷學と內科學を分擔した。更に明治二十年青山胤通も獨逸より歸朝して內科の教授となつた。明治二十六年帝國大學令の發布と共に、內科は三講座に分れ、二十八年青山教授は佐々木教授の後を襲つて第一講座を擔當した。第二講座は三浦謹之助が新たに教授に任ぜられた。當時內科學の進步として特筆すべきは、ヂフテリー血清の發見で、此の注射は恐るべき傳染病の慘害を少くし、又治療上初期ならば危險に至らずして濟み、その業績は偉大であつた。

又明治二十八年議會に於ける高田早苗の建議が容れられて、東京帝大の內科に腦脊髓病科が設置され、二十九年四日同科內に、水治療法場及電氣治療場の二分科が設けられた。

明治二十八年ウエルツブルグ大學教授レンチエンが、エックス放線透射法を發見するや、外科の外人教師スクリバ（第一卷、外科、三四頁參照）が、その簡單なるものを外科教室に備へたが、三十二年には內科でも、第一及び第二醫院に各一個宛を備へ、更に第一醫院はダルソンワリザチオン機械をも取付け、內科の治療上に用ゐる事にした。三十三年ベルツが辭職歸國して、入澤達吉新たに醫科大學の內科教授となり、ベル

明治後期の醫學

內科

佐々木政吉

青山胤通

ツの講座を擔任した。
明治三十三年京都帝大に醫科大學設立され、先づ笠原光興（前八節、地方醫學教育の普及の項を參照）内科の教授となり、獨逸より歸朝の中西龜太郎及び加屋隆吉の二教授を加へ、東京と對峙して内科三講座の制度が成立した。
京都帝國大學の醫科大學の一分科としての福岡醫科大學は、初め熊谷元旦内科を擔當してゐたが、三十八年歐州より歸朝した稻田龍吉及び中金一の兩人熊谷教授に代つて擔任し、のち中金一病を得て辭職するに及んで、内科助教授武谷廣吉が教授となつた。更に後ち同内科は九州帝國大學の内科となり、玆に我が國に於て、三個の帝國大學の内科を有するに至つたのである。

内科學會

内科學の進歩發達には、物理化學、生物學、生理學、病理學及び其他の臨床諸學科の發達と密接な關係を有し、殊に明治三十一年に於けるラヂウム發見の如き物理化學の上に大變革を來したものは、又内科學に影響するところ極めて甚大であつた。玆に於てか内科學の研究機關設立の要望となり、明治三十五年第一回日本聯合醫學會の發會を機として、三十六年四月内科學會第一回が東京高等商業學校に開催され、畏くも伏見宮殿下の御台臨を辱うし、なほ宮内省より金貳百圓の御下賜があつた。この御下賜金を基本金として、毎年一回總會を開き、講演に討論に、外科學會と共に我が國醫學會の双璧となつた。

二　外　科

外科

橋本綱常

外科學は有名なるスクリッパの他、橋本綱常、足立寛、桐原眞節（第一卷外科、三四頁參照）に踵いで、佐藤進、宇野朗、佐藤三吉等教授となり、明治二十年頃には、第一醫院はスクリッパ、第二醫院は佐藤三吉が擔任した。

明治二十七八年戰役、北清事變及び明治三十七八年戰役の三回の戰爭に依つて、日本外科の得たる進歩は實に偉大なものがある。骨血管及び神經の銃創に依る治療法、殊に凍傷の豫防及び治療上に得たる業績がそれである。

日露戰役後、我が陸海軍に屬する醫學校及び病院の設備が大いに改善せられ、又、知名の外科專門家が尠くなかつた。

此れより先き明治二十四年十月濃尾の大震災は、又、外科學に新たなる經驗を與へた。それはこの負傷は主として骨折、脫臼、挫傷等で、從來は整骨家の領分としてゐたものが、この未曾有の慘事は多數の醫師の急援を要したので、東京帝大、赤十字社及び各府縣立病院の醫師が出張し、負傷者の多數を實驗治療する機會に遭遇したことに依るのである。之れに依つて一般社會は、骨折、脫臼の場合には必ずしも整骨家を要せざる事を承認した。

又一方明治三十一年創立の日本外科學會は翌三十二年四月第一回日本外科學會を東京に開催、爾來每年一回開催し、四十五年四月開會の第十三回總會の如きは、演題（實驗報告及び研究報告）の數九十餘に上り、實に盛大を極めたものである。

同會は第三回の開催に際し、斯學發達の思召に依つて、宮內省から金貳百圓を下賜されたのである。

三　解剖學

解剖學

解剖學に於てはデーニッツ（第一卷、解剖學、參照）が明治九年七月解約歸國し、翌十年三月、ギイルケ來朝して之に代り、更に局所解剖學の一分科を加へた。十三年二月ギイルケ滿期歸國、同年五月ヂッセ來朝しギイルケに代つた。十八年六月小金井良精獨逸より歸朝するに及んで、ヂッセは病理學及病理解剖學に轉

じ、小金井良精代つて解剖學を擔任し、系統解剖學、胎生學及び組織學を講義した。局所解剖學の講義のみは、二十年五月チッセが歸國するまで受持つてゐた。チッセの歸國後一時今田助教授局所解剖學を擔任してゐたが、二十二年十一月死去、恰も歐洲學術研究出張から歸朝した田口和美が代つて擔當した。其後一時系統解剖學講義を、小金井、田口兩教授が分擔してゐたが、二十六年九月始めて講座の制が設けられ、解剖學は二講座となり、第一講座は田口教授、第二講座は小金井教授の擔當となつた。三十一年八月獨逸留學より大澤岳太郎歸朝して、一時系統解剖學は、田口、小金井、及び大澤の三教授が分擔したが、三十三年四月解剖學第三講座が置かれて、大澤教授の擔當となつた。次いで三十七年田口教授死去し、一時小金井、大澤兩教授が第一講座を分擔してゐたが、三十九年二月二村領次郎獨逸より歸朝して助教授に任ぜられ、解剖學第一講座を擔當し、又後ち明治四十四年二月解剖學の研究を終へて、獨逸より歸朝した井上通夫は、解剖學の講師として講義を分擔した。

四　生理學

初め生理學はチーゲル（第一卷、生理學、三六頁、參照）が擔當してゐたが、明治十六年チーゲルに代つて大澤謙二が擔當した。其後二十三年迄大澤教授一人で擔任してゐたが同年より醫化學方面を隈川宗雄が分擔し、二十六年九月帝國大學令の改正に依つて、生理學は二講座となり、理學に關する部を生理學と稱し化學に關する部を醫化學と稱し、一般生理學より分離して獨立の一學科となつた。後ち三十九年より生理學總論は永井潜が擔任した。

京都帝大醫科にも明治三十二年十月より生理學講座が設けられ、天谷千松教授が生理學の講座を擔當した

五　眼科

眼科學は明治九年以來、シュルツ、スクリッパ（第一卷、眼科、三六頁參照）の兩氏が分擔講義してゐたが、明治十六年眼科學は獨立した一學科となり、同年獨逸留學より歸朝した梅錦之丞が專任教授となつた。二十一年梅教授死去して、再びスクリッパの兼任となり、甲野助教授が之を輔佐した。二十一年スクリッパ歸國して、甲野助教授一時主任となつてゐたが、翌二十二年河本重次郎獨逸より歸朝して教授に任ぜられ、再び眼科は獨立することゝなつた。

六　小兒科

小兒科が獨立の一學科となつたのは、明治二十年東京帝大に醫科大學が設置された時からである。又明治二十八年九州帝大醫科大學の前身であつた所の福岡醫學校に於て、內科より小兒科を分離して一學科としたが、之は地方に於ける小兒科設立の濫觴であつた。

明治二十五年小兒科の學術研究の機關として處和會を起した。又二十八年同會は機關雜誌「小兒科」を發行し、第三號より「兒科雜誌」と改題した。我が國に於ける小兒科雜誌の濫觴である。二十九年處和會に代つて、小兒科研究會が起り、兒科雜誌は矢張り其の機關とした。此の小兒科研究會は、明治三十四年小兒科學會と改名せられた。

明治維新以來あまり振はなかつた小兒科は、明治二十一年東京帝大醫科大學內に於て、小兒科が設立されてより、漸次復活し、明治後期に於ては各地學校には小兒科が設置されたのみならず、一般社會も漸く其必要を認め、各地都市に於ても漸次小兒科專門の開業醫が續出したのである。

七　耳鼻咽喉科

耳鼻咽喉科

明治二十二年賀古鶴所獨逸より斯學を研究して歸朝し、陸軍々醫學校教官に補されて耳科學を講義したが同氏は更に二十四年日本赤十字社病院に耳科の診察所を設け、又自宅にも私立耳科院を設けて公務の餘暇を割いて、民間の患者の診察に當つた。次で金杉英五郎が新たに獨逸より歸朝して私立金杉病院を東京市に開業、耳鼻咽喉科專門として民間患者を診療した。當時尙ほ大學に於ては、耳科は外科の一部、咽喉科は內科の一部として取扱はれてゐたが、三十二年十一月岡田和一郎獨逸より歸朝するに及んで、耳鼻咽喉科の講座が設けられ、岡田和一郎助教授に任ぜられて講座を擔任して、玆に始めて大學に耳鼻咽喉科の獨立を見るに至つたのである。

賀古鶴所

明治三十五年京都帝大醫科にも耳鼻咽喉科が設けられ、始め岡田和一郎助教授の門下生淺井健吉を招聘して講師となし、その主任を命じ、三十八年和辻春次を教授に任じて耳鼻咽喉科學講座を擔當せしめた。福岡醫科大學に於ても三十九年を以て耳鼻咽喉科を設置し、久保猪之吉教授が講座主任となつた。斯くの如く三大學に於て斯學の講座が完備し、年を逐うて進歩發達するに至つた。

八　皮膚病科

皮膚病科

明治二十三年村田謙太郎（第一卷、皮膚科、三七頁參照）が皮膚病科の專門教授となり、附屬第一醫院に皮膚病黴毒病科を設けた。二十五年村田謙太郎死去し、宇野朗、佐藤三吉兩教授の分擔となり、二十六年講座制となり、皮膚病黴毒科にも亦一講座が設けられ、宇野教授の兼任となり、三十一年二月土肥慶藏が皮膚病黴毒科の講座擔當を命ぜられ、同年四月より學說及臨床の講義をした。玆に再び皮膚黴毒科は獨立したの

である。京都帝大醫科の皮膚病徽毒科の講座は、三十六年松浦教授に依つて、福岡醫科大學にも三十九年旭教授に依つて同講座が開講せられた。次で各地の醫學校及び民間の病院にも續々皮膚徽毒科が設けられた。

明治三十三年日本皮膚科學會の組織となり、翌三十四年第一回の總會を開き、爾來毎年一回總會を開催して、斯會の進歩發達を助成した。

九　精神病科

精神病科は明治十九年榊俶（第一卷、精神病科、參照）が精神病學教室主任を命ぜられ、明治三十年榊教授死去、片山國嘉代つて精神病講座を擔當した。三十四年榊教授の助手であつた吳秀三も、四ヶ年の獨逸留學より歸朝して、その講座を輔助した。

日本の精神病學が學說上及び實施上獨立するに至つたのは明治十九年榊俶教授が擔任してからであつた。榊教授の學說は次の通りである。

先天的のもの。二種即ち、

白癡。悖德狂。

後天的のもの。三種即ち、

特發性。………鬱狂、躁狂、回歸狂、特發錯迷狂、急性失神。

續發症。………特發性より變形したるもの、重症神經病より變形せるもの、重症急性全身病より發生せるもの、重症急性中毒症。

機質症。………梅毒狂、麻痺狂、老耄狂、蔓延性及び局在性腦病とした。

病理學

十　病理學

病理學は明治十八年解剖學のチッセが初めて病理學の講義を擔任し、二十年に至つて三浦守治が病理學の專任教授に任ぜられて病理學は獨立せる分科となつた。三浦教授は病理學總論、病理解剖學を講義し、病理組織學及び病屍體解剖の實習を行ひ、又病屍體材料を主として病理解剖學的研究の模範を示した。

東京帝大について置かれたのは、岡山醫學專門學校で、同校は明治二十三年三浦守治教授の薫陶を受けた病理學第一回選科生桂田富士郎を招いて病理學教室の主任としたの始め、二十四年には千葉醫學專門學校で筒井秀二郎が、二十七年には大阪府立高等醫學校で三浦教授の門下佐多愛彦が、三十一年には京都府立醫學專門學校で角田隆が、三十三年には金澤醫專で村上庄太郎が、三十四年には熊本醫專で三角恂が、同年京都帝大醫科で藤浪鑑が、三十八年には仙台醫專で東目助が、三十九年には愛知醫專で林直助が、四十一年長崎醫專で林郁彥が、四十二年私立東京慈惠會醫院の醫專で今裕が、各病理學教室の主任となつて活躍した。

以上の如く明治後期には三醫科大學、五官立醫學專門學校、四府縣立高等醫學專門學校、一私立醫學專門學校は皆各獨立せる病理學教室及び專任教授を置いたのである。

法醫學

十一　法醫學

法醫學は元裁判醫學とも稱せられてゐたが、明治二十一年十月獨逸より歸朝した片山國嘉が大學教授となつてから法醫學と改稱されて、新たに法醫學教室が創設され、片山教授は法醫學の專任教授となつた。其の後地方の醫專にも法醫學の獨立科目は設けられたが、未だ專任教授を置くに至らなかつた。法醫學の專任教授が帝大以外の地方醫專に置かれる樣になつたのは、大正になつてからの事である。

十二　藥物學

藥物學は明治十八年まで、獨人マルチン、和人ブルッヱ及エーキマン等外國教師の分擔であつたが、同年獨逸から歸朝した高橋順太郎が藥物學の專任教授に任ぜられて獨立したが、教室もなく書籍器械を購入する經費もなかつた。十九年帝國大學令の公布後、學事稍々緒に就き、三十五年に至つて始めて設備萬端整ひ、獨立した新教室に移轉した。

京都帝大では明治三十一年藥物學教室が設けられ、東大の藥物學教室出身の森島庫太がその主任教授に任ぜられた。三十六年には福岡醫科大學にも藥物學教室が設けられた。

十三　產婦人科

產婦人科は初め、ミュルレル（第一卷、產婦人科、參照）が受持ち、八年より十二年迄は內科のウェルニッヒが分擔し、十年より十五年まで同じく內科のベルツが分擔した。十六年始めて清水郁太郎が外人教授に代つて擔當し獨立したが、翌年死去、再びベルツの分擔となつて二十一年まで續いた。同年九月濱田玄達が專任教授に任ぜられて再び獨立せる分科となつた。三十二年木下正中が助教授として濱田教授の下に分擔講義し、三十三年濱田教授辭任の後を襲つて講座を擔當した。其間中島襄吉が講師後ち助教授として、講座を分擔したが、同氏辭任後、磐瀨雄一助教授之れに代り、相馬又二郎講師と共に講座を分擔す。

十四　軍陣醫學

明治十九年陸海軍々醫學校が設立され、軍醫監緒方惟準が校長に任ぜられ、醫科大學出身者より軍醫志望

者を選拔して六ヶ月間講習せしめ、又各部隊より一、二、三等軍醫を召集して學生醫官として四ヶ月間修業せしめた。明治二十九年に至り、醫術開業免狀の所有者より陸軍衞生部現役士官出身志願者を召集して生徒となし、修業年限を一ヶ年とした。

軍陣外科の特に進歩したのは、日清戰役の時からである。此時には防腐法が完全に實施され、止血法も完全なる動脈鉗子を以て行はれ、繃帶材料は主として昇汞ガーゼを用ひ、又正規の消毒法以外に、蒸氣消毒氣を以て繃帶材料の消毒を行ひ之を戰地に使用した。これは單に第三師團の一部に於て行つたのみであつたが戰地で蒸氣消毒法を實施したのは、世界に於て之を嚆矢とする。又海軍に於ては消毒液は主として石炭酸を用ひ、胸腹腔の創傷には硼酸水、銃創には昇汞水ガーゼを用ひ、副木には木板製を用ひた。

十五　醫學雜誌

明治二十五年頃までは純然たる醫學雜誌ばかりで、その內汎く世に讀まれたものは、東京醫事新誌、中外醫事新報、東京醫學會雜誌、國家醫學會雜誌等で、二十五年に至つて川上元治主幹の醫事評論雜誌としての日本醫事週報、山谷德次經營の醫海時報等が發行された。(日本醫事週報と、醫海時報の兩誌は今日まで繼續發行されてゐる。)その他醫事新聞、醫學中央雜誌、京都醫學會雜誌等で、明治末年には其數約七十餘種に上つた。特殊なものとしては、帝國大學紀要。(獨逸文)、陸軍々醫學校業府(獨逸文及び日本文)、成醫會雜誌(英文)等であつた。

十六　特殊的業績

人血絲狀蟲の檢出　　明治十年　　佐藤　進

清野勇
中濱東一郎
志賀潔
高峰譲吉
桂田富士郎
藤浪鑑
秦佐八郎
横川定
三浦謹之助
高田耕安
森正道
淺川範彦
都築甚之助
柴山五郎作

肝ヂストマの發見　明治十四年　清野　勇　中濱東一郎
赤痢病原菌の發見　明治三十年　志賀　潔
アドレナリンの發見　明治三十三年　高峰譲吉
日本住血吸蟲の發見　明治三十七年　桂田富士郎　藤浪　鑑
サルヴァルサンの發見　明治四十三年　秦　佐八郎
新寄生蟲メタゴニムスの發見　明治四十五年　横川　定

以上は醫學に新智識を與へた世界的業績であるが、特に「赤痢病原菌の發見」、「アドレナリンの發見」、「日本住血吸蟲の發見」、「サルヴァルサンの發見」の四大發見は、日本醫學者の研究的手腕を中外に明示した近世醫史學上看過すべからざる一大業績たるを失はない。

その他特記すべきものとしては、

蛔蟲卵は受精卵と未受精卵との二種にして、然も其の形態を異にすることの發見　明治三十五年　三浦謹之助
日本にも萎黄病の存在することの證明　明治三十五年　高田耕安
脾疳は肝油及びヤツメ鰻の内用に依つて容易に全治する脂肪缺乏症たる事の發見　明治三十五年　森　正道
腸チフス診斷液の創製　明治三十三年　淺川範彦
北海道に於てマラリヤ原蟲の媒介者たるアノフエレス蚊の發見　明治三十四年　都築甚之助
腸チフス以外にパラチフスの存在の發見

明治三十八年　柴山五郎作

があり、いづれも新研究・新業績と認む可きもので、醫學上一新智識を賦與した。

第十節　明治後期の自然科學

一　地質及鑛物

明治十三年ライマン（第一卷、明治初期の自然科學、四八頁參照）の元助手島田及び山際の兩人に依つて北海道、幾春別炭山が發見され、二十一年には同じくライマンの門下の坂市太郎に依つて、夕張の大炭山が發見された。

ライマンに次いで日本に招聘された獨人ナウマンは、明治八年東京帝國大學に始めて地質學教室が創設されるに及んでその講義を受持つた。又ナウマンは時の日本政府に建言して日本全國の廿萬分の一地質詳圖を作る可きを論じ、容れられて明治十一年地質調査所の設立となり、ナウマンは同所の技師長となり活躍し、本州四國九州に亘り汎く材料を蒐集して、日本地質構造の大勢を闡明した。

ナウマンが地質調査所に入所後、獨人ブラウンスが代つて帝大地質學教室に教鞭を執つた。其後ブラウンス歸國し、獨人ゴッチエ代つて帝大地質學教室に教鞭を執つた。明治十六年獨逸遊學より歸朝した原田豐吉は歸朝後ナウマンの地質調査所に入り、ナウマン歸國後は代つて技師長となつた。又原田は調査所に務める傍ら、帝大の地質學教室で化石學を講じた。明治二十三年横山又次郎歸朝して、原田に代つて化石學を講じた。これより先き明治十八年獨逸留學より歸朝した小藤文次郎（氏は明治十二年の帝大地質學科の第一回卒業生である）は教授に任ぜられ地質學教室の主任となり、理論地質學と岩石學とを講じ、又地震と火山の研究をして、震災豫防調査會の火

和田維四郎
菊地安
神保小虎
山崎直方

小川琢治

動物學
箕作佳吉
飯田魁

山研究を主宰した。

東京帝大の鑛物學は最初和田維四郎教授の擔任であつたが、明治二十四年菊池安教授が之れに代つた。二十七年菊池安教授死去し、海外遊學より歸朝した神保小虎教授が代つて鑛物學を擔當した。

東大地質學卒業生中著名なるものを擧ぐれば、二十八年の卒業には山崎直方海外留學より歸朝し、東京高師に地理を東大に地理學を講じ後ち東宮侍講となり、學士院會員となつた。二十九年の卒業には小川琢治、（海外留學の後三十八年京都帝大で地理學教授となり、大正十年地質學教室の創設された時主任教授となつた）三十年には伊木常誠、三十一年には平井武、佐川榮次郎等、三十三年には福地信世、金原信泰等、三十四年には矢部長克、三十五年には川崎繁太郎、三十八年には神津俶祐、三十九年には中村新太郎、四十年には加藤武雄、四十一年には田中館秀三、大湯正雄等、四十二年には加藤鐵之助、村上欽藏等、四十三年には山根新次、四十四年には河村幹雄、久原幹雄等がある。

前述せる所は重に大學教授を主として論じて來たが、其は之等の人々の研究が明治に於ける地質及鑛物學の進步發達とは離すことが出來ないからである。

二　動物學

動物學はホイットマンの滿期歸國後、明治十五年米國にあつて研鑽中であつた箕作佳吉が歸朝して、代つて東大で動物學を講じた。のち東大理科大學學長、動物學會々頭となり、斯學界に多大の貢獻をなした。

生物學科第一回卒業生飯島魁は明治十八年海外留學より歸朝し、翌年東大理科大學教授に任ぜられた。爾來その職にあること三十有五年、箕作佳吉と共に幾多有爲の學者を養成し、三崎臨海實驗所を管理し、東京動物學會に日本鳥學會々頭として、斯學の發揚と普及に盡瘁した事多大であつた。

石川千代松
佐々木忠次郎
松村松年
八田三郎
藤田經信

植物學

矢田部良吉

箕作、飯島兩氏の外、明治中期以後石川千代松は駒場の農科大學にあつて動物學を講じ、佐々木忠次郎は同じく駒場にあつて、昆蟲學、養蠶學を講じ、松村松年、八田三郎、藤田經信等は札幌農學校にあつて夫々昆蟲學、動物學、水産學を講義した。

左に動物學の著名なる參考書並に教科書を掲載して識者の參考に供する。

動物通解	二冊	明治十八年	佐々木 岩川 共著
動物學教科書		明治十八年	飯島 石川 五島 共著
新撰動物學	二冊	明治三十六年	會田龍雄著
動物通解續編及附圖		明治十九年	石川千代松著
動物解剖指針		明治二十五年	石川千代松著
實驗動物學		明治三十七年	五島清太郎著
動物の社會		明治三十六年	石川千代松著
動物の共棲		明治三十六年	石川千代松著
通俗動物新論		明治三十八年	箕作佳吉著
日本水産動物學		明治三十五年	藤田經信著
海産動物學		明治四十年	飯塚啓著

三 植物學

東京大學に於て、明治九年始めて矢田部良吉が植物學を講じ、東大理學部教授として二十四年まで在職し

松村任三

三好學

藤井健次郎

後東京高師教授、高師校長となつた。明治二十一年元矢田部教授の助手であつた松村任三が獨逸から歸朝するに及んで獨逸流の植物解剖學組織學が傳へられた。それまで唯外國書等を基として斷片的に研究するに止つてゐたが、松村の齎らした新智識は、植物學界に新たなる活氣を與へた。明治二十八年三好學が獨逸より歸朝して、植物生理學並に植物生態學の講義を創め、茲に松村の植物解剖學組織學の講義と相俟つて本邦植物學は略その外形を整へるに至つた。

矢田部良吉が我が國植物學創業者としての榮譽を受くる事は勿論であるが、明治中期以後の植物學發展の大半は松村任三の功績である。松村任三、三好學に次いで、形態學を修めた藤井健次郎を得て植物學は分科的に完備したのである。明治中期以後出版された著名な參考書並に教科書を次に列記して參考に供する。

日本植物名彙	明治十七年	松村任三著
理科大學植物標品目錄	明治十九年	松村任三著
和漢對譯本草辭典	明治二十五年	松村任三著
植物學講義	明治三十二年	三好學著
植物學汎論	明治三十四年	安田篤著
實驗植物學	明治三十五年	三好學著
帝國植物名鑑	明治三十七年	松村任三著

第十一節　電氣瓦斯

一　火力電氣事業

電氣の利用

近代産業の花形としての電氣は動力として工場の機械を運轉し、電燈・電氣ストーブ・電氣時計・電氣煽風器・電氣コンロ・電氣行火として各家庭に使用せられ、醫師には醫療に利用せられ、交通機關としては電車・電氣機關車・通信機關としては電信・電話・電送寫眞・ラヂオに、米穀商では精米機に使用せらる。その他諸種の工業に利用せられ、全く電氣萬能時代を出現しつゝあるが、就中電燈と動力は最も重要視されてゐる。

電燈點火の起源

我が國の電燈に就ては本邦重要事業史に『本邦に於ける電燈點火の起原は、明治十一年三月東京中央電信局の開業式當日、その晩餐會場（工部大學）の燈火用として、當時の工部大學生藤岡市助、中野初子の兩氏がエルトン教授指揮の下に、グローブ電池を用ひてロヂユボスク式孤光燈を點火したのを以て嚆矢とする。

東京電燈株式會社の設立 電燈供給事業の始め

其後、大倉喜八郎、外四氏は東京市に於ける電燈供給事業の計畫に着手した。之より先き、横山孫一郎及び大倉喜八郎の二氏は東京市街に孤光燈供給事業の企圖をなし、米國ブラッシュ會社より發電機を齎して技師の渡來するに及び茲に以上二派の合同成立し、十五年に出願して翌十六年二月、資本金二十萬圓の東京電燈株式會社の設立が許可され、此所に本邦に於ける電燈供給事業の起原を作つた。今日の東京電燈の前身が即ち之れである。

官廳電燈點火の始め

東京電燈會社が孤光燈事業を開始せんとして間もなく、白熱電燈の研究は本邦に於て大いに進んだ。即ち明治十八年、内閣官報局印刷所は米國エヂソン電氣會社にエヂソン式十五キロ直流電機一臺を注文し、之れを携へて來朝せし同社技師コングドン氏監督の下に工事に從事し、同年に白熱燈を點火するに至つた。此頃より電燈供給設備を計畫する者各地に現れ、更に十九年にはコングドン氏設計監督の下に、大阪三軒屋の大阪紡績會社に於て、二十五キロ、エヂソン式直流電機を据付けた。前者は官廳電氣事業の鼻祖をなし、後者は自家用電氣事業の嚆矢をなすものである。

自家用電燈點火の始め

此の間東京電燈は東京銀行集會所の開業に當り、四十個の白熱電燈の點火を試みた。其後十九年十一月に至り、同社は白熱電燈を以て實際電氣供給の事業を開始するに至

火力電氣事業の勃興

明治中期に於ける火力電燈會社

つたのである。

明治十六年二月、東京電燈株式會社が設立の認可を得、同十九年七月五日を以て愈々開業するに到るや、之れに倣うて各地に電燈供給事業は相亞で勃興した。」とあり、我が國に於ける初期時代の電燈供給事業の一斑を窺ふことが出來るであらう。猶ほ二十二三年頃を中心として設立された火力電燈會社は本邦重要事業史によると左の如くである。

創業時勃興の電燈會社

社名	開業年月
東京電燈株式會社	明治十九年七月
神戸電燈株式會社	二十一年九月
大阪電燈株式會社	二十二年五月
京都電燈株式會社	二十二年七月
名古屋電燈株式會社	二十二年十二月
横濱共同電燈株式會社	二十三年十月
深川電燈株式會社	二十三年十二月
品川電燈株式會社	二十四年一月
帝國電燈株式會社	二十四年七月
熊本電燈株式會社	二十四年七月
北海道電燈株式會社	二十四年十一月

前記の如く電氣事業は明治二十五年末に總數十一會社に達し、總資本金は二百四十七萬餘圓、電燈需要家

明治三十五年の電燈需要家總數

は七千百三十三戸、取付燈數は三萬五千六百四十七燈で、一戸平均約五燈であつた。但し當時の電燈需要者の大部分は官衙・學校・會社・事務所等で、比較的商店の需要は尠なかつた。これは當時電燈の料金が石油に比し割高で、家庭用としては僅かに上流家庭に使用されるに過ぎなかつたと傳へられる。明治十九年七月東京電燈會社が開業して市内に電燈の供給を始めたが、當時ランプの全盛時代で、ランプには實に凝つたものが多く、全部錫製のものなどがあり、その形にも行燈形のもの、昔の燭臺の如く高い臺附のもの、吊しランプ等數種あり、旅館・料理店・商家・農家・工場・會社などでは多く吊しランプを用ひ、學生等の如く机を使用するものは主として臺ランプを用ひた。東京の旅館で電燈を用ひたのは日清戰役直後であるが、下宿屋などでは明治三十五六年から始めて電燈を用ひ、同じ市内の下宿屋でも小さな所ではそれから十年後の日露戰爭當時始めて電燈を用ひた。隨つて當時商家や月給生活者などの家庭では殆ど全部ランプまたは瓦斯燈を用ひてゐた。日比谷公園・上野公園・淺草公園・芝公園等などには日露戰爭當時なほ瓦斯燈を點火してゐたが、商家の軒燈は大抵石油燈であつた。加之、日本橋の大通り、銀座街・新橋驛附近・上野驛附近などの街燈も多く瓦斯燈で、殆ど電燈などは見られず、唯僅かに上野公園の動物園前にアーク燈があつたに過ぎなかつた。もつとも日露戰爭當時、ガタ馬車が神田昌平橋から本鄕湯島をとほり、四丁目の角兼安(小間物店)の前から大學前を拔け、第一高等學校前の酒商高崎屋を右に見て西片町に入り、こゝから白山にかゝり、巢鴨を通つて板橋の警察前まで往復してゐたことを思ふと、當時ランプや瓦斯燈を用ひたからとて、何も不思議ではあるまい。東京市内に隅から隅まで電燈の普及したのは、日露戰爭後である。當時用ひた電燈は諸官衙・商店・公署・旅館・會社・銀行・集會所・料理店等を除く一般民家では大抵十燭が定則で、下層民家では五燭を用ひるのが習慣であつた。現今は電燈まで贅澤になり、電燈會社でも十燭以下の電球を賣らず、また一般家庭でも五燭の電球を用ひることを知らぬ有樣、上流家庭になると疊一枚を五燭とし、四疊半に二十

ランプの全盛時代一般民家の燈火

電燈の普及

四燭、六疊に三十燭、八疊に五十燭、十疊二百燭等の電球を使用する所があり、之れを三分心・五分心・圓心（まるしん）などの薄暗いランプを用ひた時代に較べると實に隔世の感がある。

日清戰爭前後の電燈

當時の電氣事業は全部火力電氣で、從つて電燈料も高價であつたので、防火上安全と知りつゝも割高な電燈を用ひなかつたものらしい。尚ほ日清戰爭前後の火力電氣事業に就ては本邦重要事業史に『火力電氣事業の創業後間もなく、日清戰役に遭遇して、財界は不景氣に轉入したにも拘らず、戰時中新たに電氣事業を開始せるもの十五箇所に及び、戰後一般商工業の勃興に伴うて斯業は愈々益々發展に向つた。

明治三十年末電燈事業

即ち明治三十年末には全國の電燈事業總數三十九箇所に達して、その內汽力を原動力とせるもの二十八箇所を算した。而して日清戰役前後に創立せられた重なる會社の數は四十七社（內、十四社は主として水力に依る）を算した。

戰後景氣の反動

然るに三十年末には、一般財界が戰後景氣の反動に依りて沈衰し、電燈事業も亦其の大勢には抗することを得なんだ。即ち、明治三十三年十一月末の調査に依れば、許可電氣供給事業中未開業會社は三十六箇所、開業會社七十一といふ狀態を示し、この他計畫中に屬するものにして、創業の準備に着手し得ざるものも尠くなかつた。今當時の電燈點火狀態を示せば次表の如し。

全國電燈需用狀況

年次	需用家數	取附燈數	需用家一戶當平均燈數
二八	二〇、一四九	八八、八五四	四個
二九	二二、〇六四	一〇六、三〇六	五個
三〇	二九、七〇一	一四〇、六八三	同
三一	三三、四八五	一五九、六八九	同
三二	三六、七八八	一八三、四一三	同

三三	四三、二七二	一二七、二七三	同

云々」とある。右の表によつて見ても電燈數は著しく增加し、日清戰時中の二十八年には需要者一戶平均が四個であつたが、戰後の二十九年からは一戶平均五個となつた。併し一戶平均數の多いことは需要家の數が割合に增加せぬことを物語るものであるが、この現象は當時電燈料金が石油を凌駕するに至らず、從つて需要が中流以下の家庭に普及せぬことを證據立ててゐる。いま本邦重要事業史から明治三十四・五年頃の電燈料金表を再錄して見ると、左の如くである。

日清戰爭後の電燈增加

明治三十四五年頃の電燈料金

	明治三十四五年			最近	
	半夜燈	終夜燈	石油（チャスター一箱）	電燈料金	石油
八燭光	〇、九八圓	一・七三圓	二・六乃至三・〇	……	七・二圓
十燭光	一・一五	一・九六		〇・五〇	
十六燭光	一・六一	二・七六		〇・五五	

右の表によつて見ると、當時の電燈料金は今の四倍乃至五倍を示し、之れに反し石油は現今の市價の三分の一乃至五分の二程度の安價であつた。要するに電燈料金がランプよりも割高だつたから、中流以下の家庭には容易に普及しなかつたのであらう、次に日露戰前までの全國に於ける電燈個數增加の趨勢を示すと、本邦重要事業史によれば明治二十一年には四千十一燈、二十三年には二萬五百四十四燈、二十五年には三萬五千六百四十七燈、二十八年には八萬八千八百五十四燈、三十年には十四萬六百八十三燈、三十三年には二十一萬七千二百七十三燈、三十五年には三十二萬三千四百七十七燈に增加した。電燈料金の割高について注目すべきことは、當時石炭の騰貴によつて火力電氣事業が非常に壓迫を蒙り、電燈會社は勢ひ電燈料金を安くする譯に行かなかつたといふ。以て火力電氣事業に取り、石炭の價格が如何なる役割を演じてゐるかゞ略ぼ

日露戰前の全國電燈數

石炭の騰貴と電燈料金の關係

石炭の騰貴は水力電氣の興起を助成す

想像に難くないであらう。ために火力電氣事業家の間に漸く水力電氣事業論が擡頭し、やがて之れが興起の機運を急激に助成したのである。

日露戰役後に於ける電力需要の激增

電氣事業の投下資本激增

日露戰役後、産業の急激な勃興にともなひ、電燈・電力の需要が激增した。隨てこの期に於ける電氣事業の發展は非常なもので、大小百餘社の新設會社が興り、遂に電氣事業は我が國事業界一方の重鎭となるに至つた。尙ほ當時電氣事業投下資本の激增に就いては本邦重要事業史に『其投下資本を見るに、四十一年末の公稱資本金は三十六年に比し五倍四割に增加し、拂込資本は四倍三割六分、社債及借入金も四倍九割四分に著增してをる。若し夫れ未開業會社の資本金を加算すると、四十一年末には二億二千七百五十四萬二千圓に達し、本邦事業界に於ける一種事業の總括資本金としては、銀行業に次ぐ膨大なる資本を擁する事業となつた。而して其の各個會社の內容に於て見るも、明治三十六年當時に於ては、五百萬圓以上の資本を擁する會社は一つもなかつたものゝ四十一年末には一千萬圓以上の開業會社三社、未開業會社二社に及び、五百萬圓以上の開業會社も亦三社、未開業會社三社を算する狀態となつた。(中略)

發電力の著增

發電力も亦著增した。即ち三十六年末を以て同四十一年末に比すれば、火力水力の合計に於て四萬四千二百五十二基から、十五萬四千七百三十二基になつてをる。實に十一萬四百八十基、二十四割七分の激增である。その內容を見るに、先づ電氣供給・電氣鐵道・供給及電鐵兼營の三者合計にては同期間に落成火力發電量三萬七千九百六十三基、十八割五分を著增し、自家用及官廳用を加へると二十割四分、六萬三千四百八十三基を激增してをる。他方水力發電量の比較を見ると、前三者の合計は九千四百四十二基より四萬四千三百四十一基に、三十六割八分といふ驚くべき增加率を示してをる。從つて總發電力(自家用官廳用を含む)に於ける水力火力の比率は、三十六年には火力七に對して水力三の割合であつたものゝ四十一年には六對四の割合に變化した。如何に當時の水力電氣熱勃興(此の時期に起りし重なる新設會社八十九社中水力に依るもの六十社)の急なりしかゞ窺はれや

發電設備の發達

う。以上の如き發電力の發展と相俟つて、發電設備の上にも可成り顯著な發達をした。例へば、創業時代に於ては其設備の大小は兎も角、其の採用せる原動機は主として蒸氣機關（スチームエンジン）なりしが、明治四十年前後より蒸氣タービンを採用するの傾向に進んだ。先づ東京電燈會社は逐年電燈需要の増加するに鑑み、且つ蒸汽タービンの優秀なるを認め、南千住の新發電所を建設するに當つて、最新式一千キロワットのスチームタービン四臺を据付けた。（明治三十九年六月完成）これタービン原動機使用の嚆矢である。

タービン原動機使用の嚆矢

東洋第一の火力發電所

次いで四十一年七月には、大阪電燈會社に於て一大火力發電所の計畫を樹て、安治川畔一萬五千キロワットの發電所を建設して四十三年六月竣成を見るに至つた。蓋し當時に於ける最大の火力發電所（東洋第一）として、更に又、原動機がスチームタービンに依るものとして、共に特記すべきことである。

財界の反動と電氣事業の混亂

電氣事業の整理

然るに明治四十一年に於ける財界反動の爲め、電氣事業も亦從來嘗てない大混亂に陷入り、解散・合併・合同等による整理を餘儀なくせらるゝに至り、可成りひどい慘狀を呈した。今其の一二について見るに、横濱共同電燈會社は四十年に、神奈川電燈、四十二年に箱根水力電氣を合併して横濱電燈と改稱し、次で横須賀電燈瓦斯、江ノ島電鐵等をも合併した。又北海道電氣株式會社は札幌水力を合併し、三重共同電氣株式會社は津電燈を併合し、名古屋電燈會社は東海電氣名古屋電力の兩社を相前後して併合し、東京電燈は東京電力株式會社を併合した。如斯一方に於ては困難な會社の整理が行はるゝと共に、他方に於ては新設會社にして大規模の既定計畫を着々として進めたもの亦尠くなかつた云々』とある。以て日露戰役直後に於ける我が火力電氣事業の一斑を窺ふに足るであらう。

二　水力電氣

水力電氣事業

我が國の水力電氣事業は火力電氣事業に比して稍々その歷史は新しい。明治十四年京都市が交通の便益を圖る目的で琵琶湖疏水運河開鑿を企てた。この疏水は同二十三年四月竣成したが、京都市では疏水工事中水

水力發電所の濫觴

力發電所を建設し、二十五年六月開業するに至つた。これは我が國に於ける水力電氣事業の濫觴である。その機構能力に就ては本邦重要事業史に『開業當時の發電力はペルトン水車百二十馬力二基にして、計畫總數は二十基二千四百馬力となる豫定であつた。此發電量は一方インクライン舟曳用に使用すると共に、更に京都時計製造會社・藤井紡績所・京都電燈會社等に配電するに至つた。爾後京都市水利事務所は漸次發電所の機械を增設して、明治三十年五月には、豫期の如く二千馬力の發電設備を完成するに至つた云々』とある、以てその一斑を窺ふに足るであらう。

箱根電燈所日光電力會社

京都水力發電所の成功が四方に傳はるや、各地に水力電氣事業を計畫するものが續出し、箱根電燈所、日光電力會社等を始め、日清戰爭前後には可なり多くの水力電氣事業會社が設立された。日清戰爭中は他の產業會社が不振なるにも拘らず、水力電氣會社の設立されるものが多かつた。本邦重要事業史によると、日清戰役當時開業した水力電氣株式會社は左の如くである。

日清戰爭當時開業した水力電氣會社

社名	開業年月	使用河川名
前橋電燈株式會社	二七年五月	天狗岩用水路
桐生電燈合資會社	二七年五月	渡良瀨川支流
豐橋電燈株式會社	二七年三月	豐川支流
仙臺電燈株式會社	二七年七月	廣瀨川
福島電燈株式會社	二八年十一月	須川

炭價の暴騰は水力發電所の設立を促進す

日清戰爭中に水力電氣事業の勃興したのについては、當時炭價が暴騰し、火力電氣事業の餘り有利でないことが判明した爲めであらう。東京・大阪の如き大都會に於ては火力電氣事業もさまで不利ではないが、地方にあつては、石炭による火力發電法は割に合はず、水力電氣事業の方が遙かに有利であつたから、斯く水

郡山絹絲紡績會社の水力發電工事

廣島水力電氣會社の水電工事

日露戰爭後の水力電氣の發展せる主因

力電氣事業は地方の都會から發達したものであらう。この第一期時代に於ける水力電氣事業に就ては本邦重要事業史に『第一期時代に於る水力電氣事業は、僅に電氣方式に稍々進歩を示したのみであり、其水力利用地點は、電力需要地より左迄遠隔でない場所に限られてゐた。試に當時に開始された水力發電の實例を示さんか、郡山絹絲紡績會社の水力發電工事（三十二年竣成）は猪苗代疏水、俗に謂ふ、沼上瀧の下に、八百五十基の發電所を設け、その送電距離は郡山町去る五里十八町三十八間、十三哩に過ぎなかつたが、その方式三相交流にして、發電量百五十キロワツト、電壓二千ヴオルトの發電機を採用し、更に變壓器によりて之れを一萬ヴオルトに高め得る設備となしたことは、大に世人の注目を惹いたものである。而して此の計畫及び發電送電の成功は、我が電氣事業界に更により大なる設備と遠距離輸送の可能を暗示し、又これを計畫する上の材料として、大いに貢獻する所があつた。郡山絹絲紡績と相前後して、廣島水力電氣株式會社の水電工事も落成された。今より見れば、幼稚なものではあるが、共に當時に於ける新式設備として、配電盤・遞増變壓室・特別高壓送電線路・同支持物並びに變電・饋電等に至るまで、いづれも新しき試みと技術の進歩を物語りつゝあつた云々』とあり、以て略水電工事の概況を推知し得るであらう。

水力電氣事業は日露戰爭前後に於て發展の第二期に入つた。當時火力電氣に比して特に急速なる發展を可能ならしめた主原因は火力電氣よりも水力電氣が經營上有利で、其の事情は本邦重要事業史に『水力電氣が經營上有利であるといふ事情を想察するの資料として、明治三十七年十月、東京電燈が桂川第一發電所建設に際し、發表せし工事豫算及收支見積書を點検して見るに、建設費は割高に付いてをるが、燈用電氣料を從來より二割乃至四割も引下げて尙ほ年二割六分強の利益率を示す計算となつてゐる。斯くの如き狀況の下に水力電氣は驚くべき勢ひを以て發展して來た。先づ日露戰中戰後に設立された水力電氣會社の主なるものを摘錄すれば、次の如くである。

	許可年月	使用河川	四十一年末資本金（千圓）
宇治川電氣	三九・一一	宇治川	一二・五〇〇
箱根水力電氣	三九・一二	早川	一・二〇〇
日英水力電氣	四一・七	大井川	一二・〇〇〇
上毛水力	四〇・五	沼尾川	五〇〇
富士水電	四〇・一一	芝川	六〇〇
名古屋電力	三九・一一	木曾川	五、〇〇〇
北陸水力電氣	四一・八	大聖寺川	二〇〇
新潟水電	四〇・五	大荒川	三〇〇
新潟水力電氣	四〇・五	早出川 五十嵐川	一、五〇〇
伊達電力	四〇・八	摺上川	三〇〇
播磨水力	四一・一	市川	五〇〇
山陰電氣	四〇・九	日野川	二〇〇
辻町水力	四〇・五	井内谷川	六〇〇
德島水力	四〇・六	鮎喰川	三〇〇
廣瀧川水力	三九・九	城原川	三〇〇

水力電氣會社の增加

そこで、水力電氣事業者が、如何に增加して來たかの狀況を見るに（中略）三十六七年には火力會社の方が水力發電會社よりも多數であつたのが三十八年には水力の方が多くなり、更に進んで四十年代に入つては遙かに火力を超えるに至つた。營業會社の增加につれ、その水力電氣の發電量は年と共に火力のそれに接近し

大水力電氣會社の出現

遂に火力の量を摩するに至つた。（中略）即ち、明治四十二年には落成のみに就いて見れば、火力の方が尙二割强の多量に當つてをれど、未落成を計算に入れば水力の方が却つて多いといふ程に、水力は數年間に著しき發展を示した。例へば、三十六年を基準とした四十二年現在の狀況は、水力落成は三十六割を増加したに對し、火力は二十四割九分に過ぎない、更に水力未落成は五十六割を増加したに對して火力は三十二割を示すに過ぎない。以て水力發展の狀を察すべきである。他方其の技術の上にも驚くべき發展の跡を示して來た即ち東京電燈の桂川水力發電工事は、當時同社の技師長たる中原氏、親しく歐米各國の斯業を見學して歸へり、明治三十九年一月土工を起して、山梨北都留郡駒橋に水量七百五十立方呎、落差三百四十五呎、水車軸に於ける馬力數二萬二千五百基に達する大規模の發電工事を起し、變電所を早稻田に定め、發電所より五萬五千ヴォルトの特別高壓を以て、五十哩の遠距離を輸送して變壓所に饋送する大計畫を建て、略ぼ此計畫通の竣成を示した。これが爾後續いて起つた鬼怒川水力電氣・桂川電力・九州水力電氣・宇治川電氣・猪苗代水力電氣等の膨大なる發電計畫の前驅をなしたのである。既述せる如く四十一年の反動襲來後、電氣事業界は、一大整理期に逢着したが、而も此間に在りて、水力電氣は益々その發展の基礎を作り、大規模の發電計畫が相踵いで起つた。かくて水力電氣全盛期到來の機運は熟したのである。試にこの時代に於ける新興水力電氣會社の內、大規模のものを示せば、次の如くである。

水電會社大規模發電計畫の概要

會社名	電壓／發電量	許可年月（明治）	起工年月（明治）	竣工年月（大正）
宇治川電氣	五五、〇〇〇 三〇、〇〇〇	三九、一一	四一、—	二、六
鬼怒川水力	六六、〇〇〇 五一、四〇〇	四三、七	四四、四	一、三

桂川電力	七七、〇〇〇 三二、〇〇〇	四三、七	四四、一〇	二、六
九州水力	五五、〇〇〇 一六、二〇〇	四二、八	四四、三	三、四
猪苗代水力	二一五、〇〇〇 三五、〇〇〇	四四、七	四五、四	三、一一

十一萬五千ヴオルトの高壓電氣百五十哩の送電線

斯くの如く、大規模の發電工事は各所に起り、猪苗代水力電氣の如きは、十一萬五千ヴォルトの特別高壓電氣を以て百五十哩の送電線を完成し、遂に東京に送電することに成功する等、當時送電線に於て世界第三位に位すると云ふが如き大企圖を無事に了へて、愈々水力電氣の成熟期に入つた。而して當時に於て、特に注目すべきことは、同一地方に同業會社の新設を許したことである。特にそれが各都市に多かつた。例へば東京に於ては日本電燈株式會社・相模水力電氣、京都に於ては京都電氣株式會社、神戸に於ては神戸電氣鐵道株式會社の電燈兼營許可等が之れである。之れが爲め、水力電氣は一時各地方に於て供給過剩の感をさへ呈し、各都市の電燈料金は競爭の結果漸次低下せらるゝに至り、大正初年頃には如何にして水力電氣の實間餘力を利用すべきかゞ、朝野の喧しい問題となつた。而して大正二年二月六日には、之れに就き遞信省は各地方長官並びに遞信局長に對して意見を徵した位であつた。之れと相前後して各都市の電燈供給公營事業も亦た大いに發展したことも特記すべきことの一つである。

同一地方に同業會社の新設を許す

日本電燈會社相模水力電氣

以上の如く、電氣界の中心は次第に水力電氣に移り、他方瓦斯機關發電の傾向も著しく發展したといへ、何れも自家用小規模に限られる狀態で、從來の火力發電會社も先きを爭うて水力利用を試むるに至つた。

三 電氣鐵道

電氣鐵道

我が國に於ける電氣鐵道、卽ち電車の濫觴に就いては本邦重要事業史に『明治二十三年第三回內國勸業博

電車の始め
第三回內國勸業博覽會

京都電氣鐵道株式會社
第四回內國勸業博覽會

京都電車複線となる

東京電氣鐵道

覽會が上野公園に開催さるゝや、櫻ヶ岡に約四丁の軌道を敷設し、一般公衆に電車運轉の實況を示し、電氣鐵道の利便は始めて邦人の周知する處となつた云々』とある。併し之れは實用的なものではなく、唯單に電車といふものを公衆に實見せしめたに過ぎなかつた。電氣鐵道を實用に供したのは京都の電車が嚆矢だと云はれる。これは本邦重要事業史に『實際に於ける我國の電氣鐵道事業は明治二十八年二月京都電氣株式會社に依りて、七條停車場博覽會間に約四哩餘の線路が開通したのを嚆矢とする。蓋し京都市に於ては市の經營にかゝる琵琶湖疏水を利用して、粟田口に水力發電所を建設し、明治二十五年四月より電氣供給事業を開始して居たので、京都電氣鐵道株式會社が起り、同市の交通機關として電車を運轉せんとするに當り、其所要電力を供給し得ることが、其事業の達成を容易ならしめたる所以であり、偶々第四回內國勸業博覽會が二十九年に京都市に於て開かれたるが爲め、京都をして遂に我國電氣鐵道の先蹤たらしめたのである。京都の市街が比較的端正であり、且つ市內に於ける往來交通が、東京・大阪の如く、雜鬧ならず、電車運轉に生ずべき危險のさほど憂ふべき狀態ならざることも、亦其敷設を許可するに逡巡せしめざりし所以であらう。同電氣鐵道は爾來漸次延長し、四十年以後既設單線を複線に改め、大正六年九月末には延長三十哩四分に達した。而して明治四十年に、京都市が其道路擴築改良工事を起すと共に、市自ら其擴築道路に電氣鐵道を敷設するに決し、其計畫に着手せるも、折柄戰後經濟界の反動期に入り、金融逼迫資金の調達容易ならず、一先中止し、後四十二年に至り再び擴築部を開いた。四十三年六月遞信大臣の許可あり、四十四年八月起工し、四十五年六月に至り特許線の大部分に電車の運轉を始めた。斯くて京都市內には公私二種の電車經營が併存するに至つた。而して市の私設線買收は幾度か其成就を妨げられしも、大正七年遂に解決し、乘車賃の均一制が實行さるゝに至つた云々』とあり、京都電車の一斑を窺ふに足るであらう。

一方東京電氣鐵道の敷設はその計畫が京都の電車よりも早いが、種々の故障で容易に實現しなかつた。い

立川勇次郎
蓄電池式電氣鐵道
單線架空式電氣鐵道
博覽會の電車運轉
東京電氣鐵道の出願濫出
東京馬車鐵道會社
東京馬車鐵道會社の電化出願
東京電氣鐵道敷設の出願
東京電車鐵道の申請
東京電道の出願
三派の合同
東京電氣鐵道株式會社
東京電車鐵道の出願
東京自動鐵道の出願

ま實現までの經緯を略記して參考に供しよう。明治二十一年立川勇次郎等が東京市街を營業區域とし、蓄電池式電氣鐵道の敷設を出願した。これと前後して藤岡市助なるものが大倉喜八郎、久米民之助等の贊助を得て、單線架空式に依る電氣鐵道の敷設を出願した。然るに第三回內國勸業博覽會の開催されるや、藤岡市助は東京電燈會社と謀り、博覽會見本として前記の如く櫻ヶ岡に軌道を敷設し、電車を運轉して一般に觀覽せしめ、電車の知識を與へた。東京市民、否な日本人はこの時始めて電車を觀たのであらう。併し立川勇次郎等の出願も藤岡市助等の出願も未だ實現の運びに至らないので、東京の雨宮敬次郎・梅原精一・立川勇次郎・藤岡市助、名古屋の奧田正春、大阪の外山修三・村野山人、京都の高木文平等が相謀つて電氣鐵道期成同盟會を結成し運動を始めた。然るに明治二十五年に至り、日本鐵道會社が上野・新橋の兩驛間に高架鐵道の敷設を計畫するや、從來この兩驛間に軌道を敷設して營業してゐた東京馬車鐵道會社は之れに對抗するため動力を電化する必要を感じ、藤岡市助に調査を囑託すると共に四ヶ所の新線を併せ、その許可を政府に申請した。所が其後間もなく雨宮敬次郎等は單線架空式線路三十九哩の東京電氣鐵道を出願した。また大倉喜八郎藤岡市助等は東京電車鐵道の許可を申請し、立川勇次郎等は東京電道の允許を求めるといふやうに、東京市街電車の敷設を中心にして三派は盛んに運動を試みたが、三派の鼎立は目的達成に不利なるを覺り、後ち三派は合同して東京電氣鐵道株式會社と改稱してその實現を期した。次いで明治二十八年三月に至り、中上川彥次郎・米倉一平・福澤捨次郎等は東京電車鐵道を申請し、その翌二十九年二月には野中萬助・袴田喜四郎利光鶴松等が壓搾空氣を動力とする東京自動鐵道を出願するに至り、茲に東京市街電車の敷設をめぐり、猛烈な競爭出願を出現するに至つた。併し時偶々日清戰爭後の財界反動期に入り、その事業は容易に成就せざるのみならず、當時市街地の道路が狹隘、且つ街衢不整にして軌道の敷設に適せず、加之電車運轉の方式に多大の不安があつたので、東京・大阪の如き大都會に電車を敷設することは容易に許さなかつたものであら

名古屋電氣鐵道
京濱電氣鐵道

り。之れに反し、都市郊外の比較的近距離なものは、政府でも認可の方針を採つたので近距離電車は漸次開通するに至つた。即ち明治三十一年五月には名古屋電氣鐵道(一部開通)、同三十二年一月には京濱電氣鐵道(一部開通)、同三十三年三月には小田原電氣鐵道(開通)、同三十三年五月には別府電氣鐵道(一部開通)、同三十五年九月には江ノ島電氣鐵道(一部開通)、同三十六年八月には伊勢電氣鐵道(一部開通)、同三十七年五月には土佐電氣鐵道(一部開通)が開業した。

● 東京電車敷設の遲引せる原因

大都市、例へば東京・及び大阪の電氣鐵道敷設が遲延したことに就き、本邦重要事業史には『私設京都電氣鐵道に於けるが如く、斯界初期の起業者は皆工事簡單にして建設費の比較的低廉なる單線架空式に依らんとしたが、單線架空式が電話に及ぼす妨害と、地中埋沒金屬管を腐蝕する事例は、歐米に少からずとて反對說起り、內務省は爲に調査會を設け、明治二十八年七月單線架空式は市內鐵道に許可せざる事、複線式並に蓄電池式は市區改正の設計に依りて旣に改修を經たる分には許可すべき事を議決した。然れば東京には空氣壓搾鐵道の計畫者もあつたが、藤岡市助氏が東京商業會議所の囑託になり、歐米を視察し調査したる結果、市街交通機關は電車最有利であり、壓搾鐵道は經費巨額、危險の程度不明確にして、實用的交通機關にあらずと報告した。於茲乎、最初より複線式で出願せる者は愈其長所を高唱し、當局は遂に市街鐵道を複線式に依らしむるに決し、此方式により出願せる横濱電氣鐵道は三十三年九月、東京電車鐵道及東京市街鐵道は三十四年六月、東京電氣鐵道會社・大阪市營電車は三十六年中に、事業經營の許可をうけ、東京電車鐵道は三十六年八月に、東京市街鐵道並に大阪市營電車は同年九月に横濱電氣鐵道は三十七年五月に、東京電氣鐵道は三十七年十二月開通した云々』とあり、以て當時政府の電車に對する方針の一斑を知り得るであらう。

空氣壓搾鐵道

汽車の電化
汽車電化の嚆矢

電氣鐵道の普及と共に、電氣鐵道が漸次蒸汽鐵道、即ち電車が汽車に代用される傾向が現はれて來た。本邦重要事業史によると『明治三十七年八月に至り、先づ甲武鐵道の一部市內飯田町と中野町間六哩八分に、

甲武鐵道株式會社の起源
鐵道國有法の發布
中央本線一部の電化
東京山手線の電化
信越線碓氷峠の電化
電氣機關車の採用
第三軌條式電氣鐵道の先驅
幹線電化の嚆矢
東京横濱間の電化
南海鐵道の電化
高野鐵道の電化
秩父鐵道の電化

電車を併用運轉することゝなつた。甲武鐵道株式會社（いまの中央本線）は明治三十一年三月の創立で、當時東京市飯田町より府下八王子まで二十七哩を營業してゐた。其後三十九年鐵道國有法の發布と共に、官線となり、而して四十一年四月に御茶の水より昌平橋迄、次で四十五年四月昌平橋より萬世橋迄延長し、最後に大正八年三月一日市內高架鐵道の開通中央停車場の設置と共に、東京驛に於て東海道線と連絡した。次に鐵道院（いまの鐵道省）は四十二年二月東京山ノ手線上野烏森間十八哩一分並に池袋赤羽間三哩に電車の併用を開始し、四十三年六月有樂町迄、同九月吳服橋迄延長した。山ノ手線に次で官營鐵道の電化は信越線中の碓氷峠に行はれた。碓氷峠は信濃上野間の峻嶺であるが、信越及中仙道に通ずる要路に當り、明治二十四年四月より鐵道敷設に着手し、翌二十五年四月開通した。然るに其線路中横川矢ヶ崎間六哩餘は熊ノ平を除き、殆ど十五分ノ一の急勾配であるから、アプト式齒軌條を敷かざるを得ざりしより、速度弱く六哩間の運轉に一時十數分を要し、且二十六箇の隧道あり、其延長一萬四千六百三十八呎を算すれば、旅客の不快、乘務員の苦痛多大なる故、百方研究の後、明治四十二年六月電氣機關車を採用するに決し、翌四十三年四月工事に着手し、幾多の困難を經て四十五年五月、竟に之を完成した。實に我國に於る第三軌條式電氣鐵道の先驅にして、幹線電化の嚆矢である。之れと共に東京・横濱間に電車の併用が計畫せられ、大正三年十二月工事略了り、同月二十日開通式を行へるが、試運轉に際し、故障ありて中止し、大正四年五月十一日實際に運轉を見るに至つた。

私設鐵道中、甲武鐵道に次で電車の併用を開始したのは、南海鐵道である。即ち明治三十八年六月より難波濱寺公園及天下茶屋天王寺間に、次で三十九年十月より濱寺貝塚間に用ひ、更に四十年三月より和歌山迄全線に及ぼした。次に高野鐵道（當時大阪市長野間）は大正元年十月電車の運轉を開始し、最近に至り秩父鐵道（埼玉縣川越町・秩父郡影森間）は十月一日より電車を運轉し、武藏鐵道（市外池袋飯能間）も亦十月

一日より、池袋所澤間に電車の併用を開始した。而して國鐵中央線に於ては從來吉祥寺迄なりし電車を十一月二十日より府中まで延長した云々』とある。

武藏鐵道の電化

日露戰役後、我が國の産業は俄然面目を一新し、大いに勃興したが、就中電氣鐵道は著しく興隆した。本邦重要事業史に當時設立された電氣鐵道會社名が掲載されてゐるから、左に之れを再錄して參考に供しよう但しこれ等の電氣鐵道會社は二、三社を除き何れも日露戰爭以後に完成されたものである。

日露戰爭以後に於ける電氣鐵道の勃興

	軌道	哩長	延長	車輛數	附隨車數
東京市	四、六 呎吋	八五、八 哩分	一七一、二 哩分	一、五四〇 臺	— 臺
玉川電鐵	四、六	五、九	九、三	一五	二七
京王電軌	四、六	一四、五	一七、一	二六	八
王子電軌	四、六	五、三	一〇、六	二六	—
京成電軌	四、六	一三、七	二〇、六	一三	七
城東電軌	四、六	二、二	四、三	九	—
京濱電鐵	四、六	一七、四	三四、七	五七	一五
横濱電氣	三、六	六、四	六、四	一四	六
横濱電鐵	四、六	一二、八	二四、〇	一〇七	—
小田原電鐵	四、六	一三、六	一三、六	一一九	二一
武藏水電	四、六	八、〇	八、〇	七	一〇
本庄電軌	三、六	四、四	四、四	二	三
成田電軌	四、六	三、二	三、九	六	—

日光電軌	三、六	七、一	七、九	九	一八
高崎水力	三、六	二〇、五	一〇、五	一二	一九
利根發電	三、六	九、二	九、二	一二	九
利根電軌	二、五	一二、八	一二、八	四	二四
伊那電鐵	三、六	二八、〇	二八、〇	二〇	五六
駿豆鐵道	三、六	三、六	三、六	八	六
名古屋電鐵	三、六	五七、二	一〇二、三	二六〇	五三
瀨戸電鐵	三、六	一三、五	一六、七	二五	四四
愛知電鐵	三、六	二四、六	二四、六	一四	一一六
尾根電軌	三、六	四、〇	七、七	一三	六
岡崎電軌	三、六	二、二	二、二	六	二
名古屋土地	三、六	一、九	一、九	四	二
下ノ一色電車軌道	三、六	四、〇	四、〇	四	六
築地電軌	三、六	一、五	一、五	三	—
伊勢電鐵	三、六	九、四	一二、二	二一	一四
矢作水力	三、六	七、六	七、六	七	—
美濃電軌	三、六	二一、九	二五、四	三九	二一
長良輕鐵	三、六	三、二	三、二	四	—
岐北輕鐵	三、六	四、一	四、一	六	—

京都電燈福井支店	三、六	二二、九	二二、九	一二	二八
溫泉電軌	三、六	一六、五	一六、五	八	一二
金石電鐵	三、六	三、一	三、一	三	五
金澤電軌	三、六	四、四	四、四	二〇	―
松金電車	三、六	五、四	五、四	四	―
富山電軌	三、六	五、五	五、六	一四	―
花卷電氣	二、六	六、七	六、七	二	二
大津電車	四、八半	四、一	五、六	一〇	―
京都電燈	四、八半	四、六	五、四	二〇	―
京津電車	四、八半	七、二	一三、九	二五	―
京都市電	四、八半	二八、四	五五、九	二六	―
京阪電鐵	四、八半	三四、八	六九、六	七一七	―
大阪市電	四、八半	三九、四	七八、九	六二〇	―
大阪電軌	四、八半	一九、一	三八、三	二九	―
南海鐵道	四、八半	六一、二	一一三、一	一一〇	一三
大阪高野	三、六	三九、六	三九、六	一五	三〇
阪神急行	四、八半	一八、一	三六、二	四六	―
生駒鋼索	三、六	〇、七	〇、八	二	―
和歌山水力	三、六	八、五	一七、〇	二二	―

野上輕鐵	三、六	五、五	五、五		六
阪神電鐵	四、八半	二三、一	四四、二	八七	｜
神戸市電	四、八半	八、一	一六、二	八九	｜
兵庫電軌	四、八半	一一、四	二二、八	三一	｜
播州水力	四、八半	一、九	一、九	六	｜
龍野電鐵	四、八半	八、八	八、八	一二	一〇
能勢電軌	四、八半	四、五	四、五	八	｜
岡山電軌	三、六	一、四	二、〇	一二	｜
廣島呉電力	三、六	二、一	四、二	二〇	｜
廣島瓦斯電軌	三、六	八、二	一三、五	五〇	｜
岩國電軌	三、六	三、五	四、一	四	六
四國水力	四、八半	六、二	六、二	一八	｜
高松電軌	三、六	八、九	八、九	一一	｜
伊豫電鐵	三、六	三、四	三、四	六	｜
松山電軌	四、八半	六、二	六、二	一八	｜
土佐電鐵	三、六	一五、七	二五、四	四八	一四
長崎電軌	四、八半	三、〇	五、三	一九	｜
肥前電鐵	四、八半	六、〇	六、〇	四	二
九州電燈鐵道	四、八半	五、一	一〇、二	五四	｜

九州水力電氣	四、八半	五、二	一〇、四	三七	｜
同大分線	三、六	七、四	七、四	一六	五
三井電軌	四、八半	一四、二	一四、二	一六	｜
九州電軌	四、八半	二一、八	四三、六	四六	｜
筑後軌道	三、六	五、九	四、二	一二	三二
鹿兒島電氣	四、八半	七、四	一二、二	二六	｜
沖繩電氣	三、六	四、三	四、三	一〇	｜
函館水電	四、六	九、三	一三、四	四〇	二
札幌電軌	三、六	四、一	八、二	二四	｜

以上は本邦重要事業史に大正八年末の狀況とある。その後敷設された電氣鐵道には城東電氣鐵道（東京本所區錦絲町小松川間、水神森小名木川間）、駿遠電軌鐵道（省線靜岡驛清水港間）、小倉電氣軌道（福岡縣企救町足立村間）・吾妻軌道（群馬縣澁川中ノ條町間）・上田溫泉軌道（長野縣上田市の青木別所間）・竹鼻鐵道（岐阜縣竹鼻笠松間）・富士電氣鐵道（山梨縣都留電氣鐵道は大正十年七月動力變更落成し、上の如く社名改稱）・鹽原電車（省線西那須野驛・鹽原口間）・秋田電氣軌道（秋田市大工町土崎港間）・下野電氣鐵道（栃木縣都賀郡新今市新藤原間）・信貴生駒電氣鐵道（信貴山王寺間）・筑摩鐵道（中央線松本驛を起點とする信濃筑摩郡の同軌道は大正十一年五月、波多・新村間、同年九月には波多島々間が開通した）・池上電氣鐵道（池上五反田間）・琴平參宮電鐵（讚岐電氣鐵道の改稱せるもの）等がある。

四 瓦斯事業

瓦斯製造元高島嘉右衛門瓦斯事業の嚆矢

我が國で始めて瓦斯事業の行はれたのは横濱である。卽ち明治五年横濱の高島嘉右衛門外八名が瓦斯燈の點火を思ひつき、神奈川縣令井關盛良の許可を得て、佛國人ベルゲレンの設計に基き、横横市内に瓦斯會社を設置したのが我が國の瓦斯事業の嚆矢である。然るに該事業が着々として好成績を擧げたので、東京の人々も大いに食指が動き、明治七年市の共有金を以て瓦斯局を設け、澁澤榮一をして局長の事務を管掌せしめた。その後瓦斯燈の便利なことが認められるに及び、再三增資すると共に、ベルゲレンを瓦斯の專任技師に任じ、大いに改良を計つたので、需要は漸次增加するに至つた。次いで明治十八年に至り、瓦斯局を民間に拂下げることに決し、澁澤榮一等に拂下げたので、ここに資本金二十七萬圓を以て瓦斯會社を創立した、これが今の東京瓦斯會社である。本邦重要事業史によると當時の瓦斯需要戸數は三百四十三戸、燈數六千六百七十八個、街燈數四百基、瓦斯管延長十一哩六十二鎖、一日の瓦斯需要高平均七萬千五十五立方呎に過ぎなかつたと云はれる。

瓦斯局を設く澁澤榮一

瓦斯會社の創立

東京の瓦斯事業が官業から民業に拂下げられたのに反し、横濱の瓦斯事業は民營の不成績に鑑み、明治八年第一大區町會所は高島嘉右衛門等の瓦斯事業を買收し、同年十二月第一大區町會所は更に之れを本町外十三ケ町に引繼ぎ、尋いで明治二十二年に至り、市制施行と共に之れを横濱市に移讓し、市營となつた。横濱

横濱瓦斯事業の市營

東京の瓦斯事業が他の文化に比し、比較的早かつたにも拘らず、他の都市に於ける瓦斯事業はよほど後世である。東京・横濱に亞いで瓦斯事業の起つたのは大阪である。卽ち、大阪では明治二十九年小泉淸左衛門が資本金貳拾五萬圓を以て瓦斯會社を創立したが、資金不足のため開業の運びに到らなかつた。その後外資を輸入し、資本金を貳百萬圓となし、明治三十七年に至つて漸く開業した。尋で明治三十一年、松方幸次郎等は資本金百五十萬圓を以て神戸に瓦斯會社を創立し、同三十四年に至つて開業した。次に明治三十五年長崎に瓦斯會社が創立され、翌三十六年開業した。

大阪の瓦斯事業

神戸の瓦斯事業

長崎の瓦斯事業

日露戰役と瓦斯事業の不況
日露役後の瓦斯事業
瓦斯事業の計畫續出
瓦斯事業の勃興時代
千代田瓦斯會社

然るに明治三十七年日露戰爭の勃發するや、瓦斯事業はその影響を蒙り、一時悲境に陷つたが、同三十九年に至り日露間の平和克復と共に他の産業と共に瓦斯事業も活氣を呈し、平和事業の一として瓦斯事業を計畫するものが續出し、遂に斯業の勃興時代を出現するに至つた。本邦重要事業史の記する所によると『明治四十年以來大正元年末迄に成立せる瓦斯事業者數は一局四十五社、計畫出願のもの二十有餘社を算した。東京市に於いては東京瓦斯會社の存在に係らず、千代田瓦斯會社が創立され、兩々相對峙して料金を引下げ、以て需要者の爭奪を盛に行うた。試に當時創立された瓦斯會社の主なるものを示せば、次表の如くである。

日露戰後新設瓦斯會社表

會社名	創立年月	會社名	創立年月
京都瓦斯	四十二年十一月	明石瓦斯	四十五年五月
名古屋瓦斯	三十九年十一月	福山瓦斯	四十四年十二月
廣島瓦斯電軌	四十二年十月	豐橋瓦斯	四十二年十二月
朝鮮瓦斯	四十三年十月	和歌山瓦斯	四十四年四月
尾州電氣	四十二年四月	堺瓦斯	四十三年三月
知多電氣	四十三年二月	北海道瓦斯	四十四年
奈良瓦斯	四十三年十二月	山陰瓦斯	四十五年三月
岡崎瓦斯	四十三年四月	關西瓦斯	大正三年
靜岡瓦斯	四十三年六月		

かくて瓦斯會社續出の一方、尙ほ注目に値する事は、是等の瓦斯會社が必ずしも從來の如く一都市に對する瓦斯供給を以て滿足せず、更に數都市への瓦斯供給を計畫した事である。例へば北海道瓦斯會社の小樽・

大正瓦斯會社瓦斯會社の合同運動
關西瓦斯會社
西部合同瓦斯會社
福澤桃介
日本瓦斯會社
瓦斯會社現在表

札幌・函館に、山陰瓦斯會社の米子・松江・鳥取、其他山陰道諸都市に、大正瓦斯會社の山陽道特に岡山縣の小都市に瓦斯供給を企てし如く、實に其の著例である。從つて、その半面には幾多の合併が行はれた。例へば四國水力電氣の丸龜・琴平・多度津・阪出・宇多津等の各小瓦斯會社を糾合せる如き、山陰瓦斯・大正瓦斯の合して關西瓦斯會社を創立せる如き、廣島瓦斯の呉瓦斯を合併せる如き、更に又鹿兒島・門司・博多・八幡・小倉・大牟田・佐世保・下關・長府府の諸會社を合して西部合同瓦斯を創立せる等の如き、即ちこれである。而して之れらの合同は又持株協同の形式によりても現はれ、明治四十三年福澤桃介氏によつて創立されたる日本瓦斯會社の下關・熊本・鹿兒島・新潟・姫路・大牟田・和歌山・博多等の瓦斯會社に投資せる如き、其の好例である云々』とある。以て我が國に於ける瓦斯事業發達の一斑を窺ふに足るであらう。猶ほ本邦重要事業史に瓦斯會社の現在表が掲載されてゐるから、左に之れを再錄して參考に供しよう。

瓦斯會社現在表

東京府	東京瓦斯。
京都府	京都瓦斯。
大阪府	大阪瓦斯・浪速瓦斯・堺瓦斯・泉州瓦斯。
神奈川縣	横濱市瓦斯局・東京電燈横濱支店・横須賀瓦斯部・小田原瓦斯・浦賀瓦斯製造。
兵庫縣	神戸瓦斯・尾崎瓦斯・明石瓦斯・姫路瓦斯。
長崎縣	東邦電力長崎支店・島原瓦斯。
新潟縣	高田市瓦斯部・長岡天然瓦斯・新潟瓦斯・新津天然瓦斯。
群馬縣	東京電燈高崎支店・同前橋支店。
千葉縣	銚子瓦斯・千葉瓦斯工業。

茨城縣　茨城瓦斯。

栃木縣　足利瓦斯・宇都宮瓦斯。

奈良縣　奈良瓦斯。

三重縣　三重合同電氣津支店・桑名瓦斯・東邦電力支店。

愛知縣　豐橋瓦斯・玉島瓦斯・東邦電力支店・岡崎瓦斯。

靜岡縣　濱松瓦斯・靜岡瓦斯。

山梨縣　甲府電力。

滋賀縣　長濱瓦斯・彥根瓦斯。

岐阜縣　大垣電氣・中津瓦斯電氣。

長野縣　長野瓦斯・松本瓦斯工業・上田瓦斯。

宮城縣　仙臺瓦斯。

福島縣　郡山瓦斯・福島電燈。

山形縣　鶴岡瓦斯・山形瓦斯。

秋田縣　秋田瓦斯。

福井縣　福井市瓦斯局。

石川縣　金澤電氣局。

富山縣　富山電氣・高岡瓦斯。

香川縣　四國水力電氣。

岡山縣　岡山瓦斯。

廣島縣　福山瓦斯・廣島瓦斯電軌。
山口縣　山口瓦斯・防府瓦斯・下關瓦斯。
鳥取縣　鳥取瓦斯。
和歌山縣　和歌山瓦斯・南海瓦斯興業。
德島縣　德島水力電氣。
愛媛縣　松山瓦斯・今治瓦斯。
福岡縣　西部合同瓦斯・大牟田瓦斯・久留米市瓦斯局。
大分縣　豐州瓦斯。
鹿兒島縣　電氣工業瓦斯。
北海道　北海道瓦斯。

また解散せる瓦斯會社は、本邦重要事業史によると左の如くである。

解散瓦斯會社表

五年——神都瓦斯・犬山瓦斯・岐阜瓦斯。
六年——八王子瓦斯・三條瓦斯・土浦瓦斯・結城瓦斯・東三條瓦斯・佐賀瓦斯・直方瓦斯・中越瓦斯・柳井瓦斯・多治見瓦斯・東海瓦斯・木更津瓦斯・大津瓦斯。
七年——關瓦斯・高知瓦斯・中備瓦斯。
八年——高田瓦斯。
十年——青森瓦斯。

瓦斯の有利な點

併し瓦斯事業の全盛時代は過ぎた如く思はれる、現時に於て瓦斯の他の燃料と比較し有利な點は、都會生

活者が日常炊事・調理に用ひる木炭に比し、價格が安いことであるが、たゞ木炭の如く程よく調節が至難なので御飯などは餘り結果がよくないとの非難がある。それに木炭ならば火の加減が自由自在であるから、熱度の調節も思ひのまゝで、御飯は程よく蒸されるが、瓦斯はそれが出來ない、消火後の冷却が甚だ急激なため御飯には不適當なのであらう。併し瓦斯は風呂焚きや其他大量のものを煮るには木炭以上の料金を要し、却て斯る場合には石炭の方がはるかに經濟的である。されど現在の所、瓦斯が木炭に比し、遙かに廉價であり、使用簡便であるといふことが、既に都會生活者に最適の燃料であらねばならぬ。併し瓦斯の不利益な點は石炭よりも高價であること、石炭に比し火力の弱いこと、電燈の普及につれ非常にその壓迫を受けてゐる等である。之れを東京市に就いて見るに、明治四十年頃まで商店・旅館・料理店・街燈の大部分は殆ど瓦斯燈であつたが、其取扱方が電燈に比し手數を要し、料金の如きも高價なので、漸次電燈のために驅逐され、今は燈火用として殆ど見られざるに至つた。殊に近來電氣器具の發達が著しく、電氣コンロ・電氣ストーヴ電氣行火・電氣炬燵・電氣風呂等が發明されてからは、取扱ひの不便な瓦斯は次第に燃料界から驅逐されつゝある。就中、近來無煙を原料とせる煉炭の製造せらるゝに及び、長持ちのする點に於て、價の廉なる點に於て俄然燃料界を風靡するに至つたので、瓦斯は電氣と煉炭の挾撃を蒙り、あまり有利な立場にあらぬと傳へられる。

美術工藝篇

明治中期の日本畫

狩野勝川

狩野芳崖
橋本雅邦

寺崎廣業
下村觀山
菱田春草
川合玉堂

東京美術學校の設立
岡倉覺三
横山大觀

第八節　日本畫

一　明治中期の日本畫

西南役直後から明治二十二年の憲法發布頃までの從來の日本畫は、殆ど狩野勝川から輩出した二巨匠狩野芳崖と橋本雅邦の獨壇場で、其他の畫家に至つては何れも前期の延長に過ぎない。勿論中には死亡せる畫家などもあつて、各派に多少の盛衰・移動は免れないが、前期に列擧した畫家の多くは寧ろこの期に於て全盛を極めたと云ふべきであるから、この期前半の日本畫としては從來の日本畫（浮世繪も共に）を略省する。猶ほ明治中期から後期にかけての巨匠狩野芳崖の門からは後繼者が出なかつたが、橋本雅邦の門からは寺崎廣業・下村觀山・菱田春草・川合玉堂等が輩出して、明治後記から大正期にかけて京都派と共に日本畫の黄金時代を出現した。

繪畫を日本畫と浮世繪と洋畫の三種に分類するのは餘り面白くないが、こゝには唯說明の便宜上、我が國從來の畫を日本畫と稱し、德川時代に發達して下町風俗を描いたものを浮世繪と呼び、外國から傳來し鉛筆及び油繪具を使用して描いたものを洋畫と稱するに過ぎない。憲法發布頃から日本畫家中には洋畫の樣式やその手法を取り入れて所謂新日本畫を作るものが現はれたが、その最も主な原因となつたのは、政府が明治二十二年東京美術學校を設立し、同年二月一日授業を開始した事である。この時岡倉覺三は校長に任ぜられたが、その天才的卓見はよくその教授たる雅邦・廣業と共に生徒を指導し、第一期の卒業生として横山大觀を、第二期卒業生として下山觀山を出したが、後ち大觀と觀山は母校の教授となつた。ついで菱田春草が輩

菊地芳文
竹內栖鳳
谷口香嶠
都路華香

明治後期の日本畫

龍池會
日本美術協會
第一回繪畫共進會
東京美術學校の紛擾

日本美術院を創立す
文部省美術展覽會
文展

出した。以上はこの期の特に注意すべき點であらう。また京都には四條派の最後を飾るものに菊地芳文・竹內栖鳳・谷口香嶠・都路華香等の大家が出たが、これらの畫家は明治中期の畫家といふよりも寧ろその全盛は明治後期に屬すべき人々であらう。

二　明治後期の日本畫

明治二十七八年の日清戰役後から同三十七八年の日露戰爭前後まで活動した畫家の作品發表及び機關の發達を見るに、東京では明治十二年、佐野常民等によつて龍池會が生れ、それが明治二十年に至り、日本美術協會となり、今日に至つてゐるが、同十五年、政府は第一回繪畫共進會を開催した。爾來共進會に繪畫を出陣せしめた。然るに同三十一年、東京美術學校に紛擾が起り、校長岡倉覺三を始め、橋本雅邦・寺崎廣業・横山大觀・下村觀山等は連袂辭職して美術學校を去り、新に日本美術院を創立し、新日本畫の開拓に從事した。同三十四年に至り、廣業・大觀・觀山は同校に復したので、東京美術學校にも新日本畫の手法の行はれたことは想像に難くない。然るに政府は文部省に命じて明治四十年文部省美術展覽會を開催し、之れを同大正七年まで毎年展覽會を開いて十二回をつゞけた。大正八年文展は廢止せられ、新たに帝國美術院が出來、これ又毎年美術展覽會を開いた。これより先き、日本美術院の人々は文展の設立された翌四十一年に至り、文展と別れて國畫玉成會を結成したが、同四十三年に至り國畫玉成會の人々は再び文展に復した。然るに大正二年九月、日本美術院の總帥岡倉覺三は越後赤倉で歿し、美術界に大きな衝動を與へたのみならず、日本美術院はその總帥を失つて一時解散の已むなきに至つたが、翌三年九月、故岡倉覺三の一週忌に當り、横山大觀・下村觀山等は相謀つて日本美術院を再興し、第八回文展と同時にその第一回展覽會を日本橋駿河町の三越に開催した。こゝに於て嚢に文展に走れる畫家中・美術院に復歸するものが多かつた。

幸野楳嶺
三宅呉曉
上村松園
京都市立繪畫專門學校の創立
土田麥僊
榊原紫峰
村上華岳
小野竹橋
野瀨晩花
協會の結成
美術の衰徵
文人畫の歡迎流行
安田老山
奥原晴湖
瀧和亭

また京都は四條派の最後を飾る幸野楳嶺の門から菊地芳文・竹內栖鳳・三宅呉曉・上村松園・谷口香嶠・都路華香等を始め、多くの俊才を出したが、明治四十年京都市立繪畫專門學校が開校され、菊地芳文・竹內栖鳳・山本春擧が敎鞭をとり、こゝにも多分に洋畫の手法を取り入れて新日本畫の開拓に努めた。同年文部省第一回美術展覽會の開催されるや、同地の日本畫家は奮つて力作を出品し、大いに京都派の旗幟を鮮明にした。然るに大正七年に至り、同地の新進作家土田麥僊・榊原紫峰・村上華岳・小野竹橋・野瀨晩花等は文展から分離して國畫創作協會を結成し、最も新らしい新日本畫の開拓に努め、日本畫壇に大きな衝撃を與へたのである。

一方明治以後に於ける日本畫家の動靜を見るに、明治十五年頃までは本書第一卷・第五章美術工藝篇・第一節日本畫に於て述べた如く、明治初年から同十五年までは維新後間もないので、獨り日本畫のみならず、洋畫・文學・音樂・演劇・詩歌ともに振はず、唯日本畫中文人畫のみ比較的喜ばれたが、それも他流に比し比較的歡迎されたに過ぎないので、眞の發展は到底見られなかつたのである。これは當時政府及び國民が維新後の國內經營に沒頭し、詰り物質的文化の建設にのみ焦慮し、精神的文化・譬へば文學・美術などを省みるの餘裕がなかつた結果であらうが、これは新興國家の免れぬ施設で、精神文化の發達は永く平和が繼續し、政府及び國民に餘裕がなければ、到底精神文化は望まれないのである。唯玆に注目すべきは前期に於て他の日本畫の衰徵振はぬのに反し、僅かに文人畫の歡迎されたことは、一面一種異樣の感があるが、それは當時は維新後間もない時であり、且つ各地の擾亂が鎭定したばかりで、國民は上下を擧げて尙武の氣に富み、且つ歐化主義の全盛時代のため、簡素にして氣品を旨とする文人畫が歡迎されたものであらう。當時文人畫で名ある畫家は東京に安田老山・奥原晴湖・瀧和亭等があり、京都には中西耕石・田能村直入・谷口靄山等があり、大阪には森琴石、豐後には平野五岳等があつて、盛んに大作を發表した。然るに鹿鳴館時代

中西耕石
田能村直入
谷口靄山
森琴石
平野五岳

岸竹堂
森寛齋
寛齋門
中島來章
野村文擧
山元春擧
來章門
川端玉章
幸野楳嶺門
山名貫義
野口小蘋
野口幽谷
佐竹永湖
熊谷直彦
村瀬玉田
望月金鳳
松本楓湖
渡邊省亭
鈴木華邦

從軍畫家

（十六七年頃）から日淸戰爭頃（二十七八年）に至ると、純日本畫の勃興にともなひ、文人畫は全く衰へ、フェノロサの日本畫論に刺戟されて國粹保存・古畫復興が擡頭すると共に一方日本畫に洋畫の手法を加味して、新日本畫の開拓に努むる畫家が現はれた。その代表的な日本畫家の中、東京では狩野勝川の門から輩出した狩野芳崖と橋本雅邦である。京都では岸竹堂・森寛齋・幸野楳嶺等である。竹堂は山水も描いたが、最も虎の如き動物畫に長じ、洋畫の手法を取り入れて盛に新日本畫を描いた。寛齋の門からは中島來章・野村文擧・山元春擧が出で、來章の門からは川端玉章が輩出した。幸野楳嶺は四條派のために努力し子弟の指導に努めたが、その門からは菊地芳文・竹内栖鳳・三宅呉曉・上村松園・谷口香嶠・都路華香等が出て、京都派日本畫壇の重きをなした。その他、この期に活躍したものに、住吉派には山名貫義、南宋派には野口小蘋・野口幽谷・文晁派に佐竹永湖、四條派に熊谷直彦・村瀬玉田・望月金鳳、土佐復古派に松本楓湖・渡邊省亭・鈴木華邦等があつて明治中期を飾つたのである。

明治二十七八年の日淸戰爭後、即ち明治後期に於ては、狩野芳崖既に歿（明治二十一年）してあらず、橋本雅邦は老いたが、技益々熟し、東京の寺崎廣業・川合玉堂・横山大觀・下村觀山・菱田春草等も亦た漸く頭角を顯はし、京都には竹內栖鳳・山元春擧・菊地芳文等が漸く非凡の技巧を示すに至つた。然るに明治三十一年に至り、東京美術學校の紛擾を機として校長岡倉覺三は職を辭し、下村觀山・横山大觀等と謀り、新日本畫を標榜して日本美術院を創立し、美術界に大きなショックを與へた。尋で同三十七年、日露戰爭の勃發するや、この戰爭は國力を賭しての大戰爭であつただけに、國民の視聽は滿洲の曠野に向けられ、ために精神文化の方は多少沈靜した結果、一時美術方面は等閑に附せられたが、日本畫家・洋畫家（明治後期の洋畫の條を參照せよ）中・新聞社・雜誌・通信社等の特派員となり、從軍畫家として出征するものが多く、また從軍畫家にあらざる畫家でも日露戰爭の實況を描いて新聞・雜誌に掲載し、愛國心を喚起するものが多か

尾竹竹坡
尾竹國觀
寺崎廣業
小山榮達
久保田米僊
久保田米仙
小林清親

文部省美術展覽會の開催
文展

第一回文展の審査員
今尾景年
山元春擧
荒木寛畝
松本楓湖
小堀鞆音
大塚保治
藤岡作太郎
中川忠順
松井直吉
塚本靖

つた。その中で有名な日本畫家は尾竹竹坡・尾竹國觀の兄弟畫家を始め、寺崎廣業・小山榮達・久保田米僊・久保田金僊・村田丹陵・森川淵眠・福原霞外・高橋廣湖・等であつた。また浮世繪畫家では明治錦繪界の權威小林清親を始め、その門から出た田口米作、月岡芳年の門人水野年方及び中澤年章・江口洗崖・尾形月耕等は戰爭畫を艶麗なる錦繪にした。就中、小林清親の戰爭畫は大抵三枚續きの錦繪には多分に洋畫の手法を取り入れ、印象派的に描いたものが多く、臺南攻擊圖の如き二枚繪の風景畫と同じく、明治浮世繪の最後を飾るものと云ふべきである。また門人田口米作の作にも清親の錦繪に彷彿たるものが多く、その中でも威海衞日島攻擊の光況を描いた雪中の砲兵隊は實に佳作である。

日露戰爭後、明治四十年に至り、文部省では美術奬勵の目的を以て文部省美術展覽會を開催し、爾來每年秋季に於て美術展覽會を開くことに定め、等級制の賞を與へて、美術家を刺戟した。世にこの展覽會を文展と稱する。同年秋の文展第一回美術展覽會に於ける最初の審査員を見るに、東京では新日本畫派の岡倉覺三・橋本雅邦・寺崎廣業・横山大觀・下村觀山・川合玉堂等、京都の新派では竹內栖鳳・今尾景年・菊地芳文・山元春擧等、舊日本畫派では川端玉章・荒木寛畝・野口力蘋・松本楓湖・小堀鞆音等、また學者側からは中澤岩太・高嶺秀夫・大塚保治・藤岡作太郎・中川忠順・松井直吉・塚本靖等が選任された。學者中・大塚保治は當時東京帝國大學文科大學に於て美學及び歐洲文藝史を講じ、文學博士東大教授であつた。中川忠順はやはり同大學に於て美術史を講じ、文學士東大講師として令名があつた。また藤岡作太郎は同大學に於て國文學史を講じ、文學博士東大教授にして、近世日本繪畫史を始め、多くの著書があり、美文家として名高かつた。猶ほ出品の佳作に就ては黑田鵬心氏の明治大正の美術に『非常な期待を以つて開かれた第一回の佳作は、審査員側では栖鳳の「雨霽」、觀山の「木の間の秋」、廣業の「大佛開眼」、玉堂の「片時雨」、大觀の「二百十日」と「曙色」、春擧の「海月」等で、入選畫中優秀なものは、安田靫彥の「豐公」、菱田春草の「賢

者菩薩」、木島櫻谷の「しぐれ」、野田九浦の「辻說法」、町田曲江の「悲報に接したる佛徒の歩み」、上村松園の「長夜」等であつた云々」とある。

國畫玉成會を結成す

明治四十一年、第二回文展の際、日本美術院の人々は文展から分離して國畫玉成會を結成し、作品展覽會を開いたが、その中で佳作は安田靫彥の『守屋大連』、觀山の『大原御幸』等であつた。また第二回文展の栖鳳の『飼はれたる猿と兎』、春擧の『雪松圖』、菊地契月の『名士弔喪』等であつた。同四十二年の第三回文展の際は日本美術院に屬する國畫玉成會の人々も再び文展に復歸したので、文展は全日本畫家を網羅した觀があつた。

文展の超傑作

さて第三回文展では大觀の『流燈』、春草の『落葉』、廣業の『溪四題』、栖鳳の『アレ夕立に』等であつたが、就中春草の『落葉』は傑作で、落葉の中に立てる杉は實に配合であつた。後飛田周山・矢澤弦月などが、同じ六曲一双の屛風に秋の神苑や老松を描いたが、遠く春草の落葉には及ばなかつた。同四十三年の第四回文展には廣業の『夏の一日』、大觀の『楚水の卷』等が注意を惹いた。同四十四年の第五回文展には大觀の『山路』が傑れ、この頃から東京では今村紫紅・鏑木清方・前田青邨・結城素明・山内多門等、京都では川上曼舟・北野恒富・土田麥僊・橋本關雪等が漸く頭角を現はして來た。大正元年の第六回文展は新舊を分けて第一科第二科としたが、勿論二科に傑れたものが多かつた。即ち廣業の『瀟湘八景』、大觀の『瀟湘八景』、靫彥の『夢殿』、紫紅の『近江八景』、契月の『茄子』、素明の『甲ふたる馬』、麥僊の『島の女』等が佳作であつた。大正二年の第七回文展には玉堂の『夕月夜』、大觀の『松並木』、廣業の『千紫萬紅』、栖鳳の『絹になる最初』、櫻谷の『驛路の春』、關雪の『遲日』、契月の『鐵漿蜻蛉』、素明の『相思樹下把金系圖』、麥僊の『海女』等が佳作で、恰も文展の全盛期の如き觀を示した。

日本美術院の解散

この年九月、即ち文展の作品搬入受付開始頃、日本美術院の總帥岡倉覺三が歿したので、日本美術院を解散した。

日本美術院の

然るに翌大正三年の第八回文展開催と同時に、横山大觀・下村觀山等が相謀つて日本美術院を再興し、その復興第一回展覽會を日本橋駿河町三越に開催した。

再興院展

時に今村紫紅・安田靫彦・前田青邨・小林古徑等が文展を脱退して參加した。そして文部省美術展覽會を文展と稱するに對し、日本美術院展覽會を院展と稱した。靫彦の『お産の祈』、紫紅の『熱國の卷』、古徑の『異端』、青邨の『竹取物語』等が注目を惹いた。この頃から山村耕花・速見御舟・木村武山・荒井寛方・小川芋錢・川端龍子等が漸次擡頭して來た。

國畫創作協會
土田麥僊

國展

文展の廢止
帝國美術院の設立

大正四年の第九回文展頃は文展ももはや末期で、一種の文展型を形成し、回を重ぬるに從ひ、新鮮味を失ふに至つた。これに反し院展の方は多く新進作家を網羅してゐるので、回を重ぬる毎に多くの傑作を出し、文展の强力な敵國となつた。然るに第十二回文展の時、即ち大正七年、京都の新進作家土田麥僊・榊原紫峰・村上華岳・小野竹橋・野長瀬晩花等は文展を脱退して國畫創作協會を結成し、その第一回展覽會を開き大いに新進作家の氣焰を揚げたが、就中麥僊の『湯女』、榊原紫峰の『青梅』は佳作であつた。文展・院展に對し、この一派を國展と稱した。國畫創作協會は翌大正八年に至り、その第二回展を開催した。總帥麥僊の『三人の舞妓』は新手法を示すものとして美術界から注目された。この年文部省美術展覽會は廢されて新たに帝國美術院が設立された。等級制度の賞は廢止されて特選制度が採用せられ、舊文展の審査員たりし主なる大家はいづれも帝國美術院會員となり、會員は直接審査に當らぬ事に定め、更に展覽會委員を任命して審査に當らしめることに改正された。

洋畫

第九節　洋畫

明治初期洋畫の系統

一　明治初期洋畫の系統

蕃書取調所の設立
川上萬之丞
開成所畫學局
明治洋畫の先驅
高橋由一
近藤正純
聽香讀畫塾
アベル・ゲリノー
シー・ワーグマン
坂井犀水（美術評論家）
東禪寺

明治初期の洋畫はやはり前期の繼續に過ぎないが、つまり前期に萌芽した洋畫が政府の美術教育の施設によつて此期に漸次生長しつゝあるといふ狀態に外ならぬ。

明治中期の洋畫を知るには重複の嫌ひはあるが、その系統上明治以前期の洋畫を略說する必要がある。前期に詳細せるが如く、我が國の洋畫はその祖と稱せられる司馬江漢・平賀源内は暫く措き、近世に至り幕府の注目する所となつたのは、安政三年二月十三日幕府が蕃書取調所を九段坂下に設け、西歐の學術技藝を研究した時に始まる。時に川上萬之丞（文政十一—明治十四年）は同取調所に出仕したが、この蕃書取調所が擴張されて開成所となるに及び、萬之丞は畫學局頭取となり、和蘭の畫學書によつて油畫を描き、また毛筆を以て銅版畫を摸した。これが即ち明治洋畫の先驅である。開成所の畫學局では蘭畫研究生を募集して授業したが、同局からは高橋由一、近藤正純等が輩出した。川上萬之丞は冬崖と號し、和泉橋通りに聽香讀畫塾を開いて洋畫を教授したが、その門からは前記の高橋・近藤の外、小山正太郎・中丸精十郎・松岡壽・松井昇・河北道介等が輩出した。萬之丞は明治維新後文部省助教となり、また陸軍省に出仕した。明治七年兵學寮が廢せられて士官學校が新設せらるゝに及び、同校の圖畫教師アベル・ゲリノーと協議し、圖學・畫學二科の基礎を定めた。ゲリノーは公職のかたはら洋畫の教授をなしたが、小山正太郎・河北道介・松岡壽等もその教を受けたと稱せられる。

幕府の安政條約は始めて海外貿易の端を拓いたのみならず、海外文化の輸入を促進し、外人の潮の如き渡來を招ぎ、永い間井中の蛙的生活をつゞけて來た我が國民を覺醒せしめた。幕末頃からは外國通信員の我が國に來朝するものが多く、その中でロンドン・ニュース社の特派通信員英人シー・ワーグマン（明治二十四年歿）は有名である。ワーグマンは元陸軍の武官で、油繪に巧みであつた。坂井犀水氏の記事によるとワーグマンは文久元年に浪士が東禪寺の英國公使館を襲撃した時、同館の床下に隱れて戰鬪の狀を寫し、後ちこ

れを水彩畫に作つたといふ。その後横濱に居を構へ、日本の風俗を寫して多くの水彩畫を作つた。同門からは高橋由一・五姓田義松等が輩出した。

高橋由一 天繪社

明治五年高橋由一（文政十一年—明治二十七年）は南校畫學掛に任命されたが、同六年濱町に天繪社の塾を開いた。同門からは嗣子源吉・安藤仲太郎・五百城文哉・原田直次郎等が出た。

五姓田芳柳

前記の人々と別派の五姓田芳柳（文政十年—明治二十五年）は初め浮世繪及び狩野派を學んだが、坂井犀水の記事に「嘉永五年頃に長崎で見た蘭畫の眞に迫るを想ひ、刻苦獨修して遂に暈影を用ひて一派をなし、肖像畫並に風俗畫を作る云々」とある。按ずるに芳柳の洋畫は日本畫に洋畫を加味したもので、その作品が明瞭に證明するが如く、純洋畫と言はんよりは寧ろ日本的油繪と云ふ方が適評であらう。明治十年西南役の勃發するや、陸軍御用掛として大阪の臨時陸軍病院に出張し、負傷兵や施術團を描寫した。同門からは山本芳翠・養子二世芳柳・次子義松・女幽香女史・其夫渡邊文三郎等が輩出した。

下岡蓮杖

わが國寫眞の祖と稱せられる下岡蓮杖は石版を研究し油繪も描いたが、その門から出た横山松三郎（天保九年—明治十七年）は、文久元年に露國の畫家が油繪をかくのを見て自得し翌年香港に渡航し、洋畫並に寫眞術を研究して歸朝し、畫塾を下谷池の端に開いて教授した。その門からは龜井至一・下國羆之助・本多忠保等が出た。

國澤新九郎 彰技堂塾 丸山晩霞

尋で明治七年に至り、維新の際土佐藩の命を受けてロンドンに留學し、洋畫を學んだ國澤新九郎（嘉永元年—明治十年）は歸朝して、麹町區隼町に彰技堂塾を洋畫の教授に從事したが、その門に學ぶものが多かつた。その將來した美術書及び參考品は大いに珍とせられた。後洋畫展覽會を新橋竹川町に開いて、後進の誘導に努めた。その門からは本多錦吉郎・淺井忠・西敬・守住勇魚等が輩出した。明治十年國澤新九郎の歿するや、本多錦吉郎（嘉永三年—大正十年）がその畫塾を繼承して教授した、錦吉郎の門からは丸山晩霞が出

エドアルド・キヨソネ

工學寮美術學校

アントニオ・フォンタネージ

工部大學美術學校生徒の主なる人々

フェレッツチ

十一會洋畫研究所の設立

ジオヴァンニ

床次正精

て、明治の水彩畫界に新機軸を出した。

明治八年、政府は伊太利人エドアルド・キヨソネ（明治三十一年歿）を招聘して紙幣寮（後の印刷局）に入らしめ、銅版の圖案及び彫刻を擔當させたが、傍ら後進を養成した。洋畫をよくし、明治二十一年　明治大帝の尊影を謹寫としたと云はれる。然るに明治九年に至り、政府は工學寮の美術學校（後に工部大學附屬美術學校と改稱）創立の際、伊太利の畫家アントニオ・フォンタネージ（西紀一八一八―一八八二）が美術學校の教師に招聘せられ、赴任するや、變則的な我が國の洋畫を正則な畫法に開導したと云はれる。フォンタネージは風景畫をよくし、日本に來朝したのは五十九歲の時であつたが、よく後進の誘導に努めた。當時工部大學美術學校の生徒中には前記の小山正太郎・松岡壽・中丸精十郎（以上川上冬崖門）・淺井忠・西敬・守住勇魚（以上國澤新九郎門）・山本芳翠・五姓田義松（以上芳柳門）・高橋源吉（高橋由一門）・田中美代治・藤雅三等であつた。在職中フォンタネージは政府に美術大學創設の建議をなしたが、時偶々十年の西南役が勃發した爲め、折角建議した美術大學案も政府に容れられず、翌十一年不平を懷いて故國伊太利に歸つた。その後任として伊太利からフエレッチといふ教師が來朝したが、その技拙劣なるため生徒は連袂退學して十一會洋畫研究所を設立した。坂井犀水の說によると、當時學校に留まつたものは藤雅三のみであつたといふ。尋で十二年に至り、やはり伊太利からサン・ジオヴァンニなる教師が雇聘に應じて來朝し、美術學校に教鞭を採つた。サン・ジオウァンニは人物專門家で、その生徒には藤雅三・曾山（後大野と改姓）幸彥・堀江正章・松室重剛等があつた。當時また獨學で一派をなしたものに床次正精（天保三年―明治三十年）がある。正精は明治十年西鄉隆盛の肖像を描き、十二年前米國大統領グラント將軍來朝の時には、その肖像を描いて好評を博した。裁判官であつたが、尋で十五年勅命を奉じて日光の名勝を畫き、二十二年憲法發布の時も勅命で御式場御宴會等八枚描いた。十年に描いた西鄉隆盛像は傑作と稱せられる。正精の子に竹次郎があ

床次竹次郎
百武兼行
外國の公開展へ出品せる始め
明治中期の洋畫
油繪派の洋畫
國粹論の擡頭
洋畫の排斥
洋畫公展の端を開く
小山正太郎
淺井忠
曾山幸彦
中丸精十郎
川村清雄
山本芳翠
原田直次郎
松岡壽

り、竹次郎は内務大臣・遞信大臣等に歴任した政治家である。また明治七年から同十五年まで外交官として英・佛・伊等にあつて洋畫を研究したものに百武兼行（天保十三年―明治二十年か）は初め英國に渡るや、畫をリチャードソンに學び、同九年ローヤル・アカデミー（RoYal Academy）に縫模樣の和服をきたロンドンの女を出陳して好評を博した。これは日本人で外國の公開展覽會に出品した始めである。尋で兼行は佛國に赴任するやボナールに就き、伊太利ではマッカリーに指導を受けた。坂井犀水の明治大正の洋畫に『兼行の遺作にはピートル・ミッカの畫があり、其他鍋島侯家と美術學校文庫とにもある』とある。

二　明治中期の洋畫

藝術の分野は政治機構と異なり、黑と赤の如く劃然たるものでないから、ここに明治中期の洋畫といつても、それは矢張り前期からの延長に過ぎない。この意味に於て藝術、就中美術發達の過程は恰も樹木の生長して蕾をつけ、花を咲き、實を結ぶが如きものと云ふことが出來るであらう。明治初期の洋畫は當時我が國民の歐米崇拜熱と歐化主義のために、國民から相當の歡迎を受けて可なり發達したが、明治十四年頃に至り、前の極端な歐化主義の反動として國粹論が擡頭するに及び、折角花を咲きかけた洋畫が排斥されたので、洋畫家は一時非常な悲境に陥つたが、明治十九年東京府工藝共進會の開催されるや、久しく沈淪してゐた洋畫家は熱心な運動を試みた結果、遂にその運動が功を奏し、洋畫公開の端を開いた。この頃家塾を開いてゐた油繪派の畫家は小山正太郎（不同舍）・淺井忠・曾山幸彦・中丸精十郎等であつた。然るに同十五年に至り明治四年渡歐してヴェニスのアカデミーに學んだ川村清雄が歸り、同十九年には佛國からジェロームに學んだ山本芳翠が歸朝し、同二十年には獨逸からミュンヘンでガブリエル・マックスに學んだ原田直次郎が歸り、同二十一年にはローマの美術學校を卒業し更に佛國で修業せる松岡壽が歸り、これと前後して佛國か

五姓田義松

ら五姓田義松が歸つた。こゝに於て我が洋畫壇は新歸朝者を迎へて一段と活氣を呈し、新鋭の氣勢を示すに至つた。從來我が國の洋畫家は極端な寫實主義に流れ、ために唯物の外形の細目を寫すに汲々たる有様であつたが、川村・山本・原田・松岡・五姓田等の新歸朝者を迎ふるに及び、その描寫は從來のものに比し、色彩の豐麗さと明るさを加へた觀がある。否なその描寫に一段の豐麗さと明るさを加へたのみならず、我が洋畫壇はこれらの新歸朝者を迎へて一段と活氣を呈し、漸く新光明を見るに至つた。

明治美術會の發起人
第一回展覽會を開く

斯くして洋畫勃興の機が熟し、明治二十二年五月、小山正太郎・松岡壽・淺井忠・松井昇・本多錦吉郎・山本芳翠・川村清雄・曾山幸彦・高橋源吉・渡邊文三郎等が發起人となつて明治美術會を結成し、同年秋不忍池畔の馬見所で第一回展覽會を開催した。坂井犀水の記事には『出品は上記の人々の外、岡精一・二神純孝（後の下村爲山）・東城鉦太郎・小代爲重等があつた云々』とある。爾來明治美術會は每年華族會館・彌生館・竹ノ臺五號館などでその作品展覽會を開いて、大いに新興洋畫の宣傳につとめた。尋で明治二十三年、上野で第三回內國勸業博覽會の開催されるや、美術館には洋畫部が設けられたが、明治大正の洋畫には『美術館洋畫部には原田の大作「龍頭觀音」が衆目を惹き、塚原律子の「淸少納言初瀨詣」は優賞を得、二神純孝の「慈悲者の殺生」・本多錦吉郎の「羽衣天女」・佐久間文吾の和氣淸麿・岡精一の山內一豐之妻・石原白道の「都下風塵飛揚」・櫻井忠剛の「鶏」・等好評、龜井至一の「深殿彈箏」の美人は俗間に喧傳せられた』とある。尙ほ坂井犀水の「明治大正の洋畫」から川村清雄・松岡壽・山本芳翠・原田直次郎・淺井忠・小山正太郎・曾山幸彦の略傳を摘記して、參考に供しよう。

川村清雄略傳

川村清雄（嘉永五年生）は初期には豐麗な色彩を用ひたが、後ち漆畫風のものを作つた。靜物（西郷家）・福澤先生像等がある。門下生には塚原律子・石原白道・東城鉦一郎等がある。

松岡壽略傳

松岡壽（文久二年生）は第四回內國勸業博覽會に吉井伯肖像を出して二等賞を受けた、凱旋門・松岡大人

像・少女像があり、門下から永地秀太が出た。

山本芳翠略傳
生巧館を設立す

山本芳翠（嘉永三年―明治三十九年）は歸朝の後生巧館を起した。資性豪爽、門生を愛す。遺作では「十二支」が傑出し、春曉（細谷氏藏）・白晝像・少女肖像・伊藤侯肖像等がある。門下生には藤島武二・白瀧幾之助・湯淺一郎・北蓮藏・丹羽林平等があつたが、芳翠はその友人黒田清輝の歸朝するに及び、當時三重中學に奉職してゐた藤原武二の外、いづれも勸めて清輝の門に轉ぜしめた。

原田直次郎略傳
鐘美館

原田直次郎（文久三年―明治三十二年）は獨逸留學中クラシック風な畫法を學んだ人で、滯獨中の「靴屋のおやぢ」の如きは佳作である。歸朝の後鐘美館を開いて後進の誘導につとめた。同門からは水野正英・伊藤快彥・和田英作・三宅克己・大下藤次郎等が輩出した。

淺井忠（安政三年―明治四十年）は詩情の豐かな畫家で、色調は澁い褐色を好んで用ひた。收穫・旅順戰後の搜索・グレ風景等の遺作がある。また好んで軍艦などの石版畫の下繪も描いたが、いづれも實に見事なものである。後東京美術學校の教授に任ぜられたが、歐洲留學から歸朝後は京都の高等工藝學校に轉じた。

鹿子木孟郎
關西美術院

鹿子木孟郎と共に關西美術院を起し、京都の洋畫壇を振興した。同門からは渡邊審也・都鳥英喜・石川欽一郎・石井柏亭・間部時雄・莊野宗之助・倉田白羊・安井曾太郎・梅原良三郎（後龍三郎）・津田靑楓等が輩出して、明治後期から大正時代の洋畫壇を指導したが、就中石井柏亭・安井曾太郎・梅原龍三郎等は出藍のほまれ高く、文展・帝展・二科展を牛耳つてゐる。

小山正太郎略傳
不同舍
中村不折
滿谷國四郎
中川八郎
吉田博
石川寅治

小山正太郎（安政五年―大正五年）は夙くから畫塾不同舍を起し、門生を養成した。遺作には神風の後、山村嫁女・濁醪療渇黃葉村店・川上冬崖像等がある。同門からは中村不折・滿谷國四郎・中川八郎・吉田博・石川寅治・岡精一・河合新藏・高村眞夫等が輩出したが、これ等の門下生は後いづれも文部省美術展覽會の審査員となり、大正・昭和時代、洋畫壇の代表者となつた。

岡精一
河合新藏
高村眞夫
加地爲也

明治二十三年に歸朝した加地爲也（二十七年歿）は明治八年に渡米して畫に志し、後ち英獨に轉じて肖像畫を研究した。歸朝の後、北白川宮殿下・紀州德川公・毛利忠正公の肖像を描いた。

曾山幸彦略傳
岡田三郎助
和田英作
三宅克巳
中澤弘光

曾山幸彦（後大野と改姓）幸彦（安政六年生）は家塾を開いて門生を教授した。遺作には皇后（昭憲皇太后）陛下の御肖像・武者試鶴圖等がある。同門からは岡田三郎助・和田英作・三宅克巳・中澤弘光・玉置金司・矢崎千代二等があるが、後ち岡田三郎助は東京美術學校教授、文展・帝展の審査員、帝國美術院委員に任ぜられ、和田英作は東京美術學校教授・文展・帝展の審査員、帝國美術院委員、等を經て東京美術學校長に任ぜられた。また三宅克巳は多年海外諸國を巡遊しつゝ水彩畫を研究し文展・帝展の審査員に任ぜられ、中澤弘光は永く佛國に留學し、歸朝後帝展の審査員に任ぜられ、後進の指導につとめた。大野（舊姓曾山）幸彦が歿するや、同窓の友堀江正章が幸彦の後を引受けて教授したが、和田英作と三宅克巳は去つて原田直次郎の門に轉じた。

堀江正章
コバルト先生

堀江正章は早くから佛國畫壇の近況を知るの便を有して得たので、夙に明るい畫をかき、影などはコバルトを用ひ、コバルト先生と渾名された。後ち千葉縣中學の畫學教師となつた。

山内愚僊
松原三五郎
田村宗立

時に大阪には山内愚僊及び松原三五郎が家塾を開いて門生の養成につとめたが、愚僊の門からは山本森之助が輩出した。また京都には田村宗立がゐて、京都洋畫壇を指導したが、大阪・京都ともに振はなかつた。

黑田清輝
洋畫學習法の一變

佛國パリに於て久しく畫を專修しつゝあつた黑田清輝は、明治二十六年多くの作品を携へて歸朝した。清輝は日本に於て畫を學ばず、純粹な佛國流の洋畫を修めたから、日本の初期時代に於ける惡い習癖に染まなかつた。隨つて從來の歸朝畫家と大いにその趣を異にしてゐたので、清輝の歸朝によつて洋畫學習の方法は茲に一新されるに至つた。坂井犀水の書いた明治大正の洋畫に『黑田の歸朝に依て洋畫の學習の方法は一新された。從來は多くチョークで手本の模寫や石膏の臨寫などをやらされたもので、木炭畫でもつて裸體に依つて、人體のデッサンを研究するに至つたのは、黑田に依つて始まつたのであつた。それから光が畫面に導

久米桂一郎 外光派 紫派

天眞道場

岩村透

日清戰爭と洋畫家

き入れられたこと、陰影の暗黑にあらずして色を否むことが敎へられ、明るい色調の畫が生れ出た』とあるを以て、その一斑を推知するに難くないであらう。この時久米桂一郎も歸朝したが、これ又外光派を傳へ、清輝と提携して我が洋畫壇に清新の氣を注入して紫派の渾名を受けた。清輝と桂一郎は芳翠からその研究所と生徒を讓受け、研究所を天眞道場と稱した。次いで堀江正章の門生等を始め、原田直次郎の門からは和田英作、安藤仲太郎の門からは小林萬吾等が天眞道場に入場した。

黑田清輝・久米桂一郎等と前後歸朝した美術評論家に岩村透があるが、明治大正の洋畫に『其頃歸朝した岩村透は、美術評論家として黑田久米等と交り、共に自由なる氣風を畫壇に起し、新派の學說を鼓吹した。在來の所謂舊派の畫には、作爲的構圖が多く、畫面に何か趣構を付け、或は風景に强て人物を點じ、或は屋内に武者を置き、或は歷史上の人物を拉し來るなど、畫そのもの丶外に何等か意味を添加しようとする傾があつたが、所謂新派は平凡な靜物にも、庭の一隅にも、興趣を覺ゆるものは取つて畫の題材とするに至り、自然そのものに畫趣を求めた。舊派は仕上げた畫をのみ公表したのに、新派はスケッチでも下畫でも繪として鑑賞に供した。併し確かなデッサンの基礎から出發した畫で、危ぶなげがなかつた。舊派の畫面はビチュームを用ひて暗く、新派のは透明でフレッシュであつた。畫題も舊派のは拮屈な漢語風で、濁醪療渴黄葉村店といふ類のがあつたが、新派のは春の海・村はづれといふ風で平易なものであつた』とある。以てその一斑を窺ふに足るであらう。

明治二十七年八月、日清戰爭の勃發するや、洋畫家中、新聞社、雜誌社、通信社等と契約し、或は從軍記者として出征し、戰況を描くものが多かつた。この現象は單に洋畫家に限らず、日本畫家中にも多く、就中古い顏では小國政を始め、芳幾・清親・米作・米僊・耕魚等は有名であつた。洋畫家の作品は石版畫となり、日本畫家の作品は木板の錦繪にされて賣出された。

第四回博覽會の出品者
裸體畫出品の物議
九鬼隆一

明治二十八年京都に第四博覽會を開催されたが、その時黑田清輝は朝粧を出品した。公開の席上に裸體畫を出したので、非常な物議を釀したが、九鬼（隆一）審査總長は美術の神聖を主張し、毅然として撤去を肯じなかつたと云ふ。この時和田英作は海邊早春を出して妙技二等賞を得、岡田三郎助は赤十字裏の夕暮を出して三等賞を得た。

白馬會
日本繪畫協會聯合第一回展覽會
白馬會の出品者

また同年明治美術會の展覽會を開いたが、黑田清輝・久米桂一郎は滯歐中の作畫を出したが、翌二十九年に至り清輝と桂一郎は同會を脱退し、白馬會なる新團體を結成した。尋で二十九年十月、白馬會は日本繪畫協會と聯合して第一回展覽會を開催した。時に白馬會からは黑田清輝・久米桂一郎・安藤仲太郎・小代爲重・藤島武二・長原孝太郎・岡田三郎助・和田英作・白瀧幾之助・小林萬吾・湯淺一郎等が出品して、大いに新興洋畫の氣勢を揚げた。

洋畫の二派
油繪派
鉛筆派
石版の發達と洋畫家

明治中期に於ける洋畫家の内、以上に述べた油繪派の外に石版畫派の洋畫家がある。これを油繪派の洋畫家に對して鉛筆派の洋畫家とでも稱すべきか。我が國の美術評論家中には洋畫とさへ云へば單に油繪のみを意味するが如く誤解してゐるものがあるが、これは甚だしい認識不足で、洋畫には鉛筆で描いた繪畫のあることを忘れてはならぬ。油繪派の洋畫と鉛筆派の洋畫とは殆ど同時に傳來したと見るべく、就中鉛筆派の洋畫は明治七年頃から砂目石版畫に應用され、明治十年頃を中心とした歐化主義の全盛時代と、同十七八年頃を中心とした鹿鳴館時代と、同二十二三年頃を中心とした石版の勃興時代には、或は扁額用として、或は江戸錦繪に代はる東京土産の石版畫として愛用された。猶ほ鉛筆派の作家と作品に就いては印刷工業の部、石版の條を參照されたい。

明治後期の洋畫

三　明治後期の洋畫

明治後期の洋畫

東京美術學校に洋畫部を設く

明治美術會の創立十年記念展覽會

明治美術會の解散

太平洋畫會

太平洋畫會の人々

明治二十七八年の日清戰爭はいろ〳〵な意味で我が日本に異常な刺戟を與へ、國民に自信と自覺を與へた。つまり政治上に、經濟上に、軍事上に、外交上に、教育上に、文學上に、美術上に、風俗上に、宗教上に、科學上に非常な發達と改良を促したのである。

併し日清戰爭は我が國民が擧國一致上下を擧げて全力を傾倒した戰役であつた爲めに、戰後經濟的に多少の打擊を受け、數年間は戰後の善後措置に戰爭以上の努力を要したが、偶々日清間の媾和に際し三國干涉を蒙り、國民は之れが爲めに益々愛國心に萌え、臥薪嘗膽の努力をなしたので、戰後の回復は豫想外に早く、各種の產業が勃興した爲めに、平和來と共に漸次文學・美術の興隆を來たしたのである。就中日清戰爭後洋畫興隆の因をなしたのは、明治二十九年五月、文部大臣西園寺公望が東京美術學校に洋畫部を新設し、黑田清輝に授業を囑託した事で、こゝに初めて洋畫は官學として正則の教授法を開始したのである。翌三十年に至り、第二回白馬會の展覽會を開いたが、時に清輝は智感情、英作は渡頭の夕暮、幾之助は稽古を出し、同三十一年の白馬會に出た清輝の昔語り、桂一郎の殘暉、武二の池畔等は、いづれも大作であつたと云はれる。

明治三十一年、明治美術會は創立十年記年展覽會を開催した。會員は奮つて出品したが、明治大正の洋畫には『未だ光と空氣との洗禮を受けない觀を免れなかつた』と評してゐる。同三十三年の同會には中村不折の紅葉村は注目されたが、この年故あつて明治美術會は解散した。

明治三十五年に至り、中村不折・滿谷國四郎・吉田博・中川八郎・石川寅治・鹿子木孟郎・岡精一・永池秀太・石井柏亭等は相謀つて太平洋畫會を結成し、毎年展覽會を開くことにした。また同年川村清雄・五姓田芳柳・石川欽一郎等はトモヱ會を結成し、時々作品展覽會を開いた。坂井犀水の書いた明治大正の洋畫に『白馬會の黑田(清輝)・久米(桂一郎)・岡田(三郎助)・和田(英作)等はラファエル・コランに師事したの

日露戰爭の勃發
畫家の從軍
戰畫を描いた日本畫家
戰畫を描いた洋畫家
北蓮藏
東條鉦太郎
木村光太郎
福島霞外
中澤弘光
五姓田芳柳
兒島虎次郎
青木繁

に對し、太平洋畫會の中村（不折）・鹿子木（孟郎）はジャンポール・ローランスに學んだ、偶然にも此二つの流れが相對峙した形であつたことは奇觀であつた云々』とある。同三十六年、大阪で第五回博覽會が開かれたが、その時英作の「こだま」を少女に擬した作と、三郎助の讀書してゐる裸婦が、ともに二等賞を得て好評を博した。また三十七年の白馬會には明治大正の洋畫に『和田（英作）の「あるかなきかのとげ」のお七吉三、翌年は「くものおこなひ」の衣通姫が出た。和田は三十五年思郷を佛國サロンに出した』とある。越えて三十八年の太平洋畫會には國四郎の軍人の妻が出たが、同人は曾て林大尉の戰死を明治美術會に出し、その後東京博覽會に「かりそめのなやみ」、文展に歸夢・車夫の家庭等を出し、取材と構圖とに大衆の同情を惹いたと稱せられる。

明治三十七八年は日露戰爭時代で、國民は日清戰爭の時以上に緊張し、且つ眞劍であつた。されば畫家中、新聞社・雜誌社・通信社から特派されて從軍し、戰況を描いて新聞・雜誌に掲載し、就中月刊の畫報には戰畫中大いに見るべきものが多かつた。戰畫を描いた畫家中、日本畫家で名あるものは小山榮達・寺崎廣業・尾竹竹坡・高橋廣湖・村田丹陵・尾竹國觀・森川湖眠・久保田金仙・山中古洞等で、洋畫家では北蓮藏・東條鉦太郎・木村光太郎・福島霞外・中澤弘光・五姓田芳柳等であるが、その數から云ふも、當時洋畫家は遠く日本畫家に及ばなかつたらしい。日本畫家の尾竹國觀・久保田金仙・小山榮達・山中古洞等は數種の雜誌に描き、之れを藝術的に見るも多くの傑作を發表したが、洋畫家ではたゞ僅かに東條鉦太郎・木村光太郎等が僅かに從軍畫家として氣焰を揚げたに過ぎぬ。これは畫の性質上挿繪として不適當なためであらう。

明治四十年に至り、日露間の平和は克復した。この年の春、東京博覽會が開催されたが、洋畫部には明治大正の洋畫に『中村不折は建國剏業を出した、裸體の群像には神代の感じ乏しく、多少の非難はあつたが努力の大作であつた。兒島虎次郎は「なさけの庭」を出して優賞を獲た。青木繁の「わたつみのいろこの宮」

文部省美術展覽會
文展
第一回文展
黑田清輝
和田三造
山本森之助
中川八郎
小林萬吾
第二回文展
岡田三郎助
鹿子木孟郎
三宅克己
第三回文展
和田英作
中澤弘光
山脇信德
熊谷守一
藤島武二
湯淺一郎
青山熊治
第四回文展
山下新太郎
南薫造
第五回展覽會
有島生馬
小杉未醒
坂本繁二郎
中村彝
片多德郎
松村巽
津田青楓
田邊至
眞山孝治

は神話の氣分があつた。青木は三十六年の白馬會に日本神話、印度外道教派に圖題を取りたる畫稿を出して白馬賞を受け、三十七年の同會に「海の幸」(漁獲を荷ふ漁夫の群)を出し、サゼツシーヴな作に獨創的天才を認められたが、夭折した云々』とある。同年秋第一回文部省美術展覽會が開催された、世に之れを文展と呼ぶ。文部省開催、即ち官設美術展覽會なので、畫家はいづれも之れが入選を榮譽視し、奮つて出品した。隨て多くの新顔が現はれ、大いに氣勢を揚げた。就中、清輝の白芙蓉、和田三造の南風、山本森之助の森の奥、中川八郎の夏の光、小林萬吾の物思などは注目を惹いた。翌四十一年の第二回文展には清輝の水かけ、三郎助の秋、鹿子木孟郎の「ローランス畫伯の肖像」、森之助の曲浦、和田三造の煒燻、中川八郎の北國の冬、三宅克己の初冬等が傑作と稱せられた。四十二年の第三回文展には清輝の鐵砲百合、和田英作の角田市區改正局長と原法學博士肖像、三郎助の五葉蔦、弘光の「おもひで」、森之助の濁らぬ水、八郎の野薔薇、山脇信德の停車場の朝、熊谷守一の蠟燭など好評を博した大作であつた。翌四十三年は文展も第四回目であるが、この年白馬會も展覽會を開き、藤島武二・湯淺一郎等の滯歐作で賑はつた。明治大正の洋畫に『藤島のは簡勁な筆觸と強烈な色調あり、湯淺のは力作の模寫もあつた。青山熊治の「アイヌ」は焚火の中心としたアムビシヤスな大作で、白馬賞を獲た云々』とある。一方第四回文展は定連清輝の荒苑斜陽、山下新太郎の靴の女、讀書の後、南薫造の坐せる女、三郎助の「ひなた」、弘光の「まひる」などが好評を博した。四十四年の第五回文展では清輝の百日紅、三郎助の浴場にて、英作の小金井博士肖像、中村不折は昨年來の羅漢などが注目を惹き、薫造の瓦焼き、新太郎の窓際、有島生馬の宿屋の裏庭、小杉未醒の水郷、坂本繁二郎の海岸、武二の幸ある朝、一郎の午睡、中村彝の女、片多德郎の或人の母、松村巽の果物、津田青楓の五月のインクライン等が力作であつた。當時これらの既成作家の外に田邊至・眞山孝治・辻永・太田三郎・三上知治・平岡權八郎・小糸源太郎・小寺建吉・大野隆德・柚木久太・松山省三・長谷川昇・大久保作次郎・五味清吉・

辻永
太田三郎
三上知治
平岡權八郎
小糸源太郎
小寺健吉
大野隆德
柚木久太
松山省三
長谷川昇
大久保作次郎
五味清吉
橋本邦助
明治中期の彫刻
田邊孝次（美術評論家）

高村光雲
森川杜園

橋本邦助等が、それぐ\特色のある作を出して所謂文展の中堅を形成してゐた。

第十節　彫　刻

一　明治中期の彫刻

維新直後の彫刻に就ては田邊孝次氏が明治大正の彫刻に於て『明治維新は萬般の事物をして、革新せしめた。それは全く舊日本を脱却して、歐米文化に依る新日本を建設せんとする理想であつたから、美術界に於ても其影響は免れ難い事であつて、興福寺の五重塔が僅々數十金で賣却せられようとしたり、法隆寺の山門に山積された佛像の上を、俗吏が靴のまゝで歩いたり、二條離宮が京都府廳に成つて、あの立派な柱に燒印を捺したり、釘を打ち込んだりした時代であつたから、我が光榮ある永い歴史を有する彫刻に於ても、德川末期の巨匠、高村東雲門下の俊才、高村光雲氏も單なる一佛師にしか過ぎず、一刀彫の名匠、森川杜園氏も、奈良の土産物の細工人にしか過ぎなかつたらう云々』とあり、以て維新直後、政府及び國民の美術に對する態度の一斑を窺ふに足るであらう。

美術の發達に一番障害となるのは社會の不安、地方の擾亂である。隨て維新直後に美術の發達を望むことは無理な注文で、この大革新の非常時に際し、就中美術家が一時甚だしい苦境に陷り、あらゆる苦難を嘗めたことは想像に難くない。維新直後新日本の建設に熱心のあまり、古美術品に對し政府の官吏が無關心であつたことは、明治五年品川横濱間の鐵道開通に際し、芝増上寺の梵鐘をもつて來て汽車の發着を知らせるベルの代用に供しようとして、時の名僧福田行誡師に拒絶されたことは有名な話であるが、當時の官吏はこれ

美術學校の設置
ラグーザ
大熊氏廣
藤田文藏
小倉惣次郎
菊地鑄太郎
佐野昭

第一回勸業博覽會
輸出彫刻
石川光明
旭玉山
金田兼次郎
彫刻研究會
彫刻競技會
フエノロサ

東京彫工會

日本美術協會列品館

ほど維新後の復興に狂奔してゐたのであるから、美術の保護にまでは恐く手が屆かなかつたのであらう。併し函館五稜郭に據つた榎本武揚・大鳥圭介・德川太郎一派の佐幕派が平定され、天下は再び平靜に歸するに及び、平和來ると共に美術・文學は再び國民の注目する所となり、漸次擡頭して來たのである。

明治九年・政府は工部大學を創立し、その中に美術學校を設置し、日本畫・洋畫と共に彫刻をも教授することになり、伊太利の彫刻家ヴィンセンヅ・ラグーザを雇聘した。ラグーザに就き、初めて洋式彫刻を學んだ人々は大熊氏廣・藤田文藏・小倉惣次郎・菊地鑄太郎・佐野昭等であつた。これ日本人で洋式彫刻を學んだ始めである。田邊孝次氏の明治大正の彫刻に『大熊氏廣は明治末期迄、銅像の原型家として聞え、後に文部省美術展覽會審査委員に任ぜられた人である。藤田文藏は東京美術學校教授に任ぜられ、更に女子美術學校を創立して、其校長たりし事もあつて、專ら育英方面に盡瘁した。菊地鑄太郎は外國より彫刻の石膏製を輸入して、是等を複製して學校教科用、並に觀賞用に供する事業を起して、今日に及んでゐる。

明治十年に至り、政府は産業獎勵の目的で、東京上野に第一回勸業博覽會を開催したが、これを契機として當時輸出彫刻に關係のあつた石川光明・旭玉山・金田兼次郎等が集つて研究會を結成し、各自の作品を持寄り、時々講演會を開催して大いに彫刻趣味を皷吹した。これは明治以來、渡來せる外國人が我が國の風俗などを現はした牙彫・木彫などが購買されたのに依るものであらう。然るに明治十四年に至り、彫刻競技會と改稱し、當時美術學校の教師として來朝中のエルネスト・フエノロサを招聘して講演をなさしめ、大いに氣勢を揚げた。尋で同十九年に至り、第一回彫刻競技會を開催した。これは恐らく我が國で彫刻專門の展覽會を開いた嚆矢であらう。同二十年に至り、東京彫工會と改稱し、篆刻・金屬・玉石・木牙・象型の五種に分ち、爾來毎年日本美術協會列品館で其競技會を開催した。明治大正の彫刻に『二十年頃は最も進步した思想と態度で、彫刻を研究した民間最大の團體で、其講演會の記録を見ると、美術應用解剖學を醫學博士田口

長沼守敬

フェーロサ
岡倉覺三

高村光雲
竹内久一
石川光明
大村西崖
白井雨山

北村西望
建畠大夢

水谷鐵也
高村光太郎

和美氏に講ぜしめてゐるのを見ても、其一斑を窺ふことが出來る』とある。

明治二十年、伊太利から長沼守敬が歸朝した。守敬は明治十四年に渡航し、ヴェニスの美術學校彫刻科に入り正則に洋式彫塑を學んだので、守敬の歸朝によつて伊太利の正則的な彫塑が我が國に傳へられる事になつた譯である。工部大學美術學校時代の生硬な直譯的な作風に比し、守敬作老夫や、後年の作長谷川謹介像等を見ると、自由な學生風の技術を見る事が出來る。こゝに於て我が國の彫塑界に始めて自由な手法が現はれたとも云ひ得るであらう。越えて明治二十一年に至り、官立の東京美術學校が創立せられた。明治大正の彫刻に『これは明治以來我國の方針が、萬事萬般泰西文物に傾倒し過ぎ、其結果古美術品の海外流出となり、國俗の崇高なる敬神歸佛の美風さへ、漸次稀薄となるのを慨し、且つ我國傳統の美術が世界唯一のもので大に誇るに足るものであると云ふフエノロサの所説に同感した岡倉覺三氏の建議に依つて成つたものである丈けに、初めから國粹保教發揚の精神を高唱した。從つて其彫刻科は純粹の我國木彫の傳統を教授する爲に、高村光雲・竹内久一・石川光明の三氏が教授として入り、茲に維新以降、省みられざりし、國華は再び誇る事となつた云々』とある。斯くて同二十六年に至り、第一回卒業生として大村西崖・白井雨山が出たが、西崖は間もなく美術史專攻に轉じ、母校東京美術學校に入つて東洋美術史を講じ、後ち支那及び佛教美術史に於て明治大正を通じての權威者となつた。雨山も亦た母校東京美術學校の教授となり、尋で彫刻研究のため文部省から歐洲留學を命ぜられ、歸朝後文展の審査員に命ぜられた。作品は餘り多くないが、雅邦像は名高い。その門からは北村西望・建畠大夢が出たが、西望は帝國美術院會員として毎年傑作を出し、大夢は現に東京美術學校教授兼帝國美術院會員で、これ亦た毎年傑作を出してゐる。東京美術學校に初めて洋式の塑造科を設置したのは明治三十一年で、大村西崖の建議で長沼守敬が擔任した。第一回卒業生として水谷鐵也・高村光太郎等が出たが、明治大正の彫刻に『兩氏は木彫で卒業したのであるが、當時の氣運は充分に

新海竹太郎

文部省美術展覽會

彫工會

日本美術院

二科會

藤川勇造

塚本靖
高村光雲

了解し得る所であつた。高村氏は永らく歐米に遊學して、歸朝以來文藻に於て著はれ、美術批評家たる觀があつて、其製作を知るもの少ないが、嚴父『高村光雲像』の如きは、當代有數の肖像であらう。また水谷鐵也氏は第二回の彫刻留學生として、歐洲に研究し、歸來製作よりは專ら育英に携はつてゐる。

二　明治後期の彫刻

日清戰爭後、日本畫・洋畫の勃興につれ、政府の留學生や私費留學生などの歸朝によつて一段と發展をなしたが、明治三十五年、木彫出身の新海竹太郎が獨逸から歸朝し、新鋭の塑造作品を大小の展覽會に出品して大いに斯界に刺戟を與へた。後ち文展の審査員となり、尋で帝國美術院會員に推され、斯界に重きをなしてゐた。明治大正の彫刻に『その作風は塑造を以て東洋的思想を表現せんと期したもので、文展・帝展に回を重ねて其作品を發表した云々』とある。併し明治時代に於ける彫刻の隆盛になつたのは、明治四十年に創設された文部省美術展覽會以後である。猶ほ文展の創設及び當時の彫刻團體に關し、明治大正の彫刻には『明治の彫刻の隆盛となつたのは、何んと云つても、明治四十年に創設された、官設の美術展覽會開催以後の事である。當時の民間彫刻團體としては、彫工會位のもので、これとても、工匠的製作品の展覽場たる觀があつたのみで振はなくなつてゐたのであるから、文部省が全國的大綜展を開いたのは、實際に彫刻界の黎明を告げるものであつて、よし後年日本美術院に一部が分裂しても、彫刻に於ては繪畫程の影響はなく、依然として主要なる主潮を形成してゐたのである。又二科會は彫刻部の出來たのも近年のことであり、僅に藤川勇造氏あるのみと言つてよい位であり、其藤川氏は永らく佛國に遊學してゐたが美校の出身者であるから、左程經路の異つた人でない。であるから爾今の記述は、最大の幹である文展帝展に中心を置かうと思ふ。今文展の創立に就いて、詳說する遑はない、第一回の彫刻部審査員は塚本靖(主任)・高村光

石川光明
竹内久一
大塚保治
長沼守敬
白井雨山
新海竹太郎
新納忠之介
大熊氏廣
中澤岩太
毛利敎武
米原雲海
東京博覽會と
彫刻
北村四海
國方林三
青木外吉
朝倉文夫
荻原守衛

明・竹内久一・大塚保治・長沼守敬・白井雨山・新海竹太郎・新納忠之介・大熊氏廣・中澤岩太の諸氏で、塚本氏は工科大學教授、大塚氏は文科大學教授、新納氏は美校彫刻科の第二回卒業生で古社寺保存會委員、中澤氏は京都高等工藝學校長であつた。即ち彫刻を鑑賞し得る各方面の人物を網羅した理想的な組織であつた。然し第一回の事とて其方針も分らず、思つたよりも作品が少なかつたが、嚴選をして民間團體の情實に慣れてゐる彫刻家を驚かしたものである。而して塑造で毛利敎武、木彫で米原雲海の作を三等賞に擬した。文展第一回の成績を考へる爲に、是非考慮に置かなければならぬ事は、この年の春より夏に掛けて、東京博覽會の開設と、その美術館中の彫刻部の事である。新海氏の「決心」、毛利敎武氏の「花野の友」、北村四海氏の「霞」・國方林三氏の「薄命」青木外吉氏の「老婆」等の出品は、從來の所謂横濱物臭から、或は置物臭から多少脱却して、所謂本當の彫刻に近づかんとする運動が起りつゝあつたのである。北村四海氏の「霞」破壞事件等もあつて、世間も亦彫刻に對して注意をし出した頃である。その爲めに、とにかく毛利氏の作の如きものが出來、又擬賞もされたのであると思ふ云々』とある。

明治四十一年の第二回文展には、朝倉文夫が「闇」を出品して二等賞を得た。文夫は明治四十年東京美術學校を卒業し、翌四十一年第二回文展でこの榮譽を荷負うたのみならず、政府買上品として今尚ほ美術學校に保管されてゐる。この時荻原守衛は「文覺」を出して三等賞を得た。守衛は米國を經て佛國に赴き、巨匠ロダンに就て彫刻を學び、大いにその感化を受け、歸國したが、文覺は歸朝後第一の作であつた。これを田邊孝次氏は『これは當時の彫刻界の水準を超えた外國風の技風であつた。ロダンの實物を未だ見る機會のなかつた、我が彫刻界に氏の作品は可成大きい波紋を投げた樣である云々』と評してゐる。

明治四十二年は文展第三回目であるが、この時荻原守衛は前回以上の大作「勞働者」及び肖像を出品した。田邊孝次氏は之れを『前者はコンスタンチン・ムニエーとロダンの兩影響をうけた作品であるが、當時の彫

藤井浩祐
新海竹太郎
北村四海

米原雲海
山崎朝雲
朝倉文夫
新海竹太郎

堀進二
石井鶴三
米原雲海
藤井浩祐
北村四海
武石弘三郎

新海竹太郎

山崎朝雲
吉田芳明
内藤伸
藤井浩祐
池田勇八

朝倉文夫
建畠大夢
小倉右一郎

文展型を生ず

刻界としては、大きい收穫の一つである。今一つ「肖像」を出品したが、これは在來の我國の肖像のやうな概念的な稽所行きの顏でなく、個人特色の明瞭に表現せられた內省的の深い味のある作品であつた。文展がこの肖像の方へ賞を授した事は、當時の我々の意を得たものであつた』と評してゐる。文展第二回に三等賞を得た藤井浩祐は「髮を洗ふ女」を出して特色のある所を示し、新海竹太郎は「原人」を、北村四海は「手古奈」を出し、いづれも好評を博した。明治四十三年の第四回文展には大塚保治・塚本靖・新納忠之介等が審査員を辭し、新に米原雲海・山崎朝雲が審査員に任ぜられた。出品者は殆ど常連で、變つた作は見られなかつたが、朝倉文夫の『墓守』と新海竹太郎の『默』の二點が注目を惹いた。同四十四年の第五回文展には多くの新顏が現はれた、就中堀進二の『老婆』、石井鶴三の『荒川嶽』は傑作として注目を惹いた。また米原雲海の『專念』(木彫)や藤井浩祐の『石割』、朝倉文夫の『土人の顏』等も佳作であつた。大理石の彫像中では北村四海の『女郎女』、武石弘三郎の『婦人』等が努力の作であつた。堀・石井・武石に就ては明治大正の彫刻に『武石氏は美校の出身で、白耳義に永く遊學してゐた人であるし、石井氏も美校の出であるが、獨特の性格と恪勤な勉强家であつた。堀進二氏は太平洋畫會に、新海氏の指導を受けた人である云々』とある。

明治四十五年(大正元年)、第六回文展には木彫の佳作が多かつた。新海竹太郎は『左丘明』(木彫)を出して東洋趣味を示し、山崎朝雲は『竹生島』を出して熟練した技巧を見せ、吉田芳明は『拈華微笑』と題する木彫の大作を出し、內藤伸はこれまた『藤原時代の女兒』と題する淡彩木彫に於て優雅な可憐さを現はした。次に塑像では藤井浩祐の『潭』を、池田勇八は『山羊』を出し、共に非凡な手腕を示した。尋で大正二年の第七回文展には朝倉文夫が『含羞』を出して大いにその手腕を現はし、藤井浩祐は『坑內の女』に於て素朴さを示し、建畠大夢は『お山のつかれ』を出し、小倉右一郎は『ムナホトケ』に於てその健實な技巧を現はした。併し文展も七回に及び、一種の文展型が出來たらしく、出品の多くは大抵所謂大家の技巧を眞似たも

文展型を生じた原因

藝術批評家の責任

長谷川榮作　堀進二

のであつた。明治大正の彫刻にも『この時に所謂文展風とでも稱し得可き、一種の型が出來て來ることを否定することは出來ぬ。型とは何を指して云ふか、即ち文展彫刻部がアカデミックな、單なる寫生風な技術の傾向を喜ぶことである云々』と評してゐる。以てその傾向の一斑を窺ふに足るであらう。斯る傾向(テンデンシー)は單に美術界にのみ現はれる弊害ではない、藝術界全般に現はれるテンディンシーで、その弊害の一部は鑑賞家並に藝術批評家の罪に歸せねばならぬ。その理由は藝術（文學・美術・音樂・詩歌・演劇等々）批評家や鑑賞家が盲目的に既成大家の作品を激賞する結果、相當の技術を有する作家またはその既成大家に對等の技術を有する作家にして、未だ批評家や鑑賞家の嗜好に一致せぬが爲に、批評家や鑑賞家の注目する所とならず、不幸にして賞讃を得ぬ場合、これ等の作家や俳優が、互に世の賞讃を得てゐる既成大家の作品を模倣し、またその作風に接近し、その藝風を眞似しやうと努力することは、無自覺な藝術家に取り到底避け難い弊害であるが、併し藝術家も人間である以上、經濟上の壓迫を蒙り恒に賞讃を受けてゐる既成大家を模倣し、その型に倣ることは蓋し避け難い弊害と云はねばならぬ。これ即ち近來批評家が藝術に對し、自覺を強要し、その作品に對し創意に富んだ個性の表現を促す所以である。されど未だ精神文化の發達せぬ明治時代にあつては、藝術に對する批評家それ自身さへ自覺が缺如してゐたのであるから、藝術批評其物すら幼稚極まるものであつたし、傳統を重じ、舊殼を神聖視することは蓋し已むを得なかつたと同時に、群小作家が人氣作家たる既成大家の型なり、手法、構圖なりを眞似ることは、自然の結果と云はねばならぬ。文展も大正三年の第八回を開催されるに及び、心ある彫刻家中には、この文展型を排し、個性の發現に努めた作家も少なくなかつた。即ち第八回の文展には大分新顔が現はれ、好評を博したが、既成大家中石川光明・竹内久一・長沼守敬・大熊氏廣等が審査員を退いた。出品者中新進作家としては長谷川榮作が木彫『夢』に於て、堀進二は『光を浴せる女』に於て共に清新な作風を示し充分に個性を發揮した。既成大家朝倉文夫は『いづみ』、國方林三

黒田鵬心
岡倉覺三
橋本雅邦
寺崎廣業
横山大觀
下村觀山
日本美術院の創立

岡倉覺三の死

日本美術院の再興

再興第一回展覽會を三越に開く

平櫛田中

畑正吉

は『あこがれ』に於て共に作家獨特の技巧を示し、傑作として賞揚された。

日本美術院は黒田鵬心氏の明治大正の美術によると『明治三十一年、東京美術學校に紛擾があつて、岡倉校長（覺三）を初め、雅邦・廣業・大觀・觀山等相率ゐて同校を辭し、日本美術院を創立し、玆に新日本畫の機運が著しくなつた。其後三十四年、廣業・大觀・觀山三氏は同校に復し其處にも新日本畫の手法が行はれた云々』とあり、以て日本美術院創立の動機を推知し得るであらう。猶ほ總帥岡倉覺三の死と同美術院に就き田邊孝次氏は『日本美術院の總帥岡倉覺三氏は前年（大正二年）の九月越後赤倉に於て逝去した。院の同人、殊に横山大觀氏は其思想傳統を繼承持續す可く考へてゐたが、本年の文展官制の改革と共に、日本畫の分科制が廢せられ、審査員には學者と舊二科の横山氏の任用が漏れてゐた。これは院の再興と殆んど同時で、下村觀山氏が審査員を辭して、九月二日岡倉氏一周忌を卜して院の再興は宣言せられ、その第一回展覽會は第八回文展と同時に三越に開かれた。其彫刻部は陳列點數十四點、平櫛田中氏の「樹に依りて」が、其收穫であつた云々』とある。

大正四年の第九回文展に於て藤井浩祐が日本美術院に走つたことは注目すべく、新派の彫刻家たる同人としては既定の行動であつたかも知れぬ。猶ほこの展覽會に於て新海竹太郎は『釋迦八相の浮彫を出し、北村四海は大理石の「イブ」を、北村西望は『怒濤』を、堀進二は『老婆の肖像』を出したが、いづれも新味をもつた創意の作として大いに注目を惹いた。大正五年の第十回文展には朝倉文夫・北村四海は新たに審査員に任ぜられ、第二部の森林太郎は主任となつた。出品中注目を惹いたのは朝倉文夫の『加藤先生像』、新海竹太郎の『龍樹』は、一は肖像として、他は東洋風表現として記憶すべき作であらう。堀進二は『H老人』を出したが、これは堀の從來の傾向を最もよく表現したもので、藝術的價値のある佳作である。畑正吉は『老人』と題する浮彫を出したが、これは畑獨特のもので、よい作であつた。この年、文展に於て注目すべきは

等級制の賞を廢して特選制となす
第一回特選作家
吉田三郎
齋藤素巖
長谷川榮作
川上邦世
文展の廢止
帝國美術院
森林太郎
明治後期の美術工藝

從來の等級制度の賞を全廢して、特選制に改めた事である。新制度による特選作家は建畠大夢・北村西望・池田勇八・堀進二・長谷川榮作等であつた。翌大正六年の第十一回文展は特選を目指して努力の作が多く、就中新進作家は奮つて出品したので、一般に清新な活氣が横溢した。その内で吉田三郎の『熔鑛爐』を、齋藤素巖は『秋』を出したが、いづれも大作であつた。長谷川榮作の『私の顏』、堀進二の『肖像』は兩者とも小さな作であつたが、主觀的な佳作であつた。大正七年の第十二回文展に於て注目すべき作は北村西望の『來る日の夢』、齋藤素巖の『殘敗』などで、同年の日本美術院では川上邦世の『成吉思汗』と中原悌次郎の『肖像』などが記憶に殘る作であつた。猶ほ文展は翌大年八年に至り廢せられて、新たに帝國美術院が創設せられ、森林太郎が院長に任ぜられ、東京美術學校長正木直彥が幹事に補せられ、從來の審査中主なるものは帝國美術院會員となつた。即ち彫刻では高村光雲・新海竹太郎が會員となり、會員は直接鑑査及び審査に當らぬ事となつた。また展覽會委員を任命して審査をなさしめたが、彫刻では從來の米原雲海・山崎朝雲・朝倉文夫・北村四海の外に、新たに建畠大夢・北村西望が會員に擧げられた。

第十一節　美術工藝

一　明治後期の美術工藝

本書第貳卷、第五章美術工藝篇にも說明せるが如く、幕末から明治中期までは、作家が藝術的良心に依つて創作したと云ふよりは寧ろ外國の博覽會に出品して賞讃を博したとか、或は偶々來遊の外人に推賞せられたのが動機となつて製作したとか、或は四圍の嗜好に刺戟され、その依頼に應じて製作したものが多く、そ

小川破笠
柴田是眞
三浦乾也
後藤一乘
玉楮象谷
山本利兵衛
中山胡民

工藝美術の暗黑時代

の作品を眞の藝術品と稱し得るや否や頗る疑問なきを得ない。勿論その中には名人と稱せられた人もあり、後世の鑑賞家がその作品を美術品と推賞するものも尠くない、例へば明治初期の漆工家小川破笠の如き、柴田是眞の如き、陶工三浦乾也の如き、彫金家後藤一乘の如き、漆工玉楮象谷・山本利兵衛・中山胡民等の如きは眞の名人上手にして、世俗に阿附せず、徹頭徹尾藝術的良心に從ひ、創作に沒頭し、その作品はいづれも後世鑑賞家の推賞して措かぬ所であるが、是等の例外者を別として、他はいづれも或は輸出の目的で、或は時好に投じ、或は博覽會出品の目的で製作したものに過ぎない。この感は幕末から明治二十年頃まで、特に深刻である。黑田鵬心氏もその明治大正の美術、工藝美術の部に於て『工藝美術は徳川時代にも大に發展したが、其の末葉から當代初期(明治元年から同十五六年まで)に亘つては、建築や彫刻や繪畫と同樣、大に衰頽し、暗黑時代であつた。前代の名家は既に年老い、當代に入つて間もなく逝き、他に偶々腕のある者があつても需要が全くないので、徒に手を拱いてゐる許りであつた。其の當代初期に逝いた者は、彫金家に後藤一乘、漆工に玉楮象谷・山本利兵衛・中山胡眠・陶工に三浦乾也がある。乾也は陶工として近世の名工で、乾山に學び、天保年間始めて獨特の製品を出した。又小川破笠は樂燒の草花小蟲を漆器に嵌入した手法に倣つて、細小な陶製動植物の嵌入を試みたが、明治二十二年六十九歳で歿した。乾也の如きも、其の價値を認められたのは其の歿後であつて、明治二十年頃までは、全く暗黑時代だつたのである。二十年頃から國粹保存の聲が高くなつて、從來の日本美術が認められると共に、之れが復興され、一方では外國の博覽會に出品して賞讃を博し、一方では來遊の外國人に賞讃せられ、各種の工藝美術が一時に勃興した。卽ち久しく腕を撫してゐた老大家も漸く復活し、後進の青年を勵まして其の技を磨いた。併し何分にも外國の博覽會や來遊の外人に賞讃せられ刺戟されたので、勢ひ歐米の意匠を納れ技術を模し、殊に輸出向のものに至つては外人の趣味に迎合し、却つて淺薄のものとなり、輸出向といふやうな一種の型を作つて了つた。尤もそれらの多

工藝家の自覺
立體派
未來派
遊陶園
京漆園
道樂園
工業展覽會
日本工藝美術會
日本美術協會
龍池會
正木直彦
岩村透
吾樂會
大阪府工藝協會
美工院
帝國工藝會
東京彫工會
日本金工協會
東京鑄金會
日本漆工會
漆藝會

くは頭のない職人的の工藝家又は職人であつて、名ある大家を始め頭のある作家は、歐米の長をとつても、意匠は日本趣味に立脚し、古い所を研究し、見るべきものを作つた。殊に日清・日露の兩戰役を經て、第四期（明治三十八九年から大正三四年まで）に入つては作家の自覺と共に、一方では古い名作を學び、一方では新しい獨創的意匠を凝し、藝術的に價値ある作品を作り出し、第五期（大正四五年から大正十五年まで）に至つて立體派・未來派のやうなものまで生れた。而してそれは各種の展覽會に出品されたが、殊に大正となつては京都の遊陶園・京漆園・道樂園の展覽會が毎年東京に開かれ、又農商務省主催の工業展覽會（後に商工省主催）が開催され、大正十五年に至つては帝展と同時に日本工藝美術會の展覽會が開かれ、昭和時代に至つて帝展專門部として工藝美術が加へられる端緒を示した云々』とあり、明治初期から昭和期の帝展時代まで我が國の工藝美術を概説してゐるので、その一斑を推知するに難くない。

黒田氏の列擧した工藝團體の外、工藝美術の團體としては東京下谷上野公園内に日本美術協會がある。之れに就て黒田氏の『明治大正の美術』には『これ明治十二年創立の龍池會から起り、繪畫・彫刻の外に彫金・鑄金・鍛金・鎚金・漆器・蒔繪・織物・刺繡等を含んで、毎春秋展覽會を開いてゐる云々』とあり、大分その機構の大規模なることが窺はれる。然るに工藝美術の勃興に刺戟され、明治四十二年に至り、東京美術學校長正木直彦や美術評論家の岩村透等の斡旋で、畫家・彫刻家・建築家・陶工・漆工・金工等の大家約三十名が相寄り、吾樂會といふ工藝家の團體を結成し、その作品を展覽して、大いに斯界を啓發自覺せしめた。この外、本期には大阪府工藝協會、京都には美工院があり、東京には帝國工藝會・東京彫工會・日本金工協會・東京鑄金會・日本漆工會・漆藝會等があり、各自藝術的作品を出してゐる。

次に工藝美術作家に就ては本書第四卷・第五章美術工藝篇・明治中期の工藝部に於ても説明したが、次に黒田氏の『明治大正の美術、工藝美術部』の記事を再錄して參考に供しよう。即ち『最後に主なる工藝美術

家を擧げると、先づ金工の內、彫金には加納夏雄・香川勝廣・中里則長・海野勝珉、鍛金に田村宗吉・平田宗光・同重光、鑄金に鈴木長吉・後藤貞行・岡崎雪聲・香取秀眞・津田信夫・高村豐周等、漆工としては蒔繪に柴田是眞・三之邊一朝・池田泰眞・赤塚自得・迎田秋悅・植松包美・白山松哉・梅澤隆眞等、螺鈿に片岡源一郞、塗師に富岡文太郞・吉田清次郞、推朱に推朱揚成がある。陶工には宮川香山・錦光山宗兵衞・清水六兵衞・諏訪蘇山・高橋道八・清風與平・眞清水藏六・河村蜻山・石野龍山・中村秋塘・高橋清山・宮永東山・伊東陶山・堀川光山・板谷波山・永樂善五郞・森陶華園・宮本憲吉・河合卯之助・河井覺次郞、七寶には濤川惣助・安藤重兵衞がある。次に染織には川島甚兵衞・伊達彌助・金田忠兵衞・菅原直之助・龍村平藏・西村總左衞門・野口安左衞門・廣岡伊兵衞・黑田善助、刺繡に山鹿清華・箸尾清がある。其他奈良人形に森川杜園、モザイクに中丸精十郞・西洋木版に合田清、日本木版に橋口五葉・山本鼎・戸張孤雁・永瀨義郞、寫眞製版に田中松太郞、エッチングに竹腰健造・田邊至・寺崎武男、石版に織田一磨があり、圖案に杉浦非水がある。又七寶から出でゝ金工・漆工・刺繡等縱横に技巧を振ひ、意匠豐富なものに藤井達吉がある云々』とある。

猶ほ明治末期及び大正時代から昭和時代に至る工藝美術の一斑を知るべき資料として玆に東京朝日新聞社昭和四年發行にかゝるアサヒグラフ臨時增刊帝展號、美術工藝部から出品名と作家を列擧して參考に供しよう。

寶石箱…會田裕寬、蠟纈染壁掛（ラ・メトロポール）熊谷重太郞、火勞之圖壁掛…櫻井霞洞、壁掛用華布…廣川松五郞、蹴球文樣蠟染壁掛…生澤郞兒、寬ぎの食堂…齋藤佳三、エマイユ電氣臺…高井青陽…仲秋彫金手筥…塚田秀映、ペン畫乾漆菓子器…都筑幸哉、花文彝壺…赤塚自得、蘆雁蒔繪飾箱…高野松山、樂浪漆器研究の內硯箱（竹林）…六角紫水、葡萄蒔繪手筥…平館酉、ラヂューターの裝飾…津田信夫、硝子製水槽

岩田藤七、蒔繪網干棚：迎田秋悦、蒔繪萠芽の圖棚：森川紫山、山の尾花蒔繪手筥：三木成抱、柿(花瓶)：澤田宗山、磁製多寶塔香爐：清水六兵衛、陶製置物(豹)：沼田一雅、氷華彩磁唐花文様花瓶：板谷波山、金銅鳳凰置物：佐々木象堂、流し釉壺：河井寛次郎、二彩花文華瓶：宮永東山、春秋花瓶：淺見柳三、鑄銀雉香爐：森村西三、櫛目鉢：橋本七太郎、鹿紐獅脚鑄銅香爐：香取秀眞、鑄銅四方切込花瓶：杉田禾堂、鍍金梅花印櫃：清水龜藏、白銅葡萄透花瓶：西村英夫、鑄銅無紋花瓶：高村豐周、漆彩色銀花瓶：北原千鹿、四分一製香爐：四谷正美、双鶴文花瓶：海野清、圓形水盤、清水青巌、鳥魚銅花瓶：山本安曇等で、その中、特選は廣川松五郎・平館酉・森川紫山・佐々木象堂・杉田禾堂の五名であつた。また帝國美術院會員は板谷波山・香取秀眞で、審査員は清水六兵衛・津田信夫・石田英一・海野清・清水龜藏・赤塚自得・六角紫水等であつた。

教育篇

第十三節　教育勅語の下賜と明治中期以後の教育概觀

從來の歐化主義萬能教育に對する反動思想が、明治廿年頃から漸次濃厚となつて來た。其の中には、我が國固有の古神道や儒教一點張りの極端な主張を爲す者も亦少くはなかつたのである。この反動思想はつひに、一代の名文相として、國家主義に立脚して大いに我國の教育を振作一新した森有禮を伊勢大廟に對し奉り不敬の行爲ありとして、憲法發布式の當日兇刄に倒さしめたのである。

かゝる混亂した民心の歸向に對し、大御教の垂れさせ給はらん事は時代の必然的要求であつて、この要求を滿すべく明治廿三年十月三十一日、畏くも教育に關する勅語が下賜されたのである。教育勅語は、皇祖皇宗の御遺訓と、比類なき我が國體に基いて、國民道德の大義を示させ給うたものであるが、神儒佛基何れの宗教とも戻らず、又遠く古今に通じ廣く東西に施して悖らざる廣大無邊の大趣旨を含んでゐて、混沌歸趨に迷はんとした我が教育は、茲に其の歸一する所を見出し、又教育と宗教との混同すべからざる趣旨も明白にされたものである。次で明治二十六年三月教育勅語下賜に關して、大いに聖意を翼賛し奉りし井上毅文部大臣となり、大いに國家主義の教育に專念し、修身及び國語漢文の教授に重きをおき、又實業教育をも大いに振興されたのである。

次で明治廿七年日清の役起り、我國の未曾有の大勝に戰爭を終るや、この大勝は教育の與つて力多しと、其の得たる償金の一部を普通教育費に充てん事を、貴衆兩院より建議し、容れられて教育基金に分賦されたのである。

又此の時新領土となつた臺灣に、我が教育の布かれたのも勿論の事であつた。

明治三十三年北淸事變に際し、我が軍人及び國民の態度公正であつた所から日英同盟も結ばれ、更に淸國の學生の我に留學する者、又著しく其の數を增したのである。

明治三十五年十二月小學校教科書採用に關する疑獄事件が勃發して、その結果國定教科書の制度が採用され、一時教育界の信用を云々されたが、教育全般としては順當の進步をなしてゐたのである。

明治卅七年より八年にかけての日露戰爭は、實に我が國空前の一大國難であつたが、克く上下心を一にして、海に陸に豫想外の大勝利を以て戰局を結んだ事からして、世界の視聽は一時に東海の此の一小國に集まり、其の原因を究めて、我國の武士道と進步せる教育に尋ね到り、我が教育勅語は實に基督のバイブル以上の教なりと賛歎し、我が日露戰捷の原因をば教育とする事は、實に世界文明各國の定論とさへなつたのである。

かくて同盟國たる英國倫敦大學では、我國教育の制度及び精神の說明を聞かんがため、適人者を文部省に求め、菊池大麓選ばれて渡英し、我が教育に關する講演をしたのである。白色人種でさへこの通りであるから、有色人種の渴仰尊敬は更に甚しく、淸國人の留學生は頓に增加し、支那各省には我が教育者を招聘し、印度・暹羅等の各國亦これに倣ひ、實に我國は東洋教育の中心地の觀さへ呈するに至つたのである。

更に又割讓された樺太の南半部、關東州及び南滿洲鐵道附屬地に、我が教育の行はれるに至つた事は勿論、明治四十三年には韓國を併合して、ここに新大陸の一角にも、我が教育が廣く行はるゝに至つたのである。

實に日淸・日露の兩戰役によつて、從來其の存在をさへ認められてゐなかつた我が教育は、俄然その水準を高めて一躍世界の教育國の一に數へられるに至つたのである。即ち從來無條件に信じ崇拜してゐた西洋文明が、それ程完全なものでないといふ所から再び東洋文化を顧みる傾向を生じた事は實に尊い國民的自覺であつたと云ふべきである。明治四十一年十月十三日日露戰役後の弛緩せる民心を緊張せしめんとの思召に依

り、戊申詔書を下し賜ひ、忠實業に服し、勤儉産を治め、荒怠相誡め、自彊息まざるべきを諭された事は、畏くも畏き極にあらせられた。

此の詔書は、前の教育勅語と共に、永久に我國教育の準繩となつたのである。

かくて明治四十五年七月三十日　明治天皇神去り給ひし時には、帝國大學四、高等學校八、中學校高等女學校共に三百に達し、專門學校は官公私立を通じて八十、甲種實業學校は二百に上り、小學校數二萬五千、教師養成の高等師範學校四、師範學校九十を數ふるに至り、あらゆる角度から見ても、毫も歐米各國に遜色を見ず、實に　明治天皇の英明にましましし御事は思ふに尊き極みであると共に、今更ながら大和民族の優秀さを自負されずにはをられぬ。

第十四節　結　論

紙數の都合上、本章の記述は龍頭蛇尾の感あるを免れないが、さて我國が封建制から立憲帝國に進み、五十年に滿たざる間に、我國の教育が範を取つた歐米に比して左程の遜色をも見ない程になつた事は、慥に驚嘆す可き事實であるが、無條件に喜んでは居られない。其處には反省すべき幾多の缺點がある。その一二を列擧して本章の結論としよう。先づ第一に我國民に國民的理想が明白に理解されてゐない事である。

我が國民的理想は、我國體に基き忠孝一本の大道を行ふにある事は明白なる事實であるが、これに對する理解が十分でないと云ふのである。

即ち今日の世に處して如何に行ふ事が、眞に忠孝の旨に合するかと反問すると、其處に確乎たる信念を把握してゐない。

即ちあまりに偏狹にあまりに保守的で、愛國心のはきちがひをしてゐる者があるかと思ふと、又中には歐

來の思想をのみ最上として、我國の歴史や生活をてんで顧みないといふ馬鹿者がある。即ち自己の行動に確乎たる信念がなく、容易に外來の思想や事件に動かされて、自らの把持する所を缺く弱點を示してゐる。この點が大正昭和の教育に於て是正さるべき重大事項であつた。第二に我が國教育に獨創の力を有せざる事である。これは我が教育が上は大學より下は小學に至るまで、講説諳記に傾きすぎ、實際について自主的研究を主とせず、爲に眞の理解、眞の工夫應用の力が練られぬによるからであらう。

又教へる者も學ぶ者も、學問をするは立身の爲といふ眼前の功利主義に捉はれ、爲に實力によつて世に立つといふ確信がないから、教育界に動もすれば黨を結びて互に引援する、學閥の爭といふ忌むべき現象さへ往々起つてゐる。

又我が教育制度の整備された事を誇るが、その制度の整備にのみ囚はれて、その內容の不備を認める者が少い。

我が教育制度は既に述べたる如く、世界に於て最も制度の整つた佛蘭西に倣ひ更に獨逸を參照したから、官僚主義、劃一主義による整頓・統一は完全であつたが、教育指導者に自由に働かしめる事、又全國各地の事情に應じての實際的の教育を施すといふ事が、全然閑却されて了つた。極端に云へば形式だけ整つて生命のない劃一教育が行はれ過ぎたといふ傾向を認めぬわけにはゆかぬ。要するに明治時代は封建制から立憲制に移つた過渡期で、この過渡期に於ける教育としては、種々の反省すべき所あるも、大體に於て驚異的に近の大成功と云ふべきで、これは一に　明治大帝の御稜威と優秀なる大和民族の素質による結果で、この明治時代の教育を根柢として大正昭和時代へと日本帝國の一大飛躍をなしつゝある、帝國の成長の姿を見つめながらこの稿の筆を擱く。

宗教篇

第四節　佛教

明治維新に於ける佛教は頗る迫害されて、明治七年頃までは其の存在さへ認められぬ程であつた。明治八年二月眞宗各派相携へて大教院を離脱して、こゝに神佛二教の分離を見、次いで佛教各宗が公然其の宗規・宗義に基いて、獨自の宣傳に從ふ事となつたのは、實に明治八年の事である。

これから明治十二・三年に至る間は、明治佛教としての新なる活動に入るべき準備時代であつた。この間に於ける佛教の一大敵國は、昨日まで迫害された神道ではなくして、漸く此の頃より奔流の如く流れ込んだ歐米新來の學術と漸く盛になつて來た基督教とに對してであつた。この新學術に對する恐怖は、獨り佛教のみでなく神道に對しても同樣であつて、ここに奇しくも昨日の敵が相携へてこれに當るといふ奇現象さへ生ぜしめた。

即ち西洋の新學說、中にも地動說の如きは直接佛教固有の須彌中心の世界說と衝突し、明治九年頃は最も須彌山論の沸騰した時代であつた。佛教徒の中には、特に此の問題に對して、その全生涯をあげて、研究と宣傳とに努力した者さへ生ずに至つた。

又新來の基督教に對しても熱心にこれを研究し、支那譯の新舊約全書、天道遡源等によつて仔細にこれを研める一方、內にあつては着々宗派自體の革新を圖り、學校を設立して後進を養成し、布教に全力を注いで來るべき時代に對する準備をして居つたのである。

この準備は、俄然明治十二三年以後に活潑なる活動となつて効果をあらはした。即ち此の頃より、政治上の極端なる歐化主義を背景として迅速活潑なる活動を開始した基督教に對して、奮然反擊の體度に出で、彼

れ基督教が歐化主義・進歩主義者を後楯とするに對し、これ佛教徒は國粹保存主義者、日本主義者を有力なる味方と頼んで、耶蘇教退治、破邪顯正等の標語を以て盛にこれを攻撃したのである。

更に他方教育家、學者側からやかましく論ぜられた『教育と宗教との衝突』とて基督教の理想は、我國體を中心とする國民教育の理想と調和せずといふ議論は、基督攻撃に専念した佛教に豫想以上の聲援を與へる結果となつたのである。かくの如く全面的攻撃に熱中してはゐたが、本質的に基督教の教理に對しては何等恐る可きものは認め得なかつたが、此の頃より新しく傳來されたる哲學に對しては少からぬ不安を抱いてゐたのである。

然るに幸にも明治二十三年井上圓了博士の「佛教活論」が表れ、巧に哲學を取入れてこれによつて佛教側は、哲學としての佛教の價値にもある程度以上の自覺と安心とを與へたのである。即ちダーウヰン、スペンサー等の經驗主義の哲學思想の淺薄には論外であつたが、カント・ヘーゲル・ショウペンハウエル等の獨逸唯心論の純正哲學の深みも、各佛教の大乘哲學と何等差異なきを知り、西歐古今の學説も何等恐るゝに足らずとの安心を與へたものである。

更に朝鮮問題を經て日清日露の二大戰役となるや、日本國民の愛國精神・國民的自覺の深まると共に、基督教が兎角この色彩に乏しいのみか、この精神を破壞するに非ざるかとの疑ひは、これに對抗する佛教に國家主義的立場を與へ、政治的にも有利なる立場を得せしめたものである。

この結果は必然的に佛教各宗協會を生み、明治廿九年各宗綱要の編纂を見、明治三十三年の佛骨奉迎を見た。更に又國家勢力の海外發展に伴ひ、布教の擴張は從來の朝鮮・支那大陸・琉球・北海道を遠くとびこえて、布哇・北米に迄伸び、又明治二十七年の米國世界宗教大會出席、三十年印度大飢饉に對する救濟運動、三十五年の西藏探險、三十六年の中央亞細亞・印度支那の考古學的大旅行と、從來兎角國內のみに跼蹐して

ゐた佛教が漸く、ここに世界を舞台としての本格的活動を開始したものである。かかる外形的發展と共に一方明治二十二三年頃より、內省的の佛教の史的研究が始められ、東京文化大學に於ける井上圓了博士の釋尊傳の講義が有力にこの機運を釀成し、更に村上博士を中心とする佛教史林一團は、孜々としてこの研究に精進したものである。

これらの研究が佛教の教理に對し偉大なる勳功のあつた事は勿論の事であるが、更に附隨的効果たる語學の研究、日本及び東洋の美術研究、印度・西域・支那・朝鮮の考古學的研究といふ思はざる副產物を認めざるを得ないのである。

更に精神的方面の偉大なる影響として、精神主義・日蓮主義の二大新信仰を生んだ事を忘れてはならぬ。前者は明治三十年淸澤滿之、後者は明治三十四年高山樗牛の唱道した所で、この二つの信念は、明治の佛教史上に特筆大書さるべき重要な主義信念であつた事は否む事が出來ない。否、明治佛教はここに始めて偉大なる實を結んだと云つて敢て過言ではなからう。

第五節　基督教

明治時代の基督教は、歐米固有の文明を背景として、歐米心醉主義の我國へ宣傳したが爲に、其の初期に於てこそ多少の困難はあつたにせよ、概して頗る有利順調の立場にあつたと言つて過言ではなからう。

況や日本固有の宗教とも稱すべき佛教が一切の寺祿御朱印地を奪はれて經濟的に先づ行詰つてゐたのに反し、これは年々基督教傳導並に教育事業・慈善事業の名目の下に、多額の資金を其の本國より送り來つたに於てをやである。

かかる方面よりするも我國に對し非常な勢力を得べき筈にも拘はらず、明治四十五年の統計によれば、信

徒總數十六萬とは、成程未だ基礎時代投資時代であつて、收穫の時代ではなく所謂播種時代であつたとは云へ、これは又豫想以上の少數と言はねばならぬ。

今これらの原因を錯綜しつつその概觀を略述して本篇の結論としよう。

明治元年より明治十二、三年頃迄は所謂傳道草創時代で、京都の同志社が最初の神學卒業生を出して、其の活動を開始したのが明治十二年、新約聖書の國譯成り日本に於けるY・M・C・Aの成立、及び基督教大會の公然東京に擧行されたのが明治十三年である。此の頃に至つては外國人牧師百二十二名婦人牧師六十三名全國の信徒數二千九百有余、明治十五年には百四十五名の外人牧師、百四十九名の日本人牧師、九十三の教會を有し、その中の十三は經濟的にも外國資本を離れて獨立し、四千三百六十七名の熱心なる信者を獲得、三十九の混合學校、十五の女學校、九の中學校、七神學校、百九日曜學校、五病院を有するといふ狀態でつあた。

この間に於ける基督教の背景たる歐米輸入の思想文化は、吾人の豫想とは反對に、基督教の爲にはあまり有利ではなかつた。ミル・ベンザムの功利主義、スペンサーの哲學、ギゾーの文明史等の英米思潮の直輸入は、事實基督教傳道にとつては迷惑以外の何物でもなかつた。

更に佛蘭西の自由主義宣傳とも云ふべきルソーの民約論の譯者、中江兆民一派の社會主義的思潮が流れ込む。次でモールス來朝して、ダーヰンの進化論を傳へ、盛に基督教を攻撃して、日本在來の神佛家をして快哉を叫ばしめたのは、實に明治十一年の事であつた。かかる時世下に於ける基督教布教の困難は相當なものであつたらうが、而し語學・文藝・生活樣式等は極めて有力な基督教傳道の保護色であつて、これら歐米文化樣式に對する憧憬・好奇心による傳道力は前述の弊害を相殺して尙餘りあるものがあつた。かゝる狀態の中にも月日は流れて、明治十四年國會開設の詔勅が發布されて民權自由の言議を緩和し、明治十八年伊藤内

閣の組織されてからは、條約改正の準備として極端なる歐化主義時代を現出し、彌々基督教時代を現出するに至つた。明治十九年には舊譯全書の國譯が完成し、二十年にはユニテリアン協會傳來し、二十二年には夏期學校の創設を見、同時に日本基督教會は獨立して、從來の外國よりの資金流入を斷ち、經濟的にも獨立したのである。然し何と云つても、基督教にとつて忘る可らざるものは、明治二十二年の憲法發布であつて、憲法に明記保證されたる信仰自由の條文によつて、三百年來日本國民の腦裏に刻みこまれてゐた伴天連邪宗門の刻印は拂拭され、明朗基督の姿として、我國民の眼前に映じ始めたのである。爲に基督教の活動も全國的に目覺しく、その結果信徒數も一躍十萬を超ゆるに至つたのである。恐らく此の頃が基督教全盛時代の頂點とも云ふべきであつたが、此の頃より既に教內の間に神學問題の動搖を生じてゐた折も折、外には、歐化主義の反動として顯はれた國粹保存主義の高潮、次いで朝鮮問題より日清戰爭・三國干涉、獨逸皇帝の黃禍說と陰に陽に基督教にとつては不利益なる事情が相次いで起つたのである。

この間は全く基督教にとつては受難時代であつたが、何れにしても既に鞏固なる根柢は出來てゐた事とて破局に至る程でもなく、次いで時世の沈靜と共に各派とも漸進的に堅實な步みを續けたのである。

明治廿八年に始めて傳來した救世軍も又漸くその活動を開始し、三十四年には基督教外人牧師に對して土地所有權を許可されるといふ一大幸運にあつたのである。

これは事實に於て、基督教の日本土着の公認を裏書するものであつて、曩に示された憲法上の抽象的保證たる信仰の自由に對する具體的保證とも言ふべきものであつた。かくて明治四十五年の統計には歐米より傳來の宗派すら二十有餘、教會は一千三百、牧師二千三百人、十有六萬の信者を數ふるに至つたのである。

最後に基督教の特色の一斑を述ぶれば、從來日本の多神的信仰に對して、一神的信仰の輸入といふ事であつた。この爲には隨分と困難と迫害を蒙つたが、毫も屈せず、日本人に對して神なる觀念に異常の變化と影

響とを與へたのである。

然も絶對性とも見る可き理智の神格を主張せずして、神の人格性と道德性に重きをおき、愛と力と正義との神を力說した。兎に角、唯一の神の信念といふ事は、明治時代の日本人に與へた最も深き高尙なる印象の一つで、この點に於て基督敎は永く忘れられぬであらう。

即ちこれが神道思想、佛敎敎理に多大の影響を與へて、從來兎もすれば單調淺薄であつた日本の宗敎に對して、新なる近代的新鮮味を注入し、人間の自覺自我の覺醒を來し、神人一如の本佛を見性せんとする努力を示した事は忘る可らざる點である。

昭和十四年四月二十日印刷
昭和十四年四月二十八日發行

明治史總覽 最終卷

定價 金六圓

著者 東京市瀧野川區中里町三七五番地 蘇武綠郎
發行者 東京市瀧野川區中里町三七五番地 鹽見眞平
印刷者 東京市豐島區巣鴨五丁目一〇八二番地 矢島勇三郎
印刷所 東京市豐島區巣鴨五丁目一〇八二番地 矢島印刷所

發行所 東京市瀧野川區中里町三三六番地 明文社內 明治史刊行會
電話駒込(82)一七〇四番
振替東京九九二六九番